

# ベトナム六法

## 目次

○ ベトナム社会主義共和国憲法		.....	1
○ 人民裁判所組織法	33/2002/QH10	.....	2
○ 人民裁判所の裁判官及び参審員令(旧法及び改正法)	2/2002/PL-UBTVQH11 14/2011/UBTVQH12	.....	3
○ 人民検察院組織法	34/2002/QH10	.....	4
○ 人民検察院の検察官令(改正反映版)	3/2002/PL-UBTVQH11 15/2011/UBTVQH12	.....	5
○ 弁護士法(改正反映版)	65/2006/QH11	.....	6
○ ベトナム弁護士連合会定款		.....	7
○ 行政訴訟法及び行政訴訟法施行に関する国会決議	64/2010/QH12 56/2010/QH12	.....	8
○ 行政訴訟法の施行に関する1号及び2号最高人民裁判所裁判官評議会議決	01/2011/NQ-HĐTP 02/2011/NQ-HĐTP	.....	9
○ 不服申立告訴告発法	09/1998/QH10 26/2004/QH11 58/2005/QH11	.....	10
○ 国家賠償責任法	35/2009/QH12	.....	11
○ 土地法の施行に関する181号政府議定	181/2004/ND-CP	.....	12
○ 住宅法(改正反映版)	56/2005/QH11 38/2009/QH12	.....	13
○ 住宅法の施行に関する71号政府議定	71/2010/ND-CP	.....	14
○ 民法	33/2005/QH11	.....	15
○ 婚姻家族法	22/2000/QH10	.....	16
○ 担保取引に関する163号及び11号政府議定	163/2006/ND-CP 11/2012/ND-CP	.....	17
○ 担保取引登録に関する83号政府議定	83/2010/ND-CP	.....	18
○ 商法	36/2005/QH11	.....	19
○ 統一企業法	60/2005/GH11	.....	20
○ 改正民事訴訟法	65/2011/QH12	.....	21
○ 民事訴訟法(旧法)	24/2004/QH11	.....	22

○ グラスルーツ和解に関する法令及び160号政府議定	09/1998/PL-UBTVQH 160/1999/ND-CP	..... 23
○ 民事判決執行法	26/2008/QH12	..... 24
○ 民事判決執行法の施行に関する58号政府議定	58/2009/ND-CP	..... 25
○ 破産法	21/2004/QH11	..... 26
○ 改正刑法	37/2009/QH12	..... 27
○ 刑法(旧法)	15/1999/QH10	..... 28
○ 刑事訴訟法	19/2003/QH11	..... 29
○ 補充捜査のための記録返却に関する1号合同通達	01/2010/TTLT-VKSNDTC-BCA- TANDTC	..... 30
○ 捜査段階における弁護人の権利保障に関する70号公安省通達	70/2011/TT-BCA	..... 31
○ 労働法	10/2012/QH13	..... 32
○ 労働組合法	12/2012/QH13	..... 33
○ 競争法	27/2004/QH11	..... 34
○ 消費者権利保護法	59/2010/QH12	..... 35
○ 知的財産法	36/2009/QH12	..... 36
○ 投資法	59/2005/QH11	..... 37

## ベトナム六法の発刊にあたって

このたび、JICA ベトナム法整備支援プロジェクト編集によるベトナム六法を発刊する運びとなった。当職の現地専門家としての任期満了前に完成を見ることができ、安心するとともに、素直にうれしく思う。

ベトナムに対する法整備支援は、民法支援を皮切りに 1990 年代初頭から始まり、その後正式に JICA による法整備支援プロジェクトの枠組みとして実施されるに至り、日本の法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）との協力の下で、現在では、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会をカウンターパートとして、法令起草支援、実務改善、人材育成を 3 本柱として多岐にわたる活動を実施している。法務省に加え、日本の最高裁判所、日本弁護士連合会の協力を得て、ベトナム現地では、検察官、弁護士、裁判官という法曹三者を常勤の専門家として派遣して日常的な支援を行いつつ、日本国内からは、著名な学者の先生方や経験豊富な実務家を委員とする各種委員会が設置され、現地の活動を支えている。

当プロジェクトは、自国の法制度をそのまま移植するというような押し付けの支援ではなく、相手国の土壌に適した選択肢を提示するという基本方針の下、ベトナム法を理解した上でベトナムの問題意識に即して日本の経験や法制度を伝えることを主眼として活動を行っている。ベトナム法の日本語訳は、我々長期専門家の活動にとって欠かせないものであり、当プロジェクトの活動に関連して、憲法、民法、刑法、各訴訟法、各組織法といった国の基本法について多くの法令が翻訳されている。そのような中で、日本の六法のような使い勝手の良いものがあればと思い、個人的に、翻訳した法令を 1 つのファイルにとじ始めたのがベトナム六法作成のきっかけである。

より多くの重要法令を盛り込み情報価値を高めて、広く公表して多くの人に利用してもらうという企画の趣旨に多くの関係者・関係機関に賛同いただくことができた。ICD 提供による翻訳法令<sup>1</sup>を始め、当プロジェクトの通訳人・翻訳人として長年我々の活動を支えて頂いている大貫錦氏及びブイ ティ ホン ミン 氏、外部の機関として日本貿易振興機構（JETRO）ハノイ事務所、公正取引委員会から、それぞれ重要な基本法令の翻訳情報<sup>2</sup>を提供していただいた。これにより、ベトナムにおける重要な基本法令については概ね掲載することが可能となった。とりわけ、JETRO ハノイ事務所には、翻訳法令の提供のみならず、ホームページでの公表を快諾していただいた。改めて感謝申し上げる次第である。

ところで、別紙翻訳者一覧のとおり、ベトナム六法掲載の法令には、現地専門家自ら翻訳したものが多く含まれている。ここに名前はないが、中島朋宏元長期専門家（現・仙台高等裁判所判事）の法令翻訳の先駆者としての功績を挙げないわけにはいかない。旧法令や重要法令の草案の翻訳、日越法律用語対訳集などは、我々後任専門家にとって翻訳業務の必須資料であったのみならずベトナム法の理解のための貴重な資料となった。また、一斉置換マクロを作成し、翻訳作業の効率や質の向上に貢献してくれた寺本二憲

---

<sup>1</sup> ICD 提供に係る和訳法令は外部の専門家による協力を得て作成したものが含まれる。ICD の ICD NEWS において解説等と併せて掲載されているものもあるのでそちらも参照されたい。

民事訴訟法：ICD NEWS 第 21 号 126 頁以下（2005 年 5 月）

刑事訴訟法：同 23 号 42 頁以下（2005 年 9 月）

刑法：同号 117 頁以下（同）

民事判決執行法：同 42 号 106 頁以下（2010 年 3 月）

<sup>2</sup> 各法令翻訳の右上部に提供元の機関、個人の名称を記載している。JETRO からは、商法、労働法、労働組合法、消費者権利保護法、知的財産法を、公正取引委員会からは、競争法を、それぞれ提供頂いた。

業務調整員にもお礼申し上げたい。

なお、各法令翻訳が異なる書式で作成されていたことから、当職において一応の書式整理はしたものの、全体として統一感に欠け、見栄えが良くない点についてはどうかご容赦いただきたい。また、ベトナム六法の編集は当職個人の手作業によるため、内容面の正確性の担保ができないことは言うまでもなく、改正法のフォローも完全とはいえないことを留意された上で、ご利用いただきたい。

2013年は日本ベトナム外交関係樹立40周年（日本ベトナム友好年）である。これを機に、一層、日本国民のベトナムへの関心が強まると同時に、日本企業のベトナム進出への機運も高まることが予想される。これに併せて日本の法律事務所によるベトナムビジネスへのリーガルサービスの需要も高まってくるであろう。そのような文脈において、このベトナム六法はベトナム法に関心のある法律関係者やベトナムに進出している企業・進出を考えている企業にとって法務面での重要な基礎資料として活用いただけるものと期待している。また、その国の歴史・文化・価値観等を反映する法律を理解することはベトナムという国を理解することにもなる。その意味で、ベトナム六法が、ベトナムを理解する一つのきっかけとなり、日越関係発展に少しでも寄与することになれば、編集者としてまたとない幸せである。

平成25年3月29日

JICA 法整備支援プロジェクト

長期専門家（裁判官）

多々良 周作

本法令日本語訳集は、JICA 技術協力専門家が業務上作成した成果物を、日本の企業・個人の皆様  
がベトナムの法令を理解するための参考資料として公開するものです。法律上の問題に関しては法令  
のベトナム語原文を参照してください。JICA は、本法令日本語訳集の内容の正確性について保証せ  
ず、利用者が本法令日本語訳を利用したことから生じる損害に関し、いかなる責任も負いかねます。

《翻訳者・文責者一覧》

JICA 法整備支援プロジェクト関係者・協力者によるもの（敬称略・五十音順・肩書きは 2013 年 3 月 29 日現在）

- 伊藤 文規（元現地専門家・チーフアドバイザー：東京地方検察庁検事）
  - 国家賠償責任法
- 大貫 錦（日越通訳者・翻訳者）
  - 民法
  - 破産法
- 小幡 葉子（元現地専門家・弁護士：TMI 総合法律事務所）
  - 担保取引登録に関する 83 号政府議定
- 木本 真理子（現地専門家・弁護士：アンダーソン・毛利・友常法律事務所）
  - 弁護士法（改正反映版）
- 多々良 周作（現地専門家・裁判官）
  - 人民裁判所組織法
  - 人民裁判所の裁判官及び参審員令（旧法及び改正法）
  - 行政訴訟法及び行政訴訟法施行に関する国会決議（行政訴訟法はミン氏翻訳の修正補充）
  - 行政訴訟法の施行に関する 1 号及び 2 号最高人民裁判所裁判官評議会決議
  - 改正民事訴訟法
  - グラスルーツ和解に関する法令及び 160 号政府議定
  - 改正刑法
- ブイ ティ ホン ミン（日越通訳者・翻訳者：有限会社ミサカ）
  - 人民検察院組織法
  - ベトナム弁護士連合会定款
  - 行政訴訟法
  - 土地法の施行に関する 181 号政府議定
  - 住宅法（改正反映版）
  - 住宅法の施行に関する 71 号政府議定
  - 婚姻家族法
  - 民事判決執行法の施行に関する 58 号政府議定
- 西岡 剛（現地専門家・チーフアドバイザー・検事）
  - 憲法
  - 人民検察院の検察官令（改正反映版）
  - 担保取引に関する 163 号及び 11 号政府議定
  - 補充捜査のための記録返却に関する 1 号合同通達
  - 捜査段階における弁護人の権利保障に関する 70 号公安省通達
- 西村 修（元現地専門家・裁判官：東京地方裁判所判事）
  - 不服申立告訴告発法
  - 国家賠償責任法（伊藤氏翻訳の修正補充）

## ベトナム社会主義共和国憲法の概要

JICA 長期派遣専門家・チーフアドバイザー

西岡 剛 (法務省出身・検事)

### 第1 総論

#### 1 ベトナム憲法の構造

ベトナム憲法は、以下のとおり、前文及び全12章147条からなる本文で構成されている成文憲法である。

前文

第1章 政治システム (1~14条)

第2章 経済システム (15~29条)

第3章 文化・教育・科学・技術 (30~43条)

第4章 ベトナム社会主義祖国の保護 (44~48条)

第5章 市民の基本的な権利と義務 (49~82条)

第6章 国会 (83~100条)

第7章 国家主席 (101~108条)

第8章 政府 (109~117条)

第9章 人民評議会・人民委員会 (118~125条)

第10章 人民裁判所及び人民検察院 (126~140条)

人民裁判所

人民検察院

第11章 国旗・国章・国歌・首都・国慶日 (141~145条)

第12章 憲法の効力及び憲法改正 (146、147条)

#### 2 ベトナム憲法の歴史

ベトナム憲法は独立後の1946年に成立したものが最初で、その後、フランスとの戦争に勝利した後の1959年に憲法を改正されたが、この1959年憲法は社会主義型憲法の性格が明確になったものと評価されている<sup>1</sup>。そして、1960年以降、北ベトナム国内において、法学教育が行われなくなり、法律実務家の一部エリートは旧ソ連や東ドイツに留学し、立法作業も旧ソ連から派遣された法律顧問団が大きな役割を果たすようになった。南北統一後の1980年にも新しい憲法が制定

<sup>1</sup> 1946年憲法は、「ベトナム市民の財産権は保障される。」と規定し、地主の権利を保護した。これは、当時のフランスとの交渉過程における妥協であるとともに、国内における地主を「独立」でいっささせるという考慮が働いたためである。そして、抗仏戦争に勝利した後の1959年憲法では国家の性格を「労働同盟に基づき、労働者階級により指導される人民主義国家である。」(2条)とした(ジェトロ「アジア諸国の憲法制度」第6章ベトナムの憲法制度 188、189頁参照)。

されたが、同顧問団がベトナム司法省に常駐し、司法省は、その指導を受けて、新憲法を制定した。この1980年憲法は、それに先立って1977年に制定された旧ソ連憲法の強い影響を受けた伝統的な社会主義型憲法であった<sup>2</sup>。現行憲法は、1986年のドイモイ(刷新)政策による対外的に経済を開放した後の1992年に改正されたものである。そして、ドイモイ政策により、市場経済化と対外開放政策が進んでいる中で、1992年憲法の一部は2001年に改正された。2001年の憲法改正において、最も大きな変化は第2条の「国家の性格規定」に関するものであり、つまり、「ベトナム社会主義共和国は、人民の、人民による、人民のための国家である」と規定していたのを、「ベトナム社会主義共和国は、人民の、人民による人民のための社会主義的法治国家<sup>3</sup>である」とした<sup>4</sup>。

#### 3 ベトナムの伝統的な法秩序について

ベトナムには、古くから「郷約(村のおきて)」があり、

<sup>2</sup> 1980年憲法は、国家の性格について「ベトナム社会主義共和国、プロレタリアの独裁国家である。」(1条)と定め、「勤労人民の集団主人権」(2条)の実現に触れて、「集団主人たる者は、労働者階級、集団的農民階級、社会主義的知識人層及びその他の勤労者」(3条)であるとし、共産党が「国家と社会を指導する唯一の勢力である」(4条)と定め、祖国戦線を「国家の堅固なよりどころ」(9条)とした。所有形態は、全人民所有と集団所有の2つの形態であった。なお、1992年憲法により、「プロレタリアート独裁国家」が削除され、「集団的人民の主人権」というものが単なる「人民の主人権」というものとなったほか、個人所有も認められるようになった(ジェトロ「アジア諸国の憲法制度」第6章ベトナムの憲法制度 191頁参照)。

<sup>3</sup> ベトナム憲法には法治国家に対峙する観念として「社会主義的適法性」(12条)というものがある。これはロシア革命以降のソビエトの経験の中で提起されてきたもので、「革命的適法性」観念からの系譜にあり、単なる「適法性」ではなく、「社会主義」の擁護のためにこそ適法性は存在するという独特の概念であり、権力の濫用を抑制する契機を持ちながらも、究極的には「プロレタリアート独裁」を確保し、そのための法運用を可能とする観念であった。これに対して、「法治国家」論は、違憲審査制度など権力分立を認めていない現在のベトナムにおいて、国会の役割重視というレベルに止まっている(鮎京正訓著「法整備とは何か」207、208頁参照)。なお、ベトナムの「法学辞典」(司法省法理研究院発行)によれば、「法治」が、①「人民が国家権力の主体である」こと、②「市民の権利及び権利が尊重され保護される」こと、③「法治」のためには「民主主義が不可欠の条件であり保障する」こと、④「国家と社会に対し、法律に中心的な地位を付与する。」ことなどを求めている旨記載されている。1992年ころから、ベトナムは、従来の社会主義的法理論からの一定の転換を図り、従来はブルジョア的な法理論として批判の対象であった「法治国家論」が支配的となった。(鮎京正訓著「法整備とは何か」196,197,224頁参照)。

<sup>4</sup> 鮎京正訓著「法整備とは何か」194,202,219頁参照。

村における紛争解決、婚姻・家族等に関するおきてが今も存在している。そして、従来ベトナムでは、「王法も村の垣根まで」ということわざが存在しており、これはベトナムにおける村落の自律性の強さを表すものとして理解されてきた。郷約は古い時代に起源を持つものが多く、古い価値原理に立脚している。例えば、紛争解決の「長老の支配」などもあるようであるが、このような郷約は法治国家論との関係では、本来的に相反するものとなる。

現在、ベトナム政府は、村落の自治を認めつつ、それを自らの支配に適合的なように組み込むなどして、郷約について、コミットしようとしている。すなわち、政府が、郷約の存在を盾にして、法治国家、民主主義、人権等の水準の在り方を限定する体制維持に利用しかねないということである<sup>5</sup>。

## 第2 統治機構

### 1 統治機構総論<sup>6</sup>

人民主権であり、主権者である人民の代表機関である国会が最高の国家権力機関となるので、国家主席（国家元首）・政府・地方政権（人民評議会及び人民委員会）・司法機関（裁判所及び検察院）は、国会に対して責任を負っていることが特徴である。また、国家権力は統一されたもので、立法・行政（執行）・司法の権限は各国家機関に配分され、協同関係（三権分業）にあり、権力分立制度ではない。

### 2 政治システム

#### ① 人民主権（2条）

すべての国家権力は、人民に属している。

国家権力は統一しており、立法権・行政権・司法権は各国家機関で配分され、協同している。

#### ② 国家権力の行使（6～8条）

人民は、国会及び人民評議会を通じて国家権力を行使し、これら機関は人民によって選出された人民の意志の代表機関<sup>7</sup>であり、人民に対して責任を負っている。

国会等すべて国家機関は、民主集中の原則に従って組織され、活動する。

各国家機関及び公務員は、人民に奉仕しなければならない。

#### ③ 憲法上で規定されている国家機関以外の特別な組織<sup>8</sup>

##### ア) ベトナム共産党（4条）

ベトナム共産党は、ベトナム労働者階級の先導隊であり、すべての民族の権利を忠実に代表する、国家と社会の指導勢力である。

##### イ) ベトナム祖国戦線（9条）

自主的な政治連合組織であり、国家機関及び公務員の活動を監察する。

国会に対しての法案提出権もある（87条）

国家は、祖国戦線の効果的な活動を保障する。

##### イ) 労働組合（10条）

労働者の政治—社会組織であり、労働者保護のため、国家機関及び経済組織の活動の監察に参加する。

##### ウ) 民族評議会（87条、94条、95条）

民族に関する諸問題を研究する評議会であり、国家委員会と同じ任務・権限を有しており、法案提出権もある。

## 3 国会

### ① 国会の特徴（83条）

人民の最高の代表機関であり、かつ、最高の国家権力機関である。

唯一の憲法及び法律制定機関である。

国家活動全部に対しての最高の監察権を行使する。

### ② 国会の任務（84条）

国会の主な任務は以下のとおりである。

#### ア) 憲法及び法律の制定・改正

#### イ) 憲法・法律及び国会議決遵守の監察権

#### ウ) 国家財政政策の決定及び国家予算の承認

#### エ) 国会・国家主席・政府・人民裁判所・人民検察院・地方政権の組織や活動に関する決定

#### オ) 国家主席・国家副主席・国会議長・各国会副議長・各国会常務委員会委員・政府首相・最高人民裁判所長官・最高人民検察院長官の選任・解任・罷免<sup>9</sup>

<sup>5</sup> 鮎京正訓著「法整備とは何か」234,235頁参照

<sup>6</sup> 1980年憲法では、「国家評議会」というものを創設し、「国会の常務活動を行う最高機関であり、ベトナム社会主義共和国の集約的主席である。」（98条）と定めた。国家評議会の制度は、東欧諸国でも採用されていた制度であり、憲法、法律等の解釈権限を含む広範な権限を有していた。また、国家評議会の創設により、1959年憲法には存在していた国家主席や国会常務委員会が廃止された。そして、1992年憲法により、国家評議会は廃止され、逆に国家主席や国会常務委員会が復活した（ジェトロ「アジア諸国の憲法制度」第6章ベトナムの憲法制度191頁参照）。

<sup>7</sup> 人民の信任が得られてない場合、国会議員及び人民評議会議員は、有権者の選挙により罷免される場合もある（7条）。

<sup>8</sup> ベトナムは、憲法でベトナムの政治体制の根幹を社会主義であるとした上で、共産党の指導性を定め（4条）、この党の指導性は民主集中の原則（6条）によって担保され、祖国戦線という共産党の翼賛団体に例えば国会議員の選挙の際に候補者指名簿作成権を付与するなど強い権限を与えることにより、伝統的な政治体制を維持している（鮎京正訓著「法整備とは何か」。221頁参照）。

<sup>9</sup> 各国家機関に対する国会によるコントロール機能である。国会は人民の代表機関であるから、このような機能を持つものと思われる。

カ) 憲法・法律・国会議決と反する、国家主席・国会常務委員会・政府・政府首相・最高人民裁判所及び最高人民検察院の各種文書を廃棄<sup>10</sup>

キ) 国家主席が署名した条約の承認等

### ③ 国会の会期等

1 会期は5年であるが、国会議員の3分の2以上の賛成により会期が短縮される場合もある（85条）。

通常国会は年2回であるが、国会議員の3分の2以上の賛成により臨時国会が召集される場合もある（86条）。

### ④ 国会の構成組織

ア) 国会議長及び副議長（92条）

イ) 国会常務委員会（90条、91条）

国会の常任委員会（国会議長、副議長のその他国会議員で構成）

政府閣僚との併任は許されない。

主な任務は以下のとおり。

一国会の召集

一憲法・法律・法令の解釈<sup>11</sup>

一憲法・法律・国会議決、国会常務委員会の法令・議決の施行の監察

一国会常務委員会の法令及び議決に反する、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院の各種文書の廃止

一人民評議会の活動の監察・指導<sup>12</sup>

ウ) 各種委員会（95条）

法律案を研究・審査する、法律・法令案その他のプロジェクトに関して建議をする

エ) 国会議員（97～100条）

人民の意志を代表し、選挙区及び国全体の代表者  
国家主席・国会議長・政府首相及び閣僚・最高裁長官・最高検長官に対しての質問権を有する。

不逮捕等の特権

国家からの経費保障

### ⑤ 法案提出権者（87条）

国家主席・国会常務委員会・民族評議会及び各種委員会・政府・最高人民裁判所・最高人民検察院・ベトナム祖国戦線及びその各組織

<sup>10</sup> 国会による事実上の違憲審査機能と評価できる。

<sup>11</sup> 法規正文書の解釈権限はあっても、共産党の機関文書の解釈権限はない（ジェトロ「アジア諸国の憲法制度」第6章ベトナムの憲法制度 201頁参照）。

<sup>12</sup> 省及び中央直轄市の人民評議会会の違法な議決を取り消し、省、中央直轄市の人見評議会が、人民の利益に対して重大な被害を与えた場合、その人民評議会を解散する。

## 4 国家主席

### ① 国家主席の特徴（101条、102条）

国家元首であり、対内的・対外的にベトナム社会主義共和国を代表する。

国会議員の中から選出される。

### ② 国家主席の任務・権限（103条、106条）

主な任務は以下のとおりである。

ア) 憲法・法律・法令の公布

イ) 各人民武装勢力の統括

ウ) 国防・安寧評議会会長の職務就任

エ) 国会に対しての、国家副主席・政府首相・最高人民裁判所長官・最高人民検察院長官の任命・解任・罷免を提案権

オ) 国会常務委員会の法令に対する再審査提案権<sup>13</sup>

カ) 命令及び決定の発行権限

## 5 政府

### ① 特徴（109条、110条、117条）

国会の執行機関であり、最高の国家行政機関（109条）<sup>14</sup>

国会に対して責任を負い、国会・国会常務委員会・国家主席に業務報告する。

政府は、首相・各副首相・各大臣・その他構成員（閣僚）からなる。首相以外の政府の構成員は、必ずしも国会議員である必要はない。

政府首相は、国会に責任を負い、国会・国会常務委員会・国家主席に業務報告をする。

政府閣僚は、自身が担当する専門分野に関して、政府首相及び国会に対して責任を負う。

### ② 政府の任務及び権限（112条）

ア) 各省、省レベルと同一の国家機関、政府に属する各機関、各階級の人民委員会の業務の指導

イ) 国会及び国会常務委員会に対して、法律案、法令

<sup>13</sup> 国家主席による国会常務委員会を通じた国会に対する抑制機能と評価できる。他の国家機関による国会に対する抑制機能はこの権限以外には見当たらない。

<sup>14</sup> 109条の規定（政府は最高の行政機関）から、政府は、「最高」の行政権を有しているという結論を導き、政府の国会からの独立性を協調する見解がある。これに対し、政府が最高の行政機関であるというのは国家行政機関の統一的な長としての機関であると理解すべきであり、政府の国会からの独立性を認めない見解がある。この点、首相には国会の解散権が与えられていないことから、後者の見解（国会の最高機関性及び国会中心主義）が支配的な見解である（ジェトロ「アジア諸国の憲法制度」第6章ベトナムの憲法制度 206,207頁参照）。



案等の提出

③ 政府首相の任務及び権限（114条）

- ア) 政府、その他各政府の構成員（閣僚）、各級の人民委員会の業務の指導  
政府会議の議長
- イ) 憲法や法律、上級の各国家機関の各文書に違反する、大臣及びその他政府閣僚の決定・指示・通達や、人民委員会及び省級や中央直轄市の人民委員会  
の主席の決定、指示の執行の停止、あるいはこれらの廃棄
- ウ) 憲法や法律、上級の各国家機関の文書に違反する、省級や中央直轄市の人民評議会の議決の執行の停止及び国会常務委員会に対しての廃棄提案

6 人民評議会・人民委員会（地方政権）

① 行政単位（118条）

- ア) 国内は省及び中央直轄都市<sup>15</sup>に分割されている。
  - イ) 省内は市及び町に分割されている。  
中央直轄都市内は区・県及び町に分割されている。
  - ウ) 省の市及び町は街区及び社に分割されている。  
中央直轄都市の区は街区に分割され、その県は社及び小さな町に分割される。
- \*それぞれの行政単位に人民評議会及び人民委員会がある。

② 人民評議会（119条、120条、122条）

地方における国家権力機関であり、地方の人民によって選出される人民の意志の代表機関である。  
地方の人民及び上級の国家機関に対して責任を負う。  
地方における憲法や法律を施行するための議決の制定  
人民評議会議員は、人民評議会議長、人民委員会の主席及び他の構成員、人民裁判所長官、人民検察院長官及び人民委員会に所属する各機関の長に対しての質問する権利を有する。

③ 人民委員会（123条、124条）

人民評議会によって選出される人民評議会の（議決等の）執行機関であり、地方における国家行政機関である。  
法律の範囲内において決定・指示を出すことができる。  
人民委員会の主席は、人民委員会が属する機関の違反文書、下級の人民委員会の違反文書の執行を停止し、あるいは廃棄する権利を有する。

④ ベトナム祖国戦線等の地方における立場（125条）

関連問題に関しては、ベトナム祖国戦線委員の議長及び地方における人民団体の指導者は、同等レベルの人民評議会の会議や人民委員会の会議に招待される上、人民評議会・人民委員会は、祖国戦線と各人民団体に対し、地方のあらゆる面の状況を定期的に報告しなければならない。

7 最高人民裁判所及び最高人民検察院

① 人民裁判所<sup>16</sup>

- ア) 特徴（127条、128～130条）  
人民裁判所は、通常の裁判機関<sup>17</sup>である。  
国会は、特別の場合、特別裁判所を設置できる。  
裁判においては、人民参審員を伴ったの審理合議体を形成する。  
裁判官と人民参審員は独立<sup>18</sup>が保障されている。  
裁判の公開が保障されているが、法律が規定する場合は非公開。
- イ) 裁判所長官の責任（128条、135条）  
最高人民裁判所長官の任期は国会と同じであり、国会に対して責任を負い、業務報告をする。  
地方の裁判所長官は、人民評議会に対して責任を負い、業務報告をする。

② 人民検察院<sup>19</sup>

- ア) 特徴（137条）  
公訴権を行使し、各司法活動を検察（監督・コントロール）し、法律が厳格かつ統一的に執行されることを確保することがその任務である。
- イ) 検察院長官の責任（140条）

<sup>16</sup> ベトナムの裁判所機構は、ハノイにある最高人民裁判所を頂点とした3層構造である。つまり、最高人民裁判所の下に、省及び中央直轄都市の人民裁判所、さらにその下には、県及び区の人民裁判所がある。日本でいうところの高等裁判所のようなものはない。また2審制を採用している。  
<sup>17</sup> 法令解釈権は国会常務委員会にあるので、裁判所には法令解釈権はなく、違憲審査権も有していない。

<sup>18</sup> 裁判官及び参審員の独立とは、第1に判決が検察院の結論によって拘束されないこと、第2にいかなる機関、阻止医、個人であっても、裁判活動に対し、法律に反する干渉はできないこと、を意味する。また、共産党の関連では、共産党の裁判所に対する指導は存在するものの、それは一般的な路線、政策を通じてであって、具体的な裁判の方向性に意見を述べることは絶対に許されず、とされている。しかしながら、ベトナムにおいては、従来から、共産党による裁判の介入が存在してきたし、裁判官の大半が共産党員であるという現状（検察官は全員共産党員）、1992年憲法には「共産党の指導性」が規定されていることから、「裁判官の独立」の問題は非常に複雑である（ジェトロ「アジア諸国の憲法制度」第6章ベトナムの憲法制度 210頁参照）。

<sup>19</sup> ベトナムでは、人民検察院も裁判所と並ぶ司法機関と位置づけられている。

<sup>15</sup> 中央直轄都市はハノイ、ホーチミン、ハイフォン、ダナン、カントーの5つである。そのほか58の省がある。

最高人民検察院長官の任期は国会と同じであり、国会に対して責任を負い、業務報告をする。地方の検察院長官は、人民評議会に対して責任を負い、業務報告をする。

### 第3 人権規定

#### 1 人権総論

ベトナム憲法第5章49～82条において、「市民の基本的な権利及び義務」として各種公民の権利保護のための規定が設けられている。

まず、50条は、「ベトナム社会主義共和国において、政治・民事・経済・文化・社会に関する人権は尊重され、市民の権利として具体化され、憲法及び法律において規定されている。」と規定する。つまり、ベトナム憲法においては、人権という概念が存在し、その概念を個別具体化したものが各種市民の権利<sup>20</sup>であり、この市民の権利を憲法や法律によって保護しているというのである。したがって、ベトナムの市民の権利は、憲法や法律によって賦与されたもの（いわゆる法律の留保付き市民の権利）であり、市民の義務と不可分（51条）の関係になっているのがその特徴である。

#### 2 人権各論

ベトナム憲法において、規定されている各種市民の権利は以下のとおりである。

- 法の下での平等（52条）
- 参政権（53条、54条）
- 労働権（55条）
- 経営の自由（57条）
- 財産権（58条）

<sup>20</sup> 「人権」は1992年憲法において初めて出てきた用語であり、1992年憲法において「人権」と「市民の権利」、これら2つの概念をどのように考えるべきか、議論されている。元来、社会主義憲法においては、前国家的な権利である「人権」概念は憲法上採用されず、それとは異なる後国家的な権利である「市民の権利」という概念が採用されてきた。1992年憲法を改正する際、改革派は、「人権」と「市民の権利」を別個の条文で規定しようとしたが、保守派との妥協により、現在の50条の規定ぶりとなった。つまり、「人権は各種市民の権利として具体化される」として、「人権」概念が「市民の権利」とし関係づけられることにより、「人権」の独自の意義を理論的に薄める結果となった。改革派にとって、このような規定ぶりには不満が残るものの、とにかく「人権」を憲法上の概念として取り入れることを最優先した。他方、保守派は「人権」を憲法上の概念として取り入れることに妥協した大きな理由はドイモイを進める上で対外関係上、かような規定が憲法上あった方が有利であると考えたためである（鮎京正訓著「法整備とは何か」211,212頁参照）。なお、改革派とは、ドイモイ政策後に出現した起業家の利益を代表する政治的潮流であり、とりわけ彼らの経済的利益を、経済的自由を少しでも得ようという方向で主張を掲げた者、保守派とは、伝統的な社会主義体制で利益を得てきた、軍、国営企業などの利益を優先した政治的潮流であり、1980年憲法に親近感を持つ者である。もっとも、改革派も保守派もベトナム共産党の一党体制を維持する点は共通していた（鮎京正訓著「法整備とは何か」195頁参照）。

- 教育を受ける権利（59条）
- 研究の自由（60条）
- 社会保障を受ける権利（61条）
- 住宅建設の権利（62条）
- 両性の平等（63条）
- 子供の保護（64条）
- 負傷兵の保護（65条）
- 移転・居住の自由（66条）
- 言論・報道の自由（67条）
- 信仰・宗教の自由（68条）
- 精神・身体に対する自由（69条）
- 無罪推定の原則及び違法逮捕に対する保障（70条）
- 住居不可侵の権利及び通信の秘密の保護（73条）
- 請願権及び賠償請求権（74条）
- 国外に居住するベトナム人の権利保護（75条）

#### 3 市民の義務

憲法で明記している市民の各種義務は以下のとおりである。

- 祖国忠誠（76条）
- 祖国保護及び軍事義務（77条）
- 国家財産及び公民の利益に対する尊重・保護義務（78条）
- 法規範遵守義務及び国家秘密守秘義務（79条）
- 納税及び公益労働義務（80条）及び通常労働の義務（55条）
- 訓練及び指導の義務（59条）

### 第4 その他の規定

#### 1 総論

ベトナム憲法において、国家は、あらゆる面において、国家の全面的な発展に寄与しなければならない旨規定されている（3条）こと、国家は、社会主義体制を強化し、法律によって社会を管理する旨規定されている（12条）ことから、第2章（15～29条）において、経済分野における国家の役割、第3章（30～43条）において、文化・教育・科学・技術分野における国家の役割をそれぞれ規定しているのも特徴である。

また、第4章（44～48条）においては、国防等に関する規定（ベトナム社会主義祖国の保護）も設けられている。

#### 2 各論

##### ① 経済システム（15～29条）

国家は、法律・計画・政策により、国家経済を統一的に管理する（26条）。国家は、社会主義方針のもとで、市場経済の発展のため、国際経済参入のために、各種政

策を実施する。全人民所有・集団所有・個人所有の各制度が保障されているが、全人民所有及び集団所有が、所有制度の基礎である (15 条)。

土地は、全人民所有であり、国家が統一的に管理する。個人や組織は、国家から土地を委任され、法律の規定に従って、委任された土地の使用権を譲渡することができる (17 条、18 条)。

個人・組織は、法律で禁止されていない種々の職業において、生産・経営をすることが保障されている (16 条)。

個人及び組織の合法的な財産は国有化されない旨規定されているが、国防等国家利益のためには、市場価格に見合った賠償金額での収用・徴用が可能となる (23 条)。

## ② 文化・教育・科学・技術 (30～43 条)

国家による文化事業、教育組織、人民の健康保護事業

及び体育・スポーツ事業の統一的管理の実施 (30 条、36 条、39 条、41 条)。

特に、教育や健康保護事業に関しては、山間部や少数民族を優先保護するための各種プログラムを実施することは国家の責務である・

国家は、科学・技術と経済の発展を連携させるための各種政策を実施する (37 条、38 条)。

## ③ ベトナム社会主義祖国の保護 (44～48 条)

ベトナム社会主義祖国の保護及び国家の堅固な安寧維持は、全人民の仕事である (44 条)。

国防のための人民軍隊を、国内の秩序維持のための人民公安を、それぞれ編成する (46 条、47 条)。

以 上

## ベトナム社会主義共和国憲法<sup>21</sup>（仮和訳）

### （前文）

何千年もの歴史の間、国を建設・保護するために、勤勉かつ創造的に労働し、勇敢に闘争するベトナム人民は、民族の伝統的な団結力・仁義・強固でかつ不屈の精神を構築するとともに、ベトナム文明を作り上げた。1930年以來、ホーチミンによって創立・訓練されたベトナム共産党の指導の下、我々人民は長い革命闘争を遂行した。そして、多くの困難と犠牲が、8月革命を勝利に導いた。1945年9月2日、ホーチミン主席は、独立宣言を読み上げ、ベトナム民主共和国を誕生させた。その後、数十年間、我々の国の各民族の人民は、世界の友人からの貴重な援助を受けながら、絶え間なく戦闘を続けた。とりわけ、社会主義各国と近隣諸国は、華々しい戦功を挙げた。特に、植民地帝国主義からの2つの侵略戦争を打ち負かした歴史的なディエンビエンの戦役とホーチミン戦役を挙げるができる。これにより国土を解放し、祖国を統一し、人民民主民族革命を完遂した。1976年7月2日、統一ベトナム国会は、国名をベトナム社会主義共和国と変更することを決定した；国家は、社会主義への移行期に入り、国土建設や、しっかりと祖国保護に励むと同時に、国際義務も果たした。1986年から今日まで、第6回ベトナム共産党大会によって提唱された国土全体のドイモイ事業が、大変重要でかつ初期的な成果をあげた。国会は、新しい状況と任務に対応するため、1980年憲法改正を決定した。本憲法は、政治・経済・文化・社会・国防・国防・安寧制度や、市民の基本的な権利及び義務や、国家機関の組織及び活動の機構及び原則や、指導者としての党・主人としての人民・管理者としての国家の関係の新しい体制化を規定した。

マルクス・レーニン主義及びホーチミン思想の明かりのもと、国土建設綱領を実現し、社会主義移行期において、ベトナム人民は、伝統的な愛国精神を発揮し、団結して心をつなぐことを誓う。高い自力精神、自強な国家建設、対外独立の方針を実現するなら、すべての国との間で友好・協力自主、平和、友好、国際協力は、厳正に、憲法を施行し、ドイモイ、祖国保護及び建設作業において、より大きな勝利を勝ち取る。

<sup>21</sup> 本憲法は、1992年に改正されたものであり、2001年にもその一部が改正された。

## 第1章 政治システム

### 1条

ベトナム社会主義国は、一つの独立した主権のある統一された国であり、そしてその保全領域は、本土・海上諸島・領海及び領空である。

### 2条

ベトナム社会主義共和国は、人民の、人民による、人民のための社会主義的法治国家である。全ての国家権力は、人民に属しており、その礎となる人民は、労働者階級と農民階級及び知識人層の連合体である。

国家権力は統一しており、立法権・法執行(行政)権・司法権は、各国家機関間で配分され、協同している。

### 3条

国家は、あらゆる面における人民の主人権を保障し、これを止めることなく促進し続け、民衆が富み、強力な国、公正な社会、民主、文明という目標を実現し、すべての者は、生活物資が十分で、自由で幸福な生活を享受し、全面的に発展する条件を創出する；祖国及び人民の利益を侵害する行動は厳罰に処せられる。

### 4条

ベトナム共産党は、ベトナム労働者階級の先導隊であり、マルクスレーニン主義及びホーチミン思想に従って、労働者階級及び働く人民や、すべての民族の権利を忠実に代表する、国家と社会の指導勢力である。

党のすべての組織は、憲法と法律の範囲内で活動する。

### 5条

ベトナム社会主義国家は、ベトナム国土で共に生活する各民族の統一国家である。

国家は、各民族間における平等・団結・共助政策を実施し、民族を軽視し、分断する行為を厳格に禁ずる。

各民族は、自身の話し言葉、書き言葉を使用して、民族的特性を維持するとともに、風俗・習慣・伝統・文化をより発展させていく権利を有している。

国家は、同胞である少数民族の物質的及び精神的な生活を順次向上させていくためのあらゆる発展政策を実施する。

### 6条

人民は、国会及び人民評議会を通じて国家権力を行使する。これらは、人民によって選出され、人民に対して責任を負っており、かつ人民の意思と希望を代表している機関である。国会・人民評議会及びすべての国家機関は、民主集中の原則に従って組織され、活動する。

### 7条

国会議員、人民評議会議員の選挙は、普通・平等・直接かつ秘密投票の原則に従って実施される。

人民からの信任が得られていない場合、国会議員は、有権者の選挙あるいは国会により罷免され、人民評議会議員は、有権者の選挙あるいは人民評議会により罷免される。

### 8条

各国家機関・幹部公務員・国家職員は、人民を尊重し、全身全霊で人民に奉仕し、人民と密接に連携し、人民の意見を聞き、人民からの監察を受ける；汚職・無駄及び官僚主義、権威主義に対しては断固闘う。

### 9条

ベトナム祖国戦線は、各階級・各階層・各民族・各宗教・国外に居住するベトナム人の、政治連合組織であり、政治組織・各政治-社会組織・社会及び各個人の象徴的な組織の自主的な連合体である。

ベトナム祖国戦線及びその構成組織は、人民政権の政治的基礎を構成し

ている。戦線は、全人民団結の伝統を促進し、人民の政治的・精神的な一致を強化し、人民政権の建設、安定化に参加するとともに、国家と協力して、人民の正当な利益に配慮し、これを保護し、その主体的な権利を実現させるために人民を鼓舞し、憲法と法律を厳正に施行し、国家機関、人民から選出された代表者、幹部公務員・国家職員の活動を監査する。

国家は、祖国戦線とその構成組織が効果的に活動できるようにするための条件を整える。

### 10条

労働組合は、労働者階級及び労働者の政治-社会組織であり、国家機関・経済組織・社会組織と共同して、幹部、労働者、職員及びその他の勤労者の権利、利益に配慮して、これを保護する；国家と社会の管理に参加し、国家機関・経済組織の活動の検査・監察にも参加する；公務員幹部・労働者・職員・その他勤労者が祖国を建設、保護していく上での教育も実施する。

### 11条

市民は、国家や社会の事業に参加することを通じて、草の根レベルの自身の主人権を行使し、公共財産の保護・市民の合法的権利及び利益の保護・国家安全及び社会・組織・公共生活の安全秩序を維持する責任を負う。

### 12条

国家は、社会主義的適法性を止めることなく強化し続け、法律によって社会を管理する。

各国家機関・経済組織・社会組織・人民武装部隊及びすべての市民は、憲法・法律を厳正に執行し、各種犯罪や、憲法や法律に違反する各種行為を予防するとともに、これらに対して闘争しなければならぬ。

国家の利益、集団及び市民の権利や利益を侵害するあらゆる行為は、すべて法律に従って処理されなければならない。

### 13条

ベトナム祖国は、神聖かつ不可侵である。

祖国の独立、主権、統一及び保全領土に抵抗したり、ベトナム社会主義祖国を建設・保護する事業に抵抗したりするような陰謀や行動は、法律に従って、厳重に処罰される。

### 14条

ベトナム社会主義共和国は、世界のすべての国との間で、相異なる政治・社会制度であってもそれを区別することなく、相互の独立・主権及び領土保全・内政不干涉・平等及び相互の利益を尊重することを基礎として、平和・友好、交流及び協力関係を拡大する政策を実施する；社会主義国家や近隣諸国との友好な団結性、協力関係を強化する；平和・民族の独立・民主及び社会発展のための世界人民の共同闘争を積極的に支持し、貢献する。

## 第2章 経済システム

### 15条

国家は、国内の力を促進するという考えに基づき、自主・独立経済を構築し、国際経済参入を主導する；国土の工業化、現代化を実現する。

国家は、社会主義の方針のもと、市場経済を発展させる政策を一貫して実現させる。様々な生産・経営組織の各形態をもつ多様な構成要素の経済構造は、全人民所有、集団所有、個人所有の制度に基づくものであるが、そこにおいて、全人民所有と集団所有がその土台となる。

### 16条

国家経済政策の目的は、人民を豊かにし、国を強くし、ますます増加する人民からの物質的・精神的要望に応え、多様な形態の下での、国家経済・集団経済・個人や小規模会社の経済・個人資本経済・国家資本経済及び外国投資経済を含む各経済構成要素のあらゆる生産能力、あらゆる潜在能力を促進させるという考えに基づき、物質的-技術的基盤の建設や、世界経済との間での、経済・科学・技術協力及び交流の拡大を推進することであ

る。

各経済構成要素は、社会主義方針に基づく市場経済の重要な構成部分である。経済構成要素に属する組織・個人は、法律で禁止されていない種々の職業において、生産・経営をすることができる；また、法律に従って、長期間にわたり、発展して協力し合い、平等な競争をしている。

国家は、社会主義方針に従った各種市場の形成・発展・順次改善を促進する。

### 17条

土地・山林・河川・湖沼（水源）・地下資源・領海・大陸棚及び領空における利権のほか、国家が、経済・文化・社会・科学・技術・外交・国防・安寧に関する分野の事業及びプロジェクトに投資したことによる資本や財産と、法律が規定しているその他の財産は、全人民所有に属する。

### 18条

国家は、計画と法律に従ってすべての土地を統一的に管理し、その使用が目的に適合し、一定の効果を上げることを確保する。

国家は、各組織や各個人に対して、安定して継続使用させるため、土地を委任する。

組織と個人は、土地を保護すること、豊かにすること、合理的に開発すること、経済的に使用することの責任を負い、法律の規定に従って、国家から委任された土地の使用権を譲渡することもできる。

### 19条

国家経済は、統合・発展しており、とりわけ、主要な専門分野においては、日増しに国民経済の確実な土台となっている集団経済とともに、主導的な役割を果たしている。

### 20条

市民が投資し、生産・経営に協力した集団経済部門は、任意的・民主的・相互利益という原則に基づき、多種多様な形態で、組織される。

国家は、協同組合（合作社）が効果的に活動していく上で、それを強化・拡大するための条件を創出する。

### 21条

個人経済部門・個人資本経済部門は、生産・経営組織を選択でき、国家の福祉や人民の生活の利益となる職業分野においては、活動規模に関して制限されない企業を設立できる。

家族経済部門は、発展を奨励される。

### 22条

すべての経済構成要素に属する各種生産・経営企業は、法律の下ではすべて平等であり、国家に対して各種義務を十分に果たさなければならないが、合法的な資本と財産は国家によって保護される。

すべての構成要素に属する企業は、法律の規定に従って、国内外の個人及び経済組織と合併・統合することができる。

### 23条

個人・組織の合法的財産は、国有化されない。

国防・安寧のため、かつ国家利益のために、真に必要な場合は、国家は、個人・組織の財産を、市場価格に従った賠償金額で、強制購入（収用）するか、徴用することができる。

収用・徴用の方式は法律の規定による。

### 24条

国家は、対外的な経済活動を統一的に管理して拡大し、相互の独立・主権・相互利益を尊重するという原則に基づき、国内生産を保護・促進しつつ、すべての国家・組織との間で、各種経済関係を発展させる。

### 25条

国家は、外国の各種組織及び個人が、ベトナムの法律・国際法及び国際

通例に基づき、ベトナムに資本・工業技術を投資することを奨励する；外国の各種組織及び個人の資本・財産に対する合法的な所有権及び各種権利を保証する。外国に投資資本のある企業は国有化されない。

国家は、外国に定住するベトナム人が、国（ベトナム）に投資することを奨励し、そのための条件を創出する。

### 26条

国家は、法律・計画・政策により、国家経済を統一的に管理する；責任を分割し、行政の各専門省庁（部門）及び各階級に、国家管理を割り当てる；個人及び集団の利益は国家の利益に結合させる。

### 27条

あらゆる経済・社会及び国家管理活動は、経済効果の高い政策を実施しなければならない。

### 28条

あらゆる生産・経営活動は、合法的でなければならず、国家経済を破壊したり、国家利益や、集団及び市民の合法的な権利と利益に対して損害を及ぼすような、すべての行為は、法律に従って厳格に処理される。

国家は、生産者・消費者の権利を保護する政策を講じる。

### 29条

国家機関・武装部隊・経済組織・社会組織・すべての個人は、天然資源の合法的利用及び環境保護に関する国家の各種規定を実行しなければならない。

資源を枯渇せる、あるいは環境を破壊するあらゆる行動は厳に禁止する。

## 第3章 文化・教育・科学・技術

### 30条

国家及び社会は、先づきのベトナム文化や趣のある民族の特性を保存して発展させる；民族、現代、人文；ベトナムの各種伝統的文化の価値や、ホーチミンの思想・道徳・風格や品位を受け継いで発展させる；人類文化の神髄の承継；人民における創造的な才能を開花させる。

国家は、文化事業を統一的に管理する。反動的・腐敗思想や文化の宣伝を厳に禁止する；迷信や有害慣習を排除する。

### 31条

国家は、人民が全面发展するため条件を創出する。憲法や法律に従って生活して働くという人民意識を教育する、淳風美俗を維持する、文化的かつ幸福な、国や社会主義を愛する精神や、世界の各種民族との友好及び協力するという真の国際精神のある家庭を作る。

### 32条

文学・芸術、人格形成や、ベトナム人の崇高な精神形成に貢献するものである。

国家は、価値のある文化・文学・芸術発展に投資し、人民が、価値のある文学・芸術作品を享受できるための条件を創出する；文化・芸術の創造的な各種才能を発展させるための補助をする。

国家は、文学・芸術活動の多種多様な形態を発展させ、一般大衆の文化・芸術活動を奨励する。

### 33条

国家は、情報業務・新聞報道・ラジオ・テレビ・映画・出版・図書館及びその他大衆情報伝達手段を発展させる。国家利益に損害を与えたり、ベトナム人の人格・道徳及び良好な生活様式を破壊するような文化活動や情報活動は厳に禁止する。

### 34条

国家及び社会は、民族の文化遺産を保存し、発展させる；保存・保管・修復・維持・保護の業務に配慮し、各種歴史的遺産・革命遺品・各種文化

遺産・各種芸術事業・各種名勝旧跡の保存・保管・修復・維持・保護に配慮し、それらから最善の効果を得られるようにする。

歴史的遺産・革命遺品・各種芸術事業及び名勝旧跡を侵害するような行動は厳に禁止する。

### 35条

教育及び道徳は、第一の国策である。

国家及び社会は、人民の価値を高め、人民の力を養成し、人民の才能を育成するために教育を発展させる。

教育の目標は、市民の人格・資質・能力の形成と育成である；技能を身に付け、活動的かつ創造的で、民族の高い誇りを持ち、倫理観があり、国家の繁栄のために積極的に貢献しようとする意志があり、祖国建設・保護事業の要請にも応えることのできる労働者を養成する。

### 36条

国家は、教育目標・プログラム・内容・計画・教員水準・試験規則及び学位・成績証明システムに関しての教育組織を統一的に管理する。

国家は、バランスのとれた教育組織、例えば、入学前教育・普通教育・職業教育・大学教育・大学院教育を発展させる；基礎中学教育を普及を実現する；国立、私立の学校形態やその他の教育形態を発展させる。

国家は、教育に優先的に投資し、その他投資者を奨励する。

国家は、山間部・少数民族地域・特別な困難に直面している地域における教育発展のための優先保護政策を実施する。

各種人民団体、とりわけホーチミン共産青年団、各社会組織、各経済組織、同じ学校の家庭は、成人教育・少年教育・児童教育の責任を負う。

### 37条

科学と技術の発展は第一の国策である。

国家は、国家の科学及び技術政策を策定し、実施する；先進的な科学・技術を建設する；方針・政策・法律を決定するための科学的論拠を設定すること、技術を刷新すること、生産量を増大させること、管理レベルを向上させること、経済発展の適正水準と成長率を保証することを目的として、専門科学分野を、共同歩調で発展させ、世界の科学技術の成果を研究して、これを吸収する；国防、国家安寧に貢献し、これを確保する。

### 38条

国家は、様々な資本を通じて、科学に投資し、財政支援を行い、先進的な科学・技術を優先する；科学・技術系の幹部職員の養成や合理的な活用にも配慮する。とりわけ、高いレベルの者、熟練工、職人；創造的かつ献身的な科学者のために条件を創出する；科学研究の組織・活動のために多くの形態を考案し、科学研究と経済・社会発展の要請とを関連付ける、科学研究・養成と生産・経営をしっかりと結合させる。

### 39条

国家は、人民の健康保護事業に投資し、これを発展させ、統一的に管理し、遠大な方針（予防）に従い、ベトナム医学の建設・発展のために、あらゆる社会勢力を動員して組織化する；病気予防と病気治療を結合させる；伝統的に学ばれた医療と現代的に学ばれた医療とを結合させる；国家の医療発展と人民の医療発展を結合させる；保険医療を実現させ、すべての人民がヘルスケアを享受できるための条件を創出する。

国家は、山間部、少数民族の同胞のために、ヘルスケアプログラムを優先的に実施する。

組織及び個人が、人民の健康に被害を発生させるような違法な病気治療、違法な治療薬の生産・販売は厳に禁止する。

### 40条

国家・社会・家庭・市民は、母子の保護・看護責任を負う；人口プログラム及び家族計画を実施する。

### 41条

国家及び社会は、民族的・科学的・大衆的な体育・スポーツを発展させ

る。

国家は、体育・スポーツ発展事業を統一的に管理する；学校における強制的な身体教育制度を規定する；人民の自発的な体育・スポーツ組織の各形態を発展させることを奨励・援助し、大衆の体育・スポーツ活動拡大に歯止めをかけないための必要な各種条件を創出し、職業的スポーツ活動を重視し、スポーツの各種才能を育成する。

### 42条

国家及び社会は、観光事業を促進し、国内外の観光事業を拡大させる。

### 43条

国家は、文化・情報・文学・芸術・科学・技術・教育・医療・体育・スポーツの各分野において、国際交流及び協力を拡大する。

## 第4章 ベトナム社会主義祖国の保護

### 44条

ベトナム社会主義祖国の保護及び国家の堅固な安寧維持は、全人民の仕事である。

国家は、全人民の国防及び人民の安寧を強化し、その中核となるのは、人民武装部隊である；しっかりと祖国を保護するために、国家の総合力を発展させる。

国家機関・経済組織・社会組織及び市民は、法律が規定する国防の任務を十分に果たさなければならぬ。

### 45条

各人民武装勢力は、祖国及び人民に対して絶対的な忠誠を誓わなければならないが、祖国の独立・主権・統一・領土保全、国家安寧及び社会の秩序・安全、社会主義制度及び革命の成果の保護に関して、戦闘する任務を有し、国土建設のために、全人民とともに戦闘する。

### 46条

国家は、正規・精鋭、順次近代的となっていく、革命人民軍隊を編成し、予備動員勢力、全面的に強力な自己防衛民兵隊を編成する。祖国保護と祖国建設とを、人民武装勢力の力と全人民の力とを、外国からの侵害に対する伝統的な民族団結の力と社会主義制度の力とを、それぞれ全面的かつ強力に結合させた予備動員勢力や自衛民兵隊を編成する。

### 47条

国家は、正規かつ精鋭で、順次近代的となっていく、人民を基礎とする革命人民公安（警察）を編成する。人民運動の中核となり、国家安寧、社会秩序・安全を保護したり、政治的安定及び市民の自由権・民主権を保障したり、生命を保護したり、人民の財産・社会主義財産を保護したりするため、各種犯罪と闘い、予防する。

### 48条

国家は、愛国精神・人民の革命英雄主義・全人民のために国防及び安寧教育を促進し、軍事義務制度・後方支援政策を実施し、武装勢力のために装備を確保するため、国防工業を起し、国防と経済とを、経済と国防とを結合させるほか、幹部公務員及び戦闘員、国防作業員・職員の物質的及び精神的な生活条件を確保して強力な人民武装勢力を編成するとともに、止まることなく国土保護のための能力を強化し続ける。

## 第5章 市民の基本的な権利と義務

### 49条

ベトナム社会主義共和国市民は、ベトナム国籍を有する者である。

### 50条

ベトナム社会主義共和国において、政治的・市民的・経済的・文化的・社会的に関する人権は尊重され、市民権として具体化され、憲法及び法律

において規定されている。

## 51条

市民の市民権及び義務は不可分である。  
国家は、市民の各種権利を保障する；市民は、国家及び社会に対して自身の義務を果たさなければならない。  
市民の権利及び義務は、憲法や法律によって規定される。

## 52条

すべての市民は、みな法律の下で平等である。

## 53条

市民は、国家及び社会の運営・管理に参加する権利、国家及び地方における共通の各種問題について討論に参加する権利、国家機関に対して建議する権利、国家組織が住民投票を組織した際、投票する権利をそれぞれ有する。

## 54条

市民は、民族、男女、社会的身分、信仰、宗教、文化レベル、職業、居住期間にかかわらず、法律の規定に従い、国会や人民評議会において、18歳以上で選挙権を、21歳以上で被選挙権を有する。

## 55条

労働は、市民の権利であり、義務でもある。  
国家及び社会は、労働者のために一層の雇用創出の計画を立案する。

## 56条

国家は、労働保護政策及び制度を創設する。  
国家は、国家公務員や給与所得者のために、労働時間・給与制度・休暇制度・社会保険制度を規定する；労働者のための各種社会保険形態の開発を奨励する。

## 57条

市民は、法律の規定に従って、経営の自由権を有する。

## 58条

市民は、合法的な収入・貯蓄財産・住宅・生活物資・生産物資・企業あるいはその他経済組織における資本及びその他財産に関して所有権を有する；国家から使用を委任された土地に関しては、17条及び18条の規定による。  
国家は、市民の合法的な所有権及び相続権を保護する。

## 59条

訓練と指導は、市民の権利と義務である。  
小学校は、強制であり、学費を支払う必要はない。  
市民は、多種多様な方法で、文化や技能を学ぶ権利を有する。  
特技のある学生は、国家及び社会から、才能を伸ばすための訓練と指導を受けるための有利な条件を与えられる。  
国家は、学費及び奨学金の政策を策定する。  
国家は、弱点のある子供、困難な特別な境遇の子供のために、適切に文化及び技能を学ぶことのできる条件を創出する。

## 60条

市民は、科学・技術・発明・創案・技術改善の創意工夫や生産の合理化のための研究をする権利、文学及び芸術の批評をする権利、その他各種文化活動に参加する権利を有する。国家は、作家の権利・工業所有権を保護する。

## 61条

市民は、健康に関する保護制度を享受する権利を有する。  
国家は、医療費制度・医療費の免除あるいは減額制度を規定する。

市民は、病室の衛生・公共の衛生に関する規定を実行する義務がある。  
違法なアヘン、その他各種麻薬の生産・運送・販売・貯蔵・使用は厳禁禁止する。国家は、強制的に麻薬中毒を断ち切るための制度や、社会に危険な疫病を治療するための制度を規定する。

## 62条

市民は、区画規則や法律に従って住宅を建設する権利を有する。住宅の賃借人及び住宅所有者である賃貸人の権利は、法律で保護される。

## 63条

男性及び女性市民は、政治・経済・文化・社会及び社会のあらゆる側面において、同一の権利を有する。  
女性に対して区別して取り扱うこと、女性の品格を損ねることは厳禁禁止する。  
給料が同一である場合、男性も女性もその労働は同じである。女性の労働者は、出産制度の恩恵を享受できる。女性が、国家公務員及び女性の給与所得者は、法律の規定に従い、給与や手当を受領した状態で、出産前後の休暇を取得する権利を有する。  
国家及び社会は、社会におけるその役割を果たしたまま、女性があらゆる面でレベルアップするための条件を創出する；家事軽減のため、産婦人科・小児科・保育所その他基礎的な社会福祉施設の充実に配慮し、女性のために、生産・仕事・訓練・指導、病氣治療・休暇に関してや、母親としての本分を果たせるようにするための条件を創出する。

## 64条

家庭は、社会の細胞である。  
国家は、婚姻と家族を保護する。  
婚姻は、自由意志の原則によってなされ、進歩的な結合であり、一人の妻、一人の夫、夫婦間は平等である。  
父母は、子供を養育し、より良い市民に成長させる責任がある。子供の本分は、祖父母・両親を尊重し、世話をすることである。  
国家及び社会は、子供を差別することは認めない。

## 65条

子供は、家庭・国家及び社会によって保護・世話・教育されている。

## 66条

成人は、家庭・国家及び社会によって、訓練と指導を受けたり、労働したり、娯楽を楽しんだりする条件を与えられており、体力・知恵・道徳に関する育成・民族伝統・市民意識及び社会主義理想を発達させ、創造的な労働事業においては先頭に立って祖国を守る。

## 67条

負傷兵・病兵・戦争遺族は、国家の優待政策の恩恵を享受できる。負傷兵は、労働機能回復のための条件を与えられ、健康状態に見合った仕事を与えられ、安定生活も確保される。  
国家から表彰された本人と家族は、報奨金を受領し、世話をされる。  
その他、障害者、孤児でかつ頼るところがない者は、国家及び社会によって援助される。

## 68条

市民は、法律の規定に従って、国内において自由に往来し、居住する権利を有し、出国する権利や国外から国内に戻る権利を有する。

## 69条

市民は、法律の規定に従って、言論の自由・報道の自由を有する；情報を受領する権利；集合、結社、デモの権利を有する。

## 70条

市民は、信仰の自由・宗教の自由、一つの宗教に従うか従わないかの自由を有する。各種宗教は、法律の下では平等である。



各種信仰及び宗教の礼拝所は、法律によって保護される。  
何人も、信仰・宗教の自由は侵害できないし、法律と国家の政策に反する目的で信仰・宗教を使用することはできない。

#### 71条

市民は、精神や身体に関して不可侵の権利を有し、法律によって、生命・健康・名誉・品格が保護されている。

何人も、人民裁判所の決定、人民検察院の決定あるいは承認がない限り、現行犯を除いて、逮捕されることはない。

逮捕・勾留は、法律を遵守しなければならぬ。

市民の名誉・品格を傷つけるような激しい追及、拷問は厳に禁止する。

#### 72条

裁判所の有罪判決が法的効力を有さない場合、何人も有罪とみなされないし、刑罰を受けることはない。

法律に反して、逮捕・勾留・公訴提起されて審判を受けた者は、物質的な損害賠償を受ける権利や、名誉回復の権利を有する。逮捕・勾留・公訴提起・審判の過程において、法律に違反して、他人に損害を与えた者は、厳正に処理されなければならない。

#### 73条

市民は、住居不可侵の権利を有する。

何人も、住人の同意がない限り、法律が許可する場合を除いて、勝手に他人の住居に入ることはできない。

市民の信書・電話・電信は安全かつ秘密が保障されている。

市民の住居の捜索、市民の信書・電信の開封・検閲・差押えは法律の規定に基づき権限のある者により実施されなければならない。

#### 74条

市民は、国家機関・経済組織・社会組織・人民武装部隊、あるいはあらゆる個人からの法律違反に関して、権限のある国家機関に対し、不服申立てをしたり、告訴・告発をしたりする権利を有する。

不服申立て、告訴・告発は、法律が規定する期限内に、国家機関によって審査されて解決される。

国家の利益や、集団及び個人の合法的権利及び利益を侵害するあらゆる行為は、厳正かつ適時に処理される。損害を被った者は、物質的な損害の賠償を受け、名誉を回復する権利を有する。

不服申立て、告訴・告発をした者に対して報復することや、他人を中傷し、罪に陥れるで損害を与えることを目的とした不服申立てや告訴・告発をすることは厳に禁止する。

#### 75条

外国に定住するベトナム人は、ベトナム民族の共同社会の一員である。国家は、外国に定住するベトナム人の正当な権利を保護する。

国家は、外国に定住するベトナム人が、ベトナム民族の特性を維持し、家族や故郷と親密な関係を維持し、故郷や国土建設に貢献することを奨励し、そのための条件を創出する。

#### 76条

市民は、祖国に忠誠を誓わなければならない。

祖国に対する裏切りは、一番重大な罪である。

#### 77条

祖国保護は、市民の神聖な義務であり、高貴な権利でもある。

市民は、軍事義務を果たし、全人民による国家防衛に参加しなければならない。

#### 78条

市民には、国家の財産・市民の利益を尊重・保護する義務がある。

#### 79条

市民には、憲法・法律を遵守し、国家安寧や社会秩序・安全保護に参加し、国家秘密を守秘し、市民生活の各規則を実施する義務がある。

#### 80条

市民には、法律に従い、納税し、公益労働をする義務がある。

#### 81条

ベトナムに居住する外国人は、ベトナムの憲法や法律を遵守しなければならず、ベトナムの法律に従って、国家により、生命・財産・正当な権利は保護されている。

#### 82条

民族の自由・独立のため、社会主義・民主主義及び平和のために闘争している外国人、あるいは科学事業のために迫害されている外国人がいる場合には、ベトナム社会主義共和国国家は、一時的な居住地を与えることを検討する。

### 第6章 国会

#### 83条

国会は、人民の最高の代表機関であり、ベトナム社会主義共和国の最高の国家権力機関である。

国会は、唯一の憲法制定及び法律制定機関である。

国会は、対内的、対外的、経済・社会の任務、国防、国土の安寧に関する基本的な諸政策、国家機構の組織・活動や、市民の社会関係・活動に関する主な諸原則を規定する。

国会は、国家の活動全部に対して、最高の監察権を行使する。

#### 84条

国会の任務と権限は以下のとおりである。

1. 憲法制定と憲法改正；法律制定と法律改正；法律や法令制定計画の決定
2. 憲法・法律及び国会議決を遵守しているか否かの最高の監察権を行使する；国家主席・国会常務委員会・政府・最高人民裁判所・最高人民検察院の報告を審査する。
3. 国土の経済・社会発展計画の決定
4. 国家の財政及び貨幣政策の決定；国家予算の概算・国家予算の配分・国家予算の決算の承認；各種手続きの規定・修正・破棄
5. 国家の民族政策・宗教政策の決定
6. 国会・国家主席・政府・人民裁判所・人民検察院・地方政権の組織や活動に関する決定
7. 国家主席・国家副主席・国会議長・各国会副議長・各国会常務委員会委員・政府首相・最高人民裁判所長官・最高人民検察院長官の選任・解任・罷免する；副首相・大臣及びその他構成員（閣僚）に関しての政府首相からの提案を承認する；国防及び安寧評議機会構成員名簿に関しての国家主席からの提案を承認する；国会により選出・承認された各職務に従事している者に対する信任投票を実施する
8. 政府の各省庁及び省と同レベルの各機関の設立・廃止決定；省や中央直轄市の成立・合併・分割・土地境界の調整；特別行政経済部門の設立あるいは解体
9. 憲法・法律・国会議決と反する、国家主席・国会常務委員会・政府・政府首相・最高人民裁判所及び最高人民検察院の各種文書を廃棄する。
10. 恩赦の決定
11. 人民武装部隊の職位と階級・外交機関の職位と階級・その他国の職位と階級の決定；国家の勲章、徽章（メダル）、栄誉称号の決定
12. 戦争と平和問題の決定；緊急状態に関して、国防及び国家安寧を保障するための特別な施策の決定
13. 対外的な基本政策の決定；国家主席が署名した国際条約の承認と破棄；国家主席の提案に基づき締結あるいは加盟したその他国際条約

の承認と破棄。

#### 14. 住民投票の実施決定

##### 85条

毎回の国会の任期は5年である。

国会の任期が終了する2か月前、新国会の選挙が終了する。選挙手順と国会議員（代表）の数は法律の規定による。

特別な場合で、かつ、少なくとも国会議員（代表）の総数の3分の2の賛成が得られた場合、国会は、その任期を短縮あるいは延長の決定をする。

##### 86条

国会は、国会常務委員会の招集により、毎年2回開催される。国家主席の要求、政府首相の要求、あるいは少なくとも国会議員の総数の3分の1の要求、あるいは国会自らの決定により、国会常務委員会は、臨時国会を招集する。

第1回目の新国会は、国会議員選挙日から遅くとも2か月で招集されるが、新国会議長が選出されるまでは、前の国会議長が国会を開幕し、議長を務める。

##### 87条

国家主席・国会常務委員会・民族評議会及び国会の各種委員会・政府・最高人民裁判所・最高人民検察院・ベトナム祖国戦線及び戦線の各構成組織は、国会に対して法律案を提出する権利を有する。

国会議員は、国会に対して、法律や法律案に関して建議を提出する権利を有する。

法律案や法律に関する建議の提出手続きは、法律に規定されている。

##### 88条

法律・国会議決は、国会議員の総数の半数以上の賛成の票決を得なければならない。ただし、7条に規定する国会議員罷免の場合、85条に規定する国会任期の短縮・延長の場合、147条に規定する憲法改正の場合を除く。このような場合、少なくとも、国会議員総数の3分の2の賛成の票決が必要となる。

##### 89条

国会は、国会議員資格審査委員を選出し、委員会の報告を根拠として、国会議員の資格確認の決定をする。

##### 90条

国会常務委員会は、国会の常任機関である。

国会常務委員会に含まれるのは

- 一国会議長
- 一各国会副議長
- 一各委員

国会常務委員会の構成員数は、国会の決定による。国会常務委員会の構成員は、同時に政府の構成員（閣僚）とはなることはできない。

国会ごとの国会常務委員会は、新しい国会常務委員会が選出されるまで、その任務を果たし、権限を行使する。

##### 91条

国会常務委員会の任務と権限は次のとおり

1. 国会議員選挙の公布と主催
2. 国会会期の準備・招集・主催
3. 憲法・法律・法令の解釈
4. 国会から委任された問題に関する法令（国会常務委員会令）の発布
5. 憲法・法律・国会議決、国会常務委員会の法令・議決の施行状況の監察；政府・最高人民裁判所・最高人民検察院の活動の監察；憲法・法律・国会議決に反する、政府・最高人民裁判所・最高人民検察院の各種文書の執行を停止し、国会に対して、その文書の廃棄を決定するよう意見を述べる；国会常務委員会の法令及び議決に反する、

政府、最高人民裁判所、最高人民検察院の各種文書の廃止。

6. 人民評議会の活動の監察・指導；省及び中央直轄市の人民評議会の違法な議決の取消し；省、中央直轄市の人民評議会が、人民の利益に対して重大な被害を与えた場合、その人民評議会を解散する。
7. 民族評議会及び各国会委員会の活動の指導・調整・協力；各国会議員の活動条件を指導し、保障する。
8. 国会の非開催中に、副首相・大臣・その他政府構成員（閣僚）の任命・解任・罷免に関する政府首相からの提案に承認し、その後直近の国会でこれを報告する。
9. 国会が開催できない場合で、国家が侵略された際、戦争状態の宣言を決定し、その後の直近の国会で、審査・決定の報告をする。
10. 総動員あるいは部分的な動員の決定；全土あるいは特定地域における緊急状態の宣告
11. 国会の対外的関係を実施する
12. 国会の決定に従い、住民投票を実施する。

##### 92条

国会議長は、国会会議を主宰する；法律や国会議決の承認署名；国会常務委員会の業務を指導する；国会の対外関係を実施する；国会議員との関係を維持する。

各国会副議長は、国会議長から割り当てられた任務を遂行する。

##### 93条

国会常務委員会の法令及び議決は、国会常務委員会の半数以上の賛成の票決を得なければならない。国会常務委員会の法令及び議決は、通過した日から遅くとも15日以内に公布されなければならない。但し国家主席が国会に審査のやり直しを意見した場合を除く。

##### 94条

民族評議会は、議長・副議長・民族評議会委員からなり、民族に関する諸問題を研究し、国会に建議する；民族政策、山間部や少数民族のいる地域の経済・社会発展プログラムや計画の実施状況を監察する権利を行使する。

民族政策に関する決定を公表する前、政府は、民族評議会の意見を参考にしなければならない。

民族評議会は、95条に規定する国会委員会のようなその他任務・権限を有している。

民族評議会には、専門制度に従って業務を遂行する構成員が一部いる。

##### 95条

国会は、国会委員会を選出する。

各国会委員会は、法律案を研究・審査する、法律・法令案その他のプロジェクトに関して建議をする。国会あるいは国会常務委員会から委任された諸報告をする；国会及び国会常務委員会に対して、法律・法令策定計画を提出する；法律によって規定された任務・権限の範囲内において監察権を行使する；委員の活動範囲内の諸問題について建議する

各委員会には、専門規則（che do chuyen trach）に従って業務を遂行する構成員が一部いる。

##### 96条

民族評議会及び国会委員会は、政府構成員（閣僚）・最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官及びその他関係のある国家職員に対し必要な問題の説明や、あるいはこれに関する説明を求める権利を有する。要求された者は、その要求に応える責任を負う。

各国家機関は、民族評議会及び国会委員からの諸建議を研究し、これに応える責任を負う。

##### 97条

国会議員は、人民の意思・願望を代表する者であり、自身の選挙区の代表であるとともに、国全体の人民の代表でもある。

国会議員は、有権者としてしっかりとした関係を築き、有権者からの監察を受ける義務を負う；国会及び関連する各国家機関に対して、忠実に、有権

者の意思・願望を集めてこれらを反映する；定期的に有権者と接触するとともに、自身や国会の活動について、有権者に報告する；有権者からの要求や建議を聞く；市民からの不服申立て、告訴・告発の解決を審査し、督促し、これに気を配るとともに、これらの権利の行使において、市民を指導し、援助する。

国会議員は、人民に対して、憲法・法律・国会議決の実行を国民に普及し、促進する。

#### 98条

国会議員は、国会主席・国会議長・政府首相・大臣及び政府構成員（閣僚）・最高人民裁判所長官・最高人民検察院長官に対し、（議会で）質問をする権利を有する。

質問を受けた者は、その国会会期中に答えなければならない；調査が必要な場合は、国会は、国会常務委員会の前で答えること、あるいは、その国会会期の後、若しくは、文書で答えることの決定を出すことができる。

国会議員は、国家機関・社会組織・経済組織・武装部隊に対し、国会議員の関心事項に答えるよう、要求する権利を有する。

各国家機関・各組織・各部隊の担当者は、法律が規定する期限内に国会議員からの質問に答える責任を負う。

#### 99条

国会の同意がない場合や、国会の閉会期間中で、国会常務委員会の同意がない場合は、国会議員を逮捕・勾留・公訴提起できない。

国会議員が現行犯逮捕により、一時留置された場合、（国会議員を）一時留置している機関は、国会あるいは国会常務委員会が審査・決定できるようにするため、即刻、報告しなければならない。

#### 100条

国会議員は、議員としての任務を果たすための時間を確保しなければならない。

国会常務委員会、政府首相・各大臣・政府構成員（閣僚）及びその他各国家機関は、国会議員が、要求した書類を提供する責任を負うとともに、国会議員がその任務遂行のための条件を創出する責任を負う。

国家は、国会議員の活動経費を保証する。

### 第7章 国家主席

#### 101条

国家主席は、国家元首であり、対内的・対外的にベトナム社会主義共和国を代表する者である。

#### 102条

国家主席は、国会議員の中から選出される。

国家主席は、国会に対して、自らの報告及び業務に関する責任を負う。

国家主席の任期は、国会の任期に従う。国会の任期が終了した場合、国家主席は、新国家主席が選出されるまでの間、その任務の遂行を続ける。

#### 103条

国家主席の任務及び権限は以下のとおりである。

1. 憲法・法律・法令の公布
2. 各人民武装勢力を統括し、国防・安寧評議会議長の職務に就く
3. 国会に対して、国家副主席・政府首相・最高人民裁判所長官・最高人民検察院長官の任命・解任・罷免を提案する。
4. 副首相・大臣その他政構成員（閣僚）の任命・解任・罷免は国会議決を根拠とする。
5. 国会あるいは国会常務委員会の議決を根拠とした戦争状態宣言決定の公布及び恩赦の決定及び公布
6. 総動員令あるいは部分的動員令の発令、国会常務委員会の議決を根拠とした緊急状態の発令；国会常務委員会を開催することができない場合、国土全体あるいは特定地域における緊急状態を公布する。
7. 法令が可決された日から10日の期限内に法令の再審査を国会常

務委員会に提案する；仮に、その法令が、国会常務委員会により賛成多数で可決を維持され、国会主席との意見が未だ一致しない場合は、国会主席は、直近の国会会期において、国会に議決するよう具申する。

8. 最高裁判所副長官・裁判官・最高人民検察院副長官・検察官の任命・解任・罷免
9. 各人民武装勢力において、職位及び高級士官の称号を、大使に職位及び階級を、その他の分野における国家の階級を授与する；勳章、徽章（メダル）、子か報奨金及び国家栄誉称号の授与を決定する。
10. ベトナム特命全権大使の選出、帰国命令；外国特命全権大使の接遇；ベトナム社会主義共和国の名において、他国の元首との間で条約に関して、交渉を進め、締結する；直接署名した国際条約の承認を国会に具申する；国会に決定の具申を求めるものを除き、国際条約の承認あるいは加盟を決定する。
11. ベトナム国籍取得、離脱、剥奪の決定
12. 恩赦決定

#### 104条

国防・安寧委員会は、議長・副議長、各委員からなる。

国家主席は、国防・安寧委員会の構成員名簿を提案し、国会承認を具申する。国防・安寧評議会は、必ず国会議員でなければならない。

国防・安寧評議会は、祖国保護のためにあらゆる勢力及び能力を動員する。

戦争の際、国会は、国防・安寧委員会に対し、特別の諸任務及び権限を委任する。

国防・安寧評議会は、集団システムで業務を行い、多数決による。

#### 105条

国家主席は、国会常務委員会の各会議に参加する権利を有する。

審査の必要がある場合、国家主席は、政府の会議に参加する権利を有する。

#### 106条

国家主席は、自身の任務及び権限を遂行するための命令や決定を発行する。

#### 107条

国家副主席は、国会議員の中から選出される。

国家副主席は、国家主席が行う任務を補助し、その任務の一部を主席から委任を受け、主席に代わって行うことができる。

#### 108条

国家主席が、長期間業務を行うことができない場合、国家副主席は、主席の権限を行使する。

国家主席が不在の場合、国家副主席は、新国家主席が選出されるまでの間、主席の権限を行使する。

### 第8章 政府

#### 109条

政府は、国会の執行機関であり、ベトナム社会主義共和国の最高の国家行政機関である。

政府は、国家の政治・経済・文化・社会・国防・安寧及び外交の各任務を遂行するために統一的に管理する；中央から草の根レベルまでの国家機構の効力を確保する；憲法と法律を遵守して執行することを確保する；祖国建設及び保護事業において、人民の主人権を促進し、人民の物質的・文化的な生活を安定させて向上させることを確保する。

政府は、国会に対して責任を負い、国会・国会常務委員会・国家主席に業務報告する。

#### 110条

政府は、首相・各副首相・各大臣・その他構成員（閣僚）からなる。首相以外の政府の構成員は、必ずしも国会議員である必要はない。

政府首相は、国会に対して責任を負い、国会、国会常務委員会、国家主席に業務報告をする。

首相を補助する副首相は、首相からの割り当てに従って、任務を遂行する。

副首相が不在の場合、一人の副首相は、首相からの委任を受けて、その代わりに政府の業務を指導する。

### 1 1 1 条

中央ベトナム祖国戦線委員会の議長、ベトナム労働総連合の議長及び人民団体の各指導者は、関連する問題を取り扱う場合、政府の会議に招待される。

### 1 1 2 条

政府の任務と権限は以下のとおりである。

1. 各省、省レベルと同一の国家機関、政府に属する各機関、各階級の人民委員会の業務を指導し、中央レベルから草の根レベルまでの国家行政機構の統一的組織を建設し、健全化する；上級の各国家機関の各文書を実施するため、人民評議会を指導し、検査する；人民評議会が、法律の規定に従って、その任務と権限を実行するための条件を創出する；国家職員を訓練、育成、配置、雇用する。
2. 各国家機関・経済組織・社会組織・武装部隊及び市民において、憲法と法律の施行を確保する；人民における憲法と法律の宣伝、教育業務を組織し、指導する。
3. 国会及び国会常務委員会に対して、法律案、法令案及びその他のプロジェクトを提出する。
4. 国家経済の建設・発展を統一的に管理する；国家の財政・貨幣政策を実施する；全人民所有の財産の統一的な使用を管理・確保する；文化、教育、医療、科学及び技術を発展させ、経済―社会発展を実現し、国家予算を執行する。
5. 市民の各権利及び利益を保護するための諸方策を実行し、市民のために、その権利を行使するとともにその義務を果たすための条件を創出し、国家及び社会の財産、利益を保護する；環境を保護する。
6. 全人民の国防、人民の安寧を確実に強化する；国家安寧及び社会の秩序・安全を確保する；人民武装勢力の創設；国土保護のため、動員令、緊急状態公布令、その他必要な方策を実行する。
7. 国家の財産調査及び統計を指導する；国家機構における、官僚主義や汚職と闘い、国家審査を実行する；市民の不服申立て、告訴・告発の解決業務を行う。
8. 対外的業務を統一的に管理する；1 0 3 条 1 0 項に規定する場合を除き、ベトナム社会主義共和国の名において、国際条約の交渉を行い、締結する；政府の名において、国際条約の交渉を行い、決裁し、加入する；ベトナム社会主義共和国が締結あるいは加盟した国際条約の実行を指導する；国家の利益、外国におけるベトナムの組織及び市民の正当な利益を保護する。
9. 社会政策・民族政策・宗教政策の実施
10. 省や中央直轄市よりも下級の行政単位の境界調整に関する決定を行う。
11. 自身の任務及び権限の実行において、ベトナム祖国戦線や各人民団体と協力する。これら各組織が効果的な活動ができるようにするための条件を創出する。

### 1 1 3 条

政府の任期は、国会の任期に従う。国会の任期が終了した際、政府は、新しい政府が樹立するまでの間、引き続き任務を遂行する。

### 1 1 4 条

政府首相の任務及び権限は以下のとおりである。

1. 政府、その他各政府の構成員（閣僚）、各級の人民委員会の業務を指導する；政府会議の議長を務める。
2. 国会に対して、省庁や省庁と同じクラスの機関の設立・廃止を提言する；国会に対し、副首相・大臣その他政府閣僚の任命・解任・罷免の提案を具申する。
3. 次官及びそれと同クラスの職務の任命・解任・罷免；選挙の承認；省級や中央直轄市の人民委員会の主席、副主席の解任・配置換え・罷免
4. 憲法や法律、上級の各国家機関の各文書に違反する、大臣及びその他政府構成員（閣僚）の決定、指示・通達や、人民委員会及び省級や中央直轄市の人民委員会の主席の決定、指示の執行を停止し、あるいはこれらを廃棄する。
5. 憲法や法律、上級の各国家機関の文書に違反する、省級や中央直轄市の人民評議会の議決の執行を停止すると同時に、国会常務委員会に対して、その廃棄を提案する。
6. 政府が解決しなければならない重大な問題について、マスメディアを通じて人民に対して定期的に報告する。

### 1 1 5 条

憲法や法律、国会の議決・国会常務委員会の法令・議決、国家主席の命令、決定を根拠として、政府は、議決、議定を制定し、政府首相は、決定、指示を制定するとともに各文書の執行検査を実施する。

政府の権限内の重大な諸問題は、集団討論及び多数決により解決されなければならない。

### 1 1 6 条

大臣及びその他政府構成員（閣僚）は、法律の規定に基づき、国家全体において、自身が担当している専門分野に関して国家管理の責任を負うとともに、各企業の生産・経営における自主権を保障する。

憲法や法律・国会議決・国会常務委員会の法令・議決、国家主席の命令・決定、政府及び政府首相の各種文書を根拠として、大臣その他構成員（閣僚）は、決定・指示、通達を制定し、全ての専門部門、地方、草の根レベルに対して、その文書の施行状況を検査する。

### 1 1 7 条

大臣及びその他政府の構成員（閣僚）は、自身が担当する専門分野に関して、政府首相及び国会に対して責任を負う。

## 第9章 人民評議会及び人民委員会

### 1 1 8 条

ベトナム社会主義共和国の各行政単位は、次のとおりである。

国は、省と中央直轄市に分割されている。

省は、県、省所属の市及び町に分割されている；中央直轄市は、区、県及び町に分割されている。

県は、社、小さな町に分割されている；省に所属する市、町は、街区及び社に分割される；区は街区に分割される。

各行政単位の人民評議会及び人民委員会の成立は、法律の規定による。

### 1 1 9 条

人民評議会は、地方における国家権力機関であり、人民の意思・願望・主人権を代表し、地方の人民の選挙によって選出され、地方の人民及び上級の国家機関に対して責任を負う。

### 1 2 0 条

憲法・法律及び上級の各国家機関の文書を根拠として、人民評議会は地方における憲法や法律を厳格に施行するための議決を制定し、各種方策を実施する；経済―社会発展及び予算計画に関して（の各種方策）；地方における国防・安寧に関して（の各種方策）；人民の生活安定及び向上方策に関して、上級機関から委任された任務や、国土全体に対しての任務を遂行する。

## 1 2 1 条

人民評議会議員は、地方における人民の意思・願望を代表する者である；有権者と強固な関係を保ち、自身や人民評議会の活動に関して、有権者からの監査を受け、定期的に有権者と接触を図り、有権者に報告をし、有権者からの建議や意見を聞く；不服申立て、告訴・告発の解決を審査し、これを督促する。

人民評議会議員は、人民に対して、法律・国家政策・人民評議会の議決の実行を促す任務や、人民を国家行政に参加するよう促す任務を有する。

## 1 2 2 条

人民評議会議員は、人民評議会議長、人民委員会の主席及び他の構成員、人民裁判所長官、人民検察院長官及び人民委員会に所属する各機関の長に対して（議会で）質問をする権利を有する。質問を受けた者は、法律が規定する期限内に人民評議会に対し、答えなければならない。

人民評議会議員は、地方における各国家機関に対して建議をする権利を有する。この機関における責任者は、議員にに対し、議員からの建議を審査して解決する責任を負う。

## 1 2 3 条

人民評議会による選出される人民委員会は、人民評議会の執行機関であり、地方における国家の行政機関であり、憲法、法律、上級の国家機関の各文書及び人民評議会の議決を執行する責任を負う。

## 1 2 4 条

法律が規定する任務・権限の範囲内において、人民委員会は、決定・指示を出し、その各文書の執行状況を検査する。

人民委員会の主席は、人民委員会の活動を指導し、調整する。

地方の重要な問題を決定する際、人民委員会は、集団で討論し、多数決によって決定する。

人民委員会の主席は、人民委員会が属する機関の違反文書、下級の人民委員会の違反文書の執行を停止し、あるいは廃棄する権利を有する。下級の自民評議会の違反決議の執行を停止すると同時に、自身と同級の人民評議会に対し、その議決の廃止を提案する権利を有する。

## 1 2 5 条

関連する問題がある場合、ベトナム祖国戦線委員の議長及び地方における人民団体の指導者は、同等レベルの人民評議会の会議や人民委員会の会議に招待される。

人民評議会・人民委員会は、祖国戦線と各人民団体に対し、地方のあらゆる面の状況を定期的に報告し、これらの組織の意見や建議を聞くとともに、地方における政権を構築し、経済―社会を発展させる；祖国戦線及び各人民団体と協力し、人民を鼓舞する。国家もまた地方における経済―社会・国防・安寧の各任務を実施する。

## 1 0 章 人民裁判所及び人民検察院

### 1 2 6 条

ベトナム社会主義人民共和国の人民裁判所及び人民検察院は、それぞれの職務の範囲内において、社会主義的適法性・社会主義制度及び人民の主人権、国家・集団の財産、市民の生命・財産・自由・民主及び品格を、それぞれ保護する任務を有する。

### 人民裁判所

### 1 2 7 条

最高人民裁判所、地方の各人民裁判所、各軍事裁判所及びその他法律の規定による各裁判所は、ベトナム社会主義共和国の裁判（審理）機関である。

特別な状態において、国会は特別の裁判所の成立を決定することができる。

草の根レベルにおいては、法律の規定に従って、法律違反や人民同士の

小さな紛争を解決するための適切な人民組織を成立させる。

### 1 2 8 条

最高人民裁判所の長官は、国会の任期に従う。裁判官の任命・解任・免職及び任期のシステム、各階級の人民裁判所の人民参審員の選出及び任期は、法律の規定による。

### 1 2 9 条

法律の規定に従って、人民裁判所の裁判（審理）は、人民参審員を伴い、軍事裁判所の裁判（審理）は、軍人参審員を伴う。裁判（審理）の際、参審員と裁判官は同じ権限である。

### 1 3 0 条

裁判（審理）の際、裁判官と参審員は、独立かつ法律のみに従う。

### 1 3 1 条

人民裁判所の裁判（審理）は、法律が規定する場合を除き、公開される。

人民裁判所の裁判（審理）は、集団裁判（審理）あり、多数決によって決せられる。

### 1 3 2 条

被告人の弁護権は、保障される。被告人は、自身で弁護することも、他人に弁護を依頼することもできる。

弁護士組織は、被告人やその他当事者の合法的な権利や利益を保護するために設立され、社会主義的適法性保護に貢献する。

### 1 3 3 条

人民裁判所は、多民族国家であるベトナム社会主義共和国の市民のために、裁判では民族自身の話し言葉、書き言葉を使用することができる。

### 1 3 4 条

最高人民裁判所は、ベトナム社会主義共和国の最高の裁判（審理）機関である。

最高人民裁判所は、地方の人民裁判所及び各軍事裁判所の裁判（審理）を監督する。

最高人民裁判所は、特別裁判所及びその他の裁判所の裁判（審理）を監督する。但し、国会がその裁判所の設立を規定している場合を除く。

### 1 3 5 条

最高人民裁判所の長官は、国会に対して責任を負い、業務報告をする；国会が開催されていない期間においては、国会常務委員会及び国家主席に対して責任を負い、業務報告をする。

地方の人民裁判所の長官は、人民評議会に対して責任を負い、業務報告をする。

### 1 3 6 条

法的効力のある人民裁判所の各判決及び各決定は、各国家機関・経済組織・社会組織・人民武装部隊及びすべての市民によって尊重される；関連のある者及び部門は、厳正に執行しなければならぬ。

### 人民検察院

### 1 3 7 条

最高人民検察院は、公訴権を行使し、各司法活動を検察（監督・コントロール）し、法律が厳格かつ統一的に執行されることを確保する。

地方における各検察院、各軍事検察院は、法律が規定する範囲内において、公訴権を行使し、各司法活動を検察する。

### 1 3 8 条

人民検察院は、長官に指導される。下級人民検察院の長官は、上級の検察院の長官の指導を受ける；各地方の人民検察院の長官・各階級の軍事検

察院の長官は、最高人民検察院長官の統一的指導を受ける。

検察委員会の設立、人民検察院の長官が決定する問題、検察委員会が討論し、多数決によって決定しなければならない重大な問題は、法律の規定による。

最高人民検察院長官の任期は、国会の任期に従う。

地方の人民検察院及び各軍事区及び地域の軍事検察院の長官・各副長官及び・検察官は、最高人民検察院の長官によって、任命・解任、罷免される。

#### 139条

最高人民検察院長官は、国会に対して責任を負い、業務報告をする；国会が開催されていない期間においては、国会常務委員会及び国家主席に対して責任を負い、業務報告をする。

#### 140条

地方の人民検察院長官は、人民評議会に対して責任を負い、業務報告をし、人民評議会からの質問に答える責任を負う。

### 第11章 国旗、国章、国家、首都、国慶日

#### 141条

ベトナム社会主義共和国の国旗は、長方形で、その幅は長さの3分の2と同じであり、真つ赤な背景の真ん中には5つの尖端をもつ金色の星がある。

#### 142条

ベトナム社会主義共和国の国章は、丸く、真つ赤な背景の真ん中には5つの尖端を持つ金色の星があり、周囲を稲穂で囲まれ、その下には半分の歯車があり「ベトナム社会主義共和」の文字が刻まれている。

#### 143条

ベトナム社会主義共和国国家は、「進軍歌」という歌の曲と詩である。

#### 144条

ベトナム社会主義共和国の首都はハノイである。

#### 145条

1945年9月2日の独立宣言日は国慶である。

### 第12章 憲法の効力及び憲法改正

#### 146条

ベトナム社会主義共和国憲法は国家の基本であり、最高の法的効力を有する。その他あらゆる法律文書は、憲法に附合しなければならない。

#### 147条

国会のみが憲法を改正する権利を有する。憲法の改正は、少なくとも、国会議員の3分の2の賛成の票決が必要である。

以上

国会  
番号: 33/2002/QH10

ベトナム社会主義共和国  
独立 – 自由 – 幸福  
2002年4月2日, ハノイ

## 人民裁判所組織法

決議 51/2001/QH10 号に基づいて一部改正されたベトナム社会主義共和国の 1992 年憲法に基づき、  
この法律は、人民裁判所の組織及び活動について規定する。

### 第1章 一般規定

#### 第1条

最高人民裁判所、各地方人民裁判所、各軍事裁判所及びその他の法律の規定に基づく裁判所は、ベトナム社会主義共和国の審理機関である。裁判所は、刑事、民事、婚姻及び家庭、労働、経済、行政事件を審理し、法律の規定に従いその他の事件を解決する。その機能の範囲内において、裁判所は、社会主義法制を防御し、社会主義体制及び人民の主導権を防御し、国家、集団の財産を防御し、公民の生命、財産、自由、名誉及び人品を防御する。その活動を通じて、裁判所は、公民が、祖国に対して忠誠心を持ち、法律を厳正に執行し、社会生活の規則を尊重し、犯罪その他の法律違反に対する闘争・予防・撲滅の意識するように教育することに貢献する。

#### 第2条

ベトナム社会主義共和国において、以下の各裁判所がある。

1. 最高人民裁判所
2. 省、中央直轄市の裁判所
3. 県、社、省直轄市の裁判所
4. 軍事裁判所
5. 法律に定めによるその他の裁判所

#### 第3条

裁判官の任命制度は各級の各裁判所について実現される。人民参審員の任命制度は各地方人民裁判所について実現される。軍人参審員の指名制度は、軍区及び同等の軍事裁判所、区域の軍事裁判所について実現される。

#### 第4条

訴訟法の規定に従い、人民裁判所の審理は人民参審員が参加し、軍事裁判所の審理は軍人参審員が参加する。審理の時、参審員は裁判官と同等である。

#### 第5条

審理の時、裁判官と参審員は独立し法律のみに従う。

#### 第6条

裁判所は集団で審理し多数決により決定する。各級における審理を行う審理合議体の構成は、訴訟法の規定に基づく。

#### 第7条

裁判所は、審理を公開する。国家秘密、民族の美德を維持し又は当事者の秘密をその者の正当な要求により保持するために審理を非公開とする必要がある場合を除く。

#### 第8条

裁判所は、公民は、男女、民族、信仰、宗教、社会身分、社会地位の区別なく法律の前に平等であるという原則に従い審理する。個人、機関、組織、人民武装単位、すべての経済成分に属する生産、経営組織は、法律の前に平等である。

#### 第9条

裁判所は、被告人の弁護権、当事者の正当な権利利益を防御する権利を保証する。

#### 第10条

裁判所は、訴訟参加人が、裁判所の前で自身の民族の話し言葉、書き言葉を使用する権利を保証する。

#### 第11条

1. 裁判所は、二階級審理制度を実現する。訴訟法の規定に基づく期限内に控訴、異議申立てがなかった第一審の判決、決定は、法的効力を有する。控訴、異議申立てがあった第一審の判決、決定については、事件は控訴審の審理を受ける。控訴審の判決、決定は法的効力を有する。
2. 法的効力が生じたが、法律違反又は新しい事情があることが発見された裁判所の判決、決定は、訴訟法の規定に基づく監督審又は再審の順序に従い再び審理される。

#### 第12条

法的効力が生じた裁判所の判決、決定は、国家機関、政治組織、政治社会組織、社会組織、社会職業組織、経済組織、人民武装単位及びすべての者から尊重されなければならない。裁判所の判決、決定を執行する義務のある個人、機関、組織は、厳正に執行しなければならない。その機能の範囲内において、裁判所の判決、決定の執行の任務を委託された人民裁判所及び機関、組織は、厳正に執行し、その任務の実現することについて法律の前に責任を引き受けなければならない。

#### 第13条

必要な場合には、判決、決定を出すとともに、裁判所は、関連する機関、組織に対して、その機関、組織における犯罪、法律違反を発生させてい

る原因、条件を克服する措置を適用するよう要求する建議をする。建議を受けた機関、組織は実現を研究する責任があり、建議を受けた日から30日の期限内に、そのことについて裁判所に対して報告しなければならない。

#### 第14条

裁判所は、公判期日において教育効果を発揮し、裁判所の判決、決定の執行について有利な条件を作る中で、国家機関、祖国戦線委員会及び戦線の成員組織、その他の社会組織、経済組織、人民武装単位と調整する。

#### 第15条

裁判所は、検察院、公安、探査、司法機関その他の関連機関、祖国戦線委員会及び戦線の成員組織、人民戦線単位とともに政策、犯罪及びその他の法律違反の予防及び対抗するための政策及び措置を研究し実現する。

#### 第16条

最高人民裁判所長官は、国会の前に責任を引き受け、仕事の報告をする。国会が開かれない時間中は、国会常務委員会及び国家主席の前に責任を引き受け、仕事の報告をする。国会代表の質問に返答する。地方人民裁判所長官は、同級の人民評議会の前に責任を引き受け、仕事の報告をする。人民評議会代表の質問に返答する。

#### 第17条

1. 最高人民裁判所は、地方人民裁判所を、地方の人民評議会と密接に調整する組織となるよう管理する。
2. 最高人民裁判所は、軍事裁判所を、国防省と密接に調整する組織となるよう管理する。
3. 最高人民裁判所と地方の人民評議会との間の調整、最高人民裁判所及び国防省の間の地方人民裁判所の管理、軍事裁判所の組織について調整する規制は、国会常務委員会の規定に基づく。

## 第2章 最高人民裁判所

#### 第18条

1. 最高人民裁判所は、ベトナム社会主義共和国の最高の審理機関である。
2. 最高人民裁判所の組織構造は以下のものを含む。
  - a) 最高人民裁判所裁判官評議会
  - b) 中央軍事裁判所、刑事法廷、民事法廷、経済法廷、労働法廷、行政法廷及び最高人民裁判所控訴審法廷；必要な場合には国会常務委員会が、最高人民裁判所長官の提議に従いその他の専門法廷の設立を決定する。
  - c) 事務を補佐する機構<sup>1</sup>
3. 最高人民裁判所には、長官、副長官、裁判官、裁判所書記官を置く。

#### 第19条

- 最高人民裁判所は以下の任務と権限を有する。
1. 裁判所が法律を統一的に適用するための指導を行い、裁判所の審理の経験を総括する。
  2. 各級の裁判所の審理を監督する。特別裁判所及びその他の裁判所の審理を監督する。その裁判所の設立時に別に規定している場合を除く。
  3. 法律の規定に従い、国会に法律草案を提出し、国会常務委員会に法令草案を提出する。

<sup>1</sup> SPC 内に置かれている国際協力部といった部局や裁判理論研究所などの機関を指す。

#### 第20条

最高人民裁判所は以下の審理の管轄権を有する。

1. 法的効力が生じた判決、決定であって訴訟法の規定に従い異議申立てがあった事件の監督審、再審
2. 法的効力がまだ生じていない直近下級裁判所の第一審の判決、決定であって、訴訟法の規定に従い控訴、異議申立てがあった事件の控訴審

#### 第21条

1. 最高人民裁判所裁判官評議会は監督審、再審手続に従った最高の審理機関かつ裁判所が法律を統一的に適用するための指導を行う機関である。
2. 最高人民裁判所裁判官評議会は以下のものを含む。
  - a) 最高人民裁判所長官、副長官
  - b) 最高人民裁判所長官の提議に従った国会常務委員会の決定に基づく最高人民裁判所裁判官の一部
3. 最高人民裁判所裁判官評議会の構成員の総数は17人を超えることはできない。

#### 第22条

1. 最高人民裁判所裁判官評議会は以下の任務と権限を有する。
  - a) 法的効力が生じた判決、決定であって訴訟法の規定に従い異議申立てがあった事件の監督審、再審
  - b) 裁判所が法律を統一的に適用するための指導
  - c) 審理の経験の総括
  - d) 国会、国会常務委員及び国家主席に提出する裁判所の活動に関する最高人民裁判所長官の報告の承認
  - e) 国会に提出する法律草案、国会常務委員会に提出する法令草案の準備
2. 最高人民裁判所裁判官評議会の会議期日には、少なくとも総数の3分の2が参加しなければならない。最高人民裁判所裁判官評議会の決定は、構成員総数の過半数の賛成の投票がなければならない。最高検察院院長、司法省大臣は、最高人民裁判所裁判官評議会の会議期日において、法律の適用の指導に関する討論をするときには、これに参加する責任がある。

#### 第23条

1. 最高人民裁判所の刑事法廷、民事法廷、経済法廷、労働法廷及び行政法廷には、裁判長、副裁判長、裁判官、裁判所書記官を置く。
2. 最高人民裁判所の刑事法廷、民事法廷、経済法廷、労働法廷及び行政法廷は、法的効力が生じた判決、決定であって訴訟法の規定に従い異議申立てがあった事件の監督審、再審を行う。

#### 第24条

1. 最高人民裁判所控訴審法廷には、裁判長、副長官、裁判官、裁判所書記官を置く。
2. 最高人民裁判所控訴審法廷は以下の任務と権限を有する。
  - a) 法的効力がまだ生じていない直近下級裁判所の第一審の判決、決定であって、訴訟法の規定に従い控訴、異議申立てがあった事件の控訴審
  - b) 省、中央直轄市の人民裁判所の法律の規定に従った破産宣告に関する決定に対する不服申立ての解決
  - c) 省、中央直轄市の人民裁判所の法律の規定に従った労働争議の解決に関する決定に対する不服申立ての解決

#### 第25条

最高人民裁判所長官は以下の任務と権限を有する。

1. 最高人民裁判所の審理活動の組織
2. 最高人民裁判所裁判官評議会の会議期日の主催



3. 訴訟法の規定に従った各級裁判所の法的効力が生じた判決、決定に対する監督審、再審手続に従った異議申立て
4. 死刑判決を言い渡された者が減刑を求めた場合の国家主席への意見の提出
5. 専門法廷の裁判長、副裁判長、最高人民裁判所の部長、副部長その他の職務の任命、免任、罷免。最高人民裁判所の副長官、裁判官を除く。
6. 裁判官指名評議会の提議に従った地方人民裁判所、軍区及び同等の軍事裁判所、区域の軍事裁判所の裁判官の選任、免任、罷免。
7. 地方の人民評議会当番の合意を得た後に地方人民裁判所の長官、副長官を選任、免任、罷免する。国防省大臣の合意を得た後に軍区及び同等の軍事裁判所、区域の軍事裁判所の長官、副長官を選任、免任、罷免する。
8. 裁判所の裁判官、参審員及び役人のための専門的な訓練の組織
9. 国会、国会常務委員及び国家主席の前での裁判所の活動についての報告
10. 最高人民裁判所が国会及び国会常務委員会に提出することになる法律、法令草案の起草の指示
11. 最高人民裁判所、地方人民裁判所の事務を補佐する機構を規定し、国会常務委員会の承諾を得るために提出する。国防省大臣の合意を得た後に軍事裁判所の事務を補佐する機構を規定し、国会常務委員会の承諾を得るために提出する。
12. 予算に関する法律の規定を正しく保証し、法律の規定に従ったその他の活動を実現するために裁判所の責任の範囲内で経費の管理及び使用の検査を組織する。

## 第26条

最高人民裁判所副長官は、長官の仕事の割り当てに従い長官の任務遂行を助ける。長官が欠席の時、長官から委任を受けた副長官は代表して裁判所の活動を指導する。副長官は与えられた任務について長官の前に責任を引き受ける。

## 第3章 地方人民裁判所

### A 項 省、中央直轄市の人民裁判所

## 第27条

1. 省、中央直轄市の人民裁判所の組織構造は以下のものを含む。
  - a) 裁判官委員会
  - b) 刑事法廷、民事法廷、経済法廷、労働法廷、行政法廷；必要な場合には国会常務委員会が、最高人民裁判所長官の提議に従いその他の専門法廷の設立を決定する。
  - c) 事務を補佐する機構
2. 省、中央直轄市の人民裁判所には、長官、副長官、裁判官、人民参審員、裁判所書記官を置く。

## 第28条

省、中央直轄市の人民裁判所は以下の管轄権を有する。

1. 訴訟法の規定に従った事件の第一審
2. 法的効力がまだ生じていない直近下級裁判所の第一審の判決、決定であって訴訟法の規定に従い控訴、異議申立てがあった事件の控訴審
3. 法的効力が生じた直近下級裁判所の判決、決定であって訴訟法の規定に従い異議申立てがあった事件の監督審、再審
4. 法律に従ったその他の事件の解決

## 第29条

1. 省、中央直轄市の人民裁判所の裁判官委員会は以下のものを含む。

- a) 省、中央直轄市の人民裁判所の長官、副長官
  - b) 省、中央直轄市の人民裁判所の長官の提議に従った最高人民裁判所長官の決定に基づく省、中央直轄市の人民裁判所裁判官の一部
- 省、中央直轄市の人民裁判所の裁判官委員会の構成員の総数は9人を超えることはできない。
2. 省、中央直轄市の人民裁判所の裁判官委員会は以下の任務と権限を有する。
    - a) 法的効力が生じた下級裁判所の判決、決定であって異議申立てがあった事件の監督審、再審
    - b) 自身の裁判所及び下級裁判所において法律を統一的に適用することの保証
    - c) 審理の経験の総括
    - d) 同級の人民評議会及び最高人民裁判所の前に報告するための地方における裁判所の活動に関する省、中央直轄市の人民裁判所の長官の報告の承認
  3. 省、中央直轄市の人民裁判所裁判官の裁判官委員会の会議期日には、少なくとも総数の3分の2が参加しなければならぬ。省、中央直轄市の人民裁判所の裁判官委員会の決定は、構成員総数の過半数の賛成の投票がなければならぬ。

## 第30条

1. 省、中央直轄市の人民裁判所の専門法廷には、裁判長、副裁判長、裁判官、裁判所書記官を置く。
2. 省、中央直轄市の人民裁判所の刑事法廷、民事法廷、行政法廷は以下の任務と権限を有する。
  - a) 訴訟法の規定に従った事件の第一審
  - b) 法的効力がまだ生じていない直近下級裁判所の第一審の判決、決定であって訴訟法の規定に従い控訴、異議申立てがあった事件の控訴審
3. 省、中央直轄市の人民裁判所の経済法廷は以下の任務と権限を有する。
  - a) 訴訟法の規定に従った経済事件の第一審
  - b) 法的効力がまだ生じていない直近下級裁判所の第一審の判決、決定であって訴訟法の規定に従い控訴、異議申立てがあった経済事件の控訴審
4. 省、中央直轄市の人民裁判所の労働法廷は以下の任務と権限を有する。
  - a) 訴訟法の規定に従った労働事件の第一審
  - b) 法的効力がまだ生じていない直近下級裁判所の第一審の判決、決定であって訴訟法の規定に従い控訴、異議申立てがあった労働事件の控訴審
  - c) 法律の規定に従った労働争議の解決

## 第31条

1. 省、中央直轄市の人民裁判所の長官は以下の任務と権限を有する。
  - a) 審理活動の組織
  - b) 裁判官委員会の会議期日の主催
  - c) 訴訟法の規定に従った下級裁判所の法的効力が生じた判決、決定に対する監督審、再審手続に従った異議申立て
  - d) 各専門裁判所の裁判長、副裁判長及び自身の裁判所のその他の職務の任命、免責、罷免。副長官、裁判官を除く。
  - e) 自身及び下級の裁判所の裁判官、参審員及び役人のための専門的な訓練の組織
  - f) 同級の人民評議会及び最高人民裁判所に対する地方の裁判所の活動についての報告
  - g) 法律の規定に従ったその他の活動の実現
2. 省、中央直轄市の裁判所の副長官は、長官の仕事の割り当てに従い長官の任務遂行を助ける。長官が欠席の時、長官から委任を受けた副長官は代表して地方の裁判所の活動を指導する。副長官は

与えられた任務について長官の前に責任を引き受ける。

## B 項 県、区、社、省直轄市の人民裁判所

### 第 32 条

1. 県、区、社、省直轄市の人民裁判所には、長官、1 人又は 2 人の副長官、裁判官、人民参審員、裁判所書記官を置く。
2. 県、区、社、省直轄市の人民裁判所は訴訟法の規定に従った事件の第一審の管轄権を有する。

### 第 33 条

1. 県、区、社、省直轄市の人民裁判所は以下の任務と権限を有する。
  - a) 審理活動及び法律の規定に従ったその他の活動の組織
  - b) 同級の人民評議会及び直近上級裁判所への活動の報告
2. 副長官は、長官の仕事の割り当てに従い長官の任務遂行を助け、与えられた任務について長官の前に責任を引き受ける。

## 第 4 章 軍事裁判所

### 第 34 条

1. 軍事裁判所は、被告が現役の軍人である事件その他法律の規定に従った他の事件を審理するためにベトナム人民軍の中に組織される。
2. 軍事裁判所は以下のものを含む。
  - a) 中央軍事裁判所
  - b) 軍区及び同等の軍事裁判所
  - c) 区域の軍事裁判所
3. 軍人、軍事裁判所に勤務する公務員及び国防の労働者は、軍の制度に従った権利及び義務を有し、裁判所と同等の報酬制度を享受することができる。

### 第 35 条

1. 中央軍事裁判所には、長官、副長官、裁判官、裁判所書記官を置く。  
中央軍事裁判所の長官は、最高人民裁判所の副長官、中央軍事裁判所の裁判官は最高人民裁判所の裁判官とする。
2. 軍区及び同等の軍事裁判所には、裁判長、副裁判長、裁判官、裁判所書記官を置く。
3. 区域の軍事裁判所には、裁判長、副裁判長、裁判官、軍民参審員、裁判所書記官を置く。

### 第 36 条

軍事裁判所の組織及び活動は国会常務委員会による規定に基づく。

## 第 5 章 裁判官及び参審員

### 第 37 条

1. ベトナム公民であって、祖国及びベトナム社会主義共和国憲法に対して忠誠心を持ち、良い品質、道徳を備え、清廉潔白で忠実であり、社会主義法制を断固として防衛する精神を持ち、法学士を取得し、審理業務についての訓練を受けており、法律の規定に従った実務活動に従事した時間があり、審理を行う能力を備え、任された業務の完遂を保証する健康状態の者は、裁判官に選任及び任命されることができる。
2. ベトナム公民であって、祖国及びベトナム社会主義共和国憲法に対して忠誠心を持ち、良い品質、道徳を備え、清廉潔白で忠実であり、法学の見識を持ち、社会主義法制を断固として防衛する精

神を持ち、任された業務の完遂を保証する健康状態の者は、参審員に選ばれ及び指名されることができる。

3. 裁判官、参審員は自身の任務、権限の実現について法律の前に責任を負い、法律の規定に従い仕事の秘密を保持しなければならない。もし法律違反の行為があった場合は、その違反の性質、程度によって、規律処理され、法律の規定に従って刑事責任を追究される。
4. 裁判官、参審員は、自身の任務、権限を実現するにあたり損害を生じさせるときは、審理の任務を実現した裁判官、参審員がいる裁判所は、賠償責任を負わなければならないが、損害を生じさせた裁判官、参審員は法律の規定に従い裁判所に賠償しなければならない。
5. 全級の裁判所の裁判官、参審員の具体的な基準、裁判官の選任、任命、免任、罷免、参審員の選任、指名、免任、罷免、裁判官、参審員の権限及び任務は、国会常務委員会の規定に基づく。

### 第 38 条

裁判官、参審員は、人民を尊重し、人民の監察を引き受けなければならない。

裁判官、参審員は、自己の任務、権限を実現するときに、国家機関、祖国戦線委員会及び戦線の構成員である組織、その他の社会組織、経済組織、人民及び公民武装単位と連携することができる。

裁判官、参審員の任務の実現を阻止するすべての行為は厳禁する。

### 第 39 条

裁判官の職に任命されるためのこの法律の 37 条 1 項に規定する基準を十分満たす者は、裁判官選任評議会による選任及び提議を受けなければならない。

裁判官選任評議会の組織及び活動、裁判官選任評議会及び最高人民裁判所長官との関係は、国会常務委員会の規定に基づく。

### 第 40 条

1. 最高人民裁判所長官は、国家主席の提議に従い、国会により選任、免任、罷免される。  
最高人民裁判所長官の任期は、国会の任期に従う。国会の任期が終了したときに、最高人民裁判所長官は、新しい国会が新しい長官を選任するときまで、任務の遂行を継続する。
2. 最高人民裁判所副長官及び裁判官、中央軍事裁判所の長官、副長官は、国家主席により選任、免任、罷免される。
3. 地方人民裁判所、軍区及び同等の軍事裁判所、区域の軍事裁判所の裁判官は、各裁判官選任評議会の提議に従い最高人民裁判所長官により選任、免任、罷免される。
4. 地方人民裁判所の長官、副長官の選任、免任は、地方の人民評議会当番の合意を得た後、最高人民裁判所長官が行う。軍区及び同等の軍事裁判所、区域の軍事裁判所の長官、副長官の選任、免任、罷免は国防省大臣の合意を得た後、最高人民裁判所長官が行う。
5. 最高人民裁判所の副長官及び裁判官、地方人民裁判所、軍事裁判所の長官、副長官及び裁判官の任期は、5 年とする。

### 第 41 条

1. 地方人民裁判所の人民参審員は、同級の祖国戦線委員会の紹介に従い同級の人民評議会により選ばれ、同級の祖国戦線委員会の合意を得た後に同級の人民裁判所の長官の提議に従い人民評議会により免任、罷免される。
2. 軍区及び同等の軍事裁判所の軍民参審員は、軍区の政治機関、軍団、軍務、総局又は同等機関の紹介に従いベトナム人民軍政治総局主任により選任され、軍区の政治機関、軍団、軍務、総局又は同等機関の合意を得た後に、軍区及び同等の軍事裁判所の長官の提議に従いベトナム人民軍政治総局主任により免任、罷免される。
3. 区域の軍事裁判所の軍民参審員は、政治師団機関又は同等機関の

紹介に従い、軍区の政治主任、軍団、総局又は同等機関により選任され、政治師団機関又は同等機関の合意を得た後に、区域の軍事裁判所の長官の提議に従い軍区の政治主任、軍団、総局又は同等機関により免任、罷免される。

4. 軍民参審員の任期は5年とする。
5. 地方人民裁判所の軍民参審員の任期は同級の人民評議会の任期に従う。
6. 人民参審員及び軍民参審員の管理は国会常務委員会の規定に基づく。

#### 第42条

1. 最高人民裁判所の裁判官の人数、地方人民裁判所の裁判官及び人民参審員の人数は最高人民裁判所長官の提議に従い国会常務委員会の決定に基づく。
2. 軍事裁判所の裁判官及び軍民参審員の人数は、国防省大臣の合意を得た後に最高人民裁判所長官の提議に従い国会常務委員会の決定に基づく。

#### 第43条

国家機関、人民武装単位、経済組織、社会組織は、人民参審員に指名・選任された者がいる場合には、参審員が審理の任務をするための条件を作る責任がある。  
参審員は、審理の任務を行うに当たり、専門的な訓練を受け、制服を支給され、報酬を享受する。

### 第6章 裁判所の活動の保証

#### 第44条

裁判所の役人、公務員についての給料、報酬、証明書、制服に関する制度、裁判官についての特別待遇制度は、国会常務委員会の規定に基づく。

#### 第45条

1. 最高人民裁判所及び地方人民裁判所の総編制は最高人民裁判所長

官の提議に従い国会常務委員会の決定に基づく。

2. 中央軍事裁判所及び軍区及び同等の軍事裁判所、区域の軍事裁判所の総編制は国防省大臣の合意を得た後、最高人民裁判所長官の提議に従い国会常務委員会の決定に基づく。  
最高人民裁判所長官は、軍区及び同等の軍事裁判所、区域の軍事裁判所のための編制を規定するにあたり、国防省大臣と密接に調整する。

#### 第46条

1. 最高人民裁判所、地方人民裁判所の活動経費は、最高人民裁判所が、見積もりを作成し、決定する国会に提出するよう政府に提議する。
2. 軍事裁判所の活動経費は、国防省が、最高人民裁判所と調整して、見積もりを作成し、決定する国会に提出するよう政府に提議する。
3. 経費の管理、分配、使用は国家予算についての法律に従って実現される。
4. 国家は、人民裁判所が自身の機能、任務を良く実現することを保証するための通信技術及びその他の方法の発展に投資することを優先する。

#### 第47条

公安機関は、被告を引致し最高人民裁判所及び地方人民裁判所の公判期日を防御する任務がある。  
軍隊の防衛勢力は被告を引致し軍事裁判所の公判期日を防御する任務がある。

### 第7章 施行条項

#### 第48条

この法律は、1993年12月28日及び1995年10月28日の人民裁判所組織法の一部の条項を修正、補充する法律に従い修正、補充された1992年10月6日の人民裁判所組織法に代わる。  
この法律に反する従前の規定は排除する。

---

この法律は、2002年4月2日にベトナム社会主義共和国第10会期、第11会議において承認された。

国会議長

〈署名〉

グエン・バン・アン

## 国会常務委員会

No: 02/2002/PL-UBTVQH11

## ベトナム社会主義共和国

独立- 自由 - 幸福

Ha Noi, day 04 month 11 year 2002

### 人民裁判所の裁判官及び参審員令

2001年12月25日国会第10会期、第10会議における決議51/2001/QH10号に基づいて一部改正されたベトナム社会主義共和国の1992年憲法に基づき  
人民裁判所組織法に基づき  
この法令は、人民裁判所の裁判官及び参審員について規定する。

#### 第1章 一般規定

##### 第1条

1. 裁判官は、法律の規定に従い任命され、事件の審理、その他裁判所の管轄に属する事務の解決という任務を行う。
2. 参審員は、法律の規定に従い選任又は指名され、裁判所の管轄に属する事件の審理という任務を行う。

##### 第2条

1. ベトナム社会主義共和国において、人民裁判所裁判官は以下のものを含む。
  - a) 最高人民裁判所裁判官
  - b) 省、中央直轄都市の人民裁判所の裁判官を含む省級人民裁判所裁判官
  - c) 県、区、thi xa、省直轄都市の人民裁判所の裁判官を含む県級人民裁判所裁判官
  - d) 最高裁判所裁判官を兼務する中央軍事裁判所裁判官、軍区及び同等の軍事裁判所の裁判官、区域の軍事裁判所の裁判官を含む各級の軍事裁判所裁判官
2. ベトナム社会主義共和国における人民裁判所参審員は以下のものを含む。
  - a) 省、中央直轄都市の人民裁判所の人民参審員、県、区、thi xa、省直轄都市の人民裁判所の人民参審員（総称して、「人民参審員」という。）
  - b) 軍区及び同等の軍事裁判所の軍民参審員、区域の軍事裁判所の軍民参審員（総称して、「軍民参審員」という。）

##### 第3条

訴訟法の規定に従い、地方人民裁判所の審理には人民参審員が参加し、軍区級の軍事裁判所及び区域の軍事裁判所の審理には軍民参審員が参加する。審理の時、参審員は裁判官と同等である。

##### 第4条

審理の時、裁判官と参審員は独立し法律のみに従う。

##### 第5条

1. ベトナム公民であって、祖国及びベトナム社会主義共和国憲法に対して忠誠心を持ち、良い品質、道徳を備え、清廉潔白で忠

実であり、社会主義法制を断固として防衛する精神を持ち、法学士を取得し、審理業務についての訓練を受けており、この法令の規定に定める実務活動に従事した時間、審理を行う能力があり、任された業務の完遂を保証する健康状態の者は、裁判官に選任及び任命されることができる。

2. ベトナム公民であって、祖国及びベトナム社会主義共和国憲法に対して忠誠心を持ち、良い品質、道徳を備え、清廉潔白で忠実であり、法学の見識を持ち、社会主義法制を断固として防衛し、国家の利益、公民の適法な権利利益を断固として防衛する精神を持ち、任された業務の完遂を保証する健康状態の者は、参審員に選ばれ及び指名されることができる。

##### 第6条

裁判官、参審員は自身の任務、権限の実現について法律の前に責任を負う。もし法律違反の行為があった場合は、その違反の性質、程度によって、懲戒処理され、法律の規定に従って刑事責任を追及される。

##### 第7条

裁判官、参審員は、法律の規定に従い国家の秘密及び仕事の秘密を保持しなければならない。

##### 第8条

裁判官、参審員は、自身の任務、権限を行うにあたり損害を生じさせたときは、審理の任務を行った裁判官、参審員がいる裁判所は、賠償責任を負わなければならない。損害を生じさせた裁判官、参審員は法律の規定に従い裁判所に返済しなければならない。

##### 第9条

裁判官、参審員は、審理活動業務についての研修を受ける。各級の裁判所長官は、自身の任務、権限の範囲内において、裁判官、参審員のために業務研修を組織する責任がある。

##### 第10条

1. 裁判官、参審員は、人民を尊重し、人民の監察を引き受けなければならない。  
裁判官、参審員の法律違反行為を発見した時は、国家機関、ベトナム祖国戦線委員会、戦線の構成員である組織、その他の社会組織、経済組織、人民武装単位は、不服申立を要求し、建議する権利がある。個人は、裁判官、参審員の責任を検討することについて権限を有する機関に対して不服申立、告訴する権利

がある。

2. 裁判官、参審員は、自己の任務、権限を実現するときに、国家机关、祖国戦線委員会及び戦線の構成員である組織、その他の社会組織、経済組織、人民及び公民武装単位と連携することができる。自身の機能、任務の範囲内において、各機関、組織及び公民は、裁判官、参審員が任務を行うについて条件を作る責任がある。  
裁判官、参審員の業務遂行を妨害する一切の行為は厳に禁じる。

## 第2章

### 裁判官の任務、権限、裁判官の待遇、 裁判官の動員、特別派遣

#### 第11条

裁判官は、自身が活動する場所又は期限付きで特別に派遣された場所の裁判所の長官の仕事の割り当てに従い、事件審理及び裁判所の管轄に属するその他の事務の解決の任務を行う。  
裁判官の具体的な任務、権限については法律の規定による。

#### 第12条

裁判官は、機関、組織、個人に対して、事件及び法律の規定に従ったその他の事務の解決に関連する決定の施行を要求する権利がある。

#### 第13条

裁判官は、憲法、法律の執行において模範となり、強壮な生活を送り、公共生活における規則を尊重し、法律の宣伝、周知に参加しなければならない。

#### 第14条

裁判官、裁判所での業務の専門性を向上させるために学習研究する責任がある。

#### 第15条

裁判官は、以下の事務を行ってはならない。

1. 法律により幹部、公務員が行うことができないと規定されている事務
2. 被疑者、被告人、当事者又はその他の訴訟参加人に助言を与え、法律の規定に反して事件又はその他の事務を解決すること
3. 違法に事件解決に干渉し又は自己の影響力を利用して、事件の解決に責任のある者に働きかけること
4. 与えられた任務のためでもなく、又は、権限のある者の同意がないのに、事件記録又は事件記録中の資料を持ち出すこと
5. 規定された場所外で、自己の解決管轄に属する事件における被疑者、被告人、当事者又は訴訟参加人に接触すること

#### 第16条

訴訟法が規定する各場合において、裁判官は審理に参加することを拒絶し又は変更されなければならない。

#### 第17条

1. 裁判官は、個々の等級に応じた給料を受け、責任報酬及び法律の規定によるその他の報酬を享受することができる。
2. 裁判官は、任務を行う際、法律の規定に従って、橋、渡し船、道路の費用を免れる。

#### 第18条

裁判官は、任務を行うために制服、裁判官証明書を支給される。制服の型、制服、裁判官証明書の発給及び使用制度については、最高人民裁判所長官からの提案を受け、国会常務委員会が規定する。

#### 第19条

1. 地方の人民裁判所が機能、任務を実現することを保障するために、最高人民裁判所長官は以下について決定する。
  - a) 裁判官を、ある地方の人民裁判所から別の同級の地方の人民裁判所に動員して、任務を行わせる。
  - b) 裁判官を、期限付きの任務を行わせるために、ある地方の人民裁判所から別の同級の地方の人民裁判所に特別に派遣して、任務を行わせる。
2. 軍事裁判所が機能、任務を実現することを保証するために、国防省大臣は以下について決定する。
  - a) 裁判官を、最高人民裁判所長官の同意を得た後、ある軍事裁判所から別の同級の軍事裁判所に動員して、任務を行わせる。
  - b) 裁判官を、期限付きの任務を行わせるために、ある軍事裁判所から別の同級の軍事裁判所に特別に派遣して、任務を行わせる。

## 第3章

### 裁判官の基準、 裁判官の選任、任命、免任、罷免手続

#### 第20条

この法令5条1項に規定する基準を十分満たし、4年以上の法律活動に従事した時間があり、県級人民裁判所、区域の軍事裁判所の管轄に属する事件の審理及びその他の事務を解決する能力を有する者について、県級人民裁判所裁判官に選任及び任命することができる。その者が現役の軍隊士官である場合には、区域の軍事裁判所裁判官に選任及び任命することができる。

#### 第21条

1. この法令5条1項に規定する基準を十分満たし、少なくとも県級人民裁判所裁判官、区域の軍事裁判所裁判官として5年従事し、省級人民裁判所、軍区級軍事裁判所の管轄に属する事件の審理及びその他の事務を解決する能力を有する者について、省級人民裁判所裁判官に選任及び任命することができる。その者が現役の軍隊士官であれば、軍区級軍事裁判所裁判官に選任及び任命されることができる。
2. 裁判所の人事の需要がある場合には、この法令5条1項に規定する基準を十分満たし、10年以上の法律活動に従事した時間があり、省級人民裁判所、軍区級軍事裁判所の管轄に属する事件の審理及びその他の事務を解決する能力を有する者について、省級人民裁判所裁判官に選任及び任命することができる。その者が現役の軍隊士官であれば、軍区級軍事裁判所裁判官に選任及び任命されることができる。

#### 第22条

1. この法令5条1項に規定する基準を十分満たし、少なくとも省級人民裁判所裁判官、軍区級軍事裁判所裁判官として5年従事し、最高人民裁判所、中央軍事裁判所の管轄に属する事件の審理及びその他の事務を解決する能力を有する者について、最高人民裁判所裁判官に選任及び任命することができる。その者が現役の軍隊士官であれば、中央軍事裁判所裁判官に選任及び任命されることができる。
2. 裁判所の人事の需要がある場合には、この法令5条1項に規定する基準を十分満たし、15年以上の法律活動に従事した時間があり、最高人民裁判所、中央軍事裁判所の管轄に属する事件の審理及びその他の事務を解決する能力を有する者について、最高人民裁判所裁判官に選任及び任命することができる。その者が現役の軍隊士官であれば、中央軍事裁判所裁判官に選任及び任命されることができる。

## 第23条

必要な場合には、裁判所で従事する者又は動員権限のある機関、組織によって裁判所で従事させられている者について、下級裁判官として十分な従事時間がなく又十分に法律活動に従事した時間がなくても、この法令20条、21条、22条に個別に規定する基準を十分に満たす場合には、県級人民裁判所裁判官、省級人民裁判所裁判官、最高人民裁判所裁判官に選任及び任命することができる。その者が現役の軍隊士官であれば、区域軍事裁判所裁判官、軍区級軍事裁判所裁判官、中央軍事裁判所裁判官に選任及び任命することができる。

## 第24条

裁判官の任期は、任命の日から5年とする。

## 第25条

1. 人民裁判所裁判官選任評議会は以下のものを含む。
  - a) 最高人民裁判所裁判官、中央軍事裁判所裁判官選任評議会
  - b) 省級人民裁判所裁判官、県級人民裁判所裁判官選任評議会
  - c) 軍区級軍事裁判所裁判官、区域軍事裁判所裁判官選任評議会
2. 裁判官選任評議会は、集団制度に従い事務を行う。裁判官選任評議会の決定は、構成員総数の過半数の賛成がなければならない。

## 第26条

1. 最高人民裁判所裁判官、中央軍事裁判所裁判官選任評議会には、最高人民裁判所長官が主席を務め、国防省、内務省、ベトナム祖国戦線中央委員会、ベトナム法律家協会中央執行委員会の指導代表が委員となる。  
最高人民裁判所裁判官、中央軍事裁判所裁判官選任評議会の委員名簿は、最高人民裁判所長官の提議に従い、国会常務委員会が決定する。
2. 最高人民裁判所裁判官、中央軍事裁判所裁判官選任評議会は以下の任務、権限を有する。
  - a) 最高人民裁判所長官に提議に従い、最高人民裁判所裁判官、中央軍事裁判所裁判官となる基準を十分に満たす者を選任し、任命権者である国家主席に提出する。
  - b) 最高人民裁判所長官の提議に従い、この法令29条2項に規定する最高人民裁判所裁判官、中央軍事裁判所裁判官の裁判官の職名の免任について検討し、免任権者である国家主席に提出する。
  - c) 最高人民裁判所長官の提議に従い、この法令30条2項に規定する最高人民裁判所裁判官、中央軍事裁判所裁判官の裁判官の職名の罷免について検討し、罷免権者である国家主席に提出する。

## 第27条

1. 省級人民裁判所裁判官、県級人民裁判所裁判官選任評議会には、省級人民評議会主席又は副主席が主席を務め、省級人民裁判所の長官、省級の政権組織委員会<sup>1</sup>、ベトナム祖国戦線委員会、ベトナム法律家協会執行委員会の各指導代表が委員となる。  
省級人民裁判所裁判官、県級人民裁判所裁判官選任評議会の委員名簿は、省級人民評議会主席の提議に従い、最高人民裁判所長官が決定する。
2. 省級人民裁判所裁判官、県級人民裁判所裁判官選任評議会は以下の任務、権限を有する。

<sup>1</sup> 人民委員会あるいは人民評議会の関係部局を意味するようである。

- a) 省級人民裁判所の長官に提議に従い、省級人民裁判所裁判官、県級人民裁判所裁判官となる基準を十分に満たす者を選任し、任命権者である最高人民裁判所長官に提議する。
- b) 省級人民裁判所の長官の提議に従い、この法令29条2項に規定する省級人民裁判所裁判官、県級人民裁判所裁判官の裁判官の職名の免任について検討し、免任権者である最高人民裁判所長官に提議する。
- c) 省級人民裁判所の長官の提議に従い、この法令30条2項に規定する省級人民裁判所裁判官、県級人民裁判所裁判官の裁判官の職名の罷免について検討し、罷免権者である最高人民裁判所長官に提議する。

## 第28条

1. 区域軍事裁判所裁判官、軍区級軍事裁判所裁判官選任評議会には、中央軍事裁判所の長官が主席を務め、国防省、内務省、ベトナム祖国戦線中央委員会、ベトナム法律家協会中央執行委員会の指導代表が委員となる。  
区域軍事裁判所裁判官、軍区級軍事裁判所裁判官選任評議会の委員名簿は、中央軍事裁判所の長官の提議に従い、最高人民裁判所長官が決定する。
2. 区域軍事裁判所裁判官、軍区級軍事裁判所裁判官選任評議会は以下の任務、権限を有する。
  - a) 中央軍事裁判所の長官の提議に従い、区域軍事裁判所裁判官、軍区級軍事裁判所裁判官となる基準を十分に満たす者を選任し、任命権者である最高人民裁判所長官に提議する。
  - b) 中央軍事裁判所の長官の提議に従い、この法令29条2項に規定する区域軍事裁判所裁判官、軍区級軍事裁判所裁判官の職名の免任について検討し、免任権者である最高人民裁判所長官に提議する。
  - c) 中央軍事裁判所の長官の提議に従い、本法30条2項に規定する区域軍事裁判所裁判官、軍区級軍事裁判所裁判官の職名の罷免について検討し、罷免権者である最高人民裁判所長官に提議する

## 第29条

1. 裁判官は、退職時に当然に裁判官の職名を免任される。
2. 裁判官は、健康、家庭環境その他の理由により、与えられた任務を完成することを保証できないと認められるときは、裁判官の職名を任免され得る。

## 第30条

1. 裁判官は、法的効力が生じた裁判所の判決によって有罪が言い渡されたとき、当然に裁判官の職名を失う。
2. 裁判官は、違反の性質、程度に関わらず、以下の場合に当たる場合には、裁判官の職名を失い得る。
  - a) 審理活動、その他の裁判所の権限に属する事務の解決の過程における違反
  - b) この法令15条に規定する違反
  - c) 幹部、公務員に関する法律の規定に従い、現に担当する管理職務からの罷免という形式による規律処分を受けた場合
  - d) 道徳品質の違反
  - d) その他の法律違反行為

## 第31条

1. 最高人民裁判所の副長官、中央軍事裁判所の長官、副長官の任命、免任、罷免は、最高人民裁判所長官の提議に従い、国家主席が行う。

2. 地方の人民裁判所の長官、副長官の任命、免任、罷免は、同級の地方の人民評議会当番の同意を得た後、最高人民裁判所長官が行う。
3. 軍区級軍事裁判所、区域軍事裁判所の長官、副長官の選任、免任、罷免は、国防省大臣の同意を得た後、最高人民裁判所長官が行う。
4. 国家主席に提議する前に、最高人民裁判所長官は、本条の1項、2項、3項の規定に従い、長官、副長官の職名を罷免するよう提議する前に、裁判官の職名を罷免されるかも知れない場合には、その者は、裁判官選任評議会の意見を聞かなければならない。
5. 最高人民裁判所の副長官、地方の人民裁判所、軍事裁判所の長官、副長官の任期は、任命の日から5年である。

#### 第4章

##### 参審員の任務、権限、参審員の待遇、参審員の基準、 参審員の選任、指名、免任、罷免

#### 第32条

1. 参審員は、自身が参審員となるよう選任又は指名された場所の裁判所の長官の仕事の割り当てに従い、任務を行う。
2. 地方の人民裁判所の長官、軍区級軍事裁判所の長官は、参審員の組織及び活動に関する規制に従い、参審員を管理する責任がある。  
政府、最高人民裁判所、ベトナム祖国戦線中央委員会は、調整して、参審員の組織及び活動に関する規制を發布する。

#### 第33条

1. 参審員は、業務について養成され、裁判所の審理活動の総括会議に参加する。  
参審員のための業務についての養成経費は、地方予算からの共助を得て、裁判所の活動経費の中で見積もられる。
2. 参審員が、幹部、公務員、現役の軍人、国防の労働者である場合は、参審員の任務を行う時間は、機関、単位における労働時間内に算入される。

#### 第34条

1. 参審員は、審理任務を行うために制服、参審員証明書を支給される。  
制服の型、制服、参審員証明書の発給及び使用制度は、最高人民裁判所長官が提案した後に、国会常務委員会が規定する。
2. 審理任務を行う時、参審員は、法律の規定に従った報酬を享受することができる。

#### 第35条

訴訟法の規定に基づく各場合において、参審員は審理に参加することを拒絶し又は変更されなければならない。

#### 第36条

裁判所の長官から審理の任務を行うよう仕事割り当てられた時は、参審員は、正当な理由がある場合を除き、参加義務があり、拒絶することはできない。  
もし1年の間に参審員が裁判所の長官から審理の任務を行うように仕事を割り当てられない場合には、参審員は裁判所の長官に理由を知らせるように要求することができる。

#### 第37条

この法令5条2項に規定する基準を十分に満たす者については、地方の人民裁判所の人民参審員に選任することができる。もし、その者が現役の軍人、国防省の公務員、労働者であって軍隊において服務している場合は、軍区級軍事裁判所、区域軍事裁判所の軍民参審員に指名

することができる。

#### 第38条

1. 地方の人民裁判所の人民参審員は、同級のベトナム祖国戦線委員会の紹介に従い、同級の人民評議会により選任され、同級のベトナム祖国戦線委員会の同意を得た後、同級の人民裁判所の長官の提議に従い、同級の人民評議会により任免、罷免される。
2. 軍区級軍事裁判所の軍民参審員は、軍区の政治機関、軍団、軍務、総局又は同等機関の紹介に従いベトナム人民軍政治総局主任により指名され、軍区級軍事裁判所の長官の提議に従い、軍区の政治機関、軍団、軍務、総局又は同等機関の同意を得た後、ベトナム人民軍政治総局主任により免任、罷免される。
3. 区域軍事裁判所の軍民参審員は、師団政治機関の紹介に従い、軍区の政治機関、軍団、軍務、総局又は同等機関の主任により指名され、区域級軍事裁判所の長官の提議に従い、師団政治機関の同意を得た後、軍区の政治機関、軍団、軍務、総局又は同等機関の主任により免任、罷免される。

#### 第39条

1. 人民参審員の任期は、同級の人民評議会の任期に従う。  
人民評議会の任期が終了したときは、人民参審員は、新しい人民評議会が新しい人民参審員を選任するときまで、任務の遂行を継続する。
2. 軍民参審員の任期は、指名された日から5年とする。

#### 第40条

1. 機関、組織、人民武装単位は、人民参審員に指名・選任された者がいる場合には、参審員の任務遂行のための条件を作る責任がある。
2. 参審員が、裁判所の長官の仕事の割り当てに従い任務を行う時間中、特別の場合を除き、その参審員がいる機関、組織、人民武装単位は、参審員を動員し、別の事務をするよう仕事を割り当ててはならない。

#### 第41条

1. 参審員は、健康又はその他の理由により免任され得る。
2. 参審員は、品質道德に違反し又は法律違反行為をし、参審員を務めるにはもはやふさわしくない場合に、罷免される。

#### 第5章 施行条項

#### 第42条

この法令は、1993年4月14日人民裁判所の裁判官及び参審員に関する法令に代わる。  
この法令に反する以前の規定は廃止する。

#### 第43条

政府、最高人民裁判所、ベトナム祖国戦線中央委員会は、自身の任務、権限の範囲内で、この法令の細則を規定し、施行を指導する。

国会常務委員会  
委員長  
署名

グエン・ヴァン・アン

国会常務委員会

No: 14/2011/UBTVQH12

ベトナム社会主義共和国

独立- 自由 - 幸福

Ha Noi, day 19 month 02 year 2011

人民裁判所の裁判官及び参審員令の一部の条項を修正、補充する法令

2001年12月25日国会第10会期、第10会議における決議51/2001/QH10号に基づいて一部改正されたベトナム社会主義共和国の1992年憲法に基づき  
人民裁判所組織法33/2002/QH10に基づき  
2009年の法律及び法令の起草計画及び国会第7会期の法律及び法令の起草計画（2007年から2011年）の修正に関する  
2008年11月15日国会決議27/2008/QH12に基づき

国会常務委員会は、人民裁判所の裁判官及び参審員令02/2002/PL-UBTVQH11の一部の条項を修正、補充する法令を発行する。

第1条

人民裁判所の裁判官及び参審員令の一部の条項を修正、補充する。

(1) 2条は以下のように修正、補充された。

第2条

1. ベトナム社会主義共和国において、人民裁判所裁判官は以下のものを含む。
  - a) 最高人民裁判所裁判官
  - b) 中級裁判官
  - c) 初級【sơ cấp】裁判官
  - d) 最高裁判所裁判官を兼務する中央軍事裁判所裁判官、中級裁判官、初級裁判官を含む各級の軍事裁判所裁判官
2. 最高人民裁判所、中央軍事裁判所には最高人民裁判所裁判官を置く。  
省、中央直轄都市の人民裁判所（総称して、「省級人民裁判所」という。）、県、区、thị xã、省直轄都市の人民裁判所（総称して、「県級人民裁判所」という。）には、中級裁判官及び初級裁判官を置く。  
最高人民裁判所裁判官、中級裁判官、初級裁判官の数量【Số lượng】は、最高人民裁判所長官の提議に従い国会常務委員会が決定する。
3. ベトナム社会主義共和国における人民裁判所参審員は以下のものを含む。
  - a) 省級人民裁判所の人民参審員、県級人民裁判所の人民参審員（総称して、「人民参審員」という。）
  - b) 軍区及び同等の軍事裁判所の軍民参審員、区域の軍事裁判所の軍民参審員（総称して、「軍民参審員」という。）

(2) 19条は以下のように修正、補充された。

第19条

1. 人民裁判所が機能、任務を実現することを保障するために、最高人民裁判所長官は以下について決定する。
  - a) 中級裁判官、初級裁判官を、ある人民裁判所から、異なる省、中央直轄都市にある別の人民裁判所に動員して、任務を行わせる。
  - b) 中級裁判官、初級裁判官を、期限付きの任務を行わせるために、ある人民裁判所から、異なる省、

中央直轄都市にある別の人民裁判所に特別に派遣して、任務を行わせる。

2. 地方の人民裁判所が機能、任務を実現することを保障するために、最高人民裁判所長官は以下について決定する。
  - a) 中級裁判官、初級裁判官を、ある人民裁判所から、同一の省、中央直轄都市にある別の人民裁判所に動員して、任務を行わせる。
  - b) 中級裁判官、初級裁判官を、期限付きの任務を行わせるために、ある人民裁判所から、同一の省、中央直轄都市にある別の人民裁判所に特別に派遣して、任務を行わせる。
3. 軍事裁判所が機能、任務を実現することを保証するために、国防大臣は以下について決定する。
  - a) 中級裁判官、初級裁判官を、最高人民裁判所長官の同意を得た後、ある軍事裁判所から別の軍事裁判所に動員して、任務を行わせる。
  - b) 中級裁判官、初級裁判官を、期限付きの任務を行わせるために、ある軍事裁判所から別の軍事裁判所に特別に派遣して、任務を行わせる。

(3) 20条は以下のように修正、補充された。

第20条

この法令5条1項に規定する基準を十分満たし、4年以上の法律活動に従事した時間があり、訴訟法に規定される裁判所の管轄に属する事件の審理及びその他の事務を解決する能力を有する者について、人民裁判所に属する初級裁判官に選任及び任命することができる。その者が現役の軍隊士官である場合には、軍事裁判所に属する初級裁判官に選任及び任命することができる。

(4) 21条は以下のように修正、補充された。

第21条

1. この法令5条1項に規定する基準を十分満たし、少なくとも初級裁判官として5年従事し、訴訟法に規定される裁判所の管轄に属する事件の審理及びその他の事務を解決する能力を有する者について、人民裁判所に属する中級裁判官に選任及び任命することができる。その者が現役の軍隊士官であれば、軍事裁判所に属する中級裁判官に選任及び任命されることことができる。
2. 人民裁判所の人事の需要がある場合には、この法令5条



1 項に規定する基準を十分満たし、10 年以上の法律活動に従事した時間があり、訴訟法に規定される裁判所の管轄に属する事件の審理及びその他の事務を解決する能力を有する者について、人民裁判所に属する中級裁判官に選任及び任命することができる。その者が現役の軍隊士官であれば、軍事裁判所に属する中級裁判官に選任及び任命されることができる。

(5) 22 条は以下のように修正、補充された。

#### 第 22 条

- この法令 5 条 1 項に規定する基準を十分満たし、少なくとも 中級裁判官 として 5 年従事し、最高人民裁判所、中央軍事裁判所の管轄に属する事件の審理及びその他の事務を解決する能力を有する者について、最高人民裁判所裁判官に選任及び任命することができる。その者が現役の軍隊士官であれば、中央軍事裁判所裁判官に選任及び任命されることができる。
- 人民裁判所の人事の需要がある場合には、この法令 5 条 1 項に規定する基準を十分満たし、15 年以上の法律活動に従事した時間があり、最高人民裁判所、中央軍事裁判所の管轄に属する事件の審理及びその他の事務を解決する能力を有する者について、最高人民裁判所裁判官に選任及び任命することができる。その者が現役の軍隊士官であれば、中央軍事裁判所裁判官に選任及び任命されることができる。

(6) 23 条は以下のように修正、補充された。

#### 第 23 条

必要な場合には、裁判所で従事する者又は動員権限のある機関、組織によって裁判所で従事させられている者について、初級裁判官又は中級裁判官として十分な従事時間がなく又十分に法律活動に従事した時間がなくても、この法令 20 条、21 条、22 条に個別に規定する基準を十分に満たす場合には、人民裁判所に属する初級裁判官、中級裁判官、又は、最高人民裁判所裁判官に選任及び任命することができる。その者が現役の軍隊士官であれば、軍事裁判所に属する初級裁判官、中級裁判官、又は、中央軍事裁判所裁判官に選任及び任命することができる。

(7) 25 条は以下のように修正、補充された。

#### 第 25 条

- 人民裁判所裁判官選任評議会は以下のものを含む。
  - 最高人民裁判所裁判官、中央軍事裁判所裁判官選任評議会
  - 人民裁判所に属する中級裁判官、初級裁判官選任評議会
  - 軍事裁判所に属する中級裁判官、初級裁判官選任評議会
- 裁判官選任評議会は、集団制度に従い事務を行う。裁判官選任評議会の決定は、構成員総数の過半数の賛成がなければならない。

(8) 27 条は以下のように修正、補充された。

#### 第 27 条

- 人民裁判所に属する中級裁判官、初級裁判官選任評議会には、省級人民評議会主席又は副主席が主席を務め、省級人民裁判所の長官、省級の内務局、ベトナム祖国戦線委員会、ベトナム法律家協会執行委員会の各指導部代表が委員となる。  
人民裁判所に属する中級裁判官、初級裁判官選任評議会

の委員名簿は、省級人民評議会主席の提議に従い、最高人民裁判所長官が決定する。

- 人民裁判所に属する中級裁判官、初級裁判官選任評議会は以下の任務、権限を有する。
  - 省級人民裁判所の長官に提議に従い、人民裁判所に属する中級裁判官、初級裁判官となる基準を十分に満たす者を選任し、任命権者である最高人民裁判所長官に提議する。
  - 省級人民裁判所の長官の提議に従い、この法令 29 条 2 項に規定する人民裁判所に属する中級裁判官、初級裁判官の職名の免任について検討し、免任権者である最高人民裁判所長官に提議する。
  - 省級人民裁判所の長官の提議に従い、この法令 30 条 2 項に規定する人民裁判所に属する中級裁判官、初級裁判官の職名の罷免について検討し、罷免権者である最高人民裁判所長官に提議する。

(9) 28 条は以下のように修正、補充された。

#### 第 28 条

- 軍事裁判所に属する中級裁判官、初級裁判官選任評議会には、中央軍事裁判所の長官が主席を務め、国防省、内務省、ベトナム祖国戦線中央委員会、ベトナム法律家協会中央執行委員会の指導部代表が委員となる。  
軍事裁判所に属する中級裁判官、初級裁判官選任評議会の委員名簿は、中央軍事裁判所の長官の提議に従い、最高人民裁判所長官が決定する。
- 軍事裁判所に属する中級裁判官、初級裁判官選任評議会は以下の任務、権限を有する。
  - 中央軍事裁判所の長官の提議に従い、軍事裁判所に属する中級裁判官、初級裁判官となる基準を十分に満たす者を選任し、任命権者である最高人民裁判所長官に提議する。
  - 中央軍事裁判所の長官の提議に従い、この法令 29 条 2 項に規定する軍事裁判所に属する中級裁判官、初級裁判官の職名の免任について検討し、免任権者である最高人民裁判所長官に提議する。
  - 中央軍事裁判所の長官の提議に従い、本法 30 条 2 項に規定する軍事裁判所に属する中級裁判官、初級裁判官の職名の罷免について検討し、罷免権者である最高人民裁判所長官に提議する。

#### 第 2 条

- この法令は、2011 年 7 月 1 日から施行の効力を生じる。
- 政府、最高人民裁判所は、事故の任務権限においてこの法令の施行を指導する。

国会常務委員会  
委員長  
署名

グエン・フー・チョン

国会

番号：34/2002/QH10

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

2002年4月2日、ハノイ

## 人民検察院組織法

ベトナム社会主義共和国の1992年憲法の改正憲法（国会第10回、第10回の会議により2001年12月25日付けの議決51/2001/QH10号による）に基づき、

本法は、人民検察院の組織及び活動について規定する。

### 第1章 総則

#### 第1条

人民検察院は、憲法及び法律の規定により、公訴権の実施及び司法活動の検察を行う。  
最高人民検察院は、公訴権の実施及び司法活動の検察をし、法律が厳密且つ統一的に執行されることを確保する。  
各地方の人民検察院は、管轄地域において、公訴権の実施及び司法活動の検察を行う。  
各軍事検察院は、法律の規定により、公訴権の実施及び司法活動の検察を実施する。

#### 第2条

人民検察院は、自分の職能範囲内に、社会主義法制の保護、社会主義制度の保護、住民の持主権保護、国家・団体の資産保護、ベトナム人の生命・健康・資産・自由性・名誉・人品の保護、国家・団体の利益、ベトナム人の権限・利益に違反する全ての行為が法律の規定により処理されることを確保する事業に貢献する任務がある。

#### 第3条

人民検察院は、以下の事務に通じて、職能・任務を実施する。

1. 捜査機関その他捜査活動を分担される機関の刑事事件捜査における訴訟権実施及び法律厳守性の検察を実施する。
2. 司法活動において犯罪者が司法機関の幹部である場合の複数の犯罪捜査をする。
3. 刑事事件の裁判における訴訟権の実施及び法律厳守性の検察を実施する。
4. 民事・婚姻及び家族・行政・経済・労働その他法律に規定される分野の事件の解決を検察する。
5. 人民裁判所の判決・決定の実施における法律厳守性を検察する。
6. 投獄判決執行者の拘留・管理・教育における法律厳守性を検察する。

#### 第4条

人民検察院は、苦情・告訴を遅滞なく受け取って、解決し；法律の規定によって司法機関の司法活動についての苦情・告訴の解決を監督する責任がある。

#### 第5条

人民検察院は、各機関・組織、人民武装機関及び個人が届けた犯罪に関する情報・密告を受け取る責任がある。  
人民検察院は、犯罪についての統計をする責任がある。他の訴訟機関は、自分の職能・任務の範囲内に、この任務を実施するように人民検察院と協力する責任がある。

#### 第6条

人民検察院は、自分の職能・任務を実施する時、決定、異議、建議、要求を出す権限があり、また、それらの各文書について法律に対して責任を持つ。  
上記の各文書は、違法する場合、違反の本質及び度合によって、その文書の出した人は、処罰される又は刑事責任を追及される。人民検察院の決定、異議、建議、要求は、関連組織・機関・個人に法律の規定により厳正的に実施される必要がある。

#### 第7条

人民検察院は、自分の職能・任務の範囲内に、裁判所、公安省、監査、司法その他政府機関、祖国前線委員会、祖国全線祖国メンバー組織、人民武装組織と協力して、犯罪防止を効率的に実施し、司法活動における犯罪・法律違反を遅滞なく厳正的に処理し；法律の宣伝・教育し；法律の作成、幹部の教育、犯罪・法律違反の研究を実施する。

#### 第8条

人民検察院は、院長により指導される。下級人民検察院の院長は、上級人民検察院の院長の指導を受け；地方人民検察院の院長、軍事検察院の院長は、最高人民検察院の院長に統一的に指導される。  
上級人民検察院は、下級人民検察院の法律違反行為を検査・発見し、遅滞なく克服し、厳しく処理する。上級人民検察院の院長は、下級人民検察院の根拠のない決定及び法律違反の決定を取り下げ又は停止又は取り消すことができる。  
最高人民検察院、中央直属省・市の人民検察院、中央軍事検察院、地区軍事検察院及び相当検察院は、検察委員会を設立させ、

そこで本法の規定により、重要な課題について討論し、多数による決定を出す。

### 第9条

最高人民検察院の院長は、国家主席の要求により、国会に指名・解職される。院長は、国会の監督にあり、国会に対して責任を負い、事務について国会に報告し；国会の会議時間外に、国会常務委員会及び国家主席に対して事務について責任を持ち、報告し；国会議員の質問・建議・要求に対して回答する責任がある。最高人民検察院の副院長及び最高人民検察院の検察官は、最高人民検察員の院長の要求によって国会主席に指名・解職される。

地方人民検察院の院長、副院長、検察官、中央軍事検察院及び相当機関の副院長、軍区軍事検察院の院長、副院長、検察官、地区軍事検察院、最高人民検察院の検察官は、最高人民検察院の院長に指名・解職される。

地方人民検察院の院長は、同級人民代表会の監督を受け；人民代表会に事務報告の責任を持ち；人民代表会のメンバーの質問・建議・要求に回答する責任がある。

副院長は、院長の手伝いをし、院長の仕事分担による任務を実施する。院長が欠席する時、一人の副院長は、検察院の事務を指導するように院長に委任される。副院長は、院長に対して、分担された任務について責任を持つ。

### 第10条

最高人民検察院は、検察業務の教育・訓練及び幹部・検察官・捜査官の管理をし、自分の責任を十分に実施し、健全な検察業を建設する責任がある。

### 第11条

検察官、捜査官は、人民を尊重しなければならない、また人民の監督にある。

政府機関・組織、人民武装機関、各個人は、自分の職能・任務範囲内に、検察官、捜査官が任務を実施できるように良い条件を与える責任がある。

検察官、捜査官が任務を実施することを阻害するすべての行為は、禁止される。

## 第2章 公訴権の実施及び 刑事事件の検察・捜査

### 第12条

人民検察院は、公訴権を実施し、捜査機関及び捜査活動を分担されたその他機関の刑事事件の捜査における法律厳守を検察することにより、以下のことを確保する。

1. すべての違反行為は、起訴・捜査そして、遅滞なく処理される必要があり、犯罪を見逃す又は無犯罪者を冤罪することのないようにする。
2. 誰でも法的な起訴・逮捕・拘留・人民権の制限・生命・健康・資産・自由・名誉・人品の侵害をされることがないようにする。
3. 捜査は客観的、全面的、十分に正確に法律に従って行われる必要があり；法律違反行為は、捜査により発見され、遅滞なく克服され、厳正に処理されなければならない。
4. 被告発者に対して刑事責任を追及することは、根拠に基づき、また法律に従わなければならない。

### 第13条

捜査段階において公訴権を実施する時、人民検察院は、以下の任務及び権限がある。

1. 刑事事件の起訴、被告発者の起訴；刑事事件の起訴・被告発者の起訴をする又は起訴の決定を変更するように捜査機関に要求する。
2. 捜査要求を申し上げ、捜査機関に捜査するように要求し；法律の規定により複数の捜査活動を直接に行う。
3. 捜査機関の長に対して法律に規定によって捜査官を変更させるように要求し；捜査官の行為に犯罪兆しのある場合、刑事に関する起訴をする。
4. 逮捕・拘留、その他防止措置を適用・変更・取消するように決定し、法律に従って捜査機関の決定を承認又は否認する。
5. 捜査機関の違法的な決定を取り消す。
6. 被告発者の告訴を決定し；捜査の停止又は中止を決定し；事件の停止又は中止をする。

### 第14条

検察捜査事務を実施する時、人民検察院は、以下の権限及び任務がある。

1. 起訴の検察；捜査機関の捜査活動及び事件書類作成の検察
2. 訴訟参加者が法律を厳守することの検察
3. 法律の規定により捜査権限に関する紛争の解決
4. 捜査機関に対して捜査活動における法律違反行為を克服するように要求し；捜査機関の長に対して捜査活動における法律違反をした捜査官を厳正的に処理するように要求する。
5. 各関連機関・組織及び政府機関に対して、犯罪及び法律違反の防止措置を適用するように建議する。

### 第15条

1. 院長、副院長、検察官は、法律の規定を厳正的に実施し、立案・逮捕・起訴その他法律の規定による決定における自分の行為・決定について責任を持つ。
2. 捜査機関、関連機関・組織・個人、人民武装機関は、法律の規定により人民検察院の決定及び要求を厳正的に実施する責任がある。

## 第3章 訴訟権の実施及び刑事事件の検察・裁判

### 第16条

刑事事件を裁判する段階において、人民検察院は、訴訟権を実施し、正確な人に正確な罪に法律通りに起訴することを確保し、犯罪及び法律違反者を見逃さないようにし；刑事事件の裁判を検察し、その裁判が法律に従って、厳正的に遅滞なく実施されることを確保する。

### 第17条

刑事事件を裁判する段階における訴訟権を実施する時、人民検察院は以下の任務及び権限を持つ。

1. 裁判所において事件解決に関する人民検察院の起訴状、決定を読み上げる。
2. 一審裁判所において被告者に対する犯罪判決をし、二審裁判所において事件解決について観点・考え方を発表し；一審・二審裁判所において弁護士その他訴訟参加者と争論する。
3. 終審・再審の裁判所において事件解決について、人民検察院の考え方を述べる。

### 第18条

刑事事件の裁判を検査する時、人民検察院は以下の任務及び権限を持つ。

1. 人民裁判所の裁判活動における法律厳守性を検査する。
2. 訴訟参加者の法律厳守性を検査する。
3. 法律の規定によって人民裁判所の判決及び決定を検査する。
4. 不服について検討・決定をするために、同級及び下級の人民裁判所に対して、刑事事件の書類を渡してくれるように要求する。

#### 第19条.

刑事事件に関して訴訟権及び裁判検査をする時、人民検察院は、法律の規定により、再審、終審、判決の再審、裁判所の決定の手続きによる不服権があり；同級及び下級の人民裁判所に対して裁判における違反を克服するように建議し；関連機関・組織に対して、犯罪及び法律違反行為を防止する措置を適用するように建議し；犯罪兆しがあれば、刑事に関する起訴をする。

### 第4章.

#### 民事・婚姻及び家族・行政・経済・労働その他法律 の規定による分野の事件解決の検査

#### 第20条.

人民検察院は、民事・婚姻及び家族・行政・経済・労働及びその他法律に規定される分野の事件解決を検査して、その事件の解決が法律に従い、遅滞なく実施されることを確保する。

#### 第21条.

民事・婚姻及び家族・行政・経済・労働その他法律に規定される分野の事件解決を検査する時、人民検察院は、以下の任務及び権限を持つ。

1. 事件書類の受理・作成を検査し；事件を正しく解決するために事件を明確にすることの確認をするように人民裁判所に要求する又は自分で実施する。
2. 法律の規定によって事件を起訴する。
3. 裁判所に参加して、事件解決について人民検察院の観点を述べる。
4. 人民裁判の裁判活動における法律厳守性を検査する。
5. 訴訟参加者の法律厳守性を検査する。
6. 人民裁判所の判決及び決定を検査する。
7. 人民裁判所に対して、法律の規定による臨時緊急措置を適用するように要求する。
8. 不服に関する検討・決定するために、同級又は下級の人民裁判所に対して民事・婚姻及び家族・行政・経済・労働その他法律に規定される分野の事件に関する書類を渡してくれるように要求する。

#### 第22条.

民事・婚姻及び家族・行政・経済・労働その他法律に規定される分野の事件の解決を検査する時、人民検察院は、法律の規定により、再審、終審、判決の再審、人民裁判所の決定の手続きによる不服をする権限を持ち；同級及び下級の人民裁判所に対して事件解決における法律違反を克服するように要求し；犯罪の兆しがあれば刑事に関する起訴をする。

### 第5章. 判決執行の検査

#### 第23条.

人民検察院は、判決・法務的な有効力がある決定・法律の規定によって実施される判決・決定の実施において、人民裁判所、判決執行機関、執行員、関連組織・機関・個人の法律厳守性を検査して、その判決・決定が法律に従って、十分かつ遅滞なく実施されることを確保する。

#### 第24条.

判決執行を検査する時、人民検察院は、以下の任務及び権限を持つ。

1. 同級・下級の人民裁判所、判決執行機関、執行者、判決執行に関連する機関・組織・個人に対して、以下のことを要求する。
  - a. 法律の規定に従って判決執行の決定を出す。
  - b. 判決、法務有効力がある決定及び法律の規定によって執行される判決・決定の執行を自ら検査して、人民検察院に検査結果を報告する。
  - c. 法務的な有効力のある判決・決定及び法律の規定によってすぐに執行される判決・決定を執行する。
  - d. 判決執行に関する書類・資料・証明物を提供する。
2. 同級及び下級の判決執行機関、執行者、関係組織・機関・個人の判決執行における法律厳守性を直接に検査し、判決執行に対する不服、苦情・告発を解決する。
3. 処罰実施期間の減少検討、犯罪経歴の取消の検討に参加する。
4. 法律の規定によって処罰執行の免除を提言する。
5. 同級及び下級の人民裁判所、判決執行機関、執行社、判決執行における責任のある組織・機関に対して異議をし；判決実施における法律違反をした決定を中止・改正し、違反行為を中止ように要求し；犯罪の兆しのある場合、刑事に関する起訴をし；法律の規定による場合、民事に関する起訴をする。

#### 第25条.

人民裁判所、判決執行機関、執行者、判決執行に関連する組織・機関・個人は、本条第24条1項に規定される各要求を要求された日から30日以内に実施する責任がある。

### 第6章.

#### 投獄判決執行者の拘留・管理・教育の検査

#### 第26条.

人民検察院は、投獄判決執行者の拘留・管理・教育に関して責任のある各機関・企業の法律厳守性を検査して以下のことを確保する。

1. 投獄判決執行者の拘留・管理・教育は、法律の規定に従って実施される。
2. 投獄判決執行者の拘留・管理・教育の制度は、厳正的に実施される。
3. 投獄判決執行者の生命・資産・名誉・人品及びその他法律に取り上げられない権限は尊重される。

#### 第27条.

投獄判決執行者の拘留・管理・教育を検査する時、人民検察院は以下の権限及び任務を持つ。

1. 拘留所、投獄所を通常及び異常的に直接に検査する。
2. 投獄判決執行者の拘留・管理・教育する責任のある同級・下級の機関の書類・資料を検査し；拘留者・投獄判決執行者に会って拘留・投獄について聞く。
3. 投獄判決執行者の拘留・管理・教育に関する苦情・告発を受け取り、それを解決する。

4. 投獄判決執行者の拘留・管理・教育を管理する同級・下級機関に対して、拘留・管理・教育所を検査し、その検査結果を人民検察院に報告するように要求する。
5. 同級・下級機関及び責任者に対して、投獄判決執行者の拘留・管理・教育についての情報を報告し；投獄執行者の拘留・管理・教育における法律違反の決定・措置又は行為について解答するように要求する。
6. 同級・下級の機関に対して、投獄執行者の拘留・管理・教育における法律違反決定の執行を中止・改正又は取消をし、法律違反行為を中止するように異議し、法律違反者を処理するように要求する。

### 第28条

投獄執行者の拘留・管理・教育を検査する時、人民検察院は、以下の責任がある。

1. 投獄執行者の拘留・管理・教育における冤罪・不良を発見し、遅滞なく処理し；根拠がなく、違法的に拘留・投獄判決執行された人へすぐに自由を返すように決定する。
2. 投獄執行者の拘留・管理・教育における犯罪の兆しを発見する時、起訴する又は捜査機関に刑事事件の起訴をするように要求する。

### 第29条

投獄執行者の拘留・管理・教育において責任を持つ機関・人は、拘留者、投獄判決執行者の苦情・告発をもらってから 24 時間以内に人民検察院に渡さなければならない。

本法第 27 条 4 項、5 項に規定される各要求については、各機関・責任者は、要求をもらって 30 日以内に回答する責任がある。

本法第 28 条 1 項に規定される決定については、各機関・責任者は、すぐに執行する責任があり；その決定に同意しなくても執行しなければならないが、管轄人民検察院に意義することができる。異議を受け取って 10 日以内に人民検察院は、解決しなければならない。

本法第 27 条 6 項に規定される異議については、関連機関は、異議を受け取って 15 日以内に回答する責任があり；その異議に同意しない場合、関連機関は、上級の人民検察院に異議することができる。上級の人民検察院は、その異議を受け取って 15 日以内に解決しなければならない。上級人民検察院の決定は、執行されなければならない。

## 第7章 人民検察院の組織

### 第30条

人民検察院系統は、以下のものを含める。

1. 最高人民検察院
2. 中央直轄省市の人民検察院
3. 省に属する県市区市の人民検察院
4. 軍事検察院

### 第31条

1. 最高人民検察院の組織構成には、以下のものが含まれる。
  - a) 検察委員会、各局・部署、研究院、事務所及び検察業務の教育学校
  - b) 中央軍事検察院
2. 最高人民検察院には、院長、各副院長、検察官及び捜査官がいる。

### 第32条

1. 最高人民検察院の検察委員会には以下のものがある。
  - a) 院長；
  - b) 各副院長；
  - c) 最高人民検察院院長の提言による国会常務委員会に決定される複数の検察官
2. 最高人民検察院の検察委員会は、院長の主催で、会議を行って、以下の重要な課題について討論し、決定する。
  - a) 検察業の事務方向・任務・計画
  - b) 国会、国会常務委員会に申請する法律・法令提案；最高人民検察院が国会、国会常務委員会、国家主席に申請するために、最高人民検察院に報告する。
  - c) 最高人民検察院の組織
  - d) 最高人民検察院の院長に報告し、院長が最高人民裁判所の裁判者委員会の議決に賛成しないことを国会常務委員会に対して報告・申請し；最高人民検察院に対して犯罪防止について建議し；刑事・婚姻及び家族・行政・経済・労働分野における重要な事件及び検察委員会の 3 分の 1 以上のメンバーが要求するその他こと。検察委員会の議決は、投票メンバーの半分以上に賛成されなければならない；賛成と非賛成の票が同様である場合、院長の意見のある方を実施する。院長は、検察委員会の多数のメンバーの意見を賛成しない場合、多数の決定により実施するが、国会常務委員会又は国家主席に報告する権限がある。

### 第33条

最高人民検察院の院長は以下の任務及び権限がある。

1. 検察任務・計画を実施するように指導し、人民検察院を全面的に建設し；検察委員会の権限に属しない事務について決定をする。
2. 検察業に適用する決定、指示、通達、規制、制度を公布する。
3. 人民検察院及び各級軍機検察院の活動、検察業の幹部教育・訓練を指導・検査する。
4. 最高人民検察院の組織を規定し、国会常務委員会に申請して承認してもらい；地方の人民検察院の組織について決定し；国防大臣と意見と統一した後、軍事検察院の組織を規定し、国会常務委員会に承認を申請する。
5. 法律の規定により法律の素案・法令素案を作成・申請するように指導し；国会常務委員会に対して、法律を統一的に適用するために必要だと確認した時、憲法・法律・法令を解説するように提言する。
6. 死刑判決された人について判決を下げるように、自分の意見を国家主席に述べる。
7. 犯罪の統計を行う。
8. 法律を統一的に適用することを案内する最高人民裁判所の裁判者委員会会議に参加する。

### 第34条

1. 中央直轄省市の人民検察院の組織構成は、検察院会、各部署及び事務所を含める。
2. 中央直轄省市の人民検察院は、院長、副院長及び検察官を含める。

### 第35条

1. 中央直轄省市の人民検察院の検察委員会は、以下のものをふくめる。
  - a) 院長；
  - b) 各副院長；

- c) 中央直轄省市人民検察院の提言によって最高人民検察院の院長に決定される複数の検察官
- 2. 中央直轄省市の人民検察院の検察委員会の会議は、院長に主催され、以下の重要なテーマについて決定する。
  - a) 最高人民検察院の任務、事務計画、指示・通達・決定の実施
  - b) 最高人民検察院への事務報告、同級人民代表会への事務報告
  - c) 刑事・婚姻及び家族・行政・経済・労働分野の重要な事件
  - d) 最高人民検察院の院長が規定するその他重要なこと。検察委員会の議決は、検察委員会の半分以上のメンバーに賛成される必要があり、賛成と非賛成の意見が同様である場合、院長の意見のある方を実施する。院長は、検察委員会の多数的な意見に賛成しない場合、多数の決定によって実施するが、最高人民検察院の院長に報告する権限がある。中央直轄省市の人民検察院の院長は、検察委員会の権限に属しないことについて決定する。

### 第36条

- 1. 省に属する県市区市の人民検察院は、各事務部門及び院長・副院長が担当するサポート部署を含める。
- 2. 省に属する県市区市の人民検察院は、院長、各副院長、各検察官を含める。

## 第8章 軍事検察院

### 第37条

各軍事検察院は、ベトナム人民軍隊において組織されて、訴訟権の実施及び法律の規定によって司法活動を検察するためである。

### 第38条

各軍事検察院は、中央検察院、軍区軍事検察院、地区軍事検察院を含める。軍隊の各時期における任務に基づき、最高人民検察院の院長は、国防大臣と意見を統一して、国会常務委員会に対して軍区軍事検察院、地区軍事検察院の設立を決定するように申請する。

### 第39条

中央軍事検察院は、最高人民検察院の構成に属する。中央軍事検察院の院長は、最高人民検察院の副院長であり、各級の軍事検察院の活動を指導する任務があり、軍隊における検察の責任を持ち、最高人民検察院の院長に報告する責任がある。

### 第40条

軍事検察院で働く軍人、公務員及び国防工員は、軍隊の制度による権限及び義務を持ち、検察業に対する手当で制度を受けられる。

### 第41条

軍事検察院の組織・活動、軍事検察院の活動の監督は、国会常務委員会に規定される。

## 第9章 検察官及び捜査官

### 第42条

- 1. 検察官は、訴訟権の実施及び司法活動の検察の任務を実施するために、法律の規定により指名される。
- 2. 最高人民検察院の捜査官は、犯罪捜査任務を実施するために、法律の規定により指名される。

### 第43条

ベトナム社会主義共和国の祖国及び憲法に忠誠するベトナム人は、良い品質・良い道徳・忠実で、法務大学卒業で、検察・捜査業務を教育され、社会主義法制を守る決意をし、法律の規定による実践的な勤務期間があり、健康を持っている人であれば、検察官・捜査官に指名されることができる。

### 第44条

検察官・捜査官の任期は、5年間である。

### 第45条

- 1. 院長に分担された任務・権限を実施する時、検察官は、法律を厳守し、自分の管理検察院の院長に直接に指導され、最高人民検察院の院長の統一的な指導を受ける。検察官の具体的な任務・権限は、人民検察院の検察官についての法令により規定される。
- 2. 捜査機関の長に分担された任務・権限を実施する時、捜査官は、法律を厳守し、捜査機関の長に直接に指導され、最高人民検察院の院長の統一的な指導を受けなければならない。捜査官の任務・権限は、法律に規定される。

### 第46条

- 1. 院長、副院長、検察官、捜査機関の長、捜査官は、自分の任務・権限の実施について法律に責任を持ち、法律違反の行為がある場合、その違反の本質・度合によって法律の規定に従って処罰される又は刑事責任を追及される。
- 2. 院長、副院長、検察官、捜査機関の長、捜査官は、任務・権限を実施する時に、損害を起こした場合、その人の所属する人民検察院に賠償する責任を持ち、損害を起こした人は、法律の規定に従って、人民検察院に賠償する責任がある。

## 第10章 人民検察院の活動確保

### 第47条

- 1. 人民検察院の検察官、捜査官の人数・公務員制度に属する人数は、最高人民検察院の院長の提言により、国会常務委員会に決定される。国会常務委員会に決定される公務員人数に基づき、最高人民検察院の院長は、各地方の検察院及び最高人民検察院の直属機関の公務員人数を決定する。
- 2. 軍事検察院の検察官、捜査官の人数、公務員制度に属する人数は、国防大臣と意見を統一した後に、最高人民検察院院長の提言によって国会常務委員会に決定される。

### 第48条

検察業の幹部に対する給料・手当・身分証明書・服装に関する制度及び検察官・捜査官の優遇制度は、国会常務委員会により決定される。

### 第49条

- 1. 人民検察院の活動経費は、最高人民検察院により予算を作成され、政府に対して国会に申請するように要求される。

2. 軍事検察院の活動経費については、国防省が最高人民検察院と協力して予算を作成し、国会に決定の申請をしてもらいように政府に要求する。
3. 経費の管理・支給・使用は、国家予算に関する法律により実施される。
4. 政府は、人民検察業が自分の任務・職能を良く実施できることを確保するために、情報通信技術及びその他措置を開発・投資することを優先させる。

## 第11章 執行

### 第50条

本法は、1992年10月7日付けの人民検察組織法の代わりになる。  
本法に相違する以前の規定は、排除される。

本法は、2002年4月2日にベトナム社会主義共和国の第10回国会により、第11回の会議において承認された。

Nguyen Van An  
(調印した)

国会常務委員会

03/2002/PL-UBTVQH11  
15/2011/UBTVQH12

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福  
ハノイ・2002年10月4日  
ハノイ・2011年2月19日

## 人民検察院の検察官令

ヴェトナム社会主義共和国 1992 年憲法に従い、人民検察院組織法に従って、本法令は、人民検察院の人民検察官の規則を規定する。

### I 章 総則規定

**1 条** 検察官は、各司法活動における公訴【*công tố*】権及び検察【*kiểm sát*】権を実行するという任務のため、法律の規定により、任命された者である。

**2 条** 祖国及びベトナム社会主義共和国憲法に忠誠を誓うベトナム公民で、道徳的に優れた、清廉潔白でかつ誠実な品位を有し、法学士の資格を有し、検察業務に関する養成教育を受け、断固として社会主義法制を守るという精神を有し、この法令の規定に従って業務を実践する期間を有し、与えられた任務を完遂するだけの健康状態を有するならば、検察官として採用されて任命される。

#### 3 条【改正】

1. ベトナム社会主義共和国における人民検察院の検察官は、次の者である。

a) 最高人民検察院の検察官

b) 人民検察院の中級【*trung cấp*】検察官、初級【*sơ cấp*】検察官

c) 軍事検察院の検察官は、中央軍事検察院の検察官で同時に最高人民検察院の検察官、軍事検察院の中級検察官、初級検察官を含む。

2. 各級の検察院は、異なる各階級【*ngạch*】の検察官が配置される。最高人民検察院の検察官、人民検察院の中級検察官、初級検察官の給料は、最高人民検察院長官の提案に基づき、国会常務委員会によって決定される。

**4 条** 検察官の任期は、任命の日から 5 年である。

**5 条** 検察官は、任務や自らの権限の実行に関し、法律の下に責任を負う；仮に法律違反行為があれば、違反の性質、程度に応じて、規律

的に処分されるか、法律の規定に基づき刑事責任を迫及される。

**6 条** 検察官が、任務や権限の実行に際して損害を発生させた場合、その者が勤務する地の人民検察院は、損害賠償責任を負うとともに、損害を発生させた者は、法律の規定に従って、人民検察院に弁償【*bồi hoàn*】責任を負う。

**7 条** 検察官は、法律の規定に従い、国家の秘密、業務の秘密を保持しなければならない。

**8 条** 国家機関、組織、人民武装部隊及び関連する個人は、法律の規定に従って、検察官の決定、異議、建議及び要求を厳正に実行する責任を負う。

**9 条** 検察官の決定、異議、建議、要求及びその他行為が、法律の根拠がなく、又は法律に違反しているのを発見した場合、機関、組織、人民武装部隊は、建議を要求し、不服を申し立てる権利を有する；個人は、同級の検察院長官、上級の検察院長官、又は権限のある国家機関に対して、建議、不服申立て、告発する権利を有する。

要求、建議、不服申立て、告発を受けた機関や人は、法律の規定に従って、解決した上、返答する責任を負う。

不服申立者、告発者に対して報復【*trả thù*】し、あるいは、検察官を中傷【*vu khống*】するために不服申立権や告発権を濫用することは厳に禁じる。

**10 条** 検察官は、人民を尊重し、人民からの監察を受けなければならない。

自らの任務や権限を実行する際、検察官は、国家機関、ベトナム祖国戦線委員会、戦線の各構成組織、その他各社会組織、経済組織、人民



武装部隊及び個人と連携を取り、協力する。自らの機能、任務の範囲において、各機関、組織、人民武装部隊及び個人は、検察官が任務を執行するための条件を作出しなければならない。

検察官の任務実行を妨げるすべての行為を厳に禁じる。

**11条** 最高人民検察院の長官は、各級人民検察院の検察官全体や検察官の育成業務を統一的に管理する；検察官のために、法律で規定された各制度の実行を保証し、クリーンで強力な人民検察専門組織を築く。地方の人民検察院長官、各階級の軍事検察院長官は、自らの任務、権限の範囲において、検察官のリソースを作り、かつ検察官のレベルや能力を向上させるための育成プランを作り、それを実行する責任を負う。

## II 章 検察官の任務及び権限

**12条** 検察官は、長官からの業務割り当てに基づき、公訴権や、自らの階級の検察院の権限に属している各司法活動を検察する権限を執行する任務を実現し、長官に対して責任を負う。

公訴権や各司法活動の検察権を行使する際の検察官の具体的な任務、権限は、法律の規定に基づく。

**13条** 任務を実行する際、検察官は、法律を遵守し、自らの階級の検察院長官の直接指導【*sự chỉ đạo*】や、最高人民検察院長官の統一的指導【*sự lãnh đạo*】を受けなければならない。

検察官は、法律に反する業務であると考えられる根拠がある際、任務の割り当てを拒否する権利を有する。仮に、長官が決定したままである場合、検察官は、実施しなければならないが、長官は、自らの決定に関し責任を負わなければならない；この場合、検察官は、直接上級の長官に上申する【*báo cáo lên*】権利を有し、当該決定実行による結果に関して責任を負う必要はない。

検察官は、訴訟法が規定する各場合において、訴訟遂行を拒否しなければならないが、又は変更されなければならない。

**14条** 割り当てられた業務の範囲において、検察官は、長官の権限に属する業務を除き、法律の規定に従って、決定、建議、要求を出す権利を有する。

長官は、割り当てられた任務を実現する際の検察官の法律違反に対しては、検査、発見し、適時に克服し、かつ厳正に処理する責任を負う。

**15条** 検察官は、以下の事項を行うことはできない。

1. 法律において、公務員幹部、公務員【*cán bộ, công chức*】が行うことはできないと規定している事項
2. 被疑者、被告人、当事者、又はその他訴訟参加者のために、事件解決のためや、法律の規定に違反する事項に関する相談
3. 各事件解決における違法な干渉、又は事件解決責任者に対して作用を及ぼすような自らの影響力の濫用
4. 割り当てられた任務上の理由がなく、又は権限のある者が承諾していない場合の、事件記録、又は事件記録にある資料の機関外への持

ち出し【*Dem*】

5. 自らが解決する権限のある事件において、規定された場所以外で、被疑者、被告人、当事者、又はその他訴訟参加者を受領すること

**16条** 検察官は、憲法、法律の実施において手本【*guang mẫu*】とならなければならないが、健全な【*lành mạnh*】生活を送り、公共生活の規則を尊重しなければならない；法律の宣伝普及にも参加する。

**17条** 検察官は、検察業務のレベル向上のため、学習、研究する責任を負う。

## III 章 検察官の基準

### 検察官の採用、任命、免職、罷免手続き

#### 1 節 検察官の基準

**18条**【改正】

本法令 2 条において規定された基準を十分に満たす者で、法律業務を行った期間が 4 年以上で、公訴権及び各司法活動の検察権を執行する能力を有する場合、人民検察院の初級検察官として採用されて任命される；仮に、（その者が）在籍中の軍隊の士官【*sĩ quan quân đội tại ngũ*】である場合、軍事検察院の初級検察官に採用されて任命される。

**19条**【改正】

1. 本法令 2 条に規定された基準を十分に満たし、かつ初級検察官として少なくとも 5 年以上の職にあった者で、公訴権及び各司法活動の検察権を執行する能力を有し、初級検察官に対して検察業務を手引きする能力【*khả năng*】がある場合、人民検察院の中級検察官として採用されて任命される；仮に、（その者が）在籍中の軍隊の士官【*sĩ quan quân đội tại ngũ*】である場合、軍事検察院の中級検察官に採用されて任命される。

2. 人民検察専門組織の幹部（人事部門）からの要求による場合において、本法令 2 条に規定された基準を十分に満たし、かつ 10 年以上、法律業務に従事した期間があり、公訴権及び各司法活動の検察権を執行する能力を有し、初級検察官に対して検察業務を手引きする能力【*khả năng*】がある場合、人民検察院の中級検察官として採用されて任命される；仮に、（その者が）在籍中の軍隊の士官【*sĩ quan quân đội tại ngũ*】である場合、軍事検察院の中級検察官に採用されて任命される。

**20条**

1. 本法令 2 条に規定された基準を十分に満たし、かつ中級検察官として少なくとも 5 年以上の職にあった者で、公訴権及び各司法活動の検察権を執行する能力を有し、初級検察官、中級検察官に対して検察業務を手引きする能力【*khả năng*】がある場合、最高人民検察院の検察官として採用されて任命される；仮に、（その者が）在籍中の軍隊の士官【*sĩ quan quân đội tại ngũ*】である場合、中央軍事検察院の検察官に採用されて任命される。

2. 人民検察専門組織の幹部（人事部門）からの要求による場合にお

いて、本法令 2 条に規定された基準を十分に満たし、かつ 15 年以上、法律業務に従事した期間があり、公訴権及び各司法活動の検察権を実行する能力を有し、初級検察官、中級検察官に対して検察業務を手引きする能力【**khả năng**】がある場合、最高人民検察院の検察官として採用されて任命される；仮に、（その者が）在籍中の軍隊の士官【**sĩ quan quân đội tại ngũ**】である場合、中央軍事検察院の検察官に採用されて任命される。

#### 21 条【改正】

必要がある場合、人民検察専門組織において業務を行っている者、又は権限のある機関、組織から人民検察院専門組織における業務へ派遣された【**điều động**】者で、未だ初級検察官、中級検察官としての期間が十分ではなく、又は法律業務の期間が十分でないが、本法令 18,19,20 条において規定されたその他基準を十分に満たしている場合もまた、人民検察院の初級検察官か中級検察官に、又は最高人民検察院の検察官に採用されて任命される；仮に、（その者が）在籍中の軍隊の士官【**sĩ quan quân đội tại ngũ**】である場合、軍事検察院の初級検察官又は中級検察官に、又は中央軍事検察官の検察官に採用されて任命される。

#### 22 条【改正】

1. 人検察院の検察官採用評議会は次のものを含む。
  - a) 最高人民検察院の検察官、中央軍事検察院の検察官採用評議会
  - b) 各人民検察院の中級検察官、初級検察官採用評議会
  - c) 各軍事検察院の中級検察官、初級検察官採用評議会
2. 検察官採用評議会は、集団体制で業務を行う。検察官採用評議会の決定は、構成員の過半数以上の賛成が必要である。

#### 23 条

1. 最高人民検察院の検察官、中央軍事検察院の検察官の採用評議会においては、最高人民検察院の長官が議長となり、国防省、内務省、ベトナム中央祖国戦線委員会、ベトナム法律家協会の中央執行委員会の指導部代表が委員となる。

最高人民検察院の検察官、中央軍事検察院の検察官の採用評議会の名簿は、最高人民検察院長官の提案に基づき、国会常務委員会の決定による。

2. 最高人民検察院の検察官、中央軍事検察院の検察官の採用評議会の任務と権限は、以下のとおりである。

- a) 最高人民検察院長官が国家主席に任命を上申するため、最高人民検察院検察委員会の提案に基づき、最高人民検察院の検察官、中央軍事検察院の検察官となる基準を十分に満たす者の採用
- b) 最高人民検察院長官が国家主席に免職を上申するため、最高人民検察院検察委員会の提案に基づき、最高人民検察院の検察官、中央軍事検察院の検察官が、本法令 27 条 2 項の規定で、検察官の職名【**chức danh**】を免職される場合の審査
- c) 最高人民検察院長官が国家主席に罷免を上申するため、最高人民検察院検察委員会の提案に基づき、最高人民検察院の検察官、中央軍事検察院の検察官が、本法令 28 条 2 項の規定で、検察官の職名【**chức**

**danh**】を罷免される場合の審査

#### 24 条【改正】

1. 人民検察院の中級検察官、初級検察官の採用評議会は、省級、中央直轄都市の人民評議会（一般的に省級人民評議会と呼ぶ）の議長又は副議長が議長となり、省級人民検察院長官、内務省、ベトナム祖国戦線委員会、省級法律家協会執行委員会の指導者が委員となる。

人民検察院の中級検察官、初級検察官の採用評議会の名簿は、省級人民評議会議長の提案に基づき、最高人民検察院長官の決定による。

2. 人民検察院の中級検察官、初級検察官の採用評議会の任務と権限は以下の位とおりである。

- a) （人民）評議会の議長が、最高人民検察院長官に任命を上申するため、省級人民検察院検察委員会の提案に基づき、人民検察院の中級検察官、初級検察官となる基準を十分に満たす者の採用
- b) （人民）評議会議長が、最高人民検察院長官に免職を上申するため、人民検察院検察委員会の提案に基づき、人民検察院の中級検察官、初級検察官が、本法令 27 条 2 項の規定で、検察官の職名【**chức danh**】を免職される場合の審査
- c) （人民）評議会議長が、最高人民検察院長官に罷免を上申するため、人民検察院検察委員会の提案に基づき、人民検察院の中級検察官、初級検察官が、本法令 28 条 2 項の規定で、検察官の職名【**chức danh**】を罷免される場合の審査

#### 25 条【改正】

1. 軍事検察院の中級検察官、初級検察官の採用評議会は、中央軍事検察院長官が議長となり、国防省、内務省、ベトナム中央祖国戦線委員会、ベトナム法律家協会の中央執行委員会の指導部代表が委員となる

軍事検察院の中級検察官、初級検察官の採用評議会の名簿は、中央軍事検察院長官の提案に基づき、最高人民検察院長官の決定による。軍事検察院の中級検察官、初級検察官の採用評議会の任務と権限は以下のとおりである。

- a) 中央軍事検察院長官が、最高人民検察院長官に任命を上申するため、軍区又は同等【**tuong đương**】の軍事検察院検察委員会の提案に基づき、軍事検察院の中級検察官、初級検察官となる基準を十分に満たす者の採用
- b) 中央軍事検察院長官が、最高人民検察院長官に免職を上申するため、軍区又は同等【**tuong đương**】の軍事検察院検察委員会の提案に基づき、軍事検察院の中級検察官、初級検察官が、本法令 27 条 2 項の規定で、検察官の職名【**chức danh**】を免職される場合の審査
- c) 中央軍事検察院長官が、最高人民検察院長官に罷免を上申するため、軍区又は同等【**tuong đương**】の軍事検察院検察委員会の提案に基づき、軍事検察院の中級検察官、初級検察官が、本法令 28 条 2 項の規定で、検察官の職名【**chức danh**】を罷免される場合の審査

26 条 最高人民検察院長官は、あらゆる階級の検察における検察院の採用、任命、免職及び罷免順位や手続きに関して具体的に指導【**hướng dẫn**】する。

## 27条

1. 検察官は、定年【*nghe hưu*】の際、当然に検察官を免職される。
2. 検察官は、健康、家庭環境、又は割り当てられた任務を完遂することができないと思料されるその他の理由により、免職される。

## 28条

1. 裁判所の有罪判決が確定した場合、検察官は、当然に失職する【*bị mất chức danh Kiểm sát viên*】
2. 以下の各場合に該当する際、違反の性質、程度に応じて、検察官は、罷免される。
  - a) 公訴権、各司法活動の検察権行使における違反
  - b) 本法令 15 条違反
  - c) 幹部公務員、公務員に関する法律の規定に従って、担当している管理職務において、罷免形態で罰せられる【*Bị kỷ luật bằng hình thức cách chức*】
  - d) 道徳に関する違反
  - d) その他法律に違反する行為

## 29条

1. 最高人民検察院副長官、中央軍事検察院長官は、最高人民検察院長官の提案に基づく、国家主席による任命、免職、罷免である。
2. 省級人民検察院長官は、省級人民検察院検察委員会の提案に基づく、最高人民検察院長官による任命、免職、罷免である。
3. 省級人民検察院副長官、県級【*cấp huyện*】人民検察院長官、副長官は、省級人民検察院検察長官の提案に基づく、最高人民検察院長官による任命、免職、罷免である。
4. 中央軍事検察院副長官、軍区級【*cấp quân khu*】軍事検察院長官、副長官、地域【*khu vực*】軍事検察院長官、副長官は、中央検察院検察長官の提案に基づく、最高人民検察院長官による任命、免職、罷免である。
5. 最高人民検察院の副長官、地方における人民検察院や軍事検察院の長官、副長官の任期は、任命された日から 5 年である。

## 30条【改正】

1. 最高人民検察院長官は決定権を有している。
  - a) 検察官を、ある地方の人民検察院から、同じ省、中央直轄市ではない別の地方の人民検察院へと異動させる【*Điều động*】こと；検察官を、最高人民検察院から地方の人民検察院へと異動させること及びそ

の逆。

- b) 検察官を、ある地方の人民検察院から、一定期間の任務遂行のため、同じ省、中央直轄市ではない別の地方の人民検察院へと派遣【*Biệt phái*】すること；検察官を、最高人民検察院から、一定期間の任務遂行のため、地方の人民検察院へと異動させること及びその逆。
  - c) 必要がある場合、検察官を、地方のある人民検察院から、同じ省、中央直轄市内の別の人民検察院へと異動させ、（一定期間）派遣すること
2. 人民検察院長官は決定権を有する。
    - a) 検察官を、ある人民検察院から、同じ省、中央直轄市内の別の人民検察院へと異動させること
    - b) 検察官を、ある人民検察院から、一定期間の任務遂行のため、同じ省、中央直轄市内の別の地方の人民検察院へと派遣【*Biệt phái*】すること
  3. 国防省大臣は決定権を有する。
    - a) 検察官を、最高人民検察院長官との一致の後、ある軍事検察院から同級の別の軍事検察院へと異動させること
    - b) 検察官を、ある軍事検察院から、一定期間の任務遂行のため、別の軍事検察院に派遣すること

## IV章 検察官に対する制度

### 31条

1. 検察官には個別の俸給表があり、責任手当【*phụ cấp trách nhiệm*】及び法律が規定するその他手当を享受できる。  
任務を実行する際、検察官は、法律の規定に基づき、橋、フェリー、道路を無料で利用できる。

### 32条

検察官、検察専門組織の幹部は、制服【*trang phục*】及びバッジ【*phù hiệu*】を支給される；検察官は、任務遂行のため、階級章、検察官証明書を支給される。制服のスタイル、制服、バッジ、階級章、検察官証明書の支給及び使用制度は、最高人民検察院長官によって、国会常務委員会に対して、その決定のために、上程されることになる。

## V章 施行条項 省略

## 弁護士法

第 10 回、X 号国会の 2001 年 12 月 25 日第 51 号/2001/QH10 議決により修正、追加された 1992 年ベトナム社会主義共和国の憲法を根拠とする。

本法律は、弁護士及び弁護士業務について規定する。

弁護士法第 65 号/2006/QH11 は、2012 年 11 月 20 日に法第 20 号/2012/QH13（「改正法」）によって改正され、2013 年 7 月 1 日に施行予定である。改正法第 1 条によって改正された箇所は、本文中に反映した上で脚注を付した。また、改正法第 1 条第 37 項に基づき、弁護士法第 65 号/2006/QH11 における「全国弁護士組織」を「ベトナム弁護士連合会」に、「弁護士業務管理」を「弁護士及び弁護士業務の管理」に、「弁護士職務倫理規定」を「ベトナム弁護士職務倫理規定」に、「無料法律扶助」を「法律扶助」に置き換えた。施行時期等を定める第 2 条については、末尾に掲載した。

### 第 1 章

#### 総則

#### 第 1 条 適用の範囲

本法律は、弁護士、弁護士営業組織及び弁護士の社会・職業組織に関する原則、条件、範囲、職業形態、基準、権利及び義務並びに弁護士業及び弁護士の管理、ベトナムにおける外国弁護士営業組織の業務の管理及び外国弁護士の管理について規定する。

#### 第 2 条 弁護士

弁護士とは、本法律の規定に従った実務の基準及び条件を十分に備えた者であり、個人、機関・組織（以下「顧客」と総称する。）の要求に従い、法律サービスを提供する者をいう。

#### 第 3 条 弁護士の社会的職能<sup>1</sup>

弁護士の職業活動は、正義、公民の自由権及び民主権並びに個人・機関・組織の正当な権利及び利益を保護し、経済・社会の発展に貢献し、法治主義に基づく社会主義共和国を築き、公平かつ民主的な文明社会を築くことに貢献する。

#### 第 4 条 弁護士の法的サービス

弁護士の提供する法的サービスは、訴訟への参加、法的助言、訴訟外の顧客の代理及びその他の法的サービスを含む。

#### 第 5 条 弁護士業務の原則

1. 憲法及び法律の遵守。
2. ベトナム弁護士職務倫理規定の遵守。
3. 独立、誠実及び客観的事実の尊重。
4. 顧客の最善の権利及び正当な利益を保護するために正当な手段を用いること。
5. 弁護士業務活動について法律上の責任を負うこと。

#### 第 6 条 弁護士及び弁護士業務の管理原則<sup>2</sup>

1. 弁護士及び弁護士業務の管理は、国家管理と、弁護士の社会・職業組織及び弁護士営業組織の自主管理制度の連携の原

則による。

2. 弁護士の社会・職業組織及び弁護士営業組織は、本法律、ベトナム弁護士連合会（VBF）の定款及びベトナム弁護士職務倫理規定に基づき、それぞれに所属する弁護士及び弁護士業務を管理するものとする。

国家は、本法律に従って、弁護士と弁護士業務の統一的な管理を行うものとする。

#### 第 7 条 弁護士の社会・職業組織

弁護士の社会・職業組織は、弁護士の権利と正当な利益を代表・保護し、専門的な職業弁護士を養成し、法律、ベトナム弁護士職務倫理規定の遵守を監督し、本法律の規定に基づき弁護士及び弁護士業務の管理を実施するために設立される。

弁護士の社会・職業組織は、省及び中央直轄都市の弁護士会及びベトナム弁護士連合会である。

#### 第 8 条 【無料法律扶助活動の奨励】削除<sup>3</sup>

#### 第 9 条 禁止される行為<sup>4</sup>

1. 弁護士は、以下の行為をしてはならない。
  - a) 同一の刑事事件、民事事件、行政事件、民事案件又は法律に定めるその他の案件において利益が相反する顧客に対する法律サービスの提供（以下、「本案件」と総称する。）
  - b) 資料、偽造証拠物、間違っただけの事実を故意に提供する、又は提供するよう顧客に対して助言すること。被暫定留置者、被疑者、被告人に間違っただけの事実を供述させること。法律に違反する不服申立て、告発、告訴を顧客にさせること。
  - c) 職務上知り得た事件、業務、顧客に関する情報を漏洩すること（但し、書面による顧客の同意を得た場合又は法律に別段の定めがある場合を除く。）
  - d) 顧客に対する恐喝又は詐欺行為。
  - d) 法律サービス契約において顧客と同意した報酬及び費用以外の現金又は何らかの利益を顧客から收受すること、若しくは顧客に対して要求すること。
  - e) （問題）解決業務において、法律の規定に違反すること

<sup>1</sup> 法第 20 号/2012/QH13 により改正。

<sup>2</sup> 法第 20 号/2012/QH13 により改正。

<sup>3</sup> 法第 20 号/2012/QH13 により改正。

<sup>4</sup> 法第 20 号/2012/QH13 により改正。

を行うために、訴訟遂行者、訴訟参加者、幹部、公務員、その他の職員との密通し、関係を持つこと。

- g) 弁護士業務又は弁護士資格を悪用して国家安寧、社会秩序及び安全に悪影響を及ぼすこと、又は国家の利益、公共の利益、合法的な機関・組織・個人の利益を侵害すること。
  - h) 法律の規定に基づき法律扶助の対象となる顧客の法的扶助を行う際に、金銭、利益を受取ること、又は要求すること。法律扶助機関、訴訟執行機関の要求に基づいて引き受けた事件を拒否すること。但し、やむを得ない場合、又は法律の規則に従う場合はこの限りではない。
  - i) 訴訟参加過程において、個人・機関・組織を中傷する発言、行為を行うこと。
  - k) 訴訟執行機関及び他の国家機関の活動を遅延させる、延長させる、問題を生じさせる、又は阻害する行為を行う、若しくは顧客に行わせること。
2. 機関・組織・個人は、弁護士の職務を妨げる行為をしてはならない。

## 第二章

### 弁護士

#### 第10条 弁護士の基準

祖国に忠実なベトナム国民で、憲法及び法律を遵守し、良好な道徳性質を有し、法学士資格を取得し、弁護士専門業務の研修を受け、弁護士実務の研修期間を終了し、弁護士業務を行うために十分な健康状態にある者は、弁護士になることができる。

#### 第11条 弁護士業務を行う条件

第10条に規定された基準を十分に満たす者が、弁護士業務を行おうとする場合は、弁護士免許を取得し、かつ弁護士会に入会しなければならない。

#### 第12条 弁護士業務の研修<sup>5</sup>

1. 法学士の保有者は、弁護士業務研修施設において、弁護士業務の研修に参加することができる。
2. 弁護士業務研修期間は12カ月とする。  
弁護士業務研修プログラムを終了した者は、弁護士業務研修施設から弁護士業務研修の卒業証書を交付される。
3. 政府は、弁護士業務研修施設について定める。
4. 司法省大臣は、弁護士業務研修の枠組みのプログラム、及び外国における弁護士業務研修の承認について定める。

#### 第13条 弁護士業務研修の免除を受ける者

1. 裁判官、検察官又は捜査官であった者。
2. 法律専門の教授、助教授又は法学博士。
3. 裁判所の上級審査官、検察院の上級検察官であった者。法律分野の上級専門官、上級研究官、上級講師であった者。
4. 裁判所の正式審査官、検察院の正式検察官であった者。法律分野の正式専門官、正式研究官、正式講師であった者。

#### 第14条 弁護士業務の実務修習<sup>6</sup>

1. 弁護士業務研修の卒業証書保有者及び本法律の第16条第2項に定める者は、弁護士営業組織で実務修習を行うことができる。  
弁護士の実務修習期間は12カ月とする。但し、本法律の第

16条第2項及び第3項に定める場合はこの限りでない。弁護士の実務修習期間は、弁護士会の登録日から計算される。弁護士営業組織は、弁護士実務修習生の指導弁護士を指名する。指導弁護士は、3年以上の弁護士業務経験があり、本法律の第85条第1項に基づく処罰を受けていないことを条件とする。1人の弁護士は、同時に3人を超える弁護士実務修習生を指導してはならない。

2. 弁護士実務修習生は、修習先の弁護士組織の本店が所在する地域の弁護士会に実務修習の登録を行う。弁護士会は、弁護士実務修習生の証明書を交付する。  
弁護士会は、弁護士業務の実務修習を監督する責任を負う。
3. 弁護士実務修習生は、指導弁護士の業務上の活動を補助することができるが、公判における代理、弁護、顧客の合法的な権利及び利益の保護、又は法律助言文書の署名をしてはならない。  
弁護士実務修習生は、被暫定留置人、被疑者、被告人、被害者、民事原告、民事被告、刑事事件関係の権利、義務を有する者、民事事件、行政事件における原告、被告及び他の各当事者の合意を得ることを条件として、指導弁護士に同行することができる。弁護士実務修習生は、指導弁護士による事件記録及び書類の検討、事件関係の資料、物、事実関係の収集及び他の業務上の活動を補助する。弁護士実務修習生は、顧客の合意を得ることを条件として、法的な助言、訴訟外の代理、指導弁護士が指示した他の法的なサービスを実施する。  
指導弁護士は、本条項に定める弁護士実務修習生の活動について監督し、責任を負う。
4. 司法省大臣は、弁護士業務の実務修習の詳細を定める。

#### 第15条 弁護士実務修習結果の評価試験<sup>7</sup>

1. 実務修習結果の評価試験を受験する者は、本法律の第14条第1項に定める修習期間を終了した実務修習生である。弁護士会理事会は、弁護士実務修習結果の評価試験を受験する条件を充足する者のリストを検討及び作成し、ベトナム弁護士連合会に対して送付する。  
本法律の第16条第1項に定める弁護士実務修習を免除される者は、弁護士実務修習結果の評価試験を受験する必要はない。
2. ベトナム弁護士連合会は、弁護士実務修習結果の評価試験を開催する。  
弁護士実務修習結果の評価試験は、弁護士実務修習結果の評価試験の委員会によって実施される。委員会は、ベトナム弁護士連合会の会長又は副会長が委員長に就任するものとし、一部の弁護士会の理事会の代表者及び会員である弁護士の数名で構成される。ベトナム弁護士連合会の会長は、委員会の構成員を決定する。  
弁護士実務修習結果の評価試験に合格した者は、試験委員会によって弁護士実務修習結果の評価試験証明書を交付される。
3. 司法省は、弁護士実務修習結果の評価試験の開催を指導し、監督する責任を負う。

#### 第16条 弁護士実務修習期間が減免される者<sup>8</sup>

1. 裁判官、検察官、上級捜査官、中級捜査官、法律専門の教授、助教授、法学博士、裁判所の上級審査官、検察院の上級審査官、法律分野の上級専門官、上級研究官、上級講師であった者は、弁護士実務修習を免除される。
2. 初級捜査官、裁判所の正式審査官、検察院の正式審査官、

<sup>5</sup> 法第20号/2012/QH13により改正。

<sup>6</sup> 法第20号/2012/QH13により改正。

<sup>7</sup> 法第20号/2012/QH13により改正。

<sup>8</sup> 法第20号/2012/QH13により改正。

- 法律分野の正式専門官、正式研究員、正式講師であった者は、弁護士実務修習期間の3分の2を免除される。
- 法律分野における専門官、研究員、教員として10年以上の職務経験を有する者は、弁護士実務修習期間の半分を免除される。

#### 第17条 弁護士免許の発行<sup>9</sup>

- 弁護士実務修習結果の評価試験に合格した者は、地方弁護士会理事会に対して、弁護士免許交付の申請書類を提出する。  
申請書類は以下のものを含む。
  - 司法省の定める様式に基づく弁護士免許交付申請書
  - 犯罪歴証明書
  - 健康診断書
  - 法学士号又は法学修士号の写し
  - 弁護士実務修習結果の評価試験の証明書の写し弁護士会理事会は、適切かつ十分な申請書類を受領した日から7営業日以内に、司法局に対して、本法律に従って弁護士免許交付申請者が弁護士となる規準を充足していることの確認書を申請書類に添付する形で転送しなければならない。
- 弁護士実務修習を免除された者は、居住している地域の司法局に対して、弁護士免許申請書類を送付する。  
申請書類は以下のものを含む。
  - 本条第1項a号、b号及びc号
  - 本条第1項d号に定める書類。但し、法律専門の教授、助教授、法学博士はこの限りでない。
  - 本法律の第16条第1項に従って弁護士実務修習を免除される者の証明書類の写し。
- 司法局は、適切かつ十分な申請書類を受領してから7営業日以内に書類を審査し、必要に応じて書類の適法性を確認し、司法省に対して弁護士免許交付申請書類に申請文書に添付し、送付しなければならない。  
司法省大臣は、適切かつ十分な書類を受領してから20日以内に、弁護士免許の交付を決定する。これを拒否する場合は、弁護士免許申請者及び弁護士免許交付申請書類を送付した司法局に対して、理由を明記した文書で通知しなければならない。  
弁護士免許交付を拒否された者は、法律に従って不服申立て、異議申立てをすることができる。
- 以下に該当する者に対しては、弁護士免許は交付されない。
  - 本法律の第10条に定める弁護士の基準を満たさない。
  - 現職の政府機関の幹部、公務員、職員。現職の人民軍管轄の機関又は部隊の士官、専門軍人、国防職員。現職の人民公安管轄の機関又は部隊の士官、下士官、職員。
  - ベトナムに居住していない。
  - 現に刑事責任を追及されている。有罪判決を受けたが、過失犯罪又は重大ではない故意犯罪の前科が抹消されない。前科が抹消された場合を含む故意による重大な犯罪、故意による極めて重大な犯罪、故意による特に重大な犯罪の判決を受けた。
  - 現に麻薬中毒治療の強制収容施設、強制的な教育施設に収容される行政処分を適用されている。
  - 民事行為能力を失うか、民事行為能力が制限されている。
  - 本項b号に定める職業に就いていた者が懲戒解雇された場合で、懲戒解雇から3年が経過していない。

#### 第18条 弁護士免許の回収<sup>10</sup>

- 弁護士免許を交付された者は、以下の一つに該当する場合、弁護士免許を回収される。
  - 本法律の第10条に定める弁護士の基準を満たさない。
  - 政府機関の職員、公務員、幹部に採用又は任命された。人民軍管轄の機関又は部隊の士官、専門軍人、国防職員に採用又は任命された。人民公安管轄の機関又は部隊の士官、下士官、職員に採用又は任命された。
  - ベトナムに居住していない。
  - 弁護士免許の交付を受けた日から2年以内に弁護士会に入会しなかった。
  - 弁護士会に入会した日から3年以内に、弁護士営業組織を設立又は設立に参加しない、労働契約に基づいて業務を行わない、又は個人資格で営業登録をしない。
  - 自己の意思に基づいて弁護士業を辞めた。
  - 弁護士会の弁護士名簿から除名処分を受けた。
  - 行政上の期限付きの弁護士免許の没収処分を受けた。麻薬中毒治療の強制収容施設、強制的な教育施設に収容される行政処分を適用された。
  - 法的効力のある刑事有罪判決を受けた。
  - 民事行為能力を喪失又は制限された。
- 司法省大臣は、弁護士免許を回収する権限を有するものとし、弁護士免許の回収手続を定める。司法省大臣は、弁護士免許の回収を決定する場合、弁護士カードを回収するためにベトナム弁護士連合会に対して通知するものとする。

#### 第19条 弁護士免許の再発行<sup>11</sup>

- 本法律の第8条第1項a号、b号、c号、e号及びk号に定める弁護士免許を回収された者は、本法律に定める弁護士の基準を満たし、かつ回収の理由がなくなった場合には、弁護士免許の再発行の審査を受けることができる。
- 本法律の第18条第1項d号、d号に定める弁護士免許を回収された者が、弁護士免許の再発行を要請した場合、再発行の審査を受けることができる。
- 本法律の第18条第1項g号、h号及びi号に定める弁護士免許を回収された者は、本法律の第10条に定める基準を充足し、かつ以下の内容の一つに該当する場合は、弁護士免許の再発行の審査を受けることができる。
  - 弁護士会の弁護士名簿から除名処分を受けたため、弁護士免許回収を決定された日から3年間が経過した。
  - 弁護士免許の回収期限が切れたか、麻薬中毒治療施設、教育施設に強制収容させる行政処分を適用される決定の実施が終了した。
  - 本条4項に定める場合以外で、前科を抹消された。
- 弁護士免許は、故意による重大な犯罪、故意による極めて重大な犯罪、故意による特に重大な犯罪について有罪判決を受けたことを理由として弁護士免許を回収された者に対しては再発行できない。
- 弁護士免許の再発行手続は、本法律の第17条に基づいて実施される。

#### 第20条 弁護士会の入会<sup>12</sup>

- 弁護士業務を実施するために、弁護士免許保有者は一つの弁護士会を選定し入会する権利を有する。  
弁護士会に入会した者は、弁護士営業組織との労働契約に基づいて業務を行い、機関・組織との労働契約に基づいて個人資格で業務を行い、又は本法律に基づいて弁護士会本部が所在する地域に弁護士営業組織を設立又は設立に参加する。

<sup>9</sup> 法第20号/2012/QH13により改正。

<sup>10</sup> 法第20号/2012/QH13により改正。

<sup>11</sup> 法第20号/2012/QH13により改正。

<sup>12</sup> 法第20号/2012/QH13により改正。

2. 弁護士免許保有者は、弁護士会理事会に対して弁護士会入会申請書類を送付する。弁護士会入会申請書類は以下のものを含む。
  - a) ベトナム弁護士連合会が発行した弁護士会入会申請書
  - b) 犯罪歴証明書（弁護士免許を発行された日から6ヶ月を超えた後に弁護士会入会申請書類を提出する場合）
  - c) 弁護士免許の写し
3. 弁護士会理事会は、弁護士会入会申請書類を受領した日から7営業日以内に審査を行い、弁護士会入会に関する決定をする。弁護士会入会申請者が本法律の第17条第4項に該当する場合、弁護士会理事会は入会を拒否し、書面で理由を通知する。拒否された者は、本法律の第87条に従って不服申し立てをする権利を有する。
4. 弁護士会理事会は、弁護士会入会決定日から7営業日以内に、弁護士会入会者に対する弁護士カードの発行を要請する文書をベトナム弁護士連合会に対して送付する責任を負う。弁護士会からかかる要請文書を受領した日から20日以内に弁護士カードを発行しなければならない。弁護士カードは無期限であり、弁護士会を移動する時または紛失・破損した場合には更新できる。
5. 弁護士は、弁護士カードが発行されてから3年以内に弁護士営業組織との労働契約に基づいて業務を行わない場合、機関・組織との労働契約に基づいて個人資格で業務を行わない場合、弁護士会が所在する地域において弁護士営業組織を設立又は設立に参加しない場合、または弁護士カードを発行されてから5年間継続して業務を行わない場合、弁護士会理事会は、かかる弁護士を弁護士名簿から除名し、弁護士連合会に対して弁護士カードの回収を要請する。
6. 弁護士会を移動する弁護士は、構成員となっている弁護士会理事会に対して弁護士会の弁護士名簿からの除名申請書を提出しなければならない。弁護士会理事会は、申請書を受領した日から5営業日以内に弁護士会の弁護士名簿から除名を求める弁護士に対して除名を決定するとともに、弁護士会の紹介状にその弁護士の書類を添付して、入会予定の弁護士会に送付する。弁護士会入会手続及び弁護士カード更新手続は、本条第3項及び第4項に従って実施される。弁護士カードの更新を待っている間、弁護士は元の弁護士カードを使用し、業務を行うことができる。弁護士カードが更新された場合には元のカードを返却しなければならない。

#### 第21条 弁護士の権利・義務<sup>13</sup>

1. 弁護士は以下の権利を有する。
  - a) 本法律及び関係する法律に従った弁護士業務を行う権利が保障される。
  - b) 法律に従って顧客の代理ができる。
  - c) 本法律に従って弁護士業務を行い、弁護士業務の形態、弁護士業務を行う組織の形態を選定する。
  - d) ベトナム全領土において弁護士業務を行う。
  - d) 外国において弁護士業務を行う。
  - e) 本法律に定める他の権利。
2. 弁護士は以下の義務を負う。
  - a) 本法律の第5条に定める弁護士業務の実施原則を遵守する。
  - b) 訴訟執行機関に関係する内規及び規則を厳格に遵守する。業務を行う際に接触する訴訟執行人に協力し、尊重する。
  - c) 訴訟執行機関から要請される事件について、十分かつ適時に訴訟に参加する。
  - d) 法律扶助を実施する。

- d) 専門知識・業務に関する義務的研修に参加する。
- e) 本法律に定める他の義務。

### 第三章

#### 弁護士業務

##### 第1節

#### 弁護士の業務活動

##### 第22条 弁護士業務の範囲

1. 被暫定留置人、被疑者、被告人の弁護人として、又は刑事事件の被害者、民事原告、民事被告、刑事事件に関連する権利・義務を有する者の権利の保護者として、訴訟に参加する。
2. 民事、婚姻及び家庭、経済、商取引、労働、行政に関する紛争、民事、婚姻及び家庭、経済、商取引、労働、行政に関する請求、及び法律の規定に従った他の事件・案件における原告、被告、関連する権利・義務を有する者の代理又は合法的な権利・利益の保護者として訴訟に参加する。
3. 法律相談を実施する。
4. 法律に関連する業務を実施するために顧客を訴訟外で代理する。
5. 本法律の規定に従って、その他の法律業務を実施する。

##### 第23条 弁護士の業務実施形態<sup>14</sup>

- 弁護士は、以下の2種類の形式から弁護士の業務を実施する形態を選択できる。
1. 弁護士営業組織を設立又はその設立に参加することによって、弁護士営業組織において業務を行う、又は弁護士営業組織との労働契約に基づいて業務を行う。
  2. 本法律の第49条に従って、個人資格で業務を行う。

##### 第24条 顧客の事件・業務の受任及び実施

1. 弁護士は、顧客の弁護士選任を尊重しなければならない。弁護士は、実施可能な事件・業務のみを受任し、顧客の依頼の範囲内で案件・業務を実施する。
2. 弁護士は、事件・業務を受任する際、顧客への法律業務における弁護士の職業的責任及び権限・義務について顧客に通知する。
3. 弁護士は、顧客の合意を得た場合又は不可能な場合を除いて、自己が受任した事件・業務を他の弁護士に副委任しない。

##### 第25条 情報の秘密厳守

1. 弁護士は、顧客の合意を得た場合又は法律に別途定める場合以外は、業務を行う際に自己で知り得た事件・業務・顧客についての情報を漏洩してはならない。
2. 弁護士は、国家の利益、公共の利益、機関・組織・個人の合法的権利、利益を侵害することを目的とした業務を行う際に自己で知り得た顧客・事件・業務についての情報を使用してはならない。
3. 弁護士営業組織は、組織内の各社員が事件・業務・顧客についての情報の漏洩をしないように確保する責任を負う。

##### 第26条 法律サービス契約に基づく法律サービスの実施

1. 弁護士は、訴訟執行機関の要求に従って弁護士が訴訟に参

<sup>13</sup> 法第20号/2012/QH13により改正。

<sup>14</sup> 法第20号/2012/QH13により改正。

加する場合及び弁護士が個人の資格によって機関・組織との労働契約に基づき業務を行う場合を除いて、法律サービス契約に基づき法律サービスを実施する。

2. 法律サービス契約は、書面によるものとし、以下の主な内容を有さなければならない。
  - a) 顧客又は顧客の代理人及び弁護士営業組織の代理人又は個人の資格によって業務を行う弁護士の氏名・住所
  - b) 業務内容、契約実現期間
  - c) 各当事者の権利・義務
  - d) 具体的な報酬及び各経費（存在する場合）の計算方式及び水準
  - d) 契約違反による責任
  - e) 紛争解決形式

#### 第 27 条 弁護士の訴訟参加活動<sup>15</sup>

1. 弁護士の訴訟参加活動は、訴訟に関する法律及び本法律に従わなければならない。
2. 弁護士は、民事事件又は行政事件における当事者の正当な権利及び利益の保護者、被害者、民事事件の原告及び被告、刑事事件において関連する権利義務を有する者の正当な権利の保護者として訴訟手続に参加する場合は、自己の弁護士カード及び顧客からの弁護士依頼書を提出しなければならない。訴訟執行機関は、かかる提出から 3 営業日以内に弁護士に訴訟手続参加証明書を発行しなければならない。これを拒否する場合には、理由を明記した文書で通知しなければならない。

指導弁護士は、弁護士実務修習生が本法律の第 14 条第 3 項に定める民事事件、行政事件に関して、指導弁護士に随行する場合、個人・機関・組織と連絡をする際に、弁護士実務修習生の証明書及び顧客の合意を確認した書類を提出しなければならない。

3. 弁護士は、弁護人として刑事訴訟に参加する場合、訴訟執行機関から弁護士認可書の発行を受ける。弁護士認可書は、被暫定留置人、被疑者、被告人が弁護人を拒否する場合、弁護士の更迭を求める場合、又は法律に基づき弁護士が訴訟に参加できない場合を除き、すべての訴訟段階において効力を有する。

弁護士認可書の発行を要請する時は、弁護士は以下の書類を提出する。

- a) 弁護士カード
- b) 被暫定留置人、被疑者、被告人又は他の者による弁護士依頼書。訴訟執行機関による依頼に基づく場合、又は法律扶助を実施する場合で、刑事事件に訴訟参加する場合、所属する弁護士営業組織の指名文書又は個人資格で行う弁護士に対する弁護士会の指名文書。

指導弁護士は、弁護士実務修習生が本法律の第 14 条第 3 項に基づき指導弁護士に随行する場合、弁護士認可書の発行を申請する際に訴訟執行機関に対して弁護士実務修習生認可書及び顧客の合意書を送付し、弁護士実務修習生が指導弁護士に随行することを要請する。

訴訟執行機関は、適切かつ十分な書類を受領してから 3 営業日以内、又は暫定留置された場合は 24 時間以内に弁護士に対して弁護士認可書を発行し、かかる許可書において、弁護士実務修習生が事件に参加することを許可する（要請がある場合）。拒否する場合は、理由を明記した文書で通知しなければならない。拒否された者は、訴訟に関する法律に従って不服申し立てをする権利を有する。

弁護士は、刑事事件における弁護関係の権利、義務及び活動を実施するために、個人・機関・組織に連絡をする時、

弁護士カード及び弁護士認可書を提出する。

4. 弁護士は、以下の内容のいずれかに該当する場合、弁護士認可書の発行を拒否される。
  - a) 被暫定留置人、被疑者、被告人又は未成年者、身体障害者又は精神障害者である被疑者又は被告人の代理人が弁護士を拒否する場合。
  - b) 弁護士はその事件において訴訟執行した場合又は執行している者の親族である場合。
  - c) 弁護士はその事件に証人、鑑定人又は通訳人として参加した場合。
  - d) 弁護士はその事件において訴訟を執行した者である場合。
5. 訴訟執行機関、他の国家機関及び組織、個人は、業務を行う際に弁護士の業務及び権利を実施するために良好な条件を整えるものとし、弁護士の活動を妨げてはならない。

#### 第 28 条 弁護士の法律助言活動

1. 法律助言とは、顧客の権利、義務の実行に関連する各書類の準備について指導し、意見を述べ、支援する弁護士の業務をいう。弁護士は、法律のすべて分野において法律助言を実施する。
2. 法律助言を実施する際は、弁護士は顧客の合法的な権利、利益を保護するために法律を正しく遵守するように支援する。

#### 第 29 条 弁護士の訴訟代理活動

1. 弁護士は、法律サービス契約又は労働契約に基づき、個人の資格によって業務を行う機関・組織の委任書類に記載された範囲・内容に従って受任した事件を解決するために顧客の代理をする。弁護士は、法律サービス契約（又は自己の資格で業務を行う弁護士が労働契約に基づいて勤務する機関・組織からの委任書類）に記載された範囲と内容に従って、受任した事件に関連する業務を解決するために顧客を代理する。
2. 弁護士は、顧客の代理をする際は、関連する法律の規定に従った権利及び義務を有する。

#### 第 30 条 弁護士の他の法律サービス活動

1. 弁護士の他の法律サービス活動は、行政手続に関連する顧客の業務の支援、不服申し立ての解決における法的な支援、文書の翻訳及び認証、交渉、及び法律の規定に従った他の業務を実施する顧客の支援を含む。
2. 弁護士は、他の法律サービスを実施する場合、関連する法律の規定に従った権利及び義務を有する。

#### 第 31 条 弁護士の法律扶助活動

1. 弁護士は、法律扶助活動を実施する場合、援助を受ける者に対して、報酬を受領する事件において顧客に対応する場合と同様の熱意を持って対応しなければならない。
2. 弁護士は、ベトナム弁護士連合会の定款に従って法律扶助活動を実施する。

## 第 2 節

### 弁護士営業組織

#### 第 32 条 弁護士営業組織の形態、弁護士営業組織の設立条件<sup>16</sup>

1. 弁護士営業組織は以下の組織を含む。
  - a) 弁護士事務所
  - b) 法律会社

<sup>15</sup> 法第 20 号/2012/QH13 により改正。

<sup>16</sup> 法第 20 号/2012/QH13 により改正。



2. 弁護士営業組織は、本法律及び関係する他の法律に従って組織され、活動する。
3. 弁護士営業組織の設立条件
  - a) 弁護士は、弁護士営業組織を設立又はその設立に参加する場合、少なくとも継続的に2年間、弁護士営業組織との労働契約に基づき業務を行っているか、又は本法律に従って、機関・組織との労働契約に基づいて個人資格で業務を行っていないなければならない。
  - b) 弁護士営業組織は本部を設置しなければならない。
4. 一名の弁護士は、一つの弁護士営業組織しか設立又は設立に参加できない。一つの法律会社の設立に別の弁護士会に所属する弁護士が参加する場合、弁護士の中の一人が構成員である弁護士会が所在する地域を選択して設立し、営業を登録する。
5. 弁護士営業組織を設立又はその設立に参加した弁護士が、弁護士営業組織が所在する弁護士会の構成員ではない場合、活動登録書が交付された日から30日以内に、本法律の第20条に従って、弁護士営業組織又は支店が所在する弁護士会に移動し、入会しなければならない。

### 第33条 弁護士事務所

1. 一人の弁護士によって設立された弁護士事務所は、個人経営形式に従った組織及び活動ができる。  
弁護士事務所を設立する弁護士は、事務所代表であるとともに、事務所の全ての義務について自己の全財産による責任を負わなければならない。事務所代表とは、事務所の法的代表者である。
2. 弁護士事務所の事務所名は、企業法の規定に従って弁護士が選択するが、「弁護士事務所」と言う言葉を含まなければならない。活動を既に登録している他の弁護士営業組織の名前と重複又は誤認を招く名前にしてはならない。民族の道徳、文化、伝統的な歴史、良俗を害する単語、記号を使用してはならない。
3. 弁護士事務所は、法律の規定に従った証明印、口座を有する。

### 第34条 法律会社

1. 法律会社は、法律合弁会社及び法律有限責任会社を含む。法律会社の社員は弁護士でなければならない。
2. 法律合弁会社は最低2名の弁護士によって設立される。法律合弁会社は出資社員を有してはならない。
3. 法律有限責任会社は、2名以上の社員の法律有限責任会社及び1名の社員の法律有限責任会社を含む。  
二人以上法律有限責任会社は、最低2名の弁護士によって設立される。  
一人法律有限責任会社は、1名の弁護士によって設立され、かかる弁護士が所有者となる。
4. 法律合弁会社及び二人以上法律有限責任会社の各社員は、話し合いの上、社員の中から社長を選任する。一人法律有限責任会社の所有者となる弁護士は、会社の社長となる。
5. 法律合弁会社及び二人以上法律有限責任会社の社名は、各社員の話し合いによって選ばれる。一人法律有限責任会社の社名は所有者によって選ばれる。社名は、企業法の規定に従って、「法律合弁会社」又は「法律有限責任会社」という言葉を含まなければならない。活動を既に登録している他の弁護士営業組織の名前と重複又は誤認を招く名前にしてはならない。民族の道徳、文化、伝統的な歴史、良俗を害する単語、記号を使用してはならない。

### 第35条 弁護士営業組織の活動登録

1. 弁護士営業組織は、弁護士事務所の所長又は法律会社の社

長が会員となっている弁護士会が存在する地域の司法局において活動の登録をする。異なる弁護士会に所属している弁護士が共同して法律会社を設立する場合、法律会社は、会社の本店の所在する地域の司法局において活動を登録する。

2. 弁護士営業組織は、活動登録書類を作成し、司法局に送付しなければならない。弁護士営業組織の活動登録申請書類は主に以下の内容を含む。
  - a) 統一された様式に従った活動登録申請書
  - b) 法律会社の定款の草案
  - c) 弁護士事務所を設立する弁護士、法律会社を設立又はその設立に参加する弁護士の弁護士免許の写し及び弁護士カードの写し
  - d) 弁護士営業組織の本店についての証明書類
3. 司法局は、申請書類を受領した日から10営業日以内に弁護士営業組織に対して活動登録書を発行する。拒否する場合は、弁護士営業組織に対して理由を明記した文書で通知しなければならない。活動登録書の発行の拒否をされた者は、法律の規定に従った不服申し立てをする権利を有する。
4. 弁護士営業組織は、活動登録書が発行された日から活動ができる。  
弁護士事務所の所長又は法律会社の社長は、活動登録書が発行された日から7営業日以内に自己が会員である弁護士会に活動登録書の写しを添付して文書による通知をしなければならない。

### 第36条 弁護士営業組織の活動登録内容変更

1. 弁護士営業組織は、社名、本店の住所、支店の住所、営業所の住所、業務を行う分野、社員の弁護士名簿、弁護士営業組織の法律に従った代理人、活動登録申請書類のその他の各内容の変更を行う場合は、変更を決定した日から10営業日以内に、弁護士営業組織が活動を登録した司法局で登録をしなければならない。活動登録書の内容に変更がある場合は、弁護士営業組織は活動登録書の再発行を受ける。弁護士営業組織は、変更日又は再発行された活動登録書を受領した日から10営業日以内に、変更事項について弁護士会に文書による通知をしなければならない。
2. 活動登録書が紛失、破損、焼失又は他の形式で消失した場合は、弁護士営業組織は活動登録書の再発行を受ける。

### 第37条 弁護士営業組織の活動登録内容についての情報提供

1. 司法局は、弁護士営業組織の活動登録書の発行日又は活動登録内容の変更日から7営業日以内に、税務機関、統計機関、権利を有する他の国家機関、省に属する県、郡、市社、都市の人民委員会、社、坊、市鎮の人民委員会及び弁護士営業組織の本店が所在する弁護士会に文書による通知をしなければならない。
2. 組織、個人は、司法局に弁護士営業組織の活動登録内容に関する情報の提供、活動登録書、活動登録内容変更の証明書又は活動登録内容の一部抜粋の写しの発行を要求する権利を有する。この場合、法律の規定に従った手数料を支払わなければならない。
3. 司法局は、本条第2項に規定に基づき、組織、個人の要求に従って活動登録内容に関する情報を十分かつ速やかに提供する義務を負う。

### 第38条 弁護士営業組織の活動登録内容の公告

1. 弁護士営業組織は、活動登録書の発行を受けた日から30日以内に、以下の主な内容を中央又は活動登録をした地域の日刊新聞若しくは法律専門新聞に掲載しなければならない。
  - a) 弁護士営業組織の名前

- b) 弁護士営業組織の本店、支店、営業所の住所
  - c) 業務を行う分野
  - d) 弁護士事務所の所長、法律会社の社長及び他の創立社員である弁護士の氏名、住所、弁護士免許の番号
  - d) 活動登録書番号、活動登録先、活動登録書発行年月日
2. 弁護士営業組織は、活動登録内容の変更をする場合、その変更内容を、本条第 1 項に規定された期限内及び手段に従って公告しなければならない。

### 第 39 条 弁護士営業組織の権利<sup>17</sup>

1. 法的サービスを提供する。
2. 顧客からの報酬を受領する。
3. 弁護士営業組織において勤務するベトナム人弁護士、外国人弁護士及び職員を雇用する。
4. 国家の政策立案、法律起草に参加する。依頼を受けた場合に、個人・機関・組織の事件に関する助言、解決に参加する。
5. 外国の弁護士営業組織と協力する。
6. 国内取引のための支店、事務所を設置する。
7. 外国に営業拠点を設置する。
8. 本法の他の規定及び関係する法律の他の規定に基づく権利。

### 第 40 条 弁護士営業組織の義務<sup>18</sup>

1. 営業登録書に記載されている分野において営業する。
2. 顧客と契約した内容を正確に実施する。
3. 弁護士会の指定に基づいて、訴訟に参加するために、組織の構成員である弁護士を派遣する。
4. 法律扶助を実施するために組織の構成員である弁護士に対して良好な条件を整えるとともに、弁護士のための研修、養成事業に参加する。
5. 顧客の損害の原因が組織の構成員の弁護士にある場合、損害を賠償する。
6. 保険事業に関する法律の規定に基づいて、組織の構成員である弁護士の職務上の責任に係る保険に加入する。
7. 本法律及び労働、税金、財務、統計に関する法律の規定を遵守する。
8. 報告、検査、監査に関する権限のある機関の要求を遵守する。
9. 弁護士実務修習生を受け入れ、修習生の指導弁護士を指名し、良好な条件を整え、その修習生の修習過程を監督する。
10. 組織の構成員である弁護士が法律、ベトナム弁護士会の定款、ベトナム弁護士職務倫理規定の遵守するように管理し、保障する。
11. 法律に基づいて、組織の構成及び活動の報告義務を履行する。
12. 関係法律の他の規定に基づく義務。

### 第 41 条 弁護士営業組織の支店

1. 弁護士営業組織の支店は、弁護士営業組織が活動登録をしている省・中央直轄都市の範囲内又は範囲外で設立できる。支店とは、弁護士営業組織に付属する下位の組織であり、活動登録書に記載された業務分野に適合する弁護士営業組織の委任に従った活動を行う。弁護士営業組織は、設立した支店の活動について責任を負う。弁護士営業組織は、支店長となる弁護士 1 名を選任する。支店で業務を行う弁護士営業組織の支店長及び社員は、活動登録をしている弁護士営業組織又は支店が所在する地域の弁護士会の弁護士となる。

2. 弁護士営業組織の支店は、支店の所在する地域の司法局において活動登録をしなければならない。弁護士営業組織は、支店の活動登録申請書類を作成し、司法局に送付しなければならない。司法局は、申請書類を受領した日から 7 営業日以内に、支店に活動登録書を発行する。拒否をする場合は文書をもって通知し、かつ明確な理由を挙げなければならない。拒否された者は、法律の規定に従った不服申し立てをする権利を有する。

弁護士営業組織は、支店の活動登録内容の変更をする場合は、変更を決定した日から 10 営業日以内に、支店の活動登録書を発行先である司法局及び支店の所在する地域の弁護士会に文書による通知をしなければならない。

3. 支店の活動登録申請書類は以下を含む。
  - a) 支店の活動登録申請書
  - b) 支店設立をする弁護士営業組織の活動登録書の写し
  - c) 支店設立の決定
  - d) 支店長の弁護士免許及び弁護士カードの写し
  - d) 支店の所在地についての証明書類

### 第 42 条 弁護士営業組織の営業所

弁護士営業組織の営業所は、弁護士営業組織が活動登録を行った省・中央直轄都市の範囲内において設立できる。営業所は顧客の事件、業務、依頼の受付先である。営業所は法律サービス提供の許可を得ることはできない。

弁護士営業組織は、営業所の設立日から 5 営業日以内に、活動登録を行った地域の司法局及び弁護士会に対して、営業所の住所を文書によって通知をしなければならない。

司法局は、弁護士営業組織の活動登録書に営業所の住所を記載する。

### 第 43 条 外国において弁護士業務を行う事務所の設置

1. 弁護士営業組織は、外国において弁護士業務を行う事務所を設置できる。
2. 弁護士営業組織は、外国の権限を有する機関の外国での弁護士業務を行う事務所の設置許可を受けた日から 10 営業日以内に、活動登録を行った地域の司法局、税務機関、弁護士会に対して文書による通知をしなければならない。
3. 弁護士営業組織は、外国で弁護士業務を行う事務所の活動を停止する際は、活動を停止する日から 7 営業日以内に、活動登録を行った地域の司法局、税務機関、弁護士会に文書による通知をしなければならない。

### 第 44 条 外国において法律業務を行う弁護士の選任

弁護士営業組織は、顧客の要求に従って外国で法律業務を実施する弁護士を選任できる。

外国において法律サービスを実施する弁護士は、本法律の規定及び関連する法律の他の規定を遵守しなければならない。

### 第 45 条 弁護士営業組織の統合・合併・形態の変更<sup>19</sup>

1. 2 社以上の同種の法律会社は、全ての合法的な資産、権利、義務及び利益を新しい統合会社に移転すると同時に、統合された各法律会社の存在を終了させる方法で、新しい 1 つの法律会社に統合することができる。
2. 1 社又は複数の法律会社が全ての合法的な資産、権利、義務及び利益を合併する会社に移転すると同時に、合併された各法律会社の存在を終了させる方法で、他の同種類の法律会社と合併できる。
3. 弁護士事務所は、法律に従って弁護士事務所の全ての権利、義務を承継させることで法律会社に変更することができる。

<sup>17</sup> 法第 20 号/2012/QH13 により改正。

<sup>18</sup> 法第 20 号/2012/QH13 により改正。

<sup>19</sup> 法第 20 号/2012/QH13 により改正。

一人有限責任法律会社は二人以上有限責任会社に変更でき、またその逆も可能である。有限責任会社は合弁法律会社に変更でき、またその逆も可能である。変更した法律会社は変更された法律会社の権利及び義務を受け継ぐ。

4. 政府は、弁護士営業組織の統合、合併、形態の変更手続について定める。

#### 第46条 弁護士営業組織の活動の一時休止

1. 弁護士営業組織は、活動を一時休止する権利を有する。弁護士営業組織は、一時休止及び活動の再開について活動登録を行った地域及び支店の所在する司法局、税務機関、統計機関、弁護士会に活動の一時休止又は活動の再開の遅くとも10営業日前までに文書による通知をしなければならない。活動を一時休止する期間は2年を超えない。
2. 活動の一休止業務についての報告は、以下の主な内容を有するものとする。
  - a) 弁護士営業組織の名前
  - b) 活動登録書の発行年月日
  - c) 本店の住所
  - d) 活動一時休止期間、再開時期及び活動一時休止期間終了日
  - d) 活動一時休止理由
  - e) 債務の清算について報告する。顧客と既に交わした法律サービス契約及び弁護士営業組織の弁護士、社員と締結した労働契約の解決について報告する。
3. 司法局は、弁護士営業組織が法律の規定に従った業務を行う条件を充足しないと判明した場合、活動の一時休止を要求する権利を有する。
4. 弁護士営業組織は、活動一時休止期間の間、税金及び他の債務の支払いを継続しなければならない。相談により別途合意した場合を除き、労働者と締結した契約を履行しなければならない。顧客との間で締結されたが、まだ履行が完了していない法律サービス契約については、かかる法律サービス契約の履行について、顧客と相談の上、合意をしなければならない。
5. 弁護士営業組織が活動を一時休止する場合、その弁護士営業組織の各支店、営業所も同時に活動を一時休止しなければならない。

#### 第47条 弁護士営業組織の活動休止

1. 弁護士営業組織は、以下の各場合には活動を休止する。
  - a) 自主的活動休止。
  - b) 活動登録書が回収された場合。
  - c) 弁護士事務所の所長、一人法律有限責任会社の社長、二人以上法律有限責任会社の全社員が弁護士免許の没収を受けた場合。
  - d) 法律会社の統合又は合併。
  - d) 弁護士事務所の所長又は一人法律有限責任会社の社長の死亡。
2. 弁護士営業組織は、本条第1項 a 号及び d 号の規定に従って活動を休止する場合、活動を休止しようとする日の遅くとも30日前までに、活動登録先及び支店の所在する地域の司法局、弁護士会に文書による通知をしなければならない。弁護士営業組織は、活動を休止する前に、未払いの税金を支払わなければならない。また他の債務の清算を終了しなければならない。弁護士営業組織は、弁護士営業組織の弁護士、社員との間で締結した労働契約の解除手続を完了しなければならない。弁護士営業組織は、顧客との間で締結した法律サービス契約の実施を終了しなければならない。弁護士営業組織は、顧客との間で締結した法律サービス契約の実施を終了できない場合は、その法律サービスの実施

について顧客と相談の上、合意をしなければならない。

3. 司法局は、本条第1条 b 号及び c 号の規定に従った活動休止の場合、活動登録書・弁護士免許を没収した日から7営業日以内に、弁護士営業組織の活動登録書・弁護士免許の没収について活動登録を行った地域及び支店の所在する地域の弁護士会、税務機関に文書によって報告する責任を負う。弁護士営業組織は、活動登録書、弁護士免許を没収された日から60日以内に、未払いの税金を十分に支払わなければならない。弁護士営業組織は、他の債務の清算を終了しなければならない。弁護士営業組織の弁護士、社員との間で締結した労働契約の解除手続を完了しなければならない。顧客との間で締結した法律サービス契約の履行を完了できない場合は、その法律サービスの実施について顧客と相談の上、合意をしなければならない。
4. 本条第1項 d 号の規定に従って活動を休止する場合、司法局は、弁護士事務所の所長又は一人法律有限責任会社の社長の死亡した日から7営業日以内に活動登録書の回収の決定を行う。司法局は、活動登録書の回収日から7営業日以内に、活動登録を行った地域及び支店の所在する地域の弁護士会及び税務機関に対して、活動登録書の回収について文書によって報告する責任を負う。

#### 第48条 弁護士営業組織の支店・営業所の活動停止

1. 弁護士営業組織の支店・営業所は以下の各場合に活動を停止する。
  - a) 支店・営業所を設立をした弁護士営業組織の活動停止
  - b) 支店・営業所を設立をした弁護士営業組織の規定に基づく場合。
  - c) 支店の活動登録書が没収された場合。
2. 弁護士営業組織は、自己の設立した支店・営業所の活動停止に関連する各問題を解決し、義務を履行する責任を負う。

### 第3節

#### 個人資格による弁護士業務

#### 第49条 個人資格による業務を行う弁護士<sup>20</sup>

1. 個人資格で業務を行う弁護士は、弁護士営業組織ではない機関・組織との労働契約に基づいて業務を行う。
2. 個人資格で業務を行う弁護士は、労働契約に合意がある場合には、保険事業に関する法律に従って職務上の賠償責任保険に加入しなければならない。
3. 個人資格で業務を行う弁護士は、労働契約を締結した機関・組織以外の他の個人・機関・組織に対して法的サービスを提供してはならない。但し、国家機関に要求される場合、又は訴訟機関の要求に基づいて刑事事件に参加する場合、構成員である弁護士会の指示に基づいて法律扶助を行う場合はこの限りではない。

#### 第50条 個人資格による弁護士業務登録<sup>21</sup>

1. 弁護士が個人資格で業務を行う場合、構成員である弁護士会が所在する司法局に業務登録を行う。個人資格で業務を行う弁護士は、司法省が発行した様式に基づき、弁護士業務登録申請書に申請書類を添付し、司法局に提出しなければならない。

<sup>20</sup> 法第20号/2012/QH13により改正。

<sup>21</sup> 法第20号/2012/QH13により改正。

申請書類は以下のとおりである。

- a) 弁護士免許の写し、弁護士カードの写し
  - b) 機関・組織と締結した労働契約書の写し
2. 司法局は、十分な書類を受領してから 7 営業日以内に、弁護士業務登録書を交付する。交付しない場合、理由を明記した文書で通知しなければならない。拒否された者は、法律に従って不服申し立て・異議申し立てをすることができる。
  3. 弁護士は、弁護士業務登録書を交付された日から、個人資格で業務を行うことができる。個人資格で業務を行う弁護士は、弁護士業務登録書を交付された日から 7 営業日以内に、構成員である弁護士会に対して弁護士業務登録書の写しを添付して文書で通知しなければならない。
  4. 弁護士会を移動する場合、弁護士は業務登録を行った司法局に対して通知し、以前交付された弁護士業務登録書を返却し、移動先の弁護士会が所在する司法局に対して業務登録手続を行う。登録手続は本条第 1 項、第 2 項、第 3 項に従って行う。  
司法局は、弁護士が業務を停止する場合、弁護士業務登録書を回収する。

#### 第 51 条 個人の資格によって業務を行う弁護士業務登録の内容の変更、情報提供

個人の資格によって業務を行う弁護士の弁護士業務登録内容の変更、弁護士業務を行う登録内容についての情報提供は、本法律の第 36 条及び第 37 条の規定に従って実施される。

#### 第 52 条 【法律サービス契約に基づいて個人の資格によって業務を行う弁護士の権限及び義務】削除<sup>22</sup>

#### 第 53 条 労働契約に基づいて個人の資格によって業務を行う弁護士の権利・義務

1. 労働契約に基づいて個人の資格によって業務を行う弁護士は、機関・組織との間で締結された労働契約の内容に従って法律業務を実施する。
2. 弁護士を雇用する機関・組織との労働契約に基づき、個人の資格によって業務を行う弁護士の権利・義務は、労働に関する法律、本法律及び関連する法律の他の規定に従う。

### 第 IV 章

#### 報酬及び経費、労働契約に基づく給与

#### 第 54 条 弁護士の報酬

顧客は、弁護士の法律サービスを受ける際に報酬を支払う。報酬の受領は、本法律及び関連する法律の他の規定に従って実施される。

#### 第 55 条 報酬の計算方法及び根拠

1. 報酬の程度は以下の各根拠を参考に計算する。
  - a) 法律業務の内容、性質
  - b) 法律業務の実施のために弁護士が要した時間及び労力
  - c) 弁護士の経験及び評判
2. 報酬は以下の各方法に従って計算する。
  - a) 弁護士の労働時間
  - b) 事件、業務毎のパッケージ型報酬
  - c) 事件、契約、プロジェクトの価値の一定割合
  - d) 長期契約における固定報酬

<sup>22</sup> 法第 20 号/2012/QH13 により改正。

#### 第 56 条 法律サービス契約に従って法律サービスを提供する弁護士の報酬・経費

1. 報酬の水準は、法律サービス契約において、相談の上、合意する。弁護士が訴訟に参加する刑事事件の報酬の水準は、政府が定める報酬の上限を超えることはできない。
2. 法律サービスを提供するための交通費、滞在費、その他の合法的な各経費は、両者の相談の上、法律サービス契約において合意する。

#### 第 57 条 訴訟執行機関の要求に従って訴訟に参加する弁護士の報酬・経費

訴訟執行機関の要求に従って刑事事件の訴訟に参加する弁護士は、政府の規定に従った報酬を受け、経費の精算を受ける。

#### 第 58 条 個人の資格によって業務を行う弁護士の労働契約に基づく給与

労働契約に基づき機関・組織のために業務を行う個人の資格によって業務を行う弁護士は、労働契約における合意に基づく給与を受領する。

給与に関する合意及び給与の支払いは、労働に関する法律の規定に従って実施される。

#### 第 59 条 労働契約に従った報酬、経費、給与についての紛争解決

1. 弁護士の報酬及び経費に関連する紛争の解決は、民事に関する法律の規定に従って行われる。
2. 労働契約に従って機関・組織のために個人の資格によって業務を行う弁護士の給与についての紛争解決は、労働に関する法律に従って行われる。

### 第 V 章

#### 弁護士の社会・職業組織

#### 第 1 節

#### 省・中央直轄都市の弁護士の社会・職業組織

#### 第 60 条 弁護士会<sup>23</sup>

1. 弁護士会は、省・中央直轄都市にある弁護士の社会・職業組織であり、本法律及びベトナム弁護士連合会の定款に基づいて、構成、運営される。弁護士会は法人資格を有し、個別の印鑑及び口座を有し、構成員から徴収した会員費、費用その他の合法的な収入で運営される。
2. 省・中央直轄都市に、弁護士免許を所有する者が 3 名以上が存在する場合には、弁護士会を設立することができる。省・中央直轄都市の人民委員会は、司法省大臣の合意を得た場合に、弁護士会設置を許可する。
3. 弁護士会は、法律及びベトナム弁護士連合会の定款に反する費用、収入源に関する議決、決定、内規、規則及び他の規則を発行してはならない。
4. 弁護士会の構成員は弁護士である。弁護士会の構成員の権利及び義務はベトナム弁護士連合会の定款に定められる。

<sup>23</sup> 法第 20 号/2012/QH13 により改正。

## 第 61 条 弁護士会の任務及び権限<sup>24</sup>

1. 業務を行っている弁護士の合法的な権利及び利益の代理及び保護
2. 毎年、弁護士会の質を見直し、評価する。法律、ベトナム弁護士会の定款及びベトナム弁護士職務倫理規定の遵守に関して、弁護士営業組織及びその支店の構成員である弁護士を監督し、又は他の地域の弁護士会と協力し監督する。弁護士に対する懲戒処分を行う。
3. 弁護士営業組織、その支店、事務所の活動を監督し、他の地域の弁護士会と協力し監督する。弁護士営業組織の違法行為の中止を要求し、権限のある機関に処分を要請する。
4. 弁護士実務修習生の証明書を交付し、修習生を監督する。弁護士実務修習結果の評価試験に参加する条件を充足する者のリストを作成し、ベトナム弁護士連合会に対して送付する。
5. 弁護士免許交付の申請書類を受領し司法局に提出する。司法省に対して、弁護士免許の回収を要請する。
6. 弁護士会入会登録、弁護士の移動、受入を行う。弁護士連合会に対して、弁護士カードの交付、更新、回収を要請する。
7. 専門知識、業務に関する義務的研修、弁護士営業組織の管理、運営技術の研修を実施する。
8. 弁護士による職務上の責任保険の加入を監督する。
9. 弁護士営業組織と弁護士実務修習生及び弁護士との間の紛争、顧客と弁護士営業組織及び弁護士との間の紛争を仲裁する。
10. 権限に基づき、不服申し立て、告発を解決する。
11. 弁護士の専門知識、業務を強化するために、経験の集積、共有及び他の対策を実施する。
12. 弁護士の見解、要望、意見、要請を収集し、反映する。
13. ベトナム弁護士連合会が定めた費用の枠組みに基づき、弁護士会入会費、弁護士実務修習費を定める。
14. ベトナム弁護士連合会、省・中央直轄都市の人民委員会に対して、総会開催案、理事会、賞罰委員会の人事配置案を報告する。
15. ベトナム弁護士連合会の議決、決定、規則を実施する。
16. 弁護士が法律の宣伝、普及、教育に参加し、法律扶助を行うように組織する。
17. ベトナム弁護士連合会に対して弁護士会の組織、活動、総会の結果を報告し、ベトナム弁護士連合会に対してベトナム弁護士連合会の定款に基づく場合又は特に要求される場合に議決、決定、内規、規則を送付する。
18. 省・中央直轄都市の人民委員会に対して、組織及び活動、総会結果を報告する。要求される時に国家の権限のある機関に報告する。省・中央直轄都市の人民委員会に対して、弁護士会の議決、決定、規則を送付する。
19. ベトナム弁護士連合会の定款に基づくその他の任務、権限。

## 第 62 条 弁護士会の各機関

1. 弁護士会の最高指導機関は、弁護士会の弁護士全体会又は弁護士代表会である。
2. 弁護士会理事会は、弁護士会の弁護士全体会又は代表会の執行機関であり、弁護士全体会又は代表会によって選出される。
3. 弁護士会の賞罰委員会は、弁護士会の弁護士全体会又は代表会によって選出されるものとし、その任期は弁護士会理事会の任期に従うものとする。

## 第 63 条 【弁護士会の定款】削除<sup>25</sup>

<sup>24</sup> 法第 20 号/2012/QH13 により改正。

## 第 2 節

### 弁護士の全国社会・職業組織

## 第 64 条 ベトナム弁護士連合会

1. ベトナム弁護士連合会は、全国規模の弁護士の社会・職業組織である。ベトナム弁護士連合会は、弁護士及び各弁護士会を代表し、法人の資格を有し、証明印及び口座を有し、会員費、会員の納める各費用及び他の合法的な収入によって自己計算の原則に従って活動する。ベトナム弁護士連合会の会員は、各弁護士会及び各弁護士である。ベトナム弁護士連合会に参加する各弁護士は自己が入会する弁護士会を通して参加する。
2. ベトナム弁護士連合会は定款を有する。ベトナム弁護士連合会の会員の権利、義務はベトナム弁護士連合会の定款によって規定される。

## 第 65 条 ベトナム弁護士連合会の任務、権限<sup>26</sup>

1. 全国の弁護士会、弁護士を代表し、合法的な権利及び利益を保護する。
2. 法律、ベトナムの弁護士連合会の定款の遵守を監督する。司法省に対して弁護士免許の回収を要請する。
3. ベトナム弁護士職務倫理規定を作成し、その遵守を監督する。ベトナム弁護士職務倫理規定は、ベトナム弁護士連合会の定款に反してはならない。
4. 弁護士業務の研修を実施する。弁護士会が専門知識、業務の義務的な研修を実施するためにプログラムを構築し、指導する。弁護士営業組織の専門業務、管理、運営技術の養成を実施する。
5. 本法律及び司法省のガイドラインに基づいて、弁護士実務修習結果の評価試験を開催し、結果について責任を負う。
6. 全国の弁護士業務の経験を収集し、共有する。職務上の活動に多大な貢献をし、信頼されている弁護士・弁護士営業組織を選定、表彰する。
7. 公判に参加する弁護士の制服のデザイン、弁護士会入会申請書の様式、弁護士カードの様式、弁護士カードの交付、更新、変更、回収について定める。毎年、弁護士の質の見直し、評価を指導する。
8. 報酬の減免、弁護士の報酬、経費に関する紛争の処分について定める。
9. 弁護士修習経費、弁護士会入会費、会員費の枠組みを設定する。
10. 弁護士の法律扶助義務を説明し、実施を監督する。
11. 総会開催案、弁護士会理事会、賞罰委員会の人事配置案について意見し、弁護士会の総会を指導する。
12. ベトナム弁護士連合会の定款に反する弁護士会の議決、決定、規則の実施を停止させ、改正を要求する。権限のある国家機関に対して、法律の規定に反する弁護士会の議決、決定、規則の実施を停止させ、改正させることを要求する。
13. 権限に基づいて不服申し立て、告発の処分を行う。
14. 弁護士の見解、要望、意見、要請を収集し反映する。
15. 法整備、法律科学の研究、法律の宣伝、普及、教育に参加する。
16. 弁護士に関する国際協力活動を実施する。
17. 司法省と協力し、ベトナム弁護士連合会の総会開催案、幹部の選挙のための人事案を準備し、権限のある機関に対して報告する。

<sup>25</sup> 法第 20 号/2012/QH13 により改正。

<sup>26</sup> 法第 20 号/2012/QH13 により改正。

18. 司法省に対して、全国範囲の弁護士の組織、活動、ベトナム弁護士連合会の組織、活動、ベトナム弁護士連合会総会の結果評価を報告する。司法省に対して、ベトナム弁護士連合会の議決、決定、規則を送付する。
19. ベトナム弁護士連合会の定款に基づくその他の任務、権限。

#### 第66条 ベトナム弁護士連合会の各機関

1. ベトナム弁護士連合会の各機関は以下を含む。
  - a) 全国弁護士代表総会は、ベトナム弁護士連合会の最高指導機関である。
  - b) 全国弁護士評議会は、全国弁護士総会が開催されていない期間におけるベトナム弁護士連合会の指導機関である。
  - c) ベトナム弁護士連合会の常務委員会は、全国弁護士評議会が開催されていない間のベトナム弁護士連合会の業務を実施する機関である。
  - d) 他の各機関は、ベトナム弁護士連合会の定款によって規定される。
2. ベトナム弁護士連合会の各機関の任務・権限は、ベトナム弁護士連合会の定款によって規定される。

#### 第67条 ベトナム弁護士連合会の定款<sup>27</sup>

1. 全国弁護士代表総会は、本法律及び定款に基づき、ベトナム弁護士連合会の定款を決定する。ベトナム弁護士連合会の定款は、全国弁護士総会及び弁護士会に対して一貫して適用される。
2. ベトナム弁護士連合会の定款は以下の主要な内容を含む。
  - a) ベトナム弁護士連合会の指針、目的及び象徴
  - b) ベトナム弁護士連合会の構成員の権利、義務
  - c) ベトナム弁護士連合会と弁護士会との関係
  - d) 弁護士会入会、弁護士会の弁護士名簿からの除名、弁護士会の弁護士の移動手続
  - d) 弁護士の法律扶助の義務
  - e) 公判参加弁護士の制服のデザイン、弁護士カード様式、弁護士の交付、更新、回収
  - g) ベトナム弁護士連合会、弁護士会の各機関の任期、組織構造、選挙方法、任免、退任、任務、権限。弁護士及び弁護士営業組織の管理に関する弁護士会間の協力関係
  - h) 全国弁護士代表総会、弁護士全体会議の構成、代表者の人数、任務、権限。ベトナム弁護士連合会及び弁護士会の総会開催手順・手続
  - i) 弁護士会の内規の発行
  - k) ベトナム弁護士連合会、弁護士会の財政
  - l) 弁護士の賞罰及び不服申し立て、告発の処分
  - m) ベトナム弁護士連合会、弁護士会の組織及び活動の報告義務
  - n) 他の機関・組織との関係
3. 全国弁護士総会は、ベトナム弁護士連合会の定款が決定された日から7営業日以内に、司法省による検討及び承認のために、定款を司法省に送付する。司法省大臣は、ベトナム弁護士連合会の定款を受領した日から30日以内に、内務省大臣と合意した上で定款を承認する。ベトナム弁護士連合会の定款はかかる承認日から効力を有する。

## 第VI章

### 外国弁護士営業組織の業務、 ベトナムにおける外国人弁護士

#### 第1節

#### ベトナムにおける外国弁護士営業組織の業務

#### 第68条 外国弁護士営業組織が業務を行う条件<sup>28</sup>

外国で設立され、合法的に法律業務を行っている外国弁護士営業組織は、以下の条件を充足する場合には、本法律に従って、ベトナムにおいても営業することができる。

1. ベトナム社会主義共和国の憲法及び法律の遵守を約束する。
2. 連続する12ヶ月間において、外国人弁護士（外国法律会社の支店長・社長も含まれる。）の少なくとも2名以上が183日以上ベトナムに滞在し、業務を行うことを約束し、保障する。
3. ベトナムにおける外国法律会社の支店長・社長は、連続して2年以上弁護士業務を行っていなければならない。

#### 第69条 外国弁護士営業組織の運営方法<sup>29</sup>

1. 外国弁護士営業組織は、ベトナムにおいて以下の形態で営業する。
  - a) 外国弁護士営業組織の支店（以下「支店」という。）
  - b) 100%外国資本の有限責任法律会社、合弁形態の有限責任法律会社、外国弁護士営業組織とベトナムの合名法律会社との間の合名法律会社（以下「外国法律会社」と総称する。）
2. 支店・外国法律会社は、本法律、企業に関する法律、投資に関する法律及び関係する法律の他の条項に基づき、組織し、活動することができる。  
政府は同種類の外国法律会社の統合・合併について定める：外国弁護士営業組織の支店の100%外国資本の有限責任法律会社への変更、外国法律会社のベトナム法律会社への変更、外国弁護士営業組織の活動の中断・停止。

#### 第70条 外国弁護士営業組織の営業範囲<sup>30</sup>

ベトナムで営業する支店・外国法律会社は、法的助言及び他の法的なサービスを提供することができる。但し、自己の組織に所属する外国人弁護士、ベトナム人弁護士を、ベトナム裁判所において当事者の代理人、弁護人、合法的な権利及び利益の保護者として訴訟に参加させることはできない。また、ベトナム法に関連する法的文書及び公証に関するサービス<sup>31</sup>を提供することはできない。自己の組織に所属するベトナム人弁護士に、ベトナム法に関する助言を行わせることはできる。

#### 第71条 支店

1. 支店は、外国弁護士営業組織の下部組織であり、本法律の規定に従ってベトナムにおいて設立される。
2. 外国弁護士営業組織及びその支店は、ベトナムの法律に基づき支店の活動について責任を負う。
3. 外国弁護士営業組織は、支店長となる弁護士1名を選任する。支店長は、ベトナムにおける支店の活動の管理、調整を行う。支店長は、同時に外国弁護士営業組織の委任に基

<sup>27</sup> 法第20号/2012/QH13により改正。

<sup>28</sup> 法第20号/2012/QH13により改正。

<sup>29</sup> 法第20号/2012/QH13により改正。

<sup>30</sup> 法第20号/2012/QH13により改正。

<sup>31</sup> ベトナム語では、các dịch vụ về giấy tờ pháp lý và công chứng liên quan tới pháp luật Việt Nam。

づく代表者である。支部長は、ベトナム人弁護士も就任することができる。

## 第72条 外国法律会社<sup>32</sup>

- 100%外資の有限責任法律会社は、一又は複数の外国弁護士営業組織によって設立されたベトナムにおける弁護士営業組織である。  
合弁形態の有限責任法律会社は、外国弁護士営業組織とベトナム弁護士営業組織との間の合弁弁護士営業組織である。合名法律会社は、外国弁護士営業組織及びベトナム合名法律会社との間の合名弁護士営業組織である。
- 外国法律会社の社長は、外国人弁護士又はベトナム人弁護士である。

## 第73条 支店及び外国法律会社の権限・義務

- 支店及び外国法律会社は、以下の各権利を有する。
  - 設立許可書、活動登録書に記載されている各領域に関する法律サービスを提供する。
  - 顧客からの報酬を受領する。
  - 外国人弁護士、ベトナム人弁護士、外国人社員、ベトナム人社員を雇用する。
  - 弁護士実務修習を行うベトナム人弁護士実務修習生を受け入れる。
  - ベトナムの法律の規定に従って、業務活動による収入を外国に送金する。
  - 他の各権利は本法律、企業に関する法律、投資に関する法律及び関連する法律他の規定に従う。
- 支店・外国法律会社は、以下の各義務を負う。
  - 設立許可書、活動登録書に記載されている各分野に正しく従って活動する。
  - 顧客との間で交わされた内容を正しく実施する。
  - 法律助言、訴訟外の代理及び他の各法律業務を実施する際に、弁護士の過誤によって顧客に発生させた重大な損害を賠償する。
  - 保険事業に関する法律の規定に従って、ベトナムにおいて業務を行う各弁護士に対する業務責任保険に加入する。
  - 労働、会計、統計に関するベトナムの法律の規定を執行し、税務・財務上の義務を履行する。
  - ベトナムの法律の規定に従って、活動にとって必要不可欠な手段を輸入する。
  - 他の各義務は、本法律、企業についての法律、投資についての法律及び関連する法律他の規定に従う。

## 第2節

### ベトナムにおける外国人弁護士の業務

## 第74条 外国人弁護士の業務を行う条件<sup>33</sup>

外国人弁護士は、以下の条件を満たす場合には、ベトナムにおける弁護士営業許可書を交付される。

- 外国の権限のある機関・組織によって交付された有効な弁護士免許を保有する。
- 外国の法律、国際法に関する助言を行った経験がある。
- ベトナム社会主義共和国の憲法、法律及びベトナム弁護士職務倫理規定の遵守を約束する。
- 外国の弁護士営業組織によって、ベトナムで業務を行う者として派遣される、又はベトナムにおける外国法律会社、支店、ベトナムの弁護士営業組織がその雇用に合意する。

## 第75条 外国人弁護士の業務形式

外国人弁護士は、以下の各形式でベトナムにおいて業務を行う。

- ベトナムにおいて一つの支店又は一つの外国法律会社の社員の資格に基づき業務を行う。
- 支店、外国法律会社、ベトナムの弁護士営業組織との契約に従って業務を行う。

## 第76条 外国人弁護士の業務範囲<sup>34</sup>

ベトナムで業務を行う外国人弁護士は、外国法及び国際法に関して助言し、外国法に関連する他の法律サービスを提供する。ベトナムの法学士号を保有し、ベトナム弁護士としての条件を充足する場合、ベトナムの法律に関して助言することができる。但し、ベトナム裁判所において、当事者の代理人、弁護人、合法的な権利及び利益の保護者として訴訟に参加することはできない。

## 第77条 外国人弁護士の権利及び義務

- 外国人弁護士は以下の権利を有する。
  - 本法律の第75条の規定に従って、ベトナムで業務を行う形式を選択する。
  - ベトナムの法律の規定に従って、業務活動から発生した収入を外国に送金する。
  - 他の各権利は本法律及び関連する法律他の規定に従う。
- 外国人弁護士は以下の義務を負う。
  - 法律の規定に従った個人所得税を納める。
  - 本法律の規定に従った弁護士業務の原則を遵守し、弁護士の義務を履行する。ベトナム弁護士職務倫理規定を遵守する。
  - ベトナムに常時、駐在する<sup>35</sup>。
  - 他の義務は本法律及び関連する法律他の規定に従う。

## 第3節

### 支店、外国法律会社、外国人弁護士に対する許可手続

## 第78条 支店・外国法律会社の設立許可書の発行

- 外国弁護士営業組織は、支店・外国法律会社の設立申請書類を作成し司法省に送付する。司法省は、設立申請書類及び申請料を受領した日から60日以内に、支店・外国法律会社設立許可書の発行を審査する。拒否する場合は文書により通知する。

支店・外国法律会社の設立許可書は許可を受けた日から効力を有する。

- 支店の設立申請書類は以下を含む。
  - 支店の設立申請書
  - 外国の権限を有する機関・組織によって発行された外国弁護士営業組織が適法に設立されたことを証する書類の写し
  - 外国弁護士営業組織の活動を紹介する書面
  - 支店において勤務する予定の外国人弁護士の名簿
  - 弁護士を支店長に選任する決定
- 外国法律会社の設立申請書類は以下を含む。
  - 外国法律会社の設立申請書
  - 外国の権限を有する機関・組織によって発行された外国弁護士営業組織が適法に設立されたことを証する書類の写し。合弁形態の場合、ベトナム弁護士営業組織の活動登録書の写し

<sup>32</sup> 法第20号/2012/QH13により改正。

<sup>33</sup> 法第20号/2012/QH13により改正。

<sup>34</sup> 法第20号/2012/QH13により改正。

<sup>35</sup> ベトナム語では、Cố mặt thường xuyên tại Việt Nam。

- c) 外国弁護士営業組織の活動を紹介する書面。合弁形態の場合、ベトナム弁護士営業組織の活動を紹介する書面
  - d) 会社において勤務する予定の外国人弁護士の名簿、会社において勤務する予定のベトナム人弁護士の名簿及び添付資料としてベトナム人弁護士の弁護士カードの写し<sup>36</sup>
  - d) 外国法律会社の定款の草案、合弁形態の場合、合弁契約
4. 外国法律会社の定款は、以下の主な内容を含む。
- a) 本店、支店の社名・住所、外国弁護士営業組織の権限を有する代表者の氏名・住所
  - b) 外国法律会社の行う業務の分野
  - c) 外国法律会社の社員弁護士の権利、義務、責任及び関係
  - d) 外国法律会社の組織、管理機構
  - d) 外国法律会社の法的代表者
  - e) 外国法律会社の活動期間、活動終了の条件
  - g) 外国法律会社の定款の変更、追加の手続

#### 第79条 支店・外国法律会社の活動登録

1. 支店・外国法律会社は、設立許可書の発行を受けた日から60日以内に本店の所在する地方の司法局において活動を登録する。
2. 活動登録申請書類は以下を含む。
  - a) 支店・外国法律会社設立許可書の写し
  - b) 本店の存在を証明する書類
3. 司法局は、申請書類を受領した日から10営業日以内に、支店・外国法律会社に活動登録書を発行する。  
支店・外国法律会社は、活動登録書の発行を受けた日から活動できる。

#### 第80条 支店・外国法律会社の設立許可書、活動登録書の内容の変更

1. 支店・外国法律会社は、設立許可書の以下のいずれかの内容を変更しようとする場合には、司法省に対して申請書を送付するものとし、司法省の承認を得た場合にのみ変更が認められる。
  - a) 支店・外国法律会社の社名
  - b) 現在の省・中央直轄都市から他の省・中央直轄都市への本店の移転
  - c) 支店長、外国法律会社の社長
  - d) 業務を行う分野司法省は、変更申請書を受領した日から30日以内に審査を行い、承認文書を交付する。拒否する場合は文書によって通知する。
2. 支店・外国法律会社は、支店・外国法律会社の設立許可書の内容変更を承認する文書を受領した日から30日以内に、本店の所在する地域の司法局において変更の登録をしなければならない。本条第1項b号において規定された変更を行う場合は、旧本店を設立した地域の司法省に対しても文書による通知をしなければならない。
3. 支店・外国法律会社は、活動登録書の内容を変更する場合は、活動登録書の再発行を受ける。
4. 支店・外国法律会社は、省・中央直轄都市の範囲内で本店を移転する場合は、変更を決定した日から10営業日以内に、活動登録を行った司法局に対して文書による通知をしなければならない。

#### 第81条 ベトナムにおける外国法律会社の支店<sup>37</sup>

1. ベトナムにおける外国法律会社は、活動登録を行った省・中央直轄都市の内外に支店を設立できる。
2. 支店とは、ベトナムにおける外国法律会社に付属する下部の組織である。支店は、ベトナムにおける外国法律会社の設立許可書に記載された業務分野に合致するベトナムにおける外国法律会社の委任に従った業務を実施できる。
3. ベトナムにおける外国法律会社は、支店の活動について責任を負わなければならない。
4. ベトナムにおける外国法律会社は、支店設立登録申請書類を準備し、司法省に送付しなければならない。司法省は、登録申請書類及び登録料を受領した日から30日以内に、支店設立許可書の発行を審査する。拒否する場合は文書による通知をしなければならない。
5. 支店の設立登録申請書類は以下を含む。
  - a) 支店設立登録申請書
  - b) 外国法律会社の設立許可書の写し
  - c) 支店長に就任する弁護士に対する委任状
  - d) 支店長として委任された弁護士営業許可書の写し
  - d) 支店の所在地についての証明書類
6. 外国法律会社は、支店設立許可書を受領した日から10営業日以内に、支店の所在する地域の司法省において活動登録をしなければならない。

#### 第82条 外国人弁護士のベトナムにおける営業許可書の発行、延長<sup>38</sup>

1. ベトナムで業務を行う弁護士は、ベトナムにおける営業許可書の申請書類を司法省に対して提出しなければならない。司法省は、十分かつ適切な書類及び費用を受領してから30日以内に、外国人弁護士に対してベトナムにおける弁護士営業許可書を交付する。拒否する場合には、理由を明記した文書で通知しなければならない。
2. 外国人弁護士のベトナムにおける弁護士営業許可書の有効期間は5年間であり、更新することができる。但し、各更新の有効期間は5年を超えることができない。
3. 外国人弁護士のベトナムにおける弁護士営業許可書は、ベトナムで働く外国人に対する労働許可書の交付に関するベトナムの法律に基づく労働許可書を代替する。
4. 外国人弁護士のベトナムにおける弁護士営業許可書の申請書類は、以下のものを含む。
  - a) ベトナムにおける弁護士営業許可申請書
  - b) ベトナムで業務を行うためにベトナムに派遣された外国弁護士営業組織の弁護士であることの証明、又は就職予定のベトナムにおける外国法律会社、支店・ベトナム弁護士営業組織による雇用の証明書
  - c) 弁護士免許の写し、職歴の要約書、犯罪歴証明書又はこれに代替する書面。
5. ベトナムにおける弁護士営業許可書の更新の申請書類は、少なくとも許可書に記載する有効期限の30日前までに司法省に送付する。申請書類は以下のものを含む。
  - a) 外国弁護士営業組織又はベトナム弁護士営業組織が、その弁護士の採用を継続することの確認が付されたベトナムにおける弁護士営業認可書の更新申請書
  - b) ベトナムにおける弁護士営業許可書の原本
  - c) ベトナムにおける外国人弁護士の業務の実施過程に関する司法局の意見

<sup>36</sup> 弁護士法改正法（法第20/2012/QH13号）第1条第35項に基づき、「弁護士免許の写し」は削除された。

<sup>37</sup> 本条に規定される「支店」は、ベトナムにおける外国法律会社に付属する下部組織としての「支店」をいい、第71条に規定される外国弁護士営業組織がベトナムに設立した下部組織としての「支店」とは異なるので注意されたい。

<sup>38</sup> 法第20号/2012/QH13により改正。



司法省は、十分かつ適切な書類を受領した日から 7 営業日以内に、外国人弁護士に対してベトナムにおける弁護士営業許可書の更新を決定する。拒否する場合は、理由を明記した文書で通知しなければならない。

## 第七章

### 弁護士業務の管理

#### 第 83 条 弁護士及び弁護士業務に関する国家管理責任<sup>39</sup>

1. 政府は、弁護士及び弁護士業務について統一的な国家管理を行う。
2. 司法省は、弁護士及び弁護士業務の国家管理機関であり、政府に対して責任を負う。司法省は以下の任務、権限を有する。
  - a) 弁護士業の開発戦略、特に貧困な省の弁護士会に対する支援政策及び他の弁護士業の開発支援政策を策定し、政府による承認のために提出する。
  - b) 弁護士に関する法律の施行細則及びガイドラインを作成し、権限を有する機関による発行のために提出する、又は自ら発行する。
  - c) 弁護士研修施設の設立の認可、弁護士養成のプログラム枠組みの作成、弁護士の業務・専門に関する義務研修制度の策定、財務省との協力に基づく弁護士研修費の設定、弁護士の養成及び教育の管理、組織を実施する。
  - d) 弁護士免許を交付、回収する。
  - d) 外国人弁護士に対するベトナムにおける弁護士営業許可書の交付、回収、更新を行う。
  - e) ベトナムにおける外国の弁護士営業組織の設立認可書を交付、回収する。
  - g) 弁護士営業組織及び弁護士業務について取りまとめ、政府に対して報告する。
  - h) 弁護士組織及び弁護士業務、ベトナムにおける外国人弁護士営業組織及び外国人弁護士の組織及び活動に関して、検査、監査、違反の処理、不服申し立て、告発の処理を行う。
  - i) 弁護士業の開発支援対策を実施する。
  - k) 弁護士に関する国際協力について国家管理を行う。
  - l) 本法律及び関係する他の法律の規定に基づいて、重大な法律違反を発見した時に、弁護士の修習結果の評価試験の開催を停止させ、試験結果を破棄する。
  - m) 本法律に違反するベトナム弁護士連合会の議決、決定、規則の執行を停止させ、改正を要請する。
  - n) 本法律の規定に基づく他の任務、権限。
3. 各省、省級の機関は自己の任務、権限の範囲内で、弁護士及び弁護士業務の国家管理を行うために、司法省と協力する責任を負う。
4. 弁護士及び弁護士業務の国家管理する省・中央直轄都市の人民委員会は、以下の任務、権限を有する。
  - a) 司法省大臣の合意を得た後に、弁護士会の設立を認可、弁護士会の解体を決定する。
  - b) 弁護士会総会の開催を承認する。
  - c) ベトナム弁護士営業組織、ベトナムにおける外国の弁護士営業組織の活動登録書を交付、回収する。
  - d) 弁護士会、ベトナム弁護士営業組織、外国弁護士営業組織、地方における外国人弁護士の組織及び活動の検査、監査、違反の処理、不服申し立て、告発の処理を行う。
  - d) 本法律に反する弁護士の議決、決定、規則の施行を停止

させ、改正を要請する。

- e) ベトナムにおける弁護士組織及び弁護士業務の実施状況、外国弁護士営業組織の組織と活動状況、地方における外国人弁護士について定期的に司法省に対して報告する。
- g) 地方における弁護士業の開発援助対策を実施する。
- h) 法律に基づく他の任務、権限。

司法局は、省・中央直轄都市の人民委員会が、地方における弁護士及び弁護士業務の実施について国家管理を行うことを支援する。

#### 第 84 条 弁護士の社会・職業組織の自主管理責任

弁護士の社会・職業組織は、本法律及び自己の定款の規定に従って弁護士及び弁護士業務の自主管理を実施する。  
弁護士の社会・職業組織は、弁護士及び弁護士業務の管理について、各国家管理機関と調整する。

## 第八章

### 違反の処理、紛争解決

#### 第 1 節

#### 弁護士規律処理、紛争解決

#### 第 85 条 弁護士に対する規律処理

1. 弁護士が本法律、定款、ベトナム弁護士職務倫理規定及び弁護士の社会・職業組織の他の規定に違反する場合は、違反の性質・程度に従って、以下の各懲戒処分のひとつを受ける。
  - a) 譴責
  - b) 警告
  - c) 6ヶ月から24ヶ月の弁護士会会員資格の一時停止
  - d) 弁護士会の弁護士名簿からの除名
2. 弁護士の懲戒決定の審査業務は、弁護士会の賞罰委員会の提案に基づいて行われるものとし、弁護士会理事会の権限に属する。
3. 弁護士会は、弁護士が弁護士会の弁護士名簿からの除名の形式による懲戒処分を受ける場合、司法局に対して文書による通知を行うとともに、司法省に弁護士免許の回収を申請し、かつベトナム弁護士連合会に弁護士カードの回収を申請しなければならない。

#### 第 86 条 弁護士懲戒処分決定に対する不服申し立て

1. 弁護士は、自己に対する弁護士会理事会の懲戒処分決定に対して不服申し立てをする権限を有する。ベトナム弁護士連合会の常務委員会は、弁護士会理事会の懲戒処分決定に対する不服申し立て解決のための審査権を有する。
2. 弁護士は、本法律の第 85 条第 1 項 c 号及び d 号に規定される懲戒処分形式に対するベトナム弁護士連合会の常務委員会の不服申し立ての解決決定に同意できない場合、司法省大臣に不服申し立てを行う権利を有する。司法省大臣の不服申し立ての解決期限は不服申し立てを受領した日から 30 日間とする。

#### 第 87 条 弁護士会理事会、ベトナム弁護士連合会の決定、行為に対する不服申し立て

1. 個人、組織は、弁護士会理事会の決定、行為に対して、その決定、行為が明らかに自己の合法的な権利、利益を侵害するものである根拠を有する場合、不服申し立てする権利を有する。  
ベトナム弁護士連合会の常務委員会は、弁護士会理事会の

<sup>39</sup> 法第 20 号/2012/QH13 により改正。

決定、行為に対する不服申し立てを解決する審査権を有する。

- 個人は、弁護士会が司法省に弁護士免許の発行を申請しない場合、弁護士会への入会を拒否する場合のベトナム弁護士連合会の常務委員会による不服申し立ての解決決定に同意できない場合、司法省大臣に不服申し立てをする権利を有する。司法省大臣による不服申し立ての解決期限は不服申し立てを受領した日から30日間とする。
- 個人、組織はベトナム弁護士連合会の各機関の決定、行為に対してその決定、行為が明らかに自己の合法的な権利、利益を侵害するという根拠を有する場合、不服申し立てをする権利を有する。  
ベトナム弁護士連合会の常務委員会は、ベトナム弁護士連合会の各機関の決定、行為に対する不服申し立ての解決の審査権を有する。

## 第88条 紛争解決

弁護士会理事会は、顧客と弁護士又は弁護士営業組織との間で弁護士業務活動に関連する紛争が発生した場合、その紛争を調停する責任を負う。

## 第2節

### 弁護士、弁護士営業組織に関する違反の処理

#### 第89条 弁護士による違反の処理<sup>40</sup>

- ベトナム人弁護士は、本法律に違反する時には、懲戒処分を受ける他に、違反の性質・程度によって行政処分を受け、又は刑事責任を追及される。損害が発生する場合は、法律に従って損害を賠償する。
- 外国人弁護士は、本法律に違反する時には、違反の性質・程度によって行政処分を受け、又は刑事責任を追及される。損害が発生する場合は、法律に従って損害を賠償する。  
外国人弁護士がベトナム弁護士職務倫理規定に違反する場合は、司法省は職務を行うためにその弁護士をベトナムに派遣した外国弁護士営業組織又はその弁護士を採用したベトナム弁護士営業組織に対して通知し、違反の性質・程度によって、ベトナムにおける弁護士営業許可書の回収する、又は更新しないことができる。

#### 第90条 ベトナムの弁護士営業組織、外国弁護士営業組織の支店、ベトナムにおける外国法律会社による違反の処理

ベトナムの弁護士営業組織、外国弁護士営業組織の支店、ベトナムにおける外国法律会社は、本法律の規定に違反する場合、違反の性質・程度によって、行政処分に関する法律の規定に従った行政処分を受ける。損害が発生させた場合は、法律の規定に従って賠償しなければならない。

#### 第91条 弁護士、弁護士営業組織の合法的な権利、利益を侵害する各行為に対する違反の処理

職務、権限を有する者が弁護士、弁護士営業組織の合法的な権利、利益を侵害する場合、又は弁護士、弁護士営業組織の権利、義務の実行を妨害する場合は、違反の性質・程度に従って、懲戒処分を受け、又は刑事責任の追及を受ける。損害が発生させた場合は、法律の規定に従った賠償をしなければならない。

#### 第92条 非合法的な弁護士・弁護士営業組織に対する違反の処理

- 弁護士業務を行う条件が十分でない個人がいかなる形態であろうと弁護士業務を行った場合は、違反行為を強制的に

停止させられ、罰金処分を受け、行政処分に関する法律の規定に従った行政処分を受け、又は刑事責任の追及を受ける。損害が発生させた場合は、法律の規定に従った賠償をしなければならない。

2. 弁護士業務を行う条件が十分でない組織がいかなる形態であろうと弁護士業務を行った場合は、違反行為を強制的に停止させられる。かかる組織は、行政処分に関する法律の規定に従った処分を受ける。損害が発生させた場合は、法律の規定に従った賠償をしなければならない。

#### 第92a条 移行条項<sup>41</sup>

1. 弁護士は、設立又は設立に参加した弁護士営業組織又はその支店が所在する弁護士会、又は労働契約を締結した弁護士営業組織又は機関・組織が所在する弁護士会と異なる弁護士会の構成員である場合、本法律が発効してから1年以内に、本法律の第20条に従って弁護士会の移動、入会をしなければならない。本項に従って弁護士会を移動した弁護士は、弁護士会入会費を免除される。  
各弁護士会は、本法律に従って弁護士が弁護士会を移動するために、良好な条件を整える責任を負う。
2. 弁護士法65号/2006/QH11に従って個人資格で業務を行う弁護士は、本法律が発効してから2年以内に、弁護士営業組織の設立、設立の参加によって業務を行う形態、弁護士営業組織との労働契約に基づいて業務を行う形態、又は機関・組織との労働契約に基づいて業務を行う形態のいずれかに変更し、本法律に従って営業登録を行わなければならない。本項に従って活動を登録する弁護士は、活動登録費を免除される。
3. 支店・外国弁護士会社設立を許可された外国弁護士営業組織、外国法律会社は、本法律が発効してから2年以内に本法律の第68条に定める条件を充足しなければならない。これらの条件を満たさない場合、活動を停止しなければならない。

## 第IX章

### 施行条項

#### 第93条 施行・効力

本法律は、2007年1月1日より施行する。

本法律の効力を有する日から2001年弁護士法は効力を失う。

#### 第94条 施行指導

政府、最高人民裁判所、最高人民検察院は、本法の条項の委任に従い、それぞれの機能と責務の範囲で具体的な規則及びガイドラインを作成するものとする。

本法律は、2006年6月29日、第9回XI号ベトナム社会主義共和国国会において可決された。

#### 国会主席

(署名)

グエン・フー・チョン

<sup>40</sup> 法第20号/2012/QH13により改正。

<sup>41</sup> 法第20号/2012/QH13により改正。

\* \* \* \* \*

**2012年弁護士法改正法(法第20号/2012/QH13)**

**第2条**

1. 本法律は、2013年7月1日より施行する。
2. 政府、最高人民裁判所及び最高検察院は、本法の条項の委任に従い、それぞれの機能と責務の範囲で具体的な規則及びガイドラインを作成するものとする。

本法律は、2012年11月20日、第4回XIII号ベトナム社会主義共和国国会において可決された。

**国会主席**  
(署名)

グエン・シン・フン

ベトナム弁護士連合会定款

ベトナム社会主義共和国  
独立—自由—幸福

ベトナム弁護士連合会定款

(2009年5月29日付司法省大臣の決定116/QĐ-BTP号に採用された)

1945年10月10日、ホーチミン国家主席は弁護士団体の組織に関する法令に署名した。1946年、1959年のベトナム共和民主国、1980年、1992年のベトナム社会主義共和国の憲法は弁護士活動の役割・位置づけを確定し、個人・組織の権・利益庇護を補助するとともに社会主義法制保障に資するために設置されることを定める。

半世紀以上を経て、ベトナム共産党の指導の下に、革命・民族の晴々の勝利及び国の発展に伴い、ベトナムの弁護士団体は困難を乗り越え、益々社会における弁護士の役割・位置づけを自ら確定していく。2006年6月29日に、ベトナム社会主義共和国国会第8期は弁護士法を採用した。その中、引き続き、建国事業の新時期における弁護士、弁護士組織の役割・位置づけを確定するとともに、ベトナム弁護士連合会の役割・任務・権限・組織構造を明確に定めた。

ベトナム弁護士連合会はベトナム弁護士の全国において統一した社会・職業組織であり；連合会会員である弁護士、弁護団の集合・団結・合法的な権限、利益の庇護代表；ベトナム共産党の指導の下に、憲法、法律、連合会定款のルールに基づいて、弁護士の社会・職業組織の自治を実施する。

ベトナム弁護士連合会定款にベトナム弁護士連合会、中央直轄省・市弁護団の組織・活動；連合会会員の権限・義務；連合会と連合会会員、関連機関・組織との関係を定める。

第1章

ベトナム弁護士連合会の方針、目的、任務、権限

第1条。ベトナム弁護士連合会の方針・目的

1. ベトナム弁護士連合会は連合会会員である弁護士、弁護団を代表し、合法的な権・利益を庇護する；ベトナム弁護士の基準価値を構築するために全国範囲の弁護士組織の自治制度を実施し、社会のニーズ及びベトナムにおける法権的な国の構築要求に対応する道徳及び専門的な知識がある弁護士組織を育成し、公理保護、経済発展、公平・民主・文明社会構築に資する弁護士職の高貴な役割を実施する。

2. ベトナム弁護士連合会はベトナム祖国前線のメンバーであり、憲法及び法律のルールに従って、国家の機関、他の社会組織と関係を持つ。ベトナム弁護士連合会は世界の弁護士組織と協力関係を拡充する；連合会の方針、目的に適合する活動がある国際組織に参加する。

第2条。ベトナム弁護士連合会の法的地位

1. ベトナム弁護士連合会はベトナムの各弁護士・各弁護団の全国の統一した社会・職業組織であり、法人資格で、印鑑及び口座がある。

2. ベトナム弁護士連合会のシンボルは空色日輪の中央に本の絵と公理の天秤、両側に3つの黄色ラインがあり、上節に黄色星及びベトナム国旗、ベトナム弁護士連合会の文字がある。

3. ベトナム弁護士連合会の国際取引をする際に使っている名称は Vietnam Bar Federation (略号：VBF)

4. ベトナム弁護士連合会本部はベトナム社会主義共和国首都であるハノイにある。

ベトナム弁護士連合会はホーチミン市、国内の他の地域に連合会の活動ニーズ及び法律の規定に基づいて常駐事務所を設置することができる。

第3条。組織、活動の原則

ベトナム弁護士連合会は民主、公平；多数に従い；自治と国家管理の連携；憲法、法律、弁護士法及び連合会の定款の遵守の原則に基づいて組織・運営される。

第4条。弁護士連合会の任務・権限

1. 連合会の役割、任務、権限範囲内に、国内外の機関・組織との関係を持つ時ベトナムの各弁護士・弁護団の代表

2. 法律及び本定款のルールに基づいて、ベトナム領土内外における連合会会員である各弁護士、弁護団の合法的な権・利益の庇護

3. 弁護士業務の論理規定の公布、遵守の監督

4. 弁護士修習規制の発行・案内・実施の検査について司法省と協力し、また弁護士の修習結果検査。

5. 弁護士業務のトレーニング；弁護士に対する法律知識、業務スキルの養成。

6. 全国における弁護士業務の取りまとめ、知見の共有。

7. 弁護士カード様式の定め；弁護士カードの発行、交換、回収；裁判に参加する際の弁護士の服装について定める。

8. 弁護士報酬の免・減、弁護士による無料の法的補助、弁護士の報酬・費用に係る紛争処理について定める。

9. 弁護士業務修習登録費、弁護団参加費、弁護団・弁護士連合会会員費について定める。

10. 弁護士連合会定款実施について弁護団の組織・活動の検査；弁護士連合会の定款に反する弁護団のルール、決定、議決の一部又は全部の実施を停止させ、又は、改正する。

11. 弁護士法のルール及び弁護士連合会の定款に基づいて、不服申し出、訴訟の解決
12. ベトナム党の機関、国家、祖国前線に対して、弁護士、弁護団の要望、意見、要請を取りまとめて、反映する。
13. 法律立案に参加、法理科学研究、法律の宣伝・普及・教育。
14. 法律の規定に基づいて、弁護士及び弁護士業務に関する国際協力。
15. 法律及び弁護士連合会の規定に基づいて、弁護士連合会資産の管理・使用。
16. 法律及び本定款の規定に基づく他の任務・権限。

## 第二章

### ベトナム弁護士連合会会員

#### 第5条。ベトナム弁護士連合会会員の機構

1. ベトナム弁護士連合会会員はベトナムの弁護団及び各弁護士である。
2. ベトナム弁護士連合会（以下、連合会と省略する）に名誉会員として弁護士ではない個人がいる。

#### 第1節。弁護士

#### 第6条。弁護士連合会会員である弁護士の資格

1. 弁護士は弁護士連合会の当然の会員である；入会している連合団を通じて、連合会に参加する。
2. 弁護団理事会は弁護団における弁護士の権・利益について代表する責任があり、連語会の定款のルールに基づいて、弁護士が連合会会員の権・義務を実施する条件を設定する。

#### 第7条。弁護士の権・義務

弁護士連合会の会員として、弁護士は以下の権・義務がある。

1. 弁護士の権：
  - ア) 弁護士業務を行う時に、弁護士連合会が代表として合法的な権・利益を保護することを要請できる。
  - イ) 全国弁護士大会に立候補する、また候補者として紹介される、また参加者の候補者を紹介する。弁護士連合会の機関に入会する；法律、各組織の定款のルールに基づいて、住民に選ばれた機関、他の社会組織の機関に選挙の立候に弁護士連語会に紹介される。
  - ウ) 弁護士連合会の活動に参加する；連合会の機能強化、組織・活動の開発についてコメントする。
  - エ) 連合会による専門業務の養成
  - オ) 本定款のルールに基づく他の権
2. 弁護士の義務
  - ア) 党の方針、国家の法律、会員である弁護士連合会及び弁護団の定款、各議決・決定を厳正に執行する。
  - イ) 弁護士連合会のルールに基づいて、法律の普及・宣伝・教育、無料法理補助に参加する。
  - ウ) 連合会のルールに基づいて、専門的な業務養成プログラムに充分に参加する。
  - エ) 弁護士連合会の活動に積極的に参加する；弁護士連合会の方針、目的を実施するために、他の弁護士と団結・協力する。
  - オ) ベトナム弁護士連合会、弁護士の信頼を保持する。
  - カ) 期限を遵守し会員費を十分に払う。
  - キ) 本定款のルールに基づく他の義務。

#### 第8条。弁護団に入会

1. 弁護士免許を所有する人は弁護団入会日から弁護団の会員となる。弁護団入会手続きは弁護士法のルールに基づく。
2. 弁護団理事会は以下の場合に弁護団の入会を断る。
  - ア) 弁護団入会書類を提出する人は弁護士法の第17条第4項に定める場合のいずれかに該当する。
  - イ) 弁護団入会書類を提出する人は弁護団の弁護士リストから名前を消却される形式で処罰を受けた。また処罰実施決定の発効日から3年間を経ていない。
3. 弁護団に入会した人は弁護団理事会の要請に基づいて弁護士連合会に弁護士カードを発行され、また弁護士カードが発行された日から連合会の会員となる。

#### 第9条。弁護士カード

1. 弁護士カードは弁護団及び弁護士連合会の会員であることの承認書である。
2. 弁護士連合会常置委員会は弁護士カードの内容、様式および発行手続きを定める。

#### 第10条。弁護団の弁護士リストから名前取り消し、別の弁護団への移動

1. 弁護団理事会が弁護団の弁護士リストから名前を取り消すことについて検討し決定する。弁護団の定款に弁護団の弁護士リストから名前を取り消す手続きを定める。
2. 弁護士は以下の場合のいずれかに該当する場合、弁護団の弁護士リストから名前を取り消すことが断られる。
  - ア) 処罰を検討される期間内；
  - イ) 弁護団会員資格の一時的停止の処罰を執行する期間内；警告処罰決定の発効日から6ヶ月を経ていない；
  - ウ) 顧客、弁護士又は弁護士業務を行っている組織との紛争を解決している過程内；
  - エ) 弁護士業務活動に関する不服申し出、訴訟を解決している過程内。
3. 弁護士は別の弁護団に移動したい場合、この条の第1項に基づいて、会員である弁護団の弁護士リストから名前を取り消さなければならない。また本定款の第8条に定めるルールに基づいて、新しい弁護団に入会する手続きを行う。

#### 第11条。弁護士カードの変更・再交付・回収

1. 弁護士カードは技術的な理由で使用価値が無くなる場合には変更ができる。弁護士カードが失った場合、又は技術的な理由で消却された場合再交付される。
2. 弁護士カードは以下の場合に回収される。
  - ア) 弁護団の処罰として弁護団の弁護士リストから名前を取り消しされる；
  - イ) 弁護士免許を司法省に回収される。弁護士連合会常置委員会は弁護士カード回収を決める。
3. 弁護士カードの変更・再交付・回収手続きは弁護士連合会常置委員会のガイドラインに基づいて実施される。

#### 第12条。裁判に参加する際の弁護士の服装

1. 裁判に参加する際の弁護士の服装は厳正に、礼儀正しい、便利かつ統一性を保持しなければならない。
2. 全国弁護士委員会は弁護団及び弁護士の意見を参考した上で、裁判に参加する際の弁護士の服装を決める。

#### 第II節。弁護団

### 第13条. 弁護団の弁護士連合会会員としての資格

弁護団は弁護士連合会の当然の会員である。弁護士連合会と関係を持つ弁護団代表者は弁護団長である。

### 第14条. 弁護団の権・義務

弁護団は弁護士連合会会員として、以下の権・義務がある。

1. 弁護団の権：
  - ア) 合法的な利益が侵される場合、弁護士連合会による庇護を求めることができる；
  - イ) 全国弁護士代表大会に参加するための弁護団の弁護士を投票する；
  - ウ) 弁護士連合会の各機関及び幹部に当選する候補者のリストに載せるための弁護士を紹介する；
  - エ) 弁護士連合会の活動に参加する；弁護士連合会の機能強化、組織・活動開発について提案する；
  - オ) 組織・活動上の困難がある時、弁護士連合会による支援を受ける；
  - カ) 法律及び本定款のルールに基づく他の権。
2. 弁護団の義務：
  - ア) 法律、弁護士連合会の定款、議決、決定を厳正に執行する；
  - イ) 法律の普及・宣伝・教育に参加する；
  - ウ) 連合会による分担に基づき、弁護士連合会の活動に参加する；
  - エ) 弁護士連合会の方針、目的を実施するために、他の弁護団と団結・協力する；
  - オ) 法律及び本定款のルールに基づく他の義務。

### 第15条. 弁護団の弁護士大会

1. 弁護士大会は弁護団の最高管理機関である。弁護士大会は弁護士全体大会の形で召集される。300人以上の弁護士がいる弁護団に関しては、弁護士大会を開催することができる。弁護団の定款に弁護士大会参加者を選定する人数及び形式を定める。
2. 弁護士大会は毎年の大会及び任期5年の大会がある。また、弁護団理事会、弁護団の弁護士の過半数による要請、又は弁護士連合会常置委員会、法律に基づく権限がある国家の機関の要請に基づいて、大会を臨時的に召集することができる。  
弁護士大会は最低3分の2の弁護団の会員（弁護士全体の大会の場合）又は召集された3分の2の代表者（弁護士大会の場合）が参加する場合には正当だと見られる。
3. 任期がある弁護士大会は以下の内容がある。
  - ア) 当任期における弁護士業務運営、弁護団の活動を取りまとめる報告書及び次任期の活動方針・計画について議論・採択する；
  - イ) 定款の改正・補足を検討する（あれば）；
  - ウ) 弁護団の理事会、理事長、表彰・処罰委員会を投票する；
  - エ) 当任期のファイナンス報告書を採択する；
  - オ) 理事会の要請に基づく他の内容。
4. 毎年の弁護士大会は以下の内容がある。
  - ア) 年内における弁護士業務運営、弁護団の活動を取りまとめる報告書及び次年度の方針について議論・採択する；
  - イ) 理事会、表彰・処罰委員会のメンバーを追加選挙を行う（あれば）；
  - ウ) 年度内のファイナンス報告書を採択する；
  - エ) 理事会の要請に基づく他の内容。
5. 出席する代表者の過半数が賛同する場合、弁護士大会の議決・決定が承認される。
6. 弁護団定款に弁護団の弁護士大会の詳細を定める。

7. 弁護団理事会は弁護士連合会、弁護団が設置される中央直属の省・市人民委員会に対して、弁護士大会の開催及び開催結果を報告する責任がある。
8. 省級人民委員会による承認を求める前に、弁護士大会に採用された弁護団定款について、弁護士連合会の意見を求めなければならない。

### 第16条. 弁護団理事会

1. 弁護団理事会は弁護士大会の執行機関であり、任期5年として大会に選ばれた。弁護団理事会には理事長、副理事長及び場合によって他の数人のメンバーがいる。弁護団定款に基づいて、弁護団理事会の副理事長、他のメンバーの人数について弁護士大会に決められる。  
弁護団理事会の決定は理事会メンバーの過半数以上賛同する場合に採用される。
2. 弁護団理事会は以下の任務・権がある。
  - ア) 弁護士修習登録、弁護団入会、弁護団弁護士リストから名前取り消しの承認・断りを決定する；
  - イ) 弁護士業務論理規定の遵守を監督する；
  - ウ) 弁護士業務を行う組織、地方における個人弁護士の活動を監督する；
  - エ) 弁護士同士、弁護士と弁護士業務運営組織との間；弁護士業務運営組織同士；顧客と弁護士との間；顧客と弁護士業務運営組織間の弁護士業務に関する紛争を和解する；
  - オ) 弁護士に対する処罰を検討・決定する；
  - カ) 弁護士の専門的な業務能力を向上させるために、経験の取り纏め・共有、専門的な業務の養成及び他の対策を実施する；
  - キ) 法律・政策整備における弁護士の意見を照会・集積する；
  - ク) 法律の宣伝・普及・教育及び無料法理補助活動に参加するため、弁護団の弁護士を配置する。
  - ケ) 法律のルール及び弁護士連合会常置委員会のガイドラインに基づいて、弁護団の組織・活動及び弁護士リストを弁護士連合会、中央直属省・市人民委員会に報告する；
  - コ) 弁護団の定款に定める他の任務・権限。
3. 弁護士理事会は求められる場合、弁護士連合会、弁護団が設置された中央直属省・市人民委員会に対して弁護団の議決・決定を送付する責任がある。
4. 弁護団理事会は以下の場合に離任させられる。
  - ア) 弁護団定款、弁護士連合会定款のルールの重大な違反；弁護団利益の侵害；
  - イ) 法理に禁じられる行為実施又は法律の他のルールの重大な違反；
  - ウ) 弁護団会員の過半数以上の信頼が得られない。弁護士大会は弁護団理事会の離任を決める。

### 第17条. 弁護団理事会の理事長、副理事長、他のメンバー

1. 弁護団の弁護士大会は弁護士大会が選んだ弁護団理事会の各弁護士のの中から弁護団理事長を選ぶ。弁護団理事長の任期は弁護団理事会の任期と重複する。  
弁護団理事長は以下の任務・権がある。
  - ア) 弁護団の代表、弁護団活動の全体責任を負う；
  - イ) 弁護士大会の議決・決定実施において、弁護団理事会の活動を配置・運営する；
  - ウ) 弁護団理事会の会議を召集・主催する；
  - エ) 弁護団定款に定める他の任務・権限。
2. 弁護団理事会が理事会のメンバーから弁護団副理事長を選ぶ。

3. 弁護団理事会の理事長、副理事長、他のメンバーは以下の場合解任させられる。
  - ア) 民事行為の能力が失う又は民事行為能力が制限される；
  - イ) 現役を退く；
  - ウ) 任務を果たせない健康上の問題又は他の理由。
4. 弁護団理事会の理事長、副理事長、他のメンバーは以下の場合離任させられる。
  - ア) 自らの任務、権限、責任を実施する際に、弁護団、弁護士連合会定款の重大な違反；弁護団の利益侵害；
  - イ) 弁護士、弁護士業務、弁護士の社会・業務組織、法律の他のルールについて重度な法律違反；
  - ウ) 弁護団の過半数以上から信頼を得られない；
  - エ) 弁護団の会員資格の一時停止又は弁護団の弁護士リストから名前取り消しの形式で処罰される；
  - オ) 弁護士免許使用権取り消し；
  - カ) 判決を受け、判決が発効される。
6. 弁護団定款に弁護団理事会の理事長、副理事長、他のメンバーの選挙、解任、離任の詳細手続きを定める。

### 第18条. 弁護団の表彰・処罰委員会

1. 弁護団の表彰・処罰委員会は弁護団理事会の任期に沿って、弁護士大会によって選ばれる。
2. 表彰・処罰委員会に、委員会のメンバー及び他のメンバーの中から委員会に選ばれた委員長、各副委員長がいる。弁護士大会は弁護団定款に基づいて、表彰・処罰委員会の人数を決める。弁護団定款に表彰・処罰委員会、委員長、副委員長の選挙のプロセス・手続きを定める。
3. 表彰・処罰委員会は弁護団理事会が弁護士に対する弁護団の表彰・処罰の形式を決めるために検討し、依頼する。又は、弁護士、弁護士業務運営組織、弁護団の表彰に権限がある国家機関に依頼する。表彰・処罰委員会は集団原則及び多数決定に基づいて業務を実施する。
4. 弁護団定款に弁護団の表彰・処罰委員会、委員長、副委員長、他のメンバーの解任、離任について定める。

### 第19条. 弁護団の補助機関

弁護団に理事会及び表彰・処罰委員会を補助する専門的な部署を設けることができる。弁護団定款に専門的な部署の数、組織形式及び役割、任務を定める。

### 第20条. 弁護団の地方組織

300名以上の弁護士がいる弁護団は地方組織を設けることができる。弁護団定款に地方組織の形式、任務、権限を定める。

## 第III節. 弁護士連合会の名誉会員

### 第21条. 弁護士連合会の名誉会員の条件

ベトナムにおける弁護士の構築、組織開発、活動事業に大きな功績がある、又はベトナム弁護士業界に広範囲に信頼される場合、弁護士業務を休業した人、他の個人も弁護士連合会の名誉会員として認められる。

全国弁護士委員会は弁護士連合会の名誉会員認定を決める。

### 第22条. 弁護士連合会の名誉会員の権・義務

弁護士連合会の名誉会員は全国弁護士代表大会に出席することを招待され、また意見を求められる；必要な場合には、全国弁護士委員会の会議に参加するように招待される；表彰対象として検討され、弁護士連合会の名誉名義を贈られる。名誉会員は議決できない、弁護士連合会の機関に推挙・立候補することができない。

## 第3章. 弁護士連合会の組織構造

### 第23条. 弁護士連合会の各機関

1. 全国弁護士代表大会は弁護士連合会の最高管理機関である。
2. 全国弁護士委員会は全国弁護士代表大会の2任期中における弁護士連合会の管理機関である。
3. 弁護士連合会常置委員会は全国弁護士委員会の2会期における連合会運営機関である。
4. 弁護士連合会事務局及び専門的な委員会は弁護士連合会の業務補助機関である。

### 第24条. 全国弁護士代表大会

1. 全国弁護士代表大会は全国弁護士委員会によって5年間に1回召集される。全国弁護士委員会の委員の3分の2以上の要請、又は法律のルールに基づいて権限のある国家機関からの要請があれば、臨時に大会を召集することができる。全国弁護士代表大会は召集される3分の2以上の代表者が参加する場合、正当だと見られる。
2. 全国弁護士代表大会は以下の任務・権限がある
  - ア) 前期の全国弁護士委員会議決実施結果報告について議論する；次任期の弁護士連合会活動方針を決定する；
  - イ) 定款の改正・補足を検討する（あれば）；
  - ウ) 全国弁護士委員会委員の選挙を行う；
  - エ) 全国弁護士委員会又は弁護士連合会常置委員会の要請に基づいて他の重要な課題を議論・決定する。
3. 大会に参加する代表者の過半数が賛同する場合には、全国弁護士代表大会議決は採用される。
4. 全国弁護士委員会は各全国弁護士代表大会ごとの参加者、進行手続き及び開催に係る他の課題について決める。

### 第25条. 全国弁護士委員会

1. 全国弁護士委員会の構成は以下のようである。
  - ア) 各委員は当然弁護団の理事長である。弁護団理事長は健康上の問題、又は他の理由で、委員会に参加できない、又は委員会から退く場合、弁護団理事会は委員会の副理事長を推薦する；
  - イ) 各委員は全国弁護士代表大会に選ばれる。大会に選ばれた委員の人数は全国弁護士委員会の当然委員の2分の1を超えてはいけない。
2. 全国弁護士委員会の任期は全国弁護士代表大会の任期に従う。
3. 全国弁護士委員会は以下の任務・権がある。
  - ア) 弁護士業務の論理規定の公布；
  - イ) 全国弁護士代表大会の議決・各決定を実現するための方針・対策の決定；毎年/の弁護士連合会活動プログラムの決定；
  - ウ) 新任期の全国弁護士委員会の候補者リストに載せるために弁護士の紹介；
  - エ) 常置委員会のメンバーの人数決定；弁護士連合会の会長、各副会長、書記長、常置委員会の委員選出；弁護士連合会の会長、各副会長、書記長、常置委員会の委員、全国弁護士委員会委員の解任・離任；
  - オ) 全国弁護士代表大会召集の決定；

- カ) 弁護士連合会の会員費の決定；連合会のファイナンス報告書及び毎年収支予測の承認；
- キ) 本定款のルール又は全国弁護士代表大会の指示に基づく他の任務・権限。
3. 全国弁護士委員会は弁護士連合会常置委員会の召集に従って、年間最低2回の定例会議を行う。連合会常置委員会委員の最低3分の2の委員又は全国弁護士委員会の3分の1の委員が求められる場合、全国弁護士委員会は臨時に会議を開く。委員会の3分の2以上の委員が参加する場合、全国弁護士委員会の各会議が正当だとみられる。
4. 全国弁護士委員会の議決について、会議に出席する過半数の委員から賛同を得なければならない。
5. 全国弁護士委員会は以下の場合のいずれかに該当すれば離任させられる。
- ア) 委員会の任務・権限を実施する際に、弁護士連合会の定款の重大な違反をする；
- イ) 弁護士連合会、ベトナム弁護士業界利益の侵害行為、国家セキュリティ、国の利益、公共利益の侵害；
- ウ) 最低半分の弁護団の信頼が得られない。
- 全国弁護士代表大会は全国弁護士委員会の離任を決める。

#### 第26条. 弁護士連合会常置委員会

1. 弁護士連合会常置委員会は全国弁護士委員会の2つの会期間における連合会の業務を運営する任務がある。
2. 弁護士連合会常置委員会は委員会の委員の中から、全国弁護士委員会によって選ばれる。弁護士連合会常置委員会に会長、副会長、書記長及び他の委員会がある。常置委員会委員の数は全国弁護士委員会によって決定されるが、21名の委員を超えてはいけない。
3. 弁護士連合会常置委員会は以下の任務・権限がある。
- ア) 連合団の補助機関、連合団に直属する専門機関の詳細な組織、任務を定める；
- イ) 弁護士修習規制の発行、弁護士修習結果の検査に関して、司法省と協力する；
- ウ) 弁護士業務の論理規定遵守について監督する；
- エ) 法律の知識、業務スキルについて内容案内及び養成；弁護士に対して、業務の政治・道徳の面に関して養成・教育する；
- オ) 弁護士の無料法理的な補助義務の詳細を決める；当該規定実施の案内・検査する；
- カ) 弁護士法及び本定款のルールに基づく弁護士の不服申し出を処理する；
- キ) 全国の弁護士の専門業務を高めるために、弁護士業務知見の取りまとめ、共有及び他の対策を実施する；
- ク) 党、国家、ベトナム祖国前線に対して、弁護士の心情、要望、意見を集積し、反映する；
- ケ) 弁護士は法整備、法理科学の検討、法律宣伝・普及・教育に参加するために設定する；
- コ) 弁護士連合団の国際協力活動を実施する；
- マ) 司法省に対して、弁護士、弁護団及び弁護士連合会の毎年の組織・活動状況、法律に基づくベトナム弁護士連合団の各議決、決定の報告書を送る。
- ミ) 本定款のルールに基づく又は全国弁護士委員会が指示した他の任務・権限

#### 第27条. 弁護士連合会会長

1. 弁護士連合会は連合会常置委員会の中から全国弁護士委員会によって選ばれる、また委員会の任期に従う。弁護士連合会会長は全国

- 弁護士委員長である。弁護士連合会会長は多くても連続2任期しか就任できない。
2. 連合団会長は以下の任務・権限がある。
- ア) 連合会の活動について、法律上の代表、そして責任を負う；
- イ) 連合会の活動について全国弁護士代表大会、全国弁護士委員会に対して責任を負う；
- ウ) 全国弁護士代表大会の決定、全国弁護士委員会、連合会常置委員会の決定の実施を指導・配置し、また連合会の全ての活動を監督する；
- エ) 全国弁護士委員会、弁護士連合会常置委員会の会議を召集し、主催する；
- オ) 本定款のルールに従う他の任務・権限
3. 弁護士連合会副会長は全国弁護士委員会に連合会常置委員会委員の中から選ばれる。弁護士連合会副会長は全国弁護士委員会副委員長である。弁護士連合会副会長は連合会常置委員会の分担業務を担当し、委任される分野について会長及び常置委員会に対して責任を負う。
- 全国弁護士委員会は弁護士連合会副会長の人数を決める。

#### 第28条. 弁護士連合会書記長

1. 弁護士連合会書記長は連合会常置委員会委員から全国弁護士委員会に選ばれる。全国弁護士委員会の決定によって、書記長は連合会副会長の可能性がある。書記長は連合会の業務補助機関の活動を運営することに関して全国弁護士委員会、弁護士連合会常置委員会、弁護士連合会長及び法律に対して責任を負う。
2. 書記長は以下の任務・権限がある
- ア) 弁護士連合会の正式な報道官である；
- イ) 連合会活動実施における弁護士連合会の業務補助機関間の協力を調整する；
- ウ) 弁護士連合会事務局活動を指導する；
- エ) 連合会の口座主として委任される；
- オ) 弁護士連合会定款のルールに基づく他の任務・権限
3. 弁護士連合会副書記長は書記長の要請に基づいて、連合会長に任命された。

#### 第29条. 弁護士連合会幹部の解任、離任

1. 全国弁護士委員会委員、常置委員会委員、弁護士連合会長、副会長、書記長は以下の場合に解任される。
- ア) 民事行為能力が失ったか制限された。
- イ) 担当している肩書から退く。
- ウ) 健康上の問題又は他の理由で任務を果たせない。
- 全国弁護士委員会は弁護士連合会長、副会長、書記長、常置委員会委員、全国弁護士委員会委員の解任を決定する。
2. 全国弁護士委員会委員、常置委員会委員、弁護士連合会長、副会長、書記長は以下の場合に離任される。
- ア) 自分の任務・権限を実施する際に、弁護士連合会定款の重大な違反；弁護士連合会の利益の侵害；
- イ) 弁護士、弁護士業務、弁護士の社会・業務組織の法律、他のルールの重大な違反；
- ウ) 弁護団の過半数以上の信頼が得られない；
- エ) 弁護団会員資格の一時停止又は弁護士リストから名前の取り消しの形式で処罰される；
- オ) 弁護士免許使用権の破棄；
- カ) 判決を受け、判決内容が発効される。
- 全国弁護士委員会は全国弁護士委員会委員、弁護士連合会常置委員会委員、会長、副会長、書記長の離任を決定する。



### 第30条. 弁護士連合会事務局

1. 弁護士連合会事務局は連合会業務補助機関である。弁護士連合会事務局局長は書記長の依頼に基づいて連合会長に任命、解任、離任される。
2. 連合会常置委員会は弁護士連合会事務局の任務、権限及び組織機構を定める。

### 第31条. 弁護士連合会の各委員会

1. 弁護士連合会委員会は以下の通りである。
  - ア) 弁護士権利庇護委員会
  - イ) 業務道徳、表彰、処罰監督委員会
  - ウ) 法律教育、養成、整備、普及委員会
  - エ) 国際協力委員会
  - オ) 全国弁護士委員会が決定する他の委員会
2. 弁護士連合会常置委員会は連合会の各委員会の設置、機構・組織の詳細なルール、任務、権限を決定する。

## 第IV章. ファイナンス

### 第32条. 財政制度

ベトナム弁護士連合会の経費は会費、その他の合法的な収入をもって支弁することになっている。

### 第33条. 財政の収支

1. 弁護士連合会の財政収入は以下の通りである。
  - ア) 会員費;
  - イ) 連合会活動からの収入;
  - ウ) 国からの補助金、個人、国内外組織の寄付金
  - エ) 合法的な収入
2. 弁護士連合会の支出は以下の通りである。
  - ア) 常置委員会、各専門委員会及び事務局の通常活動に対する支出;
  - イ) 研究、発信、宣伝、出版活動に対する支出;
  - ウ) インフラ整備、設備購入;施設設備の補修に対する支出;
  - エ) 連合会の幹部、管理者、職員に対する給与、手当の支出;表彰の支出;
  - オ) 国際関係活動に対する支出;
  - カ) 大会・会議開催の支出;
  - キ) 本部賃借料の支出(あれば);
  - ク) 合理的な他の支出。連合会の支出は目的に適合し、節約、効果的に、ファイナンスに関する法律の遵守の原則に従う。

### 第34条. 弁護士修習登録料、弁護団加入費、弁護団会員費、弁護士連合会会員費

1. 弁護士修習を登録する際に、修習者は弁護団に対して費用を納入する。弁護団の弁護士大会が弁護士修習登録料を定める。
2. 弁護団の入会を認められる者は弁護団に対して費用を納入しなければならない。弁護団の弁護士大会は入会費、入会費の免減を定める。
3. 弁護士は弁護団会員費を納入しなければならない。弁護団弁護士大会は弁護団会員費を定める。
4. 弁護士は全国弁護士委員会が統一的に定める弁護士連合会の会員費を納入しなければならない。弁護団理事会は連合会

会員費を受取る責任があり、全国弁護士委員会が定める期限内に連合会に対して十分に納入する。

### 第35条. 弁護士連合会の財政、他の資産の管理

1. 弁護士連合会の財政、他の資産の管理・使用に関しては、法律のルール、連合会常置委員会の詳細なルールに従って実施される。
2. 毎年、弁護士連合会の前年度の財政状況、次年度の財政計画について、全国弁護士委員会の会期において報告する。全国弁護士委員会は弁護士連合会常置委員会の方向に基づいて財政予算を承認する。

## 第V章. 表彰、罰則、不服申立て、訴訟

### 第36条. 表彰

1. 弁護士業務、弁護士組織・活動事業における優秀な功績がある弁護団、弁護士業務運営組織、弁護士、他の組織、個人は弁護士連合会に表彰され、名誉名義を贈られ、又は競争・表彰法のルールに基づいて権限のある機関に表彰されるように依頼する。
2. 弁護士連合会常置委員会は表彰の形式、対象、規準、手続きの詳細を決める。

### 第37条. 弁護士に対する罰則

1. 弁護士は弁護士法、弁護士連合会定款、弁護団定款、弁護士職業の論理規定及び弁護士の社会・職業組織の他のルールの違反行為がある場合、違反の性質、程度によって以下の形式で処罰される。
  - ア) 注意;
  - イ) 警告;
  - ウ) 6カ月～24カ月間に弁護団会員資格の一時停止;
  - エ) 弁護団弁護士リストから名前取消し。
2. 弁護団理事会は弁護団の表彰・処罰委員会の依頼を受け、本条第1項に定める罰則を処する権限がある。
3. 弁護士は以下の場合に該当すれば、弁護団の弁護士リストから名前取消し形式で処罰される。
  - ア) 弁護士免許使用権の破棄;
  - イ) 判決を受け、判決内容が発効された;
  - ウ) 弁護士連合会定款、弁護団定款、弁護士職業に関する論理規定の重大な違反;
  - エ) 弁護団会員資格の一時停止として処罰されたが、執行終了日から一年以内にまた警告以上の処罰を検討される違反行為がある;
  - オ) 正当な理由なしで連続的に6カ月以上に弁護士連合会会員費、弁護団会員費を納入しない。
  - カ) 弁護団定款に弁護士連合会常置委員会のガイドラインに従って、弁護士に対する処罰の検討・決定手続きを定める。

### 第38条. 弁護士処罰決定の不服申し出

1. 弁護士は弁護団理事会による処罰の決定に対して不服申し出する権がある。弁護士連合会常置委員会は弁護団理事会の罰則に対する不服申し出を解決する権限がある。不服申し出を解決する際に、弁護士連合会は弁護団の罰則を保持、改正又は破棄する権限がある;弁護団理事会による罰則の改正・破棄する場合、弁護士連合会常置委員会は弁護団が決定した罰則より軽い罰則を決めることができる;より重い罰則を処したい場合、常置委員会は検討・決定してもらうために全国弁護士委員会に報告しなければならない。
2. 全国弁護士委員会は弁護士に処した処罰の不服申し出解決手続きを定める。

3. 弁護団による弁護士の処罰が弁護士法、連合会定款、弁護団定款に違反する又は客観性、透明性、公平性を保てないと認められる場合、連合会常置委員会は弁護団理事会の罰則実施を停止させ、また弁護団理事会の表彰・処罰委員会に対して、当該弁護士に対する罰則の再検手続きを依頼する権限がある。弁護団による2回目の罰則が適合ではない認められる場合、連合会常置委員会は弁護団理事会が決定した罰則より軽い罰則を決定することができる；より重い罰則を処したい場合、常置委員会は全国弁護士委員会に検討・決定してもらうために、報告する。

#### **第 39 条. 弁護団理事会、弁護士連合会の各機関の決定、行為の不服申し出。**

1. 個人、組織は弁護団理事会、弁護士連合会の各機関の決定、行為が自分の合法的な権・利益を侵害する根拠があれば不服申し出ができる。
2. 弁護士連合会常置委員会は弁護団理事会、弁護士連合会の各機関の決定・行為に対する不服申し出を解決する権限がある。
3. 全国弁護士委員会は弁護団理事会、弁護士連合会の各機関の決定・行為に対する不服申し出の解決手続きを定める。

#### **第 40 条. 訴訟**

1. 個人は弁護士法及び本定款のルール違反行為について権限のある機関、弁護士連合会、弁護団に対して訴訟できる。
2. 訴訟の解決は訴訟に関する法律のルールに従う。

### **第 6 章. 弁護士連合会と国家機関及び他の組織との関係**

#### **第 41 条. 弁護士連合会と司法省の関係**

弁護士連合会は弁護士組織の開発・質向上、弁護士の法理的サービス質向上、法律、弁護士の倫理規定遵守の確保の目的で、国家管理と弁護士の社会・業務組織の自治役割発揮を連携させる原則を確保することを踏まえて弁護士法及び本定款のルールに従って弁護士管理及び弁護士業務運営作業に司法省と協力する。

#### **第 42 条. 弁護士連合会と訴訟機関との関係**

弁護士連合会は法律のルールに従って訴訟に参加する弁護士の権・義務保持条件を設定することにおいて訴訟実施機関と密接に連携する。

#### **第 43 条. 弁護士連合会とベトナム祖国前線との関係**

ベトナム弁護士連合会はベトナム祖国前線のメンバーであり、ベトナム祖国前線定款のルールに従う義務・権利がある。

#### **第 44 条. 弁護士連合会とベトナム弁護士委員会、他の機関・組織との関係**

弁護士連合会は弁護士連合会、弁護団、弁護士業務運営組織の活動及び弁護士の業務実施の良好な条件を設定する；弁護士及び弁護士組織の合法的な権・利益庇護のために、弁護士組織、活動に関する課題についてベトナム弁護士委員会、機関、組織と密接に協力する。

### **第 7 章. 実施条項**

#### **第 45 条. 施行効力**

7 章 46 条を含むベトナム弁護士連合会定款は 2009 年 5 月 10 日付弁護士代表大会第 1 回に採用され、司法省大臣の承認決定に従って施行効力がある。

法律の変更によってベトナム弁護士連合会定款が法律のルールに反する場合、法律のルールに従う。

弁護士法、ベトナム弁護士連合会定款を踏まえて、中央直属省・市の弁護団は自分の弁護団の定款を発行する。弁護団定款は弁護団の組織、活動に関係する課題について弁護士連合会定款のルールを具体化し、弁護士連合会定款のルールに反しない。

#### **第 46 条. 弁護士連合会定款の改正・補足**

全国弁護士代表大会しか弁護士連合会定款の改正、補足することができない。定款の改正・補足は大会参加者の 3 分の 2 以上から賛同を得なければならない。

弁護士連合会常置委員会は本定款の実施の案内及び監督する責任がある。

## ベトナム行政訴訟法（新法）の概要について

JICA ベトナム長期派遣専門家

多々良 周 作

### 第1 はじめに

2010年12月、従前の行政事件解決手続令（1996年成立、1998年・2006年改正）に代わるものとして行政訴訟法が成立した。施行は2011年7月1日である。本報告は、行政訴訟法における行政訴訟手続の概要を紹介するものである。

ベトナム行政訴訟法は、ベトナム民事訴訟法と同様の規定であっても行政訴訟法において規定するという方式をとっているため、条文数は265にもなる法律である。日本の行政訴訟法が性質に反しない限り民事訴訟法の規定を適用することとされていることと対照的である。

行政事件手続解決手続令と異なる点としては、①行政訴訟の提訴の対象について列挙主義から概括主義にしたこと、②不服申立前置主義を原則廃止したこと、③判決で命じられる事項を法律で明文化したこと、④提訴時効を伸長したこと、⑤行政裁判の執行手続を新設したこと、⑥最高人民裁判所裁判官評議会の決定の誤りを是正する特別手続を新設したこと、などが挙げられる<sup>1</sup>。これらについては、第2「行政訴訟の流れ」の該当項目における本文、脚注における該当箇所を参照されたい。

行政訴訟法の成立に尽力されたベトナム側関係者の方々、JICA 法・司法制度改革支援プロジェクトにおいて裁判実務改善委員会の委員としてご支援いただいた先生方、元現地専門家の方々、法務総合研究所国際協力部の関係者の方々に改めて感謝申し上げる次第である。

なお、掲載したベトナム行政訴訟法の条文は、Vu Thi Hong Minh 女史による日本語訳をベースに、翻訳の正確性・用語の統一性という観点から、当職において、英訳を適宜参照しながら、できるだけベトナム語の原文からの逐語訳を試み、校正を行った。

### 第2 行政訴訟の流れ（条文はベトナム行政訴訟法のものである。）

#### 1 行政訴訟の提訴

<sup>1</sup> 起草担当者の話として、このうち日本側のアイデアを取り入れた部分として、①概括主義の採用、②不服申立前置主義の原則廃止、③提訴時効の伸長、の3点であるとのことである。

行政訴訟の対象となる<sup>2</sup>行政決定、行政行為、懲戒免職決定に対してこれに同意しない場合、不服申立告発法に基づく不服申立手続を経なくても、侵害された適法な利益を保護すべく<sup>3</sup>、裁判所に対して行政事件の解決を求めて、行政事件を提訴することができる（5条、103条1項、104条1項）<sup>4</sup>。行政訴訟の対象となる競争事件処理決定に対する不服申立解決決定に対して、同意しない場合には、行政事件を提訴することができる（103条2項）。提訴時効は、行政決定、行政行為、懲戒免職決定についてはこれを受領した又は知った日から1年<sup>6</sup>、競争事件処理決定に対する不服申立解決決定についてはこれを受領した日から30日である。

管轄裁判所は、原則として、行政決定等を発した国家

<sup>2</sup> 行政事件解決手続令11条において行政事件の対象を制限列挙していたのと異なり、本法では、行政決定、行政行為については、一般的な定めを置いた上で例外を規定するという概括主義を採用しているため（28条、103条参照）、一義的に定義することは難しく、まもなく施行される最高人民裁判所が発行する下位規範の決議内容が注目される。

<sup>3</sup> 最高人民裁判所理論研究所の資料を見ると、5条の「自らの適法な権利利益を保護するよう裁判所に要求する」、104条1項の「侵害された適法な権利利益を保護すべく行政事件を解決するよう裁判所に要求する」という文言を、行政決定の対象を確定する概念として考えていることがわかる。このことは、同時に、いわゆる原告適格の要件としても意識されているものと理解してもよさそうである。

<sup>4</sup> 不服申立前置を採らないことを明らかにしている（103条）。不服申立てをした上で、不服申立解決決定に同意しない場合にも、行政訴訟を提起することができる。この場合の提訴の対象となる決定については、原決定なのか不服申立解決決定なのかについて争いがある。下位規範に関するワークショップにおける議論の趨勢からすると、最初の行政決定、すなわち原決定及び原決定の修正、補充又は取消しを含む不服申立解決決定、が提訴の対象となる行政決定として考えられることになりそうである。その論拠は、行政訴訟は、適法な権利利益の保護を目的とするものであるから（5条、103条参照）、提訴の対象となる行政決定は、権利利益の侵害を伴うものである必要があり、原決定の内容を維持する不服申立解決決定は新たな権利侵害を伴わないため、提訴の対象となり得ないというものである。

<sup>5</sup> 行政訴訟の提訴と不服申立ての両方がある場合については、提訴人はいずれかを選択することになる（31条）。

<sup>6</sup> 以前は30日（行政事件解決手続令30条）。

機関等の同一行政区域内にある同級の裁判所となる（29条、30条）。

提訴状には、提訴の対象となっている行政決定の内容ないし行政行為の経過の要約、不服申立解決決定があればその内容、裁判所に求める解決内容<sup>7</sup>などを記載しなければならない（105条1項）。

## 2 提訴状の提出から事件の受理

提訴人が提訴状を提出すると（105条、106条）、裁判所の長官は、提訴状の検討をする裁判官を割り当て（107条2項）、その担当裁判官は、5営業日以内に、管轄の有無及び提訴状の返却事由（109条1項）<sup>8</sup>の有無を検討して、事件を受理するか、管轄違いとして管轄裁判所に記録を移送するか、提訴状を返却するか、いずれかの手続を執る（107条3項）。

提訴状を受け取った裁判所に管轄があると認める場合<sup>9</sup>には、提訴人に対して、訴訟費用の予納金を求め、提訴人は10営業日以内<sup>10</sup>に予納金を納付し（111条1項）、納付した領収書を提出した日に事件を受理する（111条2項）。

事件を受理した日から3営業日以内に、裁判所の長官は、提訴状を検討した裁判官を事件の解決を担当する裁判官として指定し（112条1項）、その担当裁判官は、受理の日から5日以内に、事件を受理したことを、被提訴人、関連する権利義務を有する者、同級の検察院に通知する（114条1項）<sup>11</sup>。被提訴人、関連する権利義務を

有する者は、通知を受領してから15日以内に、提訴人の要求に対する意見書を提出し（115条1項）、検察官は、通知を受領してから10日以内に、事件に参加する検察官の指名した上、裁判所に通知する（115条4項）。

## 3 公判準備期限と事件を公判に付する決定

裁判所は、事件を受理した日から4か月ないし2か月の公判準備期限の間に、事件を公判に付するか、一時停止<sup>12</sup>するか、停止<sup>13</sup>するか、いずれかの決定を出さなければならない（117条1項、2項）。

裁判所が事件を公判に付する決定を出した場合には、その日から20日以内に公判期日を開かなければならない（117条3項）。事件を公判に付する決定は、直ちに当事者及び同級の検察院に送付され（123条）、検察院に対して、記録検討のために事件記録も併せて送付し、検察院は、15日以内にこれを検討して裁判所に返却する（124条）。

### (1) 公判準備期限内における当事者<sup>14</sup>による証拠収集活動<sup>15</sup>

当事者は、裁判所に証拠を提出し、自己の要求に根拠があり、かつ適法であることを証明する権利義務を有し、十分な証拠を提出しないことによる不利益を受けることになる（8条、77条1項、証明責任）。

提訴人は、提訴の対象となっている行政決定等の写しを提出する義務があり、被提訴人は、その行政決定等を

保全処分を執行する（執行法130条1項）。

時間的に、裁判所が被提訴人に対して行政事件の受理通知を送付する前に、緊急保全処分の執行を完了させることは可能であるが、執行に入る前に、緊急保全処分決定が被提訴人に送付されてしまう点でやや徹底していない。

<sup>12</sup> 一時停止決定の事由は118条に規定されている。「停止」と訳されることがあった概念であるが（民事訴訟法につき189条等・ICDnews 21号159頁等）、逐語的な訳語として「一時停止」とすることにした。

<sup>13</sup> 停止決定の事由は120条に規定されている。「中止」と訳されることがあった概念であるが（民事訴訟法につき192条等・同頁等）、逐語的な訳語として「停止」とすることにした。事件の停止決定をした場合、事件は終了するものと考えられる（一時停止決定の効果に関する119条、停止決定の効果に関する120条2項、3項及び121条参照）。

<sup>14</sup> 当事者とは、提訴人、被提訴人、関連する権利義務を有する者をいう（3条5項）。

<sup>15</sup> 当事者による証拠提出は、公判準備期限内に限定されておらず、「行政事件の解決過程」（77条1項）において行うもののであるが、公判期日は休憩時間を除いて継続的に行われなければならないとされていることから（126条2項）、公判準備期限内での証拠収集活動が最も重要となると考えられる。

<sup>7</sup> 105条1項f号。日本でいうところの請求の趣旨（日本行政訴訟法7条・日本民事訴訟法133条2項）に該当する。裁判所がこれに拘束されるかどうかについては明文の規定がない。また、提訴人に不利益な変更が許されるかどうかについても明文の規定がない。

<sup>8</sup> 9つの提訴状の返却事由が規定されているが、事柄の性質上、5営業日以内に検討すべき対象にはならないものも含まれる（不服申立てを解決手段として選択した場合（g号）、提訴状の修正に応じない場合（h号）、領収書を提出しない場合（i号））。

<sup>9</sup> 提訴状の返却事由がないことも前提であると考えられるのが自然であろう。

<sup>10</sup> 以前は7日（行政事件解決手続令32条1項）。

<sup>11</sup> 緊急保全処分の適用の申立てがある場合の密行性の確保に関連して若干補足する。提訴状の提出と同時に緊急保全処分の適用を申し立てる場合（60条1項）、裁判所の長官は直ちに申立書の受理及び解決をすべき裁判官を割り当て、申立書を受け取ってから48時間以内に検討し、緊急保全処分を適用する決定を出す（67条4項）。決定は直ちに執行力があり、当事者（提訴人、相手方含む）、同級の検察院、民事判決執行機関に送付される（69条）。送付を受けた民事判決執行機関の長は、24時間以内に執行官を配置した上、執行決定を発し（執行法36条1項）、上記執行官は、決定を受領してから24時間以内に、緊急

した根拠となる文書、資料の写しを提出する義務がある（72条）。その他、当事者は、手持ち証拠を提出するほか（49条1項、50条1項、51条1項、52条）、証拠を保有し、管理している個人、機関、組織に対し、その証拠を裁判所に提出するために自己に提供するように要求することができる<sup>16</sup>（49条2項等）。

## (2) 公判準備期限内における裁判所による証拠収集活動

事件解決の担当裁判官は、この期限内に、当事者に対して補充証拠の提出を求めたり（78条1項）、当事者が自ら証拠を収集できない場合や必要があると認める場合には、裁判所自ら証拠の確認、収集を行う（78条2項。職権証拠調べ）。具体的には、当事者、証人の事情聴取<sup>17</sup>、現場検証、鑑定等々である（78条4項、79条～86条。）<sup>18</sup>。

## (3) 収集された証拠の取扱い

当事者が提出し、裁判所が収集した各証拠は原則として平等に公開し、使用されることとされており（90条）、当事者及びその代理人は、証拠を閲覧し、謄写することができる（49条2項、50条1項、51条1項、52条、54条5項）。

## 4 公判期日

### (1) 公判期日の審理

審理は、公開され（17条）、口頭で継続的に行われなければならない（126条）。公判期日は、裁判長、2人の人民参審員で構成される審理合議体（128条）、裁判所書記官の全員が出席しなければならない（129条）、検察官の出席も必要である（130条）。当事者、代理人<sup>19</sup>、適法

な権利利益の保護人<sup>20</sup>、証人、鑑定人、通訳人も原則として全員が出席しなければならない（131条1項、133条、134条、135条）。

当事者、代理人が欠席した場合<sup>21</sup>、1回目の欠席の場合は、裁判所は、30日を超えない範囲で公判期日を延期する（131条1項、137条1項）。当事者、代理人が2回目欠席した場合、欠席者が提訴人である場合には、提訴要求を放棄したものと見なし、事件解決を停止する決定を出す（120条1項c号、131条2項a号）。その他の者<sup>22</sup>の欠席の場合は、そのまま審理を続ける（131条2項b号、c号）。

### (2) 開始手続

公判期日を開始するに当たり、裁判長は、事件を公判に付する決定を読み上げた上、当事者の出席確認、法廷にいる者の紹介などをした後、当事者に対して、訴訟進行人<sup>23</sup>等の変更要求の有無、提訴要求の変更、補充、取り下げの有無を確認し、それに対する判断をする（142条、143条、145条、146条）。

### (3) 尋問及び論争<sup>24</sup>

審理合議体は、尋問に先立ち、当事者、その代理人、適法な権利利益の保護人、証人、鑑定人から意見<sup>25</sup>を聞く（148条1項）。

当事者が意見を陳述した場合には、その意見の中の、①不明確又は矛盾がある点、②その陳述者が前にした供述ないし証言と矛盾がある点、③その他の当事者及びその適法な権利利益の保護人の陳述と矛盾する点、のみに関して個別に尋問が認められる（148条2項、149条

<sup>16</sup> この要求に対しては十分かつ期限通りに提出する責任を負い、提出できない場合には、文書で当事者に通知し、その理由を明記しなければならない（9条）と規定されているが、この義務に違反した場合にどのような扱いになるのかについては規定がない。

<sup>17</sup> 当事者、証人からの事情聴取に関して、当事者の立会権についての規定はない（79条、80条参照）。

<sup>18</sup> 行った証拠の確認、収集の結果は原則として調書に記載する（当事者の供述聴取につき79条1項、証人の証言聴取につき80条2項、対質につき82条2項、財産査定につき85条4項）。一方、得られた鑑定結論を調書に記載するなどといった規定がないため、鑑定人が公判期日に欠席した場合にどのように鑑定結論の公開（156条3項）するのか気になるところである。

<sup>19</sup> 54条参照。行政訴訟法上、単なる「代理人」には、「法定代理人」と「委任による」が含まれる。

<sup>20</sup> 55条参照。日本的に言えば、弁護士などの訴訟代理人に該当するよう思われるが、単なる「当事者の適法な権利利益の保護人」には当事者を代理する権限がない（55条4項参照）。もっとも、例えば、弁護士が「委任による代理人」になることには問題はないと思われる。

<sup>21</sup> 適法な権利利益の保護人が欠席しても、審理に影響しない（131条2項d号）

<sup>22</sup> 証人、鑑定人、通訳人の欠席については133条～135条、156条3項参照。

<sup>23</sup> 34条2項参照。ここでは裁判官、人民参審員、裁判所書記官、検察官。

<sup>24</sup> 「弁論」と訳されることがあった概念であるが（民事訴訟法につき232条以下・ICDnews21号165頁。）、逐語的な訳語として「論争」とすることにした。

<sup>25</sup> 148条1項によれば、「意見」は、「証拠」とは区別される概念であるが、判決の基礎となる（148条1項）。尋問が個別的（148条2項参照）に行われるのに対して、「意見」の陳述は、自己の主張等に関連する事情を網羅的に述べるものとイメージされる。

2項、150条2項、151条2項）。尋問への回答は、当事者の代わりに当事者の適法な権利利益の保護人がすることができる（149条3項、150条3項、151条3項）。証人については、裁判所の要求に従って自身が知っている事件の事情について陳述した後、上記①ないし③の点について尋問を受けることになる（152条）。鑑定人については、裁判所の要求に従って鑑定の結論及びその根拠を陳述した後、鑑定の結論中に不明確又は矛盾がある点、その他の事情と矛盾している問題について尋問することが認められ、場合によっては再鑑定・補充鑑定が行われる（156条）<sup>26</sup>。

その他、公判準備期限内に作成した資料の公開<sup>27</sup>（153条）、録音・録画テープなどの記録媒体の聴取・映写（154条）、物証の取調べ（物、写真、現場検証の調書等を含む。155条。）をし、裁判所は、事件の事情を十分に検討できたと認め、さらに尋問をすべき点がないときは尋問を終了する（157条）。

尋問の後には、論争部分に移り、各当事者が、公判期日において検討、検査された資料・証拠及び公判期日における尋問の結果に基づいて証拠の評価、事件解決についての自己の観点を提示した上、他者の意見にも反論する権利がある（158条、159条）。当事者の論争の後、検察官が手続過程における法遵守についての意見を述べる（160条）。

#### （4）評議と判決

論争が終了した後、審理合議体による評議が行われる。審理合議体は、公判期日において検査され、検討された資料、証拠、公判期日の尋問の結果のみを根拠とし、提訴された行政決定等だけでなく、関連する不服申立解決決定の適法性も検討した上で、多数決により事件の結論を出す（161条、163条）<sup>28</sup>。評議時間の延長は認められるが、論争終了時から5営業日を超えることはできな

<sup>26</sup> 民事訴訟法の改正過程でも議論になった論点があるので補足する。鑑定人については、原鑑定人が再鑑定を行うことが原則とされていたため、その結果の公平性が問題されていたところ、行政訴訟法が先んじて原鑑定人は再鑑定を行うことができないとの規定を設けた（83条3項）。改正後のベトナム民事訴訟法90条3項にも同様の規定がある。

<sup>27</sup> 直接、口頭主義（126条）の見地から、例外的な場合に限り認められる（153条参照）。公判準備期限内に収集された供述証拠は、公判廷における供述等と同様に証拠ではあるものの（76条4項）、153条に基づき公開されない限り、審理合議体が判決の基礎にすることのできる「公判期日において検査され、検討された証拠」には当たらないことになる。

<sup>28</sup> 評議においては、少数意見を有する者は文書で自己の意見を陳述し、事件記録に添付することができる（161条2項）。

い（161条5項）。審理合議体は、評議の結果、①提訴要求の棄却する（163条2項a号）、②提訴要求の一部又は全部を承認する場合は、行政決定、行政行為、懲戒免職決定、又は競争事件処理決定に対する不服申立解決決定について、一部又は全部を取消し又は違法宣言をし、権限のある者に対して、法律上の義務の履行を強制する（163条2項b号～e号）、③損害賠償を強制する（163条2項f号）、等の決定をすることができる（163条2項）<sup>29</sup>3031。

判決は、公判期日において言い渡され、公判期日終了後3営業日以内に、抄本を各当事者に、7営業日以内に、判決書を各当事者及び同級の検察院に発行する（165条、166条）。

## 5 控訴審（173条～208条）

### （1）控訴権者及び期限

当事者及び当事者の代理人は、第一審判決、事件の一時停止決定及び事件の停止決定に対して控訴することができる（174条）。控訴期限は、判決に対しては言い渡し日から15日、決定に対しては、7日である（176条）。

一方、同級及び直近上級検察院の長官は、異議申立をすることができる（181条）。異議申立期限は、同級検察院が判決について15日、決定について7日、直近上級検察院が判決について30日、決定について10日である（183条）。

### （2）控訴審の審理

県級裁判所の判決・決定に対する控訴審は省級裁判所、省級裁判所の判決・決定に対する控訴審は最高人民裁判所の控訴審裁判所が控訴審審理の管轄権を有する<sup>32</sup>。控訴審の手続の多くは、第一審手続と同様に行われる（202条）。

控訴審の範囲は、控訴又は異議申立てをされている判決、決定部分に加えて、控訴又は異議申立ての内容に関

<sup>29</sup> 従前、決定の内容については、行政事件解決手続令では規定がなく、下位規範に定めが置かれていたものを法律に明記した。

<sup>30</sup> 行政事件に関する裁判所の判決、決定の執行手続についての規定が新設された（241条～248条）。特徴的な規定としては、行政機関が裁判執行期限を過ぎても執行しないような場合には、民事判決執行機関は、裁判執行の検討指導及び法律の規定に従った責任の処理のために、上級の行政機関に対して文書により通知し、その上級の行政機関による執行の指導を監視・指導するために、直近上級民事判決執行機関又は直近上級民事判決執行管理機関に送付するという規定がある。

<sup>31</sup> 法的効力を有する判決、決定の中で確定された事情、出来事については、証明不要とされる（73条1項b）。

<sup>32</sup> ベトナム裁判所組織法20条2項及び28条2項参照。

連する判決、決定部分を含む（190条）。公判準備期限は60日であり、公判に付する決定を出してから30日以内に公判期日を開かなければならない（191条）。第一審の決定に対する控訴、異議申立を検討する場合には、公判期日を開く必要はない（196条1項c号）。

控訴審の審理合議体は、裁判官3人で構成され、公判期日に出席すべき者、当事者の欠席の取扱は第一審と同じである（193条～195条）。

控訴又は異議申立があった第一審の判決・決定に対しては、自判、破棄差戻し、破棄停止等の判決、決定を下すことができる（205条、207条）。

行政事件の審理は原則として二審制であり（19条）<sup>33</sup>、控訴審判決、決定は言渡しの日から法的効力を有する（206条6項、207条5項）。

## 6 監督審（209条～231条）

### (1) 異議申立権者及び期限

監督審手続に従った異議申立権者は、最高人民裁判所裁判官評議会の決定以外の判決・決定については、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官であり、県級裁判所の判決・決定については、さらに省級裁判所の長官、省級検察院の長官が加わる（212条）。異議申立は、法的効力を有する判決・決定において、①訴訟手続の重大な違反がある、②判決、決定中の決定部分が、事件の客観的事情と合致していない、③法律の適用について重大な誤りがある、場合に可能である（210条）。これらの者に関する異議申立期限は、判決、決定が法的効力を有してから2年である（215条1項）。

当事者については、判決・決定が法的効力を有してから1年以内に、法律違反を発見した場合に限って<sup>34</sup>、異議申立権者に対して、異議申立を検討するように提案することができる（211条1項）。その他、異議申立権者ではない裁判所、検察院等についての規定が置かれている（211条2項）<sup>35</sup>。

### (2) 監督審の審理

監督審の管轄は、県級裁判所の判決・決定については

<sup>33</sup> 国会代表選挙の選挙人名簿、人民評議会代表選挙の選挙人名簿に対する行政事件の審理は、特別な規定が用意されており、一審制である（168条～172条）。

<sup>34</sup> 条文上、事実誤認に関する主張に基づく異議申立での提案はできないことになりそうである。この点、新しい事情が発見された場合に関しては、再審手続に従った異議申立での提案は可能である（234条1項）。

<sup>35</sup> これらの者は、異議申立権者に文書で通知する義務があるとしているが、その期限については明文の定めがない。

省級裁判所の裁判官委員会、省級裁判所の判決・決定については最高人民裁判所行政裁判所、控訴審裁判所（省級裁判所又は最高人民裁判所控訴審裁判所）及び最高人民裁判所行政裁判所の判決・決定については、最高人民裁判所裁判官評議会が、それぞれ担当する（219条）。

公判期日には、同級の検察官が参加するが、当事者、当事者の代理人、適法な権利利益の保護人等の訴訟参加人<sup>36</sup>は、必要と認める場合に限り召喚される（220条）。

### (3) 監督審決定

監督審決定は、①法的効力を有する判決・決定を維持する、②法的効力を有する判決・決定を破棄し、修正又は破棄された原判決・決定を維持する、③第一審、控訴審での再審理のために、法的効力を有する判決・決定を破棄する、④事件を解決した判決、決定を破棄して、事件の解決を停止する、ことができる（225条）が、既に存在する実体判断を変更して新しい判断を示すことはできない。

## 7 再審（232条～238条）

再審手続に従った異議申立では、①事件の解決過程において裁判所、当事者が知り得なかった事件の重要な事情が新しく発見された、②鑑定人の結論、通訳人の通訳に虚偽があり又は証拠に偽造があったことを証明する基礎がある、③裁判官、人民参審員、検察官が故意に事件記録を誤らせ又は故意に法律に違反する結論を出した、④裁判所が事件の処理のために根拠とした裁判所の判決、決定又は国家機関の決定が取り消された場合に行うことができる（233条）。異議申立権者は、監督審手続に従った異議申立権者と同様である（235条）。異議申立期限は、異議申立の根拠を知った日から1年である（236条）。

異議申立権者ではない者に関する取扱いについても同様の規定があり（234条）、当事者が異議申立権者に対して提案できる事由は、上記異議申立事由のすべてではなく、事件の新しい事情を発見した場合に限られている（234条1項）。

再審決定は、①法的効力を有する判決・決定を維持する、②第一審の再審理をするために法的効力を有する判決、決定を破棄する、③事件を解決した判決、決定を破棄し、事件の解決を停止する、ことができるが（237条）、監督審決定と同様に、新しい実体判断をすることはできず、控訴審での第一審での再審理を命ずることになる。

<sup>36</sup> 47条参照。

その他手続に関する規定は、監督審手続の規定が適用される（238条）。

#### 8 特別手続（239条、240条）<sup>37</sup>

この特別手続は、最高人民裁判所裁判官評議会の決定に、法律の重大な違反を確認できる根拠がある又は決定時に知り得なかつた決定を基本的に変更させうる重要な新しい事情が発見された場合に、①国会常務委員会の要求、②国会司法委員会の建議、③最高人民検察院長官の建議、④最高人民裁判所長官の提議、がある場合に、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を再検討する手続である（239条）<sup>38</sup>。

国会常務委員会の要求があつた場合には、最高人民裁判所長官は、最高人民裁判所裁判官評議会に対してその決定を再検討するように報告し（239条2項）、その他の場合には、最高人民裁判所長官は、最高人民裁判所裁判官評議会に対して、建議、提案の検討するように報告し（239条3項）、最高人民裁判所裁判官評議会は、その検討のために会議期日を開く（239条4項）。

最高人民裁判所長官は、国会常務委員会の要求を受領した日又は最高人民裁判所裁判官評議会が建議、提議を同意する決定をした日から4か月以内に、事件記録を検討し、最高人民裁判所裁判官評議会に報告する。その会議期日には、最高人民検察院長官が参加し、関連する個人、組織、機関を招待することができる（240条2項）。

最高人民裁判所裁判官評議会は、検討の結果、自判<sup>39</sup>した上（240条3項a～e）、最高人民裁判所自身の損害賠償責任の確定（240条3項f号）も行う。

以 上

<sup>37</sup> これまで監督審手続に従つた異議申立期限を過ぎた後に判決・決定に誤りが見つかった場合の救済手続が存在しなかつたため新たに新設された制度である。

<sup>38</sup> 要求、建議、提議に関する期限の定めは存在しない。

<sup>39</sup> 監督審・再審の決定では自判ができないことから、差戻審の実体判断に対する監督審・再審が繰り返される可能性がある。一方、特別手続に基づく最高人民裁判所裁判官評議会による決定では自判が認められることから上記のような繰り返しは起こらないと考えられるが、条文上、この決定に対する特別手続による再検討の余地は否定されていない。



国会

-----

法律 64/2010/QH12 号

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

-----

## 行政訴訟法

国会は、決議 51/2001/QH10 号に基づいて一部改正されたベトナム社会主義共和国の 1992 年憲法に基づいて、行政訴訟法を発行する。

### 第1章 一般規定

#### 第1条 規定範囲

本法は、行政訴訟における基本原則、訴訟進行機関及び訴訟進行人の任務権限及び責任、訴訟参加人、関連する個人、機関、組織の権利義務、提訴順序及び手続、行政事件の解決、行政判決の執行及び行政訴訟における不服申立て、告発の解決について規定する。

#### 第2条 行政訴訟法の効力

1. 行政訴訟法は、ベトナム社会主義共和国の全土におけるすべての行政訴訟活動に対して適用する。
2. 行政訴訟法は、ベトナム社会主義共和国の外交代表機関が海外で行う行政訴訟活動に対して適用する。
3. 行政訴訟法は、涉外行政事件の解決に対して適用する。ベトナム社会主義共和国の加盟する国際条約が別途の規定を定める場合は、その国際条約の規定を適用する。
4. ベトナムの法律又はベトナム社会主義共和国の加盟する国際条約による外交優遇免除又は領事優遇免除の権利者である外国の個人、機関、組織、国際組織に関連する行政事件の内容は外交ルートで解決される。

#### 第3条 用語説明

本法において、下記の各用語は次のように理解される。

1. 行政決定とは、行政管理活動における1つの具体的な問題について1つ又はいくつかの具体的な対象に対して1回適用される国家行政機関、その他の機関、組織又はそれらの機関、組織において権限を有する者の文書による決定をいう。
2. 行政行為とは、国家行政機関、その他の機関、組織又はそれらの機関、組織において権限を有する者の法律の規定による任務又は公務を実現する又は実現しない行為をいう。
3. 懲戒免職決定とは、自己の管理権に服する公務員に対して免職という懲戒の形式を適用するための機関、組織の長の文書による決定をいう。
4. 機関、組織の内部的な行政決定及び行政行為とは、その機関、組織の範囲内の機能、任務を実現する管理、指導、運営の決定、行為をいう。
5. 当事者とは、提訴人、被提訴人、関連する権利義務を有する者をいう。

6. 提訴人とは、行政決定、行政行為、懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立解決決定、選挙人名簿作成に対して行政事件を提訴する個人、機関、組織をいう。
7. 被提訴人とは、訴願された行政決定、行政行為、懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立解決決定、選挙人名簿作成を行った個人、機関、組織をいう。
8. 関連する権利義務を有する者とは、提訴人、被提訴人以外の者で、その行政事件の解決がその者の権利義務に関連するので、関連する権利義務を有する者として自ら又はその他の当事者が訴訟に参加を提案し、かつ裁判所により承認され又は裁判所により訴訟に参加させられる個人、機関、組織をいう。
9. 機関、組織とは、国家機関、政治組織、政治社会組織、社会組織、社会職業組織、経済組織、非営利団体、人民武装部隊を含む。

#### 第4条 行政訴訟における社会主義法制の保障

訴訟参加人、訴訟参加人、関連する個人、機関、組織の行政訴訟の全活動は、本法の規定に従わなければならない。

#### 第5条 裁判所に対して適法な権利利益の保護を要求する権利

個人、機関、組織は、本法の規定に従って、自らの適法な権利利益を保護するよう裁判所に要求するため、行政事件を提訴する権利を有する。

#### 第6条 行政事件における損害賠償問題の解決

行政事件の提訴人、行政事件において関連する権利義務を有する者は、同時に損害賠償を要求することができる。この場合、損害賠償の要求を解決するため、国家賠償責任に関する法律及び民事訴訟に関する法律の各規定が適用される。

行政事件において損害賠償の要求があるが、その証明条件が整っていない場合は、裁判所は、法律の規定に従って、損害賠償の要求を後に別の民事事件として解決するために、行政事件から分離することができる。

#### 第7条 当事者の意思決定権及び自己決定権

個人、機関、組織は、行政事件の提訴を決定することができる。裁判所は、提訴人の提訴状が提出されたときのみ行政事件の解決を受理する。行政事件の解決過程において、提訴人は本法の規定に従って、自己の提訴要求を取下げ、変更、補充をすることができる。

#### 第8条 行政訴訟における証拠提出、証明

1. 当事者は、裁判所に証拠を提出し、自己の要求に根拠があり、かつ適法であることを証明する権利義務を有する。
2. 裁判所は、本法が規定する場合において、証拠の確認、収集を行う。

### 第9条 権限のある個人、機関、組織の証拠、資料提出責任

個人、機関、組織は、自己の任務、権限の範囲において、当事者、裁判所、検察院の要求があったときは、当事者、裁判所、検察院に対し、その個人、機関、組織が占有、管理する証拠を十分かつ期限どおりに提出する責任を負う。提出することができない場合は、文書で当事者、裁判所、検察院に通知し、かつ、資料、証拠を提出できない理由を明記しなければならない。

### 第10条 行政訴訟における権利義務の平等

1. すべての公民は、民族、男女、社会身分、信仰、宗教、文化水準、職業の区別なく、法律の前及び裁判所の前において平等である。
2. すべての機関、組織は、その組織形態、所有形態、その他の事由にかかわらず平等である。
3. 各当事者は、行政事件の解決過程において、権利義務に関し平等である。裁判所は、当事者が権利、義務を実現する条件を作る責任を負う。

### 第11条 当事者の適法な権利利益の防御権の保障

1. 当事者は、自ら又は弁護士若しくはその他の者に依頼して、自己の適法な権利利益を保護する。
2. 裁判所は、当事者に対し、自己の適法な権利利益の保護権の行使を保障する責任を負う。

### 第12条 行政訴訟における対話

行政事件の解決過程において、裁判所は、当事者が事件解決に関する対話ができるような条件を作る。

### 第13条 人民参審員の行政事件審理への参加

行政裁判には、本法の規定に従って、人民参審員が参加する。審理において、人民参審員は裁判官と同等の権限を有する。

### 第14条 裁判官及び人民参審員による独立し、法律のみに従った審理

行政事件の審理に際して、裁判官及び人民参審員は、独立し、法律のみに従う。裁判官及び人民参審員の任務遂行に干渉し、阻止するすべての行為は、厳禁する。

### 第15条 行政訴訟進行機関、行政訴訟進行人の責任

1. 行政訴訟進行機関、行政訴訟進行人は、人民を尊重し、人民の監察を受けなければならない。
2. 行政訴訟進行機関、行政訴訟進行人は、法律の前において、その任務及び権限を遂行する義務を負う。行政訴訟進行人が法律に違反する行為をした場合には、その違反の性質、程度に応じて、法律の規定に従って懲戒され、又は刑事責任を追及される。
3. 行政訴訟進行機関、行政訴訟進行人は、法令の規定に従い国家機密及び業務上の秘密を守らなければならない。民族の醇風美俗を維持し、当事者の正当な要求により、その職業上の秘密、企業秘密及び個人的な秘密を守らなければならない。
4. 行政訴訟進行人が法律に違反する行為をし、個人、機関、組織に対して損害を生じさせた場合は、その訴訟進行人が所属する機関は、国家の賠償責任に関する法律の規定に従って、損失を被った者に対して損害を賠償しなければならない。

### 第16条 裁判所による集団審理

裁判所は、行政事件の審理を集団で行い、多数決で決定する。

### 第17条 公開の審理

行政事件は、公開で審理される。国家秘密を保持し又は当事者の秘密をその者の正当な要求により保持する必要がある場合には、審理は非公開とするが、判決言渡しは公開する。

### 第18条 行政訴訟進行人又は訴訟参加人の公平性の保障

裁判所の長官、裁判官、人民参審員、裁判所書記官、検察院の長官、検察官、通訳人、鑑定人は、自己の任務権限を遂行するにあたり、公平ではないと認められる正当な理由がある場合は、訴訟を進行し又は参加することはできない。

### 第19条 二審制の実施

1. 行政事件の審理は二審制で行う。ただし、国会代表選挙の選挙人名簿、人民評議会代表選挙の選挙人名簿に対する行政事件の審理を除く。第一審の判決、決定は、本法の規定に従い控訴、異議を申し立てることができる。本法が規定する期限内に控訴手続に従って控訴されず、異議が申し立てられなかった第一審の判決、決定は、法的効力を生じる。第一審の判決、決定に対し控訴され、異議が申し立てられたときは、その事件は控訴審の審理に服する。控訴審の判決、決定は、法的効力を有する。
2. 法的効力を有する裁判所の判決・決定に法律違反又は新しい事情が発見された場合は、本法の規定に従って、監督審又は再審手続に基づいて再度検討される。

### 第20条 審理の監督

厳正で統一した法適用を保障するため、上級裁判所はその属する下級裁判所の裁判を監督し、最高人民裁判所は全審級の裁判所の裁判を監督する。

### 第21条 裁判所の判決、決定の効力の保障

行政事件についての法的効力を有する裁判所の判決、決定は、施行され、個人、機関、組織から尊重されなければならない。行政事件についての裁判所の判決、決定を執行する義務を負う個人、国家機関、組織は、厳粛に執行しなければならない。自己の任務、権限の範囲において、裁判所の判決、決定を施行することに関連する任務を与えられた裁判所、機関、組織は、厳粛に施行し、かつ、その任務の実現について法律の前で責任を負わなければならない。

### 第22条 行政訴訟において使用する話し言葉及び書き言葉

行政事件の解決過程で用いる話し言葉及び書き言葉は、ベトナム語である。訴訟参加人は、自らの民族の話し言葉及び書き言葉を用いることができる。この場合には、通訳人を付さなければならない。

### 第23条 行政訴訟における法遵守の検査

1. 人民検察院は、適時適法に行政事件解決を保障するために行政訴訟における法の遵守を検査する。
2. 人民検察院は、行政事件を、受理した時から事件解決の終了の時まで検査し、裁判所の公判期日、会議期日に参加する。裁判所の判決、決定の執行における法律遵守を検査する。法律の規定に従って、要求、建議、異議の各権利を行使する。
3. 未成年者、民事行為無能力者の適法な権利利益に関連する行政決定、行政行為に関しては、その者のための提訴人がいないときは、検察院は、その者が居住する社、区、町の人民委員会（以下社級人民委員会をいう）に対して、その者の適法な権利利益を保護するために、後見人を指名して、行政事件の提訴を引き受けさせるように建議することができる。

### 第24条 事件の資料、文書を送付する裁判所の責任

1. 裁判所は、本法の規定に従い、行政訴訟参加人に対し、判決、決定、召喚状及びその他の裁判所の関連文書を直接交付又は郵送で送付する責任を負う。
2. 直接交付できず又は郵送した効果が奏ないときには、裁判所は、行政訴訟参加人に送付するために、行政訴訟参加人の居住地の社級人民委員会又は行政訴訟参加人が勤務する機関若しくは組織に、判決、決定、召喚状及びその他の文書を送付しなければならない。行政訴訟参加人の居住地の社級人民委員会、又は行政訴訟参加人が

勤務する機関若しくは組織は、判決、決定、召喚状、及びその他の資料の送付についての結果を裁判所の要求を受領したときから5営業日以内に裁判所に通知しなければならない。山岳地、国境地、諸島、遠隔地の場合は、この期間は10営業日である。

### 第25条 個人、機関、組織の行政訴訟への参加

個人、機関、組織は、本法の規定に従って、行政訴訟に参加し、裁判所による行政事件の適時かつ適法な解決に貢献する権利義務を有する。

### 第26条 行政訴訟における不服申立て、告発する権利の保障

行政訴訟活動において、訴訟進行機関、行政訴訟進行人又は個人、機関、組織の違法行為に対し、個人、機関、組織は不服申立てをする権利を有し、個人は、告発する権利を有する。

権限のある機関、組織、個人は、適時かつ適法に不服申立て、告発を受け取り、検討し、解決しなければならない。その解決の結果を不服申立人、告発人に文書により通知しなければならない。

### 第27条 訴訟費用、手数料及び手続費用

訴訟費用、手数料及び手続費用に関する各問題は、法律の規定に従う。

## 第2章 裁判所の管轄

### 第28条 裁判所の解決権に属する各訴願

1. 行政決定、行政行為に対する訴願。ただし、政府が規定する項目に基づく、国防、安全、外交領域における国家機密に関する各行政決定、行政行為及び機関、組織の内部的な行政決定、行政行為を除く。
2. 国会代表選挙のための選挙人名簿、人民評議会代表選挙のための選挙人名簿に関する訴願
3. 局長及び同等以下の職務にある公務員の懲戒免職決定に対する訴願
4. 競争事件処理決定に関する不服申立解決決定に対する訴願

### 第29条 県、郡、市、省直轄市の人民裁判所の管轄

県、郡、市及び省直轄市の人民裁判所（以下、併せて県級裁判所という。）は、第一審の手続に従って、次の訴願を解決する。

1. 裁判所と同一行政区域内にある県級以下の国家機関又はその国家機関における権限のある者による行政決定及び行政行為に対する訴願
2. 裁判所と同一行政区域内にある県級以下の機関、組織の長によるその機関、組織の管理権に属する公務員に対する懲戒免職決定に対する訴願
3. 裁判所と同一行政区域内にある選挙人名簿作成機関の国会代表選挙のための選挙人名簿、人民評議会代表選挙のための選挙人名簿に関する訴願

### 第30条 省、中央直轄市の人民裁判所の管轄

1. 省、中央直轄市の人民裁判所（以下、併せて省級裁判所という。）は、第一審の手続に従って、以下の訴願を解決する。
  - a) 省、省同級の機関、政府所属機関、国家主席事務局、国会事務局、国家会計検査機関、最高人民裁判所、最高人民検察院の行政決定、行政行為及びそれら各機関における権限のある個人の行政決定、行政行為に対する訴願であって、提訴人の住所、勤務地又は所在地が裁判所と同一行政区域内にあるもの。提訴人の住所、勤務地又は所在地がベトナムの領土内でない場合は、解決管轄は、権限のある機関、個人が行政決定を出し、行政行為をした場所の裁判所に属する。
  - b) 本項a号に規定する国家機関の1つに属する国家機関の行政決定、行政行為及びその国家機関の公務員の行政決定、行政行為に対する訴願であって、提訴人の住所、職場又は所在地が裁判所と同一行政区域内にあるもの。提訴人の住所、勤務地又は所在地がベトナムの領土内でない場合は、解決管轄は、権限のある機関、個人が行政決定を出し、行政決定をした場所の裁判所に属する。

- c) 裁判所と同じ行政区域内にある省級の国家機関及びその国家機関における権限のある者の行政決定、行政行為に対する訴願
  - d) ベトナム社会主義共和国の国外における外交代表機関又はその機関における権限のある者の行政決定、行政行為に対する訴願であって、提訴人の住所が裁判所と同一行政区域内にあるもの。提訴人がベトナムにおいて住所を有しない場合は、管轄裁判所は、ハノイ市人民裁判所又はホーチミン市人民裁判所である。
  - e) 裁判所と同一行政区域内にある省級、省、中央支局の機関、組織の長による懲戒免職決定に対する訴願であって、懲戒された時の勤務地が裁判所と同一行政区域内にあるもの。
  - f) 競争事件処理決定に関する不服申立解決決定に対する訴願であって、提訴人の住所、勤務地又は所在地が裁判所と同一行政区域内にあるもの。
  - g) 必要な場合には、省級裁判所は、県級裁判所の管轄に属する訴願を解決するために取り上げることができる。
2. 最高人民裁判所は、本条の規定の施行を指導する。

### 第31条 不服申立状を提出しながら提訴状を提出している場合の管轄権の確定

1. 提訴人は管轄裁判所に行政事件の提訴状を提出するとともに不服申立てを解決する権限のある者に不服申立状を提出する場合には、解決権限は提訴人の選択に従う。
2. 最高人民裁判所は、本条の規定の施行を指導する。

### 第32条 別の裁判所への移送、管轄に関する紛争の解決

1. 事件を公判に付する決定を発す前に、事件が自己の解決管轄に属しないことを発見したときは、裁判所は、事件記録を管轄裁判所に移送する決定を発するとともに、受理簿を抹消する。この決定は、直ちに当事者及び同級の検察院に送付しなければならない。この決定に対しては、決定を受領した日から3営業日の期限内に、当事者は不服を申し立てる権利を有し、同級の検察院は建議する権利を有する。不服申立て又は建議を受領した日から3営業日の期限内に、行政事件の移送決定を発した裁判所の長官は、不服申立て又は建議を解決しなければならない。裁判所の長官の決定は最終決定である。
2. 同一の省又は中央直轄市における各県級裁判所間の行政事件解決管轄についての争いは、省級裁判所の長官により解決される。互いに異なる各省又は中央直轄市に属する各県級裁判所の間又は各省級裁判所間の行政事件解決管轄についての争いは、最高人民裁判所長官により解決される。
3. 最高人民裁判所は、本条の規定の施行を指導する。

### 第33条 事件の併合、分離

1. 裁判所は、解決のために、別々に受理した2つ以上の事件を併合して1つの事件とすることができる。
2. 裁判所は、解決のために、異なった請求を含む1つの事件を分離して2つ以上の事件とすることができる。
3. 本条第1項及び第2項の規定する事件の併合又は分離をしたとき、受訴裁判所は、決定を發し、直ちに当事者及び同級の検察院にその決定を送付しなければならない。
4. 最高人民裁判所は、本条の規定の施行を指導する。

## 第3章

### 訴訟進行機関、訴訟進行人及び訴訟進行人の変更

### 第34条 訴訟進行機関及び訴訟進行人

1. 行政訴訟進行機関は次のものを含む。
  - a) 人民裁判所
  - b) 人民検察院
2. 行政訴訟進行人は次のものを含む。
  - a) 裁判所の長官、裁判官、人民参審員、裁判所書記官

b) 検察院の長官、検察官

**第35条 裁判所の長官の任務、権限**

1. 裁判所の長官は次の任務、権限を有する。
  - a) 裁判所の管轄に属する各行政事件を解決するための活動を組織する。
  - b) 行政事件を解決する裁判官、行政事件を審理する合議体に参加する人民参審員を割り当てる。行政事件の訴訟進行をする裁判所書記官を割り当てる。
  - c) 公判期日開始前に裁判官、人民参審員、裁判所書記官の変更を決定する。
  - d) 公判期日開始前に鑑定人、通訳人の変更を決定する。
  - e) 決定を出し、行政訴訟活動を実施する。
  - f) 法定効力を有する裁判所の判決・決定に対する監督審又は再審の手続による異議申立てをする。
  - g) 不服申立及び告発の解決をする。
2. 裁判所の長官は副長官に本条第1項に定める裁判所の長官の任務、権限を遂行する権限を委任することができる。委任を受けた副長官は、与えられた任務の遂行について裁判所の長官に対して責任を負う。

**第36条 裁判官の任務、権限**

1. 事件記録を作成する。
2. 緊急保全処分の適用、変更、取消しを決定する。
3. 行政事件の解決の停止又は一時停止を決定する。
4. 要求のあるときに当事者間の対話の場を設ける。
5. 行政事件を公判に付する決定をする。
6. 訴訟参加人の召喚決定をする。
7. 行政事件の審理に参加する。
8. 訴訟活動を実施し、審理合議体の権限に属する問題を評決する。

**第37条 人民参審員の任務、権限**

1. 事件記録を研究する。
2. 裁判所の長官、行政事件を解決する担当裁判官に対して、それぞれの権限に属する必要な決定を出すように提案する。
3. 行政事件の審理に参加する。
4. 訴訟活動を実施し、審理合議体の権限に属する問題を評決する。

**第38条 裁判所書記官の任務、権限**

1. 公判期日開始前の職務上必要な準備をする。
2. 公判期日の規則を周知する。
3. 裁判所の召喚者名簿上の参加人の出頭状況及び不出頭の理由について審理合議体に報告する。
4. 公判期日調書を作成する。
5. 本法の規定に従い、他の訴訟活動を実施する。

**第39条 検察院の長官の任務、権限**

1. 行政訴訟活動における法遵守の検察を遂行するに際して、検察院の長官は次の任務、権限を有する。
  - a) 行政訴訟活動における法遵守の検察活動を組織し、指示する。
  - b) 行政訴訟活動における法遵守を検査し、行政事件を解決する公判期日、会議期日に参加する検察官を割り当てる。
  - c) 行政訴訟活動の法遵守に対する検察官の検察活動を検査する。
  - d) 検察官の変更を決定する。
  - e) 本法の規定に従い、裁判所の判決、決定に対する控訴審、監督審、再審手続に従った異議申立てをする。
  - f) 本法の規定に従った不服申立て、告発の解決
2. 検察院の長官は、副長官に対して、本条第1項に規定する検察院の長官の任務、権限を遂行する権限を委任することができる。委任を受けた副長官は、与えられた任務の遂行について検察院の長官に対して責任を負う。

**第40条 検察官の任務、権限**

1. 行政事件の解決における法遵守を検査する。
2. 訴訟参加人の法遵守を検査する。
3. 行政事件の解決のための公判期日、会議期日に参加する。
4. 裁判所の判決、決定を検査する。
5. 検察院の長官の割当てに従い、検察院の権限に属する他の任務、権限を行使する。

**第41条 訴訟進行人が拒絶され又は変更される場合**

以下の場合においては、訴訟進行人は、訴訟の進行を拒絶し又は変更されなければならない。

1. 同時に当事者、当事者の代理人、親戚である。
2. 同一事件において、当事者の適法な権利利益の保護人、証人、鑑定人、通訳人の資格で既に参加した。
3. 提訴された行政決定の発付に参加した又は行政行為に関連を有する。
4. 提訴された行政決定又、行政行為に対する、不服申立解決決定の発付に参加した。
5. 公務員に対する懲戒免職決定の発付に参加した又は提訴された公務員に対する懲戒免職決定に対する不服申立解決決定の発付に参加した。
6. 競争事件処理決定、提訴された競争事件処理決定に対する不服申立解決決定の発付に参加した。
7. 提訴された国会代表選挙のための選挙人名簿の作成、人民評議会代表選挙のための選挙人名簿の作成に参加した。
8. 任務を行う際に公平ではないであろうと認められる明確な根拠がある。

**第42条 裁判官、人民参審員の変更**

以下の場合においては、裁判官、人民参審員は、訴訟の進行を拒絶し又は変更されなければならない。

1. 本法第41条に規定する場合の1つに属する。
2. 審理合議体の別の構成員と親戚である。
3. 最高人民裁判所裁判官評議会又は省級裁判所の裁判官委員会の構成員であるため監督審、再審の手続に従って複数回なお同じ1つの事件の審理に参加できる場合を除き、それらの者が、当該事件の第一審、控訴審、監督審、再審の審理に参加した。
4. 検察官、裁判所書記官の資格でその事件の訴訟進行人であった。

**第43条 検察官の変更**

以下の場合においては、検察官は、訴訟の進行を拒絶し又は変更されなければならない。

1. 本法第41条に規定する場合の1つに属する。
2. 裁判官、人民参審員、検察官、裁判所書記官の資格でその事件の訴訟進行人であった。
3. その事件の審理合議体の構成員のうち1人と親戚である。

**第44条 裁判所書記官の変更**

以下の場合においては、裁判所書記官は、訴訟の進行を拒絶し又は変更されなければならない。

1. 本法第41条に規定する場合の1つに属する。
2. 裁判官、人民参審員、検察官、裁判所書記官の資格でその事件の訴訟進行人であった。
3. その事件のその他の訴訟進行人のうち1人と親戚である。

**第45条 訴訟進行拒絶又は訴訟進行人変更の提案の手続**

1. 公判期日開始前における訴訟進行の拒絶又は訴訟進行人の変更の提案は、その理由及び根拠を明らかにして、文書で行わなければならない。
2. 公判期日における訴訟進行の拒絶又は訴訟進行人の変更の提案は、公判期日調書に記載しなければならない。

#### 第46条 訴訟進行人の変更決定

1. 公判期日開始前における裁判官、人民参審員、裁判所書記官の変更は、裁判所の長官が決定する。変更される裁判官が裁判所の長官であるときは、直近上級裁判所の長官が決定する。公判期日開始前における検察官の変更は、同級の検察院の長官が決定する。変更される検察官が検察院の長官であるときは、直近上級検察院の長官が決定する。
2. 公判期日における裁判官、人民参審員、裁判所書記官、検察官の変更は、変更を要求された者の意見を聴いた後、審理合議体が決定する。審理合議体は、評議室において討論して、多数決に従って決定する。裁判官、人民参審員、裁判所書記官、検察官を変更しなければならない場合は、審理合議体は、公判期日を延期する決定を発する。変更される者に代わる裁判官、人民参審員、裁判所書記官の指名は、裁判所の長官が決定する。変更される者が裁判所の長官であるときは、直近上級裁判所の長官が決定する。変更される検察官に代わる検察官の指名は、同級の検察院の長官が決定する。変更される検察官が検察院の長官であるときは、直近上級検察院の長官が決定する。
3. 公判期日を延期した日から7営業日の期限内に、裁判所の長官、検察院の長官は、変更すべき他の者を指名しなければならない。

### 第4章

#### 訴訟参加人、訴訟参加人の権利及び義務

##### 第47条 訴訟参加人

行政訴訟参加人は、当事者、当事者の適法な代理人、当事者の適法な権利利益の保護人、証人、鑑定人、通訳人を含む。

##### 第48条 当事者の行政訴訟法律能力及び行政訴訟行為能力

1. 行政訴訟法律能力とは、行政訴訟における法律の規定による権利義務を有する能力をいう。すべての個人、機関、組織は、その適法な権利利益の保護を裁判所に要求するに当たり、互いに等しく行政訴訟法律能力を有する。
2. 行政訴訟行為能力とは、行政訴訟において自己の権利義務を自分自身で行使し又は自己の代理人に行政訴訟に参加する権限を与える能力をいう。
3. 当事者が満18歳以上である場合は、完全な行政訴訟行為能力を有する。ただし、民事行為能力喪失者、法令が他に規定する者を除く。
4. 当事者が未成年者、民事行為能力喪失者である場合、当事者の行政訴訟における権利義務は、法定代理人を通じて実現する。
5. 当事者が機関、組織である場合、行政訴訟の権利義務は、法定代理人を通じて実現する。

##### 第49条 当事者の権利義務

1. 自己の適法な権利利益を証明し防御するために、資料、証拠を提出する。
2. 他の当事者が提供し又は裁判所が収集した資料、証拠を知り、読み、筆写し、複写し、見ることができる。
3. 証拠を保有し、管理している個人、機関、組織に対し、その証拠を裁判所に提出するため自己に提供するよう要求する。
4. 自分自身でできない事件の証拠の検証、収集を裁判所に提案する。証人の召喚、鑑定、価格査定を裁判所に提案する。
5. 緊急保全処分の適用、変更、取消しを裁判所に要求する。
6. 公判期日に参加する。
7. 裁判所に事件解決を時停止することを提案する。
8. 自己の代理として、弁護士又はその他の人に文書で訴訟参加を委任する。
9. 訴訟進行人、訴訟参加人の変更を要求する。
10. 関係する権利義務を有する者を訴訟に参加させるよう裁判所に提案する。
11. 裁判所の事件解決過程において対話をする。

12. 自己の各権利義務を実現するために適法な通知を受け取る。
13. 自己の適法な権利利益を自ら保護し又は他人に保護を依頼する。
14. 公判期日において論争する。
15. 裁判所の判決、決定に対し控訴、不服申立てをする。
16. 裁判所の法的効力を有する判決、決定について、権限のある者に対して、監督審、再審の手続に従って異議申立てをするよう提案する。
17. 裁判所の判決抄本、判決、決定を提供を受ける。
18. 裁判所の要求に従って、関連する資料、証拠を十分かつ適時に提出する。
19. 裁判所の召喚状に従って出頭しなければならず、事件解決を行っている時は裁判所の決定を履行する。
20. 裁判所を尊重し、公判期日の規則に厳格に従う。
21. 法律の規定に従って、訴訟費用の予納金、手数料の予納金、訴訟費用、手数料をする。
22. 法的効力を有する裁判所の判決、決定を厳格に履行する。
23. 法律が規定する他の権利義務

##### 第50条 提訴人の権利義務

1. 本法第49条が規定する権利義務
2. 提訴要求の一部又は全部を取り下げる。提訴時効がまだ存している場合、提訴要求の内容を変更、補充する。

##### 第51条 被提訴人の権利義務

1. 本法第49条が定める権利義務
2. 提訴されたことについて裁判所から通知を受ける。
3. 提訴された行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立解決決定、選挙人名簿を修正又は取り消す。訴願された行政行為の中止し、克服する。

##### 第52条 関連する権利義務を有する者の権利義務

1. 関連する権利義務を有する者は独立した要求を行い、提訴人側又は被提訴人側について訴訟に参加することができる。
2. 関連する権利義務を有する者は、独立した請求を行う場合には、本法第50条に規定する提訴人の権利義務を有する。
3. 関連する権利義務を有する者は、提訴人側について訴訟に参加し又は権利のみを有する場合には、本法第49条に規定する提訴人の権利義務を有する。
4. 関連する権利義務を有する者は、被提訴人側について訴訟に参加し又は義務のみを有する場合には、本法第51条1項及び2項に規定する被提訴人の権利義務を有する。

##### 第53条 行政訴訟の権利義務の継承

1. 個人である当事者が死亡したがその者の権利義務が承継されるときは、承継者が訴訟に参加できる。
2. 提訴人が機関、組織であり統合、合併、分離、分割、解体された場合は、その機関、組織の権利義務を継承する個人、機関又は組織が、その機関又は組織の訴訟上の権利義務を実現する。
3. 被提訴人が機関、組織において権限を有する者であり、その機関、組織が統合、合併、分離、分割、解体された場合は、その者の権利義務を受け継ぐ者が訴訟に参加する。被提訴人が機関、組織において権限を有する者であり、その職名が存在しない場合は、その機関、組織の長が被提訴人の権利義務を実現する。
4. 被提訴人が機関、組織であり、統合、合併、分離、分割、解体された場合は、その機関、組織の権利義務を継承する機関、組織が、その機関、組織の訴訟上の権利義務を実現する。被提訴人が機関、組織であり、既に解体され、その権利義務の継承者が存在しない場合は、上級の機関、組織が被提訴人の権利義務を実現する。
5. 訴訟上の権利義務の継承は、行政事件の解決過程のいかなる段階においても裁判所によって承認を受けることができる。

#### 第54条 代理人

- 行政訴訟の代理人は、法定代理人及び委任による代理人を含む。
- 行政訴訟の法定代理人は、以下のいずれかの者であるが、法律の規定によって代理権が制限されている者を除く。
  - 未成年者である子の父親、母親
  - 被後見人の後見人
  - 法律の規定によって任命又は選任された機関、組織の長
  - 世帯の長
  - 合作社の長
  - 法律に規定するその他の者
- 行政訴訟の委任による代理人は満18歳以上で、民事行為能力を失わず、当事者又は当事者の法定代理人に文書による委任をされた者でなければならない。
- 行政訴訟の法定代理人、委任による代理人は民法の規定に従って代理を終了する。
- 行政訴訟の法定代理人は、自己が代理する当事者の行政訴訟の権利義務を実現する。  
行政訴訟の委任による代理人は、権限を委任した者の行政訴訟の権利義務を実現する。権限の委任を受けた者は、第三者にさらに権限を委任することはできない。
- 以下の者は代理人となることができない。
  - 代理される者と同一の事件の当事者であり、自己の適法な権利利益が、代理される者の権利利益と対立する場合
  - 他の当事者のために行政訴訟の法定代理人を務めており、その当事者の適法な権利利益が同一の事件の代理される者の適法な権利利益と対立する場合
- 裁判所、検察院、監査機関、判決執行機関の役人、公務員、公安の公務員、仕官、下部仕官は、行政訴訟の代理人となることができない。ただし、その者の機関の代理人として又は法定代理人として行政訴訟に参加する場合を除く。

#### 第55条 当事者の適法な権利利益の保護人

- 当事者の適法な権利利益の保護人とは、当事者の適法な権利利益を保護するため、訴訟に参加することを当事者に依頼され、裁判所が許可した者である。
- 以下の者は、当事者の適法な権利利益の保護人として活動することを裁判所によって承認を受けることができる。
  - 弁護士法の規定に従って訴訟に参加する弁護士
  - 法律扶助法の規定による法律扶助官又は法律扶助の参加者
  - 完全な民事行為能力を有するベトナム公民であり、法律知識を有し、有罪判決を受けたことがない又は有罪判決を受けた後に前科を抹消された者で、医療施設又は教育施設に送致する行政処置措置の適用を受けておらず、裁判所、検察院、監査機関、判決執行機関の役人、公務員、公安の公務員、仕官、下級士官ではない者
- 当事者の適法な権利利益の保護人は、同一事件の複数名の当事者の適法な権利利益が互いに対立しない場合に、それらの当事者を保護することができる。複数の当事者の適法な権利利益の保護人は、事件の当事者1名の適法な権利利益を共同して保護することができる。
- 当事者の適法な権利利益の保護人は、以下の権利義務を有する。
  - 提訴時又は行政訴訟のいずれの段階でも、訴訟に参加する。
  - 当事者の適法な権利利益を保護するため、証拠を検証、収集し、裁判所に提出し、事件記録を検討し、事件記録にある資料を記録し、複写する。
  - 公判期日に参加し又は当事者の適法な権利利益を保護する文書を提出する。
  - 本法の規定に従い、当事者に代わって訴訟進行人、他の訴訟参加人の変更を要求する。
  - 公判期日において論争する。
  - 裁判所の召喚状に従って出席しなければならない。
  - 裁判所を尊重し、公判の規則に厳格に従う。

#### 第56条 証人

- 事件の内容に関連する事情を知っている者は、裁判所に召喚され証人として訴訟に参加することができる。民事行為能力喪失者は、証人となることができない。
- 証人は以下の各権利義務を有する。
  - 事件の解決に関連し、自己が入手したすべての情報、資料、物を提出する。
  - 事件の解決に関連して、自己が知っている事情を誠実に報告する。
  - 自己の報告について法律上の責任を負う。当事者又はその他の者に損害を与える虚偽の事実を報告したことによって生じた損害を賠償する。
  - 公開の公判期日で証言をしなければならない場合は、裁判所の召喚を受けて公判期日に出頭しなければならない。証人が正当な理由なく公判期日に出頭せず公判を妨げた場合は、審判合議体は、証人を公判期日に引致する決定を発することができる。
  - その権利義務の遂行を裁判所に対して誓約する。証人が未成年者である場合は除く。
  - 自己の証言が国家機密、商業秘密、企業秘密、個人情報に関連する又は当該証言が自己の親戚である当事者に不利を与える場合は、報告を拒否することができる。
  - 裁判所に召喚されたとき又は証言をするときに仕事を休むことができる。
  - 法律の規定に従って旅費及び他の手当を享受する。
  - 訴訟に参加するときに、召喚した裁判所及び権限のある国家機関に対し、自己の生命、健康、名誉、威厳、財産及びその他の適法な権利利益を保護するよう要求する。
  - 訴訟進行機関、訴訟進行人の訴訟上の行為について不服を申し立てる。
- 誤った報告をし、事実と反する資料を提出し、証言することを拒否し又は裁判所に召喚されたのに正当な理由なく出頭しなかった証人は、法律の規定に従って責任を負う。

#### 第57条 鑑定人

- 鑑定人とは、鑑定が必要な物の分野において法律の規定に従った必要な知識、経験を有する者で、問題となっている物の鑑定をするため、当事者間の合意に基づいて選任され又は複数の当事者の要求により裁判所に呼び出された者をいう。
- 鑑定人は、以下の権利義務を有する。
  - 鑑定の対象に関連する事件記録の資料を閲覧する。鑑定に必要な書類の提供を裁判所に要求する。
  - 鑑定の対象に関する問題について、訴訟参加人に尋問する。
  - 裁判所の召喚状に従って出頭し、鑑定に関する問題に回答する。
  - 必要な鑑定が自己の専門能力を超えているため又は鑑定のために提供された資料が不適切又は使用不可能であるために、鑑定を行うことができない場合には、その旨を裁判所に文書で通知する。
  - 受け取った資料を保存し、鑑定の結果又は鑑定不可能に関する通知とともにその資料を裁判所に返却する。
  - 鑑定のために資料を任意に収集し、他の訴訟参加人に連絡を取ることが鑑定結果に影響を与える場合には、他の訴訟参加人に連絡を取ってはならない。鑑定人を召喚した裁判官を除き、鑑定中に知った秘密情報を公開し又は他の者に鑑定結果を知らせない。
  - 独立して鑑定結論を提出する。誠実かつ根拠に基づいて鑑定結論を出す。
  - 法律の規定に従って旅費及び他の手当を享受する。
  - 裁判所に対し自己の権利義務を遂行する旨の誓約をしなければならない。
- 正当な理由なく鑑定の結果を出すことを拒否し、虚偽の鑑定結果を出し又は裁判所から召喚されたのに正当な理由なく出頭しなかった鑑定人は、法律の規定に従って責任を負わなければならない。

4. 鑑定人は、以下の場合には鑑定を拒否し又は変更されなければならぬ。
  - a) 同時に当事者、当事者の代理人、親戚である。
  - b) 同一事件における当事者の適法な権利利益の保護人、証人、通訳人として訴訟に参加した。
  - c) 同一事件における鑑定すべき同一対象について鑑定をした。
  - d) 鑑定人が同じ事件の裁判官、人民参審員、検察官、書記官として訴訟を行った。
  - e) 任務を行う際に公平でないであろうと認められる明確な根拠がある。

#### 第58条 通訳人

1. 通訳人とは、訴訟参加人がベトナム語を使用できない場合に、外国語をベトナム語に、及びその逆に通訳できる者をいう。通訳人は、当事者間で選任の合意がされた上で裁判所により承認される又は裁判所から通訳の要求を受ける。
2. 通訳人は、以下の権利義務を有する。
  - a) 裁判所の召喚状に従って出頭する。
  - b) 誠実に、客観的に、正確に通訳する。
  - c) 訴訟進行人、訴訟参加人に通訳が必要な言葉を更に説明するよう提案する。
  - d) 他の訴訟参加人に連絡を取ることが通訳の信頼性、客観性、正確性に影響を与える場合には、他の訴訟参加人に連絡を取ってはならない。
  - e) 法律の規定に従って旅費及び他の手当を享受する。
  - f) 裁判所に対し自己の権利義務を遂行する旨の誓約をする。
3. 故意に虚偽の通訳をし、又は裁判所から召喚されたときに正当な理由なく出頭しない通訳人は、法律の規定に従って責任を負わなければならない。
4. 通訳人は、以下の場合には鑑定を拒否し又は変更されなければならぬ。
  - a) 同時に当事者、当事者の代理人、親戚である。
  - b) 同一事件における当事者の適法な権利利益の保護人、証人、鑑定人として訴訟に参加した。
  - c) 通訳人が同一事件の裁判官、人民参審員、検察官、書記官として訴訟を行った。
  - d) 任務を行う際に通訳人が公平でないであろうと認められる明確な根拠がある。
5. 本条の規定は、聴覚障害者のための手話の通訳人にも適用する。聴覚障害者の代理人又は親族のみがその手話を理解する場合は、その代理人又は親族は、その聴覚障害者の通訳人を務めることについて裁判所から承認を受けることができる。

#### 第59条 鑑定、通訳の拒絶又は鑑定人、通訳人の変更の提案の手續

1. 公判期日前における鑑定、通訳の拒絶又は鑑定人、通訳人の変更の提案は、文書で行い、拒絶又は変更についての理由を明記しなければならない。鑑定人、通訳人の変更は、裁判所の長官が決定する。
2. 公判期日における鑑定、通訳の拒絶又は鑑定人、通訳人の変更の提案は、公判期日調書に記載されなければならない。鑑定人、通訳人の変更は、変更を要求されている者の意見を聴取した後、審理合議体が決定する。

### 第5章 緊急保全処分

#### 第60条 緊急保全処分の適用を要求する権利

1. 事件の解決過程において、当事者、当事者の代理人は、回復不能の損害を回避し、又は判決の執行を保障するため、事件を解決している裁判所に対し、本法第62条に規定する緊急保全処分の1つ又は複数の適用をして、当事者の差し迫った要求を一時的に解決し、証拠を保護し、現状を保全するよう要求する権利を有する。

2. 直ちに証拠を保全し、起こり得る重大な結果を防ぐことが必要である緊急の場合に、個人・機関・組織は管轄裁判所に提訴状を提出すると同時に、本法第62条が定める緊急保全処分の適用する決定の発令を要求する申立書をその裁判所に対して提出する権利を有する。
3. 緊急保全処分を要求する者は担保措置を採る必要がない。

#### 第61条 緊急保全処分の適用、変更、取消決定権限

1. 公判期日前における緊急保全処分の適用、変更、取消は、裁判官が検討し、決定する。
2. 公判期日における緊急保全処分の適用、変更、取消は、審理合議体が検討し、決定する。

#### 第62条 緊急保全処分

1. 行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定の執行を一時的に停止する。
2. 行政行為の実行を一時的に止める。
3. 一定の行為の実現を禁止又は強制する。

#### 第63条 行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定の執行の一時停止

行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定の執行の一時停止は、その決定が違法であり、その決定の執行が克服しがたい重大な効果をもたらすと認められる根拠がある場合に適用される。

#### 第64条 行政行為の実行の一時停止

行政行為の実行の一時停止は、その行為が違法であり、その行政行為を継続して実行することにより克服しがたい重大な効果をもたらすと認められる根拠がある場合に適用される。

#### 第65条 一定行為の禁止又は強制

一定行為の禁止又は強制は、事件の解決過程において、当事者が、事件の解決又は裁判所に審理されている事件の関連する権利義務を有する者の適法な権利利益に影響を与える一定行為の一部を、為し又ははしないと認められる根拠がある場合に適用する。

#### 第66条 不適切な緊急保全処分の適用要求による責任

1. 裁判所に対して緊急保全処分を適用する決定の発令を要求した当事者は、自己の要求について法律上の責任を負わなければならない。損害を生じさせたことにおいて過失があるときは、賠償しなければならない。
2. 裁判所は、当事者の要求と違った緊急保全処分を適用し、緊急保全処分を適用された者又は第三者に損害を生じさせたときには、損害を賠償しなければならない。

#### 第67条 緊急保全処分の適用手續

1. 裁判所に緊急保全処分の適用を要求する者は、管轄裁判所に申立書を提出しなければならない。その申立書は、緊急保全処分の適用の必要性を証明する証拠を付さなければならない。
2. 緊急保全処分の適用を要求する申立書は以下の主要な内容を含まなければならない。
  - a) 申立書を作成した年月日
  - b) 緊急保全処分の適用を要求している者の名前、住所
  - c) 緊急保全処分の適用を要求されている者の名前、住所
  - d) 提訴されている行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立解決決定又は行政行為の内容の要約
  - e) 緊急保全処分を適用しなければならない理由
  - f) 適用される必要のある緊急保全処分及び具体的な各要求
3. 本法第60条第1項が定める緊急保全処分の適用の要求があった場合については、事件解決の担当裁判官が、検討し、解決しなければならない。裁判官は、申立書を受け取ってから48時間の期限内に、緊急保全処分を適用する決定を発しなければならない。要求を承認し

ない場合は、裁判官はその理由を明記し、申立人に文書で通知をする。

審理合議体が公判期日において緊急保全処分の適用を要求する申立書を受け取った場合は、審理合議体は直ちに検討し緊急保全処分を適用する決定を発する。要求を承認しない場合は、裁判官はその理由を明示して、申立人に文書で通知をし、かつ公判期日調書に記載する。

4. 本法第60条2項に定める緊急保全処分の適用の要求があった場合については、提訴状及び添付の証拠とともに申立書を受け取った後、裁判所の長官は直ちに申立書の受理、解決をする裁判官1名を指名する。申立書を受け取ってから48時間の期限内に、裁判官は検討し、緊急保全処分を適用する決定を発しなければならない。要求を承認しない場合は、裁判官はその理由を明記し、申立人に文書で通知しなければならない。

#### 第68条 緊急保全処分の変更、取消し

当事者の要求に従い、裁判所は、検討の上、緊急保全処分の変更又は取消しを決定する。

緊急保全処分の変更又は取消し手続は本法第67条の規定に従って行われる。

#### 第69条 緊急保全処分の適用、変更、取消決定の効力

1. 緊急保全処分の適用、変更、取消決定は、直ちに執行力を有する。
2. 裁判所は、直ちに緊急保全処分の適用、変更、取消決定を、当事者、同級の検察院及び民事判決執行機関に交付又は送付しなければならない。

#### 第70条 緊急保全処分の適用、変更、取消決定又は緊急保全処分の適用、変更、取消決定をしないことに対する不服申立て、建議

1. 事件を解決している裁判所の長官に対し、緊急保全処分の適用、変更、取消決定又は裁判官が緊急保全処分の適用、変更、取消決定をしないことについて、当事者は不服申立てをする権利を有し、検察院は建議をする権利を有する。不服申立て、建議の期限は、緊急保全処分の適用、変更、取消決定又は緊急保全処分の適用、変更、取消決定を発しないという通知を受け取った日から3営業日である。
2. 公判期日において、審理合議体に対し、緊急保全処分の適用、変更、取消決定又は、緊急保全処分の適用、変更、取消決定をしないことについて、当事者は不服申立てをする権利を有し、検察院は建議をする権利を有する。

#### 第71条 緊急保全処分の適用、変更、取消決定又は緊急保全処分の適用、変更、取消決定をしないことに対する不服申立て、建議の解決

1. 裁判所の長官は、本法第70条1項に規定する不服申立て及び建議を、不服申立て、建議を受け取った日から3営業日の期限内に検討し、解決しなければならない。
2. 不服申立て、建議を解決する裁判所の長官の決定は最終決定であり、当事者、同級の検察院及び同級の民事判決執行機関に直ちに交付又は送付しなければならない。
3. 公判期日における、不服申立て、建議の解決は、審理合議体の権限に属する。不服申立て、建議を解決する審理合議体の決定は最終決定である。

### 第6章 証明、証拠

#### 第72条 行政訴訟における証拠提出、証明義務

1. 提訴人は、その適法な権利利益を保護するために、行政決定又は懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立解決決定の写し、不服申立解決決定（ある場合）の写し及びその他の証拠を提出する義務を負う。証拠を提出できない場合はその理由を明示しなければならない。

2. 被提訴人は裁判所に不服申立解決記録（ある場合）及び行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立解決決定を発した又は行政行為をした根拠となる文書、資料の写しを提出する義務を負う。
3. 関連する権利義務を有する者はその適法な権利利益を保護するための証拠を提出する義務を負う。

#### 第73条 証明不要な事情、出来事

1. 以下の事情、出来事は証明する必要がない。
  - a) 明白で、誰もが知っており、裁判所が承認した事情、出来事
  - b) 裁判所の法的効力を有する判決、決定の中で確定された事情、出来事
  - c) 文書に記載され、かつ、適法に公証、実証された事情、出来事
2. 一方の当事者が、相手当事者の提出した事情、出来事を承認する又は反対しない場合、事情、出来事を提出した当事者が証明を要しない。当事者に、訴訟に参加する代理人がいる場合は、代理人の承認、反対しないことは当事者の承認と見なす。

#### 第74条 証拠

行政事件における証拠とは、裁判所が、当事者の要求、反対に根拠があるか否か、適法であるか否かを判断するための根拠として、当事者、その他の個人、機関、組織が裁判所に提出し又は裁判所が本法の規定する順序、手続に従って収集した事実を含むものだけでなく行政事件の適正な解決に必要なその他の事情をいう。

#### 第75条 証拠源

証拠は以下の源から収集される。

1. 可読、可聴及び可視の資料
2. 物証
3. 当事者の供述
4. 証人の証言
5. 鑑定人の結論
6. 現場鑑定の結果を記載した調書
7. 財産の査定、査定審査の結果
8. 法律に規定するその他の源

#### 第76条 証拠の確定

1. 可読資料は、原本又は適法に公証、実証された若しくは権限のある機関、組織に提供し、確認された写しであれば、証拠として見なされる。
2. 可聴、可視資料は、その資料の源を確認した資料又はその録音、録画に関連した出来事に関する文書とともに提出された場合に、証拠と見なされる。
3. 証拠となる物証は現物でかつ事件に関連しなければならない。
4. 当事者の供述、証人の証言は本条第2項の定めに従って書面、録音テープ、録音ディスク、録画テープ、録画ディスクに記録された場合又は公判期日において口頭でなされた場合に証拠と見なす。
5. 鑑定人の結論は、鑑定が法律の規定する手続に従って行われた場合に証拠と見なす。
6. 現場検証の結果を記録した調書は、検証が法律の規定する手続に従って行われ、検証の参加者が署名した場合に証拠と見なす。
7. 財産の査定結果、査定審査結果は、査定、査定審査が法律の規定する手続に従って行われ又は査定官によって法律の規定に従って提出された場合に証拠と見なす。

#### 第77条 証拠提出

1. 裁判所による行政事件の解決過程において、当事者は、裁判所に証拠を提出する権利義務を有する。当事者は、証拠を提出せず又は十分な証拠を提出しない場合は、法令が別に定める場合を除き、証拠を提出しないこと又は十分な証拠を提出しないことの結果を引き受ける。



- 当事者による裁判所への証拠提出は、証拠提出受領調書に記載しなければならない。調書には、証拠の名称、形態、内容、特徴、複写数、頁数及び受領時刻を明記し、提出者の署名又は指印、受領者の署名及び裁判所の押印をしなければならない。調書は2部作成し、1部は行政事件記録に綴り、1部は手持ち証拠を提出した当事者に交付する。
- 裁判所に対して少数民族の言語、外国語による証拠を提出した当事者は、適法に公証、実証されたベトナム語の翻訳文を添付しなければならない。

#### 第78条 証拠の確証、収集

- 行政事件の記録中の証拠が、当該事件の解決のためにはまだ十分な根拠にならないと認められる場合には、事件解決の担当裁判官は当事者に対して補充証拠の提出を要求する。
- 当事者が自分自身で証拠を収集できず、要求がある場合又は必要と認められる場合は、裁判所は、事件の事情を明確にするために、自ら又は委託して、証拠の確証、収集を行う。
- 検察官は、事件の解決過程において裁判所に対し、証拠の確証、収集を要求することができる。裁判所の判決、決定に対して異議を申し立てる場合、検察官は事件の処理過程において、自ら記録、資料、物証を収集することができる。
- 証拠の確証、収集の手段は以下の通りである。
  - 当事者の供述聴取
  - 証人の証言聴取
  - 対質
  - 現場での検討、検証
  - 鑑定意見要求
  - 財産の評価、査定決定
  - 証拠収集の委託
  - 個人、機関、組織に対する証拠提出の要求

#### 第79条 当事者の供述聴取

- 裁判官は、当事者の陳述書が作成されていない場合又は陳述書の内容が不十分、不明確である場合に限り、当事者の供述を聴取する。当事者は、自ら陳述書を作成しそれに署名しなければならない。当事者が自ら陳述書を作成できない場合は、裁判官が供述を聴取する。当事者の供述聴取は、当事者が不十分、不明確に供述した事情のみに集中して行う。裁判官自身又は書記官が、調書に当事者の供述を記載する。裁判官は、裁判所の事務所内で当事者の供述を聴取し、必要な場合には裁判所の事務所外で、当事者の供述を聴取してもよい。
- 当事者の供述調書は、その当事者に閲覧させ又は読み聞かせ、かつ、当事者が署名又は指印しなければならない。当事者は、供述調書の修正及び補充を要求することができ、確認のために供述調書に署名又は指印する。調書には、供述を聴取した者、調書記録者が署名し、裁判所の捺印をする。調書の頁が別々になっている場合は、各頁に署名をし、割印を押さなければならない。当事者の供述調書が裁判所の事務所外で作成された場合は、証人がいる又は調書が作成された所在地の社級人民委員会、公安機関、機関、組織による確認がなければならない。当事者が字を書けない者である場合は、当事者が選択した証人が立会わなければならない。
- 18歳未満の当事者、制限民事行为能力者の供述聴取は、その法定代理人又は管理、保護者の立会いの下で行わなければならない。

#### 第80条 証人の証言聴取

- 当事者の要求がある場合又は必要と認められる場合には、裁判官は、証人の証言を聴取する。
- 証人の証言聴取の手続は、本法第79条に規定する当事者の供述聴取と同様に行う。

#### 第81条 対質

- 当事者の要求がある場合又は当事者若しくは証人の供述に矛盾があると認められる場合には、裁判官は、当事者間、当事者と証人間又は証人間において対質を行わせる。
- 対質は、調書に記録し、対質の参加者が署名しなければならない。

#### 第82条 現場検討、検証

- 現場検討、検証は、現場検討、検証が必要な対象物の所在地の村級人民委員会又は機関、組織の代表が出席して、裁判官が行い、当事者が検討し、検証を知り、証見するために、事前通知しなければならない。
- 現場検討、検証は、調書に記録しなければならない。調書には、現場検討、検証の結果を明記し、現状を明確に描写し、検討、検証を行った者が署名し、当事者が出席した場合には当事者、検討、検証が必要な対象物の所在地の村級人民委員会又は機関、組織の代表及び検討、検証に参加を求められたその他の者が署名又は指印しなければならない。調書の作成後、検討、検証を行った者は、検討、検証が必要な対象物の所在地の村級人民委員会又は機関、組織の代表に、確認のための署名及び捺印を要求しなければならない。

#### 第83条 鑑定意見要求

- 当事者の要求がある場合又は必要と認められる場合には、裁判官は、鑑定意見を求める決定を発することができる。鑑定意見を求める決定には、鑑定人の氏名、住所、鑑定を必要とする対象、鑑定を必要とする問題、鑑定人の結論を必要とする具体的な要求を明記しなければならない。
- 鑑定意見を求める決定を受け取った鑑定人は、法律の規定に従って鑑定を実施しなければならない。
- 鑑定の結論が不十分、不明確である、又は法律に違反すると認められる場合には、1名又は複数の当事者の要求により、裁判官は、補充鑑定又は再鑑定決定を発することができる。前回の鑑定を行った者は再鑑定をすることはできない。

#### 第84条 偽造であると告発された証拠の鑑定意見要求

- 証拠が偽造であると告発された場合は、その証拠の提出者は、その証拠を取り下げる権利がある。取り下げない場合には、裁判官は、本法第83条の規定に従って、偽造であると告発された証拠について鑑定意見を求める決定をすることができる。
- 証拠の偽造に犯罪の兆候がある場合には、裁判官は、刑事責任を検討するためにその証拠を権限のある捜査機関に送付する。
- 偽造証拠を提出した者は、証拠の偽造により他の者に損害を生じさせた場合には、損害賠償をしなければならない。

#### 第85条 財産査定、財産査定審査

- 裁判官は、1名又は複数の当事者が要求する場合又は必要と認められる場合に財産査定、財産査定審査決定を発する。
- 裁判所の決定に従って設立される査定評議会は、金融機関の代表者である議長及び関連専門機関の代表者である構成員から構成される。査定評議会は、その構成員全員が出席した時のみ査定を行う。必要な場合には、査定を受ける財産の所在地の村級人民委員会の代表に、査定への立会いを求める。当事者は、事前に査定の時間、場所の通知を受け、査定に参加し、意見を述べることができる。査定財産の価格決定権は、査定評議会にある。
- 金融機関及び関連専門機関は、査定評議会に参加する職員を派遣し、彼らが任務を遂行するための条件を与える責任を負う。査定評議会の構成員に指名された者は、査定に全面的に参加しなければならない。
- 査定は、調書に記録し、各構成員の意見及び参加した当事者の意見を明記しなければならない。査定評議会の決定は、構成員の過半数の投票が必要である。査定評議会の構成員、当事者及び立会人は、調書に署名する。

5. 最高人民裁判所は、裁判所が財産査定審査を決定することの施行を指導する。

#### 第86条 証拠収集の委託

1. 行政事件の解決過程において、裁判所は、別の裁判所又は本条第4項に規定する権限のある機関に対し、当事者、証人の供述の聴取、現場検証、財産査定又は証拠を収集し行政事件の事情を確認するその他の措置を取るよう委託決定を発することができる。
2. 委託決定には、提訴人、被提訴人の氏名、住所、証拠収集のための具体的な委託業務を明記しなければならない。
3. 委託決定を受けた裁判所は、当該決定を受け取ってから30日の期限内に具体的な任務を遂行し、委託決定を発した裁判所に結果を文書で通知する責任を負う。任務を実行できない場合には、委託決定の発した裁判所に対して文書で通知し、理由を明示しなければならない。
4. 証拠収集をベトナムの領土外で行わなければならない場合、裁判所は、権限のあるベトナム機関又は外国の権限機関を通じて、ベトナムとその国が構成員である国際条約に従って又はベトナム法律に違反せず、国際法及び国際慣習に適合する相互主義原則に従って、委託手続を実施する。

#### 第87条 個人、機関、組織に対する証拠提出の要求

1. 当事者が、証拠収集のために必要な措置をとったにもかかわらず自分自身で証拠を収集できない場合には、行政事件の適切な解決を保障する目的で、証拠収集を行うよう裁判所に対して要求することができる。  
裁判所に証拠収集を要求する当事者は、証明すべき問題、収集すべき証拠、自ら証拠を収集できない理由、収集が必要な証拠を管理、占有している個人、機関、組織の氏名、住所を明記した申立書を提出しなければならない。
2. 裁判所、検察院は、証拠を管理、占有している個人、機関、組織に、証拠を提出するよう要求することができる。  
その証拠を管理、占有している個人、機関、組織は、要求を受け取った日から15日の期限内に、裁判所、検察院の要求に従って、十分に適時に証拠を提出する責任を負う。裁判所、検察院の要求に従って十分に適時に証拠を提出しない場合は、違反の程度により法律の規定に従って処分される可能性がある。

#### 第88条 証拠保存

1. 証拠が裁判所で提出されたとき、その証拠の保存は裁判所の責任である。
2. 証拠を裁判所で提出できない場合には、その証拠の保存は、証拠の占有者の責任である。
3. 保存のために証拠を第三者に交付することが必要な場合には、裁判官は決定を発し、保存のための第三者への証拠交付調書を作成する。保存を引き受けた者は、調書に署名しなければならない。証拠保存に対する報酬を受ける権利を有し、証拠保存の責任を負う。

#### 第89条 証拠の評価

1. 証拠の評価は、客観的、全体的、十分かつ正確に行わなければならない。
2. 裁判所は、個々の証拠及び証拠間の関連性を評価し、個々の証拠の法的価値を確定しなければならない。

#### 第90条 証拠の開示及び使用

1. 本条第2項に定める場合を除き、各証拠は、平等に公開し、使用しなければならない。
2. 裁判所は、国家機密、国民の醇風美俗、職業上の秘密、企業秘密又は当事者の正当な要求により個人の私生活の秘密に関連した証拠を公開しない。

3. 訴訟進行人及び手続参加人は、本条第2項の規定に従い公開しない場合に属する証拠について法律の規定に従い秘密を維持しなければならない。

#### 第91条 証拠保全

1. 証拠が破壊されつつある、破壊される危険がある又は将来収集が困難になる場合には、当事者は、証拠を保全するために必要な措置の適用の決定を裁判所に提案する申立書を提出することができる。裁判所は、封印、保管、写真撮影、録音、ビデオ録画、修復、検査、調書作成及びその他の措置を含む1つ以上の措置の適用を決定する。
2. 証人が証拠を提出しないよう又は虚偽の証拠を提出するよう脅迫を受け、制圧され又は買収された場合に、裁判所は、証人を脅迫し、制圧し又は買収した者に、その行為を強制的に終了させる決定を発する権限を有する。脅迫、管理又は買収行為に犯罪の兆候が見られる場合は、裁判所は刑事責任について検討する権限のある捜査機関に送致する。

### 第7章

#### 訴訟文書の発行、交付及び通知

#### 第92条 訴訟文書の発行、交付又は通知の義務

裁判所、検察院、判決執行機関は、本法の規定に従って、訴訟公文書当事者、訴訟の他の参加者及び関連する個人、機関、組織に対して、訴訟公文書を発行、交付又は通知する義務を負う。

#### 第93条 発行、交付又は通知すべき訴訟公文書

1. 裁判所の判決、決定
2. 提訴状、控訴状、異議申立決定
3. 行政訴訟の通知書、召喚状、案内状
4. 訴訟費用の予納金、手数料の予納金、訴訟費用、手数料及び他の手数料の集金領収書
5. 法律が規定する発行、交付又は通知すべきその他の訴訟公文書

#### 第94条 訴訟文書の発行、交付又は通知を行う者

1. 訴訟文書の発行、交付又は通知は、以下の者が行う。
  - a) 訴訟文書の発行、交付又は通知する任務を課された訴訟進行人、訴訟文書発布機関の者
  - b) 訴訟手続の参加者が居住する場所の社級人民委員会又は裁判所、検察院、民事判決執行機関が要求する場合は訴訟手続の参加者が就業する場所の機関、組織
  - c) 当事者、当事者の代理人又は本法に規定する場合の当事者の適法な権利利益の保護人
  - d) 郵便配達人
  - e) 法律が規定する別の者
2. 発行、交付又は通知の実施を義務付けられているのにその責任を適切に履行しなかった者は、その不履行の性質及び重大性に応じて懲戒処分を受け、行政処罰を受け又は刑事責任を追求される。損害を発生させた場合は、法律の規定に従ってその賠償をしなければならない。

#### 第95条 訴訟文書の発行、交付又は通知方法

訴訟文書の発行、交付又は通知は、以下の方法で行わなければならない。

1. 発行、交付又は通知は、直接交付、郵送又は郵便のある第三者を通じて行う。
2. 公示
3. マス・メディアで公表

#### 第96条 訴訟文書の発行、交付又は通知の適式性

1. 本法に規定に従って行われた訴訟文書の発行、交付又は通知は、適式と見なす。
2. 訴訟文書の発行、交付又は通知をする義務を負う者は、本法の規定に従わなければならない。

#### 第97条 訴訟文書の発行、交付又は通知の手続

訴訟文書の発行、交付又は通知を行う者は、関連する訴訟文書をその発行、交付又は通知の対象の者に直接手渡ししなければならない。訴訟文書の発行、交付又は通知の対象者又はその代理人は、調書又は訴訟文書の受領簿に署名しなければならない。訴訟期限の起算日は、それらの者が訴訟文書の発行、交付又は通知を受けた日とする。

#### 第98条 個人への直接発行、交付又は通知手続

1. 訴訟文書を発行、交付又は通知する対象の者が個人であるときは、訴訟文書を直接その者に交付しなければならない。
2. 発行、交付又は通知する対象の者が不在である場合には、訴訟文書は、完全な民事行為能力を有する同居の親族に対して、その認印を押させた上で手渡し、その者に自らの手で直ちに交付することを保証するようその親族に要求することができる。同居の親族が認印を押した日を発行、交付又は通知日と見なす。  
発行、交付又は通知する対象の者に、完全な民事行為能力を有する同居の親族がいない場合又は親族がその者の代わりに訴訟文書を受領することを引き受けなかった場合は、その訴訟文書は、その者の住民集団指導者、村長又は部落長（以下まとめて「住民集団指導者」という）又は訴訟文書の発行、交付又は通知する対象の者が居住する社級人民委員会又は公安機関に交付し、自らの手で直ちに発行、交付又は通知する対象の者に対して交付することを保証するようこれらの者に要求することができる。
3. 発行、交付又は通知が他の者を通して行われた場合は、発行者、交付者又は通知者は、交付又は通知する対象者の不在、訴訟文書を受け取った者、理由、交付の日時、対象者と受領者の関係、及び前者に自らの手で直ちに交付するという後者の保証を明記した調書を作成しなければならない。調書は訴訟文書の手渡しを引き受けた者、発行、交付又は通知を行った者及び立会人が署名しなければならない。
4. 訴訟文書を発行し、交付し又は通知する対象の者が新しい住所に引っ越した場合は、その新しい住所に基づいて発行、送付又は通知しなければならない。
5. 訴訟文書を発行し、交付し又は通知する対象の者が不在であり、その帰宅時又は所在地が分からない場合は、発行、交付又は通知を行う者は、発行、交付又は通知不能に関する記録を作成し、これに情報を提供した者が署名する。
6. 訴訟文書を発行、交付又は通知する対象の者が当該書類の受領を拒否した場合は、発行、交付又は通知を行う者はその理由を明記した記録を作成し、訴訟文書の受領の拒否に関して住民集団指導者、社級人民委員会又は公安機関の確認を受ける。

#### 第99条 機関、組織への直接発行、交付又は通知手続

訴訟文書を発行、交付又は通知する対象の者が機関、組織である場合は、訴訟文書は、その機関、組織の法定代理人又はその受領の責任を負う者に直接交付されなければならない。その者の認印が押されなければならない。訴訟文書を発行、交付又は通知する対象の機関、組織が、訴訟に参加する代理人又は訴訟文書を受領する代理人を有する場合は、その者がその訴訟文書の認印を押す。認印を押した日が発行、交付又は通知日となる。

#### 第100条 公示手続

1. 訴訟文書の公示は、訴訟文書を発行、交付又は通知する対象の者の所在が分からない場合又は直接発行、交付若しくは通知ができない

場合にのみ実施する。

2. 訴訟文書の公示は、裁判所が直接又は裁判所の委任により、訴訟文書を発行、交付若しくは通知する対象の者の住所又は最後の住所の社級人民委員会、発行、交付若しくは通知する対象の者が組織の場合は、発行、交付若しくは通知する対象の者の事務所又は最後の事務所の社級人民委員会が、以下の手続に従って実施する。
  - a) 裁判所の事務所又は裁判所の委任を受けた社級人民委員会の事務所に訴訟文書の原本を掲示する。
  - b) 発行、交付又は通知する対象の者の住所又は最後の住所、発行、交付又は通知する対象の者が組織である場合は、発行、交付若しくは通知する対象の者の事務所又は最後の事務所へ謄本を掲示する。
  - c) 掲示の年月日を明記した公示手続に関する調書を作成する。
3. 訴訟文書の公示期間は、掲示日から15日間である。

#### 第101条 マス・メディアの方法による通知手続

1. マス・メディアの方法による通知は、法律が規定がある場合又は公示により訴訟文書を発行、交付又は通知する対象の者が、発行、交付又は通知される必要のある書類に関する情報を得ることが保障されないと確定する根拠がある場合にのみ実施される。
2. マス・メディアの方法による通知は、当事者が要求した場合に実施することができる。マス・メディアの方法による通知費用は、通知要求をした当事者が負担しなければならない。
3. マス・メディアの方法による通知は、中央の日報紙に3回連続して掲載し、かつ中央のラジオ局又はテレビ局で3日間連続して3回放送する。

#### 第102条 訴訟文書の発行、交付又は通知の結果通知

訴訟文書を発行、交付又は通知する者が、訴訟進行者、訴訟文書発行機関又はその職員でない場合は、当該者は、訴訟文書の発行、交付又は通知の結果を裁判所又は訴訟文書の公布機関に通知しなければならない。

### 第8章 事件の提訴、受理

#### 第103条 行政事件の提訴権

1. 個人、機関、組織は、行政決定、行政行為、懲戒免職決定に対して、決定又は行為に同意しない場合又は不服申立ての解決権限を有する者に対し不服申立てをしたが、不服申立てに関する法の規定による解決期限が終わっても不服申立てが解決されない場合若しくは解決されたがその不服申立解決決定に同意しない場合に、行政事件を提訴する権利がある。
2. 個人、組織は、競争事件処理決定に対する不服申立解決決定に対して、その決定に同意しない場合に、行政事件を提訴する権利がある。
3. 個人、機関、組織は、国会代表、人民評議会代表の選挙人名簿に対して、不服申立の解決権限のある機関に対して、不服申立てをしたが、不服申立てに関する法の規定による解決期限が終わっても不服申立てが解決されない場合又はその機関の不服申立解決の方法について同意しない場合は、行政事件を提訴することができる。

#### 第104条 提訴時効

1. 提訴時効とは、個人、機関、組織が、侵害された適法な権利利益を保護すべく行政事件を解決するよう裁判所に要求するための提訴権を享受する期限である。その期限が終了したときは提訴権を失う。
2. 個々の場合における提訴時効は次のとおりである。
  - a) 行政決定、行政行為、懲戒免職決定を受領した又は知った日から1年とする。
  - b) 行政事件処理決定の不服申立解決決定を受領した日から30日とする。
  - c) 選挙人名簿作成機関から不服申立ての解決通知書を受領した日から、又は不服申立て及び告発に関する法の規定による解決期限が終わっ

ても、選挙日までに選挙人名簿作成機関から不服申立の解決結果の通知をされない場合はその期限から、選挙日の5日前までとする。

3. 提訴人は、不可抗力又は客観的な障害によって本条第2項a及びb号に定める期間内に提訴できない場合は、不可抗力又は客観的な障害が存在する期間は提訴時効に計算しない。
4. 期限、時効の確定方法に関する民法の規定は行政訴訟においても適用する。
5. 最高人民裁判所は、本条の規定の施行を指導する。

#### 第105条 提訴状

1. 提訴状は、以下の主要な内容を含まなければならない。
  - a) 作成年月日
  - b) 行政事件を解決するよう要求される裁判所
  - c) 提訴人及び被提訴人の名、住所
  - d) 行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立解決決定、選挙人名簿の不服申立解決決定の内容又は行政行為の経過の要約
  - e) 不服申立解決決定の内容（ある場合）
  - f) 裁判所の解決を提案する要求
  - g) 不服申立てを解決する権限者に対する不服申立てを同時に行わない旨の保証
2. 提訴人が個人であるときは、署名又は指印しなければならない。提訴人が機関、組織であるときは、その機関、組織の法定代理人が提訴状末尾に署名及び指印しなければならない。未成年者又は民事行為能力喪失者の適法な権利利益を保護するために提訴するときは、その提訴状には、これらの者の法定代理人、が署名又は指印する。提訴状には、提訴人の要求に理由がありかつ適法であることを証明する各資料を添付しなければならない。

#### 第106条 裁判所への提訴状の提出

1. 事件を提起する者は、以下の方法で訴状、添付書類、証拠を事件解決の管轄裁判所に送付する。
  - a) 裁判所に直接提出
  - b) 郵送による提出
1. 訴えの提起日は、提訴状が裁判所に提出された日又は送付した場所の郵便局の消印日である。

#### 第107条 提訴状の受領と検討

1. 裁判所は、当事者が直接又は郵送で提出した提訴状を受領し、それを訴状登録簿に記録し、当事者に対して提訴状を受領したことを確認する証明書を発行しなければならない。
2. 提訴状を受領した日から5営業日の期限内に、裁判所の長官は1名の裁判官に提訴状の検討を割り当てなければならない。
3. 割り当てられた日から5営業日の期限内に、裁判官は、以下の手続の1つを行うために、提訴状及び添付資料を検討しなければならない。
  - a) 事件が裁判所の管轄に属する場合は、事件を受理する手続を進める。
  - b) 事件が他の裁判所の管轄に属する場合は、提訴状を管轄裁判所に送付し、その旨を提訴人に通知する。
  - c) 本法109条1項の規定する事由にあたる場合には、提訴人に提訴状を返却する。

#### 第108条 提訴状の修正、補充要求

1. 裁判所は、提訴状が本法第105条1項に規定する内容を十分に含んでいない場合、裁判所は、提訴人に対し、10営業日の期限内で修正、補充するように通知する。この期限は、提訴人が裁判所の通知を受け取った日から計算する。
2. 提訴人が第105条1項の規定に正しく従って提訴状を修正し、補充したときは、裁判所は事件の受理を継続する。提訴人が裁判所の要求に従って、提訴状を修正し、補充しなかったときは、裁判所は、提訴状及び添付書類を提訴人に返却する。

#### 第109条 提訴状の返却

1. 以下の場合において、裁判所は提訴状を返却する。
  - a) 提訴人が提訴権を有しない。
  - b) 提訴人が十分な行政訴訟行為能力を有しない。
  - c) 提訴時効が終わっているか正当な理由がない。
  - d) 行政事件を提訴する条件が十分でない。
  - e) 事件が裁判所の法的効力を有した判決又は決定によって既に解決されている。
  - f) 事件が裁判所の解決管轄に属しない。
  - g) 提訴人が、本法第31条に定める場合において、提訴人が不服申立解決手続に従って事件の解決を選択した。
  - h) 提訴状が本法第105条に定める内容を十分に備えておらず、提訴人が本法第108条の規定に従って修正、補充をしなかった。
  - i) 本法第111条1項に規定する通知の期限が過ぎたにもかかわらず、提訴人が裁判所に対して、訴訟費用領収書を提出しなかった。ただし、正当な理由がある場合は除く。
2. 提訴状及び添付資料を返却するときは、裁判所は提訴状を返却する理由を明記した文書を添付しなければならない。提訴状の返却書を直ちに同級の検察院に送付しなければならない。

#### 第110条 提訴状の返却に対する不服申立て、建議及び不服申立て、建議の解決

1. 提訴状の返却書を受け取った日から7営業日の期限内に、提訴状を返却した裁判所の長官に対し、提訴人は不服申立てをする権利があり、検察院は建議をする権利がある。
2. 提訴状の返却についての不服申立て、建議を受領した日から3営業日の期限内に、裁判所の長官は、以下の各決定のうち1つを発しなければならない。
  - a) 提訴状の返却を維持し、当事者及び同級の検察院に通知する。
  - b) 事件の受理を進めるため、提訴状及び添付資料を再度受領する。
  3. 裁判所の長官の不服申立解決決定に同意しない場合は、不服申立解決決定を受領したときから10営業日の期限内に、直近上級裁判所の長官に対して、提訴人は不服申立てをする権利があり、同級の検察院は建議する権利がある。不服申立て又は建議を受領した日から7営業日の期限内に、直近上級裁判所の長官は、解決しなければならない。直近上級裁判所の長官の決定は最終の解決決定である。

#### 第111条 事件受理

1. 提訴状、添付資料を受領した後、提訴状を検討する担当裁判官は、行政事件が自己の管轄に属すると認めるときは、提訴人に対して、訴訟費用の予納金を納付するよう通知する。提訴人が訴訟費用の予納金の納付を免除されている又は訴訟費用の予納金の納付の必要がない場合は、提訴人に事件を受理することを通知する。予納金を納付するよう通知を受けた日から10営業日の期限内に、提訴人は、訴訟費用の予納金を納付しなければならない。
2. 提訴人が訴訟費用の予納金を納付した領収書を提出した日に、裁判所は事件を受理する。提訴人が訴訟費用の予納金の納付を免除されている又は訴訟費用の予納金の納付の必要がない場合は、事件を受理日は、裁判官が提訴人に対して受理したことを通知した日である。

#### 第112条 事件を解決する裁判官の割り当て

1. 事件を受理した日から3営業日の期限内に、裁判所の長官は、提訴状及び事件受理の検討を行った裁判官を、事件解決をする裁判官として割り当てる。提訴状及び事件受理の検討を行った裁判官が事件解決を継続できない又は訴訟進行を拒否すべき若しくは変更されるべき場合に属する場合は、裁判所の長官は、事件の解決を別の裁判官に割り当てる。事件が複雑で、解決が延長される可能性のある場合は、裁判所の長官は、連続審理を保障するために補充裁判官を割り当てる。

2. 事件の解決過程において、担当裁判官が任務を継続できない場合は、裁判所の長官は、任務を継続する別の裁判官を割り当てる。裁判官が補充裁判官なく進出した場合は、事件は最初から再審理しなければならない。

### 第113条 事件記録を作成する際の裁判官の任務、権限

1. 事件の受理を通知する。
2. 当事者に資料、証拠を裁判所に提出するように要求する。
3. 本法の規定に従って証拠を確認し、収集する。

### 第114条 事件受理の通知

1. 事件を受理した日から5営業日の期限内に、裁判所は、文書により、被提訴人、事件の解決に関連する権利義務を有する者及び同級の検察官に対し、裁判所が事件を受理したことを通知しなければならない。
2. 通知文書は、以下の主要な内容を含まなければならない。
  - a) 通知文書の作成年月日
  - b) 事件を受理した裁判所の名、住所
  - c) 提訴人、被提訴人の名、住所
  - d) 提訴人が裁判所に解決を要求する具体的な問題
  - e) 提訴人が提訴状に添付して提出した資料の目録
  - f) 通知を受けた者が、提訴人の要求に対する文書による意見及び添付資料、証拠（ある場合）を裁判所に提出しなければならない期限
  - g) 通知を受けた者が提訴人の要求に対する自己の意見を記載した文書を裁判所に提出しないことによる法律的结果

### 第115条 通知を受けた者の権利義務

1. 通知を受領した日から15日の期限内に、被提訴人、関連する権利義務を有する者は、提訴人の要求に対する意見を記載した書面及び添付資料、証拠（ある場合）を裁判所に提出しなければならない。期限延長が必要な場合は、通知を受けた者は、理由を明示して、裁判所に対して延長申請書を送付しなければならない。延長申請に根拠があるときは、裁判所は期限を1回延長するが、10日を超えてはならない。
2. 被提訴人、関連する権利義務を有する者が通知を受けたにもかかわらず、本条第1項に規定する期限内に文書による意見を提出せず、正当な理由がないときは、裁判所は本条の規定に従って事件の解決を継続する。
3. 被提訴人、関連する権利義務を有する者は、提訴状及び添付資料、証拠を知る、読む、見る、書写、複写ができるよう裁判所に要求することができる。
4. 通知を受けた日から10日の期限内に、検察官は、事件解決に参加する検察官、補充検察官（ある場合）を指名し、裁判所に対し通知する。

### 第116条 関連する権利義務を有する者の独立した要求をする権利

1. 関連する権利義務を有する者が提訴人側又は被提訴人側について訴訟に参加しない場合は、以下の条件があるときに、その者は独立した要求をする権利がある。
  - a) 事件の解決が、その者の権利義務に関連している。
  - b) その者の独立した要求が、解決中の事件に関連している。
  - c) その者の独立した要求が同一事件で解決されることにより、事件がより正確かつ迅速に解決される。
2. 独立した要求の手続は提訴人の提訴手続に関する本法の規定に従う。

## 第9章 公判準備

### 第117条 公判準備期限

1. 公判準備期限は以下のとおりである。

- a. 本法第104条第2項a号に定める場合に関する事件の受理の日から4か月
  - b. 本法第104条第2項b号に定める場合に関する事件の受理の日から2か月
  - c. 複雑な事件又は客観的障害がある事件には、裁判所の長官は公判準備期間を1回延長する決定をすることができるが、本条第1項a号の場合には2か月を超えてはならず、本条第1項b号の場合には1か月を超えてはならない。
2. 本条第1項に定める公判準備期間内に、公判期日の裁判長となる担当裁判官は、以下の各決定のうち1つを発しなければならない。
    - a. 事件を公判に付する。
    - b. 事件の解決を一時停止する。
    - c. 事件の解決を停止する。
  3. 事件を公判に付する決定をした日から20日の期限内に、裁判所は公判期日を開かなければならない。正当な理由がある場合は、その期限を伸長してもよいが、30日を超えてはならない。

### 第118条 行政事件解決の一時停止

1. 以下の各場合において、裁判所は、行政事件の解決を一時停止する決定をする。
  - a) 当事者である個人が死亡し、機関、組織が解体したが、訴訟上の権利義務を継承すべき個人、機関、組織がまだない。
  - b) 民事行為能力喪失者が当事者であって法定代理人がまだ確定していない。
  - c) 当事者の欠席の下で審理できる場合を除き、公判準備期間が終わったが当事者のうち1人が正当な理由により出席できない。
  - d) 他の機関又は他の関連する事件の解決結果を待つ必要がある。
2. 裁判所は、一時停止する理由がなくなったときは、行政事件の解決を継続する。
3. 行政事件の解決を一時停止する決定は、控訴手続に従って控訴、異議申立てされる。

### 第119条 行政事件解決の一時停止の結果

1. 裁判所は、受理簿から一時停止した行政事件名を抹消してはならず、その行政事件の解決を一時停止する決定の番号及び年月日のみを受理簿に記載する。
2. 当事者が納付した訴訟費用及び手数料の予納金は、国庫に預けられ、裁判所が行政事件の解決を継続したときに処理する。

### 第120条 行政事件解決の停止

1. 以下の各場合において、裁判所は、行政事件解決の停止を決定する。
  - a) 個人である提訴人が死亡したが、その者の権利義務が承継できない。機関、組織が解体したが、訴訟上の権利義務を承継すべき個人、機関、組織がない。
  - b) 提訴人が提訴状を取り下げ、裁判所に承認された。
  - c) 提訴人が適式に2回目まで召喚されたがなお欠席した。
  - d) 被提訴人が行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立解決決定を取り消し、又は提訴された行政行為を中止し、提訴人が訴状の取下げに同意し、関連する権利義務を有する者が独立した要求の取下げに同意した。
  - e) 本法第109条第1項に規定する場合であるのに裁判所が受理した。
2. 裁判所は、行政事件の解決を停止する決定を発したときに、要求がある場合には当事者に対して提訴状、資料、証拠を返却する。
3. 行政事件の解決を停止する決定は、控訴手続に従って控訴、異議申立てされる。

### 第121条 行政事件解決の停止の結果

1. 裁判所が行政事件の解決を停止する決定を発したとき、その行政事件に続く事件の提訴が、提訴人、被提訴人及び紛争のある法律関係において違いがない場合に、当事者は、その行政事件の再解決を裁判所に要求する提訴権を有しない。ただし、本法第109条第1項b号、

d号、g号、第120条1項b号、c号に規定する場合及び法律に別の規定がある場合を除く。

- 当事者が予納した訴訟費用、手数料の予納金は裁判所の訴訟費用、手数料に関する法律の規定に従って処理される。

#### 第122条 行政事件解決の一時停止、停止決定を発する権限

- 行政事件の解決の担当裁判官は、その行政事件の解決を一時停止し又は停止する決定を発することができる。
- 本条第1項に規定する決定を発した日から5営業日の期限内に、裁判官はその決定を当事者及び同級の検察院に送付しなければならない。

#### 第123条 事件を公判に付する決定

- 事件を公判に付する決定は、以下の主要な内容を含まなければならない。
  - 公判期日を開く年月日、地点
  - 審理が公開とされるか非公開とされるか
  - 訴訟参加人の氏名、住所
  - 提訴の内容
  - 裁判官、人民参審員、裁判所書記官、検察官、補充の裁判官、人民参審員、検察官（ある場合）の氏名
- 事件を公判に付する決定は、決定を発した後直ちに各当事者及び同級の検察院に送付しなければならない。

#### 第124条 事件記録の研究のための検察院への送付

裁判所は、事件を公判に付する決定の送付とともに、事件記録を同級の検察院に研究のために送付しなければならない。事件記録を受領した日から15日の期限内に、検察院は、事件記録を裁判所に返却しなければならない。

### 第10章 第一審の公判期日

#### 第125条 第一審公判期日に対する一般的要求

第一審公判期日は、事件を公判に付する決定に記載したとおりの又は公判期日を延期しなければならない場合には、公判期日を再開する通知に記載したとおりの時間、場所で行わなければならない。

#### 第126条 直接、口頭及び継続的審理

- 裁判所は、提訴人、被提訴人、関連する権利義務を有する者、適法な代理人、当事者の適法な権利利益の保護人及びその他の訴訟参加人に、尋問し、その陳述を聴取することにより、事件の事情を直接確定し、収集した資料、証拠を検討し、検査し、検察官の意見発表を聴かなければならない。判決は、尋問、論争の結果及び、公判期日において検討、検査された証拠のみに基づく。
- 審理は、口頭でかつ休憩時間を除いて継続的に行わなければならない。審理合議体の構成員は、公判期日の最初から最後まで審理しなければならない。特別な場合には、審理を一時停止することができるが、5営業日を超えてはならない。一時停止期限が終わったら、事件の審理は継続される。
- 最高人民裁判所は、本条の規定の施行を指導する。

#### 第127条 公判期日の規則

- 16歳未満の者は、公判期日に参加するよう裁判所から召喚された場合を除き、法廷に入室することができない。法廷にいる者は全員、審理合議体が入室した時に起立し、審理合議体に敬意を払い、秩序を守り、公判期日の裁判長の指示に厳正に従わなければならない。審理合議体が許可した者のみが尋問し、回答し又は発言することができる。尋問し、回答し又は発言する者は、健康上の理由から座ったまま質問し、回答し又は発言することを公判期日の裁判長が許可

する場合を除き、起立しなければならない。

- 最高人民裁判所は、本条第1項の規定及び法律のその他の規定に基づいて公判期日の規則を發布する。

#### 第128条 第一審審理合議体の構成

- 第一審の審理合議体は、1名の裁判官及び2名の人民参審員を含む。特別な場合には、第一審の審理合議体は、2名の裁判官及び3名の人民参審員を含むことができる。
- 最高人民裁判所は本条の規定の施行を指導する。

#### 第129条 審理合議体構成員及び裁判所書記官の出席

- 公判期日は、審理合議体構成員及び裁判所書記官の全員が出席する場合にのみ行われる。
- 裁判官、人民参審員が欠席している又は事件の審理への参加を継続できないが、補充の裁判官、人民参審員が公判期日の最初から参加した場合は、この者は、事件の審理に参加するために、欠席した審理合議体構成員と交代して事件の審理に参加することができる。
- 本条第2項に規定する審理合議体構成員を交代する補充の裁判官、人民参審員がない場合は、公判期日を延期しなければならない。
- 裁判所書記官が欠席している又は公判期日への参加を継続できず、交代する者がいない場合は、公判期日を延期しなければならない。

#### 第130条 検察官の出席

- 同級の検察院の長官によって割り当てられた検察官は公判期日に参加する任務を負い、欠席する場合は、本条2項に規定する場合を除き、審理合議体は公判期日を延期する決定をし、同級の検察院の長官に通知する。
- 検察官が欠席している又は公判期日への参加を継続できないが、補充の検察官が最初から公判期日に参加した場合は、この者は、欠席した検察官と交代して事件を審理する公判期日に参加することができる。

#### 第131条 当事者、当事者の代理人、適法な権利利益の保護人の出席

- 裁判所に1回目に適法な召喚を受けた当事者又はその代理人、当事者の適法な権利利益の保護人は出席しなければならない。欠席する者がいる場合は、審理合議体は公判期日を延期する。ただし、欠席者が欠席審理の提案状を提出している場合はその限りではない。裁判所は当事者、代理人、当事者の適法な権利利益の保護人に対して公判期日の延期を通知する。
- 裁判所に2回目に適法な召喚を受けた当事者又はその代理人、当事者の適法な権利利益の保護人は出席しなければならない。不可抗力の事由によらずに欠席した場合は、以下のように処理する。
  - 提訴人、法定代理人であって、公判期日に参加する代理人がいな場合は、提訴の放棄と見なし、裁判所は、その者の提訴要求についての事件解決を停止する決定を発す。ただし、欠席者が欠席審理の提案状を提出している場合は除く。提訴人は、提訴時効がまだ存している限り、再度の提訴権を有する。
  - 被提訴人、関連する権利義務を有する者で独立の要求を行わない者であって、公判期日に参加する代理人がいな場合は、裁判所は、それらの者の欠席の下で審理を進行する。
  - 関連する権利義務を有する者で独立の要求を行ったが、公判期日に参加する代理人がいな場合は、独立の要求の放棄と見なし、裁判所は、その者の独立の要求に対する事件解決を停止する決定を発す。ただし、欠席者が欠席審理の提案状を提出している場合は除く。独立の要求をした関連する権利義務を有する者は、提訴時効がまだ存している限り、その独立の要求について再度の提訴権を有する。
  - 当事者の適法な権利利益の保護人が欠席する場合は、裁判所はその欠席の下で審理を継続する。

### 第132条 公判期日に欠席当事者がいる場合の審理

以下の各場合においては、裁判所は、事件の審理をなお進行する。

1. 公判期日を欠席した提訴人、被提訴人、関連する権利義務を有する者が、欠席の下で審理を行うよう裁判所に提案状を提出している。
2. 提訴人、被提訴人又は関連する権利義務を有する者が公判期日に決定したが、公判期日に参加する代理人がいる。
3. 本条第131条2項b号及びd号に規定する場合。

### 第133条 証人の出席

1. 証人は、事件の各事情を明らかにするため、裁判所の召喚状に従って公判期日に参加する義務を負う。証人が欠席したが、その前に裁判所に対して直接供述をしていた又は裁判所に対して供述を送付していた場合は、裁判長は、その供述を公表する。
2. 証人が欠席した場合は、審理合議体は、公判期日の延期を決定し又は審理をなお進行する。正当な理由なくして証人が公判期日に欠席し、かつ、その者の欠席により審理に障害を生じさせる場合は、審理合議体の決定に従って公判期日に引致することができる。

### 第134条 鑑定人の出席

1. 鑑定人は、鑑定及び鑑定の結論に関連する問題を明らかにするため、裁判所の召喚状に従って公判期日に参加する義務を負う。
2. 鑑定人が欠席した場合は、審理合議体は、公判期日の延期を決定し又は審理をなお進行する。

### 第135条 通訳人の出席

1. 通訳人は、裁判所の召喚状に従って公判期日に参加する義務を負う。
2. 通訳人が欠席し、交代する他の者がいない場合は、審理合議体は、公判期日の延期を決定する。

### 第136条 公判期日の延期

1. 以下の各場合において、審理合議体は、公判期日を延期する。
  - a) 本法第129条第3項及び第4項、第130条1項、第131条1項、第135条2項の規定する場合。
  - b) 審理合議体の構成員、検察官、裁判所書記官、通訳人が変更されたが、直ちに交代する者がいない場合。
  - c) 鑑定人が変更された場合。
  - d) 補充の資料、証拠を確認し、収集しなければならないが、公判期日において直ちには実現できない場合。
2. 本法第133条第2項及び第134条第2項において公判期日が延期される場合。

### 第137条 公判期日延期の期間、決定、権限

1. 第一審公判期日の延期期間は、公判期日延期決定を発した日から30日を超えない。
2. 公判期日延期決定には、以下の主要な内容を含まなければならない。
  - a) 決定発付の年月日
  - b) 裁判所名及び訴訟公進行人の氏名
  - c) 公判に付された事件
  - d) 公判期日延期の理由
  - e) 公判期日再開の時間、場所
3. 公判期日延期決定は、審理合議体を代表して公判期日の裁判長が署名する。公判期日の裁判長が欠席した場合は、裁判所の長官が公判期日延期決定を発する。公判期日延期決定は、直ちに訴訟公参加人に通知する。欠席者に対しは、直ちに決定を送付し、同時に同級の検察院にも送付する。
4. 裁判所が公判期日延期決定に記載した時間、場所で正しく公判期日を再開できない場合は、裁判所は、直ちに同級の検察院及び訴訟公参加人に公判期日の再開時間、場所を通知しなければならない。

### 第138条 公判期日における裁判所の判決、決定の発付手続

1. 判決は、評議室において審理合議体により討論、承認されなければならない。
2. 訴訟公進行人、鑑定人、通訳人の変更、事件の移送、事件解決の一時停止又は停止、公判期日延期の決定は、評議室において討論し、承認されなければならない。文書にしなければならない。
3. 他の問題に関する決定は、法廷において審理合議体により討論され、承認される。文書にする必要はないが、公判期日調書に記載しなければならない。

### 第139条 公判期日における事件解決の一時停止、停止

1. 公判期日において、本法第188条第1項に規定する場合の1つがあるときは、審理合議体は、事件の解決を一時停止する決定を発する。
2. 本法第120条1項に規定する各場合の1つがあるときは、事件の解決を停止する決定を発する。
3. 当事者が新しい行政決定を提出し、その行政決定が提訴された決定に関連して、事件を審理している第一審裁判所の管轄権に属しない場合は、審理合議体は事件の審理を停止し、管轄権のある裁判所に事件記録を移送する。

### 第140条 公判期日調書

1. 公判期日調書には、以下の内容が完全に記載されなければならない。
  - a) 本法第123条第1項に定める内容
  - b) 公判期日における最初から最後まですべての経過
  - c) 公判期日における尋問、回答及び発言
  - d) 本法の規定に従って、公判期日調書に記載しなければならないその他の内容
2. 公判期日調書への記載の他、裁判所は、公判期日の経過について録音、録画をすることができる。
3. 公判期日終了後、審理合議体は調書を検査しなければならない。公判期日の裁判長と裁判所書記官は、調書に署名しなければならない。
4. 検察官及び訴訟公参加人には、公判期日の調書を開覧し、調書の修正、補充を求め、確認のため署名する権利を有する。

### 第141条 公判期日開始の準備

公判期日開始前に、裁判所書記官は、以下の事務をしなければならない。

1. 公判期日の規則を周知する。
2. 裁判所の召喚状に従って公判期日に参加する者の出欠を検査し、確定する。欠席者がいる場合は、その理由を明らかにしなければならない。
3. 法廷の秩序を維持する。
4. 法廷にいる者全員に対し、審理合議体が法廷に入るときに起立することを要求する。

### 第142条 公判期日の開始

1. 公判期日の裁判長は、公判期日を開始し、事件を公判に付する決定を読む。
2. 裁判所書記官は、審理合議体に裁判所の召喚状に従って公判期日に参加する者の出欠及び欠席の理由を報告する。
3. 公判期日の裁判長は、裁判所の召喚状に従って、公判期日に参加する者の出欠を再検査し、当事者の身分証を検査する。
4. 公判期日の裁判長は、当事者及び他の訴訟公参加人の権利義務を周知する。
5. 公判期日の裁判長は、訴訟公進行人、鑑定人、通訳人を紹介する。
6. 公判期日の裁判長は、訴訟公進行人、鑑定人、通訳人の変更を要求する権利を有する者に対し、誰かの変更を要求するかどうか及び要求する理由を確認するために、その旨の尋問をする。

### 第143条 訴訟公進行人、鑑定人、通訳人の変更要求の解決

公判期日において訴訟公進行人、鑑定人、通訳人の変更を要求する者がいる場合は、審理合議体は、本法の規定に従って、要求を承認するか承認しないかを検討し、決定しなければならない。承認しない場合は、理由を明示

して公判期日調書に記載しなければならぬ。

#### 第144条 証人の客観性の保障

1. 証人が知っている事件の解決に関連する問題について証人が尋問される前に、公判期日の裁判長は、証人が証人同士の証言を聞かれないように又は関連する者と接触しないように、必要な措置を決定することができる。
2. 当事者及び証人の証言が相互に影響している場合は、公判期日の裁判長は証人を尋問する前に当事者を証人から隔離する決定をすることができる。

#### 第145条 要求の変更、補充、取下げに関する当事者への尋問

1. 公判期日の裁判長は、提訴人に、提訴要求の一部又は全部の変更、補充、取下げをしようかどうかを尋問する。
2. 公判期日の裁判長は、独立した要求を行う関連する権利義務を有する者に、その独立した要求の一部又は全部の変更、補充、取下げをしようかどうかを尋問する。

#### 第146条 要求の変更、補充、取下げについての検討

1. 審理合議体は、当事者の要求の変更、補充について、それらの者の要求の変更、補充が最初の提訴又は独立した要求の範囲を超えないときに承認する。
2. 当事者がその要求の一部又は全部を取り下げ、かつ、その取下げが任意に行われた場合は、審理合議体は、当事者が取り下げた要求の一部又は全部について承認し、審理を停止する。

#### 第147条 訴訟手続上の地位の変更

提訴人が提訴要求の全部を取り下げたが、関連する権利義務を有する者がその独立した要求を継続する場合は、関連する権利義務を有する者が提訴人になる。

#### 第148条 公判期日における尋問

1. 審理合議体は、提訴人、被提訴人、関連する権利義務を有する者、当事者の代理人、当事者の適法な権利利益の保護人、証人、鑑定人の意見を聞き、これらの各意見と収集された資料、証拠と比較する方法によって、事件の事情を十分に確定する。
2. 当事者の陳述を聞き終わった後、個別の者に対する個別の問題についての尋問は、公判期日の裁判長が人民参審員の直前に尋問し、その後、当事者の適法な権利利益の保護人、当事者、その他の訴訟参加人、検察官という順序に従って行う。

#### 第149条 提訴人の尋問

1. 提訴人が複数いる場合は、1人ずつ別々に尋問しなければならぬ。
2. 提訴人に対しては、提訴人、提訴人の適法な権利利益の保護人が陳述した問題で、不明確である、互いに矛盾している又はその者の前の証言と矛盾している、被提訴人、関連する権利義務を有する者及びそれらの者の適法な権利利益の保護人の陳述と矛盾しているものに関してのみ尋問する。
3. 提訴人は自ら回答し又は提訴人の適法な権利利益の保護人が提訴人の代わりに回答し、その後提訴人が補充の回答をすることができる。

#### 第150条 被提訴人の尋問

1. 被提訴人が複数いる場合は、1人ずつ別々に尋問しなければならぬ。
2. 被提訴人に対しては、被提訴人、被提訴人の適法な権利利益の保護人が陳述した問題で、不明確である、互いに矛盾している又はその者の前の証言と矛盾している、提訴人、関連する権利義務を有する者及びそれらの者の適法な権利利益の保護人の陳述と矛盾しているものに関してのみ尋問する。

3. 被提訴人は、自ら回答し又は被提訴人の適法な権利利益の保護人が被提訴人の代わりに回答し、その後被提訴人が補充の回答をすることができる。

#### 第151条 関連する権利義務を有する者の尋問

1. 関連する権利義務を有する者が複数いる場合は、1人ずつ別々に尋問する。
2. 関連する権利義務を有する者に対しては、その者、その適法な権利利益の保護人が陳述した問題で、不明確である、互いに矛盾している又はその者の前の証言と矛盾している、提訴人、被提訴人、それらの者の適法な権利利益の保護人の陳述と矛盾しているものに関してのみ尋問する。
3. 関連する権利義務を有する者は、自ら回答し又はその適法な権利利益の保護人がその者の代わりに回答し、その後その者が補充の回答をすることができる。

#### 第152条 証人の尋問

1. 証人が複数いる場合は、1人ずつ別々に尋問する。
2. 証人に尋問する前に、公判期日の裁判長は、その者と事件の当事者との関係について明確に尋問しなければならぬ。証人が未成年である場合は、公判期日の裁判長は、その父母、後見人又は男性教師、女性教師に尋問を手伝うよう要求することができる。
3. 公判期日の裁判長は、証人に自分が知っている事件の事情を明確に陳述するよう要求する。証人が陳述を終えた後に、証人に対して、その陳述した点で、不明確である、不十分である又は互いに矛盾している、その前の供述を矛盾している、当事者、当事者の適法な権利利益の保護人の陳述と矛盾するものについてのみ追加の尋問をする。
4. 証人は、陳述を終えた後、追加の尋問を受けることができるよう法廷にとどまる。
5. 証人及びその親族の安全を保障することが必要な場合は、審理合議体は、証人の身元に関する情報を漏らさないこと及び証人が公判期日の出席者に見られないようにすることを決定する。

#### 第153条 事件の資料の公開

1. 審理合議体は、以下の場合に事件の資料を公開する。
  - a) 訴訟参加人が公判期日に欠席したが、公判準備段階において既に供述をした。
  - b) 訴訟参加人の公判期日における供述が、その者の前の供述と矛盾する。
  - c) 審理合議体が必要と考えた時又は検察官、訴訟参加人が要求した場合
2. 国家秘密を維持し、国民の醇風美俗を維持し、当事者の要求に従い職業上の秘密、経営上の秘密、個人の私生活上の維持することが必要な特別な場合は、審理合議体は、事件記録にある資料を公開しない。

#### 第154条 録音テープ、ディスクの聴取、録画ビデオテープ、ディスクの映写

本法第153条第2項に規定する場合を除き、検察官、訴訟参加人の要求に従又は審理合議体が必要と認めるときは、審理合議体は、公判期日において録音テープ、ディスクを開かせ、ビデオテープ、ディスクを映写させることができる。

#### 第155条 物証の取調べ



1. 物証、写真又は物証を確認する調書は、公判期日に検討するために提示される。
2. 必要と認める場合、審理合議体は、当事者ととも、公判期日に運ぶことができない物証を検討するために現場に行くことができる。

#### 第156条 鑑定人の尋問

1. 公判期日の裁判長は、鑑定を課された問題に関する自らの結論を陳述することを鑑定人に要求する。鑑定人は、陳述のときに、鑑定の結論、鑑定の結論の根拠に関して補充の説明をすることができる。
2. 公判期日に出席する検察官、訴訟参加人は、鑑定の結論に関する意見を述べることができ、鑑定の結論中でまだ不明確である、矛盾している又は事件のその他の事情と矛盾している問題について尋問することができる。
3. 鑑定人が公判期日に欠席した場合は、公判期日の裁判長は鑑定の結論を公開する。
4. 訴訟参加人が公判期日において公開された鑑定の結論に同意せず、補充鑑定又は再鑑定を要求した場合は、審理合議体は、その補充鑑定又は再鑑定が事件の解決に必要であると認めるときは、補充鑑定、再鑑定を決定する。この場合、審理合議体は公判期日を延期する決定をする。

#### 第157条 公判期日における尋問の終了

事件の事情を十分に検討できたと認めるときは、公判期日の裁判長は、検察官、当事者、当事者の適法な権利利益の保護人及びその他の訴訟参加人に対して、さらに尋問を要求する問題があるかどうかを尋問する。要求する者がおり、その要求に根拠があると考えられる場合は、公判期日の裁判長は尋問の継続を決定する。

#### 第158条 論争時の発表の順序

1. 尋問終了後、審理合議体は、公判期日の論争部分に移る。論争時の発表の順序は以下のとおりに行われる。
  - a) 提訴人の適法な権利利益の保護人が発表する。提訴人は意見を補充する権利を有する。
  - b) 被提訴人の適法な権利利益の保護人が発表する。被提訴人は意見を補充する権利を有する。
  - c) 関連する権利義務を有する者の適法な権利利益の保護人が発表する。関連する権利義務を有する者は意見を補充する権利を有する。
2. 当事者、当事者の適法な権利利益の保護者が公判期日に欠席したが、当事者の適法な権利利益を保護する文書を提出している場合は、審理合議体は、公判期日にその文書を公表しなければならない。
3. 当事者が自らの適法な権利利益の保護人を持たない場合は、論争時に自分自身で発表する。

#### 第159条 論争時の発表と返答

証拠の評価について発表し、事件解決について自己の観点を提示する際には、論争に参加する者は、既に収集され、公判期日において検討、検査された資料、証拠のみならず公判期日における尋問の結果に基づかなければならない。論争に参加する者は他の者の意見に返答する権利を有する。公判期日の裁判長は、論争の時間を制限してはならず、論争に参加する者が意見の陳述を尽くせる条件を作らなければならない。ただし、事件に関連しない意見は中断することができる。

#### 第160条 検察官の発表

1. 訴訟参加人が論争の発表と返答を終えた後、検察官は事件解決の過程における裁判官、審理合議体の法律遵守、事件受理から審理合議体の評議の時点までの行政訴訟参加人の法律執行について意見を発表する。
2. 最高人民検察院及び最高人民裁判所は本条の施行を指導する。

#### 第161条 評議

1. 論争部分が終了した後、審理合議体は評議のため評議室に入る。

2. 審理合議体の構成員のみが評議に参加する権利を有する。評議中には、審理合議体の構成員は、個別の問題について多数決の方法で投票して、事件の問題のすべてを解決しなければならない。人民参審員が先に投票し、裁判官が後から投票する。審理合議体が5人の構成員を含む場合は、公判期日の裁判長である裁判官が最後に投票する者となる。少数意見を有する者は文書で自己の意見を陳述し、事件記録に添付する権利を有する。
3. 評議中には、審理合議体は、公判期日において検査され、検討された資料、証拠、公判期日の尋問の結果のみを根拠とすることができ、訴訟参加人、検察官の意見を十分に検討しなければならない。
4. 評議中には、討論された意見、審理合議体の決定を調書に記録しなければならない。評議調書は、判決言渡し前、評議室において、審理合議体の構成員により署名、されなければならない。
5. 事件に多くの複雑な事情があり、評議に長時間要する場合には、審理合議体は評議時間を決定することができるが、公判期日の論争終了時から起算して5営業日を超えてはならない。審理合議体は、公判期日の出席した者及び欠席した訴訟参加人に判決を言い渡す日時及び場所を知らせなければならない。審理合議体がこの通知をしたにもかかわらず、訴訟参加人が欠席した場合は、審理合議体は、本法第165条の規定に従って、判決の言渡しを行う。

#### 第162条 尋問と論争の再開

論争又は評議の過程で、事件の事情がまだ検討されておらず、尋問が十分でない又は更に証拠の検討が必要であると認められる場合は、審理合議体は、尋問及び論争の再開を決定する。

#### 第163条 審理合議体の権限

1. 審理合議体は、提訴された行政決定、行政行為、解雇懲戒処分決定、競争事件処理決定に対する不服申立解決決定、選挙人名簿、関連する不服申立解決決定の適法性を検討する。
2. 審理合議体は以下の決定を発することができる。
  - a) 提訴要求に法的な根拠がなければ、それを棄却する。
  - b) 提訴要求の一部又は全部を承認し、違法な行政決定の一部又は全部の取消を言い渡す。国家機関又は国家機関の権限のある者に対して、法律の規定に従って任務及び公務の履行を強制させる。
  - c) 提訴要求の一部又は全部を承認し、行政行為の一部又は全部が違法であることを宣言する。国家機関又は国家機関の権限のある者に対して、違法な行政行為を終了させる。
  - d) 提訴要求を承認し、違法な懲戒免職決定の取消を宣言する。機関、組織の長に対して、法律規定に従って任務及び公務の履行を強制させる。
  - e) 提訴要求の一部又は全部を承認し、競争事件処理決定に対する違法な不服申立解決決定の一部又は全部の取消を宣言する。競争事件処理決定に対する不服申立解決決定を発した権限のある機関、者に対して、競争法の規定に従って、事件の再処理を強制させる。
  - f) 提訴要求の一部又は全部を承認し、選挙人名簿の作成した機関に対して、法律の規定に従って、選挙人名簿の修正、補充を強制させる。
  - g) 違法な行政決定、行政行為、懲戒免職決定又は競争事件処理決定によって侵害された個人、機関、組織の損害の賠償、適法な権利利益の回復を強制させる。
  - h) 権限のある国家機関、権限のある国家機関の長に対し、国家機関、国家機関の権限者の責任の検討を建議する。

#### 第164条 第一審判決

1. 第一審の審理合議体は、ベトナム社会主義共和国の名において判決を発付する。
2. 判決は、冒頭部分、事件の内容部分、裁判所の認定部分、決定部分を含む。
3. 冒頭部分では、第一審を審理した裁判所の名、事件受理番号及び日付、判決番号及び言渡し日、審理合議体の構成員、裁判所書記官、検察官の氏名、提訴人、被提訴人、関連する権利義務を有する者、

当事者の適法な代理人、適法な権利利益の保護人、その他の訴争参加人の名前及び住所、提訴の対象、事件を公判に付す決定の番号及び年月日、審理の公開又は非公開、審理の時間及び場所を明記しなければならない。

4. 事件の内容及び裁判所の認定部分では、提訴人の提訴要求、被提訴人の提案、関連する権利義務を有する者の提案、独立の要求、裁判所の認定、裁判所が事件解決のために根拠とした法規規範文書の条項号を記載しなければならない。  
裁判所の認定部分に当事者、当事者の適法な権利利益の保護者の要求、提案を承認し又は承認しない根拠を分析しなければならない。
5. 決定部分には、事件において解決されなければならない各問題についての裁判所の決定、訴訟費用、判決に対する控訴権を明記しなければならない。直ちに執行しなければならない決定の場合には、その決定を明記しなければならない。

#### 第165条 判決の言渡し

判決の言渡しの際に、法廷にいるすべての者は、公判期日の裁判長が許可した特別な場合を除き、起立しなければならない。公判期日の裁判長又は審理合議体の他の構成員は、判決を読む。読み終わった後に、判決の執行及び控訴権について更に説明することができる。  
当事者がベトナム語を理解しない場合は、判決言渡し後、通訳人が、判決全文を、当該当事者が理解する言語で通訳しなければならない。

#### 第166条 判決書の抄本、判決書の発行、送付

1. 公判期日終了から3営業日の期限内に、各当事者は、裁判所から事件についての判決書の抄本の発行を受ける。
2. 判決言渡しの日から7日の期限内に、裁判所は、判決書を当事者及び同級の検察院に発行し、送付しなければならない。
3. 控訴、異議申立ての期限が過ぎた日より30日の期限内に控訴、異議がなければ、裁判所は、当事者、同級の検察院、判決執行機関、被提訴人の直近上級機関に法的効力を有する判決書を送付する。

#### 第167条 判決、決定の修正、補充

1. 裁判所の判決、決定が発布された後、綴り、取り違え又は計算間違いによるデータに関する明らかな誤りを発見した場合を除き、判決、決定を修正、補充することはできない。修正、補充文書は、裁判所により、当事者及び同級の検察官に直ちに提供されなければならない。判決、決定が既に法的効力を有している場合は、同級の民事判決執行機関、被提訴人の直近上級機関に送付する。
2. 本条第1項の規定による判決、決定の修正、補充は、公判期日、会議期日の裁判長である裁判官がその事件の審理合議体の構成員である人民参審員との協力で行わなければならない。審理合議体の構成員のうち1人が修正、補充をすることができないときは、修正、補充は、裁判所の長官によって行われる。

### 第11章

#### 国会代表選挙又は人民評議会代表選挙の選挙人名簿に関する訴願解決手続

#### 第168条 提訴状の受領と事件受理

国会代表選挙の選挙人名簿、人民評議会代表選挙の選挙人名簿に関する提訴状を受領後直ちに、裁判所の長官は、事件を直ちに受理するために1人の裁判官を割り当てる。

#### 第169条 事件解決の期限

1. 事件を受領した日から2日の期限内に、事件受理の担当裁判官は以下の各決定のうち1つを発しなければならない。
  - a) 事件を公判に付す決定
  - b) 事件の停止及び提訴状の返却
2. 裁判所は事件を公判に付す決定を発した後、その決定を各当事者及び同級の検察院に直ちに送付しなければならない。

3. 裁判所は、事件を公判に付す決定を発した日から2日の期限内に、公判期日を開いて審理をしなければならない。

#### 第170条 検察院の代表、当事者の出席

当事者、同級の検察院の検察官は、公判期日に出席しなければならない。公判期日に欠席した場合であっても、裁判所は事件の審理を実施する。

#### 第171条 本法の他の規定の適用

1. この章に規定がない場合、本法の他の規定は、国会代表選挙の選挙人名簿、人民評議会代表選挙の選挙人名簿に関する訴願に対する行政事件の解決のために適用される。
2. 最高人民裁判所は本条に規定する施行を指導する。

#### 第172条 裁判所の判決、事件の停止決定の効力

1. 国会代表選挙の選挙人名簿、人民評議会代表選挙の選挙人名簿に対する訴願を解決する判決、事件の停止決定は、直ちに執行力を有する。当事者は、控訴権を有さず、検察院は異議申立権を有しない。
2. 裁判所は、直ちに判決書、事件の停止決定書を、各当事者及び同級の検察院に送付しなければならない。

### 第12章

#### 控訴審手続

#### 第173条 控訴審の性質

控訴審とは、まだ法的効力を有していない第一審裁判所の判決、決定に対する控訴又は異議が申し立てられた事件についての直近上級裁判所による再審理である。

#### 第174条 控訴権を有する者

当事者又は当事者の代理人は第一審裁判所の判決、事件の一時停止決定、停止決定について直近上級裁判所に対して、控訴手続によって再度解決を求めるために控訴状を提出する権利を有する。

#### 第175条 控訴状

1. 控訴状には、以下の主要な内容を含まなければならない。
  - a) 控訴状の作成年月日
  - b) 控訴人の氏名及び住所
  - c) 法的効力を有していない第一審裁判所の判決、決定のうち控訴を申し立てる部分
  - d) 控訴の理由及び控訴人の要求
  - e) 控訴人の署名又は指印
2. 控訴状は、控訴された判決、決定を発した第一審裁判所に提出しなければならない。控訴に十分根拠があり適法であることを証明する補充の資料、証拠（ある場合）を控訴状に添付しなければならない。  
控訴状を控訴審裁判所に提出した場合は、控訴審裁判所は、本法第186条の規定に従って第一審裁判所が必要な手続を実施するために、控訴状を第一審裁判所に送付しなければならない。

#### 第176条 控訴の期限

1. 第一審裁判所の判決に対する控訴期限は、裁判所が判決を言い渡した日から15日である。当事者が公判期日を欠席したときは、この期限は、判決がそれらの者に交付され又はそれらの者が居住する場所又は当事者が機関、組織であるときは本店所在地である社級の人民委員会の本部に掲示された日から計算する。
2. 第一審裁判所の事件解決の一時停止、停止決定に対する控訴期限は、控訴権を有する者がその決定を受領した日から7日である。
3. 控訴状は郵送される場合は、控訴日は、送付場所の郵便局が封筒に印を押した日に基づいて計算する。

#### 第177条 控訴状の審査

1. 控訴状を受け取った後に、第一審裁判所は、本法第 175 条第 1 項の規定に従ってその適式性を検査しなければならない。控訴状が本法第 175 条第 1 項に定めた十分な内容を含まない場合は、第一審裁判所は、控訴人にそれを修正し、補充するよう要求する。
2. 不可抗力の事件又は客観的な障碍によって本法第 176 条に定める期限を徒過した控訴の場合（以下、期限の徒過した控訴という。）は、第一審裁判所は、控訴人にその理由を明確に陳述し、かつ期限を徒過して控訴状を提出したことが正当である理由を証明する資料、証拠（ある場合）を提出するよう要求する。

#### 第 178 条 期限を徒過した控訴

1. 第一審裁判所は、期限を徒過した控訴状を受け取った後に、控訴状、控訴が期限を徒過した理由に関する控訴人の詳述書及び資料、証拠（ある場合）を控訴審裁判所に送付しなければならない。
2. 期限を徒過した控訴状及び追加して添付した資料、証拠を受け取ってから 10 日の期限内に、控訴審裁判所は、徒過した控訴を検討するため 3 名の裁判官を含む合議体を設ける。期限を徒過した控訴を検討する合議体は、徒過した控訴を承認する又は承認しない決定を発することができ、決定の中で承認する又は承認しない理由を明記しなければならない。合議体の決定は、期限を徒過した控訴人、第一審裁判所及び控訴審級の検察院にその決定を送付しなければならない。控訴審裁判所が期限を徒過した控訴を承認する場合は、第一審裁判所は、本法に規定する手続を実施し、事件の記録を控訴審裁判所に送付する。

#### 第 179 条 控訴審訴訟費用の予納金の納付通知

1. 適式な控訴状を承認した後、第一審裁判所は、控訴人が控訴審訴訟費用の予納金の納付を免除され又は納付の必要がない場合に属しないときは、控訴人に対して、法令の定める控訴審訴訟費用の予納金を納付するよう通知しなければならない。
2. 控訴審訴訟費用の予納金の納付に関する裁判所の通知を受け取った日から 10 日の期限内に、控訴人は、訴訟費用の予納金を納付し、第一審裁判所に訴訟費用の予納金の納付した領収書を提出しなければならない。この期限を過ぎても控訴人が控訴審訴訟費用の予納金を納付しない場合は、正当な理由がある場合を除き、控訴人が控訴を放棄したと見なす。裁判所は当事者に控訴状を返却する。

#### 第 180 条 控訴の通知

1. 事件記録と控訴状を控訴審裁判所に送付するときは、第一審裁判所は、文書で、同級の検察院及び控訴に関連する当事者に控訴を通知しなければならない。
2. 控訴について通知を受けた当事者は、控訴審裁判所に対して控訴の内容についての自己の意見を記載した文書を提出する権利がある。その者の意見を記載した文書は事件記録に綴られる。

#### 第 181 条 検察院の異議申立て

同級及び直近上級の検察院の長官は、直近上級裁判所に對し控訴審手続に従って事件を再解決するよう要求するため、第一審裁判所の判決、事件解決の一時停止、停止決定に対し異議を申し立てる権利がある。

#### 第 182 条 検察院の異議申立決定

1. 検察院の異議申立決定は、文書で行い、以下の主要な内容を含んでいなければならない。
  - a) 異議申立決定の発した年月日及び異議申立決定の番号
  - b) 異議申立決定を發した検察院の名称
  - c) 法的効力を有していない第一審裁判所の判決、決定のうち異議を申し立てる部分
  - d) 異議申立ての理由及び検察院の要求
  - e) 異議申立決定に署名した者の氏名及び異議申立決定を發した検察

院の押印

2. 異議申立決定は、異議を申し立てられた判決、決定を言い渡した第一審裁判所に対して、第一審裁判所が本法第 186 条に規定する手続を行うために、直ちに送付しなければならない。異議申立決定には、検察院の異議申立てに十分根拠があり適法であることを証明する補充の資料、証拠（ある場合）を添付する。

#### 第 183 条 異議申立ての期限

1. 第一審裁判所の判決に対する異議申立ての期限は、判決を言い渡した日から、同級の検察院については 15 日、直近上級検察院については 30 日である。
2. 第一審裁判所の事件解決の一時停止、停止決定に対する異議申立ての期限は、同級の検察院が決定を受け取った日から、同級の検察院については 7 日、直近上級検察院については 10 日である。

#### 第 184 条 控訴、異議申立ての通知

1. 異議申立決定を發した検察院は、直ちに異議申立てに関連する当事者に異議申立決定を送付しなければならない。
2. 異議申立ての通知を受けた者は、控訴審裁判所に対して異議申立ての内容についての自己の意見を記載した文書を提出する権利がある。その者の意見を記載した文書は事件記録に綴られる。

#### 第 185 条 控訴、異議申立ての結果

1. 第一審裁判所の判決、決定のうち控訴をされ、異議申立てをされた部分は、法律が直ちに執行するよう規定している場合を除き、執行されない。
2. 控訴、異議申立てをされなかった第一審裁判所の判決、決定の全部又は一部は、控訴又は異議申立ての期限が経過した日から法的効力を有する。

#### 第 186 条 事件記録、控訴、異議申立ての送付

第一審裁判所は、事件記録、控訴状、異議申立決定及び添付資料、証拠を、次の日から 5 営業日の期限内に控訴審裁判所に送付しなければならない。

1. 控訴人が控訴審訴訟費用の予納金の納付を免除されている又納付の必要がない場合は、控訴人が控訴状を第一審裁判所に提出したとき
2. 控訴人が控訴審訴訟費用の予納金を納付しなければならない場合は、控訴人が控訴審訴訟費用の予納金を納付した領収書を第一審裁判所に提出したとき
3. 第一審裁判所が検察院の異議申立決定を受領したとき

#### 第 187 条 控訴審の事件受理

1. 控訴審裁判所は、事件記録、控訴状、異議申立決定及び添付資料、証拠を受領した後直ちに受理簿に記録しなければならない。
2. 控訴審裁判所の長官又は最高人民裁判所の控訴審裁判長は、控訴審合議体を設立し、公判期日、會議期日における裁判長を務める裁判官を割り当てる。

#### 第 188 条 控訴、異議申立ての変更、補充、取下げ

1. 控訴審の公判期日開始前又は公判期日において、控訴人は控訴を変更、補充する権利を有し、異議申立決定を發した検察院は異議申立てを変更、補充する権利を有するが、控訴、異議申立ての期限が終わったときは、初めの控訴、異議申立ての範囲を超えてはならない。
2. 控訴審の公判期日開始前又は公判期日において、控訴人は控訴を取り下げる権利を有し、異議申立決定を發した検察院又は直近上級検察院は異議申立てを取り下げる権利を有する。控訴審裁判所は、控訴人が控訴を取り下げた又は検察院が異議申立てを取り下げた事件について、控訴審の審理を停止する。控訴審の審理の停止は、公判期日前においては、公判期日において裁判長が決定により、公判期日においては、審理合議体が決定により行う。

3. 公判期日開始前の控訴、異議申立ての変更、補充、取下げは、文書によらなければならない。控訴審裁判所に送付されなければならない。控訴審裁判所は、控訴、異議申立ての変更、補充、取下げについて、当事者に通知しなければならない。当事者の控訴の変更、補充、取下げについて同級の検察院に通知しなければならない。公判期日における控訴、異議申立ての変更、補充、取下げは、公判期日調書に記載されなければならない。

#### 第189条 新証拠の補充

1. 控訴審の公判期日前又は公判期日において、控訴人、異議を申し立てた検察官、控訴、異議申立てに関連する権利義務を有する者、当事者の適法な権利利益の保護人は、新しい証拠を補充する権利を有する。
2. 控訴審裁判所は、自ら又は当事者の要求に従って、補充された新しい証拠の検証を実行する。裁判所は、本条86条の規定に従い証拠の検証を委託することができる。

#### 第190条 控訴審の範囲

控訴審裁判所は、控訴又は異議申立てをされている又は控訴又は異議申立ての内容に関連する判決・決定の部分のみを検査する。

#### 第191条 控訴審公判準備期限

1. 事件を受理した日から60日の期限内に、公判期日の裁判長を務める担当裁判官は、以下のいずれかの決定の1つを発ししなければならない。
  - a) 事件の控訴審を一時的に停止する。
  - b) 事件の控訴審を停止する。
  - c) 事件を控訴審公判に付す。
2. 複雑な性質を持つ事件である又は客観的な障壁がある場合、控訴審裁判所の長官は、本条1項に規定する公判準備期限の延長を決定することができるが、30日を超えてはならない。
3. 事件を控訴審公判に付す決定を発した日から30日の期限内に、裁判所は、控訴審の公判期日を開かなければならない。正当な理由がある場合は、この期限は60日である。
2. 事件を控訴審公判に付す決定は、同級の検察院及び控訴、異議申立てに関連する者に送付しなければならない。

#### 第192条 控訴審審理合議体の構成

控訴審審理合議体は、3名の裁判官を含む

#### 第193条 審理合議体構成員及び裁判所書記官の出席

1. 公判期日は、審理合議体の構成員全員及び裁判所書記官が出席する場合に限って進行される。
2. 裁判官が欠席し又は事件の審理への参加を継続できないが、補充の裁判官が公判期日の最初から参加した場合は、この者が欠席した裁判官に交代して事件の審理に参加することができる。
3. 本条第2項に規定する審理合議体の構成員を代替する補充の裁判官がいなければ、公判期日を延期しなければならない。
4. 裁判所書記官が欠席し又は公判期日に継続して参加できず、交代の者がいない場合は、公判期日を延期しなければならない。

#### 第194条 検察官の出席

1. 同級の検察院の長官から割り当てられた検察官は、公判期日に参加する義務がある。欠席する場合に審理合議体は公判期日の延期を決定し、同級の検察院の長官に通知する。ただし、本条第2項に規定する場合はその限りではない。
2. 検察官が欠席し又は公判期日への参加を継続できないが、補充の検察官が公判期日の最初から参加した場合は、その者が欠席検察官と交代して事件の審理に参加することができる。

#### 第195条 当事者、当事者の適法な権利利益の保護者、鑑定人、通訳人及び証人の出席

1. 裁判所に1回目に適法な召喚を受けた控訴人、控訴、異議申立てに関連する権利義務を有する者、それらの適法な権利利益の保護者は、公判期日に出席しなければならない。欠席する者がいる場合は、審理合議体は控訴審の公判期日を延期する。裁判所は控訴人、控訴、異議申立てに関連する権利義務を有する者及びそれらの適法な権利利益の保護者に控訴審の公判期日の延期を通知する。
2. 裁判所に2回目に適法に召喚を受けた控訴人、控訴、異議申立てに関連する権利義務を有する者、それらの適法な権利利益の保護者は、控訴審の公判期日に出席しなければならない。不可抗力の事由によらずに欠席した場合は、以下のように処理する。
  - a) 控訴人であって、公判期日に参加する代理人がいいる場合は、控訴の放棄と見なし、裁判所は、欠席した控訴人が控訴した第一審裁判所の判決、決定の全部又は判決、決定の一部に対する控訴審を停止する決定を発する。
  - b) 控訴、異議申立てに関連する権利義務を有する者、当事者の適法な権利利益の保護者については、裁判所はそれらの者の欠席の下で審理を進行する。
3. 控訴審の公判期日における証人、鑑定人、通訳人の出席は、本法第133条、第134条及び第135条の規定に従って行われる。
4. 訴訟参加人が裁判所が欠席審理をするよう提案状を提出している場合は、裁判所は、それらの者の欠席の下で控訴審の公判期日を進行する。

#### 第196条 控訴審審理合議体が公判期日の開始する必要がなく、当事者の召喚をする必要がない場合

1. 控訴審審理合議体は以下の場合には公判期日を開始する必要がない。
  - a) 期限を徒過した控訴、異議申立ての検討
  - b) 訴訟費用に関する控訴、異議申立ての検討
  - c) 第一審裁判所の決定に対する控訴、異議申立ての検討
2. 本条第1項に規定する場合には、審理合議体は、当事者の意見を聴取する必要がある場合を除き、当事者を召喚する必要がない。

#### 第197条 事件の控訴審の一時停止

控訴審裁判所は、事件の控訴審を一時停止する決定を発する。事件の控訴審の一時停止の結果及び控訴審の再開は、本法第118条及び119条の定めに従う。

#### 第198条 事件の控訴審の停止

1. 控訴審裁判所は、以下の場合に事件の控訴審を停止する決定を発する。
  - a) 本法第120条第1項a号に定める場合
  - b) 控訴人が控訴の全部を取り下げ又は検察院が異議申立ての全部を取り下げる場合
  - c) 控訴人が2回適法に召喚されたにもかかわらず欠席した場合
  - d) 法律が規定するその他の場合
2. 控訴審裁判所が本条第1項b号の規定に従って事件の控訴審を停止する決定を発した場合は、第一審裁判所の判決、決定は、控訴審裁判所が控訴審を停止する決定を発した日から法的効力を有する。

#### 第199条 緊急保全処分の適用、変更、取消決定

事件解決の過程において、控訴審裁判所は、本法第5章の規定に従って、緊急保全処分の適用、変更、取消決定をする権利を有する。

#### 第200条 事件記録の研究のための検察院への送付

控訴審のために事件を受理した後に、控訴審裁判所は、事件記録を同級の検察院に送付しなければならない。検察院は、事件記録を受領した日から15日の期限内に、裁判所に事件記録を返却しなければならない。

## 第201条 控訴審の公判期日の延期

1. 公判期日を延期すべき場合は以下の通りである。
  - a) 本法第135条第2項、第193条第3項及び第4項、第194条第1項、第195条第1項に規定する場合
  - b) 審理合議体の構成員、検察官、裁判所書記官、通訳人が変更されたが、直ちに交代する者がいない場合
  - c) 鑑定人が変更された場合
  - d) 補充の資料、証拠を確証し、収集しなければならないが、公判期日において直ちには実現できない場合
2. 本法第133条第2項及び第134条第2項の規定により公判期日が延期される場合
3. 控訴審の公判期日の延期の期限及び控訴審の公判期日延期決定は本法第137条の規定に従って行われる。

## 第202条 控訴審の準備手続

1. 公判期日開始の準備、控訴審の公判期日開始手続、尋問及び資料公開の手続、控訴審の公判期日における物証の検討、公判期日における論争、評議及び判決の言渡し、控訴審判決の修正、補充は、第一審の公判期日の手続と同様に行う。
2. 控訴審の公判期日開始手続の終了後、控訴審審理合議体の構成員1名は、事件内容、第一審判決の決定及び控訴、異議申立ての内容を公開する。
3. 公判期日における控訴、異議申立ての修正、補充、取下げに関する当事者、検察官の尋問は、公判期日の裁判長が以下に行う。提訴人に対し提訴状を取り下げるか否かを尋問する。控訴人、検察官に対し、控訴、異議申立ての修正、補充、取下げをするか否かを尋問する。
4. 検察院が異議申立てをしている場合、検察官は、異議申立てを受けた第一審判決の決定に対する検察院の異議申立ての観点を発表する。

## 第203条 控訴審の公判期日開始前又は公判期日における提訴人の提訴状の取下げ

1. 提訴人が控訴審の公判期日開始前又は控訴審の公判期日において提訴状を取り下げる場合は、控訴審審理合議体は、被提訴人にこれに同意するか否かを尋問しなければならない。個別の場合によって以下のように解決する。
  - a) 被提訴人が同意しない場合は、提訴人による提訴状の取下げを承認しない。
  - b) 被提訴人が同意する場合は、提訴人による提訴状の取下げを承認する。控訴審審理合議体は、第一審判決を破棄する決定を発し、事件の解決を停止する。この場合、当事者は、第一審裁判所が定める第一審訴訟費用及び法律の規定に従った控訴審訴訟費用の半分を支払わなければならない。
2. 控訴審審理合議体が事件の解決を停止する決定を発した場合は、提訴人は、提訴時効がまだ経過していない場合には、本法が規定する手続に従って事件を再提訴することができる。

## 第204条 控訴審の公判期日における当事者、検察官の陳述聴取

1. 当事者がその控訴を維持し又は検察院がその異議申立てを維持する場合は、控訴審審理合議体は、次の順番で当事者、検察官の陳述を聴取することにより事件の審理を開始する。
  - a) 控訴人の適法な権利利益の保護人が控訴の内容及び控訴をしたことの根拠について陳述する。控訴人は、補充の意見を述べることができる。  
当事者全員が控訴する場合は、その陳述は、提訴人である控訴人の適法な権利利益の保護人及び提訴人、被提訴人である控訴人の適法な権利利益の保護人及び被提訴人、関連する権利義務を有する者である控訴人の適法な権利利益の保護人及び関連する権利義務を有する者、の順序に従って行う。

検察院のみが異議を申し立てる場合は、検察官が異議申立ての内容及び異議申立てをしたことの根拠について陳述する。控訴及び異議申立ての両方がある場合は、当事者が控訴の内容及び控訴をしたことの根拠について陳述し、その後検察院が異議申立ての内容及び異議申立てをしたことの根拠を陳述する。

- b) 控訴、異議申立てに関連するその他の当事者の適法な権利利益の保護人は、控訴、異議申立ての内容に関する意見を陳述する。当事者は、補充の意見を述べることができる。
2. 当事者が自己の適法な権利利益の保護人を持たない場合は、その者は自分自身で控訴、異議申立ての内容に関する自己の意見を陳述する。
  3. 訴訟参加人が論争及び回答の発表をした後、検察官は、控訴審段階における行政事件の解決過程における法律遵守に関する検察院の意見を発表する。

## 第205条 控訴審審理合議体の権限

1. 控訴、異議申立てを棄却して、第一審の判決の決定を維持する。
  1. 次のいずれかの場合において第一審裁判所が違法に決定した場合は、第一審の判決の一部又は全部を修正する。
    - a) 証明及び証拠収集が十分に実現され、かつ本法第6章の規定に従った場合
    - b) 第一審における証明及び証拠収集は不十分であったが、控訴審の公判期日で十分に補充された場合
  3. 訴訟手続に関する重大な違反がある又は控訴審裁判所が補充することができない新しい重要な証拠がある場合は、第一審判決を破棄して、再審理をするために第一審裁判所に事件記録を差し戻す。
  4. 第一審の審理過程に本法第120条第1項に規定する場合の1つがある場合は、第一審判決を破棄して、事件の解決を停止する。
  5. 事件の控訴審の審理に控訴人の出席が必要であり、かつ、その者が2回目まで適式に召喚されたにもかかわらず、正当な理由なくしてなお欠席したときは、控訴審の手順に従って、事件の解決を停止する。この場合においては、第一審判決は法的効力を有する。

## 第206条 控訴審判決

1. 控訴審審理合議体は、ベトナム社会主義共和国の名において控訴審裁判所の判決を発付する。
2. 控訴審判決は冒頭部分、事件の内容及び認定部分、決定部分から構成される。
3. 冒頭部分では、控訴審を審理した裁判所の名、事件受理番号及び日付、判決番号及び言渡し日、審理合議体の構成員、裁判所書記官、検察官の氏名、提訴人、被提訴人、関連する権利義務を有する者、適法な代理人及び当事者の適法な権利利益の保護人の名前、住所、控訴人、異議申立てをした検察院、その他の訴訟参加人、事件を公判に付す決定の番号、年月日、審理の公開又は非公開、審理の時間及び場所を明記しなければならない。
4. 事件の内容、控訴、異議申立て、認定部分では、事件、第一審裁判所の決定の内容の要約、控訴、異議申立ての内容、控訴審審理合議体の認定、控訴審審理合議体が事件解決のために根拠とした法規条文書の条項号を記載しなければならない。  
控訴審審理合議体の認定部分では、控訴、異議申立てを承認し又は承認しない根拠を分析しなければならない。
5. 決定部分では、控訴、異議申立てに基づき事件において解決しなければならない各問題、第一審、控訴審の前審費用の負担についての控訴審裁判所の決定を明記しなければならない。
6. 控訴審判決は言渡しの日から法的効力を有する。

## 第207条 控訴、異議申立てをされた第一審裁判所の決定に対する控訴審手続

1. 控訴審裁判所は、控訴、異議申立てを受領した日から15日の期限内に、会議期日を設定し、控訴、異議申立てを解決する決定を発しなければならない。

2. 控訴、異議申立てをされた決定を検討する控訴審の審理合議体の構成員1名は、控訴、異議申立てをされた決定、控訴、異議申立ての内容及び添付資料、証拠（ある場合）を要約して陳述する。
3. 控訴審合議体が決定を発する前に、同級の検察院の検察官は、控訴審の会議期日に参加し、控訴、異議申立ての解決に関する意見を発表する。
4. 控訴又は異議を申し立てられた第一審裁判所の決定を検討するときは、控訴審裁判所は、次の権限を有する。
  - a) 第一審裁判所の決定を維持する。
  - b) 第一審裁判所の決定を修正する。
  - c) 第一審裁判所の決定を破棄して、事件を継続して解決するために第一審裁判所に事件記録を差し戻す。
5. 控訴審決定は、決定を出した日から法的効力を有する。

### 第208条 控訴審判決、決定の送付

控訴審判決、決定を発布した日から30日の期限内に、控訴審裁判所は、その判決、決定を、当事者、第一審において事件を解決した裁判所及び検察院、同級の検察院、権限のある民事判決執行機関及び被控訴人の直近上級機関に送付しなければならない。

## 第13章 監督審手続

### 第209条 監督審の性質

監督審とは、事件の解決において重大な法律違反が発見されたため異議を申し立てられた裁判所の法的効力を有する判決、決定の再検討である。

### 第210条 監督審手続に従った異議申立てをするための根拠

以下の根拠の1つがあるときは、法的効力を有する裁判所の判決、決定は、監督審の手続に従って異議を申し立てられる。

1. 訴訟手続の重大な違反がある。
2. 判決、決定中の決定部分が、事件の客観的事実と合致していない。
3. 法律の適用について重大な誤りがある。

### 第211条 監督審の手続に従って再検討する必要がある法的効力を有する判決、決定の発見

1. 裁判所の判決、決定が法的効力を有する日から1年の期限内に、判決、決定の法律違反を発見した場合は、当事者は、本法第212条に規定する異議申立てをする権限を有する者に対して、文書で監督審手続による異議申立てを検討するように提案することができる。
2. 裁判所、検察院又は個人、機関、その他の組織は、裁判所の法的効力を有する判決、決定中に法律違反を発見した場合は、本法第212条に規定する異議申立てをする権限を有する者に対して、文書で通知しなければならない。
3. 最高人民裁判所、最高人民検察院は、監督審異議申立ての提案文書の受理、処理手続を指導する。

### 第212条 監督審手続による異議申立ての権利を有する者

1. 最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官は、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を除き、各級の裁判所の法的効力を有する判決、決定に対し、監督審手続に従って異議を申し立てる権利を有する。
2. 省級裁判所の長官、省級検察院の長官は、県級裁判所の法的効力を有する判決、決定に対し、監督審手続に従って異議を申し立てる権利を有する。

### 第213条 法的効力を有する判決、決定の執行延期、一時停止

1. 裁判所の法的効力を有する判決、決定に対し異議を申し立てる権限を有する者は、監督審手続に従って異議申立てを検討するため、判決、決定の執行延期を申し立てる権利がある。延期の期限は3

ヶ月を超えることはできない。

行政判決、決定における民事部分に関する決定については、異議を申し立てる権限を有する者は、民事判決執行機関に対して、民事判決執行法の規定に従って裁判執行の延期を申し立てることができる。

2. 監督審の手続に従って法的効力を有する判決、決定に対し異議を申し立てた者は、監督審の決定が出るまでその判決、決定の執行を一時停止する決定をすることができる。

### 第214条 監督審の異議申立決定

監督審の異議申立決定は、以下の主要な内容を含まなければならない。

1. 異議申立決定の番号、年月日
2. 異議申立決定をした者の職務
3. 異議を申し立てられた法的効力を有する判決、決定の番号、年月日
4. 異議を申し立てられた法的効力を有する判決、決定の決定部分
5. 異議を申し立てられた法的効力を有する判決、決定の違反、過りについての意見、分析
6. 異議申立決定の法的根拠
7. 法的効力を有する判決、決定の一部又は全部に対し異議を申し立てる決定
8. その事件の監督審の管轄権を有する裁判所の名称
9. 異議申立人の提案

### 第215条 監督審の手続による異議申立期限

1. 監督審の手続による異議申立の権限を有する者は、本条2項に規定する場合を除き、裁判所の判決、決定が法的効力を有した日から2年の期限内に、異議を申し立てる権利がある。
2. 当事者が本法第211条第1項に定めた期限内に監督審の手続に従った異議申立てをするよう提案状を提出したが、異議申立期限が過ぎた後に、異議申立ての権限を有する者が法的効力を有する裁判所の判決、決定に重大な法律違反を新たに発見した場合は、監督審の手続に従った異議申立期限は本条第1項の規定に従わない。
3. 裁判所の判決、決定における民事部分の異議申立期限は民事訴訟に関する法律の規定に従って行う。

### 第216条 監督審の異議申立決定の送付

1. 監督審の手続に従った異議申立決定は、異議を申し立てられた法的効力を有する判決、決定を発した裁判所、当事者、権限を有する民事判決執行機関及び異議申立ての内容に関連する権利義務を有する者に対して直ちに送付されなければならない。
2. 最高人民裁判所長官又は省級人民裁判所の長官が異議を申し立てた場合は、異議申立決定を事件記録とともに同級の検察院に対して直ちに送付しなければならない。検察院は、事件記録を受け取った日から15日の期限内に記録を検討する。その期限が満了したときは、検察院は、監督審の管轄権を有する裁判所に対して事件記録を送付しなければならない。
3. 最高人民検察院の長官又は省級人民検察院の長官が異議を申し立てた場合は、異議申立決定は、直ちに監督審の管轄権のある裁判所に送付されなければならない。

### 第217条 異議申立ての変更、補充、取下げ

1. 監督審の異議申立てをした者は、本法第215条に規定する異議申立期限がまだ終わっていない限り、異議申立決定を変更、補充する権利を有する。
2. 公判期日開始前又は公判期日において、異議申立人は、異議申立てを取り下げる権利を有する。公判期日開始前の異議申立ての取下げは、文書によらなければならない。本法第216条の規定に従って送付されなければならない。公判期日における異議申立ての取下げは、

公判期日調書に記載されなければならず、監督審合議体は、監督審の審理を停止する決定を発する。

#### 第218条 監督審合議体の構成

1. 省級裁判所の監督審合議体は、省級裁判所の裁判官委員会である。法的効力を有する判決、決定の監督審を行うときは、少なくとも構成員総数の3分の2が参加しなければならぬ。省級裁判所の長官が監督審の公判期日の裁判長となる。
2. 最高人民裁判所行政裁判所の監督審合議体は、3名の最高人民裁判所の裁判官を含む。法的効力を有する判決、決定の監督審を行うときは、3人の裁判官全員が参加しなければならぬ。最高人民裁判所行政裁判所の長官は、監督審の公判期日の裁判長を務める裁判官を1人割り当てる。
3. 最高人民裁判所の監督審合議体は、最高人民裁判所裁判官評議会である。法的効力を有する判決、決定の監督審を行うときは、少なくとも構成員総数の3分の2が参加しなければならぬ。最高人民裁判所長官が監督審の公判期日の裁判長となる。

#### 第219条 監督審の管轄

1. 省級裁判所の裁判官委員会は、異議を申し立てられた県級裁判所の法的効力を有する判決、決定の事件の監督審を行う。
2. 最高人民裁判所行政裁判所は、異議を申し立てられた省級裁判所の法的効力を有する判決、決定の事件の監督審を行う。
3. 最高人民裁判所裁判官評議会は、異議を申し立てられた控訴審裁判所、最高人民裁判所行政裁判所の法的効力を有する判決、決定の事件の監督審を行う。
4. 1つの行政事件についての複数の法的効力を有する判決、決定が、互いに異なる審級の裁判所の管轄に属するときは、上級の管轄裁判所が事件全部の監督審を行う。

#### 第220条 監督審の公判期日への参加人

1. 監督審の公判期日には、同級の検察院が参加しなければならない。
2. 必要と認める場合は、裁判所は訴訟参加人及び異議申立てに関連するその他の者を監督審の公判期日に参加させるために召喚する。

#### 第221条 監督審の公判期日の開始期限

異議申立て及び事件記録を受け取った日から2か月の期限内に、裁判所は、監督審の管轄権のある裁判所は、事件の監督審のために公判期日を開始しなければならない。

#### 第222条 監督審の公判期日の準備

裁判所の長、最高人民裁判所行政裁判所の長官は、公判期日において事件の説明書を作成する裁判官を1人割り当てる。説明書には、事件の内容、異なった審級の裁判所の判決、決定、異議申立ての内容を要約する。説明書は、監督審の公判期日が開始する遅くとも7営業日前には監督審合議体の構成員に送付しなければならない。

#### 第223条 監督審の公判期日の手続

1. 公判期日の裁判長が公判期日を開始した後、監督審合議体の構成員の1人は、事件の内容、事件の審理過程、異議を申し立てられた法的効力を有する判決、決定の決定部分、異議申立人の異議申立て及び提案の根拠、認定を陳述する。
2. 裁判所が訴訟参加人を召喚した場合は、召喚された者は異議申立決定に関する自己の意見を陳述する。検察院の代表は、異議申立決定に関する検察院の意見を陳述する。
3. 監督審合議体の構成員は、事件の解決に関して討論し、自己の意見を発表する。検察院の代表は、事件の解決に関する検察院の意見を発表する。
4. 監督審合議体は、事件の解決に関して投票を行う。

省級人民裁判所の裁判官委員会、最高人民裁判所行政裁判所の監督審合議体又は最高人民裁判所裁判官評議会の監督審決定は、その構成員全員の過半数の投票が必要である。

省級裁判所の裁判官委員会、最高人民裁判所行政裁判所の監督審合議体又は最高人民裁判所裁判官評議会は、異議申立て及びその他の意見に対する賛成、反対の順番に従って投票する。決定が省級裁判所の裁判官委員会、最高人民裁判所行政裁判所の監督審合議体又は最高人民裁判所裁判官評議会の過半数の投票を得なかった場合は、公判期日を延期しなければならない。公判期日を延期する決定を発した日から30日の期限内に、省級裁判所の裁判官委員会、最高人民裁判所行政裁判所の監督審合議体又は最高人民裁判所裁判官評議会は、全構成員の参加の下で事件を再審理しなければならない。

#### 第224条 監督審の範囲

1. 監督審合議体は、法的効力を有する判決、決定のうち異議を申し立てられ又は異議申立ての内容の検討に関連する部分のみを検討する。
2. 監督審合議体は、法的効力を有する判決、決定のうち異議を申し立てられ又は異議申立ての内容の審理に関連していない部分でも、その部分が国家的利益又は事件の当事者となっていない第三者の利益を侵害している場合は、その部分を審理する権利がある。

#### 第225条 監督審合議体の権限

1. 異議申立てを承認せず、法的効力を有する判決、決定を維持する。
2. 異議申立てのあった法的効力を有する判決、決定を破棄し、破棄され又は修正された下級裁判所の適法な判決、決定を維持する。
3. 第一審又は控訴審での再審理のために、法的効力を有する判決、決定を破棄する。
4. 事件を解決した裁判所の判決、決定を破棄して、事件の解決を停止する。

#### 第226条 異議申立てのあった法的効力を有する判決、決定の破棄及び破棄又は修正された下級裁判所の適法な判決、決定の維持

監督審合議体は、異議申立てのあった法的効力を有する判決、決定を破棄する決定を発し、その異議申立てのあった法的効力を有する判決、決定により一部又は全部を取り消され又は修正された適法の審理した下級裁判所の判決、決定を維持する。

#### 第227条 第一審の再審理又は控訴審の再審理のための異議申立てのあった法的効力を有する判決、決定の破棄

監督審合議体は、以下の場合に第一審の再審理又は控訴審の再審理のために異議申立てのあった法的効力を有する判決、決定を破棄する決定を発する。

1. 証拠収集及び証明が十分に行われず又は本法第6章の規定に従わなかった場合
2. 判決、決定の結論が事件の客観的な事実と合致しない又は法律の適用に重大な過りがある場合
3. 第一審又は控訴審の審理合議体の構成が本法の規定に従わない又は訴訟手続に関しその他の重大な違反がある場合

#### 第228条 事件を解決した裁判所の判決、決定の破棄及び事件解決の中止

第一審の審理、控訴審の審理過程において本法第120条第1項に定める場合の1つに該当する場合は、監督審合議体は、事件を解決した裁判所の判決、決定を破棄し、事件の解決を中止する決定を発する。監督審合議体は、要求がある場合に、提訴人に対して提訴状とともに添付資料、証拠を返却するために、事件記録を既に第一審の審理をした裁判所に差し戻す。

#### 第229条 監督審の決定

1. 監督審合議体は、ベトナム社会主義共和国の名において決定を発する。
2. 監督審の決定は、以下の内容を含んでいなければならない。
  - a) 公判期日の開始年月日及び場所
  - b) 監督審合議体の構成員の氏名。監督審合議体が省級人民裁判所の裁判所委員会又は最高人民裁判所裁判官評議会である場合は、公判期日の裁判長の氏名、職務及び審理に参加した構成員の人数を記載する。
  - c) 裁判所書記官、公判期日に参加した検察官の氏名
  - d) 合議体が監督審に付した事件名
  - e) 事件の当事者の名前、住所
  - f) 事件の内容、異議申立てのあった法的効力を有する判決、決定の決定部分の要約
  - g) 異議申立決定、異議申立ての理由
  - h) 異議申立てを承認し又は承認しない根拠を分析しなければならない監督審合議体の認定部分
  - i) 監督審合議体が決定を発するための根拠とした行政訴訟法の条項号
  - j) 監督審合議体の決定

### 第230条 監督審決定の効力

監督審の決定は、監督審合議体が発布した日から法的効力を有する。

### 第231条 監督審決定の送付

決定の発布した日から30営業日の期限内に、監督審合議体は、以下の個人、組織、機関に対して、監督審決定を送付しなければならない。

1. 当事者
2. 異議を申し立てられ、破棄された法的効力を有する判決、決定を発した裁判所
3. 同級の検察院及び判決執行を検察する権限のある検察院
4. 権限のある民事判決執行機関
5. 被提訴人の直近上級機関

## 第14章

### 再審手続

### 第232章 再審の性質

再審とは、判決、決定の内容を基本的に変更する可能性があり、裁判所が判決、決定を発したときには裁判所、当事者が知り得なかった新しい事情が発見されたことによって異議を申し立てられた法的効力を有する判決、決定の再審理である。

### 第233条 再審手続に従った異議申立てのための根拠

以下の根拠の1つがあるとき、法的効力を有する判決、決定は、再審の手続に従って異議を申し立てられる。

1. 事件の解決過程において裁判所、当事者が知り得なかった事件の重要な事情が新しく発見された。
2. 鑑定人の結論、通訳人の通訳に虚偽があり又は証拠に偽造があったことを証明する基礎がある。
3. 裁判官、人民参審員、検察官が故意に事件記録を誤らせ又は故意に法律に違反する結論を出した。
4. 裁判所が事件の処理のために根拠とした裁判所の判決、決定又は国家機関の決定が取り消された。

### 第234条 新しく発見された事実に関する通知及び確認

1. 当事者、その他の個人、機関、組織は、事件の新しい事情を発見した場合は、本法第235条に規定する異議を申し立てる権利がある者に対して、再審手続に従った異議申立てを検討するよう、文書により提案する権利がある。
2. 事件の新しい事情が発見された場合には、検察院、裁判所は、本法第235条に規定する異議を申し立てる権利がある者に対して、文書により通知しなければならない。

### 第235条 再審手続に従って異議を申し立てる権利を有する者

1. 最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官は、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を除き、各審級の裁判所の法的効力を有する判決、決定に対し再審手続に従って異議を申し立てる権利がある。
2. 省級裁判所の長官、省級人民検察院長官は、県級裁判所の法的効力を有する判決、決定に対し異議を申し立てる権利がある。
3. 法的効力を有する判決、決定に対し異議を申し立てた者は、再審の決定が出るまでその判決、決定の執行を一時停止する決定をすることができる。

### 第236条 再審手続に従った異議申立期限

再審手続に従った異議申立期限は、異議を申し立てる権利を有する者が本法第233条に規定する再審手続に従って異議を申し立てる根拠を知った日から1年である。

### 第237条 再審合議体の管轄権

1. 異議申立てを承認せず、法的効力を有する判決、決定を維持する。
2. 本法に規定する手続に従って第一審の再審理をするために法的効力を有する判決、決定を破棄する。
3. 事件を審理した裁判所の判決、決定を破棄し、事件の解決を停止する。

### 第238条 監督審手続の規定の適用

再審手続に関するその他の規定は、本法における監督審手続に関する規定と同様に行われる。

## 第15章

### 最高人民裁判所裁判官評議会の決定を再検討する特別な手続

### 第239条 最高人民裁判所裁判官評議会の決定の再検討の要求、建議、提議

1. 最高人民裁判所裁判官評議会の決定は、法律の重大な違反を確認できる根拠がある又はその決定を発したときに最高人民裁判所裁判官評議会、当事者が知り得なかった決定の基本的な内容を変更する可能性のある重要な新しい事情を発見したときに、以下のいずれかの1つの場合に該当する場合、再検討される。
  - a) 国会常務委員会の要求がある。
  - b) 国会司法委員会の建議がある。
  - c) 最高人民検察院長官の建議による。
  - d) 最高人民裁判所長官の提議による。
2. 国会常務委員会が要求した場合は、最高人民裁判所長官は、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を再検討するように最高人民裁判所裁判官評議会に報告する責任を負う。
3. 国会司法委員会が建議した、最高人民検察院長官が建議した又は最高人民裁判所長官が違反、新しい事情を発見した場合は、最高人民裁判所長官はその建議、提議を検討するよう最高人民裁判所裁判官評議会に報告する義務を負う。国会司法委員会の建議、最高人民検察院長官の建議又は最高人民裁判所長官の提議に同意する場合は、最高人民裁判所裁判官評議会は、最高人民裁判所長官に事件記録を研究させて、最高人民裁判所裁判官評議会の検討、決定のために報告させる。最高人民裁判所裁判官評議会が建議、提議に同意しない場合は、文書により通知し、その理由を明示しなければならない。
4. 本条第3項に掲げた提議、建議の検討をする最高人民裁判所裁判官評議会の会議日には、最高人民検察院長官が参加しなければならない。

### 第240条 最高人民裁判所裁判官評議会の決定の再検討の手続及び管轄権



1. 最高人民裁判所長官は、第 239 条第 2 項に規定する国会常務委員会の要求を受領した日又は第 239 条第 3 項に規定する最高人民裁判所裁判官評議会の決定があった日から 4 か月の期限内に、事件記録の検討、資料、証拠の確認、収集をし、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を再検討するために最高人民裁判所裁判官評議会に報告をする責任を負う。
2. 最高人民裁判所裁判官評議会の会議期日には、最高人民検察院長官が参加しなければならない。必要と認める場合は、最高人民裁判所は関連する個人、組織、機関を会議期日に参加させるために招待することができる。
3. 最高人民裁判所長官の報告、最高人民検察院長官の意見、招待された関連する個人、組織、機関の意見（ある場合）を聞いた後、最高人民裁判所裁判官評議会は、重大な法律違反がある又は最高人民裁判所裁判官評議会の決定の内容を基本的に変更させる重要な新しい事情がある最高人民裁判所裁判官評議会の決定を破棄する決定を発す。重大な法律違反がある又は判決、決定の内容を基本的に変更させる重要な新たな事情がある下級裁判所の法的効力を有する判決、決定を破棄し、個別の場合に従って以下のように決定する。
  - a) 提訴要求を、その要求に法的な根拠がなければ、棄却する。
  - b) 提訴要求の一部又は全部を承認し、法律に違反する行政決定の一部又は全部を破棄する。国家機関又は国家機関における権限を有する者に法律の規定に従って任務、公務を執行させる。
  - c) 提訴要求の一部又は全部を承認し、行政行為の一部又は全部が法律に反すると宣言する。国家機関又は国家機関における権限を有する者に違法な行政行為を終了させる。
  - d) 提訴要求を承認し、法律に違反する懲戒免職決定を破棄する。機関、組織の長に法律の規定に従って任務、公務の履行をさせる。
  - e) 提訴要求の一部又は全部を承認し、法律に違反する競争事件処理決定に対する不服申立解決決定の一部又は全部を破棄する。競争事件処理決定に対する不服申立解決決定を発した機関、権限のある者に対して競争法の規定に従って事件の再解決をさせる。
  - f) 本条第 3 項 b, c, d 及び e に定める場合における損害賠償責任を確定し、機関、組織に対し、損害を賠償させ、法律に違反する行政決定、行政行為、解雇懲戒処分決定、競争事件処理決定によって侵害された個人、組織、機関の適法な権利利益を回復させる。過失又は故意により重大な法律違反を犯して破棄された決定を発し、当事者に損害を与えた最高人民裁判所の損害賠償責任を確定し又は法律の規定に従った財産価値の補償責任を確定する。
  - g) 故意に法律に違反し、個人、機関、組織に重大な結果を与えた場合には、権限のある国家機関、権限のある国家機関の長に対して、国家機関、国家機関における権限のある者の責任を検討するように建議する。
4. 最高人民裁判所裁判官評議会の決定は、少なくとも最高人民裁判所裁判官評議会の構成員の 4 分の 3 の賛成が投票されなければならない。
5. 最高人民裁判所は、最高人民検察院と協力して本条の規定の施行を指導する。

## 第 16 章

### 行政事件に関する裁判所の判決、決定の執行手続

#### 第 241 条 執行される行政事件に関する裁判所の判決、決定

1. 控訴審手続に従って控訴、異議申立てされず、法的効力を有する第一審判決、決定の全部又は一部
2. 控訴審裁判所の判決、決定
3. 裁判所の監督審又は再審決定
4. 本法第 240 条に規定する特別手続に従った最高人民裁判所裁判官評議会の決定
5. 不服申立て、建議をされた裁判所の緊急保全処分の適用決定

#### 第 242 条 裁判所の判決、決定の説明

1. 裁判執行債権者、裁判執行債務者、裁判所の判決、決定の執行に関連する権利義務を有する者及び判決執行機関は、本法第 241 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 4 項に規定する判決、決定を発した裁判所に対し、執行のために、判決、決定の不明確な点を説明するよう、文書により要求する権利を有する。
2. 公判期日又は会議期日の裁判長である裁判官は、裁判所の判決、決定について説明する責任がある。それらの裁判官がもはや裁判所の裁判官でない場合には、その裁判所の長官が、裁判所の判決、決定について説明する責任を負う。
3. 判決、決定の説明は、公判期日、会議期日調書及び評議調書に基づかなければならない。
4. 要求文書を受け取った日から 15 日の期限内に、裁判所は、前に判決、決定を言い渡され、交付された個人、機関、組織に対して、この法律の規定に従い、説明文書を交付しなければならない。

#### 第 243 条 裁判所の判決、決定の執行

1. 本法第 241 条に規定する行政事件に関する裁判所の判決、決定の執行は以下の通りに行う。
  - a) 行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立解決決定、選挙人名簿に対する提訴要求を承認しない裁判所の判決、決定の場合、当事者は、法律の規定に従って、行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立解決決定、選挙人名簿を継続して執行しなければならない。
  - b) 行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立解決決定の全部又は一部を破棄した判決、決定の場合、破棄された決定の全部又は一部はもはや効力を有しない。当事者は、裁判所の判決、決定の中で確定された権利義務に基づいて執行する。
  - c) 懲戒免職決定を破棄した裁判所の判決、決定の場合、懲戒免職決定はもはや効力を有しない。裁判所の判決、決定を受領した日から 10 日の期限内に、懲戒免職決定を発した機関、組織の長は、裁判所の判決、決定を執行しなければならない。
  - d) 既に行われた行政行為が違法であることを宣言する判決、決定の場合、裁判執行債務者が裁判所の判決、決定を受領した日から、その行政行為の実行を停止しなければならない。
  - e) 任務、公務の不履行が違法であることを宣言する判決、決定の場合、裁判執行債務者は裁判所の判決、決定を受領した日から、法律の規定に従って任務、公務を履行しなければならない。
  - f) 選挙人名簿を作成した機関にその名簿の修正、補充を強制する判決、決定の場合、裁判執行債務者は裁判所の判決、決定を受領したときに直ちにその修正、補充をしなければならない。
  - g) 裁判所が緊急保全処分の適用決定を発した場合、被適用者はその決定を受領したときに直ちにそれを履行しなければならない。
  - h) 裁判所の判決、決定における財産に関する決定は、民事判決執行法の規定に従って執行される。
2. 裁判執行債務者は当該事件の第一審を審理した裁判所の同級の民事判決執行機関に執行の結果を通知しなければならない。

#### 第 244 条 裁判所の判決、決定の執行の要求

1. 裁判執行債務者が執行しない場合は、裁判執行債権者は、裁判執行債務者に対して、本法第 243 条第 1 項 e 号及び g 号の規定のとおり裁判所の判決、決定を直ちに執行するよう要求することができる。
2. 裁判執行債務者が、法的な効力を有する裁判所の判決、決定を受領した日から 30 日が過ぎた又は裁判所の判決、決定の執行期限が過ぎたにもかかわらず裁判を執行しない場合、裁判執行債権者は、本法第 243 条第 1 項 b 号、c 号、d 号及び e 号の規定に従い債務者に対して、文書により、裁判所の判決、決定を執行するよう要求することができる。
3. 裁判執行債務者が、裁判所の判決、決定を執行しない場合、本条第 2 項に規定する文書による要求を受領した日から 15 日の期限

内に、裁判執行債権者は、第一審裁判所の所在地における民事判決執行機関に対して、裁判所の判決、決定の執行を督促する提案状を提出することができる。裁判執行債権者から督促の提案状を受領した民事判決執行機関は、裁判執行債務者に対して執行するよう督促し、書面により、裁判執行の指導のために裁判執行債務者の直近上級機関に対し、裁判執行の検察のために同級の検察院に対し、通知する。

4. 本条第3項に規定する裁判執行債権者から督促の提案状を受け取ったときは、民事判決執行機関は、裁判執行債務者の裁判執行についてのモニタリング管理簿に記録する責任を負う。裁判執行債権者は、民事判決執行機関に裁判所の判決、決定の写し及び適式な提案状を提出したにもかかわらず裁判執行債務者が判決を執行しようとしないうることを証明する関連する資料を提出する責任がある。

裁判執行債権者から督促の提案状を受け取った日から5営業日の期限内に、民事判決執行機関は、裁判所の判決、決定の正しい内容に従って履行するよう裁判執行債務者に督促文書を送付しなければならない。

#### 第245条 執行の要求を実施する責任

1. 民事判決執行機関から裁判所の判決、決定の執行督促文書を受領した日から30日の期限内に、裁判執行債務者は民事判決執行機関に対して裁判執行の結果を文書により通知する責任を負う。
2. 本条第1項に規定する期限が過ぎたにもかかわらず、裁判執行債務者が裁判の執行をせず、裁判執行結果を通知しなかった場合は、民事判決執行機関は、裁判執行の検討指導及び法律の規定に従った責任の処理のために裁判執行債務者の直近上級機関に対して文書によりそれを通知するとともに、裁判執行債務者の直近上級機関による執行の指導を監視、支援するために、その直近上級民事判決執行機関又は直近上級の民事判決執行管理機関に送付する。
3. 本条第2項に規定する判決執行機関の通知を受領した日から30日の期限内に、裁判執行債務者の直近上級機関は、法律の規定に従って裁判執行の検討、指導をし、判決執行機関に通知しなければならない。

#### 第246条 行政裁判執行に関する国家管理

1. 政府は、全国における行政裁判執行に関して統一して国家管理をする。行政裁判執行に関する国家管理について最高人民裁判所及び最高人民検察院と協力する。国会に行政判決執行について毎年定期的に報告する。
2. 司法省は、政府に対して、行政判決執行に関する国家管理の実施について責任を負い、以下の任務、権限を有する。
  - a) 行政裁判執行に関する法規範文書を公布し又は公布する権限のある機関に提出する。
  - b) 行政裁判執行に関する国家管理のための人材、物質、手段を確保する。
  - c) 行政裁判執行の管理に関する業務の案内、指導、研修をし、行政裁判執行に関する法律の普及、教育を行う。
  - d) 行政裁判執行の管理に関する不服申立て、告発の検査、監査、解決を行う。
  - e) 行政裁判執行活動に関して政府に報告する。
  - f) 統計計画を作成し、実施させ、行政判決執行の監視及び総括を行う。
3. 司法省に所属する民事判決執行の管理機関、民事判決執行機関は司法大臣に行政裁判執行の国家管理を補助し、本法及び政府の規定に従って任務を履行する。

#### 第247条 行政裁判執行における違反処理

判決執行債務者である機関、組織、個人が故意に裁判所の判決、決定を執行しなければ、場合によって行政違反処分、懲戒処分を受け又は刑事責任を追及される。

職務、権限を濫用して裁判執行を故意に妨害した者は、場合によって行政違反処分、懲戒処分を受け又は刑事責任を追及される。損害を発生させる場合は、法律の規定に従って損害を賠償しなければならない。

#### 第248条 裁判所の判決、決定の執行に関する検察

検察院は、その任務権限の範囲において関係する当事者、個人、機関、組織の裁判所の判決、決定の執行に関する法律遵守を検査し、適時、十分かつ適法な判決、決定の執行を確保する。

検察院は、行政裁判執行債務者である個人、機関、組織及び裁判所の判決、決定の執行債務者である機関、組織の直近上級機関、組織に対して、裁判所の判決、決定の厳格な執行のための措置を実施するように建議をすることができる。

### 第17章

#### 行政訴訟における不服申立て、告発

#### 第249条 不服申立てされ得る行政訴訟における決定、行為

1. 個人、機関、組織は、行政訴訟内における行政訴訟進行機関、行政訴訟進行人の決定、行為に対して、その決定、行為が法律に違反し、自己の適法な権利利益を侵害するとみなす根拠がある場合に、不服申立てができる。
2. 裁判所の第一審、控訴審、監督審、再審の判決、決定及び行政訴訟進行人がしたその他の訴訟上の決定について、控訴、異議申立て、不服申立て、建議があった場合は、本章の規定ではなく、本法の相応する章の規定に従って解決される。

#### 第250条 不服申立人の権利義務

1. 不服申立人は以下の権利を有する。
  - a) 自ら又は適法な代理人を通じて不服申立てをする。
  - b) 事件の解決過程のどの段階においても不服申立てをする。
  - c) 事件の解決過程のどの段階においても不服申立てを取り下げる。
  - d) 不服申立解決のための受理に関する回答書を受領する。不服申立解決決定を受領する。
  - e) 侵害された適法な権利利益を回復し、法律の規定に従って損害賠償を受ける。
2. 不服申立人は以下の義務を有する。
  - a) 解決権限のある者に対して不服申立てをする。
  - b) 事実を誠実に陳述し、不服申立てを解決する者に情報、資料を提出する。陳述の内容、提出した情報、書類について法律上の責任を負う。
  - c) 法的効力を有する不服申立解決決定に厳粛に執行する。

#### 第251条 被不服申立人の権利義務

1. 被不服申立人は以下の権利を有する。
  - a) 不服申立てをされた行政訴訟上の決定、行為の適法性に関する証拠を提出する。
  - b) 行政訴訟上の決定、行為についての不服申立解決決定を受領する。
2. 被不服申立人は以下の義務を有する。
  - a) 不服申立てをされている行政訴訟上の決定、行為について説明する。権限のある機関、組織、個人が要求した場合には、関連する情報、資料を提出する。
  - b) 法的効力を有する不服申立解決決定に厳粛に執行する。
  - c) 法律の規定に従って行政訴訟における自己の法律に違反する決定、行為による結果について、損害の賠償、支払又は克服を行う。

#### 第252条 不服申立ての時効

不服申立ての時効は、不服申立人が法律に違反するとみなす訴訟上の決定、行為を受領し又は知った日から15日である。

不服申立人が、不可抗力又は客観的な障壁があり、本条に規定する期言内に不服申立てをできなかった場合は、その不可抗力又は客観的な障壁が存在した時間は、不服申立ての事項に含めない。

- c) 法律の規定に従って、自己の法律に違反する行政訴訟上の行為による結果について、損害の賠償、支払又は克服を行う。

### 第253条 検察官、検察院の副長官及び検察院の長官に対する不服申立ての解決権限及び期限

検察官、検察院の副長官の訴訟上の決定、行為に対する不服申立ては、不服申立て受領の日から15日の期限内に、検察院の長官が解決決定をする。解決結果に同意しない場合は、不服申立人は、直近上級検察院に不服申立てをする権利がある。直近上級検察院の長官は、不服申立てを受領した日から15日の期限内に、検討し解決しなければならない。

検察院の長官の訴訟上の決定、行為に対する不服申立ては、不服申立て受領の日から15日の期限内に、直近上級検察院の長官が解決決定をする。

### 第254条 裁判所書記官、人民参審員、裁判官、裁判所の副長官及び又は裁判所の長官に対する不服申立ての解決権限及び期限

裁判所書記官、人民参審員、裁判官、裁判所の副長官に対する訴訟上の決定、行為に対する不服申立ては、不服申立て受領の日から15日の期限内に、裁判所の長官が解決決定をする。解決結果に同意しない場合は、不服申立人は、直近上級裁判所に不服申立てをする権利がある。直近上級裁判所の長官は、不服申立てを受領した日から15日の期限内に、検討し解決しなければならない。

裁判所の長官の訴訟上の決定、行為に対する不服申立ては、不服申立て受領の日から15日の期限内に、直近上級裁判所の長官が解決決定をする。

裁判所の長官の不服申立解決決定は、不服申立人及び同級の検察院に送付しなければならない。

### 第255条 鑑定人に対する不服申立ての解決権限及び期限

鑑定人の行政訴訟における行為に対する不服申立ては、不服申立て受領の日から15日の期限内に、鑑定人を直接管理する鑑定組織の長が解決する。解決の結果に同意しない場合は、不服申立人は、鑑定組織の直近上級管理機関の長に不服申立てをする権利がある。直近上級管理機関の長は、不服申立てを受領した日から15日の期限内に、検討し解決しなければならない。

### 第256条 告発をする権利を有する者

公民は、訴訟進行人の法律に違反する行為が、国家の利益、公民、機関、組織の適法な権利利益に損害を与え、又は損害を与えるおそれがある場合、権限のある機関、組織、個人に対して告発することができる。

### 第257条 告発人の権利義務

1. 告発人は、以下の権利を有する。
  - a) 権限のある機関、組織、個人に対し、申立書を提出して又は直接に告発する。
  - b) 自己の氏名、住所、筆跡の秘密を維持することを要求する。
  - c) 告発の解決結果について通知を要求する。
  - d) 権限のある機関、組織、個人に対して脅迫、抑圧、報復からの保護を要求する。
2. 告発人は、以下の義務を負う。
  - a) 告発の内容について誠実に陳述する。
  - b) 自己の氏名、住所を明示する。
  - c) 事実を誤った告発について法律上の責任を負う。

### 第258条 被告発人の権利義務

1. 被告発人は、以下の権利を有する。
  - a) 告発の内容の通知を受ける。
  - b) 告発の内容が事実でないことを証明するために証拠を提出する。
  - c) 侵害された適法な権利利益を回復する。誤った告発が生じさせた損害の賠償を受け、名誉を回復する。
  - d) 機関、組織、個人に対し、事実を誤った告発をした者の処理を要求する。
2. 被告発人は、次の義務を負う。
  - a) 告発された行為について説明する。権限のある機関、組織、個人の要求があったときに、関連する情報、資料を提出する。
  - b) 権限のある機関、組織、個人の処理決定を厳粛に執行する。

### 第259条 告発の解決権限及び期限

1. 権限のある機関に属する訴訟進行の権限を有する者の法律に違反する行為に対する告発は、その機関の長に解決責任がある。被告発人が裁判所の長官、副長官、検察院の長官、副長官である場合は、直近上級裁判所の長官、直近上級検察院の長官に解決責任がある。告発の解決期限は、告発を受領した日から60日である。複雑な事件については、告発の解決期限は延長してもよいが、90日を超えることはできない。
2. 犯罪の兆候がある法律違反行為の告発は、刑事訴訟法の規定に従って解決する。

### 第260条 不服申立て、告発の解決手続

不服申立て、告発の解決手続は、本章の規定及び本章の規定に反しない不服申立て及び告発に関する法のその他の規定に従う。

### 第261条 不服申立て及び告発を解決する権限を有する者の責任

1. 権限のある機関、組織、個人は、自己の任務権限の範囲内において、不服申立て又は告発を受領し、それを適時かつ法を遵守して解決し、違反者を厳正に処理し、起こり得る損害を抑制するための措置を適用し、不服申立て、告発の解決決定の厳粛な執行を保障する責任を負い、自己の決定について法律上の責任を負う。
2. 不服申立て、告発の権限を有する者が、解決をしない、解決に際して責任を欠く、違法な解決をする場合には、その違反の性質及び程度に従って、懲戒処理を受け、刑事責任を追及される。損害を発生させた場合には、法律の規定に従って賠償をしなければならない。

### 第262条 行政訴訟における不服申立て、告発の解決についての法遵守の検察

人民検察院は、法律の規定に従って行政訴訟における不服申立て、告発の解決についての法遵守の検察をする。検察院は、同級又は下級の裁判所、責任のある機関、組織、個人に対し、不服申立て、告発の解決に根拠があり、適法であることの保障を要求し、建議することができる。

## 第18章 施行条項

### 第263条 施行の効力

1. 本法は、2011年7月1日から施行の効力を生じる。
2. 1996年5月21日の行政事件解決手続法令、行政事件解決手続令の一部を修正、補充する法令10/1998/PL-UBTVQH10号及び29/2006/PL-UBTVQH11号は、本法が効力を有した日から効力を終える。

### 第264条 土地法の一部の条項の修正、補充

1. 土地法第136条第2項は以下のとおり修正し、補充する。
  2. 土地使用权に関する紛争であって、当事者が土地使用权証明書又は本法第50条第1項、第2項及び第5項に規定する種類の文書のどれも有しない場合には、以下のとおり解決する。
    - a) 県、区、社、省直轄市の人民委員会主席が解決したが、当事者の一方又は各当事者が、解決決定に同意しない場合、省、中央直轄市の人民委員会主席に対して解決を求めて不服申立てをし、又は行政訴訟法の規定に従って提訴することができる。
    - b) 省、中央直轄市の人民委員会主席が解決したが、当事者の一方又は両当事者が解決決定に同意しない場合、天然資源環境大臣に不服申立てをし、又は行政訴訟法の規定に従って提訴する権利がある。」

2. 土地法第138条は以下のとおり修正し、補充する。

「第138条 土地管理に関する行政決定、行政行為に対する不服申立て、提訴

1. 土地使用者は、土地管理に関する行政決定又は行政行為に対する不服申立てをすることができる。

2. 土地に関する行政決定、行政行為に対する不服申立ての解決順序、手続は不服申立てに関する法律の規定に従う。土地に関する行政決定、行政行為に対する訴願の解決順序、手続は、行政訴訟法の規定に従う。」

本法は、2010年11月24日にベトナム社会主義共和国第12会期、第8会議において承認された。

国会議長  
(署名)

グエン フー チョン

行政訴訟法施行に関する決議  
(56/2010/QH12)  
国会  
ベトナム社会主義共和国

決議番号51/2001/QH10に従い若干の修正・補充された1992年のベトナム社会主義共和国憲法をもとに;

決議

第1条

行政訴訟法は、2010年11月24日、ベトナム社会主義共和国第12期8会期において承認された2011年7月1日に施行する。

第2条

1. 行政訴訟法の公布の日から施行日まで:

a) 行政訴訟法の公布以前の法的効力のある判決・決定についての監督審、再審の手続における異議申立期限は、行政事件解決手続令第69条1項及び2項の規定を適用する。

b) 行政訴訟法の公布後の法的効力のある判決・決定についての監督審手続の異議提案検討期限、監督審手続、再審手続の異議

第265条 施行の細則規定及び指導

政府、最高人民裁判所、最高人民検察院は、自己の任務権限において、本法において委任されている条項の施行を指導する。国家管理の要求に対応するために、本法に規定するその他の必要な事項を指導する。

申立期限は、行政訴訟法第211条、215条、236条の規定を適用する。

c) 本項a号及びb号における判決、決定についての監督審手続、再審手続は、行政事件解決手続令に従い行われる。

2. 行政訴訟法の施行日以降

a) 行政訴訟法の施行日前に裁判所が受理した行政事件であって、行政訴訟法の施行日以降に第一審の審理を行うものについては、その解決については行政訴訟法を適用する。

b) 行政訴訟法の施行日前にすでに第一審裁判所による審理がされ、控訴・異議があった行政事件であって、行政訴訟法の施行日以降に控訴審の審理を行うものについては、その解決については行政訴訟法を適用する。

c) 法的効力を有する判決、決定であって行政訴訟法の施行日前に監督審、再審の申立のあったものであって、行政訴訟法の施行日以降に監督審、再審の審理を行うものについては、その解決については行政訴訟法を適用する。

d) 法的効力を有する判決、決定であって行政訴訟法の公布日から施行日まで間に監督審、再審の提案状が提出されたもので、まだ権限のある者からの異議申立がないものについては、異議申立は行政訴訟法に従って行う。

d) 行政訴訟法の施行日前に裁判所によってすでに審理され、裁判所の判決、決定が法的効力を有する行政事件であって、施行

日以降に監督審、再審の異議申立があったものについては、監督審手続、再審手続についての異議申立は、行政事件解決手続令の規定を根拠として行う。

3. 行政訴訟法の施行日前に法的効力を有する裁判所の判決、決定であっても、行政訴訟法の施行日までに執行されていない、あるいは執行が終わっていない場合は、行政訴訟法の規定に従って執行される。

### 第3条

不服申立人が、行政訴訟法の施行日から1年以内に、2006年6月1日から行政訴訟法の施行日までの土地管理についての行政決定、行政行為について、県、区、地区の首都、省に属する都市の人民委員会主席、省、中央政府直轄市の人民委員会主席に対して不服申立をしたが、この不服申立が未解決である、あるいは、すでに解決されたが不服申立人が不服申立解決決定に同意しなかったときは、その不服申立人は、行政訴訟法の規定に従って人民裁判所に提訴をする権利がある。

### 第4条

1. 最高人民裁判所、最高人民検察院、政府は、自己の機能・任務の範囲内で、緊急に物質的基礎を強固にする。行政訴訟法が施行される際に、各事件の解決要求に十分対応でき、行政裁判を執行することができるように、裁判所、検察院、民事執行機関の公務員の陣容に関して、専門職を補充し、訓練し、育成するものとする。
2. 政府、最高人民裁判所、最高人民検察院は、自己の任務・権限の範囲内で、国家の利益及び個人、機関、組織の合法的な権利・利益を守りつつ、社会主義の法制度を強化し、行政訴訟法の効果が発揮されることに寄与する目的で、ベトナム祖国戦線の中央委員会及び戦線の各組合組織と協調して、役人、公務員、職員そして人民の間で広く、行政訴訟法が広報・普及されることにつき責任を持つ。

3. 政府、最高人民裁判所、最高人民検察院は、自己の任務・権限の範囲内で、この決議の執行し、指導する責任がある。

この決議は、2010年11月24日、ベトナム社会主義共和国の第12期8回国会において承認された。

国会議長

(署名)

グエン・フー・チョン

最高人民裁判所裁判官評議会

No: 01/2011/NQ-HDTP

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

ハノイ 2011年7月29日

行政訴訟法の施行に関する国会議決 2010年11月24日 56/2010/QH12の

一部の規定の施行を指導する決議

最高人民裁判所裁判官評議会

人民裁判所組織法に基づき

行政訴訟法の施行に関する国会議決 2010年11月24日 56/2010/QH12の規定を正しく統一的に施行するために

最高人民検察院長官及び司法大臣の統一意見を聞いた上で

決議

**第1条 行政訴訟法の施行日前に法的効力が生じた裁判所の判決、決定に対する監督審、再審手続に従った異議申立期限**

1. 行政訴訟法の公布日（2010年12月7日）以前に法的効力が生じた裁判所の判決、決定に対する監督審、再審手続に従った異議申立期限は、行政事件解決手続令69条1項及び2項の規定を適用し、具体的には以下のとおりとする。
  - a) 監督審手続に従った異議申立期限は、裁判所の判決、決定に法的効力が生じた日から起算して1年である。
  - b) 再審手続に従った異議申立期限は、異議申立権者が、行政事件解決手続令67条2項に規定する再審手続に従った異議申立をするための根拠を知った日から起算して1年である。
2. 行政訴訟法の公布日（2010年12月7日）以降に法的効力が生じた判決、決定に対する監督審、再審手続に従った異議申立期限は、行政訴訟法211条、215条、236条の規定を適用し、具体的には以下のとおりとする。
  - a) 当事者が、裁判所の判決、決定に法的効力が生じた日から起算して1年の期限内に監督審手続に従って異議申立の提案状を提出しない場合は、監督審手続に従った異議申立期限は、裁判所の判決、決定に法的効力が生じた日から起算して2年である。
  - b) 当事者が、裁判所の判決、決定に法的効力が生じた日から起算して1年の期限内に監督審手続に従って異議申立の提案状を提出している場合は、監督審手続に従った異議申立は、行政訴訟法215条2項の規定による（裁判所の判決、決定に法的効力が生じた日から起算して2年の期限が経過したのに異議申立がない場合で、判決、決定の中に重大な法律違反を発見した場合には、異議申立権者はその判決、決定に対して監督審手続に従い異議申立をすることができる。）。
  - c) 再審手続に従った異議申立期限は、異議申立権者が、行政訴訟法233条に規定する再審手続に従った異議申立をするための根拠を知った日から起算して1年である。
3. 国会議決56号2条1項a号及びb号に規定し、本条2項に指導される異議申立期限内であることを根拠付けるために、監督審の管轄裁判所は、監督審手続に従った異議申立の提案状を受理簿に記

入しなければならず、当事者に対して提案状が受理されたことを通知しなければならない。本条2項b号によって指導される場合、監督審異議申立者は、当事者から規定された期限内に監督審提案状を受け取ったことを証明しなければならない。必要がある場合は、監督審の管轄裁判所は、当事者に対して、規定の期限内に監督審の手続に従った異議申立提案状を提出したことの証明を要求することができる。

**第2条 法的効力が生じた裁判所の判決、決定に対する監督審、再審手続に従った異議申立についての行政訴訟法の適用**

1. 行政訴訟法の施行日（2011年7月1日）以降については、その日以前に法的効力が生じた裁判所の判決、決定に対する監督審、再審手続に従った異議申立については、行政訴訟法の規定に従った手続が適用される。
2. 解決の時点で行政訴訟法の手続に従い裁判所によって正しく解決された行政事件及び行政訴訟法の施行日（2011年7月1日）以前に法的効力が生じた裁判所の判決、決定については、監督審、再審手続に従った異議申立をするために行政訴訟法の規定を根拠とすることはできない。

**第3条 行政事件の審理についての行政訴訟法の適用**

1. 行政訴訟法の施行日（2011年7月1日）以降については、行政訴訟法の施行日以前に受理した行政事件の第一審の審理、行政訴訟法の施行日以前に裁判所が既に第一審の審理をした控訴審の審理、行政訴訟法の施行日以前に監督審、再審の異議申立があった法的効力を生じた判決決定についての監督審、再審の審理は、それぞれ行政訴訟法乃対応する規定による。

**第4条 国会議決56条に規定する土地管理に関する行政決定、行政行為に対する訴願の受理条件**

1. 裁判所は、以下の条件を満たすときに限り、国会議決56号3条に規定する土地管理に関する行政決定、行政行為（2003年土地法6条2項に規定される土地に関する国家管理の内容）の訴願の解決を受理する。
  - a) 行政訴訟法の施行日（2011年7月1日）から起算して、1

年の期限内になされた訴え提起。

- b) 提訴人が、2006年6月1日から行政訴訟法の施行日（2011年7月1日）までに、県、群、市、省直轄市の人民委員会の主席、省、中央直轄市の人民委員会の主席に対して不服申立をしたが、不服申立が未解決である、又は、既に解決されたが不服申立人が不服申立の解決に同意しておらず、まだ人民裁判所に行政事件を提起していない、あるいは、人民裁判所に行政事件を提訴したが、裁判所が、提訴状を返却したか、あるいは、行政事件解決手続令41条3項の規定に基づき行政事件の解決を停止した場合。
2. 本条1項b号において事件の解決を停止する決定を出している場合で、当事者が提訴状を出している時は、裁判所は、国会決議56号3項に基づき解決受理をする。
3. 国会決議56号3条に規定し、本条1項において指導される訴願を受理するときは、当事者に対して、行政訴訟法72条1項の規定に従い、証拠の提出を要求するほか、提訴人に対して、2006年6月1日から行政訴訟法の施行日まで、県、群、市、省直轄市の人民委員会の主席、省、中央直轄市の人民委員会の主席に対して不服申立を行ったことを証明する資料、証拠の提出を要求しなければならぬ。提訴人が、不服申立をしたことを証明する資料、証

拠を提出することができない場合は、裁判所は、不服申立解決の権限のある機関に対して、提訴人が不服申立をしたことについての資料、証拠及び不服申立解決記録（ある場合）を裁判所に提出するように要求する。不服申立解決の権限のある機関が、また提訴人が不服申立をしていない旨報告した場合は、裁判所は解決受理をしない。

4. 国会決議56号3条に規定し、本条1項において指導される訴願の解決は、行政訴訟法の規定による。

#### 第5条 施行の効力

2011年7月1日最高人民裁判所裁判官評議会によって承認されたこの議決は、発布の日から起算して45日後に施行するものとする。

最高裁判所裁判官評議会  
最高人民裁判所長官  
チュン・ホア・ビン

最高人民裁判所裁判官評議会

No: 02/2011/NQ-HDTP

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

ハノイ 2011 年 7 月 29 日

## 行政訴訟法の一部の規定の施行を指導する決議

### 最高人民裁判所裁判官評議会

人民裁判所組織法に基づき

行政訴訟法 (以下「行訴法」という。) の規定を正しく統一的に施行するために

最高人民検察院長官及び司法大臣の統一意見を聞いた上で

### 決議

#### 第 1 章 一般規定

#### 第 1 条 行訴法 28 条に規定する行政事件の提訴の対象となる行政決定、行政行為、競争事件処理決定

1. 裁判所に対して解決を要求するために提訴をする対象に属する行政決定は、決定の形式又は通知、結論、公文書などのその他の形式により表現された書面であり、国家行政機関、その他の機関、組織、又は機関、組織の中の権限のある個人によって発行され、行政管理活動における具体的な問題に関して具体的な 1 つ又はそれ以上の対象に対して 1 度適用される行政決定の内容を含み、提訴人が自身の適法な権利利益が侵害されたと認識されるものであって、以下のものを含む (機関、組織あるいは機関・組織の中で審査権を持つ個人が、個人、機関、組織の要求に基づき、個人、機関、組織に対して、具体的な事務の解決・処理に関連する記録・資料の補充・提出を要求する内容の報告文書を除く。)
  - a) 行政管理活動の中で具体的な事故を解決し処理するにあたり、国家行政機関、その他の機関、組織、又は機関、組織の中の権限のある個人によって発行された行政決定
  - b) 本項 a 号において指導される行政決定が不服申立の後、その一部又は全部が、修正、補充、変更、取り消された後に発行された行政決定
2. 裁判所に対して解決を要求するために提訴をする対象に属する行政行為は、国家行政機関、その他の機関、組織、又は機関、組織の中の権限のある個人の行為であって、法律の規定に基づく任務、公務を実現し、又は実現しないことである。どのような場合に、国家行政機関、その他の機関、組織の行政行為になるのか、国家行政機関、その他の機関、組織の中の権限のある個人の行政行為になるのか、どのような場合に任務、公務を実現しないといえるのか、の確定については、その任務、公務の権限、実現期限に関する法律の規定に基づかなければならず、以下のように分別される。
  - a) 法律の規定によれば、具体的な任務、公務は、国家行政機関、その他の機関、組織に属する場合、国家行政機関、その他の機関、組織の中の個人が職務の割当、委任、委託に従いこれを行ったとしても、その行為は、国家行政機関、その他の機関、組織の行政行為であって、その行政行為を実現した個人の行政行為ではない。  
《例》土地法 126 条の規定によれば、土地使用権の移転の記録は社級の人民委員会に提出することになっている。

- Nguyen Van A 氏は、規定に従って、X 社の人民委員会に土地使用権の移転申請資料を提出したが、X 社の人民委員会の書類受付職員の Tran Thi C 女史は、A 氏に書類を返却し、その理由を示さなかった。この場合、A 氏に対して書類を返却したことは、X 社の人民委員会の行政行為であって、Tran Thi C 女史の行政行為ではない。
- b) 法律の規定によれば、具体的な任務、公務の実現が、国家行政機関、その他の機関、組織の中の権限のある個人によることとなっている場合、権限のある個人の行政行為であって、割当、委託、委任を受けて直接行った者の行為ではない。  
《例》法律の規定によれば、H 社の人民委員会の主席が、D 氏の土地領域の中で行政違反処罰決定の強制執行を実施する権限があったが、H 社の人民委員会の副主席に委任して、強制執行を実施させた。この場合、D 氏に対する行政違反処罰決定の強制執行は、H 社の人民委員会の主席のものであって、H 社の人民委員会の副主席のものではない。
  - c) 法律の規定によれば、具体的な任務、公務の実現が、国家行政機関、その他の機関、組織によることとなっている場合で、法律の規定による期限が満了したが、国家行政機関、その他の機関、組織が、その任務、公務を実現しないときは、その任務、公務を実現しない不作為が、その国家行政機関、その他の機関、組織の行政行為であって、その国家行政機関、その他の機関、組織の中の個人に対して実現が割当、委託、委任された任務、公務ではない。  
《例》経営登記に関する 2006 年 8 月 29 日政府議定 88/2006/ND-CP の規定によれば、A 省の投資計画局が、その省の行政区画内で設立した企業に対して経営登記証書を発行する権限を有する。企業 N は、法令に従った経営登記に関する十分な資料を提出したが、法律に定められた期限を過ぎても、経営登記室は企業 N に対して経営登記証書を発行しなかった。この場合、企業 N に対して経営登記証書を発行しなかったことは、A 省の投資計画局に属する経営登記室の行政行為である。
  - d) 法律の規定によれば、具体的な任務、公務の実現が国家行政機関、その他の機関、組織の中の権限のある個人によることとなっている場合で、法律の規定による期限が満了したが、国家行政機関、その他の機関、組織の中の権限のある個人が任務、公務を実現しないときは、任務、公務を実現しない不作為は、権限のある個人の行政行為であって、



その実現について割当、委託、委任を受けたその他の者のものではない。

《例》居住法 30 条の規定によれば、規定に従った十分な書類を受け取った日から 3 営業日の期限内に、社級の公安機関の長は、申請した世帯又は個人に対して、一時居住簿を発行しなければならない。X 女史は規定に従い十分な書類を提出し、N 社の公安機関の長に対して一時居住簿の発行を申請したが、3 営業日の期限を過ぎても、N 社の公安機関の長は X 女史に対して一時居住簿を発行しなかった。この場合、X 女史に対して一時居住簿を発行しなかったことは、N 社の公安機関の長の行政行為である。

3. 裁判所に対して行政事件の解決を要求するための提訴の対象に属する競争事件処理決定に関する不服申立解決決定は、競争法 5 章 7 項の規定に基づく不服申立を解決する競争事件処理決定における処理決定競争委員会、商業省大臣の決定であって、以下のものである。
  - a) 競争制限行為に関連する競争事件の処理における競争事件の審理合議体の決定についての競争委員会の不服申立解決決定
  - b) 不健全な競争行為に関連する競争事件の処理における競争管理機関の首長の決定についての商業省大臣の不服申立解決決定

## 第2条 行訴法 3 条 7 項に規定する被提訴人の確定

1. 行政訴訟法 3 条 3 項の規定に従い、被提訴人とは、提訴を受けた行政決定、行政行為、懲戒免職決定、行政事件処理決定についての不服申立解決決定をし、あるいは選挙人名簿を作成した、個人、機関、組織である。被提訴人が、どの場合に個人になるのか、どの場合に機関・組織になるのかを、正しく確定するためには、その事件の解決権限に関する法律上の規定に基づかなければならない。単一の管理領域に関して行政決定の発行又は行政行為の実施に関する権限について複数の規定がある場合、被提訴人が、どの場合に個人になるのか、どの場合に機関・組織になるのかの確定は、専門的な法律に基づかなければならない。

《例》提訴を受けた行政決定が 2 つあり、その 2 つの行政決定は県級の人民委員会主席が署名したものであった（1 つは行政違反処罰決定、もう 1 つは世帯の土地回収決定）。各事件の解決権限に関する法律上の根拠については、違反処罰決定への提訴にかかる行政事件の被提訴人は、県級人民委員会主席個人であり（行政違反処罰令 29 条）、世帯の土地回収決定への提訴にかかる行政事件の被提訴人は県級人民委員会である（土地法 44 条）
2. 行政訴訟法 3 条 1 項及び 2 項の規定における機関・組織における権限のある者とは、具体的かつ法律の規定に基づく職務・職名を有する者であり、その職務・職名のある者は、行政決定あるいは行政行為をする権限がある。具体的な個人が署名する行政決定あるいは行う行政行為であっても、その者は、その職務・職名という資格の下で、行政行為に署名し、行政行為を実施する権限がある場合には、その行政決定・行政行為は、職務・職名の責任者としてのものになる。

《例》Nguyen Van A 氏が、B 県の人民委員会主席の資格で署名した行政決定は、B 県の人民委員会主席による行政決定、行政行為と呼ぶことはできるが、Nguyen Van A 氏による行政決定と呼ぶことはできない

## 第3条 行訴法 6 条に規定する行政事件での損害賠償問題の解決

3. 行政訴訟法 6 条 1 項の規定に従い、提訴人、行政事件において関連する権利義務を有する者は、同時に損害の賠償を要求することができる。この場合の損失は、行政決定、行政行為、懲戒免職決定、競争事件処理決定についての不服申立解決決定を受けたこと、による現実の損失である。提訴人、関連する権利義務を有する者

が損害賠償を要求した場合、証拠を提出する義務を負う。必要な場合には、裁判所は、正確に事件が解決されることを保障するために裁判所お追加の証拠を収集することができる。

4. 損害賠償要求の解決を分離しなければならない場合は以下のとおりである。
  - a) 裁判所が、行政事件の中で損害賠償要求部分も一緒にすべて解決したが、判決中の損害賠償に関する決定部分についてのみ上訴又は異議申立てがあった、又は、判決中の損害賠償に関する決定部分が、第一審又は控訴審での再審理のために、控訴審、監督審又は再審の裁判所によって破棄された場合には、控訴・異議申立てされた又は第一審又は控訴審での再審理をするために破棄された賠償に関する決定部分は行政訴訟の一部である。控訴・異議申立てされた又は第一審又は控訴審での再審理をするために破棄された賠償に関する決定部分の解決手続は、行政訴訟法の規定による。

《例》P 省の N 県人民裁判所の行政事件の第一審判決のうち損害賠償に関する決定部分のみが控訴された場合、P 省人民裁判所の行政法廷は行政訴訟の手続に従って解決することになる。P 省の N 県人民裁判所の行政事件の第一審判決のうち損害賠償に関する決定部分のみが、P 省人民裁判所により第一審の再審理のために破棄された場合は、N 県人民裁判所は行政訴訟の手続に従って第一審の再審理を行う。
  - b) 裁判所が、損害賠償要求の解決を他の民事訴訟事件として後に解決するために分離した場合は、その解決手続は、民事訴訟法の規定に従って行われる。

## 第4条 行訴法 30 条に規定する県級裁判所の管轄に属する訴願を省級裁判所が解決のために取り上げる必要がある場合

2. 県級の人民委員会、県級の人民委員会主席の行政決定、行政行為に対する提訴であって、多数の事柄に関連し複雑なもの。
3. 県級裁判所の解決管轄に属する行政決定、行政行為に対する提訴であるが、県級裁判所の裁判官が、訴訟の進行を拒絶し又は変更されなければならない場合にあたるとき。
4. 事件の当事者又は財産が外国にある場合、あるいは、外国にあるベトナム社会主義民主主義共和国の外交代理機関あるいは外国の管轄権のある機関への司法委託が必要な場合。

## 第5条 行訴法 31 条に規定する提訴状と不服申立状を同時に提出している場合の管轄の確定

5. 提訴人が行政事件の提訴状を管轄裁判所に提出し、同時に、不服申立について審査権を持つ個人に対して不服申立状を提出している場合には、裁判所は提訴人に対し、解決機関を選択する文書の提出を要求しなければならない。もし、提訴人が文書を提出しない場合は、裁判所は、提訴人が解決機関を選択することについて調書を作成しなければならない。
6. 行政決定、行政行為が 1 人のみに関連し、その人が行政事件を管轄権のある裁判所に提訴している間に、同時に、不服申立について審査権のある個人に対して不服申立状を提出している場合は、解決は提訴人の選択に従う。提訴人が裁判所による解決を選択した場合、一般の手続に従い、裁判所は事件の解決を受理し、同時に、不服申立について審査権のある個人に対して通知して、不服申立の解決にかかる記録（ある場合）の全部を裁判所に渡すよう要求する。提訴人が不服申立について審査権のある個人を選択した場合、裁判所は、行政訴訟法 109 条 1 項 g 号の規定を根拠として、提訴状及び付随資料を提訴人に返却する。不服申立の解決の期間が過ぎたが、いまだ不服申立が未解決である場合、あるいは、既に解決されたが不服申立人が不服申立の解決に同意しなかったため、行政事件について提訴状を出している場合は、一般の手続

に従い裁判所が事件の受理を進めるために検討する。

7. 行政決定、行政行為が複数の人に関連する場合には、以下のよう  
に区別する。
- 1人の人が、管轄権のある裁判所に行政事件を提訴しているのと同時に、不服申立について審査権のある個人に対して不服申立状を出しているが、その他の複数の人は行政事件の提訴をしておらず、不服申立について審査権のある個人に対して不服申立もしていない場合には、解決管轄については本条2項に指導される場合のように決められる。
  - 多くの人が管轄権のある裁判所に行政事件の提訴をしているのと同時に、不服申立について審査権のある個人に対して不服申立状を出していて、その全員が同様に2つの管轄権を持つ機関（裁判所あるいは不服申立について審査権のある個人）のうち1つを同じく選択した場合は、解決管轄については本条2項に指導される場合のように決められる。
  - 多くの人が管轄権のある裁判所に行政事件の提訴をしているのと同時に、不服申立について審査権のある個人に対して不服申立状を出していて、そのうち1人ないし一部の人が裁判所の解決を選択し、1人あるいは一部が不服申立について審査権のある個人を選択した場合、あるいは、1人あるいは一部の人が行政事件を管轄裁判所に提訴し、1人あるいは一部が不服申立について解決権限のある個人に不服申立をした場合、以下のように区別する。
    - 1) 提訴人及び不服申立人の権利義務が互いに独立している場合は、提訴人の解決要求については裁判所の管轄に属し、複数の不服申立人の不服申立での解決は不服申立について審査権のある個人の管轄に属する。この場合、裁判所は提訴人の要求について解決を受理すると同時に、不服申立について審査権のある個人に対して、裁判所が提訴人の要求について解決を受理したことを通知する。
    - 2) 提訴人及び不服申立人の権利義務が互いに関連し引き離すことができない場合は、受理した裁判所が一般の手續に従って事件を解決し、同時に、不服申立について審査権のある個人に対して通知し、不服申立での解決にかかる記録の全部を裁判所に渡すよう要求をする（記録がある場合）。

#### 第6条 裁判所が行政事件を受理したがその後、別の事件である、あるいは別の裁判所の管轄に属する事件であることがわかった場合の解決

- 一審手續に従った行政事件の解決過程の中で、それが行政事件ではなくて別の事件（民事、経済、労働）であることが発見されたが、その事件の解決が自身の管轄に属する場合には、裁判所は、その事件の解決について規定する訴訟法の一般的な手續に従い、再びその事件を解決すると同時に、各当事者及び同級の検察院に通知する。
- 一審手續に従った行政事件の解決過程の中で、この事件の解決が別の裁判所の管轄に属することが発見された場合、行政事件の解決を割り当てられた裁判官は、行訴法32条1項に基づき、受理簿を消して、管轄のある裁判所に事件記録を渡すと同時に、各当事者及び同級の検察庁に通知する。
- 公判審理に付する決定を出した後に、その事件の解決が自身の管轄に属さないことを発見した場合は、裁判所は公判期日を開かなければならず、審理合議体は、行訴法139条3項を適用して審理を停止する決定を出し、管轄のある裁判所に事件記録を移送する。
- 行政事件が控訴審で審理されている時に、本条1項及び3項において指導される場合に属する事件であることが発見された場合、控訴審裁判所は、行訴法205条に基づき、訴訟手續の重大な違反として、第一審の判決、決定を破棄し、さらに、その事件の解決

についての訴訟法の規定による一般手續に従い、事件を再び一審で解決するために、事件記録を管轄のある第一審裁判所に送る。

- 行政事件を監督審、再審で審理している時に、本条1項及び2項において指導される場合に属する事件であることが発見された場合、監督審あるいは再審裁判所は、行訴法225条3項又は237条2項に基づき、訴訟手續の重大な違反として、法的効力のある判決、決定を破棄し、さらに、その事件の解決についての訴訟法の規定による一般手續に従い、事件を再び一審で解決するために、事件記録を管轄のある第一審裁判所に送る。

#### 第7条 行訴法33条に規定する行政事件の併合、分離

- 2つ又は複数の行政事件を別々に受理した裁判所は、後述の各条件を満たす時は、1つの行政事件として解決するために、それらの事件を併合することができる。
    - 別々に受理した各事件が、1人の提訴人が、同じ1つの機関、組織あるいは機関・組織の中の審査権のある1人の個人が発した行政決定又は行った行政行為に対してしたものであって、かつ、密接に関連している場合、あるいは、別々に受理した各事件が、複数の提訴人が1つの行政決定あるいは行政行為に対してしたものである場合。

《例1》Nguyen Van A氏は、土地回収決定及びA氏の土地を回収するときの賠償計画に対する承認決定に対して提訴した。この2つの決定は、ともにB県人民委員会が発したものであった。B県の人民裁判所はそのまま2つの異なる行政事件として受理した。

《例2》H行政区の人民委員会主席が、Nguyen Van B氏とTran Thi C女史に対して土地管理に関する1つの行政違反処罰決定を出した。B氏とC女史はともに行政事件を提起したが、裁判所は、2つの別々の行政事件として受理した。
  - 2つ又は複数の行政事件を合わせて1つの行政事件に変えても、審理が、迅速に、効率的に、徹底的に行われ、審理の準備期限に違反しないことが保障されていること
- 裁判所は、提訴を受けた行政事件が、複数の提訴人に関連し、その複数の提訴人の権利義務が互いに関連しない場合には、既に正しく受理した1つの行政事件を分けて互いに異なる複数の行政事件に変えることができる。

《例》行政区Nの人民委員会が、X地区の2世帯に対して土地回収決定を出し、その中で個別の世帯ごとの回収する土地面積を確定していた。土地を回収された2人とも、N行政区の人民裁判所に提訴し、裁判所が1つの行政事件として正しく受理した。この場合、上記の2世帯の権利義務は互いに独立し、関連していない。したがって、裁判所は上記の事件を異なる2の事件に正しく分けることができる。

#### 第8条 行訴法41条1項及び8項に規定する、当事者の親戚である、又は任務を行う際に公平ではないであろうと認められる明確な根拠がある、訴訟進行人が拒絶され又は変更されなければならない場合

- 当事者の親戚とは、当事者との間で後述の関係のある者をいう。
  - 当事者の妻、夫、父、母、養夫、養母、実子、養子
  - 当事者の父方の祖父母、母方の祖父母、血縁関係のある兄弟姉妹
  - 血縁関係のある当事者の伯父、叔父、伯母、叔母
  - 血縁関係のある当事者の孫、姪、甥、つまり、当事者が父方の祖父母、母方の祖父母、血縁関係のある伯父・叔父、血縁関係のある叔母である場合。
- 行政訴訟法41条1項から7項の各項に規定されている各場合の他、その者について、任務を行う際に公平ではないであろうと判断する明確な根拠がある別の場合においても（感情関係、姻戚関係、仕事関係、経済関係がある場合）、裁判官、人民参審員、検察

官、裁判所書記官について、任務を行うに際して公平ではないと肯定してもよい明確な根拠がある。例えば、人民参審員が提訴人と深い絆で結ばれる兄弟である場合や裁判官が関連する権利義務を有する個人の婿である場合など。

任務を行うに際して公平ではないであろうと判断するための明確な根拠あると見ることができると同様の場合として、行政事件審理の公判期日において検察官、裁判官、参審員及び裁判所書記官が、互いに親戚である場合、あるいは、行政事件の控訴審審理の仕事割り当てられた裁判官、人民参審員、検察官に、その事件の第一審及び控訴審の審理に参加した裁判官、人民参審員、検察官の親族がいる場合がある。

#### 第9条 行訴法 42 条に規定する裁判官、人民参審員の交代

1. 行訴法 42 条 2 項の規定に従い、裁判官、人民参審員が、審理合議体の中の別の構成員と親族である場合には、その裁判官、人民参審員は、訴訟の進行を拒絶しなければならず、あるいは、変更されなければならない。ただし、審議合議体の中の二人が互いに親戚である時、1 人だけが拒絶し、あるいは変更されるものとする。誰を変更するかについては、その公判期日が開始する時までは、裁判所の所長が決定し、その公判期日においては、その審理合議体が決定する。同じ 1 つの審理合議体の中の裁判官、人民参審員が互いに親戚であるかどうかの確定は、この議定 8 条 1 項項における指導に従い同様に決定する。
2. 行訴法 42 条 3 項の規定に従い、裁判官、人民参審員は、既にその事件の第一審、控訴審、監督審、再審の審理に参加している場合には、訴訟の進行を拒絶しなければならず、あるいは、変更されなければならない。“既にその事件の第一審、控訴審、監督審、再審の審理に参加した”とは事件の解決に参加して第一審、控訴審の判決、監督審又は再審の決定、事件を停止する決定を出していることをいう（最高人民裁判所裁判官評議会又は省級裁判所の裁判官委員会の構成員であるため監督審、再審の手續に複数回なお同じ 1 つの事件の審理に参加できる場合を除く。）。

#### 第10条 行訴法 51 条 3 項に規定する提訴された決定を被提訴人が修正又は取り消す場合

行政訴訟法 5 条 3 項の規定に従い、行政事件の解決過程において、被提訴人は、提訴を受けた行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定の不服申立解決決定、選挙人名簿を、修正又は取り消す権限を有する。したがって、行政事件の解決過程において、被提訴人は、被提訴人が、提訴を受けた行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定の不服申立解決決定、選挙人名簿を、修正又は取り消した場合には、裁判所は、提訴人、独立した要求をしている関連する権利義務を有する個人に通知し、以下のように区別する。

1. 提訴人、独立した要求をしている関連する権利義務を有する個人が、ともに提訴状、要求を取り下げた場合、裁判所は、行政訴訟法 120 条 1 項 b 号に基づき、事件の解決を停止する決定を出す。
2. 提訴人、独立した要求をしている関連する権利義務を有する個人が、ともに提訴状、要求を取り下げなかった場合は、裁判所は、一般の手續に従って事件の解決を継続する。この場合、裁判所は、法律の規定する具体的、個別的な場合に従って、提訴を受けた決定及び提訴を受けた決定を修正又は取り消す決定の適法性について検討しなければならない。
3. 提訴人が提訴状を取り下げたが、独立した要求をしている関連する権利義務を有する個人が要求を取り下げなかった場合は、裁判所は、提訴人の要求に対しては解決を停止し、関連する権利義務を有する者の独立した要求に対する解決を継続する。この場合、関連する権利義務を有する個人が提訴人となる。
4. 提訴人が提訴状を取り下げず、独立した要求をしている関連する権利義務を有する個人が要求を取り下げた場合は、関連する権利義務を有する個人の要求に対する解決を停止し、一般の手續に従

い提訴人の要求に対する解決を継続する。

#### 第11条 行訴法 56 条に規定する証人の引致、証人の誓約義務、証人の報告拒否

1. 審理合議体は、後述の条件を満たす場合には、公判期日において証人となる者を引致する決定を出すことができる。
  - a) 証人となる者が、規定の方式のとおり召喚されたが、正当な理由がないのに公判期日に出席しない場合。
  - b) 証人となる者が公判期日に欠席したことにより、事件の審理に障害が生じる場合。
  - c) 証人となる者を公判期日において引致することが、審議合議体が評議のために評議室に入る前に行うことができる場合。

証人となる者を引致する決定は、公安省通達 2003 年 10 月 9 日“人民警察に属する防衛及び司法共助を行う警察勢力が行う司法共助活動に対する指導”の規定に従って行うために、これを、管轄のある人民警察に属する防衛及び司法共助を行う警察勢力に対して速やかに送らなければならない。

2. 審理準備段階及び公判期日において、裁判官又は審理合議体は、証人となる者が未成年である場合を除いて、証人となる者に対し、裁判所の前で、証人の権利義務を履行する旨誓約すべきことを要求する。証人となる者が誓約する事柄は、以下の各内容を含まなければならない。
  - a) 証人となる者の権利義務について裁判所から明確に説明されていることの誓約
  - b) 裁判所の前で誠実に報告することの誓約
  - c) 自分自身で供述することについて法律の前で完全な責任を引き受けることの誓約

公判準備段階における証人となる者の誓約は証人となる者の供述調書に記載される。公判期日における証人となる者の誓約は公判期日調書に記載される。

3. 証人となる者は、自身の供述が国家の秘密、職業の秘密、経営の秘密、個人の秘密に関連する場合又はその供述の報告が自身の親族関係にある者に対して悪影響があるとか、罪を着せることになる場合には、供述の報告を拒絶することができる。この場合、もし報告を拒絶することに根拠がない場合には、裁判官は証人となる者にその旨説明しなければならない。証人となる者は法律の規定に従って責任を引き受けなければならない。

- a) 国家の秘密に関連するとは、法的権限のある各国家機関の各法規範文書の中で、機密、極秘、秘という各段階で定められている問題（通信、ニュース、内容）に関連するものである。
- b) 職業の秘密、経営の秘密、個人の秘密に関連するとは、証人となる者に対して法律上守られるべき職業の秘密、経営の秘密、個人の秘密に関連するものである。
- c) 事件の中で当事者に生じる悪影響とは、自身の親戚関係にある者が、その証人となる者が供述したために私的事項が知られることによって生じる、証人となる者の親戚関係にある当事者の幸福、名誉、人品、威信に与える悪影響、あるいは、当事者の生活、活動、生産、経営の中で生じるその他の悪影響である。

証人となる者の親戚関係にある者であるかどうかの確定は、この規定 8 条 1 項の指導されたとおり決定される。

## 第 2 章

### 提訴及び第一審の手續に関する一部の規定

#### 第12条 行訴法 104 条に規定する提訴時効

1. 行政訴訟法 104 条 2 項の規定に従い、行政決定、行政行為、懲戒免職決定に関する提訴時効は、1 年とし、この期間は、行政決定、

行政行為、懲戒免職決定があったことを受け取った日、又は知った日から計算する。したがって、提訴時効の起算点を確定するために、どの事件が「受け取った日から計算する」、「知った日から計算する」場合に当たるのかについては、行政決定、行政行為、懲戒免職決定によって直接影響を受ける対象に基づく必要があり、以下のように区別される。

- a) 個人、機関、組織が、行政決定、懲戒免職決定によって直接影響を受け、彼らが決定を受け取る対象である場合には、提訴時効の起算点は、行政決定、懲戒免職決定を受け取った日から計算する(行政決定、懲戒免職決定を出した機関、権限のある個人によって直接渡される場合の他、法律の規定に従って、郵便局職員を通じて、あるいは、地方政権、別の個人を通じて受け取る場合。)。例え：N氏は、2011年7月8日、氏に対して面積150㎡の土地使用権の証明書を発行する旨のB行政区の人民委員会の2011年2月10日付けの決定を受け取った。N氏のB行政区の人民委員会の2011年2月10日付けの決定に対する提訴時効の起算点は、その決定を受け取った日(2011年7月8日)から計算する。
- b) 個人、機関、組織が行政決定、懲戒免職決定によって直接影響を受ける対象ではなく、彼らが決定を受け取る対象ではなく、実際にその決定を受け取らない場合には、提訴時効の起算点は、彼らがその決定を知った日から計算する。第1項aで挙げた例の場合、土地使用権の証明書が発行された後に、N氏が150㎡の土地面積を囲む塀の設置工事を行った。N氏の隣人であったQ氏は、N氏が、Q氏の土地面積を超えて塀を設置したと考えている。2011年7月28日、N氏は、Q氏に対してN氏に対して発行された土地使用権の証明書を見るように促したところ、Q氏は、N氏が土地使用権の証明書を発行してもらっている土地面積の一部が、Q氏の土地分であることがわかった。この場合、Q氏のB行政区の人民委員会の2011年2月10日付けの決定に対する提訴時効の起算点は、Q氏がその決定を知った日(2011年7月28日)から起算する。
- c) 国家行政機関、別の機関、組織あるいはその機関・組織の中で審査権のある個人の行為であって、法律の規定に従って任務、公務を遂行するものである場合、提訴時効の起算点は、その行政行為が行われた日(例えば、個人、機関、組織がその行政行為を行ったこと証見したとき)、あるいは、その行政行為が行われた時点について報告した日(例えば、個人、機関、組織がその行政行為をしたことを証見することができなかったが、その行政行為が行われた時点について、権限のある機関が報告した場合)、あるいは、その行政行為を知った日(例えば、個人、機関、組織がその行政行為を行ったことを証見することができず、行政行為を行われた時点について報告する権限のある機関もこれできなかったが、彼らが、その行政行為が行われたことを、別の情報源や別の個人を通じて知った場合)、から計算する。

《例1》県の人民委員会主席は、2011年7月10日、H氏の違法建築家屋を強制的に撤去する勢力・手段を組織し、H氏はその家屋の撤去に立ち会った。違法な建築家屋撤去行為に対するH氏の提訴時効の起算点は、その撤去行為が行われた日(2011年7月10日)から計算する。

《例2》本項c号で挙げた例1の中で、T氏は、強制撤去されたH氏の家沿いに家を持っていたが、H氏の家の強制撤去の際にT氏は外国に仕事に行っていた。T氏は、2011年7月15日、ちょうど仕事から戻ってきたところ、自分の家の塀が壊されているのに気づき、隣人からH氏の家が強制撤去されたことを詳しく話してもらった。T氏が、氏の適法な権利利益を直接侵害する違法建築家屋の撤去という行政行為に対して提訴した場合、T氏のその違反建築家屋

の強制撤去行為に対する提訴時効の起算点は、T氏がH氏の家屋の強制撤去行為が行われたことを詳しく話してもらった日(2011年7月15日)から計算する。

- d) 国家行政機関、別の機関、組織、あるいは、機関・組織の中で審査権のある個人が、法律の規定に従って任務、公務の遂行しない場合、提訴時効の起算点は、機関、組織あるいは機関、組織の中で権限のある個人が法律の規定に従って遂行しなかった任務、公務についての法律の規定による期限が終了した日から計算する。  
《例》ビジネスを営んでいるAは、法律の規定に従って必要な商業登記の記録を提出したが、商業登記に関する証明書を発行する期限が終了したのに、Aに対して依然として商業登記に関する証明書を発行されていないという場合、提訴時効の起算点は、商業登記に関する証明書を発行する期限が満了した日から計算する。
2. 不可抗力あるいは別の客観的障害により提訴時効に算入しない時間は、後述の事情が生じている一定時間とする。
    - a) 天災、伝染病禍、戦争の必要、戦争への従事などの、提訴権を有する者にとって、提訴時効の範囲内で提訴をすることが不可能となる不可抗力あるいは客観的障害がある。
    - b) 提訴権を持つ個人が未成年である、民事行為能力を喪失している、又は民事行為能力が制限されている場合に、代理人がいらない。
    - c) 未成年、民事行為能力喪失者、制限民事行為能力者の代理人が死亡した場合に、別の代わりの代理人がいらない、あるいは、代理を継続することができない別の正当な理由がある。

### 第13条 行訴法105条に規定する提訴状の修正、補充

1. 提訴状を受け取った時あるいは提訴状を受け取った後に、提訴状が行政訴訟法105条に規定する各内容を十分に含んでいないと認める場合には、以下の場合に応じて解決する。
  - a) 行訴法105条1項に規定する各内容を十分に含んでいない提訴状の場合は、提訴状の修正、補充の要求に基づき、裁判所は、提訴人に対して、裁判所が定めた一定期限内に提訴状を修正、補充することを要求する。なお、この期間は、提訴状を修正・補充するよう要求した裁判所の文書を提訴人が受け取ることができた日から計算して、10日を超えてはならない。
  - b) 提訴状に記載された提訴の対象が不服申立解決決定であって行訴法の規定によれば、行政事件の提訴の対象に属しない場合は、提訴人に対してその不服申立解決決定は行政事件の提訴の対象に属しないことを説明した上、提訴人に対して、本項a号に指導される期間内に、提訴の対象について提訴状を修正、補充することを要求する。
2. 提訴状の修正・補充の要求は文書でなされなければならない。その文書の中で、明確に修正・補充が必要な問題を掲げて、提訴人に対し、この文書の内容を実現するように知らせなければならない。この文書は、直接交付してもよいあるいは郵便局を通じて提訴人に送付してもよい。この文書の交付・送付は、監理簿に記録されなければならない。
3. 提訴状の修正・補充を行うための時間は、提訴時効の期間には算入しない。提訴の日は提訴状を提出した日として確定され、それはこの議決14条に指導されるに従って確定される。
4. 裁判所は、提訴人が裁判所の要求に従って提訴状を修正・補充した後、行政訴訟法111条に規定する一般手続に従い事件の受理を継続する。裁判所が定めた期間を過ぎても提訴人が裁判所の要求に従った修正・補充をしない場合は、裁判所は、109条1項h号の規定に基づき、提訴人に対し、提訴状及び付随する資料・証拠を返却する。

#### 第14条 行訴法106条に規定する提訴日の確定

1. 提訴人が、行訴法106条1項a号の規定に従って、直接裁判所に提訴状を提出した場合、提訴の日は提訴状を提出した日である。
2. 当事者が、行訴法106条1項b号の規定に従って、郵便局を通じて裁判所に提訴状を郵送した場合、提訴の日は郵送した場所の郵便局の印にある日である。封筒上の郵便局の印からは年月日を確定することができない場合には、以下のとおりとする。
  - a) 裁判所が、郵便局からの配達によって提訴状を受け取った日において、いまだ提訴時効が満了していない場合は、裁判所が郵便局からの配達によって提訴状を受け取った日が、提訴の日となる。
  - b) 裁判所が、郵便局からの配達によって提訴状を受け取った日において、既に提訴時効が満了している場合は、当事者が郵便局に提訴状を出した日の確定を行わなければならない。以下のように分別する。  
当事者が郵便局に提訴状を出した日を確定できた場合は、当事者が郵便局に提訴状を出した日が提訴の日となる。  
当事者が郵便局に提訴状を出した日を確定できない場合は、当事者が提訴状に記載した日付が提訴の日となる。
3. 不服申立状を提出しつつ、提訴状も提出しており、提訴人が不服申立の解決権限のある機関を選択した場合、行政決定に対する提訴の日は、先に不服申立をしていたとしても、最初に提訴状を提出した日である。新しい内容を含む不服解決決定に対する提訴のみをしている場合は、提訴の日は、不服申立解決決定に対する提訴状を提出した日である。この各場合の提訴日の確定は、本条1及び2項の指針に従って行う。
4. 行訴法32条1項及び139条3項の規定及びこの議決6条及び18条による指針に従い、別の裁判所に事件を移送する場合、提訴の日は、管轄を誤って受理をした裁判所に提訴状を提出した日であり、本条1、2及び3項の指針に従い確定される。

#### 第15条 行訴法117条に規定する第一審の公判準備期限

1. 行政事件の第一審の公判準備期限は、行訴法104条2項a号に規定する場合に該当する事件についてはその受理の日から4か月、行訴法104条2項b号に規定する場合に該当する事件についてはその受理の日から2か月とする。複雑あるいは客観的障害がある事件の場合に限っては、公判の準備期限は最長で、行訴法117条1項a号に規定する場合は6か月、行訴法117条1項b号の規定する場合は3か月、をそれぞれ超えないものとする。
  - a) 「複雑な事件」とは、多数の当事者がおり、多数の領域に関連する事件、資料が多数あり、各証拠が互いに矛盾していて、事件記録の各資料を取り調べて総合するために又は専門機関の意見を聴取するために追加の時間が必要である、又は、複雑な技術の鑑定が必要である事件。現に外国にいる外国人、あるいは、外国に住み、学習し、仕事をしているベトナム人が当事者である事件をいう。
  - b) 「客観的障害」とは、この議決12条2項a号に指導されている障害であって、裁判所にとって、規定されている期限内に事件の解決をすることが不可能になる客観的状況に基づく障害である。  
《例》山岳部にあるL省のM県の人民裁判所が、既に事件を公判に付する決定をし、その中で、公判期日を開く日を定めた。しかしながら、公判期日の2日前に、鉄砲水が起きた。M県の人民裁判所の庁舎が壊されてしまった。鉄砲水の被害の修繕のために、庁舎の修理が必要であったため、M県の人民裁判所が定めた期限内で公判期日を開くことができないという場合。
2. 行訴法117条1項において規定し、本条1項において指導される期限内に、公判期日で裁判長を務める裁判官は、後述の各決定の

うち、1つを出さなければならない。

- a) 事件を公判に付する決定
  - b) 一時的に事件の解決を停止する決定
  - c) 事件の解決を停止する決定
3. 事件を公判に付する決定があり、その決定があった日から起算して、20日の期限内に公判期日が開かれない場合は、正当な理由がある場合に限り、この期限を最長で10日を超えないで延長することができる。  
「正当な理由」があるとは、あらかじめ予期することができない一定の客観的事情が起きた場合である。事件を公判に付する決定の中に名前がある訴訟公行人を変更して仕事を再度割り当てなければならないのに、権限を有する者が交代する別の者を指名していない場合。複雑な事件で、相違する多くの審級の裁判所で既に何度も審理がされてきて、そのため、その事件の審理を進行するための十分な裁判官がおらず、事件を上級の裁判所に渡さなければならないか、別の裁判所から裁判官が特別に派遣されるのを待たなければならない、裁判所が、定めた期限内に公判期日を進行することができない場合。
  4. 事件の解決を一時的に停止する決定がある場合、公判準備期限は、事件の解決を一時的に停止する決定が出された日に終了する。公判準備期限は、一時的に停止する事由が止み、裁判所が事件の解決を継続する日から再び起算される。

#### 第16条 行訴法126条に規定する公判期日の一時停止

1. 行訴法126条2項2号の規定に従い、特別な場合においては、5営業日を超えない範囲で審理を一時的に停止することができる。一時停止期間が終了したら、事件の審理は継続される。したがって、審理合議体が、公判期日を一時的に停止すると決定した場合にその後審理が継続される時は、審理合議体は、審理を最初から再び進行するという事はしてはならない。審理を一時的に停止する「特別の場合」とは、後述の各場合のうち1つに該当する場合である。
  - a) 論争又は評議の間、審理合議体が、確実に事件を解決するためには資料・証拠をさらに検討する必要があると判断したとき
  - b) 不可抗力又は客観的障害により、公判期日を継続することができないとき。  
《例》審理の最中に、裁判官又は人民参審員が、病気になり、審理を継続することができず、最初から公判期日に参加し、交代することができる候補の裁判官も人民参審員もいない場合
  - c) 提訴人、被提訴人又は期日に訴訟に参加している者が、公判期日を止める旨提案し、審理合議体が、一時的に公判期日を停止することを承認し、行訴法136条に規定する公判期日を延期しなければならない場合に属しない場合  
《例》公判期日において、各当事者が、互いに対話した結果、被提訴人が行政決定を修正、補充、変更又は取り消し、あるいは提訴を受けた行政行為を停止し又は克服するために、あるいは、提訴人が提訴要求の取り下げを検討するために、公判手続を一時的に停止することを同意するに至った場合
2. 公判期日の一時停止は、公判期日調書に記載され、その他の訴訟参加人に対して通知する。

#### 第17条 行訴法128条1項に規定する特別な場合における第一審審理合議体の構成

以下の場合、審理合議体は、2人の裁判官と3人の人民参審員によって構成される。

1. 多数で複雑な対象に関連する省級の人民委員会、省級の人民委員会主席の行政決定、行政行為に対する提訴

## 2. 競争事件処理決定に関する不服申立解決決定に対する提訴

### 第18条 行訴法139条3項に規定する事件の審理の停止と管轄のある裁判所ネオ事件記録の移送

行訴法139条3項の規定に従い、当事者が、新しい行政決定を提出し、その行政決定が提訴を受けた決定に関連し、第一審の審理を行っている裁判所の管轄に属しない場合には、審理合議体は、事件の審理を停止し、管轄のある裁判所に事件記録を送付する。この場合における新しい行政決定とは、行訴法の規定及び本議決1条1項における指導によって行政事件の提訴の対象に属する行政決定であるが、その決定が提訴される前は、第一審の審理を行っている裁判所の管轄に属しない決定である。

### 第19条 行訴法171条1項に規定する選挙人名簿に関する訴願の解決に対する行訴法の他の規定の適用

行訴法171条1項に規定する「この法律の他の規定」とは、行訴法11章に属しない規定であるが、行訴法11章の規定に反しないで適用されるものである。公判期日の延期、第一回公判期日前に検討のために検察院に対してする事件記録送付に関する規定、控訴審手続に関する規定を除く。

## 第3章 控訴審手続に関する一部の規定

### 第20条 行訴法174条に規定する控訴審手続に従った控訴

1. 提訴した当事者及び当事者、機関、組織の代理人は、第一審裁判所の判決、事件の解決を一時的に停止する決定、事件の解決を停止する決定に対して、上級裁判所に対して直接、控訴審の手続に従って事件の再解決を要求するために控訴状を提出する権利を有する。
2. 行政訴訟行為能力を十分に有している当事者は、自ら控訴状を提出することができる。控訴状の控訴人氏名・住所欄に、控訴をした控訴人の氏名、住所を記載しなければならない。同時に、控訴状の末尾に、その当事者は氏名を自署し、又は拇印を押さなければならない。
3. 本条2項において指導される当事者が、もし自分で控訴することができないときは、自己のために別の個人を代理人として控訴を委任することができる。控訴状の控訴人氏名・住所欄に、控訴をした控訴の委任に基づく代理人の氏名、住所、控訴を委任した当事者の氏名、住所を記載し、委任状を添付しなければならない。同時に、控訴状の末尾に、委任に基づく代理人は名前を自署し、又は拇印を押さなければならない。
4. 当事者である機関、組織は控訴権を有する。当事者である機関、組織の法定代理人は自ら控訴状を提出することができる。控訴状の控訴人氏名・住所欄に、当事者である機関、組織の名称・住所、当事者である機関、組織の法定代理人の氏名、職務を記載しなければならない。同時に、控訴状の末尾に、法定代理人は、名前を自署し、その機関、組織の印を押さなければならない。当事者である機関、組織の法定代理人が機関、組織のために別の代理人に控訴を委任した場合には、控訴状の控訴人氏名・住所欄に、当事者である機関、組織から委任を受け控訴をした代理人の氏名・住所、当事者であるその機関、組織の法定代理人の氏名、職務を記載し、委任状を添付しなければならない。同時に、控訴状の末尾に、委任に基づく代理人は名前を自署し、又は拇印を押さなければならない。
5. 未成年、民事行為能力喪失者、制限民事行為能力者が当事者である場合の法定代理人は、自ら控訴状を提出することができる。控訴状の控訴人氏名・住所欄に、法定代理人の氏名・住所、当事者である未成年、民事行為能力喪失者、制限民事行為能力者の氏名・住所を記載しなければならない。同時に、控訴状の末尾には、控訴人は氏名を自署し、又は拇印を押さなければならない。

当事者の法定代理人が別の代理人に控訴を委任した場合、控訴状の控訴人氏名・住所欄に、委任に基づく代理人の氏名、住所を記載し、委任状を添付しなければならない。委任をした当事者の法定代理人の氏名、住所、当事者である未成年、民事行為能力喪失者、制限民事行為能力者の氏名・住所も記載しなければならない。同時に、控訴状の末尾に、委任に基づく代理人は名前を自署し、又は拇印を押さなければならない。

6. 本条3項ないし5項において指導される委任については、合法性が公証、実証された真正な文書によってなされなければならない。裁判官又は裁判所の裁判長によって仕事を割り当てられた裁判所職員の立ち合いにより裁判所において作成された委任状である場合は除く。委任状には、当事者が、委任に基づく代理人に対して、第一審裁判所の判決、事件の解決を一時的に停止する決定、事件の解決を停止する決定に対して控訴することを委任する旨の内容が含まれていなければならない。

### 第21条 行訴法188条に規定する控訴、異議申立の修正、補充

1. 裁判所は、以下のように異議申立てをした検察院による異議申立の変更、補充に対して承認する。
  - a) 行訴法183条に規定する異議申立の期限がまだ終了していない場合、異議申立をした検察院は、最初の異議申立の範囲に限り、異議申立を変更、補充する権限を有する。
  - b) 行訴法183条に規定する異議申立の期限が終了している場合、公判期日が開かれる前又は公判期日において、異議申し立をした者は、異議申立を変更、補充する権限を有する。ただし、異議申立の期限内に異議申し立をした範囲を超えることはできない。
2. 裁判所は、以下のように、控訴をした当事者による控訴の変更、補充を承認する。
  - a) 行訴法176条に規定する控訴の期限がまだ終了していない場合、控訴した当事者は、最初の控訴の範囲に限り、控訴を変更、補充する権限を有する。
  - b) 行訴法176条に規定する控訴の期限が終了している場合、公判期日が開かれる前又は公判期日において、控訴をした者は、控訴を変更、補充する権限を有する。ただし、控訴の期限内に控訴をした範囲を超えることはできない。

### 第22条 行訴法191条に規定する控訴審審理の一時停止決定が出た場合の公判準備期限の確定

行政事件の控訴審審理を一時的に停止する決定がある場合、公判準備期限は、一時的に停止する決定を出した日に終了する。控訴審の公判準備期限は、一時的に停止する事由が止んだ時に控訴審裁判所が控訴審審理を継続する日から再び計算する。

## 第4章 施行条項

### 第23条 施行の効力

2011年7月1日最高人民裁判所裁判官評議会によって承認されたこの議決は、発布の日から起算して45日後に施行するものとし、1998年12月25日及び2006年4月5日に若干の規定を修正・補充した行政事件解決手続令に基づき、若干の修正・補充された行政事件解決手続令の若干の規定の施行を指導する2006年8月4日の最高人民裁判所裁判官評議会の議決に代わるものとする。

最高裁判所裁判官評議会  
最高人民裁判所長官  
チュン・ホア・ビン

## ベトナム不服申立て及び告訴告発に関する法律【Luật khiếu nại, tố cáo】

公民の各不服申立て及び告訴告発の審査及び解決の規定に関する法令【pháp lệnh quy định việc xét và giải quyết các khiếu nại, tố cáo của công dân】

1981年11月27日成立，施行日は不明

ベトナム語

[http://vbqpl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View\\_Detail.aspx?ItemID=4081](http://vbqpl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=4081)

公民の不服申立て及び告訴告発に関する法令【pháp lệnh khiếu nại, tố cáo của công dân】

1991年5月7日成立，1991年8月1日施行

ベトナム語

[http://vbqpl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View\\_Detail.aspx?ItemID=11607](http://vbqpl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=11607)

不服申立て及び告訴告発法（09/1998/QH10）【luật khiếu nại, tố cáo】

1998年12月2日成立，1999年1月1日施行

ベトナム語

[http://vbqpl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View\\_Detail.aspx?ItemID=7350](http://vbqpl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=7350)

英語

[http://vbqpl.moj.gov.vn/vbpq/en/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View\\_Detail.aspx?ItemID=1265](http://vbqpl.moj.gov.vn/vbpq/en/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=1265)

不服申立て及び告訴告発法のいくつかの条項を修正，補充する法律（26/2004/QH11）【luật sửa đổi, bổ sung một số luật khiếu nại, tố cáo】

2004年6月15日成立，2004年10月1日施行

ベトナム語

[http://vbqpl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View\\_Detail.aspx?ItemID=19493](http://vbqpl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=19493)

英語

[http://vbqpl.moj.gov.vn/vbpq/en/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View\\_Detail.aspx?ItemID=7822](http://vbqpl.moj.gov.vn/vbpq/en/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=7822)

不服申立て及び告訴告発法のいくつかの条項を修正，補充する法律（58/2005/QH11）【luật sửa đổi, bổ sung một số luật khiếu nại, tố cáo】

2005年11月29日成立，2006年6月1日施行

ベトナム語

[http://vbqpl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View\\_Detail.aspx?ItemID=16774](http://vbqpl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=16774)

英語

[http://vbqpl.moj.gov.vn/vbpq/en/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View\\_Detail.aspx?ItemID=5964](http://vbqpl.moj.gov.vn/vbpq/en/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=5964)

## 第1章 一般規定

### 1条

1. 公民【*công dân*】・機関・組織は、国家行政機関又は国家行政機関内の権限を有する者の行政決定、行政行為に対し、当該決定、行為が法【*pháp luật*】に反し、その適法な権利・利益を侵害する根拠があるときは、不服申立てをする【 *khiếu nại*】権利がある。幹部【*cán bộ*】及び公務員【*công chức*】は、権限を有する者の懲戒決定【*quyết định kỷ luật*】に対し、当該決定、行為が法に反し、その適法な権利・利益を侵害する根拠があるときは、不服申立てをする権利がある。
2. 公民は、権限を有する機関・組織・個人に対し、国家の利益、公民・機関・組織の適法な権利・利益の損害を引き起こし又は引き起こすおそれのある、いかなる機関・組織・個人の法に反する行為について、告訴告発をする【*tố cáo*】権利がある。

### 2条

この法律において、下記の各用語は次のように理解される。

1. 不服申立て【 *khiếu nại*】とは、公民・機関・組織、幹部・公務員が、この法律が規定する手続に従って、権限を有する機関・組織・個人に対し、行政決定、行政行為、幹部・公務員の懲戒決定について、当該決定、行為が法に反し、その適法な権利・利益を侵害する根拠があるときに、審査【*xem xét lại*】を提議【*đề nghị*】することである。
2. 告訴告発【*tố cáo*】とは、この法律が規定する手続に従って、権限を有する機関・組織・個人に対し、国家の利益、公民・機関・組織の適法な権利・利益の損害を引き起こし又は引き起こすおそれのある、いかなる機関・組織・個人の法に反する行為について、通告【*báo cho biết*】することである。
3. 不服申立人【*người khiếu nại*】とは、不服申立てをする権利を実現する公民・機関・組織、幹部・公務員である。
4. 不服申立てをする権利を有する機関・組織【*cơ quan, tổ chức có khiếu nại*】は、国家機関、政治組織、社会政治組織、社会組織、社会職業組織、経済組織、人民武装部隊を含む。
5. 告訴告発人【*người tố cáo*】とは、告訴告発する権利を実現する公民である。
6. 被不服申立人【*người bị khiếu nại*】とは、行政決定、行政行為、懲戒決定に対して不服を申し立てられた機関・組織・個人である。
7. 被告告訴告発人【*người bị tố cáo*】とは、行為に対して告訴告発をされた機関・組織・個人である。
8. 不服申立解決人【*người giải quyết khiếu nại*】とは、不服申立てを解決する権限を有する機関・組織・個人である。
9. 告訴告発解決人【*người giải quyết tố cáo*】とは、告訴告発を解決する権限を有する機関・組織・個人である。
10. 行政決定【*quyết định hành chính*】とは、行政管理活動【*hoạt động quản lý hành chính*】における1つの具体的な問題【*vấn đề*】について1つ又はいくつかの【*một số*】具体的な対象【*đối tượng*】に対して1回【*một lần*】適用される国家行政機関又は国家行政機関において権限を有する者の書面による決定をいう。
11. 行政行為【*hành vi hành chính*】とは、国家行政機関の又は国家行政機関において権限を有する者の法の規定による任務又は公務を実現する行為をいう<sup>1</sup>。
12. 懲戒決定【*quyết định kỷ luật*】とは、幹部・公務員に関する法の規定によりその管理権に服する幹部・公務員に対して、譴責【*khuyến trách*】、警告【*cảnh cáo*】、減給【*hạ bậc lương*】、降格【*hạ ngạch cách chức*】及び免職【*buộc thôi việc*】の各懲戒の形式【*hình thức kỷ luật*】の1つを適用するための機関又は組織の最高位の者【*người đứng đầu*】

<sup>1</sup> 現行の行政事件解決手続令、行訴法草案と異なり、「実現しない行為」という不作為が規定されていない。

の書面による決定をいう<sup>2</sup>。

13. 不服申立の解決【*giải quyết khiếu nại*】とは、不服申立解決人が、事実を確認し【*xác minh*】、結論を出し【*kết luận*】、解決決定を交付することである。
14. 告訴告発の解決【*giải quyết tố cáo*】とは、告訴告発解決人が、事実を確認し【*xác minh*】、告訴告発の内容について結論を出し【*kết luận*】、処理決定を行うことである。
15. 2005年削除
16. (2005年改正) 法的効力を有する不服申立解決決定【*quyết định giải quyết khiếu nại có hiệu lực pháp luật*】は、法の規定する期限内に不服申立人が再不服申立て【 *khiếu nại tiếp*】又は裁判所に對する行政事件提訴【*khởi kiện*】をしなかった初回の不服申立解決決定、2回目の不服申立解決決定を含む。

### 3条

機関・組織・個人は、その行政決定、行政行為、懲戒決定を検査し【*kiểm tra*】、審査し【*xem xét lại*】、法に反すると認識した時には、不服申立ての発生を防ぐために、適時に修正、克服する責任がある。

国家は、草の根【*cơ sở*】から不服申立てが発生するのを制限するため、権限を有する機関・組織・個人が人民間の紛争を解決する前に、人民間の紛争の和解を奨励する。

### 4条

不服申立て・告訴告発、それらの解決は、法の規定に従って実現されなければならない。

### 5条

機関・組織・個人は、その機能、任務、権限の範囲内で、不服申立て・告訴告発、建議【*kiến nghị*】、報告【*phản ánh*】をする者を受け入れ；不服申立て・告訴告発を受け入れ、適時に法に従って解決し；違反者を厳正に処理し；発生する可能性のある損害を阻止するために必要な措置を適用し；解決決定の厳粛な執行【*thi hành*】を保障し、その決定について法の前に責任を負わなければならない。

### 6条

不服申立て・告訴告発を解決する責任を負う者が、解決をせず、解決の際に責任を欠き、意図的に法に違反する解決をするときは、厳正に処理され、損害が生じたときには法の規定に従って賠償しなければならない。

### 7条

関連する機関・組織は、権限を有する機関・組織・個人が不服申立て・告訴告発を解決するに際して協力し、その機関・組織・個人の要求に従って、不服申立て・告訴告発に関連する情報【*thông tin*】、資料【*tài liệu*】を供給する【*cung cấp*】責任がある。

### 8条

不服申立解決決定は、全ての機関・組織、組織から尊重【*tôn trọng*】されなければならない。法的効力を有する不服申立解決決定は、関連する個人・機関・組織によって、厳粛に実行【*chấp hành*】される。不服申立解決決定を執行【*thi hành*】する責任のある者が執行しないときは、厳正に処理される。

告訴告発解決人は、告訴告発の内容を調査し【*xem xét*】、結論を出し、違反がある場合には適時に処理し、権限を有する者に違反者の処理を要求しなければならない。

損害を受けた者は、法の規定に従って、侵害された適法な権利・利益を回復し、損害賠償を受けることができる。

<sup>2</sup> 懲戒決定とされており、その1形式である懲戒免職決定【*quyết định kỷ luật buộc thôi việc*】よりも範囲が広い。現行の行政事件解決手続令は、懲戒免職決定のみを対象としている。



## 9条

国会、国会常任委員会、国会の民族評議会、各委員会、各級の人民評議会、国会代表、人民評議会代表は、その機能、任務、権限の範囲内で、不服申立て・告訴告発の法の執行を監視する【giám sát】。

## 10条

政府は、その機能、任務、権限の範囲内で、不服申立て・告訴告発の解決を組織【tổ chức】、指揮し【chi đạo】；全国規模で不服申立て・告訴告発の解決の事務【công tác】を国家管理する。

各級の人民委員会は、その機能、任務、権限の範囲内で、不服申立て・告訴告発の解決を組織し【tổ chức】、指揮し【chi đạo】；各地方の範囲内の不服申立て・告訴告発の解決の事務【công tác】を国家管理する。

## 11条

各級の国家監察院【thanh tra nhà nước】は、その機能、任務、権限の範囲内で、各国家行政機関の不服申立て・告訴告発に関する法の実行【chấp hành】を監察し【thanh tra】；この法律の規定及び他の法の規定に従って、不服申立て・告訴告発を調査し【xem xét】、解決する。

## 12条 2004年削除

## 13条

ベトナム祖国戦線及びその各構成組織は、厳粛に不服申立て・告訴告発の法を執行するよう人民を動員し、この法律の規定に従って、不服申立て・告訴告発の法の執行を監視する。

## 14条

人民監察組織【to chức thanh tra nhân dân】は、法の規定に従って設立されて活動し、この法律の規定に従って、社【xã】<sup>3</sup>・区【phường】・町【thị trấn】人民委員会主席、草の根【cơ sở】の機関・部隊【đơn vị】の長の不服申立て・告訴告発の解決を監視する。

## 15条

報道機関【cơ quan báo chí】から送られた【chuyển đến】不服申立て・告訴告発は、権限を有する機関・組織・個人によって調査され、解決されなければならず、法の規定に従って、当該報道機関にその解決について通知しなければならない。

報道機関は、十分に確認【xác minh】した後、報道法【Luật báo chí】の規定に従って、不服申立て・告訴告発、それらの解決について報道し【đưa tin】、その報道について法の前に責任を負う。

## 16条

不服申立て・告訴告発の権利の実現を妨害する全ての行為を厳禁する；不服申立人、告訴告発人に対する脅迫、復讐、報復；告訴告発人の氏名、住所、筆跡の暴露；意図的に不服申立て・告訴告発を解決せず、違法に解決する；被不服申立人、被告告訴告発人を庇う；不服申立て・告訴告発の解決に違法に干渉する；他人を扇動、強要、誘惑、買収して偽りの不服申立て・告訴告発をさせる；不服申立て・告訴告発の解決に責任を負う者を強迫し、危害を加える；歪曲、誹謗、混乱のために不服申立て・告訴告発を利用する；

## 第2章 不服申立て、行政決定、行政行為に対する不服申立ての解決

### 第1節 不服申立人、被不服申立人の権利・義務

## 17条（2005年改正）

1. 不服申立人は次の権利を有する；  
a) 自ら不服申立てを行う；不服申立人が未成年である場合、又は精

<sup>3</sup> 「社会」の「社」と同じ字であるが、「村」と訳されることもある。

神病若しくはその他の病気【mắc bệnh】のため認識できない若しくはその行為を制御できない場合には、それらの者の法定代理人が不服申立てを実現する；不服申立人が病気【ốm đau】、老衰、身体障害、その他客観的な理由により、自ら不服申立てできない場合には、両親、配偶者、実兄弟姉妹、成人の子、その他の者に不服申立てを委任することができる；

- b) b) 不服申立ての過程において弁護士に法的な援助を依頼する；  
c) 不服申立ての解決の根拠とするための証拠【bằng chứng】を知る；不服申立てに関する証拠を提出し、その証拠に関するその意見を説明する；  
d) 不服申立解決の受理に関する書面による返答を受け取る；不服申立解決に関する情報及び資料を知る；不服申立解決決定を受け取る；  
d) 法の規定に従って、侵犯された適法な権利・利益を回復され、損害賠償される  
e) 不服申立て・告訴告発の法令又は行政訴訟の法令に従って、再不服申立て又は裁判所に行政事件の提訴をする；  
g) 不服申立ての解決過程において不服申立てを取り下げる；  
2. 不服申立人は次の義務を有する；  
a) 正しく解決の権限を有する者に対して不服申立てをする；  
b) 正直に【trung thực】事実【sự việc】を陳述する【trình bày】；不服申立解決人に情報、資料を供給する；陳述内容、情報、資料の提供について、法の前に責任を負う；  
c) 法的効力を有する不服申立解決決定を厳粛に実行する【chấp hành】。

## 18条（2005年改正）

1. 被不服申立人は次の権利を有する；  
a) 不服申立人の不服申立ての根拠を知る；不服申立てされた行政決定、行政行為の適法性に関する証拠を提出する；  
b) 再不服申立て又は裁判所に行政事件の提訴をされた自己が解決した不服申立てに関して、2回目の不服申立解決権限を有する者による不服申立解決決定又は裁判所の判決・決定を受け取る。  
2. 被不服申立人は次の義務を有する；  
a) 不服申立てされた行政決定、行政行為に関する不服申立解決の受理について受け入れ、不服申立人に書面で通知する；不服申立てされた行政決定、行政行為を修正し、取り消す；不服申立人に解決決定を発送し【gửi】、その解決について法の前に責任を負う；機関・組織・個人から不服申立てが送られてきた場合には、この法律の規定に従って、解決又は解決結果についてその機関・組織・個人に対し通知しなければならない。  
b) 不服申立てされた行政決定、行政行為の適法性、適正【đúng đắn】を説明し、2回目の不服申立解決人の要求に従って、関連する情報、資料を供給する；  
c) 法的効力を有する不服申立解決決定を厳粛に実行する；  
d) 法の規定に従って、その違法な行政決定、行政行為が引き起こした結果を克服し、損害の賠償、補償をする。

## 第2節 不服申立解決権限

## 19条

社・区・町（以下、まとめて「社級」という。）人民委員会主席【chủ tịch】、県・郡・市・省所属市人民委員会に属する機関の長【thủ trưởng】は、自己の又は自己が直接管理する責任を有する者の行政決定、行政行為について不服申立解決権限を有する。

## 20条

県・郡・市・省所属市（以下、まとめて「県級」という。）人民委員会主席【chủ tịch】は権限を有する；

1. 自己の行政決定、行政行為について不服申立ての解決；  
2. 社級人民委員会主席、県級人民委員会に属する機関の長が解決し

たが、再不服申立てされた不服申立ての解決。

## 21条

（省・中央直轄市人民委員会に属する）<sup>4</sup>部門【sở】及び同等の級に属する機関の長【thủ trưởng】は、自己の又は自己が直接管理する幹部・公務員の行政決定、行政決定について不服申立解決権限を有する。

## 22条

省・中央直轄市人民委員会に属する部門【sở】及び同等の級の長【giám đốc】は権限を有する：

1. 自己の又は自己が直接管理する幹部・公務員の行政決定、行政決定について不服申立ての解決；
2. この法律21条に規定する者が解決したが、再不服申立てされた不服申立ての解決。

## 23条（2005年改正）

省・中央直轄市（以下、まとめて「省級」という。）人民委員会主席【chủ tịch】は権限を有する：

1. 自己の行政決定、行政行為について不服申立ての解決；
2. 県級人民委員会主席が最初の解決をしたが、再不服申立てされた不服申立ての解決；
3. 省級人民委員会に属する部門【sở】及び同等の級の長【giám đốc】が最初の解決をしたが、再不服申立てされた不服申立てで、内容が省級人民委員会の管理範囲に属するものの解決。

## 24条

中央省【bộ】、中央省同等【ngang bộ】機関、政府【chính phủ】所属機関に属する機関の長【thủ trưởng】は、自己の又は自己が直接管理する幹部・公務員の行政決定、行政決定について不服申立解決権限を有する。

## 25条（2005年改正）

大臣【bộ trưởng】、中央省同等機関の長【thủ trưởng】、政府所属機関の長【thủ trưởng】は権限を有する：

1. 自己の又は自己が直接管理する幹部・公務員の行政決定、行政行為について不服申立ての解決；
2. この法律24条に規定する者が最初の解決をしたが、再不服申立てされた不服申立ての解決；
3. 省級人民委員会に属する部門【sở】及び同等の級の長【giám đốc】が最初の解決をしたが、再不服申立てされた不服申立てで、内容が中央省、その支部【ngành mình】の国家管理権に属するものの解決。

## 26条（2005年改正）

監察院長【tổng thanh tra】は権限を有する：

1. 政府所属機関の長が最初の解決をしたが、再不服申立てされた不服申立ての解決；
2. 政府首相【thủ tướng chính phủ】が、各中央省、中央省同等機関、政府所属機関、各級人民委員会による公民の受け入れ、不服申立解決、法的効力を有した不服申立解決決定の執行を監視し、検査し、推進するのを補助する；  
国家の利益、公民・機関・組織の適法な権利・利益に損害を引き起こす違法な違反行為を発見した場合には、政府首相又は権限を有する者に、違反を止めさせる措置を適用し、責任を調査し、違反者に対する処理を行うことを建議する。

## 27条（2004年改正）

各級の監察院及び各支部の長【chánh】は、同級の管理機関の長の解決権限に属する不服申立ての解決について、確認し、結論を出し、建議する責任がある。

## 28条（2005年改正）

政府首相は権限を有する：

1. 各中央省、中央省同等機関、政府所属機関、各級人民委員会の不服申立解決の事務を指導する；
2. この法律26条2項に規定する監察院長の各建議を処理する。

## 29条

1. 政府首相は、各中央省、中央省同等機関、政府所属機関、省級人民委員会間の不服申立解決権限の争いを解決する；
2. 大臣、中央省同等機関の長、政府所属機関の長、省級人民委員会主席は、その管理の範囲内にある各機関、部隊間の不服申立解決権限の争いを解決する。

### 第3節 不服申立て、不服申立解決手続

## 30条

初回の不服申立人は、行政決定を發出した者又は行政行為をした幹部・公務員の属する機関に対し、その決定又は行為が、法に反し、その適法な権利・利益を侵犯すると信ずる根拠があるときは、不服申立てをしなければならぬ。

## 31条

1. 不服申立ての時効は、行政決定を受け取った日又は行政行為を知ったときから起算して90日である。
2. 病気、天災、敵の妨害、遠方への出張や研究、その他の客観的な障碍のために、不服申立人が時効期限内に不服申立権を実現できなかった場合には、その障碍が存在する期間は、不服申立ての時効に含めずに計算する。

## 32条（2005年改正）

以下の各場合に該当する不服申立ては、解決のために受理することはできない；

1. 不服申立てされた行政決定、行政行為が、不服申立人の適法な権利・利益に直接関連しない；
2. 不服申立人が完全な民事行為能力を有せず、適法な代理人がいない；
3. 代理人が適法でない；
4. 不服申立ての時効又は再不服申立ての期限が経過した；
5. 2回目の不服申立解決決定が既にある不服申立て；
6. 裁判所が既に解決のために受理し、又は既に裁判所の判決・決定がある不服申立て。

## 33条

1. 書面で不服申立てを実現する場合、不服申立書には、不服申立ての年月日；不服申立人の名、住所；不服申立てされた機関・組織・個人の名、住所；不服申立ての内容、理由、不服申立人の要求を明記しなければならない。不服申立書に、不服申立人は署名しなければならない。
2. 不服申立人が直接不服申立てに来た場合は、責任のある幹部は、申立書を作成するよう指導する【huớng dẫn】が、本条1項の規定に従った内容を録取し、不服申立人の署名を求めなければならない。
3. 代理人を通じて不服申立てを実現する場合には、代理人は、代理の適法性を証明する書類を有し、本条1項及び2項の規定に従った適正な手続によって不服申立てを実現しなければならない。

## 34条

その解決権限に属し、この法律32条の規定する場合に該当しない不服申立書を受け取ってから10日以内に、初回の不服申立解決人は、解決のために受理し、書面で不服申立人に通知しなければならない；解決の

<sup>4</sup> () 内は原文にないが、英訳、文脈から判断して補った。

ための受理をしない場合には、その理由を示さなければならない。

### 35条

不服申立解決過程において、不服申立てをされている行政決定の執行が克服困難な結果を引き起こすと認識したときは、初回の不服申立解決人は、その決定の執行を停止する決定を出さなければならない。停止の期限は、初回の解決期限の残りの期間を超えない。停止決定は、不服申立人、関連する権利・利益を有する者に送付しなければならない。停止の理由が無くなったと認識したときには、その停止決定を直ちに取り消さなければならない。

### 36条（2005年改正）

1. 初回の不服申立解決期限は、解決のための受理の日から起算して30日を超えない；複雑な事件の場合には、不服申立解決期限を延長することができるが、解決のための受理の日から起算して45日を超えない。  
往來が困難な奥地又は遠隔地については、解決のための受理の日から起算して45日を超えない；複雑な事件の場合には、不服申立解決期限を延長することができるが、解決のための受理の日から起算して60日を超えない。
2. 本条1項の規定する解決期限内に、不服申立解決権限を有する者が解決しないときは、懲戒処理を考慮される。不服申立人は、不服申立てを解決しない者の直接上級者にその者の懲戒処理を考慮するよう不服申立てをする権利がある。

### 37条（2005年改正）

初回の不服申立解決過程において、不服申立解決人は、不服申立ての内容、不服申立人の要求、不服申立解決の方法を明らかにするために、不服申立人、被不服申立人と面会し直接対話しなければならない。不服申立人が、法的な支援を弁護士に依頼した場合には、弁護士は、不服申立解決過程に参加する権利を有する。初回の不服申立解決人は、書面で不服申立解決決定を出し、不服申立人、被不服申立人、関連する権利・利益を有する者にその決定を送付しなければならない。不服申立解決決定は、公表公開されなければならない。

### 38条（2005年改正）

初回の不服申立解決決定は、以下の内容を有しなければならない。

1. 決定を出した年月日
2. 不服申立人、被不服申立人の名、住所
3. 不服申立ての内容
4. 不服申立ての内容を確認した結果；不服申立解決のための法的根拠；
5. 不服申立ての内容が正しいか、一部正しいか、全部誤っているかの結論；
6. 行政決定の一部又は全部の維持、修正又は取消し、不服申立てされた行政行為の中止；不服申立ての内容における各具体的問題の解決；
7. 7.（もしあれば）損害を受けた者への賠償；
8. 再不服申立権、裁判所への行政事件提訴権。

### 39条（2005年改正）

この法律36条の規定する解決期限が経過したが、不服申立てが解決されなかった場合には、期限経過日から、初回の不服申立解決決定がなされたが、不服申立人が同意しない場合には、決定を受け取った日から起算して30日の期限内に、不服申立人は、2回目の不服申立解決権限を有する者に対し不服申立てをし、又は、裁判所に行政事件を提訴する権限を有する。往來が困難な奥地又は遠隔地については、延長することができるが、45日を超えない。

不服申立人が大臣、中央省同等機関の長、省級人民委員会主席の初回の不服申立解決決定に同意しない場合には、他の規定をする法がない限り、省級人民裁判所に行政事件の提訴をする権利を有する。

### 40条（2005年改正）

再不服申立てをする場合には、不服申立人は、申立書に付属して初回の不服申立解決決定の写し、（もしあれば）関連する資料を、2回目の不服申立解決人に送付しなければならない。

### 41条（2005年改正）

その解決権限に属し、この法律32条の規定する場合に該当しない不服申立書を受け取ってから10日以内に、2回目の不服申立解決人は、解決のために受理し、書面で不服申立人、初回の不服申立解決人に通知しなければならない；解決のための受理をしない場合には、不服申立人に対し、書面でその理由を示さなければならない。

### 42条（2005年改正）

2回目の不服申立解決過程において、不服申立てをされている行政決定、初回の不服申立解決決定の執行が克服困難な結果を引き起こすと認識したときは、2回目の不服申立解決人は、その決定の執行を停止する決定を出すか、権限を有する者に建議しなければならない。停止の期限は、解決期限の残りの期間を超えない。停止決定は、不服申立人、初回の不服申立解決人、関連する権利・利益を有する者に送付しなければならない。停止の理由が無くなったと認識したときには、その停止決定を直ちに取り消さなければならない。

### 43条（2005年改正）

1. 2回目の不服申立解決期限は、解決のための受理の日から起算して45日を超えない；複雑な事件の場合には、不服申立解決期限を延長することができるが、解決のための受理の日から起算して60日を超えない。  
往來が困難な奥地又は遠隔地については、解決のための受理の日から起算して60日を超えない；複雑な事件の場合には、不服申立解決期限を延長することができるが、解決のための受理の日から起算して70日を超えない。
2. 本条1項の規定する解決期限内に、不服申立解決権限を有する者が解決しないときは、懲戒処理を考慮される。不服申立人は、不服申立てを解決しない者の直接上級者にその者の懲戒処理を考慮するよう不服申立てをする権利がある。

### 44条（2005年改正）

1. 2回目の不服申立解決過程において、不服申立解決人は、以下の権利を有する：
  - a) 不服申立人に、不服申立ての内容についての情報、資料、証拠の供給を要求する；
  - b) 被不服申立人に、不服申立てをされた内容について書面で説明をするよう要求する；
  - c) 初回の不服申立解決人、関係する個人、機関・組織に、不服申立ての内容に関連する情報、資料、証拠の供給を要求する；
  - d) 対話を組織するために、不服申立人、被不服申立人を招集する；
  - d) 現場を確認する；
  - e) 鑑定を求める、法の規定に従って、他の各措置を実行する【*tiền hành*】
2. 本条1項に規定する要求を受け取ったときには、個人、機関・組織は、その要求を適正に実現しなければならない。

### 45条（2005年改正）

1. 2回目の不服申立解決過程において、不服申立解決人は、不服申立ての内容、不服申立人の要求、不服申立解決の方法を明らかにするために、不服申立人、被不服申立人と面会し直接対話することができる。不服申立人が、法的な支援を弁護士に依頼した場合には、弁護士は、不服申立解決過程に参加する権利を有する。
2. 2回目の不服申立解決人は、書面で不服申立解決決定を出さなければならない。不服申立解決決定は、以下の内容を有しなければならない。

ならない。

- a) 決定を出した年月日
  - b) 不服申立人、被不服申立人の名、住所
  - c) 不服申立ての内容
  - d) 初回の不服申立解決人の解決に関する結論
  - d) 審査【*thăm tra*】及び確認の結果
  - e) 不服申立解決のための法的根拠
  - g) 不服申立ての内容が正しいか、一部正しいか、全部誤っているかの結論；不服申立てが正しいか、一部正しい場合には、不服申立てをされた行政決定、行政行為をした者に、行政決定の全部又は一部の修正又は取消し、不服申立てをされた行政行為を中止するよう要求；
  - h) （もしあれば）損害賠償
  - i) 裁判所に対する行政事件の提訴権
3. 2回目の不服申立解決決定は、解決決定から起算して7日以内に、不服申立人、被不服申立人、初回の不服申立解決人、関連する権利・利益を有する者、申立てを移送した者に送付しなければならない。
- 2回目の不服申立解決決定は、公表公開されなければならない。

#### 46条（2005年改正）

この法律43条の規定する解決期限が経過したが、不服申立てが解決されなかった場合には、期限経過日から、初回の不服申立解決決定がなされたが、不服申立人が同意しない場合には、決定を受け取った日から起算して30日の期限内に、不服申立人は、裁判所に対する行政事件を提訴する権限を有する。往來が困難な奥地又は過隔地については、延長することができるが、45日を超えない。

#### 47条（2005年改正）

1. 不服申立ての解決は、記録を編綴されなければならない。不服申立解決記録は含む：
  - a) 不服申立書又は口頭による不服申立ての録取書；
  - b) 不服申立人の答弁書；
  - c) 審査、確認、結論、鑑定結果の調書、面談、対話の調書；
  - d) 不服申立解決決定
  - d) 関連する各書類
2. 不服申立解決記録は、法の規定に従って、書類の順序に従ってページを付し、保管しなければならない。不服申立人が裁判所に行政事件を提訴した場合に、要求があれば、記録を裁判所に送付しなければならない。

### 第3章 幹部・公務員の懲戒決定の不服申立て、 不服申立ての解決

#### 48条

幹部・公務員に対する法の規定に従って適用された懲戒決定についての不服申立ては、この法律の規定に従って解決される。

政治組織、社会政治組織の構成員である幹部・公務員に対する規則【*Điều lệ*】に従って適用された懲戒決定についての不服申立ては、その組織の規則に従って解決される。

#### 49条

不服申立ての時効は、懲戒決定を受け取った日から15日である。

病気、天災、敵の妨害、遠方への出張や研究、その他の客観的な障碍のために、不服申立人が時効期限内に不服申立権を実現できなかった場合には、その障碍が存する期間は、不服申立ての時効に含めずに計算する。

#### 50条

不服申立ては、書面で実現しなければならない；不服申立書には、不服申立ての年月日；不服申立人の名、住所；不服申立ての内容、理由、不服申立人の要求を明記しなければならない、不服申立人は署名しなければ

ならない。

#### 51条

不服申立書は、懲戒決定をした者に出さなければならない。不服申立書を受け取ってから10日以内に、懲戒決定をした者は、解決のために受理し、不服申立人に通知しなければならない。

#### 52条

不服申立解決期限は、解決のための受理の日から起算して30日を超えない；複雑な事件の場合には、不服申立解決期限を延長することができるが、解決のための受理の日から起算して45日を超えない。

#### 53条

1. 不服申立解決人は、書面で解決決定を出さなければならない。不服申立解決決定は、以下の内容を有しなければならない。
  - a) 決定を出した年月日；
  - b) 不服申立人、被不服申立人の名、住所；
  - c) 不服申立ての内容が正しいか、一部正しいか、全部誤っているかの結論
  - d) 不服申立解決のための法的根拠；
  - d) 不服申立てされた懲戒決定の一部又は全部の維持、修正又は取消し
  - e) （もしあれば）損害を受けた者への賠償；
2. 不服申立解決決定は、不服申立人、関係する機関・組織に送付しなければならない。

#### 54条（2004年改正）

初回の不服申立解決決定がなされたが、不服申立人が同意しない場合には、決定を受け取った日から起算して10日の期限内に、不服申立人は、再不服申立解決権限を有する者に対し不服申立てをする権限を有する。幹部・公務員に対する懲戒決定の不服申立てについて、大臣、中央省同等機関の長、政府所属機関の長、省級人民委員会主席が初回の解決を行ったが、不服申立人がこれに同意しない場合において、再不服申立解決権限を有する者は、内務省大臣である。

再不服申立解決権限を有する者は、解決のための受理の日から起算して30日以内に、調査し、書面で不服申立解決決定を出さなければならない；複雑な事件の場合には、不服申立解決期限を延長することができるが、解決のための受理の日から起算して45日を超えない。この決定は、執行の効力を有する決定である。

#### 55条

懲戒免職決定【*kỷ luật buộc thôi*】に対して不服申立てをした幹部・公務員は、初回の解決決定に同意しない場合には、その解決決定を受け取った日から起算して、この法律39条が規定する期限内に、幹部・公務員に関する法の規定、行政訴訟に関する法の規定に従って、再解決権限を有する者に不服申立し、又は、裁判所に行政事件の提訴をする権利を有する。

#### 56条

この法律の規定に基づいて、国会常任委員会、政府、国家の他の機関、政治組織、社会政治組織は、その機能、任務、権限の範囲内において、懲戒決定に対する幹部・公務員の不服申立解決の秩序【*trình tự*】、手続を決定する責任がある。

### 第4章 告訴告発、告訴告発の解決 第1節 告訴告発人、被告告訴告発人の権利・義務

#### 57条

1. 告訴告発人は次の権利を有する；
  - a) 解決権限を有する機関・組織・個人に対し書面を送付するか、直接、告訴告発する；
  - b) その氏名、住所、筆跡の秘密を守るよう要求する；

- c) 告訴告発の結果を通知するよう要求する；
  - d) 脅迫、復讐、報復される場合に権限を有する機関・組織に保護を要求する；
2. 告訴告発人は次の義務を有する；
- a) 告訴告発の内容について正直に陳述する；
  - b) その氏名住所を明らかにする；
  - c) 偽りの告訴告発について、法の前に責任を負う。

## 58条

1. 被告告訴告発人は次の権利を有する；
- a) 告訴告発された内容について通知を受ける；
  - b) 告訴告発された内容が真実でないことを証明するために証拠を提出する【*đưa ra*】；
  - c) 侵犯された適法な権利・利益の回復【*khôi phục*】；名誉の回復【*phục hồi*】；真実でない告訴告発によって引き起こされた損害の賠償を受ける；
  - d) 権限を有する機関・組織・個人に、虚偽の告訴告発を行った者の処理を要求する。
2. 被告告訴告発人は次の義務を有する；
- a) a) 告訴告発された行為について説明する；権限を有する機関・組織・個人の要求があったときには、関連する情報、資料を供給する；
  - b) 権限を有する機関・組織・個人の告訴告発処理決定を厳粛に実行する；
  - d) その違法な行為が引き起こした結果を克服し、損害の賠償をする。

## 第2節 告訴告発の解決権限

### 59条

機関・組織の管理権限に属する被告告訴告発人の違法な違反行為の告訴告発は、その機関・組織が解決責任を負う。

機関・組織の管理権限に属する被告告訴告発人の任務、公務に対する違法な違反行為の告訴告発は、その機関・組織の最高位の者【*người đứng đầu*】が解決責任を負う。

機関・組織の最高位の者である被告告訴告発人の任務、公務に対する違法な違反行為の告訴告発は、その機関・組織の直接上級の機関・組織の最高位の者が解決責任を負う。

### 60条

機関の国家管理の機能に関連する内容の違法な違反行為の告訴告発は、その機関が解決責任を負う。

犯罪行為の告訴告発は、刑事訴訟法の規定に従って、訴訟進行機関によって解決される。

### 61条

機関・組織の最高位の者は、属する権限において、告訴告発を解決する責任を負う；必要な場合には、監察機関【*cơ quan Thanh tra*】又は他の権限を有する機関に、審査の進行、確認、結論、告訴告発処理措置の建議をするよう引き渡す【*giao*】。

### 62条

各級の監察院長【*chánh thanh tra*】は権限を有する：

- 1. 引き渡されたとき、告訴告発の内容を確認し、結論を出し、同級の機関の長の解決権限に属する告訴告発処理措置の建議を行う；
- 2. 同級の機関の長の直接下の級の機関の長が既に解決したが、法に違反する場合に、告訴告発の内容を審査し、結論を出す；告訴告発の解決が違法であると結論したときは、解決をした者に再度審理し、解決するよう建議する。

### 63条

監察院長【*tổng thanh tra*】は権限を有する：

- 1. 引き渡されたとき、告訴告発の内容を確認し、結論を出し、政府首相の解決権限に属する告訴告発処理措置の建議を行う；
- 2. 大臣、中央省同等機関の長、政府所属機関の長、省級人民委員会主席が既に解決したが、法に違反する場合に、告訴告発の内容を審査し、結論を出す；告訴告発の解決が違法であると結論を出したときは、解決をした者に再度審理し、解決するよう建議する。

## 64条

政府首相は、特に複雑な内容を有する告訴告発の解決を指揮する；この法律63条1項の規定に従って、監察院長が結論を出し、建議した告訴告発の処理決定をする。

## 第3節 告訴告発の解決手続

### 65条

告訴告発人は、権限を有する機関・組織・個人に申立書を送付しなければならない。告訴告発書には、告訴告発人の氏名、住所；告訴告発の内容を明記しなければならない。告訴告発人が直接、告訴告発しに来た場合には、受け入れる責任のある者は、告訴告発の内容、告訴告発人の氏名、住所を録取し、告訴告発人の署名を求めなければならない。

### 66条

告訴告発を受け取ってから10日以内に、告訴告発を受け入れる機関・組織・個人は、解決のために受理しなければならない。告訴告発がその解決権限に属さない場合には、解決権限を有する機関・組織に移送し、告訴告発人の要求があればその旨通知しなければならない。

緊急の場合には、告訴告発を受け入れる機関・組織・個人は、責任のある機関に対して、法に違反する行為を適時に阻止する措置を適用するために報告しなければならない；告訴告発人の要求があればその者の安全を保障する必要な措置を適用する。

### 67条

告訴告発の解決期限は、解決のための受理の日から起算して60日を超えない；複雑な事件の場合には、告訴告発解決期限を延長することができるが、解決のための受理の日から起算して90日を超えない。

### 68条

告訴告発解決人は、調査を進行し、告訴告発の内容について結論を下す決定を出し、違反行為者の責任を確定し【*xác định*】、違反者に対し権限に従って措置を適用し又は権限を有する機関・組織・個人に処理を建議する。

### 69条

告訴告発の解決が法に従っていないと信ずる根拠があるか、決定期限を経過したが、告訴告発が解決されない場合には、告訴告発人は、告訴告発解決人の直接上級の機関・組織に告訴告発をする権利を有する；解決期限は、この法律の67条の規定に従って実現される。

### 70条

告訴告発の確認過程において、告訴告発人は、以下の権利・義務を有する：

- 1. 告訴告発の解決において、客観性、真実性、法遵守を保障する；
- 2. 告訴告発人に、告訴告発の内容に関連する証拠、資料の供給を要求する；
- 3. 被告告訴告発人に、告訴告発された行為について書面による説明を要求する；
- 4. 関係する個人、機関・組織に、告訴告発の内容に関連する情報、資料の供給を要求する；
- 5. 鑑定を求める、法の規定に従って、他の各措置を実行する。

### 71条

告訴告発の受け入れ、解決の過程において、犯罪の嫌疑【*dấu hiệu*】を認識したときは、告訴告発を解決する機関・組織・個人は、刑事訴訟法の規定に従って解決するために、捜査機関【*cơ quan điều tra*】、検察院に通報し【*chuyển tin báo*】、記録を送らなければならない。通報又は記録を受けた日から起算して20日以内に、捜査機関、検察院は、その機関・組織に処理について書面で通知【*thông báo*】しなければならない；告訴告発の内容が複雑な場合には、期限を延期することができるが、60日を超えない。

## 72条

告訴告発を解決する機関・組織・個人は、告訴告発人の秘密を守らなければならない；告訴告発人の氏名、住所、筆跡、その他の告訴告発人を害する情報を漏洩してはならない。

## 73条

1. 告訴告発の解決は、記録に編綴されなければならない。告訴告発解決記録は含む：
  - a) 告訴告発書又は口頭による告訴告発の録取書；
  - b) 確認、鑑定結果の調書、解決過程で収集した資料、証拠；
  - c) 被告告訴告発人の説明文書
  - d) 告訴告発の内容の結論；処理措置の建議書
  - d) 処理決定
  - e) 関連するその他の資料
2. 告訴告発解決記録は、法の規定に従って、書類の順序に従ってページを付し、保管しなければならない。権限を有する機関・組織・個人が要求した場合には、記録を送付する。

## 第5章 公民の受け入れを組織

### 74条

各国家機関の長【*thủ trưởng*】は、公民を直接受け入れ、不服申立て・告訴告発を陳述し、不服申立て・告訴告発に関連する建議、報告をする公民の受け入れを組織する；優れた技能、見識を有し、政治、法を熟知し、公民を受け入れる使命についての責任意識のある幹部を配置する。

### 75条

不服申立て・告訴告発をし、不服申立書、告訴告発書を提出しに来る公民の受け入れは、公民受け入れ所【*noi tiếp công dân*】で進行する。国家機関は、公民が、不服申立て・告訴告発を陳述し、不服申立て・告訴告発に関連する建議、報告するのに容易で有利な条件を保障するため、便利な公民受け入れ所を配置しなければならない。公民受け入れ所において、公民を受け入れる日程、規則を公示しなければならない。

### 76条

1. 各級人民委員会主席、国家の他の機関の長は、次の規定に従って公民を直接受け入れる責任がある。
  - a) 社級人民委員会主席、最低週1回；
  - b) 県級人民委員会主席、最低月2回；
  - c) 省級人民委員会主席、最低月1回；
  - d) 国家の他の機関の長、最低月1回。
2. 各級の国家監察院【*thanh tra nhà nước*】、国家の他の機関、法の規定に従って、継続的に公民の受け入れを組織する責任がある。

### 77条

公民を受け入れる者の責任：

1. 不服申立て・告訴告発、不服申立て・告訴告発に関連する建議、報告の受け入れ；
2. 公民が不服申立て・告訴告発を実現するのを指導する；
3. 告訴告発人の要求により、その氏名、住所、筆跡の秘密を守る；

## 78条

公民受け入れ所で不服申立て・告訴告発する者は、以下の権利・義務を有する。

1. 身分証明書【*giấy tờ tùy thân*】を提示し【*xuất trình*】、公民受け入れ所の規則を遵守し、公民を受け入れる者の指導に従って実現する；
2. 事実を正直に陳述し、その不服申立て・告訴告発の内容に関連する資料を供給し、陳述した内容に確認【*xác nhận*】の署名をする；
3. 不服申立て・告訴告発の権利の実現について指導、説明を受ける；
4. 同一の内容について多数の不服申立人、告訴告発人がいる場合には、公民を受け入れる者に陳述するための代理人を選ぶ；
5. 公民を受け入れる者による法に反する行為、妨害、騒動、強請について不服申立て・告訴告発をする。

## 79条

不服申立て・告訴告発、建議、報告に来た公民に対する妨害、騒動、強請を厳禁する。

公民受け入れ所の秩序を乱し、国家機関、任務、公務の執行者の威信、名誉を汚し、侵犯することを厳禁する。

## 第6章 不服申立て・告訴告発の解決事務の管理

### 80条

不服申立て・告訴告発の解決事務の管理の内容は含む：

1. 不服申立て・告訴告発の解決についての法規文書、規制【*quy chế*】、規則【*điều lệ*】の公布【*ban hành*】；
2. 不服申立て・告訴告発に関する規定の実現のための宣伝、指導、組織；
3. 不服申立て・告訴告発に関する規定の実現の監察、検査
4. 不服申立て・告訴告発の解決事務、公民受け入れの事務を行う幹部・公務員の編成【*đào tạo*】、養成【*bồi dưỡng*】；
5. 不服申立て・告訴告発の状態【*trình hình*】を総合、不服申立て・告訴告発を解決；
6. 不服申立て・告訴告発の解決事務の経験【*kinh nghiệm*】を総括【*tổng hợp*】。

### 81条

政府は、全国規模で国家行政機関における不服申立て・告訴告発の解決事務について国家管理を統一する【*thống nhất*】。

政府監察院【*thanh tra chính phủ*】は、政府に対し、政府の権限の範囲内における不服申立て・告訴告発の解決事務について国家管理の実現の責任を負う。

### 82条

中央省、中央省同等機関、政府所属機関、各級人民委員会は、その管理の範囲内において、不服申立て・告訴告発の解決事務について国家管理を実現する；不服申立て・告訴告発の法の実現において、その管理する機関・組織を指導し、催促し、検査する；政府の規定に従って、不服申立て・告訴告発の解決事務についての報告制度を実現する。

各級の国家監察院【*thanh tra nhà nước*】は、同級の機関の長の不服申立て・告訴告発の解決事務の管理を補助する。

### 83条

1. 最高人民裁判所、最高人民検察院、国家の他の機関、政治組織、社会政治組織は、その機能、任務、権限の範囲内において、不服申立て・告訴告発の解決事務の管理をする；それぞれの機関・組織の管理の範囲内で、法律の規定に従って、解決が実現された不服申立て・告訴告発の解決事務について政府に定期的に報告する。
2. 地方の人民裁判所、地方の人民検察院、地方の政治組織、社会政治組織の機関は、その機能、任務、権限の範囲内において、不服申立て・告訴告発の解決事務の管理をする；それぞれの機関・組織の管理の範囲内で、法律の規定に従って、解決が実現された不

不服申立て・告訴告発の解決事務について同級の人民委員会に定期的に報告する。

#### 84条

必要な場合には、政府首相は、不服申立て・告訴告発の解決事務を調整する【*phối hợp*】ために、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長と協議する【*làm việc với*】。

政府、最高人民裁判所、最高人民検察院は、不服申立て・告訴告発の解決事務について、国会、国会常任委員会、国家主席に定期的に報告する。監察院長【*tổng thanh tra*】は、不服申立て・告訴告発の解決事務について、政府に定期的に報告する；不服申立て・告訴告発の解決事務の効果を高めるための各措置について建議する；

必要な場合には、人民委員会主席は、不服申立て・告訴告発の解決事務を調整するために、同級の人民裁判所長、人民検察院長と協議する。人民委員会、人民裁判所、人民検察院は、不服申立て・告訴告発の解決事務について、同級の人民評議会に定期的に報告する。

### 第7章 不服申立て・告訴告発の解決事務の監視 第1節 国会、人民評議会の監視

#### 85条

1. 国会は、不服申立て・告訴告発の法の執行を監視する【*giám sát*】；毎年、年末の会期において、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院による不服申立て・告訴告発の解決事務についての報告を調査する。
2. 国会常任委員会は、不服申立て・告訴告発の法の執行を監視する；政府、最高人民裁判所、最高人民検察院による不服申立て・告訴告発の解決事務についての報告を調査する；不服申立て・告訴告発の解決の調査団を選任する；法の違反を発見した場合には、権限を有する者に、違反の中止、責任の調査、違反者に対する処理を要求する。国会常任委員会に出された【*gửi*】不服申立て・告訴告発は、国会の民族委員会、各委員会、研究【*ngiên cứu*】・調査の権限を有する者に引き継がれる【*giao*】、法の違反が発見された場合には、この法律の86条2項の規定に従って実現される。

#### 86条

国会の民族委員会、各委員会は、その任務、権限の範囲内で責任を負う：

1. 不服申立て・告訴告発の解決の調査団を組織する；関係する機関・組織・個人に不服申立て・告訴告発の状態、不服申立て・告訴告発の解決について報告を要求する；
2. 不服申立て・告訴告発を受け取ったときは、研究し、法の違反を発見した場合は、権限を有する者に調査、解決を要求する；その解決結果に同意しない場合は、直接上級の機関・組織の最高位の者に、調査、解決を要求する；関係する機関・組織は、解決決定の日から起算して7日以内に、その要求に回答する責任がある；
3. 国家の利益、公民・機関・組織の適法な権利・利益に損害を与える法の違反を発見したときは、権限を有する者に、違反の中止、責任の調査、違反者に対する処理をするために必要な措置を要求する。

#### 87条

1. 国会の代表【*đại biểu*】、人民評議会の代表は、その任務、権限の範囲内で責任を負う：
  - a) 不服申立て・告訴告発を受け取ったときは、研究し、適時に権限を有する者に移送し、不服申立て・告訴告発の解決を催促、監視し【*theo dõi*】、同時にその移送について不服申立人、告訴告発人に通知する。
  - b) 国家の利益、公民・機関・組織の適法な権利・利益に損害を与える法の違反を発見したときは、権限を有する者に、適時に違反の中止、責任の調査、違反者に対する処理をするために必要な措置を建議する。

2. 権限を有する者は、国会の代表、人民評議会の代表が移送した不服申立て・告訴告発を受け取ったときは、調査し、解決し、解決決定の日から起算して7日以内に、移送してきた国会の代表、人民評議会の代表に書面で解決結果を通知しなければならない。解決が妥当【*thỏa đáng*】でないとと思われる場合は、国会代表は、究明し【*tìm hiểu*】、再度の調査を要求するために関係する機関の長に会う権利を有する。必要なときは、国会代表は、その機関の上級の関係する機関の長に解決を要求する権利を有する。

#### 88条

国会の代表団は、団員の国会代表が、不服申立て・告訴告発、不服申立て・告訴告発に関連する建議、報告をしに来た公民を受け入れ、不服申立て・告訴告発を受け入れ、権限を有する者に移送し、その解決を催促し、監視するのを組織する。不服申立て・告訴告発の解決人は、この法律87条2項の規定に従って、調査し、解決し、解決結果を通知する責任を有する。

必要な場合は、国会の代表団は、不服申立て・告訴告発の解決の監視団を組織する；国家の利益、公民・機関・組織の適法な権利・利益に損害を与える法の違反を発見したときは、権限を有する者に、適時に違反の中止をするために必要な措置を建議する。

#### 89条

1. 各級の人民評議会は次の任務、権限を有する：
  - a) 会期において、同級の人民委員会、人民裁判所、人民検察院による不服申立て・告訴告発の解決事務についての報告を調査する。
  - b) その地方における不服申立て・告訴告発の解決の調査団を選任する；国家の利益、公民・機関・組織の適法な権利・利益に損害を与える法の違反を発見したときは、権限を有する者に、適時に違反の中止、責任の調査、違反者に対する処理を要求する。
2. 省級、県級の人民評議会の常任【*thường trực*】、社級人民評議会の議長【*chủ tịch*】は、その任務、権限の範囲内において、不服申立て・告訴告発の解決の状態について検査し、調査する責任がある；不服申立て・告訴告発を受け取ったときは、研究する；法の違反を発見した場合は、権限を有する者に調査、解決を建議する；その解決結果に同意しない場合は、直接上級の機関・組織の最高位の者に、調査、解決を建議する；関係する機関・組織は、解決決定の日から起算して7日以内に、その要求に回答する責任がある；
3. 省級、県級の人民評議会の各部会【*ban*】は、同級の人民評議会が不服申立て・告訴告発の法の執行を監視するのを補助する。

#### 90条

関係する機関・組織・個人は、国会の各機関、各級の人民評議会、国会代表、国会代表団、人民評議会の代表が、不服申立て・告訴告発の法の執行を監視するための条件を作り出す責任を負う。

### 第2節 ベトナム祖国戦線、その構成組織、人民監察組織による監視

#### 91条

1. ベトナム祖国戦線、その構成組織は、不服申立て・告訴告発、不服申立て・告訴告発に関連する建議、報告をしに来た公民を受け入れを組織する責任があり、不服申立て・告訴告発を受け取ったときは、研究し、不服申立て・告訴告発の解決権限を有する者に移送する。
2. ベトナム祖国戦線、その構成組織により不服申立て・告訴告発が移送された場合、不服申立て・告訴告発の解決人は、調査し、解決し、解決決定の日から起算して7日以内に、移送してきた組織に書面で解決結果を通知しなければならない。その解決決定に同意しない場合は、移送した組織は、直接上級の機関・組織に調査、解決を建議する権利を有する；関係する機関・組織は、解決決定の日から起算して7日以内に、その建議に回答する責任がある。

## 92条

政府、最高人民裁判所、最高人民検察院は、ベトナム祖国戦線中央委員会に定期的に報告する。各級の人民委員会、人民裁判所、人民検察院は、不服申立て・告訴告発の解決事務について、同級の祖国戦線委員会に定期的に報告する。

## 93条

1. 人民監察組織【*tổ chức thanh tra nhân dân*】は、その任務、権限の範囲内において、人民から、不服申立て・告訴告発、社・区・町における草の根の機関、部隊による不服申立て・告訴告発の解決についての情報、報告を受け入れる；不服申立て・告訴告発に関して法の違反行為を適時に発見する；社級人民委員会主席、草の根の機関、部隊の長に、不服申立て・告訴告発について適時の解決、法の遵守、解決の監視を建議する。
2. 社級人民委員会主席、草の根の機関、部隊の長は、人民監察組織にその解決権限に属する不服申立て・告訴告発の解決について知らせ、人民監察組織の建議を調査し、解決しなければならない。

## 94条

関係する機関・組織・個人は、ベトナム祖国戦線、その構成組織、人民監察組織が、不服申立て・告訴告発の法の執行を監視するための条件を作り出す責任を負う。

## 第8章 褒賞、違反処理

### 95条

不服申立て・告訴告発の解決において実績がある機関・組織・個人、国家・組織・個人への損害を防止した功績のある告訴告発人は、法の規定に従って褒賞を受ける。

### 96条

不服申立て・告訴告発の解決人は、以下の行為をした場合、違反の性質、程度に応じて、懲戒処理を受け、又は刑事責任を追及される。損害を発生させたときは、法の規定に従って賠償しなければならない。

1. 不服申立て・告訴告発の解決において責任を欠く；
2. 騒動、強請、不服申立て・告訴告発の権利の実現を妨害；
3. 故意に不服申立て・告訴告発の解決を引き延ばす；
4. 不服申立て・告訴告発の解決過程において記録を偽造する；
5. 法に反する不服申立解決決定、告訴告発処理決定を出す；
6. 法に違反する行為を中止するために必要な措置を適時に適用しない；
7. 不服申立人、告訴告発人を脅迫、復讐、報復；被不服申立人、被告訴告発人を庇う；
8. この法律15、85、86、87、88、89、91及び93条の規定する機関・組織、国会代表、人民評議会代表の要求、建議を実現しない；
9. 不服申立て・告訴告発の法の他の規定に違反する。

### 97条

公民を受け入れる者は、以下の行為をした場合、違反の性質、程度に応じて、懲戒処理を受け、又は刑事責任を追及される。

1. 不服申立て・告訴告発の解決において責任を欠く；
2. 騒動、強請、不服申立て・告訴告発の陳述、建議、報告に来た者の妨害；
3. 公民受け入れの規則、規制違反
4. 不服申立て・告訴告発、建議、報告をする者が供給した情報、資料を適時に処理しない、又は偽造する；
5. 公民受け入れの法の他の規定に違反する。

### 98条

不服申立解決決定、告訴告発処理決定を実行する責任のある者が実行し

なかったときは、違反の性質、程度に応じて、懲戒処理を受け、行政処罰され、又は刑事責任を追及される。損害を発生させたときは、法の規定に従って賠償しなければならない。

## 99条

権限を有する機関・組織の最高位の者が、この法律96条、97条、98条の規定する違反をした個人を適時に処理するために必要な措置を適用なかったときは、違反の性質、程度に応じて、法の規定に従って、懲戒処理を受け、又は刑事責任を追及される。

## 100条

以下の行為をした者は誰でも、違反の性質、程度に応じて、懲戒処理を受け、行政処罰され、又は刑事責任を追及される。損害を発生させたときは、法の規定に従って賠償しなければならない。

1. 他人を扇動、強要、誘惑、買収して偽りの不服申立て・告訴告発をさせる；
2. 歪曲し、誹謗し、混乱させ、機関・組織・個人に損害を発生させるのために不服申立て・告訴告発を利用する；
3. 偽りの告訴告発をする；
4. 不服申立人、告訴告発人、不服申立て・告訴告発に責任がある者を脅迫、復讐、報復する；
5. 不服申立て・告訴告発の法の他の規定に違反する。

## 第9章 施行条項

### 101条

この法律の各規定は、ベトナム社会主義共和国が締結した、又は参加した国際条約が異なる規定を置いている場合を除き、ベトナムにおける、外国の個人・機関・組織の不服申立てとその解決、外国の個人の告訴告発とその解決に適用される。

### 102条

政府は、この法律の施行について細則を規定し、指導する。この法律に基づいて、国家の他の機関、政治組織、社会政治組織は、それぞれの機関・組織の範囲内で、不服申立て・告訴告発の法の実現を指導する。

### 103条

この法律は、1999年1月1日から施行の効力を生じる。  
1991年5月7日の公民の不服申立て及び告訴告発に関する法令【*pháp lệnh khiếu nại, tố cáo của công dân*】は、この法律が施行の効力を生じる日から失効する。

この法律の条項に反する規定は廃止する。

この法律はベトナム社会主義共和国の第10回国会第4会期を、1998年12月2日、通過した。

### 2004年改正法3条

この法律は、2004年10月1日から施行の効力を生じる。  
政府は、この法律の施行について細則を規定し、指導する。  
この法律はベトナム社会主義共和国の第11回国会第5会期を、2004年6月15日、通過した。

### 2005年改正法3条

この法律は、2006年6月1日から施行の効力を生じる。  
この法律が効力を生じる日より前に解決のため受理された不服申立ては、1998年の不服申立て及び告訴告発に関する法の規定並びに2004年の不服申立て及び告訴告発に関する法のいくつかの規定を修正、補充する法律に従って表現する。

政府は、この法律の施行について細則を規定し、指導する。  
この法律はベトナム社会主義共和国の第11回国会第8会期を、2005年11月29日、通過した。



国会

ベトナム社会主義共和国

独立－自由－幸福

法律 35/2009/QH12 号

## 国家の賠償責任に関する法律

2001 年第 10 回国会の決議 51/2001/QH10 号に基づいて改正，補充されたベトナム社会主義共和国 1992 年憲法に基づいて；

国会は国家の賠償責任に関する法律を制定する。

### 第 1 章

#### 総則

#### 第 1 条 適用範囲

この法律は，国家行政管理活動，訴訟活動及び判決執行において公務を執行する者により損害を受けた個人，組織に対する国家の賠償責任；損害賠償解決手続；被害を受けた個人や組織の権利及び義務；損害賠償の予算並びに公務を執行して損害を発生させた者の求償責任を規定する。

#### 第 2 条 賠償の対象

本法の規定する場合に該当する物的損害及び精神的損害を受けた個人及び組織（以下「損害を被った者」という。）はだれでも，本法により，国家から賠償を受けることができる。

#### 第 3 条 用語の定義

この法律において，以下の用語は次のように解する。

- 公務執行者とは，行政管理活動，訴訟活動及び判決執行の任務を果たすために国家機構の一地位に選ばれ，承認され，採用され，あるいは任命された者，または，行政管理活動，訴訟活動及び判決執行活動に関連する義務を果たすべく権限ある国家機関により任命された者である。
- 公務執行者によって行われ，損害を惹起させた違法行為とは，法律に規定された義務と権限に従っていない不作為あるいは作為の行為であり，かつ，権限ある国家機関により文書によって決定された行為である。
- 公務を執行する者の違法行為を決定する文書とは，不服申立・告訴<sup>1</sup>の解決に関する権限ある国家機関による不服申立・告訴の解決決定あるいは訴訟執行の権限を有する機関<sup>2</sup>の判決，決定である。
- 賠償責任機関<sup>3</sup>とは，違法行為を行って損害を惹起させた公務執行者を直接監督する機関あるいは本法に規定するその他の機関である。

#### 第 4 条 賠償請求権

損害を被った者<sup>4</sup>は，権限ある国家機関によって公務執行者の行為が違法であると確定された文書，あるいは損害を被った者が本法第 2 6 条に規定する場合に該当する旨刑事訴訟<sup>5</sup>において権限ある機関によって確定された文書を有する場合，賠償責任機関に対して，賠償解決を行うように請求する権利を有する。

損害を被った者は，不服申立あるいは行政事件訴訟<sup>6</sup>の過程において，賠償解決を行う機関あるいは裁判所<sup>7</sup>に対して，賠償の解決を請求する権利を有する。

#### 第 5 条 賠償請求の時効

- 本法第 4 条 1 項に規定する賠償請求権の時効<sup>5</sup>は，公務を執行する者の行為が違法であることを確定する文書が権限ある国家機関から発行された時点から，あるいは損害を被った者が本法第 2 6 条に規定する場合に該当する旨刑事訴訟<sup>5</sup>において権限ある機関によって確定された判決，決定が法的効力を有した時点から，2 年である。
- 本法第 4 条 2 項に規定する賠償請求権の時効は，不服申立・告訴<sup>6</sup>及び行政事件解決手続<sup>7</sup>の規定に従って決定される。
- 不服申立あるいは行政事件の解決過程において公務執行者の違法行為が現実<sup>8</sup>に損害を発生させたことを確定したが，その損害賠償が未だなされていない場合，賠償請求権の時効は，本条第 1 項の規定に従う。

#### 第 6 条 賠償責任の確定根拠<sup>8</sup>

- 行政管理活動，民事訴訟活動，行政訴訟活動及び判決執行活動における国家の賠償責任は，以下の各根拠がある場合に確定される。
  - 公務執行者の違法行為が本法第 1 3 条，2 8 条，3 8 条及び 3 9 条に規定する賠償責任の範囲に該当する旨確定した権限ある国家機関の文書がある。
  - 公務執行者の違法行為によって，現実的な損害が損害を被った者に対して発生した。

<sup>1</sup> 不服申立＝*khíu nại*（＝陳情する）。告訴＝*tố cáo*（訴告＝告訴，告発）

<sup>2</sup> 訴訟執行の権限を有する機関（*co quan có thẩm quyền tiến hành tố tụng*）＝訴訟執行機関（*co quan tiến hành tố tụng*，ベトナム刑訴第 3 3 条参照。）

<sup>3</sup> 原語は“*co quan có trách nhiệm bồi thường*”（＝賠償責任を有する機関）。

<sup>4</sup> 原語は“*người bị thiệt hại*”。単に「被害者」と訳した箇所もある。

<sup>5</sup> 原語は“*thời hiệu*”（時効）。ベトナム民法 154 条以下参照。

<sup>6</sup> 原語での正式名は“*pháp luật về khiếu nại, tố cáo*”

<sup>7</sup> 原語での正式名は“*pháp luật về thủ tục giải quyết các vụ án hành chính*”

<sup>8</sup> 原語は“*cần cứ xác định trách nhiệm bồi thường*”（＝責任の発生要件）。

2. 刑事訴訟活動における国家の賠償責任を確定するには、以下の各根拠を有さなければならない。
  - a) 公務執行者の違法行為が本法第26条に規定する賠償責任の範囲に該当する旨確定した権限ある国家機関の文書がある。
  - b) 刑事訴訟執行者により損害を受けた者に対する現実的な損害が、本法第26条の規定に該当する場合において発生した。
3. 国家は、以下の各場合において発生した損害に対しては賠償しない。
  - a) 損害を被った者の故意・過失による場合
  - b) 損害を被った者が、賠償解決の過程で証拠や資料を隠蔽し、あるいは真実と異なる資料を提出した場合
  - c) 不可抗力、緊急状態<sup>9)</sup>による場合

#### 第7条 賠償解決の原則

賠償の解決は以下の各原則に従わなければならない。

1. 適時、公開かつ法的に従っていること
2. 賠償責任機関と被害者あるいはその合法的代理人との間の合意に基づいて行われること
3. 当事者が別途の合意をした場合を除き、金銭による一回払いで行われること。

#### 第8条 賠償責任機関の任務及び権限

賠償責任機関は、以下の任務、権限を有する。

1. 損害を被った者からの賠償請求書を受理し、処理すること。
2. 損害を被った者と交渉し、損害を明確に確定し、賠償解決決定を發布すること。
3. 損害を被った者が賠償の解決を求めて裁判所に提訴した場合、被告として裁判所の訴訟手続に参加すること。
4. 損害を被った者に対する支払を実行し、賠償費用の収支決算を行うこと。
5. 公務執行者に対して、国家が損害を被った者に賠償した金額を求償すること。
6. 不服申立・告訴法の規定に従い、賠償解決に関連する不服申立、告訴を解決すること。
7. 損害を被った者の権利、合法的利益<sup>10)</sup>を回復し、あるいは関係する組織にその回復を提案すること。
8. 法の規定に従い、賠償解決を報告すること。

#### 第9条 損害を被った者の権利及び義務

1. 損害を被った者は、以下の権利を有する。
  - a) 国家に対して、本法の規定に従って損害賠償を要求し、名誉を回復すること。
  - b) 賠償責任機関あるいは裁判所に賠償を解決させ、賠償解決について通知させること。
  - c) 賠償の解決において権限ある者の違法な決定、行為に対して、不服申立・告訴法の規定に従って不服申立、告訴を行うこと。
  - d) 裁判所の決定、判決に対して、訴訟法の規定に従って不服申立、上訴<sup>11)</sup>すること。
  - d) 関係する機関、組織に対して、自己の権利、合法的利益の回復を求めること。
2. 損害を被った者は、以下の義務を有する。
  - a) 賠償解決請求に関連する十分かつ真実の資料、証拠を適時に提出すること。
  - b) 現実に発生した損害を証明すること

#### 第10条 損害を惹起させた公務執行者の権利、義務

<sup>9)</sup>原語は“sự kiện bất khả kháng (=不可抗力)” “trạng thái cấp thiết (=緊急状態)”。ベトナム民法161条1項、623条3項b号参照。

<sup>10)</sup>原語は“quyền lợi hợp pháp”

<sup>11)</sup>原語は“kháng cáo”。

1. 損害を惹起させた公務執行者は、以下の権利を有する。
  - a) 賠償解決に関する決定を通知され、受領すること。
  - b) 賠償の解決において権限ある者の違法な決定、行為に対して、法律の規定に従って不服申立、告訴を行うこと。
  - c) 法律の規定するその他の権利
2. 損害を惹起させた公務執行者は、以下の義務を有する。
  - a) 賠償責任機関あるいは裁判所の要求に従い、賠償解決に関連する十分かつ真実の情報、資料を適時に提出すること。
  - b) 権限ある国家機関の決定に従い、国家が損害を被った者に賠償した金額を返還すること。
  - c) 法律の規定するその他の義務。

#### 第11条 賠償任務を管理する責任

1. 政府は、以下の責任を有する。
  - a) 行政管理活動及び半決執行活動における賠償任務を指導、管理する。
  - b) 訴訟活動における賠償任務について、最高人民裁判所、最高人民検察院と協力する<sup>12)</sup>こと。
  - c) 自らの権限あるいは権限ある国家機関の建議に基づいて、国家賠償責任に関する法律を公布し、改正し、補充すること。
  - d) 毎年、国会、国会常任委員会が要求した場合、国家賠償に関する統計、総括を国会、国会常任委員会に報告すること。
  - e) 司法省は、本条第1項に規定する任務を政府が実行することを補助する。
2. 各省、各省級機関、各級の人民委員会は、それぞれの任務と権限の範囲内において、賠償任務の管理を実行する。毎年、自己の賠償任務について司法省に報告する。
3. 財務省は、賠償に関する国家予算の使用及び決算に関する法規範文書を起草して、公布権限を有する国家機関に対して提出し、あるいは自らの権限において公布する。
4. 最高人民裁判所、最高人民検察院は、それぞれの任務と権限の範囲内において、賠償解決任務を管理し、政府とともに協力してその管理任務を実行する。毎年、自己の賠償任務について司法省に報告する。
5. 政府、最高人民裁判所、最高人民検察院は、それぞれの任務と権限の範囲内において、本条を実施する細則を規定する。

#### 第12条 禁止行為

1. 賠償を受けるため、記録、資料、書類を偽造すること。
2. 賠償において利益を得るために、損害を被った者、賠償解決の責任を有する者及び関係者が共謀すること。
3. 賠償解決の過程において、法律に反して職務、権限を利用し、干渉すること。
4. 賠償を解決しない、あるいは法律に反して賠償解決をすること。

## 第2章

### 行政管理活動における国家賠償責任

#### 第1節

##### 範囲及び賠償責任機関

#### 第13条 行政管理活動における賠償範囲

国家は、以下の場合において公務執行者の違法行為によって損害が惹起された場合、その損害を賠償する責任を有する。

1. 行政違反の処罰<sup>13)</sup>に関する決定を發布すること。

<sup>12)</sup>原語“Phối hợp” (=調整する。配合する。)

2. 行政違反の抑止措置を適用し、行政違反の処理業務を保証すること。
3. 住居、プラント<sup>15</sup>及び他の建築物の強制的な撤去手段並びに行政違反の処罰に関する決定を執行するための強制手段を適用すること。
4. 更正施設、再教育施設あるいは医療施設<sup>16</sup>に人を収用する行政処分の措置を適用すること。
5. 営業登録証明書、投資証明書、許可証及び許可証と同等の価値を持つその他の書面の発行、取消を行うこと。
6. 税金、費用、手数料を適用すること。税金、費用、手数料を徴収すること。過年度の税金を徴収すること<sup>16</sup>。土地使用料を徴収すること。
7. 関税手続を適用すること。
8. 土地の交付、土地の貸与、土地の回収、土地使用目的の変更許可。土地上の物の収去と明け渡し<sup>17</sup>、再定住のための補償や支援。土地使用権、土地定着物所有権の証明書を発行あるいは回収すること。
9. 紛争解決に関する決定を發布すること。
10. 10. 資格を受ける十分な条件を有しない者に対して特許<sup>18</sup>を与えること。資格を受ける十分な条件を有しない工業所有権の対象に対して特許を与えること。特許の効力を終わらせる決定を發布すること。
11. 11. 資格を有する対象に対して営業登録証明書、投資証明書、許可証及び許可証と同等の価値を持つその他の書面、特許を発給しないこと。
12. 12. 法律に規定されたその他の賠償される場合。

#### 第14条 賠償責任機関

1. 違法行為を行って損害を発生させた公務執行者を直接監督する行政機関は、賠償責任機関とする。
2. 本条1項に規定する機関のほか、賠償責任機関は次のように確定される。
  - a) 公務執行者を監督する機関がすでに分割、併合、統合あるいは解散した場合、その機関の機能、責務を承継した機関が国家賠償責任機関になる。解散した機関の機能や責務を承継した機関がないときは、解散決定を發布した機関が賠償責任機関である。
  - b) 損害を発生させた公務執行者が、賠償請求書の受理時点において、その者を監督していた機関で働いていない場合、損害発生時にその公務執行者を監督していた機関が賠償責任機関である。
  - c) 公務執行につき委権あるいは委託があった場合、委権をした機関あるいは委託をした機関が賠償責任機関となる。委権あるいは委託を受けた機関がその委権あるいは委託の内容を正しく執行せずに損害を発生させた場合、その機関が賠償責任機関である。
  - d) 複数の機関からの複数の公務執行者が共同して損害を発生させた場合、主要な責任を負う部門、分野を担当する機関が賠償責任機関である。

<sup>15</sup> 原語 “xupha”（＝罰金）

<sup>16</sup> 原語は “cong tinh”（工程。＝建設・土木工事）

<sup>17</sup> 原語は “tuong giao duong”（＝更生施設），“coso giao duc”（＝教育施設），“coso chiu bhen”（＝医療施設）

<sup>18</sup> 原語は “thu”（税），“phi”（費），“le phi”（例費＝規定料金），“tuy thu”（＝税の徴収）

<sup>17</sup> 一文の原語は “boi tuong”（補償），“hau”（互助），“giai phong”（解放），“mat bang”（平面），“tai dinh”（再定住）”。Ex) 土地の貸与期限切れや収用による土地明け渡し（建物収去含む）及び再定住のための補償支援。

<sup>18</sup> 原語は “Van bang bao ho”（Van bang＝文書，bao ho＝保護する）”

- d) 中央及び地方機関からの複数の公務執行者が共同して損害を惹起させた場合、中央機関が賠償責任機関である。

## 第2節

### 賠償解決手続

#### 第15条 公務執行者の違法行為の確定請求

1. 個人、組織は、公務執行者によって自らが損害を受けたと史料するときは、不服申立の解決権限を有する機関に対して、その調査<sup>19</sup>及び公務執行者の違法行為を決定するように要求する権利を有する。
2. 不服申立の解決権限を有する機関は、不服申立・告訴法の規定する期間内に、公務執行者が違法行為を犯した、あるいは犯していないことについて、調査を行い、文書によって決定しなければならぬ。
3. 公務執行者の違法行為を確定する手続は、不服申立・告訴法の規定に従うものとする。不服申立・告訴の解決決定の中では、損害を発生させた公務執行者の違法行為を確定しなければならぬ。

#### 第16条 賠償請求書類

1. 損害を受けた者は、本法第13条に規定する各行為につき公務執行者の違法行為を確定する文書を受け取ったときは、本法第14条の規定に従った賠償責任機関に対して、賠償請求書を送付する権利を有する。
2. 賠償請求書には以下の主要な内容を記載すること。
  - a) 賠償請求をする者の氏名、住所
  - b) 賠償を求める理由
  - c) 損害及び賠償請求額
3. 賠償請求書には、公務執行者の違法行為を確定した権限ある国家機関の文書、賠償請求に関する資料、証拠を添付しなければならぬ。

#### 第17条 賠償解決の請求書の受理<sup>21</sup>

1. 賠償責任機関は、賠償請求書類を受け取ったときは、請求書及び附属書類の適法性を検査し、確定しなければならない。請求書類が不十分な場合、当該機関は損害を受けた者に書類を補充するように指導する。
2. 書類を受け取った機関は、もし賠償請求が自らの解決責任の範囲内であると判断したならば、請求書及び所定の書類を受け取った日から5営業日以内に、その請求書を受取り、損害を受けた者に受理したことを書面で通知しなければならない。書類を受け取った機関は、もし賠償請求が自らの解決責任の範囲内でないときは、賠償請求書類を返還し、損害を受けた者が賠償の解決を請求するため、その者に権限ある国家機関に対して請求書を送るように指導しなければならぬ。

#### 第18条 損害の確定<sup>21</sup>

1. 賠償責任機関は、賠償解決の請求書を受取りの日から20日以内に、賠償額確定の根拠とするために、発生した損害を確定し終えなければならない。複雑な事案、あるいは複数の場所で確定調査を行わなければならない場合、損害確定の期間を延長できるが、40日を超えてはならない。
2. 賠償責任機関は、事件の本質、内容に応じて、財産の価格決定及び損害の鑑定を行い、健康被害の鑑定を行い、あるいは賠

<sup>19</sup> 原語は “xem xa”（＝観察する、視察する）

<sup>21</sup> 原語は “thuly”（受理）

<sup>21</sup> 原語は “xac minh”（確明＝明白に確定する）

償解決について関係する機関からの意見聴取を行うことができる。価格決定、鑑定費用<sup>2)</sup>は国家予算により担保される。

3. 損害を受けた者が、価格決定、鑑定の結果に同意せず、再度の価格決定、鑑定を要求し、賠償責任期間が同意した場合は、価格決定、鑑定の結果が、再度の価格決定、鑑定に根拠があることを証明した場合を除き、損害を受けた者が各費用を支払わなければならない。

### 第19条 賠償に関する交渉

1. 賠償責任機関は、損害を確定し終えた日から30日以内に、賠償解決について、損害を受けた者との交渉の場を設け<sup>3)</sup>、交渉を行わなければならない<sup>4)</sup>。複雑な事案の場合、交渉期間は延長できるが、45日を超えてはならない。
2. 交渉には、賠償責任機関の代表、損害を受けた者あるいはその合法的代理人が参加する。必要な場合には、損害を発生させた公務執行者も交渉の場に招喚して出席させる。賠償責任機関の代表者は、損害を受けた者に対する賠償を合意し、賠償責任機関に対して責任を引き受ける権限を有する者となるものとする。
3. 交渉の場所は、当事者間に別途の合意がある場合を除き、賠償責任機関の所在地あるいは損害を受けた者が居住する社、区、市<sup>5)</sup>の人民委員会の所在地とする。
4. 交渉は文書で記録されなければならない。記録には次の各内容を記入する。
  - a) 交渉の年月日
  - b) 交渉の場所、交渉の参加者
  - c) 交渉参加者の各意見
  - d) 結論に至った<sup>6)</sup>、あるいは至らなかった交渉内容  
交渉記録には各参加者が署名をし、交渉終了後直ちに損害を被った者に交付されなければならない。
5. 交渉結果は、賠償解決決定をするための基礎となる。

### 第20条 賠償解決決定

1. 賠償責任機関は、交渉が終了した日から10日以内に、賠償解決決定を發布しなければならない。賠償解決決定には、次の内容を記載しなければならない。
  - a) 賠償請求者の氏名、住所
  - b) 賠償請求の理由の要約
  - c) 賠償責任を確定した根拠
  - d) 賠償額
  - d) 賠償解決決定に賛成しない場合、裁判所に対して訴え提起する権利
  - e) 賠償解決決定の効力
2. 賠償解決決定は、賠償請求者に交付されなければならない。また、賠償責任機関の直近上級機関及び損害を発生させた公務執行者に対して送付されなければならない。

### 第21条 賠償解決決定の効力

賠償解決決定は、損害を受けた者が同意をせず、裁判所に訴え提起した場合を除き、損害を受けた者が決定を受け取った日から15日後に効力を有する。

## 第3節

<sup>2)</sup> 原語は“chi phí”（支費＝費用）

<sup>3)</sup> 原語は“tổ chức”（＝組織する）

<sup>4)</sup> 原語は“chủ trì”（＝主宰する）

<sup>5)</sup> 原語は“xã”（社），“phường”（坊＝地域、地区、管轄区），“thị trấn”（市鎮＝都市）

<sup>6)</sup> 原語は“tàn”（＝目的を達成する）

## 裁判所における賠償解決

### 第22条 裁判所に対する賠償解決の訴え提起

1. 損害を受けた者は、賠償責任機関が決定を発付しないまま本法第20条に規定する賠償解決決定の発布期限が満了した場合はその満了日から、あるいは損害を受けた者が決定を受け取ったが同意しない場合はその受け取った日から、それぞれ15日以内に、本法第23条の規定に従って管轄権のある裁判所に対して、賠償解決請求のため訴訟を提起する権利を有する。損害を受けた者が客観的阻害<sup>7)</sup>あるいは不可抗力により期間内に訴訟提起できなかったことを証明できた場合は、客観的阻害あるいは不可抗力が存在した時間は訴え提起の時効期間に入れない。
2. 損害を受けた者は、賠償解決決定が本法第21条の規定に従って法的効力を有した場合、裁判所に賠償解決を求めて訴え提起する権利を有さない。

### 第23条 裁判所の管轄権及び賠償請求手続

1. 賠償請求解決の管轄を有する裁判所は、損害を受けた個人が居住し、あるいは稼働する場所又は損害を受けた組織が所在する場所又は損害が発生した場所のうち損害を受けた者の選択した場所、あるいは民事訴訟法の規定によるその他の場合における<sup>8)</sup>級人民裁判所である。
2. 裁判所における賠償請求の解決手続は、民事訴訟法の規定に従って行われる。

## 第4節

### 行政事件の解決過程における賠償請求の解決

### 第24条 行政事件訴訟の過程における賠償請求

1. 行政事件訴訟を提起する者は、提訴の過程において、もし公務執行者の違法行為によって自らが損害を受けたと思料する場合、行政事件の解決権限を有する裁判所に対して賠償解決の実現を請求する権利を有する。この場合には、訴状に次の内容をも記載しなければならない。
  - a) 公務執行者の違法行為を確定する要求
  - b) 賠償請求の内容
  - c) 損害及び賠償請求額
  - d) 賠償請求に関連する資料、証拠
2. 行政事件の解決過程における賠償請求の解決手続には、行政事件解決手続に関する法令の規定を準用する。

### 第25条 裁判所の判決、決定中の賠償請求解決の内容

1. 行政事件を解決する際にもし賠償請求がされている場合には、裁判所の判決、決定中には、次の内容をも記載しなければならない。
  - a) 賠償請求の理由の要約
  - b) 賠償責任を確定する根拠
  - c) 賠償額
  - d) 賠償の方法<sup>9)</sup>
2. 賠償責任と賠償額の確定は、本法の規定に従って実現される。

## 第3章

### 訴訟活動における国家賠償責任

#### 第1節

<sup>7)</sup> 原語は“trở ngại khách quan”。ベトナム民法161条1項参照。

<sup>8)</sup> 原語は“huyện”

<sup>9)</sup> 原語は“hình thức”（形式）。

## 賠償責任の範囲

### 第26条 刑事訴訟活動における賠償責任の範囲

国家は、次の各場合に賠償責任を負う。

1. 暫定留置<sup>3)</sup>を受けた者が、刑事訴訟活動において権限を有する機関により、法令に違反する行為を行っていないとの理由により、暫定留置決定を取消すとの決定を受けた場合。
2. 勾留中の者<sup>3)</sup>、有期懲役刑又は無期懲役刑を受け、あるいは受け終わった者、死刑判決を受け、あるいはすでに死刑判決を執行された者が、刑事訴訟活動において権限を有する機関により、犯罪行為を行っていないことを確定する判決、決定を受けた場合。
3. 立件手続を受け<sup>2)</sup>、起訴され<sup>3)</sup>、裁判を受け<sup>3)</sup>、あるいは判決の執行を受けたが暫定留置、勾留あるいは有期懲役刑を受けなかった者が、刑事訴訟活動において権限を有する機関により、犯罪行為を行っていないことを確定する判決、決定を受けた場合。
4. 1個の事件で複数の罪について立件手続を受け、起訴され、裁判を受けた者が、懲役刑の執行を受け、その後、刑事訴訟活動において権限を有する機関により、その罪のうちの1つ又はいくつかの罪についてその者が罪を犯していない旨確定する判決、決定を受け、かつ、残りの罪の刑が既に勾留、執行された刑の期間より少ない場合、その者は、執行されるべき罪の刑の程度を超えて勾留、執行された期間に相当する損害について、賠償を受けることができる。
5. 1個の事件で複数の罪について立件手続を受け、起訴され、裁判を受けた者が、死刑の判決を受けたがまだ執行されておらず、その後、刑事訴訟活動において権限を有する機関により、死刑判決のもととなった罪を犯していない旨確定する判決、決定を受け、かつ、残りの罪の刑の総計が勾留されていた期間より少ない場合、その者は、執行されるべき罪の刑の程度を超えて勾留された期間に相当する損害について、賠償を受けることができる。
6. ある者が多数の判決を受け、裁判所がそれらの判決を併合したが、その後、刑事訴訟活動において権限を有する機関により、その者が罪の1つ又はいくつかを犯していない旨確定する判決、決定を受け、かつ、残りの罪の刑が既に勾留、執行された刑の期間より少ない場合、その者は、執行されるべき罪の刑の程度を超えて勾留、執行された期間に相当する損害について、賠償を受けることができる。
7. 組織、個人は、本条1項、2項及び3項に規定された場合に關連して没収<sup>5)</sup>、差押<sup>6)</sup>、留置<sup>7)</sup>、没収<sup>8)</sup>の処分を受けて財産の損害を受けたときは、賠償を受けることができる。

### 第27条 刑事訴訟活動において損害の賠償がされない場合

1. 法律の規定により刑事責任を免除された者。

<sup>3)</sup> 原語は“tạm giữ”。ベトナム刑罰法 86 条参照。

<sup>3)</sup> 原語は“tạm giam”。ベトナム刑罰法 88 条参照。

<sup>2)</sup> 原語は“khởi tố”（公訴）。ベトナム刑罰法 100 条（事件立件）、126 条（被疑者立件）参照。

<sup>3)</sup> 原語は“tuyệt”（追訴）。ベトナム刑罰法 166 条～169 条（起訴）参照。

<sup>3)</sup> 原語は“xét xử”（=審理）。ベトナム刑罰法第3編参照。

<sup>3)</sup> 原語は“tuyệt”。ベトナム刑罰法 144 条参照（捜査機関の郵便局における信書、郵便物等の没収）。

<sup>3)</sup> 原語は“tạm giữ”。ベトナム刑罰法 145 条参照。

<sup>3)</sup> 原語は“kết án”。ベトナム刑罰法 146 条参照。

<sup>3)</sup> 原語は“chết”。ベトナム刑法 40 条、同刑罰法 267 条参照（刑の執行としての没収）。

2. 他人の代わりに有罪を受け、あるいは犯罪を隠すために、虚偽の報告をし、真実と異なる資料その他の証拠物を提出した場合。
3. 1個の事件で複数の罪について立件手続を受け、起訴され、裁判を受けた、あるいは裁判所が複数の判決を併合した場合で、その者が暫定留置、勾留、懲役刑を受け、あるいは死刑判決を受けたがまだ執行されておらず、その後、刑事訴訟活動において権限を有する機関により、その者が1つ又はいくつかの罪を犯していない旨確定する判決、決定を受けたが、本法第26条4項、5項及び6項に規定する場合に該当しない場合。
4. 被害者の要求により立件手続、起訴、裁判を受けたが、その要求が取り下げられたために事件が中止<sup>3)</sup>された場合。但し、その者の法律違反行為が犯罪を構成しない場合を除く。
5. ある者が、立件、起訴、裁判の時点では法規範文書に従って正しく立件、起訴、裁判を受けたが、立件、起訴、裁判の後で公布された新法規範文書により、法的効力を有する判決、決定が公布された時点では、刑事責任を負わなくなった場合。

### 第28条 民事、行政訴訟活動における賠償責任の範囲

国家は、以下の各場合において、民事訴訟あるいは行政訴訟を執行する者が発生させた損害の賠償責任を負う。

1. 緊急仮処分<sup>4)</sup>の職権による<sup>4)</sup>適用。
2. 個人、機関、組織の要求した緊急仮処分以外の緊急仮処分の適用。
3. 個人、機関、組織の要求した緊急仮処分を超えた緊急仮処分の適用。
4. 法令に反することを明白に知りながら、又は故意に事件記録を悪用して違法な判決、決定の発布。

## 第2節

### 賠償責任機関

### 第29条 刑事訴訟活動における賠償責任機関

1. 刑事訴訟活動において賠償責任を有する機関は、本法第30条、31条及び第32条の規定する機関である。当該機関がすでに分割、併合、統合あるいは解散した場合、あるいは、公務執行につき委託した場合、賠償責任機関は本法第14条2項a号及びc号の規定に従って確定される。
2. 刑事訴訟活動における賠償責任機関は、前の手続段階において発生した損害を賠償しなければならない。

### 第30条 捜査機関又は刑事訴訟活動において各種捜査活動に任せられた機関<sup>5)</sup>の賠償責任

捜査機関又は刑事訴訟活動において各種捜査活動に任せられた機関は、以下の場合に賠償責任を負う。

1. 暫定勾留決定を発布したが、暫定留置を受けた者が法律違反行為を行っていないとの理由で権限ある検察院が暫定留置決定を破棄した場合。
2. 被疑者立件<sup>6)</sup>決定を発布したが、立件された者が罪を犯していないとの理由で権限ある検察院が立件決定を承認<sup>4)</sup>しなかった場合。

<sup>3)</sup> 原語は“dình chỉ”。ベトナム刑事訴訟法第105条2項参照。

<sup>4)</sup> 原語は“biện pháp khẩn cấp tạm thời”。

<sup>4)</sup> 原語は“tự mình”（=自ら）

<sup>4)</sup> 原語は“cơ quan được giao nhiệm vụ tiến hành một số hoạt động điều tra trong hoạt động tố tụng hình sự”ベトナム刑事訴訟法第111条参照。

<sup>4)</sup> 原語は“khởi tố bị can”。ベトナム刑事訴訟法第126条参照。

<sup>4)</sup> 原語は“phê chuẩn”（批准）。ベトナム刑事訴訟法第126条4項参照。

### 第31条 刑事訴訟活動における人民検察院の賠償責任

検察院は、以下の各場合に損害賠償責任を負う。

1. 検察院が<sup>45</sup>権限ある捜査機関の暫定留置延長決定を承認したが、<sup>46</sup>暫定留置された者が法令に違反する行為を行っていない場合。
2. 検察院が<sup>47</sup>権限ある捜査機関の勾留命令<sup>48</sup>を承認し、あるいは検察院自らが勾留命令又は勾留延長命令を發布したが、その後、刑事訴訟活動において権限を有する機関により、被疑者が犯罪行為を行っていないとの決定がなされた場合。
3. 第一審裁判所が補充捜査のために記録を差し戻したが、その後、権限ある機関により、被疑者が犯罪行為を行っていないとの理由で、捜査の中止<sup>49</sup>決定がなされた場合。
4. 被疑者に対する起訴決定をしたが、第一審裁判所が被告人<sup>48</sup>は罪を犯していない旨無罪判決をし、第一審判決が法的効力が生じた場合。
5. 控訴審裁判所<sup>49</sup>が、被告人は罪を犯していない旨無罪を言い渡した第一審裁判所の決定、判決を維持した場合。
6. 控訴審裁判所が被告人は犯罪行為を行っていないとの理由により無罪を言い渡した第一審裁判所の決定、判決を維持し、その後、監督審、再審の手續に従った裁判所の審理でも、被告人は犯罪行為を行っていないとの理由により被告人を無罪とした控訴審裁判所の判決、決定を維持した場合。

### 第32条 刑事訴訟活動における人民裁判所の賠償責任

1. 第一審裁判所は、以下の各場合に損害賠償責任を負う。
  - a) 第一審裁判所が被告人を有罪である旨判決を言い渡したが、控訴審が被告人は犯罪を行っていないとの理由により第一審判決を破棄し、被告人は無罪である旨言い渡し、事件を中止した場合、あるいは、控訴審が被告人を有罪である旨言い渡した第一審判決を再捜査のために破棄し、その後、被告人が罪を犯していないとの理由により捜査の中止又は事件の中止がされた場合、あるいは、控訴審が被告人を有罪である旨言い渡した第一審判決を再審理のために破棄し、その後、犯罪を行っていないとの理由により被告人が無罪を言い渡された場合。
  - b) 第一審裁判所が被告人は有罪である旨判決を言い渡し、その第一審判決が既に法的効力を有したが、監督審、再審の手續に従った裁判所の審理により、その者が犯罪を行っていないとの理由で判決が破棄され、事件が中止された場合。
  - c) 第一審裁判所が被告人は有罪である旨判決を言い渡し、判決が既に法的効力を有したが、監督審、再審の手續に従った裁判所の審理により、その判決が再捜査のために破棄され、その後、被告人が犯罪を行っていないとの理由によって被告人に対する捜査の中止又は事件の中止がされた場合。
  - d) 第一審裁判所が被告人は有罪である旨判決を言い渡し、判決が既に法的効力を有したが、監督審、再審の手續に従った裁判所の審理により、再審理のために判決が破棄され、その後、被告人が犯罪を行っていない旨無罪を言い渡された場合。
2. 控訴審裁判所は、以下の各場合に損害賠償責任を負う。
  - a) 控訴審裁判所が被告人は有罪である旨判決を言い渡したが、監督審、再審の手續に従った裁判所の審理により、その者が犯罪行為を行っていないとの理由によって控訴審判決を破棄され、事件を中止された場合。

<sup>45</sup> ベトナム刑事訴訟法第87条2項の「承認の決定」の意味である。本条2項及び3項の「承認」も同じく「承認決定」である。

<sup>46</sup> 原語は“lệnh giam”。ベトナム刑法第88条3項の「勾留状（原語では“勾留命令”）」参照。

<sup>47</sup> 原語は“dừng”（停止＝意訳「中止」）。ベトナム刑事訴訟法第109条1項（検察院の中止決定発布）。

<sup>48</sup> 原語は“bị cáo”。

<sup>49</sup> 原語は“Tòa án phúc thẩm”。

- b) 控訴審裁判所が被告人は有罪である旨判決を言い渡したが、監督審、再審の手續に従った裁判所の審理により、その判決が再捜査のために破棄され、その後、被告人が犯罪を行っていないとの理由によって被告人に対する捜査の中止又は事件の中止がされた場合。
- c) 控訴審裁判所が被告人は有罪である旨判決を言い渡したが、監督審、再審の手續に従った裁判所の審理により、その判決が再審理のために破棄され、その後、被告人が犯罪を行っていない旨無罪を言い渡された場合。
3. 省級若しくは中央直轄市級の人民裁判所又は軍区級及びそれに相当する<sup>50</sup>軍事裁判所<sup>51</sup>は、それぞれの裁判官委員会が監督審、再審の手續に従った審理により被告人を有罪である旨言い渡した下級裁判所の判決を維持したとき、次の各場合に損害賠償責任を負う。
  - a) 最高人民裁判所刑事裁判所が、監督審、再審の手續に従った審理によって、その者が犯罪を行っていないとの理由により、省級若しくは中央直轄市級の人民裁判所又は軍区級及びそれに相当する軍事裁判所の裁判官委員会の監督審、再審の決定を破棄し、事件を中止した場合。
  - b) 最高人民裁判所刑事裁判所が、監督審、再審の手續に従った審理によって、再捜査のために省級若しくは中央直轄市級の人民裁判所又は軍区級及びそれに相当する軍事裁判所の裁判官委員会の監督審、再審の決定を破棄し、その後、被告人が犯罪を行っていないとの理由によって被告人に対する捜査の中止又は事件の中止がされた場合。
  - c) 最高人民裁判所刑事裁判所が、監督審、再審の手續に従った審理によって、再審理のために省級若しくは中央直轄市級の人民裁判所又は軍区級及びそれに相当する軍事裁判所の裁判官委員会の監督審、再審の決定を破棄し、その後、被告人が犯罪を行っていない旨無罪を言い渡された場合。
4. 最高人民裁判所は、最高人民裁判所控訴審裁判所、最高人民裁判所刑事裁判所又は中央軍事裁判所（以下、「管轄権ある裁判所」という。）が監督審、再審の手續に従った審理によって被告人が有罪である旨言い渡した下級裁判所の判決を維持したとき、次の各場合に損害賠償責任を負う。
  - a) 最高人民裁判所裁判官評議会<sup>52</sup>が、被告人が犯罪を行っていないとの理由により、最高人民裁判所に所属する管轄権ある裁判所の監督審、再審の決定を破棄し、事件を中止した場合。
  - b) 最高人民裁判所裁判官評議会が、再捜査のため、最高人民裁判所に所属する管轄権ある裁判所の監督審、再審の決定を破棄し、その後、被告人が犯罪を行っていないとの理由によって被告人に対する捜査の中止又は事件の中止がされた場合。
  - c) 最高人民裁判所裁判官評議会が、再審理のため、最高人民裁判所に所属する管轄権ある裁判所の監督審、再審の決定を破棄し、その後、被告人が犯罪を行っていない旨無罪を言い渡された場合。

### 第33条 民事・行政訴訟活動における賠償責任機関

1. 本法第28条1、2及び3項に規定された緊急仮処分を適用する決定を發布した権限ある裁判所は、賠償責任を負う。
2. 第一審裁判所は、本法28条第4項に規定する法的効力を有する第一審判決若しくは決定が、監督審又は再審手續に従って審理した裁判所により、破棄された場合、賠償責任を負う。

<sup>50</sup> 原語は“uong duong”。

<sup>51</sup> 原語は“Tòa án quân sự quân khu”。ベトナム刑事訴訟法第275条3項参照。

<sup>52</sup> 原語は“Hội đồng Thẩm phán Tòa án nhân dân tối cao”。ベトナム刑事訴訟法第279条3項参照。

3. 控訴審は、本法28条第4項に規定する法的効力を有する控訴審判決若しくは決定が、監督審又は再審手続に従って審理した裁判所により、破棄された場合、損害賠償を負う。
4. 監督審、再審の手続に従って審理した裁判所は、本法28条第4項の規定する法定効力を有する監督審、再審判決が、さらに監督審若しくは再審の手続に従って審理した裁判所により、破棄された場合、賠償責任を負う。
5. 本条1項、2項、3項及び4項に規定する裁判所がすでに分割、併合、統合若しくは解散した場合、賠償責任機関は、本法第14条2項a号の規定に従って確定される。

### 第3節

#### 訴訟執行機関における賠償解決手続

#### 第34条 刑事訴訟執行機関における賠償解決の請求書類

1. 損害を受けた者は、本法第26条に規定された公務を執行する者が違法行為を行ったことを確定する文書を受け取った場合、以下の規定に従い、賠償責任機関に対して賠償請求書を提出する権利を有する。
  - a) 本法第30条の規定に従って捜査機関又は刑事訴訟活動において各種捜査活動に任せられた機関の暫定留置決定又は被疑者立件決定によって損害を受けた者は、その暫定留置決定又は被疑者立件決定を發布した捜査機関又は刑事訴訟活動において各種捜査活動に任せられた機関に対して、賠償請求書を提出する。
  - b) 本法第31条に規定された各場合に該当するときは、損害を受けた者は、その決定を發布した検察官に対して、賠償請求書を提出する。
  - c) 本法第32条に規定する権限ある裁判所の判決、決定により損害を受けた者は、その判決、決定を發布した裁判所に対して、賠償請求書を提出する。
2. 本条1項に規定する刑事訴訟活動における賠償請求書には以下の主要な内容を記載する。
  - a) 損害賠償請求者の氏名、住所
  - b) 賠償を求める理由
  - c) 損害及び賠償請求額
3. 賠償請求書には、請求者が本法第26条に規定する各場合の一つに該当することを確定する決定又は判決、及び賠償請求に関係する資料、証拠を添付しなければならぬ。

#### 第35条 民事訴訟・行政訴訟活動の執行機関における賠償解決の請求書類

1. 損害を受けた者は、本法第28条に規定された公務を執行する者が違法行為を行ったことを確定する文書を受け取った場合、以下の規定に従い、賠償責任機関に対して賠償請求書を提出する権利を有する。
  - a) 本法第28条1項、2項及び3項に各規定された緊急仮処分を適用した人民裁判所によって損害を受けた者は、その緊急仮処分を適用する決定を発した裁判所に対して、賠償請求書を提出する。
  - b) 本法第28条4項に規定された違法な判決、決定を発した人民裁判所によって損害を受けた者は、その判決、決定を発した裁判所に対して賠償請求書を提出する。
2. 本条1項に規定する民事訴訟・行政訴訟活動における賠償請求書には、以下の主要な内容を記載する。
  - a) 損害賠償請求者の氏名、住所
  - b) 賠償を求める理由
  - c) 損害及び賠償請求額
3. 賠償請求書には、公務執行者の違法行為を確定する文書及び賠償請求に関係する資料、証拠を添付しなければならぬ。

#### 第36条 訴訟活動における受理、確定<sup>53</sup>、交渉、賠償解決決定の公布及び賠償解決決定の効力

刑事訴訟、民事訴訟及び行政訴訟活動における受理、確定、交渉、賠償解決決定の公布及び賠償解決決定の効力に関しては、本法第17条、18条、19条、20条及び21条の各規定を準用する。

#### 第37条 裁判所における訴訟活動に関する賠償請求の解決

訴訟活動に関する裁判所への賠償解決の訴え提起、管轄権、裁判所における賠償解決手続については、本法第22条、23条の規定に従う。

### 第4章

#### 判決執行活動における国家賠償責任

##### 第1節

#### 範囲及び賠償責任機関

#### 第38条 民事判決執行活動における賠償責任の範囲

国家は、以下の場合、公務執行者の違法行為により発生した損害の賠償責任を負う。

1. 以下の決定を發布した、あるいは發布しなかったこと
  - a) 判決執行
  - b) 判決執行に関する決定の取消、変更、補充、破棄<sup>54</sup>
  - c) 判決執行の保全措置<sup>55</sup>の適用
  - d) 判決執行の強制
  - d) 裁判所による緊急仮処分の適用決定の執行
  - e) 判決執行の延期
  - g) 判決執行の停止<sup>56</sup>、中止
  - h) 判決執行の継続
2. 2. 本条1項に規定された各決定の執行を実行する<sup>57</sup>、あるいは故意に実行しないこと。

#### 第39条 刑事判決執行活動における賠償責任の範囲

国家は、以下の場合、公務執行者の違法行為により発生した損害の賠償責任を負う。

1. 死刑判決執行の決定を發布する権限を有する者が、刑法第35条に規定する条件を満たす者に対して死刑判決執行の決定を發布した。
2. 裁判所の判決、決定した懲役期間を超えて人を拘束した。
3. 有罪判決を受けた者に対する判決執行の延期決定<sup>58</sup>又は懲役判決の停止決定<sup>59</sup>を実行しなかった。
4. 減刑の決定、特赦の決定、大赦の決定を実行しなかった。

#### 第40条 判決執行活動における賠償責任機関

1. 刑事判決執行活動における賠償責任機関は、刑務所<sup>60</sup>、拘留所<sup>61</sup>、暫定留置場を管理する機関<sup>62</sup>、権限ある公安機関及び判決執行決定を發布した裁判所<sup>63</sup>である。

<sup>53</sup> 第18条の脚注21に同じ。

<sup>54</sup> 民事判決執行法（262008QH12）第37条を参照。

<sup>55</sup> 民事判決執行法（同上）第66条を参照。

<sup>56</sup> 原語は“Tạm đình chỉ”。直訳では「一時的な・停止」であり、邦訳では「停止」。

<sup>57</sup> 原語は“Tổ chức”（＝確定する。組織する）。

<sup>58</sup> ベトナム刑法第61条、同刑事訴訟法第261条参照。

<sup>59</sup> ベトナム刑法第62条、同刑事訴訟法第262条参照。

<sup>60</sup> 原語は“tù giam”。

<sup>61</sup> 原語は“tạm giam”。

<sup>62</sup> 「暫定留置場」の原語は“nhà tạm giữ”。

<sup>63</sup> ベトナム刑事訴訟法第256条1項参照。

- 民事判決執行活動における賠償責任機関は、公務執行者を直接監督する民事判決執行機関である。
- 本法第1項、第2項に規定された各機関がすでに分割、併合、統合若しくは解散された場合、又は、賠償解決要求書を受理した時点で公務執行者がすでにその機関で勤務していない場合、公務執行につき委権あるいは委託があった場合、賠償責任機関は、本法第14条2項a号、b号及びc号の規定に従って確定される。

## 第2節

### 賠償解決手続

#### 第41条 民事判決執行機関における賠償解決の請求書類

- 損害を受けた者は、本法第38条に規定された公務を執行する者の違法行為を確定する文書を受け取った場合、本法第40条2項及び3項に規定された権限ある機関に対して賠償請求書を提出する権利を有する。
- 民事判決執行活動における賠償請求書には以下の主要な内容を記載する。
  - 損害賠償請求者の氏名、住所
  - 賠償を求める理由
  - 損害及び賠償請求額
- 賠償請求書には、公務執行者の違法行為を確定する文書及び賠償請求に關係する資料、証拠を添付しなければならない。

#### 第42条 刑事判決執行機関における賠償解決の請求書類

- 損害を受けた者又はその親類<sup>64</sup>は、本法第39条に規定された公務を執行する者の違法行為を確定する文書を受け取った場合、以下の規定に従い、賠償責任機関に対して賠償請求書を提出する権利を有する。
  - 本法第39条2項に規定された裁判所の判決、決定した懲役期間を超えて拘束された者は、その期間を超えて拘束を行った刑務所、拘留所、暫定留置場を管理する機関に対して、賠償請求書を提出する。
  - 本法第39条3項、4項に規定された懲役刑の執行延期、懲役刑の停止、減刑、特赦又は大赦の決定を実行されずに損害を受けた者は、権限ある公安機関に対して、賠償請求書を提出する。
  - 本法第39条1項に規定する死刑判決執行により損害を受けた者（伊藤主：被執行者）の親類は、その決定を發布した権限ある裁判所に対して、賠償請求書を提出する。
- 本条1項に規定する刑事判決執行活動における賠償請求書には、以下の主要な内容を記載する。
  - 損害賠償請求者の氏名、住所
  - 賠償を求める理由
  - 損害及び賠償請求額
- 賠償請求書には、公務執行者の違法行為を確定する文書及び賠償請求に關係する資料、証拠を添付しなければならない。

#### 第43条 判決執行活動における受理、確定<sup>65</sup>、交渉、賠償解決決定の発布

判決執行活動における受理、確定、交渉、賠償解決決定の発布及び賠償解決決定の効力に関しては、本法第17条、18条、19条、20条及び21条の各規定を準用する。

#### 第44条 裁判所における判決執行活動に関する賠償請求の解決

判決執行活動に関する裁判所への賠償解決の訴え提起、管轄権、裁判所における賠償解決手続については、本法22条、23条の規定に従う。

## 第5章

### 賠償される損害

#### 第45条 財産が侵害されたことによる損害

- 財産が裁判所の命令によって売却され<sup>66</sup>、喪失された場合、その損害は、賠償解決の時点における同種の財産若しくは同様の性能、技術的水準を有する財産の市場価格及び売却あるいは喪失された財産の損失の程度に基づいて確定される。
- 財産が損壊した場合、その損害は、賠償解決の時点における市場価格に従い、当該財産の修理、回復に關連する費用である。もし、損壊された財産が修理、回復できない場合、その損害は、本条1項の規定に従って確定される。
- 財産を使用、利用<sup>67</sup>しなかったことにより損害が発生した場合、その損害は、失われた実収入である。賃貸の市場のある財産に関しては、失われた実収入は、賠償解決の時点における同種の財産又は同様の技術的水準、性能、機能<sup>68</sup>及び品質を有する財産の賃貸価格と同程度として確定される。市場において賃貸されていない財産に関しては、失われた実収入は、損害発生時点以前の通常の状況下において損害を受けた財産から得られる収入に基づいて確定される。もし留置された財産が被害者又は他の管理者に渡された場合、財産の損失を阻止し、制限し、克服するための合理的な費用は、賠償される損害である。
- 権限ある国家機関の決定に従って国庫に納付され、没収され、若しくは判決執行に使用された金銭<sup>69</sup>及び権限ある国家機関が担保として保管していた金銭は、被害者又はその親族に返還される。その金銭が有利子の貸借金である場合、合法的な利息全額を返還しなければならない。その金銭が有利子の貸借金ではない場合、賠償解決の時点においてベトナム国家銀行が公布する基本利息割合に基づき、利息全額を被害者又はその親族に返還しなければならない。

#### 第46条 実収入が失われ、又は減少したことによる損害

- 確定し得る収入を有する個人、組織は、失われた実収入額に従って賠償を受けることができる。
- 個人が一定の収入を得ているがその金額が安定しない場合、賠償額は、損害発生時点の直近3連続月の平均収入に基づいて確定される。
- 収入を有するがその収入額が安定せず、かつ具体的な確定根拠を有さない個人又は臨時的<sup>70</sup>性質の収入を有する個人は、当該地域において同種の労働者が得る平均収入額を適用される。平均収入が確定できない場合、賠償金は、賠償解決の時点で国家が規定している行政分野での最低賃金（以下、「最低賃金」という。）が適用される。

#### 第47条 精神的損害

- 行政上の留置を受けている期間中、又は更正施設、再教育施設若しくは医療施設に収容されている期間中の精神的損害は、行政上の留置を受け又は更正施設、再教育施設若しくは医療施設に収容されていた1日につき、2日分の最低賃金として確定される。

<sup>66</sup> 原語は“phạm”（発売=裁判所による売却）。

<sup>67</sup> 原語は“khai thác”（開拓）。

<sup>68</sup> 原語は“tác dụng”（作用）。

<sup>69</sup> 原語は“khoản tiền”。

<sup>70</sup> 原語は“thời vụ”（時務=今の仕事、収穫季節）。

<sup>64</sup> 原語は“hàng thân”。

<sup>65</sup> 第18条の脚注21に同じ。



- 2 暫定留置、勾留、懲役刑の執行の場合における精神的損害は、暫定留置、勾留、懲役刑の執行を受けていた1日につき、3日分の最低賃金として確定される。
- 3 被害者が死亡した場合における精神的損害は、最低賃金の360か月分として確定される。
- 4 健康を侵害された場合における精神的損害は、損なわれた健康の程度に基づいて確定されるが、最低賃金の30か月分を超えないものとする。
- 5 本条2項に規定された各場合以外に立件手続され、起訴され、公判を受け、あるいは判決を執行された場合における精神的損害は、立件手続、起訴、公判、又は非拘束強制<sup>7)</sup>若しくは執行猶予<sup>2)</sup>の判決執行を受けていた1日につき、1日分の最低賃金として確定される。損害賠償の計算期間は、被疑者立件手続の決定がされた日から、権限ある機関によってその者が本法第26条の規定により賠償される場合に該当する旨確定する判決、決定が出された日までである。

#### 第48条 被害者が死亡したことによる物的損害

- 1 被害者が死亡する前に、被害者を治療し、健康を改善し、看護するのに要した合理的な費用。
- 2 社会保障法<sup>3)</sup>に従った合理的な葬儀費用。
- 3 被害者が扶養義務を有する者に対する給養金。毎月の給養金は、法律に他の定めがある場合又は権限ある国家機関による有効な決定に従って既に確定された場合を除き、賠償解決の時点における最低賃金額をもって確定される。

#### 第49条 健康侵害により生じた物的損害

- 1 被害者の健康及び失った又は減少した機能を治療し、看護し、快復するための合理的な費用。
- 2 本法第46条の規定に基づく、失われ又は減少した被害者の実収入。
- 3 治療期間中の合理的費用及び被害者を看護した者が失った実収入。
- 4 被害者が労働能力を失い、常時他者による看護を必要とする場合、賠償される損害には、被害者の看護に要する合理的費用、被害者が扶養義務を果たしている者への給養金を含む。毎月の給養金の額は、法律に他の定めがある場合又は権限ある国家機関による有効な決定に従って既に確定された場合を除き、賠償解決の時点における最低賃金額をもって確定される。

#### 第50条 財産の返還

没収<sup>7)</sup>、差押、留置又は没収を受けた財産は、没収、差押、留置又は没収の各決定が取り消されたときは、ただちに返還されなければならない。

#### 第51条 刑事訴訟活動において損害を受けた者に対する名誉回復

- 1 本法第26条1項、2項及び3項に規定した損害を受けた者又はその法的代理人から名誉回復に関する文書による請求を受けた日から30日以内に、その請求を受理した賠償責任機関は、謝罪、公開訂正を行わなければならない。
- 2 謝罪及び公開訂正は、以下の形式で行われる。
- a) 被害者が居住し、あるいは勤務する場所において、当該地域の代表者、被害者が勤務する機関の代表者、被害者が所属する

何らかの政治社会組織の代表者の参加のもと、直接的に謝罪し、公開訂正を行う。

- b) 被害者あるいはその法的代理人の要求に基づき、1つの中央新聞及び1つの地方新聞に3版連続に掲載する。
- 3 被害者が死亡した場合、その親族が名誉回復を請求する権利を有する。

## 第6章

### 賠償経費及び支払手続

#### 第52条 賠償経費

- 1 中央機関が賠償責任を有する場合、賠償経費は中央予算から確保される。
- 2 地方機関が賠償責任を有する場合、賠償経費は地方予算から確保される。

#### 第53条 賠償経費の概算

各級の財政機関は、毎年、前年の賠償実績に基づき、自らの概算予算への組込及び国家予算法<sup>5)</sup>の規定に従って決定権限を有する国家機関に対する報告を行うため、同級の機関や下部組織<sup>6)</sup>と協力して賠償経費の概算を行い、この予算は賠償金の支払要求があった場合に各機関や下部組織に対して支払われる。

#### 第54条 賠償金の配分<sup>7)</sup>及び支払の手順、手続<sup>8)</sup>

- 1 賠償責任機関は、賠償解決に関する法的効力のある判決又は決定を受け取った日から5営業日以内に、同級の財政機関に対して賠償を提案する書類を送らなければならない。機関が中央予算から経費を受け取る場合、書類は上級監督機関に送るものとする。  
書類を受け取った機関は、5営業日以内に、経費配分を求める賠償提案書類が法律の規定に合っているかを調査し、又は同級の財政機関に対して賠償経費の配分を求めるために書類を送る責任を負う。書類が法律の規定に合致しない場合、書類を受け取った機関は、賠償責任機関に対して、書類を補充するか、又は賠償解決決定を変更、補充するように指導する。書類を補充する期間は15日を超えてはならない。
- 2 賠償を提案する書類に含むもの。
  - a) 賠償を受けられる者、具体的な損害に対する各賠償金の額及び賠償実施のために配当を求める総額について十分かつ具体的に記載された賠償経費の配分提案書。
  - b) 公務執行者の違法行為を確定する旨の権限ある国家機関による判決、決定の写し。
  - c) 賠償解決に関する権限ある機関による法的効力のある判決、決定
- 3 権限ある財政機関は、法律規定に合致する賠償提案書類を受け取った日から10日以内に、損害を受けた者への支払のため、賠償責任機関に対して経費を配分する。
- 4 賠償責任機関は、財政機関から配分された経費を受け取った後、5営業日以内に、被害者又はその親族に対して、賠償金の支払を行わなければならない。
- 5 賠償解決に関する裁判所の判決、決定が法的効力を有したのに賠償責任機関が自発的に実施しない場合、賠償を受けられる者は、民事判決執行法<sup>9)</sup>の規定に従って民事判決執行機関に対して実施を求める権利を有する。

<sup>7)</sup> 原語は“cắt bỏ không giam giữ”。ベトナム刑法第31条、同刑事訴訟公法第264条参照。

<sup>2)</sup> 原語は“phạt tù cho hưởng án treo”。ベトナム刑法第60条、同刑事訴訟公法第264条参照。

<sup>3)</sup> 原語の正式名は“pháp luật về bảo hiểm xã hội”。

<sup>4)</sup> 本法26条7項を参照。

<sup>5)</sup> 原語での正式名は“pháp luật về ngân sách nhà nước”

<sup>6)</sup> 原語は“đơn vị”（単位＝基礎組織、団体の下部組織）

<sup>7)</sup> 原語は“cấp”（給＝発行する、割り当てる）

<sup>8)</sup> 原語は“thủ tục”（程序＝手順）、“thủ tục”（手続）

<sup>9)</sup> 原語での正式名は“pháp luật thi hành án dân sự”

## 第55条 賠償経費の決算<sup>80</sup>

各賠償責任機関及び下部組織は、会計年度が終了する際、賠償支払をした経費の決算を行い、それぞれの機関及び組織の年度予算の決算において統合し<sup>81</sup>、国家予算法の規定に従って権限ある機関にそれを送ることとする。

## 第7章

### 返済責任

## 第56条 公務執行者の返済及び責任処理の義務

1. 故意・過失<sup>82</sup>により損害を発生させた公務執行者は、権限ある機関の決定に従って、損害を受けた者に国家が賠償した金額<sup>83</sup>を返済する義務を負う。
2. 過失<sup>84</sup>により本法第26条に規定する損害を発生させた公務執行者は、返済義務を負う必要はない。
3. 公務遂行者は、本条1項に規定した返済とは別に、違法の性質と程度に応じて、懲戒処分<sup>85</sup>を受け、あるいは法律の規定に従って刑事責任を追求されなければならない。

## 第57条 返済額の確定根拠

1. 返済額の確定根拠は次による。
  - a) 公務執行者の過失の程度
  - b) 発生した損害の重大性
  - c) 公務執行者の経済状態

政府、最高人民裁判所、最高人民検察院は、公務執行者の返済額の確定に関する詳細を規定するものとする。

2. 複数の公務執行者が損害を発生させた場合、これらの者は連帯して返済義務を負う。賠償責任機関は、返済義務を負う各人に対して返済額を統一的に確定するため、損害を発生させた公務執行者を管理する各機関を統轄<sup>86</sup>し、これらと協力する。

## 第58条 返済の確定手順、手続

1. 賠償責任機関は、賠償を実行した日から20日以内に、損害を発生させた公務執行者についての返済責任及び返済額を確定するため、返済責任検討委員会<sup>87</sup>を設置する。  
複数の異なる機関に所属する複数の公務員が互いに損害を発生させた場合、損害を発生させた各公務執行者に対して返済責任及び返済額を確定するため、関連機関の代表者が返済責任検討委員会に参加しなければならない。  
政府、最高人民裁判所、最高人民検察院は、公務執行者の返済責任を検討する委員会についての設置、構成、任務、権限を規定するものとする。
2. 本法第59条に規定する権限を有する者は、賠償を実行した日から30日以内に、返済決定を發布する。返済決定は、返済義務を有する者、賠償責任機関の直近上級機関に対して送付しなければならない。

## 第59条 返済決定の發布権限

1. 賠償責任機関の長は、返済決定を發布する権限を有する。

<sup>80</sup> 原語は“quý toán”

<sup>81</sup> 原語は“tổng hợp chung”（総合・）

<sup>82</sup> 原語では“lỗi”とのみ記述しており、故意・過失双方を含む。

<sup>83</sup> 原語では“mức khoản”（≒amount）とあるが、賠償額の一部・全部も含めて機関が決定する。

<sup>84</sup> 原語では“lỗi vớ”と限定している。

<sup>85</sup> 原語では“xử lý kỷ luật”（2語ずつで「処理・紀律」）。

<sup>86</sup> 原語では“chủ trì”。

<sup>87</sup> 原語では“Hội đồng xem xét trách nhiệm hoàn trả”

2. 賠償責任機関の長が返済義務を負う者である場合、その者の直近上級機関の長が返済決定を發布する権限を有する。

## 第60条 返済決定に対する不服申立、訴え提起

返済責任を負う公務執行者は、返済決定に同意しない場合、不服申立・告訴法又は行政事件解決手続法の規定に従って、当該決定に対する不服申立て又は訴え提起をする権利を有する。

## 第61条 返済決定の効力

1. 返済決定は、損害を発生させた公務執行者が当該決定に対して不服申立又は訴え提起をしない場合、その署名の日から15日後に効力を有する。
2. 返済決定を發布した機関は、法的効力を有した返済決定に基づき、返済すべき金銭の徴収を行う責任を有する。

## 第62条 返済の実行

1. 返済は、一括又は分割により行うことができる。
2. 返済が公務執行者の毎月の給料<sup>88</sup>から差し引いて行われる場合、その最低限は毎月の給料の総収入の10パーセント未満にはできず、かつ、30パーセントを超えることはできない。

## 第63条 返済金の管理、使用

賠償責任機関は、返済金を全額かつ適時に国家予算に納めなければならない。返済金の管理及び使用は、国家予算法の規定に従って行う。

## 第8章

### 施行に関する規定

## 第64条 賠償解決過程における裁判費用、手数料、その他の各種費用及び税金の不徴収

1. 被害者は、本法の規定に従って国家の責任の範囲にある損害の賠償請求権を行使する場合、手数料、裁判費用及びその他の費用を支払う必要はない。
2. 被害者が受け取った賠償金に対しては、個人所得税、法人税を課税しない。

## 第65条 施行の効力

1. この法律は、2010年1月1日から効力を生じる。
2. 以下に掲げる法規範文書は、本法の効力が生じた時点で効力を失う。
  - a) 刑事手続活動において権限を有する者により不正義を受けた者への賠償に関する国会常任委員会の2003年3月17日付け決議第388/2003/NQ-UBTVQH11及びその施行に関する指導文書。
  - b) 公務員、国家職員及び手続遂行機関の権限を有する者によって生じた損害に対する賠償の解決に関する政府の1997年5月3日付け政令47/CP及びその施行に関する指導文書。

## 第66条 経過措置規定

1. 本法が効力を有する前に「刑事手続活動において権限を有する者により不正義を受けた者への賠償に関する国会常任委員会の2003年3月17日付け決議第388/2003/NQ-UBTVQH11」及び「公務員、国家職員及び手続遂行機関の権限を有する者によって生じた損害に対する賠償の解決に関する政府の1997年5月3日付け政令47/CP」に従って受理されたがまだ解決されていない、あるいは解決中の事案に関しては、それらの法規範文書を解決のために引き続き適用する。

<sup>88</sup> 原語は“lương”（糧＝賃金、手問賃）

- 2 「刑事手続活動において権限を有する者により不正義を受けた者への賠償に関する国会常任委員会の2003年3月17日付け決議第388/2003/NQ-UBTVQH11」及び「公務員、国家職員及び手続遂行機関の権限を有する者によって生じた損害に対する賠償の解決に関する政府の1997年5月3日付け政令47/CP」に従って賠償されることができ、これら文書の規定によればまだ時効が来ていないが、未だ国家賠償の要求がされていない、または要求はされたがまだ受理していない場合、本法の各規定が解決のために適用される。

**第67条 施行にかかる細則及び指導規定**

政府、最高人民裁判所、最高人民検察院は、本法内の委任条項の実行についての細則、指導規定及び国家管理の要請に応えるための本法にかかるその他の必要な指導規定を定める。

---

本法は、ベトナム社会主義共和国第12期第5回国会において、2009年. . . 月. . . 日、承認された。

国会議長

グエン・フー・チョン

政府

番号: 181/2004/ND-CP

ベトナム社会主義共和国  
独立・自由・幸福

ハノイ、2004年10月29日

## 土地法の施行に関する政令

-----

2001年12月25日付けの政府組織法に基づき  
2003年11月26日付けの土地法に基づき  
資源及び環境省大臣の提言に基づき

政府は以下の政令を規定する。

### 第1章. 総則

#### 第1条. 調整範囲及び適用対象

1. 本政令は、2003年11月6日に第4回の会議において第11期の国会によって通過された土地法の実施について規定する。
2. 土地価格確定方法、土地各種の価格枠、土地使用料徴収、土地賃貸料徴収、国が国防・安寧・国家利益・公益・経済開発の目的に使用するために土地を回収する場合の賠償金・最定住の援助金、土地の監査、土地分野における行政処罰に関する規定は、政府の他の政令の規定によって実施される。
3. 本政令の適用対象は以下通りである。
  - a) 土地について、全ての住民の所有者を代表する権限・責任及び一体的な国家管理を実施する政府機関；
  - b) 土地法の第9条に規定される土地使用者；
  - c) 土地の管理・使用に関連するその他対象。

#### 第2条. 土地使用に関する政府に対する責任者

- 土地の使用について、国家に対して責任を負う人は以下のように規定される。
1. 組織・外国組織の長は、その組織の土地使用について国家に対して責任を負う人である。
  2. 市町村の人民委員会会長は、農業地を公益の目的に使用すること、市町村の管理下に渡された非農業地を人民委員会の事務所建設及び文化・教育・医療・スポーツ・娯楽・市場・霊園、その他地方の公共的な工事に使用することについて国家に対して責任を負う。
  3. 住民共同体の代表者は、住民共同体に渡された土地の使用について国家に対して責任を負う。
  4. 宗教の長は、その宗教に渡された土地の使用について、国家に対して責任を負う。
  5. 家族世帯の長は、家族世帯に渡された土地の使用について、国家に対して責任を負う。
  6. 外国に定住するベトナム人・個人、外国人は、自分の土地の使用について、国家に対して責任を負う。
  7. 同一の土地を共同的に使用する且つ共同使用权を持つ人達の代表者は、その土地の使用について国家に対して責任を負う。

#### 第3条. 管轄の下に渡された土地に関する国家に対する責任者

1. 組織の長は、以下の各場合において、土地の管理について国家に責任を持つ。
  - a) 本政令の第91条3項に規定される公共工事を管理させられる組織；
  - b) 本政令第87条1項に規定される建設・譲渡（BT）形態による投資案件を実際するための土地面積を管理させられる経済組織；
  - c) 大きい川の水面のある土地及び専用水面のある土地を管理させられる組織；
  - d) 職能政府機関の決定によって回収された土地基金を管理させられた土地基金開発組織。
2. 市町村の人民委員会会長は、管理するために渡された公共目的用土地、土地法の第38条2項、3項、4項、5項、6項、7

- 項、8項、9項、10項、11項及び12項に規定される各場合における農村地区の回収された土地、地方における渡されていない土地・賃貸されていない土地を管理することについて、国家に責任を負う。
3. 中央直轄省市の人民委員会会長は、土地に位置して人がまだいない島における未使用土地の管理について、国家に責任を負う。
4. 住民共同体の代表者は、森林保護・開発法の規定によって保護・開発のために住民共同体に渡された林業土地について、国家に責任を負う。

#### 第4条. 土地使用者に対して確保される項目

1. 以下の各場合には、1993年10月15日以前に土地政策によって他の人に渡した土地について、政府は、回収申請を認めない、回収に関する苦情を解決しない。
  - a) 北部の農地改革、南部の土地占有及び植民・封建搾取の削除政策を実施する時に押収・買収された土地；
  - b) 国、合作社及びその他組織、家族世帯・個人に寄付された土地；
  - c) 高級農業合作社の定款規定によって農業合作社に出資された土地；
  - d) 受託地として国の指示で他の人に渡された住宅地、耕作するように合作社に渡された住宅地及び栽培地、農地紛争解決する時に他の人に渡すために回収された農地；
  - d) 南部開放後、南部において農地のない又は農地が足りない人に渡すように自分の農地の一部分を貢献する運動時に他の人に渡した土地。
2. 土地に関する苦情・紛争の解決は、その苦情・紛争を及ぼす土地関係発生時点における土地に関する法令に基づかなければならない。それらの法令は以下のものを含まる。
  - a) ベトナム民主共和国の1053年12月4日に公布された農地改革法；；
  - b) 市内に置ける、個人に対する貸付土地、持主が欠けている土地、耕作されていない土地の管理に関するベトナム民主共和国首相の1062年7月7日付けの通達73/TTg号；
  - c) 1969年5月1日に公布された高級農業合作社定款；
  - d) 農地管理強化に関するベトナム民主共和国の政府委員会の1971年6月28日付けの議決125/CP号；
  - dd) 工事場所選択及び建設土地の管理に関する臨時条例として公布されたベトナム民主共和国政府委員会の1972年3月15日付けの政令47/CP号
  - e) 川底を開放するための住民移動に関するベトナム民主共和国政府委員会の1973年12月16日付けの議決28/CP号；
  - g) 中部地方及び山地区における農業・林業開発面積を拡大するための合作社に対する政策公布に関するベトナム民主共和国政府委員会の1974年5月25日付けの決定129/CP号；
  - h) 農地政策に関するベトナム南部共和臨時革命政府の1975年3月5日付けの政令01/ND/75号；
  - i) 南部における農地課題に関する政治部議決の実地に関するベトナム労働党中央執行部の1976年8月20日付けの指示235-CT/TW号；

k) ベトナム南部における農地占有及び殖民・封建の搾取を削除する政策に関するベトナム社会主義共和国の政府委員会の1976年9月25日付けの決定188/CP号；

l) 南部農村部における農地に関する資本主義搾取削除及び農地調整促進に関するベトナム社会主義共和国政府委員会の決定318/CP号；

m) 全国の農地管理の統一かつ強化活動に関するベトナム社会主義共和国政府委員会の1980年7月1日付けの決定201/CP号；

n) 1987年の土地法及び1987年の土地法の実施に関する省庁委員会の1989年3月23日付けの議決30/HDBT号；

o) 農地の緊急課題の解決に関するベトナム社会主義共和国省庁委員会の1989年2月1日付けの決定13/HDBT号。

3. 国家管理にあって、1991年7月1日以前に土地管理政策及び社会主義改革政策実施に使用される建設工事がある住宅地、非農産物の生産経営地を解決することは、国会の2003年11月26日付けの議決23/2003/QH11号及び同議決の実施案内法規文書によって実施される。

### 第5条. 土地の国家管理の経費

1. 国家予算は、土地に関するの国家管理活動の経費及び法令の規定による土地管理事業（考察、測定、土地に関する地図作成、土地評価、土地使用計画・企画の作成・査定・公布・調整、土地書類作成、土地使用権証書交付、土地の統計・棚卸及びその他土地管理事業活動）への投資経費を確保する。

2. 資源及び環境省は、主権とし、各関連省庁と連携して、土地管理事業活動の経済・技術制度・基準・規制を作成し、経費給付・管理の基盤にする。

3. 中央予算は、中央における土地に関する国家管理公務への支出を確保する。地方予算は、管理階級分類に関する規定によって地方における土地に関する国家管理公務への支出を確保する。

### 第6条. 土地の分類

1. 土地の種類・使用目的は、以下の各項目によって確定される。

a) 政府の職能機関が公布した土地引渡決定書、土地賃貸決定書、土地使用目的変更許可書；

b) 政府に土地の使用権を認められ、土地を使用している人に対して公布された土地使用権証書；

c) 土地使用目的変更許可が不要の場合における、土地使用企画・計画に適切な土地使用目的変更登記；

d) 政府の職能機関によって承認され、土地使用企画に適切に使用されている土地；

d) 本項のa点、b点、c点、d点の規定される場合以外、省に属する県・区・市・村の人民委員会は、安定的に使用されている現状に基づいてその土地の種類及び使用目的を確定する。

2. 本条1項の規定により確定される土地の主な使用目的以外、土地使用者は、他の目的にも土地を使用することが出来るが、主な私用目的に影響を与えない及び土地に関する法令の規定に違反しないようにしなければならない。

3. 土地は以下の各グループに分類される。

a) 農業地組み；

b) 非農業地組み；

c) 未使用地組み。

4. 農業地組みは以下の各サブグループに分類される。

a) 農業生産地：毎年樹木栽培地と多年性樹木の植林地を含める。毎年樹木栽培地は、稲を栽培する土地、飼育用芝地、その他毎年樹木栽培地を含める。

b) 林業地：生産森林地、保護森林地、特用森林地を含める。

c) 水産物養殖地

d) 製塩地

dd) その他農業地

その他農業地とは、栽培目的に使用される温室その他建物の建設（地上直接に栽培しない場合も含む）；法令に許可された家畜・家禽その他動物を飼育する施設の建設；農業・林業・製塩・水産の研究・研究施設の建設；農産物、植物・植物保護剤、肥料、農業機械・工具を保管する家族世帯の倉庫の建設に使用される農村にある土地のことである。

5. 非農業地組みは、以下の各サブグループに分けられる。

a) 住宅地：農村部と都会部の住宅地を含める。

b) 専用地：事務所、事業工場の建設用の土地、国防・安寧の目的に使用される土地、非農業の生産・経営地、公共目的に使用される土地を含める。

公共目的に使用される土地とは、交通工事、橋、下水道、歩道、水道港、フェリー、車の発着場、駐車場、鉄道の港、航空、給水システム、排水システム、水処理システム、堤防、配電システム、通信システム、ガス・石油システムのような工事建設に使用される土地；幼稚園、学校、病院、市場、公園、遊園地、広場、運動場、リゾート、老人ホーム、困難状況にある老人・子供の世話をする施設、スポーツ練習場、文化工事、郵便・社会所、記念碑、葬式場、クラブ、映画館、博物館、展示場、サーカス場、障害者の職能回復施設、麻薬中毒者整理所、職業訓練所、人品回復所の建設に使用される土地；歴史・文化遺跡のある土地、ランキングされた又は中央直属省市により保護すると決定された名所のある土地；廃棄物場、廃棄物の処理場の土地のことである。

c) 川・チャンネル、泉の土地及び専用水面

d) 宗教地、信教地：各宗教が使用している土地、神社、廟、備える施設である土地を含める。

dd) 霊園に使用される土地

e) その他非農業地

その他非農業地とは、参拝工事、博物館、保存所、芸術品の展示所、文化・芸術品の創作所その他非経営目的で、住宅地、労働者の宿泊所に添付しない個人の建設工事のある土地；都会にあって、温室その他栽培のための建物（地上直接栽培以外も含む）の建設、法令に許可される家畜・家禽その他動物の飼育施設の建設、農業・林業・水産物養殖所、農産物、植物保護剤、肥料、農業機械・工具を保管する家族世帯の倉庫の建設に使用される土地のことである。

6. 未使用地組みは以下の各サブグループに分類される。

a) 使用されていない平地

b) 使用されていない丘陵地

c) 林のない石山

### 第7条. 土地の確定

1. 以下の場合において、一つの使用目的がある土地は、確定される。

a) 土地使用過程において境界が確定される土地

b) 国が土地を交付・賃貸し、土地使用権を認める時に、境界が確定された土地

c) 管理の需要又は使用者の請求により、複数筆の土地から一筆の土地に合わせた（合筆と呼ぶ）時又は一筆の土地から複数筆の土地に分けた時（分筆と呼ぶ）に、境界が確定された土地。

2. 以下の場合において、複数の使用目的がある土地は、確定される。

a) 各使用目的による境界を確定される場合、その土地は、使用目的毎に確定される。

b) 年内のシーズン・収穫シーズンによる又は同時にメイン的な目的とサブ的な目的がある場合、その土地は、本条1項の規定と同様に確定され、また、本政令第45条2項及び3項に規定される場合を除き、メイン的な目的とサブ的な目的を確定しなければならない。

## 第2章. 土地管理組織及び土地の管理、使用に関するサービス

### 第8条. 土地管理機関

1. 土地の管理機関システムは、中央から実施機関まで統一的に設立され、資源及び環境管理に密接的につけられ、具体的な組織は以下とおりである。

a. 中央における土地の国家管理機関は、資源・環境省である。

b. 中央直属省市における土地管理機関は、資源・環境局である。

c. 省直属県・区・市・村における土地管理機関は資源・環境部である。

2. 市町村には、土地管理役員がいる。

3. 資源・環境省は、主権とし、内務省と連携して資源・環境局、資源・環境部の組織について具体的に案内し、市町村の土地管理役員の指名・免職について実施案内をし、市町村の土地管理役員の任務及び基準について規定をする。

4. 中央直属省市の人民委員会、省直属市町村の人民委員会は、

地方における土地管理機関を組織し、その任務を完成させるように市町村の土地管理役員を手配する。

#### 第9条. 土地使用権の登記事務所

1. 土地使用権の登記事務所は、公的な役務機関であり、土地使用権の登記及び土地使用変更に関する登記をし、土地管理書類を管理し、土地の管理・使用に関する行政的な手続きを実施するように資源・環境機関に手伝う。
2. 中央直轄省市の人民委員会は、資源・環境局の傘下にある土地使用権登記事務所の設立及び必要な地域におけるその事務所の支店設立を決定する。省直轄県区市の人民委員会は、地域の土地使用権登記需要に応じて資源・環境部の傘下にある土地使用権登記事務所の設立を決定する。
3. 資源・環境省は、内務省と連携して、土地使用権登記事務所の組織及び活動について実施案内をする。

#### 第10条. 土地基金開発組織

1. 土地基金開発組織は、土地使用企画・計画が公表された後、土地を回収されたが、投資案件がまだない場合に賠償、立ち退きを実施し、土地を回収される企画地域において国が土地の回収決定を出す前に、土地使用者が他の地域に移動する場合に、土地使用権譲渡を受け取り、回収した土地基金を管理して、国家の職能機関の決定によって管轄の土地面積に対して土地使用権の入札を行うために、中央直轄省市の人民委員会に設立された、収入のある事業企業又は公益任務を実施する国営企業の形態によって活動する。
2. 資源・環境省は、主催とし、内務省と連携して土地基金開発機関の組織及び活動について案内する。

#### 第11条. 土地の管理・使用におけるサービス活動

1. 収入のある事業機関、各経済セクターに属する企業は、本条第3項に規定される各要件を満たす場合、土地の管理・使用における役務活動を許可される又は登記される。
2. 土地の管理・使用における役務活動は、以下の各分野を含める。
  - a. 土地価格に関するコンサルティング
  - b. 土地使用企画・計画作成に関するコンサルティング
  - c. 土地測定及び土地地図・図面に関する役務
  - d. 土地情報に関する役務
3. 土地の管理・使用における役務活動の許可、登記に関する条件及び手続きを規定する責任については、以下とおりである。
  - a. 財務省は、土地価格に関するコンサルティング活動の許可・登記について条件及び手続きを規定する。
  - b. 資源・環境省は、土地使用企画・計画作成に関するコンサルティング、土地情報役務の要件、登記及び土地測定と土地管理の地図・図面作成の役務の要件、許可手続きを規定する。

### 第3章. 土地使用企画・計画

#### 第12条. 土地使用企画の内容

1. 企画をする地域における自然条件、経済社会条件について調査・研究・分析をし、結果をまとめる。
2. 各企画期において、水稲畑、その他毎年樹木栽培地、多年生樹木林地；生産林地、保護林地、特用林地；水産物養殖地；製塩地；その他農業地；農村部の住宅地、都会部の住宅地；事務所及び事業工事の建設地；国防・安寧の目的に使用される土地；非農業生産・経営地；公共目的に使用される土地；川・チャンネル・泉の土地及び専用水面；主教・信教の土地；霊園の土地；未使用平地、未使用石山、林のない石山の土地を含む使

用目的別に直前の企画期における土地使用の現状及び変動について評価する。

3. 以下の規定によって、土地の潜在力の評価及びその潜在力、経済社会開発傾向、科学技術開発傾向と比較して土地の使用現状の適切性の評価をする。
  - a. 使用中の土地に対しては、土地の潜在力の比較、総合企画・戦略、経済社会開発計画、土地使用における科学技術適用力の比較をして土地の使用現状の適切性及び非適切性を評価する。
  - b. 未使用土地に対しては、各目的別に使用の可能性を評価する。
4. 直前の企画期に決定・承認された土地使用企画の指標を実施する結果を評価する。
5. 企画期における土地の使用方向・目標を確定し、全国、各業界及び各地方の経済社会の開発全体企画・戦略に適切する次期の方向を確定する。
6. 経済社会開発、国防・安寧の需要に対応するため、企画期における土地各種の分配提案作成は、以下のように実施される。

a. 地図においては、使用目的を変更する時に職能機関の許可を獲なければならない農業用土地の使用地区については、土地使用現状を土地使用目的、土地種類によって、非農業用土地については、都会住民地、農村住民地、行政地、工業団地、ハイテク地区、経済地区、サービス地区、歴史・文化遺跡地区、名所、国防・安寧用地区及び土地使用規模が大きい工事・案件によって、使用されていない土地地域について表示する。

土地上の表示は、土地使用企画地図に表示できる土地の面積に対して実施される。

- b. 使用目的が変更されていない土地の面積、使用目的が変更された土地（中には工事・案件のために回収される予定の土地面積を含める）の面積を確定する。
7. 以下の各項目によって、それぞれの土地基金分配提案の経済・社会効率を分析する。
    - a) 経済効率性の分析は、土地交付、土地貸付、土地使用目的変更による収入源、土地に関する租税及び倍賞、立ち退き、再定住に関する費用を予測することを含める。
    - b) 社会への影響分析は、移動しなければならぬ世帯の数、土地回収により発生する仕事喪失労働者人数、土地使用構成変更によって生み出された新しい仕事に関する予測することを含める。
    - c) 土地基金の分配案件において、新しい土地使用目的による環境の影響を評価する。
  8. 合理的な土地基金分配提案の選択は、本条第7項において経済効果率・社会・環境の分析結果に基づいて実現される。
  9. 選択された土地使用企画は、土地使用企画の地図にそれを現す。
  10. 使用、保護、土地改善及び環境保護における必要な措置は、土地の種類及び企画地域別にそれを確定する。
  11. 土地の使用企画実施方法は、企画地域の特徴に適切にそれを確定する。

#### 第13条. 土地使用計画の内容

1. 前期の土地使用計画の実施結果を評価・分析
  - a. 土地種類別による土地使用指標の実施結果
  - b. 土地各種の変更指標の実施結果
  - c. 各目的に使用するため、土地を開墾して、土地の面積を拡大する結果
  - d. 土地使用計画における市場実施の品質
  - e. 土地渡し、土地賃貸、土地使用目的変更による収入、土地に関する各種の租税及び再定住の倍賞金・援助金の費用の実施

- f. 土地使用計画の実施における問題点・課題の原因
2. 土地各種の回収計画を作成し、インフラ建設；工業・サービス開発；都会・農村部の住宅地区開発；国防・安寧のための建設需要に土地を分配する。投資家のある工事、案件に関しては、土地使用一覧表及び土地使用規模、場所、実施進度及び土地回収進度書類を作成する。
  3. 水稻栽培専用地及び林のある土地を他の目的に使用するように計画を作成し、以下の各事項によって農業地における土地使用構成を変更される地域を確定する。
    - a. 使用目的を変更される水稻畑、保護林地、特用林地、生産林地の専用土地については、場所、面積及び目的変更スケジュールを確定する。
    - b. 農業地組みにおける土地各種の使用構成変更を登録された土地の地域を確定する。
  4. 未使用地を使用するように計画を作成することには、農業目的、非農業目的の未使用地を使用するために、土地開墾の場所、面積、スケジュールを確定することを含める。
  5. 年毎の土地使用計画における土地各種の面積分配は、これを具体化する。
  6. 土地渡し、土地賃貸、土地使用目的変更による収入、土地に関する各種租税及び再定住に関する賠償、援助の費用を見積もる。
  7. 土地使用計画の実施方法は、これを確定し、計画のスケジュールを確保する。

#### 第14条. 土地使用詳細企画、市町村の土地使用計画、ハイテク地区、経済地区の土地使用計画の内容

1. 土地使用詳細企画は、本政令第12条に規定される各事項を含める。選択された土地使用企画の提案は土地管理地区に現されなければならない。都会建設詳細企画、農村部における住宅地区建設計画は、承認された場合、これを土地管理地区に現さなければならない。
2. 土地使用詳細計画は、本政令第13条に規定される各事項を含め、その特定のな土地に添付される。

#### 第15条. 土地使用計画・企画作成責任

1. 資源・環境省は、全国の土地使用計画・企画の作成について、政府に手伝える責任を負う。各省庁、省庁同級機関、政府直属機関、中央直属省市の人民委員会は、資源・環境省と協力して、各省庁・業界・地方の土地使用需要を確定する。
2. 国防省は、国防目的に関する土地使用計画・企画を作成する。国防省は、中央直属省市の人民委員会と協力して地方において国防目的に関する土地使用需要を確定する責任を負う。
3. 公安省は、安寧目的に関する土地使用計画・企画を作成する。公安省は、中央直属省市の人民委員会と協力して、地方において安寧目的に関する土地使用需要を確定する責任を負う。
4. 中央直属省市の人民委員会は、中央直属省市の土地使用計画・企画を作成する。資源・環境局は、人民委員会と一緒に、土地使用計画・企画を作成する。中央直属省市の各局・業界及び省に属する市町村の人民委員会は、資源・環境局と協力して、業界・地域における土地使用需要を確定する責任を負う。
5. 省に属する市町村の人民委員会は、その地区の土地使用計画・企画、都市開発計画地区に属する市町村の土地使用詳細企画、を作成する。資源・環境部は、土地使用計画・企画の作成を人民委員会に手伝える責任を負う。省に属する県市区の各部署及び市町村人民委員会、都会開発企画地区に属する村の人民委員会は、資源・環境部と協力して業界・地方の土地使用需要を確定する責任を持つ。
6. 都会開発企画地区に属していない村の人民委員会は、村の土地使用詳細企画、土地使用詳細計画を作成する責任と持つ。
7. ハイテク地区の管理委員会は、ハイテク地区全体の土地使用詳細企画、土地使用詳細企画を作成する責任と持つ。
8. 経済地区の管理委員会は、中央直属省市の土地使用企画において確定されて、経済地区の管理委員会に交付された土地の面積に関して、土地使用詳細企画・計画を作成する責任がある。残りの土地面積に関する土地使用企画・計画の作成は、省の直轄県市区の土地使用企画・計画及び市町村の土地使用詳細

企画・計画において現れる。

9. 土地使用計画、土地使用企画、土地使用詳細企画、土地使用詳細計画を作成する責任を持つ各機関・組織は、土地使用計画・企画を作成する分野について活動許可を持っている機関に土地使用企画・計画を作成してもらうことができる。
10. 省に属する県市区の土地使用計画・企画；次の土地使用企画期において変更のない場合の市町村の土地使用企画・計画を作成する必要がない。また、同一の土地組み内に使用目的の変更があったが、使用目的を変更された土地の面積が前企画期の10%以下の場合には、使用目的の変更される土地の面積調整について決定するだけで済む。ハイテク地区の土地使用詳細企画は、地区全体に一回だけ作成され、土地使用需要の変更がある場合、土地使用詳細企画を調整する。

#### 第16条. 全国の土地使用企画の作成及び調整

1. 全国の土地使用企画は、土地法第22条1項の規定に基づいて作成される。
2. 土地使用企画期が終了する18ヶ月前に、各省庁、省庁同級機関、政府機関、中央直属省市の人民委員会は、次の土地使用企画期の業界及び地方における土地使用需要を提案する文書を資源・環境省に送付する。
3. 資源・環境省は、各業界・地方から土地使用需要提案を受けとって5ヶ月以内に、以下の規定に従い、全国の土地使用企画を作成しなければならない。
  - a. 次の土地使用企画期における各業界・地方の土地使用需要を審査する。
  - b. 次の土地使用企画期にける土地基金分配提案を作成し、その時、全国の経済社会開発戦略・全体企画、国防・安寧を確保する必要がある。
  - c. 全国の土地使用企画を説明する報告書の草案は、各省庁、省庁同級機関にこれを送付し、これらの機関の意見を求める。
  4. 各省庁、省庁同級機関、政府機関は、報告書草案を受取って営業日の30日を越えない期間以内に文面によって意見を資源・環境省に述べなければならない。
  5. 資源・環境省は、条項の意見を受取って2ヶ月を超えない期間内に、各意見をまとめ、全国の都市使用企画を説明する報告書を完成させ、政府に送付しなければならない。
  6. 全国の土地使用企画書類は以下のものを含める。
    - a. 全国の土地使用企画に関する政府に対する資源環境省の申請書
    - b. 全国の土地使用企画の説明書
    - c. 全国の土地使用現状地図
    - d. 全国の土地使用企画地図
  7. 全国の土地使用企画調整は、経済社会開発企画の調整、国防・安寧、経済社会開発プロジェクトの目標調整、地区建設企画、都会建設企画の調整（その調整により土地使用構成の変更が発生する又は天災・戦争の影響で土地使用構成が変更される場合）がある場合に実施される。資源環境省は全国の土地使用企画の調整書類を作成し、政府に提出しなければならない。資源環境省は、土地使用企画調整書類を作成する時に、調整する必要のある土地種類に関して、各省庁、省庁同級機関、政府機関の意見を求めなければならない。全国の土地使用企画の調整書類は以下のものを含める。
    - a. 全国の土地使用企画調整に関する政府に対する資源環境省の申請書
    - b. 全国の土地使用企画調整を説明する報告書
    - c. 全国の土地使用企画の調整地図

#### 第17条. 全国の土地使用計画の作成及び調整

1. 全国の土地使用計画は、土地法第22条2項の規定に基づきこれを作成する。
2. 土地使用企画期の初頭5年間（土地使用計画初期と呼ぶ）に対する、土地使用計画作成は、本政令第16条に規定される全国の土地使用企画作成と同時に実施される。土地使用計画初期の書類は、土地使用企画書類と一緒に作成される。土地使用計画の内容は、企画初頭5年間の土地使用計画の展開進度及び毎年の具体的な計画である、国の毎年及び5カ年の経済社会開発計画実施を確保する。
3. 土地使用企画の最後の5年間（土地使用計画最後期と呼ぶ）の全国土地使用計画作成は以下のように規定される。

- a. 土地使用計画最後期が始まる12ヶ月までに、資源環境省は、全国土地使用企画才帯本条1項の規定に基づき、土地使用計画最後期の土地基金分配提案を作成する。その時、国の毎年及び5ヵ年経済社会開発計画の実施を確保しなければならない。これと同時に、土地使用計画の説明書の草案を作成し、各省庁、省庁同級機関、政府機関に送付し、これらの機関から意見を求める。
- b. 各省庁、省庁同級機関、政府機関は、その説明書草案を受取って営業日の30日を越えない期間内に、文面にて資源環境省に意見を述べなければならない。
- c. 資源環境省は、b点の意見を受取って2ヶ月を越えない期間内に、送られた意見をまとめ、土地使用計画の説明書を完成させ、政府に提出しなければならない。
4. 土地使用計画最後期の書類は以下のものを含める。
  - a. 全国土地使用計画に関する政府に対する資源環境省の申請書
  - b. 全国土地使用計画の説明書
  - c. 全国土地使用現状地図
5. 全国土地使用計画の調整は、全国土地使用企画の調整、経済社会開発企画調整、地区建設企画・都会建設企画の調整がある又は土地使用計画の実施能力について変更がある場合に行われる。資源環境省は、全国土地使用計画の調整書類を作成し、政府に提出する責任を負う。資源環境省は、調整書類を作成する時に、調整される土地の種類について各省庁、省庁同級機関、政府機関の意見を求めなければならない。全国土地使用計画の調整書類は以下のものを含める。
  - a. 全国土地使用計画の調整に関する政府に対する資源環境省の申請書
  - b. 全国土地使用計画調整の説明書

#### 第18条. 土地使用詳細企画について住民の意見を求める

1. 土地法の第25条5項に規定される、市町村の土地使用詳細企画を作成する時に住民の意見を求めることは、以下のように実施される。
  - a. 土地使用詳細企画の草案は、各町・村およびその他住宅地区までこれを紹介すると共に、土地のある市町村の人民委員会事務局に公開的に掲示しなければならない。
  - b. 住民の意見は直接に聞かれる又は住宅地、ベトナム戦争前線及び地方の団体の代表に通じて求められる。土地のあり市町村の人民委員会常務の意見も求める。
2. 本条1項に規定される住民の意見を受け取る期間は、30日である。
3. 市町村の土地使用詳細企画を作成する機関は、住民の意見を纏めて、土地使用詳細企画の草案を完成させなければならない。

#### 第19条. 中央直轄省市の土地使用計画・企画の承認

1. 中央直轄省市の土地使用企画・計画の承認申請書類は、15部に作成され、資源環境省に提出して査定してもらう。その申請書類は以下のものを含める。
  - a. 土地使用企画・計画承認について、中央直轄省市の人民委員会の政府に対する申請書
  - b. 土地使用企画・計画の総合的な説明書
  - c. 土地使用現状地図
  - d. 土地使用企画承認の申請の場合における土地使用企画地図
2. 土地使用企画・計画の承認手順は以下通りである。
  - a. 資源環境省は、十分な書類を受けた日から3日間を越えない期間内に、土地使用企画・計画承認申請書類を各省庁、省庁同級機関、関係機関に送付してこれらの機関の意見を求めなければならない。各省庁、省庁同級機関、関連資格は、書類を受取って営業日の15日間を越えない期間内に、文書で意見を資源環境省に述べなければならない。資源環境省は、意見受取期限が切れた日から営業日の10日間を越えない期間内に、意見を纏めて、書類を完成させるため、中央直轄省市の人民委員会に査定意見を送付しなければならない。
  - b. 中央直轄省市の人民委員会は、書類を完成させ、同級人民代表会に提出して承認してもらう。また、人民代表会に承認された書類の5部と共に人民代表会の議決を資源環境省に送

付する。

- c. 資源環境省は、本項b点に規定される土地使用企画・計画の申請書類を受け取ってから営業日の10日を越えない期間内に、政府の承認をもらうため、政府に提出しなければならない。

#### 第20条. 省に属する市町村の土地使用企画・計画の承認

1. 省に属する県市区市の土地使用企画・計画承認申請書類はこれを10部に作成し、審査のために資源環境省に送付する。申請書類は以下のものを含める。
  - a. 土地使用企画・計画に関する中央直轄省市に対する省の属する県市区市の人民委員会の申請書
  - b. 土地使用企画・計画の総合的な説明書
  - c. 土地使用現状地図
  - d. 土地使用企画の申請書類の場合には、土地使用企画地図
2. 土地使用企画・計画の申請手順は以下とおりである。
  - a. 資源環境省は、十分な書類を受け取ってから営業日の10日を越えない期間内に、土地使用企画・計画の申請書類を関係機関に送付し意見を求めなければならない。関係機関は、書類を受け取ってから営業日の15日を越えない期間内に、文面で資源環境局に対して意見を述べなければならない。資源環境局は、意見を受け取ってから営業日の10日を越えない期間内に、意見をまとめ、査定意見を省に属する県市区市の人民委員会に送付しなければならない。
  - b. 省に属する県市区市の人民委員会は書類を完成させ、人民代表会に提出して、土地使用企画・計画を通過してもらう。人民代表会に承認された申請書類の3部は、これを人民代表会の議決と一緒に資源環境局に送付する。
  - c. 資源環境局は、本項b点に規定される土地使用企画・計画申請書類を受け取って営業日の10日間を越えない期間内に、中央直轄省市の人民委員会に申請し、承認してもらわなければならない。

#### 第21条. 都会開発企画地域に属する市町村の土地使用詳細計画・企画の承認

1. 都会開発企画地域に属する市町村の土地使用詳細企画・計画の申請書類は、これを10部に作成し、資源環境局に提出する。申請書類は以下のものを含める。
  - a. 土地使用詳細計画、土地使用詳細企画に関する中央直轄省市の人民委員会の省直轄県市区市の人民委員会に対する申請書
  - b. 土地使用詳細企画、土地使用詳細計画の総合的な説明書
  - c. 土地使用現状の地図
  - d. 土地使用詳細企画の申請の場合には土地使用企画の地図
2. 土地支障詳細企画・計画の承認手順は以下通りである。
  - a. 資源環境省は、十分な書類を受け取ってから営業日の3日を越えない期間内に、土地使用詳細企画・計画の申請書類を関係のある機関に送付し、それらの機関から意見を求めなければならない。書類を受け取って営業日の15日以内に、各機関は、資源環境局に対して文面での意見を送付する責任がある。意見を求める期間が切れて営業日の10日以内に、資源環境局は、意見をまとめ、省の直轄県市区市の人民委員会に書類を完成するために、査定意見を送付する責任がある。
  - b. 省に属する県市区市の人民委員会は、書類を完成した後、同級人民代表会に提出し、土地使用詳細企画・計画の通過を申請する。人民代表会に通過された書類は、これ4部と人民代表会の議決を資源環境局に送付する。
  - c. 資源環境局は、本項b点に規定される土地使用詳細企画・計画の申請書類を受取って営業日の10日を越えない期間内に、中央直轄省市の人民委員会に提出し、承認を申請しなければならない。
3. 都会開発企画地区に属する市町村の土地使用詳細企画・計画の承認申請書類は、本政令第20条に規定される省に属する県市区市の土地使用企画・計画の承認申請書類と一緒に提出される又は県市区市の書類より遅く提出することが出来るが、直前の土地使用企画・計画期の最後都市に承認される必要がある。

#### 第22条. 都会開発地区に属していない村の土地使用詳細企画・計画の承認

1. 都会開発企画地区に属していない村の土地使用詳細企画・



計画の申請書類は、10 部に作成され、資源環境部に提出される。申請書類は以下のものを含める。

- a) 土地使用詳細企画・計画について省に属する県市区の人民委員会に対する村の人民委員会の申請書
- b) 土地使用詳細企画・計画の説明書
- c) 土地使用現状の地図
- d) 土地使用企画の申請の場合には、土地使用企画の地図

2. 土地使用詳細企画・計画の申請手順は以下通りである。  
a) 資源環境部は、十分な書類を受取って営業日の 3 日を越えない期間内に、関連のある機関に土地使用詳細企画・計画の承認申請書類を送付し、その意見を求めなければならない。関係のある機関は、書類を受取って営業日の 15 日を越えない期間内に資源環境部に文面で意見を述べなければならない。資源環境部は、意見を求める期間の終了日から営業日の 10 日を越えない期間内に意見をまとめ、村の人民委員会に査定意見を送付しなければならない。

b) 村の人民委員会は、書類を完成させた後、土地使用詳細企画・計画を通過してもらうために、村の人民代表会に提出しなければならない。村の人民代表会に通過された書類は、これを 3 部に作成し、村の人民代表会の議決と共に資源環境部に送付しなければならない。

c) 資源環境部は、本項 b 点に規定される土地使用詳細企画・計画の承認申請書類を受取って営業日の 10 日を越えない期間内に省に属する県市区の人民委員会に承認してもらうために、書類を提出しなければならない。

### 第 23 条. ハイテク地区、経済地区の土地使用企画・計画の承認

1. ハイテク地区、経済地区の土地使用企画・計画の承認申請書類は、これを 10 部に作成し、土地の位置する資源環境局に査定してもらうために、そこに提出しなければならない。申請書類は以下のものを含める。

- a) 土地使用詳細企画・計画に関する中央直屬省市人民委員会に対するハイテク地区・経済地区の管理委員会の申請書
- b) 土地使用詳細企画・計画の総合的な説明書
- c) 土地使用現状の地図
- d) 土地使用詳細企画の承認申請の場合には土地使用詳細企画の地図

2. ハイテク地区、経済地区の土地使用詳細企画・計画の承認進呈手順は以下のように規定される。

a) 資源環境局は、十分な書類を受取って営業日の 3 日を越えない期間内に、ハイテク地区・経済地区の土地使用詳細企画・計画の承認申請書類を関係機関に意見を求めるために送付しなければならない。

関係機関は、書類を受取って営業日の 3 日を越えない期間内に、資源環境局に文面で意見を述べなければならない。

資源環境局は、意見を求める期間の終了日から営業日の 10 日を越えない期間内に意見をまとめ、書類完成のためにハイテク地区・経済地区の管理委員会に査定意見を送付しなければならない。

b) ハイテク地区・経済地区の管理委員会は、書類を完成させた後、書類の 4 部を資源環境局に送付しなければならない。

c) 資源環境局は、完成された書類を受け取って営業日の 10 日を越えない期間内に中央直屬省市人民委員会の承認をもらうため、そこに申請しなければならない。

### 第 24 条. 国防・安寧目的に土地を使用される企画・計画

1. 国防・安寧目的への土地使用企画・計画期は以下のように規定される。

- a) 国防・安寧目的に土地を使用する企画期は、地方及び全国の土地使用企画期に適切で、10 年間である。
- b) 国防・安寧目的に土地を使用する計画期は、地方及び全国の土地使用計画期に適切で、5 年間である。

2. 国防・安寧目的への土地使用企画の内容は以下の項目を含める。a) 国防・安寧目的への土地使用・管理の評価

b) 土地使用企画期における土地の国防安寧への使用需要が国の国防・安寧・経済社会開発総合企画及び経済社会開発計画に適切であることの確認

c) 経済社会開発目的に使用するために地方に渡す安寧・国防土地の位置・面積の確定

d) 国防・安寧目的への土地使用企画を実施する措置・対策

3. 国防・安寧目的への土地使用計画の内容は以下の項目を含める。a) 前期の国防・安寧土地の使用、管理に関する評価
- b) 5 年計画において国防・安寧目的に使用する土地の位置・面積を明確に確定し、毎年の計画を具体化する。
- c) 5 年間の間、地方に管理してもらうためにそこに渡す国防・安寧土地の位置・面積を具体的に確定する。
- d) 国防・安寧目的への土地使用計画を実施する対策・措置。

### 第 25 条. 国防・安寧目的への土地使用企画・計画の承認

1. 国防・安寧目的への土地使用企画・計画の承認申請書類は、15 部にこれを作成し、資源環境部に送付し、承認してもらう。申請書類は以下のものを含める。

a) 国防・案内目的への土地使用企画・計画に関する政府に対する国防省・公安省の申請書

b) 地方における国防・安寧目的への土地使用需要に関する中央直屬省市人民委員会の文面での意見

c) 国防・安寧目的への土地使用企画・計画の総合的な説明書

2. 国防・安寧目的への土地使用企画・計画の承認手順は以下のように規定される。

a) 資源環境省は、十分な書類を受取って営業日の 3 日間を越えない期間内に、関係省庁・業界に国防・安寧目的への土地使用企画・計画の申請書類を送付し、意見を求めなければならない。

関係省庁・業界は、書類を受取って営業日の 15 日を越えない期間内に、資源環境省に文面で意見を述べなければならない。

資源環境省は、意見を十分にもらった日から営業日の 10 日を越えない期間内に、意見をまとめ、書類を完成するため、国防省・公安省に審査意見を送付しなければならない。

b) 国防省、公安省は、書類を完成させた後、その書類を 5 部資源環境省に送付しなければならない。

c) 資源環境省は、完成された書類を受取ってから営業日の 10 日を越えない期間内に、政府の承認をもらうために、そこに提出しなければならない。

### 第 26 条. 土地使用企画・計画、土地使用詳細企画・計画の調整

1. 土地使用企画・計画、土地使用詳細企画・計画の調整内容は以下の項目を含める。

- a) 企画・計画期における工事・案件の補足・調整又は取消
- b) 農地組み内の土地種類構成の変更；非農業土地組内に職能別に確定された土地の位置・面積変更；未使用地を使用する指標変更
- c) 承認された土地使用計画、土地使用詳細計画より 3 年も早い又は遅く実施スケジュールの変更
- d) 土地使用企画・計画の調整実施対策・措置

2. 土地使用企画・計画、土地使用詳細企画・計画は、経済社会開発企画の変更、国防・安寧・経済社会開発プログラム・プロジェクトの目標変更、地域建設企画・都会建設企画調整があつて、その変更・調整により土地使用構成の変更が発生する場合は又は天災・戦争の影響により土地使用構成を変更させる場合には、これを実施する。

3. 土地使用企画・計画調整申請書類は審査してもらうために、中央直屬省市の場合にこれを 15 部作成し、資源環境に、省に属する県市区の申請書類の場合に、10 部に作成し、資源環境局に、都会開発企画地域に属していない村の書類の場合に 10 部に作成し資源環境部に提出する。申請書類は以下のものを含める。

a) 土地使用企画・計画又は土地使用詳細企画・計画を作成する期間の同級人民委員会の政府職能機関に対する申請書

b) 土地使用企画・計画、土地使用詳細企画・計画の調整に関する説明書

c) 土地使用企画又は土地使用詳細企画の調整の場合には、調整する地域の土地使用企画地図

4. ハイテク地区、経済地区の土地使用詳細企画・計画調整の承認申請書は、これを 10 部に作成し、査定してもらうため、資源環境局に提出しなければならない。申請書類は以下のものを含める。

a) 土地使用詳細企画・計画の調整に関する中央直屬省市人民委員会に対するハイテク地区・経済地区の管理委員会の申請書

b) 土地使用詳細企画・計画調整の説明書

c) 土地使用詳細企画調整の場合には、調整する地域の土地使

#### 用詳細企画地図

5. 国防・安寧目的への土地使用企画・計画調整の承認申請書類は、これを15部に作成し、査定してもらうため、資源環境省に提出する。申請書類は以下のものを含める。

- a) 国防・安寧目的への土地使用企画・計画調整に関する政府に対する国防省・公安省の申請書
  - b) 地方における国防・安寧目的への土地使用需要調整に関する中央直轄省市人民委員会の文面による意見
  - c) 国防・安寧目的への土地使用企画・計画調整に関する説明書
6. 土地使用企画・計画、土地使用詳細企画・計画調整の申請手順は以下通りである。
- a) 中央直轄省市の土地使用企画・計画調整の承認手順は本政令第19条2項の規定に従う。
  - b) 省に属する県市区市の土地使用企画・計画調整の承認手順は、本政令第20条2項の規定に従う。
  - c) 都会開発企画地区に属する市町村の土地使用詳細企画・計画調整の承認手順は、本政令第21条2項の規定に従う。
  - d) 都会開発企画地区に属していない土地使用詳細企画・計画調整の承認手順は本政令第22条2項の規定に従う。
  - d) ハイテク地区、経済地区の土地使用詳細企画・計画調整の承認承認手順は、本政令第23条2項の規定に従う。
  - e) 国防・安寧目的への土地使用企画・計画調整の承認手順は、本政令第25条2項の規定に従う。
  - g) 土地使用企画・計画、土地使用詳細企画・計画調整に関する意見求めは、調整されると地各種に関係のある機関だけに対して実施される。

#### 第27条. 土地使用企画・計画の公表

1. 資源環境省は、国会に決定された全国の土地使用企画・計画に関する全ての資料を省の事務所において土地使用企画・計画期に公表し；広報及び政府の国家管理情報ネットに全ての内容を、中央の日報新聞に省略内容を載せなければならない。
2. 資源環境局、資源環境部は、承認された土地使用企画・計画に関する全ての資料を事務所で土地使用企画・計画期に公開的に公表すると共に、中央直轄省市の国家管理情報ネットにすべての内容を、地方の新聞に省略内容を公表しなければならない。
3. 市町村人民委員会は、承認された土地使用詳細企画・計画及びプロジェクト・工事に関する全ての資料を土地使用企画・計画期に市町村人民委員会事務所に公開的に公表しなければならない。
4. ハイテク地区の管理委員会、経済地区の管理委員会は、承認された土地使用詳細企画・計画を土地の企画・計画期において、管理委員会の事務所において公開的に公表し、ハイテク地区、経済地区の管理委員会のホームページ及び業界の一つの新聞及びその企画がある地方の一つの新聞に公表する責任がある。
5. 承認された土地使用計画・企画、土地使用詳細企画・計画の調整に関する全ての資料は、本条1項、2項、3項及び4項に規程される土地使用企画・計画、土地使用詳細企画・計画の公表の同様に公開的に公表されなければならない。
6. 国防・安寧の目的への土地使用企画・計画及び土地使用企画・計画の調整書類は、秘密制度により管理される。

#### 第28条. 土地使用企画・計画の管理

1. 中央直轄省・市の人民委員会、省に属する県市区市の人民委員会は、承認された土地使用企画・計画に基づき、土地渡し、土地の賃貸、土地の回収、土地使用目的変更について決定を出す。中央直轄省市の人民委員会会長、省に属する県市区市の人民委員会会長は、地域における土地使用企画・計画違反を見つけ、遅滞なく処理する責任を持つ。
2. 市町村の人民委員会は、区域における土地使用企画・計画の実施を管理する責任を持つ。公表された企画・計画に従って土地を使用しないのを発見した時、職能・権限によって処理する又は政府の職能機関に処理するように請求する。市町村の人民委員会会長は、区域において承認された土地使用企画・計画通りに土地を使用しないことが発生するように、地帯なく処理・防止しないことについて責任を持つ。
3. 資源環境局、資源環境部及び市町村の土地管理役員は、区域において土地使用企画・計画の実施を検査・調査し、企画・

計画の違反行為を発見し、職能範囲内にその違反を処理する又は政府の職能機関に処理するように請求する。国防・安寧目的への土地使用企画・計画の実施については、違反行為を発見した場合、資源環境局は、国防省・公安省に公文を出し、処理してもらう。

土地使用企画・計画の調整を及ぼす実際の需要を発見した場合、その同級人民委員会に対してその需要について報告しなければならない。

4. 毎年、各級人民委員会は、自分の地域における土地使用計画の実施結果について12月31日までに報告しなければならない。報告書の提出する期限は以下のように規定される。

- a. 市町村の人民委員会は、省に属する県市区市に対して翌年の1月15日まで荷報告する。
- b. 省に属する県市区市の人民委員会は、中央直轄省市の人民委員会に対して翌年の1月31日までに報告する。
- c. 中央直轄省市の人民委員会は、資源環境省に対して翌年の1月31日までに報告する。

5. 国防大臣・公安大臣は、全国の国防・安寧目的への土地使用企画・計画を実施し、その実施を検査・調査する。毎年、国防省、公安省は、政府に対して国防・安寧目的への土地使用計画の実施結果を12月31日までに報告すると共に、資源環境省が結果をまとめるため、報告書の1部をそこに送付する責任を持つ。資源環境省に報告書を提出する期限は、翌年の1月31日である。

6. 資源環境省は、全国における毎年の土地使用計画の実施結果をまとめ、政府に報告する責任を持つ。この報告書の提出期限は翌年の3月15日である。

7. 土地使用計画初期の最後年の場合には、毎年土地使用計画の実施結果に関する報告書には、土地使用計画全期の実施結果をまとめる報告書を添付しなければならない。

土地使用企画期の最後年の場合には、毎年土地使用計画の実施結果報告書は、土地使用計画最後期の実施報告書及び土地使用計画期全期の実施結果をまとめる報告書を添付しなければならない。

#### 第29条. 土地使用計画において回収又は使用目的変更を確定され、公表されたが、3年後でも実現されていない土地の処理

1. 政府の職能機関は、以下の場合には、土地使用計画において回収又は使用目的変更と確定され、公表されたが、3年経ってもまだ実現されていない土地について、今期又は次期の土地使用企画・計画を調整できる。国防・安寧・国家利益・公益目的

- a) 国防・安寧・国家利益・公益目的のための工事・プロジェクトを実施するための土地であるが、まだ経費が十分にそろっていない。
  - b) 経済開発目的の投資工事・プロジェクトの実施用土地であり、土地法第29条3項に規定される土地使用計画の訂正又は取消を公表しなければならない3年間の最後年において投資家が確定された。
2. 本条1項に規定される場合以外には、土地使用計画・企画を承認する職能機関は、回収される又は使用目的が変更されると確定された土地の面積に対して使用計画の取消を公表しなければならない。

#### 第4章. 土地交付・土地賃貸・土地使用目的の変更・土地回収・土地徴用

#### 第30条. 土地の交付・賃貸・使用目的の根拠

土地の交付・賃貸・使用目的変更の根拠は以下のものをふくめる。

1. 以下の各文書において表示される土地使用需要。
  - a) 国家予算からの資金を使用し、職能機関に承認された組織の投資案件又は外国投資資金があり、職能機関に投資許可書を交付された案件
  - b) 国家予算の資金を使用しない又は外国資金を使用しない、経済組織の投資案件を実施するための土地使用需要に関する査定文書。資源環境局は、主催として、関連する局・部・業界と協力して、投資に関する法律の規定により投資プロジェクトの書類を検討する上に土地使用の需要を査定する。

c) 中央直轄省市の人民委員会に承認された宗教組織を建設する案件;

d) 土地交付上限面積又は住宅用土地の交付上限額内に農業用土地を交付してくれるように申請する場合に対して、土地使用需要に関する市町村の人民委員会の確認がある、家族世帯・個人の土地交付・土地使用目的変更の申請書

dd) 土地使用需要について土地のある市町村の人民委員会の確認がある、住民共同体の土地交付申請書。

2. 生産・経営・サービス投資案件を実施するために以前に国から土地を公布・賃貸された場合において、土地交付・賃貸申請者の以前の土地に関する法律を厳守すること。国に以前に交付・賃貸された土地の面積、土地使用状況及び土地に関する法律規定の厳守状況に関する申請者の申告書に基づき、手続きをしている土地のある資源環境局は、以前に国がその申告者に交付した土地のある資源環境局に連絡して、国に土地を交付・賃貸された案件を実施する時において、その土地使用者が土地に関する法律を厳守したか確認する責任がある。

3. 政府の職能機関により承認された土地使用詳細企画又は都会建設企画又は農村部の住民地区建設企画  
土地使用詳細企画又は詳細計画がまだない場合には、政府の職能機関に承認された土地使用企画・計画に基づく。

### 第31条. 土地の交付・賃貸・使用目的変更・回収の権限

1. 土地の交付・賃貸・使用目的変更に関する権限は、土地法第37条の規定により実施される。

中央直轄省市の人民委員会は、土地基金開発組織に土地を管理してもらうために、土地を交付する。

2. 土地回収に関する権限は土地法第44条の規定により実施される。

組織、宗教組織、外国に定住するベトナム人、外国の組織・個人に交付・賃貸するために土地を回収し、その回収される土地の上に家族世帯・個人が使用している又は組織、家族世帯・個人共使用している場合には、中央直轄省市の人民印会は、土地全体を回収するように決定する。中央直轄省市の人民委員会の土地全体回収決定に基づき、省の直轄県市区の人民委員会は家族世帯・個人ごとに具体的な土地回収決定を出す。

3. 外国定住のベトナム人、外国組織・個人が投資案件の実施に当って、政府の職能機関に承認された投資案件の調整の理由で、土地使用目的を変更しなければならない場合には、中央直轄省市の人民委員会は、土地使用目的を変更できるように許可する。

### 第32条. 土地法が有効力する以前に渡された又は賃貸された土地に対する土地交付・賃貸調整の権限

土地法第37条に規定される、土地の交付・賃貸に関する政府の職能機関は、土地法の有効力日（2004年7月1日）以前に交付・賃貸の決定を持っている土地使用者に対する、調整の職能機関である。

### 第33条. 国から渡された・賃貸された土地の使用期間

1. 国から渡された又は借りた土地の場合、土地使用期間は、政府の職能機関の交付・賃貸の決定がある日から計算される。土地を1993年10月15日以前に交付・賃貸し、土地交付・賃貸の契約書において土地使用期間が書かれていない場合には、土地の交付・賃貸機関は、本政令第6条2項及び3行、第71条、第78条、第84条5項、第86条3行、第87条1項の規定に従って実施され、1993年1月15日から計算される。

2. 土地の使用者は、土地交付・賃貸契約に記載される使用期間の残りの期間において土地を引き続き使用することが出来る。

### 第34条. 使用期間が切れた時において農地の継続交付・賃貸、土地使用期間延長又は土地回収

1. 土地使用期間が終了した時、農業・林業、水産物養殖、製塩を直接に生産し、国から農地を交付・賃貸され、土地使用権・使用権譲渡を認められた家族世帯、個人は、国が土地法第38条1項、4項、7項、8行に規定される土地回収決定がある場合を除き、土地法第67条1項に規定される土地使用期間で引き続き土地を使用することが出来る。

2. 本条1項に規定されない土地使用期間の延長は以下の規定に従う。

a) 土地使用期間の終了日の6ヶ月前には、土地使用者は、土地交付・賃貸の職能機関に対して、申請書を出し、土地法第

67条1項、3項及び4項の規定により検討・解決してもらう。  
b) 農地を賃貸している家族世帯・個人の土地使用期間は、土地法第67条1項の規定に従う。

c) 農業・林業・水産物養殖・製塩の目的に使用する経済組織；生産・経営所の建設に土地を使用する経済組織・家族世帯・個人；投資案件に土地を使用する経済組織；ベトナムでの投資案件の実施に土地を使用する外国定住ベトナム人・外国人・外国組織の場合、土地使用期間の延長期間は、政府の職能機関に承認した補足案件・プロジェクトによって確定されるが、国の土地交付・賃貸期間を超えないこと。

3. 土地使用者は継続に土地使用需要がない又は本条2項に規定される土地使用期間延長をしない又は職能機関に使用期間延長の許可をしない場合、国は、土地法第38条10項の規定により土地を回収する。

4. 毎年、土地回収権限を持つ人民委員会は、本条3項に規定される場合に対して土地を回収するように、土地使用期間について資源環境機関に指導する。

### 第35条. 土地法第38条2項、3項、5項、8項、9項、11項及び12項に規定される土地回収の場合における土地使用料、土地賃貸料、土地上の投資資産の処理

1. 土地上の土地使用料・土地賃貸料・投資金の起源が国家予算でない場合には、土地の回収権限を持つ人民委員会は、定価委員会を設立し、土地使用料、賃貸料、土地上の投資資産の残っている価値を確定する。

国の交付・賃貸土地は毎年の賃貸料を徴収しない場合には、国が毎年土地賃貸料を支払う又は国が賃貸期間全期間の賃貸料を支払う又は多数の賃貸料を支払うために土地使用料、賃貸料の起源が国家予算であれば、国家予算から来ていない土地上の投資資産の残存価値だけは、土地を回収される人の所有にある。

2. 土地使用料、土地賃貸料、土地を回収される人の所有にある土地上の投資資産の残っている価値は、以下の規定に従って解決される。

a) 回収土地は、都会地区又は都会開発企画地区に属し、土地基金開発組織に交付された場合には、土地基金開発組織は、土地を回収される人に支払わなければならない。土地基金開発組織のない地域においては、回収地を管理する機関の予算から、土地を回収される人に支払う責任を持つ。

b) 回収される土地は農損部にあり、市町村の人民委員会に交付される又は公益土地基金に補足される場合には、市町村の人民委員会は、土地を回収される人に支払う責任を持つ。

c) 回収される土地は国から他の人に交付又は賃貸される場合には、土地の交付・賃貸された人は、土地を回収される人に支払う責任を持つ。

3. 回収される土地は非農業土地組みにあり、不動産市場に参加できる場合には、土地回収の権限を持つ人民委員会は、土地使用権・土地上の投資資産についてオークションを行うことができ、土地使用料・賃貸料、土地回収された人の所有にある土地上の投資資産の残っている価値については以下の規定により解決する。

a) オークションの後に回収出来る金額からオークションを行う費用を差し引いた後の金額は、土地を回収される人の所有にある残存価値より低ければ、土地を回収される人はこの全額をもらえる。

b) オークションの後に回収出来る金額からオークションを行う費用を差し引いた後の金額は、土地を回収される人の所有にある残存価値より高い又は同額である場合、土地を回収される人は、自分の所有にある残存価値をもらえる。差額は国家予算に納付される。

4. 土地使用権を譲渡されることによる土地回収の場合、譲渡金、土地上の投資資産の残存価値は、本条1項、2項及び3項に規定される国が土地を交付し、土地使用料を徴収する土地の回収場合と同様に解決される。

5. 回収土地は土地を回収される人によりリース・抵当・保証をされた又は土地使用権で出資された場合、その土地の賃貸・抵当・保証・出資を受取った人の権利は、本政令第65条の規定に従って解決される。

### 第36条. 土地回収及び回収された土地の管理

1. 以下の場合には、国は国防・安寧・国家利益・公益の目的

に使用するため、土地を回収する。

- a) 国防・安寧の目的に土地を使用する。
  - b) 国が土地を交付し土地の使用料を徴収しない事務所・事業工場の建設に土地を使用する。
  - c) 外交職能がある外国組織の事務所建設に土地を使用する。
  - d) 非経営目的の公共工場の建設に土地を使用する。
  - dd) 都会地区及び農村部の住宅地区の整理・開発に土地を使用する。
  - e) 保護森林・特用森林の開発に土地を使用する。
  - g) 宗教に土地を使用する。
  - h) 霊園建設に土地を使用する。
  2. 以下の場合には、国は経済開発の目的使用するため、土地を回収する。
    - a) 土地法第 90 条に規定される工業団地、土地法第 91 条に規定されるハイテク地区、土地法第 92 条に規定される経済地区を建設・投資するように土地を使用する。
    - b) 投資に関する法令の規定による A グループに属する生産・経営・サービス・観光分野の投資案件で、政府の職能機関に承認された又は投資の許可を交付されたが、工業団地、ハイテク地区、経済地区において投資できないのを実施するために土地を使用する。
    - c) ODA 資金のある投資プロジェクトに土地を使用する。
    - d) 100% 外国資本金で、職能機関に承認された又は投資許可を交付された投資案件で、工業団地、ハイテク地区、経済地区において投資出来ないのを実施するため、土地を使用する。 —
  3. 本条 1 項及び 2 項に規定される土地回収は、国の職能機関に承認された土地使用詳細企画・計画、都会建設詳細企画又は農村部の住民地区建設企画に入っていないなければならない。
  4. 本条 1 項 dd 点及び 2 項に規定される回収土地面積は、土地使用企画・計画が公表された後でも投資案件がまだない場合に、土地基金開発組織に交付され、投資案件がある場合に投資家に交付される。投資家は、交付・賃貸目的通りに土地を使用しなければならない。
  5. 国は、土地法第 38 条 2 項、3 項、4 項、5 項、6 項、7 項、8 項、9 項、10 項、11 項及び 12 項に規定される場合に土地を回収し、回収された時が農村地区にあるのであれば村の人民委員会に管理するように交付し、回収された土地が都会部及び都会開企画のある地区にあるのであれば土地基金開発組織に管理するように交付する。
  6. 国は、本条 2 項に規定されない案件に対する又は、投資家が土地使用者から土地使用権の譲渡・土地使用権賃貸・使用権での出資を受取った場合に、経済開発目的に土地を使用しない。土地使用権譲渡の受取又は土地使用権での出資を受取って土地を生産・経営目的に使用することにより土地使用目的を変更させた場合には、土地使用権を受取った人は、土地法第 36 条 1 項に規定される土地使用目的変更の許可をもらう又は土地法第 36 条 2 項に規定される土地使用目的変更の登記をしなければならない。土地使用者から土地を借りた場合には、土地使用目的を変更してはいけない。
  7. 国防・安寧・国家利益・公益の目的、工業地区の建設、非農業の生産経営所の建設への使用目的は、販売用住宅建設目的に変更してはいけない。
  8. 本条 1 項及び 2 項に規定される場合の土地に関する苦情解決は、本政令第 162 条、第 163 条及び第 164 条の規定に従う。本条 6 項に規定される場合における土地使用権に関する紛争解決は、民事法の規定に従う。
- 第 37 条. 一定期間の土地徴用**
1. 国は緊急状況に関する法律の規定による国の緊急状況に関する公表がある場合、戦争・天災・火災の緊急の場合、又は国・そしきの資産、住民の生命に嚴重的に影響のある緊急場合において土地を使用する必要がある時には、政府、中央直轄省市人民委員会、省に属する県市区市の人民委員会は、土地を徴用することができる。土地の徴用決定には、土地の徴用目的、徴用期間をはっきり記載しなければならない。
  2. 土地徴用期間が終了したが、徴用目的が終わっていない場合には、土地徴用をした政府機関は、土地徴用期間の延長決定をする。徴用期間の延長期間は、土地徴用期間を超えないこと。
  3. 土地を徴用した政府機関は、土地徴用目的が終わった又は

徴用期間が終了した後、土地を返却し、徴用により発生した損害を土地徴用された人に賠償する責任を持つ。損害賠償は、徴用期間の狩猟日から 6 ヶ月を超えない期間内に実施しなければならない。

土地徴用は土地を徴用される人の生活を確保する収入に影響を与えた場合、土地徴用による損害の賠償は、3 ヶ月を超えない期間に一回しなければならない。

## 第 5 章. 土地使用権登記、土地管理職の作成及び管理、土地使用権証明の交付、土地に関する統計、柵御

### 第 38 条. 土地地用権の登記

1. 土地使用権の登記は、初期登記と土地使用に関する変更登記を含める。
2. 土地使用権初期登記は、以下の時に実現される。
  - a) 使用のために国から土地を交付・賃貸される。
  - b) 土地を使用しているが、土地使用権証書を交付されていない。
3. 土地使用の変更登記は、以下の場合、土地使用権証書を交付されたが、土地使用に関する変更がある時に実施される。
  - a) 土地使用者は、土地使用権の交換・譲渡・リース・再リース・継承・寄贈、土地使用権での抵当・保証・出資する。
  - b) 土地使用者は、名前を変更する。
  - c) 土地の形、サイズ、面積の変更がある。
  - d) 土地使用目的の変更がある。
  - dd) 土地使用期間の変更がある。
  - e) 国が土地を貸す形態から国が土地を交付し土地使用料を徴収する形態に変更する。
  - g) 土地使用者の権限制限に関する変更がある。
  - h) 国が土地を回収する。

### 第 39 条. 土地使用権登記の責任者

1. 土地使用権を登記する責任を負う人は、本政令第 2 条に規定される土地使用について国に対して責任を負う人である。土地を使用する人民武装力に属する機関の場合には、土地使用権を登記する責任を持つ人は、本政令第 83 条 3 項により土地使用者であることを確認される人民武装力機関の長である。
2. 本条 1 項に規定される土地使用権登記の責任者は、民事法の規定により、土地使用権登記を他の人に委任することが出来る。

### 第 40 条. 土地管理書類

1. 土地管理書類は、市町村の行政単位別に一筆の土地ごとに詳細的に作成される。土地毎には、全国範囲における他の土地と重ねない地番を付けられる。
2. 土地管理書類の内容は、情報を十分に現れ、土地使用過程において法律の規定によって変更・変動について通常に更新されなければならない。
3. 土地管理書類は、原本 1 部及び原本からの写し 2 部から成立ち、原本は、資源環境局に属する土地使用権登記事務所に保管され、写しの 1 部は資源環境部に属する土地使用権登記事務所に保管され、写しの 1 部は市町村の人民委員会に保管される。土地管理書類の原本は、土地使用に関する変更がある時に、これを遅滞なく更新しなければならない。土地管理書類の写しは、原本に適切に調整しなければならない。
4. 土地管理地図は、以下の規定により作成される。
  - a) 土地管理地図は、全国座標システムにおいて統一的な技術基準によって作成される。
  - b) 土地管理地図の内容は、土地、水利システム、交通システム、境界及び各級行政境界、工事安全ライン、土地管理座標、地名及び説明・備考を表す。
  - c) 土地は、境界について正確に示し、土地の角は正確な座標が無ければならない。土地毎には、地番、面積及び土地種類の記号をつけなければならない。
  - d) 土地管理地図は、地図測定業の許可を交付された又は登記された会社により作成される必要がある。
5. 土地管理書類は、紙の書類の状態これを保管・管理し、パソコンで管理するために一歩ずつ電子化をしなければならない。中央直轄省市の人民委員会は、土地管理書類の系統化のための技術投資をする責任を負う。
6. 資源環境省は、紙及び電子の土地管理書類作成に関する基

準、技術基準、経済水準を公表し、紙及び電子の土地管理書類の作成・整理・管理について案内し、紙管理書類から電子管理書類に変更する路程を定める。

#### 第41条. 土地使用権証書

1. 土地使用権証書は、全国で土地各種に共用での様式により作成される。尚、この様式は、資源環境省に発行される。土地使用者は、本条2項に規定される場合を除き、誰でも土地使用権証書を交付される。
2. 国は、以下の場合において、土地使用権証書を交付しない。
  - a) 本政令第3条に規定される、管理のために国に交付された土地
  - b) 市町村の人民委員会が管理している土地基金に属する農業土地
  - c) 本条5項d点に規定される工業団体における賃貸・最賃貸土地ではなく、他の人から土地を賃貸・最賃貸する人。
  - d) 土地を使用しているが、土地法第50条及び第51条に規定される土地使用権証書交付条件を揃っていない人。
  - d) 農場・林場において土地を交付された人。
3. 土地使用権証書は、土地一筆毎に2部に交付される。その売り、1部は土地使用者に交付され、1部は土地使用権登記事務所に保管される。アパートがある土地の使用権証書を交付する場合、本政令第46条2項、3項、4項及び5項の規定に従って実施する。
4. 土地使用中においては、以下の変動がある時、その内容を土地使用権証書に記載される必要がある。
  - a) 土地使用者は土地使用権の交換、譲渡、継承、寄贈又は土地使用権で出資することにより、土地の新しい法人が成立した時、土地使用権をリース・再賃貸（本条5項に規定される工業団地の土地をリース・再賃貸する場合を除く）又は土地使用権で抵当・保証又は出資することにより一筆の土地の全部又は一部に対して新しい法人が成立しない時
  - b) 土地紛争を解決し、職能機関人民委員会に認められた結果を実施する時に土地全体に対する変動；組織の分割・合併に関する職能機関・組織の決定実施；法律の規定に適切な経済組織の分割又は合併に関する文書の実施；担保・保証契約における合意により債務処理の実施；土地に関する苦情・告訴解決行政決定の実施、人民裁判所の判決又は決定、案件施行機関の施行決定の実施；法律に適切な土地使用権オークション結果の実施；家族世帯又は共通土地使用権を持っている使用者グループに対する法律に適切な文書による土地使用権の転轄
  - c) 土地使用者は名前を変更する許可をもらった。
  - d) 自然沈落による土地の面積が減った。
  - d) 測定上のミスにより土地の面積が増加又は減少する。
  - e) 土地の地番、土地がある行政機関の名前の変更がある。
  - g) 土地使用目的を変更する。
  - h) 土地使用期間に変更がある。
  - i) 国から賃貸する形態から国が土地を交付し土地使用料を徴収する形態に変更する。
  - k) 土地使用者の権限に変更がある。
  - l) 土地使用者が実施しなければならない財政義務に変更がある。
5. 土地使用中において、以下の場合には、土地使用権証書を新規に交付しなければならない。
  - a) 国に交付・賃貸された新しい土地
  - b) 二筆以上の土地をあわせて新しい一筆の土地を作った。
  - c) 土地の一部の使用権を譲渡すること、土地の一部の使用目的を変更すること、国が土地の一部を回収すること、土地使用者が土地の分筆を申請したことにより新しい土地に成立した。
  - d) 土地使用者は工業団地にある土地の使用権を貸付・再貸付をする時；ハイテク地区における工場・建物が既にある土地又は工場・建物を建設するための土地の使用権を貸付・再貸する時、非開税地区、工業団体、特別娯楽地、経済地区の開税地における観光地における土地の使用権の賃貸・再賃貸の時（工業団地における土地の使用権の賃貸・再賃貸と呼ぶ）
  - dd) 職能人民委員会に認められた土地紛争に関する和解成立結果の実施する時；組織の分割又は合併に関する職能機関・組織の決定を実施する時；法律に適切な組織分割又は合併に関する文書を実施する時；担保・保証契約における合意により債務処理を実施する時；土地に関する苦情・告訴の解決行政決定の実施、人民裁判所の判決・決定、判決実施期間の判決実施決定の

実施をする時；法律に適切な土地使用権オークション結果を認める文書の実施をする時；家族世帯又は共通使用権を持っている使用者グループに対する法律に適切な文書により、土地使用権の分割を実施する時に、土地の協会が変更された。

- e) 土地使用者の土地使用権証書が汚れ、破れ、壊れ又はなくなった。
6. 1987年の土地法、1993年の土地法の規定により交付された土地使用権証書；都会における土地使用権及び住宅所有権に関する政府の1994年7月5日付の政令06/CP号の規程により土地使用権及び住宅所有権の証書は、土地法の規定により交付された土地使用権証書と同じ法務価値を持ち、土地使用権証書を共通に呼ばれる。本条5項に規程される土地使用に関する変動がある時、土地使用権証書を交付する職能人民委員会の直轄資源環境機関は、交付した土地使用権証書を回収し、土地法の規定により、土地使用者に新たな土地使用権証書を交付する責任がある。
7. 土地使用権に関する証書が本政令の有効日以前に交付されて、本条6項に規程される場合に属しない場合には、土地使用者は、本政令第135条、136条、137条、138条、139条及び140条の規程により、土地使用権証書の交付申請手続きをしなければならない。

8. 土地使用権証書を交付する時、土地使用者が法律の規定により、財務的な義務を遅れて実施することが出来る場合には、実施していない財務的な義務を土地使用権証書及び土地管理書類に記載しなければならない。

#### 第42条. 土地使用権証書の訂正・回収

1. 土地使用権証書に記載される誤りの内容を発見した時、資源環境局は、中央直轄省市の人民委員会が交付した土地使用権証書を訂正し、資源環境部は、省に属する県区市の人民委員会が交付した土地使用権証書を訂正する。
2. 交付された土地使用権証書の回収は、以下の規定により実施される。
  - a. 土地使用権証書を新しい証書と交換する場合及び土地全体が沈落された又は土地の境界の変更があったため、土地使用権証書を新しく交付しなければならない場合において、土地使用権証書を回収する。
  - b. 土地法第38条の規定による土地回収の場合に、土地使用権証書を回収する。
  - c. 土地使用権証書を回収できない場合、土地が位置する市町村の土地使用権登記事務所及び人民委員会にそのことを報告する。
  - d. 本項a点及びb点に規定される場合においては、資源環境局は、中央直轄省市の人民委員会が交付する土地使用権証書を回収する責任を持つ、資源環境部は、省に属する県区市の人民委員会が交付する土地使用権証書を回収する責任を持つ。
3. 安定的に土地を使用して国に土地使用権を認められる人に土地使用権証書を交付した場合には、土地使用権証書の回収は、本条2項に規定される場合を除く、人民裁判所の判決又は決定がある時だけに実施される。

#### 第43条. 土地使用権証書に使用者の名前を記入

1. 組織、外国組織である土地使用者の場合には、設立の決定、経営登記簿、投資許可書によって組織の名前を記入する。国防・安寧の目的に土地を使用する人民武装機関の場合には、土地使用機関の名前は本政令第83条3項に規定される。
2. 宗教組織の場合には、その宗教組織の名前を記入する。
3. 土地を使用する家族世帯の場合には、以下の規定により実施する。
  - a. 国が土地を交付し、土地使用料を徴収しない又は土地使用権が夫婦の共通資産である家族世帯の場合には、妻及び夫の名字・名前を記載する。家族世帯は妻又は夫の名前だけを記載する請求をした場合、市町村の人民委員会の公証のある夫婦の合意書がなければならない。
  - b. a項に規定される土地ではない、家族世帯の共通資産である土地を使用する家族世帯の場合には、その世帯主の名字・名前を記載する。
  - c. 土地法第121条に規定される場合以外で、妻又は夫が外国人或いは外国定住ベトナム人である土地使用家族世帯の場合には、土地使用権証書に記載される名前は、本項a点及びb点の規定により実施される。

4. 土地使用住民共同の場合には、その住民共同の名前を記載する。

5. 土地を使用する外国定住ベトナム人・個人、外国個人の場合には、その個人の名字・名前を記載する。

6. 複数の人が一筆の土地に対して共同使用权を持っている場合には、アパートの場合を除き、土地を使用するすべての人の名義を記載する。

アパートの場合には、土地使用権証書に記載される名義は、本政令第46条の規定に従う。

7. 2004年7月1日以前に土地使用権証書を交付され、その土地使用権証書へ名義記載が本条1項、2項、3項、4項、5項及び6項の規定に適切ではない場合には、土地使用者は、需要があれば、交付された土地使用権証書の名義訂正手続きをすることができる。

#### 第44条. 土地に付けられる資産がある場合の土地使用権証書

1. 土地に付けられる住宅その他建築物、林、多年生樹木がある場合には、その住宅、建築物、林、多年生樹木は、土地使用権証書及び土地管理書類に記載される。土地に付けられる資産の所有権登記は、不動産登記に関する法律の規定によって実施される。

2. 国防・安寧目的に使用される土地に添付される工事・建物がある場合には、その土地の境界だけを測定し、土地使用権証書にそれを表す。

#### 第45条. 池のある土地の場合の家族世帯・個人に対する土地使用権証書交付

1. 本政令が有効になる前に土地使用権証書を交付される家族世帯・個人の土地の面積は、以下の規定により確定される。

a. 住宅地の面積は、交付された土地使用権証書に記載される面積である。

b. 使用者は池の土地から住宅地に目的変更したい場合、土地の面積は、土地法第87条2項、3項及び4項、本政令第80条2項、3項の規定により確定される。再確定された土地の面積及び土地使用権証書に記載される土地の面積の差については、家族世帯・個人は、その差の土地使用料を払わなくて良い。

c. 国が国防・安寧・国家利益、公益、経済開発のため、土地を回収する場合には、住宅地の面積は、本項b点の規定により確定され、土地を回収される人は、再確定された土地の面積に対する土地価格により賠償される。

2. 住民地区にあり、住宅と池ともがある土地で、1980年12月18日以前に使用され、土地管理書類又は土地法第50条1項、2項及び5項に規定される土地使用権に関する書類において住宅用土地の境界を明確に記載される場合に、その土地の面積全体は、土地法第87条2項の規定により住宅と確定され、土地の境界が土地管理書類又は土地法第50条1項、2項及び5項に規定される各書類において確定されていない場合に、住宅用土地の面積は土地法第83条2項及び第84条5項に規定される中央直属省市の交付された土地の上限面積の5倍を超えないように確定されるが、合計面積は家族世帯・個人が使用している土地の面積を超えないことをし、住宅用土地を確定した後の残りの土地の面積は土地使用現状により確定される。

3. 同一土地の上に住宅及び池があり、土地が1980年12月18日以降、2004年7月1日以前に使用された場合、住宅用土地の面積は、土地法第87条3項、4項及び5項の規定により確定される。

#### 第46条. アパート・マンションの建設における土地使用権証書交付

1. アパート及びアパートに直接にサービスを提供する工事を建設するための土地は、アパートの各部屋を所有する人の共同所有にあり、アパート及びアパート用の工事が賃貸される場合には土地使用権はアパートの所有者にある。

2. アパートに対する土地使用権証書交付は以下の規定により実施される。

a. アパートの建設・経営プロジェクトを実施するために土地を使用する投資家は、土地使用権証書を交付される。

b. アパート全体は一人の所有者又は経済組織、家族世帯、外国定住ベトナム人、外国個人・組織である所有者グループの所有権にある場合、土地使用権証書はその所有者又は所有者グループに新規交付される又は調整される。

c. 投資家又はアパート所有者がアパートの部屋を販売する

場合、部屋を購入した人は土地使用権証書をアパート使用である土地使用の形で交付され、投資家又はアパート所有者に交付された土地使用権証書は、土地使用が共同使用の形態に適切に訂正される。

3. アパート又は複数のアパートに直接にサービスを提供する工事を建設するための土地に対する土地使用権証書交付は、工事の所有者又は工事管理組織だけに交付される。工事の所有者又は管理組織がない場合には、工事のある土地面積を管理する市町村の人民委員会に交付される。

4. コーポ建設地に対する土地使用権証書交付は以下のよう規定される。

a. コーポ建設地は、コーポを建設する土地、庭・園の土地及びコーポに住む人の生活のための工事の土地を含む。

b. 経済組織の所有にあり、労働者の宿泊を手配するためのコーポ又は訓練・研究活動組織の所有にあり、学者の宿泊を手配するためのコーポの場合には、土地使用権証書はその組織に対して交付される。

c. 党及び政府の機関・組織の公務住宅で、幹部・公務員の住宅を手配するもの場合には、土地使用権証書はその機関・組織に交付される。

d. 公共の庭、娯楽園又は複数のアパート、コーポ、公務住宅のための公共工事に使用される土地は、土地使用権証書を交付せずに、土地のある市町村の人民委員会に管理するように交付される。

#### 第47条. 共同所有住宅の所有者に対する土地使用権証書交付

1. 住宅が共同所有の住宅であるが、各所有者の合意により、土地面積全体を個別使用のために複数の土地に分筆される土地の場合には、土地使用権証書は、分筆された土地ごとに交付される。

2. 住宅が共同所有の住宅であるが、各所有者の合意により、土地面積全体を個別使用のために複数の土地及び共同使用の土地に分筆される土地の場合には、土地使用権証書は、所有者ごとに交付され、土地使用権証書の中には、共同使用土地の面積及び個別使用土地の面積を記載しなければならない。

3. 共同所有の住宅であるが、各所有者は個別使用の土地に分筆するように合意することができない場合には、土地使用権証書は、所有者ごとに交付され、土地使用権証書の中に共同使用土地の面積を記載しなければならない。

#### 第48条. 土地を使用する家族世帯・個人に対する土地使用権証書交付

土地使用の家族世帯・個人に対する土地使用権証書交付は、以下の規定により実施される。

1. 家族世帯・個人が使用している土地全体又は一部については、土地法第50条1項、2項及び5項に規定される土地使用権に関する書類のいずれのものがあり、土地に関する紛争がない場合は、土地使用権証書を交付される（政府の職能機関の土地回収決定があり、企画による回収される地区にある土地を除く）

2. 家族世帯・個人が使用している土地の全部又は一部については、土地法第50条1項、2項及び5項に規定される土地使用権に関する書類のいずれのものもない場合には、以下の各条件を満たす時、書類のない土地の面積に対して土地使用権証書を交付される。

a. 土地に関する紛争がない。

b. 土地は、土地使用企画・計画又は都会建設詳細企画又は農村部の住民地区建設企画が承認される前に使用される。土地は、土地使用企画・計画又は都会建設詳細企画又は農村部の住民地区建設企画が承認される後に使用される場合には、その使用はその企画又は計画に適切でなければならない。土地使用時点は、土地のある市町村の人民委員会により確認される。

c. 土地を1993年10月15日以降且つ2004年7月1日以前に使用される場合、土地使用料は、土地使用料徴収に関する政府規定によりこれを納付しなければならない。

3. 家族世帯・個人が使用している土地は、以前に国の土地政策実施過程において国が管理するという決定があったが、実際には国がまだ管理していない場合、その家族世帯・個人は引き続き使用することができ、土地使用権証書を交付され、土地使用料を納付しなくて良い。

#### 第 49 条. 農業用土地を使用している事業組織、国営企業への 土地使用権証書交付

1. 事業組織、国営企業（以下、本条において「組織」と呼ぶ）は、土地使用について自ら確認し、土地が位置する中央直轄省市の人民委員会及び省庁、省庁同級機関、政府機関、国営総会社に報告する。
2. 事業組織、国営企業は、土地使用現状を確認する結果、政府の規定による国営企業の革新・開発提案、承認された途方の土地使用企画・計画、業界開発企画に基づき、土地使用詳細企画を作成する責任を持つ。土地使用詳細企画の内容は、使用のために預かる土地の種類ごとに面積、土地の使用提案、土地使用機関、地方に交付する土地の面積を明確に確定しなければならない。
3. 中央直轄省市の人民委員会は、区域に位置する土地の使用組織の土地使用詳細企画を検討し、承認する。
4. 中央直轄省市の人民委員会は、承認された土地使用詳細企画に基づき、組織が使用のために預かる土地の面積に対して、土地に関する法令の規定により、土地の交付・賃貸を決定する。
5. 侵食・占有した又は侵食・占有された又は紛争されている土地については、中央直轄省市の人民委員会は、使用者を確定するように解決しなければならない。
6. 中央直轄省市の人民委員会は、土地の境界、土地使用の境を明確に画定し、土地管理書類の作成及び土地使用組織に対する土地使用権証書の交付をする責任を持つ。
7. 農業用土地を使用する事業組織、国営企業の土地使用詳細企画に属する土地及び解体されて組織の農業用土地以外の土地の処理は、政府の規定により実施される。

#### 第 50 条. 農牧地に使用される土地の場合の土地使用権証書交付

1. 農牧地に使用され、まだ土地使用権証書を交付されていない土地については、市町村の人民委員会は、土地使用の現状を確認し、市町村の人民委員会に対して以下の事項により報告する。
  - a. 土地管理書類及び承認された土地使用詳細企画と比較する土地使用の現状
  - b. 農牧地の生産・経営への投資結果及び農業生産・林業・水産物養殖・製塩のためのサービスの投資結果
  - c. 国の交付・賃貸された土地、譲渡・継承・寄贈された土地、他の家族世帯・個人から出資を受け取った土地、組織に任せられた土地の面積
2. 省に属する県市区市の人民委員会は、市町村の人民委員会の報告書及び承認された土地使用詳細企画に基づき、以下の規定により、土地使用権証書を処理・交付する。
  - a. 家族世帯・個人は農牧地を正しい目的に使用していない、又は認可を得ずに住宅或いは非農業経営の目的に使用する建物その他建築物を建設した場合、確定された目的通りに使用するように自ら克服し、工事を切り離さなければならない。自ら克服する又は工事を切り離さない場合、省に属する県市区市の人民委員会は、強制的な措置を適用する又は土地を回収する。
  - b. 農業・林業・水産物養殖・製塩を直接的にする家族世帯・個人で、国から土地を交付され、その土地を農牧地経営に使用しているのは、土地法第 70 条に規定される上限土地面積を超えない土地面積に対しては、残りの期間において引き続き使用でき、上限土地面積を超えた土地面積に対しては、土地法第 67 条の規定により処理する。
  - c. 農業・林業・水産物養殖・製塩を直接にしない家族世帯・個人で、国から土地を交付され、その土地を農牧地経営に使用しているのは、土地を賃貸する形に変更しなければならない。賃貸期間は土地交付期間の残存期間である。
  - d. 国から土地を交付された又は組織から土地を経営に任せられた又は他の家族世帯・個人に出資されたことによって、農牧地事業に土地を使用している家族世帯・個人は、締結された契約に従い、引き続き土地を使用することができる。
  - dd. 土地の譲渡・継承・寄贈を受け取ったことによって土地を農牧地事業に使用している家族世帯・個人は、土地法第 71 条 3 項の規定により処理される。
3. 本条 2 項 b 点、c 点、d 点の規定される土地の面積は、市町村の人民委員会により紛争のないと確認されたのであれば、

土地使用権証書を交付することができる。

#### 第 51 条. 機関・事業工事の建設地に対する土地使用権証書交付

1. 国から機関事務所、事業工事の建設のために交付された土地を使用しているが、土地使用権証書を交付されていない組織は、土地使用について確認・申告し、土地が位置する中央直轄省市の人民委員会及び直轄機関に報告しなければならない。
2. 中央直轄省市の人民委員会は、組織の報告に基づき、実際の土地使用を検査し、以下の規定により具体的なケースごとに土地使用権証書を交付する。
  - a. 国に交付された土地で、正しい目的に使用しているのであれば、引き続き使用することができ、土地使用権証書を交付される。
  - b. 使用していない、又は正しい目的に使用されていない土地、無責任により土地を侵食・占有された土地、他の組織・家族世帯・個人に貸している土地、違法的に合弁・連携されている土地は、中央直轄省市の人民委員会に回収される。
  - c. 住宅用土地は、省に属する県市区市の人民委員会に管理するように交付される。承認された土地使用企画・計画に適切である住宅用土地使用者の場合、土地使用権証書を交付され、土地使用料徴収に関する政府の規定により財政義務を実施しなければならない。
  - d. 侵食・占有した土地、紛争がある土地は、土地使用者を確定するために、中央直轄省市の人民委員会に徹底的に処理される。

#### 第 52 条. 企業が生産・経営根拠の建設に使用されている土地に対する土地使用権証書

1. 土地を生産・経営根拠に使用しているが、土地使用権証書を交付されている企業は、土地使用について自ら確認・申告し、土地が位置している中央直轄省市の人民委員会に報告しなければならない。
2. 中央直轄省市の人民委員会は、企業の報告に基づき、実際に検査し、以下の規定により、具体的なケースごとに土地使用権証書を処理・交付する。
  - a. 国から賃貸される又は他の人から合法的に使用権を譲渡された又は国から交付され、土地使用料を徴収される且つ譲渡受け取りにより支払ったお金又は国に納付した土地使用料が国家予算からではなく、正しい目的に使用されている土地の場合、引き続きしようする事ができ、土地使用権証書を交付される。
  - b. 国に交付され、土地使用料を徴収されない又は他の人から合法的に土地使用権を譲渡された又は国に交付され、土地使用料を徴収される且つ譲渡によって支払ったお金又は国に納付した土地使用料が国家予算から来ていなく、正しい目的に使用されているが、まだ土地賃貸形態に変更されていない土地の場合、土地賃貸に変更しなければならない。土地を交付し、土地使用料を徴収する形態を選択する場合、土地使用料を納付しなければならない。
  - c. 使用されていない又は正しい目的に使用されていない土地、無責任により侵食・占有される土地、他の組織・個人に貸した又は違法的に合弁・連携する土地は、中央直轄省市の人民委員会に回収される。
  - d. 住宅用土地については、省に属する県市区市の人民委員会に管理するように交付され、承認された土地使用企画に適切である土地の場合、住宅用土地の使用者は、土地使用権証書を交付され、土地使用料徴収に関する政府の規定により財政的な義務を実施しなければならない。
  - dd. 侵食・占有された又は紛争のある土地については、中央直轄省市の人民委員会は、土地使用者を確定するために、徹底的に解決する。
3. 本条 2 項 b 点に規定される土地の面積については、企業は生産・経営提案を作成し、中央直轄省市の人民委員会に承認の申請をしなければならない。土地の使用目的、使用期間は、その生産・経営提案に確定されること。企業は、生産・経営提案が承認された後、土地使用権証書を交付される。

#### 第 53 条. 合作社が使用している土地に対する土地使用権証書交付

1. 土地を使用しているが、土地使用権証書を交付されている合作社は、土地使用について自ら確認・申告して、土地が位

置している中央直轄省市の人民委員会に報告しなければならない。

2. 中央直轄省市の人民委員会は、合作社の報告に基づき、実際の土地使用を検査し、以下の各規定により、具体的なケースごとに土地使用権証書を処理・交付する。

a. 国に賃貸された又は使用権を他の人から合法的に譲渡された又は国に交付されて土地使用料を徴収される且つ譲渡金又は国に納付した土地使用料が国家予算から来ていなく、社員が合作社に出資した土地が目的を正しく使われている土地については、引き続き使用することができ、土地使用権を交付される。

b. 国から交付されて土地使用料を徴収されない又は他の人から合法的に土地使用権を譲渡された又は国に交付されて土地使用料を徴収される且つ譲渡金又は国に納付した使用料が国家予算から来て、正しい目的に使用されているが、土地賃貸形態に変更されていない土地については、土地賃貸形態を選択する場合、土地使用料を納付しなければならない。合作社が事務所・倉庫・干し庭の建設又は農業・林業・水産物養殖・製塩のための建物建設に使用している土地については、国が土地を交付し、土地使用料を徴収しない。

c. 使用されていない又は正しい目的に使用されていない土地又は無責任により侵食・占有された土地、又は他の組織・個人に貸した土地、違法的に合弁・連携された土地については、中央直轄省市の人民委員会が回収する。

d. 住宅用土地は、省に属する県市区市の人民委員会に管理するようにこれを交付し、承認された土地使用企画に適切である土地の場合においては、住宅用土地の利用者は土地使用権証書を交付され、土地使用料に関する政府の規定により財政的な義務を実施しなければならない。

dd. 侵食・占有された又は紛争中の土地については、中央直轄省市の人民委員会は、土地使用者を確定するために徹底的に解決すること。

3. 本条2項b点に規定される土地の面積は、合作社はこれについて土地使用提案を作成して、資源環境局が査定するようにそこに提案を提出し、中央直轄省市の人民委員会は資源環境局の査定に基づき、土地使用目的、土地使用機関について決定し、土地使用権証書を交付する。

#### 第54条. 歴史・文化奇跡、名所がある土地に対する土地使用権証書交付

ランキングされた又は中央直轄省市の人民委員会が保護の決定を出された歴史・文化遺跡、名所のある土地に対する土地使用権証書交付は、以下の規定により実施される。

1. 独立的な歴史・文化遺跡、名所がある土地については、土地使用権証書は、その歴史・文化遺跡、名所を直接に管理する組織に対して交付される。

2. 個人の所有にある歴史・文化遺跡がある土地については、土地使用権証書は、個人所有者に対して交付される。

3. 住民共同体の歴史・文化遺跡がある土地については、土地使用権証書は、住民共同体に対して交付される。

4. 歴史・文化遺跡、名所が広い地区にあり、その地区に他の土地の種類が混じっている場合には、その歴史・文化遺跡、名所の全体に関する土地使用権証書を交付せず、地区において種類ごとの土地を使用している人に対して土地使用権証書を交付する。

土地使用者は歴史・文化遺跡、名所の保護に関する各規定を厳守しなければならない。

#### 第55条. 宗教組織が使用している土地に対する土地使用権証書交付

1. お寺、教会、聖堂、修道院、宗教用の教育学校、宗教組織の事務所その他国に許可される宗教の根拠がある土地を使用していて、土地使用権証書を交付されていない宗教組織は、土地使用状況を確認・申告し、中央直轄省市の人民委員会に以下の事項により報告しなければならない。

- 使用現状による土地の合計面積及び土地の境界
- 宗教組織が組織・家族世帯・個人に貸した土地の面積
- 宗教組織が組織・家族世帯・個人から借りている土地の面積
- 他の人に侵食・占有された土地の面積

dd. 宗教組織を拡大するために国から交付された土地の面積  
e. 政府の職能機関に許可されない宗教組織の拡大のための土地の面積

2. 土地が位置している中央直轄省市の人民に委員会は、土地の実際的な使用状況を検査し、具体的な境界を画定し、以下の規定により処理する。

a. 1993年10月15日以前に組織・家族世帯・個人が安定的に使用していた土地の面積については、各側の土地使用に関する権利を実際的な状況に適切にすることを確保するために、宗教組織及び組織・家族世帯・個人の土地使用需要に基づき、解決する。

b. 組織・家族世帯・個人が1993年10月15日から2004年7月1日までの間に使用していた土地については、本政令第113条に規定される、他の家族世帯・個人から土地を借りている家族世帯・個人と同様に解決する。

c. 宗教組織を拡大するために使用されたが、政府の職能機関に許可されなかった土地又は侵食・占有・紛争されている土地については、中央直轄省市の人民委員会は土地使用者を確定するために徹底的に解決すること。

3. 宗教組織の土地については、本条2項の規定により処理された後、土地法大51条4項に規定される各条件を満たす場合、その宗教組織は、土地使用権証書を交付される。

#### 第56条. 土地使用権証書交付の委任

中央直轄省市の人民委員会は、以下の場合において、組織、宗教組織、外国に定住しているベトナム人、外国の組織・個人に対する土地使用権証書交付を資源環境局に委任する。

1. 土地使用者は、すでに、職能機関の土地交付・賃貸決定を持ち、土地使用権証書を交付されていない土地使用者、ハイテク地区・経済地区の管理委員会の土地再交付又は土地賃貸契約を持っている使用者、土地使用件のオークション結果に関する合法的な文書を持つ使用者、中央直轄省市の人民委員会によって認められる土地紛争解決結果、組織分割・合併に関する職能機関の決定、経済組織の分割・合併決定、抵当・保証された土地に関する法律規定による債権回収に関する合意、土地に関する紛争・苦情解決に関する行政的な決定、人民裁判所の判決又は決定、判決施行機関の施行された決定を持っている。

2. 土地使用者は、本政令第7条1項c点に規定される土地の合筆、分筆をする時の土地使用に関する変動登記をし、合筆、分筆前の土地は土地使用権証書を交付された。

3. 土地使用者は、本政令第41条5項e点に規定される場合に属する土地使用権証書を再度発行又は交換される。

4. 本政令第41条6項に規定される、2004年7月1日以前の土地に関する法律によって交付された土地使用権証書各種に対する土地使用権証書を交換する。

#### 第57条. 土地使用権証書において土地使用に関する変動の整理権限

本政令第41条4項に規定される土地使用に関する変動を整理する権限は以下のように規定される。

1. 変動の訂正をした後の土地使用者が組織、宗教組織、外国定住のベトナム人、外国組織・個人になる場合においては、資源環境局は、本政令第41条4項のb点、c点、d点、dd点、e点、g点、h点、i点、k点及びl点に規定される各場合に対して、土地使用権証書上の土地使用に関する変動を訂正する。

2. 変動の訂正をした後の土地使用者が家族世帯・個人、住民共同体、外国に定住して住宅用土地に付けられている住宅を購入できるベトナム人になる場合においては、資源環境部は、本政令第41条4項のb点、c点、d点、dd点、e点、g点、h点、i点、k点及びl点に規定される各場合に対して、交付された土地使用権証書の中の土地使用に関する変動を訂正する。

3. 変動の訂正をした後の土地使用者は組織、宗教組織、外国定住のベトナム人、外国組織・個人になる場合においては、資源環境局に属する土地使用権登記事務所は、本政令第41条4項a点に規定される場合に対して、交付された土地使用権証書の中の土地使用に関する変動を訂正する。

4. 変動の訂正をした後の土地使用者は家族世帯・個人、住民共同体、外国に定住して土地使用権に付けられた住宅を購入できるベトナム人になる場合においては、資源環境部に属する土地使用権登記事務所は、本政令第41条4項a点に規定される場合に対して交付された土地使用権証書の中の土地使用に



関する変動を訂正する。

#### 第58条. 土地の統計・棚卸

1. 土地の統計・棚卸のデータは以下の目的に使用される。
  - a. 土地使用企画・計画の作成、土地使用企画・計画の実施検査をするために、土地使用現状を評価する。
  - b. 総合的な戦略・企画、全国及び各業界・地方の国防、安寧、経済社会開発計画を作成するために、土地資源に関する基本調査資料にする。
  - c. 国家統計アニュアルレポートに公表される。
  - d. 科学研究、教育その他需要において土地に関するデータを使用する。
2. 土地に関する統計・棚卸は、土地法第53条1項の規定により実施され、土地統計を実施した年においては、土地の棚卸を実施しない。
3. 資源環境省は、土地統計・棚卸事務の内容、土地の統計・棚卸に使用される様式、土地棚卸データを表す土地使用現状地図の内容を規定する。
4. 土地の統計・棚卸の期間は、以下のように規定される。
  - a. 毎年の土地統計時期は、翌年の1月1日である。
  - b. 土地の棚卸時期は、土地使用計画期の最後年の1月1日である。
5. 土地の統計・棚卸データの完成及びそれに関する報告書提出機関は以下のように規定される。
  - a. 市町村の人民委員会は、良く土地の1月15日までに、区域の土地統計を完成して、統計結果の報告書を直接上級人民委員会に提出しなければならない。
  - b. 省に属する県市区市の人民委員会は、翌年の1月31日までに、区域の土地統計を完成し、直接上級人民委員会に統計結果の報告書を提出しなければならない。
  - c. 中央直属省市の人民委員会は、翌年の2月15日までに、土地の統計を完成し、統計結果の報告書を資源環境省に提出しなければならない。
  - d. 資源環境省は、翌年の3月15日までに、全国の土地統計を完成し、政府に統計結果の報告書を提出しなければならない。
6. 土地棚卸の完成及び結果報告時期は以下のように規定される。
  - a. 市町村の人民委員会は、4月30日までに、区域の土地の棚卸を完成し、棚卸結果の報告書を直接上級人民委員会に提出しなければならない。
  - b. 省に属する県市区市の人民委員会は、6月30日までに、区域の土地棚卸を完成し、棚卸結果の報告書を直接上級人民委員会に提出しなければならない。
  - c. 中央直属省市の人民委員会は、8月15日までに、区域の土地棚卸を完成し、棚卸結果の報告書を資源環境省に提出しなければならない。
  - d. 資源環境省は、10月31日までに、全国の土地棚卸を完成し、政府に棚卸結果の報告書を提出しなければならない。

#### 第6章. 不動産市場における土地使用権

##### 第59条. 不動産市場に傘下できる土地

1. 土地に付けられている資産及び土地使用権が不動産市場に参加できる土地は、以下のものを含める。
  - a. 農業生産用土地、自然林地ではない生産用林地で、国に家族世帯・個人に交付され、土地使用料を徴収されない土地
  - b. 家族世帯・個人が農業・林業・水産物養殖・製塩の目的に安定的に使用され、国に土地使用権を求められた農業用土地
  - c. 国が経済組織、外国定住のベトナム人に対して交付して土地使用料を徴収される農業用土地
  - d. 国が外国定住のベトナム人、外国組織・個人に対して賃貸し、賃貸期間全体に一回土地賃貸料を徴収する農業用土地
  - dd. 国が家族世帯・個人に住宅建設のために交付した住宅用土地、国が経済組織、外国定住のベトナム人に対して住宅経営・建設投資のために交付された住宅用土地、国が外国定住のベトナム人、外国組織・個人に対して住宅建設経営のために賃貸し、賃貸期間全体に一回賃貸料を徴収する住宅用土地
  - e. 家族世帯・個人が住宅の目的に使用され、国に土地使用権を認められた住宅用土地
  - g. 非農業生産・経営用土地、経営目的のある公共目的に使用される土地で、国が経済組織・家族世帯・個人、外国定住の

ベトナム人に対して交付し、土地使用料を徴収するもの

- h. 非農業の生産・経営用土地、経営目的のある公共目的に使用される土地で、国が外国定住のベトナム人、外国組織・個人に対して賃貸し、賃貸期間全体に一回賃貸料を徴収するもの
- i. 非農業の生産・経営用土地、経営目的のある公共目的に使用されている土地で、家族世帯・個人、経済組織に使用され、国に土地使用権を求められたもの
2. 国から賃貸し、毎年賃貸料を収納される土地で、土地に付けられている資産が不動産に参加できるのは以下のものを含める。
  - a. 木園のある多年生樹木地、林のある生産林地、インフラを投資された製塩地及び水産物養殖地
  - b. 非農業生産・経営用土地、インフラを投資された又は土地に付けられる建物がある経営目的のある公共目的に使用される土地
3. 本条2項に規定される場合に属する土地に付けられた資産を受け取る人は、締結された土地賃貸契約の残存期間において、国に土地を引き続き賃貸される。
4. 土地使用期間が終了した後、国に土地を交付・他引退・土地使用権の認めされた人、本条1項の規定による人以外の人から土地使用権を受け取った人、国の賃貸土地に付けられる資産を本条2項の規定による人以外の人から受け取った人は、土地使用期間の延長に関する需要があれば、本政令第34条2項の規定により期間延長を検討される。

##### 第60条. 不動産市場における土地使用権市場の活動内容

不動産市場における土地使用権市場の活動内容は以下のものを含める。

1. 国が家族世帯・個人に対して農業用土地を交付し、土地使用料を徴収しない。
2. 国が国家规定による入札又はオークションに通じて土地を交付し土地使用料を徴収する又は土地を賃貸する。
3. 家族世帯・個人は、土地使用権を交換、譲渡、賃貸、再賃貸、継承、寄贈する又は土地使用権で抵当・保証・出資する。
4. 経済組織、外国定住のベトナム人は、土地使用権の譲渡・賃貸・再賃貸する又は土地使用権で抵当、保証・出資する。
5. 外国組織、外国人は土地使用権の賃貸・再賃貸する又は土地使用権で抵当・保証・出資する。
6. 経済組織、外国定住のベトナム人、外国組織、外国人は、住宅の建設・経営、経営根拠、インフラの建設に投資する。
7. 家族世帯・個人、経済組織、外国定住のベトナム人、外国組織・個人は、土地に付けられる資産の販売、リース、寄贈をする、又は土地に付けられる資産で抵当・保証・出資する又は外国定住のベトナム人、外国個人は、土地に付けられる資産を継承させる。
8. 土地法第121条1項に規定される外国定住のベトナム人は、住宅用土地の使用権に付けられる住宅を購入する又は土地使用権及び土地に付けられる資産を寄贈・継承された。
9. 事業組織、経済組織は土地使用権登記、確保取引登記、土地管理地図の測定・作成に関する不動産市場にサポートするサービス；土地に関する情報提供、投資場所の紹介；土地価格・不動産価格の定価及び審査；土地使用権、不動産の使用権での担保・保証の受取り；土地・不動産の使用権に関する取引所の運営；土地・不動産の使用権オークション、土地使用権のある案件の入札；不動産証券のサービスを許可される。

##### 第61条. 土地使用権のオークション及びオークションをしないケース

1. 土地使用権のオークションは、本条2項に規定される場合を除き、国が土地を交付し土地使用料を徴収する時、土地賃貸又は判決実施、土地使用権に関する債務回収の時に適用される。
2. 土地使用権のオークションを行わないことは、国が土地を交付し使用料を徴収する又は土地の賃貸又は判決実施、土地使用権に関する債務回収をする時、以下の場合に適用される。
  - a. 土地法第60条1項に規定される土地使用の場合
  - b. 経済組織は、土地賃借形態から土地を交付して土地使用料を徴収する形態に変更する場合
  - c. 土地使用者は政府の職能機関に土地使用目的を変更するように許可された場合
  - d. 土地がオークションに出されたが、オークションの参加

者がいない又はオークションを行われなかった場合

**第 62 条. インフラ建設投資の資金に使用される土地基金に  
対する土地使用権のオークション、土地使用のあるプロジ  
ェクトの入札**

1. インフラ建設投資の資金を作るための土地基金の使用は、以下のいずれかの形態により実施される。

a. インフラ建設投資に直接使用される現金の投資資金を作るために、地使用権のオークションを行う。

b. 同一の入札における工事建設の資金を作るために、工事建設入札及び土地使用権のオークションを行う。

2. インフラ建設投資に直接使用される現金での資金を作るために土地使用権のオークションは、以下の原則により実施される。

a. 土地使用権のオークション及び工事建設入札は独立に行われる。

b. 中央直轄省市の人民委員会は、オークションに出される土地について、土地の使用目的及び使用構成を明確に確定しなければならない。

3. 同一の入札における工事建設の資金を作るために、工事建設の入札及び土地使用権のオークションを行う場合は、以下の原則により実施する。

a. 工事建設の入札の採点基準及び土地使用権のオークションの採点基準は別々に作成される。

b. 中央直轄省市の人民委員会は、土地に出される土地について、土地使用の目的及び構成を明確に確定しなければならない。

c. 落札土地を使用する時、落札社は、プロジェクトを作成し、そのプロジェクトが中央直轄省市の人民委員会に承認されなければならない。

4. 土地使用権のオークション、土地の使用がある工事の入札の手順・手続きは、政府の首相が交付された規制により実施される。

5. 毎年、中央直轄省市の人民委員会は、土地基金を資金創出に使用できるインフラ建設投資案件の一覧表及びそれらのプロジェクト実施資金を作るためにしうできる土地の面積一覧表を作成し、その一覧表を同級人民代表会に申請しなければならない。

**第 63 条. 株式化の時の国営企業の土地使用権**

1. 国に土地を交付・賃貸され、土地使用権を企業における国の資産として受け取った国営企業の土地使用権は、企業の株式化の時に、企業の資産価値に計算されなければならない。

2. 株式化の時に企業の資産価値に計算するために確定される土地使用権の価値は、市場の実際的な土地使用権譲渡価格に近くなければならないが、株式化の時点で中央直轄省市の人民委員会に規定される土地価格より低くないこと。

3. 国営企業を株式化する時、中央直轄省市の人民委員会は、企業が使用している土地基金を確認し、本政令第 49 条及び大 52 条の規定により土地使用権証書を処理・交付する責任を持つ。

**第 64 条. 土地使用権に関する確保取引の登記**

1. 土地使用権に関する確保取引の登記は、以下の各場合を含める。

a. 土地使用権での担保・保証の登記

b. 土地使用権での担保・保証を登記した内容の変更登記

c. 土地使用権での担保・保証を登記した内容における不良の訂正登記

d. 土地使用権での担保・保証を登記した結果の消す又は取消の登記

dd. 土地使用権での担保・保証資産の処理結果の登記

2. 登記の申込者は以下のいずれの対象である。

a. 土地使用権での担保をする側又は担保を受け取る側

b. 土地使用権での保証をする側又は保証を受け取る側

c. 本項 a 点に規定されるいずれの側が変更した場合における新しい担保側又は新しく担保を受け取る側

d. 本項 b 点に規定されるいずれの側が変更した場合の新しい保証者又は保証の新しい受取側

dd. 担保・保証契約のいずれの契約者に民事に関する法律により委任される人

3. 土地使用権に関する確保取引の登記機関は、土地使用権

登記事務所である。

4. 土地使用権に関する確保取引の登記原則は以下のように規定される。

a. 土地使用権に関する取引の登記は、登記申請書における内容及び担保契約又は保証計画に基づき登記される。

担保契約又は保証契約の各契約者は、登記内容について責任を持たさなければならない。

b. 登記機関は、申請書及び担保契約又は保証契約の内容に正しく登記されなければならない。

c. 土地使用権に関する確保取引の登記は、土地管理書類及び土地使用権証書に記載される。確保取引登記に関する他の証明書は、これを交付しないこと。

d. 土地使用権に関する確保取引に関する情報は、請求のあるすべての組織・個人に提供される。

dd. 土地使用権に関する確保取引の登記は、民事に関する法令の規定により法務価値を有する。

5. 確保取引における土地使用権の価値は、以下の規定により確定される。

a. 国に土地の交付をされ、土地使用料を徴収されない家族世帯、個人の場合における土地使用権の価値は、中央直轄省市の人民委員会が規定する土地価格により確定され、使用済みの期間に応じる土地使用権の価値を控除されない。

b. 本項 a 点に規定される場合以外の土地使用権価値は、確保取引の各参加者に合意される。

6. 土地使用権に関する確保取引登記について、登記請求者、情報供給の請求者は、法令の規定により手数料及び料を支払わなければならない。

**第 65 条. 国に回収される時の、賃貸・抵当・保証・出資されている土地使用権の処理**

1. 賃貸・抵当・保証・出資されている土地で、国に土地法第 38 条 1 項の規定により回収される場合には、土地賃貸契約、土地使用権での抵当契約、保証契約、出資契約は、解約になる。

土地の借手、抵当・保証・出資を受け取った側は、土地を回収される人に、民事に関する法令の規定により損害賠償をされる。

2. 土地が賃貸されている又は土地使用権で出資されているが、新しい法人が成り立たず、土地法第 38 条 3 項、4 項、9 項、11 項及び 12 項に規定される土地回収の場合には、土地賃貸契約、土地使用権での出資契約は、有効力が中止になり、土地回収が以下の規定により実施される。

a. 土地の借手、土地使用権での出資を受け取る側は、土地に関する法令に違反する行為を起こした人である場合には、国がその土地を回収する。土地の貸手、土地使用権で出資した側が土地の借手、出資の受取側に対して民事に関する法令の規定により損害賠償をする。

b. 土地の借手、土地使用権での出資受取側が土地に関する法令に違反する行為を起こした人である場合、国は、土地を回収しなく、土地使用権の価値を回収する。土地の借手、出資の受取側は、中央直轄省市の人民委員会が納付時点で規定した土地価格によって計算される土地使用権の価値に相当する金額を国に納付し、土地の貸手、土地使用権での出資側に民事に関する法令の規定により損害賠償をしなければならない。

3. 土地使用権で抵当・保証されている土地で、土地法第 38 条 3 項、4 項、9 項、11 項及び 12 項の規定により回収される場合、国は土地を回収する。土地使用権での抵当・保障契約は有効力が中止になり、債務返却は以下の規定により処理される。

a. 抵当の場合には、抵当した側は、抵当を受け取った側に対して民事に関する法令により、債務を返却しなければならない。

b. 保証の場合には、保証される側は、保証する側に対して締結した信用契約により債務を返却しなければならない。保証される側が債務の支払能力が名譽場合、保証側が保証の受取側に対して民事に関する法令の規定により債務を返却しなければならない。

4. 個人である土地使用者が土地使用権の賃貸・抵当・保証・出資した土地で、そのことにより新しい法人が成り立たない、その個人の使用者が死んだが、継承者がいない場合には、国は土地を回収し、土地賃貸契約、土地使用権での抵当・保証・出資契約は有効力が中止され、土地使用権については以下のように処理される。

- a. 土地の賃貸の場合には、借手は締結した土地賃貸契約の残存期間において国に土地を賃貸される。
- b. 土地使用権での出資の場合には、出資の受取側は、締結された出資契約の残存期間において、引き続き土地を使用することができる。
- c. 土地使用権での抵当の場合には、土地使用権証書を交付した人民委員会は、締結した抵当契約により、抵当の受け取り側に債務を返却するために、土地使用権のオークションを行う。オークションに通じて確定された土地使用権の価値が債務額より低い場合、抵当の受取側は抵当した土地使用権の価値に相当する金額しかもらえない。
- d. 土地使用権での保証の場合には、保証される側は、保証の受取側に信用契約により債務を返却しなければならない。保証される側は債務の支払能力がない場合、土地使用権証書を交付した人民委員会は、締結した保証契約により保証の受取側に債務を返却するために、土地使用権のオークションを行う。オークションに通じて確定された土地使用権の価値は、債務額より低い場合、保証の受取側は、保証に出した土地使用権の価値に相当する金額しかもらえない。

#### 第66条. 土地使用権、土地に付けられる資産に関する取引所

1. 土地使用権、土地に付けられる資産に関する取引所とは、以下の各活動を実現するところのことである。
  - a. 土地使用権、土地に付けられる資産を譲渡又は譲渡受取る需要者を紹介する。
  - b. 土地使用権・土地に付けられる資産を賃借・賃貸・再賃貸する需要を持っている人或いは土地使用権・土地に付けられる資産で抵当・保障・出資する需要を持っている人を紹介する。
  - c. 投資場所の紹介、土地使用計画・企画、土地価格、土地使用権及び土地に付けられる資産の法務的な状況、土地及び土地に付けられる資産に関するその他情報に関する情報提供をする。
  - d. 土地使用権、土地に付けられる資産に関する取引を行う。
- dd. 要求に応じて土地使用権、土地に付けられる資産のオークションを行う。
2. 不動産経営・土地の管理・使用に関するサービスのコンサルティング、不動産オークションサービスを登記したすべての経済セクターの企業は、土地使用権、土地に付けられる資産に関する取引所を行うことができる。

#### 第67条. 土地に関する情報の提供サービス管理

1. 土地に関する情報は、一筆の土地に関する情報、土地使用権、土地に付けられる資産及び土地使用者の権限実施実状に関する情報で、請求者に対して公開的に公表されるものである。
2. 土地使用権登記事務所は、土地及び土地使用者に関する法務的な価値のある情報を提供できる唯一の機関である。
3. 資源環境省は、土地情報の提供サービスの管理について案内する。

### 第7章. 農業用土地の使用制度

#### 第68条. 他の農業用土地の使用制度

1. 本政令第6条4項dd点に規定されるその他農業用土地は、家族世帯、個人に対しては国がこれを賃貸し、土地が位置する市町村において農業を直接に生産する家族世帯、個人に対しては国がこれを交付し、土地使用料を徴収しない、農業生産の経済組織に対しては国が土地を交付し、土地使用料を徴収する又は土地を賃貸する。

水稲栽培地ではない多年生樹木地、多年生樹木地、生産林地の使用者は、その他農業用土地上の生産提案を提出して、その他農業用土地に土地使用目的を変更する登記をできる。
2. その他農業用土地の交付・賃貸期間は、以下のよう規定される。
  - a. 家族世帯、個人に対する土地交付期間は50年間である。
  - b. 家族世帯、個人に対する土地賃貸期間は、50年を越えない期間である。
  - c. 経済組織に対する土地交付又は賃貸期間は、プロジェクトにおいて確定されるが、土地法第67条3項に規定される期間を超えないこと。
  3. 毎年の樹木地、多年生樹木地、生産林地から使用目的を変更されたその他農業用土地の試用期間は、使用目的を変更する前の土地種類の使用期間である。
  4. 家族世帯、個人に対するその他農業用土地の交付上限は、

土地法第70条4項及び本政令第69条に規定される土地交付上限に計算される。

#### 第69条. 農業用土地の交付上限

1. 家族世帯、個人ごとに対する毎年の樹木地、水産物養殖地、製塩地の交付上限は、東南部及びメコンデルタ地区に属する中央直属省市における土地種類にそれぞれ3ヘクタを越えない、その他中央直属省市における土地各種にそれぞれ2ヘクタを越えない面積である。
  2. 家族世帯、個人ごとに対する特用林地の周辺地域にある毎年樹木地、多年生樹木地、林地、水産物養殖地、製塩地の交付上限は、土地法第70条及び本条1項の規定により実施される。
  3. 家族世帯、個人は常駐戸籍登記所の市町村以外地区に使用している農業用地の面積については、家族世帯、個人は、引き続き使用することができ、交付されて土地使用料を徴収されない土地の場合に、家族世帯、個人ごとの農業用土地の交付上限に計算される。
- 家族世帯、個人に土地を交付して土地使用料を徴収しない区の資源環境部は、家族世帯、個人が常駐戸籍を登記した市町村の人民委員会に通知して農業用土地の交付上限を計算する。
4. 中央直属省市の人民委員会は、空き地、空き山、未使用の水面のある土地の家族世帯、個人に対する交付上限を規定するが、土地法第70条5項に規定される土地交付上限を超えないこと。
  5. 土地使用権譲渡・賃貸・再賃貸・継承・寄贈の受取又は他の人からの土地使用権での出資の受取又は国に土地を賃貸された家族世帯、個人の農業用土地の面積は、本条1項及び2項に規定される農業用土地の交付上限に計算されない。

#### 第70条. 家族世帯、個人に対する農業生産・林業、水産物養殖、製塩のための土地交付

1. 国に2004年7月1日以前に農業用土地を交付された家族世帯、個人は、残存の交付期間において引き続き土地を使用することができる。
  2. 土地法に関する法令の規定により、家族世帯、個人に対して農業生産、林業、水産物養殖、製塩のために土地を交付していない地域については、土地のある市町村の人民委員会は、提案を作成して、軍事義務をしている人をふくめ、地区に常駐して農業生産、林業、水産物養殖、製塩を生活のための本業にしている人に対して農業用土地を交付するように、省に属する県区市の人民委員会に申請する。
- 市町村の人民委員会は検討し、土地交付提案に、以下の対象者であり、農業用土地を生産に使用する需要を持っている家族世帯、個人を入れる。
- a. 農業生産、林業、水産物養殖、製塩から主な収入を得て、市町村の人民委員会に地区において長期に居住するが、常駐戸籍がまだないと確認される人
  - b. 以前に非農業業種を活動して、地区において常駐戸籍を持っているが、現在仕事がない人
  - c. 公務員、国営企業の授業印、工具及び健康がないために休んでいる軍人又は生産再構築、一回援助金をもらう退職対象者または複数の年間の援助金をもらう対象者で土地に常駐している軍人
  - d. 区域に住んでいるがまだ仕事がない幹部・公務員の子孫、工具

3. 家族世帯・個人の農業・林業・水産物養殖・製塩の生産用土地の交付は、以下の規定により実施される。

- a. 現状に基づき、生産開発促進、農村安定に向かうこと
- b. 正しい対象、平等の確保、農地を細かく分断されることを避けること

#### 第71条. 上限を超えて農業用土地を交付した場合の解決

土地法第70条及び本政令第69条に規定される農業用土地の交付上限に基づき、市町村の人民委員会は、上限を超えた土地を交付された家族世帯・個人を確認して、一覧表を作成し、省に属する県区市の人民委員会に報告し、省に属する県区市の人民委員会は、以下の規定により土地を賃貸する。

1. 1999年1月1日以前に上限を越えた農業用土地を交付されて使用している家族世帯は、土地法第67条1項に規定される土地交付期間の2分の1に相当する期間において引き続き土地を使用することができ、その後、土地賃貸の形に変更する。
2. 1999年1月1日から2004年7月1日までの間に、上限

を超えた農業用土地を交付されて、土地賃貸に変更した家族世帯は、土地賃貸契約に記載される土地賃貸期間の残存期間において引き続き土地を賃貸することができ、土地賃貸に変更していない場合には、2004年7月1日から土地賃貸に変更しなければならず、土地賃貸期間は、土地交付期間の残存期間である。

32004年7月1日以前に上限度を超えた農業用土地を交付されて使用している個人は、2004年7月1日から土地賃貸に変更しなければならず、土地賃貸期間は、土地交付期間の残存期間である。

#### 第72条. 保護林地、特用林地の使用

1. 保護林地の管理組織、特用林地の管理組織は、その組織が職能機関に承認された土地使用企画・計画により土地の管理、保護、森林再生、植林のために、国に土地を交付されて土地使用料を徴収されない。

保護林地の管理組織、特用林地の管理組織は、保護、森林再生のために、特用林地・保護林地の Giao Khoan、を政府の規定により実施する。

2. 保護林地・特用林地の管理組織は、以下の権限及び義務を持つ。

a. 土地法第105条及び107条に規定される権限及び義務  
b. 森林保護及び開発に関する法令の規定により他の目的と合わせて、土地を使用することができる。

3. 保護林地の管理組織がまだない地域における保護林地及び保護林地企画の土地を心理の保護・開発のために、国から交付された組織・家族世帯・個人は、本条2項に規定される権限及び義務を持つ。

4. 特用林地の周辺土地を、周辺地の森林保護・開発企画により、林業に関する生産・研究・実験又は国防・安寧目的とあわせた目的で、国から交付・賃貸された組織、家族世帯、個人は、本条2項に規定される権限及び義務を持つ。

5. 森林保護及び開発法の規定により、森林の保護・開発のために、国に保護林地を交付された住民共同体は、森林保護及び開発法の規定による権限及び義務を持つ。

#### 第73条. 国営企業における農業生産・林業・水産物養殖・製塩の目的に使用する土地の請負

農業生産・林業・水産物養殖・製塩の目的に使用するために土地の請負を交付することは以下のように規定される。

1. 請負交付側は、農業生産・林業・水産物養殖・製塩の目的に使用される土地の交付・賃貸された国営企業である。

2. 請負の受取側は、農業生産・林業・水産物養殖・製塩の目的に使用するために、請負を受け取る組織、家族世帯、個人である。

3. 請負交付側・受取側は、政府の規定により実施される。

#### 第74条. 市町村の公益目的に使用される農業用地

1. 市町村の公益目的に使用される農業土地基金は以下の目的に使用される。

a. 文化、スポーツ、娯楽、医療、教育、市場、霊園その他公共工事を含める市町村の公共工事の建設目的

b. 本項 a 点に規定される公共工事を建設するためにしようされる土地を持っている人に賠償する目的

c. 情義家建設の目的

2. 本条1項に規定される目的にまだ使用されていない土地の面積については、市町村の人民委員会は、農業、水産物養殖を生産するために、オークションにより地方の家族世帯、個人にこれを貸す。一回の賃貸に関する土地使用期間は、5年を超えないこと。

#### 第75条. 農牧地経済に使用される土地

1. 土地法第82条に規定される家族世帯・個人の農牧地経済に使用される土地は以下のものを含める。

a. 毎年の樹木地、多年生樹木地、生産林地、水産物養殖地、製塩地、家畜・家禽その他法律に許可される動物の移植施設建設の土地、温室及びその他栽培目的のための各種の工事の建設地（地上直接に栽培する形態を含める）、子木を栽培する土地

b. 農牧地内部における道路・チャンネルを建設するための土地  
c. 餌製造所、農業商品加工・林業・漁業・製塩の施設、干し場、倉庫を建設するための土地、農業生産・林業・水産物養殖、製塩のための施設用土地、農牧地の労働者及びガードマンの宿泊用土地

2. 農牧地経済のために農業用土地を使用する家族世帯・個人は、確定された使用目的に正しく使用しなければならない。土地各種の使用目的を変更する場合には、土地使用に付けられる生産・経営の提案の作成、省の直轄区市の人民委員会に対する承認申請、土地使用変更の登記及び土地使用料の納付を法律の規定に従ってしなければならない。

#### 第76条. 住民共同体が使用する農業用土地

1. 農業用土地を慣習に適切に使用している少数民族に属する住民共同体は、土地を引き続き使用することができる。

2. 農業用土地を使用して民族アイデンティティを保存する需要を持っている少数民族に属する住民共同体は、省の直轄区市の人民委員会に土地を交付し、土地使用料を徴収しないことについて検討される。

3. 農業用土地の交付機関は、土地法第67条1項の規定により実施される。

4. 本条1項及び2項に規定される農業用土地を使用する住民共同体は、土地使用権証書を交付される。

5. 農業用土地を使用する少数民族に属する住民共同体は、交付された土地を保護する責任を持ち、農業生産・林業・水産物養殖のためにも合わせて使用することができ、他の目的に使用することができない。

#### 第77条. 複数の中央直轄省市の区域に位置し、内地水面のある土地

1. 水産省は、複数の中央直轄省市の区域にある池・湖を管理するために管理委員会を設立させる。

2. 中央直轄少子の人民委員会は、区域に位置する池・湖の水面のある土地を管理委員会に交付するように決定する。

3. 管理委員会は、経済組織、家族世帯、個人が水産物養殖・開拓する又はエコツアーを合わせて開発するために、経済組織、家族世帯、個人に水面の面積を交付することができる。

4. 水面面積を水産物養殖及び利益開拓に使用する人は、環境・風景を保護しなければならない。

#### 第8章. 非農業用土地の使用制度

##### 第78条. その他非農業用土地の使用期間

本政令第6条5項e点に規定されるその他非農業用土地の使用期間は、以下のように規定される。

1. 以下の場合においては、期間が安定且つ長期である。

a. 参拝工事、博物館、保存所、芸術品の展示所、芸術文化創作所及びその他民間が経営目的以外に建設して、住宅に付けられない工事がある土地

b. 本条2項に規定される土地であり、国が公的事業機関に交付したもの

2. 以下の場合には、機関が土地法第67条3項の規定による。

a. 農村における農牧地の労働者の宿泊所を建設する土地

b. 温室及びその他栽培のための各種施設（地上直接に栽培しない場合も含む）、家畜、家禽その他法律に許可された動物を移植する施設建設用土地、農業・林業・水産の実験所、倉庫、農産・植物保護剤・肥料・機会・生産工具の置き場の建設用の土地であり、国が公的な事業機関に交付する土地ではないもの。

##### 第79条. 家族世帯、個人に対する土地交付水準

土地法第83条2項及び第84条5項に規定される家族世帯、個人に対して土地を交付する水準は、国が家族世帯・個人に対して2004年7月1日以降に交付する場合及び国が土地法第87条5項に規定される土地使用権証書を交付する場合だけに適用される。

##### 第80条. 住民地区における池・庭のある土地及び池・庭のあ

## る農業用土地

1. 土地法第 87 条 5 項に規定される場合に属する池・庭のある土地の利用者は、土地使用権証書を交付される時に、住宅だと確定される面積に対して、土地法第 50 条 6 項の規定により、土地使用料を納付しなければならない。
2. 住宅を建設した土地で、土地法第 87 条 4 項及び 5 項に規定される水準によって住宅用土地だと確定される面積を超えた場合には、その水準を超えた面積については、住宅用土地だと確定され、土地使用料を納付しなければならない、土地使用権証書を交付される。
3. 土地使用権証書を交付された住宅用土地又は土地法第 87 条の規定により住宅を確定された土地の利用者は、住宅用土地を拡大する必要がある場合、土地使用目的の変更申請、土地使用料の納付をしなければならない（本政令第 45 条 1 項に規定される場合を除く）  
都会住民地区における住宅用土地を拡大する場合、土地使用目的の変更申請、土地使用料の納付の他、本条 5 項の規定に適切にしなければならない。
4. 本条 1 項、2 項及び 3 項の規定により住宅用土地の面積を確定した後、残存の土地面積は、土地使用現状により確定される。
5. 承認された都会建設企画に基づき、中央直属省市の人民委員会は、池・庭のある土地に置ける住宅を建設できる面積割合を都会の風景の適切に規定する。  
池・庭のある農業用土地を住宅の建設に使用する土地利用者は、土地使用目的の変更申請及び土地使用料の納付をしなければならない。

省の直轄市区市の人民委員会は、都会建設企画又は農村住民地区建設企画、本項に規定される住宅を建設できる面積割合及び土地使用者の実際的な需要に基づき、土地使用目的について検討・許可する。

## 第 81 条. 外国定住のベトナム人、外国組織・個人が実施する販売用の住宅建設投資プロジェクトのある土地

1. 外国定住のベトナム人、外国組織・個人が実施した販売用住宅の建設投資プロジェクトに属して、土地使用権に付けられる住宅を購入する人は、安定且つ長期的な土地使用権証書を交付される。
2. 投資家は、国に対して、土地使用料と国に支払う土地賃貸料との差額を以下の規定により納付する。
  - a) 土地使用料は、差額を納付する時点で中央直属省市の人民委員会が規定した土地価格により計算される。
  - b) 別荘の場合については、差額は、別荘の販売時点で納付しなければならない。
  - c) アパートの場合については、差額は、プロジェクトの終了時点までに納付しなければならない。

## 第 82 条. 年開発お y 帯農損住民地区開発・整理用の土地

1. 都市開発、農村住民地区開発・整理のために回収される土地の面積は、土地使用詳細企画・計画にこれを表し、具体的に確定した上、本政令第 27 条に規定される土地使用詳細規格・計画の公表場所及び時期通りに土地を回収される住民地区において公表しなければならない。都会交通線路及び農村住民地区を拡大又は新しく建設する規格の場合には、土地基金の開拓及び環境保護のために回収される道路用土地及び両側の歩道用土地の面積を明確に確定しなければならない。
2. 都市開発・農村部の住民地区開発のために回収されるが、企画実施のための回収決定がまだない土地の面積の場合には、土地利用者は、確定された目的に引き続き土地を使用することができ、土地使用目的の変更、新規建設及び現有の工事の拡大をしてはいけない。建物を修理する必要がある場合、企画がある地区の土地に対する建設に関する法令の規定を厳守しなければならない。

## 第 83 条. 国防・安寧目的に使用される土地

1. 国防・安寧目的に使用される土地は、土地法第 89 条 1 項 a 点、b 点、c 点、d 点、dd 点、e 点、g 点、h 点、i 点及び k 点に規定される土地各種で、政府が国防省、公安省だけに管理・保護・使用のために交付した地区に属するものである。
2. 人民武装機関に管理・使用されているが、本条 1 項に規定

される土地の種類に属していない土地は、国防・安寧目的に使用される土地ではない。

3. 国防・安寧目的に使用される土地の利用者は以下のように規定される。

- a) 国防省・公安省の直属的な機関は、駐留する土地（本項 c 点に規定される場合を除く）、軍事根拠用土地、国家防衛工事、戦場及び国防・安寧に関する特別な工事にされる土地、人民武装力の公務ビル、政府が管理・保護・使用のために国防省・公安省だけに交付した土地土地利用者である。
- b) 土地を直接使用した機関は、軍事用駅・港を建設した土地、国防・安寧に直接に使用される工業・科学・技術工事を建設する土地、人民武装力の倉庫用土地、射撃場、練習場、武器テスト、武器廃棄用の土地、人民武装力のための学校・病院・休養所を建設する土地、国防省・公安省が管理する拘留所、教育所、教養所を建設する土地の利用者である。
- c) 中央直属省市の軍事指揮部、省に属する県区市の軍事指揮部、中央直属省市の公安、市町村の公安、国境交番は、事務所を建設する土地の利用者である。

4. 国防・安寧目的に使用される土地は、確定される目的に正しく使用されること。使用されていない土地又は正しい目的に使用されていない土地については、中央直属省市の人民委員会は、正しい目的に使用するように土地使用者に通知する。通知された 12 ヶ月後、土地使用期間は、状況を克服して正しい目的に使用するようにしなければ、中央直属省市の人民委員会は、その土地を回収して他の人に交付する。

5. 承認された国防・安寧目的への使用企画・計画により国防・安寧土地内部に土地使用目的の変更がある場合、土地使用機関は、資源環境局に土地使用目的の変更を申請しなければならない。その時、国防省、公安省の意見を文面で添付しなければならない。

6. 人民武装機関に使用されている土地で、承認された国防・安寧目的への土地使用企画に属していないものについては、地方に管理するために交付しなければならない。

人民武装機関の幹部・戦士の家族世帯が住宅に使用され、総人された土地使用企画・計画に相応しい土地については、土地利用者は、土地使用権証書を交付される且つ法令の規定により財務的な義務を実施しなければならない。

非農業の生産・経営目的に使用されている土地については、国防・安寧企業により使用されなければならない且つ土地を交付して土地使用料を徴収する形又は国防省・公安省に承認された生産・経営提案による土地賃貸の形態に変更しなければならない。土地使用目的及び使用期間は、生産・経営提案に確定されること。国防・安寧機関は土地使用権証書を交付される。

7. 政府の職能機関は、紛争のある土地について、徹底的に解決し、土地使用者を確定する。

## 第 84 条. 工業地区用土地

1. 工業地区は、以前に生産・経営のために国に交付・賃貸され土地において設立された場合には、土地利用者は、以下の使用形態を選択することが出来る。

- a) 国から土地を交付・賃貸される形態をそのままにする。国に土地を賃貸された経済組織、外国定住のベトナム人は、需要があれば土地を交付されて土地使用料を納付する形態に変更することが出来る。

- b) 工業地区のインフラ経営建設投資企業から再賃貸される形態。土地使用者が国に前もって納付した土地使用料、土地賃貸料は、工業団地のインフラ経営・投資・建設企業が国に納付しなければならない金額に計上され、両側の合意により、工業団地インフラ建設投資投資家の土地賃貸料、工業団地インフラ賃貸料に控除される。

2. 工業団地における土地を使用する需要を持っている人は、以下の規定により、工業団地インフラ建設投資企業から土地

使用権譲渡、土地の賃貸・再賃貸を受取ることが出来る。

- a) 経済組織、家族世帯、個人は、国に土地を交付されて土地使用料を徴収されている工業団地インフラ建設投資企業から土地

- b) 外国定住のベトナム人、外国組織・個人は、国に土地を交付されて土地使用料を徴収されている工業団地インフラ建設投資企業から土地を賃借することが出来る。

- c) 経済組織、家族世帯、個人、外国定住のベトナム人、外国

組織・個人は、国に土地を賃貸された工業団地インフラ建設投資企業から土地を再賃借することが出来る。

3. 国家予算から来ている資金で投資される工業団地ないの土地を使用する需要がある人は、以下の規定により、国に土地を交付されて土地使用料を徴収される又は土地を賃貸される。

a) 経済組織、家族世帯、個人、外国定住のベトナム人は、国に土地を交付されて土地使用料を徴収される又は土地を賃貸される。

b) 外国組織・個人は、国に土地を賃貸される。

4. 工業団地内の土地を使用する人（土地再賃貸の場合を含める）は、土地使用権証書を交付される。

5. 工業団地内の土地の使用期間は、政府の職能機関に承認された投資プロジェクトの期間による。

投資プロジェクトの期間が工業団地の残存土地使用期間より長い場合には、工業団地インフラ建設投資企業は、土地使用期間を調整するように政府の職能機関に認可の申請をしなければならない。しかし、土地使用の合計期間は、70年を超えないこと、また、使用期間が延長された土地について、土地使用料又は賃貸料を払わなければならない。

6. 工業団地建設詳細企画を作成する時、中央直属省市の人民委員会は、地域における住民地区の現状、工業団地で働く労働者の住宅に関する需要に基づき、工業団地での労働者のために、アパート、文化・社会工事、サービス工事的土地基金を地域の全体企画に適切に配置しなければならない。

#### 第85条. ハイテク地区用土地

1. ハイテク地区の管理委員会は、ハイテク地区全体の土地使用詳細企画・計画を作成し、中央直属省市の人民委員会に承認の申請をする。

中央直属省市の人民委員会は、承認された企画によりハイテク地区を建設・開発するために、ハイテク地区の管理委員会に一回土地を交付する。ハイテク地区の管理委員会は、本条2項の規定により、土地を交付し土地使用料を徴収しない形態、又は土地を交付し土地使用料を徴収する又は土地賃貸形態により土地を交付・賃貸される。

2. ハイテク地区の管理委員会は、以下の規定により土地を再交付・賃貸をする。

a) 組織、個人、外国定住のベトナム人に対しては、土地を交付し、土地使用料を徴収しない形態、ハイテク地区の土地をハイテク地区の共通技術インフラの建設又は教育所、研究所、ハイテク研究・応用所の建設又はハイテク商品の研究・試作のための企業育成所の建設に使用する応用外国組織・個人に対しては土地を賃貸料免除で賃貸する形態で土地を渡す。

土地を交付されて土地使用料を徴収されない人、賃貸料を免除される土地賃借者は、土地の上に投資した資産を販売、賃貸、保障、出資することができるが、土地使用権を再賃貸、抵当、保障、出資することが出来ない。

b) 組織、個人、外国定住のベトナム人に対しては、土地を交付して土地使用料を徴収する又は土地を賃貸し、ハイテク地区の技術インフラ工事・工場・ハイテクサービス根拠及びハイテク商品の生産・経営、民生サービス、賃貸用の住宅建設をする外国組織・個人に対しては土地を賃貸する。

3. ハイテク地区内の土地使用者は、以下の規定により、ハイテク地区開発企業、インフラ開発企業から土地使用権譲渡・土地の賃貸・再賃貸を受取ることが出来る。

a) ハイテク地区開発企業、インフラ開発企業が土地を交付されて土地使用料を徴収される場合には、経済組織、個人、外国定住ベトナム人は、土地使用権譲渡を受取り、外国組織・個人は土地を賃貸することが出来る。

b) ハイテク地区開発企業、インフラ開発企業はハイテク地区の管理委員会に土地を賃貸された場合には、ハイテク地区内の土地使用需要者は、ハイテク地区開発企業、インフラ開発企業から土地を再賃借することが出来る。

4. ハイテク地区内の土地使用者は、土地交付決定又は土地賃貸契約に記載される目的に正しく使用しなければならない。

5. ハイテク地区の管理委員会に土地を住宅建設投資のために再交付・賃貸される組織・個人は、建設された住宅を賃貸することしか出来ない。

#### 第86条. 経済地区用土地

1. 経済地区の管理委員会は、本政令第15条8項の規定により

土地使用詳細企画・計画を作成し、その内、非関税区と税関区の境界を明確にし、土地のある中央直属省市の人民委員会に承認の申請をする。

経済地区の土地使用詳細企画・計画が承認された後、中央直属省市の人民委員会は、非関税区、工業団体を建設するための企画された土地を回収し、関税区に属する残りの土地面積を承認された土地使用詳細計画により回収する。

2. 中央直属省市の人民委員会は、以下の規定により経済地区の建設のために、経済地区の管理委員会に土地を交付する。

a) 経済地区の非関税区、関税区の工業団体を建設するために経済地区の管理委員会に一回により土地を交付する。

b) 関税区に属して回収しなければならない残存の土地面積は、経済地区の承認された土地使用詳細計画により交付される。

3. 経済地区の管理委員会は、土地を再交付・賃貸する前に、国が回収して経済地区に交付する土地の面積について、賠償、立退きを実施する責任がある。経済地区の管理委員会は、土地に関する法令の規定により土地使用の需要を持っている人に対して、土地を交付して土地使用料を徴収する又は土地を交付して土地使用料を徴収しない又は賃貸をすることが出来る。経済地区において生産・経営用土地の使用期間は70年間を超えないこと。

4. 土地使用権オークション又は土地使用のあるプロジェクトの入札に通じないで土地を再交付・賃貸する場合について、経済地区の管理委員会は、土地使用料、土地賃貸料、土地使用料・賃貸料減少の水準をプロジェクトごとに中央直属省市の人民委員会が規定した土地価格に基づき、投資の激励を確保できるように規定する。

5. 経済地区内の土地使用者は、受託の建設、インフラ構造に投資すること及び生産・経営、サービス活動をすることができ、土地に関する法令の規定により土地交付・賃貸の形態に相応する権限・義務を持つ。

6. 経済地区の管理委員会は、回収した土地に対して土地使用詳細企画・計画の作成、土地の再交付・賃貸をする責任、土地に関する法令の規定による下級行政機関が実施する経済地区内の土地管理に関するその他任務を実施する責任を持つ。

#### 第87条. 建設・譲渡 (BT) プロジェクト及び建設・運営・譲渡 (BOT) プロジェクトを実施するための土地

1. 国は、投資家に対して、建設・譲渡 (BT) 案件を実施するための土地を交付し、投資家は、承認されたプロジェクトによる工事の建設期間において、土地使用料、賃貸料を払う必要がなく、交付された土地を保全し、プロジェクトに規制される目的通りに使用する責任を持つ。

案件の譲渡期限は、職能機関が承認した投資プロジェクトに記載される期限又は職能機関により譲渡時期を延長された期限の通りに実施しなければならない。投資家は譲渡期限を過ぎても譲渡をしていない場合には、国の土地を借りなければならない、土地の借りる時点は承認されたプロジェクトによる工事建設期間の終了時点からである

2. 国は、建設・運営・譲渡 (BOT) 案件を実施するため、投資家に土地を交付又は賃貸し、投資家は、政府の規定により、土地使用料・賃貸料を免除・減少される。

3. 使用及び開拓のために工事の譲渡を受取った人は、国に土地を交付・賃貸される又は土地に関する法令の規定により、工事のある土地面積を管理するために土地を交付される。

#### 第88条. 小規模工業地、職業村の土地

1. 省に属する県市区の人民委員会は、生産開発および環境保護の要求に適切な農村住民地区、小規模工業地、職業村の建設企画と共に、土地使用詳細企画・計画作成について指導し、その企画・計画を承認する。

2. 伝統的な職業村における農業用地は、生産根拠拡大、非農業経営及び廃棄物の処理所の目的に優先的に使用される。土地使用目的を変更する時、省に属する県区市の人民委員会の認可を得なければならない。土地使用者は、政府の規定により土地使用料を免除・減少される。

3. 小規模工業地における土地使用制度は、土地法第90条及び本政令第84条に規定される工業地区における土地使用制度と同様に実施される。

#### 第89条. 鉱産活動に使用される土地

1. 鉱産の測量・開拓を許可された組織・個人は、国に土地を賃貸され、土地使用に影響したい鉱産測量又は表面土地或いは地面に影響しない鉱産開拓の場合には土地を借りる必要がない。
2. 鉱産加工のために土地を使用する需要を持つ組織、個人は、国に土地を交付されて使用料を徴収される又は土地を賃貸することができ、他の経済組織、家族世帯、個人から土地使用権譲渡の受取り又は土地の賃借をすることもできる。
3. 土地を賃貸する権限を持つ人民委員会は、鉱産測量・開拓の認可権限も持つのであれば、土地賃貸の決定と同時に測量・開拓の認可を出す。  
土地賃貸権限を持つ人民委員会は、鉱産測量・開拓の認可権限を持っていない場合、土地賃貸決定は、土地使用の需要者が鉱産測量・開拓を認可された後に実施される。
4. 鉱産活動に土地を使用する人は、環境保護措置、廃棄物処理措置その他地区及び周辺の土地使用者に損害を与えないための措置を講じなければならない。鉱産測量・開拓が終了した時、土地使用者は、土地賃貸契約に規定される状態そのままの土地を返却する責任を持つ。

#### 第90条. レンガ、陶器生産原料の開拓用土地

1. レンガ、陶器の生産原料開拓に土地を使用することは、耕作されていない丘、川・池の底地、深くする湖の土地、農業生産をしない川の近い土地、使用されていない堤防の土地、農地改善による土地を生かせなければならない。
2. 以下の土地種類については、レンガ・陶器の生産原料に開拓することが禁止される。
  - a) 歴史・文化遺跡、ランキングされた名所又は中央直属省市の人民委員会に決定された保護名所がある土地
  - b) 工事安全の保護辺の範囲にある土地。
3. レンガ、陶器の生産原料の開拓目的への土地について、政府の職能機関が賃貸の決定をする根拠は以下のものを含める。
  - a) 政府の職能機関が交付したレンガ、陶器の生産業登録簿又はレンガ・陶器の生産投資許可書
  - b) レンガ、陶器の生産所の投資案件又は生産能力に適切する土地使用需要
  - c) 承認された土地使用企画・計画
4. レンガ、陶器の生産原料に土地を開拓する過程においては、土地使用者は、土地を合理且つ節約的に開拓するための適切な措置を講じなければならない。また、周辺の土地使用者の生産・生活に損害を与えず、環境に悪い影響を与えないように必要な措置を講じなければならない。

#### 第91条. 公共目的に使用される土地

1. 経営目的で土地を使って公共工事を建設する人は、国に土地を交付され、土地使用料を徴収される又は賃貸され、政府の規定により土地使用料・賃貸料を免除・減少される。
2. 経営目的ではない公共工事を建設する人は、国に土地を交付され、土地使用料を徴収されない。
3. 以下の場合において、国が管理するために土地を交付するが、土地使用権証書を交付しない。
  - a) 交通道路、下水道、歩道、渡船場、給水システム、下水システム、水処理システム、堤防、広場、記念碑を建設する土地
  - b) 市町村の人民委員会に交付されて公共目的に使用される土地
4. 本条3項の規定場合ではない公共交付建設目的に使用される土地の場合、使用者は、土地使用権証書を交付される。

#### 第92条. 安全保護回廊のある公共工事の建設用地

1. 政府の職能機関により公共工事安全保護の回廊用土地だと決定されたが、工事がその土地の地面土地を使用しない場合、工事建設期間において土地を借りなければならない。
2. 安全保護回廊のある工事の直接管理機関は、職能機関に公表された工事保護回廊に関する規定に基づき、工事が位置する地区の人民委員会と協力して、具体的に安全保護回廊を確定する境界点を差し込む提案を作成し、工事が位置する中央直属省市の人民委員会に承認の申請をすると共に、工事の安全回廊を守るために工事のある各級人民委員会に通知しなければならない。
3. 安全保護回廊の境界点の差し込む提案を中央直属省市の人民委員会に承認されてから30日間を越えない期間内に、安全保護回廊のある工事の直接管理機関は、主催として、省に属する県市区市の人民委員会、市町村の人民委員会と連携して、工事

の安全保護回廊の境界点について公表し、地区において境界点を差込、工事のある市町村の人民委員会に管理するように譲渡する。

4. 安全保護回廊のある工事の直接管理機関は、主催として、市町村の人民委員会及び工事のある資源環境部と協力して、工事安全保護回廊の範囲内に置ける土地使用現状を確認し、以下の規定により、職能機関に提言する。

a) 土地の使用が工事の安全保護に影響を与える又は工事の活動は、土地使用者の生活、健康に直接に影響を与える場合においては、工事の国家管理期間は、影響度合いを審査し、土地を回収しなければならない場合、職能の人民委員会に土地を回収するように請求する。土地を回収される人は、工事安全確保回廊が公表される前に土地に付けられている資産について倍賞・援助をされる。

土地使用は、工事の安全保護に影響を与える場合、交付の持主及び土地使用者は、克服措置を講じなければならない。工事の持主は、その克服について責任を持ち、克服できない場合に、国がその土地を回収し、土地を回収される人は、法令の規定により倍賞・援助・再定住される。

b) 本項 a 点の規定に属していない土地使用の場合、工事安全保護回廊内の土地使用者は、土地を確定された目的に引き続き使用することができるが、工事安全保護に関する規定を厳守しなければならない。

c) 工事安全保護回廊内の土地は、移転しなければならない又は移転の決定があり、回収しなければならない又は土地回収決定があった場合を除き、本政令44条、45条、46条、47条、48条、49条、50条、51条、52条、53条、54条及び55条の規定により土地使用権証書を交付される。

土地使用権証書を交付された人は、本項 b 点の規定だけにより土地を使用することができる。

5. 安全保護バインダーがある工事を直接に管理する機関・組織は、工事の安全保護について責任を持つ。工事の安全保護バインダーが侵食・占有・違法的使用をされた場合には、工事安全保護バインダーのある市町村の人民委員会に報告し、その人民委員会に処理するように請求する責任がある。

6. 安全保護バインダーのある工事が位置するところの各級人民委員会会長は、以下の責任がある。

a. 工事案件保護バインダーの範囲にあって、侵食・占有・違法的使用をされる土地の部分を選滞なく発見・処理し；工事安全保護のバインダー用土地にあって、違法的に建設される工事を選滞なく防止し；違反行為をした人に違反前の土地状態に克服させる。

b. 工事安全保護に関する法律を宣伝・普及することについて、工事の直接管理機関・組織と協力し；工事安全保護バインダーのポイントを公表することについて工事の直接管理組織・機関と協力する。

c. 区域における工事安全保護バインダーの範囲内にあって、違法的に侵食・占有・使用される現状を起こした場合、各級人民委員会会長は、法律の規定により、連帯責任を持たなければならない。

#### 第93条. 歴史・文化遺跡、名所のある土地

1. ランキングされた名所又は中央直属省市の人民委員会の規定により、保護される歴史・文化遺跡、名所のある土地は、以下の規定により緊密に管理される必要がある。

a. 組織・家族世帯・個人・住民共同体に直接に管理される歴史・文化遺跡、名所のある土地については、管理者は、文化遺産に関する法律の規定により、歴史・文化遺跡、名所のある土地の管理において主な責任を持つ。

土地が侵食・占有される又は遺跡の所有者が土地を相違目的或いは違法に使用する場合には、土地のある市町村の人民委員会は、選滞なくそれを発見・防止・処理をしなければならない。

b. 本項 a 点の規定に属していない歴史・文化遺跡、名所のある土地については、歴史・文化遺跡、名所のあるところの市町村人民委員会は、歴史・文化遺跡、名所のある土地の面積の管理において主な責任を持つ。

土地が侵食・占有・相違目的又は違法的に使用される場合には、土地のあるところの市町村の人民委員会会長は、それを選滞なく発見・防止・処理する責任を持つ。

2. 歴史・文化遺跡、名所のある土地は2004年7月1日

以前に侵食・占有・相違目的に使用される場合には、遺跡の所有者、遺跡の管理する市町村の人民委員会は、省の直轄県市区の人民委員会に報告して、徹底的に処理してもらう責任がある。

3. 歴史・文化遺跡、名所のあり土地の使用目的を変更することは、承認された土地使用企画・計画に適切であり、以下の規定に実施されなければならない。

a. 文化通信省にランキングされた歴史・文化遺跡、名所のある土地の場合には、職能人民委員会が土地使用権変更について許可する前に、文化通信省の文面での認可意見がなければならない。

b. 中央直轄省市の人民委員会の決定により保護される歴史・文化遺跡、名所のある土地の場合には、職能人民委員会が土地使用目的を変更する許可を出す前に、中央直轄省市の人民委員会会長の文面的な認可意見がなければならない。

#### 第94条. 霊地用土地

1. 霊地建設用の土地を配置することは、地方の土地使用計画・企画に適切でなければならない。

2. 中央直轄省市の人民委員会は、土地の節約を確保するように霊地用土地について基準・水準を規定し、土地の使用しないで葬を行う且つ激励政策を作成する。

3. 承認された土地使用企画・計画と違って個別的な霊地を作成するのは、禁止される。

### 第9章. 未使用土地の管理及び使用

#### 第95条. 未使用土地の管理

各級人民委員会は、以下の規定により、未使用土地基金をしっかり管理し、未使用土地を使用するようになる責任がある。

1. 土地を統計・棚卸する時、未使用土地は、未使用平地、未使用丘陵地、森林がない石山の3つの種類に分けられる。それぞれの土地の種類については、国にまだ使用されていないが、違法に占有される土地の面積を明確に確定する必要がある。

2. 土地の投資・棚卸をする時、土地を回収し、地域の未使用土地基金に補足するために、国に交付・賃貸・土地使用権の認めをされたが、耕作されていない土地の面積を明確に確定する必要がある。

3. 土地使用企画を作成する時、その企画期において使用する予定の未使用土地基金を明確に確定し、土地使用計画を作成する時に、未使用土地を使用する毎年の進捗を明確に確定しなければならない。

#### 第96条. 承認された土地使用計画により、未使用土地を使用する方法

1. 境界地域、島、奥地、高地、土地の多くて住民の少ない地域にある未使用土地については、人民武装機関、随意青年者、経済組織に土地を交付し使用料を徴収しない。

2. 区域において直接に農業労働をし、まだ土地を交付されていない又は生産用土地が足りている家族世帯、個人に、農業生産、林業、水産養殖、製塩のために、未使用土地を、本政令第70条及び第69条4項の規定による土地交付上限面積に従って交付し、土地使用料を徴収しない。

本政令第69条4項に規定される土地交付上限の面積を超えた場合には、家族世帯、個人は、その上限面積を超えた土地面積に対して賃貸しなければならない。

3. 区域及び他の地域において農業生産を直接にしない家族世帯・個人に対しては、農業生産、林業、水産物養殖、製塩の目的に使用してもらうように、未使用土地を賃貸する。

4. 経済組織、外国定住のベトナム人に対しては、土地を交付し、土地使用料を徴収し、外国組織、外国個人に対しては、土地を賃貸して、農業又は非農業の生産経営投資案件を実施してもらう。

5. 国は、国境地区、島、奥地、高地、土地の多くて、住民の少ない土地、資源環境の困難な土地において、未使用土地を農業生産目的に使用する計画を実施するために、インフラ建設への投資政策を有する。

国は、未使用土地を使用・改善するために、未使用土地の交付、賃貸の場合における土地使用料・賃貸料の免除・現象政策を有する。

#### 第97条. 自分で未使用土地を耕作する土地、囲まれて占有される未使用土地

1. 家族世帯、個人が自分で未使用土地を農業用土地として耕作し、その土地が承認された土地使用企画に適切であり、紛争のない、効率的に使用されている場合には、国に土地法第70条1項、2項、3項及び4項に規定される農業用土地の交付上限面積内に土地使用権を認められる。上限面積を超えた場合には、土地法第70条5項及び本政令第69条4項に規定される上限水準を追加に計算され、追加計算の上限水準を越えた場合には、超えた分に対して土地賃貸に変えなければならない。本項上記のすべての場合ともは、土地使用権証書を交付される。

2. 家族世帯、個人が自分で未使用土地を非農業用土地として開拓している場合、土地使用権証書の認め及び土地使用権証書交付は、土地法第50条6項の規定により実施する。

3. 組織が自分で開拓して非農業用土地を使用している場合、土地使用権の認め、土地使用権の交付は本政令第49条の規定により実施される。

4. 組織が自分で開拓して非農業用土地を使用している場合には、土地使用権の認め及び土地使用権証書の交付は、本政令第51条、52条及び53条の規定により実施される。

5. 囲まれて占有される未使用土地であり、改善・使用のために投資されていない場合には、国は土地を回収する。

### 第10章. 土地使用者の権限及び義務

#### 第98条. 土地使用者の権限実施時点

1. 国が土地を交付し土地使用料を徴収しない土地又は賃貸土又は土地使用目的の変更について許可されたが土地使用料を納付しなければならない土地については、土地に関する法律の規定により、土地使用者が土地使用権に関する譲渡・賃貸・再賃貸・継承・寄贈、土地使用権での担保・保証・出資の各権限を実施できる時点は、以下のように規定される。

a. 土地使用者は財務的な義務を遅れて実施していけない又は財務的な義務を債務にすることが出来ない場合には、土地使用者は、法律の規定により財務的な義務を実施した時からは、土地使用者の権限を実施することが出来る。

b. 土地使用者は、財務的な義務を遅れて実施することができると職能機関に決定された又は財務的な義務を債務にすることが出来る場合には、その決定があった時からは、土地使用者の権限を実施することが出来る。

c. 土地使用者は法律の規定により、財務的な義務を遅れて実施することが出来る又は財務的な義務を債務にすることが出来る場合には、土地交付決定、使用目的変更の許可、賃貸契約の締結をした時からは、土地使用者の権限を実施することが出来る。

2. 国に交付され土地使用料を徴収されない農業用土地については、家族世帯・個人が土地に関する法律の規定により、土地使用権の譲渡・交換・賃貸・継承・寄贈、土地使用権での担保・保証・出資に関する権限の実施できる時点は、土地交付決定が施行有効力がある時からである。

3. 賃貸形態から交付形態に変更された土地については、土地使用者が土地に関する法律の規定により、土地使用権の譲渡・賃貸・継承・寄贈、土地使用権での担保・保証・出資に関する権限の実施できる時点は、法律の規定により財務的な義務を実施した時点からである。

4. 法律の規定により、財務的な義務が免除される場合においては、土地使用者が土地使用権の譲渡・賃貸・再賃貸・継承・寄贈、土地使用権での担保・保証・出資に関する権限の実施できる時点は、土地交付決定がある又は、土地契約が締結された時からである。

5. 販売・賃貸用住宅の建設案件の実現者が土地使用権を譲渡できる時点は、本政令第101条1項の規定により実施される。

#### 第99条. 土地使用権の受取り

1. 土地使用権の受取者は以下のように規定される。

a. 土地法第113条2項及び本政令第102条に規定される土地使用権譲渡に通じて農業用土地の使用権を受け取ることが出来る家族世帯・個人

b. 本政令第103条に規定される場合を除く、土地使用権譲渡の受取に通じて土地使用権を受け取ることが出来る経済組織、家族世帯、個人；工業団地、ハイテク地区、経済地区における土地使用権譲渡に通じて土地使用権を受取る事が出来る



外国定住のベトナム人

c. 本政令第103条に規定される場合を除く、土地法第110条2項c点及び第113条6項に規定される土地使用権の寄贈受取りを通じて土地使用権を受け取ることが出来る組織、家族世帯、個人、住民共同体

d. 土地使用権継承受取りを通じて土地使用権を受け取ることが出来る組織、家族世帯、個人、住民共同体

dd. 住宅購入、住宅継承受取り、土地使用権に付けられる住宅寄贈の受取りを通じて土地使用権を受け取ることが出来る人であり、土地法第121条に規定される場合に属する外国定住のベトナム人

e. 土地使用権の出資により成立った新規法人であり、出資者から土地使用権を受け取ることが出来る経済組織

g. 国が土地を交付することを通じて、土地使用権を受け取ることが出来る組織、家族世帯、個人、住民共同体、宗教組織、外国定住のベトナム人

h. 国が土地を賃貸することを通じて、土地使用権を受け取ることが出来る経済組織、家族世帯、個人、外国定住のベトナム人、外国組織・個人

i. 国が安定的に使用されている土地に対して土地使用権を認めたことを通じて、土地使用権を受け取ることが出来る組織、家族世帯、個人、住民共同体、宗教組織

k. 職能人民委員会に認められた、土地紛争について和解成立の和解結果；債務を処理するための担保・補償契約における合意；土地紛争、土地に関する苦情・告訴の解決について職能を持っている機関の行政的な規定；人民裁判所の決定又は判決、判決施行機関の施行決定；法律に適切な土地使用権のオークション結果の通知書；家族世帯又は土地共通使用権の使用者グループに対する法律に適切な土地使用権分筆に関する文書により、土地使用権を受け取ることが出来る組織、家族世帯、個人、住民共同体、宗教組織、外国定住のベトナム人、外国組織・個人

l. 職能機関・組織の決定又は法律に適切な経済組織の分割・合併に関する文書による分轄・合併を通じて成立った新しい法人であり、分割・合併された法人である組織から土地使用権を受け取ることが出来る組織

2. 土地使用権の譲渡受取者は、土地使用期間内に、確定された目的に正しく使用しなければならない。

3. 家族世帯・個人は、本政令第103条3項、4項及び第104条に規定される場合を除き、常駐戸籍を登記したところ及び他の地方において土地使用権譲渡を受け取ることが出来る。生産・経営のために土地を使用する必要がある経済組織は、本政令第103条1項及び2項に規定される場合を除き、経営登記のところ及び他の地域において土地使用権譲渡を受け取る事が出来る。

本項に規定される土地使用権譲渡の受取者は、戸籍登記、経営登記の場所に関する条件と関係なく、土地使用権証書を交付される。

#### 第100条. 非農業生産・経営提案、投資案件を実施するために農業用土地の使用権譲渡を受け取る条件

1. 経済組織、家族世帯、個人は、以下の各要件を満たす場合、非農業の投資案件、生産経営提案を実施するために農業用土地の使用権譲渡を受け取る事が出来る。

a. 譲渡受取の土地使用目的は、政府の職能機関に承認された土地使用企画・計画に適切でなければならない。

b. 本政令第30条に規定される各根拠に基づき、土地使用需要の認可と同時に土地使用目的変更、土地使用期間の確定について職能人民委員会に認可された。

c. 土地法第36条及び土地使用料に関する政府の規定により、土地使用目的変更に関する財政的な義務を実施しなければならない。

2. 非農業の生産、経営提案、投資案件について、土地使用者は、本政令の有効日以前に土地使用権譲渡を受け取ったが、案件認可決定書又は土地使用目的変更認可決定書には土地の使用期間を確定されなかった場合には、土地使用期間は、土地使用目的の変更許可書が施行の有効力がある日から50年間である。

#### 第101条. 販売又は賃貸用住宅の建設・経営・投資案件の実施における土地使用権譲渡条件

1. 販売又は賃貸用住宅の建設投資案件を実施するために土地を使用する経済組織、外国定住のベトナム、外国組織、外国個人は、承認された案件による住宅建設投資を完成した土地面積だけに対して、土地使用権を譲渡することが出来る。住宅建設投資案件には部分的な案件が含まれる場合には、承認された投資案件の部分的な案件による投資が完成された後、土地使用権を譲渡することができ、住宅を建設されていない内に、土地だけの使用権を譲渡することが出来ない。

2. 投資案件の実現者が引き続き案件を実施することが出来ない場合には、国は、土地を回収する。土地使用料・土地賃貸料の残存額、土地を回収された人の所有にある土地の投資価値は、本政令第35条の規定により解決される。

#### 第102条. 農業用土地の使用権を交換できる場合

国に交付された又は他の人から合法的に使用権を交換・譲渡・継承・寄贈された土地を使用する家族世帯、個人は、農業生産の利便性のために同一市町村にある家族世帯、個人に農業用土地の使用権を交換することが出来る。

「小さい土地の複数筆を交換して一筆の土地にする」主張により、農業用土地の使用権交換をする家族世帯、個人の場合は、土地使用権の交換による所得税、変更手数料、土地管理手数料を納付する必要がない。

#### 第103条. 土地使用権の譲渡・寄贈を受け取れない場合

1. 土地使用権の譲渡・寄贈が法律に許可しない場合においては、組織、家族世帯、個人は土地使用権を譲渡・寄贈してはいけない。

2. 経済組織は、商人された土地使用企画・計画により土地使用目的を変更することが出来る場合を除き、家族世帯、個人の水稻栽培専用畑、保護林地、特用林地の土地使用権の譲渡を受け取ってはいけない。

3. 農業を直接に生産しない家族世帯、個人は、水稻栽培専用土地の土地使用権の譲渡・寄贈を受け取ってはいけない。

4. 家族世帯、個人は、厳密保護地区、特用林地に属する生態回復地区における住宅用土地、農業用土地、保護林地地域における住宅用土地、農業用土地の使用権譲渡・寄贈を、その特用土地、保護林地に住んでいなければ受け取る事が出来ない。

#### 第104条. 家族世帯、個人が条件付きで土地使用権を譲渡・寄贈する場合

1. 土地使用料を徴収されない農業用土地、土地使用料を免除される住宅用土地を1回目で国から交付された家族世帯、個人は、その土地を譲渡して、もう生産土地、住宅土地がない時、国に2回目に農業用土地を交付されて土地使用料を徴収されない又は住宅用土地を交付され、土地使用料を免除される場合には、2回目に交付された日から10年間の間に、土地使用権を譲渡・寄贈してはいけない。

2. 厳密保護地区、特用林地における生態回復地区に生活しているが、まだその地域から引越すことができない家族世帯、個人の場合には、その地域に住んでいる家族世帯、個人だけに対して、住宅用土地、農業生産・林業・水産物養殖の目的を合わせて使用される林地の使用権を譲渡・寄贈することが出来る。

3. 家族世帯、個人が保護林地における住宅用土地、農業生産用土地を国に交付された場合には、その保護地区に住んでいる家族世帯、個人だけに住宅用土地、農業生産用土地を譲渡・寄贈することが出来る。

#### 第105条. 土地使用権譲渡の受けとることにより農業用土地の面積が上限水準を越えた場合

家族世帯、個人が土地使用権譲渡を受け取ったため、農業用土地の面積が国会常務委員会の規定による上限水準を越えた場合には、以下のように処理される。

1. 家族世帯、個人が土地使用権譲渡を受け取ったが、常駐戸籍がないところの資源環境部は、家族世帯、個人が常駐戸籍を登記したところのある資源環境部に対して、区域における土地使用権譲渡を受け取った農業用土地の面積について通知する責任がある。

2. 家族世帯、個人が常駐戸籍を登記したところの資源環境部は、土地使用権譲渡の受け取った土地の合計的な面積を計算して、土地使用権譲渡の受け取る上限水準を越えた農業用土地の面積を確認し、省の直轄県市区の人民委員会に報告して決定してもらう。

3. 国会常務委員会が規定した土地使用譲渡の上限面積を超

えた土地使用権の譲渡を受け取った農業用土地の面積については、土地賃貸に変更することは、国会常務委員会の規定により実施される。

国会常務委員会が土地使用権の譲渡受取上限面積について規定していない間に、使用権譲渡を受け取ったことによる家族世帯、個人の農業用土地面積は、土地賃貸に変更しなくて良い。

4. 家族世帯が、土地使用権の譲渡・継承を受け取ったことにより、その家族世帯の農業用土地の面積が1993年の土地法の規定による土地使用上限面積を超えて、土地賃貸に変えたが、国会常務委員会が規定した土地使用権譲渡の受取上限面積を超えない場合には、2004年7月1日からは土地賃貸に変更しなくて良い、土地使用期間は土地交付の残存期間である。

国会常務委員会が土地使用権譲渡の受取上限面積について規定していない間には、譲渡・継承の受取による家族世帯の農業用土地の面積は土地賃貸に変更しなくて良い。

5. 上限面積を超えた土地使用権譲渡を受け取った人の常駐戸籍が登記されたところの資源環境部は、賃貸に変更しなければならない農業用土地の面積について、その人に通知する責任があり、上限面積を超えた土地使用権譲渡の受取者は、賃貸に変更させる土地を選択する権限を持つ。

#### 第106. 土地使用権譲渡を受け取った経済組織の権限及び義務

1. 経済組織は、国に土地を交付され、土地使用料を徴収されない経済組織、家族世帯、個人又は国に土地使用権を認められた家族世帯、個人から合法的に非農業用土地の土地使用権譲渡を受け取る場合には、以下のように規定される。

a. 土地使用権譲渡に関して支払われたお金の起源が国家予算ではない場合には、土地使用権譲渡の受取経済組織は、土地賃貸形態に変更しなければならず、土地法第110条2項に規定される権限及び義務を持つ。

b. 土地使用権譲渡に関して支払われたお金の起源が国家予算である場合には、土地使用権譲渡の受取経済組織は、土地賃貸の形態に変更しなければならず、土地法第111条1項に規定される権限、義務を持つ。経済組織が土地を交付されて土地使用料を徴収されない形態を選択する場合、中央直轄省市の人民委員会が規定した土地価格により土地使用料を納付し、土地法第110条2項に規定される権限、義務を持つこと。

c. 譲渡前の土地が使用期間がある場合、土地使用期間は、譲渡受取の前の土地使用期間の残存期間であり、譲渡前の土地が安定且つ長期的に使用できる場合、土地使用期間が安定且つ長期である。

2. 経済組織は農業用土地使用権譲渡を受け取ると共に、2004年7月1日以前に土地に関する法律の規定により、土地使用目的を変更する場合は、以下のように規定される。

a. 譲渡受取、土地使用目的変更に関して支払われたお金の起源は国家予算である場合、土地使用料・土地賃貸形態に変更しなくて良く、土地法第110条2項にk呈される権限及び義務を持つ。

b. 土地使用権譲渡・使用目的変更に関して支払われたお金の起源は、国家予算である場合、その経済組織は、土地賃貸に変更しなければならず、土地法第111条1項に規定される権限、義務を持つ。経済組織が土地を交付し、土地使用料を徴収する形態を選択する場合、中央直轄省市の人民委員会が規定した土地価格により、使用目的を変更された土地に対して土地使用料を納付しなければならず、土地法第110条2項に規定される権限、義務を持つ。

c. 土地使用期間は、政府の職能機関に承認されたプロジェクトの期間である。

#### 第107. 土地使用権での出資によって成立った新しい法人の権限及び義務

1. 国内の組織、家族世帯、個人が土地使用権で出資することにより成立った企業は、以下の場合において、土地の賃貸に変更しなくて良く、土地法第110条2項に規定される権限及び義務を持つ。

a) 経済組織が出資した土地は、国に交付されて土地使用料を徴収されていた土地で、納付した土地使用料が国家予算から来っていない場合

b) 経済組織が出資した土地は、国に賃貸された土地ではない土地の使用権が譲渡され、譲渡に関する支払金の起源は、国家予算ではない場合

c) 家族世帯・個人が出資した土地は、国から賃貸されている土地ではない場合

2. 外国の組織・個人、外国定住のベトナム人と国内の経済組織との合弁でベトナム側が本条1項a点及びb点に規定される土地使用権で出資したことにより成立った企業の場合、その合弁会社は、土地賃貸に変更しなくて良く、土地法第110条2項に規定される権限及び義務を有する。

3. 国営企業が2004年7月1日以前に土地を貸し、土地使用権価値を国が企業に対して供給する国家予算と同様に使え、外国の組織・個人との合弁に出資するために土地に関する法令の規定により負債を記載しなくて良い且つ土地賃貸料を返還しなくて良く場合には、合弁会社は土地を借りなくて良く、土地法第110条2項に規定される各権限・義務を有する。土地使用権の価値は、国が合弁会社に出資する資金である。

4. 国に土地を交付されて土地使用権を徴集された外国定住のベトナム人が土地使用権で国内経済組織として外国組織・個人との合弁会社に出資する場合、その合弁会社は、土地賃貸に変更しなくて良く、土地法第11条2項に規定される権限及び義務を有する。

5. ベトナム側が土地使用権で出資したことにより成立った合弁会社はその後、100%外国資本金会社に変更した場合には、その100%外国資本金の会社は、国から土地を借りなければならず、土地法第119条2項及び3項に規定される規定及び義務を有する。

#### 第108. 家族世帯・個人から土地を借りていた外国資本金のある合弁会社から変更した100%外国資本金の会社の権限

1. 家族世帯・個人の土地を借りた合弁会社が100%外国資本金の会社に変更した場合、その会社は、締結した土地賃貸契約を引き続き実施することができるが、確定された目的通りに土地を使用しなければならない。

2. 資源環境省は、家族世帯・個人から土地を貸した100%外国資本金の会社の土地使用効率をパイロットケースとして管理し、その結果を政府に報告しなければならない。

#### 第109. 解体・破産になった時の合作社の土地使用権

合作社が解体・破産する時に土地に関する解決は、以下の規定により実施される。

1. 国に土地使用料を徴収しないで交付された土地、国に賃貸された土地、国に土地使用料を招集して交付された土地で、土地使用権に付けられた資産を購入又は他の人から合法的な土地使用権譲渡を受取るが、その資産購入金、使用権譲渡受取による金の起源が国家予算である場合、国はその土地を回収する。

2. 国に土地使用料を徴収して交付する土地で、土地使用権に付けられる資産を購入する又は他の人から合法的な土地使用権譲渡を受取るが、その資産購入金又は譲渡受取金の起源が国家予算ではないもの、合作社の社員が出資された土地については、国はその土地を回収しなく、土地使用権は、合作社の資産であり、合作者の条令又は社員大会の議決により処理される。

#### 第110. アパート建設に土地を使用する人の権限

1. 国に交付して土地使用料を徴集しない土地又は、国に交付して土地使用料を徴収する土地（その使用量、譲渡受取金の起源が国家予算である）を、職能機関に承認されたアパート建設プロジェクトにより、アパートの建設に使用する経済組織は、以下の権限及び義務を有する。

a) 土地法第105条及び107条に規定される権限及び義務

b) アパートの各部屋を販売・賃貸・寄贈する権限

c) 本条b点に規定される場合に属しないアパート部屋で担保・保障する権限

d) アパート建設用土地の使用権価値は、アパートを販売・賃貸する時のアパート価格に計算されなく、土地使用権は抵当・保障に使ってはいけない。

2. 国に交付して土地使用料を徴収される又は土地使用権譲渡を受取る経済組織（土地使用料、譲渡受取金の起源は国家予算ではない）を、職能機関に認可されたプロジェクトによりアパートの建設のために、国に交付されて土地使用料を徴収される土地を使った外国定住のベトナム人は、以下の各権限及び義務を有する。

a) 土地法第105条及び第107条に規定される権限及び義務

b) 土地法第110条2項に規定される権限及び義務

c) アパート建設用土地の使用権価値は、販売・賃貸時のアパート価格に計算されない。

3. 家族世帯・個人が土地使用権譲渡に通じて土地使用権を受取って、認可された年建設企画、農村住民地区建設企画に適切な投資案件によりアパートを建設投資をする場合、その家族世帯・個人は本条2項に規定される権限及び義務を有する。

4. 国に貸しられて、賃貸期間に一回に賃貸料を払った土地を、認可された投資案件によりアパートを建設するために使用する外国定住のベトナム人、外国組織・個人は、以下の各権限及び義務を有する。

a) 土地法第119条3項に規定される権限及び義務

b) 本政令第81条に規定される権限及び義務。

#### **第111条. 共通資産である土地使用権のある土地使用者グループの権限及び義務**

1. 土地使用者グループは、経済組織、家族世帯、個人を含め、土地使用権が共通資産である場合、以下の権限及び義務を有する。

a) グループには家族世帯、個人だけがある場合、土地使用者グループは、土地法第113条に規定される家族世帯、個人の権限及び義務と同様する権限及び義務を有する。

b) グループには経済組織であるメンバーがある場合、その土地使用者グループは、土地法第112条に規定される経済組織の権限及び義務と同様する権限及び義務を有する。

2. 本条1項に規定される土地使用者グループの権限及び義務は、以下の規定により実施される。

a) グループの土地使用権が各部分に分けられた場合、グループの各メンバーは、使用権のある土地面積に対する自分の権限及び義務を実施すること。

b) グループの土地使用権が分けられない場合、グループの代表者は権限及び義務を実施する。

グループの各メンバーは、グループの代表者に民事に関する法令の規定により、a点に規定される権限及び義務を実施するように委任することができる。

c) 本項b点に規定されるグループの権限及び義務を実施する時に、代表者は、グループの全てのメンバーの合意文書と共に、グループ各メンバーに交付した土地使用権証書を有しなければならない。

#### **第112条. 国が家族世帯・個人から借りた場合の解決**

1. 土地法第116条1項に規定される家族世帯・個人から土地を借りた政府機関は、国・ベトナム共産党の機関・組織、ベトナム祖国戦前及び政治社会組織である。

2. 家族世帯・個人が政府機関に土地を貸したが、土地使用権に関する書類、土地賃貸に関する書類が政府機関にしか保管されていない場合には、政府機関は、土地法第116条1項に規定される書類を完成させるために、保管している書類を家族世帯・個人に提供する責任を持つ。

3. 政府機関が家族世帯・個人の住宅に付けられる住宅用土地を1991年7月1日以前に借りた場合には、国会常務委員会の1998年8月20日付けの議決58/1998/NQ-UBTVQH10号により解決する。

4. お金又は新しい土地での倍賞は、中央直属省市の人民委員会が規定した土地価格により計算される。

5. 国が家族世帯・個人から借りた土地の返却は、2010年12月31日までに実施される。

#### **第113条. 家族世帯・個人が他の家族世帯・個人から土地を借りた場合の解決**

1. 家族世帯・個人が他の家族世帯・個人の住宅に付けられる住宅用土地を借りて、今、その土地の上に住宅が残っている又は残っていない場合；家族世帯・個人が他の家族世帯・個人の工場がある又は工場が残っていない生産・経営用土地を借りる場合は、以下の各条件を揃った時に解決される。

a) 土地を貸した家族世帯・個人は、土地使用権証書又は土地法第50条1項、2項及び5項に規定されるいずれの書類を持っていないなければならない。

b) 土地賃貸又は無料で貸すに関する合意書がある。

2. 本条1項の規定以外の家族世帯・個人が他の家族世帯・個人から土地を借りる場合の解決は以下の規定により実施される。

a) 土地使用権は、賃貸又は無料賃貸の資産である。

b) 土地に付けられている生産・経営工場は、工場を貸す人の

資産である。

c) 土地使用権；土地に付けられる生産・経営の工場；土地に付けられる住宅は、土地・住宅・工場に関する国の改革政策を実施されたリストに入っていない。

d) 土地に付けられる土地使用権、生産・経営工場の解決は、1991年7月1日以前に確立された住宅に関する民事取引に関する国会常務委員会の1998年8月20日付の議決58/1998/NQ-UBTVQH10号に規定される住宅と同様に実施される。

3. 家族世帯・個人が、本条1項b点に規定される賃貸書類が無くて、他の家族世帯・個人から土地を借り、今は随意で土地の返却したい場合には、その返却は、省直属省市の人民委員会に求められなければならない。

#### **第114条. 組織が土地の賃貸又は賃借する場合の解決**

1. 土地賃貸側が本政令第112条1項の規定以外の組織である場合、本政令第113条に規定される家族世帯・個人が他の家族世帯・個人に土地を貸した場合の解決と同様に実施される。

2. 土地賃貸側は、組織である場合、その解決は、本政令第51条2項b点、第52条2項c点及び第53条2項c点の規定により、実施される。

#### **第115条. 土地使用者の権限及び義務を実施する代表者**

1. 土地使用者の権限・義務を実施する代表者は、本政令第2条に規定される土地使用について、国に対して責任を負う人である。

2. 本条1項に規定される土地使用者の権限・義務実施の代表者は、民事に関する法律規定により、他の人に委任することができる。

3. 土地使用者の権限・義務を実施する代表者は、民事に関する法律の規定により、民事行為能力を十分に持っている人ではなければならない。本条2項に規定される土地使用者の権限・義務の実施代表者の委任は、文面において実施されなければならない。

家族世帯・個人の場合には、その委任状には、住所の市町村の人民委員会又は国家公証役場の公証がなければならない。

### **第11章. 土地の管理及び使用に関する行政手続の手順**

#### **第1節. 土地使用者が権限及び義務を実施する時の**

**共通に適用される行政手**

**続**

#### **第116条. 土地使用権証書をまだ交付されていない土地使用者の場合の行政手続実施**

土地法第50条1項、2項及び5項に規定される土地使用権に関するいずれの書類を持っている土地使用者は、土地に関する行政手続をする時、以下の規定により解決される。

1. 土地全筆を回収される場合、政府の職能機関は土地の回収及び土地法第50条1項、2項及び5項に規定される土地使用権に関する書類の回収について規定する。

2. 土地全筆（本条1項に規定される場合を除く）に関する行政手続を実施する場合、政府の職能機関は、土地使用権証書に関する行政手続の最初のステップを実施する時、土地法第50条1項、2項及び5項に規定される土地使用権に関する書類を回収して、本政令第135条、136条及び第137条の規定により土地使用権証書を交付する。

3. 土地半筆に対して行政手続を実施する場合、政府の職能機関は、本政令第145条の規定により土地の分筆を行い、土地半筆ごとについて行政手続・手続を実施し、分筆後の各筆の土地を使用できる人に対して土地使用権証書を交付する。

#### **第117条. 土地半筆に対する土地使用権交換・譲渡・賃貸・再賃貸・継承・寄贈、土地使用権での抵当・保証・出資**

1. 土地使用権証書を交付された土地については、以下のよう

a. 土地使用者は、土地使用権の交換・譲渡・継承・寄贈、土地使用権での出資の権限を実施して、新しい法人が成り立った場合及び工業団体における土地使用権の賃貸・再賃貸の場合

には、各権限を実施する時の書類の中に、分筆する必要がある面積をはっきりしなければならない。

b. 土地使用者は工業団地内の土地賃貸場合に属しない土地所有権の賃貸の権限を実施する又は土地所有権での抵当・保障・出資の権限を実施して新しい法人が成り立たない場合には、土地使用者は需要があれば、本政令第 145 条 1 項に規定される権限を実施する前に、土地の分筆書類を作成する。

c. 資源環境機関は、土地使用者が需要を持っている土地部分に対して土地所有権の交換・譲渡・賃貸・再賃貸・継承・寄贈、土地所有権での抵当・担保・出資に関する行政手続を実施する前に、本政令第 145 条 2 項に規定される土地分筆に関する行政手続を実施し、土地の残り部分を使用できる人に対して土地所有権証書を交付する。

土地所有権は本条 1 項 b 点に規定される各権限を実施するが、分筆をする需要を持っていない場合、土地所有権登記事務所は、土地管理書類に登記を行い、土地所有権証書を訂正する。

2. 土地がまだ土地所有権証書を交付されていない場合には、本政令第 116 条 3 項の規定により実施する。

#### 第 118 条. 国が土地を回収する場合における土地所有権証書又は土地所有権に関する書類の回収

1. 土地法第 38 条 1 項に規定される場合の賠償、立ち退きが完了した日、又は土地法第 38 条 2 項、3 項、4 項、5 項、6 項、7 項、8 項、9 項、10 項、11 項及び 12 項に規定される場合の職能的な人民委員会の土地回収決定が有効になった日から計算して営業日の 5 日間以内に、資源環境機関は、土地を回収される人に、土地所有権証書又は土地法第 50 条 1 項、2 項及び 5 項に規定される土地所有権に関するいずれの書類（ある場合）を提出することについて通知する。

2. 本条 1 項に規定される通知を受け取ってから営業日の 10 日以内に、土地を回収される人は、通知を出した資源環境機関に、土地所有権証書又は土地法第 50 条 1 項、2 項及び 5 項に規定される土地所有権に関するいずれの書類（ある場合）を提出しなければならない。

3. 本条 2 項に規定される期間が切れていても土地使用者が本条 2 項の規定を実施していない場合には、資源環境期間は、土地所有権登記事務所及び土地のある市町村の人民委員会に、土地所有権証書をまだ回収できていないケースについて通知をする責任をもつ。

#### 第 119 条. 土地使用者が各権限を実施する時に国家公証役場、市町村の人民委員会の契約又は書類に対する確認

1. 土地使用者が土地所有権の交換・譲渡・賃貸・再賃貸・継承・寄贈又は土地所有権での抵当・担保・出資する時の契約所又は書類は、以下の規定により、国公証役場の公証又は市町村の人民委員会の公証がなければならない。

a. 組織、外国定住のベトナム人、外国の組織・個人の場合には、国公証役場の確認がなければならない。

b. 家族世帯・個人の場合には、国公証役場又は土地のある市町村の人民委員会の公証がなければならない。

c. 土地使用者の各権限を実施する時、片側が本項 a 点に規定される対象者で、片側が本項 b 点に規定される対象者である場合、国又は土地のある市町村の人民委員会の公証がなければならない。

2. 土地使用者の各権限を実施する時、各側が市町村の人民委員会の公証を求める場合、土地のある市町村の人民委員会は、十分な書類を受け取って営業日の 3 日間以内に契約書又は書類を公証する責任がある。

3. 司法省は主催として、資源環境省と協力して、土地使用者が土地所有権の交換・譲渡・賃貸・再賃貸・継承・寄贈又は土地所有権での抵当・保証・出資をするときの契約書又は書類に関する国の公証及び市町村の公証を実施することを案内する。

#### 第 120 条. 土地の管理及び使用に関する行政手続・手続を実施する時における土地使用者の財政的な義務実施

1. 土地使用料、賃貸料、土地に関する各種税金に関する財政的な義務は、土地所有権登記事務所が提供した土地管理データに基づき、関税機関により確定される。

土地所有権登記事務所から送付された土地管理データを受け取って営業日の 3 日以内に、関税機関は、土地使用者が実施しなければならない財政的な義務について土地所有権登記事務所に通知する責任を持ち、土地所有権登記事務所は、財政的な義務を実施しなければならない人に直接又は資源環境機関に書類を提出した場合に、資源環境機関に通じて又は市町村の人民委員会に書類を提出した場合に市町村の人民委員会に通じて通知しなければならない。財務的な義務に関する通知を受け取ってから営業日の 3 日以内に、土地所有権登記事務所、資源環境機関、市町村の人民委員会は、財務的な義務をしなければならない人に対して、義務者が法令の規定に従って国家均衡にお金を納付するように、財務的な義務について通知しなければならない。

2. 土地使用者が土地の管理、使用に関する行政手続を実施する時に納付しなければならない土地管理・使用に関する料及び手数料は、土地所有権登記事務所が法令の規定により確定され、土地使用者が行政手続を実施する過程に納付するように、土地使用者に通知・案内をしなければならない。

#### 第 121 条. 行政手続の実施期間

1. 中央直轄省市の人民委員会は、本政令において行政手続の各ステップに対してまだ規定していない土地管理・使用における行政手続の実施期間について具体的に規定する責任を持つ。

中央直轄省市の人民委員会、省に属する県市区市の人民委員会は、実施期間について、本政令において規定された期間より短い期間と規定することができる。

2. 山地、島、遠地にある地域の場合、土地管理・使用における行政手続実施期間は、より長くすることができるが、それぞれの場合においては 15 日を越えてはいけない。

3. 土地管理・使用における行政手続をする時、土地管理地図がまだないため、土地管理用測定をしなければならない場合には、行政手続の実施期間は、より長くすることができるが、それぞれの場合において営業日の 20 日を越えてはいけない。

#### 第 122 条. 土地管理・使用における行政手続を実施する時の書類提出及び結果返却

1. 本政令第 123 条、第 124 条、第 125 条、第 126 条、第 127 条、第 134 条、第 135 条及び第 141 条に規定される土地交付・賃貸の申請、土地使用目的変更の申請、土地使用期間延長の申請の場合における書類提出及び結果返却は、以下のように規定される。

a. 書類提出は、それぞれの条項における具体的な規定に従う。

b. 条件を十分にそろい、解決された場合においては、職能的な人民委員会が決定して営業日の 3 日以内に、資源環境機関は、サインされた又は訂正された土地所有権証書の原本と共に決定書を、資源環境機関に書類を提出した土地使用者に渡す又は市町村の人民委員会が市町村の人民委員会に書類を提出した土地使用者に渡すように市町村の人民委員会に送付する責任を持ち、サインされた又は訂正された土地所有権証書の保管部、回収された土地法第 50 条 1 項及び 2 項に規定される土地所有

権に関するいずれの書類（ある場合）を管轄土地権登記事務所に送付し、土地使用に関する変動通知を資源環境局に属する土地権登記事務所に土地管理書類の原本を訂正するために送付する責任を持つ。

土地権登記証書を受け取った日から営業日の3日以内に、市町村の人民委員会は、土地権登記証書を渡す責任を持つ。

c. 解決条件が十分にそろっていない場合、解決しないという職能機関の結論があって営業日の3日以内に、資源環境機関は、資源環境機関に書類を提出した人に対して書類を返却し、理由を明確に説明しなければならない又は市町村の人民委員会に書類提出者に返却するように書類を人民委員会に送付する。

書類を戻されてから営業日の3日以内に、市町村の人民委員会は、書類の提出者に書類を返却し、理由を説明する責任がある。

2. 本政令第128条及び第142条に規定されるハイテク地区、経済地区における土地使用の場合に対する書類提出及び結果返却は以下の規定により実施される。

a. 書類は、ハイテク地区の管理委員会、経済地区の管理委員会に提出される。

b. 経済地区・ハイテク地区の管理委員会の解決条件をそろっている場合には、営業日の3日以内に、土地が位置する資源環境機関は、サインされた又は訂正された土地権登記証書をハイテク地区・経済地区の管理委員会に送付し、サインされた又は訂正された土地権登記証書の保管版、回収された土地法第50条1項、2項及び5項に規定される土地権に関するいずれの書類（ある場合）を直轄土地権登記事務所に送付し、土地管理元書類を調整するために土地使用に関する変動通知書を資源環境局に属する土地権登記事務所に送付する責任がある。

c. 解決する条件を十分にそろっていない場合には、営業日の3日以内に、ハイテク地区・経済地区の管理委員会は、書類提出者に書類を返却し、理由を明確に説明する責任がある。

3. 本政令第129条、133条、136条、137条、138条、139条、140条、143条、144条、148条、149条、150条、151条、152条、153条、154条、155条、156条及び157条に規定される土地権登記証書の交付申請及び土地使用に関する変動登記の場合に対する書類提出及び結果返却は、以下のように実施される。

a. 組織、宗教組織、投資案件を実施する外国定住のベトナム人、外国組織・個人の場合には、書類を資源環境局の直轄土地権登記事務所に提出し、町における土地を使用する家族世帯・個人、住民共同体及び住宅用土地の使用権に付けられる住宅を購入できる外国定住のベトナム人の場合には、書類を資源環境部の直轄土地権登記事務所に提出し、市における土地を使用する家族世帯村・個人、住民共同体の場合には、市町村の人民委員会に書類を提出する。

十分な書類を受け取って営業日の3日以内に、市町村の人民委員会は、書類を資源環境部の直轄土地権登記事務所に渡さなければならない。

b. 解決条件を十分にそろっている場合、職能機関が決定又は承認して営業日の3日以内に、資源環境機関は、サインされた又は訂正された土地権登記証書原本を書類の受け取った土地権登記事務所に送付する又は書類が市町村の人民委員会に提出された場合には、土地権登記証書原本を資源環境部の直轄土地権登記事務所に通じて市町村の人民委員会に送付し、土地使用者が組織、主教機関、投資案件を実施する外国定住のベトナム人、外国の組織・個人の場合にはサインされた又は訂正された土地権登記証書の保管部、回収された土地法

50条1項、2項及び5項に規定される土地権に関するいずれの書類を資源環境局の直轄土地権登記事務所に送付する又は土地使用者が家族世帯・個人、住民共同体、住宅用土地の使用権に付けられる住宅を購入できる外国定住のベトナム人の場合には資源環境部の直轄土地権登記事務所に送付し、土地管理元書類を調整するために土地使用に関する変動通知書を資源環境局の直轄土地権登記事務所に送付する責任を持つ。

土地権登記証書を受け取って営業日の3日以内に、土地権登記事務所又は市町村の人民委員会は、土地権登記証書を渡す又は返却する責任を持つ。

c. 法律の規定により解決条件を十分にそろっていない場合には、職能機関の解決しないと言う結論があってから営業日の3日以内に、土地権登記事務所は、土地権登記事務所に書類提出者に書類を返却し、理由を明確に説明する又は市町村の人民委員会に書類を提出した人に返却するために市町村の人民委員会に送付する責任を持つ。

書類を受け取って営業日の3日以内に、市町村の人民委員会は、書類提出者に書類を返却し、理由を明確に説明する責任を持つ。

4. 本政令第130条、131条及び132条に規定される土地回収の場合には、本政令第118条に規定される土地権登記証書を回収した日から営業日の7日以内に、資源環境機関は、土地回収決定の写し、回収された土地権登記証書原本又は土地法第50条1項、2項及び5項に規定される土地権に関するいずれの書類（ある場合）、土地権登記証書を回収できない各ケースの一覧表の通知書を直轄土地権登記事務所に送付し、土地管理元書類を調整するために土地使用に関する変動通知書を資源環境局の直轄土地権登記事務所に送付する責任を持つ。

5. 本政令第147条に規定される農業用土地の使用権変更の場合に対する書類提出及び結果返却は以下の規定により実施される。

a. 書類は土地が位置する市町村の人民委員会に提出される。

b. 解決条件を十分にそろった場合には、営業日の2日以内に、資源環境部は、変更土地に対する土地権登記証書の原本を土地が位置する市町村の人民委員会に送付し、変更土地に対する土地権登記証書の保管部及び回収された土地権登記証書又は回収された土地法第50条1項、2項及び5項に規定される土地権に関するいずれの書類（ある場合）を直轄土地権登記事務所に送付し、土地管理の元書類を調整するために土地使用に関する変動通知書を資源環境局の直轄土地権登記事務所に送付する責任を持つ。

c. 解決する条件を十分にそろっていない場合には、営業日の2日以内に、市町村の人民委員会は、書類を返却する責任を持つ。

## 第2節. 土地管理における行政手順・手続き 第123条. 家族世帯・個人に対する農業用土地の賃貸・交付手順・手続き

1. 農業生産・林業・製塩を直接にする家族世帯・個人に対して多年生樹木地、製塩地を交付するのは、土地のある市町村の人民委員会が作成して、省の直轄する県市区市の人民委員会に承認申請された提案により実施される。土地交付手順・手続きは以下の規定による。

a. 市町村の人民委員会は、区域において土地を交付されたすべての場合に対して共通解決提案を作成し、土地を交付される各場合について検討・意見提出のために、地域の土地交付顧問委員会（その中に、人民委員会の会長又は副会長が委員会の会長、ベトナム祖国前線の代表者、農民委員会の代表者、地域にある住民地区の長および土地管理幹部がいる）を設立する。  
b. 土地交付顧問委員会の意見に基づき、市町村の人民委員

会は、土地交付提案を完成して、土地を交付される各場合のリストを市町村の人民委員会の事務所において、営業日の15日の間に掲示し、住民の意見を求め、土地交付提案を完成して、省の直轄県市区の人民委員会（資源環境部に通じる）の承認を申請する前に、同級人民代表会に通過の申請をする。

c. 資源環境部は、土地交付提案を審査し、直轄土地管理登記事務所に土地管理地図の作成、土地管理書類の作成について指導し、同級人民委員会に土地交付の決定及び土地管理登記書類の交付に関する決定を申請する責任がある。

本点に規定される各事務を実施する期間は、資源環境部が十分な書類を受け取った日から、土地使用者が土地管理登記書類を受け取る日までの営業日の50日を越えないこと。

2. 家族世帯・個人に対して、多年生樹木土地、生産林地、保護林地、特用林地のバインダー地、水産物養殖地、その他農業用土地を交付することは以下の規定により実施される。

a. 家族世帯・個人は、土地交付・賃貸の申請書を土地のある市町村の人民委員会に提出し、その申請書には、使用する土地の面積について明確に記載されること。

水産物養殖のために土地の交付・賃貸を申請する場合には、省の直轄県市区の水産管理期間に査定された水産物養殖提案があり、環境に関する法律の規定により、環境に対する影響に関する評価を報告しなければならない。

b. 市町村の人民委員会は、審査した上、各要件を十分に揃った場合には、家族世帯・個人の土地管理需要に関する意見・確認を土地交付・賃貸申請書に記入し、それを資源環境部の直轄土地管理登記事務所に送付する。

c. 土地管理登記事務所は、書類を再検討し、条件を揃っている場合には、土地管理地図の摘録又は土地管理地図のないところの土地測定のコピー、土地管理書類のコピーをし、資源環境部に送付する。

d. 資源環境部は、土地交付・賃貸申請各ケースを審査し、必要に応じて実地を確認し、省の直轄県市区の人民委員会に土地の交付・賃貸及び土地管理登記書類の交付に関する決定を神聖し、土地を賃貸できる場合に対して土地賃貸契約書を締結する。

3. 本条2項b点、c点及びd点に規定される各事務の実施期間は、市町村の人民委員会が十分な書類を受け取った日から、土地使用者が土地管理登記書類を受け取った日までの営業日の50日を越えないこと。

#### **第124条. 土地管理需要をオークションしなければならない場合に属しないで、農村部における家族世帯・個人に対する住宅用土地の交付手順・手続き**

1. 土地を住宅建設に使用する需要を持っている家族世帯・個人は、土地のある村の人民委員会に土地交付申請書を提出する。

2. 土地の交付は、以下のように規定される。

a. 村の人民委員会は、区域の土地管理詳細企画・計画に基づき、住宅用土地の提案を作成し、本政令第123条1項a点に規定される村の土地交付顧問委員会に送付して、そこに検討・意見を求め、土地を交付される各場合のリストを村の人民委員会の事務所において営業日の15日間に掲示し、人民の意見を求め、土地交付提案を完成させ、土地交付申請書類を作成して、資源環境部の直轄土地管理登記事務所に送付する。書類は、2部に作成され、住宅に使用するよう土地の交付に関する人民委員会向けの申請書、家族世帯・個人の住宅用土地交付申請に添付されるリスト、損の土地交付顧問委員会の意見が含まれる。

b. 土地管理登記事務所は、書類を検討する責任があり、条件を十分に揃っている場合には、土地管理地図の摘録又は土地管理地図がない時に土地の測定、土地管理書類のコピーをし、それを本項a点に規定される書類と一緒に資源環境部に送付し、財務的な義務を確定するために土地管理データを税務期間に送付する責任がある。

c. 資源環境部は、土地管理書類の審査、実地を確認をし、省の直轄県市区の人民委員会に土地交付及び土地管理登記書類の交付に関する決定を申請する責任がある。

d. 土地交付決定に基づき、土地のある村の人民委員会は、実地において土地を交付する責任がある。

3. 本条2項b点、c点及びd点に規定される各事務の実施期間は、土地管理登記事務所が十分な書類を受け取った日から

土地使用者が土地管理登記書類を受け取った日までの営業日の40日（償還、立退き及び使用者が財務的な義務を実施する期間を除く）を越えないこと。

#### **第125条. 組織、宗教組織、外国定住のベトナム人、外国組織・個人に対して、立退きされた又は立退きをしない土地の交付・賃貸手順・手続き**

1. 土地の交付・賃貸について需要を持っている人は、場所の合意の任務を中央直轄省市の人民委員会に与えられた機関又は又は土地基金開発組織に連絡して、土地を使用する場所を紹介してもらう。

2. 確定された場所において職能機関の場所に関する合意書又は投資許可書又は交付建設認可書がある時、土地の交付・賃貸の申請者は、以下のものを含める書類2部を資源環境部に提出する。

a. 土地交付・賃貸の申請書

b. 確定された場所においての職能機関の場所合意書又は投資許可書又は工事建設許可書

c. 国の公証役場に公証された投資案件決定書又は投資許可書の写し；国家予算を使っていない組織の投資案件又は外国投資資金のない案件ではない場合には、本政令第30条1項b点の規定による土地のある資源環境部の土地管理需要に関する審査文書がなければならない。

d. 鉱産物の測定・開拓案件の場合には、鉱山測定・開拓地図を添付される許可書がなければならない；土地をレンガ生産・陶器生産の目的に使用する場合には、職能機関に承認されたレンガ生産経営又は投資案件の決定又は登記がなければならない。

dd. 以前に国に土地を交付・賃貸された案件に関して、土地に関する法律のコンプライアンスに関する土地のある資源環境部の確認文書

3. 土地の交付・賃貸は、以下のように規定される。

a. 資源環境部は、審査し、土地管理登記事務所が土地管理地図の摘録又は土地管理地図がないところにおいて土地測定をし（土地を使用して広い範囲における工事（堤防、水力発電、電線、歩道、鉄道、水道、石油パイプ、ガスパイプなど）を建設する案件の場合、土地管理地図に代わる直近に作成され、1/25,000の比率より小さくない地形地図を使う）、土地管理書類のコピーをするように指導する責任がある。

b. 土地管理登記事務所は、財務的な義務を画定するために、土地管理データを政務機関に送付する責任がある。

c. 資源環境部は、土地管理書類を査定し；実地を確認をし；中央直轄省市の人民委員会に土地交付・賃貸及び土地管理登記書類の交付に関する決定を申請し；土地を賃貸できる場合において土地賃貸契約を締結し；資源環境部、土地のある市町村の人民委員会が実地において土地を交付するよう指導する責任がある。

4. 本条3項に規定される各事務を実施する機関は、資源環境部が十分な書類を受け取った日から土地使用者が土地管理登記書類をもらった日までの20日（土地使用者が財務的な義務を実施する期間を含まない）を越えないこと。

#### **第126条. 組織、外国定住のベトナム人、外国組織・個人に対して、立ち退きされていない土地の交付・賃貸手順・手続き**

1. 土地交付・賃貸を申請する需要を持っている人は、土地使用の場所を紹介してもらうために、土地合意を中央直轄省市の人民委員会に分担された機関に連絡する。

2. 土地交付・賃貸の申請者は、本政令第125条2項に規定される書類を提出する。

3. 土地回収、賠償、立ち退きは、本政令第130条1項、3項、4項、5項、6項及び7項に規定される手順及び賠償・援助・再居住に関する政府の規定により、実施される。

4. 立ち退きの後の土地交付・賃貸は、本政令第125条3項の規定により、実施される。

5. 本条4項に規定される各事務の実施期間は、立ち退きの日及び資源環境部が十分な書類を受け取った日から、土地使用者が土地管理登記書類を受け取った日までの営業日の20日（土地使用者が財務的な義務を実施する期間を含まない）を越えないこと。

#### **第127条. 国防・安寧目的に使用する土地の交付手順・手続**

き

1. 本政令第 83 条 3 項に規定される人民武装機関は、国防・安寧目的に使用する土地の交付を申請する場合、以下のものを含める書類 2 部を資源環境局に提出する。
  - a. 土地交付申請書
  - b. 土地使用に関する内容又は国防省・公安省の駐留位置企画の承認決定を含める職能機関の国防・安寧建設投資決定書の部分的なコピー
  - c. 国防省・公安省又は国防省・公安省に委任された機関の長の土地交付請求書
2. 土地交付は以下のように規定される。
  - a. 十分な書類を受け取って営業日の 5 日以内に、資源環境局は、審査し、書類の 1 部を直轄土地管理登記事務所に送付し；省の直轄区市の人民委員会が賠償・立ち退き提案を作成するように指導する責任がある。
  - b. 書類を受け取って営業日の 5 日以内に、土地管理登記事務所は、土地管理地図の摘録又は土地管理地図がないところにおいて土地測定、土地管理書類のコピーをし、それを土地交付申請書と一緒に資源環境局に送付する責任がある。
  - c. 土地管理地図、土地管理書類のコピーを受け取って営業日の 10 日以内に、支援環境局は、中央直轄省市の人民委員会に土地交付及び土地管理登記書の決定を申請する責任がある。
  - d. 書類を受け取って営業日の 10 日以内に、中央直轄省市の人民委員会は、検討・サインをし、条件を十分にそろっている場合には土地回収・土地交付の決定、土地管理登記書を資源環境局に送付し；賠償・立ち退きを実施するように省の直轄区市の人民委員会に通知する。
  - dd. 土地回収、賠償、立ち退きは、本政令第 130 条 1 項、3 項、4 項、5 項、6 項及び 7 項に規定される手順及び賠償・援助・再居住に関する政府の規程により実施される。
  - e. 賠償・立ち退きを完成させて営業日の 3 日以内に、資源環境局は、資源環境部、土地のある市町村の人民委員会が実地において土地を交付するように指導する。

#### 第 128 条. ハイテク地区、経済地区における土地再交付・賃貸手順・手続き

1. 土地再交付・賃貸の申請者は、以下のものを含める書類 2 部を提出する。
  - a. 土地再交付・賃貸申請書
  - b. 投資に関する法律の規定による組織の場合の投資案件
  - c. 投資に関する法律の規定による外国定住のベトナム人、外国組織・個人に対する投資許可書・投資案件
2. 土地再交付・賃貸は以下のように規定される。
  - a. 書類を受け取って営業日の 9 日以内に、ハイテク地区・経済地区の管理委員会は、検討をし；要件がそろっている場合、土地管理地図の摘録又は土地管理地図がないところにおいて土地測定をし；土地再交付の決定又は土地賃貸契約の締結をし；土地使用者に法律の規定による土地使用料又は賃貸料を納付するように通知し；土地再交付決定又は土地賃貸契約と共に土地管理地図の摘録又は土地管理測定を土地管理登記書の交付職能人民委員会の直轄資源環境機関に送付する責任がある。
  - b. 土地再交付決定又は土地賃貸契約書を受け取って営業日の 5 日以内に、資源環境局は、土地管理登記書にサインする又は資源環境部は同級人民委員会に土地管理登記書のサインを申請し；土地管理登記書をハイテク地区・経済地区の管理委員会に送付する責任がある。
  - c. 土地使用者が財務的な義務を実施して営業日の 3 日以内に、ハイテク地区・経済地区の管理委員会は、実地において土地を交付し、土地管理登記書を交付する責任がある。

#### 第 129 条. 土地賃貸形態から土地を交付し土地料を徴収する形態に変更する場合の手順・手続き

1. 土地使用者は、土地賃貸形態から土地を交付し土地使用料を徴収する形態に変更する必要がある時、以下のものを含める書類 1 部を提出する。
  - a. 土地賃貸形態から土地を交付し土地使用料を徴収する形態に変更する登記申請書
  - b. 土地賃貸契約書及び土地管理登記書
2. 土地賃貸形態から土地を交付し土地使用料を徴収する形態に変更することは、以下の規定により実施される。
  - a. 十分な書類を受け取って営業日の 5 日以内に、土地使用

権登記事務所は、査定し；要件を十分にそろっている場合、土地管理書類のコピーをし、それを書類と一緒に同級資源環境機関に送付し；財務的な義務を確定するために、土地管理データを税務機関に送付する責任がある。

- b. 土地使用者が財務的な義務を実施して営業日の 3 日以内に、資源環境機関は、土地管理登記書を訂正する責任がある。
3. 土地使用者が土地賃貸形態から土地を交付し土地使用料を徴収する形態に変更すると共に土地使用目的を変更する需要を持っている場合、土地賃貸形態から土地を交付し土地使用料を徴収する形態に変更する手続きを実施する前に、土地使用目的の変更手続きをしなければならない。

#### 第 130 条. 土地法第 38 条 1 項に規定される場合に対する土地回収手順

1. 職能階級の人民委員会は、政府の職能機関に承認された土地使用企画・計画に基づき、資源環境機関が土地管理登記事務所、土地管理地図の摘録又は土地管理地図のない土地回収地域における土地測量、土地管理書類の部分的なコピーをするように指導し、それらの書類を本条 2 項及び 3 項に規定される倍賞・立退きの提案を作成する責任を持つ組織・機関に送付することを直轄資源環境機関に負担させる。
2. 土地使用企画・計画が公表されたが、土地案件がまだない時の土地回収の場合には、中央直轄省市の人民委員会は、土地基金開発組織が倍賞・立退きに関する全体的な提案を作成し、中央直轄省市の人民委員会に承認の申請をすることを、土地企画開発組織に分担させる。
3. 投資案件を実施するために土地を回収する場合には、省の直轄区市の人民委員会は、倍賞・立退きに関する全体的な提案を作成し、中央直轄省市の人民委員会に承認の申請をする責任を持つ。
4. 倍賞・立退きに関する全体的な提案が承認された後、回収される土地が位置する省の直轄区市の人民委員会は、農業用土地の回収の場合に対して 90 日以上事前に、非農業用土地の場合に対して 180 日以上事前に土地使用者に対して回収理由、移動期間及び計画、倍賞・立退きに関する提案について通知する責任を持つ。
5. 通知期間が終了する 20 日以上前に、土地基金開発組織又は省の直轄区市の人民委員会は、倍賞・立退き提案を提出し、資源環境局は、土地回収決定を中央直轄省市の人民委員会に申請して、中央直轄省市の人民委員会に決定してもらう。土地回収決定には、組織・宗教組織、外国定住のベトナム人、外国組織・個人が使用している土地各筆における具体的な回収面積、及び家族世帯・個人、住民共同体が使用している共通土地の回収内容を含まなければならない。
6. 中央直轄省市の人民委員会は、申請書を受取って営業日の 15 日以内に、その申請を検討して、サインしてある土地回収決定、倍賞・立退き提案認可決定を資源環境局、省の直轄区市の人民委員会又は土地基金開発組織に送付する責任を持つ。
7. 土地基金開発組織は、土地使用企画・計画が公表された後でも投資案件がない場合の土地回収に対して、倍賞・立退きを実施する責任があり、省の直轄区市の人民委員会は、投資案件の実施のために土地を回収して交付・賃貸する場合に対して倍賞・立退きを実施する責任を持つ。
8. 中央直轄省市の人民委員会は、倍賞・立退きを完了させた後に、土地基金開発組織が管理又は投資案件の投資家に土地を交付・賃貸するように土地基金開発組織に土地を交付する。

回収土地地域においては、家族世帯・個人が使用している土地の面積がある場合、中央直轄省市の人民委員会の土地回収決定を受取って営業日の 30 日以内に、省の直轄区市の人民委員会は、家族世帯・個人、住民共同体が使用している土地各筆に対する具体的な回収面積について決定をする責任を持つ。

7. 土地基金開発組織は、土地使用企画・計画が公表された後でも投資案件がない場合の土地回収に対して、倍賞・立退きを実施する責任があり、省の直轄区市の人民委員会は、投資案件の実施のために土地を回収して交付・賃貸する場合に対して倍賞・立退きを実施する責任を持つ。
8. 中央直轄省市の人民委員会は、倍賞・立退きを完了させた後に、土地基金開発組織が管理又は投資案件の投資家に土地を交付・賃貸するように土地基金開発組織に土地を交付する。

#### 第 131 条. 土地法第 38 条 2 項及び 8 項に規定される場合における土地回収手順

1. 国に交付されて土地使用料を徴収しない土地、国に交付されて土地使用料を徴収される土地（納付した土地使用料の起源が国家予算である）の場合、又は土地を借りて毎年賃貸料を支払うが、他の地方に移動する、土地使用需要が減少又はなくなった場合又は土地使用者が随意で土地を返却する場合の土地回収は、以下のように実施される。

- a) 土地使用者が組織、宗教組織、外国定住のベトナム人、外国の組織・個人である場合、土地返却書類及び土地用途証明書又は土地法第50条1項、2項及び5項に規定される土地用途に関するいずれの書類（ある場合）を土地のある資源環境局に送付し、土地使用者が家族世帯・個人、住民共同体である場合、土地のある資源環境部に送付する。
- b) 資源環境機関は、土地返却書類を受取って営業日の20日以内に、必要性を確認した場合に実地確認・審査をし、土地回収の決定を同級の人民委員会に申請する。
- c) 職能階級の人民委員会は、申請書を受取って営業日の15日以内に、申請書を検討し、サインしてある土地回収決定を直轄資源環境機関に送付する。

2. 国に土地を交付して土地使用料を徴収されない組織、国に土地を交付して土地使用料を徴収され、納付した土地使用料の起源が国家予算である場合の組織又は土地を借りて毎年土地賃貸料を支払うが、現在、解体・破産になる場合の組織に対する土地回収は、以下のように実施される。

- a) 職能機関の解体・破産決定を受取って営業日の20日以内に、土地のある資源環境局は、必要に応じて実地の確認・審査を行い、土地回収決定を同級人民委員会に申請する。
- b) 申請書を受取って営業日の15日以内に、中央直轄省市の人民委員会は、検討して、サインしてある土地回収決定を資源環境局に送付する。

#### 第132条. 土地法第38条3項、4項、5項、6項、7項、9項、10項、22項及び12項に規定される各場合における土地回収手順

1. 土地法第38条3項、4項、5項、6項、9項、11項及び12項に規定される各場合における土地回収は以下のように実施される。

- a) 資源環境機関は、調査官の結論を受取って営業日の15日以内に、必要に応じて実地の確認・審査を行い、同級人民委員会に土地回収決定を申請する。
- b) 職能階級の人民委員会は、申請書を受取って営業日の15日以内に、検討して、サインしてある土地回収決定を直轄資源環境機関に送付し、法令の規定により、土地に投資した価値の残存価値又は土地に付けられる資産（ある場合）の残存価値を確認するための必要な処理について指導をする。

2. 土地法第38条7項に規定される場合の土地回収は、以下のように実施される。

- a) 職能機関の死亡届け又は行方不明明決定及び土地のある市町村人民委員会の継承者がいないとの確認文書を受取って営業日の15日以内に、資源環境部は、実際の実地確認・審査を行い、同級の人民委員会に土地回収決定を申請する。
- b) 省の直轄県市区市の人民委員会は、申請書を受取って営業日の10日以内に、検討して、サインされた土地回収決定書を資源環境部に送付する責任をもつ。

3. 土地法第38条10項に規定される場合における土地回収は、以下のように実施される。

- a) 土地使用期間が終了して営業日の30日以内に、資源環境機関は、土地回収決定を同級人民委員会に申請する責任を持つ。
- b) 職能階級の人民委員会は、申請書を受取って営業日の10日以内に、検討して、サインされた土地回収決定書を資源環境機関に送付する責任がある。

#### 第133条. 許可申請が必要ない場合における土地用途変更の時手順・手続き

1. 土地用途を変更したい土地使用者は、以下のものを含める書類1部を提出すること。

- a) 資源環境省が規定している土地用途変更の登記申請書
  - b) 土地用途証明書又は土地法第50条1項、2項及び5項に規定される土地用途に関するいずれの書類（ある場合）
2. 土地使用者は、土地用途陶器事務所が土地法第36条2項の規定に適切ではない理由で土地用途を変更できない通知書を出す場合を除き、書類を提出して20日後に土地用途を変更することが出来る。
3. 土地用途の変更登記は以下のように規定される。

- a) 土地用途登記事務所は、書類を検査する責任を持ち、土地用途の登記が土地法第36条2項の規定に適切ではない場合に、書類を返却して理由を明確に説明し、土地用途の変更登記が土地法第36条2項の規定に適切である場合に、登

記申請書を確認して、土地用途証明書の訂正をするために書類を同級資源環境機関に送付する。

- b) 資源環境機関は、土地用途証明書を訂正する責任を持つ。
- c) 本条3項に規定される事務実施期間は、土地用途登記事務所が十分な書類を受取った日から、土地使用者が訂正された土地用途証明書をもたらした日までの18日を越えないこと。

#### 第134条. 許可申請が必要な場合に対する土地用途の変更手順・手続き

1. 土地用途を変更したい人は、組織、外国定住のベトナム人、外国組織・個人である場合に土地のある資源環境局に、家族世帯・個人である場合に土地のある資源環境部に以下のものを含める書類の1部を提出すること。

- a) 土地用途の変更申請書
- b) 土地用途証明書又は土地法第50条1項、2項及び5項に規定される土地用途に関するいずれの書類（ある場合）
- c) 土地用途変更者が組織、外国定住のベトナム人、外国の組織・個人である場合において、投資に関する法令の規定による投資プロジェクト。

2. 資源環境機関は、書類の審査、実地の確認、土地使用詳細企画・計画又は土地使用詳細企画・計画がまだない場合の土地使用計画への適切性の確認をし、直轄土地用途登記事務所に土地管理書類の一部分のコピーをするように指導する責任を持つ。

3. 土地用途登記事務所は、土地管理書類の部分的なコピーを作成し、同級資源環境機関にそれを送付し、財政義務を確定するために関税機関に土地管理データを送付する責任を持つ。

4. 資源環境機関は、同級人民委員会に土地用途の変更を申請し、土地用途証明書を訂正し、土地賃貸の場合には土地賃貸契約を再締結する責任を持つ。

5. 本条2項、3項及び4項に規定される事務の実施期間は、資源環境機関が十分な書類を受取った日から、土地使用者が訂正された土地用途証明書を受け取った日までの30日（土地使用者が財務的な義務を実施する期間を含まない）を越えないこと。

#### 第135条. 市町村における土地を使用している家族世帯・個人に対する土地用途証明書の交付手順・手続き

1. 家族世帯・個人は、以下のものを含める書類1部を市町村の人民委員会に提出する。

- a) 土地用途証明書の交付申請書
- b) 土地法第50条1項、2項及び5項に規定される土地用途に関するいずれの書類（ある場合）
- c) 土地用途証明書の交付申請に関する委任状（ある場合）

2. 土地用途証明書の交付は、以下のように規定される。

- a) 市町村の人民委員会は、審査を行って、土地用途証明書の交付申請書において土地紛争状況について確認し、土地使用者が土地法第50条1項、2項及び5項に規定される土地用途に関する書類を持っていない場合には、土地使用に関する起源及び時点、土地紛争状況、承認された土地使用企画への適切性を検査・確認し、土地用途証明書の交付条件を揃っているケースと揃っていないケースの一覧表を市町村の人民委員会の事務所において15日間の間に公開し、土地用途証明書の申請各場合に対する意見を検討し、資源環境部の直轄土地用途登記事務所に書類を送付する責任を持つ。

b) 土地用途登記事務所は、書類を確認し、土地用途証明書の交付条件を十分に揃っている場合に対して土地用途証明書の交付申請所に確認し、条件を揃っていない場合に対して意見を記入し；土地用途証明書の交付条件を揃っていない場合には、土地管理地図の摘録又は土地管理地図がない場合に土地の測量し；土地使用者が財務義務を実施しなければならない場合に財務的な義務を確定するために土地管理データを関税機関に送付し、土地用途証明書の交付条件を揃っているケースと揃っていないケースの一覧表と共に土地管理地図の摘録、土地管理書類の部分的な写しを資源環境部に送付する責任を持つ。

c) 資源環境部は、書類を確認して、同級人民委員会に土地用途証明書の交付決定を申請、国に土地を賃貸された場合に対して賃貸契約を締結する。

d) 本項 a 点、b 点及び c 点に規定される各事務の実施期間は、市町村の人民委員会が十分な書類を受取った日から、土地使用者が土地用途証明書を受け取った日までの55日（土地用途



証書の交付申請ケースの一覧表を公表する期間及び土地使用者が財務的な義務を実施する期間を計算しない)を超えないこと。

3. 農牧地に対する土地権利証書を交付する場合には、本条1項、2項により土地権利証書を交付する前に、本政令第50の規定により土地権利現況を確認しなければならない。

**第136条. 町における土地を使用している家族世帯・個人に対する土地権利証書交付手順・手続き**

1. 家族世帯・個人は、以下のものを含める書類1部を提出する。

- a) 土地権利証書の交付申請書
- b) 土地法第50条1項、2項及び5項に規定される土地権利に関するいずれの書類(ある場合)
- c) 土地権利証書の交付申請に関する委任状(ある場合)

2. 土地権利証書の交付は以下のように実施される。

a) 土地権利登記事務所は、書類の審査、必要に応じて確認をし;その土地に関する土地紛争状況に関する町の人民委員会の確認意見を求め;土地法第50条1項、2項及び5項に規定される土地権利に関する書類を持っていない使用者の場合には、その土地に関する土地権利起源及び土地権利時点、土地の紛争状況、承認された土地権利企画への適切性について町の人民委員会からの意見を求め;土地権利証書の交付条件をそろっている場合とそろっていない場合のリストを土地権利登記事務所において営業日の15日間に公開的に公表し、土地権利交付申請ケースに対する意見を求め;土地権利証書交付要件がそろっている場合に対して土地権利証書交付申請書に確認を記入し、条件がそろっていない場合に対しては意見を記入する。土地権利証書を交付できる場合には、土地管理地図の摘録又は土地管理地図のないところにおいて土地の測定、土地管理書類のコピーをし、法律の規定により使用者が財務的な義務をしなければならない場合に対して、財務的な義務を確認するために土地管理データを税務機関に送付し;土地権利証書の交付条件がそろっている場合とそろっていない場合の戸共に土地管理地図摘録、土地権利管理書類のコピーを資源環境部に送付する。

b. 資源環境部は、書類を確認し、同級の人民委員会に土地権利証書の交付決定を申請し;国に土地を賃貸される場合について、土地賃貸契約を締結する責任がある。

c. 本項 a 点及び b 点に規定される各事務を実施する期間は、土地権利登記事務所が十分な書類を受け取った日から土地使用者が土地権利証書を受け取った日までの55日\*土地権利証書交付申請場合のリストを公開する期間と土地使用者が財務的な義務を実施する期間を含まない)を超えないこと。

**第137条. 土地を使用している組織に対して土地権利証書を交付する手順・手続き**

1. 土地を使用している組織は以下のものを含める書類1部を提出する。

- a. 土地権利証書の交付申請書
- b. 土地法第50条1項、2項及び5項に規定される土地権利に関するいずれの書類(ある場合)
- c. 土地権利証書交付申請に関する委任状(ある場合)

d. 本政令第49条、51条、52条、53条及び55条に規定される土地権利現況に関する確認の報告書

土地権利組織がまだ土地権利現況を確認していない場合には、資源環境局は、組織が本政令第49条、51条、52条、53条及び55条の規定により実施するように指導する。

dd. 土地組織の土地を処理することに関する中央直轄省市の人民委員会の決定。

2. 土地権利証書の交付は以下のように規定される。

a. 組織が引き続き使用することができる土地の面積確定に関する中央直轄省市人民委員会の決定に基づき、土地権利登記事務所は、土地管理地図の摘録又は土地管理地図がないところにおいて土地の測定、土地管理書類のコピーをし、土地権利組織が財務的な義務をしなければならない場合には、財務的な義務と確定するために、土地管理データを税務機関に送付し;土地管理地図摘録、土地管理書類のコピーと共に土地権利証書交付申請書類を資源環境局に送付する責任がある。

b. 資源環境局は、委任された場合、土地権利証書にサインし;委任されない場合、同級人民委員会に土地権利証書の

サインを申請し;国に土地を交付される場合に、土地賃貸契約書を締結する。

c. 本項 a 点及び b 点に規定される各事務を実施する期間は、土地権利登記事務所が十分な書類を受け取った日から、土地使用者が土地権利証書を受け取った日までの55日(土地使用者が財務的な義務を実施する期間を含まない)を超えないこと。

**第138条. 国防・安寧目的に土地を使用している人民武装機関に対して土地権利証書を交付する手順・手続き**

1. 土地を使用している人民武装機関は、以下のものを含める書類1部を提出する。

- a. 土地権利証書の交付申請書
- b. 軍隊駐留位置又は工事場所に関する国防省・公安省の決定

c. 土地権利証書の交付申請に関する委任状(ある場合)

d. 土地権利証書の交付申請機関の名前がある軍区、国境軍隊司令省の直轄機関の区域、中央直轄省市の区域における国防・安寧目的に土地を使用する企画について、首相が承認した決定書のコピー又は職能機関の土地交付決定又は引渡のある土地だと確認書類又は市町村の土地管理帳に名前が記載され、市町村の人民委員会に安定的に使用され、紛争がないと確認された。

2. 土地権利証書の交付は以下のように規定される。

a. 十分な書類を受け取って営業日の30日以内、土地権利登記事務所は、土地管理地図の摘録又は土地管理地図のないところにおける土地の測定(土地だけを測定して、土地上の国防・安寧工事、建築工事を測定しない)、土地管理書類のコピーをし;それと共に申請書類を資源環境局に送付する責任がある。

b. 書類を受け取って営業日の7日以内に、資源環境局は、委任された場合に、土地権利証書にサインし、委任されない場合に、同級人民委員会に土地権利証書にサインするように申請する責任がある。

c. 申請書を受け取って営業日の7日以内に、中央直轄省市の人民委員会は、検討・サインをして、土地権利証書を資源環境局に送付する責任がある。

d. 証書を受け取って営業日の6日以内に、資源環境局は、土地権利証書を直轄土地権利登記事務所に送付し、土地権利証書を交付される機関にそれを渡すようにする責任がある。

**第139条. 土地権利オークションの落札者、土地を使用するプロジェクトの入札の落札者に対する土地権利証書交付手順・手続き**

1. 土地権利オークション、土地を使用する投資案件の入札を行った組織は、落札者の代わりに、以下のものを含める書類1部を提出する責任がある。

a. 土地権利入札に関する法令の規定による、土地権利オークション、土地を使用する投資案件の入札の結果公表文書

b. 土地管理地図の摘録又は土地管理地図がないところの場合の地域の土地権利測量

c. 財務的な義務を実施した書類(ある場合)

2. 土地権利登記事務所は、十分な書類を受け取って営業日の5日以内に、書類の審査をし、土地管理地図の摘録又は土地管理地図がないところに対する土地権利測量をし、土地管理書類の部分的な写しを取り、それを申請書類と共に同級資源環境機関に送付する責任がある。

3. 資源環境局は、書類を受け取ってから営業日の10日以内に、委任により土地権利証書にサインする責任を持ち、資源環境部は、同級の人民委員会に土地権利証書のサインの申請をし、資源環境機関は、サインされた土地権利証書を土地権利登記事務所へ送付し、落札者に渡してもらう。

**第140条. 本政令第99条1項 k 点及び l 点に規定される各場合における土地権利受取者に対する土地権利証書交付手順・手続き**

1. 土地使用権の受取者は以下のものを含める書類1部を提出する。
  - a. 職能人民委員会に認められた土地紛争に関する和解成立結果に関する調査；担保・保証契約による債務処理合意書；土地に関する苦情・告訴解決行政決定、人民委員会の判決又は決定、判決実施期間の判決実施決定；法律に適切な土地使用権オークション結果を認める文書；家族世帯又は共通使用権を持っている使用者グループに対する法律に適切な土地使用権分割に関する文書；組織の分割・合併に関する職能機関・組織の決定；法律に適切な経済組織の分割・合併に関する文書のいずれのもの
  - b. 財務的な義務を実施した書類（ある場合）
2. 土地使用権登記事務所は、十分な書類を受け取って営業日の5日以内に、書類を確認し、土地管理地図を摘録する又は土地管理地図がない場合には土地の測定をし、土地管理書類を部分的にコピーし、そしてそれらの書類を申請書類と共に、同級資源環境機関に送付する責任がある。
3. 資源環境局は、書類を受け取って営業日の10日以内に、委任により、土地使用権証書にサインをし、資源環境部は、土地使用権証書にサインするように同級人民委員会に申請する。

**第141条. 土地を使用する経済組織、外国定住のベトナム人、外国組織・個人、非農業用土地を使用する家族世帯・個人、農業生産を直接にしないで国に農業用土地を賃貸された家族世帯・個人に対する土地使用機関延長手順・手続き**

1. 土地使用期間が終了する6ヶ月前に、土地使用期間を延長したい土地使用者は、経済組織、外国定住のベトナム人、外国組織・個人の場合には、資源環境局に以下のものを含める書類1部を提出し、家族世帯・個人である場合には資源環境部に提出する。
  - a. 12ヶ月を超えない期間を延長したい家族世帯・個人又は経済組織、外国定住のベトナム人、外国組織・個人の申請書
  - b. 12ヶ月以上の期間を延長したい経済組織、外国定住のベトナム人、外国組織・個人の申請書

当地プロジェクトの認可機関は、国家予算の資金を使用する案件及び外国投資資金のある案件に対して補足案件の認可を実施する。計画投資局は、国家予算の資金を使用しない又は外国資金のない非農業生産・経営案件に対して補足案件の認可を実施する。農業農村開発局は、国家予算の資金を使用しない又は外国投資資金がある農業生産案件に対して補足案件の認可を実施する。

2. 期間延長は以下のように規定される。

- a. 資源環境機関は、書類の審査、土地使用需要が延長申請書又は承認された生産経営補足案件に適切であることの確認、同級人民委員会に対して延長の申請、土地管理書類の部分的なコピーをするように直轄土地使用権登記事務所への指導をする責任がある。
- b. 土地使用権登記事務所は、土地管理書類の一部分を写し、それを同級資源環境に送付し、財務的な義務を確定するために関税機関に土地管理データを送付する。
- c. 土地使用者は、資源環境機関に対して、期限が切れた土地使用権証書を返却し、土地使用期間が延長される場合における財務的な義務を実施した証明書類を提出する。
- d. 資源環境機関は、土地使用期間が延長される場合に対して、土地使用権証書上の使用期間を訂正する責任がある。
- dd. 本項のa点、b点、c点及びd点に規定される各事務実施期間は、資源環境機関が十分な書類を受け取った日から、土地

使用者が土地使用権証書を受け取った日までの20日（土地使用者が財務的な義務を実施する期間を含まない）を越えないこと。

3. 土地使用期間の延長条件が十分にそろっていない場合には、資源環境機関は本政令第132条3項の規定により土地の回収を実施する。

**第142条. ハイテク地区、経済地区における土地使用機関の延長手順・手続き**

1. 土地使用期間が終了する6ヶ月前に、土地を引き続き使用する需要を持っている人は、以下のものを含める書類1部を提出すること。

a. 土地使用期間の延長申請書

b. 12ヶ月以上の期間を延長する場合には、認可された生産・経営に関する補足プロジェクト

国家予算の資金を使用するプロジェクト又は外国資金のあるプロジェクトの場合には、補足プロジェクトの認可は、投資案件の認可職能機関により実施される。

国家予算の資金を使用しない及び外国資金のないプロジェクトの場合には、補足案件の認可は、ハイテク地区管理委員会又は経済地区の管理委員会により実施される。

2. 期間延長は以下のように実施される。

a. 土地使用期間の延長申請書類を受け取って営業日の7日以内に、ハイテク地区・経済地区の管理委員会は、書類の検討、土地の交付期間決定、土地賃貸契約期間の延長をし、土地使用者に財務的な義務を実施するように通知を出す。

b. 土地使用期間が終了してから営業日の5日以内に、土地使用者は、ハイテク地区・経済地区の管理委員会に対して、期限が切れた土地使用権証書を返却し、財務的な義務を実施した証明書類（延長される場合）を提出する責任がある。

c. 使用権証書及び財務書類を受け取ってから営業日の5日以内に、ハイテク地区、経済地区の管理委員会は、土地使用権証書を訂正する職能的な資源環境機関にそれを送付する責任がある。

d. 使用権証書及び財務書類を受け取ってから営業日の7日以内に、資源環境機関は、土地使用権証書上の使用期間を訂正し、ハイテク地区、経済地区の管理委員会にそれを送付する責任がある。

dd. 使用権証書を受け取ってから営業日の5日以内に、ハイテク地区・経済地区の管理委員会は、土地使用期間が延長される土地使用者に対してその使用権証書を渡す責任がある。

3. 土地使用期間が延長する条件を十分にそろっていない場合には、資源環境機関は、本政令第132条3項の規定により土地を回収する。

**第143条. 名前変更、自然土地崩れによる土地面積減少、権限に関する変更、財務的な義務に関する変更を理由にする土地使用に関する変動の登記手順・手続き**

1. 土地使用に関する変動登記をしたい土地使用者は、以下のものを含める書類1部を提出すること。

a. 土地使用に関する変動登記申請書

b. 土地使用権証書又は土地法第50条1項、2項及び5項に規定されるいずれの書類（ある場合）

c. 土地使用の変動登記に関するその他法務書類

2. 土地使用の変動登記は以下のように規定される。

- a. 十分な書類を受け取って営業日の10日以内、土地使用権登記事務所は、書類の確認、変動登記申請書への確認、自然土地崩れによって土地の面積が現象する場合において土地の測定、土地管理書類の部分的なコピーをして、それを変動登記の申請書と共に同級資源環境機関に送付する責任がある。
- b. 書類を受け取って営業日の7日以内に、資源環境機関は、土地使用権証書の訂正をする責任がある。

#### 第144条. 土地使用権証書の再交付・交換手順・手続き

1. 土地使用権証書を再交付・交換する必要がある土地使用者は、以下のものを含める書類1部を提出すること。
  - a. 土地使用権証書の再交付・交換申請書
  - b. 交換する場合の土地使用権証書
2. 土地使用権証書の再交付・交換は以下のように規定される。
  - a. 土地使用権登記事務所は、書類の審査、土地管理地図の摘録又は土地管理地図がないところに対して土地の測定、土地管理書類の部分的なコピーをし、土地使用権証書の再交付・交換申請書への確認をし、土地管理地図の摘録、土地管理書類のコピーと共に申請書類を同級資源環境機関に送付する責任がある。
  - b. 資源環境局は、委任により土地使用権証書にサインする責任を持ち、資源環境部は、同級人民委員会に土地使用権証書にサインするように申請する責任がある。
  - c. 本項 a 点及び b 点に規定される各事務の実施期間は、土地使用権登記事務所が書類を受け取った日から、土地使用者が土地使用権証書を受け取って日までの28日を越えないこと。

土地使用権証書がなくなった理由で再交付の申請の場合、土地使用権登記事務所は、営業日の40日を越えない期間を追加することができ、その内、10日は、なくなった土地使用権証書の内容の審査で、30日は、土地使用権登記事務所及び土地のある市町村の人民委員会において書かれた土地使用権証書に関する通知掲示のためである。

#### 第145条. 分筆又は合筆の手順・手続き

1. 分筆・合筆書類は以下のものを含める。
  - a. 土地使用者は一筆の土地の一部に対して権限を実施する必要がある又は国の職能機関が土地の一部に対して回収する決定をした場合の土地商社の分筆或いは合筆申請書又は土地の一部に対して実施する時の本政令第140条1項 a 点に規定されるいずれの書類
  - b. 土地使用権証書又は土地法第50条1項、2項及び5項に規定されるいずれの書類（ある場合）
2. 土地使用者の需要による土地の分筆、合筆は以下のように実施される。
  - a. 分筆・合筆の需要を持っている土地使用者は、組織、宗教組織、外国定住のベトナム人、外国組織・個人である場合、書類1部を資源環境局において、家族世帯・個人である場合、資源環境部において作成する。
  - b. 十分な書類を受け取って営業日の7日以内に、資源環境機関は、土地使用権登記事務所が土地管理書類を準備するために、書類を登記事務所に送付する責任がある。
  - c. 書類を受け取って営業日の10日以内に、土地使用権登記事務所は、土地管理地図の摘録又は土地管理地図がないところ

において土地測定をし、土地管理書類を一部分にコピーし、これらの書類を同級資源環境機関に送付する責任を持つ。

- d. 土地管理地図の摘録、土地管理書類のコピーを受け取って営業日の10日以内に、資源環境部は、交付した土地使用権証書又は土地法第50条1項、2項及び5項に規定されるいずれの書類を回収し、同級人民委員会に検討して新しい筆の土地に対して土地使用権証書をサインするように申請する。資源環境局は、交付した土地使用権証書又は土地法第50条1項、2項及び5項に規定されるいずれの書類を回収して、任意された場合には新しい筆の土地に対して土地使用権証書にサインする又は委任されない場合には同級人民委員会に検討して新しい筆の土地の土地使用権証書にサインするように申請する。

- dd. 申請書を受け取って営業日の7日以内に、人民委員会は、検討して、新しい筆の土地に対する土地使用権証書にサインして、直轄資源環境機関に送付する（資源環境局が委任される場合を除く）
- e. サインされた使用権証書を受け取って営業日の5日以内に、資源環境機関は、新しい筆の土地に対する土地使用権証書を土地使用者の渡し、サインされた土地使用権証書の保管部、回収された土地使用権証書の原本又は土地法第50条1項、2項、5項に規定されるいずれの書類を直轄土地使用権登記事務所に送付し、土地使用に関する変動通知書を資源環境局の直轄土地使用権登記事務所へ送付し、土地管理の元書類を訂正してもらう。

3. 国が土地の一部を回収する又は本政令第41条5項 dd 点に規定される場合における土地分筆・合筆は以下のように実施される。

- a. 資源環境機関は、土地回収決定又は本政令第140条1項 a 点に規定されるいずれの書類に基づき、本条1項に規定される分筆・合筆書類を作成する責任がある。
- b. 本条2項 b 点、c 点、d 点、dd 点及び e 点の規定により分筆・合筆を実施する。

#### 第3節. 土地使用者の各権限実施における行政手順・手続き

##### 第146条. 土地使用権に関する契約

1. 土地使用権の交換・譲渡・賃貸・再賃貸契約、土地使用権の寄贈契約又は書類、土地使用権での担保・保証・出資契約、土地使用権の継承文書は、各関係者に作成されるが、民事に関する法令の規定に違反してはいけない。
2. 家族世帯全体の共通土地使用権の交換・譲渡・賃貸・再賃貸契約、土地使用権の寄贈契約又は書類、土地使用権での担保・保証・出資契約は、その家族世帯のすべての民事行為能力を持つメンバーの合意を得て、彼らのサイン又は民事に関する法令の規定により委任状がなければならない。
3. 土地使用者グループの共通土地使用権の譲渡・賃貸・再賃貸、土地使用権の寄贈契約又は文書、土地使用権での担保・保証・出資契約は、グループのすべてのメンバーの合意及びサイン又は民事に関する法令の規定による委任状がなければならない。
4. 土地使用権の交換・譲渡・賃貸・再賃貸契約、土地使用権の寄贈契約又は文書、土地使用権での担保・保証・出資契約は、土地使用権登記事務所へサインされた時点で有効力がある。土地使用権に関する関連義務の支払い優先順は、土地使用権登記事務所での登記順番により確定される。

土地使用権に関する遺言又は継承分割調書、土地使用権寄贈約束の有効力は、民事に関する法令の規定により実施される。

#### 第 147 条. 家族世帯・個人の農業用土地の使用権変更

1. 「小さな複数筆の土地をより大きい 1 筆の土地に交換する」という主張による交換場合には、土地使用権の交換は以下のように実施される。

a. 農業用土地を使用する各家族・個人は、農業用土地の使用権交換について、自ら文面で合意をし、合意書と共に土地使用権証書又は土地法第 50 条 1 項、2 項及び 5 項に規定されるいずれの書類（ある場合）を提出する。

b. 市町村の人民委員会は、市町村全体の農業用土地使用権交換提案（高官実施スケジュールを含める）を作成し、資源環境部にその提案を送付する。

c. 資源環境部は、提案を審査し、土地管理書類を準備するように土地使用権登記事務所に指導する。

d. 土地使用権登記事務所は、土地管理地図の摘録又は土地管理地図がないところにおける土地の測定をし、土地管理書類を部分的にコピーし、それらのものを資源環境部に送付する。

dd. 資源環境部は、書類を審査し、同級人民委員会に決定するように申請する。

e. 省に属の直轄県市区市の人民委員会は、検討し、各交換土地に対して土地使用権証書にサインして、それを資源環境部に送付する。

2. 2 世帯の家族・個人間の農業用土地使用権交換は、以下のように実施される。

a. 農業用土地の使用権交換をしたい家族世帯・個人は、土地使用権交換契約、土地使用権証書又は土地法第 50 条 1 項、2 項及び 5 項に規定されるいずれの書類を含める書類 1 部を提出する、

b. 十分な書類を受け取って営業日の 2 日以内、市町村の人民委員会は書類を資源環境部の直属土地使用権登記事務所に送付する責任がある。

c. 十分な書類を受け取って営業日の 3 日以内に、土地使用権登記事務所は、土地管理書類を部分的にコピーし、土地使用権証書の訂正又は土地使用権証書を新規交付する必要がある場合における土地使用権証書の交付手続きをする責任がある。

#### 第 148 条. 土地使用権譲渡の手順・手続き

1. 譲渡受取側は以下のものを含める書類 1 部を提出する。

a. 土地使用権譲渡契約書

b. 土地使用権証書又は土地法第 50 条 1 項、2 項及び 5 項に規定される土地使用権に関するいずれの書類（ある場合）

2. 土地使用権譲渡は以下のように実施される。

a. 十分な書類を受け取って営業日の 4 日以内に、土地使用権登記事務所は、書類の審査、土地管理書類の部分的なコピーをし、財務的な義務を確定してもらうために土地データを税務機関に送付し、交付した土地使用権証書の訂正又は土地使用権証書を新規交付する必要がある場合において土地使用権証書の交付をする責任がある。

b. 財務的な義務に関する通知を受け取って営業日の 3 日以内に、土地使用権登記事務所又は市町村の人民委員会は、譲渡側及び譲渡受取側に財務的な義務を通知しなければならない。

c. 譲渡側及び譲渡受取側が財務的な義務を実施してから営業日の 3 日以内に、土地使用権登記事務所又は土地のある市町村の人民委員会は、土地使用権の譲渡受取側に土地使用権証書を渡す責任を持つ。

#### 第 149 条. 土地使用権の賃貸・再賃貸の登記手順・手続き

1. 土地使用権の貸手・再度貸手は、以下のものを含める書類 1 部を提出する。

a. 土地使用権の賃貸・再賃貸契約書

b. 土地使用権証書又は土地法第 50 条 1 項、2 項、5 項に規定される土地使用権に関するいずれの書類（ある場合）

2. 十分な書類を受け取って営業日の 5 日以内に、土地使用権登記事務所は、土地管理書類に対して土地使用権の賃貸・再賃貸を登記し、交付した土地使用権証書の訂正又は新しい証書を交付する必要がある場合には土地使用権証書の交付をする責任がある。

3. 本条における土地の賃貸・再賃貸の手順・手続きは、工業団体における土地賃貸・再賃貸の場合に適用されない。

#### 第 150 条. 土地使用権の賃貸・再賃貸の登記取消手順・手続き

1. 土地使用権の賃貸・再賃貸契約の有効力が切れた時、土地使用権の貸手・再度貸手は以下のものを含める書類 1 部を提出する。

a. 土地賃貸契約における土地契約終了確認又は土地賃貸契約決済書

b. 土地使用権証書

2. 十分な書類を受け取って営業日の 5 日以内に、土地使用権登記事務所は、土地管理書類において土地賃貸・再賃貸登記の取消をし、土地使用権証書の訂正をする責任がある。

#### 第 151 条. 土地使用権継承手順・手続き

1. 継承者は、以下のものを含める書類 1 部を提出すること。

a. 遺言、継承分配調書、法務的な有効力のある民人裁判所の土地使用権継承に関する紛争解決決定・判決、継承者が唯一の人である場合の継承者の申請書

b. 土地使用権証書又は土地法第 50 条 1 項、2 項及び 5 項に規定される土地使用権に関するいずれの書類（ある場合）

2. 継承登記は以下のように実施される。

a. 十分な書類を受け取って営業日の 4 日以内に、土地使用権登記事務所は、書類の審査、土地管理書類の部分的なコピーをし、財務義務（ある場合）を確定するように財務機関に土地データを送付し、交付された土地使用権証書の訂正又は証書を新規に交付する必要がある場合において新しい土地使用権証書を交付する責任がある。

b. 財務的な義務を通知されて営業日の 3 日以内に、土地使用権登記事務所又は土地のある市町村の人民委員会は、土地使用権継承者に法律の規定により財務的な義務を実施するように通知する責任がある。

c. 継承者が財務的な義務を実施してから営業日の 3 日以内に、土地使用権登記事務所又は土地のある市町村の人民委員会は、土地使用権証書を渡す責任がある。

#### 第 152 条. 土地使用権の寄贈手順・手続き

1. 土地使用権を寄贈される側は、以下のものを含める書類 1 部を提出すること。

a. 土地使用権の寄贈約束文書又は寄贈契約書又は組織の寄贈決定書

b. 土地使用権証書又は土地法第 50 条 1 項、2 項及び 5 項に規定される土地使用権に関するいずれの書類（ある場合）

2. 土地使用権の寄贈は以下のように実施される。

a. 十分な書類を受け取って営業日の 4 日以内に、土地使用権登記事務所は、書類の審査、土地管理書類の部分的なコピーをし、財務的な義務（ある場合）を確定するために、税務機関に土地データを送付し、交付した土地使用権証書の訂正又は

証書を新規的に交付する必要がある場合に新しい土地使用権証書を交付する手続きをする責任がある。

- b. 財務的な義務に関する通知を受け取ってから営業日の3日以内に、土地使用権登記事務所又は土地のある市町村の人民委員会は、財務的な義務の実施について土地使用権を寄贈される側に通知する責任がある。
- c. 土地使用権を寄贈される人は財務的な義務を実施してから営業日の3日以内に、土地使用権登記事務所又は市町村の人民委員会は、土地使用権証書を渡す責任がある。

#### 第153条. 土地使用権での担保・保証登記手順・手続き

1. 信用契約を締結してから営業日の5日以内に、土地使用権での担保・保証の各側は、以下のものを含める書類1部を提出すること。

- a. 土地使用権での担保・保証契約書
  - b. 土地使用権証書又は土地法第50条1項、2項及び5項に規定される土地使用権に関するいずれの書類（ある場合）
2. 十分な書類を受け取って営業日の5日以内に、土地使用権登記事務所は、土地管理書類に担保・保証を登記し、土地使用権証書の訂正又は土地使用権証書を新規に交付する必要がある場合に新しい証書の交付をする責任がある。

3. 土地使用権での担保・保証登記内容の変更、土地使用権での担保・保証登記内容における不良改正は、本条2項に規定される土地使用権での担保・保証登記の手順・手続きと同様に実施する。

#### 第154条. 土地使用権での保証・担保の登記取消手順・手続き

1. 債務に関する義務をした後、土地使用権での担保・保証をした側は、以下のものを含める書類1部を提出すること。

- a. 土地使用権での担保・保証契約における債務返済義務を完了したとの担保・保証の受取側の確認、又は債務返却義務を実施したことに関する担保・保証の受取側の確認書
- b. 土地使用権証書

2. 十分な書類を受け取って営業日の5日以内、土地使用権登記事務所は、担保・保証登記取消の申請者の債務返済をしたことについて確認し、土地管理書類における保証・担保登記を取消して、土地使用権証書を訂正する。

3. 土地使用権での担保・保証登記の解消申請手順・手続き、土地使用権での担保資産の処理に関する結果登記、土地使用権での保証資産の処理結果の登記手順・手続きは、本条1項及び2項に規定される土地使用権での担保・保証登記取消の手順・手続きと同様に実施される。

#### 第155条. 土地使用権での出資登記手順・手続き

1. 土地使用権での出資側は、以下のものを含める書類1部を提出する。

- a. 土地使用権での出資契約
  - b. 土地使用権証書又は土地法第50条1項、2項及び5項に規定される土地使用権に関するいずれの書類（ある場合）
2. 十分な書類を受け取って営業日の10日以内に、土地使用権登記事務所は、書類の審査をし、土地管理書類において出資登記をし、土地使用権証書の訂正又は土地使用権証書を新規交付する必要がある場合に新しい土地使用権証書の交付手続きをする責任がある。

#### 第156条. 土地使用権での出資登記の取消手順・手続き

1. 土地使用権での出資側又は出資受取側又は両側は、以下のものを含める書類1部を提出する。

- a. 出資中止契約
- b. 土地使用権証書

2. 以前に出資する時に土地使用権証書の訂正だけをした場合（土地が変更がないことにより）における出資登記取消に対しては、十分な書類を受け取って営業日の5日以内に、土地使用権登記事務所は、書類の審査、土地管理書類における出資登記の取消、土地使用権証書の訂正をする責任がある。

3. 以前に出資する時に土地使用権証書を新しい法人に新規交付した場合（土地の変更があることにより）における出資登記取消は、以下のように実施する。

a. 十分な書類を受け取って営業日の3日以内に、土地使用権登記事務所は、土地管理書類を部分的にコピーをし、それを書類と共に資源環境局に送付する。

b. 書類を受け取って営業日の5日以内に、資源環境局は、土地使用権証書の訂正（土地が変更されない場合）又は新しい法人に交付した土地使用権証書の回収（土地の変更があった場合）をし、出資側が経済組織、外国定住のベトナム人、外国組織・個人であり、土地使用期間が出資中止になった時にまだ終了していない場合には、出資者に交付する土地使用権証書にサインして直轄土地使用権登記事務所へ送付すること、出資者が家族世帯・個人であり、土地使用期間が出資の中止になった時にまだ終了していない場合には、新しい法人から回収された土地使用権証書を土地のある資源環境部に送付する。

c. 書類を受け取って営業日の3日以内に、資源環境部は、書類の審査をし、同級人民委員会に、出資した家族世帯・個人（土地使用期間が出資の中止時点でまだ終了していない）に対する世帯土地使用権証書交付を申請する責任がある。

d. 申請書を受け取って営業日の3日以内に、省の直轄市区市の人民委員会は、検討をし、土地使用権証書にサインする責任がある。

4. 土地使用期間が出資中止時と同時に終了した場合、出資者が引き続き土地を使用する需要を持っている時、本政令第141条及び第142条の規定により土地使用期間の延長申請手続きをし、出資者が延長申請をしない又は土地延長できない場合、資源環境機関は、本政令第132条3項の規定により土地回収の手続きをする。

#### 第157条. 土地使用権の担保・保証・出資・オークション用差し押さえの処理による土地使用権受取の登記手順・手続き

1. 法律の規定による判決を実施するために、担保・保証・出資をされた土地使用権の処理又は土地使用権のオークションのための差し押さえを決定された組織は、土地使用権を受け取る人の代わりに、以下のものを含める書類1部を提出する。

- a. 土地使用権での担保・保証・出資契約書又は判決実施機関が行う土地使用権のオークションのために土地差押さえの決定書
- b. 土地使用権証書又は土地法第50条1項、2項及び5項に規定される土地使用権に関するいずれの書類（ある場合）
- c. 財務的な義務を実施した証明書類（ある場合）
- d. 土地使用権のオークションを行う場合のオークション結果通知書

2. 土地使用権受取登記は以下のように実施される。

a. 十分な書類を受け取って営業日の5日以内に、土地使用権登記事務所は、書類の審査、土地管理地図の摘録又は土地管理地図がないところにおける土地測定、土地管理書類の部分的なコピーをして、それらの書類を書類と共に同級資源環境機関に送付する責任がある。

b. 書類を受け取って営業日の5日以内に、資源環境機関は、交付された土地使用権証書の訂正又は土地使用権証書を新規交付する必要がある場合の土地使用権証書交付をする責任がある。

#### 第158条. 土地に付けられる資産の販売・賃貸・継承・寄贈、土地に付けられる資産での担保・保証・出資の手順・手続き

1. 土地使用者の所有にあり、土地に付けられる住宅その他建築物・森林・多年生樹木の販売・賃貸・継承・寄贈、土地使用者の所有にあり、土地に付けられた住宅その他建築物・森林・多年生樹木での担保・保証・出資の手順・手続きは、本政令第148条、第149条、第151条、第152条、第153条及び第155条に規定される土地使用権の譲渡・賃貸・再賃貸・継承・寄贈、土地使用権での担保・保証・出資の手順・手続きと同様に実施される。

2. 司法省は主催として資源環境省及び関連の各省庁と協力して、土地に付けられる資産の販売・賃貸・継承・寄贈、土地に付けられる資産での担保・保証・出資に関する権限の実施について具体的に案内する。

### 第12章. 土地に関する紛争・苦情解決

#### 第159条. 土地紛争の和解

1. 土地紛争の各当事者は、自主的に互いに交渉して、和解をする。和解できない場合には、土地紛争を解決するために根拠における和解に通じる。

2. 紛争の各当事者が和解できない場合には、紛争している土地のある市町村の人民委員会に和解申請書を提出する。和解は、調書に作成され、和解調書には、各側のサイン及び和解成立又は和解不成立だと市の町村の人民委員会の確認があること。

和解調書は、紛争の各当事者に送付され、紛争している土地のある市町村の人民委員会にも保管される。

3. 和解が成立して土地の境界、使用主の変更がある場合に対しては、家族世帯・個人、住民共同体の間の紛争であれば、市町村の人民委員会は、和解調書を資源環境に送付し、他の当事者であれば、資源環境局に送付する。

資源環境部、資源環境局は、同級人民委員会に土地境界の変更を認める且つ土地使用権証書を新規に交付することを決定するように申請する。

#### 第160条. 紛争の各当事者が土地使用権に関する書類がない場合における土地紛争解決権限

紛争の各当事者は土地使用権証書又は土地法第50条1項、2項及び5項に規定される土地使用権に関するいずれの書類がない場合には、各当事者は行政機関に対して紛争解決の申請書を提出する。各級行政機関は以下の規定により紛争を解決する。

1. 省の直轄市区市の人民委員会の会長は、家族世帯・個人、住民共同体の間の紛争に対して解決する。

省の直轄市区市の人民委員会会長の解決決定に同意しない場合には、各当事者は、土地紛争の解決申請書を中央直属省市の人民委員会会長に提出する権限があり、中央直属省市の人民委員会会長の土地紛争の解決決定は、最終的な解決決定である。

2. 中央直属省市の人民委員会会長は、組織、宗教組織・外国定住のベトナム人、外国組織・個人間の紛争又は組織、宗教組織、外国定住のベトナム人、外国組織・個人と家族世帯・個人、住民共同体との紛争に対して解決する。

中央直属省市の人民委員会会長の解決に同意しない場合には、紛争の各当事者は、資源環境省に対して土地紛争の解決申請書を送付する権限があり、資源環境大臣の土地紛争に対する解決決定は、最終的な解決決定になる。

#### 第161条. 紛争の各当事者が土地使用権に関する書類を持っていない場合における紛争解決の根拠

紛争の各当事者が土地使用権に関する書類又は土地法第50条1項、2項及び5項に規定されるいずれの書類がない場合には、紛争解決は以下の各根拠に基づき、実施される。

1. 紛争の各当事者が提供した土地使用の起源及び過程に関する証拠

2. 市町村の人民委員会が設立した土地紛争解決顧問委員会の意見。委員会には、以下のメンバーがいる。

a. 委員会の会長としての市町村の人民委員会の会長又は副会長

b. 市町村のベトナム祖国前線の代表者

c. 都会部の場合には住民チームのチームリーダー、農村部の場合には村などの村長

d. その土地の使用起源・過程に詳しい市町村に長く住んでいた複数の家族世帯の代表者

dd. 市町村の土地管理者、司法幹部

3. 紛争対象の土地以外に、紛争の各当事者が使用している土地の実際的な面積及び地域における一人当たりの平均土地面積

4. 紛争対象の土地の使用現状と、承認された土地使用詳細企画との適切性

5. 国への貢献者に対する優遇政策

6. 土地交付・賃貸に関する法律の規定

#### 第162条. クレームされた行政決定及び行政行為

1. クレームされる土地管理における行政決定は以下のものを含める。

a. 土地交付・賃貸・回収・徴用・使用目的変更認可の決定

b. 賠償・援助・立ち退き・再定住の決定

c. 土地使用権証書の交付又は回収

d. 土地使用期間の延長決定

2. クレームされる土地管理における行政行為は、本条1項に規定される範囲にある事務解決をする時の公務員・幹部の行為

#### 第163条. 省の直轄市区市の人民委員会の行政決定、市町村人民委員会・資源環境部・省の直轄市区市の人民委員会の幹部・公務員の行政行為に対するクレーム解決手順

1. 省の直轄市区市の人民委員会が土地管理に関する決定を出した又は市町村の人民委員会・資源環境部・省の直轄市区市の人民委員会の幹部・公務員が土地管理の事務を解決する時の行政的な行為をして、関係権利及び義務を持っている人はその行政決定又は行政行為に同意しない場合には、省の直轄市区市の人民委員会にクレーム状を提出する権限がある。

2. 省の直轄市区市の人民委員会の会長は、苦情・告訴法二規定される期間内に苦情解決をする責任がある。

省の直轄市区市の人民委員会の会長の解決決定は、公開的に公表され、苦情者及び関連権限及び義務を持っている人に送付さ

れなければならない。

3. 省の直轄県市区市の人民委員会の会長の決定があつて営業日の45日以内に、苦情者がその解決決定に同意しない場合には、人民裁判所に訴え提起する又は中央直属省市の人民委員会に訴えることができる。

中央直属省市の人民委員会に訴える場合には、中央直属省市の人民委員会の会長は、苦情・告訴法に規定される機関ないに九条解決する責任がある。中央直属省市の人民委員会会長の苦情か解決は最終的な解決であり、公開的に公表され、苦情者及び関連義務・権利を持っている人に送付されなければならない。

4. 苦情の受取機関は、苦情解決の管理手帳に記載する責任がある。

#### 第164条. 資源環境局、中央直属省市の人民委員会の行政決定に対する苦情、資源環境局、中央直属省市の人民委員会の幹部・公務員の行政行為に対する苦情の解決手順・手続き

1. 資源環境局、中央直属省市の人民委員会が土地管理における行政決定をした又は資源環境局、中央直属省市の人民委員会の幹部・公務員が土地管理に関する行政行為をした時から30日以内に、関連権利及び義務がある人は、その行政決定又は行政行為に同意しない場合には、苦情状を中央直属省市の人民委員会に提出する権限がある。

2. 中央直属省市の人民委員会の会長は、苦情・告訴法に規定される期間内に、苦情の解決する責任がある。

中央直属省市の人民委員会会長の苦情解決決定は、公開的に公表され、苦情者及び関連権利・義務がある人に送付されなければならない。

3. 中央直属省市の人民委員会会長の解決決定があつて45日以内に、苦情者が、その決定に同意しない場合には、人民裁判所に訴え着提起する権限を持つ。

4. 苦情状の受取機関は、苦情解決管理帳簿に記載する責任がある。

#### 第165条. 本政令第162条に規定される場合に属しない土地管理に関する行政決定・行政行為に対する苦情解決

本政令第162条に規定される場合以外の土地管理に関する行政決定・行政行為に対する苦情の解決は、苦情・告訴法の規定により実施される。

#### 第13章. 土地管理者に対する土地に関する法律違反の発見及び処理

##### 第1節. 管理者に対する違反処理、処罰形式及び物質的な責任処理措置の原則

#### 第166条. 違反処理の対象

1. 桁管理に関する決定職能を持ち、土地に関する法律違反行為をした組織・器官の長

2. 各級の土地管理機関の直轄幹部・公務員及び土地管理に関する行政手順・手続きに関する規定を違反する行為をした市町村の土地管理幹部

3. 本政令第3条1項に規定される場合において土地管理のために国に土地を交付された組織の長・幹部・公務員・従業員で、交付された土地に対して土地に関する法律の違反行為をしたもの

#### 第167条. 違反処理原則

1. すべての違反行為は、遅滞なく発見・停止・処理されなければならない。処罰処理及び物質的な責任処理は、早速・公明・徹底的に行われる必要があり、違反による結果は、本政令及び関連法律の規定により克服される必要がある。

2. 処罰形式は独立に適用され、本条において規定される物質的な責任処理措置の規定がある違反行為に対しては、物質的な責任処理措置が、処罰形式と共に適用される。

処罰形式・度合は違反行為の性質、結果の度合、違反行為者の人身による。

3. 土地管理に関する事務を実施する時、幹部・公務員の土地に関する法律違反行為で、本章第2節に規定される場合以外の場合には、処罰及び物質的な責任は、関連法律の規定により実施される。

4. 処罰及び物質的な責任処理は、権限を持っている人により決定されること。

5. 一の違反行為は、一の処罰形式だけを適用される。

複数の人が違反行為をした場合、各人とも処理される。

一人が同時に複数の違反行為をした場合、違反行為ごとに処理され、一番重い違反行為に対する処罰形式より一ランク高い処罰形式を受けられる。

6. 土地管理分野における処罰処理機関は、違反行為が発見されて3ヶ月以内で、違反行為には複雑な要素があり、審査・確定する時間が必要である時は、処理機関は、公務員に対する処罰・物質的な責任処理に関する政府の1998年11月17日付けの政令97/1998/ND-CP号第9条4項に規定される場合を除き、検討されて延長されることができるが、6ヶ月を超えてはいけなない。

処罰機関において本政令に規定される行為の範囲内の行為を新たに違反する又は処罰を故意的に阻害する場合、処罰機関は、新たな行為を発見した日又は処罰阻害行為が終了した日から再計算される。

7. 違反行為は、犯罪の兆しがある場合には、刑事法の規定により刑事責任を追及される。

#### 第168条. 処罰形式、物質的な責任処理措置

1. 処罰形式は以下のものを含める。

- a. 譴責
- b. 警告
- c. 給料引下げ
- d. ランク引下げ
- dd. 解職
- e. 強制退職

2. 物質的な責任処理措置は以下のものを含める。

- a. 国・違反行為により損害を受け取った人に賠償させる。
- b. 組織・機関画違反行為による損害の受取者に賠償した金額をその機関・組織に返却させる。

##### 第2節. 管理者に対する違反行為、違反処理形式

#### 第169条. 土地管理書類及び境界ポイントに関する規定違反

1. 書類及び行政土地境界に関する規定違反は以下の各行為を含める。

- a. 行政土地境界の位置図面、座標表、境界確認ポイントの引渡調書を間違わせる。
- b. 行政土地境界の確認ポイントを実地上の位置と違って差し込んだ。

2. 処罰形式は、以下のように規定される。

- a. 無責任による本条1項a点に規定される行為をした場合には、譴責され、無責任による再犯をした時に警告され、故意的に違反した場合には給料を引き下げられ、故意的な再犯罪の場合には、ランクを下げられる。
- b. 無責任による本条1項b点に規定される行為をした場合には、警告、無責任による再犯の場合には、給料引下げ、故意による再犯の場合には、解職又は強制退職をされる。

#### 第170条. 土地使用企画・計画に関する規定違反

1. 土地使用企画・計画に関する規定違反は、以下の各行為を含める。
  - a. 承認された土地使用詳細企画・計画を公表しない又は遅滞して公表する行為、土地使用計画の訂正又は取消について公表しない又は遅滞して公表する行為、土地使用詳細企画の地図を間違わせる行為。
  - b. 土地使用詳細企画の境界ポイントを実地上の位置と違って差し込む行為。
  - c. 承認された土地使用詳細企画・計画を実施するために回収される土地地域における土地使用詳細企画・計画と違って不動産投資・建設を起こさせた。
2. 処罰処理形式は以下のように規定される。

- a. 無責任により本条1項a点に規定される行為をした場合には、譴責、無責任により再犯の場合には警告、故意的な行為の場合には給料引下げ、故意による再犯の場合にはランク引下げ又は解職をされる。
- b. 無責任により本条1項b点及びc点に規定される行為をした場合には、譴責又は警告、無責任による再犯の場合には、警告又は給料引下げ、故意的な行為の場合にはランク引下げ又は解職、故意的な再犯の場合には解職又は強制退職をされる。

#### 第171条. 土地の交換・賃貸・目的変更に関する規定違反

1. 土地の交付・賃貸・目的変更に関する規定違反は、以下の各行為を含める。
  - a. 土地を実地上の土地面積・位置と違って交付・賃貸・再交付する行為。
  - b. 土地の交付・賃貸・使用目的変更は、権限と落ち、対象正しく、承認された土地使用詳細企画・計画又は都会建設企画、農村住民地区建設企画に適切にされていない。
2. 処罰処理形式は、以下のように規定される。
  - a. 本条1項a点に規定される行為については、無責任による行為をした場合には警告、無責任による再犯の場合には給料引下げ、故意的な行為の場合にはランク引下げ又は解職、故意による再犯の場合には解職又は強制退職をされる。
  - b. 本条1項b点に規定される行為については、無責任による行為をした場合には警告又は給料引下げ、無責任による再犯の場合にはランク引下げ又は解職、故意による行為の場合には解職、故意による再犯の場合には強制退職をされる。

#### 第172条. 土地回収に関する違反

1. 土地回収に関する規定違反は、以下の各行為を含める。
  - a. 土地法第39条の規定により土地を回収される人に事前に通知をしなかった、賠償・再定住提案を公開的に公表しなかった。

- b. 対象・面積・賠償額を土地の回収された人に正しく実施しなかった、土地回収書類を間違させた、回収された土地の位置及び面積を実地と違って確定した。
  - c. 権限範囲・対象・承認された土地使用詳細企画・計画と違って土地を回収した。
2. 処罰処理形式は以下のように規定される。

- a. 本条1項a点に規定される行為については、無責任による行為の場合には譴責、無責任により再犯の場合には警告、故意的な故意の場合には給料引下げ、故意による再犯の場合にはランク引下げをされる。
- b. 本条1項b点に規定される行為については、無責任による行為の場合には譴責又は警告、無責任による再犯の場合には警告又は給料引下げ、故意的な行為の場合にはランク引下げ又は解職、故意による再犯の場合には解職又は強制退職をさせる。
- c. 本条1項c点に規定される行為については、無責任による行為の場合には警告又は給料引下げ、無責任による再犯の場合には警告又はランク引下げ、故意的な行為の場合にはランク引下げ又は解職、故意による再犯の場合には強制的な退職をされる。

#### 第173条. 土地徴用に関する規定違反

1. 土地徴用に関する規定違反は、以下の各行為を含める。
  - a. 土地を徴用された人に対して徴用対象・面積・賠償額・賠償期間を間違って実施した。
  - b. 本政令第37条1項に規定される各場合と違って土地を徴用した。
2. 処罰処理形式は以下のように規定される。
  - a. 本条1項a点に規定される行為については、無責任による行為の場合には譴責、無責任による再犯の場合には警告、故意的な行為の場合には給料引下げ、故意的な再犯の場合にはランク引下げ又は解職をされる。
  - b. 本条1項b点に規定される行為については、無責任による行為の場合には警告、無責任による再犯の場合には給料引下げ、故意的な行為の場合にはランク引下げ、故意による再犯の場合には解職又は強制的な退職をされる。

#### 第174条. 国からの管理用交付の土地管理に関する規定違反

1. 管理のために国から交付された土地の管理に関する規定違反は以下の各行為を含める。
  - a. 一時的に土地を使用する許可された人が土地使用目的を違って使用したことを起こした。
  - b. 土地を違う目的に使用した。
  - c. 土地を侵食・占有・損失させた。
2. 処罰処理形式は以下のように規定される。
  - a. 本条1項a点に規定される行為は、譴責又は警告され、再犯した場合には給料を引き下げられる。
  - b. 本条1項b点に規定される行為をした場合には、警告され、再犯した場合には、ランク引下げ又は解職をされる。
  - c. 本条1項c点に規定される行為をした場合には警告又は給料引下げをされ、再犯した場合にはランク引下げ又は解職をされる。

#### 第175条. 土地使用及び管理における行政手順・手続き実施に関する規定違反



1. 土地管理及び使用における行政手順・手続き実施に関する規定違反は、以下の各行為を含める。
  - a. 十分な書類を受け取らない、書類受取時に具体的に案内しない、書類提出に対して阻害をし、書類を受け取ったが管理帳に記載しない
  - b. 共通規定以外に自ら行政的な手続きを決めた、行政手続実施申請者に対して阻害・邪魔をする。
  - c. 行政手続を規定された手順通りに解決しない、職能機関にサインされ書類を行政手続申請者に遅滞して渡した。
  - d. 行政手続を規定された期間より遅滞して解決した。
  - dd. 法律の規定により実施条件を十分に揃った場合に対して行政手続の実施を拒否した又はしなかった。
  - e. 権限範囲と間違っ行政手続を実施した。

- g. 規定と違っ決定又は書類に意見を記載・確認して、損害を起こした又は行政手続の申請者に国・組織・個人に損害を与えるようにした。
  - h. 書類内容を損失・故障した又は内容を違わせた。
2. 処罰処理形式は以下のように規定される。
- a. 本条1項 a 点及び c 点に規定される行為については、無責任による行為の場合には譴責、無責任による再犯の場合には警告、故意的な行為の場合には給料引下げ、故意による再犯の場合にはランク引下げ又は解職をされる。
  - b. 本条1項 b 点及び dd 点に規定される行為については、無責任による行為の場合には警告、無責任による再犯の場合には給料引下げ、故意的な行為の場合にはランク引下げ、故意的な再犯の場合には解職又は強制的な退職をされる。
  - c. 本条1項 d 点に規定される行為については、無責任による行為の場合には譴責、無責任による再犯の場合には警告、故意的な行為の場合には給料引下げ、故意的な再犯の場合にはランク引下げ又は解職をされる。
  - d. 本条1項 e 点及び g 点に規定される行為は、警告又はランク引下げをされ、再犯した場合には解職又は強制的な退職をされる。
  - dd. 本条1項 h 点に規定される行為については、無責任による場合には譴責又は警告、無責任による再犯の場合には警告又は給料引下げ、故意的な行為の場合にはランク引下げ、故意的な再犯の場合には解職又は強制的な退職をされる。

#### 第176条. 物質的な責任処理措置の適用

本政令第169条、170条、171条、172条、173条、174条及び175条のそれぞれ2項に規定される処罰形式以外には、本政令第169条、170条、171条、172条、173条、174条及び175条のそれぞれ1項に規定される違反行為をした人は、公務員に対する処罰及び物質的な責任処理に関する政府の1998年11月17日付けの政令97/1998/ND-CP号に規定される物質的な責任処理措置も適用される。

#### 第3節. 管理者に対する処罰処理の権限及び手順

##### 第177条. 処罰処理の権限及び手順

1. 違反行為をした幹部・公務員に対する処罰処理権限は、幹部管理各級分担に関する共通規定により実施される。
2. 処罰処理及び物質的な責任処理の手順は、幹部・公務員に対する退職制度に関する政府の1998年11月17日付けの政令96/1998/ND-CP号及び公務員に対する処罰及び物質的な責任処理に関する政府の1998年11月17日付けの政令97/1998/ND-CP号の規定により実施される。
3. 処罰処理をしたが、その幹部・公務員を違反した事務位置そのままにするのは、不利だと認めた場合には、職能機関は、その幹部・公務員に他の仕事を分担させることができる。

4. 幹部・公務員に処罰処理を検討している間に、犯罪の兆しを発見した場合には、処罰処理権限を持っている人は、職能機関に刑事責任を追及するように請求する。

##### 第178条. 処罰を処理される人の権限

1. 処罰を処理される幹部・公務員は、処罰処理決定に対して苦情をし、本政令第177条1項に規定される処罰処理権限のある人の権限・役職を悪用する行為又は権限を越えて処理した行為を告訴する権限がある。
2. 処罰処理決定に対する苦情解決、本条1項に規定される場合に対する告訴は、苦情・告訴法の規定により実施される。

##### 第179条. 本政令が有効になる前に起こった管理者の土地法違反処理

1. 本政令が有効になる前に起こった違反で、処理された行為は、本政令の規定を適用されない。
2. 本政令が有効になる前に起こった違反行為は、発見されてまだ処理されていない場合には、幹部・公務員に関する法律の規定により処理される。

#### 第4節. 土地に関する法律違反場合の発見及び処理

##### 第180条. 土地に関する法律違反場合に関する組織・国民の発見・建議の受取

1. 各級の人民委員会及び土地管理機関は、土地に関する法律違反場合に関する組織・国民の発見・建議を受け取る個別の電話番号、個別の住所、個別の場所を公開的に公表しなければならない。できるのであれば職能期間は、組織・国民の発見・建議をFax、電子メール、ホームページ及びその他情報形式による受け取る事も実施する。
2. 各級の人民委員会及び土地管理機関は、組織・国民の発見・建議の意見を受け取る幹部を配置する責任があり、発見・建議の意見を受取った幹部は、発見・建議解決管理帳に記載する責任がある。

3. 政府機関が組織・国民の発見意見・建議を受け取ったが自分の解決権限範囲内出はない場合には、その発見・建議を土地法第144条1項に規定される職能機関に渡す責任がある。
4. 組織・国民は、土地に関する法律違反を発見した時、自分の発見・建議を土地法第144条1項に規定される解決職能機関に送付する権限がある。
5. 組織・国民は、自分の発見・建議をマスコミ会社に送付することができ、マスコミ会社はその発見・建議を公開的にだいでしゅう情報手段に公表するかどうかを検討し、土地法第144条1項に規定される各職能機関にその意見・建議を送付し、解決してもらう。

##### 第181条. 土地に関する法律違反場合に関する組織・国民の発見・建議解決

土地法第144条1項に規定される政府機関は、以下の規定により、土地に関する法律違反場合に関する組織・国民の発見・建議を解決する責任がある。

1. 本政令の規定により土地管理に関する事務を実施した幹部・公務員に対して権限内に処罰を処理する又は他の場合に対しては、土地に関する法律違反行為に対する土地分野における行政違反処罰に関する政府の政令の規定により、職能範囲内に行政違反処罰をする且つ発見・建議した人に知らせる。
2. 違反による結果を克服する。

##### 第182条. 土地管理及び使用に関する法律違反の発見、防止及び処理における土地管理者及び市町村の人民委員会会長の責任

1. 市町村の土地管理者は、地域における土地使用実状を常に確認し、土地の侵食・占有、土地の使用しない又は決まった目的と違っ土地を使用する又は法律違反で使用目的を変更する又は土地使用者は法律の規定に従っ権限・義務を実施しないその他土地管理・使用に置ける行政違反ケースを遅滞なく発見する責任がある。違反を発見してから1日を越えない期間内に、文面で市町村の人民委員会会長と共に資源環境部に報告し

なければならない。

2. 市町村の人民委員会会長は、常に確認して、土地の侵食、目的相違使用、使用目的の違法変更、法律規定相違義務・権限実施を遅滞なく発見するように責任を持つ。違反を発見した又は違反について報告された時から 1 日を越えない期間内に、検査、調書作成をし、違反行為に対して停止するように決定をだし、職能範囲内に処罰をし、基の現状に回復するように請求する。違反行為をした人は停止決定を厳守しない場合には、土地の元の現状に回復するように強制的な決定をし、文面により上級人民委員会に直接に報告する。

#### 第 14 章. 施行

##### 第 183 条. 各省庁・省庁同級機関、政府機関及び各級人民委員会、土地使用者の責任

1. 資源環境省、財務省は、自分の職能・任務・権限内に本政令の実施案内をする責任がある。

2. 省庁同級機関の長、政府機関の長、各級人民委員会会長 B 及び土地使用者は、本政令を施行する責任がある。

##### 第 184 条. 土地使用権証書での土地使用権に関する取引を実施する統一的な期間

2007 年 1 月 1 日から、土地使用者は、土地使用権証書がなければ、土地使用権の交換・譲渡・賃貸・再賃貸・寄贈、土地使用権での担保・保証・出資に関する権限を実施できない。

##### 第 185 条. 土地使用権登記事務所の設立

1. 中央直屬省市の人民委員会は、2005 年 7 月 1 日までに、本政令に規定される任務を実施するために、十分な能力を持っている土地使用権登記事務所の設立を完成させなければならない。

2. 資源環境省は、土地使用権登記事務所が設立されていない間又は資源環境部に土地使用権登記事務所がない場合に、土地管理及び使用における行政手続の実施について案内する。

##### 第 186 条. 施行の効力

1. 本政令は、広報に記載された日から 15 日後に施行の有効力がある。

2. 本政令は以下の各政令の代わりになる。

a) 家族世帯・個人に農業生産目的で長期且つ安定的に使用するために農業用土地を交付することに関する 1993 年 9 月 27 日付けの政令 64/CP 号

b) 都会土地の管理及び使用に関する 1994 年 8 月 17 日付けの政令 88/CP 号

c) ベトナムでの土地を借りる外国組織・個人の権限及び義務に関する法令を実施案内する 1995 年 1 月 24 日付けの政令 11/CP 号

d) 国防・安寧用土地の管理・使用制度に関する 1996 年 2 月 12 日付けの政令 09/CP 号、国防・安寧用土地の管理・使用制度に関する 1996 年 2 月 12 日付けの政令 09/CP 号の複数条項を改正した 2000 年 11 月 20 日付けの政令 69/2000/ND-CP 号

dd) 土地使用権の交換・譲渡・賃貸・再賃貸・継承、土地使用権での担保・保証・出資の手続きに関する 1999 年 3 月 29 日付けの政令 17/1999/ND-CP 号、土地使用権の交換・譲渡・賃貸・再賃貸・継承、土地使用権での担保・保証・出資の手続きに関する 1999 年 3 月 29 日付けの政令 17/1999/ND-CP 号の複数条項を改正した 2001 年 11 月 1 日付けの政令 79/2001/ND-CP 号

e) 家族世帯・個人が農業生産の目的に長く且つ安定的に使用するために農業用土地を交付することに関する規定書の改正及び家族世帯・個人に長く且つ安定的に使用するために製塩用土地を交付することの補足に関する 1999 年 8 月 28 日付けの政令 85/1999/ND-CP 号

g) 林業目的に長期且つ安定的に使用する組織・家族世帯・個人に対して林業用土地を交付・賃貸することに関する 1999 年 11 月 16 日付けの政令 163/1999/ND-CP 号

h) 土地法の改正法の実施案内に関する 2000 年 2 月 11 日付けの政令 04/2000/ND-CP 号、土地法の改正法の実施案内に関する 2000 年 2 月 11 日付けの政令 04/2000/ND-CP 号の複数工場を改正する 2001 年 9 月 28 日付けの政令 66/2001/ND-CP 号

i) 土地使用企画・計画に関する 2001 年 10 月 1 日付けの政令 68/2001/ND-CP 号

3. 本政令に相違する以下の政令の土地管理・使用に関する規定を排除する。

a) 都会における住宅所有及び住宅用土地の使用権に関する 1994 年 7 月 5 日付けの政令 60/CP 号第 1 条行、第 3 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条及び第 20 条、第 8 条に置ける住宅用土地の登記及び登記様式に関する規定、第 9 条に置ける住宅用土地の登記義務に関する規定

b) 住宅販売及び経営に関する 1994 年 7 月 5 日付けの政令 61/CP 号第 10 条における住宅購入者に対する住宅所有権及び土地使用権証書交付に関する規定

c) 国家資産管理に関する 1998 年 3 月 6 日付けの政令 14/1998/ND-CP 号第 9 条 1 項に規定される土地登記に関する規定、第 14 条 2 項に規定される土地回収権限に関する規定

d) 1991 年 7 月 1 日以前に確立された住宅に関する民事取引に関する 1998 年 8 月 20 日付けの議決 58/1998/NQ-UBTVQH10 号に規定される住宅返却、住宅を返却されない時の住宅賃貸価格及び住宅所有権確立手続きに関する 1999 年 4 月 19 日付けの政令 25/1999/ND-CP 号第 24 条、第 25 条及び第 26 条；第 15 条 1 項、第 16 条 1 項、第 18 条 1 項、第 21 条 1 項及び第 23 条 1 項に規定される住宅所有権及び土地使用権証書の交付申請書に関する規定

dd) 教育・医療・文化・スポーツ分野における活動に対する社会化の激励政策に関する 1999 年 8 月 19 日付けの政令 73/1999/ND-CP 号第 7 条 1 項に規定される公立機関外の機関に対して国が土地を長期的に交付し、土地使用料を徴収しないことに関する規定

e) 保証取引の登記に関する 2000 年 3 月 10 日付けの政令 08/2000/ND-CP 号第 8 条 1 項 dd 点、2 項 d 点及び dd 点；第 25 条 4 項及び 5 項

g) 外国資金のある企業を株式会社形態に変更することに関する 2003 年 4 月 15 日付けの政令 38/2003/ND-CP 号第 9 条 3 項に規定されるベトナム側が土地使用権価値で出資した場合の合弁会社を株式化する時の投資許可書に規定される土地使用権価値をそのまま維持することに関する規定。

4. 各省庁、省庁同級機関、中央直屬省市の人民委員会は、自分が公表した法律規範的な文書を確認して、2003 年の土地法、本政令及び 2003 年の土地法の実施案のその他政令の規定と相違したものを改正・補足・排除する責任がある。

首相府は、政府機関に対して、政府機関が交付した法律規範文書を確認するように指導し、首相府は、2003 年の土地法、本政令、2003 年の土地法の実施案内政令の規定と相違したものを改正・補足又は排除する。

#### 政府の代行

##### 首相

Phan Van Khai

##### 受取先：

- 党中央書記部
- 首相、各副首相
- 各省庁、省庁同級機関、政府機関
- 中央直屬省市の人民委員会、人民代表会
- 国会事務所
- 民族委員会及び国会の各委員会
- 国家主席事務所
- 党の中央事務所及び各部署
- 最高人民裁判所
- 最高人民検察院
- 各団体の中央機関
- 国家行政学院
- 広報
- 首相府：BTCN, TBNC, PCN, BNC,  
首相・各局・直轄機関のスポックマン
- 保管：NN (5b), VT.

## 住宅法

2005年住宅法は、固定資産投資に関する法律の条項の一部を修正、補充する法律(38/2009/QH12)5条により、一部が修正、補充された。本仮訳においては、便宜上、2005年住宅法に2009年改正法を反映させる形で表記した。修正、補充された箇所については太字下線で強調し、削除されたものについては取消線を入れて表記している。「土地使用権証明書」と「住宅所有権証明書」が「土地使用権及び住宅並びに土地に固着する財産所有権証明書」されたことによる改正が主であるが、若干の規定において「住宅所有権証明書」の文言が残っている点に注意されたい。

国会第10回、第10回会議の議決51/2001/QH10号(2001年12月25日付け)によって改正された1992年のベトナム社会主義共和国憲法に基づいて、本法は住宅について規定する。

### 第1章 共通規定

#### 第1条. 調整範囲

本法は、住宅の所有・開発、住宅に関する使用・取引及び住宅の国家管理について規定している。

本法において規定される住宅とは、各世帯・個人の生活需要の目的で建設される物件とのことである。

#### 第2条. 適用対象

本法は住宅の所有・開発、住宅の使用・取引及び住宅についての国家管理に関連する法人・個人に対して適用される。

#### 第3条. 法律の適用

1. 本法及び住宅の所有・開発、住宅の使用・取引及び住宅についての国家管理に関する法律の間に、相違規定がある場合、本法の規定を適用することになる。
2. ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約が本法と違う規定がある場合、その国際条約の規定を適用する。

#### 第4条. 住宅を持つ権限及び住宅の所有権

ベトナム人は、合法的に住宅を作る又は法律の規定によって住宅を賃貸することを通じて住宅を持つ権限がある。合法的に住宅を作る人はその住宅に対して所有権を持つ。

#### 第5条. 住宅所有権保護

1. ベトナム政府は所有者の住宅の所有権を認め・保護する。
2. 法人・個人の所有にある住宅は国有化されない。国防・国家の安寧及び国家の利益のために必要な場合、政府は住宅を買収又は使用することを決定したとき、政府は住宅所有者に対して賠償金を支払う時点

の市場価格によって賠償し、他の住宅を作るように良い条件を与える。

#### 第6条. 住宅開発政策

1. ベトナム政府は、規格・土地・財政・信用についての政策、新しい技術及び新しい建設資材の応用についての研究、住宅不動産市場についての政策を有し、行政的な手続きを公開的かつ明確に行って各法人・個人が住宅開発に法律の規定によって参加させる。
2. ベトナム政府は低い収入者及び社会の各層住民の住宅に関する需要に対応するために、各経済セクターに属する法人・個人が販売・賃貸用の住宅開発に参加するように激励する。
3. ベトナム政府は、自主的に国家所有の住宅を開発し、公務員の転職に住宅を提供し；住宅改善の社会政策対象に対して直接名支援政策を持つ。

#### 第7条. ベトナム前線の責任及び各メンバー組織

ベトナム前線及びベトナム前線の各メンバー組織は、自分の責任・権限の範囲内、住宅法について宣伝し、ベトナム人に住宅法を厳守するように呼びかけ、また、法律執行を監督する責任を持つ。

#### 第8条. 住宅分野における禁止行為

1. 法人・個人の住宅所有・使用の権限及び義務の実施に阻害する。
2. 住宅開発について、本法及び建設に関する法律の規定に違反する。
3. 住宅所有権証明書を交付するに当たって、偽造な書類を使用する。
4. 法律に禁止される行為に住宅を使用する。
5. 違法で住宅面積を専用し、共同所有権又は他の所有者の所有権にある空間・施設をいずれかの形で専用する。
6. 自分の役職・権限の悪用、自分の権限を越える又は責任感不足的に住宅についての法律規定を実施する。
7. 住宅分野において法律で禁止されるその他行為。

### 第2章

## 住宅所有

### 第9条 住宅所有者および住宅を所有できる対象

1. 住宅所有者は、住宅を合法的に設立した法人・個人である。住宅所有者のニーズに応じて、政府の職能機関が彼らに対して住宅所有権証明書を交付する。
2. ベトナムで住宅を所有できる対象者は以下の者を含める。
  - a) 経営登録所、常住戸籍登録所を問わず、国内の法人・個人
  - b) 本法第126条に規定される外国定住のベトナム人
  - c) 本法第125条第1項に規定される外国の法人・個人

### 第10条 住宅所有権証明書交付条件

以下の各要件を満たす法人・個人は 土地所有権及び住宅並びに土地に固着する財産所有権証明書 住宅所有権証明書 を交付される。

1. 本法第9条第2項に規定される対象者
2. 住宅の投資・建設、売買、寄付、譲渡、交換及び法律に規定されるその他形式に通じて合法的に確立された住宅を持つ。

### 第11条 住宅所有権証明書（廃止）

1. 住宅の所有権証明書は、所有者に対して以下の規定に従って交付される。
  - a) 住宅所有者が同時に土地・アパートの部屋の所有者である場合、住宅所有権及び土地所有権証明書の唯一の証明書を交付する。
  - b) 住宅所有者が同時に土地の所有者ではない場合、住宅所有権証明書を交付する。本項に規定される住宅所有権及び土地所有権証明書、住宅所有権証明書は、住宅所有権証明書と共通的に呼ばれる。
2. ベトナム政府は、住宅所有権証明書の内容及び様式について規定する。

### 第12条 住宅所有権証明書における所有者の名前記載（廃止）

1. 一つの法人の所有にある住宅の場合、法人名を記載する。
2. 一人の個人の所有にある住宅の場合、その人の名前を記載する。
3. 合併共有所有にある住宅の場合、各所有者の合意の上で証明書に記載できる人の名前を記載する。各所有者の合意がない場合、その住宅の各所有者の名前を全部記載する。夫婦の共有所有にある住宅の場合、夫婦二人の名前を記載し、奥さん又は旦那さんがベトナムの法律の規定によってベトナムにおける住宅を所有できる対象ではない場合、ベトナムにおいて住宅所有権を持つ人の名前しか記載しない。
4. 部分的に分けられ共有所有にある住宅の場合、個別な所有部分に対するそれぞれの所有者の名前を記載し、その住宅に対する証明書は、所有者それぞれに交付される。

### 第13条 住宅所有権証明書の有効力（廃止）

1. 本法に規定される住宅所有権証明書は、住宅所有者がその住宅に対する自分の権限及び義務を法律に従って実施する法的な根拠である。
2. 住宅所有権証明書は以下の場合、法的な有効力がなくなる。
  - a) 住宅が廃除又は破壊される
  - b) 住宅が政府の職能機関の決定によって回収又は買収される
  - c) 住宅が賃貸期限の切れているが、延長又は長期且つ安定的に使用できる土地の形に変更していない土地の上で建設される。
  - d) 住宅が住宅所有権証明書を交付されたが、職能的な権限に従って交付されなかった、又は交付された人が対象外の人である、又は証明書に記載される住宅が証明書交付時点の現状と違う或いは住宅建設禁止地域において建設される理由により政府の職能機関に回収されることを決定された。
  - e) 住宅が住宅所有権証明書を交付されたが、本法の規定によって他の住宅所有権証明書を再交付・交換された。

### 第14条 住宅所有権証明書交付権限（廃止）

1. 中央に属する市・省の人民委員会（以下では省レベル人民委員会と

呼ぶ）は、組織に対して住宅所有権証明書を交付する。共有所有者が組織と個人である場合、省レベル人民委員会が住宅所有権証明書を交付すること。

2. 省に属する県・区・市の人民委員会（以下では県レベル人民委員会と呼ぶ）は、個人に対して住宅所有権証明書を交付する。

### 第15条 住宅所有権証明書の申請書類（廃止）

1. 住宅所有権証明書の申請書類は以下のものを含める。
  - a) 住宅所有権証明書の申請書
  - b) 次のいずれかの書類の写し：建設許可書、住宅開発プロジェクトの承認決定書、投資証明書、土地所有権証明書又は土地に関する法律の規定による合法的な都市使用権の証明書類；各期間に渡って各職能期間に交付された住宅所有権についての書類、住宅所有者が土地使用者ではなく、住宅が建設許可不要地域に建設される場合の土地使用者の合意文書、住宅の売買・寄付・交換・個人所有化に関する書類、社会住宅のリース購入契約、情義住宅寄付決定書、住宅の継承書類、住宅所有についての裁判所又は職能機関の有効的な判決・決定書、その他場合の村・通りの人民委員会（以下では村レベル人民委員会と呼ぶ）の確認書類（建設についての法律きて意によって建設禁止地域にある住宅を除く）
2. 政府は、本法に規定される住宅建設についての各種書類について、それぞれの場合、それぞれの時期、都会及び農村地区における住宅のそれぞれの種類に適切に規定する。

### 第16条 住宅所有権証明書交付手順（廃止）

1. 都市地区においては、住宅所有権証明書申請書類の提出は以下のよう規定される。
    - a) 組織の場合、省レベルの住宅管理機関に書類を提出する。
    - b) 個人の場合、県レベルの住宅管理機関に書類を提出する。
  2. 農村地区においては、住宅所有権証明書申請書類の提出は以下のよう規定される。
    - a) 組織の場合、省レベルの住宅管理機関に書類を提出する。
    - b) 個人の場合、村人民委員会又は県レベルの住宅管理機関に直接に書類を提出する。個人が村人民委員会に書類を提出する場合、十分な書類を受取って営業日の5日間以内、村人民委員会は県レベルの住宅管理機関に書類を渡す責任がある。
  3. 十分な書類を受取って30日間以内、政府の職能機関は、住宅所有者に対して住宅所有権証明書を交付しなければならない。住宅所有者は、住宅所有権証明書を書類の受取機関からもらう。受取る人が代理の人である場合、村人民委員会の承認がある住宅所有者の委任状が必要になる。
  4. 住宅所有権証明書を受け取る時、住宅所有者は、本法第15条に規定される証明書申請書類にある写しの書類の原本を提出しなければならない（住宅開発プロジェクト承認決定書、投資、本法第11条1項b点に規定される住宅所有権証明書を交付される場合の土地所有権証明書を除く）
- 農村地区においては、所有者が村人民委員会で住宅所有権証明書をもらう場合、村人民委員会は、本項に規定される原本をもらう責任をもつ。営業日の10日間以内、村人民委員会は、原本の書類を県レベルの住宅管理機関に渡さなければならない。県レベルの住宅管理機関がその書類を保管する。

### 第17条 住宅所有権証明書の再発行（廃止）

1. 住宅所有権証明書をなくした住宅所有者は、証明書再発行申請書類を証明書の交付職能機関に提出しなければならない。再発行申請書類は以下のものを含める。
  - a) 証明書再発行申請書：その中、証明書をなくした理由を明確に記載し、自分の説明内容について法律に責任を持つことも記入する。
  - b) 証明書をなくしたことについての村の公安機関に承認された書類と一回でマスコミに通知したことを証明する書類（都会の場合）又は

村レベル人民委員会の事務局で住宅所有権証明書をなくした通知を掲示した（農村の場合）（証明書が天災・火事によって破壊されたことの明確な根拠がある場合を除く）

2. 十分な書類を受取って30日以内、住宅所有者が証明書を見つからない場合、職能政府機関が住宅所有者に住宅所有権証明書を再発行しななければならない。

#### 第18条 住宅所有権証明書の交換（廃止）

1. 住宅所有権証明書が破れたり故障されたりする又は変更確認ページに全部記入された時、住宅所有者は証明書を交換することが出来る。

2. 住宅所有者は、古い住宅所有権証明書と一緒に証明書交換申請書を証明書交付職能機関に提出する。

3. 十分な書類を受取って15日以内、政府の職能機関が住宅所有者に対して新しい住宅所有権証明書を交付し古い証明書と交換しなければならない。

#### 第19条 住宅所有権証明書の交付後の変更確認（廃止）

1. 住宅所有権証明書の交付後の変更確認は、証明書の記載内容と受託の面接・階数・主な構築の変更、本法第11条1項a点に規定される住宅所有権証明書を交付された場合の土地の分割・合併の時に行なわれる。

2. 住宅所有者は、変更内容についての申告書と一緒に住宅所有権証明書を政府の職能機関に提出すること。

3. 十分な申請書類を受取って30日以内、政府の職能機関は住宅所有権証明書に変更内容を確認し所有者に渡さなければならない。

#### 第20条 住宅所有権証明書交付における各関連機関の責任（廃止）

1. 本法第16条、第17条、第18条及び第19条に規定される証明書交付、再交付、交換、変更確認の申請書類を受取る機関は、提出者に対して規定される書類以外に書類を補足するように求めることができない。十分な書類が揃っていない場合、書類受取機関は、書類提出者に書類の補足を案内すること。書類の補足期間は、証明書交付期間に計算しないこと。

書類を受取った機関は、その法人・個人が十分な書類を提出したことについての受取書を作成し、その中に住宅所有権証明書の交付日を明確に記入すること。

2. 本法第16条、第17条、第18条及び第19条に規定される期間内に証明書の交付・再交付・交換・変更確認の職能機関は、住宅所有者に証明書上の変更を確認する文書を渡さなければならない。証明書上の変更を確認する書類を渡さない場合、その理由を明確にする文書を出し、申請者に書類を返却しなければならない。

3. 証明書交付管理機関は、住宅所有についての管理手帳を作成・保管しなければならない。その住宅所有管理手帳の内容は、証明書交付時の新規交付・再交付・交換・変更確認を管理できる各条件を確保しなければならない。

#### 第21条 住宅所有者の権限

1. 住宅を占有できる
2. 住宅を使用できる
3. 法律の規定によって自分の所有権にある住宅を販売・賃貸・寄付・交換・継承・管理委託・抵当できる。
4. 住宅をメンテナンス・改善・破壊又は建て直す。個人の住宅の空間を建設・建築規格及び関連法律の規定に適切に使用することが出来る。
5. 自分の合法的な所有権に違反した行為についての苦情・起訴ができる。
6. 政府の職能機関に対して法律の規定によって土地使用権及び住宅並びに土地に固着する財産所有権証明書住宅所有権証明書を新規交付・再交付、変更確認するように要求できる。
7. 法律に規定されるその他権限

#### 第22条 住宅所有者の義務

1. 土地使用権及び住宅並びに土地に固着する財産所有権証明書住宅所有権証明書の新規交付・再交付及び証明書の変更確認に関する申請手順・手続きを法律の規定によって十分に実施する。

2. 自分の住宅を管理・使用・メンテナンス・改善・破壊・建て直しは、法律の規定によって行い、国家利益・公共利益・他の人の合法的な利益及び権限に損害を与えないこと。

3. 住宅を販売・賃貸・寄付・交換・継承・リース・管理委託・抵当する時、法律の規定による各手続きを十分に実施すること。

4. 政府機関に土地使用権及び住宅並びに土地に固着する財産所有権証明書住宅所有権証明書を新規交付・再交付・交換される又は証明書の変更確認をしてもらう時、法律の規定によって財政的な義務を十分に実施すること。

5. 住宅に関する違反、紛争、苦情・起訴、政府が住宅を改修・購入する時の住宅の立退き・賠償・再定住・援助・破壊について、政府機関の決定を厳守すること。

6. 法律に規定されるその他義務

### 第3章 住宅開発

#### 第1項 住宅開発についての共通規定

#### 第23条 住宅開発目標

1. 住宅開発とは、住宅の面積を向上させるための新規建設・建て直し又は住宅改善に投資すること。

2. 住宅開発は、それぞれの収入を持っている人、各地方のそれぞれの経済・社会条件に適切な住宅をベトナム人に確保し、住民の住宅を一方ずつ改善し、住宅不動産市場を作成・開発させ、都会・農村を現代且つ民族の文化に適切に開発するのに貢献する。

3. 住宅開発は、政府の長期的な金融及び適切な利息政策の基づいて住宅の社会化を行い、住宅の改善事業において住宅ニーズを持っている人の責任、各級の人民委員会の責任、一般の住民の責任を確定する。

#### 第24条 都会地区における住宅開発に対する要求・条件

1. 経済・社会開発企画、都会建設規格についての各規定を厳守し、法律の規定によって住民住宅手配、都会の整理、建築・風景・環境・建設基準を確保すること。

2. 住宅開発プロジェクトにおける新規建設住宅は以下の各条件を満たさなければならない。

- a) 特別な都会においては、面積の60%以上がアパートであること。
- b) 1級及び2級の都会においては、面積の40%以上がアパートであること。
- c) 3級の都会においては面積の20%以上がアパートであること。

3. 都会における住宅は、主にプロジェクトによって開発されなければならない。都会の基準による住民の生活条件を改善できるように、住宅開発プロジェクトは、技術インフラ及び社会インフラをセット的に建設・投資されなければならない。

4. 住宅開発プロジェクトについては、建設に関する法律の規定によって住宅の引渡・完了手続きの他、使用される前に給電システム・給水システム・排水システム・爆発防止・消防システムについての完成手続きもしなければならない。

#### 第25条 農村地区における住宅開発に対する要求・条件

1. 法律による農村住民地区の建設企画、建築、建設基準及び土地の使用基準を厳守し、持続的な農村開発を確保する。

2. 農村部の住宅開発は、技術インフラ・社会インフラ開発及び環境保護、住民の生活条件向上と同時に進めなければならない。

#### 第26条 山地区における住宅開発に対する条件・要求

1. 住宅開発は、人の集まっているところで、それぞれの民族の風習、地理的な特徴、自然の条件に適切に行われ、住民の移動を防ぐ。

2. 住宅開発する時、技術インフラ、社会インフラの開発、環境の衛星・安全の確保、山地区の文化・社会・生活条件の向上を重視する必要がある。

ある。

### 第27条. 農村・山地区における住宅開発政策

1. 政府は、各世帯・個人が住宅建設用の土地を確保するために農村・山地区における住宅地区企画に通じて住宅用土地についての政策を有する。
2. 各家族世帯・個人が農村地区、困難状況にある山地区において住宅を改善できるように、政府は優遇利息で長期融資政策を実施する。
3. 住宅用土地を節約するために、政府は、農村部における高いビルを建てるように激励する。
4. 政府は、みんなが手伝い合って住宅を協力で建てることを激励する。
5. 政府は、住宅を各民族の慣習・地域の地理的な条件に適切に建設するように、技術の研究・応用・移転への投資を激励する。

### 第28条. 住宅開発形式

1. プロジェクトによる住宅開発
2. 家族世帯・個人の個別な住宅開発

### 第29条. プロジェクトによる住宅開発

1. 住宅開発プロジェクトは、特定地域又は箇所における住宅開発の効率性を証明す各提案からまとめたものである。
2. 以下の場合、住宅開発がプロジェクトによって行われる必要がある。
  - a) 各経済セクターの販売・リース購入用の住宅開発案件
  - b) 面積を拡大させる改善、アパートの建て直す又は古い住宅の建て直す案件
  - c) 国家所有住宅基金の開発
  - d) 再定住のための住宅開発

### 第30条. 住宅開発プロジェクトに対する要求

住宅開発プロジェクトは、本法、建設についての法律の規定によって作成・承認され、以下の各条件・要求を満たさなければならない。

1. 住宅開発プロジェクトは、地域のそれぞれの期間における住宅開発プログラム、建設企画に適切でなければならない。
2. 住宅開発プロジェクトは、住宅及び技術インフラ、社会インフラにセットで建設されなければならない。社会インフラ工事は、使用過程の影響要素の検討を加え、各基準に従ってプロジェクトの人口密度の規模に適切に計算されること。
3. 住宅開発プロジェクトにおいて、住宅の建築は、具体的な住宅の種類によって作成される。
4. 住宅開発プロジェクトは、承認される時に建設方によって審査され、住宅の使用前、品質を検定される必要がある。承認決定及び検定結果は、省レベルの住宅管理機関において管理・検査のために保管されること。
5. 投資主は承認されたプロジェクトの各内容を十分に実施すること。内容の変更、プロジェクトの進捗の変更がある場合、投資主が職能機関に報告し、承認してもらわなければならない。政府は、開発プロジェクトの内容及び運用・管理について具体的に規定する。

### 第31条. 住宅開発企画

1. 住宅地区建設企画、農村住宅地区企画及び山地区における経済地区・工業団地・生産輸出地区・ハイテック地区・大学・専門学校・職業訓練学校の建設プロジェクトは、住宅についての需要、住宅建設用の土地についての需要及び住宅用のインフラを十分に検討した上で作成する必要がある。
2. 本条1項に規定される各計画・案件を承認する時、職能期間は、住宅開発企画も同時的に承認しなければならない。
3. 省レベル人民委員会は、住宅開発企画、各住宅開発プロジェクトに対する具体的な規制・政策を公開的に公表しなければならない。

### 第32条. 住宅の建築

1. 住宅の建築は、現代的な建築を伝統的な建築をスムーズに組み合わせられたものであり、各地域の自然条件、風習、文化・社会に適切で

なければならない。

2. 住宅の建築は、経済社会の条件、住民の収入レベルに適切な各種の住宅・部屋の多様性を持ち、住宅開発の土地を効率的に使用されること。
3. 道・メイン的な通りの両側にある住宅は、建設の路線及び高さ・空間・建築・都会部の企画、設計への適切を確保しなければならない。
4. 住宅を各地域に適切に開発できるように、政府は、住宅の典型的な設計・見本を研究し、公表する。

### 第33条. 住宅開発方法

1. 法人・個人が市場のニーズに合わせて販売・リースのために投資・開発される住宅（以下では商業住宅と呼ぶ）
2. 家族世帯・個人が自ら建てられた住宅（以下では個別な住宅と呼ぶ）
3. 本法第53条及び第54条に規定される各対象者に対してリース又はリース購入のために投資・建設された住宅（以下では社会住宅と呼ぶ）
4. 幹部・公務員の転職のために政府によって建てられる住宅（以下では公務住宅と呼ぶ）

### 第2項. 商業住宅開発

#### 第34条. 商業住宅開発参加できる対象及び要件

1. 国内及び国外の各経済セクターに属する各法人・個人とは、商業住宅開発への投資に参加することができる。
2. 商業住宅開発投資の国内法人・個人は、住宅経営を登記しなければならない。外国法人・個人の場合、投資についての法律の規定によって投資証明書を有する必要がある。

#### 第35条. 商業住宅の購入・賃貸できる対象

1. 経営登記場所、戸籍登記場所を問わない内法人・個人
2. 本法の第126条及び第131条による住宅所有・賃貸対象の外国に定住するベトナム人
3. 本法第125条1項及び第131条によるベトナムの住宅所有・賃貸対象の外国法人・個人

#### 第36条. 商業住宅開発法人・個人の責任

1. プロジェクトによって住宅開発についての規定を実施する。
2. 承認されたプロジェクトの執行進捗・品質を確保する。
3. プロジェクトの詳細規格、販売・賃貸の住宅の数、販売・賃貸済みの住宅数、残っている住宅の数、販売・賃貸価格、支払方法、販売・賃貸手続き、住宅の販売・賃貸対象の要件などについての各情報をプロジェクト管理局の事務所、プロジェクトの実施場所及びマスコミにおいて公開する。
4. 職能機関が購入者に 土地使用権及び住宅並びに土地に固着する財産所有権証明書、住宅所有権証明書を交付するように必要な手続きをし、その住宅に関する各書類を購入者に対して引き渡す。住宅の賃貸の場合、商業住宅開発法人・個人は、本法第66条の規定によって住宅に関する書類を作成・保管する責任を持つ。
5. プロジェクトの実施結果について定期的に報告し、プロジェクトが終了した時にプロジェクトの承認した職能機関及び省レベル人民委員会に終了したことを報告すること。

#### 第37条. 商業住宅開発用土地

1. 法人・個人は、国から渡された或いはリースされた土地、又は他の法人・個人から土地についての法律によって使用権をもらった土地を使用して商業住宅開発をすることができる。
2. 投資家として二つ以上の法人・個人が申し込んだ商業住宅開発プロジェクトの場合、投資家を選択するために入札を行わなければならない。住宅開発プロジェクトまたはインフラが建設された新住宅地区における土地使用権譲渡は、入札によって公開的に行われなければならない。
3. 投資家選択のための入札、土地使用権入札は、法律の規定によって実施される。

### 第38条. 商業住宅開発用の資本源

1. 投資家の資本金
2. 他の法人・個人との合弁・連携資本金
3. 信用機関からの借りた資本金
4. 住宅の購入又は賃貸者の立替資本金
5. 法律の規定によるその他調達できた資本金

### 第39条. 商業住宅の販売・賃貸

1. 商業住宅の販売・賃貸は、一回の支払い又は後払い・分割払いによって実施された。

住宅購入者・賃貸者の立替金を調達するのは、住宅の設計が既に承認され、住宅基地が建設された場合だけに行われる。住宅を購入者・賃貸者に渡す前に調達する資本金が契約上の住宅価格の70%を超えてはいけない。

2. 商業住宅の販売・賃貸手続き、手順は本法の第5章において規定される。
3. 商業住宅の販売・賃貸価格、支払い方法は、各側により契約において合意される。

### 第40条. 商業住宅の設計基準

商業住宅は建設についての法律規定及び以下の各基準に従わなければならない。

1. アパート、マンションにおける一軒の住宅は、面積が45㎡より狭くないこと。
2. 各プロジェクトにおいて個別に建てられる住宅は、建設面積が50㎡より狭くない、家の横幅が5mより狭くないこと。
3. 別荘は、3階までで、家の面積が土地の面積の50%を越えないこと。

### 第3項. 家族世帯・個人の個別的な住宅開発

#### 第41条. 家族・個人の個別な住宅開発

1. 個別な住宅開発とは、家族世帯・個人が自分の使用权にある土地の中に住宅を建設することである。
2. 家族・個人の個別な住宅建設は、以下のいずれかの形式によって実施される。
  - a) 住宅を自ら建設する。
  - b) 法人・個人に委託して住宅を建設してもらう。
  - c) 農村地区において住宅を建設するように相互的に手伝う。

#### 第42条. 家族・個人の個別な住宅開発に対する条件

1. 家族世帯・個人は合法的な土地使用权を持ち、住宅が建設法によって再構築禁止対象ではない。
2. 都会及び農村部の住宅地区における家族・個人の個別な住宅開発は、承認された企画に適切であり、建設許可書を持つこと（建設法によって建設許可が不要な対象を除く）
3. 都市部における個別な住宅建設は、都市の共通的な技術インフラシステムとの連結条件を確保すること。

#### 第43条. 個別な住宅開発における家族世帯・個人の責任

1. 建設投資における企画・建築・手順・手続きに従って建設を行う。
2. 住宅の品質について責任を持つ。
3. 省レベル人民委員会が規定する技術インフラ建設用の人力又は費用を貢献する。

#### 第44条. 家族世帯・個人が住宅建設を相互的に手伝う

1. 農村部の各家族世帯・個人は、随意でチーム内の各メンバーの財政能力、人力、資材で協力して住宅を建てる。
2. チーム内の各メンバーは、各メンバーの出資方法、人力、資材、実施時間、メンバーの権限・義務について合意し、チームの合意した内容を実施することを約束しなければならない。

3. チームの各メンバーが住宅を建設するために、政府が貸し付けの期間及び利息について優遇政策を持ち、住宅の建設見本を供給する。

### 第4項. 社会的な住宅開発

#### 第45条. 社会住宅基金

1. 政府は、本法の第53条及び第54条に規定される各対象者が賃貸・分割払いできるように社会住宅基金を開発する政策・制度がある。
2. 政府は、国内・国外の各経済セクターに属する法人・個人が社会住宅基金に投資するように激励する。
3. 社会住宅基金を開発する法人・個人は、社会住宅を建設する土地に対して土地使用料・土地賃貸料を政府に免除され、法律によって関連租税が免除・減少される。

#### 第46条. 社会住宅の開発に対する要件・条件

1. 建設についての法律規定による建設品質を確保すること。
2. 低い収入者の賃貸料・分割払金の支払能力に適切であること。
3. 社会住宅の建設及び、社会住宅基金を賃貸・購入・使用できる対象者の検討を厳しく管理する。

#### 第47条. 社会住宅の設計基準

1. アパートである都会部の社会住宅は、建設についての法律における共通基準を確保し、以下の規定による階数を有すること。
  - a) 特別都会においては、5階又は6階の建物であること。
  - b) 1級、2級、3級、4級及び5級の都会においては、6階を越えない建物であること。
2. 一軒の住宅は面積が60㎡を超えなく、住宅のレベル・級によって建設が完成されるが30㎡より狭くないこと。
3. 社会住宅は、都会種類に関する規定によってそれぞれの技術インフラ、社会インフラ基準を確保すること。
4. 本条1項に規定される地区の他に、土地の良い条件を持っている地区には、低いアパート又は個別な住宅を建設することができるが、3級以上の住宅に相当する建設品質及び本条の第2項及び第3項の各規定を確保しなければならない。

#### 第48条. 社会住宅開発の企画

1. 住宅地区建設企画、農村住宅地区、経済地区、工業地区、生産輸出地区、ハイテック地区の企画においては、社会住宅の建設企画を明確に確定すること。
2. 社会住宅建設企画の作成・承認・公表は、本法第31条の規定に従って実施される。

#### 第49条. 社会住宅開発用の土地

1. 建設企画、土地使用計画及び承認された社会住宅開発プロジェクトに基づいて、職能人民委員会は、社会住宅建設用の土地を渡す又はリースする。
2. 政府は、社会住宅開発プロジェクトに対して土地の使用料・賃貸料を免除させる。

#### 第50条. 社会十滝開発プロジェクトの投資主

1. 省レベル人民委員会は、自分の地域において国家所有にある社会住宅の開発プロジェクトに投資主を選択する。
2. 本法第53条及び第54条に規定される各対象者に賃貸・販売する社会住宅を開発する法人・個人は、自分が投資する住宅開発案件の投資主である。
3. 投資主は以下の責任を持つ。
  - a) 承認されたプロジェクトの要求に従う住宅の建設進度・品質を確保する。
  - b) プロジェクトの詳細企画、住宅の数、賃貸・販売した住宅の数、残っている住宅の数、賃貸価格、賃貸・購入申し込み内容、賃貸・購入契約締結手続きについての各情報を投資主の事務所及びマスコミで公開すること。
  - c) プロジェクトが終了した時、プロジェクトの実施結果について省レ

ベル人民委員会に報告する。

d) 社会住宅投資案件に関する各書類を保管し、その住宅管理・運営機関に後で渡すこと。

#### 第51条. 社会住宅の建設及び管理・運用

1. 社会住宅のコンサルタント業者、建設業者の選択は、法律の入札に通じて行われる。

2. 省レベル人民委員会は、以下の原則によって社会住宅基金の運用・管理機関を選択する。

a) 2社以上が申し込んだ場合、法律による入札に通じて運用・管理機関を選択すること。

b) 1社だけが申し込んだ場合、その組織が住宅管理・運用の能力、条件を十分にそろえば、その組織に運用・管理させる。

c) 申し込んだ組織がない場合、国家所有にある住宅の職能管理機関に運用・管理させる。

3. 社会住宅基金の管理組織は、法律の規定による公益企業に対する制度、公益サービス活動における優遇を受けられる。

#### 第52条. 社会住宅基金の開発投資金

1. 社会住宅建設の投資資金は以下の各資金源から成り立つ。

a) 国家所有にある住宅の販売・賃貸からの収入

b) 地域内の住宅開発プロジェクトの土地使用料の30%から50%

c) 国家予算

d) 国内・国外の法人・個人からの援助金

d) 法律の規定によるその他合法的な調達金

2. 政府は、社会住宅の建設資金、銃滝開発基金の管理機関及び基金使用管理内容について具体的に規定し、資金保全原則を確保する。

#### 第53条. 社会住宅賃貸の対象者及び条件

1. 社会住宅を借りられる対象は、公務員、幹部、人民武装力に属する専門的な士官・軍人、経済地区・工業団地・生産輸出地区・ハイテク地区で働く職員及び政府が規定するその他対象者である。

2. 本条1項に規定される人は、低い収入を持ち、以下のいずれかの場合に属する人であれば社会住宅を借りることができる。

a) 自分の所有にある住宅を持っていない、国家所有にある住宅をまだ借りられない又は分割払いの購入ができない。

b) 自分の所有にある住宅を持っているが、その住宅の面接が家族の人数平均で5㎡/人以下である。

c) 自分の所有にある住宅を持っているが、仮的な住宅、壊れている住宅である。

#### 第54条. 社会住宅を分割払い方法で購入できる対象者及び条件

社会住宅を分割払方法で購入できる対象者・条件は、本法第53条において規定される。社会住宅の購入対象は、一回目の支払いで購入住宅の価値の20%を支払わなければならない。

#### 第55条. 住宅の賃貸・購入対象の検討手順

1. 社会住宅の賃貸・購入対象者は、自分の働いている機関に申込書を提出しなければならない。

2. 本法の第53条及び第54条の規定に基づいて、各機関は、社会住宅の賃貸・購入の対象・条件について申込者に承認しなければならない。社会住宅の賃貸・購入をしたい人は、組織に承認された後、省レベル人民委員会に申込書を提出する。

3. 省レベル人民委員会は、社会住宅基金に基づき、本項の各規定と対照して賃貸・購入対象者、賃貸・購入手順、手続きを決定する。社会住宅基金がニーズに対応できない場合、住宅の賃貸・購入は優先順によって実施される。

#### 第56条. 社会住宅賃貸・購入価格の確定

1. 社会住宅の賃貸・購入価格は以下の原則を確保しなければならない。

a) 社会住宅基金を引き続き開発できる資金を保全しなければならない

い。

b) 賃貸・販売期間の管理・メンテナンス・修理に関する費用を支払えること。

2. 政府は、省レベル人民委員会が自分の地域の賃貸・購入価格を公表する根拠になる価格枠組みを決める。

#### 第57条. 社会住宅の賃貸・購入原則

1. 社会住宅の賃貸・販売は、正しい対象者に実施され、賃貸・購入期間内に住宅の譲渡をいずれの形によっても実施してはいけない（本法第106条2項に規定される住宅継承の場合を除く）。上記の原則を違反した場合、社会住宅管理機関がその住宅を回収することができる。

2. 同じ期間においては、本法第53条及び第54条に規定されるそれぞれの対象者は、社会住宅基準によって確定的な住宅の面積しか賃貸又は購入することができない。

3. 社会住宅を分割払方法で購入できる対象者は、その **土地使用権及び住宅並びに土地に固着する財産所有権証明書** 住宅所有権証明書を交付された後、その住宅を販売する場合、その社会住宅管理機関が優先的に購入できる。社会住宅管理機関が買わない場合、その住宅所有者が他の人に販売することができる。

いずれの場合においても社会住宅の販売価格は、新しく建設された同じ種類の住宅について省レベル人民委員会が支払時点に規定した価格を超えてはいけない。

#### 第5項. 公務住宅基金の開発

#### 第58条. 公務住宅基金

1. 政府は、公務住宅を建設するのに予算からの資金で投資する。

2. 公務住宅は、国家所有にある住宅であり、本法第60条に規定される各対象者に対して彼らが公務員としての仕事を受任する期間に貸すためである。

#### 第59条. 公務住宅基金の開発責任

1. 公務住宅を受けられる公務員・幹部がいる機関は、機関内の公務住宅についての需要を確定し、省レベル人民委員会に対して報告する。

2. 省レベル人民委員会は、公務住宅についての需要まとめ結果に基づいて、公務住宅基金の建設・投資プロジェクト・企画・計画を作成し、省レベル人民委員会又は首相がその企画・計画を承認する。

3. 省レベル人民委員会は、管轄地域における公務住宅基金を建設・投資し、その基金を運用・管理する。

#### 第60条. 公務住宅を借りられる対象

1. 転職されるが、転職先において自分の所有にある住宅を持っていない共産党・国家の機関、政治社会組織に属する幹部・公務員

2. 国防・安寧の要求によって転職される、人民武装力に属する専門的な士官

3. 公務住宅に住む対象の受任中の共産党・政府の指導幹部

#### 第61条. 公務住宅の管理原則

1. 公務住宅は、目的及び対象に正しく使用されること。

2. 公務住宅の賃貸条件がなくなった時又は他の所に転職される又は退職する時、公務住宅を借りている人は、公務住宅を返却する責任画ある。

3. 公務住宅を返却する時、公務住宅を借りている人は住宅について困難な状況にいる場合、その人の管轄機関は省レベル人民委員会と協力して、具体的な状況を検討する上、その人に社会住宅を賃貸又は購入するように解決すること。

4. 政府は、公務住宅の対象、建設・投資、管理及びリースについて具体的に規定すること。

#### 第6項. 住宅改善の援助



## 第62条. 住宅の改善援助の社会政策対象者

1. 革命に貢献した人
  2. 山地区又は頻繁に天災の影響がある地区における貧困な家族世帯
  3. 特別な困難状況にある家族世帯
- 省レベル人民委員会は、管轄地域の実際的な状況に適切に本条第2項及び第3項に規定される貧困な世帯、特別な困難状況にある家族世帯について具体的に規定する。

## 第63条. 住宅改善援助を受けられる条件・要件

本法第62条2項及び3項に規定される住宅改善援助の社会政策対象者は、本法第53条2項に規定される住宅についての困難状況にあるいずれかのケースにあること。

## 第64条. 住宅改善援助の形式

政府、経済組織、社会組織、住民共同は、以下のいずれの形式によって住宅改善の社会政策対象者に対して住宅改善を支援する。

1. 住宅を後払い又は分割払いの方法で購入できるように経費を援助する。
2. 国家所有にある住宅を購入する時又は住宅を建設するための土地を国から渡された時に、土地の使用料を免除・減少させる。
3. 住宅を修理・改善又は建設するのに経営・資材・人工を援助する。
4. 情義住宅を寄付する。

## 第4章. 住宅使用の管理

### 第1項. 住宅使用の管理についての共通規定

## 第65条. 住宅使用の管理内容

1. 住宅書類の作成・保管
2. 住宅の保証・メンテナンス・改善・破壊

## 第66条. 住宅書類の作成・保管

1. 住宅各種の書類が作成され、保管される。
2. 住宅の所有者、国家所有にある住宅の管理機関又は所有者が未確定の住宅を使用している人は、住宅の書類を作成・保管する責任があり、書類の1部を土地使用権及び住宅並びに土地に固着する財産所有権証明書、住宅所有権証明書の交付機関に提出して住宅の管理をしてもらう。
3. 住宅所有権証明書の交付機関に提出される書類は以下のように規定される。
  - a) 本法が有効になってから建てられた住宅地区における住宅の場合、住宅書類は、住宅持ち主の名前及び住所、本法第15条に規定されるいずれの書類、建設コンサルタント機関、建設機関の名前及び住所（ある場合）、住宅の建設図面又は住宅・土地の図面（ある場合）、建設についての法律による完工書類を含める。
  - b) 本法が有効になってから農村部で建てられた住宅の場合、住宅書類は、住宅持ち主の名前及び住所、本法第15条に規定されるいずれの書類、住宅・土地の建設図面又は図面（ある場合）を含める。
  - c) 本法が有効になる前に建てられた住宅の場合、住宅書類は、持ち主の名前及び住所、適法に建築したことを証明する、本法第15条に規定されるいずれの書類を含める。

## 第67条. 住宅保険

1. 政府は、住宅所有者が住宅保険を購入するように激励する。
2. 住宅保険の内容及び方式は、保険業法の規定に従って実施される。

## 第68条. 住宅使用における住宅所有者の責任

1. 住宅書類を本法第66条2項の規定によって作成・保管する。
2. 住宅を使用する間に、法律に従って、住宅使用についての各規定の実施、住宅の管理・消防・環境衛生・秩序守りをし、財政的な義務を実現する。
3. 共通所有にある住宅又は他の所有者の住宅を故障させた時、住宅を

元の状態に回復する又は法律の規定によって賠償する。

4. 個別所有分に対して規定によるメンテナンス、管理・運用・設備システム・技術インフラシステム、共同所有住宅の面積・部分のメンテナンス、に関する経費を十分且つ期限通りに支払うこと。
5. 各関連側及び責任者が管理・運用・設備システム・技術インフラシステム、共同所有住宅の面積・部分の管理・メンテナンスをできるように良い条件を与える。

## 第69条. 所有者ではない住宅使用者の責任

借手・泊まらせてもらう人又は住宅使用管理受託者は、住宅所有者との契約によって住宅を使用し、本法による住宅使用についての規定を厳守する責任を持つ。

## 第2項. アパート使用の管理

## 第70条. アパートの中の個別所有部分及び共同所有部分

1. アパートとは、2階以上の建物であり、各家族・個人が共同で使用できる廊下・階段・インフラシステムを持つ。アパートには、各家族・個人の個別的な所有部分及び各家族・個人の共同的所有部分がある。
2. アパート内の個別的な所有部分は以下のものを含める。
  - a) 住宅内の面積（住宅のバルコニーの面積を含める）
  - b) 法律の規定によって個別的な所有にあるアパート内のその他面積
  - c) 住宅・個別的な所有面積に付けられる技術的な設備
3. アパート内の共同所有部分は以下のものを含める。
  - a) 本条第2項に規定される個別的な所有部分以外のアパートにおける残りの面積
  - b) アパートの体力の空間及び構成システム、アパートの共同に使用される技術設備（体力のフレーム、柱、住宅を囲む壁、各部屋を区別する壁、床、屋根、階段、エレベーター、非常階段、ゴミ箱、技術ボックス、駐車場、電気・水・ガスの供給システム、放送、排水、消防及びどんな部屋にも個別に所有しない部分を含む）
  - c) アパートとコネクションされる外部の技術インフラシステム

## 第71条. アパート使用についての管理

1. アパートには、マネジメントが有すること。アパートのマネジメントは、各所有者およびアパートの使用者の合法的な権限及び利益を保護する代表者である。

アパートを使用し始めてから12ヶ月以内に、アパートの投資家は、所有者及びアパート使用者の会議（以下ではアパート会議と呼ぶ）を行い、マネジメントを指定しなければならない。投資家は、アパート会議で通貨する必要がある内容を準備すること。

マネジメントを設立されていない時、投資家は、マネジメントの仕事を実施する責任を持つ。
2. アパートのマネジメントは、そのアパートの各所有者・使用者の代表者を含める。
3. マネジメントのメンバー人数は、アパート会議によって決定される。アパートのマネジメントの任期は、最高で3年である。マネジメントは、団体の原則で多数によって決定される。

## 第72条. マネジメントの権限及び責任

アパートのマネジメントは、以下の各権限及び責任を持つ。

1. アパートの使用ルールをアパートの具体的な状況に適切に作成し、アパート会議に提出し承認してもらう。
2. アパートの運用・管理業者を選択し、業者と契約書を締結し；業者が約束通りに実施しない場合にその業者との契約を解約し；アパートの管理業者の活動を契約の内容によって監督する。
3. アパートの管理・使用・サービス提供についての使用者の意見・苦情をまとめ、職能機関と協力してその問題点を解決する。
4. 規定によるアパートの使用・メンテナンスを検査・監督する。
5. 地方自治体と協力してアパートの文明的な生活、社会安全・秩序を確保する。

- 住宅所有者・使用者から各手数料・料金及びアパートの共同所有面積からの料金（ある場合）を集金する。
  - アパート運用・管理業者に契約によって経費を支払い、マネジメントの各メンバーに手当て及びアパート会議の規定によるその他費用を支払う。
  - アパート会議に与えられたその他業務
- 住宅の中央管理機関は、アパートの管理規制を公表し、全国のアパートの管理・使用について実施案内及び検査を行う。

### 第73条. アパートの管理・運用業者

- アパートの運用・管理は、アパートの管理・運用の専門的な能力を持っている業者によって実施されなければならない。  
アパートの運用・管理業者は、アパートの技術システム、設備、各サービスを運用・管理し、アパートのメンテナンスをし、アパートマネジメントとの契約によってその他業務を実施する。
- アパート運用・管理業者は、各地域におけるアパートを管理することが出来る。  
アパート管理・運用業者がない地方の場合、マネジメントは、他の地域のアパート管理・運用業者と契約を締結することが出来る又は投資家がアパートの管理及びサービス提供について責任を持つ。
- アパート管理・運用サービスは、公益サービスに対する制度と同じ制度を受けられる。

### 第3項. 住宅の保障・メンテナンス・改善

#### 第74条. 住宅の保証

- 住宅は、建設が完了し、使用し始めた時に保証される。
- 住宅を建設した法人・個人は、住宅を保証する責任があり、住宅の設備を提供した法人・個人は、提供した設備を保証する責任がある。  
住宅を建設して販売する場合、住宅の販売側が本条4項に規定される期間内に保証責任を持つ。住宅の販売側は、建設法人・個人、設備提供法人・個人にその住宅を保証するように要求する権限を持つ。
- 住宅の保証内容は、住宅・設備が壊れた時又は使用者のミスではない異常が起こった時の住宅・設備の修理・構築変更を含める。
- 保証期間は、投資家が引渡調書にサインした日から計算され、具体的に以下のように規定される。
  - 9階以上のアパート及び国家予算で投資・建設された各種住宅の場合、保証期間が68ヶ月より短くないこと。
  - 4階から8階までのアパートの場合、36ヶ月より短くないこと。
  - 本項a点及びb点に規定されていない住宅の場合、24ヶ月より短くないこと。

#### 第75条. 住宅のメンテナンス

- 住宅メンテナンスは、住宅の品質を維持するための住宅の定期的なメンテナンス及び故障がある時の修理を含める。
- 住宅の所有者は、本法の規定及び建設についての法律の規定に従って自分の住宅をメンテナンスをする責任を持つ。

#### 第76条. 住宅の改善

- 住宅の改善とは、現有の住宅をグレードアップする又は面積を拡大することである。
- 住宅の所有者は、自分の住宅を改善することができる。住宅の所有者ではない人は、住宅の所有者が文面で同意した場合だけに住宅を改善できる。住宅の改善は、本法の規定及び建設についての法律規定に従って実施されなければならない。

#### 第77条. 住宅のメンテナンス・改善についての要求

- 法律の規定によって人的な安全、資産、環境衛生を確保すること。
- 建設許可が必要な場合、住宅改善を許可通りに実現すること。

#### 第78条. 住宅メンテナンス・改善における住宅所有者の権限及び義務

#### 義務

- 住宅所有者は、メンテナンス・改善において以下の権限を持つ。
  - 自分でメンテナンス・改善を行う又は十分な能力を持っている業者・他の人に採用してメンテナンス・改善を行ってもらうことができる。大修理又は建設許可が必要な修理をする場合、住宅所有者は建設業の能力を十分に持っている場合だけに自分で修理することができる。
  - 建設についての法律に規定される各条件を十分に揃った時、職能機関に対して許可交付を申請することができる。
  - 自分の住宅をメンテナンス・改善をする手続き・工事について、他の人に委託することができる。
- 住宅所有者は、メンテナンス・改善において以下の各義務を持つ。
  - 住宅のメンテナンス・改善についての法律規定を十分に厳守し、他の住宅の所有者に彼らの住宅メンテナンス・改善を実施できるように良い条件を与える。
  - 住宅のメンテナンス・改善により発生した損失を賠償する。
  - 住宅の修理・改善の後、住宅が交付された **土地使用权及び住宅並びに土地に固着する財産所有権証明書** 住宅所有権証明書に記載される住宅現状と違って来た場合、所有者が **土地使用权及び住宅並びに土地に固着する財産所有権証明書** 住宅所有権証明書-交付機関に証明書の変更を確認してもらわなければならない。

#### 第79条. 貸している住宅のメンテナンス・改善

- 貸手が貸している住宅をメンテナンス・改善することができる。借手は貸手が住宅のメンテナンス・改善できるように良い条件を与えなければならない。
- 貸手は借手の同意を受けた時、住宅をメンテナンス・改善することができる（やむをえない場合を除く）。住宅をメンテナンス・改善した後、賃貸期間が賃貸契約期間の3分の1以下残っている場合、貸手は、メンテナンス・改善された状態に適切な賃貸料に調整することができる。借手が調整された賃貸料に同意しない場合、一方的に解約することができ、この場合、法律の規定によって賠償される。
- 借手が住宅のメンテナンス・改善のために移動しなければならない場合、各側は仮に泊まる場所及びメンテナンス・改善期間の賃貸料について合意する。借手が自分で宿泊所を用意するが、住宅賃貸料をメンテナンス・改善期間の分も支払った場合、貸手がメンテナンス・改善期間に相当する契約上の賃貸料を借手に返却しなければならない。メンテナンス・改善期間は、賃貸計画期間に計算されない。借手は、メンテナンス・改善の後で引き続き住宅を借りることが出来る。
- 住宅の借手は、住宅が借手の使用により壊れる場合を除き、貸手に住宅のメンテナンスを要求する権限をもつ。貸手が住宅を修理しない場合、借手は修理することが出来るが、借手に対して文面にて30日前に通知しなければならない。通知文書には、修理度合い及び修理費用を明確に書く必要がある。貸手は借手に対して修理代を払う又は賃貸料に差し引くことをしなければならない。

#### 第80条. 共同所有にある住宅のメンテナンス・改善

- 共同所有の住宅の各所有者は、自分の所有分に相当する住宅のメンテナンス・改善する権限及び責任を持つ。各所有者の所有権を確定できない場合、住宅のメンテナンス・改善責任は、各共同所有者に平等に分けられる。共同所有の住宅のメンテナンス・改善は、各所有者の文面での合意を得なければならない。
- 共同所有住宅のメンテナンス・改善費用の分配は、各所有者の合意によって実施され、その合意は文書に作成され、各側のサインが無ければならない。

#### 第81条. アパートのメンテナンス・改善

- アパートの所有者は、自分の所有分に対するメンテナンスの責任を持ち、共通所有部分に対するメンテナンスの義務を実施する義務がある。  
政府は、アパートの共通所有部分のメンテナンス費用を具体的に規定する。

2. 高層アパートの改善は職能機関の承認された設計・見積りに基づいて実施されること。面積の拡大の場合、アパートの3分の2以上の所有者に同意されなければならない。

#### 第82条. 国家所有にある住宅のメンテナンス・改善

1. 国家所有の住宅メンテナンスは政府からその住宅を管理仕事を受取った機関又は業者によって実施される。

国家所有の住宅の改善は、職能機関の承認された設計及び見積りによって実施されること。

2. 借りられている又は公務住宅として使われている国家所有の住宅の場合、メンテナンスは、本法第79条の規定によって実施される。住宅の管理機関が書面で公務住宅の借手に借手の経費で改善させた場合、改善された住宅も国家所有の住宅であり、その住宅の管理機関が借手に経費を支払う又は借手の賃貸料に差し引く責任がある。

#### 第4項. 住宅破壊

#### 第83条. 住宅を破壊しなければならない場合

1. 壊れて倒れる危機があると、建設工物品質の検定機関の結論があった住宅
2. 政府の職能機関の決定によって立退きのために回収される住宅
3. 使用可能年数が切れた高層アパート
4. 建設についての法律によって破壊しなければならない住宅

#### 第84条. 住宅破壊責任

1. 住宅の所有者は住宅の破壊責任を持つ。他の工事建設のために立退きされる場合、その工事の投資家は住宅破壊の責任を持つ。
2. 住宅の所有者は、建設についての法律による能力を十分に持っている場合、自分で破壊することが出来る。建設についての能力を持っている個人・業者を採用して住宅を破壊してもらうことも出来る。
3. 2階以上のアパート及び4階以上のその他住宅の破壊は、建設についての能力を持っている業者によって実施されなければならない、また職能機関の承認された破壊提案を持たなければならない（緊急の場合を除く）
4. 村レベル人民委員会は、管轄地域における住宅破壊について管理・催促する責任がある。

#### 第85条. 住宅破壊への要求

1. 破壊地域から人及び資産を移動させること。
2. 警告看板を有し、周辺地域と隔離する対策を有すること。
3. 人・資産の安全、周辺の工事・破壊されない技術インフラの安全及び環境衛生を法律の規定によって確保すること。
4. 住民地区における住宅破壊は、12時から13時の間及び22時から翌日の5時までの間に行っては行けない（緊急の場合を除く）

#### 第86条. 住宅破壊の強制

1. 住宅が本法第83条によって破壊しなければならないが、住宅所有者、工事投資家又は使用の管理者が随意で住宅を破壊しない場合、政府の職能機関が強制的な破壊を決定する。
2. 住宅の強制破壊の決定を出す職能については以下のように規定される。
  - a) 省レベル人民委員会は、高層アパート又は国家所有の住宅に対して強制破壊の決定を出す。
  - b) 県レベル人民委員会は、本項 a 点に規定される住宅以外の対象に対して強制破壊の決定を出す。
3. 住宅の強制破壊の費用は以下のように規定される。
  - a) 住宅の所有者又は工事投資家は、強制破壊費用及び破壊に関する各費用を負担する。
  - b) 住宅所有者、工事投資家が支払わない場合、強制破壊を決定した政府の職能機関は、破壊の費用を確保するために資産強制対策を適用する。

#### 第87条. 住宅が破壊された時の家族世帯・個人の宿泊所

1. 住宅の所有者は、住宅が破壊された時、自ら宿泊所を用意すること。
2. 立退き用の住宅破壊の場合、家族世帯・個人の宿泊所は賠償・支援・最定住政策によって解決されるが、家族世帯・個人の新しい宿泊所が前の宿泊所より良い原則を確保しなければならない。

#### 第88条. 貸している住宅の破壊

1. 緊急の場合を除き、住宅の貸手は、借手に対して破壊期間、破壊期間中の借手の権限及び義務について文書で破壊の3ヶ月前に通知しなければならない。
2. 住宅を破壊して立て直すが、賃貸期間がまだ残っている場合、貸手は借手に対して破壊・建直しの期間に他の宿泊所を用意する責任がある（借手が自ら宿泊所を用意する場合を除く）。立て直した後、借手が賃貸期間の終了時まで引き続き住宅を借りることが出来る。借手が自ら宿泊所を用意する場合、破壊・建直しの期間中の賃貸料を払わなくて良い、破壊・立て直す期間が賃貸契約の期間に計算されない。

#### 第89条. 住宅所有者のニーズによる住宅破壊

1. 住宅所有者のニーズによる住宅破壊は、本法題84条及び第85条の各規定に従わなければならない。
2. 複数の所有者のアパートをニーズによって破壊することは、アパートの3分の2以上の所有者の同意を得なければならない、本法の第84条及び第85条の規定に従わなければならない。
3. 立て直すためにアパートを破壊する場合、政府の職能機関に承認されたプロジェクトが必要であり、アパートの各所有者の最定住の権利及び正当的な利益を法律の規定によって確保しなければならない。

#### 第5章. 住宅についての取引

#### 第1項. 住宅に関する取引についての共通規定

#### 第90条. 住宅に関する取引の形式

住宅に関する取引は、住宅の販売・賃貸・寄付・交換・継承・抵当・貸すこと・泊ませること・管理の委託を含める。

#### 第91条. 取引の住宅に対する条件

1. 住宅の販売・寄付・交換・継承・抵当・貸し・泊ませ・管理委託についての取引において、住宅に対しては、以下の各条件を満たす必要がある。
  - a) 法律の規定によって住宅所有権証明書を有する。
  - b) 所有権についての紛争がない
  - c) 判決実施又は政府の職能機関の決定を執行するために差し押さえられていない。
2. 本条1項に規定される各条件を満たさない賃貸中住宅の場合、借手の安全、給電・給水・環境衛生及び最低条件についても確保しなければならない。
3. 分割払の住宅の場合、本法第3章第4項に規定される各基準を確保しなければならない。

#### 第92条. 住宅に関する取引の各参加側に対する条件

1. 住宅の販売・貸し出し・リース販売・寄付・交換・抵当・泊ませ・管理委託をする側は以下の各条件を満たさなければならない。
  - a) 住宅所有者又は人事についての法律の規定による所有者の代表者であること。
  - b) 個人である場合、民事行為能力を持つ。法人である場合、住宅経営の職能を持たなければならない（経営目的以外の目的で販売する場合を除く）
2. 住宅の購入・借入・リース購入・交換・寄付受取・借り・泊ませてもらい・管理受託する側は、法人・個人であり、国内にいる個人の場合、常住戸籍登記場所を問わないが、民事行為能力を持たなければ

ばならない。外国に定住しているベトナム人の場合、本法の規定によってベトナムにおける住宅を所有・賃貸できる対象者で無ければならない。法人である場合、経営登記場所と問われない。

### 第93条. 住宅に関する取引の手順・手続き

1. 各側は住宅の売買・賃貸・寄付・交換・抵当・貸し・泊ませ・管理委託について直接又は代表者を通じて合意する（合意書のことを以下で住宅に関する契約書と呼ぶ）。法人が住宅を寄付する場合、その寄付の文書が必要となる。
2. 住宅に関する契約書、住宅寄付文書においては、以下の各内容を含まなければならない。
  - a) 各側の名前及び住所
  - b) 住宅の特徴についての説明・記述
  - c) 価格及び支払方法（契約書において価格について合意内容がある場合）
  - d) 住宅の引渡時間；保証機関（ある場合）、リース期間、泊ませる期間、管理委託期間
  - d) 各側の権限及び義務
  - e) 各側の約束
  - g) その他合意内容
  - h) 契約書又は文書の締結・サインの年月日
  - i) 各側のサイン（法人の場合、会社印鑑及びサインする人の役職名が必要である）
3. 住宅に関する契約書は、以下の各場合を除き、都会部の住宅の場合、県レベル人民委員会の公証又は確認が必要であり、農村部の住宅の場合、村レベル人民委員会の確認が必要である。
  - a) 6ヶ月以下の期間に住宅を貸す個人
  - b) 住宅の貸手・販売側が住宅を経営する職能がある法人
  - c) 社会住宅のリース購入
  - d) 住宅を寄付する側が法人である。
4. 合意によって各側のいずれの側が法律の規定による税金・料金を支払うこと。
5. 住宅の販売側が住宅経営職能を持つ法人又は各側が違う合意をした場合を除き、住宅の購入・寄付受取・交換・継承受取をする側は、**政府の規定**本法第16条に規定される手順に従って **土地使用権及び住宅並びに土地に固着する財産所有権証明書** 住宅所有権証明書の申請書類を提出する責任を持つ。個人と個人との取引の場合において契約が公証された時点又は片側が住宅経営業者である場合において契約書上の合意による住宅の引渡をした時、又は継承の場合の継承を受けた時点から、住宅の所有権は購入側・寄付受取側・交換側・リース購入側に移転される。
6. 6ヶ月以上住宅をリース・貸し・泊ませ・管理委託をする場合、貸手・とませ・管理委託をする側は、住宅が所在する村レベル人民委員会に対して本項に規定される契約書の写しを提出しなければならない。
7. 住宅の抵当手順は、民事法の規定によって実施される。抵当の受ける側は抵当の期間に **土地使用権及び住宅並びに土地に固着する財産所有権証明書** 住宅所有権証明書-を預かる権限を持つ（各側が違う合意をした場合を除く）

## 第2項. 住宅の売買

### 第94条. 住宅の売買価格

住宅の売買価格は、各側によって合意される。法律において住宅売買価格の枠組みが規定される場合、住宅の売買価格はその価格枠組みを超えてはいけぬ。

### 第95条. 住宅の後払い・分割払いの売買方法

1. 後払い又は分割払いによる住宅売買は各側によって合意され、住宅売買契約において記載される。後払い期間又は分割払い期間において、住宅の購入側が住宅の使用権を持ち、その住宅をメンテナンスする責

任を持つ（住宅が建設についての法律によってまだ保証期間にある場合又は各側が違う合意をした場合を除く）

2. 購入側が十分な金額を支払って **土地使用権及び住宅並びに土地に固着する財産所有権証明書** 住宅所有権証明書-交付手続きをした時、政府の職能機関に **土地使用権及び住宅並びに土地に固着する財産所有権証明書** 住宅所有権証明書を交付される。
3. 両側が違う合意をした場合を除き、住宅購入側は十分な金額を販売側に支払った時だけに他の人に住宅を販売・寄付・交換することができる。
4. 住宅購入側は、後払い・分割払い期間内に住宅を返却したくて、販売側にそれを同意された場合、両側は、住宅を返却する方法及び住宅購入金を返却する方法について合意する。

### 第96条. 共同所有にある住宅の売買

1. 共同所有の住宅を販売することは、全ての所有者の文書での合意がなければならない。共同所有住宅のいずれかの所有者は販売を賛成しない場合、共同所有住宅の各所有者は、裁判所に法律の規定によって決定してもらうように申請書を出すことができる。共同所有住宅の各所有者は、優先的に購入ことができ、各所有者が買わなければ、その住宅は他の人に販売される。共同所有住宅のいずれかの所有者が欠席であって、裁判所によって行方不明だと言明された場合、残りの各所有者はその住宅を販売することができる。行方不明の所有者の所有価値については、民事法の規定によって処理される。
2. 共同所有住宅のいずれかの所有者が自分の所有分を販売したい場合、残りの各所有者は優先的に購入することができる。住宅の所有分を販売すること及び販売条件について通知されて3ヶ月が経っていても購入したい所有者がいなければ、その分を他の人に販売される。購入の優先権限に違反した場合、民事法の規定によって処理される。

### 第97条. 賃貸されている住宅の売買

所有者は賃貸されている住宅を販売したい場合、借手に対して住宅販売のこと及び販売条件を通知しなければならない。個人所有又は共同所有にある住宅の場合を除き、借手が他に住むところがなくて借手の義務を十分に実施したのであれば、借手は優先的に購入することができる。通知をもらって一ヶ月以内、借手が住宅を買わなければ、住宅の所有者は、他の人に住宅を販売することができる（各側が違う合意をした場合を除く）

### 第98条. 住宅の事前購入

各側が住宅売買契約を締結したが、政府は国家利益・共同利益のためにその住宅を購入したい場合、省レベル人民委員会はその住宅を事前購入することを決定する。価格、支払条件・方法は各側が締結した売買契約上の合意によって実施される。政府は各側に損害賠償をする（ある場合）。各側が締結した売買契約書は無効になる。

## 第3項. 住宅賃貸

### 第99条. 住宅の賃貸料

1. 住宅の賃貸料は各側によって合意される。法律において賃貸料枠組みが規定される場合、住宅の賃貸料はその価格枠組みを超えてはいけぬ。
2. 賃貸契約期間が終了していないが、貸手が住宅を改善したくて、借手がそれを賛成した場合、貸手は賃貸料を調整することができる。新しい賃貸料は各側によって合意される。合意できない場合、貸手が一方的に解約することができ、借手に対して法律の規定によって賠償しなければならない。

### 第100条. 共同所有住宅の賃貸

1. 共同所有住宅の賃貸は、各所有者の文書での合意がなければならない

- い（共同所有住宅の所有者は自分の所有分を貸す場合を除く）
- 共同所有住宅の各所有者は、住宅賃貸契約を締結する代表者を指名することについて合意することができる。

#### 第101条 国家所有住宅の賃貸

- 国家所有住宅の賃貸は対象者通りに実施しなければならない。住宅の借手は目的通りに使用しなければならない、譲渡・交換又はリースをすることができない。
- 国家所有住宅基金を管理する機関は、住宅の使用・メンテナンス・改善を国家所有住宅の管理についての規定によって実施する責任を持つ。

#### 第102条 住宅賃貸契約の解約になる各場合

- 住宅の賃貸契約期間が切れた、契約に期間について確定されない場合、貸手が借手に対して契約終了について通知してから6ヶ月後に契約が無効になる。
- 貸している住宅がもう存在しない。
- 借手が死亡し、死亡した時に一緒に住む人がいない。
- 故障され、倒れる危機があるリース用住宅又は立退きの決定がある地域にある住宅又は職能機関によって破壊決定がある住宅。

#### 第103条 住宅賃貸契約の一方的な解約

- 借手が以下のいずれの行為をした時、貸手は契約を一方的に解約することができる。
  - 正当な理由がないのに、3ヶ月以上連続的に契約の合意による賃貸料を支払わない。
  - 住宅を合意された目的に使用しない。
  - 住宅を故意的に故障する。
  - 借りている住宅の修理・改善・交換又は住宅の貸手の同意を受けていないままで借りている住宅を他の人に貸す。
  - 秩序・環境衛生を守らず、周辺の人の生活に徹重的に影響を与え、貸手又は村長・社長に3回で警告調書を作成されたが、克服しない。
- 貸手が以下のいずれの行為をした時、借手が契約を一方的に解約することができる。
  - 住宅が徹重的に故障したが、住宅を修理しない。
  - 住宅賃貸料を不合理に上げる又は合意による事前通知をせずに賃貸料を上げた。
  - 住宅の使用権が第三者の利益によって制限される時
- 住宅賃貸契約を一方的に解約した側が他方側に対して一ヶ月以上前に通知し泣けれ版らない（各側が違う合意をした場合を除く）
- 本条3項の規定に違反した一方解約者は、損害を起こした場合、法律の規定によって賠償しなければならない。

#### 第104条 住宅を引き続き借りる権限

- 住宅の所有者が死亡したが、賃貸契約期間がまだ終了していない場合、借手が契約期間の終了時まで引き続き住宅を借りることができる。継承者は以前に締結した賃貸契約を引き続き実施する責任がある（各側が違う合意をした場合を除く）  
法律の規定による継承者がいない場合、その住宅が国家所有になり、借手が契約期間の終了時まで引き続き借りることができる。
- 住宅所有者は賃貸契約期間中に住宅の所有権を譲渡する場合、借手が賃貸契約期間の終了時まで引き続き住宅を借りることが出来る。新しい所有者は、以前に締結した賃貸契約を実施する責任がある（各側が違う合意をした場合を除く）
- 住宅の借手が死亡したが、賃貸契約期間がまだ残っている場合、借手と一緒に住んでいる人は賃貸契約の終了時間まで引き続き住宅を借りることができる（各側が違う合意をした場合を除く）

#### 第4項 社会住宅のリース購入

#### 第105条 社会住宅のリース購入手続き

- 社会住宅のリース購入とは、住宅の借手が一定の期間において借手の義務を完成した後、政府の職能機関によってリースしている住宅に対する所有権を認められることである。
- 社会住宅のリース購入は、社会住宅基金の管理機関と借手との契約によって実施される。
- 契約によるリース期間が終了した時、社会住宅の借手は、住宅所有権証明書を交付してもらうために本法第16条に規定される手続きをしなければならない。

#### 第106条 社会住宅のリース購入者の権限及び義務

- 社会住宅のリース購入者は、いずれの形でもリース購入権を譲渡してはいけない。リース購入ニーズがもうない場合、その住宅を社会住宅基金の管理機関に返却しなければならない。社会住宅の管理機関は、借手が最初に支払った契約価値の20%の金額を返却しなければならない。  
借手がリース購入権をほかの人に譲渡した場合、社会住宅管理機関は、借手が最初に支払った契約価値の20%を返却せずにその住宅を回収する権限を持つ。
- 社会住宅の借手が死亡した場合、以下のように解決される。
  - 合法的な継承者がその住宅で一緒に住んでいた場合、その継承者は住宅を引き続きリース購入することが出来る。
  - 合法的な継承者がその住宅で一緒に住んでいなくて、借手がリース購入期間の3分の2に義務をした場合、合法的な継承者は残りの3分の1に相当する金額を支払って、本法の規定によって政府の職能機関に 土地使用権及び住宅並びに土地に固着する財産所有権証明書 住宅所有権証明書を交付されることが出来る。
  - 合法的な継承者がいるが、本項a点及びb点に規定される対象以外の人である場合、その合法的な継承者は最初に支払った契約価値の20%及び中央銀行の規定による利息を社会住宅管理機関に返却される。
  - 合法的な継承者がいない場合、社会住宅管理機関はその住宅を管理する責任を持つ。

#### 第5項 住宅の寄付

#### 第107条 共同所有住宅を寄付

- 共同所有住宅を寄付する場合、共同所有住宅の全ての所有者から文面での合意をもらわなければならない。
- 共同所有住宅を部分的に寄付する場合、所有者は自分の所有権にある住宅の部分だけ寄付ができ、又は他の所有者の権利に影響を与えないように確保しなければならない。
- 共同所有住宅の寄付受取者は、寄付契約書が公証されてから共同所有住宅に対する所有者を認められる。

#### 第108条 貸している住宅を寄付する

- 貸している住宅の所有者は、その住宅が寄付されることについて借手に対して通知しなければならない。
- 住宅の借手は、寄付者との契約期間が終了するまで住宅を借りることが出来る（各側が違う合意をした場合を除く）

#### 第6項 住宅の交換

#### 第109条 共同所有住宅の交換

- 共同所有住宅の交換は、共同所有住宅の全ての各所有者の文面における合意を受けなければならない。
- 共同所有住宅の一部を交換する場合、共同所有住宅の所有者は、自分の所有権にある住宅の部分だけを交換することができ、他所有者に影響を与えないように確保しなければならない。

#### 第110条 貸している住宅の交換

- 貸している住宅の所有者は、住宅を交換することについて借手に通知しなければならない。

2. 借手は、前の所有者と締結した契約の終了期間まで住宅を借りられる（各側が違う合意をした場合を除く）

#### 第111条. 価値差額の支払

住宅を交換する時、価値の差額が発生した場合、住宅交換の各側がその差額を支払わなければならない(各側が違う合意をした場合を除く)

### 第7項. 住宅の継承

#### 第112条. 共同所有住宅の継承

合併共同所有住宅の継承者は、残りの所有者の一人又は数人である場合、その継承者は、遺言又は法律によってその住宅を継承できる。継承者は、共同所有住宅の所有者ではない場合、継承者は継承される住宅の部分に相当する価値を支払われる。

#### 第113条. 共同所有住宅の一部を継承する

部分的な共同所有住宅の場合、継承者に継承される住宅の部分は、遺言又は法律によって継承者に残される。住宅を販売して価値を分ける場合、継承者は優先的に購入でき、継承者が購入しない場合、その継承分を優先的に購入できて、購入した価値を継承者に支払うことができる。

### 第8項. 住宅抵当

#### 第114条. 住宅抵当の条件

住宅所有者は、一つ又は複数の義務を実施することを確保するために、住宅を抵当することが出来るが、一つの信用機関しかに抵当することが出来ない。

#### 第115条. 共同所有住宅の抵当

共同所有住宅の抵当は、共同所有住宅の全ての所有者の文面における同意を受けなければならない。共同所有住宅の各所有者は、民法の規定によって抵当者の義務実施について連帯責任を持つ。

#### 第116条. 貸している住宅の抵当

住宅の所有者は、貸している住宅を抵当することが出来るが、借手に対してその抵当の事について通知しなければならない。借手は、住宅賃貸契約の終了期間まで住宅を借りることが出来る。住宅が抵当者の義務実施のために公売される場合、借手は契約期間が終了する時まで引き続き住宅を借りることが出来る（各側が違う合意をした場合を除く）

#### 第117条. 住宅抵当契約の有効力停止

1. 抵当で保証される義務が実施された。
2. 住宅抵当は解除される又は他の保証方法に変わった。
3. 抵当された住宅は処理された。
4. 各側の合意による。

#### 第118条. 抵当される住宅の処理

1. 義務実施用の抵当住宅を処理するのは、資産オークションについての法律によるオークションに通じて実施される（各側が違う合意をした場合を除く）。抵当受取側は、保管費用、オークションを行う費用を差し引いた金額から優先的に支払われる。
2. 抵当中の住宅を購入した側は、契約を締結した時点から住宅所有者として認められる。

### 第9項. 住宅を泊まらせる

#### 第119条. 共同所有住宅を泊まらせる

1. 共同所有住宅を泊まらせることは、その住宅の全ての所有者の文面における同意を受けなければならない（住宅の個別所有にある部分を

泊まらせる場合を除く）。住宅の貸す側が民法の規定によって住宅を回収することができる。

2. 共同所有住宅の各所有者は、住宅を泊まらせる契約を締結する代表者を指定することについて合意することが出来る。

#### 第120条. 住宅を泊まらせる契約の活動停止の場合

1. 泊まらせる期間が終了した。
2. 泊まらせている住宅はもう存在しない。
3. 借りている側が死亡したが、死亡した時一緒に住んでいる人がいなかった。
4. 泊まらせている住宅が倒れる危機がある又は職能機関に立退き・破壊或いは回収と決定された。
5. 各側の合意による。

### 第10項. 住宅管理委託

#### 第121条. 住宅管理委託内容

1. 住宅の管理委託とは、所有者が住宅管理に関する所有者の責任を他の人に委託することである。委託の内容及び期間は、各側によって合意され、委託契約において記載される。委託期間について合意されない場合、委託契約は、契約締結してから1年間の有効力があることになる。
2. 住宅の管理委託側が管理費用を払わなければならない(各側が違う合意をした場合を除く)

#### 第122条. 共同所有住宅の管理委託

1. 共同所有住宅の管理委託は、共同所有住宅の全ての所有者に文面によって同意される必要がある。共同所有住宅の所有者が個別所有分を持っている場合、その個別所有分について他の人に管理するように委託することが出来るが、他の所有者の権利に影響を与えてはいけない。
2. 共同所有住宅の所有者は、住宅管理委託について他の所有者に対して通知しなければならない（管理受託者がその共同所有住宅の所有者でもある場合を除く）

#### 第123条. 住宅管理委託契約が無効になる各場合

1. 委託契約の有効期限が切れた
2. 委託内容が実現された。
3. 委託者又は受託者が本法第124条の規定によって一方的に解約した。
4. 委託者又は受託者が死亡した又は裁判所に死亡だと言明された。
5. 受託者が行方不明又は裁判所に民事行為の喪失だと言明された。
6. 両側の合意による。

#### 第124条. 住宅管理委託契約の一方的な解約

1. 住宅管理委託者の一方的な解約
  - a) 管理費用がある委託の場合、委託側が委託契約解約について受託者に対して事前に通知しなくて良いが、受託者が実施した管理業務に相当する管理費用を支払うと同時に受託者に賠償をしなければならない。
  - b) 管理費用がない委託の場合、委託者が一方的な解約について受託者に対して一ヶ月前に通知しなければならない。
2. 住宅の管理受託者の一方的な解約：
  - a) 管理費用がある委託の場合、委託者に対して一方的な解約について事前に通達しなくて良いが、住宅管理委託者に損害賠償をしなければならない（ある場合）。
  - b) 管理費用がない委託の場合、委託者に対して一ヶ月前に一方的な解約について通知しなければならない。
3. 住宅管理委託者及び受託者は、関係のある第3者に対して住宅管理委託契約の一方的な解約について通知しなければならない。

### 第6章. 外国に定住するベトナム人・外国の個人・法人のベトナムに

## おける住宅

### 第1項. 住宅所有権

#### 第125条. 外国法人・個人のベトナムにおける住宅所有権

- ベトナムにおいてリース用の住宅を建設・投資する外国法人・個人は、職能機関にその住宅に対して所有権証明書を交付される。住宅の所有期間は、投資証明書に規定される期間であり、土地使用権及び住宅並びに土地に固着する財産所有権証明書 住宅所有証明書に明確に記載される。
- 法人・個人が販売用の住宅を建設・投資する場合、プロジェクトによって建設が終了した時、投資家は、この受託を本法第9条2項に規定されるベトナムの住宅所有対象者に対して販売することが出来る。本項に規定される法人・個人の住宅を購入した人は、本法の規定によって職能機関から 土地使用権及び住宅並びに土地に固着する財産所有権証明書 住宅所有権証明書を交付される。
- 販売用の住宅を建設・投資する法人・個人は、法律の規定によって土地使用料の支払い及びその他財政的な義務をしなければならない。

#### 第126条. 外国に定住しているベトナム人のベトナムでの住宅所有権

- ベトナムに長期的な投資をする外国定住ベトナム人、国に貢献した人、ベトナム建設事業のために良くベトナムに活動しに来る文化者・科学者、ベトナムに安定的に住む許可される人及び国会常務委員会によって規定されたその他対象者は、ベトナムにおける住宅を所有することができる。
- 本条1項に規定される対象者以外の外国定住ベトナム人が許可によって6ヶ月以上ベトナムに戻って滞在している場合、個別な住宅又はアパートの住宅を所有することが出来る。

#### 第127条. ~~住宅所有権証明書申請書類（廃止）~~

~~外国定住ベトナム人、外国法人・個人の住宅所有権証明書申請書類は以下のものを含める。~~

- ~~住宅所有権証明書申請書~~
- ~~リース用の住宅を建設・投資する法人・個人の投資証明書の写し、外国定住ベトナム人の住宅売買契約・合法的な継承書類の原本~~
- ~~本法第125条1項及び126に規定されるベトナムでの住宅所有対象者であることを確認した書類~~
- ~~住宅・土地の図面~~

#### 第128条. ~~住宅所有権証明書交付手順・手続き（廃止）~~

- ~~リース用の住宅を建設・投資する外国法人・個人、外国定住ベトナム人は、建設・投資が終了した時、住宅をリースする前に、本法第16条に規定される所有証明書交付手続きをしなければならない。~~  
~~販売用の住宅を建設・投資する場合、投資家は、職能機関が住宅の購入者に住宅所有権証明書を交付するに必要な手続きをしなければならない。~~
- ~~外国定住ベトナム人が本法第5章の規定によって住宅を販売・購入・継承する場合、職能機関が住宅所有権証明書を交付してもらうために必要な書類を作成しなければならない。~~

#### 第129条. 外国定住ベトナム人、外国法人・個人である住宅所有者の権限及び義務

外国定住ベトナム人、外国法人・個人は、本法第21条及び第22条に規定される各権限及び義務を持っているが、以下の各規定を厳守しなければならない。

- ベトナムにおいて活動を許可された信用機関において住宅を抵当する。
- ベトナムにおいて住宅を所有できる対象者である国内の法人・個人、外国定住ベトナム人に住宅を販売・寄付・継承する。他の対象者に寄付・継承させる場合、その対象者は住宅の価値だけを受けられる。
- 投資証明書の有効期間が切れた時、本法第125条に規定される外国

法人・個人は、リース用の住宅及びまだ売れていない住宅（破壊対象ではない）をその住宅が所在する省レベル人民委員会に引き渡し、国家所有住宅の管理機関に法律の規定によって渡す。

#### 第130条. ~~住宅所有者に適用されるその他規定（廃止）~~

~~住宅所有権証明書の新規交付・交換・再交付手続き又は交付後の変更確認手続きは、本法の第12条、第13条、第14条、第17条、第18条及び第19条の規定によって実施される（外国定住ベトナム人、外国法人・個人の場合）。~~

### 第2項. 住宅を借りる

#### 第131条. 住宅を借りられる対象者

ベトナムに3ヶ月以上連続的に住むことを許可された法人・個人及び外国定住ベトナム人はベトナムにおける住宅を借りることができる。

#### 第132条. 賃貸用の住宅についての条件

外国定住ベトナム人、外国法人・個人に貸すベトナムでの住宅は以下の各要件を満たす必要がある。

- 本法の規定によって 土地使用権及び住宅並びに土地に固着する財産所有権証明書 住宅所有権証明書を交付された。
- 個別な住宅又はアパートの住宅であること。
- 借手への安全・品質を確保すること。
- 給電・給水・環境衛生及びその他不可欠な条件を確保される。
- 所有権・使用権についての紛争がない。

#### 第133条. 住宅を貸すことに関するその他規定

本法第92条、第93条、第99条、第100条、第102条、第103条及び第104条は、外国定住ベトナム人、外国法人・個人に対して規定される。

### 第7章. 住宅についての国家管理

#### 第134条. 住宅の国家管理内容

- 住宅開発の方向・プログラム・企画・計画を作成し、それを実施させる。
- 住宅についての法的な文書を公表し、それらの文書を実施させる。
- 住宅基準を公表し、住宅基準によって住宅品質を管理する。
- 住宅所有権を認める。
- 住宅の建設・改善について許可又は中止させる。
- 住宅書類を管理する。
- 住宅について調査・統計・データ作成をする。
- 住宅分野において科学、技術の研究・応用、国際協力をする。
- 住宅開発及び住宅管理のニーズに合わせて人材教育をする。
- 住宅仲介活動を管理する。
- 住宅についての公的なサービスを管理する。
- 住宅分野において検査・苦情解決・告訴及び違反処理をする。

#### 第135条. 住宅開発の方向・プログラム・企画

- 経済社会開発プログラムに基づいて、政府は、国家住宅開発の方向を公表し、それを住宅の改善についての住民の不可欠なニーズを確保する具体的な政策作成の基盤にする。
- 国家住宅開発方向、住宅についての各政策に基づいて、省レベル人民委員会は、管轄地域における住宅開発プログラムを作成し、省レベル人民会に通過してもらう。
- 省レベル人民委員会は、住民地区・住宅地区開発企画及び住宅開発用の土地使用計画を作成・承認する責任を持ち、管轄地域における住宅開発企画・計画・プログラムを実施させる。

#### 第136条. 住宅についての法的な文書の公表

- 住宅法、国家住宅開発方向及びベトナムの具体的な経済・社会開発

に基づいて、政府は、住宅の管理・使用及び開発についての法規文書を公表する。

2. 住宅中央管理機関は、自分の任務・権限の範囲内に、住宅の管理・使用・開発についての法規文書を公表する又は職能機関に提出して承認してもらう。
3. 省レベル人民委員会は、自分の任務・権限の範囲内に、住宅の管理・使用・開発についての法規文書を公表し、その住宅管理・使用・開発についての法規文書を実施させる。

#### 第 137 条. 住宅建設・改善の許可・中止

1. 住宅の建設・改善を許可させることは、都会建設企画及び農村住民地区企画に基づかなければならない。
2. 省レベル人民委員会又は県レベル人民委員会は、管轄地域における開発プロジェクトを承認する。
3. 住宅の建設・改善は、政府の職能機関の許可を得る必要がある（建設についての法律によって建設許可が不要な対象になる場合を除く）
4. 住宅の建設・改善が本条 1 項、2 項及び 3 項の規定に従わない場合、住宅開発プロジェクト承認・住宅建設許可の交付機関は、住宅の建設・改善を中止させることができる。

#### 第 138 条. ~~住宅所有権を認めることについて（廃止）~~

1. ~~政府の職能機関は、本法の規定によって合法的に住宅を作成した法人・個人に対して住宅所有権証明書を新規交付・再交付・交換する責任を持つ。~~
2. ~~住宅中央管理機関は、全国において住宅所有権証明書の交付について検査・監査する責任を持つ。~~

#### 第 139 条. 住宅書類の管理

1. 省レベル住宅管理機関は、省レベル人民委員会が 土地使用权及び住宅並びに土地に固着する財産所有権証明書、住宅所有権証明書~~を交付した場合に対して本法第 66 条において規定される住宅書類を管理する責任を持つ。~~
2. 県レベル人民委員会は、県レベル人民委員会が 土地使用权及び住宅並びに土地に固着する財産所有権証明書、住宅所有権証明書~~を交付した場合に対して、本法第 66 条に規定される住宅書類を管理する責任を持つ。~~
3. 住宅書類管理機関は、法人・個人からの依頼がある時、住宅についての情報を提供する責任がある。情報提供依頼者は、法律の規定によって情報提供手数料を払わなければならない。

#### 第 140 条. 住宅についてのデータ統計・作成・調査

1. 各級人民委員会は、住宅開発プログラム・計画を作成するために、管轄地域における住宅データベースを作成・統計する責任を持つ。
2. 住宅中央国家管理機関は、一年一回定期的に全国の範囲で住宅に関するデータについての調査を行って、データをまとめる。
3. 政府は、住宅に関するデータの調査・統計・データベース作成の費用を予算から手配する。

#### 第 14 条. 住宅分野における技術・科学研究、応用及び国際協力

1. ベトナム政府は、住宅開発・管理用の技術・科学研究・応用及び国際協力について激励し、それらの活動をできるように良い条件を与える。
2. 政府は、住宅建設の品質・進捗確保及び建設費用の節約のために、新しい技術、新しい材料の応用への費用を援助する。

#### 第 142 条. 住宅開発・管理用の人材開発

1. 政府は住宅開発・管理のための幹部・公務員を教育する政策を有する。
2. 住宅中央国家管理期間は、幹部・公務員に住宅開発・国家管理についての知識を向上させるために、教育内容を規定し、省レベル人民委員会と協力して教育を行う。

#### 第 143 条. 住宅仲介活動の管理

1. 住宅仲介活動をする法人・個人は、法律の規定によって住宅仲介業を登記しなければならない。
2. 政府は、住宅仲介活動に参加する条件について具体的に規定する。
3. 住宅の中央国家管理機関は住宅不動産仲介活動についての規制を規定する。

#### 第 144 条. 住宅についての公的なサービス管理

1. 住宅についての公的なサービスを行う機関は住宅の管理・使用における法人・個人のニーズに対応する目的で設立される。
2. 住宅中央国家管理期間は、住宅の公的なサービスについて規定し、それらの規定を全国において統一的に適用する。
3. 省レベル人民委員会は、住宅の公的なサービスを行う機関を設立させ、管轄地域において公的なサービス機関の活動規制を公表する。

#### 第 145 条. 住宅についての法律執行の調査

1. 建設についての専門的な検査員は、住宅についての法律を執行することを監督する責任を持つ。
2. 地方の住宅管理機関は、その地方における住宅コンプライアンスを監督する責任を持つ。

#### 第 146 条. 住宅についての国家管理機関

1. 政府は、住宅について国家管理を統一的に行う。
2. 住宅中央国家管理期間は、住宅の国家管理を統一的に行うことについて、政府に対して責任を持つ。
3. 省・省庁レベルの機関は、自分の任務・権限を行う時、住宅中央国家管理期間と協力して住宅についての国家管理をする。
4. 各級人民委員会は、政府に負担させられた地域において住宅国家管理の責任を持つ。

#### 第 8 章. 住宅についての紛争・苦情・告訴の解決及び法律違反の処理

##### 第 1 項. 住宅についての紛争・苦情・告訴

#### 第 147 条. 住宅についての紛争開発

1. 政府は、住宅についての紛争を和解に通じて解決するように各側に激励する。
2. 住宅についての紛争は、人民裁判所に法律の規定によって解決される。

#### 第 148 条. 苦情・告訴及び苦情・告訴の解決

1. 苦情・告訴及び苦情・告訴の解決は、苦情・告訴についての法律によって実施される。
2. 各法人・個人は、苦情・告訴の期間中においても職能機関の行政的な決定を執行しなければならない（住宅強制破壊についての決定を除く）。職能機関からの苦情・告訴解決についての決定がある又は裁判所の判決が有効になった時、各関連側がその決定又は判決を実施しなければならない。

##### 第 2 項. 住宅についての法律違反処理

#### 第 149 条. 住宅についての法律違反者に対する処理

1. 住宅法律を違反した人に対しては、違反の性質・度合いによって行政処理又は刑事責任を追及する。
2. 企画と違って建設する又は建設許可無しで建設する又は許可と違って建設する法人・個人は、法律の規定によって処理される。
3. 自分の役職・権限を悪用して住宅についての法律に違反したり、無責任の行為をし足り、又は住宅所有者の利益・権限に阻害を与えたりする人は、違反の性質・度合いによって警告・行政処理又は法律によって刑事責任を追及される。



**第150条. 国家・法人・個人に対して損害を与えた時の法律違反処理**  
住宅についての法律に違反する行為をした人は、国家の利益、法人・個人の合法的な権限・利益に損害を与えた場合、本法第149条の規定によって処理される他、損害賠償をしなければならない。

## 第9章. 執行

### 第151条. 執行の有効力

本法は、2006年7月1日から執行の有効力がある。

### 第152条. 本法の執行力が有効になる前に交付された住宅所有権・土地所有権の証明書の法務有効力（廃止）

以前に交付された住宅所有権証明書・土地所有権証明書、土地についての法律によって交付された土地所有権証明書（中にその土地において建設できる住宅について認める内容を記入された）は、法務的な価値がそのまま維持され、本法第11条の住宅所有権証明書についての規定によって交換する必要がない（所有者が新しい住宅所有権証明書に交換するニーズがある場合を除く）。

### 第153条. 執行案内

政府は本法について詳細規定をし、そして執行案内をする。

本法は、ベトナム社会主義共和国の第11回国会の第8回の会議によって2005年11月29日に通過された。

## 国会主席

(サインした)

Nguyen Van An

政府

ベトナム社会主義共和国

独立—自由—幸福

番号:71/2010/NĐ-CP

ハノイ、2010年6月23日

## 住宅法の条項の詳細及び施行ガイドランに関する政令

政府

2001年12月25日付政府組織法、  
2005年11月29日付住宅法、  
2009年6月18日付住宅法126条及び土地法第121条の改正に関する法律34/2009/QH12号及び  
2009年6月19日付基本投資建設に関する法律上項改正に関する法律38/2009/QH12号に基づき、  
建設大臣の提案を検討した上で以下の通り、政令を定める。

### 第1章

#### 総則

##### 第1条：適用範囲

本政令は、住宅の所有、住宅開発、住宅使用の管理、住宅取引及び住宅に関する国家管理など住宅法に定める条項の詳細及びその施行ガイドランを定める。

##### 第2条：適用対象

本政令は以下の者を対象として適用する。

1. 国内の組織、個人、外国に定住するベトナム人、ベトナムで住宅を投資開発する外国組織個人
2. ベトナムでの住宅を所有、使用し、かつ住宅の取引を行う組織個人
3. 住宅分野に関する各級の国家管理機関
4. 本条第1項、第2項及び第3項に定める者以外で、住宅分野に関連する活動を行う者

##### 第3条：用語の意味

本政令では、各項における用語は以下の意味がある。

1. 商業住宅とは各種経済セクターに属する組織、個人が需要及び市場メカニズムに従って分譲、賃貸するために建設投資した住宅である。
2. 社会住宅とは、国家又は各種経済セクターに属する組織、個人が住宅法第53条、第54条に定める者のために建設投資した住宅である。
3. 公務住宅とは国家が住宅法第60条及び本政令に定める者に住宅法及び本政令に定める規定に従って職務を担当する間に賃貸借させるために建設投資した住宅である。
4. 都市における ヴィッラ とは一戸建て住宅（又は元は住宅として建てられたが現在は別の目的のために使用されているもの）で、庭園、フェンス、個別玄関を持ち、主な階の階数が3以上（階段の屋根、ロフト、地下階を除く）、少なくとも庭或いは庭園に面する側が3つ以上、建設面積が土地の敷地

面積の50%以下であり、監督官庁により承認された都市企画にある機能領域に位置するものである。

5. 共同住宅とは2階以上の建物で、回路、階段及び複数の世帯、個人が共同使用するインフラ施設がある住宅である。共同住宅は個々の世帯、個人、投資主の私有に属する部分及び共同住宅の所有者の共有部分がある。

6. 社会住宅の賃借購入とは賃借購入者は契約で合意された一定の金額を事前に支払って、残存代金は賃料として換算され、賃借購入者は毎月又は定期的に支払うべきということである。賃借購入期間が終了し、かつ賃借購入者が賃料の全額を支払った場合に関係省庁から当該住宅の所有権の証明書を交付される。

### 第2章

#### 住宅開発

##### 第1節

##### 住宅開発案件

##### 第4条：住宅開発案件の種類

住宅開発案件は以下の2種類がある。

1. 承認された計画に基づく技術インフラ施設、社会インフラ施設の投資建設、住宅及びその他の建築物の投資建設を目的とする住宅開発案件（以降、住宅開発案件、第1級案件という）である。その内に、技術インフラ施設が第1級投資主が投資建設し、住宅及びその他の建築物（第2級案件）が第1級投資主又は第2級世襲が投資建設する。

2. 技術インフラ（本条第1項に定める住宅地開発案件又は新規都市部における第2級案件）が据え付けられた土地又は改築された都市部における独立した住宅開発案件（以降、独立住宅開発案件という）において、個別の住宅施設又は住宅、事務所、商業センターなどの混合目的の建物を含めて住宅施設グループのみを投資建設する住宅開発案件

##### 第5条：住宅開発案件の要件

1. 住宅（新規都市部における住宅を含める）投資開発の前に投資主は関係省庁から投資承認を得なければならない（ただし、本政令第14条によって投資主を入札で選定すべき場合はその限りではない）、住

宅法、本政令及び関係法律に従って住宅開発案件の作成、審査、承認をしなければならない。

2. 投資主は住宅開発案件を作成する前に建設計画に関する法律規定に従って、スケール 1/500 で詳細の建設企画を作成し、当該案件の所在地の権限を持つ人民委員会に提出しなければならない。スケール 1/500 の詳細の建設企画の承認されたプロジェクトエリアで投資主が修正等を申立しない場合又は建設企画に関する法律規定に基づいてスケール 1/500 詳細の建設企画の作成が必要ない場合を除く。

スケール 1/500 詳細の建設企画の作成、審査及び承認の順位、手続きは建設企画に関する法律規定に従うものとし、当該企画は本政令第 81 条の規定に基づいて公開されなければならない。

3. 住宅開発プロジェクトは土地使用企画、都市建設企画、農村住民エリア企画、都市設計、地方の各期の住宅開発プログラムに適合し、住宅法第 24 条、第 25 条、第 26 条に規定する住宅開発関係要件を満たさなければならない。

4. 住宅開発プロジェクトにある住宅の設計は住宅法及び本政令に規定する建設の基準、規則及び共同住宅、一戸建て、ヴィッラの設計の基準に従わなければならない。

5. 住宅エリア開発プロジェクトは技術インフラ施設と社会インフラ施設が同期に建設され、独立住宅開発プロジェクトはエリアの共同技術インフラ施設への接続を確保しなければならない。

6. 住宅開発プロジェクトの書類の内容は本政令第 6 条の規定に基づいて作成された説明部分と基本設計を含めなければならない。

#### 第 6 条：住宅開発プロジェクトの書類の内容

1. 住宅エリア開発プロジェクトの書類の内容は以下の事項を含める

##### a) プロジェクトの説明部分

- プロジェクト名;
- プロジェクトの必要性と法的根拠
- 投資の目的、形式、建設位置、プロジェクトの規模、土地使用の需要、プロジェクトのあるエリアの自然条件
- 実施手法：補償、土地の整理、再定住（あれば）の計画、建設技術使用計画、プロジェクトに適用する建設基準、規則、環境影響評価、消防防災計画、技術インフラ施設とエリアの共同技術インフラ施設への接続の手法、エリアの社会技術インフラ施設の使用可能性
- 住宅建設投資の完成後の公共駐車場とプロジェクトのエリアに住んでいる各世帯及び個人用駐車場（自転車、身体障害者用車、バイク、自動車を含む）
- 社会技術インフラ施設の建設用エリア（幼稚園、学校、医療及びサービス施設、スポーツ及び娯楽施設、公園）。プロジェクトエリアには社会インフラ施設がある場合を除く。
- 社会住宅の建設のための土地の面積（あれば）
- 住宅の各種の数量と比率（ヴィッラ、一戸建て、共同住宅を含む）、住宅の延床面積、製品の販売計画（住宅の販売、賃貸、賃借購入の数量）
- プロジェクトに適用する仕組みに関する提案（土地使用、財政関係その他仕組み）

- プロジェクトの実施期間、進捗（各段階の進捗）及びプロジェクトの管理方法

- 投資総金額、資金源、資金調達方法、資金返済可能性、資金回収可能性

- プロジェクトの フェンス外又はあるはプロジェクトを通る技術インフラ施設の建設投資に関する政府の責任

- 補償なしで譲渡される工事

- プロジェクト及びプロジェクトにある公益事業の管理、運用の方法（組織モデル、管理運用方法、諸サービスフィー）

##### b) プロジェクトの基本設計

- 基本設計の説明部分：プロジェクトの位置、プロジェクトの技術インフラ施設、エリアの共同技術インフラ施設への接続、環境保護計画、消防防火計画、第一段階の構成プロジェクトの工事の建築計画

- 基本設計部分：プロジェクトの全平面図、断面図、平面図及び第一段階の構成プロジェクトの主要な耐力構造の方法、エリアの技術インフラ施設に接続したプロジェクトの技術インフラ施設の図面。

2. 独立住宅開発プロジェクトの書類の内容は以下の事項を含める。

a) プロジェクトの説明部分はこの条第 1 項 a 号に規定する事項を含む。プロジェクトの フェンス外又はあるはプロジェクトを通る技術インフラ施設の建設投資に関する政府への要請及び補償無しで譲渡された工事の確定の内容

b) 建設に関する法律規定に基づいて作成されたプロジェクトの基本設計

3. この条第 1 項、第 2 項に規定する住宅開発プロジェクトの基本設計の審査は建設に関する法律規定に従うものとする。

#### 第 7 条：住宅開発プロジェクトの審査、承認及び投資承認の権限

1. 国家予算の基金により建設投資された住宅開発プロジェクトは以下の規定の通りに実施されなければならない。

a) 地方の予算の基金により住宅を建設した場合においては投資主がプロジェクトを作成し、審査及び承認のために中央直属都市、県の人民委員会（以下「県レベルの人民委員会」という）の委員長に提出しなければならない。県レベルの人民委員会の委員長は地方の所定条件に基づいて省に属する区、郡、町、市の人民委員会（以下「郡レベルの人民委員会」という）の委員長に投資金額が 300 億 VND 以下である住宅開発プロジェクトの審査及び承認を委任することができる。

住宅開発プロジェクトの承認の前に県レベルの人民委員会の委員長或いは郡レベルの人民委員会（委任される場合はプロジェクトの審査をおこなわなければならない。住宅開発プロジェクトの審査及び承認期間は権限を有する官庁がプロジェクトの書類を添付した投資主の申立書を受け取った日より 45 日以内であるものとする。

建設局は書類を受理し、地方の関連機関と連携して住宅開発プロジェクトの審査を行い、承認のために県レベルの人民委員会の委員長に提出する。郡レベルの人民委員会の委員長が住宅開発プロジェクトの承認を委任された場合においては郡レベルの住宅管理官庁が書類を受理し、審査を行う。

b) 中央の予算の基金により住宅を建設された場合にはプロジェクトの投資主として指定された企業はプロジェクトの作成する前にこの条第 2 項 b 号に規

定する事項が記載してある 住宅開発プロジェクトへの投資の認可の申立書をプロジェクトがある地域の県レベル人民委員会に提出する。首相が投資主を決めるプロジェクトを除く

県レベルの人民委員会により書面にて投資を承認された場合において投資主はプロジェクトを作成し、審査及び承認のために投資決裁者に提出する責務を有する。Thời gian 県レベルの人民委員会は規定に基づいて十分な書類を受け取った日より 30 日以内に投資の承認の文書を発行しなければならない。その審査及び承認の最大期間は 45 日とする。

c) この項 a 号と b 号に規定する住宅開発プロジェクトの投資の決裁書の内容は以下の事項を含める

- プロジェクト名 (住宅エリア開発プロジェクト或いは独立住宅開発プロジェクト)
- 投資主名、投資の目的及び形態
- プロジェクトの位置、規模、面積及び土地使用境界、人口規模
- 技術インフラ施設：交通道路、給電、給水、排水、廃棄物の処理、通信情報、火災及び爆発の防止、幼稚園、学校、医療及びサービス施設、スポーツ及び娯楽施設、公園等社会インフラ施設 (あれば)
- 住宅の各種の数量と比率 (ヴィッラ、一戸建て、共同住宅を含む)、賃借対象、賃料
- 住宅建設投資の完成後の公共駐車場とプロジェクトのエリアに住んでいる各世帯及び個人用駐車場
- 投資総金額
- プロジェクトの実施期間、進捗 (各段階の進捗)
- 投資主の主な権限及び義務
- 建設投資後のプロジェクト及び共同住宅の管理、運用の計画、(組織モデル、管理運用方法、諸サービスフィー)

2. 国家予算外の基金により建設投資される住宅開発プロジェクト (第 2 次投資主の住宅開発プロジェクト) (土地使用を問わず) は次の規定に基づいて実施されるものとする。

a) 投資主は住宅開発プロジェクトを承認する文書を付与されるために県レベルの人民委員会に申立書を提出しなければならない。; 住宅数が 500 戸以下である住宅開発プロジェクト (ヴィッラ、一戸建て、共同住宅を含む) は 投資を承認されるために郡レベル人民委員会に申立書を提出する。この政令第 14 条に規定する入札による投資主の選定の対象に該当する場合を除く)

b) この項 a 号或いはこの条第 1 項 b 号に定める住宅開発プロジェクトの投資を承認する文書の内容は以下の事項を含める。

- プロジェクト名 (住宅エリア開発プロジェクト或いは独立住宅開発プロジェクト)
- 投資主名 (この政令第 14 条に規定する入札による投資主の選定の場合を除く)
- 投資の目的及び形態、プロジェクトの位置、規模、土地使用の面積、人口規模
- 技術インフラ施設、公園等社会インフラ施設の建設：幼稚園、学校、医療及びサービス施設、スポーツ及び娯楽施設、公園 (あれば)
- 住宅の各種の数量と比率 (ヴィッラ、一戸建て、共同住宅を含む)、住宅の延床の総面積

- 製品の販売計画：販売、賃貸、賃借購入 (販売、賃貸、賃借購入の面積、数量を明確すること)

- 住宅建設投資の完成後の公共駐車場とプロジェクトのエリアに住んでいる各世帯及び個人用駐車場

- 社会住宅の建設投資用土地の面積 (あれば)

- 投資主の責任と地方政府の責任

- プロジェクトの実施期間、進捗 (各段階の進捗)

住宅エリア開発プロジェクトは次の事項を追加しなければならない。建設投資後に地方へ技術インフラ施設を引渡す計画、社会インフラ施設の建設投資責任 (地方政府が当該建設投資の責任を有する場合においては当該地方政府が当該建設を完成させる期限を明記しなければならない。当該期限を過ぎた場合、投資主は当該社会インフラ施設の建設を実施するかその他の投資主を誘致する

c) 県レベルの人民委員会 或いは郡レベル人民委員会はプロジェクトの書類を添付した投資主の申立書を受け取った日より 30 日以内に確認し、投資承認の文書を発行する責務を有する

d) 投資主は投資承認の文書を受け取った後に当該文書の内容、この政令の規定及び関係法律に基づいて住宅開発プロジェクトの作成、審査及び承認を行う責務を有する。

3. 住宅数 (ヴィッラ、一戸建て、共同住宅、新都市区にあるもの、多用途の住宅を含む) が 2500 戸以上である住宅開発プロジェクト (投資金源および土地使用規模を問わず) の場合において投資主はプロジェクトの作成、審査、承認の前に県レベルの人民委員会に申立書を提出し検討及び 住宅開発プロジェクト (住宅開発プロジェクト或いは独立住宅開発プロジェクト) の投資の承認のために首相に転送することを求める。

県レベルの人民委員会は首相に提出する前に投資主の申立書を受け取った日より 10 日以内に確認し、土地使用企画、建設企画、プロジェクトの実施期間と進捗、住宅の各種の比率、投資主の能力及び当該各省の政府管理責任にある関連事項等事項について建設省、資源環境省、計画投資省、財務省に対して意見を求める責任を有する。この条に規定する当該締結省の意見を求める期間は投資主の申立書を受け取った日より 20 日以内とする。当該締結省はこの条に規定する期限内に 県レベルの人民委員会の意見求めに対して返事しなければならない。

首相に提出する書類は次のものを含まなければならない。: 投資主の 県レベルの人民委員会が投資提案の承認のために首相に報告することを求める申立書、この条第 2 項 b 号に規定する事項を記載する住宅エリア開発プロジェクト (或いは独立住宅開発プロジェクト) の投資提案の承認のための県レベルの人民委員会 の申立書、権限を有する官庁により承認され、この条に規定する諸省の意見を受けたスケール 1/2000 建設企画

県レベル人民委員会は投資主が建設に関する法律規定及びこの政令に基づいて住宅開発プロジェクトの作成、審査及び承認を行うために首相の承認を受けた日より 10 日以内にその旨を書面にて通知しなければならない。国家予算の基金を利用する住宅開発プロジェクトの場合において投資主はこの条第 1 項の規定に基づいてプロジェクトを作成し、審査及び承認のために権限を有する官庁に提出する。首相が投資を決める 住宅開発プロジェクトの場合において建設省は審査を行い、首相の承認を申請する

4. 投資主は承認された住宅開発プロジェクトの投資目標、プロジェクトの規模、土地使用面積、住

宅数、プロジェクトの実施進捗のいずれかの事項の修正を申請する場合、建設前にこの条第 1 項、第 2 項に規定する権限を有する官庁にプロジェクトの内容の追加に対する承認の申請書を提出しなければならない。住宅数が 2500 戸以上であるプロジェクト（ヴィッパ、一戸建て、共同住宅、新都市区にあるもの、多用途の住宅を含む）の場合には投資主が 県レベルの人民委員会に対して検討及び 住宅開発プロジェクトの内容の追加に関する首相の承認意見を求める申請書を求める（住宅エリア開発プロジェクト或いは独立 住宅開発プロジェクト）。追加の承認の文書を発行する期限は投資主及び 県レベルの人民委員会の申立書を受け取った日よりも 20 以内である。

建設省はこの条第 2 項二規定する 県レベルの人民委員会 或いは 郡レベル人民委員会の投資の承認を申請する投資主の申立書、県レベルの人民委員会に首相に報告し投資の承認を申請することを求める投資主の申立書、この条第 3 項に規定する県レベルの人民委員会の住宅開発プロジェクトの承認の申立書の様式、この条第 1 項、第 2 項に規定するプロジェクトの承認及び投資の承認の様式を定め、この条の規定の実施を案内する責務を有する。

#### 第 8 条：住宅開発プロジェクトの実施

1. 住宅開発プロジェクトの投資主は住宅の建設投資の実施の際に住宅法、この政令及び建設に関する法律規定に従わなければならない

2. 住宅開発プロジェクトの投資主は住宅及びプロジェクトのその他構築物の建設を開始する前に建設ライセンスを申請しなければならない。建設に関する法律に従ってライセンスが免除される場合を除く

3. 住宅エリア開発プロジェクトに対しては投資主が承認されたプロジェクトの内容に従って技術インフラ施設を同期に建設しなければならない。プロジェクト承認の決裁書或いは権限を有する官庁の投資許可書に基づいて社会インフラ施設を建設しなければならない場合において投資主は承認又許可されたプロジェクトの内容及び実施進捗に従わなければならない。

4. 住宅エリア開発プロジェクトの第 1 次投資主はプロジェクトの内容及び進捗に従って技術インフラ施設が建設された後、住宅の建設のために技術インフラ施設の付いている土地の使用権を第 2 次投資主に譲渡することができ、承認されたプロジェクト及び権限を有する官庁の投資許可の内容に従わなければならない。第 1 次投資主は地方の政府に引き渡す前の住宅エリア開発プロジェクトの技術インフラ施設を管理し、第 2 次投資主が住宅を建設するために給電、給水、プロジェクトの範囲内における第 2 次投資主の権限を有する官庁により許可された企画、建築、投資内容、技術工事の建設進捗の遵守を確認及び監督しなければならない。

5. 第 2 次投資主は権限を有する官庁に投資の承認を申請するのが必要ないが第 1 次投資主と締結した土地使用権譲渡契約の内容に基づいて住宅及びその他構築物の建設を行い、承認されたプロジェクトの企画、建築、進捗及び権限を有する官庁が第 1 次投資主に対して許可した投資内容を守らなければならない。

第 2 次投資主が住宅及びその他構築物の建設期間中に企画、建設の順位、投資内容を違反した場合において第 1 次投資主は第 2 次投資主に対して建設を臨時に中止させ、当該違反行為を処理するために権限を有する官庁に報告する権限を有する。

#### 第 9 条：住宅建設のための資金調達。

1. 住宅エリア開発プロジェクト、新都市区の投資主（第 1 次投資主）は住宅建設用エリアのための技術インフラ施設の建設投資及び当該住宅エリア及び新都市区における住宅の建設投資に使う資金を調達する場合、以下の方法で資金を調達しなければならない。

a) 住宅建設用資金の不足分を調達するために法律規定に基づいて金融機関、投資ファンドとローン契約を締結又は債権を発行すること。ローンの貸主又は債権の購入者は先買権又は購入登記優先権を有しない。

b) 第 2 次投資主に対して技術インフラ施設の付いている土地の使用権を譲渡するために第 2 次投資主と出資契約或いは投資協力契約を締結すること。

c) 組織、個人と出資及び投資協力の契約、覚書を締結し、建設投資をする。出資者或いは投資協力者は協定した出資比率に応じて利益（現金又は株式による）或いは住宅である製品を配当される。住宅である製品が配当されると協定した場合、投資主は住宅法の規定に基づいて ベトナムにおける住宅の所有を認められる者のみに対して配当し、この条第 3 項 d 号に規定する配当の数量を守らなければならない。

d) 不動産事業の許可される企業と事業協力契約を締結し、住宅の建設投資を行う。事業協力者は協定に応じて利益（現金又は株式による）或いは住宅である製品を配当される。住宅である製品が配当されると協定した場合、この条第 3 項 d 号に規定する配当の数量を守らなければならない

d)住宅売買の先物契約の締結により住宅法の規定に基づいて ベトナムにおける住宅の所有を認められる者の住宅購入の前払い金による資金を調達する

2. 独立住宅開発プロジェクトの投資主（住宅エリア開発プロジェクト、新都市区、多用途の住宅の第 2 次投資主を含む）は住宅の建設用資金を調達しようとする場合、この条第 1 項 a, b, c, d, d 号に規定する方法により資金を調達することができる

3.この条第 1 項、第 2 項に規定する投資主は住宅の建設用資金を調達する時に次の要件を満たさなければならない。

a) この条第 1 項 b 号に規定する場合においては投資主がプロジェクトの土地を整理し、技術インフラ施設の建設を起工した上に第 2 次投資主と出資契約或いは投資協力契約を締結しなければならない。プロジェクトの内容及び進捗に応じた技術インフラ施設が建設された後、第 1 次投資主は第 2 次投資主に土地の使用権を譲渡する契約を締結することができる。

第 2 次投資主は第 1 次投資主により譲渡された土地における住宅の建設のための資金を調達しようとする場合、第 1 次投資主との土地使用権譲渡契約の締結又当該契約に第 2 次投資主が住宅建設用資金を調達することができる旨が記載され、この条に規定する資金調達要件を満たした後しか資金調達契約を結んではいけない。土地使用権は土地に関する法律の規定に基づいて第 1 次投資主より第 2 次投資主に譲渡されない場合は当該資金調達に関して書面による第 1 次投資主の同意が必要となる。

b)この条第 1 項 c 号に規定する場合においては投資主は 住宅開発プロジェクトが承認され、一住宅建設工事を起工し、及び この項 e 号の規定に基づいて住宅開発プロジェクトのある地域の建設局に通知した後しか出資或いは投資協力の契約、覚書を締結してはいけない。

c) この条第 1 項 b 号に規定する場合においては投資主は住宅プロジェクトが承認され、土地の整理が行われ、プロジェクトの境界の引渡し記録書及びこの項 e 号の規定に基づいて住宅開発プロジェクトのある地域の建設局に通知した後しか事業協力契約を締結してはいけない。

住宅である製品が配当された事業協力者は当該住宅を販売、賃貸しようとする場合において売買或いは賃貸の契約を当事者として締結してはいけない。その場合は投資主（土地使用権を有する者）がこの条に規定する要件を満たした上に買主或いは借主と直接に契約を締結すること。事業協力者は住宅を引き受け、

配当された住宅の所有権の証明書を有する場合において住宅法及びこの政令の規定に基づいて当該住宅の売買又は賃貸の契約を直接に締結することができる。

d) この条第 1 項 c, d 号に規定する方法により資金を調達する場合には契約に配当される製品が住宅であると記載してあれば投資主は各資金調達方法に対して各プロジェクトの住宅数の 20% を上限として配当しなければならない。(第 1 次プロジェクト或いは第 2 次プロジェクトでない独立住宅開発プロジェクトの商売用住宅の総数量を基にする。) それは不動産取引場を通さないことができるがこの政令第 60 条第 1 項に規定する確認のために住宅開発プロジェクトのある地域の建設局に通知しなければならない。その残りの住宅の販売或いは賃貸はこの項 d 及び e 号の規定に従わなければならない。

d) この条第 1 項 d 号に規定する方法により資金を調達する場合、投資主は住宅設計が承認され、当該住宅の基礎の建設と不動産事業に関する法律に基づいて不動産取引場による売買に関する手続きを完成させ、この項 e 号の規定に基づいて住宅開発プロジェクトのある地域の建設局に通知した後しか、住宅の売買契約を締結してはいけない。

この号に規定する住宅の基礎の建設(多用途の住宅を含む)は基礎のフレームワークの工事が完了(グラウンド処理を含む、あれば)した時或いは最低階まで建設され、建設に関する法律規定に基づいて検収された時に完成したとみなされる。

e) この条第 1 項 b, c 及び d 号に規定する方法により資金を調達する場合において投資主は資金調達契約の締結日前の 15 日までに住宅開発プロジェクトのある地域の建設局に通知しなければならない。

当該通知書には資金調達の方法、金額を明記しなければならない。この条第 1 項 b 号に規定する方法による資金調達の場合は譲渡される土地の面積、土地使用権の譲渡を受ける投資主の名前を、この条第 1 項 c 号に規定する方法による資金調達の場合、出資或いは投資協力をする組織、個人の名前、住所を、住宅である製品の配当を協定した場合、当該配当の住宅の数量、種類、配当される組織、個人の名前、住所を、この条第 1 項 d 号に規定する方法による資金調達の場合は住宅(一戸建て、ヴィッラ、共同住宅)の数量、種類及び販売されるの住所を明記しなければならない。投資主はこの条に規定する要件を満たした後しか資金調達契約又は住宅売買契約を締結してはいけない。

4. 住宅開発プロジェクトの投資主は当該住宅開発プロジェクトの建設の目的で調達した資金を使わなければならない。その他目的で或いはその他の住宅開発プロジェクトに使ってはいけない。この条に規定する方法によらずかつ同条の要件を満たさない場合において既に締結した契約は法的に無効となり資金調達者は現行規定に基づいて書類されるものとする。

建設省はこの条に規定する資金調達の詳細を案内する責務を有する

#### 第 10 条：住宅開発プロジェクトの建設投資の終了

建設投資の終了後、住宅開発プロジェクトの投資主は以下の事項を行わなければならない。

1. プロジェクトのある県レベルの人民委員会或いは郡レベルの人民委員会に対してプロジェクトの実施結果を報告する。個の政令第 7 条第 3 項に基づいて投資に関する首相の承認が必要な住宅開発プロジェクトは投資主が建設省に対しても報告書を提出しなければならない。

2. 住宅法、この政令及び建設に関する法律の規定に基づいて保存のための書類、資料を完成させなければならない。

3. この政令第 11 条の規定に基づいて工事の検収を行う;

4. 捺印済み承認されたプロジェクト或いは投資承認文書の内容に従って地方の政府或いは専門管理機関へ技術インフラ施設及び社会インフラ施設を引き渡す。

5. 金融に関する法律の規定に基づいて決算報告を行う;

6. 権限を有する官庁が投資主に対してプロジェクトエリアの範囲にある住宅、建設工事の所有権の証書を発行するための手続きを行う

7. 地方の政府と連携してプロジェクトエリアにある行政的管理の問題を解決する。

8. 地方の政府或いは専門管理機関へへ引き渡さない施設の管理、運用を行う

#### 第 11 条：住宅開発プロジェクトの工事の検収

1. 住宅エリア開発プロジェクトの場合は投資主が以下の事項を行わなければならない。

a) 投資主が承認されたプロジェクトの内容と建設に関する法律規定に従って建設投資をした技術インフラ施設、社会インフラ施設の全体の検収を行う。構成プロジェクトがある住宅開発プロジェクトの場合、建設に関する法律規定、各当該構成プロジェクトに対して技術インフラ施設及び工事を検収する。

b) 建設に関する法律規定に基づく工物品質適合証明書の付与の手続きを行う;

c) プロジェクトの管理サービスを提供する

2. 独立住宅開発プロジェクトの場合は投資主は投資主が以下の事項を行わなければならない

a) プロジェクトの技術インフラ施設、火災、爆発の防止施設、排水、廃物の処理システムのすべてを検収する。

b) 建設に関する法律規定に基づいて住宅及びその他構築物の品質の検収を行う。

c) 建設に関する法律規定に基づく工物品質適合証明書の付与の手続きを行う

3. 住宅開発プロジェクトの書類及びこの条に規定する各工事の検収及び引渡しに関する資料は管理及び確認のためにプロジェクトの管理運用のユニット及び建設局(県レベルの人民委員会により承認或いは投資の承認をされた住宅開発プロジェクトの場合)、郡レベル住宅管理官庁(郡レベル人民委員会により承認或いは投資の承認をされた場合)で保管されなければならない。

### 第 2 節

#### 商売用住宅開発

#### 第 12 条：商売用住宅開発プロジェクトの投資主

1. 商売用住宅開発プロジェクトの投資主(住宅エリア開発プロジェクト及び独立住宅開発プロジェクトの投資主を含む)は以下の対象を含む:

a) 企業法に基づいて設立され、運営する国内企業

b) 外資 100% の企業、海外投資者との合弁企業、投資法に基づいてベトナムにおいて投資活動を行う在外ベトナム人の企業

c) 共同組合法に基づいて設立され、運営する共同組合

2. 商売用住宅開発プロジェクトの投資主になるための登記の条件:

a) 不動産事業の登記証明書或いは不動産事業を含む投資証明書を有し、ベトナム法律に基づいた資本金の金額を有する。

b) 自らの投資金持分は土地の使用面積が 20ha 以下であるプロジェクトの場合、総投資金額 15% 以上であり、土地の使用面積が 20ha 以上であるプロジェクトの場合総投資金額 20% 以上である。

### 第 13 条 : 商売用住宅開発プロジェクトの投資主の選定

1. 商売用住宅開発プロジェクトの投資主の選定は以下の方法により行われる

a) この政令第 14 条の規定に基づいて入札により土地整理がまだ行われていないエリアにある商売用住宅開発プロジェクトの投資主を選定する。

b) 土地関係法律の規定に基づいて土地使用権の競売を行う。

c) 以下の場合においては投資主が指定される。

- 商売用住宅開発のための土地でありこの政令第 14 条第 2 項に規定する期限内にこの政令第 12 条に規定する要件を満たした 1 つの投資主しか投資主になるために登記する場合。 - ;

- 土地関係法律の規定に基づいて投資主は土地の使用権を法的に有し、住宅建設企画に適合し、この政令第 12 条に規定する要件を満たし、投資主になるための登記を書面で行う場合

- この政令第 73 条第 5 項の規定に該当する場合

2. この条第 1 項 b,c 号に規定する入札方法によらず投資主を選択することができる場合、投資主はこの政令第 7 条の規定に基づいて住宅開発プロジェクトの投資承認を申請する手続きを行うと共に当該プロジェクトの作成、審査、承認を行う。

### 第 14 条 : 入札による商売用住宅開発プロジェクトの投資主の選定

1. 地方の住宅開発プログラムに基づいて県レベルの人民委員会は同会及び建設局のウェブサイトにて商売用住宅開発プロジェクトの投資主が基にして登記する以下の事項の公開を指導する責務を有する。

a) 都市建設、農村住民エリアの 1/2000 スケール企画

b) 当該地域の**商売用住宅開発用土地の地所の場所、境界及び面積**

c) 土地使用条件 (土地が譲渡又は賃貸されたか、賃借期間、再定住用土地エリア、各エリアの土地価格及び規定に基づいて投資主が果たすべき財政上の義務)

d) 企画、建築の要件、住宅の数量と種類、プロジェクトの範囲内にある技術インフラ施設、社会インフラ施設及びその他構築物、プロジェクトの実施進捗

d) 補償、土地の整理、再定住の全体計画 (あれば)

e) 住宅建設投資の完成後のプロジェクトの管理運営

g) 住宅開発プロジェクトの投資主の選択の入札に参加する条件

h) 入札書類の受取期間

2. 県レベルの人民委員会により この条第 1 項に規定する情報が公開された日より 30 日以内に 2 つ以上の投資主がこの政令第 12 条に規定する要件を満たし、建設局に対して住宅開発プロジェクトの投資主になるための登記をした場合、建設局は同局のウェブサイトにて投資主のリストを公開し、入札書類の作成のために投資主らに対して通知すると共に県レベルの人民委員会 に報告しこの条の規定に基づいて投資主選択の入札の開催を求める。

3. 投資主に対する入札参加条件

a) この政令第 12 条に規定する要件を満たすこと

b) 投資主が入札書にて提案したプロジェクトの総投資金額が入札勧誘書類に記載する当該プロジェクトの投資の見積もり金額以上であること(以下は「下限価格」と総称する)

c) この政令第 7 条第 2 項 b 号に規定するプロジェクトの内容に関する提案をしていること

d) プロジェクトの実施のための資金及の調達及びその他の資源の動員の能力がある

⑥) この条第 4 項に規定する入札書類を有する

e) 入札勧誘書類に規定する下限価格の 3% に相当する入札参加保証金を納付する。

4. 入札書類は以下のものを含む。

a) 法的根拠、専門能力、経験、財政能力及びこの条第 3 項に規定するその他の要件が証明できる書類。

b) この条第 1 項に規定する要件を実施するための経済一技術解決策が表される説明書と図表、この条第 11 項の規定に該当した場合、権限を有する国家の官庁の投資承認証書の内容

c) 住宅開発プロジェクトの投資主に指名された場合における投資主のその他の能力及び長所。

5. この条第 1 項、3 項、4 項の規定に基づいて建設局は入札勧誘書類の作成と発行する責務を有する。入札勧誘書類はこの条第 1 項に規定する要件、プロジェクトの下限価格及びその他関係要件を明記しなければならぬ。

投資主は入札勧誘書類を購入し、入札書類を作成し、住宅開発プロジェクトのある地域の建設局に提出すると共に入札参加保証金を納付する。入札書類の受取期限はこの条第 2 項に規定し、入札勧誘書類に記載する情報公開期限日より 20 日となる。この条第 11 項 a 号の規定に該当する場合、; 入札書類の受取期限は郡レベルの人民委員会が投資承認文書を発行してから起算されるものとする。

建設局は入札書類を受け取った後、投資主選択専門チームを成立し、入札開催の詳細規定及び当該チームの業務規則を発行するために県レベルの人民委員会に提出する責務を有する。専門チームは各入札書類の審査及び採点のために入札勧誘書類 の内容及びこの条第 1 項に規定する要件に基づいて評価基準、詳細の点数スケールを設定する責務を有する

6. 住宅開発プロジェクトの投資主の選択入札の開催の条件:

a) この条第 3 項に規定する要件を満たした 2 つ以上の投資主が入札に参加する

b) 承認された 1/2000 スケール建設企画を有する

c) 補償、土地の整理、再定住の全体計画（あれば）を有する

d) 入札開催計画を有する

7. 商売用住宅開発プロジェクトの投資主の選定は国際入札或いは国内入札により行われる。住宅開発プロジェクトの投資主の選定入札の方法及びプロセスはその他土地使用プロジェクトの投資主の選択入札と同様に適用される。

8. 入札結果が降りた後、専門チームは建設局に対して書面にて当該結果を報告する。建設局は県レベルの人民委員会に報告し、住宅開発プロジェクトの投資主の選定の検討及び決裁を求める。県レベルの人民委員会の投資承認権限の下に入るプロジェクトの場合、投資主の選定の決裁書には県レベルの人民委員会が同時に投資承認を行うこと。県レベルの人民委員会の投資承認権限の下に入らないプロジェクトはこの条第 11 項の規定に基づいて実施されるものとする。

住宅開発プロジェクトの投資主の選定の入札の開催期限は建設局が入札書類を受け取る日より最大 90 日となる。

9. chãn 住宅開発プロジェクトの投資主の選定決裁書が発行された日より 30 日以内に建設局は入札に参加して投資主として選定されない投資者に対して入札参加保証金を返済しなければならない。投資主として選定された投資者は入札勧誘側が投資者のプロジェクトの投資の実施保証金（選定された投資主の総投資金額の 5%～10%に相当するもの）を受け取った日より 10 日以内に入札参加保証金を返済しなければならない投資者が入札開催に関する県レベルの人民委員会の規定に違反した場合、入札参加保証金は国家の予算に転送される。

10. 投資主が投資者の選定の決裁書を受けた日の 3 ヶ月後、この政令第 7 条に規定する事項を実施しない場合、県レベルの人民委員会は入札結果を取消し、入札を再開する。

11. 県レベルの人民委員会の投資承認権限の下に入らないプロジェクトは以下の規定に従う。

a) 郡レベルの人民委員会の投資承認権限の下に入るプロジェクトはこの条第 2 項に規定する情報公開の期限が終了した後、県レベルの人民委員会は郡レベルの人民委員会に対して投資承認に関する意見を書面にて求める責務を有する。県レベルの人民委員会より意見の求めの送付と郡レベルの人民委員会の投資承認の発行期限ははこの条第 2 項に規定する情報公開の期限が終了してから最大 30 日となる。

建設局は入札書類を受け取った後、投資主選択専門チームを成立しこの条の規定に従って入札を行うために県レベルの人民委員会に提出する責務を有する。入札書類の受取期限はこの条第 5 項の規定に従う。入札開催期限はこの条第 8 項の規定に従うものとする。

b) 首相の投資承認権限の下に入るプロジェクトは県レベルの人民委員会がこの政令第 7 条第 3 項に規定する各省庁に対して書面にて意見を求めなければならない。意見の求めと各省庁の回答の期限ははこの条第 2 項に規定する情報公開の期限が終了した後、20 日となる。

各関連省庁の意見を受けた後、建設局はこの条第 5 項に規定する期限に従って入札書類を受理する。入札書類の受取期限が終了してから 10 日以内に県レベルの人民委員会は首相に対して各県庁の意見、入札参加投資者の名簿、1/2000 スケール建設企画を添付して各関係住宅開発プロジェクトの投資承認申請書を提出しなければならない。

首相より承認の意見を受けた後、県レベルの人民委員会はこの条の規定に基づいて入札を行い、首相に入札の結果を報告する。

12. 住宅開発プロジェクトの投資主として選定されたユニットはこの政令第 5 条の規定に従って 1/500 スケール詳細建設企画の作成し、審査及び承認のために提出し、この政令第 7 条の規定及び権限を有する官庁の投資承認の内容に基づいて住宅開発プロジェクトの作成、審査及び承認を行う責務を有する

### 第 15 条： 商売用住宅開発プロジェクトの投資主の権限

1. 権限を有する官庁に対して商売用住宅開発プロジェクトの実施に使う情報の提供を求めることができる

2. 土地関係法律の規定に基づく土地使用者の権限を行使することができる。第 1 次投資主はこの政令の規定に従って第 2 次投資主に技術インフラ施設のある土地の使用権を譲渡することができる

3. プロジェクトの管理方法が選択できる

4. 法律の規定に基づいて優遇措置を受けることができる

5. 住宅法、この政令及び不動産取引関係法律の規定に基づいてプロジェクト範囲内にある住宅及び構築物の販売、賃貸をすることができる権限を有する官庁の決裁により譲渡すべきインフラ施設を除く。

6. 法律の規定に基づくその他権限を行使することができる。

### 第 16 条： 商売用住宅開発プロジェクトの投資主の義務

1. 住宅開発プロジェクトの作成、審査、承認を行い、住宅法、この政令及び権限を有する官庁が発行されたその他の関係法律規定に基づいて住宅を建設し、承認された及び追加許可された進捗及び内容の通りにプロジェクトを実施

2. プロジェクトの承認決裁書を受けた後、住宅法第 36 条第 3 項の規定に基づいて住宅開発プロジェクトに関する情報を公開する。

3. この政令第 9 条及び第 60 条の規定に従って住宅建設の資金を調達する。

4. ベトナムの権限を有する官庁により発行された投資証明書及び承認された住宅開発プロジェクトの内容に従って賃貸用住宅を建設投資する国外組織、個人である投資主は当該住宅を販売してはいけない。

第 1 次投資主は第 2 次投資主に土地の使用権を譲渡する場合、承認されたプロジェクトの内容及び進捗に従って技術インフラ施設が建設された後しか土地所有権の譲渡契約を締結することができない。

5. 都市、町にあり、都市、町に発展する計画をされた住宅開発プロジェクトの場合、投資主は世帯、個人に対して住宅の建設されないグラウンドを販売する方法による土地所有権の譲渡をしてはいけない。この政令の規定に基づいて販売するための住宅を建設投資しなければならない。その他場合は土地関係法律の規定に従うものとする。

6. この政令第 32 条第 2 項の規定に基づいて技術インフラ施設が既に建設投資された商売用住宅開発プロジェクト、新都市区において社会住宅の建設のために住宅用土地を確保する。

7. 販売のために建設された住宅の場合は権限を有する官庁により土地所有権、住宅及びその他の土地付帯資産の所有権の証明書が発行されるための手続きを行い、住宅の引渡し日より 50 日以内に買主に当該住宅の関係書類を引き渡さなければならない。買



主は証明書の発行の申請手続きを自己で行う規模がある場合を除く

国家により賃貸された土地における住宅を建設し、国内組織、個人、ベトナムにおける住宅の所有を認められる 在外ベトナム人に対して販売することが許可された場合、投資主は 権限を有する官庁が買主に対して土地の長期使用 権を証明する手続きを行い、法律に基づいて国家に土地使用料を納付しなければならない。

8. 住宅法 第 74 条及び この政令第 74 条の規定に基づいて住宅を保障する。

9. 法律の規定に基づいて自己所有権限の下に入る住宅、まだ譲渡されていない或いは譲渡が必要な技術インフラ施設、社会インフラ施設 の保持を行う

10. 法律に基づいてプロジェクトの範囲内にある住宅、技術インフラ施設の使用管理のサービス及びその他関係サービスに関する活動を行い、割り当てられた業務に従って既に稼働している工事或いは公益事業組織或いは専門管理組織にまだ譲渡されていない工事を管理運用する。

11. 行政的管理が地方政府にまだ譲渡せず既に使用及び経営してあるプロジェクトのエリアの治安を管理する。

12. 住宅法 及び建設省により発行された共同住宅使用の管理に関する規定に基づいて共同住宅管理委員会を設立する。

13. この政令第 10 条、第 11 条に規定する事項を実施する

14. この政令 及び関係法律に規定する財政上義務及びその他の義務を行使する。

### 第 3 節

#### 公務住宅の開発及び管理

##### 第 17 条：. 公務住宅開発

1. 公務住宅開発 プロジェクトは以下の 3 つの種類を含む

a) 地方の管理の下に入る対象に対して賃貸するために県レベル人民委員会により投資を決定された公務住宅開発プロジェクト

b) 中央の管理の下に入る対象に対して賃貸するために首相により投資を決定された公務住宅開発プロジェクト

c) 公安省、国防省の管理の下に入る対象に対して賃貸するために首相により承認された後、公安省、国防省により投資を決定された公務住宅開発プロジェクト

2. 公務住宅開発プロジェクトの投資主の選定:

a) 県レベル人民委員会はこの条第 1 項 a 号に規定する住宅開発プロジェクトの投資主の選定を決定する。

b) 首相はこの条第 1 項 b 号に規定する住宅開発プロジェクトの投資主の選定を決定する

c) 公安省、国防省はこの条第 1 項 c 号に規定する住宅開発プロジェクトの投資主の選定を決定する

##### 第 18 条. 公務住宅開発プロジェクトの作成、審査、承認

1. 公務住宅開発プロジェクトの内容はこの政令第 6 条の規定に基づいて作成される

2. 県レベル人民委員会が投資を決定された公務住宅開発プロジェクトは建設局が 県レベル人民委員会の委員長に承認のために提出するまえに地方の関連官庁と連携してプロジェクトを審査する。県レベル人民委員会の委員長は郡レベル人民委員会の委員長に投資の決定を委任する場合 (300 億 VND 以下のプロジェクト) はこの政令第 7 条第 1 項の規定に従う

3. そり大臣により投資を決定された 公務住宅開発プロジェクトは建設省が関連省庁と連携してプロジェクトを審査し、首相に提出する。

4. 公安省、国防省により投資を決定された公務住宅開発プロジェクトは公安省、国防省がプロジェクトの審査及び承認の前に建設省、資源環境省、財務省、計画投資省の意見を求める。

5. 公務住宅開発プロジェクトの承認内容はこの政令第 7 条第 1 項 c 号に従う。

6. 遠隔、特別困難、境界のエリア及び諸島は公務住宅の建設投資を事務所、学校、医療所の建設投資プロジェクトに組み込まれることができる。また、当該事務所、学校、医療所の敷地内において建設されることができるが公務住宅エリアと就職場所との間にフェンスを設置しなければならない。。

##### 第 19 条：公務住宅の建設投資金

1. 地方の管理の下に入る対象に対して賃貸するために建設される公務住宅は地方の予算を使用する。

需要県レベル人民委員会は地方の公務住宅の需要を基にして資金計画を作成し、同級の人民議会に最終決定のために提出する。中央の予算より年次支援を受けている地方は公務住宅の建設資金が困難であれば建設省に報告し、同省により財務省、計画投資省と連携して首相に決定のために提出してもらわなければならない。。

2. 中央機関 (公安省、国防省を含む) の管理の下に入る対象に対して賃貸するために建設される公務住宅は中央の予算を使用する

中央機関の管理の下に入る対象に対して賃貸するための公務住宅の建設を指定された機関は公務住宅の建設資金の需要を建設省に通知し、同省により財務省、計画投資省と連携して資金計画を作成し、首相に決定のために提出してもらわなければならない。

3. 公務住宅の建設投資金は以下の源泉より調達される

a) 首相の決定に基づく中央の予算、県レベルの人民議会の決定に基づく地方の予算

b) 就職場所に使われたが首相の決定に基づいて就職場所として使われなくなった住宅の販売及び土地の使用権の譲渡による代金より差し引くもの

##### 第 20 条：公務住宅の建設用土地

1. 権限を有するレベルの人民委員会は土地使用企画、都市及び住民エリアの建設企画を作成、承認する際にこの政令第 17 条第 1 項に規定する地域における公務住宅の建設に使う土地のエリアを確定する責務を有する

2. 中央機関の管理の下に入る対象に対して賃貸するための公務住宅の建設を指定された機関は公務住宅の建設資金の需要を建設省に通知し、同省により県レベル人民委員会と連携して公務住宅の建設用土地を確定し、地方の土地使用企画、計画に反映する。

建設省の要請に基づいて 県レベル人民委員会土地使計画、企画を作成し、はこの政令の規定に基づいて公務住宅の建設用土地を設定する。

3. 公務住宅開発プロジェクトの実施に使う土地の使用料が免除される。 .

## 第21条. 公務住宅のタイプ及び面積の基準

1. 公務住宅は面積の基準、品質、タイプが使用対象に適して賃借対象者が任務を果たせる条件を確保するものとする。
2. 政治局、副首相及びその以上の役付職を務める公務員で公務住宅の賃借対象である者はヴィッラを賃借させる。その他の対象は共同住宅或いは共同住宅がない地域においては低い階の住宅（一戸建て、複数部屋の1階建て住宅）を賃借させる。
3. 公務住宅はヴィッラ、共同住宅、一戸建て、複数部屋の1階建て住宅を含む。公務住宅の面積基準は首相により定められ、国の社会経済発展時期に応じて建設省の提案に基づいて修正されるもの。
4. 建設省はこの条に規定する公務住宅のモデル設計、典型的な設計の詳細を案内する。

## 第22条：公務住宅の建設投資の実施.

1. 公務住宅の設計、予算の作成、設計コンサルティングユニット及び建設ユニットの選定は建設関係法律、国家予算の使用管理関係法律の規定に従わなければならない。
2. 公務住宅の設計コンサルティングユニットは設計基準、建設技術ソリューションを適用し、材料を適切に使用し、進捗、品質の目標を確保すると共に建設原価を減少させる。

## 第23条：公務住宅の賃借対象.

1. 役職を務める期間中に公務住宅に住む対象である共産党、国の役付き公務員
2. 権限を有する官庁により地方から中央へ、又は中央から地方へ、又は異なった地方間において一定期間に転勤される或いは出向させられる共産党の機関、社会政治組織の公務員でこの政令第24条に規定する要件を満たした者であれば公務をする期間に公務住宅を賃借することができる。
3. 人民軍隊に属する仕官、専門軍人で国防、安全の目的で動員される者
4. 遠隔、特別困難、境界のエリア及び諸島で働かせられる教師
5. 遠隔、特別困難、境界のエリア及び諸島で働かせられる或いは下部の病院、医療センターに一定期間に出向させられる医師、医療職員

## 第24条：公務住宅の賃借要件

1. この政令第23条1項に規定する対象は安全の目的で公務住宅を手配される。
2. この政令第23条第2項、第3項、第4項、第5項に規定する対象で公務住宅を賃借される者は出向先において自己所有の住宅を有しない或いは社会住宅の購入、賃借、賃借購入をしていないものとする。

## 第25条：公務住宅の手配、配分及び賃貸契約の締結

1. この政令第23条1項に規定する対象は権限を有するレベルの決裁に基づいて公務住宅を賃借させられる。国防省、公安省は同省の管理の下に入る公務住宅の賃借対象を決める。
2. この政令第23条第2項、第3項、第4項、第5項に規定する公務住宅の賃借対象は勤務している機関、組織の証明があった公務住宅の賃借の申請書を提出しなければならない。
3. 公務住宅の賃借を希望する者が勤務している機関、組織はこの条第2項に規定する対象の公務住

宅の賃借申請書を集め、公務住宅の管理運用を指定されたユニットに対して文書を送付する。

4. 権限を有するレベル、公安省、国防省のこの条第1項に規定する対象に対する公務住宅の配分の決裁、住宅賃借者の申請書、この条第3項に規定する場合は同者の直接管理する機関、組織の文書に基づいて公務住宅の管理運用を指定されたユニットは賃借者或いは同者の直接管理する機関、組織と住宅賃貸契約を締結する。

## 第26条：公務住宅の賃料

1. 公務住宅の賃料は以下の原則に基づいて確定される
  - a) 使用期間中に発生する管理、運用、保持の費用を計上する。（建設投資の減価償却を含まない）
  - b) 土地使用料を計上しない
  - c) 公務住宅の賃料は5年ごと修正を検討される。
2. この条第1項に規定する原則及び公務住宅の確定方法に関する建設省の案内に基づいて建設局は公務住宅の賃料フレームを作成、県レベル人民委員会に発行及び地域における一定の適用のために提出する。県レベル人民委員会の発行した賃料フレームに基づいて、公務住宅の管理機関は投資決裁者に自己管理の公務住宅の賃料の承認のために提出する。

## 第27. 公務住宅の賃料の支払い

1. 公務住宅の賃借対象者は締結した賃貸契約の内容に基づき、規定に基づく国家の給与支払い時期に適して賃料を支払う責務を有する。賃借者が3ヶ月連続して賃料を支払いしない場合、公務住宅の管理運用ユニットは公務住宅の賃借者の管理する機関に対して賃借者の給与より賃料分を差し引くように要求することができる。賃借者の管理する機関は賃借者の給与より賃料分を差し引いて公務住宅の管理運用ユニットに支払う責務を有する
2. 公務住宅の管理運用ユニットは公務住宅の賃借者の管理する機関と賃貸契約を締結する場合、賃借者の給与より賃料分を差し引いて公務住宅の管理運用ユニットに支払う責務を有する

## 第28条：公務住宅の使用管理

1. 公務住宅は賃貸の目的のみに使用されるものとする。公務住宅の管理、保持、改良は国有の住宅の管理、保持、改良に関する規定に従う
2. 公務住宅開発プロジェクトの投資決裁者は建設投資の終了後公務住宅の運用ユニットを選定する
3. 終了後公務住宅の運用事業は財務省の案内に基づく公益サービスに対する措置を受けられる。

建設省は 全国一定の適用のために 公務住宅の使用管理を規定及び案内する

## 第29条：公務住宅の賃借者の権限及び義務

1. 正当な目的で住宅を使用し、住宅及び住宅付帯資産を保管しなければならない。勝手に改良、修正をしてはいけない。
2. どんな形であっても譲渡あるいは最賃貸してはいけない。公務住宅の賃借対象でなくなって或いは住宅の賃借の希望がなくなってから3ヶ月以内に公務住宅の管理運用ユニットに住宅を返却しなければならない。
3. 公務住宅の賃借対象はこの政令第27条の規定に従って月次に賃料を支払う。その他の生活費の支払いは法律の規定に従う。

4. 自分及び家族が公務住宅に住むことができる

5. 公務住宅の賃借対象であるが公務住宅がない場合、当該者の直接管理する機関、組織は当該者のために公務住宅の基準に相当する住宅を賃借し、賃借者の給与より差し引いて賃料を支払う責務を有する。

賃料は賃借者の支払うべきレベルより高い場合、その差額は中央の管理の下に入る公務員に対して中央予算から、地方の管理の下に入る公務員に対して地方予算から支払う原則を基にし国家予算により支払われる。

6. この政令第 30 条第 6 項 a 号の規定に基づいて賃借者が公務住宅を返すべくが自己所有の住宅を有しない或いは公務住宅を返してから居住地域において社会住宅の購入、賃借、賃借購入がまだできない場合、当該者の勤務する機関、組織は 県レベル人民委員会と連携して当該者に対して社会住宅の購入、賃借、賃借購入を手配するかその他の方法により支援する責務を有する。

### 第 30 条：公務住宅の管理運用ユニットの責任

1. この政令第 23 条、第 24 条に規定する対象に対して同条の要件に従って賃貸する。

2. 公務住宅の書類を集め、保存する

3. 地方の 専門官庁と連携して公務住宅の安全、順序を確実にする。安全、順序の専門官庁は **公務住宅の管理運用ユニットと協力する責務を有する**

4. 住宅法、この政令、建設関係法律の規定に従って公務住宅の保持、管理、運用を行う

5. 公務住宅の賃借者より賃料を徴収する。

6. 以下の場合において公務住宅を回収する。

a) 賃借者が公務住宅の賃借対象にならなくなる

b) 賃借者が他の地方に引越しする

c) 賃借者が公務住宅の返却する希望がある;

d) 公務住宅を賃借している者が死亡した;

d) 公務住宅の賃借者が不当な目的で使用する或いは公務住宅の賃借者の義務を果たさない

## 第 4 節

### LY 社会住宅の開発及び管理

#### 第 31 条. 社会住宅の開発

1. 社会住宅はこの政令第 37 条に規定する対象者 に対して販売、賃貸、賃借購入をするために建設されたものとする。社会住宅は次の 2 種類がある。

a) 賃貸のために国により国家の予算で建設された社会住宅

b) 販売、賃貸、賃借購入のために投資主により国家の予算外の基金で建設された社会住宅

2. この条第 1 項に規定する社会住宅は厳密に管理される社会住宅 の管理運用を指定されるユニットは正当な対象に販売、賃貸、賃借購入をし、この条に規定する要件を満たさなければならない。社会住宅の使用目的を勝手に他の目的に変更してはいけない。

3. 社会住宅の開発に関する建設省の責任:

a) 国家の住宅開発の指針、方針及び実際状況に基づいて住宅補助が必要な社会対象に対する。住宅

補助及び社会住宅の開発に関する国家目標プログラムを作成し、首相に承認のために提出する。

b) この項 a 号に規定する住宅補助及び社会住宅の開発に関する国家目標プログラムの実施を指導する。

c) びこの節に規定する住宅の設計基準、住宅の購入、賃借、賃借購入の対象者、要件、対象者の選定のプロセス、販売価格、賃貸価格、賃借購入価格の確定及社会住宅の管理を案内する

4. 社会住宅の開発に関する県レベル人民委員会の責任:

a) 詳細建設企画、住宅開発企画、土地エリア及び社会住宅の開発に使う土地エリア及びその位置を承認及び公開し、商売住宅開発プロジェクト、新都市区或いは経済区、工業団地、輸出加工区、ハイテック区との適合性を確実にしなければならない。

b) 社会住宅開発の 5 ヶ年及び年次計画及びプログラムを作成する。そのうちに住宅の各種類、住宅面積の需要、販売、賃貸、賃借購入の構成を確定し、建設法第 52 条の規定に適した資金源を具体的にパランスし、各経済部門の組織、個人に対する社会住宅の開発への投資促進体制を導入する;

c) 地方の予算により建設された社会住宅開発プロジェクトを権限に応じて承認或いは郡レベルの人民委員会に委任する。国家の予算外の基金により建設された住宅開発プロジェクトに対して投資承認を行い、その実施を指導及び検査する。

#### 第 32 条：社会住宅の開発に使う土地エリア

1. 県レベル人民委員会或いは郡レベル人民委員会は土地使用企画、地域における都市、農村住民エリア、建設企画、経済区、工業団地、輸出加工区、ハイテック区の作成及び承認の際に社会住宅に使う土地エリアを確定及び配置する責務を有する

2. 社会住宅 の需要を有する地方は具体的な条件にもおついて県レベル人民委員会が 10ha 以上土地エリアを使用する地域における商売住宅開発プロジェクト、都市区の投資主に対して既に技術インフラ施設が建設された当該プロジェクトの住宅建設用土地エリアの 20%を社会住宅の建設に使わせることを検討及び決済する

投資主は社会住宅の建設のために地方の政府にこの条に規定する土地エリアを引き渡す場合、当該社会住宅の建設に使う土地エリアに対する国家の予算に納付すべき諸財政上義務、土地整理の補償に関する諸費用および技術インフラ施設の建設に関する費用を還付及び控除される

3. 経済区、工業団地、輸出加工区、ハイテック区 (以下は「工業団地」と総称する) のワーカーに対する社会住宅の建設に使う土地エリアは以下の規定に従う。

a) 建設中工業団地に対して地方の工業団地管理委員会或いは工業団地インフラ経営企業は土地整理の実施、当該工業団地のワーカー向け住宅エリアの技術インフラ施設の建設投資を行い、プロジェクトの投資主にワーカーの住宅の建設のために譲渡する。土地整理、ワーカーの住宅の建設の技術インフラ施設の建設に関する費用は工業団地の土地の賃料に計上される。

b) 建設済み工業団地に対しては県レベル人民委員会は企画の確認、追加し、土地の収用と土地整理の補償を行い、工業団地インフラ経営企業或いは不動産事業を有する企業にワーカーに対して賃貸するための住宅の建設のために譲渡する。土地の整理の費用は地方の政府が保持する土地の使用料、土地の賃料より差し引かれるものとする。

#### 第 33 条. 社会住宅の開発プロジェクトの投資主

1. 国家の予算により建設された社会住宅開発プロジェクトは投資決裁者が投資主を選定する

2. 国家の予算外の基金により建設された社会住宅開発プロジェクトに対して投資主の選定は以下の規定に従う

a) この政令第 32 条第 2 項に規定する商売住宅開発プロジェクト、都市区において社会住宅を建設する場合、商売住宅開発プロジェクト、都市区の投資主は同時に社会住宅開発プロジェクトの投資主とする。商売住宅開発プロジェクト、都市区の投資主は社会住宅開発プロジェクトの投資主としない場合、県レベル人民委員会はその他の投資主に販売、賃貸或いは賃借購入のために社会住宅を建設投資する。

b) 投資者は住宅建設企画に適した土地エリアを法的に有し、投資主になるために登記した場合、社会住宅開発プロジェクトの投資主になる。;

c) 投資者は国により社会住宅の建設のための土地を譲渡された場合、社会住宅開発プロジェクトの投資主になる。;

### 第 34 条.社会住宅開発プロジェクトの投資主の優遇

国家の予算外の基金により建設された社会住宅開発プロジェクトの投資主は以下の優遇措置が受けられる

1. 承認された社会住宅建設プロジェクトの範囲内における土地エリアの使用料、賃料を免除される。

2. 付加価値税に関する法律の規定に基づいて付加価値税の優遇税率を適用される。

3. 法人税に関する法律の規定に基づいて法人税の減免及び優遇税率の適用をされる

4. 次の資金源から投資信用を補助される：優遇信用借り或いは規定に基いた利子補給、住宅開発基金或いは住宅貯蓄基金からのローン。県レベル人民委員会により利息の全部或いは一部の補助を検討される。

5. 社会住宅開発プロジェクトの範囲内における技術インフラ施設の建設投資の経費の全部或いは一部の補助を検討される。;

6. 建設原価を減少するために住宅のモデル設計、典型的な設計、建設及び据付に関する科学技術進歩を無償提供される。コンサルティング、建設或いは設備購入の契約に関しては請負者を指定する方法を採用することができる。

7. 工業団地のワーカー向け住宅を自己建設投資し、賃料を請求せず或いは県レベル人民委員会の発行された社会住宅の賃料の以下で請求する企業及びワーカーのために住宅を賃借する企業は法人税の確定の際に当該建設費用或いは当該賃借費用が生産原価に損金算入できる。

財務省は自己権限に基づいて案内する或いは権限を有する官庁にこの条第 2 項、3 項に規定する付加価値税、法人税の減免制度を定めるために提出する

### 第 35 条.社会住宅開発プロジェクトの作成、審査及び承認

1. 国家の予算により建設される住宅開発プロジェクトの場合、投資主として指定されたユニットはプロジェクトを作成し、この政令第 7 条の規定に基づいて県レベル人民委員会或いは郡レベル人民委員会に審査及び承認のために提出する。中央の予算により建設される場合、この政令第 7 条第 1 項 b 号の規定に従う。

2. 国家の予算外の基金により建設される住宅開発プロジェクトの場合、投資主はこの政令第 7 条の規定に基づいて県レベル人民委員会或いは郡レベル

人民委員会に投資承認文書の発行のために提出する。投資承認文書が受けた後、投資主はこの政令及び建設関係法律の規定に基づいてプロジェクトの作成、審査、承認を行う。

住宅数が 2500 戸以上である社会住宅開発プロジェクトはこの政令第 7 条第 3 項の規定に従う。

### 第 36 条：社会住宅の設計基準

1. 社会住宅の設計基準は以下の規定に従う。

a) 都市において国家の予算により建設された社会住宅は設計基準が住宅法第 47 条第 1 項、第 2 項の規定に従う。都市以外のエリアには一戸建て或いは複数の部屋のある 1 階建て住宅を建設することができる

b) 工業団地のワーカー、労働者、都市における低い所得者に対して国家の予算外の基金により建設される住宅開発プロジェクトに対して設計基準は共同住宅の各アパートの延床面積が 70m<sup>2</sup> 以下で階数が制限されないものとする。投資主は権限を有する官庁により承認された企画に適合して現行建設基準に対して建設密度及び土地使用係数を 1.5 倍増加修正することができる

2. 社会住宅の設計コンサルティングユニット、建設ユニットは法律の規定に従うものとする。

3. 設計ユニットは建設の基準、規則、社会住宅の設計基準に基づいて住宅を設計し、品質を確保するとともに建設原価を減少する。社会住宅のモデル設計及び典型的な設計の利用を奨励される。

### 第 37 条.社会住宅の購入、賃借、賃借購入対象

1. 公務員に関する法律の規定に基づく公務員

2. 国家の予算により給料を支払われる人民軍に属する士官、専門軍人

3. 工業団地において働くワーカー

4. この政令第 30 条第 6 項 a 号に規定する公務住宅を返却した対象

5. 国立或いは私立を問わず大学、短期大学、専門学校、職業学校、職業短期大学の学生で勉強期間中に住宅を賃借することができるもの。

6. 県レベルの人民委員会の規定に基づいて都市における低い所得者

### 第 38 条.社会住宅の購入、賃借、賃借購入の要件

1. 国が国家の予算により建設投資した社会住宅の賃借対象は以下の要件を満たさなければならない。

a) 自己所有の住宅を持っていないし、社会住宅をまた購入、賃借、賃借購入できないし、国によりどんな形であっても住宅、土地を補助されないもの或いは世帯の 1 人に当たる延床面積が 5m<sup>2</sup> 以下或いは仮設或いは 5 或いは 6 或いは 7 自己所有の住宅を持っているもの

b) 世帯の平均月次所得が県レベルの人民委員会の規定にも基づく低い所得者に該当するもの。この政令第 37 条第 5 項に規定する場合を除く

2. 国家の予算外の基金で建設された社会住宅の購入、賃借、賃借購入の対象は以下の要件を満たさなければならない。

a) この条第 1 項 a 号に規定する要件を満たすこと

b) 世帯の平均月次所得が県レベルの人民委員会の規定に基づいて地方の平均所得レベルの以下であること

c) 社会住宅購入、賃借購入の場合は社会住宅開発プロジェクトのある地域において**居住或いは長期の一時居住の戸籍簿本を有すること**

d) 社会住宅の賃借購入の場合はこの項第 a,b,c 号に規定する要件の以外に初回支払にて賃借購入の住宅の価格 20%を支払う能力ができる

3. この政令、建設省の案内及び各地方の状況に基づいて県レベル人民委員会は地方における平均所得レベル及び低い所得レベル、地域における社会住宅の購入、賃借、賃借購入の各時期の要件を確定し、地方のメディア、県レベル人民委員会及び建設省のウェブサイトにて公開する。

### 第 39 条 社会住宅の販売、賃貸、賃借購入の価格

1. 国が国家の予算により建設した社会住宅の価格は以下の原則により確定される。

a) 社会住宅の建設投資費用、保持、管理、運用の費用を回収できる。

b) 県レベル人民委員会は地域において適用する社会住宅の賃貸価格フレームを発行する。

2. 国家の予算外の基金により建設された社会住宅の**販売、賃貸、賃借購入の価格は**以下の原則により確定される:

a) 社会住宅の販売価格は投資主により設定され、利息（あれば）を含む建設投資費用および法律に基づく最低利益を回収できることを確実にする。この政令第 34 条に規定する国家による優遇金額を含んではいけない。後払い販売、分割払い販売は買主が初回に最大住宅の価格の 20%を支払う。各当事者が別途に協定した場合をのぞく、後払い、分割払いの期限は少なくとも住宅売買契約の締結日より 10 年となる。

b) 社会住宅の賃貸、賃借購入の価格は投資主により設定され、利息（あれば）を含む建設投資費用及び法律に基づく最低利益、保持、管理、運用の費用を回収できることを確実にする。この政令第 34 条に規定する国家による優遇金額を含んではいけない。賃貸される住宅の資金の回収期限は賃貸契約の締結日より最短 20 年となる。

賃借購入の場合は買主が初回に住宅の価格の 20%を支払わなければならない。賃借購入期間は賃借購入契約の締結日より最短 10 年となる。

c) 県レベル人民委員会は地域における国家の予算外の基金により建設された社会住宅の**販売、賃貸、賃借購入の価格を鑑定する責務を有する**

### 第 40 条：社会住宅の使用管理

1. 国が国家の予算により建設投資した社会住宅は投資決裁者がを選定する。2つ以上のユニットが登記する場合、社会住宅の管理運用ユニットの選定は入札による。

2. 国家の予算外の基金で建設された社会住宅は投資主が社会住宅の使用の管理、運用を行う責務を有する。

3. 社会住宅の管理運用のサービスは財務省の案内に基づいて公益サービスに対する措置を受けられる。

4. 社会住宅の管理運用ユニットは管理運用の費用を埋め合わせ賃料を減少するために社会住宅においてその他サービスを経営する権限を有する

5. 社会住宅の 賃借、賃借購入をする者は 社会住宅の 賃借、賃借購入の期間中にどんな形であっても住宅を譲渡してはいけない。社会住宅の購入、賃借購入をする場合、投資主に対して住宅の全額を既に支払って、当該住宅の所有権証明書を付与された後と社会住宅の売買、賃借購入の契約の締結日より 10 年を立った後しか当該住宅を販売、賃貸できない。

売買契約の締結日より 10 年を経たないが買主が住宅を販売しようとする場合、国あるいは投資主あるいは地方の規定に基づく社会住宅の購入対象のみに対して販売できる。販売価格は販売時の同類の社会住宅の価格より低いものであってはいけない。この項に違反して住宅を売買した場合は締結した契約が法的に有効しないしこの政令第 58 条第 4 項の規定に基づいて処理される。

## 第 5 節

### 世帯、個人の一戸建ての建設

#### 第 41 条：世帯、個人の一戸建ての建設に関する要件

1. 世帯、個人は土地関係法律に基づいて所有権を有するかつ建設法に基づいて建設を禁止されない土地のみに住宅を建設する。

2. 世帯、個人は一戸建ての建設の前に権限を有する官庁により建設許可書を発行されるための手続きを行わなければならない。建設関係法律に基づいて建設許可書が免除される場合を除く

3. 住宅の建設許可書の付与の 権限を有する官庁は建設基準、規則及び 1/500 スケール詳細建設企画あるいは権限を有するレベルの機関により承認されたエリアに対しては農村住民エリアの企画を基にして世帯、個人に対して建設関係法律に規定する期限内に建設許可書を付与する

#### 第 42 条：世帯、個人の一戸建ての測量、設計、建設

1. 世帯、個人の一戸建ての測量、設計は建設関係法律に基づいて行われる。建設の延床面積が 250m<sup>2</sup> 以上或いは階数が 3 以上で（地下階を含む）、都市にある一戸建ては建設設計活動或いは建設設計事業を実施する能力を有する世帯、個人により設計されなければならない。

2. 世帯、個人は 建設の延床面積が 250m<sup>2</sup> 以上或いは階数が 3 以上で（地下階を含む）、都市にある一戸建てを建設する場合、建設関係法律の規定に基づいて建設の能力を有する業者に建設を依頼しなければならない。

3. 世帯、個人は設計、付与された建設許可書に従い、住宅を建設し、住宅の建設期間中に建設関係法律の規定を守り、当該住宅の品質に対する責任を負う。

住宅の建設は人身及び財産の安全を確保しなければならない。他人に対して損害を与えた場合、法律規定に基づいて賠償をしなければならない。

#### 第 43 条：世帯、個人の一戸建ての品質の管理

1. 世帯、個人の都市における一戸建ての建設はエリアの共同技術インフラ施設に繋がることを確保しなければならない。

2. 世帯、個人は 建設の延床面積が 1000m<sup>2</sup> 以上或いは階数が 6 以上で（地下階を含む）、都市にある一戸建てを建設する場合、使用の開始前に建設関係法律に基づいて実務機関により発行された耐力上の安全の証明書を取得しなければならない。

3. 世帯、個人は 2階以上で各階に 2つ以上の独立アパート（個別の居間、キッチン、トイレ）の住宅

を都市において建設する場合、各アパートの建設延床面積が少なくとも 30m<sup>2</sup>であることを確保し、住宅法第 70 条に定める共同住宅に関する規定をしたがわなければならない。

4. 実務機関により発行された耐力上の安全の証明書がないこの条第 2 項に規定する住宅、この条第 3 項に規定する要件を満たさない複数のアパートのある住宅或いは建設許可書の申請対照であり建設許可書がない住宅は国家により当該住宅の所有権を付与されないものとする。

5. この条第 3 項に規定する要件を満たした住宅に対して世帯、個人は希望に応じて当該住宅にある各アパートに対して所有権の証書を有限を有する官庁により付与される。世帯、個人は当該アパートの所有権を取得した後しか当該アパートを販売できない。世帯、個人はアパートを販売する時、共同使用土地の形式で買主に対して土地使用権を譲渡しなければならない。

6. 複数の所有者により所有される或いは複数の世帯、個人により使用される共同住宅の管理は都市における共同住宅の管理に関する規定に従うものとする。

### 第 3 章. 住宅の所有、管理及び使用

#### 第 1 節. 総則

#### 第 44 条. 住宅を合法的に設立することに関する規定

住宅は、以下の方法により合法的に設立される。

1. 住宅法、本政令及び建設に関する法律の規定により、新しい住宅を投資・建設する。
2. 住宅法、本政令、不動産経営に関する法律及び民事に関する法律の規定により、住宅を購入・寄贈受取・交換・継承受取をする。
3. 法律の規定により、その他方法に通じる。

#### 第 45 条. 住宅の所有権を認めることに関する規定

1. 住宅法の規定によりベトナムにおいて住宅の所有権のある対象の個人・組織で、本政令第 44 条に規定される住宅の合法的な設立に関する証明書類を持っているのは、本政令第 38 条 2 項 c 点に規定される場合を除き、住宅のあるところにおける居住戸籍登記、経営登記のある条件を問わず、国にその住宅に対する所有権を認められる。

家族世帯・個人は、本政令が有効になる前に、住宅開発案件における将来に設立される住宅の購入契約の譲渡受取に通じて、住宅を設立する場合、その住宅に対する所有権認めは、建設者の案内により実施される。

2. 政府の職能機関は、法律の木知恵により、土地使用権・住宅使用権及び土地に付けられる資産の所有権の証書を所有者に交付することを通じて、住宅の所有権を認める。
3. 政府の職能機関は、土地使用権、住宅使用権及び土地に付けられる資産所有権の証書交付に関する規定及び本政令の規定に基づき、住宅所有権証書を所有者に交付する。住宅法及び本政令の規定により住宅所有権証書の交付条件を十分にそろっていない場合には、土地使用権、住宅所有権及び土地に付けられる資産の所有権証書を交付されない。

#### 第 46 条. 住宅の保証

1. 住宅法第 74 条の規定による住宅保証期間内、販売側は、天災・戦争又は使用者にある理由により故障される場合を除き、住宅を保証する責任がある。
2. 住宅保証内容（混合使用目的のある住宅工事を含める）は、住宅の主な構成（柱、天井、屋根、壁、壁に加工・つけられる部分）、ドア、窓、ガス供給システム、生活用電線、照明電線、生活用給水システム、排水に関する故障の修理・克服、住宅の傾斜・沈下の克服を含める。住宅に付けられる他の設備については、販売側は、製造者の規定による期間内に保証する。
3. 住宅の建設又は販売する組織・個人は住宅法第 74 条及び本条の規定により住宅を保証する義務を実施しない場合、住宅所有者は、人民裁判所に告訴の提起をする権限があり、他の人に損害を与えた場合には、損失を起こした組織・個人は、法律の規定により賠償する又は刑事責任を追及される。

#### 第 47 条. 住宅のメンテナンス

1. 住宅所有者は、所有者及び使用者が他の合意がある場合を除き、住宅法及び関係法律の規定により住宅のメンテナンスを実施する責任がある。所有者が確定されていない場合には、住宅を使用している人はその住宅をメンテナンスする責任がある。
2. 多くの所有者がいる場合、各所有者は、個別の使用分に対してメンテナンスの責任があり、共同所有分に対するメンテナンス経費を納付することについて合意する。合意できない場合には、共同所有分のメンテナンス経費は、所有者のそれぞれの個別所有分の面積に相応して分割される。

アパートのメンテナンス経費を集めることは、本政令第 51 条の規定により実施される。

3. 住宅メンテナンス書類の内容・基準・管理は、建設工事のメンテナンスに関する法律の規定により実施される。

#### 第 48 条. 住宅の改築

1. 所有者は、自分の所有権にある住宅を改築する権限がある。住宅の改築は、周辺の人・資産に対する安全、環境に対する衛生を確保し、建設に関する法律の規定に従って実施しなければならない。
2. 許可が必要な住宅改築の場合、所有者は、建設許可があった時だけに改築することができる。
3. 共同所有にある住宅の改築は、文面で各所有者の同意を得なければならない。各所有者は、共同所有にある面積に対する改築経費を提出しなければならない。

古いアパートの改築の場合でも、本政令第 52 条の規定により実施する。

#### 第 2 節. アパート使用の管理

#### 第 49 条. 多くの所有者のあるアパートの個別所有分及び個別使用施設

1. 多くの所有者のあるアパートの個別所有分及び個別使用施設は、以下のものを含める。
  - a. アパートの部屋を所有する人の部屋内の面積（バルコニ、部屋に付けられる

- 部分を含める) ; 投資家が部屋所有者又は他の組織・個人に対して個別に販売されたアパートにおけるその他面積
- b. 投資家の個別所有にある面積 (投資家が預かって、販売せず、各部屋所有者に対する部屋販売価格に分割もしなかった)
  - c. 部屋内、部屋所有者又は他の各所有者の個別所有にあるほかの面積内の個別使用設備
- 本項 a 点及び b 点に規定される部屋所有者、アパート内の他の面積の所有者は、アパート所有者と呼ばれる。
2. 多くの所有者のあるアパートの共同所有分は、アパートの共同使用面積及び設備を含め、以下のように規定される。
    - a. アパートの所有者の共同所有にある面積は、空間、回路、階段、エレベーター、屋上、柱、耐力壁、アパートの囲む壁、各部屋の仕切った壁、床、屋根、非常口、排水池、歩道、共同遊び場及びアパート所有者の個別所有にないその他部分を含める。
    - b. 本条 1 項に規定されるアパート所有者の個別所有にある面積以外の面積
    - c. 駐輪場 (自転車、椅子車、二輪車) は、建設基準によって建設され、地下又は 1 階又はアパートの内又は外のその他面積に配置される。車の駐車場は、建設の基準によって建設されるが、投資家の決定により、アパートの共同所有権にある又は本条 1 項に規定されるアパート所有者の個別所有にある。
    - d. 住宅法第 70 条 3 項に規定されるアパートの共同使用設備。

本項に規定される共同所有にある面積は、住宅法、本政令及びアパート使用の管理に関する規定により、アパート所有者の共同所有のために使用される。
  3. 本条に規定されるアパートの個別所有分及び共同所有分は、アパート部屋売買契約において明確に書かれる必要がある。

#### 第 50 条. アパートの運営管理

1. 多くの所有者のあるアパートは、アパートの各所有者及び使用者が住宅法第 71 条及びアパート使用管理に関する規定によって選挙する施行委員会がなければならない。投資家は、住宅法の規定によりアパートの施行委員会を設立する内容を準備する責任がある。
2. アパートの施行委員会は、住宅第 72 条及びアパート使用管理に関する規定により権限を責任を持つ。社会住宅であるアパートの場合、アパートの施行委員会の権限及び責任が建設省の案内により実施される。
3. アパートの運営管理は、アパートの運営管理について専門能力を持っている企業によって実施される。
4. アパートの運営管理サービスは、財務省の案内により、他の公益サービスに対する規制と同様に受けられる。

5. アパート使用時のサービス費用 (車の駐車料金を含める) は、各側が他の合意がある場合を除き、省級人民委員会が規定したサービス価格より高くしてはいけない。
6. 一人所有者しかないアパートの場合、所有者は、そのアパートを運慶管理する責任がある。

建設省は、全国で統一的に適用するアパート使用権利に関する規定を交付する。

#### 第 51 条. 多くの所有者があるアパートの共同所有分のメンテナンス経費

1. 多くの所有者があるアパートの共同所有分のメンテナンス経費は、以下のように規定される。
  - a. 投資家は住宅法の有効になった後に部屋を販売契約を締結する場合、投資家は、以下の各経費を納付する責任がある。
    - 販売住宅面積に対して、販売金額の 2% を納付しなければならない。この金額は、部屋又は購入者が支払うその他面積の販売価格に計算され、売買契約に明確に記載されること。
    - 投資家が預かって、販売しない面接 (共同使用面積を含まない) については、投資家は、その面積価値の 2% を納付しなければならない。この価値は、そのアパートの最も高い販売価格により計算される。
  - b. 本項 a 点に規定される経費は、税引き前に繰り上げて (国はこの経費に課税しない)、アパートの使用管理に関する規定によりアパートの共同所有分のメンテナンスのために、施行委員会の管理の下において商業銀行に預金される。
  - c. 投資家は住宅法が有効になる前に部屋の販売契約を締結し、販売金額の 2% を徴収しなかった場合には、そのアパート部屋の所有者は、共同所有分のメンテナンス経費を納付する責任がある。納付すべき経費は、メンテナンスが発生する時に具体的なメンテナンス事務に確定される。
2. 本条 1 項 a 点及び b 点に規定されるメンテナンス経費は、共同所有分のメンテナンスに十分ではない場合には、アパートの所有者は、各所有者のそれぞれの個別所有分に応じる経費を追加に納付しなければならない。アパートが破壊されるが、本条 1 項に規定されるメンテナンス経費がまだ使用し切っていない場合には、アパートの再建設の時に再居住援助に使用される又は再建築の後のアパートメンテナンス基金に入れられる。

#### 第 52 条. アパート改築、破壊

1. 徹底的に故障され、倒れる恐れがあると建設工事の品質検定職能機関の結論がある古いアパートについては、省級人民委員会は、そのアパートに住んでいる各家族を移動し、アパートの破壊を行う責任がある。

各家族世帯は、省級人民委員会の決定により移動し、立ち退きの場合と同様に権利及び利益を受けられる。

2. 多くの所有者があって、所有者の要求により破壊されるアパートの場合、アパート所有者の3分の2に同意を得なければならない。同意しない残りの所有者は、省級人民委員会に移動するように強制させられ、その強制に関する費用を支払わなければならない。

国は、アパートを再建築した後に、随意に他のところに移動する所有者（そこに再居住しない）に対して優遇・激励政策がある。

3. 本条1項の規定によりまだ破壊される対象になっていないアパートであるが、所有者は改築又は面積拡大をする必要がある場合、そのアパート所有者の3分の2に同意を得なければならない。アパートの改築は、建設企画に適切であり、建設に関する法律の規定を厳守しなければならない。

アパートの改築は、社会化の原則により実施され、新しい居住所が古い居住所より住宅の品質及び生活環境について良いことを確保しなければならない。国は、古いアパートを全体案件・地域全体のインフラにより改築することを激励する。

4. 住宅法及び本政令に基づき、建設省は、政府に古いアパートの改築・再構築に関する個別名政策を公布するように申請する。

### 第3節. 都会部における別荘の使用管理

#### 第53条. 別荘の使用管理原則

1. 別荘の使用管理は、職能機関に承認された企画、本政令及び関連法律の規定を厳守しなければならない。
2. 別荘のメンテナンス・改築・再建築は、職能機関に承認された企画の適切、建設公布のメンテナンスに関する規定、本政令及び文化遺産管理に関する法律を厳守しなければならない。
3. 国家の所有にある別荘については、国家所有にある資産管理に関する規定にもより実施されなければならない；公務住宅に使用される場合には、住宅法及び本政令に規定される公務住宅の管理・使用に関する規定を厳守しなければならない。
4. 建設省は、全国に統一的に適用するため、別荘使用管理に関する規定を公布する。

#### 第54条. 別荘の分類

別荘は以下の3つに分類される。

1. グループ1の別荘は、文化遺産に関する法律の規定により、歴史・文化遺産にランキングされた別荘；建設・建築・文化に関する省級職能機関に確定・リストアップされ、省級人民委員会に承認の申請をされたことにより、建築、古家の典型的な価値を持つ別荘である。グループ1の別荘は、概観の建築、内装の建築、建設密度、階数及び高さをそのまま維持しなければならない。
2. グループ2の別荘は、グループ1の別荘ではないが、建設・建築に関する省級職能機関に確定・リストアップされ、省級人民委員会に承認の申請をされたことにより、建築に関する価値を持っている別荘です。グループ2の別荘は、概観の建築をそのまま維持されなければならない。

3. グループ3の別荘は、本条1項及び2項に規定される対象外の別荘である。

#### 第55条. 別荘のメンテナンス

1. 歴史・文化遺跡である別荘をメンテナンスする場合、歴史・文化遺跡の修理・保管・回復に関する規定を厳守しなければならない。
2. グループ1の別荘をメンテナンスをし、色・建設資材の変更がある場合、メンテナンスする前に、別荘のある省級人民委員会の認可を得なければならない。

#### 第56条. 別荘の改築・再構築

1. 建設許可が必要な別荘改築・再構築をする場合、その改築・再構築は、建設許可を得ただけに実施することができる。
2. グループ1の別荘及びグループ2の別荘については、以下の各規定も厳守しなければならない。

##### a. グループ1の別荘の場合：

- ・ 別荘の最初の現状を変更してはいけぬ。
- ・ 元の別荘を破壊してはいけぬ。建設工事の品質検定に関する職能機関の結論により嚴重的な故障・倒れる恐れがある理由で、最建築するために破壊をする必要がある場合、元の別荘の最初の建築、最初に使用された資材を正しく使用し、企画（建設密度、階数、高さを正しく）を厳守しなければならない。
- ・ 歴史・文化遺跡である別荘の場合、歴史・文化遺跡の保管・回復に関する規定を正しく実施しなければならない。
- ・ 面積拡大、別荘の外務空間の占有をするために、他の資材で構成を追加に作る事をしてはいけぬ。

##### b. グループ2の別荘の場合：

- ・ 概観の建築をそのまま維持しなければならない。
- ・ 建設工事の品質検定に関する職能機関に嚴重的に故障され、倒れる恐れがあると結論された理由で、最建築するために破壊する必要がある場合、元の別荘の概観構築をそのまま建築し、企画（建設密度、階数、高さを正しく）を厳守しなければならない。

### 第4章. 住宅に関する取引

#### 第57条. 共同所有にある住宅の売買（欠席所有者がいる場合）

1. 共同所有にある受託の売買は、住宅法第96条の規定に厳守しなければならない。
2. 欠席所有者がいて、その所有者の居住先が分からない時に住宅を売買する場合、残りの行同所有者は、その住宅を販売する前に、法律の規定によりその人が行方不明の宣言をするように裁判所に対して要請書を出さなければならない。



住宅売買契約に記載される販売価格に基づき、残りの各所有者は、販売される住宅があるところに位置する商業銀行に行方不明と宣言された所有者の所有権に応じる販売金額を預金する責任があり；行方不明を宣言された人が戻って、請求する時、預金を預かっている銀行は、行方不明と宣言された人がお金をもらう時の無期限預金利息に関する利息及び元金を支払う責任がある。

3. 行方不明を宣言された人は死亡又は裁判所に死亡したと公表された場合、本条 2 項に述べた銀行に預かっているお金は、民事に関する法律の規定により彼らの合法的な継承者に分けられる。

#### 第 58 条. 社会住宅の賃貸して購入

1. 社会住宅の賃貸後購入は、投資家及び賃貸後購入者との間に締結される契約に通じて実施される必要がある。
2. 賃貸後購入受託の 20% 価値を前払いした後、賃貸後購入者は、投資家と購入者との合意された期間により残りの金額を支払うことができるが、最短で賃貸後購入契約を締結してからの 10 年間である。
3. 住宅賃貸後購入期間が終了して、賃貸後購入者が本条 2 項の規定により残りの金額を全部支払った時、投資家は、職能期間が土地使用権・住宅所有権・土地に付けられる資産の所有権の証書を購入者に対して交付するように手続きをしなければならない。
4. 投資家は、以下のいずれの場合が発生した時、社会住宅の賃貸後購入契約を中止して賃貸している住宅を回収することができる。

- a. 賃貸後購入者は、正当な理由無しで、連続的な 3 ヶ月に賃貸料を支払わなかった。
- b. 賃貸後購入者は、勝手に住宅を修理・構成破壊・改築又は面積拡大をした。
- c. 賃貸後購入者は、本政令第 40 条の規定と違って住宅を販売する又は賃貸させた側の同意を得ずに、他の人に賃貸後購入権を譲渡した。

本項 a 点及び b 点の規定を違反した場合、賃貸後購入者は、賃貸後購入金額の 20% (利息なし) を返却され；本項 c 点の規定を違反した場合、購入者は、以前に支払った 20% の金額を返却されなくなる。

5. 住宅の賃貸後購入契約に関する紛争は、和解に通じて解決される。和解が成立しない場合、各側は、裁判所に法律の規定により解決するように要求することができる。

#### 第 59 条. 住宅の交換

1. 住宅法に規定される住宅交換取引は、各側が住宅を交換して、住宅の使用権を交換する場合だけに適用され、土地使用権の交換の場合に適用されない。
2. 住宅交換の各側は、住宅交換の手順・手続きを正しく実施し、政府に規定により財務的な義務を十分に実施しなければならない。

#### 第 60 条. 不動産取引所に通じる住宅に関する取引

1. 本政令第 9 条 3 項 d 点の規定により、不動産取引所に通じないで住宅商品の 20% を最高で分配である場合には、住宅案件のある建設局が

不動産取引所に通じて販売した確認書の代替りの文書を確認してもらうために、資家は、分配される住宅の数量、受賞及び種類に関する文面での通知とともに、住宅を分配される各対象者の名前、住所のあるリスクをなげなければならない。建設局は、本政令第 9 条の規定に基づく且つ承認された案件の設計・規格による住宅の数量を参照して、投資家の通知を受け取って 20 日以内に、対象者のリスト、分配される住宅の種類、住所、面積について確認する責任があり；このリストは一回だけ確認されて、建設局に管理・検査するために保管される。住宅開発案件の投資家は、建設局に確認された住宅の数、住所、種類、面積及び対象者の名前を正しく分配しなければならない。住宅を分配される人は、他の人・組織に住宅を譲渡してはいけない。分配した後の案件ごとに残っている住宅については、投資家は、不動産経営に関する法律及び本政令の規定による手順・手続きにより不動産取引所に通じて、販売・賃貸をしなければならない。

2. 本政令第 9 条 3 項 dd 点に規定される住宅の基盤を建設した後、投資家は、以前に締結した契約・文書を交代するため、本条 1 項に規定される住宅商品を分配される対象者と住宅販売契約を締結することが出来る。この場合の住宅販売契約及び本条 1 項に規定される建設局の確認書類は、職能機関が住宅購入者に対して土地使用権・住宅その他土地に付けられる資産の所有権証書を交付する法的な根拠になる。

不動産取引所に通じて販売・賃貸しなければならない住宅の場合、投資家は、本政令第 9 条 3 項 dd 点及び e 点に規定される各条件を揃っている時だけに住宅の販売・賃貸契約を締結することが出来る。

3. 本条 1 項及び 2 項の規定により、住宅を分配された又は不動産取引所に通じて購入した組織・個人が他の人にその住宅を販売する場合、以下の規定により実施しなければならない。

a) 投資家と売買契約を締結した後で、住宅方の規定によりベトナムにおける住宅を所有できる対象者に販売することが出来る。

b) 不動産経営の職能を持っている企業の場合、不動産経営に関する法律の規定により、不動産取引所に通じて販売しなければならない。

c) 家族世帯、個人又は他の組織である場合、不動産取引所に通じて販売することではなく、住宅方及び本政令の規定により販売をする。住宅の引渡をもらっていないが、職能機関に住宅所有権証書を交付されていない場合、建設省の案内により住宅を販売する。

4. 不動産取引所は、住宅の投資・売買・賃貸に参加することができなく、投資家の委任により、住宅の販売・賃貸の中間だけをでき、不動産経営に関する法律の規定により取引所に通じる取引料を受けることができる。規定に違反した場合、政府に、不動産取引所の経営職能を取り消され、不動産経営分野における行政違反処罰に関する法律の規定により処罰される。

5. 本条の規定と違って住宅を販売・賃貸する場合は、その住宅の販売・賃貸契約は、法的な価値がなく；購入側は、購入した住宅に対して、土地使用権・住宅その他土地に付けられる資産の所有権証書を交付されなく；販売側・賃貸側は、住宅購入・賃貸者に対して損害賠償をする責任がある。

#### 第 61 条. 住宅担保

1. 住宅担保は、契約により実施し、住宅法及び関連法律の規定を厳守しなければならない。
2. 不動産経営企業の将来に成り立つ住宅を購入する組織・個人は、資金を借り入れるために信用機関において住宅を担保することができる。将

来に成り立つ住宅担保手続きは、中央銀行の案内により実施される。

### 第 62 条. 外国居住ベトナム人、外国組織・個人が参加する住宅に関する取引

1. ベトナムにおいて住宅の売買・寄贈・継承に関する取引に参加する外国居住ベトナム人は、以下の各要求を実施しなければならない。
  - a. 住宅を所有することができる対象であり、住宅法の規定によりベトナムにおいて住宅を所有できる条件を十分にそろっている。
  - b. 受託の売買・寄贈・継承は、住宅法及び本政令の規定により正しく実施されること。
  - c. 住宅法第 126 条を改正する法律 34/2009/QH12 号第 1 条及び土地法第 121 条に規定される対象外の人又は住宅法の規定によりベトナムにおいて住宅を所有できる対象者であり、ベトナムにおいて住宅を所有している人については、他の住宅を寄贈・継承される場合には、本政令第 72 条の規定によりその住宅の価値しか受けられない。
2. 外国居住ベトナム人、外国組織・個人はベトナムにおいて住宅を借りる時、以下の各規定を実施しなければならない。
  - a. 住宅法第 131 条の規定により、ベトナムにおいて住宅を借りれる条件を十分にそろっている。
  - b. 住宅の賃貸契約は、文面にて住宅法第 93 条及び本政令の規定により作成されなければならない。
  - c. 住宅の借手は、住宅法、民事法及び本政令の規定により借手の権限及び義務を十分に実施しなければならない。
3. 外国居住ベトナム人である住宅所有者は、貸す契約にサインすることができる又はその住宅を使用しない期間において、自分の所有にある住宅を管理するように他の人に委任することができる。

所有者は、自分が働いている機関の他の地域までの転勤する文書又はベトナム領土外に出張させる文書を提出しなければならない；移動又は出張ではない場合、住宅を貸す契約又は住宅管理委任状を公証させる時に、その住宅を一時的に使用しない約束書を作成しなければならない。

### 第 63 条. 住宅に関する契約の書類

1. 住宅の売買・賃貸・寄贈・交換・担保・無料賃貸・管理委任は、文面（住宅に関する契約と呼ぶ）で作成される必要がある。住宅に関する契約は、住宅法第 93 条 2 項、民事法の規定及び本政令の規定に適切でなければならない。住宅を寄贈する場合には、寄贈文書がなければならない。
2. 新規に建設投資される住宅の売買契約（既存住宅及び将来に成り立つ住宅の売買を含める）の場合、本条 1 項の規定を厳守する条件の他、売買契約の中には、住宅法及び本政令の規定により住宅保証期間及び責任；住宅販売価格における土地使用権価値及び住宅販売側の政府に対する土地使用料納付責任の各内容を記載しなければならない；アパートの売買の場合に、共同余

裕面積、所有者の個別所有面積、住宅販売価格の 2% 及び売買部屋の面積の計算方法も明確に記載されなければならない。不動産経営機能のある企業の販売側との住宅売買契約の場合には、公証が必要がない。

オークションに通じて住宅を売買する場合、売買契約の内容には、住宅法及び本政令の規定を厳守する条件のほか、資産オークションに関する法律の規定も厳守しなければならない。

3. 社会住宅の賃貸・賃貸後購入契約は、両側の権限及び義務を具体的に規定し、公証が不要である。

社会住宅賃貸契約は、定期的に締結されるが、最高では 5 年間を超えないこと。期限が切れた時、借手は、住宅賃貸の間に借手に関する規定を十分に実施し、まだ社会住宅の賃貸対象者である場合、職能機関に契約の延長を検討される。社会住宅賃貸後購入契約は、本政令の規定に基づき、投資家及び賃貸後購入者との合意により、締結される。

4. 公務住宅賃貸契約は、関連側の権限及び義務を明確に記載し、公証されなくて良い。公務住宅賃貸契約は、派遣・転職決定による借手の受任機関によって定期的に締結されるが、最高で 5 年間を超えないこと。賃貸機関が終了したが、借手が住宅法及び本政令の規定による公務住宅賃貸条件をそろって、住宅賃貸料を十分に支払った場合、公務受託管理機関に本項に規定される期間により引き続き賃貸契約を締結される。

5. 商業住宅賃貸契約は、住宅法及び民事法の規定により各側の権限及び義務を具体的に規定されること。個人が 6 ヶ月以下を住宅を貸す又は貸手が不動産経営企業である場合には、住宅賃貸契約を公証する必要がない。

6. 住宅の管理委任契約、住宅使用契約、住宅販売・賃貸契約は、公証される必要がある。建設された住宅（既存の住宅に適用する）だけに対しては、本項に規定される委任契約の締結及び委任契約の公証をすることができる。

7. 住宅の交換・賃貸・担保・無料賃貸契約は、住宅法及び民事法の規定により作成される。

8. 本項に規定される住宅に関する契約の公証職能は、法律の原稿規定により実施される。

9. 建設省は、住宅の販売・賃貸契約（商業住宅、公務住宅及び社会住宅の賃貸を含める）、住宅の賃貸後購入契約、寄贈・交換契約の様式を規定・公布する。

### 第 64 条. 住宅の販売・寄贈・交換・賃貸後購入・継承に関する取引における住宅所有権の移転時点

1. 住宅の売買の場合における住宅所有権移転時点は、住宅売買契約が公証された日である。住宅売買の時、販売側が不動産経営の機能を持っている企業である場合、住宅の所有権移転時点は、契約上の合意により、販売側が購入側に住宅を引き渡す時点である。
2. 住宅寄贈の場合における住宅所有権移転時点は、住宅寄贈契約が公証された日である。法人が住宅を寄贈する場合、住宅使用権移転時点は、寄贈側が寄贈文書にサインする日である。
3. 住宅の交換の場合の住宅所有権移転時点は、住宅交換契約が交渉される日である。交換両側が不動産経営の機能を持つ企業である場合、住宅所有権移転時点は、住宅交換契約における合意による住宅引渡時点である。

4. 受託の賃貸後購入の場合の住宅所有権移転時点は、賃貸後購入側が本政令第 58 条 3 項の規定により、住宅所有権証書を交付された日である。
5. 住宅の継承の場合の住宅所有権移転時点は、継承をオープンした時点である。住宅の継承組織・個人の確定は、民事に関する法律の規定により実施される。
6. 住宅を後払い・分割払い方法で購入する場合の所有権移転時点は、購入者が販売側に全額を支払った時に計算される（各側が相違合意をする場合を除く）

#### 第 5 章. 外国居住ベトナム人、外国の組織・個人に対するベトナムにおける住宅所有権

#### 第 65 条. 外国居住ベトナム人、外国組織・個人のベトナムにおける住宅所有権

1. 外国居住ベトナム人は、住宅法第 126 条の改正に関する法律 34/2009/QH12 号第 1 条及び土地法第 121 条に規定される対象者であり、各条件をそろっている場合、ベトナムにおける住宅を所有することができる。
2. 外国組織・個人は、投資に関する法律により、ベトナムにおける住宅の投資建設を実施する時には、住宅法の規定により住宅を所有することができる。ベトナムにおける住宅を購入する場合、外国組織・個人に対してベトナムにおける住宅の購入・所有をパイロットすることに関する国会の 2008 年 6 月 3 日付の議決 19/2008/QH12 号の規定及びこの議決の実施案内文書の規定により、住宅を所有することができる。

#### 第 66 条. ベトナムにおける住宅を所有することができる外国居住ベトナム人である対象の証明書類

1. 住宅法第 126 条の改正に関する法律 34/2009/QH12 号第 1 条及び土地法第 121 条の規定によりベトナムに置ける住宅を所有することができる外国居住ベトナム人は、対象者であることを証明するために、以下の書類を持たなければならない。
  - a. ベトナム国籍を持っている人の場合、有効力のあるベトナムパスポートがなければならず；外国パスポートを持っている場合、国籍に関する法律の規定により、ベトナムの国籍を持ついずれの証明書類が必要になる。
  - b. ベトナム系外国人の場合、外国パスポートと共に、ベトナムの職能機関が発行したベトナム系を証明する書類が必要である。
2. 以下の対象の外国居住ベトナム人は、住宅の購入・寄贈・継承・交換の形式に通じて所有権（数に制限がない）を持つことができる又は自分又はベトナムにある家族のメンバーのために住宅を建てるために、不動産経営企業の住宅開発案件（土地に関する法律の規定により、建築物が建てられていない土地の土地所有権を譲渡することができる地域における案件）における住宅用土地の使用権譲渡を受け取る事ができる。
  - a. 本条 1 項 a 点に規定される各対象
  - b. 本条 1 項 b 点に規定される対象であり、以下の条件がある。
    - ・ 投資に関する法律によりベトナムで直接に投資する人は、ベトナム職能機関に公布された投資許可書または経営登記簿

・ 国に対して貢献した人の場合、革命に貢献した人に対する優遇法令の規定による優遇制度を受けられる人は、ベトナムの職能機関に公布した優遇制度を受けられる証明書類；民族解放事業、国建設事業に貢献した成績のある人は、国家主席に渡された勳章又は首相に渡された賞状；ベトナムの政治社会組織の施行部、省級以上のベトナム祖国前線に参加している人は、それらの組織に求められた書類；国内と関係がある越僑の組織中央委員会・運動に参加する人、外国におけるベトナム対外代表及び活動に積極的に貢献した人は、外国でのベトナム人に関する国家委員会又は外国におけるベトナム外交代表機関に認められた書類を持っている人を含める。

・ 文化者、科学者の場合、ベトナム又は外国の科学、教育、文化・芸術、スポーツ・文化の学位をもらった人、ベトナムにおいて経済社会分野において活動している専門家を含める。この対象は、党・政府、大臣、省庁同級機関の長、政府機関の長、省級人民委員会の会長、大学の長、学院、研究員の長に専門家、協力者として招待されて、勤務先の機関に確認された。

・ 特別な専門・スキルを持っている人で、ベトナムの協会、職業協会又はその専門・スキルの担当省級機関の専門・スキルに関する確認文書と共にベトナムの政府機関が交付したベトナムでの職業許可書又はベトナム職能機関が交付した労働許可書（職業許可書が必要ない場合）

・ 配偶者がベトナム人で国内に住んでいる人で、ベトナムの職能機関又は外国の職能機関が交付した婚姻証書と共にベトナム人で国内に住んでいる配偶者の居住戸籍書及び身分証明書を持っている人

・ 外国機関に交付した書類を持っている場合、ベトナム語に翻訳し、ベトナムの公証機関に公証された。

4. ベトナム系で、外国居住ベトナム人であるが、本条 2 項 b 点に規定される対象者以外である場合、本条 1 項 b 点に規定される書類及びベトナム職能機関に交付されたビザ免除書類を持っている場合、ベトナムにおいて個別名家又はアパートの部屋を所有することができる。

この対象者は、ベトナムにおいてすでに住宅を所有して、他の住宅を継承又は寄贈された場合には、住宅の一軒だけの所有権を選択することができる；残りの住宅については、本政令第 72 条の規定により、価値を受けるために、ベトナムにおける住宅を所有できる対象者の対して、販売又は寄贈することができる。

#### 第 67 条. 外国居住ベトナム人のベトナム居留条件の証明書類

1. ベトナムパスポートを持っている外国居住ベトナム人の場合、居住所の市町村公安（以下では町の公安機関と呼ぶ）が交付した以下のいずれの書類がなければならない。
  - a. 居留帳
  - b. 地方における居留登記に関する確認書類ベトナムパスポートを持っている外国居住ベトナム人は、本項に規定される書類の交付を申請する時、町の公安機関に申請書及びパスポートを提出しなければならない。申請書を受け取って 3 日以内に、町の公安機関は、外国居住ベトナム人に対して本項に規定されるいずれの書類を交付しなければならない。
2. 外国パスポートを持っている外国居住ベトナム人の場合、ベトナムの出入国管理機関に交付されたいずれの書類を持っていないなければならない。

- a. 在留許可書
- b. 3ヶ月以上ベトナムに滞在できるとパスポートに確認された印鑑。

#### 第 68 条. ベトナムにおける外国居住ベトナム人の住宅 1 軒の所有に関する管理手続き

住宅法の規定により、住宅 1 軒を所有できる外国居住ベトナム人の場合、土地使用権・住宅所有権・土地に付けられるその他資産所有権の証書を交付する職能機関は、以下の規定を実施する責任がある。

1. 土地使用権・住宅使用権・土地に付けられるその他資産使用権の証書を交付する前に、県級人民委員会は、建設省のホームページに乗せたベトナムにおける外国居住ベトナム人の住宅所有譲許に関する情報を確認しなければならない。

土地使用権・住宅使用権・土地に付けられるその他資産使用権の証書の交付申請者は、建設省のホームページに名前がない場合には、県級人民委員会は、承認書にサインして、所有者に証書を渡す手続きをし；証書交付の申請者は、建設省のホームページに名前が載せられる場合、県級人民委員会は書類を返却し、理由を明確に記載される回答文書を出さなければならない。

2. 土地使用権・住宅所有権・土地に付けられるその他資産所有権の証書にサインして 2 日以内に、県級人民委員会は、建設省に対して、住宅の購入・寄贈受取・継承受取社の名前、パスポート番号、発行所、発効日、証書を交付された住宅の住所、土地使用権・住宅使用権・土地に付けられるその他資産使用権の証書の番号・交付日に関する情報を通知して、建設省が建設省のホームページに情報を載せるようにする。

3. 本条に規定される住宅所有者は、他の人に住宅を販売・寄贈又は継承の手続きをした場合、県級人民委員会は、建設省に通知し、建設省のホームページ上のリストから名前を消すようにする。

4. 県級人民委員会の会長は、本条に規定される各対象者がベトナムにおける住宅を所有する又は他の人に所有権を譲渡した時に建設省に遅れて通知する又は通知しないことについて責任を持つ。

建設省は、本条の規定により、県級人民委員会が建設省に送付する報告書の様式を公布する。

#### 第 69 条. 外国居住ベトナム人のベトナムにおける住宅 1 軒所有に関する規定違反行為の処理

1. 住宅法の規定により、ベトナムにおける住宅 1 軒を所有できる対象者の外国居住ベトナム人は、ベトナムにおいて 1 軒より多い住宅を所有するために、書類を偽造する又はその他違反行為をした場合、その住宅に対して所有権証書を交付されなく；所有権証書を交付された場合、違反行為が発見されて 120 日以内に、その住宅を販売しなければならないと共に住宅管理・開発分野における行政違反処罰に関する法律の規定により処罰される。
2. 本条 1 項に規定される期間が過ぎていても違反行為をした者がまだ住宅を販売しない場合には、所有権証書を交付された住宅に対して、所有権証書を回収され；販売されていない住宅は、ベトナム国家所有権にある。
3. 住宅法及び本政令の規定と違反行為をした幹部・公務員及び関連者は、幹部・公務員に関する法律及び関連法律の規定により処理される。

#### 第 70 条. ベトナムにおける外国組織・個人の住宅所有

1. 外国組織・個人は、賃貸用住宅建設投資形式又は商業住宅開発案件におけるアパート部屋

の購入を通じてベトナムにおける住宅を所有することができる。

2. 賃貸用住宅の建設投資をする外国組織・個人は、土地使用権・住宅その他土地に付けられる資産の使用権証書を政府の職能機関に交付される。住宅の所有機関は、投資認可書に記載される機関であり、土地使用権・住宅その他土地に付けられる資産の所有権証書に明確に記載される。

3. 販売用住宅の投資建設の場合、政府は、投資家に対して土地使用権・住宅その他土地に付けられる資産の所有権証書を交付しない。住宅の建設を完成した後、投資家は、住宅法、不動産経営に関する法律及び本政令の規定により、ベトナムにおける住宅を所有できる対象者である組織・個人に住宅を販売することができる。

投資家は、住宅購入者に住宅を引き渡した日から 50 日以内に、職能機関に土地使用権・住宅その他土地に付けられる資産の所有権証書の交付申請をする責任がある（購入者が、自分で証書交付申請手続きをすると随意で決定する場合を除く）。

4. 外国組織・個人に対する土地使用権・住宅その他土地に付けられる資産の所有権証書の交付手順・手続きは、土地使用権・住宅その他土地に付けられる資産の所有権証書交付に関する法律の規定により実施される。

#### 第 71 条. ベトナムにおいて住宅を借りる外国居住ベトナム人、外国組織・個人

1. ベトナムにおいて住宅を借りれる対象及び条件は以下通りである。
  - a. ベトナムにおいて活動を許可される外国組織
  - b. 3ヶ月以上の期間において、ベトナムに出入りできる外国個人
  - c. 住宅賃借の需要のあるベトナムに滞在している外国居住ベトナム人
2. 住宅賃借手順・手続き、住宅借手の権限・義務は、本政令第 62 条の規定により実施される。

#### 第 72 条. 住宅の価値を受けられる場合

1. 以下の対象者である外国組織・個人、外国居住ベトナム人は、ベトナムにおける住宅を喜蔵・継承された時、住宅に対する使用権証書を交付されず、その住宅の価値だけを受けられる。
  - a. ベトナムにおける住宅を所有できる対象者ではない外国組織・個人
  - b. 商業住宅開発案件におけるアパートの部屋 1 軒だけを所有できる対象者である外国個人であり、寄贈・継承された時点で、ベトナムにおける部屋を所有しているもの。
  - c. 商業十滝開発案件におけるアパートの部屋を所有できる外国組織・個人であるが、商業住宅開発案件におけるアパート部屋ではない住宅を寄贈・継承される。
  - d. ベトナムに戻って 3ヶ月以下の期間に居住できる外国居住ベトナム人
  - e. dd. 住宅 1 軒だけを所有できる対象者である外国居住ベトナム人であり、

- 寄贈・継承される時点においてベトナムにおける住宅を所有している。
2. 本条 1 項に規定される住宅寄贈・継承される組織・個人は、以下の書類を持っている時に住宅を直接又は他の人に委任して住宅を販売することができる。
- a. 住宅法第 93 条、本政令及びベトナム民事に関する法律の規定により作成された住宅寄贈契約書・継承書類
  - b. 以下の規定により、住宅の寄贈者、継承者の住宅所有権証明書類のいずれのもの。
    - ・ 住宅法の規定により公布された住宅所有権証書
    - ・ 都会部における住宅所有権および使用権に関する政府の 1994 年 7 月 5 日付けの政令 60/CP 号の規定により公布された住宅所有権および土地使用権証書
    - ・ 住宅所有権、建設公布所有権の証書交付に関する政府の 2005 年 7 月 15 日付けの政令 95/2005/ND-CP 号の規定により公布された住宅所有権証書
    - ・ 土地に関する法律の規定により公布された土地使用権証書で、寄贈者・継承者の住宅について認められるもの
    - ・ 土地に関する法律の規定により公布された土地使用権・住宅その他土地に付けられる資産の所有権証書
  - c. ベトナム民事に関する法律の規定により設立された住宅販売委任状（他の人に住宅の販売を委任する場合）

## 第 6 章. 住宅に関する国家管理

### 第 73 条. 国家住宅開発方向の作成

1. 各地方の住宅に関する政策の研究・作成及び住宅開発プログラムの作成のために、国のそれぞれの段階における経済・社会開発戦略に基づき、建設賞は、10 年間の国家住宅方向・戦略を作成し、首相に申請する。
2. 国家住宅開発戦略・方向は、以下の各内容を含める。
  - a. 全国住宅の現状概括
  - b. 住宅管理・開発事務の結果・課題・原因の分析・評価
  - c. 次の段階における住宅開発の考え方、目標、需要を明確に確定する。その中、商業住宅、社会住宅、公務住宅、社会背作対象者に対する住宅の開発について、重点的なプログラム、観点、目標、要求・基本的な指数を明確に確定する。
  - d. 住宅開発するための目標を達成するための対策を明確に確定する。それは、企画、

土地、技術インフラ、財政及び展開方法を含める。

- e. dd. その他関連内容
3. 経済社会開発戦略、国家住宅開発方向・戦略に基づき、建設省は、地域・地方による住宅に関する課題を持っている対象に対して住宅を解決するために、重点的な住宅開発政策を研究し、政策を首相に公布の申請をする。
4. 国家住宅開発方向・戦略における住宅開発に関する基本的な指標には、それぞれの段階における国の経済・社会開発任務を入れなければならない。実施する間に、提案したプログラムについて評価・確認をし、遅滞なく調整・補足する。実施した後、実施結果をまとめ、評価をしなければならない。
5. 地域及び重点的な経済地区の経済・社会開発状況に基づき、建設省は、特殊な規制を作成・首相に提案し、大規模又は多くの地方に関連する住宅開発案件を実施するために、財政的な能力及び十分な経験を持っている投資家を選択し、安生社会の開発・確保を促進する。省級人民委員会に提案を出すように委任した場合、首相に提出する前に建設省の意見がなければならない。

### 第 74 条. 各地方の住宅開発プログラム・計画の作成

1. 首相に公布された国家住宅開発方向・戦略、中央の現行の住宅開発・管理に関する規制・政策及び地方の経済・社会開発任務に基づき、省級人民委員会の会長は、区域において、5 ヵ年及び 10 ヵ年又はより長い期間ごとに住宅開発プログラム・計画を作成するように指導し、公布する前に同級人民代表会に申請する。
2. 地方の住宅開発プログラム・計画は、以下の各主な内容を含める。
  - a. 地方の住宅現状の概括
  - b. 途方の住宅開発。管理事務の結果・課題・原因の分析・評価
  - c. 住宅開発プログラム・計画は、地域ごと、地域における対象者ごとに以下の規定により作成される。

・ 都会部における住宅の場合：住宅各種の実状（危険なアパート、仮的な住宅地区、要求に対応できない技術インフラのある住宅地区）、住宅建設・改築における課題・問題点、それぞれの対象者の住宅に関する需要を明確に述べ、毎年の住宅開発計画を作成する。

プログラムにおいては、土地基金に関する解決提案、立ち退き事務、再居住の配置、住宅開発案件地区の企画、住宅開発投資資金、住宅開発のための土地・財政に関する規制、政策、都会部のそれぞれの対象者に対する一人当たりの住宅面積及び住宅解決提案がなければならない。

・ 農村部における住宅の場合：各地域の住宅実情、各民族の住宅（ある場合）、住民の住宅建設に関する慣習、住宅建設用の平均面積、住宅開発における課題・問題点、住民の住宅に関する需要及び毎年の住宅開発計画がなければならない。

プログラムの中に、土地基金の提案、住宅建設地区の企画作成、住宅建設資金の調達提案、住宅建設支援形式、一人当たりの住宅面積に関する指標などがなければならない。

・ 工業団地の工員用住宅の場合（ある場合）：工業団地の工員用住宅に関する実状及び需要、企画作成、住宅建設用土地基金の作成、住宅建設投資資金の調達計画、毎年の工員用住宅の配置計画を明確に述べなければならない。

・ 区域におけるその他対象の住宅の場合（学生・生徒の住宅、都会及び農村部における貧困者の住宅、幹部・公務員の住宅、公務住宅、革命に貢献した人の住宅を含む）：それぞれの対象者の住宅に関する実状及び需要、住宅建設計画、住宅に関する援助条件（住宅の賃貸、住宅建設のための経費・資材の援助、住宅建設用土地の公布、融資に関する優遇）を明確に述べなければならない。

d. その他関係内容

dd. 住宅開発プログラムは、実施進度；各局・部署・業界・政権各級の責任及び任務を明確に確定しなければならない。

3. 住宅開発プログラム・計画における住宅開発に関する基本的な指標には、各段階における地方の経済・社会開発任務を入れなければならない。毎年、計画実施について、まとめ・評価をし、実状に適切に改正・調整する必要がある。プログラム・計画が終了した時、実施結果をまとめ、評価しなければならない。
4. 省級人民委員会は、管理・検査するために、区域の住宅開発プログラム・計画を首相に報告し、建設省にそれを送付する責任がある。中央直轄省市の場合には、市の人民代表会は、住宅開発プログラム・計画を通過し、市の人民委員会は、実施する前に、首相に承認の申請をする。
5. 省級人民委員会は、区域の住宅に関する調査・考察、住宅開発プログラム・計画の作成に予算を配置する責任がある。

**第 75 条. 住宅開発基金の設立**

1. 地方の住宅開発基金は、以下の各源から成り立つ。
  - a. 区域における国家所有にある住宅の販売・賃貸からの収入
  - b. 区域における商業住宅灰かつ案件及び新都会地区案件の土地使用料の最低で 10% を繰り上げる。具体的な水準額は、省級人民代表会により検討し決定される。
  - c. 省級人民代表会の決定による毎年援助の地方予算
  - d. 法律の規定によるその他合法的な資金源からの調達資金
  - e. dd. 国内・外におけるその他組織・個人からの随意援助金
2. 地方の実際的な状況に基づき、省級人民委員会会長は、検討し、本条 1 項に規定される調達資金源に基づく地方の住宅開発基金の設立について決定し、以下の各原則を確保して、基金の管理規制を公布する。
  - a. 国営財政組織である住宅開発基金は、資金保全原則、活動中に発生する費用の埋め、利益の目的のためではない原則により活動される。
  - b. 住宅開発基金は、省級人民委員会に公布する組織・活動条例により管理・施行・活動され、関連法律の規定を厳守する。

c. 住宅開発基金は、各種の税金を免除・減少され、財務省の案内により国家予算に納付する。

d. 地方の住宅開発基金は、区域における国家所有にある社会住宅開発に使用される。

財務省が主催として、建設省と協力して、地方の住宅開発基金の組織・活動について案内する。

3. それぞれの地方の条件・状況に基づき、省級人民委員会は、地方の開発投資基金に本条 2 項に規定される住宅開発基金の活動管理について委任することができる。
4. 本条に規定される住宅開発基金の他、建設省が主催とし、各関連省庁・業界と協力し、住宅購入資金に関して困難状況にある対象者のため又は社会住宅建設の資金について各企業に援助するために、住宅貯金基金の設立、活動、管理規制、出資源、貸付規制、貸付対象について決定する。

**第 76 条. 住宅に関する情報管理及び提供**

1. 住宅に関する書類の管理責任のある機関：
  - a. 建設局は、組織；ベトナムにおける住宅建設投資案件を実施する外国居住ベトナム人；外国個人；組織及び個人の共同所有にある住宅に関する書類を管理する。
  - b. 県級住宅管理の職能を持つ部署は、個人の住宅に関する書類を管理する（住宅用土地の使用権に付けられる住宅を所有する外国居住ベトナム人及び国内個人を含める）
2. 住宅書類は、住宅法第 66 条 3 項に規定される内容及び住宅に関するその他書類を含める。
3. 住宅書類の管理機関は、住宅に関する情報を本条 7 項に規定される各機関およびその住宅に係る権限及び義務を持つ組織・個人（彼らが請求する時）に提供する責任がある。
4. 住宅に関する情報は、住宅書類における住宅、住宅用土地の現状及び法務状況に関する情報である。
5. 組織・個人は、住宅に関する情報を提供するように請求する時、情報提供の請求文書がなければならない。請求文書には、請求者の名前、重症、提供してほしい情報の内容、情報提供の請求目的を明確に記載しなければならない。
6. 情報提供は、回答文書、電子ネットに通じる情報提供、書類のコピー又は摘録の形式で実施される。
7. 住宅に関する情報を提供するように請求する組織・個人は、住宅書類の管理機関に対して、情報提供料金を払わなければならない（住宅の国家管理事務のために、政府の職能機関が情報提供を請求した場合、住宅に関する調査事務、紛争・苦情・告訴・事件の解決のために調査、人民検察院、人民裁判所が情報提供を請求する場合を除く）

財務省は、建設省と協力して、本条に規定される情報提供料金の徴収水準、予算繰上比率及び使用制度について規定する。

**第 77 条. 住宅に関する調査、統計、データベース作成**

1. 住宅に関する調査・統計は、以下の規定により、5年及び10年に1回で定期的に行われる。

- a. 5年間1回に、建設省は、計画投資省及び省級人民委員会と協力して、住宅調査・統計と共に全国における人口及び住宅に関する調査を行う。
- b. 5年間1回に（人口及び住宅調査期の真ん中）、建設省は主催とし、計画投資省及び省級人民委員会と協力して、区開発政策を作成する事務のために、住宅開発上場に関するデータを統計するために、年扱くのじゅう t 全国のそれぞれの地区・地方において複数の省・市の複数の市町村の住宅についてサンプル検査・調査を行う。

本条に規定される住宅調査を行う前に、建設省は、調査計画の作成及び経費に関する提案作成をし、主将に検討・決定の申請をする責任がある。

2. 本条に規定される住宅の調査、統計及びデータベースの作成の経費は、国家予算から配置される。

#### 第78条. 住宅開発・管理及び不動産市場に関する知識に関する教育

1. 各級、各業界の住宅管理・開発及び不動産市場において働く幹部・公務員は、3年に1回、住宅開発・管理及び不動産市場に関する知識トレーニングコースに参加しなければならない。住宅及び不動産市場の分野に関係する機関・企業は、本条に規定されるトレーニングコースに幹部・公務員に参加させるようにしなければならない。

アパート運営・管理活動に参加する個人・企業（混合目的に使用されるアパートの場合を含める）は、建設の案内により、アパートの管理・運営に関する知識向上、専門・業務のトレーニングに参加しなければならない。

2. 建設省は、教育の計画・プログラム・内容について規定し、関連機関・地方と協力して、住宅管理・開発分野において仕事している幹部・公務員及び本条に規定されるアパートの管理運営に参加する個人・組織に対して住宅管理・開発及び不動産使用に関するトレーニングを行う。
3. トレーニングの経費は、トレーニングコースに参加する機関・企業に教育所に支払われる。

#### 第79条. 建設省の責任

1. 全国範囲において、国家管理を統一的に実施するように政府にサポートする。
2. 本政令の規定により各段階の国家住宅開発方向・戦略を研究し、首相に公布の申請をする。
3. 住宅法及び本政令の規定により住宅管理・開発に関する文書を自分の権限内に研究し、政府・首相にその文書を補足・新規交付・改正するように申請する。
4. 首相が承認した住宅国家戦略・プログラム・目標の実施を直接に指導する。
5. 住宅法及び本政令の実施における各省庁・業界、機関、組織・個人の課題、問題点について検査・調査、解決又は首相に解決の申請をし；住宅に関する規定の実施を監督・検査するが、他の省庁に展開するように分担させることができる。

6. 本政令及び首相の指導により分担された任務を実施する。

7. 毎年、定期的又は非定期的に首相、政府に全国における住宅法及び本政令の実施状況について報告する。

#### 第80条. 住宅に関する関連省庁の国家管理責任

1. 各省庁、省庁同級機関は、自分の任務・権限内に、建設省と協力して、住宅の国家管理を実施する責任がある。
2. 政府に分担された任務・職能により住宅管理・開発に関する文書の改正・新規公布について研究し、又は建設省と協力して、政策の作成、関連機関・業界・組織・個人の住宅管理開発に関する法律規定のコンプライアンスについて指導・検査する。

#### 第81条. 地方の住宅国家管理責任

1. 省級人民委員会は以下の責任がある。
  - a. 区域における住宅の国家管理を行う。
  - b. 地方の住宅開発プログラム・計画（一般住宅開発プログラム・計画及び住宅に関する困難的な社会対象者に対する住宅支援の目標計画を含める）を作成・展開する。
  - c. 1/2000比率の建設企画及び1/500比率の建設詳細企画、実施中の住宅開発案件、案件譲渡・投資家変更場合及び区域における住宅開発案件の実進度について、級人民委員会及び建設局のホームページにおいて公開的に公開する。
  - d. 本政令の規定により社会住宅・公務住宅の建設用土地について企画作成・手配する。
  - e. dd. 地方の予算資金で建設される公務住宅及び社会住宅の基金を管理する。
  - f. 本政令及び関連法律の規定により管理するために、別荘リストを作成する。
  - g. g. 分担された職能・任務により区域における住宅管理・開発について指導、実施案内、検査、調査をする。
  - h. h. 各組織・個人が住宅管理・開発に関する法律の規定を厳守するように洗練・運動する。
  - i. i. 住宅に関する法律違反行為を処理する又は職能機関に処理の請求をする。
  - j. k. 主催又は各省庁と連携して、住宅法及び本政令の規定により分担された任務を実施する。
  - k. 1. 毎年、定期的又は非定期的に、区域における住宅法及び本政令の展開状況について上司に報告する。

2. 省級人民委員会に区域において、住宅及び不動産市場に関する国家管理職能を実施するようにサポートするのは、建設局である。
3. 研究人民委員会は、分担された職能・任務により、区域において住宅及び不動産市場の国家管理を実施する責任がある。
4. 省級人民委員会会長及び県級人民委員会会長は、住宅法及び本政令の規定を遅れて実施する又は実施しないことについて法律に責任を持つ。

## 第 82 条. 住宅及び不動産市場の政策に関する指導部

1. 首相は、住宅及び不動産市場の政策に関する中央指導部を設立するように決定し、この指導部は、全国の範囲における住宅・不動産市場の管理・開発政策を研究・指導、重要な課題を解決するようにサポートする。
2. 住宅及び不動産市場の政策に関する中央指導部は、次の権限及び任務がある。各省庁・地方における住宅開発プログラム、住宅・不動産市場の政策について指導・督促・案内・検査し；住宅・不動産市場に関する大きい且つ重要な政策について意見を出し；首相及び機能機関に対して、各省庁・省級人民委員会が住宅・不動産市場に関する法律の規定と違って公布した住宅・不動産市場に関連する文書を検討・改正又は停止するように建議する。
3. 住宅・不動産市場の政策中央指導部の任務及び権限に基づき、省級人民委員会会長は、地方における住宅・不動産市場分野に係る政策を展開するように省級人民委員会会長にサポートするため、省レベルの住宅・不動産市場の政策指導部を設立するように決定する。
4. 住宅・不動産市場の指導部及び指導部のサポーターの各メンバーは、兼任の制度により仕事をし、首相の規定により手当を受けられる。指導部の活動経費は、同級国家予算に支給される。
5. 中央指導部及び指導部のサポーターの職能・任務・権限・活動規制は、首相により規定され、地方においては、省級の人民委員会会長に規定される。

## 第 7 章. 施行

### 第 83 条. 施行効力

1. 本政令は、2010 年 8 月 8 日から施行の有効力がある。
2. 本政令は、住宅法の詳細規定及び実施案内に関する政府の 2006 年 9 月 6 日付の政令 90/2006/ND-CP 号の代わりになる。
3. 住宅の詳細規定及び施工ガイドに関する政府の 2006 年 9 月 6 日付けの政令 90/2006/ND-CP 号の規定により作成・承認申請されたが、県級人民委員会に承認されていない又は承認されたが（新都会地区において建設される住宅を含める）、本政令第 7 条 4 項の規定により住宅開発案件のないよう健康の嫌疑がある住宅開発案件については、本政令の規定により、投資の作成・査定・承認・許可又は住宅開発案件の内容改正の承認（住宅地区開発案件又は独立な住宅開発案件）を実施する。
4. 本政令が有効になる前に、公布されて本政令の規定と相違する政府の政令、各省庁及び省級人民委員会の文書における、住宅開発、住宅所有権承認、住宅使用の管理、住宅に関する取引、住宅に関する国家管理に関する内容を排除する。

### 第 84 条. 施行責任

各大臣、省庁同級機関の長、政府機関の長、中央直属の省市の人民委員会の長は、本政令を実施する責任がある。

受取先：

- ・党中央秘書部
- ・首相、各副首相
- ・各省庁、省庁同級機関、政府機関
- ・汚職防止中央委員会事務所
- ・中央直属省市の人民代表会、人民委員会
- ・党の中央事務所及び各部署
- ・国家主席事務所
- ・民族委員会及び国会の各委員会
- ・首相府
- ・最高人民裁判所
- ・最高人民検察院
- ・国家会計監査
- ・国家財政監督委員会
- ・社会政策銀行
- ・ベトナム開発銀行
- ・ベトナム祖国前線中央委員会
- ・各団体の中央機関
- ・首相府：BTCN、PCN、ホームページ部

直轄局・機関、広報

- ・保管：総務、KTN(5b).N

政府の代行

首相

Nguyen Tan Dung



## 法律 33/2005/QH11 号 民法典

### 第1編 総則

#### 第I章 民法典の任務と効力

第1条 民法典の任務と調整範囲

第2条 民法典の効力

第3条 慣習適用, 法律の同様規定の適用

#### 第II章 基本諸原則

第4条 自由で, 自主的に約束し, 合意する原則

第5条 平等原則

第6条 善意・誠実原則

第7条 民事責任の負担の原則

第8条 道徳, 伝統の尊重原則

第9条 民事権の保護

第10条 国家の利益, 公共の利益, 他人の合法的な権利と利益の尊重原則

第11条 法律遵守原則

第12条 和解原則

第13条 民事権・民事義務の確立の根拠

#### 第III章 個人

##### 第1節 個人の民事法律能力, 民事行為能力

第14条 個人の民事法律能力

第15条 個人の民事法律能力の内容

第16条 個人の民事法律能力の非制限

第17条 個人の行為能力

第18条 成年者, 未成年者

第19条 成年者の民事行為能力

第20条 満6歳から18歳未満の未成年者の民事行為能力

第21条 民事行為能力を有しない人

第22条 民事行為能力の喪失

第23条 民事行為能力の制限

##### 第2節 人格権

第24条 人格権

第25条 人格権の保護

第26条 氏名に対する権利

第27条 氏名変更の権利

第28条 民族確定の権利

第29条 出生届の権利

第30条 死亡届の権利

第31条 肖像に対する個人の権利

第32条 生命・健康・身体に対する安全を保障される権利

第33条 体の部分の提供権

第34条 死亡後の死体又は体の部分の提供権

第35条 人体の部分を買戻す権利

第36条 性を再確認する権利

第37条 名誉, 人格, 威信が保護される権利

第38条 プライバシーの秘密に対する権利

第39条 婚姻権

第40条 夫婦の平等権

第41条 家族の構成員間の世話を享受する権利

第42条 離婚権

第43条 父, 母, 子の認定権, 不認定権

第44条 養子を養う権利及び養子と認められる権利

第45条 国籍に対する権利

第46条 住居の不可侵の権利

第47条 信仰・宗教の自由権

第48条 往来・居住の自由権

第49条 労働権

第50条 経営の自由権

第51条 研究, 創造の自由権

##### 第3節 居所

第52条 居所

第53条 未成年者の居所

第54条 被後見人の居所

第55条 夫婦の居所

第56条 軍人の居所

第57条 移動的職業をする人の居所

##### 第4節 後見

第58条 後見

第59条 後見の監査

第60条 個人である後見人の条件

第61条 未成年者の当然後見人

第62条 民事行為能力喪失者の当然後見人

第63条 後見人の選定

第64条 後見人の選定の手続

第65条 15歳未満の被後見人に対する後見人の義務

第66条 満15歳から18歳未満の被後見人に対する後見人の義務

第67条 民事行為能力喪失している被後見人の後見人の義務

第68条 後見人の権利

第69条 被後見人の財産の管理

第70条 後見人の変更

第71条 選定された後見人への後見の引渡し

第72条 後見の終了

第73条 後見終了の結果

##### 第5節 居所不在者の搜索の通告

###### 失踪宣告, 死亡宣告

第74条 居所不在者の搜索, 不在者の財産管理の通告の要求

第75条 居所不在者の財産管理

第76条 居所不在者の財産の管理者の義務

第77条 居所不在者の財産の管理者の権利

第78条 人の失踪宣告

第79条 失踪宣告を受けた人の財産の管理

第80条 人の失踪宣告の決定破棄

第81条 人の死亡宣告

第82条 裁判所から死亡宣告を受けた人の人格関係と財産関係

第83条 死亡宣告決定の破棄

#### 第IV章 法人

##### 第1節 法人についての総則

第84条 法人

第85条 法人設立

第86条 法人の民事行為能力

第87条 法人の名称

第88条 法人の定款

第89条 法人の統轄部門

第90条 法人の事務所

第91条 法人の代理

第92条 法人の駐在員事務所, 支店

第93条 法人の民事責任

第94条 法人の新設合併

第95条 法人の吸収合併

第96条 法人の分割

第97条 法人の分離

第98条 法人解散

第99条 法人終了

##### 第2節 法人の種類

第100条 法人の種類

第101条 法人たる国家機関, 人民武装部隊

第102条 法人たる政治組織, 政治・社会組織

第103条 法人たる経済組織

第104条 法人たる政治社会・職業組織, 社会組織, 社会・職業組織

第105条 法人たる社会基金, 慈善基金

#### 第V章 世帯, 組合

##### 第1節 世帯

第106条 世帯

第107条 世帯の代理

第108条 世帯の共有財産

第109条 世帯の共有財産の占有, 使用, 処分

第110条 世帯の民事責任

##### 第2節 組合

第111条 組合

第112条 組合の組員

第113条 組合の代理

第114条 組合の財産

第115条 組員の義務

第116条 組員の権利

第117条 組合の民事責任

第118条 新組員の参加

第119条 組合からの脱退

第120条 組合の終了

#### 第VI章 民事取引

第121条 民事取引

第122条 民事取引が効力となる条件

第123条 民事取引の目的

第124条 民事取引の要式

第125条 条件付きの民事取引

第126条 民事取引の解釈

第127条 無効な民事取引

第128条 法律の禁則の違反, 社会道徳に反した無効な民事取引

第129条 偽装による無効な民事取引

第130条 未成年者, 民事行為能力喪失者, 民事行為能力制限者によって確立され, 履行される無効な民事取引

第131条 錯誤による無効な民事取引

第132条 詐欺, 脅迫による無効な民事取引

第133条 取引を確立した人が自分の行為を認識できず, 制御できないことによる無効な民事取引

第134条 要式の不遵守による無効な民事取引

第135条 部分的に無効となる民事取引

第136条 裁判所に対して取引の無効宣告を要求する時効

第137条 無効な民事取引の法的効果

第138条 民事取引が無効となる場合における善意の第三者の権利の保護

#### 第VII章 代理

第139条 代理

第140条 法定代理

第 141 条 法定代理人  
第 142 条 委任代理  
第 143 条 委任代理人  
第 144 条 代理の範囲  
第 145 条 代理権限を持たない人によって  
確立され、履行される民事取引の結果  
第 146 条 代理人によって代理の範囲を超  
えて確立され、履行される民事取引の効果  
第 147 条 個人の代理の終了  
第 148 条 法人の代理の終了  
**第 VIII 章 期間**  
第 149 条 期間  
第 150 条 期間の計算方法の適用  
第 151 条 期間、期間の起算時点に関する  
規定  
第 152 条 期間の開始時点  
第 153 条 期間の終了  
**第 IX 章 時効**  
第 154 条 時効  
第 155 条 時効の種類  
第 156 条 時効の計算方法  
第 157 条 民事権の取得時効、民事義務の  
消滅時効の効力  
第 158 条 民事権の取得時効、民事義務の  
消滅時効の連続性  
第 159 条 民事事件の提訴時効、非訟事件  
の処理を請求する時効の開始  
第 160 条 民事事件の提訴時効の不適用  
第 161 条 民事事件の提訴時効、非訟事件  
の処理を請求する時効に入れない時間  
第 162 条 民事事件の提訴時効の再開  
  
**第 2 編 財産と所有権**  
**第 X 章 総則**  
第 163 条 財産  
第 164 条 所有権  
第 165 条 所有権実行の原則  
第 166 条 財産のリスク負担  
第 167 条 財産所有権の登記  
第 168 条 財産に対する所有権の移動の時  
点  
第 169 条 所有権の保護  
第 170 条 所有権の取得の根拠  
第 171 条 所有権の終了の根拠  
第 172 条 所有の形式  
第 173 条 財産に対する所有者でない者の  
諸権利  
**第 XI 章 財産の種類**  
第 174 条 不動産と動産  
第 175 条 天然果実、法定果実  
第 176 条 主物と従物  
第 177 条 分割できる物と分割できない物  
第 178 条 消耗物と非消耗物  
第 179 条 同類物と特定物  
第 180 条 同セット物  
第 181 条 財産権  
**第 XII 章 所有権の内容**  
**第 1 節 占有権**  
第 182 条 占有権  
第 183 条 法律的根拠のある占有  
第 184 条 所有者の占有権  
第 185 条 所有者から財産管理の委任を受  
ける者の占有権  
第 186 条 民事取引により財産の引渡しを受

けた者の占有権  
第 187 条 遺失物、遺棄物、埋蔵物、沈没物、  
所有者が特定できない物に対する財産の占  
有権  
第 188 条 迷った家畜、家禽、養殖水産物の  
占有権  
第 189 条 法律的根拠のない善意占有  
第 190 条 連続的占有  
第 191 条 公開的占有  
**第 2 節 使用権**  
第 192 条 使用権  
第 193 条 所有者の使用権  
第 194 条 所有者でない者の使用権  
**第 3 節 処分権**  
第 195 条 処分権  
第 196 条 処分の条件  
第 197 条 所有者の処分権  
第 198 条 所有者でない者の処分権  
第 199 条 処分権の制限  
**第 XIII 章 所有形態**  
**第 1 節 国家所有**  
第 200 条 国家所有形態に属する財産  
第 201 条 国家所有形態に属する財産に対  
する所有者の権利行使  
第 202 条 国家所有形態に属する財産に対  
する管理、使用、処分  
第 203 条 国有企業に投資される財産に対  
する国家所有権の実行  
第 204 条 国家機関、武装部隊に引き渡され  
る財産に対する国家所有権の実行  
第 205 条 政治組織、政治・社会組織、政治  
社会・職業組織に引き渡される財産に対する  
国家所有権の実行  
第 206 条 国家所有形態に属する財産の使  
用、開発に関する企業、世帯、組合、及び個  
人の権利  
第 207 条 管理者となる組織、個人に対する  
引渡しが未了である国家所有形態に属する  
財産  
**第 2 節 集団所有**  
第 208 条 集団所有  
第 209 条 集団所有形態に属する財産  
第 210 条 集団所有形態に属する財産の占  
有、使用、処分  
**第 3 節 私人所有**  
第 211 条 私人所有  
第 212 条 私人所有形態に属する財産  
第 213 条 私人所有形態に属する財産の占  
有、使用、処分  
**第 4 節 共有**  
第 214 条 共有  
第 215 条 共有権の確立  
第 216 条 持分を持つ共有  
第 217 条 合一共有  
第 218 条 混合する共有  
第 219 条 夫婦間の共有  
第 220 条 共同体の共有  
第 221 条 共有財産の占有  
第 222 条 共有財産の使用  
第 223 条 共有財産の処分  
第 224 条 共有に属する財産の分割  
第 225 条 共同住宅の共有  
第 226 条 共有の終了  
第 227 条 政治組織及び政治・社会組織の

所有  
第 228 条 政治組織、政治・社会組織の所有  
形態に属する財産  
第 229 条 政治組織、政治・社会組織の所有  
形態に属する財産の占有、使用、処分  
**第 6 節 政治社会・職業組織、社会組織、社  
会・職業組織の所有**  
第 230 条 政治社会・職業組織、社会組織、  
社会・職業組織の所有  
第 231 条 政治社会・職業組織、社会組織、  
社会・職業組織の所有形態に属する財産  
第 232 条 政治社会・職業組織、社会組織、  
社会・職業組織の所有形態に属する財産の  
占有、使用、処分  
**第 XIV 章 所有権の取得、終了**  
**第 1 節 所有権の取得**  
第 233 条 労働、合法的生産・経営による財  
産に対する所有権の取得  
第 234 条 合意による所有権の取得  
第 235 条 天然果実、法定果実に対する所  
有権の取得  
第 236 条 付合の場合における所有権の取  
得  
第 237 条 混和における所有権の取得  
第 238 条 加工における所有権の取得  
第 239 条 無主物、所有者を特定できない物  
に対する所有権取得  
第 240 条 発見された埋蔵物、沈没物に対  
する所有権の取得  
第 241 条 他人が遺失し、遺棄した物に対  
する所有権の取得  
第 242 条 迷った家畜に対する所有権の取  
得  
第 243 条 迷った家禽に対する所有権の取  
得  
第 245 条 養殖水産物に対する所有権の取  
得  
第 245 条 相続による所有権の取得  
第 246 条 裁判所の判決や決定あるいは他  
の権限のある国家機関の決定による所有権  
の取得  
第 247 条 時効による所有権の所得  
第 248 条 所有者が自己の所有権を他人に  
移転すること  
第 249 条 所有権の放棄  
第 250 条 他人が所有権を取得した財産  
第 251 条 所有者の義務履行のための財産  
の処理  
第 252 条 消滅した財産  
第 253 条 強制的に買収された財産  
第 254 条 没収された財産  
**第 XV 章 所有権の保護**  
第 255 条 所有権の保護措置  
第 256 条 財産の返還要求権  
第 257 条 善意の占有者に対する所有権登  
記を要しない動産の返還要求  
第 258 条 善意の占有者に対する所有権登  
記を要する動産又は不動産の返還要求  
第 259 条 所有権、合法的占有権の行使に  
対する違法な妨害行為の阻止又は終了を要  
する権利  
第 260 条 損害の賠償を要求する権利  
第 261 条 所有者以外の占有者の権利保護  
**第 XVI 章 所有権に関する他の諸規定**

第 262 条 緊急事態が生じた場合における所有者の義務  
第 263 条 環境保護に対する所有者の義務  
第 264 条 社会の秩序、安全に対する尊重及び保障における所有者の義務  
第 265 条 各不動産との境界線を尊重する義務  
第 266 条 不動産の境界線に対する所有権  
第 267 条 建設規制を尊重する義務  
第 268 条 隣接する建物に対する安全保障の義務  
第 269 条 雨水の排出における所有者の義務  
第 270 条 下水の排出における所有者の義務  
第 271 条 出入り口、窓設置制限  
第 272 条 隣接する不動産の修繕、取り壊しを要求する権利  
第 273 条 隣接する不動産の制限的使用  
第 274 条 隣接する不動産の制限的使用の確立  
第 275 条 隣接する不動産を通る道路を使用する権利  
第 276 条 隣接する不動産を通じて配電線、通信回線を引く権利  
第 277 条 隣接する不動産を通る給排水に対する権利  
第 278 条 農業における灌漑、排水に対する権利  
第 279 条 隣接する不動産の制限的使用権の終了

### 第 3 編 民事義務と民事契約

#### 第 1 章 総則

##### 第 1 節 民事義務

第 280 条 民事義務  
第 281 条 民事義務発生の根拠  
第 282 条 民事義務の対象  
第 2 節 民事義務の履行  
第 283 条 民事義務履行の原則  
第 284 条 民事義務履行の場所  
第 285 条 民事義務履行の期限  
第 286 条 民事義務履行の遅滞  
第 287 条 民事義務履行の延期  
第 288 条 民事義務履行に対する受領遅滞  
第 289 条 物の引渡義務の履行  
第 290 条 金銭支払義務の履行  
第 291 条 ある仕事を実行すべき義務又はある仕事を実行すべきでない義務  
第 292 条 定期的民事義務の履行  
第 293 条 第三者による民事義務の履行  
第 294 条 条件付き民事義務の履行  
第 295 条 任意に選択する対象物のある民事義務の履行  
第 296 条 代替可能な民事義務の履行  
第 297 条 独立した民事義務の履行  
第 298 条 連帯民事義務の履行  
第 299 条 複数の連帯権利者に対する民事義務の履行  
第 300 条 部分ごとに分割できる民事義務の履行  
第 301 条 部分ごとに分割できない民事義務の履行  
第 3 節 民事責任

第 302 条 民事義務の違反による民事責任  
第 303 条 物の引渡義務の不履行による責任  
第 304 条 ある仕事を実行すべき義務又はある仕事を実行すべきでない義務の不履行による責任  
第 305 条 民事義務の履行遅滞による責任  
第 306 条 民事義務履行に対する受領遅滞による責任  
第 307 条 損害賠償責任  
第 308 条 民事責任における過失  
第 4 節 請求権の移転及び民事義務の移転  
第 309 条 請求権の移転  
第 310 条 請求権の移転の要式  
第 311 条 情報提供と書類移管に対する義務  
第 312 条 請求権の移転後の責任の無負担  
第 313 条 民事義務履行について担保措置がある請求権の移転  
第 314 条 義務者の拒否権  
第 315 条 民事義務の移転  
第 316 条 民事義務の移転の要式  
第 317 条 担保措置のある民事義務の移転  
第 5 節 民事義務履行の担保  
I- 総則  
第 318 条 民事義務履行の担保措置  
第 319 条 民事義務履行の担保の範囲  
第 320 条 民事義務履行の担保物  
第 321 条 民事義務履行の担保に用いられる金銭及び有価証券  
第 322 条 民事義務履行の担保に用いられる財産権  
第 323 条 担保取引の登記  
第 324 条 多数の民事義務の履行を担保するために用いられる1つの財産  
第 325 条 精算順位  
II 財産の質  
第 326 条 財産の質  
第 327 条 財産の質の要式  
第 328 条 財産の質の効力  
第 329 条 財産の質の期間  
第 330 条 財産の質権設定者の義務  
第 331 条 財産の質権設定者の権利  
第 332 条 財産の質権者の義務  
第 333 条 財産の質権者の権利  
第 334 条 多数の財産の質入れ  
第 335 条 財産の質の取消し  
第 336 条 質財産の処理  
第 337 条 多数の質財産の処分  
第 339 条 財産の質の終了  
第 340 条 質財産の返還  
第 341 条 質屋における財産の質  
III-財産の抵当  
第 342 条 財産の抵当  
第 343 条 財産の抵当の要式  
第 344 条 抵当の期限  
第 345 条 賃貸されている財産の抵当  
第 346 条 保険をかけられた財産の抵当  
第 347 条 一つの民事義務を担保する多数の財産の抵当  
第 348 条 抵当権設定者の義務  
第 349 条 抵当権設定者の権利  
第 350 条 抵当権者の義務  
第 351 条 抵当権者の権利

第 352 条 抵当財産を預かる第三者の義務  
第 353 条 抵当財産を預かる第三者の権利  
第 354 条 抵当財産の代替及び修理  
第 355 条 抵当財産の処理  
第 356 条 財産の抵当の取消し  
第 357 条 財産の抵当の終了  
IV 手付け  
第 358 条 手付け  
V 寄託  
第 359 条 寄託  
VI 供託  
第 360 条 供託  
VII 保証  
第 361 条 保証  
第 362 条 保証の要式  
第 363 条 保証範囲  
第 364 条 報酬  
第 365 条 複数人の保証  
第 366 条 保証人と保証引受人との関係  
第 367 条 保証人の要求権  
第 368 条 保証義務履行の免除  
第 369 条 保証人の財産の処理  
第 370 条 保証の取消し  
第 371 条 保証の終了  
VIII- 信頼による抵当  
第 372 条 政治・社会組織の信頼による抵当の担保  
第 373 条 信頼による抵当の担保の要式  
第 6 節 民事義務の終了  
第 374 条 民事義務の終了の根拠  
第 375 条 民事義務の完了  
第 376 条 権利者が対象物の受領遅滞をする場合における民事義務の完了  
第 377 条 合意による民事義務終了  
第 378 条 義務履行免除による民事義務の終了  
第 379 条 他の民事義務の代替による民事義務の終了  
第 380 条 義務の相殺による民事義務の終了  
第 381 条 民事義務と相殺できない場合  
第 382 条 義務者と権利者との混同による民事義務の終了  
第 383 条 民事義務免除の時効の期間満了による民事義務終了  
第 384 条 個人である義務者が亡くなった場合及び終了する法人、他の主体である義務者の場合における民事義務の終了  
第 385 条 個人である権利者が亡くなった場合及び終了する法人、他の主体である権利者の場合における民事義務の終了  
第 386 条 特定物が無くなった場合における民事義務の終了  
第 387 条 破産における民事義務の終了  
第 7 節 民事契約  
I- 民事契約の締結  
第 388 条 民事契約の概念  
第 389 条 民事契約締結の原則  
第 390 条 民事契約締結の申し込み  
第 391 条 契約締結申込の発効時点  
第 392 条 民事契約締結の申し込みの変更撤回  
第 393 条 契約締結申込の取消  
第 394 条 民事契約締結の申し込みの終了

第395条 申し込みを受けた側の提案による申込の修正  
第396条 契約締結申込の承諾  
第397条  
第398条 契約の申込側が死亡、又は民事能力行為喪失者になった場合  
第399条 申込を受けた側が死亡し、又は民事能力行為喪失者になった場合  
第400条 契約締結承諾の撤回  
第401条 民事契約の要式  
第402条 民事契約の主要内容  
第403条 民事契約締結の場所  
第404条 民事契約締結の時点  
第405条 民事契約の効力  
第406条 契約の主要な種類  
第407条 約款による民事契約  
第408条 契約付属書  
第409条 民事契約の解釈  
第410条 民事契約の無効  
第411条 契約の対象が実現不能による契約の無効  
**II 民事契約の履行**  
第412条 民事契約履行の原則  
第413条 片務契約の履行  
第414条 双務契約の履行  
第415条 双務契約における民事義務履行を延期する権利  
第416条 双務契約における財産留置  
第417条 権利者の過失によって義務が履行できない場合  
第418条 各当事者の過失によらない義務不履行  
第419条 第三者の利益のための契約履行  
第420条 第三者の拒否権  
第421条 第三者の利益のための契約における変更又は取消しの不可能  
第422条 違約罰の合意がある契約履行  
**III 民事契約の変更及び終了**  
第423条 民事契約の変更  
第424条 民事契約の終了  
第425条 民事契約解除  
第426条 契約履行の一方的終了  
第427条 民事契約に関する提訴時効  
**第XVIII章 一般の民事契約**  
**第1節 財産売買契約**  
**I- 財産売買契約に関する総則**  
第428条 財産売買契約  
第429条 売買契約の対象物  
第430条 売買物の品質  
第431条 価格と支払方法  
第432条 売買契約の履行期間  
第433条 財産引渡し場所  
第434条 財産引渡し方法  
第435条 数量通りに物を引き渡さないことによる責任  
第436条 同セットでない物を引き渡したことによる責任  
第437条 種類通りに物を引き渡さないことによる責任  
第438条 支払義務  
第439条 所有権移転の時点  
第440条 危険負担の時点  
第441条 運賃及び所有権移転に関する費用

第442条 情報提供と使用方法案内の義務  
第443条 売買財産に対する買主の所有権の保証  
第444条 売買物の品質の保証  
第445条 保証義務  
第446条 保証要求権  
第447条 保証期間中の物の修理  
第448条 保証期間中の損害賠償  
第449条 財産権売買  
**II- 家屋売買契約**  
第450条 家屋売買契約の要式  
第451条 家屋売主の義務  
第452条 家屋売主の権利  
第453条 家屋買主の義務  
第454条 家屋買主の権利  
第455条 他の目的に使う家屋購入  
**III- 財産売買に関する特別の規定**  
第456条 競売  
第457条 競売の通知  
第458条 競売の実行  
第459条 不動産の競売  
第460条 試用後の購入  
第461条 後払い又は延べ払いによる購入  
第462条 売却した財産の買い戻し  
**第2節 財産交換契約**  
第463条 財産交換契約  
第464条 交換財産の価値における差額の精算  
**第3節 財産贈与契約**  
第465条 財産贈与契約  
第466条 動産の贈与  
第467条 不動産の贈与  
第468条 自己の所有に属さない財産を故意に贈与した場合の責任  
第469条 贈与財産の瑕疵の通知義務  
第470条 条件付きの財産贈与  
**第4節 財産貸借契約**  
第471条 財産貸借契約  
第472条 貸借財産に対する所有権  
第473条 貸主の義務  
第474条 借主の返済義務  
第475条 貸借財産使用  
第476条 金利  
第477条 無期限貸借契約の履行  
第478条 定期貸借契約の履行  
第479条 ホー、ファイ、ビエウ、フォン  
**第5節 財産賃貸借契約**  
**I- 財産賃貸借契約に関する総則**  
第480条 財産賃貸借契約  
第481条 賃料  
第482条 賃貸借期間  
第483条 転賃  
第484条 賃貸借財産の引渡し  
第485条 賃貸借財産の使用価値の担保義務  
第486条 賃貸借財産の使用価値の担保義務  
第487条 賃貸借財産の保管義務  
第488条 効用及び目的に従った賃貸借財産の使用義務  
第489条 賃料の支払  
第490条 賃貸借財産の返還  
第491条 財産賃貸借契約の終了  
**II- 建物賃貸借契約**  
第492条 家屋賃貸借契約の要式

第493条 家屋賃貸人の義務  
第494条 家屋賃貸人の権利  
第495条 家屋賃借人の義務  
第496条 家屋賃借人の権利  
第497条 家屋賃貸借契約に名前がある賃借人に属する者の権利と義務  
第498条 家屋賃貸借契約履行の一方的な終了  
第499条 家屋賃貸借契約の終了  
第500条 他の目的に使うための家屋賃貸借  
**III- 財産包括賃貸借契約**  
第501条 財産包括賃貸借契約  
第502条 財産包括賃貸借契約の対象物  
第503条 包括賃貸借の期間  
第504条 包括賃貸借の賃料  
第505条 包括賃貸借財産の引渡し  
第506条 包括賃貸借の賃料金の支払と支払方法  
第507条 包括賃貸借財産の開発  
第508条 包括賃貸借財産の保管、保持、処分  
第509条 包括賃貸借家畜からの天然果実の享受及び損害負担  
第510条 包括賃貸借契約の履行の一方的な終了  
第511条 包括賃貸借財産の返却  
**第6節 財産使用貸借契約**  
第512条 財産使用貸借契約  
第513条 財産使用貸借契約の対象物  
第514条 財産の借主の義務  
第515条 財産の借主の権利  
第516条 財産の貸主の義務  
第517条 財産の貸主の権利  
**第7節 労務提供契約**  
第518条 労務提供契約  
第519条 労務提供契約の対象物  
第520条 労務要求者の義務  
第521条 労務要求者の権利  
第522条 労務提供者の義務  
第523条 労務提供者の権利  
第524条 労務報酬の支払  
第525条 労務提供契約履行の一方的な終了  
第526条 労務提供契約の継続  
**第8節 運送契約**  
**I- 旅客運送契約**  
第527条 旅客運送契約  
第531条 旅客運送契約の要式  
第529条 運送人の義務  
第530条 運送人の権利  
第531条 旅客の義務  
第532条 旅客の権利  
第533条 損害賠償責任  
第534条 契約の履行の一方的な終了  
**II- 財産運送契約**  
第535条 財産運送契約  
第536条 財産運送契約の要式  
第537条 運送人に財産を引き渡すこと  
第538条 運送料金  
第539条 運送人の義務  
第540条 運送人の権利  
第541条 荷送人の義務  
第542条 荷送人の権利

第 543 条 荷受人への財産の引渡し  
 第 544 条 荷受人の義務  
 第 545 条 荷受人の権利  
 第 546 条 損害賠償責任  
**第 9 節 加工契約**  
 第 547 条 加工契約  
 第 548 条 加工契約の対象物  
 第 549 条 加工注文者の義務  
 第 550 条 加工注文者の権利  
 第 551 条 加工者の義務  
 第 552 条 加工者の権利  
 第 553 条 リスク負担の責任  
 第 554 条 加工製品の引渡し、受取り  
 第 555 条 加工製品の引渡し、受取りの遅滞  
 第 556 条 加工契約の履行の一方的な終了  
 第 557 条 労賃支払  
 第 558 条 原材料の整理  
**第 10 節 財産寄託契約**  
 第 559 条 財産寄託契約  
 第 560 条 寄託者の義務  
 第 561 条 寄託者の権利  
 第 562 条 受託者の義務  
 第 563 条 受託者の権利  
 第 564 条 寄託財産の返還  
 第 565 条 寄託財産の引渡し、受取りの遅滞  
 第 566 条 労賃支払  
**第 11 節 保険契約**  
 第 567 条 保険契約  
 第 568 条 保険契約の種類  
 第 569 条 保険対象  
 第 570 条 保険契約の要式  
 第 571 条 保険事故  
 第 572 条 保険料  
 第 573 条 保険契約者の情報提供の義務  
 第 574 条 損害防止義務  
 第 575 条 保険事故発生時の保険契約者、被保険者、保険者の義務  
 第 576 条 保険金の支払  
 第 577 条 返還要求の移転  
 第 578 条 生命保険  
 第 579 条 財産保険  
 第 580 条 民事責任保険  
**12 節 委任契約**  
 第 581 条 委任契約  
 第 582 条 委任期間  
 第 583 条 再委任  
 第 584 条 受任者の義務  
 第 585 条 受任者の権利  
 第 586 条 委任者の義務  
 第 587 条 委任者の権利  
 第 588 条 委任契約の履行の一方的な終了  
 第 589 条 委任契約の終了  
**第 13 節 懸賞広告及び優等懸賞広告**  
 第 590 条 懸賞店告  
 第 591 条 懸賞広告の通知の取消し  
 第 592 条 報酬支払  
 第 593 条 優等懸賞広告  
**第 XIX 章 委任のない仕事の実行**  
 第 594 条 委任のない仕事の管理  
 第 595 条 委任のない仕事を行う義務  
 第 596 条 仕事をしてもらう人の支払義務  
 第 597 条 損害賠償義務  
 第 598 条 委任のない仕事の実行の終了  
**第 XX 章 法律的根拠のない財産の占有、使**

**用及びその財産からの収益による返還義務**  
 第 599 条 返還義務  
 第 600 条 返還財産  
 第 601 条 天然果実、法定果実の返還義務  
 第 602 条 第三者の返還に対する要求権  
 第 603 条 支払義務  
**第 XX 章 違法行為による損害の賠償責任**  
**第 1 節 総則**  
 第 604 条 損害の賠償責任の発生根拠  
 第 605 条 損害賠償の原則  
 第 606 条 損害賠償に対する個人の責任負担能力  
 第 607 条 損害賠償要求の提訴時効  
**第 2 節 損害の確定**  
 第 608 条 財産の侵犯による損害  
 第 609 条 健康の侵犯による損害  
 第 610 条 生命の侵犯による損害  
 第 611 条 名誉・人格・威信の侵犯による損害  
 第 612 条 生命・健康の侵犯による損害賠償の受領期間  
**第 3 節 いくつかの具体的な場合における損害の賠償**  
 第 613 条 正当防衛の限度を超えた場合における損害の賠償  
 第 614 条 緊急事態の要求を超えた場合における損害の賠償  
 第 615 条 刺激物を用いた人が起こした損害の賠償  
 第 616 条 複数の人が共に起こした損害の賠償  
 第 617 条 被害者が過失を起こした場合における損害の賠償  
 第 618 条 法人の構成員が起こした損害の賠償  
 第 619 条 幹部、公務員が起こした損害の賠償  
 第 620 条 訴訟機関における権限のある人が起こした損害の賠償  
 第 621 条 学校・病院・他の組織の管理の下における 15 歳未満の人及び民事行為能力喪失者が起こした損害の賠償  
 第 622 条 使用者、見習者が起こした損害の賠償  
 第 623 条 高度危険源が起こした損害の賠償  
 第 624 条 環境汚染によって生じた損害の賠償  
 第 625 条 家畜が起こした損害賠償  
 第 626 条 樹木によって生じた損害の賠償  
 第 627 条 建物、他の建築物が起こした損害の賠償  
 第 628 条 死体の侵犯による損害の賠償  
 第 629 条 墓の侵犯による損害の賠償  
 第 630 条 消費者の権利の侵犯によって生じた損害の賠償  
**第 4 編 相続**  
**第 XXII 章 総則**  
 第 631 条 個人の相続権  
 第 632 条 個人の相続に対する平等権  
 第 633 条 相続開始の時点・場所  
 第 634 条 遺産  
 第 635 条 相続人

第 636 条 相続人の権利と義務の発生時点  
 第 637 条 死亡者の残した財産に対する義務の履行  
 第 638 条 遺産管理者  
 第 639 条 遺産管理者の義務  
 第 640 条 遺産管理者の権利  
 第 641 条 同時点に死亡した互いの財産の相続権を有する複数の人の相続  
 第 642 条 遺産受領の拒否  
 第 643 条 遺産を享受する権利のない人  
 第 644 条 相続人がなく国家に属する遺産  
 第 645 条 相続権に関する提訴の時効  
**第 XXIII 章 遺言による相続**  
 第 646 条 遺言  
 第 647 条 遺言者  
 第 648 条 遺言者の権利  
 第 649 条 遺言の要式  
 第 650 条 文書による遺言  
 第 651 条 口頭による遺言  
 第 652 条 合法的遺言  
 第 653 条 文書による遺言の内容  
 第 654 条 遺言の証人  
 第 655 条 証人のいない文書による遺言  
 第 656 条 証人のいる文書による遺言  
 第 657 条 公証又は確証のある遺言  
 第 658 条 公証機関又は村・街区・町の人民委員会における遺言の作成の手続  
 第 659 条 遺言を公証し、確証することのできない人  
 第 660 条 公証され、確証された遺言と同一の価値を有する文書による遺言  
 第 661 条 公証人によって遺言者の居所で作成される遺言  
 第 662 条 遺言の変更、追加、代替、取消し  
 第 663 条 夫婦の共同遺言  
 第 664 条 夫婦の共同遺言の変更、追加、代替、取消し  
 第 665 条 遺言の寄託  
 第 666 条 紛失し、破損した遺言  
 第 667 条 遺言の法的効力  
 第 668 条 夫婦の共同遺言の法的効力  
 第 669 条 遺言の内容にかかわらず相続人  
 第 670 条 祭祀に用いられる遺産  
 第 671 条 遺贈  
 第 672 条 遺言の公表  
 第 673 条 遺言の内容の解釈  
**第 XXIV 章 法律による相続**  
 第 674 条 法律による相続  
 第 675 条 法律による相続のいくつかの場合  
 第 676 条 法律による相続人  
 第 677 条 代襲相続  
 第 678 条 養子と養父、養母と実父母との相続関係  
 第 679 条 継子と継父、継母との相続関係  
 第 680 条 妻、夫が共有財産を既に分割した、離婚申請中である、別の人と結婚している場合における相続  
**第 XXV 章 遺産の精算と分割**  
 第 681 条 共同相続人との集合  
 第 682 条 遺産分割人  
 第 683 条 精算優先順位  
 第 684 条 遺言による遺産の分割

第 685 条 法律による遺産の分割  
第 686 条 遺産分割の制限  
第 687 条 新しい相続人が出現する又は相続権が取り消される相続人がいる場合の遺産の分割

## 第 5 編 土地使用権の移転に関する規定

### 第 XXVI 章 総則

第 688 条 土地使用権取得の根拠  
第 689 条 土地使用権移転の要式  
第 690 条 土地使用権移転の価格  
第 691 条 土地使用権移転の原則  
第 692 条 土地使用権移転の効力  
第 XXVII 章 土地使用権の交換契約  
第 693 条 土地使用権の交換契約  
第 694 条 土地使用権の交換契約の主要内容  
第 695 条 土地使用権交換の各当事者の義務  
第 696 条 土地使用権交換の各当事者の権利

### 第 XXVIII 章 土地使用権の譲渡契約

第 697 条 土地使用権の譲渡契約  
第 698 条 土地使用権の譲渡契約の内容  
第 699 条 土地使用権の譲渡人の義務  
第 700 条 土地使用権の譲渡人の権利  
第 701 条 土地使用権の譲受人の義務  
第 702 条 土地使用権の譲受人の権利

### 第 XXIX 章 土地使用権の賃貸借契約、転賃貸借契約

#### 第 1 節 土地使用権の賃貸借契約

第 703 条 土地使用権の賃貸借契約  
第 704 条 土地使用権の賃貸借契約の内容  
第 705 条 土地使用権の賃貸人の義務  
第 706 条 土地使用権の賃貸人の権利  
第 707 条 土地使用権の賃借人の義務  
第 708 条 土地使用権の賃借人の権利  
第 709 条 土地使用権賃料の支払の遅滞  
第 710 条 土地の回収による損害賠償  
第 711 条 当事者の一方が死亡した場合の土地使用権の賃貸借の継続権  
第 712 条 土地使用権の賃貸借期間中の土地使用権の譲渡  
第 713 条 土地使用権の賃貸借契約の終了

#### 第 2 節 土地使用権の転賃貸借契約

第 714 条 土地使用権の転賃貸借契約

### 第 XXX 章 土地使用権の抵当契約

第 715 条 土地使用権の抵当  
第 716 条 土地使用権の抵当の範囲  
第 717 条 土地使用権の抵当権設定者の義務

第 718 条 土地使用権の抵当権設定者の権利

第 719 条 土地使用権の抵当権者の義務

第 720 条 土地使用権の抵当権者の権利

第 721 条 抵当に入れた土地使用権の処分

### 第 XXXI 章 土地使用権の贈与契約

第 722 条 土地使用権の贈与契約

第 723 条 土地使用権の贈与契約の内容

第 724 条 土地使用権の贈与者の義務

第 725 条 土地使用権の受贈者の義務

第 726 条 土地使用権の受贈者の権利

### 第 XXXII 章 土地使用権の代価による出資契約

第 727 条 土地使用権の代価による出資契約

第 728 条 土地使用権の代価による出資契約の内容

第 729 条 土地使用権の代価による出資者の義務

第 730 条 土地使用権の代価による出資者の権利

第 731 条 土地使用権の代価による出資を受ける者の義務

第 732 条 土地使用権の代価による出資を受ける者の権利

### 第 XXXIII 章 土地使用権の相続

第 733 条 土地使用権の相続

第 734 条 土地使用権を相続させる個人

第 735 条 国家から世帯に引き渡された土地の使用権の相続

## 第 6 編 知的財産権及び技術移転

### 第 XXXIV 章 著作権

#### 第 1 節 著作権

第 736 条 著作者

第 737 条 著作権の対象

第 738 条 著作権の内容

第 739 条 著作権の発生時点

第 740 条 著作権の所有者

第 741 条 共同著作者の権利分割

第 742 条 著作権の移転

第 743 条 著作権に属する財産権の譲渡契約

#### 第 2 節 著作権に関する権利

第 744 条 著作権に関する権利の対象

第 745 条 実演に対する権利の所有者と内容

第 746 条 録音版、録画版に対する権利の内容と所有者

第 747 条 放送に対する権利の内容と所有者

第 748 条 デジタルプログラムを伝播する衛星信号に対する権利の内容と所有者

第 749 条 関係する権利の譲渡

### 第 XXXV 章 工業所有権と植物品種に対する権利

第 750 条 工業所有権と植物品種に対する権利の対象

第 751 条 工業所有権と植物品種に対する権利の内容

第 752 条 工業所有権と植物品種に対する権利の取得根拠

第 753 条 工業所有権と植物品種に対する権利の移転

### 第 XXXVI 章 技術移転

第 754 条 技術移転権

第 755 条 技術移転の対象

第 756 条 移転できない技術

第 757 条 技術移転契約

## 第 7 編 外国的要素をもつ民事関係

第 758 条 外国的要素を持つ民事関係

第 759 条 ベトナム社会主義共和国の民法、

国際条約、外国法及び国際慣習の適用

第 760 条 無国籍の者、二重国籍又は多重国籍の外国人に対する法律適用の根拠

第 761 条 外国人の民法上の能力

第 762 条 外国人の民事行為能力

第 763 条 民事行為無能力者、民事行為能力喪失者又は民事行為能力制限者の確定

第 764 条 失踪者又は死亡者の確定

第 765 条 外国法人の民法上の能力

第 766 条 財産所有権

第 767 条 外国的要素を持つ法律による相続

第 768 条 遺言による相続

第 769 条 民事契約

第 770 条 契約の要式

第 771 条 隔地者間の民事契約締結

第 772 条 単独取引

第 773 条 不法行為による損害賠償

第 774 条 外国要素のある著作権

第 775 条 工業所有権及び作物の品種に対する権利

第 776 条 外国要素のある技術移転

第 777 条 提訴時効

ベトナム社会主義共和国  
国会第 7 会期, 国会 XI 期  
(2005 年 5 月 5 日~2005 年 6 月 14 日)  
民法典

2001 年 12 月 25 日付の第 10 会期, 国会 X 期の決議 51/2001/QH10 号に基づいて改正, 補充されたベトナム社会主義共和国 1992 年憲法に基づいて,  
本民法典は民事について規定する。

第 1 編  
総則

第 I 章  
民法典の任務と効力

第 1 条 民法典の任務と調整範囲

民法典は, 個人・法人・他の主体の法的地位, 対応方法の法律基準を規定し, 民事, 婚姻と家庭, 経営, 商業, 労働関係 (以下, 一般に「民事関係」と称する。)における財産, 人格についての各主体の権利と義務を規定する。

民法典の任務は, 個人・組織の合法的な権利利益, 国家の利益, 公共の利益を守り, 民事関係上の平等と法的安全を保障し, 国民の物質的・精神的需要を満たす条件を作りだすように寄与し, 社会・経済の発展を促進するものである。

第 2 条 民法典の効力

1. 民法典は, 本法典が有効となる日以降確立される民事関係に対して適用される。ただし, 本法典又は国会決議が別に規定する場合を除く。
2. 民法典は, ベトナム社会主義共和国の全領土において適用される。
3. 民法典は, ベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約の異なる規定がある場合を除き, 民法典は, 外国的要素をもつ民事関係に対しても適用される。

第 3 条 慣習適用, 法律の同様な規定の適用

法律で規定されていない又は各当事者の合意がない場合, 慣習を適用することができる, 慣習がなければ法律の同様な規定を適用することができる。慣習と法律の同様な規定は本法典で規定される諸原則に反してはならない。

第 II 章  
基本諸原則

第 4 条 自由で, 自主的に約束し, 合意する原則

民事権・民事義務の確立において自由に約束し, 合意する権利は, 法律によって保証される。ただし, 当該約束・合意が法律禁則, 社会道徳に違反しない場合に限る。  
民事関係において各当事者は完全に自主的で一方が他方に無理強い, 禁止, 強制, 脅迫, 妨害をしてはならない。  
全ての合法的な約束, 合意は各当事者に強制履行の効力を有し, そして全ての個人, 法人, 他の主体に尊重されなければならない。

第 5 条 平等原則

民事関係において, 各当事者は平等で民族・性別・社会の身分, 経済力, 信仰, 宗教, 知的レベル, 職業についての相違を理由として, 不平等に対処してはならない。

第 6 条 善意・誠実原則

民事関係上, 一方が他方を騙してはならず, 各当事者は, 民事権・民事義務確立において, 善意・誠実でなければならない。

第 7 条 民事責任の負担の原則

各当事者は, 自分の民事義務を厳正に履行し, 義務を履行しない又は正しく履行しないことに対して自分で責任を負わなければならない。自主的に履行しなければ, 法律の規定に基づいて強制されることがある。

第 8 条 道徳, 伝統の尊重原則

民事権・民事義務の確立及び履行は, 民族の特色の保護を保障し, またベトナムに住んでいる諸民族の風俗, 習慣, よい伝統, 団結, 相互扶助, 相愛, 一人が共同のため・共同が一人のためという精神及び崇高な道徳の価値を尊重し, 発揮させるものでなければならない。  
少数民族は, 自分の物質的・精神的生活の水準を一步步向上させるために民事関係において有利な環境条件がもたらされる。  
民事権・民事義務の履行において高年齢, 子, 身体障害者を扶助することが奨励される。

第 9 条 民事権の保護

1. 個人, 法人及び他の主体の民事権のすべては, 尊重され, 法律で保護される。
2. ある主体の民事権が侵犯される時その主体は本法典の規定に基づいて自分の権利を保護する権利を有し, 又は権限のある機関, 組織に以下の事を請求する権利を有する。
  - a) 自己の民事権を認める
  - b) 違反行為を終了させる
  - c) **公開で謝罪, 訂正させる**
  - d) 民事義務を履行させる
  - dd) 損害を賠償させる

第 10 条 国家の利益, 公共の利益, 他人の合法的な権利と利益の尊重原則

民事権・民事義務の確立, 履行は, 国家の利益, 公共の利益, 他人の合法的な権利・利益を侵犯してはならない。

第 11 条 法律遵守原則

民事権・民事義務の確立、履行は、本法典と法律の他の規定を遵守しなければならない。

## 第12条 和解原則

民事関係において、法律の規定に合致する各当事者間の和解が、奨励される。

民事関係の参加、民事紛争の処理において武力を使ったり、又は武力で脅かしたりしてはならない。

## 第13条 民事権・民事義務の確立の根拠

民事権・民事義務は以下の根拠から確立される。

- 1.合法的民事取引
- 2.裁判所、他の権限のある国家機関の決定
- 3.法律によって定められる法的事件
- 4.知的所有権に属する対象物である精神的価値創造
- 5.法的根拠のある財産の占有
- 6.違法行為による損害
- 7.委任のない事務取引の履行
- 8.法的根拠のない財産の占有、使用及び収益
- 9.法律で規定される他の根拠

## 第三章 個人

### 第1節

個人の民事法律能力、民事行為能力

## 第14条 個人の民事法律能力

- 1.個人の民事法律能力とは、民事権及び民事義務を有する個人の能力のことである。
- 2.すべての個人は、同等の民事法律能力を有する。
- 3.個人の民事法律能力は、その人が出生したときから発生し、その人が死亡したら、終了する。

## 第15条 個人の民事法律能力の内容

個人は、以下の民事権と民事義務を有する。

- 1.財産と結びつきがない人格権及び財産に結びつきがある人格権
- 2.財産に対する所有権、相続権、他の権利
- 3.民事関係に参加する権利及びその関係から発生する義務

## 第16条 個人の民事法律能力の非制限

法律に定められる場合を除き、個人の民事法律能力が制限されることはない。

## 第17条 個人の行為能力

個人の行為能力とは、自分の行為で、民事権・民事義務を確立し、履行する個人の能力のことである。

## 第18条 成年者、未成年者

満18歳以上の人は成年者である。18歳未満の人は未成年者である。

## 第19条 成年者の民事行為能力

本法典の第22条と第23条で規定される場合を除き、成年者は、十分な民事行為能力を有する。

## 第20条 満6歳から18歳未満の未成年者の民事行為能力

- 1.年齢に合致する日常生活需要のための取引又は法律に別の規定がある場合を除き、満6歳から18歳未満の人は、民事取引を確立し、履行するときは、法定代理人の同意を得なければならない。
- 2.民事義務の履行を担保する固有財産を有する場合、満15歳から18歳未満の人は、法定代理人の同意を得る必要がなく、自ら民事取引を確立し、履行することができる。ただし、法律に別の規定がある場合を除く。

## 第21条 民事行為能力を有しない人

6歳未満の人は、行為能力を有しない。6歳未満の人の民事取引は、法定代理人によって確立し、履行されなければならない。

## 第22条 民事行為能力の喪失

1.人が精神病又は他の病気にかかって、自分の行為を認識し、管制することができない場合、関連する権利利益を有する人の要請により、裁判所は、鑑定組織の結論に基づいて民事行為能力を喪失したと宣告する決定をする。

人の民事行為能力の喪失を宣告する根拠がなくなった場合、本人自ら又は関連する権利利益を有する人の要請により、裁判所は、民事行為能力を喪失したとの宣告決定を取り消す決定を下す。

2.民事行為能力を喪失した人の民事取引は、法定代理人によって成立し、履行されなければならない。

## 第23条 民事行為能力の制限

1.麻薬又は他の刺激物に耽溺して、家族の財産を散失させる人に対しては、関連する権利利益を有する人、関係機関・組織の要請により、裁判所は、その人が民事行為能力制限者であるとの宣告決定することができる。

2.民事行為能力制限者の法定代理人と代理範囲は、裁判所によって決められる。民事行為能力制限者の財産に関連する民事取引は、日常生活のための取引を除き、法定代理人の同意が必要である。

3.民事行為能力制限者であるとの宣告に根拠がなくなった場合、本人自ら又は関連する権利利益を有する人、関係機関・組織の要請により、裁判所は、民事行為能力を制限する宣告決定を取り消す決定する。

## 第2節 人格権

## 第24条 人格権

本法典で規定される人格権とは、法律に別の規定がある場合を除き、各個人に結び付いており他人に移転することができない民事権のことである。

## 第25条 人格権の保護

個人的人格権が侵犯されたとき、本人は、以下の権利を有する。

- 1.自分で訂正する。
- 2.違反行為を終了し、公開の謝罪、訂正をするように、違反者に要求する又は違反者に違反行為を終了させ、公開の謝罪、訂正をするよう権限のある機関、組織に要求する。
- 3.損害を賠償するように違反者を要求する又は違反者に損害を賠償させるよう権限のある機関、組織に要求する。

## 第26条 氏名に対する権利

- 1.個人は、氏名をもつ権利を有する。人の氏名は、その人の出生届の氏名に基づいて確定される。
- 2.個人は権限のある国家機関に公認された自分の氏名に従って民事権・民事義務を確立し、履行する。
- 3.偽名、筆名を使用して他人の合法的な権利利益に損害を与えてはならない。

## 第27条 氏名変更の権利

1.個人は、以下の場合において、権限のある国家機関に氏名変更を公認するように要求する権利を有する。

- a)その使用により、間違えを生じさせ、家族の感情及び自分の名誉・合法的な権利利益に影響を与える氏名を持つ人からの要求がある場合
- b)養子の氏名変更の場合は養父、養母からの要求、養子が養子を止めて、実父母につけられた氏名を取り戻す場合は本人又はその実父母の要求がある場合
- c)子の父母を確定するとき、実父、実母又は本人の要求がある場



合

- d)子の名字を父の名字から母の名字又はその逆に変更する場合
  - dd)自分の血統が不明であったが、それが判明した人が氏名を変更する場合
  - e)性別を再確定した人が氏名を変更する場合
  - g)戸籍に関する法律で規定される他の場合
- 2.満9歳以上の人の氏名変更は、本人の同意が必要である。
- 3.氏名変更は、前の氏名に従って確立された民事権・民事義務を変更させず、終了させない。

#### 第28条 民族確定の権利

- 1.個人の民族は、出生のときに実父、実母の民族に従って確定される。実父、実母が異なる民族に属する場合、子の民族は、慣習又は父母の合意により実父の民族又は実母の民族に従って確定される。
- 2.成人者、未成年者の実父と実母又は後見人は以下の場合において権限のある国家機関に対して自分の民族を確定するように要求する権利を有する。
- a)実父又は実母が異なる民族に属するならば、実父、又は実母の民族に従って再確定する。
  - b)異なる民族の養子となり、誰が実父、実母であるのかわからなかったために養父、養母の民族に従って確定された場合、実父、実母の民族に従って再確定する。
- 3.本条第2項に従って、未成年者の実父と実母又は後見人が満15歳以上の未成年者のために民族の再確定を要求する場合、当該未成年者の承諾を得なければならない。

#### 第29条 出生届の権利

個人は生まれるときに出生の届ける権利を有する。

#### 第30条 死亡届の権利

- 1.死亡者がいる場合、親族、死亡者がいる家主又は機関、組織は当該死亡者のために死亡を届けなければならない。
- 2.生まれた後に死亡した新生児は出生と死亡を届けなければならない。生まれる前に死亡した又は生まれた後すぐ死亡した場合、出生と死亡を届けなくてもいい。

#### 第31条 肖像に対する個人の権利

- 1.個人は、自分の肖像に対する権利を有する。
- 2.個人の肖像の利用は、その人の同意を得なければならない。本人が死亡したか、又は民事行為能力を喪失したか15歳未満である場合、その人の父、母、妻、夫、成人した子又は代理人の同意を得なければならない。ただし、国家の利益、公共の利益のため又は法律の別の規定がある場合を除く。
- 3.肖像を有する人の名誉、人格、信用を侵する他人の肖像使用を厳禁する。

#### 第32条 生命・健康・身体に対する安全を保障される権利

- 1.個人は、生命・健康・身体に対する安全を保障される権利を有する。
- 2.事故にあたり、病気にかかたりして生命が脅かされる人を発見するとき、発見者は、医療機関に送る責任を有する。医療機関は、その人の救命を断らず、既存の設備、能力を活用して救命しなければならない。
- 3.人の身体に対する新治療法の行使及び身体部分の麻酔、手術、切断、移植は、本人の同意を得なければならない。未成年者、民事行為能力喪失者又は意識不明の患者である場合、その人の父、母、妻、夫、成人した子又は後見人の同意を得なければならない。患者の命が脅かされていて、その人の父母、後見人又は親族の意見を待つことができない場合、治療機関の首長の決定を要する。
- 4.死体の解剖は以下の場合において実施される。
- a)死亡者の死亡前の同意を得る。
  - b)死亡者の死亡前の意見がなかった場合、その人の父、母、妻、夫、成人した子、後見人の同意を得る。

d)必要な場合において、医療機関、権限のある国家機関の決定に従う。

#### 第33条 体の部分の提供権

個人は病気の治療又は科学研究の目的で自己の身体の部分を提供する権利を有する。

体の部分の提供と使用は、法律の規定に基づいて実施される。

#### 第34条 死亡後の死体又は体の部分の提供権

個人は病気の治療又は科学研究の目的で自己の死体又は体の部分を提供する権利を有する。

死人の死体、身体部分の提供と使用は、法律の規定に基づいて実施される。

#### 第35条 人体の部分を受け取る権利

個人は自分の病気治療の為に他人の体部分を受け取る権利を有する。

商業目的で他人の体部分を受け取り、使用することを厳禁する。

#### 第36条 性を再確認する権利

個人は性を再確認する権利がある。

性の再確認は本人の性が先天性の障害又は形がまだ正確に定まらないことによって性を明確に確定するために医学の干渉が必要な場合に実施される。

性の再確認は、法律の規定に基づいて実施される。

#### 第37条 名誉、人格、威信が保護される権利

個人の名誉、人格、威信は、尊重され、法律により保護される。

#### 第38条 プライバシーの秘密に対する権利

- 1.個人のプライバシーの秘密に対する権利は、尊重され、法律により保護される。
- 2.個人のプライバシーについての情報・資料を収集し、公表することは、本人の同意を得なければならない。その人が死亡した場合は、民事行為能力を喪失した場合、15歳未満の場合、その人の父、母、妻、夫、成人した子又は代理人の同意を得なければならない。ただし、権限のある国家機関の決定に従って情報・資料を収集し、公表する場合を除く。
- 3.個人の手紙、電話、電報、その他の電子情報の形式は安全と秘密が保証される。
- 個人の手紙、電話、電報その他の形式の電子情報の検査は法律で規定されかつ権限のある国家機関の決定がある場合において行われる。

#### 第39条 婚姻権

婚姻と家族についての法律の規定に基づいて婚姻条件を整える男女は、自由に婚姻する権利を有する。

異なる民族、宗教に属する人との自由婚姻及び信仰を持つ人と信仰を持たない人との自由婚姻、ベトナム国民と外国人との自由婚姻は尊重され、法律で保護される。

#### 第40条 夫婦の平等権

夫婦は、互いに平等であり、家族や民事関係のあらゆる面において同等の権利と義務を有し、安楽で、平等、進歩的、幸福で、持続的な家庭を共に築く。

#### 第41条 家族の構成員間の世話を享受する権利

家族の構成員は、ベトナム家族の素晴らしい道徳伝統に合致する互いの世話と扶助を享受する権利を有する。

未成年者の子、孫は、父母、祖父母からの世話、扶養を享受することができ、子、孫は、父母、祖父母を尊敬し、世話し、扶養する義務を有する。

#### 第42条 離婚権

妻、夫又は夫婦の二人揃って、裁判所に離婚の非訟事件を処理するように要求する権利を有する。

#### 第 43 条 父、母、子の認定権、不認定権

1.他人の父、母又は子であると認定されない人は、自分がその人の父・母又は子であると認定するように権限のある国家機関に要求する権利を有する。

2.他人の父、母又は子であると認定される人は、自分がその人の父、母又は子ではないと認定するように権限のある国家機関に要求する権利を有する。

#### 第 44 条 養子を養う権利及び養子と認められる権利

個人の養子を養う権利及び養子と認められる権利は、法律で承認され、保護される。

養子を養うこと及び養子と認められることは、法律の規定に基づいて、実行される。

#### 第 45 条 国籍に対する権利

個人は国籍を持つ権利を有する。

ベトナム国籍の認定・変更・取得・取消しは、国籍に関する法律の規定に基づいて実行される。

#### 第 46 条 住居の不可侵の権利

個人は住居の不可侵の権利を有する。

人の住居に入るには、本人の同意を得なければならない。

他人の意思に反して住居に入ってはならない。法律で規定されかつ権限のある国家機関の決定がある場合に限り、人の住居を検査することができる。この検査は、法律で規定される手順、手続に従って実行されなければならない。

#### 第 47 条 信仰・宗教の自由権

1.個人は、どの宗教に従うか否か、信仰・宗教の自由権を有する。

2.何人も、信仰・宗教の自由権を侵犯してはならず、信仰・宗教を利用して、国家の利益、公益の利益、他人の合法的な権利利益を侵犯してはならない。

#### 第 48 条 往来・居住の自由権

1.個人は、自由に往来し、居住する権利を有する。

2.個人の往来・居住の自由権は、権限のある国家機関の決定及び法律で規定される手順、手続のみによって制限される。

#### 第 49 条 労働権

個人は労働権を有する。

すべての人は、働く権利、仕事・職業を自由に選定する権利を有する。性別、民族、社会的身分、信仰、宗教に関して差別されてはならない。

#### 第 50 条 経営の自由権

個人の経営の自由権は、尊重され、法律により保護される。

個人は、経営の方式、分野、業種を選択し、企業を設立し、契約を自由に締結し、労働者を雇う権利及び法律に規定による他の権利を有する。

#### 第 51 条 研究、創造の自由権

1.個人は、科学・技術研究、発明、創作、技術改善の発想、生産の合理化、文学・芸術を創作、評論し、他の研究・創作活動に参加する自由権を有する。

2.研究、創造の自由権は、尊重され、法律で保護される。何人も個人の研究、創造の自由権を阻止し、制限してはならない。

### 第 3 節 居所

#### 第 52 条 居所

1.個人の居所とはその人が常に生活する場所である。

2.本条第 1 項に従って個人の居所を確定することができない場合、居所は、その人が生活する場所である。

#### 第 53 条 未成年者の居所

1.未成年者の居所は、父母の居所である。父母の居所が異なる場合、未成年者の居所は、その未成年者が常に共同生活する父の居所又は母の居所である。

2.未成年者は、父母の同意を得た又は法律の規定がある場合、父母の居所と違う居所を持つことができる。

#### 第 54 条 被後見人の居所

1.被後見人の居所は、後見人の居所である。

2.被後見人は、後見人の同意を得た又は法律の規定がある場合、後見人の居所と異なる居所を持つことができる。

#### 第 55 条 夫婦の居所

1.夫婦の居所とは、夫婦が常に共同生活する居所である。

2.合意がある場合、夫婦は異なる居所を持つことができる。

#### 第 56 条 軍人の居所

1.軍事義務を履行している軍人の居所は、その軍人の部隊が駐屯するところである。

2.軍隊の士官、職業軍人、国防労働者・職員の居所は、その人の部隊が駐屯するところである。ただし、本法典第 52 条第 1 項の規定による居所を持つ人を除く。

#### 第 57 条 移動的職業をする人の居所

船舶、船、移動的職業を営む他の手設で移動的職業をする人の居所は、それらの人が本法典第 52 条第 1 項の規定による居所をもつ場合を除き、その船舶、船、他の手段が登記される場所である。

### 第 4 節 後見

#### 第 58 条 後見

1.後見とは、未成年者、民事行為能力喪失者（以下、一般に「被後見人」と称する。）の世話及び合法的な権利利益の保護を行うために個人、組織又は国家機関（以下、一般に「後見人」と称する。）が法律に定められ又は選定されることである。

2.被後見人は、以下のとおりである。

a)すでに父母がない、父母を確定できない、父母ともに民事行為能力を喪失している若しくは民事行為能力が制限され、裁判所に父母の権利を制限されている、又は父母が、その未成年者を世話し、教育することができず、父母によって要求される場合の未成年者

b)民事行為能力喪失者

3.本条第 2 項 a 号で規定される 15 歳未満の及び本条第 2 項 b 号で規定される人は、後見人が必要である。

1 人で複数人の後見人となることができる。ただし、本法典第 61 条第 2 項又は第 62 条第 3 項の規定に基づいて後見人が父母又は祖父母である場合を除き、1 人の後見人にしかなれない。

#### 第 59 条 後見の監査

1.被後見人の親族は後見を行うにあたり、後見人を監視、督促、又は検査し、後見に関連する後見人の提案や陳情を検討し、速やかに処理する監査人である代理人を選定する責任を負う。

後見を監督する親族は下記の人を含む。

被後見人の妻、夫、父、母、子。

上述親族のうち誰もいなければ後見を監督する親族は下記の人を含む。

被後見人の父方祖父、父方祖母、母方祖父、母方祖母、実兄、実姉、実妹、実弟

上述親族のうち誰もいなければ後見を監督する親族は下記の人を

含む。

被後見人の父方伯父・伯母，父方叔父・叔母，母方伯父・伯母，母方叔父・叔母

- 2.本条1項に規定した被後見人に後見を監督する親族がいけない又は親族が後見の監査人を選定することができない場合，後見人が居住する村，街区，町人民委員会が後見の監査人を選定する。
- 3.後見を監督する親族は十分な民事行為能力を有する人でなければならない。

#### 第60条 個人である後見人の条件

以下の条件を整える人は，後見人となることができる。

- 1.十分な民事行為能力を有する。
- 2.良い道德品格を有し，刑事責任を追及されていない人又は他人の健康，名誉，品格，財産を故意に侵犯する罪により有罪宣告されていたが犯歴を抹消されている人。
- 3.後見の履行を保証する必要な条件をもつ。

#### 第61条 未成年者の当然後見人

すでに父母がない，父母を確定できない，又は父母ともに民事行為能力を喪失している若しくは民事行為能力が制限され，裁判所に父母の権利を制限されている，又は父母がその未成年者を扶養し，教育することができず，父母が要求される場合，未成年者の当然後見人は以下のとおり確定される。

- 1.実の兄姉に別の合意がなければ，成年者の長兄又は長姉は，未成年者の弟妹の後見人となり，長兄又は長姉が後見人となる条件を整えていない場合，次の兄姉が，後見人になる。
- 2.実の兄姉がいけない，又は実の兄姉が後見人となる条件を整えていない場合，父方の祖父母，母方の祖父母が後見人になり，これら親族に後見人となる条件を整えた何人もいない場合，父方伯父・伯母，父方叔父・叔母，母方伯父・伯母，母方叔父・叔母が後見人となる。

#### 第62条 民事行為能力喪失者の当然後見人

- 1.妻が民事行為能力を喪失する場合，夫は，後見人になり，夫が民事行為能力を喪失する場合，妻は後見人となる。
- 2.父母ともに民事行為能力を喪失したか，又は一方が民事行為能力を喪失し，他方は後見人となる条件を整えていない場合，長子が，後見人になり，長子が後見人となる条件を整えていない場合，次子が，後見人になる。
- 3.民事行為能力を喪失している成年者がまだ婚姻していない，子がまだいない，又は婚姻していて，子がいるが，その人の妻又は夫，子が後見人となる条件を整えていない場合，父母が，後見人になる。

#### 第63条 後見人の選定

未成年者又は民事行為能力を喪失した者が，本法典第61条と第62条で規定される当然後見人がいない場合，被後見人が居住する村，街区，町人民委員会は後見人を選定するか又は後見を担当するよう一組織を提言する責任を負う。

#### 第64条 後見人の選定の手続

- 1.後見人の選定は，文書に作成され，その文書の中には，後見人を選定した理由，後見人の具体的な権利と義務，被後見人の財産の状態について明確に記入しなければならない。
- 2.後見人の選定は，被後見人の同意を得なければならない。

#### 第65条 15歳未満の被後見人に対する後見人の義務

15歳未満の被後見人の後見人は，以下の義務を有する。

- 1.被後見人を世話し，教育する。
- 2.法律において15歳未満の人が自分で民事取引を確立し，履行することができるという規定がある場合を除き，民事取引において被後見人の代理をする。
- 3.被後見人の財産を管理する。
- 4.被後見人の合法的な権利利益を保護する。

#### 第66条 満15歳から18歳未満の被後見人に対する後見人の義務

満15歳から18歳未満の被後見人の後見人は，以下の義務を有する。

- 1.法律において満15歳から18歳未満の人が自ら民事取引を確立し，履行することができるという規定がある場合を除き，民事取引において被後見人を代理する。
- 2.被後見人の財産を管理する。
- 3.被後見人の合法的な権利利益を保護する。

#### 第67条 民事行為能力を喪失している被後見人の後見人の義務

民事行為能力を喪失している被後見人の後見人には，以下の義務がある。

- 1.被後見人の世話をし，病気の治療を保障する。
- 2.民事取引において被後見人を代理する。
- 3.被後見人の財産を管理する。
- 4.被後見人の合法的な権利利益を保護する。

#### 第68条 後見人の権利

後見人は，以下の権利を有する。

- 1.被後見人の財産を使って被後見人を世話し，必要な需要を満たす。
- 2.被後見人の財産を管理するのに必要な費用を精算してもらう。
- 3.被後見人の合法的な権利利益を保護するために，民事取引の確立・履行において，被後見人を代理する。

#### 第69条 被後見人の財産の管理

- 1.後見人は，被後見人の財産を自己の財産のように管理する責任がある。
  - 2.後見人は被後見人の利益のために被後見人の財産に関する取引を行うことができる。価値の大きな被後見人の財産について，売却，交換，賃貸借，使用貸借，質入れ，抵当の設定，寄託及びその他の取引をするためには，後見監督者の同意を得なければならない。
- 後見人は，被後見人の財産を他人に贈与することができない。
- 3.被後見人の財産に関する後見人と被後見人との全ての民事取引は，無効である。ただし，被後見人の利益のために行われ，後見監督者の同意がある取引を除く。

#### 第70条 後見人の変更

- 1.後見人は，以下の場合において変更される。
  - a)後見人が，本法典第60条で規定される条件を満たさなくなる。
  - b)個人である後見人が死亡するか，裁判所に失踪宣告され，後見を行う組織が活動を終了した。
  - c)後見人が後見について重大な義務違反を犯した。
  - d)後見人が変更を要求し，他の人が後見を引き受けた。
- 2.当然後見人の変更の場合において，本法典第61条と第62条で規定される人は，当然後見人になる。当然後見人がいない場合，後見人の選定は，本法典第63条の規定に基づいて行われる。
- 3.選定された後見人を変更する手続は，本法典第64条と第71条の規定に基づいて行われる。

#### 第71条 選定された後見人への後見の引渡し

- 1.選定された後見人を変更した場合，新後見人が決められてから15日以内に，後見を行使していた人は，自分の代わりにの人に後見を引き渡さなければならない。
- 2.後見の引渡しには，文書が作成されなければならない。その文書に後見を引き渡した理由及び引き渡しの時点における被後見人の財産の状態を明確に記入しなければならない。後見人を選定した人及び後見の監督者は，後見の引渡しに立ち会う。
- 3.個人である後見人が死亡した，裁判所から民事行為能力の制限，民事行為能力喪失若しくは失踪の宣告を受けた，又は後見を行う組織が活動を終了したとの理由で後見人を変更する場合，後見人

を選定した人は、新後見人に後見を引き渡すために、後見監督者の立会いの下で、被後見人の財産の状態及び後見の実施過程において発生した権利義務を調書に明記する。

4.選定された後見人に対する後見の引渡しは、新後見人が居住する村、街区、町人民委員会の承認を得なければならない。

#### 第72条 後見の終了

後見は、以下の場合において終了する。

- 1.被後見人が、十分な民事行為能力を有するようになった。
- 2.被後見人が死亡した。
- 3.被後見人の父母が、自己の権利義務を履行することができるようになった。
- 4.被後見人が養子になった。

#### 第73条 後見終了の結果

1.後見が終了したとき、後見が終了してから3か月以内に、後見人は、被後見人又は被後見人の父母に対して、財産を精算しなければならない。

被後見人が死亡した場合、後見人は、後見が終了してから3か月以内に、死亡者の相続人に対して、財産を精算しなければならない。その期限が到来してもなお相続人が確定されないときは、後見人は、被後見人の財産が相続に関する法律の規定に基づいて処理されるまで、その財産を継続して管理し、後見人の居住する場所における村、街区、町人民委員会に通知しなければならない。財産の精算は、後見の監督者の監視において行われる。

2.被後見人の利益のために民事取引によって発生された権利と義務は下記の通りに実施される。

- a)民事行為能力を有するようになったとき、被後見人に移転する。
- b)本法典第72条第3項第4項の規定の場合に被後見人の父母に移転する。
- c)被後見人が死亡した場合、被後見人の相続人に移転する。

### 第5節

#### 居所不在者の搜索の通告 失踪宣告、死亡宣告

第74条 居所不在者の搜索、不在者の財産管理の通告の要求  
不在者が6か月以上消息を絶っているとき、利害関係者は、民事訴訟に関する法律の規定に基づいて不在者を搜索するように裁判所に要求し、また本法典第75条の規定に基づいて不在者の財産を管理するように裁判所に要求する権利を有する。

#### 第75条 居所不在者の財産管理

1.場合に依りて利害関係者の要求により、裁判所は、居所不在者の財産を以下の人に管理させる。

- a)不在者から管理を委任された財産については、被委任者は引き続き管理する。
- b)共有財産については、残った共有者が管理する。
- c)妻又は夫が現に管理している財産については、妻又は夫が引き続き管理する。妻又は夫が死亡し、又は民事行為能力を喪失し、民事行為能力を制限された場合は、成年者の子又は不在者の父母が管理する。

2.本条第1項にあたる人がいない場合、裁判所は、居所不在者の親族の中から一人を指名してその人の財産を管理させる。親族がいなければ、裁判所は他の人を指名して管理させる。

#### 第76条 居所不在者の財産の管理者の義務

居所不在者の財産の管理者には、以下の義務がある。

- 1.不在者の財産を自己の財産のように保持し、保管する。
- 2.財産が破損するおそれのある収穫物その他の製品であるときは直ちに売却する。
- 3.裁判所の決定に従い、不在者の財産でその人の扶養料の支払義務を履行し、期限の到来した借金を返済する。
- 4.不在者が戻ったときは、その財産を返還し、裁判所に通知しな

ければならない。財産管理について過失により損害を与えた場合、損害を賠償しなければならない。

#### 第77条 居所不在者の財産の管理者の権利

居所不在者の財産の管理者は、以下の権利を有する。

- 1.不在者の利益のために財産を管理する。
- 2.不在者の財産の一部を引き出して、不在者の扶養義務を履行し、期限の到来した借金を返済する。
- 3.財産管理に必要な費用を精算することができる。

#### 第78条 人の失踪宣告

1.2年にわたって消息を絶った人を、民事訴訟に関する法律の規定に基づいて通告し、搜索するように努力を尽くしたにもかかわらず、その人が生存しているか死亡したかという確実な便りがない場合、利害関係者の要求により、裁判所は、その人につき失踪宣告をする。2年の期間は、その人に関する最後の情報を知った日から起算する。最後の情報を知った日が確定されない場合、2年の期間は、最後の情報を知った月の翌月の最初の日から起算する。最後の情報を知った日、月が確定されない場合、その期間は、最後の情報を知った年の翌年の最初の日から起算する。

2.失踪宣告を受けた人の妻又は夫が離婚届を提出した場合、裁判所は離婚を認めて解決する。

#### 第79条 失踪宣告を受けた人の財産の管理

本法典第75条第1項の規定に基づいて居所不在者の財産を管理している人は、裁判所から失踪宣告を受けた人の財産を引き続き管理し、本法典第76条と第77条に規定する権利と義務を有する。裁判所が失踪宣告を受けた人の妻又は夫の離婚を認めた場合、失踪者の財産は、成年者の子又は不在者の父母に管理される。そのような人がいない場合、失踪者の親族に財産を管理させる。親族がいらない場合、裁判所は他の人を指名して管理させる。

#### 第80条 人の失踪宣告の決定破棄

- 1.失踪宣告を受けた人が戻ったか、又は生存しているという確実な知らせがあるとき、その人又は利害関係者の要求により、裁判所は、その人の失踪宣告の決定を破棄する決定を下す。
- 2.失踪宣告を受けた人が戻ってきた人は、財産管理のための費用を精算してから、財産管理者から財産を取り返すことができる。
- 3.失踪宣告を受けた人の妻又は夫の離婚が既に認められた場合、失踪宣告を受けた人が戻ったか、又は生存しているという確実な知らせがあっても、離婚を認める決定はなお法的効力を有する。

#### 第81条 人の死亡宣告

1.利害関係者は、以下の場合において、人の死亡宣告をするように裁判所に要求することができる。

- a)裁判所の失踪宣告決定が法的効力が生じた日から3年後、なお生存しているという確実な情報がない場合
  - b)戦争中に消息を絶って、戦争が終わった日から5年後、なお生存しているという確実な情報がない場合
  - c)事故又は大災害、天災にあって、その事故又は大災害、天災が終了した日から1年後、なお生存しているという確実な情報がない場合。ただし、法律に別の規定がある場合を除く。
  - d)継続して5年間以上にわたり、消息を絶って、生存しているという確実な情報がない場合。5年の期間は、本法典第78条第1項の規定に基づいて計算する。
- 2.それぞれの場合に従い、裁判所は、本法典本条第1項の規定の諸場合に基づいて、死亡宣告を受けた人の死亡した日を確定する。

#### 第82条 裁判所から死亡宣告を受けた人の人格関係と財産関係

- 1.人に対する裁判所の死亡宣告決定に法的効力が生じたときは、その人の婚姻・家族関係、又は人格関係は、死亡した人と同じように処理される。
- 2.裁判所から死亡宣告を受けた人の財産関係は死亡した人と同じように処理され、その人の財産は相続に関する法律に従って処理

される。

#### 第 83 条 死亡宣告決定の破棄

1. 死亡宣告を受けた人が戻った、又は生存しているという確実な情報があるときは、その人又は利害関係者の要求により、裁判所は、死亡宣告の決定を破棄する決定をする。

2. 以下の各場合を除き、死亡宣告を受けた人の人格関係は、裁判所が、死亡宣告の決定を破棄する決定をしたときから回復する。

a) 死亡宣告を受けた人の妻又は夫が本法典 78 条 2 項に基づき裁判所により離婚を認められた場合、離婚決定は引き続き法的効力を有する。

b) 死亡宣告を受けた人の妻又は夫が他の人と婚姻している場合、その婚姻は法的効力を有する。

3. 死亡宣告を受けたが、まだ生存している人は、相続財産を引き受けた人に対して現在残っている財産、財産の価値を返還するように要求する権利を有する。

死亡宣告を受けた人の相続人がその人が生存していることを知っているが、わざと隠して相続財産を享受しようとする場合、その人は、引き受けた天然果実と法定果実を含む財産の全部を返還しなければならない。損害を与えた場合、損害を賠償しなければならない。

### 第 IV 章

#### 法人

##### 第 1 節

##### 法人についての総則

#### 第 84 条 法人

法人と認められる組織は、以下の条件を満たす組織である。

1. 合法的に設立された。
2. 確固たる組織構成を有する。
3. 他の個人、組織と独立した財産を有して、その財産をもって自ら責任を負う。
4. 自分の名義をもって独立で法的関係に参加する。

#### 第 85 条 法人設立

法人は、個人、組織の創意、又は権限のある国家機関の決定に基づいて設立される。

#### 第 86 条 法人の民事行為能力

1. 法人の民事行為能力とは、自分の事業目的に合致する民事権・民事義務を有する法人の能力のことである。
2. 法人の民事行為能力は合法的に設立される時点から発生し、法人が終了した時点まで終了する。
3. 法人の法定代理人又は委任代理人は、民事関係において法人の名義を持つ。

#### 第 87 条 法人の名称

1. 法人は、ベトナム語による名称を持たなければならない。名称は、法人の組織形態を明確に表明し、同じ事業の分野における他の法人と区別するものである。
2. 法人は、民事取引において自分の名称を使わなければならない。
3. 法人の名称は、法律で承認され、保護される。

#### 第 88 条 法人の定款

1. 法律の規定により、法人が定款を作成すべき場合、その法人の定款は、発起人の全員又は構成員大会によって採択されなければならない。法律の規定がある場合、法人の定款は権限のある国家機関に承認されなければならない。

2. 法人の定款には、以下の主要な内容が記載される。

- a) 法人の名称
- b) 事業の目的と範囲
- c) 事務所

d) 定款資本（決めた場合）

dd) 組織構造、選任、選出、任命、免職、更迭に関する規定。統轄部門と他の部門における職名の任務と権限。

e) 構成員の権利と義務

g) 定款の変更と追加に関する規定

h) 法人の新設合併、吸収合併、分割、分離、解散に関する条件

3. 法律の規定がある場合、法人の定款の改正、補充は権限のある国家機関に承認されなければならない。

#### 第 89 条 法人の統轄部門

1. 法人は、統轄部門を設置しなければならない。
2. 法人の統轄部門の組織構造・任務・権限は、法人の定款又は法人設立決定書に記載されなければならない。

#### 第 90 条 法人の事務所

法人の統轄部門が置かれる場所が、法人の事務所である。

法人の連絡住所は法人の事務所の住所である。法人は、別の場所を連絡住所に選定することができる。

#### 第 91 条 法人の代理

1. 法人の代理は、法定代理であっても委任代理であってもよい。法人の代理人は本法典第 1 編 7 章にある代理に関する規定を遵守しなければならない。

2. 法人の法定代理は、法人設立決定書又は法人の定款において規定される。

#### 第 92 条 法人の駐在員事務所、支店

1. 法人は、法人の事務所と違う場所において駐在員事務所、支店を開設することができる。

2. 駐在員事務所とは、法人の附属部門であり、法人の利益のために、委任による代理の任務を有し、その利益の保護を実行するものである。

3. 支店とは、法人の附属部門であり、委任による代理機能を含め、法人の機能の全部又は一部を実行する任務を有する。

4. 駐在員事務所、支店は、法人ではない。駐在員事務所の所長、支店の店長は、委任される期間内に法人の委任により任務を履行する。

5. 法人は、駐在員事務所、支店によって確立され、履行された民事取引から発生した民事権・民事義務を有する。

#### 第 93 条 法人の民事責任

1. 法人は、代理人によって法人の名義をもって確立され、履行される民事権・民事義務の履行について民事責任を負わなければならない。

2. 法人は自己の財産をもって民事責任を負う。法人は、法人の名義なくして法人の構成員によって確立され、履行される民事義務について、その構成員に代わって責任を負わない。

3. 法人の構成員は、法人によって確立され、履行される民事義務について、法人に代わって責任を負わない。

#### 第 94 条 法人の新設合併

1. 同種類の法人は、各法人の定款の規定、合意又は権限のある国家機関の決定に基づいて新設合併をして新しい法人を作ることができる。

2. 合併した後、以前の法人は終了する。以前の法人の民事権・民事義務は、新法人に引き渡される。

#### 第 95 条 法人の吸収合併

1. 法人（以下、「被合併法人」と称する。）、各法人の定款の規定、合意又は権限のある国家機関の決定に基づいて同種類の他の法人（以下、「合併法人」と称する。）と吸収合併をすることができる。

2. 合併した後、被合併法人は終了する。被合併法人の民事権・民事義務は、合併法人に引き渡される。

#### 第96条 法人の分割

- 1.法人は、法人の定款又は権限のある国家機関の決定に基づいて複数の法人に分割することができる。
- 2.分割した後、被分割法人は、終了する。被分割法人の民事権・民事義務は、各新法人に引き渡さる。

#### 第97条 法人の分離

- 1.法人は、法人の定款又は権限のある国家機関の決定に基づいて複数の法人に分離することができる。
- 2.分離した後、被分離法人と分離された法人はそれぞれの法人の事業の目的に合致する自分の権利と義務を履行する。

#### 第98条 法人解散

- 1.法人は、以下の場合において解散される。
  - a)法人の定款の規定による場合
  - b)権限のある国家機関の決定による場合
  - c)法人の定款又は権限のある国家機関の決定書に記載される活動期間の満了
- 2.解散する前に、法人は、財産義務を完全に履行しなければならない。

#### 第99条 法人終了

- 1.法人は、以下の場合において終了する。
  - a)本法典第94条、第95条、第96条、第98条にいう法人の新設合併、法人の吸収合併、法人分割、法人解散
  - b)倒産についての法律の規定に基づき倒産宣告を受けた場合
- 2.法人の終了は、法人登記簿に記載されるその法人の名称が取り消された時点からである。
- 3.法人が終了する場合、法人の財産は法律の規定に基づいて処理される。

### 第2節 法人の種類

#### 第100条 法人の種類

法人には、以下の種類がある。

- 1.国家機関、人民武装部隊
- 2.政治組織、政治・社会組織
- 3.経済組織
- 4.政治社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織
- 5.社会基金、慈善基金
- 6.本法典第84条に規定される条件を整える他の組織

#### 第101条 法人たる国家機関、人民武装部隊

- 1.国家管理機能を実行し、経営目的のためではない他の機能を実行するために、国家から財産を引き渡される国家機関、人民武装部隊は、民事関係に参加するとき、法人とする。
- 2.国家機関、人民武装部隊は、国家予算から得た経費をもって、自己の機能、任務の履行に関連する民事責任を負う。
- 3.国家機関、人民武装部隊が法律の規定により収益活動を実行する場合、収益活動から受けた財産をもって、その活動に関連する民事責任を負わなければならない。

#### 第102条 法人たる政治組織、政治・社会組織

- 1.定款による政治・社会の目標を達成するために、自己の所有に属する財産を管理し、使用し、処分する政治組織、政治・社会組織は、民事関係に参加するとき、法人とする。
- 2.政治組織、政治・社会組織の財産は、構成員に分割することができない。
- 3.政治組織、政治・社会組織は、法律の規定により民事責任の負担のために使用されない財産を除き、自己の財産をもって民事責任を負う。

#### 第103条 法人たる経済組織

- 1.国有企業、合作社、有限責任会社、株式会社、外資系企業、本法典第84条による条件を整える他の経済組織は、法人とする。
- 2.経済組織は、定款を持たなければならない。
- 3.経済組織は、自己の財産をもって民事責任を負う。

#### 第104条 法人たる政治社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織

- 1.権限のある国家機関の許可によって設立され、定款が承認され、また会員の一般的需要と組織の目的のために財産又は会費を自主的に提供する個人・組織である会員をもつ政治社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織は、民事関係に参加するとき、法人とする。
- 2.政治社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織は、自己の財産をもって民事責任を負う。
- 3.政治社会・職業組織、社会社会・職業組織が事業活動を終了する場合、その組織の財産を会員に分割してはならず、法律の規定に基づいて処理しなければならない。

#### 第105条 法人たる社会基金、慈善基金

- 1.権限のある国家機関の許可によって設立され、定款が承認されて、文化科学慈善の促進及び収益目的ではない他の社会人道的な目的の達成を奨励するために、事業活動をする社会基金、慈善基金は、民事関係に参加するとき、法人である。
  - 2.社会基金、慈善基金の財産は、法律の規則により、基金の定款で定められる基金の事業活動の目的に合致するように管理され、使用され、処分される。
  - 3.社会基金、慈善基金は、基金の財産の範囲において、権限のある国家機関に承認された定款に定められる事業活動しか行うことができず、その財産をもって民事責任を負う。
  - 4.社会基金、慈善基金を設けた組織は、自己の所有に属する財産をもって基金の事業活動に関する民事責任を負わなければならない。基金が活動している過程において基金の財産を分割してはならない。
- 社会基金善意基金が事業活動を終了する場合、基金の財産を創立者に分割してはならず、法律の規定に基づいて処理しなければならない。

### 第V章 世帯、組合

#### 第1節 世帯

#### 第106条 世帯

構成員が、農・林・漁業生産あるいは法律で規定される他の生産・経営のいくつかの分野における経済共同活動を行うために共有財産を持ち、労力を共に提供する世帯は、その分野に属する民事関係に参加するとき、主体となる。

#### 第107条 世帯の代理

- 1.世帯主とは、世帯の共同利益のための民事取引における世帯の代理者のことである。父母又は成年者である他の構成員は、世帯主となることができる。
- 世帯主は、民事関係において、成年者である他の構成員を世帯の代理として委任することができる。
- 2.世帯の代理人によって世帯の共同利益のために確立され、履行される民事取引は、世帯全体の権利義務を発生させる。

#### 第108条 世帯の共有財産

世帯の共有財産は世帯の土地所有権、森林、植林所有権、世帯の構成員が提供し、ともに作り出した若しくは共同で贈与を受けた財産、相続財産、及び構成員が世帯の共有財産であると合意した他の財産を含む。

#### 第 109 条 世帯の共有財産の占有、使用、処分

- 1.世帯の構成員は合意した方式に従い、世帯の財産を占有、使用する。
- 2.世帯の生産材料、価値の大きい共有財産の処分は世帯の満 15 歳以上の構成員全員の同意を得なければならない。その他の共有財産に対しては多数の満 15 歳以上の構成員の同意を得なければならない。

#### 第 110 条 世帯の民事責任

- 1.世帯は、世帯の代理人によって世帯の名義をもって確立され、履行される民事権・民事義務の履行に関する民事責任を負う。
- 2.世帯は、世帯の共有財産をもって民事責任を負う。世帯の共有財産が世帯の共同義務の履行において不足がある場合、構成員は、自己の財産をもって連帯責任を負う。

### 第 2 節 組合

#### 第 111 条 組合

- 1.一定の事業を行って利益を享受するとともに責任を負うために、3 人以上の個人が財産、労務を共に提供して、村、街区、町人民委員会に確認された組合契約に基づいて成立される組合は、民事関係における主体である。  
法律の規定により法人となる条件が整っている組合は、権限のある国家機関において、法人として事業活動を登記する。
- 2.組合契約は、以下の主要な内容を有する。
  - a)組合契約の目的、期間
  - b)組合長、組員の氏名、住居
  - c)財産の提供比率（ある場合）。組合員間におけるの天然果実、法定果実の分配方法
  - d)組合長、組合員の権利、義務及び責任
  - dd)新組合員の参加の条件及び組合からの脱退の条件
  - e)組合終了の条件
  - g)その他の合意

#### 第 112 条 組合の組合員

組合の組合員は、十分な民事行為能力を有する満 18 歳以上の個人である。  
組合は、一定の業務を行うために、組合員ではない人と労働契約を締結することができる。

#### 第 113 条 組合の代理

- 1.民事取引において、組合員が選んだ組合長が組合を代理する。組合の組合長は、組合に必要な、一定の事業の一部の実行を組合員に委任することができる。
- 2.組合員の多数決に従い、組合長が組合の活動目的のために確立し、実行した民事取引は、組合全体に対して権利義務を生じさせる。

#### 第 114 条 組合の財産

- 1.組合員が提供する財産、共に作り出した財産、及び組員の全員のために贈与された財産は、組合の共有財産である。
- 2.組合員は、合意の方式に基づいて組合の財産を管理し、使用する。
- 3.生産原材料である組合の財産に対する処分は、組合員全員の同意がなければならない。他の財産に対しては、多数の組合員の同意がなければならない。

#### 第 115 条 組合員の義務

- 組合員は、以下の義務を有する。
- 1.平等互恵、相互扶助、組合の共同利益の保証という原則に基づき協力を実施する。
  - 2.組合に対して自己の過失に基づく損害を賠償する。

#### 第 116 条 組合員の権利

- 組合員は、以下の権利を有する。
- 1.合意により、組合の事業から受け取った天然果実と法定果実を享受することができる。
  - 2.組合の事業に関連する問題決定に参加し、組合の事業を検査する。

#### 第 117 条 組合の民事責任

- 1.組合の代理者によって組合の名義をもって確立され、履行される民事義務の履行に関して民事責任を負う。
- 2.組合は、組合の財産をもって責任を負う。組合の財産が組合の共同義務の履行に不足である場合、組合員は、自己の財産をもって提供した分に相当する分に応じて連帯して責任を負う。

#### 第 118 条 新組合員の参加

他の合意がある場合を除き、組合は、多数の組合員の同意により、新組合員を受け入れることができる。

#### 第 119 条 組合からの脱退

- 1.組合員は、合意した条件により組合から脱退することができる。
- 2.組合から脱退する組合員は、自己の提供した財産を取り戻し、共有財産から自己の持分の分割を要求する権利を有し、合意により組合に対する自己の義務を精算しなければならない。財産を現物で分割するのが組合の事業の継続に影響を与える場合、財産は金銭に換算され、分割される。

#### 第 120 条 組合の終了

- 1.組合は、以下の場合において、終了する。
  - a)組合契約に記載された期間が終了した。
  - b)協力する目的が達成された。
  - c)組合員が、組合を終了することを合意した。終了する場合、組合は、組合契約を確認した村、街区、町人民委員会に通知しなければならない。
- 2.組合は、法律の規定がある場合において権限のある国家機関の決定に基づいて終了する。
- 3.終了する場合、組合は、組合の負債を清算しなければならない。組合の財産が負債返済に不足する場合、本法典第 117 条の規定に基づいて組合員自身の財産をもって精算しなければならない。負債の精算後、なお財産が残っている場合、他の合意がある場合を除き、各自の提供した分に相当するより比率で組合員に分配される。

### 第 VI 章 民事取引

#### 第 121 条 民事取引

民事取引とは、民事権・民事義務を発生、変更、終了させる契約又は一方的な法律行為をいう。

#### 第 122 条 民事取引が効力を有する条件

- 民事取引は、以下の条件を整えるとき、効力を有する。
- 1.民事取引に参加する人が、民事行為能力を有する。
  - 2.民事取引の目的と内容が、法律の禁則に違反せず、社会道徳に反しない。
  - 3.民事取引に参加する人は、完全に自主的である。
  - 4.民事取引の形式は、法律の規定がある場合に取引の効力要件である。

#### 第 123 条 民事取引の目的

民事取引の目的は、各当事者がその取引を確立するときに、達成しようとする合法的利益である。

#### 第 124 条 民事取引の要式

- 1.民事取引は、言葉、文書又は具体的行為によって体现される。

データ情報の形式により電子的方法（電子メディア）を通じて行われる民事取引文書による取引と見なされる。

2.法律において、民事取引が、文書による体现、公証、確証、登記又は許可申請をしなければならないことを規定する場合、その規定を遵守しなければならない。

#### 第 125 条 条件付きの民事取引

1.各当事者が民事取引を発生又は取り消す条件を合意する場合、その条件が発生したときに、民事取引は発生し又は取り消される。  
2.民事取引を発生又は取り消す条件が一方の当事者又は第三者の阻害行為によって成立しない場合には、その条件は発生したとみなし、民事取引を発生又は取り消す条件の成立を故意に促す一方の当事者又は第三者の作用がある場合には、その条件は発生しなかったとみなす。

#### 第 126 条 民事取引の解釈

1.民事取引が異なる意味で理解される場合、その民事取引の解釈は下記の順位で実施される

- 取引を確立したときの各当事者の真の意向に沿うものとする。
- 取引の目的に適合する意味になるようにする。
- 取引が確立された場所の慣習による。

2.契約の解釈は本法典第 409 条、遺言の内容の解釈は本法典 673 条に基づいて行う。

#### 第 127 条 無効な民事取引

本法典第 122 条に規定する条件を欠く民事取引は、無効である。

第 128 条 法律の禁則の違反、社会道徳に反した無効な民事取引  
法律禁止規制に違反し、社会道徳に反する内容をもつ民事取引は、無効である。

法律の禁則とはある主体に一定の行為を許可しない法律規定をいう。  
社会の道徳とは共同体に認められ、尊重される社会生活における人間同士の共通の行動基準をいう。

#### 第 129 条 偽装による無効な民事取引

各当事者が、他の取引を隠すために取引を偽装的に確立するとき、偽装的取引は、無効となるが、隠された取引は、なお有効である。ただし、その取引が本法典の規定により無効となる場合を除く。  
第三者に対する義務を回避するために取引を確立する場合、当該取引は無効になる。

第 130 条 未成年者、民事行為能力喪失者、民事行為能力制限者によって確立され、履行される無効な民事取引

未成年者、民事行為能力喪失者、民事行為能力制限者によって確立され、履行された民事取引について、法律が、代理人によって確立され、履行されなければならないと規定しているときは、その代理人の要求により、裁判所は、その取引の無効を宣言する。

#### 第 131 条 錯誤による無効な民事取引

確立された民事取引について、一方当事者の過失により他方当事者がその内容を錯誤した場合、錯誤した当事者はその取引の内容を変更するように相手方に要求する権利を有する。他方の当事者が、取引内容の変更を認めない場合、錯誤者は、裁判所にその取引の無効を宣言するように要求する権利を有する。  
一方の当事者の故意により他方の当事者に取引の内容を錯誤させた場合、本法典第 132 条の規定に基づき処理する。

#### 第 132 条 詐欺、脅迫による無効な民事取引

詐欺又は脅迫されたことによって民事取引に参加した当事者は、裁判所にその取引の無効を宣言するように要求する権利を有する。民事取引における詐欺とは、他方の当事者に対して、取引の対象物の主体、性質又は内容に関する誤解を生じさせて取引を確立させる、一方の当事者又は第三者の故意ある行為のことである。

民事取引における脅迫とは、自己又は父、母、妻、夫、子の生命、健康、名誉、威信、人格、財産に関する損害を避けるために、他方の当事者に対して民事取引の履行を強いる一方当事者又は第三者による故意ある行為のことである。

第 133 条 取引を確立した人が自己の行為を認識できず、制御できないことによる無効な民事取引

民事行為能力を有していたものの民事取引を確立した時点では自己の行為を認識できず、制御できなかった当事者は、裁判所にその取引の無効を宣告するように要求する権利を有する。

#### 第 134 条 要式の不遵守による無効な民事取引

法律に、民事取引の要式は民事取引の効力要件であるとの規定があるが、当事者が従わない場合、一方の当事者又は複数の当事者の要求により、裁判所又は他の権限のある国家機関は、各当事者に一定期間において取引の要式に関する規定を順守するように決定を出す。その期限が過ぎても、なお当事者が実行しない場合、その取引は無効となる。

#### 第 135 条 部分的に無効となる民事取引

部分的に無効となる民事取引とは、取引の一部が無効となるが、取引の残りの部分の効力に影響を与えないことである。

#### 第 136 条 裁判所に対して取引の無効宣告を要求する時効

1.本法典第 130 から第 134 条までに規定される裁判所に対して取引の無効宣告を要求する時効は、民事取引が確立された日から 2 年である。

2.本法典第 128 と第 129 条で規定される民事取引に対しては、裁判所に取引の無効宣告を要求する時効は、制限されない。

#### 第 137 条 無効な民事取引の法的効果

1.無効な民事取引は、確立時点から各当事者の民事権・民事義務を発生・変更・終了させない。

2.民事取引が無効となる場合、各当事者が当初の状態を回復し、受け取った物を互いに返還する。取引財産、得た天然果実、法定果実が法律の規定によって没収される場合を除き、現物で返還できない場合、金銭で返還しなければならない。過失により損害を与えた当事者は、損害を賠償しなければならない。

第 138 条 民事取引が無効となる場合における善意の第三者の権利の保護

1.民事取引が無効となったが、所有権登記を要しない動産である取引財産が他の取引によって善意の第三者に引き渡された場合、第三者との取引は引き続き有効である。ただし、本法典第 257 条の規定の場合を除く。

2.所有権登記を要する動産又は不動産である取引財産が他の取引によって善意の第三者に引き渡された場合、第三者との取引は無効になる。ただし、善意の第三者が競売を介して当該財産を獲得した場合又は権限のある国家機関の判決、決定により財産所有者とされたが当該判決、決定が破棄、修正されることによって財産所有者でなくなった人との取引によって当該財産を獲得した場合を除く。

## 第 VII 章 代理

#### 第 139 条 代理

1.代理とは、ある人（以下、「代理人」と称する。）が他の人（以下、「本人」と称する。）の名義をもって、本人の利益のために、代理の範囲において民事取引を確立し、履行することである。

2.個人、法人、他の主体は、代理人を通じて民事取引を確立し、履行することができる。法律が、自ら民事取引を確立し、履行しなければならないと規定する場合には、他人を自分の代理人にしてはならない。



- 3.代理関係は、法律の規定又は委任に基づいて確立される。
- 4.本人は、代理人によって確立される民事取引から発生した民事権・民事義務を有する。
- 5.本法典第143第2項の場合を除き、代理人は十分な行為能力を有しなければならない。

#### 第140条 法定代理

法定代理とは、法律で規定され又は権限のある国家機関によって決定される代理である。

#### 第141条 法定代理人

法定代理人は、以下のとおりである。

- 1.未成年の子については父母
- 2.被後見人については後見人
- 3.民事行為能力制限者については裁判所から指名された人
- 4.法人の定款の規定又は権限のある国家機関の決定による法人の長
- 5.世帯については世帯主
- 6.組合については組合長
- 7.法律の規定による他の人

#### 第142条 委任代理

- 1.委任代理とは、代理人と本人との委任により確立される代理のことである。
- 2.法律により文書によらなければならないと規定される場合を除き、委任の様式は当事者の合意による。

#### 第143条 委任代理人

- 1.個人、法人の法定代理人は、他人に対して、民事取引の確立、履行を委任することができる。
- 2.法律が民事取引は満18歳以上の者によって確立、実行されなければならないと規定している場合を除き、満15歳から18歳未満の者は委任代理人になることができる。

#### 第144条 代理の範囲

- 1.法定代理人は、法律に別の規定がある場合を除き、本人の利益のために、あらゆる民事取引を確立し、履行する権限がある。
- 2.委任代理の範囲は、委任に基づいて確立される。
- 3.代理人は、代理の範囲に限って、民事取引を履行することができる。
- 4.代理人は、民事取引における第三者に、自分の代理権限の範囲を通知しなければならない。
- 5.法律に別の規定がある場合を除き、代理人は、自分との民事取引又は自分が代理人となっている第三者との民事取引を確立し、履行してはならない。

#### 第145条 代理権限を持たない人によって確立され、履行される民事取引の効果

- 1.代理権限を持たない人によって確立され、履行される民事取引は、代理人又は本人が同意する場合を除き、本人に対する権利義務を発生させない。代理権限を持たない人と取引をした人は、本人、本人の法定代理人に対して、定めた期間内に返答するよう通知しなければならない。上記期間が終了しても返答しなければ当該取引は本人に対する権利義務を発生させないが、代理権限を持たない人は、自分と取引した人が代理権限を持たないことを知っているか知っているべきである場合を除き、その人に対する義務を引き続き、履行しなければならない。
- 2.代理権限を持たない人と取引した人は、その人が代理権限を持たずに取引をすることを知っているか知っているべきである場合を除き、確立された民事取引の履行を一方的に終了するか、又は取り消して、損害を賠償するように要求する権利を有する。

#### 第146条 代理人によって代理の範囲を超えて確立され、履行される民事取引の効果

- 1.代理人によって代理の範囲を超えて確立され、履行される民事取引は、本人が同意するか又は知っていながら反対しない場合を除き、代理を超えて履行される取引分に対する本人の権利義務を発生させない。本人に認められない場合、代理人は、権限範囲を越えた民事取引の分に関して、自分と取引した人に対する義務を履行する責任を負わなければならない。
- 2.代理人と取引した人は、その人が代理の範囲を越えた取引を知っているか知っているべきである場合を除き、範囲を越えた民事取引の分又は民事取引の全部に対する民事取引の履行を一方的に終了するか、又は取り消して、損害を賠償するように要求する権利を有する。
- 3.代理人及び代理人と取引をした人は、代理の範囲を越えた民事取引を故意に確立し、履行して、本人に損害を与えた場合、連帯して賠償する責任を負う。

#### 第147条 個人の代理の終了

- 1.個人の法定代理は、以下の場合において終了する。
  - a)本人が成年者となる又は民事行為能力を回復した。
  - b)本人の死亡
  - c)法律の規定による他の場合
- 2.個人の委任代理は、以下の場合において終了する。
  - a)委任期間が終了した又は委任される事業事務が完成した。
  - b)委任者が委任を取り消す又は委任を受けた人が委任を拒否する。
  - c)委任者又は委任を受けた人が、死亡し、又は裁判所から、民事行為能力の喪失、民事行為能力の制限、失踪、死亡について宣告を受けた。委任代理が終了する場合、代理人は、本人又は本人の相続人に財産義務を精算しなければならない。

#### 第148条 法人の代理の終了

- 1.法人の法定代理は、法人が終了するとき、終了する。
- 2.法人の委任代理は、以下の場合において終了する。
  - a)委任期間が終了又は委任される事業事務が完成した。
  - b)法人の法定代理人が、委任を取り消す又は委任を受けた人が委任を拒否する。
  - c)法人が終了する又は委任を受けた人が、死亡し、又は裁判所から、民事行為能力の喪失、民事行為能力の制限、失踪、死亡について宣告を受けた。委任代理が終了する場合、代理人は、委任した法人又は引継ぎの法人に財産義務を精算しなければならない。

## 第VIII章 期間

#### 第149条 期間

- 1.期間とは、この時点から他の時点までと確定される一定の期間のことである。
- 2.期間は、分、時間、日、週、月、年又は発生する可能のある事件によって確定することができる。

#### 第150条 期間の計算方法の適用

- 1.期間の計算方法は、他の合意又は法律に別の規定がある場合を除き、本法典の規定に基づいて適用される。
- 2.期間は太陽暦により計算される。

#### 第151条 期間、期間の起算時点に関する規定

- 1.各当事者が、期間を、1年、半年、1か月、半月、1週間、1日、1時間、1分間と合意し、その期間が連続しない場合には、以下のように計算される。
  - a)1年は、365日ある。
  - b)半年は、6か月ある。
  - c)1か月は、30日ある。
  - d)半月は、15日ある。
  - dd)1週間は、7日ある。

- e) 1日は、24時間ある。
- g) 1時間は、60分ある。
- h) 1分間は、60秒ある。
- 2.各当事者が月初、月の半ば、月末との時点について合意する場合、その時点は、以下のように規定される。
  - a) 月初とは、月の最初の日のことである。
  - b) 月の半ばとは、15日目のことである。
  - c) 月末とは、月の最後の日のことである。
- 3.各当事者が、年頭、年の半ば、年末との時点について合意する場合、その時点は、以下のように規定される。
  - a) 年頭とは、1月の最初の日のことである。
  - b) 年の半ばとは、6月の最後の日のことである。
  - c) 年末とは、12月の最後の日のことである。

#### 第152条 期間の開始時点

- 1.期間を分、時間によって確定する場合、期間は、確定された時点から開始する。
- 2.期間を日、週、月、年によって確定する場合、期間の最初の日を算入せず、確定された日の翌日から開始する。
- 3.期間がある事件によって開始する場合、その事件が起こった日を算入してはならず、その事件が起こった日の翌日から計算する。

#### 第153条 期間の終了

- 1.期間を日によって計算する場合、期間は、期間の最後の日が終了する時点において終了する。
- 2.期間を週によって計算する場合、期間は、期間の最後の週の相当する日が終了する時点において終了する。
- 3.期間を月によって計算する場合、期間は、期間の最後の月の相当する日が終了する時点において終了する。期間を終了する月に相当する日がない場合、期間は、その月の最後の日において終了する。
- 4.期間を年によって計算する場合、期間は、期間の最後の年の相当する月日が終了する時点において終了する。
- 5.期間の最後の日が、週末の休日又は祝日である場合、期間は、その休日の次の平日が終了する時点において終了する。
- 6.期間の最後の日が終了する時点は、その日の24時である。

### 第IX章 時効

#### 第154条 時効

時効とは、法律で規定される期間のことであり、その期間が終了するとき、主体は、民事権を取得し、民事義務を免れ、又は民事事件を提訴する又は非訟事件の処理を請求する権利を喪失する。

#### 第155条 時効の種類

本法典において適用する時効は、以下の種類を含む。

- 1.民事権の取得時効とは、その期間が終了するとき、主体が民事権を取得できる期間のことである。
- 2.民事義務の消滅時効とは、その期間が終了するとき、民事義務者がその義務を免除される期間のことである。
- 3.提訴時効とは、主体が裁判所に、侵犯された合法的な権利利益を保護するように要求するために、提訴する権利を有する期間のことであり、その期間が終了するとき、主体が提訴する権利を喪失する。
- 4.非訟事件の処理を請求する時効とは、主体が裁判所に、個人、機関、組織の侵犯された合法的な権利利益、公共の利益、国家の利益を保護するよう非訟事件の処理を請求する権利を有する期間のことであり、その期間が終了するとき、主体は請求する権利を喪失する。

#### 第156条 時効の計算方法

時効は、時効の最初の日が開始する時点から計算し、時効の最後の日を終了する時点において終了する。

#### 第157条 民事権の取得時効、民事義務の消滅時効の効力

- 1.法律の規定に基づいて、主体が時効により民事権を取得し又は民事義務を免除される場合、その時効が終了した後のみ、民事権の享受及び民事義務の免除が、有効となる。
- 2.民事義務の消滅時効は、以下の場合に適用されない。
  - a) 国家所有形式に属する財産に対する法定根拠のない占有
  - b) 財産に結び付かない人格権の享受
- 3.民事義務の消滅時効は、法律の別の規定がある場合を除いて、国家に対する民事義務の履行には適用されない。

#### 第158条 民事権の取得時効、民事義務の消滅時効の連続性

- 1.民事権の取得時効と民事義務の消滅時効は、開始から終了まで連続性がある。ある事件によって中断される場合、時効は、中断させた事件が終了した後、再び始めから計算する。
- 2.民事権の取得時効と民事義務の消滅時効が中断されるのは、以下の事件の一つが起こったときである。
  - a) 時効を適用されている民事権・民事義務に対する権限のある国家機関による解決がある。
  - b) 時効を適用されている民事権・民事義務が、関連する権利義務を有する者によって争われている。
- 3.民事権の取得、民事義務の免除が他の人に合法的に移転される場合においても、時効は連続して計算される。

#### 第159条 民事事件の提訴時効、非訟事件の処理を請求する時効の開始

- 1.民事事件の提訴時効は、法律に別の規定がある場合を除き、合法的な権利と利益が侵害された日から開始する。
- 2.非訟事件の処理を請求する時効は、法律に別の規定がある場合を除き、請求権が発生する日から開始する。

#### 第160条 民事事件の提訴時効の不適用

民事事件の提訴時効は、以下の場合において適用されない。

- 1.国家所有形式に属する財産の返還要求。
- 2.侵害された人格権の保護に対する要求、ただし、法律に別の規定がある場合を除く。
- 3.法律で規定される他の場合。

#### 第161条 民事事件の提訴時効、非訟事件の処理を請求する時効に入れない時間

民事事件の提訴時効、非訟事件の処理を請求する時効の計算に入れない時間は以下の事件の一つが起こった時間である。

- 1.不可抗力の事件又は客観的阻害により、時効期間内に、提訴権、請求権のある主体が提訴、請求することができない。不可抗力な事件とは、予測できず、かつ、必要で可能な限り措置を尽くしても、克服することができない客観的阻害の事件のことである。客観的阻害とは、客観的環境による阻害が作用し、民事権・民事義務者が自己の合法的権利・義務が侵犯されたことを知ることができず又は自己の民事権を行使又は民事義務の履行ができないことである。
- 2.提訴する権利、請求する権利を有する人が、未成年、民事行為能力喪失者又は民事行為能力制限者である場合において、代理人がない。
- 3.未成年者、民事行為能力喪失者、民事行為能力制限者の代理人が、死亡したが代わりの代理人がない又は他の正当な理由によって引き続き代理することができない。

#### 第162条 民事事件の提訴時効の再開

- 1.民事事件の提訴時効は、以下の場合において再開する。
  - a) 義務者が、提訴者に対する自分の義務の一部又は全部を承認した。
  - b) 義務者が、提訴者に対する自分の義務の一部を完了した。
  - c) 各当事者が自ら互いに和解した。
- 2.民事事件の提訴時効は、本条の第1項目に規定される事件が起

こつた日の翌日から再開する。

第2編  
財産と所有権

第X章  
総則

第163条 財産

財産は、物、金銭、有価証券、及び各財産権を含む。

第164条 所有権

所有権は、法律に基づく所有者の財産の占有権・使用権と処分権を含む。

個人・法人・他の主体である所有者は、占有権、使用権、処分権の三つの権利を揃って有する。

第165条 所有権実行の原則

所有者は財産に対して、自己の意思に従って、全ての行為を実行することができるが国家の利益、公共の利益、他人の合法的権利・利益に損害を与え又は影響を及ぼしてはならない。

第166条 財産のリスク負担

所有者は不可抗力によって財産が消滅又は故障されるリスクを負う。但し、他に合意又は法律が別に規定する場合を除く。

第167条 財産所有権の登記

不動産に対する所有権は本法典及び不動産法律の規定に従って登記されなければならない。法律に別の規定がある場合を除いて、動産に対する所有権は、登記する必要がない。

第168条 財産に対する所有権の移動の時点

1. 法律に別の規定がある場合を除いて、不動産に対する所有権の移動は所有権の登記する時点から効力を有する。
2. 法律に別の規定がある場合を除いて、動産に対する所有権は動産が引き渡される時点から効力を有する。

第169条 所有権の保護

- 1.個人、法人、他の各主体の所有権は法律により承認され、保護される。
- 2.何人も自己の財産に対する所有権が制限されたり、法律に反して奪われたりすることはない。  
所有者は、自己の所有権を自分自身で保護し、侵犯する行為を起こすいかなる人を妨げ、他の人により法根拠のない占有、使用、処分を行使される財産を追求し、返還してもらい権利を有する。
- 3.国防、安全保障、国家の利益のために本当に必要な場合、国家は、法律の規定に基づき個人、法人、他の各主体の財産を強制的に買取するか、補償付きで強制的に使用する。

第170条 所有権の取得の根拠

所有権は、下記の場合、財産に対して成立する。

- 1.労働、合法的生産経営の活動
- 2.合意又は権限のある国家機関の決定による所有権の付与
- 3.天然果実、法定果実の收受
- 4.付合、混和、加工による新しい物の創設
- 5.財産の相続
- 6.無主物、遺失物、遺棄物、埋蔵物、迷った家畜・家禽、自然に入ってきた養殖水産物に対する法律が規定する条件の下での占有
- 7.本法典第247条第1項に規定される時効に合致した法律的根拠のない善意的、連続的、公開的な占有
- 8.法律が定める他の場合

第171条 所有権の終了の根拠

所有権は、下記の場合において終了する。

- 1.所有者が自己の所有権を他人に譲渡すること。
- 2.所有者が自己の所有権を放棄すること。
- 3.財産の消滅
- 4.所有者の義務履行のために、財産が処理されること。
- 5.財産の強制買取
- 6.財産の没収
- 7.遺失物、遺棄物、迷った家畜・家禽、自然に入ってきた水産養殖物に対して、法律の規定する条件の下で、他人が所有権を取得すること。本法典第247条第1項の規定に基づき他人が財産の所有権を取得すること。
- 8..法律が定める他の場合

第172条 所有の形式

全人民所有、集団所有、私人所有の制度を基にして諸所有形態は国家所有、集団所有、私人所有、共有、政治組織、政治・社会組織の所有、政治社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織の所有を含む。

第173条 財産に対する所有者でない者の諸権利

- 1.所有者ではない人は、自分の所有に属しない財産に対して、その財産の所有者との間で合意する又は法律が規定する限りで、占有権、使用権、処分権を有する。
- 2.財産に対する所有者でない人の諸権利は下記のものを含む。
  - a) 土地使用権
  - b) 隣接不動産制限的使用権
  - c) 合意又は法律に基づく他の権利
3. 他人に財産の所有権を移動させることは本条第2項に規定されるその財産に対する所有者でない人の諸権利を終了させる根拠にはならない。
4. 財産に対する所有者でない人の諸権利は本法典第261条の規定に従って保護される。
5. 財産に対する所有者でない人の登記が必要な諸権利は土地使用権、合意による隣接不動産制限的使用権と法律の規定に基づく他の権利を含む。

第XI章  
財産の種類

第174条 不動産と動産

- 1.不動産とは、下記の財産をいう。
  - a) 土地
  - b) 家屋、土地に固着する建造物、当該家屋や建造物に固着する財産
  - c) 土地に固着する他の財産
  - d) 法律が定める他の財産
- 2.動産とは、不動産でない物のことである。

第175条 天然果実、法定果実

- 1.天然果実とは、財産がもたらす自然産物のことである。
- 2.法定果実とは、財産の使用から得られた諸収益のことである。

第176条 主物と従物

- 1.主物とは、独立の物で、性能に従って効用を開発できる物のことである。
- 2.従物は主物の効用の開発に直接役立つもので、主物の一部分であるが主物と分離できる物のことである。  
主物の引渡義務を履行するとき、他の合意がある場合を除き、従物も引き渡さなければならない。

第177条 分割できる物と分割できない物

- 1.分割できる物とは、分割されても最初の性質と使用性能を保っている物のことである。
- 2.分割できない物とは、分割されたとき、最初の性質と使用性能

を保っていない物のことである。  
分割できない物を分割する必要がある場合、金銭に換算しなければならない。

#### 第 178 条 消耗物と非消耗物

1.消耗物とは、一回の使用により、最初の性質、形状、使用性能を喪失し又は保つことができなくなる物である。  
消耗物を賃貸借契約又は使用賃貸借契約の対象にすることはできない。  
2.非消耗物とは、数回使用しても、最初の性質、形状と使用性能を基本的に保つことができる物である。

#### 第 179 条 同類物と特定物

1.同類物とは、同じ形状、性質、使用性能を持ち、計測単位によって確定できる物のことである。  
同じ品質を持つ同類物は、代替することができる。  
2.特定物とは、記号、形状、色彩、材料、特性、位置に関する独特な諸特徴によって他の物と区別できる物のことである。  
特定物の引渡義務を履行するときは、その物そのものを引き渡さなければならない。

#### 第 180 条 同セット物

同セット物とは、組み合せて完全な物にする各部分又は各部品から成り立つ物で、各部分又は各部品のうちの一つが足りない又は規格、種類に適しない場合、使用できない又はその物の使用価値が減少する物のことである。  
同セット物の引渡義務を履行するとき、他の合意がある場合を除き、合成各部分又は各部品のすべてを引き渡さなければならない。

#### 第 181 条 財産権

財産権とは、知的財産権も含み、金銭に換算し、民事取引において引き渡すことができる権利のことである。

### 第 XII 章 所有権の内容

#### 第 1 節 占有権

#### 第 182 条 占有権

占有権とは、財産を保持し、管理する権利のことである。

#### 第 183 条 法律的根拠のある占有

法律的根拠がある占有とは、下記の場合における財産の占有のことである。

- 1.所有者が自分で財産を占有する。
- 2.所有者から財産管理の委任を受けた人
- 3.法律規定に合致する民事取引により占有権の引渡しを受けた人
- 4.法律が定める条件に合致して、無主物、所有主を特定できない財産、遺失物、遺棄物、埋蔵物、沈没物を発見し、保持する人
- 5.法律が定める条件に合致する迷った家畜、家禽、養殖水産物を発見し、保持する人
6. 法律が定める他の場合

#### 第 184 条 所有者の占有権

所有者が自己の所有に属する財産を占有する場合、所有者は、財産の保持及び管理のために、自分の意思によるすべての行為を実現することができる。ただし、社会道徳、法律に反してはならない。

所有者が占有権を他の人に引き渡すか、あるいは法律に他の規定がある場合を除き、所有者の占有は制限されず、時間的に中断されることはない。

#### 第 185 条 所有者から財産管理の委任を受ける者の占有権

- 1.所有者が他の人に財産管理を委任するとき、委任を受けた人は、所有者が確定する範囲、形態、期間において財産の占有権を行使する。
- 2.財産管理を委任を受けた者は、本法典第 247 条 1 項に規定する時効に基づき、引き渡された財産の所有者になることはできない。

#### 第 186 条 民事取引により財産の引渡しを受けた者の占有権

- 1.所有者が所有権の引渡しを含まない民事取引により他の人に財産を引き渡すとき、引渡しを受けた者は、その取引の目的・内容に合致する財産の占有を行使しなければならない。
- 2.財産の引渡しを受けた者は、引き渡された財産の使用権を有し、所有者の合意があれば、その財産の占有権又は使用権を他人に引き渡すことができる。
- 3.財産の引渡しを受けた者は、本法典第 247 条 1 項に規定する時効に基づき、引き渡された財産の所有者になることはできない。

#### 第 187 条 遺失物、遺棄物、埋蔵物、沈没物、所有者が特定できない物に対する財産の占有権

- 1.遺失物、遺棄物、埋蔵物、沈没物を発見した人は、その物の所有者に通知し又は直ちに返還しなければならない。所有者が特定できない場合、村、街区、町の人民委員会、近所の公安機関、又は法律の規定に基づく他の権限のある国家機関に通知し又は引き渡さなければならない。  
所有者が特定できない財産、遺失物、遺棄物、埋蔵物、沈没物を発見した人は、発見時点から所有者への返還時点又は権限のある国家機関への引渡し時点までの間においてその財産を占有することができる。
- 2.法律違反行為を隠すため又は民事義務の履行を避けるために他人が分散した財産を発見した人は、本条第 1 項に規定する権限機関に直ちに通知し又は引き渡さなければならない。

#### 第 188 条 迷った家畜、家禽、養殖水産物の占有権

迷った家畜、家禽、養殖水産物を発見し、所持する人は、直ちに所有者に通知し又は返還しなければならない。所有者がまだ特定できない場合、発見時点から所有者への返還時点までその財産を占有することができる。

#### 第 189 条 法律的根拠のない善意占有

本法典第 183 条に記載される規定に合致しない財産の占有は法律的根拠のない占有である。法律的根拠のない善意占有者とは、その財産占有は法律的根拠がないことを知らない又は知ることができないまま占有を行使する人のことである。

#### 第 190 条 連続的占有

その財産に対する紛争がない期間に行使される財産の占有は、財産が他人の占有に属した時も含み、連続的占有とする。

#### 第 191 条 公開的占有

明白かつ秘匿されずに占有が行使され、占有する財産を性能、効用のとおりに使用し、占有者が自己の財産のように保管し、維持している場合、その財産の占有を公開的占有とみなす。

### 第 2 節 使用権

#### 第 192 条 使用権

使用権とは、効用を開発し、財産から天然果実と法定果実を享受する権利のことである。

#### 第 193 条 所有者の使用権

自己の所有に属する財産使用権を行使する場合、所有者は、自分の意思に従って財産の効用を開発し、その財産の天然果実と法定果実を享受することができる。ただし、国家の利益、公共の利益、他人の合法的な権利と利益に、損害を与え又は影響を及ぼしては

ならない。

#### 第194条 所有者でない者の使用权

1.財産使用权は、契約及び法律の規定により、他人に譲渡することができる。

所有者でない人は、財産の性能、効用、方式を正しく使用する権利を有する。

2.法律の根拠のない善意の占有者も、法律の規定に基づいて財産の効用を開発し、その財産の天然果実と法定果実を享受する権利を有する。

### 第3節 処分権

#### 第195条 処分権

処分権とは、財産所有権を譲渡又はその所有権を放棄する権利である。

#### 第196条 処分の条件

財産の処分は、民事行為能力のある人が法律に基づいて行わなければならない。

法律が財産処分の手順、手続を規定する場合、その手順、手続に従わなければならない。

#### 第197条 所有者の処分権

所有者は売却、交換、贈与、賃貸、相続、放棄又は財産に対する法律の規定に合致する他の処分形態を実行する権限がある。

#### 第198条 所有者でない者の処分権

1.所有者でない者は、所有者から委任を受けた場合又は法律規定による場合に限り、財産を処分する権利を有する。

2.財産処分の委任を受けた人は、所有者の意思及び利益に合致するように処分を行わなければならない。

#### 第199条 処分権の制限

1.処分権は、法律が定める場合のみ制限される。

2.売却財産が歴史的、文化的遺跡である場合、国家は優先的に購入する権利を有する。

法人、個人、他の主体が法律に基づいて特定財産に対する優先的な購入権を有する場合、所有者は、財産を売却するとき、その諸主体に優先的な購入権を与えなければならない。

## 第XIII章 所有形態

### 第1節 国家所有

#### 第200条 国家所有形態に属する財産

国家所有形態に属する財産は土地、自然林、国家予算からの資金で植えられた森林、山、河川、湖沼、水源、地中の埋蔵資源、海洋、大陸棚と上空の天然資源、経済、文化、社会、科学技術、外交、国防、安全保障の各業種・分野の企業・施設に対して国家が投資した資本・財産、及び法律が定める他の財産を含む。

#### 第201条 国家所有形態に属する財産に対する所有者の権利行使

1.ベトナム社会主義共和国は、国家所有形態に属する財産に対する所有者の権利を行使する。

2.政府は、国家所有形態に属する財産を統一的に管理し、目的に沿って効率的、節約的に使用することを保障する。

#### 第202条 国家所有形態に属する財産に対する管理、使用、処分

国家所有形態に属する財産に対する管理、使用、処分は、法律が定める範囲、手順に基づいて行われる。

#### 第203条 国有企業に投資される財産に対する国家所有権の実行

1.国家所有形態に属する財産が国有企業に投資される場合、国家は、企業に関する法律の規定に基づきその財産に対して所有者としての権利を実行する。

2.国有企業は、企業に関する法律の規定に従い、国家が投資する資本、土地、資源、及び他の財産を管理し使用する権利を持つ。

#### 第204条 国家機関、武装部隊に引き渡される財産に対する国家所有権の実行

1.国家所有形態に属する財産が国家機関、武装部隊に引き渡される場合、国家はその財産の管理、使用に関して、検査、監査を実行する。

2.国家機関、武装部隊は、法律の規定に従い、国家から引き渡される財産を、目的に沿って、管理し使用する権利を有する。

#### 第205条 政治組織、政治・社会組織、政治社会・職業組織に引き渡される財産に対する国家所有権の実行

1.国家所有形態に属する財産が、政治組織、政治・社会組織、政治社会・職業組織に引き渡される場合、国家はその財産の管理、使用に関して、検査、監査を実行する。

2.政治組織、政治・社会組織、政治社会・職業組織は、定款が規定する機能、任務に沿って、法律が規定する目的、範囲、方法、手順に従って、国家から引き渡される財産を管理、使用する権利がある。

#### 第206条 国家所有形態に属する財産の使用、開発に関する企業、世帯、組合及び個人の権利

法律に定めがあり、かつ権限のある国家機関から許可された場合、企業、世帯、組合及び個人は、土地を使用し、水産資源及び国家所有形態に属する他の資源を開発することができ、法律の規定に基づき、目的通りに使用し、効率的に開発し、国家に対する義務を十分に履行しなければならない。

#### 第207条 管理者となる組織、個人に対する引渡しが未了である国家所有形態に属する財産

管理者となる組織、個人に対する引渡しが未了である国家所有形態に属する財産については、政府が保守、調査、考察、開発計画作成を行う。

### 第2節 集団所有

#### 第208条 集団所有

集団所有とは、自主、平等、民主、共同管理及び共同受益という原則に基づき、定款に記載される共同目的の実現のために、個人、世帯が共同で出資し、生産経営協力を力合わせる合作社ならびに安定的な他の集団経済諸形態の所有のことである。

#### 第209条 集団所有形態に属する財産

構成員の寄贈、生産経営から得た合法的所得、国家による補助又は法律の規定に合致する他の財源から構成される財産は、その集団の所有に属する財産である。

#### 第210条 集団所有形態に属する財産の占有、使用、処分

1.集団所有形態に属する財産の占有、使用、処分は、法律に基づき、その集団の定款を遵守し、集団所有の安定的な発展を保障するものでなければならない。

2.集団所有形態に属する財産は、生産拡大、一般経済発展、及び構成員の利益と需要のために、生産経営の活動において自分の労働力をもって効用を開発することを目的として構成員に引き渡される。

3.集団構成員は、集団所有形態に属する財産に対して、優先的に、購入、貸借、集会的貸借を行う権利を有する。

第3節  
私人所有

第211条 私人所有

私人所有とは、自己の合法的な財産に対する個人所有のことである。

私人所有は、個人所有、小事業主所有、個人資本家所有を含むものである。

第212条 私人所有形態に属する財産

1.合法的な収入、貯蓄財産、家屋、生活材料、生産材料、資本、天然果実、法定果実、及び個人の他の合法的財産は、私人所有形態に属する財産である。

私人所有形態に属する合法的財産は数量、価値において制限されない。

2.法律の規定により私人所有形態とすることができない財産を所有することはできない。

第213条 私人所有形態に属する財産の占有、使用、処分

1.個人は生活、消費、又は生産、経営に関する需要及び法律の規定に合致する他の目的のために、自己の所有に属する財産の占有、使用、処分の権利を有する。

2.私人所有形態に属する財産の占有、使用、処分は、国家の利益、公共の利益、他の人の合法的な権利と利益に損害を与え又は影響を与えてはならない。

第4節  
共有

第214条 共有

共有とは、財産に対する複数の所有者の所有のことである。

共有には、持分を持つ共有と合一共有がある。

共有形態に属する財産は共有財産である。

第215条 共有権の確立

共有権は、各所有者の合意、法律の規定又は習慣に基づいて確立する。

第216条 持分を持つ共有

1.持分を持つ共有とは、各々の持分が共同財産に対して確定される共有である。

2.持分を持つ各々の共有者は、他の合意がある場合を除き、自己の持分に相当する共有財産に対する権利と義務を有する。

第217条 合一共有

1.合一共有とは、各々の持分が共有財産に対して確定されない共有である。

合一共有には、分割できる合一共有及び分割しない合一共有がある。

2.各合一共有者は、共有財産に対する同等の権利と義務を有する。

第218条 混合する共有

1.混合する共有とは、異なる経済形態に属する各所有者が、収益を得るために生産、経営に出資する財産に対する所有のことである。

2.各所有者からの出資、生産・経営活動から収受する合法的利益又は法律の規定に合致する他の財源から構成される財産は、混合する共有に属する財産である。

3.混合する共有に属する財産の占有、使用、処分の行使は、本法典の第216条の規定及び出資、生産・経営の活動展開、財産に対する管理、運営、責任負担並びに利益分配に関する法律の規定を遵守しなければならない。

第219条 夫婦間の共有

1.夫婦間の共有とは、合一共有のことである。

2.夫婦は、お互い、それぞれ力を出し合って共有財産を作り出し、開発するものであり、共有財産に対する占有、使用、処分において同等の権利を有する。

3.夫婦は、共有財産に対する占有、使用、処分に対して相談し、合意し又は委任し合うことができる。

4.夫婦の共有財産は、合意又は裁判所の決定に基づき分割することができる。

第220条 共同体の共有

1.共同体の共有とは、習慣によって構成する財産、共同体の合法的共通利益を満足させるために共同体の各構成員が寄贈し、寄付し、集団のために贈呈する財産又は法律の規定に合致する財産に対する一族、トン、アップ、ラン、バン、ブオン、ソク(以下「村」と称する)、宗教共同体及び他の住民共同体の所有のことである。

2.共同体の各構成員は、合意又は習慣により、共同体の利益のために、共有財産に対する管理、使用、処分を共同で行使することができる。ただし、法律や社会道徳に反することはできない。

3.共同体の共有財産とは分割しない合一共有の財産である。

第221条 共有財産の占有

各共有者は、他の合意又は法律に別の規定がある場合を除き、全員一致の原則に基づいて共有財産を共に管理する。

第222条 共有財産の使用

1.持分を持つ各々の共有者は、他の合意又は法律に別の規定がある場合を除き、自己の持分に相当する共有財産に対して効用を開発し、天然果実と法定果実を享受する権利を有する。

2.各合一共有者は、他の合意がある場合を除き、共有財産に対して効用を開発し、天然果実と法定果実を享受する同等の権利を有する。

第223条 共有財産の処分

1.持分を持つ各々の共有者は、合意や法律の規定に従って、自己の持分を処分する権利を有する。

2.合一共有財産の処分は、各共有者の合意又は法律の規定に基づき行使される。

3.共有者の一人が自己の持分を売却する場合、他の共有者は優先的に購入する権利を有する。他の共有者が持分の売却あるいは売却の諸条件に関する通知を受けた日から、共有財産が不動産の場合は3か月以内に、共有財産が動産の場合は1か月以内に、いずれの共有者も購入しなければ、その持分は他の人に売却することができる。

持分の売却で優先的に購入する権利に関する違反がある場合、共有者の内の持分を持つ共有者は優先的に購入する権利に関する違反を発見した日から3か月の期間内に買手の権利と義務を移転するよう裁判所に請求する権利を有し、過失により損害を生じさせた者は損害を賠償しなければならない。

4.共有者のうちの一人が自己の持分を放棄した又はその人が死亡して相続人がいない場合は、その持分は国家の所有に属する。ただし、共同体の共有の場合、残りの共有者の所有に属する。

第224条 共有に属する財産の分割

1.共有財産が分割することができる場合、各々の共有者は共有財産の分割を要求する権利を有する。各共有者が一定期間において共有財産を分割しないことに合意する場合、各々の共有者は、その期間の終了後、共有財産の分割を要求できる。共有財産が現物に分割できない場合、それを金額に換算してから分割する。

2.ある人が共有者のうちの一人に清算義務の履行を要求する場合、その人が固有財産を有しない又固有財産が清算に不足するときは、要求人は清算金銭の受領のために共有財産を分割する要求権を有し、法律に別の規定がある場合を除き、その共有財産の分割に参加できる。

現物で所有の持分を分割することができない又は当該分割は残りの共有者に反対される場合、権利者は義務者に対して清算義務を履行するためにその持分を売却するよう要求することができる。

#### 第225条 共同住宅の共有

- 1.共同住宅内の共用の面積部分、設備は、その住宅の各戸のすべての所有者の共有に属し、分割できない。ただし、法律に別の規定がある又は全ての所有者の合意がある場合を除く。
- 2.住宅内の各戸の所有者は、その共用の面積部分、設備の管理、使用において同等の権利と義務を有する。
- 3.共同住宅が消滅される場合、住宅内の各戸の所有者は、法律に基づきその住宅の地面の面積を使用することができる。

#### 第226条 共有の終了

共有は、以下の場合において終了する。

- 1.共有財産が分割された場合
- 2.共有者のうちの一人が共有財産の全部を享受する場合
- 3.共有財産がなくなる場合
- 4.法律の規定に基づく他の場合

### 第5節

#### 政治組織、政治・社会組織の所有

#### 第227条 政治組織及び政治・社会組織の所有

政治組織及び政治・社会組織の所有とは、定款が定める共通目的の実現を目指すその組織の所有のことである。

#### 第228条 政治組織、政治・社会組織の所有形態に属する財産

- 1.構成員から提供されたものから成り立つ財産、共同体に対して贈与された財産及び法律の規定に合致するその他の財源からの財産は、政治組織及び政治・社会組織の所有に属する財産である。政治組織、政治・社会組織に所有権を引き渡される国家所有形態に属する財産は、その組織の所有に属する財産である。
- 2.政治組織、政治・社会組織に対して管理と使用のために引き渡される国家所有形態に属する財産は、その組織の所有に属する財産ではない。

#### 第229条 政治組織、政治・社会組織の所有形態に属する財産の占有、使用、処分

政治組織、政治・社会組織は、定款に規定される活動目的に沿って、法律の規定に従い、自己の所有に属する財産を占有、使用、処分する権利を行使する。

### 第6節

#### 政治社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織の所有

第230条 政治社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織の所有  
政治社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織の所有とは、定款が定める構成員の共通目的の実現を目指すその組織の所有のことである。

#### 第231条 政治社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織の所有形態に属する財産

構成員から提供されたものから成り立つ財産、共同体に贈与された財産及び法律の規定を合致するその他の財源からの財産は、その政治社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織の所有に属する財産である。

#### 第232条 政治社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織の所有形態に属する財産の占有、使用、処分

政治社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織は、定款に規定される活動目的に沿って、法律の規定に従い、自己の所有に属する財産を占有、使用、処分する権利を行使する。

## 第XIV章

### 所有権の取得、終了

#### 第1節

##### 所有権の取得

#### 第233条 労働、合法的生産・経営による財産に対する所有権の取得

労働、合法的生産・経営を行う者は、その労働、合法的生産・経営によって生じた財産に対して、その財産を得た時点から所有権を有する。

#### 第234条 合意による所有権の取得

売買、贈与、交換、貸借により財産の引渡しを受ける人は、他の合意又は法律に別の規定がある場合を除き、財産の引渡しを受けた時点から、その財産に対する所有権を有する。

#### 第235条 天然果実、法定果実に対する所有権の取得

所有者、財産使用者は、合意又は法律の規定により天然果実、法定果実を得た時点からその天然果実、法定果実に対する所有権を有する。

#### 第236条 付合の場合における所有権の取得

1.異なる複数の所有者の財産からお互いに付合して分割できない物を作り出し、付合した財産を主物又は従物と区別できない場合、新しく作り出された物は、それらの所有者の共有に属する。付合した財産が主物と従物である場合、新しく作り出された物は、新しい物が作り出された時点から主物の所有者に属する。新しい物の所有者は、他の合意がある場合を除き、従物の所有者にその従物の価値分を精算しなければならない。

2.他人の所有する動産である財産が自己の動産である財産に付合した場合、その財産が自己に属する物ではないことについて知る知らないを問わず、その上に付合された財産の所有者の合意がないとき、その付合された財産の所有者は、下記の権利の中の一つを有する。

- a)付合した人に対して新しい物を返還するよう要求し、付合した人に対してその人の財産の価値分を精算する。
  - b)新しい物を引き受けない場合、付合した人に自己の財産の価値分を精算し、損害を賠償するよう要求する。
- 3.所有者が他人の動産である財産を自分の不動産である財産に付合した場合、その財産が自己に属する物ではないことについて知る知らないを問わず、その上に付合された財産の所有者の合意がないとき、その付合された財産の所有者は、付合した人に自己の財産の価値分を精算し、損害を賠償するよう要求する権利を有する。

#### 第237条 混和における所有権の取得

1.異なる複数の所有者の財産をお互いに混和して分割できない物を作り出した場合、新しく作り出された物は、混和した時点からそれらの所有者の共有に属する。

2.所有者が他の人の財産を自己の財産に混和した場合、その財産が自己に属する物ではないことについて知る知らないを問わず、その上に混和された財産の所有者の合意がないとき、その混和された財産の所有者は、下記の中の権利の一つを有する。

- a)混和した人に対して新しい物を返還するよう要求し、混和した人にこの人の財産の価値分を精算すること
- b)新しい物を引き受けない場合、混和した人に自己の財産の価値分を精算し、損害を賠償するよう要求すること

#### 第238条 加工における所有権の取得

1.新しい物を作り出すための加工に用いた原材料の所有者は、新しく作り出された物の所有者になる。

2.他人の所有に属する原材料を善意で使用して加工した人は、新しい物の所有者になる。ただし、その原材料の所有者に原材料の

価値分を精算し、損害を賠償しなければならない。

3.善意でなく加工した人の場合、原材料の所有者は新しい物を引き渡すよう要求する権利を有する。原材料の所有者が複数である場合、それらの人は、新しく作り出された物に対して各自の所有に属する原材料の価値に相当する持分を持つ共有者となる。善意でなく加工された原材料の所有者は、加工者に損害を賠償するよう要求する権利を有する。

第 239 条 無主物、所有者を特定できない物に対する所有権取得  
1.無主物とは、所有者がその物に対する所有権を放棄した物のことである。

無主物の動産を発見した人は、法律の規定に基づいてその財産に対する所有権を有する。無主の不動産が発見された場合、それは国家の所有に属する。

2.所有者を特定できない物が発見した人は、所有者に公開的に知らせて引き取りに来ることができるように、村、街区、町の人民委員金又は近所の公安機関に通知又は引き渡さなければならない。引き渡した場合には、調書を作成し、引渡人及び受領者の氏名、住所、引き渡された財産の状態、数量、重量を記入しなければならない。

物の引渡を受けた人民委員会又は近所の公安機関は、発見者に対して所有者確定の結果を通知しなければならない。

所有者を特定できない物が動産である場合、公開的に通知した日から 1 年後、所有者がまだ特定できないとき、その動産は法律の規定に基づいて発見した人の所有に属する。物が不動産である場合、公開的に通知した日から 5 年後、所有者がまだ確定できないとき、その不動産は国家の所有に属する。発見した人は法律の規定に従って一定の報奨金を享受することができる。

第 240 条 発見された埋蔵物、沈没物に対する所有権の取得

発見された埋蔵物、沈没物が無主物又は所有者を特定できない物である場合、捜索、保管に関する費用を控除した後、その物に対する所有権を以下のように確定する。

1.発見した物が、歴史的、文化的遺跡である場合、それは国家に属する。発見した人は、法律の規定に従って一定の報奨金を享受することができる。

2.発見した物が、歴史的、文化的遺跡ではないが、国家が規定する 10 か月分未満の最低賃金の価値がある場合、発見した人に属し、国家が規定する 10 か月分以上の最低賃金の価値がある場合、発見した人は、国家が規定する 10 か月分未満の最低賃金の価値と国家が規定する 10 か月分を越える部分の価値の 50%を享受することができる。残りの価値分は国家に属する。

第 241 条 他人が遺失し、遺棄した物に対する所有権の取得

1.他人が遺失し、遺棄した物を拾得した人は、遺失した人又は遺棄した人の住所が分かればその人に通知し又は引き渡さなければならない。遺失した人又は遺棄した人の住所が分からないときは、所有者に公開的に知らせて引き取りに来ることができるように、村、街区、町の人民委員会、又は近所の公安機関に通知し又は引き渡さなければならない。

物の引渡しを受けた人民委員会又は近所の公安機関は、引き渡した人に対して所有者確定の結果を知らせなければならない。

2.拾得した物について公開的に通知した日から 1 年後、所有者がまだ確定できないか又は所有者が引き取りに来ないとき、国家の規定する 10 か月分未満の最低賃金の価値がある場合、物は発見した人に属し、国家が規定する 10 か月分以上の最低賃金の価値がある場合、保管経費を差し引いた後、物を発見した人は、国家が規定する 10 か月分未満の最低賃金の価値と国家が規定する 10 か月分を越える部分の価値の 50%を享受することができる。残りの価値分は国家に属する。

3.遺失した物、遺棄した物が、歴史的、文化的遺跡である場合、公開的に通知した日から 1 年後、所有者がまだ確定できないか又は所有者が引き取りに来ないとき、その物は国家の所有に属する。拾得した人は、法律の規定に従って一定の報奨金を享受すること

ができる。

第 242 条 迷った家畜に対する所有権の取得

迷った家畜を捕まえた人は、飼育して、所有者に公開的に知らせて家畜の所有者が引き取りに来ることができるように、その人が居住する、村、街区、町の人民委員会に通知しなければならない。失った家畜を引き取った所有者は、捕まえた人に飼育費用その他の費用を精算しなければならない。

公開的に通知した日から 6 か月後、引き取りに来る人がいないと、その家畜は捕まえた人の所有に属する。捕まえた家畜が習慣に従って放牧される家畜である場合、この期間は 1 年とする。

迷った家畜を飼育している間に、その家畜が子を生んだ場合、捕まえた人はその子の半分を享受することができる。ただし、故意に家畜を亡くした場合、損害を賠償しなければならない。

第 243 条 迷った家禽に対する所有権の取得

迷った家禽を捕まえた人は、家禽の所有者が引き取りに来ることができるように公開的に通知しなければならない。失った家禽を引き取った所有者は、捕まえた人に飼育費用その他の費用を精算しなければならない。

公開的に通知した日から 6 か月後、なお引き取りに来る人がいないときは、その家禽は捕まえた人の所有に属する。

迷った家禽を飼育している間に、家禽を捕まえた人は、その家禽から生まれた天然果実を享受できる。ただし、故意に家禽を死亡させた場合、損害を賠償しなければならない。

第 244 条 養殖水産物に対する所有権の取得

人の養殖水産物が他人の水田、池、湖へ自然に移動した場合、その水田、池、湖を持つ人の所有に属する。養殖水産物が自己の所有に属する物でないとは区別できる特別の印がある場合、その水田、池、湖を持つ人は、所有者が引き取りに来ることができるように公開的に通知しなければならない。公開的に通知した日から 1 か月後、なお引き取りに来る人がいないときは、その養殖水産物は、水田、池、湖を持つ人の所有に属する。

第 245 条 相続による所有権の取得

相続人は、本法典第 4 編の規定に従って相続財産に対する所有権を有する。

第 246 条 裁判所の判決や決定あるいは他の権限のある国家機関の決定による所有権の取得

所有権は、裁判所の判決や決定あるいは他の権限のある国家機関の決定によって取得することができる。

第 247 条 時効による所有権の所得

1.法律的根拠のない財産に対しては、動産の場合は 10 年間、不動産の場合は 30 年間、善意、連続的、公開的に占有又は利益を享受する人は、本条第 2 項に規定される場合を除き、占有した時点からその財産の所有者になる。

2.法律的根拠のない国家所有形態に属する財産を占有した人は、たとえ善意、連続的、公開的に占有し、いかに長い期間占有していても、その財産の所有者になることはできない。

## 第 2 節

### 所有権の終了

第 248 条 所有者が自己の所有権を他人に移転すること

所有者が売買、交換、贈与、貸借、又は相続を通じて、自己の所有権を他人に移転するとき、その人の財産に対する所有権は、移転を受けた人の所有権が発生する時点から終了する。

第 249 条 所有権の放棄

所有者は、公開的に宣告する又はその財産に対する占有、使用、処分を放棄することを示す行為をすることにより自己の財産に対



する所有権を自ら終了させることができる。

社会の秩序、安全に損害を与え、環境汚染をおこす可能性のある財産の放棄に関しては、所有権の放棄については法律の規定を遵守しなければならない。

#### 第 250 条 他人が所有権を取得した財産

他人が本法典第 241 条から第 244 条までの規定に基づいて遺失物、遺棄物、迷った家畜・家禽、自然的に移動してきた養殖水産物に対する所有権を取得したとき、その財産を持つ人の所有権は終了する。

占有者が本法典第 247 条第 1 項の規定に基づいて所有権を取得したときは、占有された財産を持つ人の所有権は終了する。

#### 第 251 条 所有者の義務履行のための財産の処理

1. 法律に別の規定がある場合を除き、裁判所又は他の権限のある国家機関の決定に基づいて財産がその所有者の義務の履行のために処理されたときは、その財産に対する所有権は終了する。
2. 所有者の義務の履行のための財産の処理は、法律の規定によって差押えの対象とならないとされる財産には適用しない。
3. 所有者の義務の履行のために処理される財産に対する所有権は、その財産を引き受ける人に所有権が発生した時点で終了する。
4. 土地使用権の処理は土地に関する法律に基づいて実行される。

#### 第 252 条 消滅した財産

財産が消滅したとき、その財産に対する所有権は終了する。

#### 第 253 条 強制的に買収された財産

財産が国防、安全保障及び国家の利益のために権限のある国家機関の決定に基づいて強制的に買収されるとき、その所有者の財産に対する所有権は、権限のある国家機関の決定が法的効力を持つ時点から終了する。

#### 第 254 条 没収された財産

所有者が罪を犯し、行政規定に違反したため、その人の財産が没収され、国家基金に押収される場合、その財産に対する所有権は、裁判所の判決、決定、他の権限のある国家機関の決定が法的効力を持つ時点から終了する。

### 第 XV 章 所有権の保護

#### 第 255 条 所有権の保護措置

所有者、合法的占有者は、自己の所有権、占有権を侵害する行為をした人が財産を返還し、所有権、占有権の行使に対する違法な妨害行為を止め、さらに損害を賠償するように、裁判所、その他の権限のある機関、組織に対して請求する権利を有する。所有者、合法的占有者は、法律の規定する措置を使って、自己の所有に属する財産、合法的に占有している財産を自ら保護する権利を有する。

#### 第 256 条 財産の返還要求権

財産の所有者、合法的占有者は、自己の所有権又は合法的占有権に属する財産を法的根拠がなく占有し、使用し又は収益している者に、財産を返還するよう要求することができる。ただし、本法典第 247 条 1 項に規定される場合を除く。財産が善意の者に占有されている場合は、本法典第 257 条と第 258 条を適用する。

#### 第 257 条 善意の占有者に対する所有権登記を要しない動産の返還要求

財産の処分権を有しない者との無償契約によって、所有権登記を要しない動産を取得した者が善意の占有者である場合、所有者は、動産の返還を要求する権利を有する。契約が有償の場合でも、動産が盗難、紛失又はその他所有者の意思に反して占有される場合には、その動産の返還を要求する権利を有する。

#### 第 258 条 善意の占有者に対する所有権登記を要する動産又は不動産の返還要求

所有者は所有権登記を要する動産又は不動産の返還を要求することができる。ただし、善意の第三者が競売を介して当該財産を獲得した場合、又は権限のある国家機関の判決、決定によって財産所有者となったが、その後その判決、決定が破棄、修正されることによって財産所有者でなくなった人との取引である場合を除く。

#### 第 259 条 所有権、合法的占有権の行使に対する違法な妨害行為の阻止又は終了を要求する権利

自己の所有権、占有権を行使するとき、所有者、合法的占有者は、違法な妨害行為をする人に対して、その行為を止めるよう要求する権利を有する。自主的に止めない場合、その人の違法行為を止めさせるように、裁判所又は機関、他の権限組織に請求する権利を有する。

#### 第 260 条 損害の賠償を要求する権利

所有者、合法的占有者は、自己の所有権、占有権を侵害する行為をした人に対して損害の賠償を要求する権利を有する。

#### 第 261 条 所有者以外の占有者の権利保護

本法典第 255 条から第 260 条までに規定された諸権利は、土地使用権、隣接不動産の制限的使用権、又は他の法的根拠又は合意に従って財産を占有した財産の所有者ではない人にも属する。

### 第 XVI 章 所有権に関する他の諸規定

#### 第 262 条 緊急事態が生じた場合における所有者の義務

1. 緊急事態とは、国家及び集団の利益、自己又は他人の合法的な権利利益に対して、実際に直接脅かしている危機を避けようとして、やむを得ず、阻止する必要がある損害より少ない損害を起こす行動を行った人の置かれた事態のことである。
2. 緊急事態において、財産の所有者は、危険又は発生する恐れがあるより大きな損害を阻止し、減少させるために、他人が自己の財産を使用し、又はその財産に対する損害を与えることを妨害してはならない。
3. 緊急事態において損害を与えることは所有権を侵害する行為ではない。所有者は、本法典第 614 条第 3 項の規定に従って損害賠償を受けることができる。

#### 第 263 条 環境保護に対する所有者の義務

自己の財産を使用し、保管し、放棄するとき、所有者は、環境保護に関する法律の規定を遵守しなければならない。環境を汚染させた場合、汚染を起こす行為を終了し、その結果を克服する措置を採り、かつ損害を賠償しなければならない。

#### 第 264 条 社会の秩序、安全に対する尊重及び保障における所有者の義務

自己の財産に対する占有権、使用権、処分権を行使するとき、所有者は社会の秩序、安全を尊重し、保障しなければならない。所有権を濫用して社会の秩序、安全に混乱を起こし、国家の利益、公共の利益、他人の合法的な権利利益を侵害してはならない。

#### 第 265 条 各不動産との境界線を尊重する義務

1. 隣接する不動産の境界線は各所有者の合意又は権限のある国家機関の決定に基づいて確定される。境界線は、慣習又は紛争が起こらずに 30 年以上存在する境界線に基づいて確定される。
2. 土地使用権を持つ人は、権限のある国家機関が規定した建設計画に基づく敷地の境界から垂直方向にある空間内と敷地内を使用することができ、他人の隣地使用に影響を与えてはならない。土地使用者は、自分の使用権に属する、確定された境界を持つ土

地の範囲内に限り、植栽その他のことをできる。他の合意がある場合を除き、木の根や枝が境界線を越えるようになれば超えた部分の木根、枝を切らなければならない。

3.境界が水路、溝、掘、小溝、畔である場合、使用者は、境界を尊重し、維持する義務を負い、侵入したり、占有したり、界標を変更させてはならない。

#### 第266条 不動産の境界線に対する所有権

1.隣接する不動産の所有者は、界標、垣根、塀を自己の所有権に属する土地に限って設置することができる。相隣者は、不動産との境界のために、境界線上に界標、垣根、塀、木を設置することについて合意することができ、それらの界標はその人たちによって共有されるものとする。

境界線上の界標が一方の所有者により設置され、隣接する不動産の所有者の同意がある場合、その界標は共有になり、他の合意がある場合を除き、設置費用は設置した人が負担する。隣人の同意がなく、正当な理由がある場合、所有者は設置した界標、垣根、塀を取り除かなければならない。

木を共有の界標とする場合、各当事者は保守義務を有する。他の合意がある場合を除き、その木からの利益は等分される。

2.共有の壁を界標とする場合、隣接する不動産の所有者は、隣地の所有者の同意がある場合を除き、窓、風通しの穴を設置すること、他の建設構造物設置のために壁に穴を開けることはできない。建物が独立しているが壁だけは隣接する場合、所有者は、自分の壁の境界まで壁に穴を開け、他の建設構造物を設置することができる。

#### 第267条 建設規制を尊重する義務

1.建物を築造する場合、建築物の所有者は、建築に関する法律を遵守し、安全を保障し、建設に関する法律が定めた高さ、距離を超えて築造してはならず、隣接する不動産の所有者及び周辺の不動産所有者の合法的な権利利益を侵害してはならない。

2.建物築造に対する事故が起き、隣接する不動産と隣地の不動産に影響を与える危険があるとき、建築物の所有者は、その建築を直ちに中止させ、廃止し、修繕し、又は隣接する不動産の所有者と隣地の所有者の要求、又は権限のある国家機関の要求に従って取り壊さなければならない。損害を起こした場合、賠償しなければならない。

3.汚物処理槽、有毒化学の倉庫、使用によって環境汚染を起こす可能性があるその他の建物を築造するとき、所有者は、境界線から一定の距離と合理的な位置に築造し、衛生、安全を保障し、かつ隣接する不動産の所有者と隣地の所有者に影響を与えてはならない。

#### 第268条 隣接する建物に対する安全保障の義務

井戸、池を掘り又は地中工作物を築造する場合、建築物の所有者は、建設に関する法律が定める距離を境界線から保たなければならない。

建築が隣接する不動産と隣地の不動産を脅かす危険がある場合、建築物の所有者は直ちに克服措置を採らなければならない。隣接する不動産の所有者及び隣地の所有者に損害を起こした場合、賠償しなければならない。

#### 第269条 雨水の排出における所有者の義務

建物の所有者は、雨水が自分の建物の屋根から隣地の所有者の不動産に流れていかなないように排水管を設置しなければならない。

#### 第270条 下水の排出における所有者の義務

建物の所有者は、隣地の所有者の不動産、公共道路、公共生活の場所に流れ込まないようにするため、決まった場所まで下水を流す地中下水路又は排水路を設置しなければならない。

#### 第271条 出入口、窓設置制限

1.建物の所有者は、建設に関する法律に従ってのみ隣の宅地、対

面する宅地、共有道路に向かう出入口、窓を設置することができる。

2.共有道路に向かう出入口と窓の軒は、地面から2.5メートルの距離を保たなければならない。

第272条 隣接する不動産の修繕、取り壊しを要求する権利  
隣接する不動産又は公共生活のための場所に植木、建築物が倒れる危険がある場合、所有者はその木を伐り、建築物を修繕し又は取り壊さなければならない。

隣接する不動産の所有者は、倒れる危険がある樹木、建築物の所有者に対して、樹木を伐り、建築物を取り壊すように要求する権利を有する。その人が樹木を伐らず、建築物を取り壊さない場合、隣接する不動産の所有者は、権限のある国家機関にその樹木を伐らせ、建築物を取り壊させるように要求する権利を有する。樹木を伐って、建築物取り壊す費用は、樹木、建築物の所有者が負担する。

#### 第273条 隣接する不動産の制限的使用

建物の所有者、土地使用者は、通路、水道、下水道、ガス供給、配電線、通信回線に関する、自らの需要及び他の必要で合理的な需要を保障するために、他人の所有に属する隣接不動産を使用する権利を有する。ただし、他の合意がある場合を除き、補償しなければならない。

#### 第274条 隣接する不動産の制限的使用の確立

1.隣接する不動産の制限的使用権は合意又は法律の規定によって確立する。

2.隣接する不動産の制限的使用権が、建物の所有者、土地使用者のために確立する場合、建物、土地使用権を引き継ぐ人もその権利を有する。

#### 第275条 隣接する不動産を通る道路を使用する権利

1.他の各所有者の諸不動産に囲まれ、通路がない不動産の所有者は、隣接する不動産の所有者の中の一に、自己の不動産を公共道路に繋ぐ通路を設けるよう要求する権利を有する。要求された人はその要求を満たす義務を負う。通路を設けることができる人は、他の合意がある場合を除き、隣接する不動産の所有者に補償をしなければならない。

通路はその地点の具体的特徴、囲まれている不動産の利益とその上に通路が設けられる不動産に与える最小限の損害に配慮して、最も合理的とみなされる隣接不動産に設けられる。

2.道路の位置、長さ、幅、高さの限界は各当事者の合意によって決められるが、通行の便宜を保障し、各当事者にとって最も迷惑のかからないようにしなければならない。通路に関する紛争がある場合、権限のある国家機関に対して確定するよう請求する権利を有する。

3.不動産が、異なる所有者、使用者に分割される場合、分割に際して、本条第2項の規定に従って奥の人に必要通路を無償で設けなければならない。

第276条 隣接する不動産を通して配電線、通信回線を引く権利  
不動産の所有者は、他の所有者の不動産を通して配電線、通信回線を合理的に引く権利を有する。ただし、その諸所有者に安全と便宜を保障しなければならない。損害を生じさせた場合には賠償しなければならない。

#### 第277条 隣接する不動産を通る給排水に対する権利

不動産の自然的位置によって給排水が他の不動産を通過せざるを得ない場合、水が流れて通る不動産の所有者は、適当な給水路、排水路を設けなければならない。水の流れを妨げたり、阻止したりしてはならない。給排水路の使用者は、給排水設備を設置するとき、水が流れて通る不動産の所有者に対して損害発生を最小限にしなければならない。損害を生じさせた場合には賠償しなければならない。自然の水が高い所から低い所に流れてきて、水が流れ

て通る不動産の所有者に対して損害を生じさせた場合、給排水路の利用者は損害賠償をしなくてもよい。

#### 第 278 条 農業における灌漑、排水に対する権利

農地の使用権を持つ人は、灌漑、排水に関する需要がある場合、自分が灌漑、排水に合致する便利な水路を設けるように隣地の使用者に要求をする権利を有する。要求された人はその要求を満たす義務がある。水路の利用者は隣地の使用者に損害を生じさせた場合には賠償しなければならない。

#### 第 279 条 隣接する不動産の制限的使用権の終了

隣接する不動産の制限的使用権は以下の場合において終了する。

1. 隣接する不動産が、制限的使用権を履行している所有者に属するその隣接する不動産と付合する場合
2. 建物所有者、土地使用者が、隣接する不動産の制限的使用を行使する必要がなくなる場合

### 第 3 編 民事義務と民事契約 第 1 章 総則 第 1 節 民事義務

#### 第 280 条 民事義務

民事義務とは、そのことによって、一つ又は複数の主体（以下、一般に「義務者」という。）が、他の一つ又は複数の主体（以下、一般に「権利者」という。）の利益のために物を移転、権利を移転、金銭又は有価証券を支払い、他の仕事をしなければならない、又は一定の仕事をしてはならないことである。

#### 第 281 条 民事義務発生の根拠

民事義務は、以下により発生する。

1. 民事契約
2. 一方的法律行為
3. 授権のない仕事の実行
4. 財産の占有・使用、法的根拠のない財産に関する収益
5. 違法行為によって損害を与えること
6. 法律で規定される他の根拠

#### 第 282 条 民事義務の対象

1. 民事義務の対象は、財産、実行すべき仕事又は実行してはならない仕事でありうる。
2. 民事義務の対象は、具体的に特定されなければならない。
3. 取引することのできる財産、実行することができ、法律によって禁じられていない、社会道徳に反しない仕事、民事義務の対象である。

### 第 2 節 民事義務の履行

#### 第 283 条 民事義務履行の原則

民事義務者は、誠実に、協力的、約束通りに、法律及び社会道徳に反しない、という原則に基づいて自分の義務を履行しなければならない。

#### 第 284 条 民事義務履行の場所

1. 民事義務履行の場所は、各当事者により合意される場所である。
2. 各当事者の合意がないときは、民事義務履行の場所は、以下のとおりで確定される。
  - a) 民事義務の対象が不動産である場合、財産が存在する場所である。
  - b) 民事義務の対象が不動産でない場合、権利者の居所又は事務所である。

権利者が居所又は事務所を変更するときは、義務者に通告し、また他の合意がある場合を除き、居所又は事務所の変更によって増えた費用を負担しなければならない。

#### 第 285 条 民事義務履行の期限

1. 民事義務履行の期限は、各当事者の合意によるか、又は法律の規定による。義務者は、期限通りに履行しなければならない。権利者の許可を得たときに限り、義務者は期限前に民事義務を履行することができる。義務者が自発的に期限前に義務を履行し、権利者がその義務の履行を認めた場合、その義務は期限通りに履行されたとみなされる。
2. 各当事者が民事義務履行の期限に合意しない又は法律でそれを規定していない場合、いずれの時点においても、各当事者は、義務を履行し、義務履行を要求することができる。ただし、合理的期限内に予め互いに通知しなければならない。

#### 第 286 条 民事義務履行の遅滞

1. 民事義務履行の遅滞とは、義務履行の期限が満了したときにその義務がまだ履行されていない又は一部だけしか履行されていないことをいう。
2. 民事義務を期限通りに履行することができない場合、遅滞義務者は、直ちに権利者に通知しなければならない。

#### 第 287 条 民事義務履行の延期

1. 民事義務を期限通りに履行することができない場合、義務者は、直ちに権利者に通知し、義務履行の猶予を要請しなければならない。
2. 権利者に通知しない場合、義務者は、他の合意があるか、又は客観的な理由により通知できない場合を除き、履行遅滞によって発生した損害を賠償しなければならない。
3. 権利者の同意を得たときは、義務者は、義務履行を延期することができる。義務履行は、延期されても、期限通りに履行されたとみなされる。

#### 第 288 条 民事義務履行に対する受領遅滞

1. 民事義務履行に対する受領遅滞とは、義務履行の期限において、義務者が合意通りに義務を履行したが、権利者がその義務履行を受領しないことである。
2. 遅れて受領した義務の対象が財産である場合、義務者はその財産保管に必要な措置をとらなければならない。合理的な費用の支払を要求する権利を有する。
3. 破損する可能性がある財産に対して、義務者は、その財産を売却する権利を有し、権利者に対してその財産の保管と売却にかかる合理的な費用を引いた後、売却による金額を支払う。

#### 第 289 条 物の引渡義務の履行

1. 物の引渡義務のある者は、その物を引き渡すときまで保管し、保持しなければならない。
2. 引き渡すべき物が特定物であるときは、義務者は、約束した状態通りにその物を引き渡さなければならない。同類物であるときは、約束した数量と品質通りにその物を引き渡さなければならない。品質に関する合意がなければ、平均の品質をもって引き渡す。同セット物である場合、セットとして引き渡さなければならない。
3. 義務者は、他の合意がある場合を除き、物の引渡しに関するすべての費用を負担しなければならない。

#### 第 290 条 金銭支払義務の履行

1. 金銭支払義務は、合意した通りに、十分に、期限、支払方法通りに履行されなければならない。
2. 他の合意がある場合を除き、金銭支払義務は元本の金利も含む。

第 291 条 ある仕事を実行すべき義務又はある仕事を実行すべきでない義務

1. ある仕事を実行すべき義務とは、義務者がその仕事を確かに実行しなければならない義務のことである。
2. ある仕事を実行すべきでない義務とは、義務者がその仕事を実行してはならない義務のことである。

#### 第292条 定期的民事義務の履行

合意により、又は法律で規定される場合、民事義務は定期的に履行される。

定期ごとに民事義務の履行が遅滞することも、民事義務の履行遅滞と見なされる。

#### 第293条 第三者による民事義務の履行

権利者が同意する場合、義務者は、自分の代わりに民事義務を履行するように第三者に委任することができる。ただし、第三者が民事義務を履行しない、又は規定通りに履行しない場合、権利者に対する責任を負わねばならない。

#### 第294条 条件付き民事義務の履行

各当事者が民事義務履行のための条件について合意し、又は法律の規定がある場合、その条件が発生したときに、義務者は義務を履行しなければならない。

#### 第295条 任意に選択する対象物のある民事義務の履行

1. 任意に選択する対象物のある民事義務とは、対象物が複数財産の一つ又は異なる仕事の一つであり、義務者が任意に選択することができる義務のことである。ただし、合意があるか、又は法律において権利者にその選択権を与えるとの規定がある場合を除く。
2. 義務者は義務履行のために選択された財産又は仕事について権利者に通知しなければならない。権利者が選択された義務の履行期限を確定した場合、義務者は期限通りに終了しなければならない。
3. 一つの財産又は一つの仕事しか残っていない場合、義務者は、その財産を引き渡し又はその仕事を行わなければならない。

#### 第296条 代替可能な民事義務の履行

代替可能な民事義務とは、義務者が当初の義務を履行することができない場合、その民事義務の代わりに、権利者が認めた他の義務を履行することができる義務のことである。

#### 第297条 独立した民事義務の履行

多数の人が一つの民事義務を履行するが、義務に一定で独立した部分がある場合、各自は自己の持分だけを履行する。

#### 第298条 連帯民事義務の履行

1. 連帯民事義務とは、多数の人が共に履行すべき義務のことである。権利者は、複数の義務者のうち誰に対しても、義務全部を履行するように要求することができる。
2. 一人が義務全部を履行した場合、その人は、その他の連帯義務者に対して、自分に対しそれらの連帯義務分を支払うように要求する権利を有する。
3. 権利者が、複数の義務者から義務全部を履行する人を選定したが、その後、その人に連帯義務の履行を免除した場合、残りの方々も、義務の履行を免除される。
4. 権利者が、複数の義務者のうち誰かに対して、その人の義務分を履行しなくてもよいと、義務の履行を免除しても、残りの方は、各自の義務分を連帯して、履行しなければならない。

#### 第299条 複数の連帯権利者に対する民事義務の履行

1. 複数の連帯権利者に対する民事義務は、それぞれの権利者が、義務者に対して全部の義務の実現を要求することができる義務である。
2. 義務者は、連帯権利者の中のいずれかに自分の義務を履行することができる。
3. 義務者が、連帯権利者の中の1からに、その人に対する義務分

の履行を免除された場合、その義務者は、その他の連帯権利者に対する義務分を履行しなければならない。

#### 第300条 部分ごとに分割できる民事義務の履行

1. 部分ごとに分割できる民事義務とは、義務の対象物が分割できる物であるか、又は実行のために、多数の部分に分割できる仕事である。
2. 義務者は、他の合意がある場合を除き、義務を部分ごとに履行することができる。

#### 第301条 部分ごとに分割できない民事義務の履行

1. 部分ごとに分割できない民事義務とは、義務の対象物が、分割できない物であるか、又は同時に実行されなければならない仕事である。
2. 多数人が、分割できない義務を共に履行しなければならない場合、その多数人はその義務を同時に履行しなければならない。

### 第3節

#### 民事責任

#### 第302条 民事義務の違反による民事責任

1. 義務者は、義務を履行しない又は正しく履行しないときは、権利者に対する民事責任を負わなければならない。
2. 義務者が、不可抗力の事件のために、民事義務を履行できなかった場合、他の合意がある又は法律で別の規定が定められる場合を除き、民事責任を負わなくてもよい。
3. 義務者は、権利者の完全な過失によって義務が履行できないことの証明ができた場合、民事責任を負わなくてもよい。

#### 第303条 物の引渡義務の不履行による責任

1. 義務者が、特定物を引き渡す義務を履行しないときは、権利者は、義務者に、その物を引き渡すよう要求する権利を有する。物の滅失した又は故障した場合、物の価値を支払わなければならない。
2. 義務者が、同類物の引渡義務を履行することができないとき、その物の価値を支払わなければならない。
3. 義務者が、本条第1項及び第2項に定められている義務を履行しなかったことによって、権利者に損害を与えた場合、権利者にその物の価値の支払に加え、損害賠償をしなければならない。

#### 第304条 ある仕事を実行すべき義務又はある仕事を実行すべきでない義務の不履行による責任

1. 義務者が自らある仕事を実行すべき義務を履行しなかった場合、権利者はそのある仕事を実行すべき義務について義務者に対して引き続き履行を求め、あるいは自ら又他人を通じて実現することができ、さらに義務者に合理的な費用を支払、損害の賠償をに要求する権利を有する。
2. 義務者が、ある仕事を実行すべきでない義務があるにもかかわらず、その仕事を履行した場合、権利者は、義務者に履行を中止して、当初の状態を回復して、損害を賠償するよう要求する権利を有する。

#### 第305条 民事義務の履行遅滞による責任

1. 民事義務の履行が遅滞した場合、権利者は、義務者がその義務を完了させるように期限を延長することができる。この期限を過ぎても、その義務がまだ完了できない場合、権利者の要求に従い、義務者は、その義務を引き続き履行し、又は損害を賠償しなければならない。
2. 義務者は、金銭支払が遅滞した場合、他の合意がある又は法律で別に定める場合を除き、国家銀行の公表する基本金利に従って、支払時点において、遅滞期間に相当して、遅滞支払の金額に対する金利を支払わなければならない。

#### 第306条 民事義務履行に対する受領遅滞による責任

権利者は、民事義務の履行に対する受領を遅滞し義務者に損害を発生させたときは、義務者に損害を賠償し、他の合意がある又は法律で別に定める場合を除き、受領が遅滞した時点から発生するすべてのリスクを負担しなければならない。

#### 第307条 損害賠償責任

1. 損害賠償責任には、物質的損害賠償責任と精神的補填の損害賠償責任が含まれる。
2. 物質的損害賠償責任とは、違反者によって生じた金銭に計算できる財産損失を含む物質的損失、損害防止や損害制限や損害克服にかかった合理的な費用、滅失、減少した実質所得に対する実際の物質的損害の補填責任のことである。
3. 他人の生命・健康・名誉・人格・威信の侵害によって人に精神的損害を与えた人は、侵害行為を終了させ、公開で謝罪、訂正し、被害者の精神的損害補填のために一定の金銭を賠償しなければならない。

#### 第308条 民事責任における過失

1. 民事義務を履行しない又は正しく履行しない人は、故意又は過失があれば、民事責任を負わなければならない。ただし、他の合意があるか、又は法律で別に定める場合を除く。
  2. 故意により損害を与えるとは、自分の行為が他の人に損害を与えると認識しながら、実行する又は望むか望まないかにかかわらず、損害の発生を放置することである。
- 過失により損害を与えるとは、自分の行為が損害を与えることについて事前には考えていなかったが、損害の発生を知るべきである又は事前に分かることができた場合、又は、自分の行為が損害を与えると分かっていたが、損害が回避できる又は生じるとしても中止できると考えていた、場合のことである。

### 第4節

#### 請求権の移転及び民事義務の移転

#### 第309条 請求権の移転

1. 民事義務の履行を請求する権利者は、合意により、その請求権を以下の場合を除き、譲受人に移転することができる。
  - a) 給料の請求、生命・健康・名誉・人格・威信の侵害によって生じた損害賠償請求の権利
  - b) 権利者と義務者が、請求権を移転することができないことに合意した場合
  - c) 法律で規定されている他の場合
2. 権利者が請求権を譲受人に移転したとき、譲受人は、権利者となる。請求権を移転する人は、義務者に、請求権の移転について文書をもって通知しなければならない。他の合意がある又は法律で別に定める場合を除き、請求権の移転は、義務者の同意がなくてもすることができる。

#### 第310条 請求権の移転の要式

1. 請求権の移転は、文書又は口頭でなされる。
2. 法律が、請求権の移転について、公証又は確証され、登記又は許可を申請しなければならない、文書によらなければならないと規定する場合には、それらの規定を遵守しなければならない。

#### 第311条 情報提供と書類移管に対する義務

1. 請求権を移転する人は、譲受人に対して、必要な情報を提供し、関連書類を移管しなければならない。
2. 請求権を移転した者が本条1項に規定される義務に違反し、損害を起した場合、損害を賠償しなければならない。

#### 第312条 請求権の移転後の責任の無負担

請求権を移転する人は、他の合意がある場合を除き、義務者の義務履行能力について責任を負わなくてもよい。

#### 第313条 民事義務履行について担保措置がある請求権の移転

担保措置のある民事義務履行請求権の場合、請求権の移転には、その担保措置の移転も含む。

#### 第314条 義務者の拒否権

1. 義務者は請求権の移転について通知を受けなかった又は譲受人が請求権の移転の確実性を証明しなかった場合、義務者は譲受人に対する義務の履行を拒否することができる。
2. 義務者が、請求権の移転に関する通知を受けなかったことにより請求権を移転した人に対して義務を履行した場合、譲受人は、義務者に対して、自己への義務履行を要求することはできない。

#### 第315条 民事義務の移転

1. 義務者は、権利者の同意を得たときは、引受人に対して民事義務を移転することができる。ただし、その義務が、義務者の人格に結び付いている又は法律で義務の移転ができないと規定している場合を除く。
2. 義務者が義務を引受人に移転したとき、引受人は、義務者となる。

#### 第316条 民事義務の移転の要式

1. 民事義務の移転は、文書又は口頭でなされる。
2. 法律が、民事義務の移転について、公証又は確証され、登記又は許可を申請しなければならない、文書によらなければならないと規定する場合には、それらの規定を遵守しなければならない。

#### 第317条 担保措置のある民事義務の移転

担保措置のある民事義務が移転される場合、他の合意がなければ、その担保措置は終了する。

### 第5節

#### 民事義務履行の担保

#### I- 総則

#### 第318条 民事義務履行の担保措置

1. 民事義務履行の担保措置は、以下のとおりである。
  - a) 財産の質
  - b) 財産の抵当
  - c) 手付け
  - d) 寄託
  - dd) 供託
  - e) 保証
  - g) 信頼による抵当
2. 担保措置について各当事者の合意がある又は法律が規定する場合、義務者はその担保措置を実行しなければならない。

#### 第319条 民事義務履行の担保の範囲

1. 民事義務は、合意又は法律の規定に基づいて一部分又は全部を担保することができる。担保範囲について合意又は法律の規定がないときは、金利支払と損害賠償の義務を含めて、その義務の全部について担保されたものとみなす。
2. 当事者は、現在の義務、将来の義務又は条件付義務を含む各種義務の履行を担保するために、民事義務履行の担保措置について合意することができる。

#### 第320条 民事義務履行の担保物

1. 民事義務履行の担保物は、担保を提供する者の所有権に属し、取引できる物でなければならない。
2. 担保物は現物又は将来形成される物である。将来形成される物とは、義務が確立され、又は担保取引が締結された時点の後に形成される動産又は不動産であり、担保提供者の所有権に帰属するものをいう。

#### 第321条 民事義務履行の担保に用いられる金銭及び有価証券

金銭、債券、株、手形及び他の有価証券は、民事義務履行の担保に用いることができる。

#### 第322条 民事義務履行の担保に用いられる財産権

1. 著作権、工業所有権、作物の品種に対する権利、物又は金銭返還請求権、担保物に対する保険金受領権、企業の出資金に対する財産権、契約より発生する財産権又は担保を提供する者の所有に属する財産権は、民事義務履行の担保として用いることができる。
2. 土地所有権は、本法典の及び土地に関する法律の規定に従って、民事義務履行の担保として、使用することができる。
3. 天然資源の開発権は、本法典及び天然資源に関する法律の規定に従って、民事義務履行の担保として、使用することができる。

#### 第323条 担保取引の登記

1. 担保取引は、本法典第318条第1項に規定される担保措置の実施に関する、各当事者による合意又は法律規定による民事取引である。
2. 担保取引の登記は担保取引に関する法律に基づいて実施される。登記は法律が規定する場合に限り担保取引の効力要件となる。
3. 担保取引が法律規定に基づいて登記される場合、当該担保取引は登記の時点から第三者に対して法的効力を有する。

#### 第324条 多数の民事義務の履行を担保するために用いられる1つの財産

1. 担保取引の確立時点における価値が、担保される義務の価値総額より大きい場合、1つの財産を多数の民事義務履行を担保するために用いることができる。ただし、他の合意がある又は法律で別の規定がある場合を除く。
  2. 1つの財産が多数の民事義務の履行を担保するために用いられる場合、担保提供者は担保権者に対して、担保財産が他の義務履行のために用いられることを通知しなければならない。担保はその都度書面が作成されなければならない。
  3. 期限到来の義務履行のために財産を処分しなければならない場合、期限未到来の他の義務も期限が到来したものとみなされ、各担保権者は、財産処分に参加することができる。他の合意がない場合には、財産処分を通知した担保権者は財産処分について責任を負う。
- 引き続き期限未到来の義務の履行を求める場合は、当事者は、担保提供者が他の財産を用いて、期限未到来の義務履行を担保することを合意することができる。

#### 第325条 精算順位

- 担保財産の処分における精算の優先順位は次の通りに確定される。
1. 担保取引が登記された場合、担保財産の処分における精算の優先順位は登記の順位に従って確定される。
  2. 一つの財産が多数の民事義務履行のための担保に用いられ、登記される担保取引があったり、登記されない担保取引があったりする場合、登記される担保取引が優先的に精算される。
  3. 一つの財産が多数の民事義務履行のための担保に用いられ、全ての担保取引が登記されない場合、精算の優先順位は担保取引の確立順位に従って確定される。

## II 財産の質

#### 第326条 財産の質

1. 財産の質とは、一方の当事者（以下「質権設定者」と称する。）が民事義務履行のために、自己の所有に属する財産を、他方の当事者（以下「質権者」と称する。）に引き渡すことである。

#### 第327条 財産の質の要式

財産の質には文書が作成されなければならない。別の文書にしても良いし、もとの契約書に記載されても良い。

#### 第328条 財産の質の効力

財産の質は質権者に財産を引き渡す時点から効力を有する。

#### 第329条 財産の質の期間

財産の質の期間は、各当事者の合意により、合意がない場合、質の期間は質によって担保される義務が終了するときまでとする。

#### 第330条 財産の質権設定者の義務

- 財産の質権設定者には、以下の義務がある。
1. 合意した通りに、質財産を質権者に引き渡す。
  2. 質財産に対して第三者の権利があればそれを質権者に通知する。通知しない場合、質権者は財産の質権設定契約を破棄し、損害賠償を要求する又は契約を維持して、第三者の質財産に対する権利を認める権利を有する。
  3. 質財産の保管、維持にかかる合理的な費用を支払う。但し、他の合意がある場合を除く。

#### 第331条 財産の質権設定者の権利

- 財産の質権設定者は、以下の権利を有する。
1. 質財産の使用によりその財産の価値がなくなる又は減少する危険がある場合、本法典333条3項の規定の場合における質財産の使用を中止するように質権者に要求する。
  2. 質権者の同意を得たときは、質財産を売却することができる。
  3. 合意がある場合、別の財産で質財産を代替する。
  4. 質権による担保義務が完了したとき、質財産を保持する質権者に、質財産を返還するように要求する。
  5. 質財産の質権者に、質財産に対する損害賠償を要求する。

#### 第332条 財産の質権者の義務

- 財産の質権者には、以下の義務がある。
1. 質財産を保管し保持する。質財産を遺失又は損壊した場合には、質権設定者に損害を賠償しなければならない。
  2. 質財産の売却、交換、贈与、質貸借、使用貸借はしてはならない。質財産を他の義務履行の担保として用いることはできない。
  3. 質権設定者の許可を得ない場合、質財産の効用を開発し、その質財産からの天然果実及び法定果実を収益してはならない。
  4. 質権による担保義務が終了した、又は他の担保措置に代えられたとき、質財産を返還する。

#### 第333条 財産の質権者の権利

- 財産の質権者は、以下の権利を有する。
1. 質財産を占有し、法律の規定に反してその質財産を使用している人に、その財産を返還するように要求する。
  2. 義務履行のために、合意した方法又は法律の規定に基づいて質財産を処理するように要求する。
  3. 合意による場合、質財産の効用を開発し、その質財産からの天然果実及び法定果実を収益してもよい。
  4. 質権設定者に質財産を返還するとき、その質財産の保管について合理的な費用の支払を受けることできる。

#### 第334条 多数の財産の質入れ

1つの民事義務の履行を担保するために多数の財産を質入れした場合、個々の財産は義務全体の履行を担保するものと確定される。各当事者は、個々の財産が義務の一部の履行を担保するものと合意することもできる。

#### 第335条 財産の質の取消し

質権者の同意を得たときは、財産の質を取り消すことができる。

#### 第336条 質財産の処理

民事義務の履行期限になっても、質権設定者が、義務を履行しない又は合意通りに履行しない場合、質財産は、義務履行のために、各当事者の合意した方法に基づいて処理され又は法律に基づいて競売される。質権者は、質財産の売却金額から優先的に精算される。

#### 第 337 条 多数の質財産の処分

質財産に多数の物がある場合、他の合意がなければ、質権者は処分するために具体的な財産を選択することができる。質権者は、有担保の義務の価値に相当する必要な財産のみ処分することができる。質権者が必要以上に財産を処分し、かつ質権設定者に損害を起こした場合、質権設定者に損害を賠償しなければならない。

#### 第 339 条 財産の質の終了

財産の質は、以下の場合において終了する。

1. 財産の質によって担保される義務が終了する。
2. 財産の質が取り消されるか、又は他の担保措置と代替される。
3. 質財産が処理された。
4. 各当事者の合意による。

#### 第 340 条 質財産の返還

財産の質が、本法典第 339 条第 1, 第 2 項の規定に従って終了したとき、質財産及び所有権証明書は、質権設定者に返還される。質財産から収益した天然果実及び法定果実も、他の合意がなければ、質権設定者に返還される。

#### 第 341 条 質屋における財産の質

質屋における財産の質は、本法典第 326 条から第 340 条までの規定及び質屋業に関する他の法律文書に基づいて実行される。

### III-財産の抵当

#### 第 342 条 財産の抵当

1. 財産の抵当とは、一方の当事者が（以下「抵当権設定者」と称する）、他方の当事者（以下「抵当権者」と称する）に対する民事義務履行の担保のために自己の所有に属する財産を使い、抵当権者に当該財産を引き渡さないことである。従物付きの不動産、動産の全部を抵当に入れる場合、その従物も、抵当財産に属する。従物付きの不動産、動産の一部を抵当に入れる場合、各当事者の他の合意がある場合を除き、従物は、抵当財産に属する。将来に形成される財産を抵当財産とすることができる。
2. 抵当権設定者は抵当された財産を留置する。各当事者で第三者に留置させることを合意することができる。
3. 土地所有権の抵当は、本法典第 715 条から第 721 条までの規定と関係法律の他の規定に基づいて行われる。

#### 第 343 条 財産の抵当の要式

財産の抵当には文書が作成されなければならない。別の文書にしても良いし、もとの契約書に記載されても良い。法律の規定がある場合、抵当文書は公証、確認又は登記されなければならない。

#### 第 344 条 抵当の期限

財産の抵当の期間は当事者の合意によって決まる。合意がない場合、抵当は、抵当によって担保される義務が終了するまでの期限を有する。

#### 第 345 条 賃貸されている財産の抵当

賃貸されている財産も、抵当に入れることができる。合意又は法律規定がある場合、財産の賃貸によって得た天然果実及び法定果実は抵当財産に属する。

#### 第 346 条 保険をかけられた財産の抵当

1. 保険付き財産を抵当に入れた場合、保険金も抵当財産に帰属する。
2. 抵当権者は保険付き財産に抵当権が設定されたことを保険機関に通知しなければならない。保険事件が発生した場合、保険機関は抵当権者に直接に保険金を支払う。抵当権者が保険機関に保険付き財産に抵当権が設定されたことを通知しない場合、保険機関

は保険契約に従って保険金を支払い、抵当権設定者は抵当権者に清算する義務を負う。

#### 第 347 条 一つの民事義務を担保する多数の財産の抵当

多数の財産が一つの民事義務の履行を担保するために抵当された場合、各々の財産は義務の全部の履行を担保するよう確定される。各当事者は、各々の財産は義務の一部の履行を担保する合意をすることができる。

#### 第 348 条 抵当権設定者の義務

抵当権設定者には以下の義務がある。

1. 抵当財産を保管し、保持する。
2. もし抵当財産の効用の開発により抵当財産の価値が無くなるか、又は減少する恐れがある場合、その抵当財産の効用開発を中止することを含み、その克服に必要な措置を採る。
3. 抵当財産に対する第三者の権利があるときは抵当権者に通知する。通知しない場合、抵当権者は、財産の抵当権設定契約を破棄し、損害賠償を要求するか、又は、契約を維持して、第三者の抵当財産に対する権利を認めることができる。
4. 本法典第 349 条 3, 4 項に規定される場合を除き、抵当財産を売却・交換・贈与することはできない。

#### 第 349 条 抵当権設定者の権利

抵当権設定者は、以下の権利を有する。

1. 合意によって、天然果実及び法定果実も抵当財産に属する場合を除き、財産の効用を開発し、財産から得た天然果実及び法定果実を享受できる。
2. 抵当財産の価値を増加させる目的で投資することができる。
3. 抵当財産が生産・経営の過程に流通している商品であれば、その財産を売却し、交換することができる。生産・経営の過程に流通している商品である抵当財産を売却した場合、買い手からの売却代金を要求する権利、又は代金若しくは代金より形成された財産は、売却された財産に代わって抵当財産となる。
4. 抵当権者の同意を得れば、生産・経営の過程に流通している商品でない抵当財産を売却し、交換、贈与することができる。
5. 抵当財産を賃貸、使用貸与することができるが賃借人、借受人に賃貸、使用貸与財産に抵当権が設定されていることを知らせ、抵当権者に知らせなければならない。
6. 抵当によって担保される義務が終了したか、又は他の担保措置に替えられた場合、第三者に保持される抵当財産を引き受ける。

#### 第 350 条 抵当権者の義務

抵当権者は、以下の義務を負う。

1. 各当事者の合意により、抵当権者が抵当財産に関する書類を保管する場合は、抵当が終了したときに抵当権設定者に抵当財産に関する書類を返却しなければならない。
2. 本法典の第 355 条、356 条、357 条に規定した場合、財産抵当の登記を抹消するよう担保取引登記の権限機関に請求することができる。

#### 第 351 条 抵当権者の権利

抵当権者は以下の権利を有する。

1. 抵当財産の価値が低下又は滅失するおそれがあるときは、本法典の第 349 条 5 項に規定する賃借人、使用借人にその使用を中止するよう要求することができる。
2. 抵当財産を直接調査し又は検査することができるが、抵当財産の使用、開発を阻止、妨害してはならない。
3. 抵当財産の実状に関する情報の提供を抵当権設定者に要求する。
4. 抵当財産の開発・使用によって、抵当財産の価値が消失又は低下する恐れがあるときは、抵当財産の価値を保全する措置を講ずるよう抵当権設定者に要求することができる。
5. 義務履行の期限内に義務者が義務を履行しない又は正しく履行しなかった場合、抵当財産を処分するために、抵当権設定者又は

財産を預かっている第三者に抵当財産を引き渡すよう要求することができる。

6. 将来に形成される財産が抵当財産として設定される場合には、その財産の形成過程を調査し又は検査することができる。
7. 本法典第 355 条又は第 324 条第 2 項の規定に従って抵当財産の処理を要求し、優先的に精算される。

#### 第 352 条 抵当財産を預かる第三者の義務

抵当財産を預かる第三者には、以下の義務がある。

1. 抵当財産を保管し、保持する。抵当財産を遺失、抵当財産の価値を消滅又はその価値を減少させたときは、賠償しなければならない。
2. 抵当財産の効用を引き続き開発することにより、抵当財産の価値が消滅又は減少する恐れがある場合、本法典第 355 条第 1 項に規定される抵当財産の効用の開発を中止しなければならない。
3. 合意に従って、抵当財産を抵当権者又は抵当権設定者に返還する。

#### 第 353 条 抵当財産を預かる第三者の権利

抵当財産を預かる第三者は、以下の権利を有する。

1. 合意がある場合、抵当財産の効用を開発し、その財産から得た天然果実及び法定果実を享受できる。
2. 他の合意がある場合を除き、その保管及び維持について報酬を取得し又はそれにかかる費用の支払を受ける。

#### 第 354 条 抵当財産の代替及び修理

1. 他の合意がなければ、抵当権設定者は、抵当権者の許可を得たときに限って、抵当財産を代替することができる。但し、本法典の第 349 条第 3 項に規定される場合を除く。
2. 倉庫を抵当に入れる場合、抵当権設定者は倉庫内の商品を入れ替えることができる。ただし、合意された通りの商品価値を保障しなければならない。
3. 抵当財産が故障する場合、他の合意がなければ、抵当権設定者は、合理的な期間においてその抵当財産を修理するか、又は同じ価値がある他の財産と代替しなければならない。

#### 第 355 条 抵当財産の処理

民事義務の履行期限になっても、抵当権設定者が、義務を履行しない又は正しく履行しない場合、抵当財産の処理は、本法典の第 336 条、第 338 条の諸規定に従って行われる。

#### 第 356 条 財産の抵当の取消し

法律に別の規定がある場合を除き、財産の抵当の取消しは、抵当権者の同意がある場合にすることができる。

#### 第 357 条 財産の抵当の終了

財産の抵当は、以下の場合において終了する。

1. 抵当によって担保される義務が終了する。
2. 財産の抵当が取り消され又は他の担保措置と代替される。
3. 抵当財産が処分された。
4. 各当事者の合意による。

### IV 手付け

#### 第 358 条 手付け

1. 手付けとは、ある人が、民事契約の締結又は民事契約履行の担保のために、一定の期間において、一定の金額又は貴金属、宝石又は価値のある他の物(以下「手付財産」と称する)を、他の人に引き渡すことである。

手付けは、書面が作成されなければならない。

2. 民事契約が締結され又は履行された場合、手付財産は、手付財産の設定者に返還されるか、又は金銭支払義務の履行のために差し引かれる。手付財産の設定者が民事契約の締結又は民事契約履行を拒否する場合、手付財産は、手付財産を受領した人に属する。

他の合意がある場合を除き、手付財産を受領した人が民事契約の締結又は民事契約履行を拒否するならば、手付財産の設定者に手付財産を返還し、その上で、手付財産の価値に相当する一定の金額を支払わなければならない。

### V 寄託

#### 第 359 条 寄託

1. 寄託とは、動産である財産の賃借人が、賃借財産の返還の担保のために、一定の期間、一定の金額又は貴金属、宝石又は価値のある他の物(以下「寄託財産」と称する。)を賃貸人に引き渡すことである。
2. 賃借財産を返還する場合、賃借人は、賃借金を差し引いてから寄託財産を引き取ることができる。賃借人が賃借財産を返還しない場合、賃貸人は賃借財産を返還するように要求する権利を有する。賃借財産が無くなって返還できなくなる場合、寄託財産は賃貸人に属する。

### VI 供託

#### 第 360 条 供託

1. 供託とは、義務者が、民事義務履行を保証するために、銀行の凍結口座に一定の金額、貴金属、宝石又は有価証券を預けることである。
2. 義務者が義務を履行しない又は正しく履行しない場合、権利者は、銀行手数料を控除した後、供託銀行から精算を受け、義務者が生じた損害の賠償を受ける。
3. 供託の方法及び精算手続は、銀行に関する法律で定められる。

### VII 保証

#### 第 361 条 保証

保証とは、第三者(以下「保証人」と称する。)が、権利者(以下「保証引受人」と称する。)に対して、義務者(以下「保証される人」と称する。)が期限になっても保証される人が義務を履行しない又は正しく履行しないときに、保証される人に代わって、義務の履行を約束することである。各当事者は、保証人が義務を履行するのは、保証される人が自分の義務を履行することができないときに限る旨の合意をすることができる。

#### 第 362 条 保証の要式

保証には文書が作成されなければならない。別の文書にしても良いし、もとの契約書に記載されても良い。法律の規定がある場合、保証文書は公証又は確認されなければならない。

#### 第 363 条 保証範囲

保証人は、保証される人の義務の一部又は全部を保証する約束をすることができる。保証される義務には、他の合意がある場合を除き、貸付の元本及び利息、罰金、損害賠償金が含まれる。

#### 第 364 条 報酬

保証人と保証される人との合意又は法律の規定により、保証人は報酬を享受することができる。

#### 第 365 条 複数の人の保証

複数の人が一つの義務を保証する場合、独立した部分を保証するという合意又は法律の規定がある場合を除き、それらの人は、保証を連帯して履行しなければならない。権利者は、複数の保証人のどれか一人に義務の全部を履行するように要求することができる。連帯して保証した人の中の一人が、保証される人の代わりに、義務の全部を履行したとき、その人は、他の保証人に、自分に対して各自の義務分を履行するように要求する権利を有する。



#### 第 366 条 保証人と保証引受人との関係

1. 保証引受人は、義務履行の期限が到来していないときに、保証人に対して、保証される人の代わりにその義務を履行するように要求してはならない。
2. 保証引受人が保証される人と義務の相殺をすることができる場合、保証人は保証義務を履行しなくてもよい。

#### 第 367 条 保証人の要求権

保証人が義務を終了したとき、他の合意がなければ、その保証人は、保証される人に保証した範囲において自己に対する義務を履行するように要求する権利を有する。

#### 第 368 条 保証義務履行の免除

1. 保証義務を連帯して履行するという合意又は法律の規定がある場合を除き、保証引受人が保証人に対して保証義務の履行を免除しても、保証される人は、保証引受人に対する義務を履行しなければならない。
2. 連帯して保証人となった者のうち一人が自己の保証義務分を免除されたとしても、他の者は、なお自己の義務を履行しなければならない。

#### 第 369 条 保証人の財産の処理

保証を受ける人に代わって義務を履行する期限が到来したにもかかわらず、保証人が義務を履行しない又は正しく履行しない場合、保証人は保証引受人に精算するために、自己の所有する財産を差し出さなければならない。

#### 第 370 条 保証の取消し

法律の別の規定がある場合を除き、保証の取消しは保証引受人の同意がある場合に行うことができる。

#### 第 371 条 保証の終了

- 保証は、以下の場合において終了する。
1. 保証により担保される義務が終了する。
  2. 保証が取り消され、又は他の保証措置と代替される。
  3. 保証人が保証義務を履行した。
  4. 各当事者の合意による。

### VIII- 信頼による抵当

#### 第 372 条 政治・社会組織の信頼による抵当の担保

地域の政治・社会組織は、政府の規定に従い、生産・経営・サービス業のために、銀行又は他の信用組織で一定金額を借りようとする貧しい人及び世帯のために、信頼による抵当で担保することができる。

#### 第 373 条 信頼による抵当の担保の要式

信頼による抵当の担保をもって金銭を貸し付けるときは、文書を作成し、貸付金額、貸付の目的、貸付期間、金利、借入人、貸付け銀行・信用組織及び担保組織の権利・義務・責任を明記しなければならない。

### 第 6 節 民事義務の終了

#### 第 374 条 民事義務の終了の根拠

- 民事義務は、以下の場合において終了する。
1. 義務の完了
  2. 各当事者の合意
  3. 権利者からの義務履行免除
  4. 義務が他の民事義務と代替されること。
  5. 義務の相殺
  6. 権利者と義務者が同一となること。

#### 7. 民事義務免除の時効の終了

8. 義務者が個人である場合には死亡、法人又はその他の主体である場合には解散した場合で、その義務がその個人、法人、その他の主体によって履行されなければならないものである。
9. 個人である権利者が死亡して請求権が相続財産に属しない又は法人、他の主体である権利者が解散したが、請求権が他の法人、主体に移転できない。
10. 民事義務の対象物である特定物がなくなった又は他の義務と代替された。
11. 法律が規定するその他の場合

#### 第 375 条 民事義務の完了

義務者が義務の全部を履行したとき又は一部を履行し、権利者が残りの義務履行を免除したとき、民事義務は完了したものとす。

#### 第 376 条 権利者が対象物の受領遅滞をする場合における民事義務の完了

1. 権利者が受領遅滞した対象物が物である場合、義務者はその物を保管、保持しなければならない。寄託所に預けても良いがその場合には直ちに権利者に通知しなければならない。義務の対象を受領遅滞する当事者は、危険を負担し、保管費用のすべてを負担する。物の引渡義務は、数量、品質及び各当事者が合意した他の条件を保障して保管した時点で完了する。
2. 義務の対象物が金銭又は有価証券である場合、権利者が義務対象物の受領を遅滞したとき、義務者は寄託所にも預けることができ、すぐに権利者に通知しなければならない。保管した時点において義務は完了したものと見なされる。

#### 第 377 条 合意による民事義務終了

各当事者は、いつでも民事義務の終了を合意することができる。ただし、国家の利益、公共の利益、他人の合法的な利益に損害を与えてはならない。

#### 第 378 条 義務履行免除による民事義務の終了

1. 権利者が、義務者に対して義務履行を免除するとき、法律に別の規定がある場合を除き、民事義務は終了する。
2. 担保付き民事義務が免除される時、その担保も終了する。

#### 第 379 条 他の民事義務の代替による民事義務の終了

1. 各当事者が、当初の民事義務を他の民事義務と代替する合意をする場合、当初の義務は終了する。
2. 権利者が、合意した財産又は仕事を代替する他の財産を受け取り、又は仕事を引き受けたとき、民事義務も終了する。
3. 民事義務が、扶養義務、生命・健康・名誉・人格・威信の侵害によって生じた損害賠償義務及び人格に結び付いて移転できないその他の義務である場合は、他の義務と代替できない。

#### 第 380 条 義務の相殺による民事義務の終了

1. 各当事者が相互に同類財産に対する義務を有し、ともに期限が到来している場合には、互いに義務を履行しなくてよく、義務は終了したものとみなす。ただし、法律に別の規定がある場合を除く。
2. 財産の価値又は仕事が同等でない場合、相手に同等でない価値分を精算する。
3. 金銭に換算できる物は、金銭支払義務と相殺できる。

#### 第 381 条 民事義務と相殺できない場合

- 民事義務は、以下の場合において相殺できない。
1. 紛争がある義務
  2. 生命・健康・名誉・人格・威信の侵害に基づく損害賠償義務
  3. 扶養する義務
  4. 法律に定めるその他の義務

第382条 義務者と権利者との混同による民事義務の終了  
義務者がその義務の権利者となる時、民事義務は、終了する。

第383条 民事義務免除の時効の期間満了による民事義務の終了  
民事義務免除の時効の期間が満了したとき、義務は終了する。

第384条 個人である義務者が死亡した場合及び法人、他の主体である義務者が解散した場合における民事義務の終了  
当事者の合意又は法律の規定によって義務者自ら義務を履行しなければならない場合に、その個人が死亡又はその法人、他の主体が終了したとき、義務は終了する。

第385条 個人である権利者が死亡した場合及び法人、他の主体である権利者が解散した場合における民事義務の終了  
当事者の合意又は法律の規定により、権利者であるその個人、法人、その他の主体のために義務が履行されることとなっている場合、その個人が死亡又はその法人、他の主体が終了したとき、義務は終了する。

第386条 特定物がなくなった場合における民事義務の終了  
引渡しをすべき特定物がなくなった場合、その物の引渡義務は終了する。  
各当事者は、他の物との代替又は損害賠償について合意することができる。

第387条 破産における民事義務の終了  
破産した場合、民事義務は、破産に関する法律の規定に従って終了する。

## 第7節 民事契約

### I- 民事契約の締結

第388条 民事契約の概念  
民事契約とは、民事権・民事義務の取得・変更又は終了に関する各当事者の合意のことである。

第389条 民事契約締結の原則  
民事契約の締結にあたり、以下の原則を遵守しなければならない。  
1. 自由に契約を締結する。ただし、法律、社会道徳に反してはならない。  
2. 自主的、平等、善意、協力、忠実及び率直

第390条 民事契約締結の申込み  
1. 契約締結の申込みとは、契約締結を申し込む側が具体的に確定した相手側に対し、契約締結の意思を明示し、当該申込みを拘束されることである。  
2. 契約の内容及び返答期限を明示して契約締結の申込みをしたが、返答を待っている期間内に第三者に対しても契約締結の申込みをした場合、申込みを受けたが契約を締結することができなかった相手方に対して、発生した損害を賠償しなければならない。

第391条 契約締結申込みの発効時点  
1. 契約締結の申込みの効力が生じる時点は次の通りに確定する。  
a) 申込側の取り決めによる。  
b) 申込側の取り決めがなければ、契約締結の申込みは、申込みを受けた側がその申込みを受取った時点から発効する。  
2. 次の場合は契約締結の申し込みを見なされる。  
a) 申込みが、申込みを受けた側が個人の場合はその住所、申込みを受けた側が法人の場合はその事務所に送付された時  
b) 契約締結の申込みが、申込みを受けた側の正式の情報システムに取り入れられた時  
c) 申込みを受けた側が他の方法を通じて契約締結の申込みを知った

時

第392条 民事契約締結の申込みの変更、撤回  
1. 契約締結を申し込む側は、以下の場合において、契約締結の申込みを変更し又は撤回することができる。  
a) 契約締結の申込みを受けた側が、申込みの変更又は撤回に関する通知を、申込みを受領前又は同時に受け取る場合  
b) 申し込む側が変更できる又は撤回できる条件を明示している場合に、その変更又は撤回の条件が発生する時  
2. 申し込む側が申し込み内容を変更する場合、その申込みは新しい申込みと見なされる。

第393条 契約締結申込みの取消し  
契約締結を申し込む側が、申込みの中に取消権を明示したことに基づき申込みの取消権を行使する場合、申込みを受けた側に通知しなければならない。この通知は、申込みを受けた側が契約締結の申込みを承諾する返答をする前にこの通知を受け取った場合のみ効力を有する。

第394条 民事契約締結の申込みの終了  
契約締結の申込みは、以下の場合において終了する。  
1. 申込みを受けた側が承諾しない旨の返事をする。  
2. 返答期限が過ぎた。  
3. 申込みの変更又は撤回通知が効力を有するとき。  
4. 申込みの取消通知が効力を有するとき。  
5. 申込みを受けた側の返答を待つ期間内において、申込側と申し込みを受けた側が合意する。

第395条 申込みを受けた側の提案による申込みの修正  
申込みを受けた側が契約締結の申込みを承諾したが条件付き又は申込みの修正を提案する場合、当人は新しい申込みを提示したと見なされる。

第396条 契約締結申込みの承諾  
契約締結申込みの承諾とは申込みを受けた側が申込側に対して申込みの内容の全部を承諾することを言う。

第397条  
1. 申し込む側の返答期間の取り決めがある場合、承諾が当該期間内に返答された場合に限り効力を有する。申し込む側が返答期間終了後に返答を受け取ったときは、当該承諾は返答遅滞者の新しい申込みと見なされる。  
客観的な理由により承諾の通知が遅れて到着した場合、申込側がこの客観的な理由を知っている又は知っているべきときは、承諾の通知は引き続き有効である。ただし、申込側が申込みを受けた側のその契約締結の申込承諾を直ちに拒否する回答をした場合を除く。  
2. 各当事者が電話を介し又は他のメディアを介する場合も含み、お互いに直接商談するとき、申込みを受けた側は承諾するかどうかを直ちに回答しなければならない。ただし、回答期間に関する合意がある場合を除く。

第398条 契約の申込側が死亡し又は民事能力行為喪失者になった場合  
契約の申込みを受けた側が承諾を返答する後に、申込者が死亡し又は民事能力行為喪失者になった場合、申込みは引き続き有効である。ただし、申込側が別途の意思表示をした場合を除く。

第399条 申込みを受けた側が死亡し又は民事能力行為喪失者になった場合  
契約の申込みを受けた側が契約締結承諾を返答した後に死亡し又は民事能力行為喪失者になった場合、申込みは引き続き有効である。

第400条 契約締結承諾の撤回

契約の申込みを受けた側は契約締結承諾の通知を撤回することができる。ただし、この通知は申込側が契約締結承諾の回答を受け取る前か、又は同時にこの通知が到着しなければならない。

#### 第401条 民事契約の要式

1. 民事契約は、法律がその種類の契約の締結は一定の要式によらなければならない旨規定していない場合には、口頭、文書又は具体的な行為によって締結される。  
2. 法律において、契約が公証又は確証、登記、又は許可を申請しなければならない、文書で表示されなければならないとの規定があるときは、これらの規定を遵守しなければならない。  
法律に別の規定がある場合を除き、要式に関する違反があっても、その契約は無効にならない。

#### 第402条 民事契約の主要内容

1. 契約の種類に応じて、各当事者は、以下の内容について合意することができる。  
1) 引き渡すべき財産、実行すべき仕事又はすべきでない仕事等契約の対象物  
2) 数量、品質  
3) 価格、支払方法  
4) 契約を履行する期限、場所、方法  
5) 各当事者の権利、義務  
6) 契約違反による責任  
7) 契約違反罰  
8) その他の内容

#### 第403条 民事契約締結の場所

民事契約を締結する場所は、各当事者の合意により、合意がないときは、契約締結を申し込んだ個人の居所及び法人の事務所とする。

#### 第404条 民事契約締結の時点

1. 民事契約締結の時点は、申し込んだ側が締結承諾の返事を受けとった時点である。  
2. 沈黙を承諾の返事とする旨の合意がある場合、返答期限が過ぎて、申し込まれた側が引き続き沈黙するときは、民事契約は締結されたものと見なされる。  
3. 口頭の契約締結の時点は、各当事者が契約の内容について合意した時点である。  
4. 文書による契約締結の時点は、その文書に最後の当事者がサインした時点である。

#### 第405条 民事契約の効力

合法的に締結された契約は、他の合意又は法律の別の規定がある場合を除き、締結された時点から効力を有する。

#### 第406条 民事契約の主要な種類

民事契約は、以下の主要な種類が含まれる。  
1. 双務契約とは、各自の当事者が各々の側に対する義務を互いに有する契約のことである。  
2. 片務契約とは、一方だけが義務を有する契約のことである。  
3. 主たる契約とは、他の契約に付属していない契約のことである。  
4. 付随契約とは、その契約の効力が、主たる契約に付属する契約のことである。  
5. 第三者の利益のための契約とは、契約の各当事者が義務を履行しなければならない、第三者がその義務履行による利益を享受する契約のことである。  
6. 条件付契約とはその履行が一定の事実の発生、変更又は終了に付属するものである。

#### 第407条 約款による民事契約

1. 約款による契約とは、一方が、約款に従って作成し、他方に対して合理的な一定の期間内に返答を求めるために示された条件を

含む契約である。申し込まれる側が承諾の返事をしたときは、申し込む側が出した約款に従う契約の内容のすべてを承諾したと見なされる。

2. 約款による契約のなかに、明確でない項目がある場合、その約款による契約を出した側が、その項目を解釈するに際し、不利な取り扱いを受ける。  
3. 約款による契約に約款による契約を申し込む側の責任を免除し、他方の責任を増加させ又は正当な権利を排斥する条項がある場合、当該条項は効力を有しない。ただし、他の合意がある場合を除く。

#### 第408条 契約付属書

1. 契約のいくつかの条項を詳しく規定するために付属書が契約に属して作成される場合がある。契約の付属書は契約と同じの効力を有する。契約の付属の内容は契約の内容に反するものであってはならない。  
2. 契約の付属書に契約の条項内容に反する条項がある場合、当該条項は効力を有しない。ただし、他の合意がある場合を除く。各当事者が契約の付属に契約の条項に反する条項があることを容認する場合、契約の当該条項は修正されたものと見なされる。

#### 第409条 民事契約の解釈

1. 契約の中に明確でない項目がある場合、契約の言葉だけでなく、各当事者の共通意思に依拠してその条項を解釈する。  
2. 契約のある条項が複数の意味に理解できる場合、その条項が履行されるとき、各当事者に最も有利になるような意味を選定しなければならない。  
3. 契約の中には異なる複数の意味で理解できる字句がある場合、契約の本質に最も合致する意味で解釈しなければならない。  
4. 契約の中に理解しづらい条項又は字句がある場合、契約締結の場所における慣習に基づいて解釈しなければならない。  
5. 契約の中にいくつかの条項が欠けている場合、その種類の契約に対する契約締結の場所の慣習によって補充することができる。  
6. 契約にある諸条項は、それらの条項の意味が契約の内容全体に合致するように、条項の全体関係において解釈しなければならない。  
7. 契約の中に使用される用語と各当事者の共通意思に矛盾がある場合、各当事者の共通意思は契約解釈に用いられる。  
8. 強い立場の当事者が、契約の中に弱い立場の当事者に不利な内容を取り入れる場合、契約解釈の際、弱い立場の当事者に有利になるような方向で解釈しなければならない。

#### 第410条 民事契約の無効

1. 本法典の第127条から第138条までの無効取引に関する規定は無効契約にも適用される。  
2. 主たる契約の無効は付随契約を終了させる。ただし、付随契約が主たる契約に代わることに各当事者が合意があった場合を除く。本規定は民事義務履行の担保措置に対しては適用しない。  
3. 付随契約の無効は主たる契約を終了させない。ただし、付随契約が主たる契約の不可分の一部であることに各当事者が合意があった場合を除く。

#### 第411条 契約の対象が実現不能による契約の無効

1. 客観的な理由で契約の対象が締結時点から客観的な理由で実現不能である場合において、その契約は無効となる。  
2. 一方の当事者が、契約の対象が実現不能である事実を知っている又は知っているべきであったのに、これを契約の相手方に通知しなかったために相手方が契約した場合、相手方に損害を賠償しなければならない。ただし、相手方が契約の対象が実現不能である事実を知っている又は知っているべき場合を除く。  
3. 契約の対象の一部が実現不能であるが、残りがまだ有効である場合には、本条2項の規定も適用される。

## II 民事契約の履行

#### 第412条 民事契約履行の原則

民事契約履行にあたっては、以下の原則を遵守しなければならない。

1. 契約・対象物・品質・数量・種類・期間・方法及び他の合意通りに履行しなければならない。
2. 忠実に、協力的に、各当事者の最も有利に、相互に信頼して履行しなければならない。
3. 国家の利益、公共の利益、他人の合法的な権利・利益を侵犯してはならない。

#### 第413条 片務契約の履行

片務契約では、義務者は、合意した通りに義務を履行しなければならない。期間の前か後に履行する場合は権利者の同意を得なければならない。

#### 第414条 双務契約の履行

1. 双務契約には、各当事者が義務履行の期限について合意した場合、期限が来たとき、各自は、自分の義務を履行しなければならない。本法典の第415条と第417条で規定される場合を除き、他方の当事者が自分に対する義務を履行しないことを理由として履行を延期することができない。
2. 各当事者が、いずれかが先に義務を履行する合意をしない場合、各当事者は、互いに同時に義務を履行しなければならない。義務が同時に履行することができない場合、履行により多くの時間がかかる義務を先に履行しなければならない。

#### 第415条 双務契約における民事義務履行を延期する権利

1. 義務を先に履行しなければならない側は、他方の当事者の財産が、約束どおりに義務を履行することができないほど著しく減少した場合、他方当事者が義務の履行が可能になる又は保証人がつくまで、自己の義務履行を延期する権利を有する。
2. 期限が到来しても義務を先履行すべき者が自己の義務を履行しない場合、義務を後に履行する者は期限が到来した義務の履行を延期する権利がある。

#### 第416条 双務契約における財産留置

1. 財産の留置とは、義務者が義務をしない又は合意通りに義務を履行しない場合、履行双務契約の対象である財産を合法的に占有している権利者（以下「留置権者」と称する。）が財産を留置できることである。
2. 留置権者は以下の権利と義務を有する
  - a) 本条第1項に規定される場合における財産の全部又は一部を留置する。
  - b) 留置財産の果実を収穫し、義務の相殺に利用できる。
  - c) 留置財産を保管、保持する。
  - d) 留置される財産を有する当事者に当該財産の保管、保持のための必要経費の支払を要求する。
3. 留置権は下記の場合において終了する
  - a) 各当事者の合意による。
  - b) 留置権者が留置財産の保管、保持義務に違反する。
  - c) 留置される財産を有する当事者が義務を完了する。

#### 第417条 権利者の過失によって義務が履行できない場合

双務契約において、一方の当事者が他方の当事者の過失によって自己の義務を履行することができない場合、他方の当事者に対して自己に対する義務を履行するか、契約を取り消し、損害を賠償するように要求する権利を有する。

#### 第418条 各当事者の過失によらない義務不履行

各当事者とも過失がなく、双務契約において、一方の当事者が契約の義務を履行できない場合、履行できない当事者は相手方に自己に対する義務の履行を要求することはできない。ただし、一方の当事者が義務の一部を履行できた場合、相手方に相応の義務の履行を要求することができる。

#### 第419条 第三者の利益のための契約履行

第三者の利益のために契約を履行する場合、第三者は義務者に自己に対する義務を履行するように直接要求する権利を有する。各当事者に契約について紛争がある場合、第三者は、その紛争が解決されない間、その義務履行を要求する権利を有しない。権利者も、義務者に第三者の利益のために契約履行を要求することができる。

#### 第420条 第三者の拒否権

義務者が義務を履行する前に第三者が自己の利益を拒否する場合、義務者はその義務を履行しなくてもよいが、権利者に通知しなければならない。契約は取り消されたものとし、各当事者は、受領したものを互いに返還しなければならない。義務者が義務を履行した後に、第三者が自分の利益を拒否する場合、その義務が完了したと見なされ、権利者は、義務者に対する約束を引き続き履行しなければならない。

#### 第421条 第三者の利益のための契約における変更又は取消しの不可能

第三者が利益を享受することに同意した場合、第三者の同意を得た場合を除き、契約がまだ履行されない場合であっても、契約締結の各当事者は、契約を変更し又は取り消すことはできない。

#### 第422条 違約罰の合意がある契約履行

1. 違約罰とは契約における各当事者の合意であり、それによって義務違反の当事者が違反された当事者に一定の金額を支払わなければならないことである。
  2. 違約罰の額は各当事者の合意による。
  3. 各当事者は、義務違反の当事者は損害賠償を要せず違約罰だけを支払わなければならないとするか、違約罰の支払に加えて損害賠償もしなければならないとするかについて合意することができる。損害賠償額が予め合意されない場合、損害の全部を賠償しなければならない。
- 違約罰に関し予め損害賠償について当事者の合意がない場合、義務者は違約罰金だけを納める。

### III 民事契約の変更及び終了

#### 第423条 民事契約の変更

1. 法律に別規定がある場合を除き、各当事者は、契約を変更し、変更による効果を解決することについて合意することができる。
2. 契約が文書で作成され、公証、確認され、登記、又は許可を申請しなければならない場合、契約変更にあっても、その要式を遵守しなければならない。

#### 第424条 民事契約の終了

民事契約は、以下の場合において終了する。

1. 契約が完了した。
2. 各当事者の合意に従う。
3. 契約を締結した個人が死亡し、法人又はその他の主体が終了したが、その契約はその個人、法人、その他の主体によって履行されなければならないものである。
4. 契約が取り消される又は履行が一方的に終了される。
5. 契約の対象物がなくなったために契約が履行できないが、各当事者が他の対象物との代替又は損害賠償について合意することができる場合
6. 法律で規定されるその他の場合

#### 第425条 民事契約解除

1. 他方の当事者が、各当事者の合意又は法律の規定による解除要件にあたる契約違反をしたとき、一方の当事者は契約を解除する権利を有し、それによる損害を賠償しなくてもよい。
2. 契約を解除した側は、他方の当事者に直ちに解除を通知しな

ればならない。通知せずに、損害を与えたときは、損害を賠償しなければならない。

3. 契約が解除されたとき、契約は、締結した時点から無効となる。各当事者は、引き受けた財産を互いに返還しなければならない。現物を返還することができない場合、金銭で支払わなければならない。

4. 契約の解除において過失を起こした側は、損害を賠償しなければならない。

#### 第426条 契約履行の一方的終了

1. 各当事者の合意又は法律の規定がある場合、一方の当事者は契約履行を一方的に終了する権利を有する。

2. 契約履行を一方的に終了した側は、他方の当事者に直ちに契約履行の終了を通知しなければならない。通知せずに、損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3. 契約履行が一方的に終了されたとき、契約は、他方の当事者が契約履行の終了の通知を受け取った時点から終了する。各当事者は、義務を引き続き履行しなくてもよい。義務を履行した側は、他方の当事者に精算するように要求する権利を有する。

4. 契約履行の一方的終了において、過失のある当事者は損害を賠償しなければならない。

#### 第427条 民事契約に関する提訴時効

裁判所に民事契約紛争処理を請求するための提訴時効は個人、法人、他の主体の合法的権利、利益が侵害された日から2年とする。

### 第 XVIII 章 一般的民事契約

#### 第 1 節 財産売買契約

##### I- 財産売買契約に関する総則

#### 第428条 財産売買契約

財産売買契約では、各当事者との合意に従って、売主が買主に財産を引き渡し、代金を受け取る義務を有する。買主は、財産を引き受け、売主に代金を支払う義務を有する。

#### 第429条 売買契約の対象物

1. 売買契約の対象物は、取引することが許可される財産である。

2. 売買契約の対象物が物である場合、その物は、明確に確定されなければならない。

3. 売買契約の対象物が財産権である場合、その財産権が売主の所有に属することを証明する書類又は他の証拠が必要である。

#### 第430条 売買物の品質

1. 売買物の品質は各当事者の合意による。

2. 売買物の品質が公表されている又は権限のある国家機関に規定される場合、売買物の品質は、公表されている基準又は権限のある国家機関の規定に基づいて確定される。

3. 品質に関する各当事者の合意又は法律の規定がないときは、売買物の品質は、使用目的及び同類物の平均の品質に従って確定される。

#### 第431条 価格と支払方法

1. 価格は各当事者の合意により又は当事者の要求に基づく第三者により定められる。

各当事者が市場価格に基づいて精算することを合意する場合、その価格は、支払の場所と時点において確定される。

国家が価格の枠を決めた民事取引における財産では、各当事者はその価格の枠の範囲で価格について合意する。

2. 各当事者は、価格変動があるとき、インフレ係数を適用することを規定することができる。

3. 価格に関する合意は、具体的な価格の合意でも価格確定の方法の合意でも良い。価格又は価格確定の方法の合意が明確でない場合、財産の価格は、契約締結の場所と時点での市場価格に基づき、

確定されるものとする。

4. 支払方法は、各当事者の合意による。

#### 第432条 売買契約の履行期間

1. 売買契約の履行期間は、各当事者の合意による。売主は、合意した期限通りに、買主に財産を引き渡さなければならない。買主の同意を得た場合に限って、売主は、買主に財産を期間の前か後に引き渡すことができる。

2. 各当事者が財産を引き渡す期限を規定しない場合、買主は、売主にいつでも財産を引き渡すように、又は売主は、買主にいつでも財産を引き受けるように要求する権利を有する。ただし、他の合意がなければ、互いに、合理的期間において前もって通知しなければならない。

3. 各当事者が支払期限についての合意がない場合、買主は、財産を受け取った後直ちに代金を支払わなければならない。

#### 第433条 財産引渡し場所

財産引渡し場所は各当事者の合意による。合意がないときは、本法典第284条第2項の規定を適用する。

#### 第434条 財産引渡し方法

財産は、各当事者が合意した方法に従って引き渡される。財産引渡し方法に関する合意がないときは、財産は、売主によって買主に一括で、直接に引き渡される。

#### 第435条 数量通りに物を引き渡さないことによる責任

1. 売主が、合意した数量より多い数量で物を引き渡した場合、買主は、余分な分の受け取りを拒否する権利を有する。受け取った場合、合意による価格に基づいて余分な分に対する代金を支払わなければならない。

2. 売主が、合意した数量より少ない数量で物を引き渡した場合、買主は、以下の権利のいずれかを有する。

a) 引き渡した分を受け取り、損害賠償を要求する。

b) 引き渡した分を受け取り、売主が足りない分を引き渡す期間を規定する。

c) 契約を解除し、損害賠償を要求する。

#### 第436条 同セットでない物を引き渡したことによる責任

1. 引き渡された物が同セットではなく、その物の使用目的を達成することができない場合、買主は、以下の権利のいずれかを有する。

a) 引き渡された分を受け取り、売主に対して、足りない分又は部分を引き渡し、損害を賠償するように要求する。受け取った分又は部分に対する支払をその物が十分に同セットとして引き渡されるときまでに延期する。

b) 契約を解除し、損害賠償を要求する。

2. 買主が精算したが、同セットとして引き渡されないことによって物をまだ受け取っていない場合、国家銀行に規定する基本金利に従って精算された金額に対する利息を受け取ることができる。売主に、同セットでない物を引き渡したことによる損害を、契約を履行しなければならない時点から物が同セットとして引き渡されるまで、賠償するように要求する。

#### 第437条 種類通りに物を引き渡さないことによる責任

種類通りに物が引き渡されない場合、買主は、以下の権利のいずれかを有する。

1. 物を受け取り、各当事者の合意に基づく価格で精算をする。

2. 種類通りに物を引き渡し、損害を賠償するように要求する。

3. 契約を解除し、損害賠償を要求する。

#### 第438条 支払義務

1. 買主は、合意した時点及び場所において不足なく支払わなければならない。合意がなければ財産を引き渡した時点及び場所において不足なく支払わなければならない。
2. 他の合意及び法律の別の規定がある場合を除き、買主は、本法典の第305条第2項の規定に基づいて支払が延滞した日からの利息を支払わなければならない。

#### 第439条 所有権移転の時点

1. 売買財産に対する所有権は、各当事者の他の合意及び法律の別の規定がある場合を除いて、財産が引き渡された時点から買主に移転される。
2. 法律が所有権を登記しなければならないと規定する売買財産については、所有権は、その財産に対する所有権の登記手続が終了した時点から、買主に移転する。
3. 売買されたが、まだ引渡されない財産が果実や収益を生じたときは、それらの果実や収益は売主に帰属する。

#### 第440条 危険負担の時点

1. 他の合意がなければ、売主は、財産が買主に引き渡された時点までにその売買財産に対する危険を負担しており、買主は、財産を受け取ったときから売買財産に対する危険を負担する。
2. 法律が財産に対する所有権を登記しなければならないと規定する財産の売買契約では、他の合意がなければ、売主は登記手続が終了する時点まで危険を負担しており、買主は登記手続が終了した時点から、買主がまだ財産を受け取らない場合をも含めて危険を負担する。

#### 第441条 運賃及び所有権移転に関する費用

運賃及び所有権移転に関する費用に関する各当事者の合意又は法律の規定がなければ、売主は、財産の引渡し場所までの運賃及びその所有権移転に関する費用を負担しなければならない。

#### 第442条 情報提供と使用方法案内の義務

売主は、買主に、売買財産に関する必要な情報を提供し、その財産の使用方法を案内する義務を有する。売主がこの義務を履行しない場合、買主は、売主にその義務を履行するように要求する権利を有する。もし売主がまだその義務を履行しない場合、買主は契約を取り消し、損害の賠償を要求する権利を有する。

#### 第443条 売買財産に対する買主の所有権の保証

1. 売主は、買主に売った財産に対する所有権を、第三者に争われないように保証する義務を有する。
2. 財産が第三者によって争われる場合、売主は、買主の立場に立って買主の利益のために保護しなければならない。第三者が売買財産の一部分又は全部に対する所有権をもつ場合、買主は契約を取り消し、売主に生じた損害の賠償を要求する権利を有する。
3. 売買財産が第三者の所有に属することを買主が知っていた又は知るべきであったのに購入した場合、買主はその財産を所有者に返還しなければならないが、損害賠償を要求することはできない。

#### 第444条 売買物の品質の保証

1. 売主は、売買物の使用価値又は特性を保証しなければならない。購入後、買主が、売買物の価値を失わせ又は使用価値を減少させるような瑕疵を発見した場合、その瑕疵を発見したときに、買主は直ちに売主に通知しなければならない。他の合意がなければ、買主は、売主に、瑕疵のある物を修理し、他の物と代替し、値下げをし、かつ生じた損害賠償を要求する権利を有する。
2. 売主は、売買物が包装上の描写、商標と合致すること又は買主が選択した見本と合致することを保証しなければならない。
3. 売主は、以下の場合において、売買物の瑕疵に対する責任を負わない。
  - a) 購入のときに、買主が知っていた又は知るべきであった瑕疵
  - b) 競売を通じ又は中古物商で買った物
  - c) 物の瑕疵が買主の過失で起きた場合

#### 第445条 保証義務

保証に関する当事者の合意又は法律の規定がある場合、売主は、保証期間という一定の期間において、売買物に対して保証をする義務を有する。保証期間は、買主が物を受け取る義務を有する時点から計算される。

#### 第446条 保証要求権

保証期間内において買主が売買物の瑕疵を発見した場合、買主は、売主に無料で修理し、値下げをし、瑕疵のある物を他の物と代替するように要求するか又はその物を返還し、代金を取り戻す権利を有する。

#### 第447条 保証期間中の物の修理

1. 売主は、物を修理し、約束した品質規格と特性を十分に備えることを保証しなければならない。
2. 売主は、物を修理費用及びその物の修理所まで、そして修理所から買主の居所又は事務所までの運賃を負担する。
3. 買主は、売主に、各当事者の合意による期間又は合理的期間において修理を完了するように要求する権利を有する。その期間において、売主が修理できない又は修理を完了できない場合、買主は、売主に、値下げをし、瑕疵のある物を他の物と代替するように要求するか、その物を返還し、代金を取り戻す権利を有する。

#### 第448条 保証期間中の損害賠償

1. 保証措置実行を売主に要求するほかに、買主は、売主に、保証期間において、物の技術的瑕疵によって生じた損害を賠償するように要求する権利を有する。
2. 生じた損害が買主の過失によることを証明することができれば、売主は、その損害を賠償しなくてもよい。買主が、できる限りで損害を食い止め、制限するために必要な措置を適用しない場合、売主は損害賠償の程度を下げるができる。

#### 第449条 財産権売買

1. 財産権を売買する場合に、売主は、買主に書類を渡し、買主に所有権を譲渡する手続を行い、買主は売主に代金を支払わなければならない。
2. 財産権が物又は金銭返還請求権であり、義務者が支払可能である旨を保証した場合、期限が到来してもなお義務者が弁済しないときは、売主は、その弁済について連帯義務を負わなければならない。
3. 財産権に対する所有権を譲渡する時点は、買主が、その財産権に対する所有権を確認する書類を受け取った時点又は法律の規定によりその所有権の譲渡を登記した時点とする。

### II- 家屋売買契約

#### 第450条 家屋売買契約の要式

法律に別の規定がある場合を除き、家屋売買契約は、文書が作成され、公証又は確認されなければならない。

#### 第451条 家屋売主の義務

家屋売主には、以下の義務がある

1. 売却家屋の所有権に対する制限がある場合、買主に、制限を通知する。
2. 買主に家屋を引き渡していない間、家屋を保管する。
3. 契約に記載する状態通りに家屋及びそれに関する書類を引き渡す。
4. 法律の規定に従って、家屋売買の手続を遵守する。

#### 第452条 家屋売主の権利

家屋売主は、以下の権利を有する。

1. 買主に、合意した通りの時点で家屋を引き受けるように要求す

- る。
2. 買主に、合意した期間、支払方法の通りに、代金を支払うように要求する。
  3. 買主に、合意した期間内に家屋売買の手続を完了するように要求する。
  4. 合意した通りに全部の金額をまだ受け取っていない間は家屋を引き渡さない。

#### 第453条 家屋買主の義務

家屋買主には、以下の義務がある。

1. 合意した期間、支払方法の通りに、代金を不足なく支払う。契約において支払期間と場所について合意していない場合、買主は、売主が家屋を引き渡す時に売却家屋において、代金を支払わなければならない。
2. 合意した期間通りに、家屋及びそれに関する書類を引き受けなければならない。
3. 賃貸借中の家屋を購入する場合、賃借期間がまだ有効である場合、賃貸借契約で合意した通りに賃借人の権利利益を保証しなければならない。

#### 第454条 家屋買主の権利

家屋買主は、以下の権利を有する。

1. 合意の通りの状態で家屋及びそれに関する書類の引渡しを受ける。
2. 売主に、合意した期間内に、家屋売買の手続を完了するように要求する。
3. 売主に、期間通りに家屋を引き渡し、もし引き渡さない又は引渡しが遅滞する場合、損害を賠償するように要求する。

#### 第455条 他の目的に使う家屋購入

法律に別の規定がない場合、本法典の第450条から第454条までの規定は、居住ではなく、他の目的に使う家屋購入に対しても適用される。

### III- 財産売買に関する特別の規定

#### 第456条 競売

財産は、所有者の希望又は法律の規定に基づいて競売にかけることができる。  
共有財産を競売にかけることは、他の合意又は法律に別の規定がある場合を除き、共有者の同意を得る必要がある。

#### 第457条 競売の通知

1. 競売者は、時間・場所・数量・品質・競売にかける財産のリストを遅くとも、動産に対しては競売日の7日前、不動産に対しては30日前に競売所において及びマスメディアを通じて公開的に通知しなければならない。
2. 競売財産に関係がある人は、他の合意がある場合を除き、競売開始価格の決定に参加できるように競売に関する通知を受けなければならない。

#### 第458条 競売の実行

1. 競売をする時、競売者が競売開始価格を公示する。
  2. 少なくとも競売開始価格と同じ以上で一番高い値段を出した人は、競売財産を購入することができ、契約締結を承諾したとみなす。
  3. 競売では、文書が作成され、その文書に買主、売主及び二人の証人が署名するものとする。
  4. 競売財産を引き渡す期限、支払いの期間、方法は、競売規則に従って実行される。
  5. 競売者は、競売財産の価値、品質に関しては責任を負わない。
  6. 購入値段として出した一番高い値段が競売開始価格より低いものである場合、その競売は成立しないものとする。
- 政府は財産競売に関する組織と手続の規則を詳細に規定する。

#### 第459条 不動産の競売

1. 不動産の競売は、不動産が存在する場所又は競売者が確定する場所において行われる。
2. 不動産競売が通知された後、購入したい人は、購入登録をした上、一定の保証金を納付しなければならない。購入登録をした者のリストは競売所において公開的に公示される。
3. 競売財産を購入することができる場合、納めた金は購入価格から引かれるが、購入を拒否する場合、その保証金は戻されない。
4. 競売者は、購入登録をしたものの競売財産を購入できなかったその他の人に保証金を戻さなければならない。
3. 競売財産の売買は、法律の規定がある場合、文書が作成され、公証、登記されなければならない。

#### 第460条 試用後の購入

1. 各当事者は、買主が試用期間という一定期間内において購入物を試用できる旨の合意をすることができる。試用期間内において、買主は購入するかしないかの返事をするすることができる。試用期間が満了しても買主が返事しないときは、試用物を受け取る前に合意した条件に従って購入を承諾したとみなされる。
  2. 試用期間内において、物はなお売主の所有に属する。売主は、他の合意がなければ、その物に対するすべての危険を負担しなければならない。試用期間内で、買主が返事をしていない場合は、売主は売却、贈与、賃貸借、交換、抵当の設定、質入れをすることができない。
  3. 試用者が購入しない旨の返事をする場合、売主にその物を返還しなければならない。試用物は失い又は破損した場合は、売主に損害を賠償しなければならない。
- 試用者は、試用によって生じた通常の消耗に関しては責任を負わなくてもよく、その試用によって享受した天然果実を返還しなくてもよい。

#### 第461条 後払い又は延べ払いによる購入

1. 各当事者は、購入物を受け取った後に一定の期間内において、買主が代金を後払いするか、又は延べ払いする合意することができる。他の合意がある場合を除き、買主が代金を完済するときまで、売主は、売却物に対する自己の所有権を留保することができる。
2. 後払い又は延べ払いの契約では文書によらなければならない。他の合意がある場合を除き、買主は、後払い又は延べ払いによる購入物を使用する権利を有し、試用期間内における危険を負担しなければならない。

#### 第462条 売却した財産の買戻し

1. 売主は、買戻し期間という一定の期間後に売却した財産を買い戻す権利について買主と合意することができる。財産買戻し期間は、各当事者で合意されるが、財産を引き渡した時点から動産に対しては1年、不動産に対しては5年を超えてはならない。この期間において、売主は、いつでも買い戻す権利を有するが買主に合理的期間において事前に通知しなければならない。他の合意がないときは、買戻し価格は、買戻し時点と場所における市場価格である。
2. 買戻し期間内においては、買主は、その財産の売却、交換、贈与、賃貸借、抵当の設定、質入れをすることはできず、財産に対する危険を負担しなければならない。

### 第2節 財産交換契約

#### 第463条 財産交換契約

1. 財産交換契約とは各当事者の合意による契約であり、それによって各当事者が互いに財産を引き渡し、財産に対する所有権を相互に移転することである。
2. 法律の規定がある場合、財産交換契約は文書によらなければならない。公証、確認又は登記されなければならない。

3. 一方の当事者が他方の当事者に対して、その所有権に属しない財産又は所有者から委任を受けていない財産を交換した場合、他方の当事者は契約を取り消し、損害賠償を要求する権利を有する。  
4. それぞれの当事者は、他方の当事者に引き渡す財産の売主であり、また引き受ける財産の買主であると見なされる。本法典第428～437条及び第439～448条に記載される売買契約の規定は、財産交換契約にも適用される。

第464条 交換財産の価値における差額の精算  
交換財産の価値に差額が出る場合、各当事者は、他の合意又は法律に別の規定がある場合を除き、その差額を互いに精算しなければならない。

### 第3節 財産贈与契約

第465条 財産贈与契約  
財産贈与契約とは、当事者の合意による契約であり、それによって贈与者は、受贈者に自己の財産を無償で引き渡し、所有権を移転し、受贈者は、これを受け取ることに同意するものである。

第466条 動産の贈与  
動産贈与契約は、受贈者が財産を受け取った時点から有効となる。法律の規定に従って所有権登記を要する動産に対しては、動産贈与契約は登記の時点から有効となる。

第467条 不動産の贈与  
1. 不動産贈与契約は文書によらなければならないが、公証、確認され、又は法律の規定により財産の所有権登記を要する場合、登記されなければならない。  
2. 不動産贈与契約は、登記された時点から有効となる。所有権登記を要しない不動産である場合、不動産贈与契約は財産の引渡しの時点から有効となる。

第468条 自己の所有に属さない財産を故意に贈与した場合の責任  
贈与者が自己の所有に属さない財産を故意に贈与し、受贈者がそのことを知らない又は知り得ないときは、贈与者は、所有者がその財産を取り戻す場合に、受贈者が財産の価値を増加させた費用を受贈者に対して精算しなければならない。

第469条 贈与財産の瑕疵の通知義務  
贈与者は、受贈者に贈与財産の瑕疵を通知する義務がある。贈与者が贈与財産の瑕疵を知らずにこれを通知しなかった場合、受贈者に生じた損害の賠償責任を負わなければならない。贈与者が贈与財産の瑕疵を知らなかった場合、損害賠償の責任を負わない。

第470条 条件付きの財産贈与  
1. 贈与者は、受贈者に、贈与の前又は後に、1つ又は複数の民事義務の履行を要求することができる。贈与の条件は法律及び社会道徳に反してはならない。  
2. 贈与の前に義務を履行しなければならない場合、受贈者は義務を完了したが、贈与者が財産を引き渡さないときは、贈与者は、受贈者が完了した義務に対して精算しなければならない。  
3. 贈与の後に義務を履行しなければならない場合、受贈者が義務を履行しないときは、贈与者は財産を取り戻し、損害賠償を要求する権利を有する。

### 第4節 財産貸借契約

第471条 財産貸借契約  
財産貸借契約とは、各当事者との合意であり、それによって、貸主は、借主に財産を引き渡し、返還期限が満了したときに、借主

は、数量・品質通りの同類の財産を返還し、合意又は法律の規定がある場合には利息を支払わなければならない。

第472条 貸借財産に対する所有権  
借主は、当該財産を財取った時点から貸借財産の所有者となる。

第473条 貸主の義務  
貸主に、以下の義務がある。  
1. 借主に対して、合意した時点、場所において、財産を完全に、合意したとおりの品質、数量に引き渡す。  
2. 貸主がその財産の品質が保証されないことを知りながら、借主に通知しない場合、借主がそのことを知りながらその財産を受け取った場合を除き、借主に対して損害を賠償する。  
3. 本法典第478条で規定される場合を除き、返還期限が到来する前に、借主に対して財産を返還するように要求してはならない。

第474条 借主の返済義務  
1. 金銭である財産を借り受けている者は、返済期限が到来したときに、不足なく返済しなければならない。物である財産を借り受けている者は、他の合意がある場合を除き、合意したとおりの数量、品質の同類物を返還しなければならない。  
2. 借主が物を返還することができない場合、貸主の許可を得たときは、借主は、返還場所と時点における貸借物の価格に相当する金銭で返還することができる。  
3. 返還場所は、他の合意がある場合を除き、貸主の居所又は事務所とする。  
4. 無金利で貸借したが、返還期間が満了しても、借主が返還しない又はまだ十分に返還しない場合、借主は、合意により、返還時点における、遅滞期間に相当する国家銀行の公表する基本金利に基づいて、返還が遅滞した部分に対する利息を支払わなければならない。  
5. 金利付きで貸借したが、返還期間が満了しても、借主が返還しない又はまだ十分に返還しない場合、借主は、元本とその利息、及び返還時点における貸借期間に相当する国家銀行の公表する基本金利に従った利息を支払わなければならない。

第475条 貸借財産使用  
各当事者は、貸借財産を貸借の目的通りに使う旨の合意をすることができる。貸主は、その貸借財産の使用を検査する権利を有する。借主に注意したが、貸借財産を貸借の目的通りに使っていない場合には、貸主は返還期限が到来する前に財産を取り戻す権利を有する。

第476条 金利  
1. 貸借の金利は、各当事者によって合意されるが、同等の種類の場合、国家銀行の公表する基本金利の150%を超えることはできない。  
2. 金利の支払について各当事者が合意したが、その金利が確定されない又は金利について争いがある場合には、返還の時点において、貸借期間に相当する国家銀行の公表する基本金利を適用する。

第477条 無期限貸借契約の履行  
1. 金利を付けない無期限貸借契約では、いずれの時点においても、貸主は財産を取り戻す権利を有し、借主は返済する権利を有する。ただし、他の合意がないときは、合理的な期間において事前に互いに通知しなければならない。  
2. 金利を付ける無期限貸借契約では、貸主は、いずれの時点においても、財産を取り戻す権利を有するが、合理的な期間において事前に借主に通知しなければならない。貸借財産を受け取った時点までの利息を受け取ることができ、借主は、いずれの時点においても、財産を返還する権利を有し、返還時点までの利息のみを支払うものとする。ただし、合理的な期間において事前に貸主に通知しなければならない。



#### 第478条 定期貸借契約の履行

1. 金利を付けない定期貸借契約では、借主は、いずれの時点においても、財産を返還する権利を有するが、合理的な期間において事前に貸主に通知しなければならない。貸主は、借主の同意を得た場合に限り、返還期限が到来する前に財産を取り戻すことができる。
2. 金利を付ける定期貸借契約では、借主は返還期限の到来した後に財産を返還することができる。他の合意がなければ、定期に従う利息の全部を支払わなければならない。

#### 第479条 ホ、ファイ、ピエウ、フォン

1. ホ、ファイ、ピエウ、フォン（以下「講」という。）とは人数、期間、金額又は他の財産、講の出資又は領収方法及び構成員の権利、義務を一緒に取り決める、ある集団の人々の合意に基づく習慣による財産に関するある取引形態をいう。
2. 国民間の共済目的での講形態は法律に規定に従って実施される。
3. 高金利貸し形態での講構成を厳禁する。

### 第5節 財産貸借契約

#### I 一 財産貸借契約に関する総則

#### 第480条 財産貸借契約

財産貸借契約とは各当事者の合意であって、それによって、貸借人は一定の期間における使用のために、借借人に財産を引き渡し、貸借人は賃料を支払わなければならない。

#### 第481条 賃料

賃料は、各当事者の合意で決められる。法律で賃料の枠が決められる場合、各当事者は、その賃料の枠の範囲以内に従って、賃料について合意しなくてはならない。

#### 第482条 貸借期間

1. 貸借期間は、各当事者によって合意される。合意がないときは、貸借の目的に従って確定される。
2. 各当事者が貸借期間について合意しない又は貸借の目的に基づいて確定することができない場合、貸借契約は、借借人が貸借の目的を達成したとき、貸借期間が満了する。

#### 第483条 転貸

借借人は、貸借人の同意を得たときは、自己の借借した財産を転貸することができる。

#### 第484条 貸借財産の引渡し

1. 貸借人は、合意した時点、場所において、財産を、合意したとおりの数量・品質・種類・状態で借借人に引き渡し、その財産の使用に必要な関連情報を提供しなければならない。
2. 貸借人の財産引渡しが遅滞する場合、借借人は財産引渡しの期間の延期又は契約の取消しができ、さらに、損害賠償を要求することができる。貸借財産の品質が合意した通りではない場合、借借人は、貸借人に対して修繕、賃料の減額の要求又は契約の取消しをする権利があり、さらに損害の賠償を要求する権利がある。

#### 第485条 貸借財産の使用価値の担保義務

1. 貸借人は、貸借の目的に合致するように、貸借期間内において、貸借財産を合意した状態を維持することを担保しなければならない。慣習により借借人が自分で修繕しなければならない小さい故障を除き、貸借人は、貸借財産の故障、瑕疵を修繕しなければならない。
2. 貸借財産の使用価値が減少したが借借人の過失によらない場合、借借人は、貸借人に、以下のことを要求する権利を有する。
  - a) 財産の修繕。
  - b) 賃料の減額

c) 貸借財産の修繕ができないことによって貸借の目的が達成できない又は貸借財産に瑕疵があるが、借借人がそれを知らない場合、他の財産に代替させる又は一方的に契約の履行を終了し、損害の賠償を要求する。

3. 貸借人が通知を受けたが、修繕しない又は間に合うように修繕できない場合、借借人は、自ら貸借財産を修繕する権利を有する。ただし、貸借人に通知しなければならない。貸借人にその修繕費用を精算するように要求する権利を有する。

#### 第486条 貸借財産の使用権の担保義務

1. 貸借人は、借借人に対して、安定した財産の使用権を担保しなければならない。
2. 貸借財産に対する所有権に関する紛争が起こり、借借人が安定した財産を使用することができない場合、借借人は、契約の履行を一方的に終了し、損害の賠償を要求する権利を有する。

#### 第487条 貸借財産の保管義務

1. 借借人は、自己の財産のように、貸借財産を保管し、保持し、小規模の修繕をしなければならない。財産を失わせ又は破損させた場合、損害を賠償しなければならない。借借人は、貸借財産の使用による自然消耗に関しては責任を負わない。
2. 貸借人の同意を得たときは、借借人は、貸借財産を修繕し、その財産の価値を増加することができる。貸借人に、合理的な費用を要求する権利を有する。

#### 第488条 効用及び目的に従った貸借財産の使用義務

1. 借借人は、財産の効用及び合意した目的通りに貸借財産を使用する義務がある。
2. 借借人が、財産の効用及び目的通りに貸借財産を使用していない場合、貸借人は、契約の履行を一方的に終了し、損害の賠償を要求する権利を有する。

#### 第489条 賃料の支払

1. 借借人は、合意した通りの時期に賃料を不足なく支払わなければならない。賃料支払の時期に関する合意がないときは、賃料支払の時期は、賃料支払の場所の慣習に従って確定される。慣習に従って支払い時期が確定されない場合、借借人は、貸借財産を返還する時、賃料を支払わなければならない。
2. 当事者が賃料支払は定期的に履行する旨の合意をした場合、借借人が3回連続して定期の支払をしなかったときは、他の合意又は法律の別の規定がある場合を除き、貸借人は、貸借契約の履行を一方的に終了する権利を有する。

#### 第490条 貸借財産の返還

1. 借借人は、自然消耗を除き、受け取ったときと同じ状態又は契約において合意した状態通りに、貸借財産を返還しなければならない。受け取ったときと比べて貸借財産の価値が減少した場合、貸借人は、自然消耗を除き、損害賠償を要求する権利を有する。
2. 貸借財産が動産である場合、貸借財産の返還場所は貸借人の居所又は事務所である。ただし法律の別の規定がある場合を除く。
3. 貸借財産が家畜である場合、他の合意がなければ、借借人は、貸借期間において生まれた家畜を含む貸借家畜を返還しなければならない。貸借人は生まれた家畜の飼育費用を借借人に精算しなければならない。
4. 借借人が貸借財産の返還を遅滞した場合、借借人は、借借人に貸借財産を返還し、遅滞期間における賃料を支払い、損害を賠償するように要求する権利を有する。借借人は、合意がある場合、貸借財産返還の遅滞による罰金を支払わなければならない。
5. 借借人は遅滞期間において貸借財産に対するリスクを負担しなければならない。

#### 第491条 財産貸借契約の終了

財産賃貸借契約は、以下の場合において終了。

1. 賃貸借期間の終了
2. 賃貸借期間前の終了に関する各当事者の合意による。賃貸借期間が確定されない賃貸借契約では、賃貸人が契約を終了させたい場合、事前の通知期間に関する合意がないときは、合理的な期間において賃借人に通知しなければならない。
3. 契約が取り消されるか又は履行が一方的に終了される。
4. 賃貸借財産がなくなった。

## II- 建物賃貸借契約

### 第492条 家屋賃貸借契約の要式

法律に別の規定がある場合を除き、家屋賃貸借契約は、文書によらなければならない。賃貸借期間が6か月以上である場合、公証されるか、又は確認され、登記されなければならない。

### 第493条 家屋賃貸人の義務

家屋賃貸人には、以下の義務がある。

1. 契約通りに賃借人に家屋を引き渡す。
2. 賃借人が賃貸借期間において家屋を安定的に使用することを担保する。
3. 定期的に又は合意に従って、家屋を保持し、修繕する。賃貸人が家屋を保持し、修繕しないことによって賃借人に損害を与えた場合、損害を賠償しなければならない。

### 第494条 家屋賃貸人の権利

家屋賃貸人は、以下の権利を有する。

1. 合意した時期に家屋賃料を不足なく受け取る。
2. 本法典第498条第1,3項の規定に従って家屋賃貸借契約の履行を一方的に終了する。
3. 賃借人の同意を得たとき、賃貸借家屋を改造し、改善する。ただし、賃借人の家屋使用に関して迷惑をかけてはならない。
4. 賃貸借期間が終了したときに、賃貸借家屋を取り戻すことができる。契約に賃貸借期間が規定されない場合、賃貸人が賃貸借家屋を取り戻したいときは、賃借人に対して、6か月前には通知しなければならない。

### 第495条 家屋賃借人の義務

家屋賃借人には、以下の義務がある。

1. 合意した目的通りに家屋を使用する。
2. 合意した時期に家屋賃料を不足なく支払う。
3. 家屋を保持し、自分の生じさせた故障を修繕する。
4. 公共生活の規則を尊重する。
5. 合意した通りに、賃貸人に家屋を返還する。

### 第496条 家屋賃借人の権利

家屋賃借人は、以下の権利を有する。

1. 合意した通りに家屋を引き受ける。
2. 文書により賃貸人の同意を得たときは、賃貸借中の家屋を、他の賃借人と交換することができる。
3. 文書により賃貸人の同意を得たときは、賃貸借中の家屋を転賃することができる。
4. 家屋の所有者が変更される場合、賃貸人と合意した条件に従って賃貸借を継続することができる。
5. 賃借中の家屋が著しく故障したときは、賃貸人に家屋の修繕を要求することができる。
6. 本法典第498条第2,3項の規定に従って家屋賃貸借契約の履行を一方的に終了する。

### 第497条 家屋賃貸借契約に名前がある賃借人に属する者の権利と義務

家屋賃貸借契約に名前がある賃借人に属する者は、賃借人と同様の権利と義務を有し、賃貸人に対する賃借人の義務を連帯して履行しなければならない。

### 第498条 家屋賃貸借契約履行の一方的な終了

1. 賃貸人は、賃借人が以下のいずれかの行為をしたときは、家屋賃貸借契約の履行を一方的に終了し、損害の賠償を要求する権利を有する。

- a) 正当な理由なく、3か月以上継続して、家屋賃料を支払わない。
- b) 賃貸借の目的に適わない使用をする。
- d) 故意に家屋を著しく破損する。
- d) 賃貸人の書面による同意を得ずに、賃貸借中の家屋の全部又は一部分の修繕、交換又は転賃をする。
- 8) 公共秩序に繰り返し違反し、近隣の人々の通常生活に対する著しい悪影響を与える。
- e) 環境衛生に悪影響を与える。

2. 賃借人は、賃貸人が以下のいずれかの行為をしたときは、家屋賃貸借契約の履行を一方的に終了する権利を有する。

- a) 賃貸借家屋の品質が著しく低下したが、修繕しない。
  - b) 家屋賃料を不合理に引き上げる。
  - c) 第三者の利益によって家屋の使用権が制限される。
3. 家屋賃貸借契約の履行を一方的に終了する当事者は、他の合意がないときは、1か月前には他方の当事者に通知しなければならない。

### 第499条 家屋賃貸借契約の終了

家屋賃貸借契約は、以下の場合において終了する。

1. 賃貸借期間が終了する。契約で賃貸借期間が確定されていない場合、その契約は、賃貸人が賃借人に対して家屋を取り戻すことについて通知した日から6か月後に終了する。
2. 賃貸借家屋が存在しない。
3. 賃借人が死亡し、他に同居者がいない。
4. 賃貸借家屋が、著しい破損によって倒壊の可能性がある又は国家の建築計画を実行するために解体される。

### 第500条 他の目的に使うための家屋賃貸借

法律に別の規定がない場合、本法典第492条から第499条までの規定は居住のためではなく、他の目的に使うための家屋賃貸借にも適用される。

## III- 財産包括賃貸借契約

### 第501条 財産包括賃貸借契約

財産包括賃貸借契約とは、当事者の合意による契約であり、それに従って包括賃貸人が、財産の効用を開発するために、その財産を包括賃借人に引き渡し、包括賃借人が、その財産から収益した天然果実・法廷果実を享受することができ、賃料を支払う義務を有することである。

### 第502条 財産包括賃貸借契約の対象物

法律に他の規定がある場合を除き、財産包括賃貸借契約の対象物は、土地、森、未開発水面、動物、生産・経営施設、その他の生産材料、効用開発、天然果実、法定果実の享受に必要な施設である。

### 第503条 包括賃貸借の期間

包括賃貸借の期間は、包括賃貸借契約の対象物の性質に合致する生産・経営周期に従って、各当事者で合意される。

### 第504条 包括賃貸借の賃料

包括賃貸借の賃料は、各当事者の合意による。包括賃貸借が入札を通じてされる場合、包括賃貸借の賃料は、入札のときに確定される。

### 第505条 包括賃貸借財産の引渡し

包括賃貸借財産を引き渡すとき、各当事者は、文書をもって包括賃貸借財産の状態を評価し、包括賃貸借財産の価値を確定しな

ればならない。

各当事者が価値を確定しない場合、第三者に対して財産価値の評価を依頼する。その評価は文書でなされなければならない。

#### 第506条 包括貸借の賃料金の支払と支払方法

1. 賃料は、現物並びに金銭又はある仕事の履行によって支払うことができる。
2. 包括借人は、包括貸借財産の効用を開発しなくても賃料を十分に支払わなければならない。
3. 包括貸借契約を締結するとき、各当事者は、包括貸借の賃料減額について合意することができる。他の合意がないときは、天然果実、法定果実が不可抗力によって少なくとも3分の1が失われた場合、包括借人は、賃料減額又は賃料免除を要求する権利を有する。
4. 包括借人が収穫時期又は包括貸借財産の効用開発の周期に従って現物で賃料を支払う場合、他の合意がある場合を除き、収穫時期が終了した又は開発周期を完了した時点において賃料を支払わなければならない。
5. 賃借請負人が、ある仕事を行わなければならない場合、その仕事を正しく履行しなければならない。

#### 第507条 包括貸借財産の開発

包括借人は、合意した目的のとおりに、包括貸借財産を開発し、包括借人に対して、財産の状態と財産開発の現状を定期的に報告しなければならない。包括貸借人から要求がある場合又は緊急の報告が必要とされている場合、包括借人は直ちに報告しなければならない。包括借人が目的のとおりに包括貸借財産の効用を開発しない場合、包括貸借人は、契約の履行を一方的に終了し、損害の賠償を要求する権利を有する。

#### 第508条 包括貸借財産の保管、保持、処分

1. 包括貸借財産を開発する期間内において、他の合意がないときは、包括借人は、自己の費用で包括貸借財産及び付属設備を保管し、保持しなければならない。包括借人は、包括貸借財産を失わせ、破損し、又はその財産の価値を失わせ、減少させた場合、損害を賠償しなければならない。包括借人は、包括貸借財産の使用による自然消耗に関する責任を負わない。
  2. 合意があるときは、包括借人は、自ら包括貸借財産を取り換え、改造することができるが、包括貸借財産の価値を保全しなければならない。
- 包括貸借人は、合意に従い、包括貸借財産を取り換え又は改造するための合理的な費用を包括借人に精算しなければならない。
3. 包括貸借人の同意を得た場合を除き、包括借人は転貸することができない。

第509条 包括貸借家畜からの天然果実の享受及び損害負担  
家畜を包括貸借する期間内において、他の合意がある場合を除き、包括借人は、生まれた家畜の半分を享受ことができ、不可抗力による包括貸借家畜に関する損害の半分を負担しなければならない。

#### 第510条 包括貸借契約の履行の一方的な終了

1. 一方の当事者が包括貸借契約の履行を一方的に終了する場合、他方の当事者に合理的な期間において事前に通知しなければならない。収穫時期又は開発周期によって包括貸借をする場合、事前の通知期間は、収穫時期又は開発周期に合致する期間とする。
2. 包括借人が義務を違反したが、包括貸借対象の開発が包括借人の唯一の生活源であり、包括貸借を継続しても包括貸借人の利益に重大な影響を与えないときは、包括貸借人は、契約の履行を一方的に終了してはならない。包括借人は、包括貸借人に、契約違反を継続しない旨の約束をしなければならない。

#### 第511条 包括貸借財産の返却

包括貸借契約を終了する場合、包括借人は、合意した償却額

に合致する状態にある包括貸借財産を、包括貸借人に返却しなければならない。包括貸借財産の価値を失わせ又は減少させた場合は、損害を賠償しなければならない。

### 第6節 財産使用貸借契約

#### 第512条 財産使用貸借契約

財産使用貸借契約とは、当事者の合意による契約であり、それに従って貸主が、ある期間において無料で使用するために財産を借主に引き渡し、借主が、使用貸借期間が終了するか、使用貸借目的を達成したときに、その財産を返却しなければならないものである。

#### 第513条 財産使用貸借契約の対象物

消耗しない一切の物は、財産使用貸借契約の対象物とすることができる。

#### 第514条 財産の借主の義務

財産の借主は、以下の義務がある

1. 自己の財産のように、使用貸借財産を保持し、保管する。財産の状態を勝手に変更してはならない。財産に通常の故障が生じたときは、修理しなければならない。
2. 貸主の同意を得ないで他人にその財産を転貸してはならない。
3. 期間通りに使用貸借財産を返却する。返却期間に関する合意がないときは、借主は、使用貸借目的を達成した後に、直ちに使用貸借財産を返却しなければならない。
4. 使用貸借財産を破損し、失われた場合、損害を賠償しなければならない。

#### 第515条 財産の借主の権利

財産の借主は、以下の権利を有する。

1. 財産の効用及び合意した目的通りに、使用貸借財産を利用することができる。
2. 合意があれば、貸主に、使用貸借財産の修理又はその財産の価値増加に関する合理的な費用を精算するように要求する。
3. 使用貸借財産の自然消耗に関する責任を負わない。

#### 第516条 財産の貸主の義務

財産の貸主には、以下の義務がある。

1. 財産の使用について、又は瑕疵がある場合、その財産の瑕疵に関する必要な情報を提供する。
2. 合意があるときは、財産の修繕、財産の価値増加に関する費用を借主に精算しなければならない。
3. 財産に瑕疵があると知りながら借主にそれを通知しなかったことによって、借主に損害を与えた場合、損害を賠償しなければならない。ただし、借主が知っている又は知っているべきであった瑕疵を除く。

#### 第517条 財産の貸主の権利

財産の貸主は、以下の権利を有する。

1. 使用貸借期間に関する合意がないときは、借主が使用貸借目的を達成したとき、直ちにその財産を取り戻す。貸主が突然かつ緊急に使用貸借財産を使用したい場合、借主がまだ目的を達成していなくてもその財産を取り戻すことができる。ただし、事前に合理的な期間において通知しなければならない。
2. 借主が使用貸借財産を目的、用途通りに使用しない、合意した方法通りに使用しないか、又は貸主の同意を得ず他人に転貸をした場合、その財産を取り戻す。
3. 財産に対する、借主が生じさせた損害の賠償を要求する。

### 第7節 労務提供契約

#### 第518条 労務提供契約

労務提供契約とは、当事者の合意による契約であり、労務提供者が労務要求者に仕事を行い、労務要求者が労務提供者に報酬を支払わなければならないものである。

#### 第519条 労務提供契約の対象物

労務提供契約の対象物は、履行が可能で、法律で禁止されず、社会道徳に反しない仕事でなければならない。

#### 第520条 労務要求者の義務

労務要求者には、以下の義務がある。

1. 合意又は労務提供の履行上必要な場合、労務提供者に対して、仕事の履行に必要な情報、資料及び他の手段を提供する。
2. 合意した通りに、労務提供者に対して労務報酬を支払う。

#### 第521条 労務要求者の権利

労務要求者は、以下の権利を有する。

1. 品質、数量、期間、場所及び他の合意通りに仕事を行うように労務提供者に要求する。
2. 労務提供者が義務を著しく違反した場合、労務要求者は、契約を取り消すか、契約の履行を一時的に終了し、損害の賠償を要求する権利を有する。

#### 第522条 労務提供者の義務

労務提供者には、以下の義務がある。

1. 品質、数量、期間、場所及び他の合意通りに仕事を行う。
2. 労務要求者の同意を得ない場合、他人にその仕事を頼んではならない。
3. 引き渡された資料、機器を保管し、その仕事を完了した後に労務要求者に返却しなければならない。
4. 仕事完了のためには情報、資料が不十分で、機器の品質が保証されていない場合、そのことに関して直ちに労務要求者に通知する。
5. 合意又は法律により、仕事の実行の期間内において知り得た情報の秘密を保持する。
6. 引き渡された資料、機器を失わせ、破損させた又は情報秘密を漏らしたときは、労務要求者に損害を賠償しなければならない。

#### 第523条 労務提供者の権利

労務提供者は、以下の権利を有する。

1. 情報、資料及び機器を提供するように労務要求者に対して要求する。
2. 労務提供条件の変更に対する労務要求者の返答を待つことにより労務要求者に損害が生じる場合には、労務要求者の返事を待たずに、労務要求者の利益のために労務提供条件を変更することができる。ただし、労務要求者に通知しなければならない。
3. 労務要求者に労務報酬を支払うように要求する。

#### 第524条 労務報酬の支払

1. 労務要求者は、合意に従って労務報酬を支払わなければならない。
2. 労務価格、労務価格の確定及び労務価格に関するいかなる案内も合意されていない場合、労務価格は契約締結の時点と場所における同類仕事の市場価格に基づいて確定される。
3. 他の合意がないときは、労務要求者は労務提供が完了されたとき、労務実行の場所において報酬を支払わなければならない。
4. 提供される労務が合意した通りに達成されていない又は期間通りに仕事が完了できなかった場合、労務要求者は、報酬を減額し、損害の賠償を要求する権利を有する。

#### 第525条 労務提供契約履行の一時的な終了

1. 仕事の履行の継続が、労務要求者に不利となる場合、労務要求者は契約履行を一時的に終了する権利を有する。ただし、合理的な期間において、事前に労務提供者に通知しなければならない。

労務要求者は、労務提供者が履行した仕事分に基づいて報酬を支払い、損害を賠償しなければならない。

2. 労務要求者が自己の義務を履行しない又は合意した通りに履行しない場合、労務提供者は、契約履行を一時的に終了し、損害賠償を要求する権利を有する。

#### 第526条 労務提供契約の継続

労務提供期間が満了したが、労務がまだ完了せず、労務提供者が引き続き仕事を行っており、労務要求者がそのことを知っているが、反対しない場合、労務提供契約は、合意した内容に基づき、労務が完了するまで当然に引き続き履行される。

### 第8節

#### 運送契約

##### I- 旅客運送契約

#### 第527条 旅客運送契約

旅客運送契約とは、当事者の合意による契約であり、それに従って運送人が旅客、荷物を、合意した指定地へ運び、旅客が運送料金を支払うことである。

#### 第528条 旅客運送契約の要式

1. 旅客運送契約は、口頭又は文書によって成立する。
2. 切符は、各当事者との旅客運送契約締結の証拠である。

#### 第529条 運送人の義務

運送人は、以下の義務がある。

1. 旅客を、出発地から決まった到着地まで、時間通りに、丁寧に、合意した運送手段を利用し、旅程に従って、安全的に運送する。旅客の席を整え、積載量を超えて運送しない。
2. 法律の規定に従って旅客に対する民事責任保険をかける。
3. 通知又は合意したとおりの出発時間を担保する。
4. 荷物を運送し、時間・旅程通りに、合意した場所において、旅客又は荷物を受け取る権利を有する人に荷物を返却する。
5. 合意に従って、旅客に運送料金を返済する。法律に規定がある場合、規定に従う。

#### 第530条 運送人の権利

運送人は、以下の権利を有する。

1. 旅客に、旅客運賃及び規定重量を超過した手荷物の運送料金の全額を支払うように要求する。
2. 以下の場合、旅客の運送を拒否する。
  - a) 旅客は、運送人の規定を執行しない、又は公共の秩序を違反する行為をし、運送人の仕事を妨害し、他人の生命、健康、財産を脅かし、その他の運送中の安全を保障しない行為をする。この場合、運送約款に規定があれば、旅客は運送代金の返還を受けられず、違約罰を負わなければならない。
  - b) 旅客の健康の状態により、旅客を運送することがその旅客又は運送中の他の旅客に危険が生じるものと運送人が確認する。
  - c) 伝染病を防ぐため。

#### 第531条 旅客の義務

旅客には、以下の義務がある。

1. 旅客運賃及び規定重量を超過した手荷物の運送料金の全額を支払い、手荷物を自分で保持する。
2. 合意した時間通りに、出発地に着く。
3. 運送人の規則及び交通安全保障に関する他の規則を尊重し、正しく執行する。

#### 第532条 旅客の権利

旅客は、以下の権利を有する。

1. 合意した旅程に従って切符の価値通りに輸送手段によって運送されるように要求する。

2. 合意又は法律で規定する重量制限内における預かり荷物と手荷物に対する運送料金が免除される。
3. 運送人の過失によって、合意した時間、場所通りに、運送されない場合に、発生費用を精算するか、損害を賠償するように運送人に要求する。
4. 本法典第530条第2項b, cに記載される場合及び法律に規定がある又は合意がある場合には、運送料金の全部又は一部分が返済される。
5. 合意した場所において、時間、旅程通りに荷物を受け取る。
6. 期間内に、法律で規定される手続に基づいて行程の中断を要求する。

#### 第533条 損害賠償責任

1. 旅客の生命、健康に損害が与えられた場合、運送人は、法律の規定に従って損害を賠償しなければならない。
2. 法律に他の規定がある場合を除き、生じた損害が完全に旅客の過失による場合、運送人は、旅客の生命、健康及び荷物に関する損害を賠償しなくてよい。
3. 旅客が、合意した運送条件及び運送約款の規定を違反したことにより、運送人又は第三者に損害を与えた場合、旅客は、その損害を賠償しなければならない。

#### 第534条 旅客運送契約の履行の一時的な終了

1. 本法典第530条第2項で規定される場合において、運送人は、契約の履行を一時的に終了する権利を有する。
2. 運送人が本法典第529条第1, 3, 4項で規定される義務を違反した場合、旅客は、契約の履行を一時的に終了する権利を有する。

### II- 財産運送契約

#### 第535条 財産運送契約

財産運送契約とは、当事者の合意による契約であり、それに従って、運送人には財産を、合意した指定場所に運び、その財産を荷受人に引き渡す義務があり、荷受人には運送料金を支払う義務があるものである。

#### 第536条 財産運送契約の要式

1. 財産運送契約は、口頭又は文書によって締結される。
2. 貨物引換証又は同等の運送証書は、当事者の契約締結の証拠となる。

#### 第537条 運送人に財産を引き渡すこと

1. 荷送人は、合意した期間・場所において財産を運送人に引き渡し、合意した包装規格に従って包装する義務を有し、他の合意がある場合を除き、輸送手続に財産を積み込んだり、下ろしたりする費用を負担しなければならない。
2. 荷送人が合意した期間・場所において財産を運送人に引き渡さない場合、運送人に対して、待機するのにかかる費用と契約で合意した場所に到着した財産運送料金を支払わなければならないか、又は合意に従って違約金を納めなければならない。運送人が、合意した場所において財産の受け取りを遅滞する場合、その受領遅滞によって発生した費用を負担しなければならない。

#### 第538条 運送料金

1. 運送料金の額は、各当事者に合意される。法律で運送料金の額が決められる場合、その料金の額が適用される。
2. 荷送人は、他の合意がある場合を除き、財産が輸送手段に積み込まれた後に、運送料金の全額を支払わなければならない。

#### 第539条 運送人の義務

運送人には、以下の義務がある。

1. 期限通りに、定められた場所まで財産を十分に安全に運送することを担保する。
2. 荷受人に財産を引き渡す。

3. 他の合意がある場合を除き、財産の運送に関する費用を負担しなければならない。
4. 法律の規定に従って財産に対する民事責任保険をかける。
5. 運送人が自己の過失によって財産を失わせ又は破損させた場合、他の合意又は法律に別の規定がある場合を除き、荷送人に損害を賠償しなければならない。

#### 第540条 運送人の権利

運送人は、以下の権利を有する。

1. 財産及び貨物引換証又はその他の同等運送証書の現実性を確認する。
2. 契約で合意した財産の種類と同類でない財産の運送を拒否する。
3. 荷送人に、期限通りに運送料金の全額を支払うように要求する。
4. 運送人が知っている又は知っているべきである場合、取引禁止の財産、危険性のある害毒財産の運送を拒否する。
5. 荷送人に損害の賠償を要求する。

#### 第541条 荷送人の義務

荷送人には、以下の義務がある。

1. 合意した期間・方法通りに、運送料金の全額を運送人に支払わなければならない。
2. 合意に従い、運送中の財産を見守る。荷送人が財産を見守る場合、財産が失われ、破損したときは、損害は賠償されない。

#### 第542条 荷送人の権利

荷送人は、以下の権利を有する。

1. 運送人に、合意した場所・期間通りに、財産を運送するように要求する。
2. 自ら直接又は第三者を指定して荷送財産を受け取る。
3. 運送人に対して、損害の賠償を要求する。

#### 第543条 荷受人への財産の引渡し

1. 荷受人は、財産の荷送人又は荷送人によって財産の受取りを指定される第三者である。
  2. 運送人は、期間・場所通りに、合意した方法で、財産を十分に荷受人に引き渡さなければならない。
  3. 財産が期間通りに、財産の引渡地に運送されたが、荷受人がいない場合、運送人は、その財産を寄託所に預けて、荷送人又は荷受人に直ちに通知しなければならない。荷送人又は荷受人は、その財産を預けたことによって発生した合理的な費用を負担しなければならない。
- 財産の引渡義務が完了するのは、財産が合意した条件通りに、寄託され、荷送人又は荷受人にその寄託を通知されたときである。

#### 第544条 荷受人の義務

荷受人には、以下の義務がある。

1. 運送人に、貨物引換証又は他の同等運送証書を提出し、合意した期限、場所通りに財産を受け取る。
2. 他の合意又は法律に別の規定がないときは、運送財産の積み込み、下ろしの費用を負担する。
3. 財産受取が遅滞したことによって発生した合理的な費用を精算する。
4. 財産の受取り及び荷送人の要求に従う必要な他の情報について荷送人に通知する。通知しないときは、自己の運送財産に関する権利と利益を守るように荷送人に要求する権利を有しない。

#### 第545条 荷受人の権利

荷受人は、以下の権利を有する。

1. 運送されてきた財産の数量、品質を確認する。
2. 運送されてきた財産を受け取る。
3. 運送人が財産引渡しを遅滞した場合、財産受け取りを待つことによって発生した合理的な費用を精算するように運送人に要求する。
4. 財産が失われ、破損されたことによって生じた損害を賠償する

ように直接要求するか、運送人にその損害を賠償させるように荷送人に通知する。

#### 第546条 損害賠償責任

1. 財産が失われ、破損したりした場合、本法典第541条第2項に規定される場合を除き、運送人は、荷送人に、損害を賠償しなければならない。
2. 荷送人は、運送財産に危険性、害毒があるが、運送中の安全担保のために包装措置を取らないことによって生じた損害を運送人又は第三者に賠償しなければならない。
3. 不可抗力によって運送中において運送財産が失われ、破損した又は破壊された場合、他の合意又は法律に別の規定がある場合を除き、運送人は、損害を賠償する責任を負わない。

### 第9節 加工契約

#### 第547条 加工契約

加工契約とは、当事者の合意による契約であり、それに従って、加工者が加工注文者の要求に基づく製品を作りだすために仕事を行い、加工注文者が、その製品を受け取って、労賃を払うものである。

#### 第548条 加工契約の対象物

加工契約の対象物は、当事者の合意又は法律の規定により、見本、基準を基にして確定される物である。

#### 第549条 加工注文者の義務

加工注文者には、以下の義務がある。

1. 他の合意がある場合を除き、合意したとおりの数量、品質、期間、場所で原材料を加工者に提供する。加工に関する必要な書類を提出する。
2. 契約の履行を加工者に指導する。
3. 合意した通りに労賃を支払う。

#### 第550条 加工注文者の権利

加工注文者は、以下の権利を有する。

1. 合意した数量、品質、仕方、期間、場所通りに、加工製品を受け取る。
2. 加工者が契約を著しく違反した場合、契約の履行を一時的に終了し、損害の賠償を要求する。
3. 加工品の品質が担保さなかつたものの加工注文者がその加工品を受け取り、修理を要求した場合、合意した期間内に修理することができないときは、加工注文者は、契約を取り消し、損害の賠償を要求する権利を有する。

#### 第551条 加工者の義務

加工者には、以下の義務がある。

1. 加工注文者から提供された原材料を保管する。
2. 提供された原材料の品質が担保されない場合、他の原材料に代替するように、加工注文者に通知する。提供された原材料を使用することにより社会にとって危険な製品を作り出す恐れがある場合、加工の履行を拒否する。通知しないか、拒否しない場合、作り出した製品に関する責任を負わなければならない。
3. 合意した品質、数量、方法、期間及び場所で、加工注文者に製品を引き渡す。
4. 加工工程及び作り出した製品に関する情報の秘密を保持する。
5. 加工注文者が提供する原材料によって又は加工注文者の不合理な指導によって品質が担保されない製品の場合を除き、製品の品質に関する責任を負う。
6. 契約終了後、加工注文者に残った原材料を返還する。

#### 第552条 加工者の権利

加工者は、以下の権利を有する。

1. 加工注文者に、合意した品質、数量、期間、場所で原材料を提供するように要求する。
2. 加工注文者の指導が製品の品質を落とす可能性があることを認識する場合、その不合理な指導を拒否する。ただし、加工注文者に直ちに通知しなければならない。
3. 合意した期間、支払方法により労賃を支払うように加工注文者に要求する。

#### 第553条 リスク負担の責任

加工注文者に加工製品を引き渡すまで、他の合意がある場合を除き、原材料の所有する当事者は、その原材料及びその原材料から作り出された製品に対するリスクを負担しなければならない。加工注文者が製品の受取りを遅滞する場合、他の合意がある場合を除き、加工注文者は、加工者の原材料によって製品が作り出された場合を含み、その受領遅滞の期間において発生するリスクを負担しなければならない。加工者が製品の引渡しを遅滞して、その加工製品に対するリスクが生じた場合、加工者は、加工注文者に、損害を賠償しなければならない。

#### 第554条 加工製品の引渡し、受取り

期間通りに、合意した場所において、加工者は、加工製品を引き渡し、加工注文者は加工製品を受け取る。

#### 第555条 加工製品の引渡し、受取りの遅滞

1. 加工者が製品の引渡しを遅滞する場合、加工注文者はその期間を延期させることができる。その期間が満了しても加工者がまだその仕事を完了しない場合、加工注文者は、契約の履行を一時的に終了し、損害の賠償を要求する権利を有する。
2. 加工注文者が製品の受取りを遅滞する場合、加工者は、その加工製品を寄託所に預けて加工注文者に通知しなければならない。製品の引渡し義務が終了するのは、合意した条件を満たし、加工注文者が通知を受けたときである。加工注文者はその寄託によって発生した費用を負担しなければならない。

#### 第556条 加工契約の履行の一時的な終了

1. 他の合意又は法律に別の規定がある場合を除き、加工契約の履行継続が各自に利益をもたらさない場合、それぞれの各当事者は、加工契約の履行を一時的に終了する権利を有する。ただし、他方の当事者に、合理的な期間において事前に通知しなければならない。加工注文者が契約の履行を一時的に終了する場合、完了した仕事に相当する労賃を支払わなければならない。加工者が契約の履行を一時的に終了する場合、他の合意がある場合を除き、労賃の支払を受けることができない。
2. 契約の履行の一時的な終了によって他方の当事者に損害を与えた一方の当事者は、損害を賠償しなければならない。

#### 第557条 労賃支払

1. 他の合意がないときは、加工注文者は、加工製品を受け取る時点において労賃の全額を支払わなければならない。
2. 労賃基準に関する合意がない場合、加工場所及び労賃支払時点において同類製品を作り出すことに対する平均労賃の基準を適用する。
3. 自己の提供した原材料又は自己の不合理な指導によって製品の品質が担保されない場合、加工注文者は労賃を減額する権利を有しない。

#### 第558条 原材料の整理

加工契約が終了するとき、加工者は、他の合意がある場合を除き、加工注文者に残った原材料を返還しなければならない。

### 第10節 財産寄託契約

#### 第 559 条 財産寄託契約

財産寄託契約とは、当事者の合意による契約であり、それに従って、受寄者が、寄託者の財産を保管するためにその財産を受け取り、契約期間が満了するとき、その財産自体を受寄者に返還しなければならず、無料で寄託する場合を除き、寄託者は受寄者に労賃を支払わなければならないものである。

#### 第 560 条 寄託者の義務

寄託者には、以下の義務がある。

1. 財産を引き渡すとき、その財産の状態及び寄託財産の適当な保管の方法について直ちに受寄者に通知しなければならない。通知しないときは、適当な保管方法を探らないことによって寄託財産が失われ、破損された場合、寄託者はこれに対する責任を負わなければならない。損害を起した場合には賠償しなければならない。
2. 合意した期間、支払方法で、労賃の全額を支払わなければならない。

#### 第 561 条 寄託者の権利

寄託者は、以下の権利を有する。

1. 寄託契約で期間が確定されない場合、いつでも寄託財産を取り戻すように要求する。ただし、合理的な期間において受託者に通知しなければならない。
2. 不可抗力の場合を除いて、受託者が寄託財産を失わせ、破損した場合、損害の賠償を要求する。

#### 第 562 条 受託者の義務

受託者には、以下の義務がある。

1. 合意したように財産を保管する。寄託財産を受けるときの状態と同じようにその財産を寄託者に返還する。
2. 財産の保管方法の変更がその財産をより良く保管するために必要であるときは、その保管方法を変更することができる。ただし、寄託者に直ちにその変更を通知しなければならない。
3. 寄託者に遅滞なく文書をもって、寄託財産の性質によってその財産が破損され、失われる危険について通知し、一定の期間において解決方法を知らせるように寄託者に要求する。その期間が満了しても寄託者がまだ返事をしない場合、受託者は、必要な保管方法を実行し、費用を精算するよう寄託者に要求する権利を有する。
4. 不可抗力の場合を除き、寄託財産を失わせ、破損したときは、損害を賠償しなければならない。

#### 第 563 条 受託者の権利

受託者は、以下の権利を有する。

1. 合意した通りに労賃を支払うように寄託者に要求する。
2. 無料で寄託する場合、寄託財産の保管に必要な費用を払うよう寄託者に要求する。
3. 確定しない期限で寄託する場合、寄託財産を受け取るようにいつでも寄託者に要求する。ただし、合理的な期間において事前に通知しなければならない。
4. 寄託者の利益を担保する目的で、破壊され又は失われる危険がある財産を売却し、そのことを寄託者に通知し、その財産の売却に合理的な費用を引いた後の、売却によって得られた代金を寄託者に返還する。

#### 第 564 条 寄託財産の返還

1. 受託者は、受託した財産に加え、天然果実がある場合には他の合意がある場合を除いて、その果実も返還しなければならない。寄託財産を返還する場所は、受託した場所である。寄託者がその財産を寄託場所と異なる場所において返還することを要求する場合、他の合意がある場合を除き、寄託者はその場所までの輸送費用を負担しなければならない。
2. 受託者は、期間通りに寄託財産を返還しなければならない。正当な理由がある場合のみ、期限前に寄託財産を返還するように寄託者に要求する権利を有する。

#### 第 565 条 寄託財産の引渡し、受取りの遅滞

受託者が寄託財産の返還を遅滞する場合、引渡し遅滞の時点からは労賃と保管費用の支払を寄託者に要求することはできない。受託者は返還遅滞の期間における財産に対するすべてのリスクを負担しなければならない。

寄託者が寄託財産の受取りを遅滞する場合、受取りの遅滞期間における財産保管の費用と労賃を受託者に支払わなければならない。

#### 第 566 条 労賃支払

1. 他の合意がなければ、寄託者は、寄託財産を取り戻すとき、労賃の全額を支払わなければならない。
2. 各当事者が労賃について合意しない場合、労賃を支払う場所と時点における平均労賃を適用する。
3. 寄託者は、期間前に寄託財産を取り戻す場合、労賃の全額を支払い、かつ、他の合意がある場合を除き、受託者が期間前に寄託財産を返還することによって発生する必要な費用を精算しなければならない。
4. 受託者が期間前に寄託財産を取り戻すように寄託者に要求する場合、他の合意がある場合を除き、受託者は労賃を受け取ることができず、かつ寄託者に損害を賠償しなければならない。

### 第 11 節 保険契約

#### 第 567 条 保険契約

保険契約とは、当事者の合意による契約であり、それに従って、保険契約者は、保険料を支払い、保険者が、保険事故が起こる時に、一定保険金を支払うべきものである。

#### 第 568 条 保険契約の種類

保険契約には、人間保険契約、財産保険契約、民事責任保険契約が含まれる。

#### 第 569 条 保険対象

保険対象には、人間、財産、民事責任及び法律で規定される他の対象が含まれる。

#### 第 570 条 保険契約の要式

保険契約では文書が作成されなければならない。保険契約者の署名入り保険要求書は保険契約の分離できない部分である。保険証明書又は保険証券は、保険契約締結の証拠である。

#### 第 571 条 保険事故

保険事故とは、当事者の合意又は法律で規定される客観事故であり、その事故が起こったとき、保険者は保険金を被保険者に支払わなければならない。ただし、本法典第 346 条第 2 項の規定の場合を除く。

#### 第 572 条 保険料

1. 保険料とは、保険契約者が保険者に支払わなければならない金額のことである。保険料を支払う期間は、合意又は法律の規定による。保険料は、一括払い又は定期払いにすることができる。
2. 保険契約者が保険料の定期払いを遅滞する場合、保険者は、保険契約者が保険料を支払うために一定期間を定める。その期間が満了しても、保険契約者が保険料を支払わないときは、保険契約は終了する。

#### 第 573 条 保険契約者の情報提供の義務

1. 保険契約締結のとき、保険者が知っている又は知っているべき情報を除き、保険者の要求に従って、保険契約者は、保険者に保険対象に関連する情報を十分に提供しなければならない。
2. 保険契約者が保険金を享受するために保険契約を締結するにあ

たり、故意に虚偽の情報を提供した場合、保険者は、契約履行を一時的に終了し、契約終了時点までの保険料を收受する権利を有する。

#### 第574条 損害防止義務

1. 被保険者は、契約に記載される条件、関連法律規定を遵守し、損害の防止措置を実行する義務を有する。  
2. 被保険者が契約に記載される損害防止措置を実行しない場合、保険者は、被保険者がその防止措置を実行するために一定期間を定める権利を有する。その期間が満了してもそれらの措置がまだ実行されないときは、保険者は、契約の履行を一時的に終了するか、防止措置が実行されなかったことによって損害が起こったときに、保険金を支払わない権利を有する。

#### 第575条 保険事故発生時の保険契約者、被保険者、保険者の義務

1. 保険事故が発生したときは、保険契約者又は被保険者は、保険者に直ちに通知し、損害を食い止め、制限するために、許されるべき限りの必要な措置を実行する義務がある。  
2. 保険者は、損害を食い止め、制限するために第三者が負担した合理的な必要費用を精算しなければならない。

#### 第576条 保険金の支払

1. 保険者は、合意した期間において被保険者に保険金を支払わなければならない。期間が合意されない場合、保険金支払要求に関する合法的に十分な書類を受け取ってから15日以内に、保険者は、保険金を支払わなければならない。  
2. 保険者が保険金の支払を遅滞する場合、保険金支払の時点における、遅滞期間に相当する国家銀行の決める基本金利に基づいて、支払が遅滞した部分に対する利息を支払わなければならない。  
3. 被保険者が故意に損害が生じるようにした場合、保険者は保険金を支払わなくてよい。被保険者に過失がある場合、保険者は、被保険者の過失の程度に相当する保険金を支払わなくてもよい。

#### 第577条 返還要求の移転

1. 第三者が被保険者に損害を与え、保険者が被保険者に保険金を支払った場合、保険者は、第三者に対して、自分の支払った金額を返還するように求償する権利を有する。被保険者は、保険者が第三者に対する求償権を行使するために、自らの知っているすべての情報、資料、必要な証拠を保険者に提供する義務を有する。  
2. 被保険者が第三者の支払った損害賠償金を受け取ったものの、その金額が保険者の支払うべき保険金より少ない場合、他の合意がある場合を除き、保険者は、保険金と第三者の支払った金額との差額分だけを支払わなければならない。被保険者が保険金を受け取ったものの、その保険金が第三者が生じさせた損失よりも少ない場合、被保険者は、保険金と損害賠償金との差額分を賠償するように第三者に要求する権利を有する。保険者は、自分が被保険者に支払った金額を返還するように第三者に要求する権利を有する。

#### 第578条 生命保険

生命保険の場合、保険事故が発生したとき、保険者は、保険金を被保険者又はその人の委任による代表者に支払わなければならない。被保険者が死亡した場合、保険金は、被保険者の相続人に支払わなければならない。

#### 第579条 財産保険

1. 保険者は、合意又は法律で規定する条件に基づいて、保険をかけた財産に対する損害を賠償しなければならない。  
2. 保険をかけた財産に対する所有権が他の人に譲渡された場合、新所有者は、所有権譲渡の時点から、保険契約に記載される以前の所有者と当然に代替する。保険契約者である元所有者は、新所有者に財産に保険がかけられていることを通知し、保険者に遅滞なく財産に対する所有権の譲渡を通知しなければならない。

#### 第580条 民事責任保険

1. 合意又は法律の規定による第三者に対する民事責任保険の場合、保険者は、合意又は法律で規定される保険金金額に基づいて、保険契約者又は保険契約者の要求に従って、保険契約者が第三者に与えた損害に対して、第三者に保険金を支払わなければならない。  
2. 保険契約者が第三者に損害を賠償した場合、自分が第三者に支払った金額を償還するように保険者に要求する権利を有する。ただし、当事者の合意又は法律で規定する保険金率を超えてはならない。

#### 第12節 委任契約

#### 第581条 委任契約

委任契約とは、当事者の合意による契約であり、それに従って、受任者が、委任者の名で仕事を行う義務を有し、委任者が合意又は法律の規定により報酬のみを支払う契約である。

#### 第582条 委任期間

委任期間は、当事者の合意又は法律の規定によって定まる。合意又は法律の規定がないときは、委任契約は、委任が確立された日から1年間、有効である。

#### 第583条 再委任

委任者の同意又は法律に規定があるときは、受任者は第三者に再委任できる。  
再委任契約の要式は、当初の委任契約の要式と合致するものでなければならない。  
再委任は当初の委任の範囲を超えてはならない。

#### 第584条 受任者の義務

受任者には、以下の義務がある。  
1. 委任に従って仕事を行い、委任者にその仕事を行うことについて通知する。  
2. 委任を履行する関係における第三者に対して、期間、委任範囲、委任範囲の変更・追加について通知する。  
3. 委任の履行のために引き渡された資料、手段を保管し、保持する。  
4. 委任の履行において知り得た情報の秘密を保持する。  
5. 合意又は法律の規定により、引き受けた財産及び委任履行において得た利益を委任者に返還する。  
6. 本条第1, 2, 3, 4と5項で規定される義務を違反したことによって生じた損害を賠償する。

#### 第585条 受任者の権利

受任者は、以下の権利を有する。  
1. 委任の仕事を行うために必要な情報、資料及び手段を提供するように委任者に要求する。  
2. 報酬を享受し、委任の仕事の実行のために自己が支出した合理的な費用の精算を受ける。

#### 第586条 委任者の義務

委任者には、以下の義務がある。  
1. 受任者が委任の仕事を行うために必要な情報、資料及び設備を提供する。  
2. 受任者が委任範囲において履行する仕事に対して責任を負う。  
3. 委任された仕事を行うために、受任者が出した合理的な費用を精算し、報酬支払に関する合意に基づき受任者に報酬を支払う。

#### 第587条 委任者の権利

委任者は、以下の権利を有する。  
1. 委任の仕事の実行について十分に通知するように受任者に要求する。



2. 他の合意がないときは、引き受けた財産及び委任の履行において得た利益を返還するように受任者に要求する。
3. 受任者が本法典第 584 条で規定される義務を違反した場合、損害の賠償を受ける。

#### 第 588 条 委任契約の履行の一方的な終了

1. 報酬付き委任の場合、委任者は、いつでも委任契約の履行を一方的に終了することができる。ただし、受任者の行った仕事に相当する労賃を受任者に支払い、損害を賠償しなければならない。無報酬委任の場合、委任者は、いつでも委任契約の履行を一方的に終了することができる。ただし、合理的な期間において受任者に事前に通知しなければならない。
- 委任者は、委任契約の履行の終了を第三者に文書をもって通知しなければならない。通知しない場合、第三者との契約は引き続き有効である。ただし、第三者が委任契約の終了されたことを知っているか、知っているはずの場合を除く。
3. 無報酬委任の場合、受任者は、いつでも委任契約の履行を一方的に終了することができる。ただし、合理的な期間において委任者に事前に通知しなければならない。報酬付き委任の場合、受任者は、いつでも委任契約の履行を一方的に終了することができるが、委任者に対して損害を賠償しなければならない。

#### 第 589 条 委任契約の終了

委任契約は、以下の場合において終了する。

1. 委任契約の期間が満了する。
2. 委任された仕事が完了した。
3. 委任者、受任者が、本法典第 588 条の規定に基づいて委任契約の履行を一方的に終了する。
4. 委任者又は受任者が、死亡、又は裁判所から民事行為能力喪失者、民事行為能力制限者、失跡又は死亡の宣告を受ける。

### 第 13 節

#### 懸賞広告及び優等懸賞広告

#### 第 590 条 懸賞店告

1. 懸賞広告を公開的に通知する人は、懸賞広告者の要求に従って仕事を行った人に報酬を与えなければならない。
2. 懸賞広告の仕事は、具体的で、実施可能で、法律で禁止されず、社会道徳に反しないことでなければならない。

#### 第 591 条 懸賞広告の通知の取消し

仕事を行い始める期間の前に、懸賞広告者は懸賞広告の通知を取り消すことができる。懸賞広告の通知の取消しは、懸賞広告の通知された方法と同じ方法、同じ報道手段によってされなければならない。

#### 第 592 条 報酬支払

1. ある懸賞広告が 1 人によって行われた場合、仕事が完了したとき、その仕事を行った人は、報酬を受け取ることができる。
1. ある懸賞広告が複数の人によって行われたが、各自が独立して仕事を行う場合、最初にその仕事を完了した人が、報酬を受け取ることができる。
3. 複数の人がある懸賞広告を同時に完了した場合、報酬は、それらの者のために平等に分配される。
4. 懸賞広告者の要求に従って複数の人が懸賞広告に出された仕事を実現するために協力した場合、自己が行った分に相当する報酬分を受け取ることができる。

#### 第 593 条 優等懸賞広告

1. 文化・芸術・スポーツ・科学・技術の競技及び法律や社会道徳に反しない他の競技を主催する人は、応募者の条件、判定基準、各賞の種類、各賞の報酬を公表しなければならない。
2. 応募者条件の変更は、競技が行われる前に、合理的な期間において、公表した方法と同じ方法でなければならない。

3. 優等者は、公表したとおりに賞の報酬を与えるように競技主催者に要求する権利を有する。

### 第 XIX 章

#### 委任のない仕事の実行

#### 第 594 条 委任のない仕事の管理

委任のない仕事の実行とは、仕事を行う義務がない人が、仕事をしてもらう人が知らない又は知りながら反対しないとき、その人の利益のために自主的にその仕事を行うことである。

#### 第 595 条 委任のない仕事を行う義務

1. 委任のない仕事を行う人は、自己の能力、条件に合致する仕事を行う義務がある。
2. 委任のない仕事を行う人は、自己の仕事のように仕事を行わなければならない。委任のない仕事を行う人は、仕事のある人の意図を知っている又は判断できるときは、その意図に合致するように仕事を行わなければならない。
3. 委任のない仕事を行う人は、要求された場合、仕事をしてもらう人に対して、仕事をする過程、結果について通知しなければならない。ただし、仕事をしてもらう人がそのことについて知っている場合又は委任のない仕事を行う人がその人の住所を知らない場合を除く。
4. 仕事をしてもらう人が死亡した場合、委任のない仕事を行う人は、仕事をしてもらう人の相続人又は代理人を受け入れるまで、仕事を引き続き行わなければならない。
5. 正当な理由をもって、委任のない仕事を行う人が、仕事を引き続き行うことができない場合、仕事をしてもらう人、代理人又はその人の親族に通知しなければならないが、自分の代わりに仕事を行うように他人に依頼することができる。

#### 第 596 条 仕事をしてもらう人の支払義務

1. 仕事をしてもらう人は、委任のない仕事を行う人が引き渡した仕事を受け入れ、仕事によって自身の希望にかなう結果が達成されない場合であっても、委任のない仕事を行う人がその仕事を行うために支出した合理的な費用を精算しなければならない。
2. 委任のない仕事を行う人が拒否する場合を除き、仕事をしてもらう人は、委任のない仕事を行う人が仕事を誠実にやり、自分に利益をもたらしたとき、その人に報酬を支払わなければならない。

#### 第 597 条 損害賠償義務

1. 委任のない仕事を行う人が、仕事を行うにあたり、故意に損害を起したとき、仕事をしてもらう人に、損害を賠償しなければならない。
2. 委任のない仕事を行う人が、仕事を行うにあたり、故意なく損害を起したとき、その仕事を担当する事情に基づいて、その人は損害賠償を減額することができる。

#### 第 598 条 委任のない仕事の実行の終了

委任のない仕事の実行は、以下の場合において終了する。

1. 仕事をしてもらう人の要求に従う。
2. 仕事をしてもらう人、仕事をしてもらう人の相続人又は代理人の仕事を受け入れる。
3. 委任のない仕事を行う人が本法典第 595 条第 5 項の規定に基づいて仕事を引き続き行うことができない。

### 第 XX 章

法律的根拠のない財産の占有、使用及びその財産からの収益による返還義務

#### 第 599 条 返還義務

1. 法律的根拠なく他人の財産を占有又は使用している人は、その財産の所有者又は合法的な占有者に返還しなければならない。その財産の所有者又は合法的な占有者が見つけられない場合、本法

典第247条第1項で規定される場合を除き、権限のある国家機関に引き渡さなければならない。

2. 法律的根拠のない財産から利益を収め、他人に損害を与えた人は、本法典第247条第1項で規定される場合を除き、被害者にその利益を返還しなければならない。

#### 第600条 返還財産

1. 法律的根拠なく他人の財産を占有又は使用している人は、収めた財産の全部を返還しなければならない。

2. 返還財産が特定物である場合、その物の本体を返還しなければならない。その特定物が失われ又は破損した場合、他の合意がある場合を除き、金銭で賠償しなければならない。

3. 返還財産が同類物であるが、無くなったり破損したりした場合、他の合意がある場合を除き、同類物を返還するか、金銭で賠償しなければならない。

4. 法律的根拠なく財産から利益を収めた人は、被害者にその財産からの収益を現物又は金銭で返還しなければならない。

#### 第601条 天然果実、法定果実の返還義務

1. 法律的根拠なく財産を悪意で占有又は使用している人及びその財産から利益を悪意で収めた人は、法律的根拠なく財産を占有し、使用し、その財産から利益を収めた時点から得た天然果実、法定果実を返還しなければならない。

2. 法律的根拠なく財産を善意で占有又は使用している人及びその財産から利益を善意で収めた人は、本法典第247条第1項で規定される場合を除き、その人が財産の占有、使用、その財産からの収益が法律的根拠のないことだと知っているか、知っているはずの時点から得た天然果実、法定果実を返還しなければならない。

#### 第602条 第三者の返還に対する要求権

法律的根拠なく財産を占有又は使用している人が、第三者に対してその財産を引き渡した場合、その財産の所有者、合法的な占有者によって返還を要求される場合には、本法典の別の規定がある場合を除き、第三者は、その財産を返還する義務を有する。その財産が金銭で返還された又は賠償された場合、第三者は、その物を自分に引き渡した人に対して、損害を賠償するように要求する権利を有する。

#### 第603条 支払義務

所有者、合法的な占有者、被害者は、財産が返還された際に、法律的根拠なく財産を善意で占有又は使用している人及びその財産から利益を収めた人が支出したその財産の保管、価値増加のための必要な費用を、支払わなければならない。

### 第XXI章

#### 違法行為による損害の賠償責任

##### 第1節

##### 総則

#### 第604条 損害の賠償責任の発生根拠

1. 故意的な過失又は故意がない過失によって他人の生命、健康・名誉・人格・威信、財産の合法的権利・利益を侵犯し、また法人又は他の主体の名誉、威信、財産を侵犯して損害を与えた人は、賠償しなければならない。

2. 法律に過失がない場合でも損害を起こした人は賠償しなければならないと規定されている場合、その規定を適用する。

#### 第605条 損害賠償の原則

1. 損害は、遅滞なく全部が賠償されなければならない。法律の他の規定がある場合を除き、賠償額、金銭・現物・仕事を行うによる賠償方法、1回ないし数回の賠償方式について合意することができる。

2. 故意がない過失によって自己の当面及び長期の経済力より大き

い損害を起こした場合、損害を起こした人の賠償額を減額することができる。

3. 賠償額が実際に合致しなくなる場合、被害者又は損害を起こした人は、裁判所又は権限のある国家機関に対して賠償額を変更するように要求する権利を有する。

#### 第606条 損害賠償に対する個人の責任負担能力

1. 18歳以上の人が損害を起こした場合、その人は自ら賠償しなければならない。

2. 15歳未満の未成年者が損害を起こし、その父母が生きている場合、父母が、損害の全部を賠償しなければならない。父母の財産が賠償に足りない場合、損害を起こした未成年者の子が自己の財産を持つときは、本法典第621条に規定される場合を除き、その財産で不足分を賠償する。

満15歳から18歳未満までの人が損害を起こしたときは、自己の財産で賠償しなければならない。所有する財産が賠償に足りない場合、父母は不足分を自己の財産で賠償しなければならない。

3. 未成年者、民事行為能力喪失者が損害を起こしたときで、後見人がある場合、後見人は被後見人の財産を使って賠償することができる。もし被後見人に財産がない又は財産が賠償に足りないときは、後見人は、自己の財産をもって賠償しなければならない。後見人は、後見において自己に過失がないことを証明できたときは、自己の財産をもって賠償しなくてもよい。

#### 第607条 損害賠償要求の提訴時効

損害賠償要求の提訴時効は個人、法人、他の主体の合法的権利・利益が侵害された日から2年とする。

### 第2節

#### 損害の確定

#### 第608条 財産の侵犯による損害

財産が侵犯された場合、賠償される損害は下記の通りの内容を含む。

- 財産が失われた。
- 財産が破壊され、破損された
- 財産の使用・開発に結び付いた利益。
- 損害の阻止・制限・克服のための合理的な費用。

#### 第609条 健康の侵犯による損害

1. 健康の侵犯による損害は、以下の通りである。

a) 被害者が失われ、衰えた健康や機能を治療し、改善し、回復するためにかかる合理的な費用

b) 被害者の失われた又は減少した実際上の収入。被害者の実際上の収入が不安定で、確定できない場合、同類の労働の平均収入を適用する。

c) 治療期間中に被害者を看護する人のための合理的費用及び失われた実際上の収入分。被害者が労働能力を失い、常時看護する人が必要である場合、損害は、被害者のための合理的な看護代を含む。

2. 他人の健康を侵犯した人は本条第1項の規定に従った損害、その他人が被る精神的損失の補填としての別の金額を賠償しなければならない。精神的損失の補填としての賠償額は当事者の合意によるものとし、合意に至らないときは、最高額は国が規定する最低賃金の30か月分を越えることはできない。

#### 第610条 生命の侵犯による損害

1. 生命の侵犯による損害は、以下の通りである。

a. 死亡する前に、被害者を治療し、健康を改善し、世話するためにかかる合理的な費用

b. 埋葬のための合理的な費用

c. 被害者が扶養義務を有する人に対する給養金

2. 他人の生命を侵害した人は本条第1項の規定に従った損害、相続順位が最も高い被害者の近親者に対して精神的損失の補填とし

ての別の金額を賠償しなければならない。これらの人がいない場合、被害者が直接に扶養していた人、被害者を直接に扶養していた人がこの金額を享受することができる。精神的損失の補填としての賠償額は当事者の合意によるものとし、合意に至らないときは、最高額は国が規定する最低賃金の60か月分を越えることはできない。

#### 第611条 名誉・人格・威信の侵犯による損害

1. 個人の名誉・人格・威信の侵犯による損害、法人又は他の主体の名誉・威信の侵犯による損害は、以下の通りである。  
a. 損害の制限、克服のためにかかる合理的な費用  
b. 失われた、又は減少した実際上の収入  
2. 他人の名誉・人格・威信を侵害した人は本条第1項の規定に従った損害、その他人が被る精神的損失の補填としての別の金額を賠償しなければならない。精神的損失の補填としての賠償額は当事者の合意によるものとし、合意に至らないときは、最高額は国が規定する最低賃金の10か月分を越えることはできない。

#### 第612条 生命・健康の侵犯による損害賠償の受領期間

1. 被害者が完全に労働能力を失った場合、被害者は、死亡する時まで、損害賠償を受領する。  
2. 被害者が死亡した場合、その被害者が存命中に扶養義務を有する人は、以下の期間において給養金を受領される。  
a) 死亡者の子である未成年者又は死亡者の子が胎児であって出生後生存している場合は、満18歳となるまで給養金を受領することができる。ただし、満15歳から満18歳までの人が就職し、自活するための十分な収入がある場合を除く。  
b) 成年者となっても労働能力のない人は、死亡する時まで給養金を受領される。

### 第3節

#### いくつかの具体的な場合における損害の賠償

#### 第613条 正当防衛の限度を超えた場合における損害の賠償

1. 正当防衛の場合に損害を生じさせた人は、被害者に対して賠償しなくてもよい。  
2. 正当防衛の限度を超えたことにより損害を生じさせた人は、被害者に賠償しなければならない。

#### 第614条 緊急事態の要求を超えた場合における損害の賠償

1. 緊急事態において損害を生じさせた人は、被害者に対して賠償しなくてもよい。  
2. 損害が、緊急事態の要求を超えた場合において生じた場合、損害を起こした人は、緊急事態の要求を超えたことによる損害分を被害者に賠償しなければならない。  
3. 損害を生じさせる緊急事態を起こした人は、被害者に賠償しなければならない。

#### 第615条 刺激物を用いた人が起こした損害の賠償

1. 飲酒、その他の刺激物を用いて、自己の行為を認識、制御する能力を失う状態に陥り、他人に損害を与えた人は、賠償しなければならない。  
2. 酒又は他の刺激物を故意に用いて、他人を自己の行為を認識、制御する能力を失う状態に陥らしめ、損害を生じさせた人は、被害者に賠償しなければならない。

#### 第616条 複数の人が共に起こした損害の賠償

複数の人が共に損害を生じさせた場合、それらの人は連帯して被害者に賠償しなければならない。共に損害を起こした各自の賠償責任は、各自の過失の程度によって確定される。過失の程度が確定されない場合、それらの人は、平等の割合で損害を賠償しなければならない。

#### 第617条 被害者が過失を起こした場合における損害の賠償

被害者も損害を起こした場合、損害を与えた人は、自己の過失の程度に相当した損害分だけを賠償する。被害者の完全な過失により損害を与えられた場合、損害を起こした人は、賠償しなくてもよい。

#### 第618条 法人の構成員が起こした損害の賠償

法人は、法人が与えた任務を行うにあたり自己の構成員が起こした損害を賠償しなければならない。法人が生じた損害を賠償したときは、損害を起こした構成員に対して、法律の規定に従って、一定金額を返還するように要求する権利を有する。

#### 第619条 幹部、公務員が起こした損害の賠償

幹部、公務員を管理する機関は、幹部、公務員が公務を行うにあたり起こした損害を賠償しなければならない。  
国家の公務員と官僚が公務を行うにあたり過失を起こしたときは、幹部、公務員を管理する機関は、幹部、公務員に対して、法律の規定に従って、一定金額を返還するように要求する責任を負う。

#### 第620条 訴訟機関における権限のある人が起こした損害の賠償

訴訟機関は、自己の機関における権限のある人が訴訟遂行過程における任務を履行中に、起こした損害を賠償しなければならない。権限のある人が任務の履行にあたり過失があるときは、訴訟機関は損害を起こした権限のある人に対して、法律の規定に従って、一定金額を返還するように要求する責任を負う。

#### 第621条 学校・病院・他の組織の管理の下における15歳未満の人及び民事行為能力喪失者が起こした損害の賠償

1. 学校で就学中の15歳未満の人が起こした損害については、学校が発生した損害を賠償しなければならない。  
2. 病院、その他の団体の直接管理中の民事能力行為喪失者が起こした損害については、病院、その他の団体が発生した損害を賠償しなければならない。  
3. 本条第1,2項の場合において、学校・病院、その他の団体が自らの管理における過失がないことを証明することができた場合、15歳未満の人及び民事能力行為喪失者の親、後見人が賠償しなければならない。

#### 第622条 使用者、見習者が起こした損害の賠償

個人、法人及び他の主体は、被用者、見習者が引き渡された仕事を行うにあたり起こした損害を賠償しなければならない。また、損害を与えたことに過失のある被用者、見習者に対して、法律の規定に従って、一定金額を返還するように要求する権利を有する。

#### 第623条 高度危険源が起こした損害の賠償

1. 高度危険源とは、機械化された交通輸送手段・送電システム・稼働している製造工場、武器、爆発物、可燃物、毒物、放射物、猛獣及び法律で決められるその他の高度危険源を含む。  
高度危険源の所有者は、法律の規定に従って、高度危険源の保管・保持・運送・使用に関する規則を遵守しなければならない。  
2. 高度危険源の所有者は、高度危険源によって生じた損害を賠償しなければならない。その所有者が他人に対してその高度危険源を占有・使用させていた場合、他の合意がある場合を除き、それらの人が、損害を賠償しなければならない。  
3. 高度危険源の所有者、所有者から高度危険源を占有・使用させてもらっている人は、過失を起こしていなくても生じた損害を賠償しなければならない。ただし、以下の場合を除く。  
a) 被害者の故意的な過失によって生じた損害  
b) 法律の他の規定がある場合を除き、不可抗力又は緊急状態において生じた損害  
4. 高度危険源が違法に占有され、使用されている場合、その高度危険源を違法に占有し、使用している人は、損害を賠償しなければならない。  
高度危険源の所有者、所有者から高度危険源を占有・使用させてもらっている人も、高度危険源が違法に占有され、使用されるこ

とにおいて過失を起こした場合、損害を連帯して賠償しなければならない。

#### 第 624 条 環境汚染によって生じた損害の賠償

個人、法人及び他の主体は、環境を汚染し、損害を起こしたときは、環境を汚染した者に過失がなくても、法律の規定に基づいて損害を賠償しなければならない。

#### 第 625 条 家畜が起こした損害賠償

1. 家畜の所有者は、その家畜が起こした損害を賠償しなければならない。家畜が被害者に損害を与えたことについて被害者に完全な過失がある場合、所有者は、賠償しなくてもよい。  
2. 家畜が他人に損害を与えたことについて第三者が完全な過失がある場合、その第三者は、損害を賠償しなければならない。第三者と所有者がともに過失がある場合には、損害を連帯して賠償しなければならない。  
3. 違法に占有された家畜が損害を起こした場合、違法な占有者は、損害を賠償しなければならない。  
4. 慣習によって放牧されている家畜が損害を起こした場合、その家畜の所有者は、慣習に基づいて賠償しなければならない。ただし、法律、社会道徳に反してはならない。

#### 第 626 条 樹木によって生じた損害の賠償

樹木の所有者は、その樹木が倒れ、折れたことによって生じた損害を賠償しなければならない。被害者の完全な過失又は不可抗力によって生じた損害は除かれる。

#### 第 627 条 建物、その他の建築物によって生じた損害の賠償

建物、その他の建築物の所有者又はその所有者からそれら进行管理・使用させてもらっている人が、その建物、他の建築物が倒れ、破損し、崩れて他人に損害を与えたときは、損害を賠償しなければならない。被害者の完全な過失又は不可抗力によって生じた損害は除かれる。

#### 第 628 条 死体の侵犯による損害の賠償

1. 死体を侵犯した個人、法人及び他の主体は、損害を賠償しなければならない。  
2. 死体の侵犯による損害は、損害を制限・克服するための合理的な経費を含む。  
3. 死体を侵犯した人は本条第 2 項の規定に従った一定金額の損害を賠償し、相続順位が最も高い被害者の近親者に対して精神的損失の補填としての別の金額を賠償しなければならない。これらの人たちがいない場合、亡くなった者を直接に扶養していた人がこの金額を享受することができる。精神的損失の補填としての賠償額は当事者の合意によるものとし、合意に至らないときは、最高額は国が規定する最低賃金の 30 か月分を越えることはできない。

#### 第 629 条 墓の侵犯による損害の賠償

他人の墓に損害を与えた個人、法人及び他の主体は、損害を賠償しなければならない。墓の侵犯による損害は、損害を制限・克服するための合理的な経費を含む。

#### 第 630 条 消費者の権利の侵犯によって生じた損害の賠償

個人、法人及び他の主体は、生産・経営をするとき、商品の品質を担保しないことによって消費者に損失を与えた場合、賠償しなければならない。

## 第 4 編 相続

### 第 XXII 章 総則

#### 第 631 条 個人の相続権

個人は自己の財産の処分のために遺言を作成し、法律に基づいて相続人に自己の財産を残し、遺言又は法律に基づいて遺産を享受する権利を有する。

#### 第 632 条 個人の相続に対する平等権

すべての個人は、自己の財産を他人に残す権利、遺言又は法律に基づいて遺産を享受する権利に関して平等である。

#### 第 633 条 相続開始の時点・場所

1. 相続開始の時点は、財産を有する人が死亡した時点である。裁判所が人の死亡宣告をした場合、相続開始の時点は、本法典第 81 条第 2 項で確定される日である。  
2. 相続開始の場所は、遺産を残した人の最後の居所である。最後の居所が確定されない場合、相続開始の場所は、遺産の全部又は大部分がある場所である。

#### 第 634 条 遺産

遺産は、死亡者の固有の財産、他人との共有財産のうち死亡者の財産持分を含む。

#### 第 635 条 相続人

個人である相続人は、相続開始時点において生存している人又は遺産を残した人が死亡する前に胎児となって相続開始時点の後に出生し生存している人でなければならない。遺言に基づく相続人が機関、組織である場合、相続開始時点において存在している機関、組織でなければならない。

#### 第 636 条 相続人の権利と義務の発生時点

相続開始時点から、相続人は死亡者が残した財産に対する権利、義務を有する。

#### 第 637 条 死亡者の残した財産に対する義務の履行

1. 他の合意がある場合を除き、相続人は、死亡者の残した財産に対する義務を履行する責任を負う。  
2. 遺産が分割されていない場合、死亡者の残した財産に対する義務は、遺産管理者によって、各相続人との合意に基づいて履行される。  
3. 他の合意がある場合を除き、遺産が分割された場合、各相続人は、死亡者の残した財産に対する義務については、自己が受け取った財産持分に応じてこれを超えないように履行する。  
4. 国家、機関、組織が遺言に基づいて遺産を享受する場合、死亡者の残した財産に対する義務は、個人の相続人と同じように履行する。

#### 第 638 条 遺産管理者

1. 遺産管理者は、遺言のなかに指定された人又は各相続人との合意により選定された人である。  
2. 遺言で遺産管理者を指定せず、各相続人がまだ遺産管理者を選定できない場合、遺産を占有し、使用し、管理している人は、各相続人が遺産管理者を選定できるまで、その遺産を引き続き管理する。  
3. 相続人がまだ確定されず、遺産管理者がまだいない場合、その遺産は権限のある国家機関によって管理される。

#### 第 639 条 遺産管理者の義務

1. 本法典第 638 条第 1,3 項で規定される遺産管理者には、以下の義務がある。  
a) 遺産のリストを作成する。法律の他の規定がある場合を除き、死亡者の遺産に属し、他人に占有されている財産を回収する。  
b) 遺産を保管する。文書による各相続人の同意を得なければ、財産の売却、交換、贈与、質入れ、抵当の設定その他の方法による財産の処分をすることができない。  
c) 各相続人に遺産について通知する。

- d) 自己の義務に違反して損害を起こす場合、損害を賠償しなければならない。
- dd) 相続人の要求に従って遺産を引き渡す。
2. 本法典第 638 条第 2 項で規定される遺産の占有者、使用者、管理者には、以下の義務がある。
- a) 遺産を保管する。財産の売却、交換、贈与、質入れ、抵当の設定その他の方法による財産の処分をすることはできない。
- b) 各相続人に遺産について通知する。
- c) 自己の義務を違反して損害を起こす場合、損害を賠償しなければならない。
- d) 遺産を残した人との契約による合意又は相続人の要求に従って遺産を引き渡す。

#### 第 640 条 遺産管理者の権利

1. 本法典第 638 条第 1, 3 項で規定される遺産管理者は、以下の権利を有する。
- a) 相続財産に関連する第三者との関係において相続人を代理する。
- b) 各相続人との合意により報酬を得る。
2. 本法典第 638 条第 2 項で規定される遺産の占有者、使用者、管理者は以下の権利を有する。
- a) 遺産を残した人との契約による合意又は相続人の同意に基づき、遺産を引き続き使用することができる。
- b) 各相続人との合意により報酬を得る。

#### 第 641 条 同時点に死亡した互いの財産の相続権を有する複数の人の相続

互いの財産の相続権を有する複数の人が、同時点で共に死亡したか、いずれの人が先に死亡したか確定できないことにより同時点に死亡したと見なされる場合（以下、「同時点で共に死亡した」という。）、それらの人は、互いの財産を相続することができない。各自の遺産は、その人の相続人によって受け取られる。ただし、本法典の 677 条の規定に基づく代襲相続の場合を除く。

#### 第 642 条 遺産受領の拒否

1. 相続人は、遺産の受領を拒否する権利を有する。ただし、その拒否が他人に対する自己の財産に関する義務の履行を逃れる目的である場合を除く。
2. 遺産受領の拒否は、文書によらなければならない。遺産の受領を拒否する人は、他の各相続人、遺産分割の任務を引き受ける人、公証機関、又は相続開始の場所における村・街区・町の人民委員会にその財産受領の拒否を通知しなければならない。
3. 拒否期間は、相続開始の日から 6 か月以内である。相続開始の日から 6 か月が過ぎても遺産受領の拒否がないときは、相続を受けることに同意したと見なされる。

#### 第 643 条 遺産を享受する権利のない人

1. 以下の人は、遺産を享受の権利がない。
- a) 遺産を残した人の生命・健康を故意に侵犯する行為又は著しく苛め、虐待し、その人の名誉、人格を著しく侵犯する行為に関して有罪となった人
- b) 遺産を残した人に対する扶養義務を著しく侵犯した人。
- c) 他の相続人が享受する権利のある遺産の一部又は全部を得る目的で、他の相続人の生命を故意に侵犯した行為に関して有罪となった人
- d) 遺言の作成において、遺産を残した人に対して詐欺を行い、強迫し、又は妨害する行為をした人。遺産を残した人の意思に反して遺産の一部又は全部を得る目的で、遺言を偽造し、遺言を変造し、遺言を破損した人。
2. 遺産を残した人が、それらの人の行為を知っているが、遺言に従って遺産を受け取らせるときは、本条第 1 項に規定する人は、遺産を受け取ることができる。

#### 第 644 条 相続人がなく国家に属する遺産

遺言、法律に基づいて相続人がいない場合、又は相続人がいるが、

遺産を享受する権利がないか、遺産の受領を拒否する場合、財産に関する義務を履行した後に残った相続人のいない遺産は国家に属する。

#### 第 645 条 相続権に関する提訴の時効

相続人が遺産分割、自己の相続権の確認又は他人の相続権取消しの請求に関する提訴の時効は、相続開始の時点から 10 年である。相続人に対して、死亡した人が残した財産に関する義務の履行求に関する提訴の時効は、相続開始の時点から 3 年である。

### 第 XXIII 章 遺言による相続

#### 第 646 条 遺言

遺言は、死亡後、他人に自己の財産を移転することを目的とする個人の意思を表わすものである。

#### 第 647 条 遺言者

1. 成年者は遺言をする権利を有する。その人が精神病又は他の病気に罹患して、自己の行為を認識し、制御することができない場合を除く。
2. 満 15 歳から 18 未満の人は、父、母又は後見人の同意を得たときは、遺言をすることができる。

#### 第 648 条 遺言者の権利

- 遺言者は、以下の権利を有する。
1. 相続人を指名する。相続人の遺産を享受する権利を排除する。
  2. 各相続人に対する遺産の分け前を決める。
  3. 遺贈、祭祀のために遺産の一部を保存する。
  4. 相続人に義務を引き受けさせる。
  5. 遺言を保管する人、遺産管理者、遺産を分割する者を指名する。

#### 第 649 条 遺言の要式

遺言は文書によらなければならない。文書によって遺言することができないならば、口頭で遺言することができる。少数民族に属する人は、民族の文字又は言葉によって遺言することができる。

#### 第 650 条 文書による遺言

- 文書による遺言は、以下の種類を含む。
1. 証人のない文書による遺言。
  2. 証人のある文書による遺言。
  3. 公証される文書による遺言。
  4. 確証される文書による遺言。

#### 第 651 条 口頭による遺言

1. ある人が、病気又は他の要因により死亡の危急に迫っており、文書による遺言をすることができない場合、口頭による遺言をすることができる。
2. 口頭による遺言をした時点から 3 か月の後、遺言者が存命で意識がはっきりする場合、口頭による遺言は当然取り消される。

#### 第 652 条 合法的な遺言

1. 合法的な遺言は、以下の条件を満たすものである
- a) 遺言者は、遺言をするとき、意識がはっきりして、記憶があり、詐欺、強迫、強制を受けていない。
- b) 遺言の内容が法律、社会道徳に反しない。遺言の要式が法律の規定に反しない。
2. 満 15 歳から 18 歳未満の人の遺言は、文書によって作成され、父、母又は後見人の同意を得たものでなければならない。
3. 身体障害者又は識字できない人の遺言は証人によって文書で作成され、公証又は確証されなければならない。
4. 公証、確証のない遺言は本条第 1 項に規定される全ての条件を備える場合に限って、合法的と見なされる。

5.口頭で遺言をする人は少なくとも2人の証人の前で自分の最後の意思を表明し、その後、直ちに、証人が筆記して、その文書に共に署名するか、又は指紋を押したときは、その口頭による遺言は、合法的なものとなされる。遺言は口頭で遺言をする人が最後の意思を表明した日から5日以内に公証又は確認されなければならない。

#### 第653条 文書による遺言の内容

1.遺言には、以下のことが明記されなければならない。

a)遺言をした年月日

b)遺言者の氏名と住所

c)遺産を受領する個人の氏名、機関、組織の名称又は個人、機関、組織が遺産を享受できる条件を明確に確定する。

d)残した遺産と遺産の存在場所

dd)義務履行者の氏名、その義務の内容

#### 第654条 遺言の証人

以下の場合を除き、何人も遺言の証人となることができる。

1.遺言者の遺言又は法律による相続人

2.遺言の内容に関連する財産の権利、義務を有する人

3.満18歳未満の人、民事行為能力喪失者

#### 第655条 証人のいない文書による遺言

遺言者は、自分で遺言書を書いて、その遺言書に署名をする。

証人のいない文書による遺言は、本法典第653条の規定を遵守しなければならない。

#### 第656条 証人のいる文書による遺言

遺言者が自分で遺言書を書くことができない場合、他人に書くことを依頼することができるが、少なくとも2人の証人がなければならない。遺言者は、証人の前で遺言書に署名し、又は指紋を幼ければならない。証人は、遺言者の署名又は指紋を確認し、その遺言書に署名する。

遺言をするにあたっては、本法典第653条と第654条の規定を遵守しなければならない。

#### 第657条 公証又は確認のある遺言

遺言者は、遺言書の公証、又は確認を要求することができる。

#### 第658条 公証機関又は村・街区・町の人民委員会における遺言の作成の手続

公証機関又は村・街区・町の人民委員会における遺言の作成は、以下の手続を遵守しなければならない。

1.遺言者は、公証人又は村・街区・町の人民委員会の確認権限者の前で、自分の遺言の内容を宣言する。公証人又は確認権限者は、遺言者が宣言した遺言の内容を書き取らなければならない。遺言書が、正確に書き取られ、自分の意思が表現されたことを確認した後、遺言者は、その遺言書に署名し又は指紋を押す。公証人又は村・街区・町の人民委員会の確認権限者は、遺言書に署名する。

2.遺言者が遺言書を読めない、又は開けない、署名できない、指紋を押すことができない場合、証人を依頼し、その証人は、公証人又は村・街区・町の人民委員会の確認権限者の前で、確認署名をしなければならない。公証人又は村・街区・町の人民委員会の確認権限者は、遺言者と証人の前で遺言書を確認する。

#### 第659条 遺言を公証し、確認することのできない人

公証人又は村・街区・町の人民委員会の確認権限者が以下の人であるときは、遺言を公証し、確認することはできない。

1.遺言者の遺言又は法律に基づく相続人

2.遺言又は法律に基づく相続人である父、母、妻又は夫、子がいる人

3.遺言の内容に関連する財産の権利、義務を有する人

#### 第660条 公証され、確認された遺言と同一の価値を有する文書

#### による遺言

公証され、確認された遺言と同一の価値を有する文書による遺言は、以下の通りである。

1.公証又は確認を要求することができない場合に、大隊以上の指導者に確認される在軍隊の軍人の遺言

2.輸送手段の指導者に確認される船、飛行機に乗っている人の遺言

3.病院、施設の指導者に確認される病院・治療施設、他の休養施設で治療している人の遺言

4.担当者に確認される山岳地帯・島において考察、探査、研究をしている人の遺言

5.その国のベトナムの外交代表者である領事機関に確認される、外国滞在中のベトナム人の遺言

6.その施設の担当者に確認される、臨時的に拘置されている人、監獄にいる人、教育施設・治療施設において行政処罰を受けている人の遺言

#### 第661条 公証人によって遺言者の居所で作成される遺言

1.遺言者は、公証人に自分の居所に来て遺言を作成するよう要求することができる。

2.遺言者の居所で作成する手続は、本法典第658条の規定に従って公証機関における手続と同じように行われる。

#### 第662条 遺言の変更、追加、代替、取消し

1.遺言者は、いつでも遺言を変更し、追加し、代替し、取り消すことができる。

2.遺言者が遺言を追加する場合、作成した遺言と追加した部分は、同等の法的効力を有する。作成した遺言の一部と追加した部分が矛盾するときは、追加した部分のみ、法的効力を有する。

3.遺言者が遺言を新遺言に代替する場合、前の遺言は、取り消される。

#### 第663条 夫婦の共同遺言

夫婦は、共有財産の処分のために共同遺言をすることができる。

#### 第664条 夫婦の共同遺言の変更、追加、代替、取消し

1.夫婦は、いつでも、共同遺言を変更し、追加し、代替し、取り消すことができる。

2.妻又は夫のいずれかが共同遺言を変更し、追加し、代替し、取り消したいときは、相手の同意を得なければならない。妻又は夫のいずれかが死亡したときは、存命中の人は、自己の財産分に関連する遺言のみを変更し、追加することができる。

#### 第665条 遺言の寄託

1.遺言者は、公証機関に遺言を保持するか、他人に遺言を寄託するように要求することができる。

2.公証機関が遺言を保持する場合、公証に関する法律の規定に従って保管し、保持しなければならない。

3.遺言を預かる個人には、以下の義務がある。

a)遺言の内容の秘密を保持する。

b)遺言を保持し、保管する。遺言が紛失し、破損した場合、遺言者に直ちに通知しなければならない。

c)遺言者が死亡した時、遺言を相続人又は遺言を公表する権限者に引き渡さなければならない。遺言の引渡しは、文書が作成され、2人の証人の前で、引渡人と受取人に署名される。

#### 第666条 紛失し、破損した遺言

1.相続開始の時点以降、遺言書が紛失し、破損して、遺言者の意思が十分に表現することができず、遺言者の本当の念願を証明する証拠がない場合、遺言がないと見なされ、法律に基づく相続に関する規定を適用する。

2.遺産がまだ分割されないうちに遺言を見つけた場合、遺産は、その遺言に基づいて分割される。

#### 第 667 条 遺言の法的効力

- 1.遺言は、相続開始の時点から法的効力を有する。
- 2.遺言は、以下の場合において、全部か一部の法的効力を有しない。
  - a)遺言相続人が遺言者の前に又は遺言者と同時に死亡した
  - b)複数の遺言相続人の一人が遺言者の前に又は遺言者と同時に死亡した場合又は遺言相続人であると指定される複数の機関、組織の一方が相続開始の時点において存在しない場合、遺言者の前に又は遺言者と同時に死亡した人、その存在しない当該機関、組織に関連する遺言の分は、法的効力を有しない。
- 3.相続人に残された遺産が相続開始の時点において存在しない場合、遺言は法的効力を有しない。相続人に残された遺産の一部だけが存在する場合、残った遺産に関する遺言の分は法的効力を有する。
- 4.遺言に違法の部分があるが、残りの部分に影響を与えない場合、その違法の部分のみが法的効力を有しない。
- 5.1人の人が、1つの財産に対して多くの遺言を残した場合、最後の遺言のみが法的効力を有する。

#### 第 668 条 夫婦の共同遺言の法的効力

夫婦の共同遺言は、最後の人が死亡した時点又は夫婦が同時死亡した時点から、法的効力を有する。

#### 第 669 条 遺言の内容にかかわらず相続人

遺産が法律に基づいて分割されると、遺言者から遺産を享受させてもらえない又は法定相続人の一人分の3分の2より少ない遺産の分しか享受することができない場合、以下の人は、法定相続人の一人分の3分の2と同等の遺産の分を享受することができる。ただし、本法典第642条の規定に従って遺産受領を拒否した人、又は第643条第1項の規定に従って遺産を享受する権利を有しない人である場合を除く。

- 1.未成年の子、父、母、妻、夫
- 2.成年者となっているが、労働能力がない子

#### 第 670 条 祭祀に用いられる遺産

- 1.遺言者が遺産の一部を祭祀用に残した場合、その遺産の分は相続の対象にならず、遺言によって指名された人に引き渡され、祭祀のために管理される。指名された人が遺言に記載したように、又は各相続人の合意に基づいて行使しない場合、各相続人は、祭祀用の遺産を祭祀のために管理するように他人に引き渡す権利を有する。遺言者が祭祀用の遺産管理者を指名しない場合、各相続人は、祭祀用の遺産管理者を指名する。すべての遺言相続人が死亡した場合、祭祀用の遺産は、法定相続人の中におけるその遺産を合法的に管理している人に属する。
- 2.死亡者の全財産がその人の財産義務を精算するのに十分ではない場合、祭祀用の遺産を残すことができない。

#### 第 671 条 遺贈

- 1.遺贈とは、他人に贈与するために、遺言者が遺産の一部を残すことである。遺贈は遺言に明確に記載されなければならない。
- 2.遺贈される人は、遺贈される遺産の分に対する財産義務を履行しなくてもよい。遺贈される人の全財産が遺言者の財産義務を精算するのに不足している場合、遺贈用の遺産はその人の残りの義務履行に用いられる。

#### 第 672 条 遺言の公表

- 1.遺言が公証機関に保持される場合、公証人が遺言を公表する人となる。
- 2.遺言者が遺言の公表者を指名した場合、この人は、遺言を公表する義務を有する。遺言者が遺言の公表者を指名しない又は指名したが指名された人が遺言の公表を拒否する場合、残りの各相続人は、合意により遺言公表者を選定する。
- 3.相続が開始した後、遺言の公表者は、遺言を複写して、遺言の

内容に関連するすべての人に送付しなければならない。

- 4.遺言の写しを受け取った人は、遺言の原本との対照を要求する権利を有する。
- 5.遺言が外国語で作成される場合、その遺言はベトナム語に翻訳され、公証を得なければならない。

#### 第 673 条 遺言の内容の解釈

遺言の内容が明確でなく異なる解釈が出てきた場合、遺言公表者と各相続人は共に死亡者の生前の実際の念願に基づいて、死亡者と遺言相続人との関係を配慮して遺言の内容を解釈する。それらの人が、遺言の内容の解釈に賛成しないとき、遺言がないと見なされ、遺産の分割は法律による相続の規定に従って適用される。遺言の内容の一部が解釈できないが、遺言の残りの分に影響を与えないときは、理解できない分だけが無効となる。

### 第 XXIV 章 法律による相続

#### 第 674 条 法律による相続

法律による相続は、法律で規定される相続の順位、条件と相続の順番に基づく相続のことである。

#### 第 675 条 法律による相続のいくつかの場合

- 1.法律による相続は、以下の場合において適用される。
  - a)遺言がない。
  - b)遺言が不適法なものである。
  - c)遺言による相続人が全員遺言者より前に死亡した又は遺言者と同じ時点で死亡した。遺言による相続人である機関、組織が相続開始の時点において存在しない。
  - d)遺言による相続人と指名された人が遺産を享受する権利を有しない又は遺産を受領する権利を拒否した。
- 2.法律による相続は、以下の遺産の分に対しても適用される。
  - a)遺言において処分されない遺産の分
  - b)遺言の無効な部分に関連する遺産の分
  - c)遺産を享受する権利を有しない、又は遺産を受領する権利を拒否し、遺言者より前又は同じ時点で死亡した遺言による相続人に関連する遺産の分。相続開始の時点において存在しない、遺言による相続人である機関、組織に関連する遺産の分。

#### 第 676 条 法律による相続人

- 1.法律による相続人は、以下の順位に従って規定される。
  - a)相続の第一順位には、死亡者の配偶者、実父、実母、養父、養母、実子、養子を含む。
  - b)相続の第二順位には、死亡者の父方の祖父母、母方の祖父母、実の兄弟姉妹、父方の祖父母、母方の祖父母である死亡者の実孫を含む。
  - c)相続の第三順位には、死亡者の曾祖父母、死亡者の伯父・伯母、叔父・叔母、伯父・伯母、叔父・叔母である死亡者の甥・姪、曾祖父母である死亡者の実曾孫を含む。
- 2.同じ相続順位にある相続人は、同等の遺産を取得する。
- 3.死亡したか、遺産を享受する権利を有しないか、相続権が取り消されたか、遺産を受領する権利を拒否したかの理由で先相続順位の人がいない時このみ、次相続順位の人、相続遺産を享受することができる。

#### 第 677 条 代襲相続

被相続人の子が、被相続人より先に死亡した又は同時死亡したとき、被相続人の孫は、自分の父又は母が存命していれば享受する遺産の分を享受することができる。その被相続人の孫が、被相続人より先に死亡した又は同時死亡したとき、曾孫は、自分の父又は母が存命していれば享受する遺産の分を享受することができる。

#### 第 678 条 養子と養父、養母と実父母との相続関係

養子と養父、養母は、互いの財産を相続することができ、また本

法典第 676 条、第 687 条の規定に従って遺産を相続することもできる。

#### 第 679 条 継子と継父、継母との相続関係

継子と継父、継母は、親子のように面倒をみて、扶養している関係であるときは、互いの財産を相続することができ、また本法典第 679 条、第 680 条の規定に従って遺産を相続することができる。

#### 第 680 条 妻、夫が共有財産を既に分割した、離婚申請中である、別の人と結婚している場合における相続

- 1.結婚している間に妻、夫が共有財産を既に分割した場合であっても、その後、一方が死亡した場合、存命している人は、遺産を相続することができる。
- 2.妻、夫が離婚申請中であるが未確定である又は離婚を認めた裁判所の判決、決定に法的効力が生じていない間に、一方が死亡したときは、存命している人は、遺産を相続することができる。
- 3.死亡した人の寡婦又は寡夫は、別の人と結婚しても遺産を相続することができる。

### 第 XXV 章 遺産の精算と分割

#### 第 681 条 共同相続人との集合

- 1.相続開始が通知された、又は遺言が公表された後、共同相続人は、以下のことを協議するために、集合することができる。
  - a)被相続人が遺産管理人と遺産の分割人を指名しない場合、遺産の管理人と遺産の分割人を選定してそれらの人の権利と義務を確定する。
  - b)遺産の分割方法
- 2.共同相続人の全ての合意は、文書によらなければならない。

#### 第 682 条 遺産分割人

- 1.遺産の分割人は、遺言の中で指名される又は共同相続人の合意によって選定される遺産の管理人と同一であっても良い。
- 2.遺産の分割人は、遺言通りに、又は法律による共同相続人との合意に基づいて遺産を分割しなければならない。
- 3.被相続人の遺言において許可された又は共同相続人との合意がある場合には、遺産の分割人は報酬を受け取ることができる。

#### 第 683 条 精算優先順位

- 財産義務及び相続に関する費用は、以下の順位に従って精算される。
- 1.慣習に従って死亡者の埋葬にかかる合理的な費用
  - 2.未払の扶養料
  - 3.死亡者に依存している人に対する補助金
  - 4.労賃
  - 5.損害賠償金
  - 6.税金、国家に対する他の負債
  - 7.罰金
  - 8.個人、法人又は他の主体に対する他の負債
  - 9.遺産管理にかかる費用
  - 10.その他の費用

#### 第 684 条 遺言による遺産の分割

- 1.遺産の分割は、遺言者の意思に基づいて行われる。遺言が相続人ごとの相続分を明確に確定していないときは、他の合意がある場合を除き、遺産は、遺言に指名される人々に均等に分割される。
- 2.遺言が現物による遺産の分割を確定している場合、相続人は、現物とその現物から収益した天然果実と法定果実を受け取るものとし、現物が遺産分割の時点まで価値が減少していてもその現物を引き受けなければならない。他人の過失によって現物が消滅した場合、相続人は、損害賠償を要求する権利を有する。
- 3.遺言が財産の総価値に対する比率で遺産の分割のみを確定している場合、この比率は、遺産の分割時点における遺産の残存価値

に基づいて決められる。

#### 第 685 条 法律による遺産の分割

- 1.遺産を分割するとき、同相続順位の相続人が胎児で未出生であっても、他の相続人の享受する分と同じ遺産の分を取っておかなければならない。その相続人が出生後も生きていれば、その遺産の分を享受する。出生前に死亡したならば、他の相続人が享受する。
- 2.相続人は、遺産を現物で分割する要求する権利を有する。現物で均等に分割できない場合、相続人は、現物を価格鑑定すること及び現物を受け取る人について合意することができる。合意できなければ、現物は売却され、分割される。

#### 第 686 条 遺産分割の制限

遺言者の意思又は相続人の全ての合意により、遺産が一定期間の後に分割される場合、その期間が到来した後にのみ、遺産は分割される。遺産相続の分割請求で遺産分割が存命している妻又は夫及びその家族の生活に著しく影響を及ぼす場合、存命している側は裁判所に相続人の享受相続分の確定と一定期間において分割させないよう請求することができる。ただし、相続開始時点から 3 年を越えてはならない。裁判所の確定した期間が終了した又は存命している側が他の人と結婚したならば、他の相続人は裁判所に対して遺産を分割させるよう請求することができる。

#### 第 687 条 新しい相続人が出現する又は相続権が取り消される相続人がいる場合の遺産の分割

- 1.遺産の分割後、新たに相続人が出現した場合、遺産の現物による再分割はしないが、遺産を受け取った相続人は、受け取った遺産分に相当する割合で清算の時点における新相続人の遺産分に相当する金額にて新相続人に対して清算を行わなければならない。ただし、他に合意がある場合を除く。
- 2.遺産の分割後相続権が取り消される相続人がいる場合、当該相続人は遺産を返還し、又は清算の時点に享受した本人の遺産分の価値に相当する金額を他の相続人に対して清算をしなければならない。ただし、他に合意がある場合を除く。

### 第 5 編 土地所有権の移転に関する規定

#### 第 XXVI 章 総則

#### 第 688 条 土地所有権取得の根拠

- 1.土地は国家所有形態に属し、政府によって統一的に管理される。
- 2.個人・法人・世帯・その他の主体の土地所有権は、国家から土地が引き渡されるか、土地が賃貸されるか、あるいは土地所有権が公認されることによって取得される。
- 3.個人・法人・世帯・その他の主体の土地所有権、本法典及び土地に関する法律の規定に従って他人に土地所有権を移転されることによっても取得される。

#### 第 689 条 土地所有権移転の要式

- 1.土地所有権の移転は、本条第 3 項に規定する場合を除き、契約によって実行される。
- 2.土地所有権の移転の契約は、文書によらなければならない。法律の規定に従って、公証、確認されなければならない。
- 3.土地所有権の相続は、本法典第 733 条から第 735 条までの規定に従って実行される。

#### 第 690 条 土地所有権移転の価格

土地所有権移転の価格は当事者の合意又は法律の規定に基づく。

#### 第 691 条 土地所有権移転の原則



1. 土地を使用する個人・法人・世帯・その他の主体であつて法律により土地所有権の移転を認められた者に限り、土地所有権移転の権利を有する。
2. 土地所有権を移転するとき、当事者は、土地所有権移転の契約の内容について合意する権利を有するが本法典及び土地に関する法律の規定に合致しなければならない。
3. 土地所有権の移転を受けた当事者は、土地所有権証明書に記載された目的と期間通りに土地を使用し、土地所有権移転の時点における地方の土地開発計画に合致しなければならない。

#### 第 692 条 土地所有権移転の効力

土地所有権移転は、土地に関する法律の規定に従つて土地所有権を登記した時点から有効になる。

### 第 XXVII 章 土地所有権の交換契約

#### 第 693 条 土地所有権の交換契約

土地所有権の交換契約とは、当事者が合意により、本法典及び土地に関する法律に規定に従つて当事者がお互いに土地を引き渡し、土地所有権を移転することである。

#### 第 694 条 土地所有権の交換契約の主要内容

土地所有権の交換契約は、以下の主要内容を含むものである。

1. 各当事者の氏名、住所
2. 各当事者の権利と義務
3. 土地の種類、土地のランク、面積、位置、番号、境界、及び土地の状態
4. 土地交換の時点
5. 土地を交換する当事者の土地使用期間。土地を交換される当事者の残りの土地使用期間。
6. 土地所有権の価値の差（ある場合）
7. 交換する土地に対する第三者の権利
8. 契約に違反したときの、各当事者の責任

#### 第 695 条 土地所有権交換の各当事者の義務

土地所有権交換の各当事者には、以下の義務がある。

1. 合意された面積、土地のランク、土地の種類、位置、番号及び土地の状態とお互いにお互いに土地を引き渡す。
2. 土地を目的、期間通りに使用する。
3. 交換された土地の面積に対する土地所有権交換の費用を負担し、本法典及び土地に関する法律の規定に従つて土地所有者の義務を履行しなければならない。
4. 他の合意がある場合を除き、他の当事者の交換する土地所有権の価値がより高い場合には、その差額を精算する。

#### 第 696 条 土地所有権交換の各当事者の権利

土地所有権交換の各当事者は、以下の権利を有する。

1. 合意された面積、土地のランク、土地の種類、位置、番号及び土地の状態通りに土地を引き渡すように他の当事者に要求する。
2. 土地所有権に関する合法的なすべての書類を引き渡すように他の当事者に要求する。
3. 交換した土地に対する土地所有権證書の発給を受ける。
4. 目的、期間通りに土地を使用することができる。

### 第 XXVIII 章 土地所有権の譲渡契約

#### 第 697 条 土地所有権の譲渡契約

土地所有権の譲渡契約とは、本法典及び土地に関する法律に規定に従つて各当事者が合意により、土地所有権の譲渡人が、譲受人に土地を引き渡し、土地所有権を移転し、譲受人が譲渡人に代金を支払うことである。

#### 第 698 条 土地所有権の譲渡契約の内容

土地所有権の譲渡契約は、以下の内容を含むものである。

1. 各当事者の氏名、住所
2. 各当事者の権利と義務
3. 土地の種類、土地のランク、面積、位置、番号、境界及び土地の状態
4. 譲渡する当事者の土地使用期間。譲り受けた当事者の残りの土地所有権期間
5. 譲渡価格
6. 支払方法、期限
7. 譲渡する土地に対する第三者の権利
8. 土地所有権に関する他の情報
9. 契約に違反したときの各当事者の責任

#### 第 699 条 土地所有権の譲渡人の義務

土地所有権の譲渡人には、以下の義務がある。

1. 合意された面積、土地のランク、種類、位置、土地、番号及び土地状態の通りに土地を譲受人に引き渡す。
2. 土地所有権に関する諸書類を譲受人に引き渡す。

#### 第 700 条 土地所有権の譲渡人の権利

土地所有権の譲渡人は土地所有権譲渡の代金を受け取ることができる。土地所有権譲受人の支払が遅れる場合、本法典第 305 条の規定を適用する。

#### 第 701 条 土地所有権の譲受人の義務

土地所有権の譲受人には、以下の義務がある。

1. 合意した期限及び支払方法通りに代金を不足なく支払う。
2. 土地に関する法律に規定に従つて、土地所有権を登記する。
3. 譲渡した土地に対する第三者の権利を担保する。
4. 土地に関する法律の規定に従つて他の義務を履行する。

#### 第 702 条 土地所有権の譲受人の権利

土地所有権の譲受人は、以下の権利を有する。

1. 土地所有権に関する書類を自分に引き渡すように土地所有権の譲渡人に要求する。
2. 合意された面積、土地のランク、土地の種類、位置、番号及び土地の状態通りに土地を引き渡すように土地所有権の譲渡人に要求する。
3. 譲渡された土地に対する土地所有権證書の発給を受ける。
4. 目的、期間通りに使用することができる。

### 第 XXIX 章

#### 土地所有権の賃貸借契約、転賃貸借契約

#### 第 1 節

#### 土地所有権の賃貸借契約

#### 第 703 条 土地所有権の賃貸借契約

土地所有権の賃貸借契約とは、本法典及び土地に関する法律の規定に従つて各当事者が合意により、賃貸人は賃借人が一定期間使用するために土地を引き渡し、賃借人は、土地を目的通りに使用し賃料を支払い、賃貸借の期間が満了した時に土地を返還することである。

#### 第 704 条 土地所有権の賃貸借契約の内容

土地所有権の賃貸借契約は、以下の主要内容を含むものである。

1. 各当事者の氏名、住所
2. 各当事者の権利と義務
3. 土地の種類、土地のランク、面積、位置、番号、境界、及び土地の状態
4. 賃貸借の期間
5. 賃貸借の価格
6. 支払方法、期限

7. 借地に対する第三者の権利
8. 契約に違反したことによる責任
9. 土地所有権の賃貸借契約の期間が満了した時の効果の解決

#### 第705条 土地所有権の賃貸人の義務

土地所有権賃貸人には、以下の義務がある。

1. 土地所有権の賃貸を登記する。
2. 合意された面積、土地の位置、番号、ランク、土地の種類及び土地の状態通りに土地を土地所有権賃借人に引き渡す。
3. 引き渡された、借りられた期間内に土地所有権を賃貸する。
4. 土地所有権賃借人が土地を保護し、保持し、目的通りに使用することを検査し、注意する。
5. 他の合意がある場合を除き、土地使用税を納める。
6. 借地に対する第三者の権利を土地所有権賃借人に通知する

#### 第706条 土地所有権の賃貸人の権利

土地所有権の賃貸人は、以下の権利を有する。

1. 土地所有権の賃借人に賃料を不足なく支払うよう要求する。
2. 土地所有権の賃借人が目的通りに土地を利用せず、土地を傷つけ、土地の使用価値を減じている場合にこれを直ちに終了するように要求する。土地所有権賃借人が違反行為を終了しない場合、賃貸人は一方的に契約履行を終了し、賃借人に対して借地を返還し、損害を賠償するように要求する権利を有する。
3. 賃貸借の期間が満了したとき、賃借人に土地を返還することを要求する。

#### 第707条 土地所有権の賃借人の義務

土地所有権の賃借人には、以下の義務がある。

1. 土地を目的通りに、境界内で、期間通りに使用する。
2. 土地を傷つけ、土地の使用価値を減じてはならず、土地所有権の賃貸借契約における合意に基づき他の要求を実行しなければならない。
3. 合意した期限、場所及び支払方法通りに土地所有権賃料を不足なく支払う。土地の使用が利益を生まない場合でも他の合意がある場合を除き、賃貸人に対して賃料を十分に支払わなければならない。
4. 環境保護の規定を遵守しなければならない。近隣の土地使用者の合法的な権利と利益を侵害してはならない。
5. 土地所有権賃貸借の期間満了後、他の合意がある場合を除き、引き受けたときの原状と同様にして土地を返還しなければならない。

#### 第708条 土地所有権の賃借人の権利

土地所有権の賃借人は、以下の権利を有する。

1. 合意された面積、土地の位置、番号、ランク、土地の種類及び土地の状態通りに土地を引き渡すよう賃貸人に要求する。
2. 合意された期間通りに、安定的に借地を使用することができる。
3. 土地使用からもたらされた天然果実、法定果実を享受できる。
4. 本法典第426条の規定に従い、一方的に契約履行を終了する。
5. 不可抗力によって天然果実、法定果実がなくなった又は減少した場合、土地所有権賃貸人に対して、賃料の減額又は免除を要求する。

#### 第709条 土地所有権賃料の支払の遅滞

賃借人が合意した土地所有権賃料の支払を遅滞する場合、賃貸人は期限を延期することができる。その期限が満了しても賃借人が義務を履行しない場合、賃貸人は一方的に賃貸借契約の履行を終了し、賃借人に土地を返すよう要求する権利を有する。賃貸人は、賃貸借期間内の賃料を、支払時点における遅滞支払期間に相当する国家銀行の決めた基本金利に基づく遅滞して支払った賃料に対する金利も含めて、不足なく支払うよう賃借人に要求する権利を有する。

#### 第710条 土地の回収による損害賠償

1. 賃貸人又は賃借人が、土地使用者の義務を故意に違反し、国家に土地を回収されるに至った場合、違反した人は損害を受けた人に賠償しなければならない。

2. 土地所有権の賃貸借契約が効力をもっているが、国防、安全保障、国家利益、公共の利益及び経済発展の需要のために土地が国家に回収された場合、土地所有権の賃貸借契約は期限前に終了する。

賃借人が賃料を前払いした場合、賃貸人は、土地の未使用期間に相当する残りの金額を賃借人に返還しなければならない。賃借人がまだ支払っていないときは、使用した期間に相当する金額だけを支払わなければならない。

賃貸人は、法律の規定に従って土地の回収による損害賠償を国家から受け、賃借人は、その土地上の天然果実に関する損害賠償を受ける。

#### 第711条 当事者の一方が死亡した場合の土地所有権の賃貸借の継続権

1. 個人である土地所有権賃貸人が死亡した場合、賃借人は、賃貸借の期間が満了する時まで引き続き土地所有権を賃借することができる。

2. 個人である土地所有権賃借人が死亡した場合、その人の世帯の構成員は、賃貸借の期間が満了する時まで引き続き土地所有権を賃借することができる。ただし、権限のある国家機関に報告しなければならない。

#### 第712条 土地所有権の賃貸借期間中の土地所有権の譲渡

賃貸人は、賃貸借の期間が存続している場合であっても、権限ある機関が許可したときは、他人に土地所有権を譲渡する権利を有する。ただし、土地所有権の譲受人に対する義務を履行するために、賃借人に通知しなければならない。

賃借人は、契約による土地所有権の賃貸借期間が満了するときまで引き続き土地所有権を賃借できる。

#### 第713条 土地所有権の賃貸借契約の終了

1. 土地所有権の賃貸借契約は、以下の場合において終了する

- a) 賃貸借の期間が満了し、賃貸借期間の延長ができなかった場合
  - b) 各当事者の合意に従う
  - c) 国家が土地を回収した場合
  - d) 当事者のうちの一方が、合意又は法律の規定に基づいて契約の履行を一方的に終了したか、又は契約を解約した場合
  - dd) 個人である土地所有権の賃借人が死亡し、その世帯の他の構成員が1人もいない又はいても賃貸借の需要がない場合
2. 土地所有権の賃貸借契約が終了したとき、土地所有権の賃借人は、他の合意がある又は他に法律が規定する場合を除き、引き受けたときの原状と同様にして土地を回復しなければならない。土地に付着している財産は各当事者の合意によって解決される。

### 第2節

#### 土地所有権の転賃貸借契約

#### 第714条 土地所有権の転賃貸借契約

他に法律の規定がない場合、土地所有権の転賃貸借契約に対しては、本法典第703条から第713条までの規定が適用される。

### 第XXX章

#### 土地所有権の抵当契約

#### 第715条 土地所有権の抵当

土地所有権の抵当契約とは、各当事者の合意により、土地使用者（以下「**抵当権設定者**」という。）が相手当事者（以下「**抵当権者**」という。）に対する民事義務の履行を担保するために自己の土地所有権を用いることである。抵当権設定者は抵当期間内に土地を引き続き使用することができる。

#### 第716条 土地使用権の抵当の範囲

1. 土地使用権の一部又は全部を抵当に入れることができる。
2. 土地使用者が土地使用権を抵当に入れるとき、合意がある場合に限って、土地に付着している抵当権設定者の家屋、他の建造物、植林、庭園、及びその他の財産を抵当財産に含むことができる。

#### 第717条 土地使用権の抵当権設定者の義務

土地使用権の抵当権設定者には、以下の義務がある。

1. 土地使用権証書を抵当権者に引き渡す。
2. 抵当を登記し、抵当契約が終了するときに抵当の登記を抹消する手続をする。
3. 抵当に入れた土地は、目的通りに使用し、土地を傷つけ、又は使用価値を減じてはならない。
4. 契約の合意に従って、借りた金銭を期限、支払方法通りに精算しなければならない。

#### 第718条 土地使用権の抵当権設定者の権利

土地使用権の抵当権設定者は、以下の権利を有する。

1. 抵当期間中土地を使用できる。
2. 合意した方法に従って、土地使用権を抵当に入れることによって金銭を借り入れることができる。
3. 天然果実、法定果実が抵当財産に属する場合を除き、収めた天然果実、法定果実を享受できる。
4. 抵当権者の同意が得られる場合、抵当に入れた土地使用権を交換、譲渡、賃貸、転貸借することができる。
5. 抵当義務を完了したとき、土地使用権証書の返還を受ける。

#### 第719条 土地使用権の抵当権者の義務

土地使用権の抵当権者には以下の義務がある。

1. 抵当権設定者とともに抵当を登記する。
2. 土地使用権の抵当権設定者が抵当によって担保される義務の履行を完了したとき、土地使用権証書を返還する。

#### 第720条 土地使用権の抵当権者の権利

土地使用権の抵当権者は、以下の権利を有する。

1. 土地使用権の抵当権設定者が土地を保護し、保持し、目的通りに使用することを検査し、注意する。
2. 抵当に入れた土地使用権を処分する場合、優先的に精算を受けらる。

#### 第721条 抵当に入れた土地使用権の処分

土地使用権の抵当によって担保される義務の履行期限になっても抵当権設定者が履行しない又は義務通りに履行しないときは、抵当に入れた土地使用権は合意に従って処分される。合意がない又は合意に従って処分ができない場合、抵当権者は裁判所に訴えを提起する権利がある。

### 第XXXI章 土地使用権の贈与契約

#### 第722条 土地使用権の贈与契約

土地使用権の贈与契約とは本法典及び土地に関する法律の規定に従って、各当事者の合意によって、贈与者が受贈者に対して土地使用権を引き渡し、その見返りを要求せず、受贈者は受贈に同意するものである。

#### 第723条 土地使用権の贈与契約の内容

土地使用権の贈与契約には、以下の内容を含む。

1. 各当事者の氏名、住所
2. 土地使用権贈与の理由
3. 各当事者の権利と義務
4. 土地の種類、ランク、面積、位置、番号、境界、土地の状況
5. 贈与者の土地使用残存期限
6. 贈与される土地に対する第三者の権利

#### 7. 契約を違反した時の各当事者の責任

#### 第724条 土地使用権の贈与者の義務

土地使用権の贈与者は以下のような義務を有する

1. 合意したとおりの面積、土地のランク、種類、位置、番号、状況の土地の使用権を引き渡す。
2. 土地使用権の登記をするために受贈者に土地使用権に関する書類を引き渡す

#### 第725条 土地使用権の受贈者の義務

土地使用権の受贈者は、以下の義務がある。

1. 土地に関する法律の規定に従って権限のある国家機関に土地使用権を登記する。
2. 受贈土地に対する第三者の権利を担保する。
3. 土地に関する法律の規定に従って、他の義務を履行する。

#### 第726条 土地使用権の受贈者の権利

土地使用権の受贈者は、以下の権利を有する。

1. 契約で合意したとおりの面積、土地のランク、土地の種類、位置、番号、状況の土地を贈与するよう、贈与者に要求できる。
2. 土地を目的、期間通りに使用できる。
3. 土地使用権証明書の発給を受ける。

### 第XXXII章 土地使用権の代価による出資契約

#### 第727条 土地使用権の代価による出資契約

土地使用権の代価による出資契約とは、本法典及び土地に関する法律の規定に従って、各当事者が合意し、それに基づいて土地使用者（以下「出資者」という。）が、個人、法人、世帯、その他の主体と生産や経営を協力するために土地使用権の代価で自己の持分を出資することである。

#### 第728条 土地使用権の代価による出資契約の内容

土地使用権の代価による出資契約は、以下のような内容を含む。

1. 各当事者の氏名、住所
2. 各当事者の権利、義務
3. 土地の種類、土地のランク、面積、位置、境界、番号、土地の状況
4. 出資者の土地使用残存期限
5. 出資期間
6. 出資する土地使用権の価値
7. 出資する土地に対する第三者の権利
8. 契約を違反した場合の各当事者の責任

#### 第729条 土地使用権の代価による出資者の義務

土地使用権の代価による出資者は、以下の義務がある。

1. 契約で合意したとおりの面積、ランク、種類、位置、番号、状態の土地を引き渡す。
2. 土地に関する法律の規定に従って権限のある国家機関に土地使用権を登記する。

#### 第730条 土地使用権の代価による出資者の権利

土地使用権の代価による出資者は、以下のような権利を持つ。

1. 土地使用権の代価による出資割合に従い利益を得る。
2. 他の合意又は法律の規定がある場合を除き、土地使用権の代価による出資分を譲渡、相続することができる。
3. 合意により又は出資期間が満了する場合、出資した土地使用権を取り戻す事ができる。
4. 出資引受者が期限通りに利益の精算を行わない又は精算額が十分でない場合、契約を解約し損害賠償を要求できる。

#### 第731条 土地使用権の代価による出資を受ける者の義務

土地使用権の代価によって出資を受ける者は、以下の義務がある。

1. 契約において合意したおりの期限, 方式によって土地使用権の代価による出資者に対し利益の清算を行う。
2. 出資した土地に対する第三者の権利を担保する。
3. 土地に関する法律の規定に従って, 他の義務を履行する。

第732条 土地使用権の代価による出資を受ける者の権利  
土地使用代価による出資を受ける者は, 以下の権利を有する。

1. 土地の使用権の代価による出資者に契約で合意した通りの面積, ランク, 種類, 位置, 番号, 状態を引き渡すように要求する。
2. 土地を目的, 期間通りに使用できる。
3. 経営協力契約に出資する場合を除き, 出資を受ける側が法人である場合, 土地使用権証明書の発行を受けることができる。

### 第XXXIII章 土地使用権の相続

第733条 土地使用権の相続

土地使用権の相続とは, 死亡した人の土地使用権を, 本法典と土地に関する法律の規定に基づいて, 相続人に移転することである。

第734条 土地使用権を相続させる個人

国家から土地を引き渡され, 賃借し, 又は土地使用権の移転を受けた個人は本法典第4編と土地に関する法律の規定に基づいて土地使用権を相続させる権利を有する。

第735条 国家から世帯に引き渡された土地の使用権の相続  
国家から土地を引き渡された世帯の中に死亡した構成員がある場合, 当該構成員の土地使用権は本法典第4編及び土地に関する法律の規定に基づいて相続人に相続させることができる。

### 第6編 知的財産権及び技術移転

#### 第XXXIV章 著作権

##### 第1節 著作権

第736条 著作者

1. 文学・芸術・学術著作物(以下, 一般に「著作物」という。)を創作した人は当該著作物の著作者である。  
著作物が2人以上の人によって創作されている場合, その人達は共同著作者である。
2. ある言語から他の言語に翻訳される著作物, 脚色・改編・変形・編集・注釈・選集の著作物を含む他人の著作物から派生著作物を創作した人は当該派生著作物の著作者である。

第737条 著作権の対象

著作権の対象は内容, 価値を区別せず, いかなる手続にも左右されず, いかなる形及びいかなる手段で表現される文学・芸術・学術の緒分野における全ての創作著作物を含む。

第738条 著作権の内容

1. 著作権は, 作品に対する人格権及び財産権を含む。
2. 著作権に属する人格権は下記のものを含む
  - a) 著作物の名を付ける。
  - b) 著作物が公表され, 使用されるとき, 実氏名又は筆名が表示される。
  - c) 著作物を公表, 又は他人に著作物公表を承諾する。
  - d) 著作物の同一性を保持し, 他人に著作物の改変, 修正, 歪曲をさせない。
3. 著作権に属する財産権は下記のものを含む。

- a) 著作物を複写する。
- b) 派生著作物創作の承諾。
- c) 著作物の原本と複本の配分, 輸入
- d) 大衆への伝達
- dd) コンピュータープログラムの原本又は複本の貸出し

第739条 著作権の発生時点

1. 著作権は, 著作物が一定の物的形式によって創作され, 表現された時点から発生する。
2. 知的所有権に関する法律による著作物公表権又は他人が公表することに對する承諾権を除き, 著作権に属する人格権は無期限に存在する。
3. 著作権に属する財産権は知的所有権に関する法律が規定する期間中に存在する。

第740条 著作権の所有者

1. 人格権は著作者に属する。
2. 任務遂行又は仕事を与える契約に基づかない創作著作物の場合, 財産権は著作者に属する。
3. 他の合意がある場合を除き, 任務遂行又は仕事を与える契約に基づく創作著作物の場合, 財産権は任務を与えた機関, 組織又は契約によって役務を与えた側に属する。  
財産権が著作者に属しない場合, 著作者は知的所有権に関する法律に従って財産権の所有者によって支払われる報酬, 執筆金を受け取る権利を有する。

第741条 共同著作者の権利分割

共同著作者によって創作された著作物の中に, 各共同著作者が創作する各々の部分が分離され, 独立して使用することができる場合, 共同著作者との他の合意がなければ, 本法典第740条の規定は著作物を独立して使用される各部分について適用される。

第742条 著作権の移転

1. 本法典第738条第2項 a,b,d で規定される人格権は, 移転することはできない。  
本法典第738条第2項 c で規定される人格権は, 知的所有権に関する法律に従う諸条件で移転することはできる。
2. 財産権は, 契約又は相続, 引継ぎに基づき, 一部又は全部を移転することができる。

第743条 著作権に属する財産権の譲渡契約

著作権に属する財産権の一部又は全部の譲渡は契約に基づいて実行される。著作権の譲渡契約は文書が作成されなければならない。

#### 第2節

##### 著作権に関する権利

第744条 著作権に関する権利の対象

著作権に関する権利の対象(以下「関係する権利」という。)は実演者の実演, 録音版, 録画版, 放送組織の放送内容とデジタルプログラムを伝播する衛星信号を含む。

第745条 実演に対する権利の所有者と内容

1. 実演に対する権利は実演者の人格権と実演を実行するための投資家の財産権を含む。
2. 実演者の人格権は実演する際, 実演の録音版, 録画版を発行する際に氏名が表示されることと実演の同一性を保護する権利を含む。
3. 実演を実行するための投資家の財産権は下記のような諸行為を実行する権利と他人に禁止する権利を含む。
  - a) 実演の録音, 録画
  - b) 実演の録音版, 録画版の原本又はコピー版の複写, 配分
  - c) 商業目的のための録音版, 録画版の原本又はコピー版の賃貸

第 746 条 録音版、録画版に対する権利の内容と所有者

- 1.録音版、録画版に対する権利は当該録音版、録画版を創り出す投資家に属する。
- 2.録音版、録画版に対する権利は下記のような諸行為を実行する権利と他人に禁止する権利を含む。
  - a)実演の全部又は一部の録音、録画
  - b)実演の録音版、録画版の原本又はコピー版の複写、配分
  - c)商業目的のための録音版、録画版の原本又はコピー版の賃貸

第 747 条 放送に対する権利の内容と所有者

- 1.放送に対する権利は放送組織に属する。
- 2.放送に対する権利は下記のような諸行為を実行する権利と他人に禁止する権利を含む。
  - a)放送の全部又は一部の記録、記録版のコピー、放送、再放送
  - b)放送の記録版又は記録版のコピー版の配分

第 748 条 デジタルプログラムを伝播する衛星信号に対する権利の内容と所有者

- 1.デジタルプログラムを伝播する衛星信号に対する権利は当該デジタルプログラムを伝播する衛星信号を最初に発する人に属する。
- 2.デジタルプログラムを伝播する衛星信号に対する権利は下記のような諸行為を実行する権利と他人に承諾、禁止する権利を含む。
  - a)デジタル衛星信号を解読するための設備又はシステムの生産、組立て、変化、輸入、売却、賃貸
  - b)デジタル化衛星信号に対する権利の所持者の承諾がないときの解読された信号の収録、再配分

第 749 条 関係する権利の譲渡

- 1.本法典第 745 条、746 条、747 条、748 条に規定される関係する権利に属する財産権は譲渡することができる。
- 2.関係する権利の譲渡は文書での契約に基づいて実行される。

第 XXXV 章

工業所有権と植物品種に対する権利

第 750 条 工業所有権と植物品種に対する権利の対象

- 1.工業所有権の対象は特許、意匠、集積回路配置の設計、経営秘密、商標、屋号、地理表示を含む。
- 2.植物品種に対する権利の対象は品種のコピー材料と植物品種である。

第 751 条 工業所有権と植物品種に対する権利の内容

- 1.人格権と財産権を含む特許、意匠、集積回路配置の設計に対する工業所有権と植物品種に対する権利は下記の通りに規定される。
  - a)国家発行の保護証書、特許、意匠、集積回路配置の設計、植物品種を公表・紹介する資料の名義人になる権利を含む、特許、意匠、集積回路配置、植物品種に対する人格権は自己の創作の労働で特許、意匠、集積回路配置、植物品種を直接的に創り出した人に属する。
  - b)当該特許、意匠、集積回路配置の設計、植物品種を使用する権利、他人に使用を承諾、禁止する権利を含み、特許、意匠、集積回路配置の設計、植物品種に対する財産権は諸対象の所有者に属する。
- 2.営業秘密に対する工業所有権は、合法的に営業秘密を構成する情報を入手し、当該情報秘密を保護する組織、個人に属し、下記のものを含む。
  - a)営業秘密の開発、使用
  - b)他の人に営業秘密の使用の承諾、禁止
- 3.商標、屋号に対する工業所有権は、当該商標、屋号の所有者に属し、下記のものを含む。
  - a)経営における商標、屋号の使用
  - b)自己の商標を紛らわせるほど他の人の重複又は同様な商標の使用の承諾、禁止
- 4.地理案内の所有権は国家に属する。製品の出処、原産案内のた

めの地理案内の使用権は知的所有権に関する法律に規定される諸条件を備える組織、個人に属する。

- 5.不正競争の対抗権は競争条件において経営を活動する組織、個人に属する。

第 752 条 工業所有権と植物品種に対する権利の取得根拠

- 1.特許、意匠、集積回路配置の設計、商標、地理的表示に対する工業所有権、植物品種に対する権利は知的所有権に関する規定に基づいて当該対象の登記を実行する際、権限のある国家機関の決定に基づいて取得される。
- 2.屋号に対する工業所有権は当該屋号の合法的な使用に基づいて取得される。
- 3.経営秘密に対する工業所有権は情報を構成する情報の入手と当該情報の秘密保護に基づいて取得される。
- 4.不正競争の対抗権は経営における競争活動に基づいて取得される。

第 753 条 工業所有権と植物品種に対する権利の移転

- 1.特許、意匠、集積回路配置の設計、営業秘密、商標に対する工業所有権、植物品種に対する権利は、契約に基づいて一部又は全部を移転、又は相続、引継ぎすることができる。
  - 1.営業組織の全部と当該屋号に基づく営業活動と共に移転する場合に限って、屋号に対する権利の移転をすることができる。
  - 2.地理的表示に対する権利は移転してはならない。
  - 3.登記に基づいて発生する工業所有権の移転契約に対しては、当該契約は登記される場合に限って第三者に対する法的価値を有する。

第 XXXVI 章

技術移転

第 754 条 技術移転権

下記の組織、個人は技術の使用権、所有権を移転する権利を有する。

- 1.技術の所有者
- 2.技術の所有者の許可を得た個人、法人、他の主体は当該技術の所有権、使用権を移転する権利がある。

第 755 条 技術移転の対象

技術移転の対象は下記のものを含む。

- 1.各種の形をとったノウハウ、技術知識及び技術的な解決法、公式、技術仕様書、設計図面、技術図面、コンピュータ・ソフト、技術移転に関する情報、生産を合理化させる解決法、技術革新、営業特権の許可、その他、技術移転に関する法律が規定する諸対象
- 2.技術が、知的有権対象物として保護されている場合、技術移転は、知的所有権の法律の規定に従い、知的所有権の移転と同時に、技術移転を行わなければならない。

第 756 条 移転のできない技術

- 1.労働安全、労働衛生、人間の健康保障、環境保護に関する法律の諸規定を該当しない技術。
- 2.法律が規定するその他の場合。

第 757 条 技術移転契約

- 1.技術移転は文書による契約に基づいて実行される。
- 2.法律の規定がある場合、技術移転契約は権限のある国家機関で登記しなければならない。
- 3.技術移転契約の修正、補充、延期、破棄は文書による契約によらなければならないが、本条第 2 項に規定される技術移転については、契約の修正、補充、延期、破棄は権限のある国家機関において登記されなければならない。

第7編  
外国的要素をもつ民事関係

第758条 外国的要素を持つ民事関係

外国的要素を持つ民事関係とは、参加当事者のうち少なくとも一方が外国機関、外国組織、外国人、海外の定住ベトナム人である民事関係、ベトナム国民、ベトナムの組織が参加当事者である民事関係であるが、その民事関係を確立、変更、終了するための根拠が外国法に依拠する民事関係、又は当該の関係に関連する財産が外国に存在する民事関係をいう。

第759条 ベトナム社会主義共和国の民法、国際条約、外国法及び国際慣習の適用

1. ベトナム社会主義共和国の民法の各規定は、本法典に別の規定がある場合を除き、外国的要素をもつ民事関係に対して適用される。
2. ベトナム社会主義共和国が加盟国である国際条約に本法典の規定と異なる規定がある場合、当該国際条約の規定を適用する。
3. 本法典又はベトナム社会主義共和国の他の法律文書、又はベトナム社会主義共和国が加盟国である国際条約が外国の法律の適用を援引する場合、適用又は適用の効果がベトナム社会主義共和国の法律の諸基本原則に反しないときは、外国の法律が適用される。当該外国の法律がベトナム社会主義共和国の法律を逆援引する場合、ベトナム社会主義共和国の法律を適用する。各当事者が契約において合意がある場合、当該合意が本法典とベトナム社会主義共和国の他の法律文書の規定に反しなければ外国の法律も適用される。
4. 外国的要素を持つ民事関係が本法典、ベトナム社会主義共和国の他の法律文書、ベトナム社会主義共和国が加盟国である国際条約、又は各当事者の契約によって調整されない場合、適用又は適用の効果がベトナム社会主義共和国の法律の諸基本原則に反しないときは、国際慣習を適用する。

第760条 無国籍の者、二重国籍又は多重国籍の外国人に対する法律適用の根拠

1. 本法典又は他のベトナム社会主義共和国の法律文書が、外国人が公民である国の法律を適用することを援引した場合、無国籍の者に対しては、その者が居住する国の法律を適用する。その者の居住する場所がない場合、ベトナム社会主義共和国の法律を適用する。
2. 本法典又はベトナム社会主義共和国の法律文書が、外国人が公民である国の法律を適用することを援引した場合、二重国籍又は多重国籍の外国人に対しては、その者が国籍を持ち、かつ民事関係が発生した時点において居住する国の法律を適用する。その者が国籍を持ついずれの国にも居住していない場合、その者が国籍を持ち、かつ公民としての権利と義務に関して最も密接な関係を持つ国の法律を適用する。

第761条 外国人の民法上の能力

1. ベトナム社会主義共和国の法律で定める別の規定がある場合を除き、外国人である個人の民法上の能力は、その人が国籍を有する国の法律に基づいて確定される。
2. ベトナム社会主義共和国の法律で定める別の規定がある場合を除き、ベトナムにおける外国人は、ベトナムの国民と同じように民法上の能力を持つ。

第762条 外国人の民事行為能力

1. ベトナム社会主義共和国の法律で別に規定する場合を除き、外国人である個人の民事行為能力は、その人が公民である国の法律に基づいて確定される。
2. 外国人がベトナムにおいて民事取引を確立し、行使した場合、外国人の民事行為能力は、ベトナム社会主義共和国の法律に基づいて確定される。

第763条 民事行為無能力者、民事行為能力喪失者又は民事行為能力制限者の確定

1. 民事行為無能力者、民事行為能力の喪失者又は民事行為能力制限者の確定は、その者が国籍を有する国の法律に基づいて確定される。
2. 外国人がベトナムに居住する場合、その者に対する民事行為能力の有無、民事行為能力の喪失又は民事行為能力の制限の確定は、ベトナム社会主義共和国の法律を遵守しなければならない。

第764条 失踪者又は死亡者の確定

1. 人の失踪又は死亡の確定は、失踪又は死亡に関する最後の情報がある前にその者が国籍を有した国の法律を遵守しなければならない。
2. 外国人がベトナムに居住する場合、その者の失踪又は死亡の確定は、ベトナム社会主義共和国の法律を遵守しなければならない。

第765条 外国法人の民法上の能力

1. 外国法人の民法上の能力は、その法人の設立された国の法律に基づいて定められる。ただし、本条2項に規定される場合を除く。
2. 外国法人がベトナムにおいて民事取引を確立し、履行している場合、当該外国法人の民法上の能力はベトナム社会主義共和国の法律に基づいて定められる。

第766条 財産所有権

1. 財産所有権及び所有権の内容の取得、履行、変更、終了は当該財産の存在する国の法律に基づいて確定される。ただし、本条2項と4項に規定される場合を除く。
2. 運搬中の動産に対する所有権は、当該動産が届けられる国の法律に基づいて確定される。ただし、当事者間に他の合意がある場合を除く。
3. 財産を動産であるか、不動産であるかの区別は、その財産が存在する国の法律に基づいて確定される。
4. ベトナムにおける民航機、船舶に対する所有権の確定は、ベトナム社会主義共和国の民航及び航海に関する法律を遵守しなければならない。

第767条 外国的要素を持つ法律による相続

1. 法律による相続は、相続財産を遺す者が死亡する前に国籍を有した国の法律を遵守しなければならない。
2. 不動産に対する相続権は、当該不動産の存在する国の法律を遵守しなければならない。
3. 相続人がいない不動産である遺産は、当該の不動産の存在する国に帰属する。
4. 相続人がいない動産である遺産は、当該の被相続人が生前に国籍を有した国に帰属する。

第768条 遺言による相続

1. 遺言作成、遺言の変更又は取消しの能力は、遺言を作成する者が公民である国の法律を遵守しなければならない。
2. 遺言の要式は、遺言を作成した国の法律を遵守しなければならない。

第769条 民事契約

1. 契約に従う各当事者の権利及び義務は、他の合意がなければ、契約を履行する国の法律に基づいて確定される。ベトナムにおいて交わされ、完全に履行される契約は、ベトナム社会主義共和国の法律を遵守しなければならない。契約に履行する地が記入されない場合、契約履行地の確定はベトナム社会主義共和国の法律を遵守しなければならない。
2. ベトナムにおける不動産に関連する民事契約は、ベトナム社会主義共和国の法律を遵守しなければならない。

第770条 契約の要式

1. 契約の要式は、契約を締結する国の法律を遵守しなければならない。

ない。契約が外国において締結され、当該国の法律に基づく契約要式に違反しているが、ベトナム社会主義共和国の法律に基づく契約要式に反していない場合、締結された契約要式はベトナムにおいて公認される。

2. ベトナムの領土における工事、建物、その他の不動産の建設又は所有権の引渡しに関する契約要式は、ベトナムの法律を遵守しなければならない。

#### 第 771 条 隔地者間の民事契約締結

隔地者間の民事契約を締結する場合、契約締結地の確定は個人である申込者の居住地又は法人である申込者の本店所在地がある国の法律を遵守しなければならない。

申込者が申込みを受けた者より承諾の回答を受けたときは、隔地者間の契約締結時点は申込者の国の法律に従って、確定される。

#### 第 772 条 単独取引

単独取引関係において、単独取引関係を自主的に履行する者の権利と義務は、当該当事者の居住地又は主な活動地の法律に従って、確定される。

#### 第 773 条 不法行為による損害賠償

1. 不法行為による損害賠償は、損害発生行為があった国に又は損害発生行為の効果が実際に生じた国の法律に基づいて確定される。

2. 飛行機、船舶により国際空域又は公海上において発生した損害賠償は、ベトナム社会主義共和国の民航と航海に関する法律で別の規定がある場合を除き、その飛行機、船舶の国籍地の国の法律に基づいて確定される。

3. 損害発生行為がベトナム社会主義共和国の領土の範囲外に生じたが、損害を与えた人及び損害を被った人が両方ともベトナム人又はベトナム法人である場合、ベトナム社会主義共和国の法律を適用する。

#### 第 774 条 外国要素のある著作権

ベトナムにおいて、初めて公表し公布される、又は創作される、一定の様式で表現される著作物に対する外国人及び外国法人の著作権は、ベトナム社会主義共和国の法律、又はベトナム社会主義共和国が加盟国である国際条約の規定に基づいて保護される。

#### 第 775 条 工業所有権及び作物の品種に対する権利

ベトナム国によって保護証書が発給又は承認された工業所有権の対象物及び植物品種に対する権利に対する外国人及び外国法人の工業所有権及び植物品種に対する権利は、ベトナム社会主義共和国の法律、又はベトナム社会主義共和国が加盟国である国際条約の規定に基づいて保護される。

#### 第 776 条 外国要素のある技術移転

ベトナム人・ベトナム法人と外国人・外国法人との技術移転、及び外国からベトナムへの、又はベトナムから外国への技術移転は、その適用又は適用の効果がベトナム社会主義共和国の法律の基本原則に反しないときは、本法典、ベトナム社会主義共和国の他の法律文書の技術移転についての規定、及びベトナム社会主義共和国が加盟国である国際条約の規定を遵守しなければならない。

#### 第 777 条 提訴時効

外国的要素を持つ民事関係に対する提訴の時効は、相応する外国的要素を持つ民事関係を調整するために適用されている当該国の法律に従って確定される。

---

本法典は 2005 年 6 月 14 日に、ベトナム社会主義共和国国会第 XI 期、第 7 会期において成立された。

国会  
法律番号： 22/2000/QH10

ベトナム社会主義共和国  
独立、自由、幸福  
ハノイ、2000年6月9日

## 婚姻家族法

2000年6月9日付の22/2000/QH10号

前書き

家族は社会の細胞や人間養成のクレードル、人格の形成教育のための重要な環境であり、祖国の建設保護事業に貢献するものである。優良の家族があって初めて優良社会がある。優良社会があれば、家族がより優良のものになる。社会における家族の役目を高め、結婚や家族に関するベトナム民俗の伝統や優良の風俗や慣習を維持、発揮し、時代遅れの習慣や慣行を廃止するため、ベトナムの婚姻家族制度の構築強化における国民、国家、社会の責任を高めるためベトナムの婚姻仮定に関する法律を継承し、発展させるため、ベトナム社会主義共和国1992年憲法に基づく本法は、婚姻及び家族制度を定める。

### 第1章：総則

#### 第1条：婚姻家族法の任務及び適用範囲

婚姻家族法は、安定・幸福、進歩、平等な家族の構築を目的として、進歩的な婚姻家族制度の建設、完備及び保護、家族構成員の躰に関する法的標準の作成、家族構成員の権利及び適法な利益の保護、ベトナム家族の優良で伝統的なモラルを継承・発揮するという任務を負う。

婚姻家族法は婚姻家族制度及びベトナム婚姻家族制度の建設・強化に関する国家、国民の責任を規定する。

#### 第2条：婚姻家族制度の基本的な原則

1. 婚姻は任意で進歩名物である。一夫一婦、夫婦平等である。
2. 異なる民族間、異なる宗教の信徒間、宗教者と無宗教者間の結婚、ベトナム人と外国人間の結婚は尊重されかつ法律によって保護される。
3. 夫婦は人口政策や家族計画政策を守る義務を負う。
4. 親は社会に役に立つ子を養育する義務を負う。また、子は親を尊重、養護、養育する義務を負う。孫は祖父母を尊重、養護、扶養する義務を負う。家族構成員は養護し合い、助け合う義務を負う。
5. 国家および社会は、子と子の差別、娘と息子の差別、実子と養子の差別、嫡出子と非嫡出子の差別を認めない。
6. 国、社会および家族は婦人及び子供を守り、母親に母親としての壮大な役割を果たせるように支援する義務を負う。

#### 第3条：国や社会の婚姻家族への責任

1. 国家は男性の国民と女性の国民が進歩的で任意の結婚を成立し、家族がその機能を充分果たすように政策や方法を定める。国家は婚姻家族に関する法律の宣伝普及の強化を行う。国家は国民が婚姻家族の腐敗した習慣・風俗を撲滅し、民族の特色を反映する優良な習慣、風俗を発揮するように奨励する。国家は進歩的な婚姻家族関係を築く。
2. 機関、組織はその構成員、公務員、幹部およびすべての国民に文化家族の構築を進め、婚姻家族の相談を行い、家族の構成員の権利、適法な利益を保護する。
3. 学校は家族と協調して、若い世代に婚姻家族に関する法律の宣伝普及を行う。

#### 第4条：婚姻家族制度の保護

1. 本法による婚姻家族の関係は尊重され、法律によって保護される。
  2. 早婚、強制結婚、任意で進歩的な結婚の妨害を禁じる。偽造結婚、詐欺結婚、詐欺離婚を禁じる。強制離婚、偽造離婚を禁じる。結婚式における財産の要求を禁じる。
- 配偶者のいる者が他の人と夫婦のように同居することや配偶者

のいない人が配偶者のいる人と結婚すること又は夫婦のように同居することを禁じる。  
祖父母、親、夫婦、子孫、姉妹兄弟およびその他の家族構成員のいじめ、虐待を禁じる。  
3. 婚姻家族法の違反行為はすべて適時、適法かつ厳格に処される。  
機関組織個人は婚姻家族法の違反行為をした人を差止め、処分するよう裁判又は権限のある機関に請求することができる。

#### 第5条：民法の適用

婚姻家族に関する民法は婚姻家族法の定めがない場合において婚姻家族の関係に対して適用される。

#### 第6条：婚姻家族に関する風俗、習慣の適用

婚姻家族の関係において、各民族の特色を反映する風俗、習慣は本法に定める原則に反しない限り尊重し、発揮される。

#### 第7条：外国要素のある婚姻家族の関係への婚姻家族法の準用

1. ベトナム社会主義共和国の婚姻家族法は、本法は別途の規定がない限り、外国要素のある婚姻家族に準用する。
2. ベトナム社会主義共和国が締結又は加盟する国際条約は本法と異なる規定を定める場合は国際条約を適用する。

#### 第8条：用語解説

本法では、下記の用語は以下の通り理解される。

1. 婚姻家族制度とは、結婚、離婚、夫婦間の権利義務、親と子の間の権利義務、扶養、父親・母親・実子・養子の認知や後見、外国要素のある婚姻家族の関係およびその他婚姻家族に関する事項を示す。
2. 結婚とは男性と女性の結婚届出と結婚要件に関する法律の規定によって夫婦関係を確定することである。
3. 違法結婚とは法律が規定する結婚要件に違反した結婚届出のある夫婦関係の確定のことである。
4. 早婚とは法律の規定により結婚できる年齢に達していない妻又は夫の結婚である。
5. 強制結婚とは本人の意志に反して強制的に結婚させることである。
6. 結婚関係とは結婚後の妻と夫の関係である。
7. 結婚時期とは結婚日から婚姻が終わるまでの夫婦関係がある期間である。
8. 離婚とは妻又は夫（あるいは両方）からの請求によって裁判が承認又は決定した結婚の終了である。
9. 強制離婚とは本人の意志に反して強制的に離婚させることである。
10. 家族とは本法の規定により扶養の関係や血縁関係や結婚関係でリレーションのある人々の集合である、そそれの関係によりこの集合の人々の間に義務と権利が生じる。



11. 扶養とは本法の規定により経済的に困難な人や成年になっているが自分自身を生活することができず労働力を持たない、財産のない人や未成年の扶養又は血縁関係や結婚関係で自分自身と別居する人に必要によりお金又は財産を提供することである。
12. 子に関する直系で血縁の繋がっている人とは父親や母親である。孫息子・孫娘に関する直系で血縁の繋がっている人とは祖父母である。
13. 3 世代の範囲で親族関係を持つ人とは、同じルートで生まれた人々である。親は第1世代であり、同じ親の兄弟・姉妹、同じ父、別の母の兄弟・姉妹、同じ母、別の父の兄弟・姉妹が第2世代であり、従兄弟姉妹（が第3世代である）。
14. 外国要素のある婚姻家族の関係とは
  - a) ベトナム国民と外国人間の婚姻関係。
  - b) ベトナムに常駐する外国人同士の婚姻関係。
  - c) 婚姻関係の確率、変更・終了の根拠が外国法による又はその婚姻関係に関する財産が外国に所在するベトナム国民同士。

## 第2章：結婚

### 第9条：結婚要件

男性と女性の結婚は以下の要件に従う。

1. 男性は20歳以上、女性は18歳以上であること。
2. 結婚は男性と女性が自分自身が任意で決意し、強制又は詐欺がないことである。誰もが結婚を強制・妨害することはできない。
3. 結婚は本法第10条に規定する結婚の禁止事項に属しない。

### 第10条：結婚が禁止されるケース

結婚は以下の場合に禁じられる。

1. 配偶者のある者。
1. 民事行為能力のない者。
3. 直系血族又は三親等内の傍系血族の同士。
4. 養親と養子、養親であった者とその養子、義理父親と義理嫁、義理母親と義理息子、継父と継子、継母と継子。
5. 同姓者同士。

### 第11条：結婚届出

1. 結婚は本法第14条に規定する儀式により権限のある国の機関（以下、「結婚届出機関」と呼ぶ）により登録すること。本法第14条に従わない結婚儀式は法律上無効である。結婚届出をせず、同居する男女は法律上夫婦として認められない。離婚した夫婦は再婚する場合、結婚届出をしなければならない。
2. 政府は遠隔地における結婚届出を規定する。

### 第12条：結婚届出の権限

結婚届出機関は男性又は女性が居住する村落級人民委員会である。海外にあるベトナム領事館の機関、外交代表機関は、海外におけるベトナム人同士の結婚届出を行う機関である。

### 第13条：結婚届出の解決

1. 戸籍法に定める適法な書類を受け取った後、結婚届出機関は結婚届出の書類を検査する。男女とも結婚要件を満たした場合に結婚届出を行う。
2. 一方又は両方は結婚要件を満たさなかった場合は、結婚届出機関は登録を拒否し、拒否した理由を書面で回答する。拒否された人は不服する場合に、法律の規定により不服申立をすることができる。

### 第14条：結婚届出の実施

結婚届出を行う時は、結婚の男女が共に出席しなければならない。結婚届出機関の代表は男女が任意で決意した結婚であるかどうかを確認する。両方も結婚を同意するときに、結婚届出機関の代表は両方に結婚証明書を手渡す。

### 第15条：違法結婚の取消しを請求することができる者

1. 強制結婚、詐欺結婚をされた当事者は、民事訴訟法の規定によりその婚姻が本法第9条第2項の規定に違反する理由で、取

消しを裁判所に請求し又は裁判所にそうするよう検察院に請求することができる。

2. 検察院は民事訴訟法の規定により本法第10条、第9条1項の規定に違反する違法結婚の取消しを裁判所に請求することができる。
3. 以下の個人、機関、組織は民事訴訟法の規定により本法第10条や第9条1項の規定に違反する違法結婚の取消しを裁判所に要求し又は裁判所にそうするよう検察院に請求することができる。
  - a) 結婚当事者の妻、夫、親、子。
  - b) 子供の保護養護委員会。
  - c) 婦人連合会
4. 裁判所に違法結婚の取消しをするよう検察院に請求することができる個人、機関、組織。

### 第16条：違法結婚の取消し

本法第15条に規定する個人、機関、組織の要求により裁判は違法結婚の取消しを検討・決定を下し、結婚届出を行った結婚届出機関にその決定の複写を送付する。裁判所の決定により、結婚届出機関は結婚届出帳簿から結婚届出を抹消する。

### 第17条：違法結婚の取消しの法的結果

1. 違法結婚が取り消された場合は、男女間の夫婦関係が終了する。
2. 子の権利は離婚の場合と同様に処理される。
3. 財産は私有財産がそのまま維持される原則で解決される。共有財産は当事者間の合意で分割される。合意が得られないときに、当事者の貢献度を考慮した上で裁判所にその解決を請求することができる。女性及び子の正当な権利の保護を優先する。

## 第3章：夫婦関係

### 第18条：夫婦の情義

夫婦は互いに尊重し、助け合い、安定・幸せ・平等かつ充実した生活を築く。

### 第19条：夫婦間の権利義務の平等

夫、妻は家族のあらゆる場面で平等した権利義務を持つ。

### 第20条：夫婦の居住場所の選択

夫婦の居住場所は夫又は妻で選ばれ、行政境界、習慣、風俗に拘束されない。

### 第21条：夫婦の名誉、人位、威信の尊重

1. 夫婦はそれぞれの名誉、人位、威信を尊重し合う。
2. 夫婦の名誉、人位、威信の侵害、いじめ、虐待を禁じる。

### 第22条：夫婦の宗教や信仰の自由の尊重

夫婦はそれぞれの宗教・信仰の自由を尊重しあい、配偶者に対して宗教の強制又は妨害をしてはならない。

### 第23条：全面的な発展の助け合い

夫婦は職業の選択、学習、文化・専門業務のレベルの向上について互いに相談し、助け合い、良い環境を作る。夫婦はそれぞれの希望能力に応じて政治経済社会文化の活動に参加する。

### 第24条：夫婦の相互の代表

1. 夫婦は法律により両者の同意が必要な取引の確立、実施、終了について互いに委任をすることができる。委任は書面で作成しなければならない。
2. 夫婦の一方が民事行為能力を失い、相手がその後見人としての要件を満たした場合又は夫婦の一方が民事行為能力を制限され、相手が裁判所にその法定代理人として指定された場合において、夫婦は互いの代表者となる。

### 第25条：夫婦の一方が行った取引に関する夫婦の連帯責任

妻又は夫は、妻又は夫の一方が家族生活上の必要不可欠な需要に対応するために行った適法な取引に対して連帯責任を負う。

### 第26条：配偶者が死亡宣告を受けた後に戻ってきたときの婚

## 姻関係

裁判所は、民法第93条の規定により、ある者の死亡宣告取消の決定を下した場合にその配偶者が他人と再婚していないときに婚姻関係は当然復元される。その配偶者は他人と既に結婚したときに、後に成立した婚姻関係が法律上有効である。

### 第27条：夫婦の共有財産

1. 夫婦の共有財産とは夫又は妻によって作られた財産、結婚の期間中に経営・生産活動、労働によって得られる収入およびその他の適法な収入を含む。夫婦共同で相続した財産、共同で贈与を受けた財産、夫婦が共有財産として合意をした財産を含む。夫妻が結婚の後に得られた土地所有権は夫婦の共有財産である。夫又は妻が結婚前に得られた又は相続した土地所有権は合意がある場合に限り夫婦の共有財産になる。

夫婦の共有財産は統合した共有財産に属する。

2. 法律の規定により所有権を登記すべき夫婦の共有財産については、その所有権証明書に夫婦両方の氏名を記載しなければならない。

3. 紛争している財産については、夫又は妻の私有財産としての証拠がなければ、夫婦共有財産とする。

### 第28条：共有財産の占有、使用、処分

1. 夫、妻は共有財産の占有、使用、処分について平等の権利義務を持つ。

2. 夫婦の共有財産は家族需要の対応、夫婦の共通義務の履行のために限り使用される。

3. 高額又は家族の唯一な収入である共有財産、投資経営のための共有財産の使用は夫婦で相談し、合意する。ただし、当該の共有財産は本法第29条第1項に従って個別の投資経営のために分割された場合はその限りではない。

### 第29条：結婚期間中の共有財産の分割

1. 夫又は妻が結婚の期間中に個別の投資経営をする、個別の民事債務を履行する又はその他の正当な理由がある場合において、夫婦は共有財産の分割を合意することができる。ただし、この共有財産の分割は書面で作成されなければならない。合意が得られなければ、裁判所にその解決を請求することができる。

2. 財産上の義務履行を避けるための共有財産の分割は法律上認められない。

### 第30条：夫婦の共有財産の分割の効果

夫婦の共有財産が分割された場合において、分割された財産から得られた果実金利はそれぞれの所有に属する。分割されていない残存の財産は夫婦の共有財産とする。

### 第31条：夫婦間の財産相続権

1. 夫婦は相続に関する法律の規定により相手の財産を相続することができる。

2. 夫又は妻が死亡した又は裁判所に失踪宣告をされた場合において、その生存している配偶者は夫婦の共有財産を管理する。ただし、遺言が他者を当該遺産の管理者として指名した場合はその限りではない。

3. 相続遺産の分割請求が生存夫、妻又は家族生活に重大な影響を及ぼす場合において、生存している配偶者は裁判所に対して、相続人の得られるべき遺産分を確定したままで、当該の相続遺産の分割を一定期間において行わないように請求することができる。裁判所の定めた期間が経過し又は生存している配偶者が他人と結婚した場合は、他の相続人は裁判所に相続遺産の分割を請求することができる。

### 第32条：夫又は妻の私有財産

1. 夫又は妻は私有財産を持つことができる。

夫又は妻の私有財産は、夫妻それぞれが結婚の前に所有した財産、本法第30条および第29条第1項により婚姻期間中に個別で相続した財産又は個別で贈与をされた財産、又は個人の使用物を含む。

2. 夫又は妻はその私有財産を夫婦の共有財産に入れ又は入れないことができる。

### 第33条：私有財産の占有、使用、処分

1. 夫又は妻はその私有財産を占有、使用、処分をすることができる。ただし、本条第5項に規定する場合はその限りではない。

2. 夫又は妻は自分の責任で私有財産を管理する。夫又は妻がその私有財産を管理することができず、他人にその管理を委任しない場合に、その配偶者は当該財産を管理することができる。

3. 夫又は妻の財産上の義務は、その私有財産から弁済される。

4. 夫又は妻の私有財産は、共有財産で対応できない場合に家族の必要な需要に使われる。

5. 夫又は妻の私有財産は、共同使用され、かつ私有財産から得られる果実金利は家計の唯一な収入である場合には、当該の私有財産の処分は夫婦の合意を得られなければならない。

## 第4章：親と子の関係

### 第34条：親の義務及び権限

1. 親は子を愛し、保護、養育し、子の権利及び適法な利益を保護する権限義務を持つ。親は子の意見を尊重する。親は子が社会に役に立つ国民、そして家族の孝行な子孫として知恵、道徳、体質上の健全な成長をできるように子の教育学習を支える。

2. 親は子の差別、子のいじめ・虐待、未成年の子の労働力の濫用、法律や社会倫理に反した行為を扇動・強制する行為をしてはいけない。

### 第35条：子の義務権限

子は親を愛し、尊重、感謝、孝行する義務を負う。子は親の適正な勧誘を受け、家族の優良な名誉・伝統を守る。

子は親を養護、扶養する義務権利がある。

子が親のいじめ虐待、侮辱を禁じる。

### 第36条：養護・養育の義務権限

1. 父母一緒に未成年の子又は障害人・民事行為能力を失った成年の子。労働力及び自分を養う財産のない成年の子を養護、養育する義務権利がある。

2. 子は特に親が病気又は高齢者になった場合を含めて親を養護、扶養する義務権利がある。複数の子がいる場合において、子供達が協力して親を養護、扶養しなければならない。

### 第37条：子を教育する義務権限

1. 親は子の教育、保護、学習の環境を作る義務権利がある。親は暖かく和やかな家族環境で生きることができるようにし、あらゆる面で子の模範とする。親は子の教育について学校と社会団体と綿密に連携する。

2. 親は子に職業の選択を教示する。親は職業選択や社会活動への参加という子の権利を尊重する。

3. 親は自らで解決できない困難があった場合において、子の教育を助けるよう関係する機関組織に依頼することができる。

### 第38条：継父、継母および妻又は夫の継子の義務権限

1. 本法第34条、第36条及び第37条の規定により、継父・継母はその同居している継子を保護・養育・養護、教育する義務権利がある。

2. 本法第35条及び第36条の規定により継子はその同居している継父、継母の養護、扶養する義務権利がある。

3. 継父、継母、継子は互いにいじめ、虐待、侮辱をしてはいけない。

### 第39条：子の代理

親は未成年の子、民事行為能力を失った成年の子の代表者である。ただし、子が後見人又は法定代理人がいる場合はその限りではない。

### 第40条：子の発生させた損害賠償

親は、民法第611条により未成年の子又は民事行為能力を失った成年の子が発生させた損害を賠償しなければならない。

### 第41条：未成年の子に対する親権の制限

父又は母は子の生命、人格、名誉の故意的な侵害罪として有罪判決を言い渡されたこと、又は子の保護、養成、教育の義務に重大に違反したこと、子の財産を破壊したこと、不良生活をし、子に違法行為又は社会倫理に反した行為を扇動し、強制する場

合において、具体的な場合に応じて裁判所はその職権又は本法第 42 条に定める個人、機関、組織の請求により 1 年間から 5 年間の間に父、母に子の保護、養成、教育、子の資産管理又は子の法定代表者として認めない決定を下すことができる。裁判所はその裁量によりこの期間を短縮することができる。

#### 第 42 条：未成年の子に対する親権の制限を請求できる者

1. 未成年の子の父、母、親戚は民事訴訟法により未成年の子に対する親権の制限を自ら裁判所に又は検察庁に裁判所へその請求をするように要求することができる。
2. 検察院は民事訴訟法により、未成年の子に対する親権の制限を裁判所に請求することができる。
3. 以下の機関組織は、民事訴訟法により未成年の子に対する親権の制限を自ら裁判所に請求し又は裁判所へその請求をするように要求することができる。
  - a) 子供の保護介護委員会
  - b) 婦人連合会
4. その他の個人、機関、組織は、民事訴訟法により未成年の子に対する親権の制限を裁判所へ請求するように検察院に求めることができる。

#### 第 43 条：未成年の子に対する親権の制限の法的効果

1. 父又は母は裁判所に未成年の子の親権を制限される場合において、相手は子の保護、養成、教育、子の資産管理、法定代表者の権限を履行する。
2. 父及び母の両方とも裁判所に未成年の子の親権を制限される場合において、未成年の子の保護、養成、教育、子の資産管理は民法及び本法に定める後見人が実施する。
3. 裁判所に未成年の子の親権を制限される父母は引き続き子の養成義務を負う。

#### 第 44 条：財産の所有権という子の権利

1. 子はその財産を所有する権利がある。子の所有財産は相続財産、贈与財産、その労働により得られる所得、その所有財産及び適法な所得により生じた果実金利
2. 親と同居している 15 歳以上の子は家族の共同生活の維持に責任を負う。所得があるときに家族の必要不可欠な需要に貢献する。

#### 第 45 条：子の財産の管理

1. 15 歳以上の子はその財産を自ら管理し、又は親に依頼することができる。
2. 15 歳未満又は民事行為能力を失った子の財産は親に管理される。親は他人にその子の財産管理を委任することができる。
3. 贈与者又は遺言により子に財産を相続した被相続人は当該財産の管理を他人に氏名した場合又は法律に定めるその他の場合は、親は子の財産を管理しない。

#### 第 48 条：未成年の子の財産の支配処分

1. 親は 15 歳未満の子の財産を管理する場合において、9 歳以上の子の希望を考慮した上で子の利益のために当該財産を支配処分することができる。
2. 15 歳以上から 18 歳未満の子はその財産を支配処分することができる。高額な財産を支配処分する又は事業経営のためにその財産を使う場合には親の同意を得なければならない。

### 第 5 章：祖父祖母と孫との関係、姉妹兄弟と家族構成員との関係

#### 第 47 条：祖父祖母と孫との権利義務

1. 祖父祖母は、孫の保護、教育する権利及び義務がある。子孫に良い手本として模範的な生活態度をする。孫が未成年者又は障害者、民事行為能力を失った者又は労働力及び自らを養う財産がなく、本法第 48 条に定める扶養者がいない成年者である場合において、祖父祖母は孫を養成する義務を負う。
2. 孫は、祖父祖母を尊重し、養護、扶養する義務を負う。

#### 第 48 条：姉妹兄弟の権利義務

姉妹兄弟は互いに親愛感を持って、養護し、助け合う義務を負う。親が死亡した又は親が子の保護、養成、養護、教育することができない場合において姉妹兄弟は互いに養護、養成する義

務及び権利を持つ。

### 第 6 章：扶養

#### 第 50 条：扶養義務

1. 扶養義務は本法の規定により親子間、兄弟姉妹間、祖父祖母と孫間、夫婦間において行われる。扶養義務は他の義務で代替することができず、他人に移転することもできない。
2. その義務を回避しようとする扶養者に本法に定める扶養義務を強制する。

#### 第 51 条：一人の扶養者の複数の被扶養者への扶養

一人の扶養者は複数の被扶養者に扶養する場合には、扶養者と被扶養者との間に扶養者の収入及び実際の能力、並びに被扶養者の必要不可欠な需要に適合した扶養方法及び基準について合意する。合意が得られない場合には、裁判所にその解決を提起することができる。

#### 第 52 条：複数の扶養者の一人又は複数の被扶養者への扶養

複数の扶養者の一人又は複数の被扶養者への扶養については、扶養者らはそれぞれの収入及び実際の能力、並びに被扶養者の必要不可欠な需要に適合した扶養方法及び基準について合意する。合意が得られない場合には、裁判所にその解決を提起することができる。

#### 第 53 条：扶養基準

1. 扶養基準は、扶養者と被扶養者又はその後見人が扶養者の収入及び実際の能力、並びに被扶養者の必要不可欠な需要に基づいて合意する。合意が得られない場合に裁判所にその解決を請求する。
2. 扶養基準は正当な理由により変更することができる。扶養基準の変更は、当事者により合意される。合意が得られない場合には、裁判所にその解決を請求する。

#### 第 54 条：扶養義務の履行方法

扶養は毎月、四半期ごと、毎年の定期扶養又は 1 回の扶養で行うことができる。当事者は扶養方法、また、扶養者が経済上困難な状況に陥って、扶養義務を履行する能力がない場合の扶養停止ということ合意することができる。合意が得られない場合には、裁判所にその解決を請求する。第 55 条：扶養義務の履行を求めることができる者

1. 被扶養者又はその後見人は民事訴訟法により、任意で扶養義務を履行しようとしな扶養者に扶養義務を履行させるよう自ら裁判所に訴え又は裁判所にその請求をするように検察院に請求することができる。
2. 検察院は民事訴訟法の規定に従って、任意で扶養義務を履行しようとしな扶養者に扶養義務の履行をさせるように裁判所に請求することができる。
3. 以下の機関、組織は民事訴訟法の規定に従って、任意で扶養義務を履行しようとしな扶養者に扶養義務を履行させるよう自ら裁判所に訴え又は裁判所それをするように検察院に請求することができる。
  - a) 子供保護介護委員会
  - b) 婦人連合会
4. その他の個人、機関、組織は、任意で扶養義務を履行しようとしな扶養者に扶養義務を履行させるよう裁判所に請求するよう検察院に請求することができる。

#### 第 56 条：離婚した親の子への扶養義務

離婚して、未成年の子又は成年障害者の子、民事行為能力を失った成年に達した子、あるいは労働力がなく、自分を養う資産がない成年に達した子を直接養成しない親は、その子を扶養する義務を負う。親は子の扶養基準に合意する。合意が得られない場合には、裁判所にその解決を請求することができる。

#### 第 57 条：子の親への扶養義務

親と同居しない成年者の子は、労働力及び自分を養う資産のない親を扶養する義務を負う。

#### 第 58 条：姉妹兄弟間の扶養義務

1. 親が死亡し又は親が労働力及び子供を扶養する資産がない場合には、弟妹と同居しない成年者の兄姉は、自分を養う資産のない未成年者の弟妹又は労働力及び自分を養う資産のない成年者の弟妹を扶養する義務を負う。
2. 兄姉と同居しない成年者の弟妹は、労働力及び自分を養う資産のない兄姉を扶養する義務を負う。

#### 第 59 条：祖父祖母と孫の間の扶養義務

1. 孫と同居しない祖父祖母は、未成年者の孫又は労働力及び自己を養う資産がなく、本法第 58 条に定める扶養者がいない成年者の孫を扶養する義務を負う。
2. 祖父祖母と同居しない成年者の孫は、労働力及び自分を養う資産がなく、本法第 58 条に定めるその他の扶養者がいない祖父祖母を扶養する義務を負う。

#### 第 60 条：離婚した夫婦間の扶養義務

離婚した夫婦はその能力により困難かつ貧乏で、正当な理由で扶養を請求した相手を扶養する義務を負う。

#### 第 61 条：扶養義務の終了

扶養義務は以下の場合において終了する。

1. 被扶養者が成年に達して、労働力がある。
2. 被扶養者が所得があり又は自分を養う資産がある。
3. 被扶養者が養子とされた。
4. 扶養者は被扶養者を直接養成する。
5. 扶養者又は被扶養者が死亡した。
6. 被扶養者が離婚の後に他人と結婚した。
7. 法律に定めるその他の場合

#### 第 62 条：組織個人の援助の奨励

国家及び社会は組織個人が金銭又はその他の財産で特別の困難で貧乏な家族個人を援助することを奨励する。

### 第 7 章：親子の認知

#### 第 63 条：親の認知

1. 婚姻中に生まれ又は妻が婚姻中に懐胎した子夫婦間の子である。結婚届出日の前に生まれ、親に承認された子も夫婦間の子である。
2. 親は子を承認しない場合には、その証拠があつて、裁判所により確認されなければならない。親子の確認は政府に定める科学方法により行われる。

#### 第 64 条：子の認知

ある者の親として承認されない者は、その者がその実子としての認知を裁判所に訴えることができる。

#### 第 65 条：親を認知する権利

1. 子は、親が死亡した場合を含めてその親を認知する権利がある。
2. 成年に達した子は母又は父を認知する場合には、母又は父の承諾が不要である。

#### 第 66 条：未成年者又は民事行為能力を失った成年者の子のための父母の認知又は民事行為能力を失った父母のための子の認知を請求することができる者

1. 父母又は後見人は、民事訴訟法により未成年者又は民事行為能力を失った成年者の子のための父母の認知又は民事行為能力を失った父母のための子の認知を自ら裁判所に請求し又は裁判所にその請求をするように検察院に要求することができる。
2. 検察院は民事訴訟法により、未成年者又は民事行為能力を失った成年者の子のための父母の確認又は民事行為能力を失った父母のための子の認知を裁判所に請求することができる。
3. 以下の機関組織は、民事訴訟法により未成年者又は民事行為能力を失った成年者の子のための父母の確認又は民事行為能力を失った父母のための子の認知を自ら裁判所に請求し又は裁判所にそれをするように検察院に要求することができる。

a) 子供の保護介護委員会

b) 婦人連合会

4. その他の個人、機関、組織は、民事訴訟法により未成年者又は成年で民事行為能力を失った子のための父母の認知又は民事行為能力を失った父母のための子の認知をするよう裁判所に請求するように検察院に求めることができる。

### 第 8 章：養子

#### 第 67 条：養子縁組

1. 養子縁組とは、養親と養子間の親子関係を確立して、養子をされる者に社会倫理に適した保護、養成、養護、教育を保障することである。一者は複数の者を養子とすることができる。養親と養子の間に本法に定める親子間の権利義務を準用する。
2. 国家及び社会は、孤児、捨て子、障害児を養子とすることを奨励する。
3. 子供の労働力の搾取、子供の性的侵害、子供の売買又はその他の営利目的で養子縁組を濫用することを厳禁する。

#### 第 68 条：養子

1. 養子とされる者は 15 歳未満の者でなければならない。15 歳以上の者が傷兵士、障害人又は民事行為能力を失った者に該当する場合或いは孤独の年長者の養子としての場合に養子とされることができる。
2. ある者は、一人又は夫婦である二人のみの養子とされることができる。

#### 第 69 条：養親の要件

養親となる者は以下の要件を満たさなければならない。

1. 完全の民事行為能力を持つ者
2. 養子より 20 歳以上を超える者
3. 優良な資格倫理のある者
4. 養子の保護、養成、養護、教育を保障する実際の要件が整っている者
5. 未成年者の子に対する親権の一部を制限されている者；他人の生命、健康、人格、名誉の故意的な侵害罪として有罪判決を言い渡され、かつその犯罪暦を抹消されていない者；祖父祖母や親、妻、夫、子孫、他の養育者をいじめ、虐待した者；未成年者に違法行為を誘引や強制し又は未成年犯罪者の覆い隠した者；子供の売買、交換又は奪う者；子供の性的侵害の犯罪者；違法又は社会道徳に反した行為を自分の子に扇動、強制した行為者以外の者。

#### 第 70 条：夫婦が共に養子をする事

夫婦は共に養子をする場合には、夫婦の両方とも本法第 69 条に定める要件を満たさなければならない。

#### 第 71 条：実親、後見人及び養子の承諾

1. 未成年者又は民事行為能力を失った者を養子とすることは、その実親の書面による承諾、実親が死亡し又は民事行為能力を失った或いは実親が判明できない場合にその後見人の書面による承諾を得なければならない。
2. 9 歳以上の子供を養子とする場合は、本人の承諾を得なければならない。

#### 第 72 条：養子縁組の登記

養子縁組は権限のある国家機関がそれを登記し、戸籍簿に記載しなければならない。養子縁組の登記手続は戸籍法による。

#### 第 73 条：養子縁組の登記の拒否

一方又は複数の当事者が養子縁組の要件を満たさないときに、養子の登記機関は、その登記を拒否し、かつ書面でその理由を説明する。それを不服する実親、後見人及び養親は、法律規定により不服申立をすることができる。

#### 第 74 条：養親と養子の権利義務

養親と養子の間には、養子縁組の登記がなされたときから本法に定める親子の権利及び義務がある。

他人の養子とされた、死亡兵士の子供、傷兵士の子供又は革命貢献者の子供は引き続き死亡兵士の子供、傷兵士の子供又は革命貢献者の子供の権利を享受する。

#### 第 75 条：養子の氏名変更、民族確認

1. 権限のある国家機関は、養親の請求に従って、養子の氏名変更を決める。
- 9 歳以上の養子の氏名変更は本人の承諾を得なければならない。養子の氏名変更は戸籍法による。
2. 養子の民族確認は民法第 30 条による。

#### 第 76 条：養子縁組の離縁

裁判所は以下の場合において本法第 77 条に定める者の請求により養子縁組の離縁をすることができる。

1. 養親と成人に達した養子は任意で養子縁組の離縁に合意した。
2. 養親の生命、健康、人格又は名誉の侵害罪や養親のいじめ虐待罪のいずれかの犯罪者として有罪判決を言い渡され又は養親の財産の破壊行為を為した養子
3. 本法第 67 条第 3 項又は第 69 条第 5 項に定める行為を為した養親

#### 第 77 条：裁判所に養子縁組の離縁を請求することができる者

1. 成年になった養子、その実親、後見人、養親は、本法第 76 条に定める場合において、民事訴訟法により、養子縁組の離縁を自ら裁判所に請求し又は裁判所にそれをするよう検察院に請求することができる。
2. 検察院は本法第 76 条第 2 項及び第 3 項に定める場合において民事訴訟法により養子縁組の離縁を裁判所に請求することができる。
3. 以下の機関組織は、本法第 76 条第 2 項及び第 3 項に定める場合において民事訴訟法により養子縁組の離縁を自ら裁判所に請求し又は裁判所にその提案をするよう検察院に請求することができる。
  - a) 子供の保護介護委員会
  - b) 婦人連合会
4. その他の個人、機関、組織は、本法第 76 条第 2 項及び第 3 項に定める場合において、裁判所に養子縁組の離縁を提案するよう検察院に請求することができる。

#### 第 78 条：養子縁組の離縁による法的効果

1. 裁判所の決定により養子縁組が離縁されたときに養親と養子間の権利義務も終了する。養子が未成年者又は障害者の成年者、民事行為能力を失った成年者或いは労働力及び自分を養う財産のない成人者である場合に、裁判所は実親や個人組織に本人の保護、養成をさせる決定をする。
2. 養子が財産を持つ場合にその財産を受取ることができる。養子は養親家族の共有財産に貢献した場合に養子と養親間の合意により共有財産の一部を受取ることができる。合意が得られない場合に裁判所にその解決を請求することができる。
3. 権限のある国家機関は、養子縁組が離縁したときに、実親又は養子であった者の請求により養子であった者に対して実親に付けられた氏名の復帰を決める。

### 第 9 章：家族構成員間の後見

#### 第 79 条：家族親族関係における後見に関する法律の適用

家族において後見をすべき者がいるときにその後見は後見に関する民法及び本法による。

#### 第 80 条：親がその子の後見すること

親の二人とも民事行為能力を失った成年者の子の子の後見人となった場合には、二人とも一緒に後見人の権利義務を履行しなければならない。親が子の利益のために民事取引における子の法定代理人について合意する。

#### 第 81 条：子の子の後見人の派遣

生きている親は、未成年者の子又は民事行為能力を失った成年者の子を直接保護、養成、教育することができない場合に、他

人を子の子の後見人として派遣することができる。親及び後見人は、後見の一部又は全部の事項の実施について合意する。

#### 第 82 条：継子の継父継母への後見

継父継母が民法第 72 条に定める後見人がいないときに、継父継母と同居して、後見人の要件を満たす継子はその後見人になる。

#### 第 83 条：姉妹兄弟間の後見

1. 実の姉妹兄弟が後見を受けるべきときに、民事行為能力のある成年者の姉妹兄弟はその中から後見人の要件を満たした一人を後見人として決める。
2. 未成年である弟妹の人身、財産に関連する事項を決めるときに、その後見人である兄姉は、親戚及び 9 歳以上の弟妹の意見を参考にしなければならない。

#### 第 84 条：祖父祖母と孫間の後見

1. 孫を後見すべき場合に、後見人としての要件を満たす祖父祖母は、その中から一人を孫の後見人として決める。
2. 後見人の要件を満たす孫は、扶養する子がない祖父祖母を後見しなければならない。

### 第 10 章：離婚

#### 第 85 条：裁判所への離婚の請求権

1. 夫婦の一方又は両方は裁判所に離婚の解決を請求することができる。
2. 妻が懐胎し又は 12 ヶ月未満の子を育児している場合には、夫が離婚を請求することができない。

#### 第 86 条：現場の和解の奨励

国家及び社会は、夫婦が離婚を請求する場合における現場の和解を奨励する。和解は現場の和解に関する法律による。

#### 第 87 条：離婚請求書の受理

裁判所は民事訴訟に関する法律に従って、離婚請求書を受理する。結婚届出をせずに離婚を請求する場合には、裁判所はその請求書を受理し、本法第 11 条第 1 項に定める夫婦関係の否認を宣告する。子及び財産に関する請求があれば、本法第 17 条第 2 項及び第 3 項に従ってそれを解決する。

#### 第 88 条：裁判所での和解

離婚請求書を受理した後、裁判所は民事訴訟に関する法律に従って和解を勧める。

#### 第 89 条：離婚を認める根拠

1. 裁判所は、離婚請求書を認定して、実情が深刻で、共同生活が長く継続できず、婚姻の目的が達成しない場合に離婚を認める決定をする。
2. 裁判所の失踪宣告を受けた者の妻又は夫は離婚を請求する場合に、裁判所はそれを認める。

#### 第 90 条：協議上の離婚

夫婦は共に離婚を請求し、裁判所での和解が成立しない場合に、夫婦は任意で離婚を希望し、財産の分与、子の養育について合意を得られたときに裁判所は妻及び子の正当な権利を保障する上でその協議による離婚及び財産分与、子の養育に関する合意を認める。当該の合意が得られず又はその合意が妻及び子の正当な権利を保障できなければ、裁判所はそれを決める。

#### 第 91 条：一方当事者の請求による離婚

夫婦の一方が離婚を請求して、裁判所での和解が成立しない場合に、裁判所は離婚を認定して、解決する。

#### 第 92 条：離婚後のこの養育

1. 離婚後の妻、夫は引き続き、未成年の子又は成年になって障害者又は民事行為能力を失った又は労働力がなく、自らを養う財産のない子の養育義務を負う。子供を直接養育しない者は子の扶養義務を負う。
2. 夫婦は子を直接養育する者、離婚後、子に対する夫婦それぞれ

れの権利義務を合意する。合意が得られない場合に、裁判所は子の全面的な権利を考慮して一方の当事者に子を渡して直接養育させるように決める。子が9歳以上の場合に、子の希望を検討しなければならない。

3歳未満の子は、当事者が別の合意がない限り、原則上、母親に渡して直接養育させる。

#### 第93条：離婚後、子の直接養育者の変更

裁判所は、当事者の一方又は両方の請求に基づいて、子の利益のために子の直接養育者の変更を決めることができる。

離婚後、直接子を養育する者が子の全面的な利益を保障しない場合に、子の直接養育者の変更を行う。また、子が9歳以上の場合には、子の希望を考慮しなければならない。

#### 第94条：離婚後、子を訪問する権利

離婚後、子を直接養育しない者は子を訪問することができる。誰もその者による権利行使を妨害することができない。子を直接養育しない者は訪問を濫用して、子の養育を妨害し又は悪影響を与えようとする場合に子の直接養育者は裁判所に対してその者を訪問する権利を制限するよう訴えることができる。

#### 第95条：離婚による財産の分与

1. 離婚による財産の分与は当事者の合意による。合意が得られないときに裁判所にそれを請求する。当事者それぞれの私有財産はその所有に属する。

2. 共有財産の分与は以下の原則に基づいて解決する。

a) 夫婦の共有財産を原則上半分に分与する。ただし、これは、当事者それぞれの実状、財産の現状、当該財産の形成、維持、発展に対する当事者それぞれの貢献度を考慮する。家族における夫婦の労働は所得のある労働と見做す。

b) 妻、未成年の子又は成年障害、民事行為能力の喪失、労働力がなく自らを養う財産を持っていない子の権利適法な利益を保護する。

c) 当事者が引き続き働き、所得を得られるように生産、経営及び職業における当事者の正当な利益を保護する。

d) 夫婦の共有財産を現物又は価値で分与する。享受すべき分を超えた価値を持つ現物を受取る当事者は相手にその差額を支払わなければならない。

3. 夫婦の財産に関する共同義務の弁済は夫婦が合意する。合意が得られない場合に裁判所にその解決を請求する。

#### 第96条：家族と同居した夫婦の財産分与

1. 夫婦が家族と同居して、離婚する場合に、夫婦の財産は家族の共有財産に含まれて、確定できないときに妻又は夫は、家族の共有財産の形成、維持、発展や家族の共通生活への貢献度に基づいてその共有財産の一部を分与される。共有財産の一部の分与は夫婦が家族と合意して決める。合意が得られない場合に裁判所にその解決を請求する。

2. 夫婦が家族と同居して、家族の共有財産における夫婦の財産は持分で確定できる場合には、離婚のときに夫婦の財産部分は共有財産から分与され、分与される。

#### 第97条：離婚による夫婦の土地所有権の分与

1. 夫婦それぞれの私有する土地所有権は離婚のときにおいてもその当事者の所有に属する。

2. 夫婦の共有する土地所有権の分与を以下の通り実施する。

a) 年間の植樹、水産物の栽培の農業用地については、当事者双方がその需要があり、土地を直接利用することができる場合には、当事者の合意により分与する。合意が得られなければ、裁判所に本法第95条によりその解決を請求する。

当事者の一方のみが必要があり、土地を直接利用することができる場合にはその当事者が引き続き土地を使用することができるが、相手にその享受すべき土地所有権の価値を支払わなければならない。

b) 夫婦は年間の植樹、水産物の栽培の農業用地の土地所有権を家族と共有する場合に、離婚のときに夫婦の土地所有権の部分を分けて、本項a号により分与する。

c) 多年植樹の農業用地、植林の林業地、住宅地については、本法第95条により分与する。

d) その他の土地の所有権の分与は土地法及び民法による。

3. 家族と同居した夫婦は、家族と共有する土地所有権がなければ、離婚のときに土地所有権を持たず、家族と同居しなくなった当事者の権利は本法第96条により解決される。

#### 第98条：夫婦の共有家屋の分与

分与して使用することができる夫婦の共有家屋については、離婚のときに本法第95条により分与する。分与できない場合にその家屋を引き続き使用する当事者が相手にその享受すべき価値の分を支払わなければならない。

#### 第99条：家屋が夫婦の一方が私有する場合における離婚夫婦の権利の解決

夫婦の一方が私有して、共同に使われた家屋は、離婚の時ににおいて、その家屋は所有者の私有に属するが、家屋の保全、向上、改築、修理への相手の貢献度に基づいて家屋の価値の一部を相手に支払わなければならない。

### 第11章：外国要素のある婚姻家族関係

#### 第100条：外国要素のある婚姻家族関係の当事者の権利及び適法な利益の保護

1. ベトナム社会主義共和国では、外国要素のある婚姻家族関係は尊重され、かつ、ベトナム法律及びベトナム社会主義共和国が締結し又は加盟する国際条約に適合して保護される。

2. ベトナム国民との婚姻家族関係において、ベトナム法律が別途の規定を定めない限りベトナムにいる外国人はベトナム国民と同様の権利を享受し、義務を負う。

3. ベトナム社会主義共和国の国家は、婚姻家族関係においてベトナム法律及び所在国の法律並びに国際法、国際慣習に適合して、外国にいるベトナム人の権利及び適法な利益を保護する。

4. 本章の規定は、一方または両方の当事者が外国に定住するベトナム国民間の婚姻家族関係にも準用する。

#### 第101条：外国要素のある婚姻家族関係への外国法の準用

本法及びベトナムのその他の法律文書の定めがあり又はベトナム社会主義共和国が締結し又は加盟する国際条約が外国法を準拠法として援用する場合には、当該外国法は準用される。ただし、その準用は本法に定める原則に反しては行けない。

外国法はベトナム法を準拠法として援用する場合には、ベトナムの婚姻家族法を準用する。

#### 第102条：外国要素のある婚姻家族に関する出来事を解決する権限

1. 省、中央直轄市の人民委員会は、本法及びベトナム法律のその他の規定により外国要素のある婚姻届、養子縁組、及び後見の登記を実施する。

国境地域に居住するベトナム国民とベトナム国境との同一地域に居住する隣接国の国民との婚姻届、養子縁組及び後見の登記は政府の定めによる。

2. 外国に所在するベトナム外交代表機関、領事館は本法の規定及びベトナム法律の關係するその他の規定、並びにベトナム社会主義共和国が締結し又は加盟する国際条約により外国要素のある養子縁組、後見の登記、解決を実施する。ただし、その登記、解決は所在国の法律に反してはならない。また、これらの機関は、外国要素のある婚姻家族関係におけるベトナム国民の権利及び適法な利益を保護する責任を負う。

3. 省、中央直轄市の人民裁判所は、本法及びベトナムのその他の法律規定により、外国要素のある違法な婚姻の取消、その離婚や夫婦、親子間の権利義務に関する紛争、親子の認知、養子縁組、後見を解決し、外国裁判所又は他の権限のある機関の婚姻家族に関する判決決定の承認否認を判断する。

ベトナム国民の居住地における県、区、町級の人民裁判所は、本法及びベトナムのその他の法律規定により、国境地域に居住するベトナム国民とベトナム国境との同一地域に居住する隣接国の国民との違法な結婚の取消、その離婚や夫婦、親子間の権利義務に関する紛争、親子の認知、養子縁組、後見を解決する。

#### 第103条：外国要素のある結婚

1. ベトナム国民と外国人との結婚において、当事者が婚姻要件に関するその本国法に従う。その結婚はベトナムの権限のある国家機関で行う場合には、外国人は婚姻要件に関する本法の規

定に従う。  
ベトナムの権限のある国家機関で行うベトナムに置ける外国人間の結婚は婚姻要件に関する本法の規定に従う。  
2. 婦人の売買、夫人の性的侵害又はその他の営利目的のために外国要因のある結婚を濫用することを厳禁する。

り 2000 年 6 月 9 日に承認された。

国会議長  
(署名済み)

#### 第 104 条：外国要素のある離婚

1. ベトナム国民と外国人間及びベトナムに常住する外国人間の離婚は本法による。
2. ベトナム国民が離婚請求のときにベトナムに常住していない場合には、その離婚は、夫婦の共同常住国の法律による。共同常住地がなければ、ベトナム法律による。
3. 離婚のときにおいて、外国における財産の解決は不動産の所在国の法律による。
4. 外国の裁判所又はその他の権限のある機関の離婚に関する判決、決定は、ベトナム法律によりベトナムで承認される。

ナン・ドック・マン

#### 第 105 条：外国要因のある養子縁組

1. ベトナムの子供又はベトナムに常住する外国人子供を養子とする外国人は、養子縁組の要件に関する本法及び外国人の本国法に従う。  
ベトナム国民が外国人を養子とすることは外国の権限のある機関で登記されたときに、ベトナムで承認される。  
労働力の摂取、性的侵害、子供の売買又はその他の営利目的のために養子縁組を濫用することを厳禁する。
2. 外国要素のある養子縁組はベトナムで実施する場合には、養親と養子間の権利義務、養子縁組の離縁は本法による。  
ベトナム国民と外国人間の養子縁組は外国で行われる場合は、養親と養子間の権利義務、養子縁組の離縁は養子の常駐国の法律による。

#### 第 106 条：外国要素のある婚姻家族関係における後見

1. ベトナムで実施された外国要素のある婚姻家族関係における後見、及び外国におけるベトナムの外交代表機関、領事館で登記された後見は本法及びベトナムのその他の法律による。
2. ベトナム国民と外国人間の婚姻家族関係における後見は外国で実施される場合は、後見人及び被後見人の権利義務は後見人の常駐国の法律による。

### 第 12 章；違反処分

#### 第 107 条：婚姻家族関係における法律違反の処分

婚姻要件、適法な婚姻の妨害、婚姻届、養子縁組の登記のための書類の偽造、祖父祖母、親、妻、夫、子及び家族のその他の構成員のいじめ、虐待、それらの名誉人格の侵害、営利目的のための養子縁組の濫用、扶養義務後見義務の不履行又は婚姻家族法に反したその他の行為をした者には、その違反の性格、程度により行政処分をし又は刑事責任を追及される。損害を発生させた場合にはその損害を賠償しなければならない。

#### 第 108 条：職務庶務権限のある者による違反の処分

職務権限を濫用して、違法な婚姻届、養子縁組の登記、親子の認知をし、婚姻届、養子縁組の登記に関する権限、手続に違反し、家族構成員の権利適法な利益の保護請求を履行しない又はその職務権限を濫用して婚姻家族方に違反した者は、その違反の性格、程度により行政処分をし又は刑事責任を追及される。損害を発生させた場合にはその損害を賠償しなければならない。

### 第 13 条：施行条項

#### 第 109 条：施行効力

本法は 2001 年 1 月 1 日より施行される。  
本法は、1986 年婚姻家族法に取り代わるものである。  
1993 年 12 月 2 日付のベトナム国民と外国人間の婚姻家族法令は 2001 年 1 月 1 日より効力を失う。

#### 第 110 条：施行条項

政府、最高人民裁判所、最高人民検察院はそれぞれの任務権限の範囲において、本法の施行を指導する。  
本法は、ベトナム社会主義共和国国会第 10 会期、第 7 会議によ

## ベトナム担保取引に関する政府議定の改正について

ベトナム長期専門家（チーフアドバイザー）  
西岡 剛（法務総合研究所教官・検事）

### はじめに

2005 年ベトナム民法 318 条以下には、民事義務の担保に関する規定が置かれており、これら各規定を具体的に施行するために、2006 年に担保取引に関する政府議定 163 号が制定された。同議定は、担保取引の成立、履行、処分に関して民法の規定を具体的に施行するためのものである。ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトにおいても、カウンターパートの一機関である司法省との間で、ベトナムの担保法令の制定、運用のための協力を続けているところ、上記 163 号議定の改正作業にも協力し、2012 年 2 月 22 日、同議定の一部条項を改正した政府議定 11 号が公布され、同年 4 月 10 日から施行されている。本報告において、主な改正点を述べると共に、163 号議定及び 11 号議定の仮訳を紹介する。

### 第 1 担保取引に関する政府議定の全体像

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 担保取引の締結
- 第 3 章 担保取引の履行
  - 1 節 財産質
  - 2 節 財産抵当
  - 3 節 手付・寄託
  - 4 節 供託
  - 5 節 保証
  - 6 節 信用による抵当
- 第 4 章 質・抵当における抵当財産の処分  
(施行条項)

### 第 2 主な改正点

主な改正点は以下の 7 点である<sup>1</sup>。

#### 1 3 条 用語解説（1 項を改正）

新条文	旧条文
担保設定者は、自身の所有に属する財産・土地使用権及び信用を使用する者、あるいは自分自身の、又は他人の民事義務の履行を担保するために担保権者に対して、その履行を約束した者であり、これには、質権設定者・抵当権設定者・手付提供者・寄託提供者・供託設定者・保証人及び信頼による抵当が設定された場合の末端の政治—社会組織が含まれる。	担保設定者【 <b>Bên bảo đảm</b> 】とは、義務を負う者あるいは民事義務の履行の担保を約束した第三者であり、これには、質権設定者・抵当権設定者・手付提供者・寄託設定者・供託設定者・保証人及び信頼による抵当が設定された場合の末端の政治—社会組織が含まれる。

#### (ベトナム側の説明)

第三者という言葉だけでは、一体誰を指すのか、関係者や関係組織に対して、誤解を招くこともあったことから、改正したということである。

#### 2 4 条 担保財産（1 項及び 2 項を改正）

<sup>1</sup> 相当数の改正点があるので、具体的な改正は仮訳を参照していただきたい。



新条文	旧条文
1 担保財産は、現存する財産であるか、将来形成される財産で、取引が禁止されていないものである。	1 担保財産は、当事者によって合意されたもので、義務者の所有に属するか、あるいは、権利者に対してその財産で義務者の義務履行を担保することを約束した第三者の所有に属するものである。担保財産は、現存する財産であるか、将来形成される財産で、取引可能なものである。
2 将来形成財産は、次のものを含む a) 借入資本から形成された財産 b) 形成段階の財産、あるいは担保取引締結時点において合法的に創立中の財産 c) すでに形成された財産で、所有権登記の対象となるべきものであるが、法律の規定により、担保取引締結時よりも後に、登記されることになっている財産 将来形成財産に、土地使用権は含まれない。	2 将来形成財産は、義務成立後、あるいは担保取引締結後に、担保設定者の所有に属している財産である。将来形成財産は、担保取引締結時点において形成された全財産を含むが、担保取引締結後に、担保設定者の所有に属するものに限られる。

(ベトナム側の説明)

ベトナム側の説明によれば、1 項については、担保設定者に関する用語規定 (3 条 1 項) を改正して第三者という言葉を外したことから、これとの整合性を保つために、改正したということであり、2 項については、2005 年民法や 2003 年土地法との整合性を保つために改正したということである。そして、2 項 a) は、例えば自動車を購入する際に資本がない場合、購入予定の自動車を将来形成財産として担保財産として、資本を借り入れる場合を指し、2 項 b) について、建設途中のビルなどを将来形成財産として担保財産とする場合を指すとベトナム司法省の担当者は述べていた。

**3 8 条 将来形成財産による義務履行の担保 (改正)**

新条文	旧条文
1 担保設定者が、将来形成される担保財産の一部あるいは全部に所有権を有している場合、担保権者は、その財産の一部あるいは全部に対して、所有権を有する。法律の規定により、所有権登記をしておかなければならない財産について、担保設定者が登記をしていなかった場合でも、担保権者は、処分期限が到来すれば、財産の処分をすることができる。	将来形成財産によって義務履行を担保している場合で、担保設定者が担保財産の一部あるいは全部に所有権を有していれば、担保権者はその財産の一部、あるいは全部に対して権利を有する。法律の規定により、所有権登記をしておかなければならない財産について、担保設定者が登記をしていなかった場合でも、担保権者は、処分期限が到来すれば、財産の処分をすることができる。
2 将来形成される財産が、民事義務を履行するために処分された場合、権限のある国家機関は、担保財産処分結果があれば、これを根拠として、すぐに財産の購入者や受領者に対し、財産の所有権や使用権の移転手続きを実行する。	(新設)

(ベトナム側の説明)

将来形成財産を取得した者の合法的な権利や利益を保護するために 2 項を新設したということである。

#### 4 8 条 a 将来義務の履行の担保 (補充)

新条文	旧条文
1 将来発生する義務の履行を担保する契約において、他の合意や法律で他の規定がある場合を除き、当事者は、担保義務の範囲及び担保義務履行の期限に関して具体的な合意をすることは強制されない。	(新設)
2 義務が形成されても、当事者は、登記された担保取引の内容を変更する登記をする必要はない。	(新設)

##### (ベトナム側の説明)

民法 319 条 2 項<sup>2)</sup>において、将来義務を担保することができる旨規定されていたが、議定 163 号にはこれに関する規定がなかったため補充したということである。これは、いわゆる根抵当や根保証を想定しているものと思われる。

#### 5 21 条 留置されている抵当財産 (改正)

新条文	旧条文
抵当財産が、民法 4 1 6 条の規定に従って、留置されている場合、抵当権者あるいは義務者が、法律の規定に従って処分するため、留置者【 <i>bên cầm giữ</i> 】に対して、義務を履行した後、留置者は、留置財産を抵当権者に渡さなければならない。	民法 4 1 6 条の規定に従って、財産を留置できる権利者がいる場合、留置権者は、抵当権者よりも優先する。

##### (ベトナム側の説明)

従来は、抵当財産が、留置されている財産である場合、抵当権者は当該財産を処分することはできるのか、また、その清算順位はどうなるのか、について規定されていなかったことから、抵当財産が、留置されている場合、その処理には多くの問題が発生していたようである。かかる問題を克服するために、21 条を改正したということである。

#### 6 47 条 保証人の財産の処分 (改正)

新条文	旧条文
民法 3 6 9 条の規定に従って、保証人の財産を処理する際、次のとおり行う。	民法 3 6 9 条の規定に従って、保証人の財産を処分しなければならない場合、各当事者は、処分すべき財産、処分の時間・場所・方式に関して合意できる；その合意がされない場合、保証権者は、裁判所に訴えを提起することができる。
1 当事者において、保証義務履行を担保するため、財産質や財産抵当に関して合意がある場合、質財産や抵当財産は、本議定の 4 章の規定に従って処分される。	
2 当事者において、保証義務履行を担保するた	

<sup>2)</sup> 第 319 条 債務履行の担保の範囲

2.当事者は、現在の債務、将来の債務、または条件付債務をも含む各種債務の履行を担保するために、債務履行の担保措置について合意することができる。

<p>め、財産質や財産抵当に関する合意がされていない場合、保証人は、保証権者の要求に従い、保証権者の処分のために、自身が所有する財産を引き渡さなければならない<sup>3</sup>。保証人が財産を引き渡すことができない場合、保証権者は法律の規定に従って訴えを提起することができる。</p>	
<p>3 保証人の財産処分時点において、保証人が処分のための財産を有していない場合や、財産処分から得られた金額が被担保義務を清算するのに十分ではない場合、保証された義務の範囲内において、保証権者は、処分を継続するため、処分時点後に得られた財産を、保証人に引き渡すよう要求することができる。</p>	

(ベトナム側の説明)

保証人の財産の処分方法について、明確に規定しておらず、多くの障害が発生していたので、これを明確に規定することとした。

7 47 条 a 保証権者同士、または保証権者と質権者・抵当権者・手付権利者・寄託権利者・供託権利者との間における清算優先順位 (補充)

新条文	旧条文
<p>1 各保証権者同士は、清算優先順位は同じである。保証人の財産の処分から得られた金員は、被担保義務に応じた割合で、各保証人に分割される。</p>	<p>(新設)</p>
<p>2 法律の規定に従って、登記された質契約・抵当契約・手付契約・寄託契約・供託契約の場合、質権者・抵当権者・手付権利者・寄託権利者・供託権利者は、保証権者よりも優先して清算される。</p>	<p>(新設)</p>
<p>3 法律の規定に従った登記がされていない質契約・抵当契約・手付契約・寄託契約・供託契約の場合、保証権者と質権者・抵当権者・手付権利者・寄託権利者及び供託権利者の清算の優先順位は、担保取引が成立した順位に従って確定される。</p>	<p>(新設)</p>

(ベトナム側の説明)

1 項は債権者平等の原則に基づいての規定であり、2 項は登記された担保物権が債権を有するという考えに基づいての規定ということである。である。3 項は、民法 325 条 3 項<sup>4</sup>に基づき、このような処理になったものと思われる。

以上

<sup>3</sup>bên bảo lãnh phải giao tài sản thuộc sở hữu của mình cho bên nhận bảo lãnh

<sup>4</sup> 民法 325 条 3 項

一つの財産で複数の民事義務の履行を担保している場合において、すべての担保取引が登記されていない場合、清算の優先順位は担保取引が確立された順位による。

## 担保取引に関する政府議定

(163/2006/NB-CP,11/2012/ NB-CP)

2006 年 163 号議定の一部を改正したのが、2012 年 11 号議定 (2012 年 2 月 22 日公布) である。11 号議定は 2012 年 4 月 10 日から施行された。163 号議定と 11 号議定は、法規範文書自体は別個独立しているものの、11 号議定は 163 号議定の一部条項を修正したものであることから、本仮訳においては、便宜上、163 号議定中に 11 号議定を組み入れる形で表記した。また、改正された条文についてはイタリック文字で表記し、旧条文については取消線を入れて表記している。

### 第 1 章

#### 総則

##### 1 条 調整範囲

本議定は、民事義務【*nghĩa vụ dân sự*】の履行を担保するための担保取引の成立・履行及び担保財産の処理に関して、民法の一部条項を具体的に執行していくために規定したものである。

##### 2 条 法律の適用

担保取引の成立・履行及び担保財産の処理は、民法・本議定及び関連する法律規范文書の規定に従って実行される。

##### 3 条 用語解説 (1 項及び 9 項を改正)

本議定における各用語は次のとおり理解される。

1 担保設定者は、自身の所有に属する財産・土地使用権及び信用を使用する者、あるいは自分自身の、又は他人の民事義務の履行を担保するために担保権者に対して、その履行を約束した者であり、これには、質権設定者・~~抵当権設定者~~・手付提供者・~~寄託提供者~~・~~供託設定者~~・保証人及び信頼による~~抵当~~が設定された場合の~~末端の政治~~—~~社会組織~~が含まれる<sup>5</sup>。

1—担保設定者【*Bên bảo đảm*】とは、義務を負う者あるいは民事義務の履行の担保を約束した第三者であり、これには、~~質権設定者~~・~~抵当権設定者~~・~~手付提供者~~・~~寄託設定者~~・~~供託設定者~~・~~保証人~~及び~~信頼~~による~~抵当~~が設定された場合の~~末端の政治~~—~~社会組織~~が含まれる。

2 担保権者【*Bên nhận bảo đảm*】とは、一つあるいは複数の担保取引によって担保された権利を行使するという民事関係において、権利を有する者であり、これには~~質権者~~・~~抵当権者~~・~~手付受領者~~【*bên đặt cọc*】・~~寄託受領者~~【*bên ý cược*】・~~保証権者~~【*bên bảo lãnh*】・~~信用抵当の場合の信用組織~~【*tổ chức chính trị - xã hội tại cơ sở trong trường hợp tín chấp*】、そして、銀行から支払いを受けたり、~~供託~~【*ký quỹ*】において~~損害賠償~~を受けたりすることができる者<sup>6</sup>が含まれる。

3 善意の担保権者は、担保設定者が民事義務を履行するための財産の使用権を有していなかったことに関して、知らなかった、あるいは、知りうるが~~できず~~に担保を受領した者である。

4 義務者【*Bên có nghĩa vụ*】とは、権利者に対して担保された義務を履行しなければならない者をいう。

5 被担保義務【*Nghĩa vụ được bảo đảm*】とは、一部あるいは全部の民事義務であり、これらは現在の義務【*nghĩa vụ hiện tại*】、将来の義務、あるいは義務を履行する上で条件が付されている義務であり、条件付義務は一つあるいは複数の担保取引によって担保されている。

6 将来義務【*Nghĩa vụ trong tương lai*】とは、担保取引締結後に成立される民事取引から発生する民事債義務である。

7 担保財産【*Tài sản bảo đảm*】とは、担保権者に対して民事義務の履行を担保するために担保設定者が使用している財産である。

8 生産やビジネス過程において流通している商品【*Hàng hóa luân chuyển trong quá trình sản xuất, kinh doanh*】<sup>7</sup>とは、担保設定者の生産・ビジネス活動の範囲内において、交換・売買・賃貸のために使用されている動産である。

9 有価証券【*Giấy tờ có giá*】は、~~株券~~【*cổ phiếu*】・~~社債~~【*trái phiếu*】・~~為替手形~~【*hỏi phiếu*】・~~約束手形~~【*ký phiếu*】・~~信用手形~~【*tín phiếu*】・~~預かり証券~~【*chứng chỉ tiền gửi*】・~~小切手~~【*séc*】・~~基金証明書~~【*chứng chỉ quỹ*】<sup>8</sup>、その他法律に規定により価値のある証券で、~~換金可能~~で、かつ取引が許されているものである。

9—有価証券とは、~~株券~~、~~社債~~、~~為替手形~~、~~約束手形~~、~~預かり証券~~、~~小切手~~、その他の法律に規定された価値のあるもので、~~換金可能~~で、かつ取引が許されているものをいう。

10 取引可能な財産とは、担保取引成立時点において、法律の規定により、取引が禁止されていない財産である。

##### 4 条 担保財産 (1 項及び 2 項を改正)

1 担保財産は、~~現存する財産であるか、将来形成される財産で、取引が禁止されていないものである。~~

1—担保財産は、~~当事者によって合意されたもので、義務者の所有に属するか、あるいは、権利者に対してその財産で義務者の義務履行を担保することを約束した第三者の所有に属するものである。~~担保財産は、~~現存する財産であるか、将来形成される財産で、取引可能なものである。~~

2 将来形成財産は、次のものを含む

- 借入資本から形成された財産
- 形成段階の財産、あるいは担保取引締結時点において合法的に創立されている財産

<sup>5</sup> pledgor, mortgagor, depositor, escrow account depositor, collateral payer, guarantor or a grassroots socio-political organization in case of trust.

<sup>6</sup> a pledgee, mortgagee, deposit receiver, escrow account receiver, guarantee or a credit institution in case of trust, or a party entitled to a payment by bank or to a damages in case of collateral.

<sup>7</sup> Goods circulated in the production or business process

<sup>8</sup> stocks, bonds, bills of exchange, promissory notes, deposit certificates, checks

c) すでに形成された財産で、所有権登記の対象となるべきものであるが、法律の規定により、担保取引締結時よりも後に、登記されることになっている財産

将来形成財産に、土地使用权は含まれない。

2—将来形成財産は、義務成立後、あるいは担保取引締結後に、担保設定者の所有に属している財産である。将来形成財産は、担保取引締結時点において形成された全財産を含むが、担保取引締結後に、担保設定者の所有に属するものに限られる。

3 国営企業は、法律に他の規定がある場合を除き、民事義務の履行を担保するために、その管理権及び使用权に属している財産を使用することができる。

4 法律に他の規定がある場合を除き、担保取引が合法的に締結されて、かつ第三者に対しても法的効力を有している場合、裁判所その他権限のある国家機関は、担保設定者のその他の義務を履行するため、担保財産を差し押さえることはできない。

## 5条 複数の民事義務の履行を担保するために使用される財産の価値

担保設定者が、民法324条1項<sup>9</sup>の規定に従って、複数の民事義務の履行を担保するために一つの財産を使用する場合、当事者は、法律に他の規定がある場合を除き、担保された民事義務の総価値よりも低い、同等、あるいは高い財産を使用することを合意できる。

## 6条 清算の優先順位

1 担保財産を処理する際の清算優先順位は、民法325条の規定に従って確定される。

2 同一財産で担保されている当事者は、当事者間において、清算優先順位の変更に関しての合意ができる。清算優先権を得た者は、自身が優先権を得た範囲でのみ、清算が優先される。

3 担保財産の処理により回収された金額が、同順位の清算優先順位を持つ担保権者にとって不十分である場合、その(回収)総額は、担保された義務の価値に応じた割合に応じて、各当事者に清算される。

## 7条 民事債務履行のための担保取引の選択

複数の担保取引によって、担保されている一つの民事義務で、義務の期限が到来したが、その時点で、履行ができない、あるいはその義務の履行が適切ではない場合、担保権者は、当事者間において他の合意がない限り、一つの担保取引を処理するか、あるいは全ての担保取引を処理するかいずれでも選択できる。

## 7条a 陸路機械交通手段・内地水運手段・鉄道交通手段の抵当に関する通報(補充)

1 陸路機械交通手段・内地水運手段・鉄道交通手段の抵当登記後、登記申請者が担保取引登記証明書コピーの発給

<sup>9</sup> 第324条 多数の債務履行のための担保を用いる一つの財産

1.担保取引の確立時点にける価値が、担保される債務の価値総額より大きい場合、一つの財産は多数の債務履行のための担保を用いることができる。ただし、他の合意があるか、または法律で別の規定がある場合を除く。

申請費用を支払った場合、担保取引登記機関は、交通手段の移転登記権限のある国家機関に対し、登記証明書コピー1通を送る。交通手段の登記権限のある国家機関は、登記証明書コピーを受領したその日のうちに、交通手段に抵当が設定されていることに関する情報を更新しなければならない。

2 抵当登記抹消後、抹消登記申請者が担保取引登記抹消証明書類のコピーの発給申請費用を支払った場合、担保取引登記機関は、交通手段の移転登記権限のある国家機関に対し、交通手段の抵当が抹消されたことに関する情報を更新するために登記抹消証明書コピー1通を送る。

3 交通手段の登記書の再発行申請や変更申請があった場合や、あるいは記載されている交通手段が、担保取引登記抹消証明書がない抵当財産で、これに対する所有権の変更申請があった場合、交通手段の所有者は、認証【chứng thực】のある原本1通か、あるいはその交通手段の抵当権者の【giải chấp】書類原本や同意書類原本と対照するためのコピー1通を提出しなければならない。

## 第2章 担保取引の締結

### 8条 将来形成財産による義務履行の担保(改正)

1 担保設定者が、将来形成される担保財産の一部あるいは全部に所有権を有している場合、担保権者は、その財産の一部あるいは全部に対して、所有権を有する。法律の規定により、所有権登記をしておかなければならない財産について、担保設定者が登記をしていなかった場合でも、担保権者は、処分期限が到来すれば、財産の処分をすることができる。

2 将来形成される財産が、民事義務を履行するために処分された場合、権限のある国家機関は、担保財産処分結果があれば、これを根拠として、すぐに財産の購入者や受領者に対し、財産の所有権や使用权の移転手続きを実行する。

将来形成財産によって義務履行を担保している場合で、担保設定者が担保財産の一部あるいは全部に所有権を有していれば、担保権者はその財産の一部、あるいは全部に対して権利を有する。法律の規定により、所有権登記をしておかなければならない財産について、担保設定者が登記をしていなかった場合でも、担保権者は、処分期限が到来すれば、財産の処分をすることができる。

### 8条a 将来発生義務の履行担保(補充)

1 将来発生する義務の履行を担保する契約において、他の合意や法律で他の規定がある場合を除き、当事者は、担保義務の範囲及び担保義務履行の期限に関して具体的な合意をすることは強制されない。

2 義務が形成されても、当事者は、登記された担保取引の内容を変更する登記をする必要はない。

### 9条 担保取引の公証・認証

1 担保取引の公証あるいは認証は、当事者の合意による。

2 法律の規定がある場合、担保取引は、公証あるいは認証をしなければならない。

### 10条 担保取引の効力 (2項を削除)

1 合法的に締結された担保取引は、締結時点から効力を有する。但し、以下の場合を除く。

- a) 当事者間において、他の合意がある場合
- b) 財産質は、質権者に財産が交付された時点から効力を有する。
- c) 土地使用权・森林使用权・植林された生産林の所有権・航空機、船舶の抵当は、抵当が登記された時点から効力を有する。
- d) 法律に規定がある場合、担保取引は、公証あるいは認証時点から効力を有する。

~~2 担保取引財産に関しての一般的な記載は、担保取引効力に影響しない。~~

### 11条 第三者に対して担保取引が法的効力を有する時点

1 担保取引は、登記時点から、第三者に対して法的効力を有する。登記時点は、担保取引に関する法律の規定によって確定される。

2 担保取引に参加する一部あるいは両当事者に交替があっても、担保取引が第三者に対して有効となった時点は変わらない。

### 12条 担保取引の登記 (4項を補充)

1 登記しなければならない場合は以下のとおり。

- a) 土地使用权抵当
  - b) 森林使用权・植林された生産林の所有権の抵当
  - c) 航空機・船舶の抵当
  - d) 多数の債務の履行を担保するための財産
- d) その他法律の規定がある場合

2 この条文の第1項に規定する場合以外で、個人・組織が、登記を要求した場合の担保取引

3 担保取引登記の順序・手続き・管轄は、担保取引登記に関する法律の規定に従ってなされる。

4 担保設定者が判決執行される者 (判決債務者) であり、担保権者が判決執行の利益を受ける者 (判決債権者) である場合において、担保設定者の義務を履行して、これにより権限のある判決執行機関によって、判決執行結果の確認書が発行された場合、担保設定者が担保取引抹消申請者であれば、その確認書は、担保権者の担保取引登記抹消同意書面の代わりとなる。

### 13条 担保設定者の所有に属さない担保財産の場 合

1 担保設定者が、自身の所有に属さない財産を、民事義務履行の担保のために使用する場合、所有主は、民法256、257及び258条<sup>10</sup>並びにこの条文の2項に従って、財産の返還を要求できる。

2 担保財産が、遅参払い【trả chậm】や分割払い【trả dần】で購入した財産、営業登記をした企業あるいは個人によって、1年以上の期間付きで賃貸借されている財産 (例えば、機械一般【máy móc】、設備あるいは所有権登記の対象とはならないその他の動産) で、かつ、その契約締結から15日以内に、権限のある担保取引登記機関において、遅参払い契約、分割払い契約、賃貸借契約の登記をした場合、担保財産を処分する際、売り主側は所有権を留保でき、貸借人側は、第1位の優先弁済順位を持つ。仮に、(分割払い契約等の) 登記がされていない場合、あるいは、上記期間経過後の登記で、かつ担保取引の時点よりも後に登記された場合、担保権者は、担保財産を処分する際、善意の担保権者で、かつ、第1位の優先弁済順位のある者とみなされる。

3 遅参払い契約、分割払い契約及び賃貸借契約登記後に、遅参払いや分割払いで購入した財産や賃貸借財産を担保財産として提供を受けた組織及び個人は、善意の担保権者とみなされない。

### 14条 担保設定者が再編成された法人である場合

1 担保設定者が再編成された法人である場合、再編成 (分割・分離・合一 (統合)・合併・変更) 前に法人の再編成について、担保権者に通知しなければならない。

2 当事者は、法人の組織再編成の過程において、継続・担保された義務の履行及び担保取引に関して合意できる。合意がされない場合、担保権者は、義務者に対して、期限前の義務履行を要求できる。その要求がない場合は、以下のように解決される。

a) 法人分割の場合、新しく成立した各法人は、担保取引の履行に関して、連帯して責任を負わなければならない。

b) 法人分離の場合、分離された法人と分離した法人は、担保取引の履行に関して連帯して責任を負わなければならない。

#### 10 第256条 財産の返還要求権

財産の所有者、合法的占有者は、自己の所有権または合法的占有権に属する財産を法的根拠がなく占有し、使用または収益している者に、財産を返還するよう要求することができる。ただし、本法典第247条1項に規定される場合を除く。財産が善意の者に占有された場合において、本法典第257条と第258条を適用する。

第257条 善意の占有者より所有権登記が不要の動産の返還要求

財産の処分権を有しない者との無償契約によって、所有権登記が不要の動産を取得した者が善意の占有者である場合、所有者は、動産の返還を要求する権利を有する。契約が有償の場合、動産が盗難、紛失または所有者の意思外に占有される他の場合において、その動産の返還を要求する権利を有する。

第258条 善意の占有者より所有権登記が必要な動産または不動産の返還要求

所有者は所有権登記が必要な動産または不動産の返還を要求することができるただし、善意の第三者が競売を介して当該財産を獲得した場合、または国家の権限機関の判決、決定による財産所有者が判決、決定が破棄、修正されることによって財産所有者でなくなった人との取引の場合を除く。

c) 合一（統合）又は合併した場合、合一（統合）又は合併した法人は、担保取引を履行しなければならない。

d) 企業や国営企業が変更した場合【Trong trường hợp chuyển đổi doanh nghiệp, chuyển đổi công ty nhà nước】、変更後の企業は、担保取引を履行しなければならない。

3 法人の組織再編成の前に確立された取引で、履行期間が残存しているものについては、両当事者はその取引を再締結する必要はない。両当事者は、担保設定者変更に関しての記録書類を作成【lập văn bản ghi nhận】できる。

登記された担保取引について、担保設定者の変更登記は法律が規定する期間内に行わなければならない。

### 1 5 条 担保取引と被担保義務契約との関係

1 被担保義務契約が、その契約の不履行により無効となった場合、担保取引も終了する。仮に被担保義務契約の一部あるいは全部が履行されていた場合、他の合意がある場合を除き、担保取引は終了しない。

2 無効な担保取引は、他の合意がある場合を除き、被担保義務契約を終了させない。

3 両当事者がその契約の履行を果たさないまま、被担保義務契約が、取り消されるか、あるいは一方的に履行を終了した場合、担保取引は終了する。仮に被担保義務契約の一部あるいは全部が履行されていた場合、他の合意がある場合を除き、担保取引は終了しない。

4 担保取引が取り消され、あるいは一方的に履行を終了した場合でも、他の合意がある場合を除き、被担保義務契約は終了しない。

5 担保取引が、この条文の 1 項及び 3 項によって終了しなかった場合、担保権者は、自身に対して義務を有する者の返済義務を清算するため、担保財産を処分することができる。

## **第 3 章**

### **担保取引の履行**

#### **第 1 節 財産質【CÀM CỐ TÀI SẢN】**

##### **1 6 条 質財産の保管**

質権者は、質財産の移転を受けた後、直接財産を保管するか、第三者に対して財産の保管を委託する。第三者に委託する場合、質権者は、質権設定者に対し、民法 3 3 2 条<sup>11</sup>で規定

<sup>11</sup> 第 332 条 財産の質権者の義務

財産の質権者には、以下の義務がある。

1. 質財産を保管し保持する。質財産を遺失または損壊した場合には、質権設定者に損害を賠償しなければならない。

2. 質財産を売却し、交換し、贈与し、賃貸借、貸与してはならない。質財産を他の義務履行の担保として用いることはできない。

3. 質権設定者の許可を得ない場合、質財産の効用を開発し、その質財産からの天然果実および法定果実を収益してはならない。

4. 質権による担保義務が終了した、または他の担保措置に

された義務や、質権設定者との合意によるその他義務を負ったままである。

##### **1 7 条 質権者が質財産を保管中に、質財産を紛失・破損・価値を喪失又は低下させた場合の責任**

1 質財産が、その価値を喪失・低下させるような危険物である場合、その財産を保管している質権者は、質権設定者に通知し、一定期間内に解決方法を知らせるよう要求できる。仮に質設定者が回答をしないまま、その期間が終了した場合、質権者は、必要な予防措置を講じなければならない。質権者は、危険が発生したことに過失がない限り、質権設定者に対して合理的な費用を支払うよう請求できる。

質権者の過失によって、質財産の紛失・破損、価値の喪失・低下が生じた場合、質権者は質権設定者に損害を賠償しなければならない。

2 質財産が、第三者によって保管され、紛失・破損、価値の喪失・低下という危険のある目的物の場合、その第三者と質権者の権利・義務は財産保管契約に従うことになる。

3 この条文の 1 項及び 2 項の規定は、質物が自然消耗による場合は適用されない

##### **1 8 条 質権者が、質財産を売却・交換・贈与・賃貸・貸与したり、その他の義務の履行を担保するために質財産を持ち出したりした場合の責任**

1 民法 332 条 2 項の義務に違反して、質権者が上記各行為（売却等）を行った場合、質権設定者はその財産の返還を請求することでき、被害が発生していれば、損害賠償請求できる。質権設定者は、以下の場合、財産の返還を請求できない。

a) 買主・交換された者・贈与を受けた者が、民法 2 4 7 条 1 項に基づき、時効により所有権を取得した場合

b) 質財産が所有権登記を要求されていない不動産であり、かつ、その質財産の買主及びそれと交換された者が善意である場合（民法 2 5 7 条）

2 質権設定者が、この条文の第 1 項の規定に従い、買主・交換された者、贈与を受けた者から財産を取り返すことができない場合、質権者は質設定者に損害を賠償しなければならない。

##### **1 9 条 質として貨物引換証【vận đơn】・銀行カード【thẻ tiết kiệm】・有価証券を受領した場合の質権者の権利（3 項を改正）**

1 ベトナム航海法 8 9 条の規定に従って、質として、指図付貨物引換証【vận đơn theo lệnh】<sup>12</sup>や無記名貨物引換証【vận đơn vô danh】<sup>13</sup>（貨物引換証の完全セット）を受領した場合、質権者は、その貨物引換証に記載された商品に対して権利を有する。

代えられたとき、質財産を返還する。

<sup>12</sup> an ordered bill of lading

<sup>13</sup> a bearer bill of lading

2 質として銀行カードを受領した場合、預金を預かっている組織に対して、質権設定者の預金口座を凍結するよう要求できる。

3 質として有価証券を受領した場合、質権者は、有価証券発行者あるいは証券保管センター【Trung tâm Lưu ký chứng khoán】<sup>14</sup>に対して、その有価証券に対して、質権者の監察権を確保するよう要求できる。

有価証券発行者、あるいは証券保管センターが、質権者の監察権を確保するという約束に反し、これにより質権者に損害を及ぼした場合、他の合意がある場合を除き、質権者に対して、損害賠償する責任を負う。

質財産が、登記・証券保管の対象となる場合、担保取引登記官における質登記は、担保取引登記に関する法律の規定に従ってなされ、証券保管センターにおける登記・証券保管は、証券に関する法律の規定に従ってなされる。

~~3 質として有価証券を受領した場合、質権者は、有価証券の発行者、あるいは証券保管センターに対して、その有価証券に記載されている財産価値を監察する質権者の権利を確保するよう要求できる。~~

~~有価証券発行者、あるいは証券保管センターが、質権者の監察権を確保するとの約束を遵守しなかった場合、他の合意がある場合を除き、その有価証券に記載された価値の低下部分と同じ損害賠償責任を負う。~~

## 第 2 節 財産抵当【THẺ CHẤP TÀI SẢN】

### 2 0 条 抵当財産を売却・交換・贈与した場合の抵当権者の権利（一部語句の変更・削除）

1 抵当権設定者が、生産、ビジネス過程の流通商品ではない抵当財産を、抵当権者の承諾を得ずに売却・交換・贈与した場合、抵当権者は、以下の場合を除いて、抵当財産を回収することができる。

a) 抵当財産が登記される前になされた売却・交換で、かつ、抵当財産の買主・交換を受けた者が善意である場合

b) 抵当登記された ~~機械交通手段~~ 陸路機械交通手段・内地水運手段・鉄道交通手段の買主、これらと交換された者で、登記内容が ~~フレームナンバーやエンジンナンバー~~ を正確に記載しておらず、かつ抵当財産の買主・交換された者が、善意である場合。

2 抵当権者が抵当財産の回収を行わない場合、回収金額、清算請求権、あるいは、抵当財産の売却・交換から得られたその他の財産は、売却、交換された財産に変わって抵当財産となる。

登記された担保取引に関して、抵当権者は、担保財産に関しての登記変更を要求できる。この場合の担保財産の変更登記は登記時点を変更しない。

3 抵当設定者が、自身の生産・ビジネス活動の範囲内で、生産・ビジネス過程の流通商品である抵当財産を売却・交換した場合、抵当権者の同意がある売却・交換の場合や、この条文の 1 項の a 及び b に規定されている場合、買主、受領者はその財産に対して所有権を取得する。

### 2 0 条 a 抵当財産に関する書類の保管（補充）

抵当財産が、航空機【tàu bay】、船舶【tàu biển】あるいは、本議定 7 条 a に規定されている交通手段である場合、抵当権者は、抵当契約が効力を有している間、航空機の所有権証明書・ベトナム船舶登記証明書及び交通手段登記書類の各原本を保管する。

### 2 1 条 留置されている抵当財産（改正）

民法 4 1 6 条の規定に従って、抵当財産が留置されている場合、抵当権者あるいは義務者が、法律の規定に従って処分するため、留置者【bên cầm giữ】に対して、義務を履行した後、留置者は、留置財産を抵当権者に渡さなければならない。

### ~~2 1 条 留置財産が、抵当のために使用された場合の留置者の権利~~

~~民法 4 1 6 条の規定に従って、財産を留置できる権利者がいる場合、留置権者は、抵当権者よりも優先する。~~

### 2 2 条 貸金返還請求権【quyền đòi nợ】の抵当（5 項を補充）

1 貸金返還請求権者は、将来形成される貸金返還請求権も含めて、貸金返済義務者の同意なくして、その請求権の一部、あるいは全部を、抵当設定できる。

2 貸金返還請求権の抵当権者の権利と義務は、以下のとおりである。

a) 期限が到来しても、貸金返還義務を負う者が義務を果たさない、あるいは義務の履行が十分ではない場合、義務者に対して、自身に支払うよう要求できる。

b) 貸金返還義務者が要求をした場合、貸金返還請求権の抵当に関する情報を提供すること

3 貸金返還義務者は、権利と義務は、以下のとおりである。

a) この条文の第 2 項に従い、抵当権者のために清算すること

b) 貸金返還請求権の抵当に関しての情報提供を要求すること。抵当権者がその情報提供をしない場合、清算を拒否できる。

4 貸金返還請求権が民法 3 0 9 条<sup>15</sup>の規定に従って、譲渡された場合、貸金返還請求権を受領した者とその権利

### 15 第 309 条 債権譲渡

1. 債務履行に対する債権者は、合意により、その債権を以下の場合を除き、債権譲り受け人に譲渡することができる。

a) 給養要求、生命・健康・名誉・人格・威信の侵犯によって生じた損害賠償要求の権利。

b) 債権者と債務者が、債権を譲渡することができないことに合意した場合。

c) 法律で規定されている他の場合

2. 債権者が債権を債権譲り受け人に譲渡するならば、債権譲り受け人は、債権者となる。債権を譲渡する人は、債務者に、債権譲渡について文書をもって通知しなければならない。他の

<sup>14</sup> the Securities Depository Center



の抵当権者との優先順位は、権限のある担保取引登記機関において、その取引が登記された時点に従って確定される

5 貸金返還請求権が民法 313 条の規定に従って、譲渡された場合、両当事者は、担保取引を再締結できない。法律の規定に従って、担保権者の変更登記手続きがされた場合、その変更を証明するため、貸金返還請求権の譲渡された者は、貸金返還請求権譲渡契約を提出する。

### 2 3 条 抵当財産の賃貸【cho thuê】と貸与【cho mượn】

1 抵当権設定者が、民法 349 条 5 項<sup>16</sup>の規定に従って、その財産が抵当のために使用されていることを、賃借人あるいは借受人に通知しないまま、その抵当財産を賃貸し、あるいは貸与し、これにより損害を発生させた場合、賃借人や借受人に損害を賠償しなければならない。

2 義務履行のために抵当財産が処分された際、抵当財産の賃貸借契約や貸与（使用貸借）契約は終了する。賃借人や借受人は、抵当権者との間で他の合意がある場合を除き、処分のために、抵当権者に対してその財産を引き渡さなければならない。

### 2 4 条 賃貸している財産の抵当

賃貸している財産の抵当の場合、抵当設定者は、抵当権者に対してその財産を賃貸していることを通知しなければならない。その財産が、義務履行のために処分された場合でも、賃借人は、当事者間において他の合意がある場合を除き、賃貸借契約が終了するまで、賃借し続けることができる。

### 2 5 条 抵当設定者、あるいは抵当財産を保管する第三者の責任

1 抵当財産を紛失・破損したり、その価値を喪失・低下させたりした場合、抵当設定者は、他の合意がある場合を除き、すぐに抵当権者に通知し、修理・補充をするか、あるいは同等の価値のある他の財産に抵当設定するか、あるいはその他の担保方法で補充しなければならない。

2 抵当財産を保管している第三者が、民法 352 条 1 項<sup>17</sup>の規定に従い、抵当財産を紛失し、その価値を喪失又は低下させたことにより損害を賠償した際、賠償金額が担保財産となる。

3 抵当目的物が自然消耗した場合、担保財産を保管する第三者は、損害を賠償する必要はない。

合意があるか、または法律で別の規定がある場合を除き、債権譲渡は、債務者の同意がなくても、実行できる。

<sup>16</sup> 第 349 条 抵当権設定者の権利

5. 抵当財産を賃貸、使用貸与することができるが賃借人、借受人に賃貸、使用貸与財産に抵当権が設定されていることを知らせ、抵当権者に知らせなければならない。

<sup>17</sup> 第 352 条 抵当財産を預かる第三者の義務

1. 抵当財産を保管し、保持する。抵当財産を遺失したか、抵当財産の価値を無くすかまたはその価値を減少させたときは、賠償しなければならない。

### 2 6 条 将来形成される抵当財産の監察及び検査

抵当設定者は、財産の形成過程において、抵当権者が、監察・検査を実施するための条件を整える義務がある。抵当権者による監督・検査は、財産形成の障害やトラブルの原因にはなっていない。

### 2 7 条 抵当財産の投資（3 項を補充）

1 抵当権者は、抵当設定者あるいは第三者による、抵当財産の価値を高めることを目的とした投資を制限してはならない。

2 抵当設定者が、他の義務の履行を担保することを目的として、担保財産を投資し、投資により増加した財産部分を使用する、あるいは、第三者が抵当財産を投資し、投資により増加した財産部分に抵当設定した場合、次のとおり解決する。

a) 財産の増加部分を、投資前の財産の価値と比較して、抵当財産の価値を喪失あるいは低下させることなく、抵当財産から分離できる場合、各担保権者は、処分のために、自身が担保として受領している財産部分を分離することができる。

b) 投資による増加部分を担保財産から分離できない場合、財産は、義務履行のために全部として処分される。各担保権者間の清算優先順位は、登記された時点に従って確定される。

3 抵当設定者あるいは第三者が、抵当財産に投資した（以下、「抵当財産に投資した者」と呼ぶ。）が、民事義務の履行担保のために、財産の増加部分を使用しない場合、次のように解決される。

a) 投資による財産の増加部分を、抵当財産の価値を喪失・低下させることなく、抵当財産から分離することができる場合、担保財産を処分する際、担保財産に投資した者は、他の合意がある場合を除き、投資により増加した財産部分を抵当財産から分離することができる。

b) 投資による財産の増加部分を抵当財産から分離することができない場合、あるいは、分離により、抵当財産の価値を喪失・低下させる場合、抵当財産に投資した者は、投資により増加した財産部分を抵当財産から分離することはできないが、抵当財産を処分する際、他の合意がある場合を除き、抵当財産に投資した者は、価値が増加した部分の清算は優先される。

### 2 8 条 抵当登記申請者のために土地使用権の証明書及び財産所有権証明書を返還すること

1 当事者に合意がある場合、あるいは法律が、複数の民事義務履行の担保のために、土地使用権や所有権登記のある財産を使用することを許可している場合、抵当権者や土地使用権証明書や財産所有権証明書を保管している第三者は、担保取引登記の実施に関して、各抵当権者による他の合意がある場合を除き、抵当登記手続きを行う登記申請者に対し、その証明書を返還しなければならない。

2 当事者間において他の合意がある場合を除き、担保取引登記が完了した日から 5 日以内に、登記申請者は、抵当権者や土地使用権証明書や財産所有権証明書を保管することができる第三者に対して、これら証明書を返還する責任を負う。

### **第 3 節 手付け・寄託【bên đặt cọc, bên ký cược】**

#### **2 9 条 手付金と前払金が明確に区別できない場合**

契約において一方が他方に対し、一定の金銭を渡す場合において、これが手付金であるのか、前払金であるのか、明確に区別できない場合、この金銭は前払金とみなされる。

#### **3 0 条 手付提供者及び寄託提供者の義務**

1 他の合意がある場合を除き、手付受領者や寄託受領者に対して、手付財産や寄託財産を保管・維持するための合理的な費用を支払うこと

2 法律の規定あるいは合意により、当該財産の所有権が手付受領者や寄託受領者に移転する場合において、法律が所有権登記を必要としている財産に対しては、手付受領者や寄託受領者のために、手付財産や寄託財産の所有権登記を行うこと

#### **3 1 条 手付提供者及び寄託提供者の権利**

財産の使用により、その価値を喪失・低下させたりするような場合、手付提供者や寄託提供者は、手付受領者や寄託受領者に対し、手付財産や寄託財産の使用をやめるよう要求できる。

#### **3 2 条 手付受領者及び寄託受領者の義務**

1 手付財産や寄託財産を保管・維持すること；当事者に他の合意がある場合を除き、手付財産や寄託財産の開発・使用はできない。

2 手付提供者や寄託提供者が同意している場合を除き、手付財産や寄託財産に対して、取引を確立することはできない。

#### **3 3 条 手付受領者及び寄託受領者の権利**

他の合意がある場合を除き、手付提供者が契約の締結や履行を拒否した場合、手付受領者は手付財産の所有権を取得する。

他の合意がある場合を除き、寄託提供者に返還する寄託財産が存在しない場合、寄託受領者は寄託財産の所有権を取得する。

### **第 4 節 供託【KÝ QUỸ】**

#### **3 4 条 供託財産**

1 民法 360 条 1 項<sup>18</sup>の規定による供託財産は、民事義務履行を担保するために、商業銀行における凍結口座に託されている。

<sup>18</sup> 第 360 条 供託

1. 供託とは、債務者が、義務履行を保証するために、銀行における、凍結口座に一定の金額、または貴金属、宝石、また

2 供託財産と供託場所である銀行において、当事者の合意あるいは法律の規定により 1 回あるいは複数回供託することは、当事者によって合意されるか、法律によって規定される

#### **3 5 条 供託場所である銀行の義務**

1 銀行によって清算される権利者の要求に従い清算することと、銀行事務費用を控除した後、供託財産の価値の範囲内において損害を賠償すること。

2 供託終了時、銀行の事務費用や権利者の要求に従って清算された金額を控除した後の残っている供託財産を供託提供者に返還すること

#### **3 6 条 供託場所である銀行の権利**

1 清算や損害賠償が合法的な手続きを踏んで実行されることを、銀行によって清算されたり、損害賠償を受ける権利者に要求すること。

2 銀行事務費用を受領すること

#### **3 7 条 供託提供者【bên ký quỹ<sup>19</sup>】の義務**

1 銀行によって、清算されたり、損害賠償を受ける権利のある者が指定・承諾した銀行における供託を提供すること。

2 清算されたり、損害賠償を受け取る権利のある者との合法的な合意に従って、十分な供託財産を提供すること

3 清算されたり、損害賠償を受け取る権利のある者との合法的な約束に基づく清算条件に関して供託場所となる銀行との間で合意すること

#### **3 8 条 供託提供者の権利**

供託提供者は、供託が終了した際、銀行手数料や銀行によって清算されたり、損害賠償を受け取る権利のある者の要求に従って清算された金額を控除した後、残っている供託財産の返還を、供託場所である銀行に要求する権利を有する。

#### **3 9 条 銀行によって清算されたり、損害賠償を受け取る権利のある者の義務**

銀行によって清算されたり、損害賠償を受け取ることができる者は、供託場所である銀行に対し、清算を要求する際、合法的な手続きを取らなければならない。

#### **4 0 条 銀行によって清算されたり、損害賠償を受け取ることができる者の権利**

は有価証券を預けることである。

<sup>19</sup> the collateral maker

銀行によって清算、損害賠償を受け取ることができる者は、供託場所である銀行に対して、十分かつ期限内に清算するように要求することができる。

## 第 5 節 保証【bảo lãnh】

### 4 1 条 保証義務履行の根拠

保証義務の履行は、当事者間の合意、以下の各場合も含めて法律の規定を根拠とする。

1 被保証義務の履行期限が到来したが、被保証人【bên được bảo lãnh】（主たる義務者）が、保証権者【bên nhận bảo lãnh】（権利者）に対して、履行しない、あるいは十分に義務を履行しない場合

2 被保証人（主たる義務者）が、義務違反を理由として期限が到来する前に保証権者（権利者）に対して義務を履行しなければならないが、履行しない、あるいは十分に義務を履行しない場合

3 被保証人（主たる義務者）が自身の義務履行が不可能であるときのみ、保証人【bên bảo lãnh】が、保証義務を履行しなければならないという当事者の合意がある場合で、被保証人が自身の義務の履行が不可能なとき

4 その他法律が規定している根拠

### 4 2 条 保証義務履行に関する通知

本議定 4 1 条に従って、保証義務履行の根拠が発生した場合、保証権者（権利者）は、保証人に対して義務履行に関する通知を行う。被保証人（主たる義務者）が義務違反を理由として、期限前に義務を履行しなければならないが、履行しない場合や、義務の履行が不十分である場合、保証権者は、通知において、被保証人が期限前に義務を履行しなければならない理由を明確に述べなければならない。

### 4 3 条 保証義務の履行期限

保証人は、当事者の合意による期限内に保証義務を履行しなければならない。合意がない場合、保証人は、保証義務履行に関する通知がされた時点から合理的な一定期間内に義務を履行しなければならない。

### 4 4 条 保証義務、保証人に対する被保証人（主たる義務者）の義務履行の担保

当事者は、民法の規定、本議定及び関連する法律規範文書に従って、保証義務や、保証人に対する被保証人（主たる義務者）の義務履行を担保するための担保取引を確立することに関して合意することができる。

### 4 5 条 保証人の求償権（返済要求権【Quyền yêu cầu hoàn trả】）

保証人は、保証義務を履行したことに被保証人（主たる義務者）に対して通知する。通知せずに、義務の履行を継続した場合、保証人は被保証人に対して求償できない（自身に対する義務の履行を要求できない）。保証人は、被保証人に対して、被保証人が保証人から受け取ったものを返還するように要求できる。

### 4 6 条 保証権者の権利

本議定 4 2 条の規定に従って、保証人に対して通知をした時点から、保証権者（権利者）は次の権利を有する。

1 民事訴訟法の規定に従って、裁判所に保証人の財産に対する一時緊急措置【biện pháp khẩn cấp tạm thời】の適用を申請する。

2 保証権者の権利行使を、法律に違反して妨害する者に対して、その行為をやめるよう要求すること

### 4 7 条 保証人の財産の処分（改正）

民法 3 6 9 条の規定に従って、保証人の財産を処分しなければならない場合、各当事者は、処分すべき財産、処分の時間・場所・方式に関して合意できる；その合意がされない場合、保証権者は、裁判所に訴えを提起することができる。

民法 3 6 9 条<sup>20</sup>の規定に従って、保証人の財産を処理する際、次のとおり行う。

1 当事者において、保証義務履行を担保するため、財産質や財産抵当に関して合意がある場合、質財産や抵当財産は、本議定の 4 章の規定に従って処分される。

2 当事者において、保証義務履行を担保するため、財産質や財産抵当に関しての合意がされていない場合、保証人は、保証権者の要求に従い、保証権者の処分のために、自身が所有する財産を引き渡さなければならない<sup>21</sup>。保証人が財産を引き渡すことができない場合、保証権者は法律の規定に従って訴えを提起することができる。

3 保証人の財産処分時点において、保証人が処分のための財産を有していない場合や、財産処分から得られた金額が被担保義務を清算するのに十分ではない場合、保証された義務の範囲内において、保証権者は、処分を継続するため、処分時点後に得られた財産を、保証人に引き渡すよう要求することができる。

### 4 7 a 条 保証権者同士、または保証権者と質権者・抵当権者・手付権利者・寄託権利者・供託権利者との間における清算優先順位（補充）

<sup>20</sup> 第 369 条 保証人の財産の処理

債務の履行の期限が到来したにもかかわらず、保証人が保証される人の代わりに債務を履行しなかったか、または債務通りに履行しなかった場合、保証人は保証引受人に精算するために、自分の所有財産を差し出さなければならない。

<sup>21</sup> bên bảo lãnh phải giao tài sản thuộc sở hữu của mình cho bên nhận bảo lãnh

1 各保証権者同士は、清算優先順位は同じである。保証人の財産の処分から得られた金員は、被保証義務に応じた割合<sup>22</sup>で、各保証人に分割される。

2 法律の規定に従って、登記された質契約・抵当契約・手付契約・寄託契約・供託契約の場合、質権者・抵当権者・手付権利者・寄託権利者・供託権利者は、保証権者よりも優先して清算される<sup>23</sup>。

3 法律の規定に従った登記がされていない質契約・抵当契約・手付契約・寄託契約・供託契約の場合、保証権者と質権者・抵当権者・手付権利者・寄託権利者及び供託権利者の清算の優先順位は、担保取引が成立した順位に従って確定される。

#### **4 8 条 保証人が破産した企業や、保証人が死亡した個人あるいは裁判所に死亡宣告された個人である場合における保証義務の履行**

1 保証人が破産した企業である場合は、次のように解決する。

a) 保証義務が発生している場合、保証人は保証義務を履行しなければならない。保証人が、保証の範囲内において十分に履行しない場合、保証権者（権利者）は、被保証人（主たる義務者）に対して不足部分の支払いをするよう要求できる。

b) 保証義務が発生していない場合、他の合意がある場合を除き、被保証人は、他の担保方法に置き換えなければならない。

2 保証人が死亡した個人、あるいは裁判所により死亡宣告がなされた個人である場合、次のように解決される。

a) 合意又はその他法律の規定によると、保証義務の履行が、まさに保証人自らによって履行されなければならない場合、保証は終了する。

b) 合意又はその他法律の規定によると、保証義務の履行が、保証人自らによって履行される必要のない場合、保証は終了しない。保証人の相続人は、民法 6 3 7 条の規定に従って保証人に代わり、保証義務を履行しなければならない。但し、民法 6 4 2 条の規定に従って遺産相続を拒否した場合を除く。相続人が保証人に代わって保証義務を履行した場合、被保証人（主たる義務者）に対して保証人の権利を有する。

### **第 6 節 信用による抵当【*Tín chấp*】**

#### **4 9 条 信用による抵当**

1 信用による抵当は、貧困個人及び世帯【*hộ gia đình*】が、生産、経営、サービス業務を遂行するため、信用組織において、金銭を借りるために、グラスルートレベルでの政治—社会組織の信用を利用した担保である。

2 信用で担保されている貧困個人及び世帯は、本議定 5 0 条で規定されている政治—社会組織の一員でなければならない。

3 貧困基準は、法律の規定に従い、それぞれの期間内において適用される。

#### **5 0 条 信用によって担保する政治—社会組織**

以下のグラスルートレベルの政治—社会組織は、信用による抵当を提供する者である。

- 1 ベトナム農民会
- 2 ベトナム女性連合会
- 3 ベトナム労働総連合
- 4 ホーチミン共産青年団
- 5 ベトナム元兵士会
- 6 ベトナム祖国戦線

#### **5 1 条 政治—社会組織の義務**

1 信用組織において融資をする際、その信用組織の要求に従い、貧困個人及び世帯の条件及び環境を確定すること。

2 貧困個人及び世帯が金銭を借りる上での補助、ガイド、条件作出に関して、信用組織を主導し、あるいはしっかりと共同すること；適切な目的で、かつ効果的に借入金使用の監察を遂行すること；信用組織のために、十分かつ適切な期限で借入金の返済を督促すること

#### **5 2 条 政治—社会組織の権利**

政治—社会組織は、貧困個人及び家族が生産、経営、サービス業に使用したり、信用組織に貸金を返済する可能性がない場合、信用による担保を断ることができる。

#### **5 3 条 信用組織の義務**

信用組織は、融資業務や貸金回収業務において、信用による担保をしている社会—社会組織と協力する義務がある。

#### **5 4 条 信用組織の権利**

信用組織は、融資使用の検査業務や貸金返済督促業務において、信用による担保をしている政治—社会組織に協力するよう要求することができる。

#### **5 5 条 融資を受けた者の義務**

- 1 約束した目的どおりに借入金を使用すること
- 2 借入金使用を検査する際、信用組織や政治—社会組織に対し、便利な条件を作出すること
- 3 信用組織に対して、十分に、かつ期限内に元本と利息を返済すること

<sup>22</sup> tỷ lệ tương ứng với nghĩa vụ được bảo lãnh

<sup>23</sup> được ưu tiên thanh toán trước bên nhận bảo lãnh

## 第 4 章 質・抵当における担保財産の処分

### 56 条 担保財産が処分される各場合

- 1 被担保義務の履行期限が到来したが、義務者が義務を履行しない又は正しく履行しない場合
- 2 合意又はその他法律の規定に基づき、義務違反により、義務者が期限到来前に担保された義務を履行しなければならない場合
- 3 担保設定者が、その他の義務を履行するため、担保財産を処分しなければならないと法律が規定している場合
- 4 その他合意がある場合や法律の規定がある場合

### 57 条 担保設定者が破産した場合の担保財産の処分

1 担保設定者が、破産した義務者である場合、担保財産は、義務を履行するため、破産に関する法律の規定と本議定に基づいて処分される；担保財産の処分に関して、破産に関する法律の規定が、本議定と異なる場合、破産に関する法律の規定を適用する。

2 質財産や抵当財産を提供している第三者が破産した場合、次のように処理される。

a) 被担保義務の履行期限が到来したのに義務者が履行しない、又は正しく履行しない場合、義務を履行するため、この条文の 1 項に従って、担保財産は処分される。

b) 被担保義務の履行期限が到来していない場合、当事者の合意に基づいて、担保財産は処分される；合意がない場合、担保設定者の他の義務を履行するため、破産に関する法律の規定に従って、担保財産が処分される。

### 58 条 担保財産処分の原則（4 項を改正、6 項を補充）

1 一つの義務の履行を担保するために財産が使用されている場合、その財産の処分は当事者の合意に従って実行される；合意がない場合、法律の規定に従って、競売される。

2 複数の義務の履行を担保するために財産が使用されている場合、その財産の処理は担保設定者と各担保権者との間の合意に従って処分される。合意がない又は合意ができなかった場合は、法律の規定に従って競売される。

3 担保財産の処分は、担保取引参加者、関連する個人・組織の合法的な利益や権利を保証するため、客観的、公開、透明な方法で方法で行われ、本議定の各規定にも適合しなければならない。

4—担保財産を処分する者（以下、「担保財産処分者」という。）は、担保取引参加者において、他の合意がある場合を除き、担保権者であるか、あるいは担保権者から委託を受けた者である。

4 担保財産を処分する者（以下、「担保財産処分者」という。）は、担保取引参加者において、他の合意がある場合

を除き、担保権者であるか、あるいは、担保権者から委託された者である。

担保処分者は、担保契約において合意された内容を根拠として、担保設定者の財産処分の委託文書を必要としない担保財産の処分を実行する。

5 貸金を回収するための担保財産処理が、担保権者の財産のビジネス活動であってはならない。

6 担保財産が土地所有権である場合、担保設定者の義務履行の代わりとなる、担保財産を購入し、あるいはまさに担保財産を受領する、組織や個人は、土地所有権証明書や住宅や土地に定着するその他財産の証明書が発給される対象でなければならない；組織や個人が、土地所有権証明書や住宅や土地に定着するその他財産の証明書が発行される対象ではない場合、土地所有権の価値や住宅の価値を享受できるだけである。

### 59 条 合意に基づいて担保財産を処分する方法

- 1 担保財産の売却
- 2 担保権者が、担保設定者の義務履行に代えて、その担保財産を受領する。
- 3 抵当が貸金返還請求権である場合、担保権者が（貸金）全額を受領する、あるいは第三者からその他財産を受領する。
- 4 その他当事者の合意による方法

### 60 条 多数の債務の履行を担保するために、一つの財産を使用している場合の担保財産処分者の義務

- 1 本議定 61 条の規定に従って処分することに関して、各担保権者に通知すること
- 2 担保財産の処分を実行すること
- 3 清算優先順位に従って処分された担保財産により得られた金銭を清算すること

### 61 条 複数の義務を担保している場合における担保財産処分の通知（1 項を改正）

1—担保財産を処分する前、担保財産処分者は、担保財産処分に関して、担保取引登記機関において保管されている住所に基づいて、各担保権者に対して、書面で通知しなければならないし、あるいは、担保取引登記に関する法律の規定に従って担保取引処分に関しての書面通知を登記しなければならない。

1 担保財産を処分する前、担保財産処分者は、担保財産処分に関して、担保設定者によって提供されている住所に基づいて、各担保権者に対して、書面で通知しなければならないし、あるいは、担保取引登記に関する法律の規定に従って担保取引処分に関しての書面通知を登記しなければならない。

2 担保財産が、価値が喪失・低下したりする危険のある場合や、貸金返還請求権・有価証券・銀行カード・貨物引換証である場合は、財産処分者は、すぐに財産を処分すること

ができ、これと同時に、その財産の処分に関して各担保権者に通知しなければならない。

3 担保財産処分に関する通知は、次の内容を含む

- a) 財産を処分した理由
- b) 被担保義務
- c) 財産の記載
- d) 担保財産処分の方法・時期・場所

4 財産処分者がこの条文の第 1 項の規定に従って財産を処分したことに係る通知を行わず、これにより、登記された担保取引の各担保権者に損害を発生させた場合、その損害を賠償しなければならない。

### 6 2 条 担保財産を処分する期間

担保財産は、当事者の合意に基づいた期間内に処分される。仮に合意がない場合、財産処理者は、処分期間について決定することができる。しかし、担保財産の処理に関する通知をした日から、動産の場合は 7 日間、不動産の場合 15 日間はこのことをすることはできない。但し、本議定 6 1 条 2 項が規定する場合を除く。

### 6 3 条 処分のための担保財産の差押え【thu giũ】<sup>24</sup>

1 担保財産を保管している者は、財産処分者の通知に従い、その者にその財産を引き渡さなければならない。通知において決められた期間が経過しても、保管者がその財産を引き渡さない場合、財産処分者は、処分のため、この条文の 2 項に従って、担保財産を差し押さえるか、裁判所にその解決を求めることができる。

2 担保財産を差し押さえる際、財産処分者は、次の責任を負う。

a) 合理的期間内に担保財産を差し押さえる方法を適用することについて、財産保管者に事前通知すること。書面通知には、担保財産を差し押さえる理由・実施時間や、当事者の権利・義務を明記しなければならない。

b) 担保財産を差し押さえる過程において、法律で禁止された方法、社会道徳に反する方法を適用してはならない。

3 担保財産を保管する者が、第三者である場合、担保設定者は、担保財産を差し押さえる際、財産処分者に協力する責任を負う。

4 担保設定者、あるいは、担保財産を保管している第三者は、担保財産の差押えに関して、合理的かつ必要な経費を負担しなければならない。処分のために財産を引き渡さない、あるいは合法的な財産留置を妨害する行為を行い、これにより、担保権者に損害を発生させた場合、損害を賠償しなければならない。

<sup>24</sup> 英訳では、take into custody が当てられている。なお、ベトナムにおいて、執行官が民事判決執行に基づいて行う差押えについては、kê biên という用語が使用されている。担保財産の差押えは、当事者によって行われており、執行官によって行われていないことから、kê biên という用語ではなく、thu giũ という用語が使用されているのかもしれない (私見)。

5 担保財産を差し押さえる過程において、担保財産を保管している者が、抵抗・妨害したり、公共の場所の安全秩序を損なうような兆しを見せたり、その他法律に違反するよう行為がある場合、財産処分者は、担保財産を差し押さえる担保処分者の権利を確保しつつ、安全・秩序を維持するため、財産の差押えを実行する場所の社【xã】・街区【phường】・地方都市【thị trấn】の人民委員会<sup>25</sup>や公安機関に対して、それぞれの機能・任務・権限の範囲内で、法律で規定された各種手段を講じることを要求できる。

### 6 4 条 担保財産処分の未解決期間における担保権者の権利と義務

1 担保財産処理を待っている間、担保権者は、財産の正しい性能と効用に従って、財産を開発・使用できるし、担保財産の使用・開発に関し、担当設定者にその許可を与えたり、第三者に委託することもできる。

財産開発の許可や委託、開発方法、得られた天然果実や法定果実の処分は、書面で記録しなければならない。

2 得られた天然果実、法定果実は、他の合意がある場合を除き、個別に計算される。財産の開発及び使用のために必要な経費を控除した後、残りの金額は、担保権者の清算のために費消される。

### 6 4 条 a 担保財産の売却 (補充)

1 当事者間において、担保財産処分方法として競売にする旨の合意がされた場合、競売は競売に関する法律の規定に従って実施される。

2 当事者間において、財産売却に関して、競売を行わない旨の合意がされた場合、民法の規定や以下の規定に従って、担保財産の売却が実行される。

a) 当事者は、担保財産の売却価格を決定する際、当事者間の合意で決めることができし、財産価値の評価決定機能のある組織を利用することもできる。

b) 担保権者は、他の合意がある場合を除き、担保財産の価値と担保義務の価値との間で差のある金額で、担保設定者のために清算しなければならない。

c) 財産売却の結果の後、財産の所有者及び担保財産の処理権限のある当事者は、担保財産の買主のために所有権を移転させるため、法律の規定に基づき、各手続きを行わなければならない。

### 6 4 条 b 担保設定者の義務履行の代わりとしての担保財産の受領 (補充)

当事者が、担保設定者の義務履行の代わりとして担保財産を受領することに関して合意した場合、担保財産の受領は以下のように実行される。

<sup>25</sup> the People's Committee of the commune, ward or district township

1 当事者は、担保財産の売却価格を決定する際、当事者間の合意で決めることができるし、財産価値の評価決定機能のある組織を利用することもできる。

2 担保財産の価値が被担保義務の価値よりも大きい場合、担保権者は、他の合意がある場合を除き、担保設定者のために、その差のある金額で清算しなければならない。

3 義務の履行の代わりとして、担保財産を受領する当事者は、担保財産の所有権や使用権の移転の際、権限のある国家機関に対し、担保財産を処理できる権限がある旨の証明文書や担保財産の処理結果を提出しなければならない。

#### **6 5 条 処理方法に関して合意のない場合における 動産担保財産の処理**

担保財産の処理方法に関して、合意がない場合、担保財産は、法律の規定に従って、競売される。

とりわけ、担保財産が、市場価格で具体的に明確に価格が決定できる場合、財産処理者は、競売手続きを経ず市場価格に従って売却でき、それと同時に、(必要があれば)担保設定者と各担保権者に通知しなければならない。

#### **6 6 条 担保財産が貸金返還請求権である場合の 処分**

1 担保権者は、貸金返還義務のある第三者に対し、自身あるいは委託者に対し、全額あるいは他の財産を引き渡すよう要求できる。仮に貸金返還義務のある者が要求する場合、担保権者は、貸金返還請求権を有していることを証明する必要がある。

2 担保権者が同時に、貸金返還義務者である場合、担保設定者は、相殺できる。

#### **6 7 条 担保財産が有価証券・貨物引換証・銀行カ ードである場合の処分**

1 担保財産が社債・株券・為替手形等その他の有価証券・銀行カードである場合、社債・株券・為替手形・その他の有価証券・銀行カード等に関する法律の規定に従って、その処分がされる。

2 貨物引換証の質権者は、その貨物引換証に記載された商品に対する占有権を行使するため、法律で規定された手続きに従って貨物引換証を提出することができる。貨物引換証に記載された商品の処分は、本議定 6 5 条の規定に従って実行される。

商品保管者が、貨物引換証に基づいて、担保権者に対して商品を引き渡さず、これにより損害が発生した場合、担保権者に損害を賠償しなければならない。

3 担保権者と清算債務者が同一である場合、担保権者はその全額を相殺できる。

#### **6 8 条 処分方法に関して同意がない場合において、 土地使用権や土地に定着する財産が担保財産である場合の 処分 (3 項及び 4 項を補充)**

1 処分方法に関して同意がない場合、土地使用権や土地に定着する財産が担保財産である場合、各財産は競売される。

2 土地に定着する財産だけを抵当財産とし、土地使用権を抵当財産としていない場合、土地に定着する財産を処分する際、買主やその土地に付着する財産の受領者は、引き続きその土地を使用できる。担保設定者と土地使用者との土地使用権に関しての契約において、他の合意がある場合を除き、担保設定者の権利と義務は買主やその土地に定着する財産の受領社に引き渡される。

3 土地使用権だけが抵当財産となり、その土地に定着する財産は抵当財産となっていない場合で、かつ土地使用者が同時に土地に定着する財産の所有者である場合、土地に定着する財産は、他の合意がある場合を除き、土地使用権と同時に処分される。

各当事者は、土地使用権や土地に定着する財産の価値を決定する際、当事者間の合意で決めることができるし、財産価値の評価決定機能のある組織を利用することもできる。担保財産の処理から得られる収益は、他の合意がある場合を除き、土地に定着する財産所有者に対して、前もって清算される。

4 土地使用権だけが抵当財産となり、その土地に定着する財産は抵当財産となっていない場合で、かつ土地の使用権者が同時に土地に定着する財産の所有者ではない場合、土地使用権を処分する際、土地に付着する財産の所有者は、他の合意がある場合を除き、土地使用者と土地に付着する財産の所有者との間の合意により、引き続き土地を使用できる。抵当設定者と土地に定着する財産の所有者との間における権利と義務は、買主や土地使用権の受領者に移転される。

#### **6 9 条 将来義務の履行を担保する場合の優先順位 の確定**

将来義務の履行を担保するために、担保取引が締結された場合、将来義務の清算優先順位は、将来義務を発生させる民事取引の確立時点に関係なく、その担保取引登記の順番に従って決せられる。

#### **7 0 条 所有権・担保財産使用権の移転**

1 担保財産の買主、自身に対する担保設定者の義務の履行に代えて、担保財産を受領した者は、その財産に対して所有権を取得する。所有権の移転の時期は、民法 4 3 9 条<sup>26</sup>の規定に従って決定される。

<sup>26</sup> 第 439 条 所有権移転の時点

1. 売買財産に対する所有権は、各当事者の他の合意および法律の別の規定がある場合を除いて、財産が引き渡された時点から買主に移転される。

2. 法律が所有権を登記しなければならないと規定する売買財産に対して、所有権は、その財産に対する所有権の登記手続きが終了した時点から、買い主に移転する。

3. 売買されたが、まだ引渡されない財産が果実や収益を生じたときは、それらの果実や収益は売主に帰属する。

2 所有権登記や使用権登記のある担保財産の場合、その財産の所有権や使用権の移転を受けた者は、権限のある国家機関から所有権証明書や使用権証明書が発行される。

担保財産の所有権や使用権の移転の手続きは、所有権や使用権の移転登記に関する法律の規定に従ってなされる。財産の所有権移転や使用権移転は、所有者の書面による同意や、担保財産処分に関して、財産所有者あるいは判決執行される者（判決執行債務者）と財産の買主との間での財産売買契約が必要である旨法律が規定している場合、財産質の契約や財産抵当の契約は、各種書類の代わりとして使用される。

### 7.1 条 担保財産の返還

担保財産の処分時点の前、担保設定者が、担保権者に対する自身の義務を十分に履行し、かつ義務の履行遅延による費用も清算した場合、その（担保）財産の返還請求できる。但し、処分前の担保財産返還時点に関して、法律が他の規定を定めている場合を除く。

### 施行条項 (11 号議定)

- 1 本議定は、2012 年 4 月 10 日から施行のための効力を有する。
- 2 司法省の責任
  - a) 担保財産処理に関して、各規定を案内するために、ベトナム国家銀行、天然資源環境省と協力して主催すること。
  - b) 担保のある借入活動の法的安全を向上させるため、担保取引に関する法律施行の効果を上げることに係る指示を公布するよう政府首相に提案すること。
  - c) 担保取引の確立・施行に関する法律規定の施行を検査するために、ベトナム国家銀行と協力して主催すること；関連する各組織・個人のために担保取引分野における法律に関して、案内・指導し、専門業務性を訓練・育成すること。
  - d) 本議定を執行するため、その他各任務を実行すること。
- 3 各省庁の各大臣、副大臣、政府所属機関の次官、省あるいは中央直轄都市の人民委員会の主席及び関連する組織及び個人は、本議定施行の責任を負っている。

政府首相

Nguyễn Tấn Dũng【グエン・タン・ズン】



政府

Số: 83/2010/NĐ-CP

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

ハノイ、

2010 年 7 月 23 日

## 担保取引登録に関するデクレ

### 政府は

2001 年 12 月 25 日付政府組織法に基づき；  
2005 年 6 月 14 日付民法典に基づき；  
2005 年 6 月 14 日付航海法典に基づき；  
2003 年 11 月 26 日付土地法に基づき；  
2004 年 12 月 3 日付森林保護発展法に基づき；  
2006 年 6 月 29 日付ベトナム民用航空法に基づき；  
2009 年 6 月 19 日付基礎構築投資に関連する法律の規定を改定、補充する法律に基づき；  
司法大臣の提議を考察して、

### 議定する：

#### 第 I 章 一般的規定

##### 第 1 条 調整の範囲

本デクレは、財産による担保取引（以下一般的に「担保取引登録」という）に関する登録の順序および手続ならびに情報提供；担保取引登録機関の組織、任務および権限、ならびに担保取引登録に関する国家管理について定める。

##### 第 2 条 用語の解釈

本デクレにおいて、以下の各用語は以下のとおり理解される：

1. **担保取引登録**とは、担保取引登録機関が、担保設定者が担保権者に対して民事責任の履行を担保するため財産を用いることを、担保取引登録簿に記入、または担保取引データベースに入力することをいう。
2. **担保取引登録簿**とは、担保取引登録のための専用の帳簿または担保取引登録のための部分を有する帳簿をいう。
3. **担保取引データベース**とは、登録機関において登録され保存されている担保取引の各情報の集合をいう。
4. **登録関係書類**とは、登録申請書のみ、あるいは、登録申請書および担保取引登録に関する法律の意規定に基づくその他の文書、の双方を含む。

5. **所定の形式に合致する登録関係書類**とは、法律の規定に基づく十分な文書、または所定の形式に合致した登録申請書を有する関係書類をいう。

6. **所定の形式に合致する登録申請書**とは、書式に基づく強制的記載事項である内容が全て記載されている申請書をいう。

7. **土地に固着する財産**とは、住宅、その他の建造物、植林された生産林、多年性の樹木の庭園を含む。

8. **登録申請者の法的資格を確定する文書**とは、権限のある国家機関が個人または組織に交付した文書で、以下のものを含む：人民証明、旅券、居住票、納税記番号交付文書、経営登録証明書、設立決定、投資許可書、投資受入証明書 または外国の法律の規定に基づいて当該国の組織のために交付されたその他の文書

##### 第 3 条 登録の対象

1. 以下の担保取引は登録しなければならない。：

- a) 土地使用权抵当；
- b) 植林された生産林の抵当；
- c) 航空機質および航空機抵当；
- d) 船舶抵当；
- d) 法律に定めるその他の場合

2. 本条第 1 項に規定する以外の財産による担保取引は、個人または組織からの申請があるときは、登録される。

#### 第 4 条 担保取引の登録および情報提供の原則

1. 土地使用権および土地に固着する財産の抵当、航空機質および航空機抵当、船舶抵当は、登録申請書に記載された内容、登録関係書類の各文書および登録機関において保存される情報に基づいて登録される。

その他の財産による担保取引は、登録申請書に記載された内容に基づいて登録される。登録申請書に記載される内容は、担保取引参加者の合意に符合しなくてはならない。

2. 担保取引登録機関は、登録申請関係書類提出の正しい順序に従って登録を実施する。

3. 担保取引登録簿、担保取引データベースおよび担保取引国家データシステムに保存された情報は、情報提供申請をした個人または組織に対して公開される。

#### 第 5 条 登録申請者およびその義務と責任

1. 登録申請者は、担保設定者、担保権者、または、担保権者が破産状況にある企業、会社である場合には、財産管理清算グループ長またはこれら主体から委任を受けた者である。担保設定者または担保権者が変更された場合は、新たな担保設定者または担保権者も、その変更の登録申請者となることができる。

2. 登録申請者は、登録申請書に、正確で、真実に合致し、締結された担保取引の内容に符合するよう、また、各項目について十分な記載をしなければならない。；登録関係書類は十分でなければならず、かつ文書を偽造してはならない。

登録申請書が真実に反する内容を記載し、締結された担保取引の内容に符合せず、または登録関係書類の中に偽造文書があり、それにより損害を発生させたときは、登録申請者は、被害者に対して賠償しなければならない。；違反の程度により、法律の規定に従って、行政違反処理を受け、または、刑事責任を追及されることがある。

#### 第 6 条 担保取引登録の有効期間

担保取引登録は、本デクレ第 7 条の規定に基づく登録の時点から、登録抹消申請者の申請書に基づく登録抹消の時点まで、効力を有する。

#### 第 7 条 担保取引登録の時点

1. 担保取引登録の時点は以下のとおり確定される。：

a) 担保財産が土地使用権または土地に固着する財産である場合、担保取引登録の時点は、登録機関が所定の形式に合致する登録関係書類を受

理した時点である；

b) 担保財産が航空機または船舶である場合、担保取引登録の時点は、航空機登記簿またはベトナム国家船舶登録簿に担保取引の情報が記入された時点である。

c) 担保財産が本条第 1 項 a または b に定める以外の財産である場合、担保取引登録の時点は、登録申請書の内容が担保取引データベースに入力される時点である。

2. 担保取引登録の時点は以下のとおり確定される。：

a) 土地使用権または土地に固着する財産が担保財産であり、それを補充することによって変更登録する場合には、担保取引登録時点は、登録機関が所定の形式に合致する変更登録関係書類を受理した時点で確定される。；

b) 航空機または船舶が担保財産であり、それを補充することによって変更登録する場合には、担保取引登録時点は、その変更登録申請書の内容が航空機登記簿、またはベトナム国家船舶登録簿に記入された時点で確定される。

c) 担保財産の記載または担保設定者の名前、担保設定者の法的資格を確定する文書の番号に誤りがあるために変更登録する場合、司法省に属する国家担保取引登録局の取引・財産登録センターの登録権限に属するときは、登録時点は、その変更登録申請書の内容が担保取引データベースに入力される時点と確定される。

#### 第 8 条 担保取引登録手数料、担保取引の情報提供手数料 および定期的利用者のサービス使用料

1. 担保取引登録申請者は登録手数料を納付しなければならない。

2. 担保取引の情報提供申請者は情報提供手数料を納付しなければならない。；国家担保取引登録局における定期的利用者は定期的利用者サービス使用料を納付しなければならない。

3. 財政省は司法省と調整して、担保取引登録および担保取引情報提供の手数料の程度、手数料の減免について基準を定める。

#### 第 9 条 担保取引国家データシステム

1. 担保取引国家データシステムは、全国の担保取引情報を集中するデータシステムである。

2. 司法省は、運送交通省、資源環境省、ベトナム国家銀行、財政省を先導し、調整して、担保取引国家データシステムを構築する。

#### 第 10 条 担保取引登録申請書

担保取引登録申請書は、権限を有する国家機関によって交付された書式に従って、記載しなければならない。

#### 第 11 条 担保取引登録の拒絶

1. 以下の事由のいずれかに該当する場合、担保取引登録機関は登録を拒絶する。:

- a) 登録の権限に属しないとき;
  - b) 登録関係書類が所定の形式に合致しないとき;
  - c) 登録申請者が登録手数料を納付せず、または定められた期限までに手数料を支払わないとき;
  - d) すでに担保取引登録が抹消されている場合、変更登録申請、担保財産処理通知文書の登録申請、誤りの訂正申請;
  - d) 登録関係書類の中に、登録機関において保管された情報と符合しない情報が発見されたとき;
  - e) 航空機、船舶、土地使用権および土地に固着する財産に関する担保取引登録関係書類の中に、真実に反する情報または偽造文書の存在が発見されたとき
2. 登録を拒絶する場合、登録機関は文書を作成し登録申請者に送付しなければならない。その文書では、拒絶理由を明らかにし登記申請者に法律の正しい規定に従って対応するよう教示する。
3. 司法省に属する国家担保取引登録局の取引・財産登録センターにおいて担保取引オンライン登録をする場合には、本条第 1 項 a および第 2 項の規定を適用しない。.

#### 第 12 条 登録された担保取引の内容の変更を登録する場合.

以下の事由のいずれかに該当する場合、登録申請者は変更登録関係書類を提出する:

1. 担保設定者または担保権者の補充、減少、交替; 担保設定者または担保権者の名前の変更;
2. 担保財産の減少;
3. 担保財産を補充したが、新しい担保契約を締結しないとき;
4. 将来形成される財産である担保財産がすでに形成されたとき、ただし、将来形成される担保財産が仕掛品または在庫品であるとき、または将来形成される担保財産が機械的交通手段であって担保取引登録時に車体番号が記入されているときを除く;
5. 内容訂正の申請が登録申請書に記載されているとき;
6. その他登記された内容の変更.

#### 第 13 条 担保取引登録を抹消する場合

1. 登録申請者は、以下の事由のいずれかに該当する場合、登録抹消の関係書類を提出する。
- a) 担保義務が終了したとき
  - b) 他の担保取引により登記された担保取引が取消または変更されたとき;

き;

- c) 他の財産により担保財産の全部が交換されたとき
- d) 担保財産全部の処理が終わったとき;
- d) 担保財産が毀損されたとき; 土地に固着する財産である担保財産が権限のある国家機関の決定により撤去されまたは没収されたとき;
- e) 担保取引を取り消す、担保取引の無効または一方的終了を宣言する、または法律の規定に従って担保取引の終了を宣言するその他の法的効力のある裁判所の判決または決定、あるいは仲裁判断が下されたとき、
- g) 各当事者の合意があるとき

2. ある財産が複数の義務の履行を担保するために用いられる場合、次の担保取引登録申請がされたときは、登録申請者は、それより前に登録された担保取引に関する登録を抹消することができない。

#### 第 14 条 登録実施者の過誤による担保取引登録の訂正

1. 担保取引登録機関は、登録実施者の過誤により担保取引登録に誤りがあることを発見したときは、ただちに訂正する責任を有し、登録申請者に対してその訂正を通知する。.

2. 登録実施者の過誤により誤りがあることを発見した場合、登録申請者は、その担保取引登録を実施した機関に対して訂正申請書を送付する。.

訂正申請書を受理したときは、担保取引登録機関は担保取引登録簿、担保取引データベースまたは担保取引登録証明文書の訂正を実施して、登録申請者に結果を送付し、あるいは、登録実施者の過誤による誤りが存しない場合には訂正申請者に対して文書により通知する。

#### 第 15 条 担保取引登録証明書の写しの交付

1. 登録申請者および登録された担保取引の関係者は、担保取引登録機関に対し、担保取引登録の証明書の写しの交付を申請する権利を有する。
2. 担保取引登録証明書の写しの交付申請は、本デクレ第 16 条に定める方法のいずれかにより実施される。
3. 担保取引登録証明書の写しの交付申請を受理した日から 1 執務日の期限内に、担保取引登録機関は、申請した個人または組織に対し、その文書の写しを交付する。

## 第 II 章

### 担保取引登録の順序と手続

#### 第 1 節 担保取引登録の順序と手続に関する一般的規定

#### 第 16 条 方法 提出 関係書類 担保取引登録

担保取引登録の関係書類は、以下のいずれかの方法により提出される:

1. 登録機関の所在地における直接の提出;
2. 郵便による送付;

3. ファックスによる送付または電子メールによる送付は、取引・財産登録センターにおける動産による担保取引登録について、司法省に属する国家担保取引登録局において定期的利用者として登録した登録申請者であることを条件として、認める；

4. オンライン登録システムによる送付。

#### 第 17 条 担保取引登録の関係書類の受理

1. 所定の形式に合致する登録関係書類を受理したときは、登録実施者は、登録関係書類を受理した正しい順序に従って、登録申請書および関係書類受理簿に、登録書類を受理した時点（時、分、日、月、年）を記入する。
2. 登録関係書類が直接提出された場合、登録実施者は、登録関係書類を受理した後にただちに解決した場合を除き、登録申請者に登記結果回答予約票を交付する。

#### 第 18 条 登録、変更登録、担保財産処理通知文書登録、担保取引登録訂正、担保取引登録抹消の関係書類の解決期間

1. 担保取引登録機関は、所定の形式に合致する登録関係書類を受理した日に、登録、変更登録、担保財産処理通知文書登録、担保取引登録訂正、担保取引登録抹消の関係書類を解決する責任を有する。15 時以降に関係書類を受理したときは、次の執務日に登記を完了させる。登録関係書類の解決期間を延長する必要がある場合も 3 執務日を超えてはならない。
2. 本条第 1 項に定める期限は、登録機関が所定の形式に合致する登録関係書類を受理した日から計算される。

#### 第 19 条 担保取引登録結果の通知

担保取引登録の結果は、以下のいずれかの方法によって、登録申請者に対して担保取引登録機関により通知される。

1. 担保取引登録機関において直接；
2. 郵便による送付；
3. 担保取引登録機関と登録申請者の合意によるその他の方法

### 第 2 節 航空機質および航空機抵当の登録の順序と手続き

#### 第 20 条 航空機質および航空機抵当の登録関係書類と手続

1. 航空機質および航空機抵当の登録関係書類は以下のものを含む：
  - a) 航空機質または航空機抵当登録申請書；
  - b) 航空機質または航空機抵当契約；
  - c) 登録申請者の法的資格を証明する書類の確証のある写し；登録申請者が委任を受けた代理人 であるときは委任状
2. 関係書類の解決期間内に、本デクレ第 11 条に定める登録拒絶事由のいずれにも該当しない場合は、ベトナム航空局は登録内容をベトナム航

空機登録簿に記入し、登録申請者に対して航空機担保取引登録証明書を交付する

#### 第 21 条 登録された航空機質および航空機抵当の内容の変更登録の関係書類と手続

1. 登録された航空機質および航空機抵当の内容の変更登録の関係書類は以下のものを含む。
  - a) 登録された航空機質または航空機抵当の内容の変更登録申請書；
  - b) 交付された航空機担保取引登録証明書
  - c) 登録申請者の法的資格を証明する書類の確証のある写し；登録申請者が委任を受けた代理人であるときは委任状；
  - d) 航空機質または航空機抵当契約を改定または補充する契約、または変更内容証明文書
2. 関係書類の解決期間内に、本デクレ第 11 条に定める登録拒絶事由のいずれにも該当しない場合は、ベトナム航空局は 交付した航空機担保取引登録証明書を回収し、登記内容をベトナム航空機登録簿に記入し、登記申請者に対して、航空機担保取引内容変更登録証明書を交付する。  
航空機を差替えるときは、登録申請者は航空機担保取引登録を抹消して、初回の登録と同じ再登録手続を行わなければならない。

#### 第 22 条 航空機質および航空機抵当の財産処分に関する通知文書の登録の関係書類および手続

1. 航空機質および航空機抵当の財産処分に関する通知文書の登録の関係書類は以下のものを含む。
  - a) 航空機質および航空機抵当の財産処分に関する通知文書登録申請書
  - b) 航空機質および航空機抵当の財産処分に関する通知文書；
  - c) 登録申請者の法的資格を証明する書類の確証のある写し；登録申請者が委任を受けた代理人であるときは委任状；
  - d) 交付された航空機担保取引登録証明書
2. 登記された航空機質および航空機抵当がある場合、担保財産処理が進行する遅くとも 15 日前に、

財産処分を提議した担保権者は、全ての他の担保権者に対して担保財産の処理を通知する文書を送付するか、あるいは、ベトナム航空局に担保財産の処理を通知する文書を登録しなければならない。

関係書類の解決期間内に、本デクレ第 11 条に定める拒絶事由のいずれにも該当しない場合は、ベトナム航空局はベトナム航空機登録簿に通知内容を記入し、登録申請者に対して航空機担保財産処理通知文書の登録証明書を交付する。

ベトナム航空局は、担保設定者および担保権者その他の者に対し、ベトナム航空機登録簿に記入された住所に従って、担保財産処理通知文書の

登録証明書を交付したことを通知する。

### 第 23 条 航空機質および航空機抵当の登録抹消関係書類および手続

1. 航空機質および航空機抵当の登録抹消関係書類は以下のものを含む：
  - a) 航空機質および航空機抵当登録抹消申請書；
  - b) 交付された航空機担保取引登録証明書；
  - c) 登録抹消申請者が質設定者または抵当設定者である場合、航空機質権者または抵当権者の航空機質または航空機抵当登録抹消同意文書
  - d) 登録申請者の法的資格を証明する書類の確証のある写し；登録申請者が委任を受けた代理人であるときは委任状；
2. 関係書類の解決期間内に、本デクレ第 11 条に定める拒絶事由のいずれにも該当しない場合は、ベトナム航空局はベトナム航空機登録簿に登録抹消を記入し、登録抹消申請者に対して、航空機担保取引登録抹消証明書を交付する。

### 第 3 節 船舶抵当登録の順序と手続

#### 第 24 条 船舶抵当登録の関係書類および手続

1. 船舶抵当登録の関係書類は以下のものを含む：
  - a) 船舶抵当登録申請書；
  - b) 船舶抵当権設定契約書；
  - c) 登録申請者の法的資格を証明する書類の確証のある写し；登録申請者が委任を受けた代理人であるときは委任状
2. 関係書類の解決期間内に、本デクレ第 11 条に定める拒絶事由のいずれにも該当しない場合は、ベトナム航海局に属する航海支局または航海港湾局は、登録内容をベトナム国家船舶登録簿に記入し、登録申請者に対してベトナム船舶抵当登録証明書を交付する。

#### 第 25 条 登録された船舶抵当内容変更登録の関係書類および手続

1. 登録された船舶抵当内容変更登録の関係書類は以下のものを含む：
  - a) 登録された船舶抵当内容変更登録申請書；
  - b) 船舶抵当権設定契約書を改定または補充する契約、または変更内容証明文書
  - c) 交付されたベトナム船舶抵当登録証明書；
  - d) 登録申請者の法的資格を証明する書類の確証のある写し；登録申請者が委任を受けた代理人であるときは委任状
2. 関係書類の解決期間内に、本デクレ第 11 条に定める拒絶事由のいずれにも該当しない場合は、ベトナム航海局に属する航海支局または航海港湾局は、ベトナム国家船舶登録簿に変更登録内容を記入し、登録申請者に対してベトナム船舶抵当内容変更登録証明書を交付する。

#### 第 26 条 船舶抵当財産処分通知文書の登録の関係書類および手続

1. 船舶抵当財産処分通知文書の登録の関係書類は以下のものを含む：

- a) 船舶抵当財産処分通知文書登録申請書；
  - b) 船舶抵当財産処分通知文書；
  - c) 登録申請者の法的資格を証明する書類の確証のある写し；登録申請者が委任を受けた代理人であるときは委任状
  - d) 交付されたベトナム船舶抵当登録証明書
2. 登記された船舶担保取引がある場合、抵当財産処分が実施される遅くとも 15 日前に、財産処分を提議した抵当権者は、全ての他の抵当権者に対して抵当財産の処理を通知する文書を送付するか、あるいは、その船舶抵当の登録地の航海支局または航海港湾局に抵当財産処分通知文書を登録しなければならない。

関係書類の解決期間内に、本デクレ第 11 条に定める拒絶事由のいずれにも該当しない場合は、ベトナム航海局に属する航海支局または航海港湾局は、ベトナム国家船舶登録簿に通知内容を記入し、登録申請者に対して船舶抵当財産処分通知文書の登録証明書を交付する。

#### 第 27 条 船舶抵当登録抹消関係書類および手続

1. 船舶抵当登録抹消関係書類は以下のものを含む：
  - a) 船舶抵当登録抹消提議書；
  - b) 交付されたベトナム船舶抵当登録証明書
  - c) 登録抹消申請者が抵当設定者であるときは、抵当権者の船舶抵当登録抹消同意文書、
  - d) 登録申請者の法的資格を証明する書類の確証のある写し；登録申請者が委任を受けた代理人であるときは委任状
2. 関係書類の解決期間内に、本デクレ第 11 条に定める拒絶事由のいずれにも該当しない場合は、ベトナム航海局に属する航海支局または航海港湾局は、ベトナム国家船舶登録簿に登録抹消の内容を記入し、登録抹消申請者に対して、船舶抵当登録抹消証明書を交付する。

### 第 4 節 土地使用権および土地に固着する財産の担保取引の登録の順序と手続

#### 第 28 条 土地使用権および土地に固着する財産の担保取引登録の関係書類および手続

1. 土地使用権および土地に固着する財産の担保取引登録の関係書類は以下のものを含む：
  - a) 担保取引登録申請書；
  - b) 担保契約、または法律の規定に従って公証または確認された担保契約；
  - c) 土地使用権または住宅または土地に固着するその他の財産所有権の証明書、または各時期に交付された証明書；

d) 登録申請者の法的資格を証明する書類の確証のある写し；登録申請者が委任を受けた代理人であるときは委任状。

2. 関係書類の解決期間内に、土地使用権登録事務所は以下の事務を実施する。

a) 法律の規定に従い、本条第 1 項 c) に定める証明書、土地管理簿および土地変動追跡簿に担保取引登録の内容を記入する；

b) 担保取引登録申請書に登録したことを証明する；

c) 本デクレ第 19 条の規定に基づく登記申請者への結果の通知

**第 29 条** 登録された土地使用権および土地に固着する財産の担保取引内容変更登録の関係書類および手続

1. 登録された土地使用権および土地に固着する財産の担保取引内容変更登録の関係書類は以下のものを含む：

a) 登録された担保取引内容変更登録申請書

b) 署名された担保契約を改定または補充する契約、またはその他の変更内容証明文書；

c) 土地使用権または住宅または土地に固着するその他の財産所有権の証明書、または、その証明書上に記載された内容の変更の登録の場合には、各時期に交付された証明書

d) 登録申請者の法的資格を証明する書類の確証のある写し；登録申請者が委任を受けた代理人であるときは委任状

2. 関係書類の解決期間内に、土地使用権登録事務所は以下の事務を実施する。

a) 本デクレ第 28 条 1 項 c) に定める証明書、ならびに法律の規定に基づく土地管理簿または土地変動追跡簿の担保取引登録の内容の改訂；

b) 変更登録申請書の変更登録内容の証明

c) 本デクレ第 19 条の規定に基づく登記申請者への結果の通知

**第 30 条** 土地使用権および土地に固着する財産の担保財産処理通知文書の登録の関係書類および手続

1. 土地使用権および土地に固着する財産の担保財産処理通知文書の登録の関係書類は以下のものを含む：

a) 担保財産処理通知文書の登録申請書；

b) 担保財産処理通知文書；

c) 登録申請者の法的資格を証明する書類の確証のある写し；登録申請者が委任を受けた代理人であるときは委任状

2. 関係書類の解決期間内に、土地使用権登録事務所は以下の事務を実施する。

a) 担保財産処理通知文書の登録を土地管理簿および土地変動追跡簿に

記入する。；

b) 担保財産の処理通知文書の登録申請書を証明する；

c) 土地使用権または土地に固着する財産が複数の義務の履行を担保するために用いられる場合、登録された各抵当権者に対して担保財産の処理を文書により通知する。；

d) 登録申請書 1 通を保存し、本デクレ第 19 条の定める方法による登記申請者への結果の通知

**第 31 条** 関係書類および手続 担保取引登録抹消 土地使用権および土地に固着する財産の

1. 関係書類 担保取引登録抹消 土地使用権および土地に固着する財産の含む：

a) 担保取引登録抹消提議書；

b) 土地使用権証明書、住宅または土地に固着するその他の財産所有権証明書、または各時期に交付された証明書；

c) 登録抹消申請者が担保設定者であるときは、担保権者の担保取引登録抹消同意文書

d) 登録申請者の法的資格を証明する書類の確証のある写し；登録申請者が委任を受けた代理人であるときは、委任状。

2. 関係書類の解決期間内に、土地使用権登録事務所は以下の事務を実施する。

a) 証明書上の登録を抹消し、法律の規定に従い、土地管理簿および土地変動追跡簿の登録を抹消する。

b) 登録抹消申請書の担保取引登録抹消の証明；

c) 本デクレ第 19 条に定める方法による登録抹消申請者への結果の通知。

#### 第 5 節 航空機または船舶を除く動産の担保取引登録の順序と手続

**第 32 条** 航空機または船舶を除く動産の担保取引登録申請書への記載

1. 担保設定者の情報は以下のとおり記載される。：

a) 個人の氏名、組織の名称；外国の法律に基づいて設立され活動し、権限を有する外国の機関に登録されている組織の名称；

b) 個人がベトナム公民であるときは人民証明番号；外国人であるときは旅券番号；国籍を有せずベトナムに居住するときは居住票番号；

c) ベトナムの法律に基づいて設立され経営登録を有する組織の納税記番号。その組織が経営登録を有しないときは、権限のある国家機関に登録された名称を記載する。；

2. 担保権者の情報は以下のとおり記載される。：

a) 担保権者の氏名および住所；

- b) 担保権者が定期的利用者記番号を有するときは、その記番号。
3. 担保財産の情報の記載は、本デクレ第 33 条の規定に従って実施される。

### 第 33 条 担保財産の特定

1. 登録申請者は、財産を具体的または一般的に特定することができる。本条第 2 項に定める場合を除き、一般的特定は担保取引の法的価値に影響を及ぼさない。
2. 担保財産が機械的陸路交通手段であり、かつその財産が仕掛品または在庫品、あるいは将来形成される財産のいずれでもないときは、登録申請者は正確にその機械的交通手段の車体番号を特定する。

### 第 34 条 航空機または船舶を除く動産担保取引登録の関係書類および手続

1. 航空機または船舶を除く動産担保取引登録の関係書類には以下のものを含む：
- a) 担保取引登録申請書；
- b) 登録申請書が担保取引に参加した当事者のうちの一人の署名または印鑑のみを有する場合、担保契約書；
- c) 以下の場合を除き、登録申請者が委任を受けた代理人であるときは、委任状；
- 登録申請する法人が、その法人の支店、代表事務所、業務執行事務所に委任するとき；
  - 多数の個人または組織を含む担保設定者または担保権者が、そのうちの一人の個人または一つの組織に登録申請を委任するとき；
  - 登録申請者が国家担保取引登録局の定期的利用者であるとき。

2. 関係書類の解決期間内に、本デクレ第 11 条に定める拒絶事由のいずれにも該当しない場合は、取引・財産登録センターは、申請書を受理した時点(時、分、日、月、年)を記入し、担保取引データベースに担保取引の情報を入力する。

拒絶事由のいずれか一つに該当する場合、取引・財産登録センターは登録を拒絶し、登録申請者に対し、正しい規定に従って対応するよう教示する。

### 第 35 条 航空機または船舶を除く動産の担保取引の内容変更登録の関係書類および手続

1. 航空機または船舶を除く動産の担保取引の内容変更登録の関係書類は以下のものを含む：
- a) 変更登録申請書
- b) 本デクレ第 34 条第 1 項 c) に定める場合を除き、変更登録申請者が委任を受けた代理人であるときは、委任状、

2. 関係書類の解決期間内に、本デクレ第 11 条に定める拒絶事由のいずれにも該当しない場合は、取引・財産登録センターは、申請書を受理した時点(時、分、日、月、年)を記入し、担保取引データベースに登録された担保取引の内容変更登録情報を入力する。

拒絶事由のいずれか一つに該当する場合、取引・財産登録センターは登録を拒絶し、登録申請者に対し、正しい規定に従って対応するよう教示する。

3. 担保財産が仕掛品または在庫品であり、担保財産を同種の商品と差し替えるときは、登録申請者は初回登録の関係書類を提出すれば足り、変更登録することを要しない。

### 第 36 条 航空機または船舶を除く動産の担保財産処理通知文書の登録の関係書類および手続

1. 航空機または船舶を除く動産の担保財産処理通知文書の登録の関係書類は以下のものを含む：
- a) 担保財産の処理の通知文書の登録申請書；
- b) 本デクレ第 34 条第 1 項 c) に定める場合を除き、変更登録申請者が委任を受けた代理人であるときは、委任状、

2. 関係書類の解決期間内に、本デクレ第 11 条に定める拒絶事由のいずれにも該当しない場合は、取引・財産登録センターは、申請書を受理した時点(時、分、日、月、年)を記入し、担保取引データベースに担保財産処理通知文書の登録情報を入力する。登録申請者に対して、確認のある担保財産処理通知文書登録申請書の写しを送付する。；データシステムに保存された住所に従って、担保設定者の担保財産の処理を通知する。

拒絶事由のいずれか一つに該当する場合、取引・財産登録センターは登録を拒絶し、登録申請者に対し、正しい規定に従って対応するよう教示する。

### 第 37 条 航空機または船舶を除く動産による担保取引登録抹消の関係書類および手続

1. 航空機または船舶を除く動産による担保取引登録抹消の関係書類は、以下のものを含む：
- a) 担保取引登録抹消申請書；
- b) 委任状、本デクレ第 34 条第 1 項 c) に定める場合を除き、登録抹消申請者が委任を受けた代理人である場合、

2. 関係書類の解決期間内に、本デクレ第 11 条に定める拒絶事由のいずれにも該当しない場合は、取引・財産登録センターは、申請書を受理した時点(時、分、日、月、年)を記入し、担保取引データベースに登録された担保取引登録抹消情報を入力する。；登録申請者に対して、確認のある担保取引登録抹消申請書の写しを送付する。

拒絶事由のいずれか一つに該当する場合、取引・財産登録センターは登録を拒絶し、登録申請者に対し、正しい規定に従って対応するよう教示

する。

## 第 6 節 担保取引オンライン登録に関する規定

### 第 38 条 担保取引オンライン登録の申請

1. 個人または組織は、オンライン登録システムを通じて担保取引登録する権利を有する。
2. オンライン登録申請書は電子データメッセージであり、書式に従って十分な内容を記載しなければならない。

オンライン登録申請書は紙面による申請書と同じ法的価値を有する。

3. オンライン登録システムによる担保取引登録は、以下の場合、法的価値を有しない。

- a) 本デクレ第 47 条第 4 項に定める担保取引登録機関の権限に合致しない登録
- b) 登録内容が法律の禁止条項に違反し、または社会道徳に反するとき。

### 第 39 条 担保取引オンライン登録口座

1. オンライン登録口座はオンライン登録システムにアクセスするために用いられる。
2. オンライン登録システム管理機関は、申請があれば、個人または組織に対してオンライン登録口座を開設する責任を有する。
3. オンライン登録口座を有する個人または組織は、自己の口座を使用するため、防御し責任を負わなければならない。

### 第 40 条 担保取引オンライン登録システムの活動

1. オンライン登録システムは、連続的、安全、正確に運行されなければならない。
2. 運送交通省、資源環境省および司法省は、自省の任務および権限の範囲において、オンラインシステム上の航空機、船舶、土地権利および土地に固着する財産、その他の財産の担保取引登録の順序と手続について指示する責任を負う。

## 第 III 章

### 担保取引の情報提供

#### 第 41 条 組織および個人が担保取引の情報を入手する権利

すべての組織および個人は、担保取引登録簿、担保取引データベースおよび担保取引国家データシステムに保存された担保取引の情報を入手する権利を有する。

#### 第 42 条 担保取引の情報提供の申請の形式

1. 担保取引の情報提供申請者は、以下に定める形式のいずれかにより、担保取引の情報提供の権限のある機関に対して、申請書を提出する：

- a) 本人が直接、または委任を受けた第三者による登録申請機関への情報提供申請書の直接の提出；
  - b) 郵便による情報提供申請書の送付；
  - c) オンラインシステムによる情報提供申請書の送付；
  - d) ファックスまたは電子メールによる情報提供申請書の送付。
2. 情報提供申請者は、担保取引登録機関のオンライン登録システムにおいて、担保取引の情報を自ら検索することができる。

#### 第 43 条 担保取引の提供の拒絶

1. 以下の各場合には、担保取引の情報提供を拒絶する：
  - a) 情報提供の権限を有しない機関における情報提供の申請
  - b) 所定の形式に合致しない情報提供申請書；
  - c) 情報提供申請者が情報提供手数料を支払わないとき。
2. 情報提供を拒絶する場合、情報提供申請書を受理した機関は、文書を作成して情報提供申請者に送付しなければならない。その文書では、拒絶理由を明らかにし、登記申請者に法律の正しい規定に従って対応するよう教示する。

担保取引オンライン登録システムにおいて情報提供を求める場合には、この規定を適用しない。

#### 第 44 条 担保取引の情報提供申請書の解決期間

担保取引登録機関は、所定の形式に合致した情報提供申請書を受理した日に、担保取引の情報提供を行う責任を有する。情報提供申請書の解決期間を延長する必要がある場合も 3 勤務日を超えてはならない。

## 第 IV 章

### 担保取引登録の国家管理責任および担保取引登録機関

#### 第 45 条 担保取引登録の国家管理の内容

1. 全国における担保取引登録システムの発展のための戦略と政策の構築、指導、実施。
2. 担保取引登録の各法規範文書の施行に関する実行と組織。
3. 担保取引登録活動の組織と管理；各担保取引登録機関の構築と管理；担保取引登録の業務の指導、専門性の訓練養成。
4. 担保取引国家データシステムの構築と管理。
5. 担保取引登録に関する統計、権限のある機関へ報告。
6. 担保取引登録に関する法律の宣伝普及。
7. 担保取引登録に関する国際協力。
8. 担保取引登録に関する調査、検査、不服申立解決および法律違反処理。



#### 第 46 条 担保取引登録の国家管理における各機関の任務および権限

1. 政府は、国家管理 担保取引登録の国家管理を統一する：
2. 司法省は、政府に対して担保取引登録の国家管理の統一を実現する責任を負い、以下の任務および権限を有する：
  - a) 担保取引登録の各法規範文書を、公布の権限のある機関に対して報告し、または、権限に基づいて公布する。；
  - b) 担保取引登録の各法規範文書の実施を指導および組織する；担保取引登録の法律の普及および教育を組織する；
  - c) 関連各省を先導し、調整して訓練を組織する、担保取引登録業務担当官の卒業証書を交付する；
  - d) 担保取引登録業務担当官の専門性の養成を指示、指導する；
  - d) 司法省に属する国家担保取引登録局の取引・財産登録センターの管理；
  - e) 関連各省を先導し、調整して、申請書、文書、登録簿の書式の使用について、公布、管理および指示する。担保取引国家データシステムの管理を組織する；
  - g) 担保取引登録の統計を行い、全国における担保取引登録業務に関し、政府に対して年次定期報告する
  - h) 権限のある担保取引登録の法律施行における不服申立に対する調査、検査、違反処理 および解決；
  - i) 権限のある担保取引登録に関する国際協力
3. 運送交通省は、自省の任務および権限の範囲において、以下の責任を有する：
  - a) 航空機質および抵当および船舶抵当の登録に関する各法規範文書の司法省との連携による実施；
  - b) 司法省を先導、調整して、法律の規定に基づき航空機質および抵当、および船舶抵当の登録の指導、指示、調査、実施の組織；
  - c) 司法省と調整して、権限に基づいて、申請書、文書、登録簿の書式の使用について、公布、管理および指示する。航空機質および抵当ならびに船舶抵当のデータの管理を組織する；
  - d) 航空機質および抵当、および船舶抵当登録業務担当者の専門性の養成ならびに航空機質および抵当登記機関および船舶抵当登記機関の管理；
  - d) 航空機質および抵当、および船舶抵当の登録に関する司法省への半期および年次定期報告；
  - e) 権限のある登録質および抵当の登録に関する不服申立解決。
4. 資源環境省自省の任務および権限の範囲において、以下の責任を有する：
  - a) 司法省と連携して、土地使用権および土地に固着する財産の担保取引

登録に関する各法規範文書を公布する。；

- b) 司法省と調整して、法律の規定に従って、土地使用権および土地に固着する財産の担保取引登録の実施を指導、指示、調査、組織する。
  - c) 司法省と調整して、権限に基づいて、申請書、文書、登録簿の書式の使用について、公布、管理および指示する。土地使用権および土地に固着する財産に関して権限のある担保取引のデータの管理を組織する；
  - d) 土地使用権登録事務所の業務の専門性についての管理を実施する；
  - d) 土地使用権および土地に固着する財産の担保取引登録について司法省に半期および年次の定期報告をする；
5. 地方における土地使用権および土地に固着する財産の担保取引登録の国家管理を実施する省または中央直轄市の人民委員会（以下「省級人民委員会」という）は、以下の任務および権限を有する。：
    - a) 本デクレその他関連する法規範文書の規定に従って 土地使用権および土地に固着する財産の担保取引登録の登録および管理の指導と実施；
    - b) その地方の土地使用権および土地に固着する財産の担保取引登録システムの構築；
    - c) 土地使用権および土地に固着する財産の担保取引登録を担当する職員の専門性を養成するための活動；
    - d) 司法省と調整して、その地方の土地使用権登録事務所の定期調査を実施する；
    - d) その地方の土地使用権および土地に固着する財産の担保取引登録について司法省に半期および年次の定期報告をする；
    - e) 権限のある担保取引登録の不服申立解決。

司法局は、省級人民委員会がその地方の担保取引登録の国家管理業務を実施することを補佐する責任を負う。

#### 第 47 条 担保取引登録機関ならびに担保取引の登録および情報提供の権限

1. 運送交通省に直属するベトナム航空局は、航空機質および航空機抵当の登録および 情報提供を実施する。
2. 運送交通省に直属するに属するベトナム航海局航海支局または航海港湾局は、船舶抵当の登録および情報提供を実施する。
3. 資源環境部に属する土地使用権登録事務所および郡、県、市、省管轄市の土地使用権登録事務所に属する資源環境事務所は、土地使用権および土地に固着する財産による担保取引の登録および情報提供を実施する。。
4. 司法省に属する国家担保取引登録局の取引・財産登録センターは、航空機または船舶を除く動産および本条第 1 項ないし第 3 項に定める各機関の登録権限に属しないその他の財産による担保取引登録を実施す

る。

#### 第 48 条 担保取引登録機関の任務および権限

1. 担保取引登録; 登録された担保取引の内容の変更の登録, 担保財産処理通知文書の登録; 担保取引登録の訂正; 担保取引の登録の抹消。
2. 土地使用权および土地に固着する財産およびその他の財産の担保取引登録の証明; 航空機および船舶担保取引登録証明書の交付および登録機関の証明のある文書の写しの交付。
3. 担保取引の情報提供。
4. 本デクレ第 11 条および第 43 条に規定する事由による登録または情報提供の拒絶
5. 法律の規定に基づく手数料その他手数料の収受, 管理および使用。
6. 権限のあるオンライン登録情報の管理。
7. 担保取引国家データシステムへの担保取引の情報提供。
8. 担保取引登録に関する関係書類及び資料の保存。

#### 第 49 条 担保取引登録機関の責任

担保取引登録機関が個人または組織に損害を与えたときは、以下の場合には、法律の規定に従って、賠償しなければならない:

1. 内容が正確でない登録申請書に基づく登録;
2. 不可抗力の場合を除き、期限が過ぎた後の担保取引の登録または情報提供;
3. 登録機関において保存されている情報と一致しない情報提供;
4. 本デクレ第 11 条または第 43 条に定める事由がないのに登録または情報提供を拒絶したとき。

#### 第 50 条 担保取引登録実施者の任務および権限ならびに責任

本デクレ第 47 条に定める登録機関の職員または公務員である担保取引登録実施者は、以下の任務および権限を有する。:

1. 所定の形式に合致する登録関係書類および情報提供申請書の受理および処理; 登録関係書類および情報提供申請書の解決結果を登録機関の長に報告する;
2. 所定の形式に合致しないか、あるいは登録機関の権限に属しない登録関係書類または情報提供申請書の受理を拒絶する;

登録申請者に対し、登録関係書類または情報提供申請書を追完するよう指示する、あるいは、それら文書または資料を権限のある機関へ送付する;

3. 登録申請申請者または情報提供申請者に対して、担保取引登録に関する法律の規定に基づく関係文書以外の任意の文書を追加して提出するよう求めることができない;

4. 所定の形式に合致する登録関係書類を受理した正しい順序に従って、登録申請書および登録関係記録受理簿に登録関係書類を受理した時点を入力する。担保取引登録簿または担保取引データベースに登録申請書の内容を入力する

;

5. 担保取引登録実施者は本条に定める任務および権限を正しく実施しなければならない; もし違反して損害を発生させた時は法律の規定に従って賠償しなければならない。.

#### 第 51 条 担保取引登録機関と公証業務組織、民事判決執行機関および所有権、使用权、財産流通権登録機関との間の担保財産に関する情報提供の調整の責任

1. 担保取引登録機関、公証業務組織、民事判決執行機関および所有権、使用权、財産流通権登録機関は、担保財産の法的状況に関する情報を交換および提供する責任を有する。
2. 司法省は資源環境省、運送交通省および公安省を先導し、調整して、担保取引登録機関と公証業務組織、民事判決執行機関 および所有権、使用权、財産流通権登録機関、との間の情報の交換および提供の順序と手続について指示する。

## 第 V 章

### 施行条項

#### 第 52 条 施行の効力

1. 本デクレは 2010 年 9 月 9 日から効力を有し、担保取引登録に関する政府の 2000 年 3 月 10 日付デクレ s6 08/2000/ND-CP と置き換えられる。.

2. 以下の各規定を廃止する:

- 担保取引に関する政府の 2006 年 12 月 29 日付デクレ s6 163/2006/ND-CP 第 12 条第 1 項 d;

- 土地法の施行に関する政府の 2004 年 10 月 29 日付デクレ s6 181/2004/ND-CP 第 64 条第 1 ないし 4 項および第 6 項, 第 153 条, 第 154 条

- 土地使用权証書の交付, 土地回復, 土地使用权の実施, 賠償の順序と手続き, 国家による土地回復時の支援と再定住, 土地に関する苦情解決に関する補充を定める政府の 2007 年 5 月 25 日付デクレ s6 84/2007/ND-CP 第 66 条のうち, 土地使用者が土地使用权に抵当を設定する期限に関する規定

- 森林保護発展法の施行に関する政府の 2006 年 3 月 3 日付デクレ s6 23/2006/ND-CP 第 36 条のうち, 植林された生産林による担保登録取引に関する規定;

- 民用航空機の国籍登録および権利登録に関する政府の 2007 年 4 月 20 日付デクレ s6 70/2007/ND-CP 第 19 条ないし第 22 条, 第 27 条のうち担保取引の情報提供に関する規定, 第 28 条のうち登録された担保取引の訂

正に関する規定;

- 船舶の売買と登録に関する政府の 2009 年 3 月 26 日付デクレ số 29/2009/ND-CP 第 17 条ないし第 21 条

### 第 53 条 . 移行条項

1. 土地法第 50 条第 1 項, 第 2 項および第 5 項に定める土地使用权に関する文書のいずれか一つを有する場合には, 土地使用者はなお抵当権を設定できる。

土地使用权登録事務所は, 抵当登録手続と, 土地使用权, 住宅所有権または土地に固着するその他の財産の証明書交付手続を, 同時に実施する。証明書の交付期限は, 抵当登録期限に含めて計算しない。

2. 世帯または個人は, 土地使用权, 住宅および土地に固着するその他の財産の所有権の証明書を有しているか, または, 以前に土地使用权証明書の交付を受けたが県庁所在地から遠くに位置する村または市に居住しているとき, 県級土地使用权登録事務所が抵当登録を委任するならば, 県級土地使用权登録事務所または村人民委員会のいずれかにおける抵当登録を選択できる。

村における抵当登録の手続および順序は, 司法省および資源環境省の指示に従って実施される。

3. 本デクレの施行日より前に締結された未登録の財産担保契約が, まだ契約の履行期間にあるときは, 本デクレの規定に従って登録される。

財産担保契約が, 本デクレの施行日より前に法律の規定に従ってすでに登録された場合, 本デクレの規定に基づいて再登録できない。

4. オンライン登録, 担保取引国家データシステムに関する各規定は, オンライン登録システム, 担保取引国家データシステムが実施されるときから適用される。

### 第 54 条 施行の責任

1. 司法省は以下の責任を有する:

- a) 本デクレの施行を組織すること。
- b) 土地使用权および土地に固着する財産, 航空機, 船舶以外の財産による担保取引登録の組織および指示
- c) 資源環境省, 運送交通省を先導, 調整して, 土地使用权および土地に固着する財産による担保取引登録および, 航空機質および航空機抵当, 船舶抵当の登録に関して, 指示する。
- d) 資源環境省, 運送交通省, 国家銀行, 財政省およびその他の省, 関連機関を先導, 調整して, 研究, 担保取引の集中登録に関して試験的に実施する提案の作成, 検討および決定について政府首相への報告。

2. 各省大臣, 省に属する機関の長, 政府に属する機関の長, 省または中央直轄市の人民委員会委員長, 関連のある組織および個人は, 本デクレを施行する責任を負う。

政府を代表して

首相

(署名)

Nguyễn Tấn Dũng

## 商法

この法律は、2001年12月25日付の第10期国会、第10回議会で可決された法案51-2001-QH10号により修正及び補足されたベトナム社会主義共和国1992年憲法に基づき、商業活動について規定する。

### 第1章 総則

#### 第1節 適用範囲及び適用対象

#### 第1条 (適用範囲)

1. ベトナム社会主義共和国の領土内における商業活動に対して、この法律を適用する。
2. ベトナム社会主義共和国の領土外における商業活動であっても、当事者間で、この法律の適用が合意されている又は外国の法律若しくはベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約でこの法律の適用が合意されている場合、この法律を適用する。
3. ベトナム社会主義共和国の領土内の商人を一方の取引当事者とする営利目的でない活動において、当該営利目的でない活動を行う当事者がこの法律の適用を選択した場合、この法律を適用する。

#### 第2条 (適用対象)

1. この法律の第1条に規定する商業活動を行う商人に対してこの法律を適用する。
2. その他商業に関する活動を行う法人及び個人に対してこの法律を適用する。
3. 独立し且つ継続的に商業活動を行うが、商業登記を要求されない個人については、この法律の原則に従い、政府がこの法律の適用に関する規則を別途定める。

#### 第3条 (用語の解釈)

この法律において、以下の用語は次のように解釈される。

1. 「商業活動」とは、営利目的の活動をいし、物品の売買、サービスの提供、投資、商業促進活動、並びに営利目的のその他活動をいう。
2. 「物品」とは、以下のものをいう。
  - (a) あらゆる種類の動産(将来的に動産となるものを含む)。
  - (b) 土地に付随する物。
3. 「商業活動における慣習」とは、当事者間で確立され長期間に渡り繰返されている明確な内容を持つ行動規範で、それによ

り当該商業活動における各当事者の権利及び義務が定められていると認識されているものをいう。

4. 「商慣習」とは、ある地域又は地方或いは商業分野での商業活動において広く認識されている明確な内容を持つ慣習で、それにより当該商業活動における各当事者の権利及び義務が定められていると認識されているものをいう。
5. 「データ記録(Data message)」とは、電子的方法により作成又は送受信或いは保存された情報をいう。
6. 「ベトナムにおける外国法人の駐在員事務所」とは、ベトナムの法律により許可された市場調査並びに一部の商業促進活動を行うことを目的として、ベトナムの法律に従い設立された外国法人の従属的単位をいう。
7. 「ベトナムにおける外国法人の支店」とは、ベトナムの法律或いはベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約に従い、ベトナムにおいて設立され商業活動を行う外国法人の従属的単位をいう。
8. 「物品の売買」とは、契約に従い、売主が物品の引渡、当該物品に対する所有権の買主への移転、並びに対価を受領する義務を負い、買主が対価の支払、当該物品の引受及び所有権を受領する義務を負う商業活動をいう。
9. 「サービスの提供」とは、契約に従い、一方の当事者(「サービス提供者」)が他方の当事者へのサービスの提供並びに対価を受領する義務を負い、他方の当事者(「顧客」)が当該サービス提供者への対価の支払並びに当該サービスを利用する義務を負う商業活動をいう。
10. 「商業促進活動」とは、物品の売買又はサービスの提供の機会を探索又は増大させるための活動をいし、物品又はサービスの販売促進活動、商業広告、展示、及び紹介、並びに商品見本市及び展示会をいう。
11. 「商業的仲介活動」とは、単独又は複数のある特定の商人のために商業取引を行うことを目的とする法人による活動をいし、法人の仲介、物品の委託売買、並びに代理をいう。
12. 「契約違反」とは、一方の当事者が自らの行った契約或いはこの法律に基づく義務の全部又は一部を遂行しないことをいう。
13. 「基本的契約違反」とは、契約違反のうち、一方の当事者が契約違反により他方の当事者へ損害を与え、当該損害により当該他方の当事者が契約を締結した目的を達成できない場合のものをいう。

14. 「物品の原産地」とは、ある物品が生産された国又は地域をいい、物品の生産が複数の国又は地域で行われた場合、最終的且つ基本的な工程が行われた国又は地域をいう。

15. 「書面と同等の有効性を持つ様式」とは、法律に準拠した電報、テレックス、ファクシミリ、データ記録、並びにその他様式をいう。

第4条 (この法律及び関連法の適用)

1. 商業活動はこの法律及びその他関連法に準拠しなければならない。
2. その他法律に定められる特定の商業活動については、当該その他の法律の規定が適用される。
3. この法律又はその他法律に定めのない商業活動については、民法の規定が適用される。

第5条 (国際条約及び外国の法律並びに国際的商慣習の適用)

1. ベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約において、この法律に矛盾する外国の法律又は国際的商慣習或いはその他規定の適用が定められている場合、当該国際条約の規定が適用される。
2. 国際商取引において、その当事者は、外国の法律又は国際的商慣習の適用に合意することができる。但し、当該外国の法律又は国際的商慣習がベトナムの法律の基本原則に違反していない場合に限る。

第6条 (商人)

1. 商人は、合法的に設立された法人並びに独立且つ継続的に商業活動を行う個人で、商業登記しているものをいう。
2. 商人は、法律に禁止されない範囲で、職業 (professions) 又は業務 (trades) として、あらゆる地域 (area) <sup>1</sup> において、あらゆる形態及び方法により、商業活動を行う権利を有する。
3. 国家は、合法的に商業活動を行う商人の権利を保護しなければならない。
4. 国家は、国家利益を保障するため、特定の物品又はサービスについて或いは特定の地域において、一定期間ある商業活動を独占する権利を有する。政府は、国家がその独占権を持つ特定の物品及びサービス並びに地域の一覧を公布する。

第7条 (商人の商業登記義務)

商人は、法律に従い商業登記を行わなければならない。但し、全ての商人は、商業登記前であっても、この法律及びその他関連法に従い、当該商人が行う全ての商業活動に対して責任を負う。

第8条 (商業活動に関する行政機関)

1. 政府は、統一した基準に従い、商業活動を監督する。
2. 商務省 (Ministry of Trade) は、政府に先立ち、物品の売買並びにこの法律に定める特定の商業活動を監督する。
3. 各省及びその同等機関は、その責務及び権限の範囲内で、管轄分野における商業活動を監督する。
4. あらゆる級 (クラス) の人民委員会は、政府の分級に従い特定の地域内における商業活動を監督する。

第9条 (商業協会)

1. 商人の法律上の権利及び利益の保護、商業発展への商人の参加促進、並びに商業に関する法律の普及及び浸透を目的として、商業協会を設立する。
2. 商業協会は、法律に従い組織、運営される。

第2節 商業活動における基本原則

第10条 (商業活動を行う商人の法の下での平等の原則)

全ての商人は、その事業にかかわらず、商業活動を行う期間に亘って、法の下で平等である。

第11条 (商業活動における自由且つ自由意志による合意の原則)

1. 全ての者は、法律又は公序良俗に反しない限り、商業活動における権利及び義務を定めるため、自由に合意する権利を有し、国家は、これらの権利を尊重、保護しなければならない。
2. 全ての者は、完全なる自由意志により、商業活動を行い、いかなる者も他者に強制、強要、脅迫したり、又は他者を妨害してはならない。

第12条 (商業活動において当事者間で[事前]に<sup>2</sup>定められた慣習適用の原則)

別段の合意のない限り、当事者は、法律に違反しない範囲で、その商業活動において、当事者間で知っていた又は知り得ていた[事前]に定められた慣習を自動的に適用するものと看做される。

第13条 (商業活動における慣習適用の原則)

法律に定めがなく、また、当事者間での合意並びに当事者間で[事前]に定められた慣習もない場合、この法律又は民法に定める原則に違反しない限り、商慣習が適用される。

第14条 (消費者の正当な利益保護の原則)

1. 商業活動を行う全ての商人は、それらが従事する物品及びサービスに関する完全且つ正確な情報を消費者へ提供しなければならない。それら情報の正確性については当該商人の責任とする。

<sup>1</sup>英訳者 (アレン・アーサー・ロビンソン) 脚注: 「地理的地域」の意。「場所 (locations)」でも可。

<sup>2</sup>英訳者 (アレン・アーサー・ロビンソン) 脚注: ベトナム語原文(こ)ない表現で、読者の理解のために本英訳文(こ)追記した語句を[ ]内に示し、以下、同様とする。

2. 商業活動を行う全ての商人は、それらが従事する物品及びサービスの品質並びに合法性に対して責任を負う。

第15条 (商業活動におけるデータ記録の法的有効性認識の原則)

全てのデータ記録は、法律に定める条件及び技術基準を満たしている限り、商業活動において書面と同様の法的有効性を有していると認識される。

第3節 ベトナムで商業活動を行う外国商人

第16条 (ベトナムで商業活動を行う外国商人)

1. 「外国商人」とは、外国の法律に従い登記され或いは外国の法律により承認されている商人をいう。
2. 外国商人は、ベトナム国内において、駐在員事務所及び支店、並びにベトナムの法律に定められた組織形態に従い外国資本を有する法人を設立することができる。
3. ベトナム国内に所在する外国商人の駐在員事務所及び支店は、ベトナムの法律に定められた権利並びに義務を有する。外国商人は、ベトナム国内に所在するその駐在員事務所及び支店の全ての活動に対してベトナムの法律の下に責任を負う。
4. ベトナムの法律或いはベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約に従い外国商人がベトナム国内に設立した外国資本を有する法人は、ベトナムの商人と看做される。

第17条 (駐在員事務所の権利)

1. 駐在員事務所は、駐在員事務所の設立許可証に記載された目的及び範囲並びに期間に厳格に従い、業務を行うことができる。
2. 駐在員事務所は、その業務に必要な範囲で、事務所を賃借し並びに施設及び設備を賃借及び購入することができる。
3. 駐在員事務所は、ベトナムの法律に従い、駐在員事務所内で就業するベトナム人及び外国人を雇用することができる。
4. 駐在員事務所は、ベトナムにおける業務を許可されている銀行において外貨建又は外貨を資金源とするベトナムドン建口座を開設し、駐在員事務所の業務のみを目的として当該口座を利用することができる。
5. 駐在員事務所は、ベトナムの法律に従い、駐在員事務所の名が記載された印を保有することができる。
6. 駐在員事務所はその他法律に定める権利を有する。

第18条 (駐在員事務所の義務)

1. 駐在員事務所は、ベトナム国内で直接的に営利目的の活動を行ってはならない。
2. 駐在員事務所認められる商業的促進活動の範囲は、この法律の定めるところに限定される。

3. 駐在員事務所は、外国商人の[名の下に及び代理として]商業上の契約を締結したり、既に締結された契約を修正又は追加してはならない。但し、駐在員事務所の所長が外国商人より合法的に代理権を付与されている場合、並びにこの法律の第17条第2号及び第3号並びに第4号に定められる事由を除く。

4. 駐在員事務所は、租税及び手数料並びに諸費用を支払うとともに、ベトナムの法律に定める財務上の義務を遂行しなければならない。

5. 駐在員事務所は、ベトナムの法律に従い、駐在員事務所の活動内容を報告しなければならない。

6. 駐在員事務所はその他法律に定める義務を負う。

第19条 (支店の権利)

1. 支店は、その業務に必要な範囲で、事務所を賃借し並びに施設及び設備を賃借及び購入することができる。
2. 支店は、ベトナムの法律に従い、支店で就業するベトナム人及び外国人を雇用することができる。
3. 支店は、この法律並びに支店の設立許可証に記載された活動に従い、ベトナム国内で契約を締結することができる。
4. 支店は、ベトナムにおける業務を許可されている銀行においてベトナムドン建又は外貨建口座を開設することができる。
5. 支店は、ベトナムの法律に従い、その利益を外国へ送金することができる。
6. 支店は、ベトナムの法律に従い、支店の名が記載された印を保有することができる。
7. 支店は、ベトナムの法律並びにベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約に従い、物品の売買及びその他支店の設立許可証に記載された商業活動を行うことができる。
8. 支店はその他法律に定める権利を有する。

第20条 (支店の義務)

1. 支店は、ベトナムの法律に定める会計制度を採用しなければならない。その他一般に利用される会計制度を採用する場合、ベトナム社会主義共和国財務省(Ministry of Finance)より承認を得なければならない。
2. 支店は、ベトナムの法律に従い、支店の活動内容を報告しなければならない。
3. 支店はその他法律に定める義務を負う。

第21条 (外国資本を有する法人の権利及び義務)

外国資本を有する法人の権利及び義務は、ベトナムの法律並びにベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約に従い決定される。

第22条 (ベトナム国内での商業活動に対する外国商人への許可付与機関)

1. 政府は、統一した基準に従い、ベトナム国内での商業活動に対する外国商人への許可付与を監督する。
2. 計画投資省(Ministry of Planning and Investment)は、ベトナムの法律に従い、政府に先立ち、ベトナムへ投資する外国商人への許可証の発行を監督する。
3. 商務省(Ministry of Trade)は、ベトナムにおける外国商人の駐在員事務所の設立、並びに、ベトナムの法律に従い、ベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約に違反することなく物品の売買或いは物品の売買に直接関係する活動のみに従事するベトナムの支店及び合弁企業並びに全額外国資本の法人の設立に対する許可証の発行を監督する。
4. ベトナム国内での商業活動を行う外国商人へ許可証発行について、特別法により政府に先立ち特定の省又はその同等機関へ権限を付与することが定められている場合、当該特別法の規定を適用する。

第23条 (外国商人のベトナムにおける業務の終了)

1. 外国商人は、以下の何れかの事由が発生した場合、ベトナムにおける業務を終了しなければならない。
  - (a) 許可証に定められた業務期間が終了した場合。
  - (b) 商人が業務の終了を要求し、管轄の国家機関がそれに同意した場合。
  - (c) 管轄の国家機関より法律の違反<sup>3</sup> 或いは許可証の規定に対する違反があったとの決定を受けた場合。
  - (d) 破産を宣告された場合。
  - (dd) 駐在員事務所及び支店については、外国の法律に従いその事業を終了した場合、或いはベトナム側当事者との事業協力契約を[解除]した場合。
  - (e) その他法律により定める場合。
2. 外国商人は、ベトナムにおける事業の終了に先立ち、国家並びにベトナムにおいて関係した組織及び個人へ債務を支払うとともに、その他義務を遂行しなければならない。

第2章 物品の売買

第1節 物品の売買としての活動に関する総則

第24条 (物品の売買のための契約形態)

1. 物品の売買のための契約は、口頭又は書面により明示され、若しくは特定の活動をもって決定される。

2. 法律により物品の売買のための契約を書面で作成することが定められている場合、当該法律に準拠しなければならない。

第25条 (取扱禁止物品及び取扱規制物品並びに条件付取扱許可物品)

1. 政府は、最新の社会経済状況並びにベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約に基づき、その取扱を禁止又は規制する物品、或いはその取扱について遵守しなければならない条件が付された物品の一覧を公布する。
2. 取扱を規制されている物品或いは取扱について条件が付されている物品は、当該物品並びに買主及び売主が法律に定められた条件を完遂した後においてのみ、その売買が認められる。

第26条 (国内市場に流通する物品に対する緊急措置の適用)

1. 現在合法的に国内市場に流通している物品は、以下の何れかの場合、強制回収、流通禁止、流通の一時停止、条件付流通、或いは許可制流通のうち何れか又はこれら全ての緊急措置の適用対象とする。
  - (a) 当該物品が何らかの伝染病の原因又は感染経路である場合。
  - (b) 何らかの緊急事態が発生した場合。
2. 国内市場に流通する物品に対する緊急措置適用の発表についての具体的な条件、手順、手続、並びに権限は、法律に従い決定される。

第27条 (物品の国際売買)

1. 物品の国際売買は、輸出、輸入、一時輸入及び再輸出、一時輸出及び再輸入、或いは国境移転(bordergate transfer)の何れかの形態により実施される。
2. 物品の国際売買は、書面による契約又はこれと同等の法律上の有効性を持つその他の形態により実施されなければならない。

第28条 (物品の輸出及び輸入)

1. 「物品の輸出」とは、ベトナムの領土から物品を持出す行為、或いは法律により保税地域と看做されるベトナムの領土内の特別区域に物品を持込む活動をいう。
2. 「物品の輸入」とは、外国から或いは法律により保税地域と看做されるベトナムの領土内の特別区域からベトナムの領土内へ物品を持込む活動をいう。
3. 政府は、最新の社会経済状況並びにベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約に基づき、輸出入を禁止する物品の一覧、或いは輸出入にあたり管轄機関より許可証の発行が要求される物品の一覧と許可証発行の手順を公布する。

第29条 (一時輸入及び再輸出[並びに]一時輸出及び再輸入)

<sup>3</sup>英訳者(アレク・アーサー・ロビンソン)脚注:逐語訳

1. 「物品の一時輸入及び再輸出」とは、外国から或いは法律により保税地域と看做されるベトナムの領土内の特別区域からベトナムの領土内へ物品を持ち込む行為のうち、同一の物品のベトナムへの輸入手続とベトナムからの輸出手続の両方が含まれるものをいう。
2. 「物品の一時輸出及び再輸入」とは、外国へ或いは法律により保税地域と看做されるベトナムの領土内の特別区域へ物品を持出す行為のうち、同一の物品のベトナムからの輸出手続とベトナムへの再輸入手続の両方が含まれるものをいう。
3. 政府は、一時輸入及び再輸出並びに一時輸出及び再輸入に関して詳細な規則を公布する。

第30条 (物品の国境移転)

1. 「物品の国境移転(bordergate transfer)」とは、ベトナムへの輸入手続又はベトナムからの輸出手続を行うことなく、ある国又は領土で物品を購入し、ベトナムの領土外にある別の国又は領土で販売する行為をいう。
2. 物品の国境移転は以下の何れかの形態で実施される。
  - (a) ベトナムの国境を通過することなく、輸出国から輸入国へ直接物品を輸送する。
  - (b) ベトナムの国境を通過して輸出国から輸入国へ物品を輸送するが、ベトナムへの輸入手続及びベトナムからの輸出手続を行わない。
  - (c) ベトナムの国境を通過して輸出国から輸入国へ物品を輸送するにあたり、当該物品をベトナム国内の保税倉庫又は港の転送地域に持ち込み、ベトナムへの輸入手続及びベトナムからの輸出手続を行わない。
3. 政府は、国境移転に関して詳細な規則を公布する。

第31条 (物品の国際売買活動に対する緊急措置の適用)

首相(Prime Minister)は、必要に応じて、国家安全保障又はその他国家利益を保護するため、また、ベトナムの法律及びベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約を遵守するため、物品の国際売買活動に対する緊急措置の適用を決定する。

第32条 (国内で流通する物品及び輸出入物品の標示)

1. 「標示」とは、物品又はその商業包装に直接接着、印刷、貼付、鋳造、型押、又は刻印された、文書、印刷文書、文字の写真又は図形、絵、或いは画像、若しくはその他物品又はその商業包装に貼付された物をいう。
2. 法律に別段の定めのない限り、国内で流通する全ての物品並びに全ての輸入物品及び輸出品は標示を有していなければならない。
3. 必要な標示の内容並びに標示方法は政府の規則に準拠する。

第33条 (物品の原産地証明書及び原産地規則)

1. 以下の何れかの場合、物品の輸出入にあたり原産地証明書が要求される。
  - (a) 当該物品に税務上の恩典又はその他恩典が付与されている場合。
  - (b) ベトナムの法律又はベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約により要求される場合。
2. 政府は、輸出入物品の原産地規則に関して詳細な規則を公布する。

第2節 物品売買契約の契約当事者の権利及び義務

第34条 (物品及び物品に関する証券の引渡)

1. 売主は、契約で合意された数量、品質、包装方法、及び保管方法、並びに契約のその他条項に従い、物品及び[物品に関する]証券を引渡さなければならない。
2. 具体的な契約のない場合、売主はこの法律に従い物品及び物品に関する証券を引渡さなければならない。

第35条 (引渡場所)

1. 売主は合意された引渡場所で物品を引渡さなければならない。
2. 物品の引渡場所について具体的な契約のない場合、以下の何れかにより引渡場所を決定する。
  - (a) 当該物品が土地に付随する物である場合、売主は当該対象物が所在する場所で当該物品を引渡さなければならない。
  - (b) 契約において当該物品の輸送に関する条項がある場合、売主は最初の運送人へ当該物品を引渡さなければならない。
  - (c) 契約において当該物品の輸送に関する条項がなく、契約時点において、当該契約の当事者が当該物品の保管場所、荷積場所、製造場所、又は生産場所の何れかを知り得ていた場合、売主はこれらの場所の何れかで当該物品を引渡さなければならない。
  - (d) 前号の何れも該当しない場合、売主はその事業場所、或いは売主が事業場所を有していない場合、当該物品の売買契約締結時点での売主の居住場所で当該物品を引渡さなければならない。

第36条 (物品の引渡に運送人が関与する場合の責任)

1. 売主は、一旦運送人へ引渡した物品について、符号、記号、輸送証券、或いはその他手段により、[当該物品を]明確に識別できない場合、当該物品が既に運送人へ引渡されたことを買主へ通知するとともに、輸送される物品の名称及び当該物品の識別方法を明確にしなければならない。



2. 売主は、物品の輸送を手配する義務を負う場合、具体的な状況に応じた輸送手段を選択し、当該輸送手段に通常適用される条件に従い、当該物品が目的地へ到着することを保障するために必要な契約を締結しなければならない。

3. 売主は、物品の輸送中における保険を付保する義務を負わない場合、買主の要求に応じて、当該物品及びその輸送に関する全ての必要情報を買主へ提供し、買主が円滑に保険を付保できるようにしなければならない。

第37条 (物品の引渡期限)

1. 売主は契約で合意した引渡日時に物品を引渡さなければならない。

2. 具体的な引渡日時を定めることなく、物品の引渡期限についてのみ合意されている場合、売主は、当該期限内にいつでも物品を引渡す権利を有するが、[その引渡日時を]事前に買主へ通知しなければならない。

3. 物品の引渡期限について合意されていない場合、売主は、契約締結後合理的な期間内に物品を引渡さなければならない。

第38条 (合意した引渡期限前の物品の引渡)

当事者間で別段の合意のない限り、売主が合意した引渡期限前に物品を引渡した場合、買主は当該物品の受諾又は受諾拒否を選択する権利を有する。

第39条 (契約に合致しない物品)

1. 契約に具体的な条項のない場合、以下の何れかに該当する物品は契約に合致しないものと看做される。

- (a) 当該物品がそれと同一種類の物品における通常の利用に適さない場合。
- (b) 当該物品が買主から売主へ事前に通知された或いは契約締結時点で売主が知り得ていた具体的な目的に適さない場合。
- (c) 当該物品が事前に売主から買主へ提供された見本と同様の品質でない場合。
- (d) 当該物品がそれと同一種類の物品に通常利用される方法で保管又は包装されていない場合、或いは通常利用される保管方法がなければ、物品を適切に保管する方法で保管又は包装されていない場合。

2. 買主は、本条第1項に定める契約に合致しない物品の受諾を拒否する権利を有する。

第40条 (契約に合致しない物品に対する責任)

当事者間で別段の合意のない限り、契約に合致しない物品に対する責任ついて以下の規定を適用する。

1. 売主は契約締結時点で買主が知っていた又は知り得ていた物品の欠陥に対して責任を負わない。

2. 本条第1項に定める場合を除き、売主は、この法律に定める苦情申立期限まで、買主へ物品の危険負担が移転する前に存在していた物品の欠陥に対して責任を負う。この場合、危険負担移転後に発見された欠陥をも含む。

3. 売主は危険負担の移転後に発生した物品の欠陥に対して、当該欠陥が売主の契約違反に起因する場合、その責任を負う。

第41条 (引渡した物品の数量が不足していた場合及び引渡した物品が契約に合致しない場合の救済措置)

1. 当事者間で別段の合意のない限り、契約において具体的な引渡日時を特定することなく物品の引渡期限のみ定められており、売主が当該期限内に物品を引渡したが、引渡した物品の数量が不足していた場合或いは引渡した物品が契約に合致していなかった場合、売主は、当該期限内に、不足分を引渡し、契約に合致しない物品を[契約に合致した]物品と交換し、或いは契約に合致しない物品を修正することが認められる。

2. 売主が本条第1項に定める救済措置を講じた結果、買主に不利益を生じさせた場合或いは買主に不当な経費が発生した場合、買主は当該不利益の補填或いは当該費用の支払を売主へ要求する権利を有する。

第42条 (物品に関する証券の引渡)

1. 証券の引渡についての合意のある場合、売主は合意した期限及び場所並びに方法に従い、物品に関する証券を買主へ引渡す義務を負う。

2. 契約において物品に関する証券の買主への引渡の期限及び場所についての条項がない場合、売主は買主が物品を受諾する合理的な日時及び場所で当該証券を買主へ引渡す義務を負う。

3. 売主は、合意した期限内に物品に関する証券を引渡した場合、当該期限内であれば、当該証券における誤謬を訂正することができる。

4. 売主が本条第3項に定める救済措置を講じた結果、買主に不利益を生じさせた場合或いは買主に不当な経費が発生した場合、買主は当該不利益の補填或いは当該費用の支払を売主へ要求する権利を有する。

第43条 (物品の過剰引渡)

1. 売主が過剰に物品を引渡した場合、買主は過剰分の受諾又は受諾拒否を選択する権利を有する。

2. 当事者間で別段の合意のない限り、買主は受諾した過剰分に対して契約で合意した価格を支払わなければならない。

第44条 (物品の引渡前検査)

1. 買主又はその代理人が引渡に先立ち物品の検査を実施することが当事者間で合意されている場合、売主は買主又はその代理人が当該検査を実施できる状況を保証しなければならない。

2. 当事者間で別段の合意のない限り、本条第1項に定める事由において、買主又はその代理人は状況を鑑み得る限り短期間で物品を検査しなければならぬ。契約に物品の輸送に関する条項のある場合、物品がその目的地へ輸送されるまで検査を延期することができる。

3. 買主又はその代理人が契約で合意した物品の引渡に先立つ検査を実施しなかった場合、売主は契約に従い当該物品を引渡す権利を有する。

4. 売主は、買主又はその代理人が知っていた若しくは知り得ていたにもかかわらず、検査実施後合理的な期間内に売主へ通知しなかった物品の欠陥に対して責任を負わない。

5. 買主又はその代理人が物品を検査した場合も、売主は、通常の検査では発見し得ず、売主が知っていた又は知り得ていたにもかかわらず買主へ通知しなかった物品の欠陥に対して引続き責任を負う。

第45条 (物品の所有権に関する保証義務)

売主は以下のことを保証しなければならない。

1. 販売された物品の買主の所有権に対して、いかなる第三者とも係争が生じていないこと。
2. 物品が合法であること。
3. 物品の譲渡が合法であること。

第46条 (物品の知的所有権に関する保証義務)

1. 売主は知的所有権を侵害する物品を販売してはならない。売主は販売した物品に関して知的所有権に関する係争のある場合、その責任を負う。
2. 買主は、自らの提供する技術図面、設計、方式、又はその他詳細データへの遵守を売主に要求する場合、売主が当該要求を遵守した結果生じた知的所有権の侵害に関する一切の苦情に対して責任を負う。

第47条 (通知要求)

1. 売主は、引渡した物品に関する第三者の苦情について、当該苦情を承知した又は承知し得た後直ちに買主へ通知しなかった場合、この法律の第46条第2項の規定に依拠する<sup>4</sup>権利を喪失する。但し、買主が当該苦情を承知していた又は承知し得ていた場合を除く。
2. 買主は、引渡された物品に関する第三者の苦情について、当該苦情を承知した又は承知し得た後直ちに売主へ通知しなかった場合、この法律の第45条及び第46条第1項の規定に依拠する権利を喪失する。但し、売主が当該苦情を承知していた又は承知し得ていた場合を除く。

第48条 (物品が民事上の義務遂行のために担保として利用される場合 (where goods are used as security for performance of civil obligation)<sup>5</sup>の売主の義務)

販売される物品が民事上の義務遂行のために担保として利用される場合、売主は当該担保について買主へ通知する義務を負い、担保の受益者が当該物品の売買に同意していなければならない。

第49条 (物品に対する保証義務)

1. 売買された物品に保証が付される場合、売主は[当該保証において]合意した内容及び期間に従い当該物品に対して責任を負う。
2. 売主は可能な限り最短期間内に保証義務を遂行しなければならない。
3. 当事者間で別段の合意のない限り、売主は保証に関する全ての経費を負担しなければならない。

第50条 (支払)

1. 買主は合意に基づき購入した物品の対価を支払い、物品の引受を承諾する義務を負う。
2. 買主は合意した手順及び手続並びにこの法律に従い、支払方法を遵守し支払を行わなければならない。
3. 買主は、その危険負担が売主から買主へ移転した後に物品が紛失又は破損した場合も、当該紛失又は破損が売主の過失に因らない限り、当該物品の対価を支払わなければならない。

第51条 (物品の対価の支払保留)

別段の合意のない限り、物品の対価の支払保留について以下の規定を適用する。

1. 買主は、売主側の不正行為の証拠を得た場合、支払を保留する権利を有する。
2. 買主は、物品が係争中のものであることの証拠を得た場合、当該係争が解決されるまで、支払を一時的に保留する権利を有する。
3. 買主は、売主が契約に合致しない物品を引渡したことの証拠を得た場合、売主が当該不一致を修正するまで、支払を一時的に保留する権利を有する。
4. 買主は、本条第2項又は第3項に定める支払の一時的な保留において、買主の提出した証拠が不正確なものであり、売主に損失が生じた場合、売主へ当該損失に対する損害賠償を支払うとともに、この法律に定めるその他救済措置を講じなければならない。

第52条 (対価の決定)

<sup>4</sup>英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:逐語訳では「参照する(refer to)」。

<sup>5</sup>英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:逐語訳では「物品が民事上の義務遂行のための担保方法の目的物である場合 (where the goods are the object of a security measure for performance of a civil obligation)」。

物品の対価及びその決定方法についての合意、並びにその他対価に関する指針がない場合、当該物品の対価は、引渡方法、売買日、地理的市場、支払方法、並びにその他対価に影響する条件が類似する同一種類の物品の対価に基づき決定される。

第53条 (重量に基づく対価の決定)

別段の合意のない限り、物品の対価を重量に基づき決定する場合、当該重量は正味重量であることとする。

第54条 (支払場所)

買主は、具体的な支払場所についての合意のない場合、以下の何れかの場所で売主へ支払を行わなければならない。

1. 契約締結時点での売主の事業場所、或いは売主が事業場所を有していない場合、売主の居住場所。
2. 物品又は証券の引渡と同時に支払を行う場合、当該物品又は証券が引渡される場所。

第55条 (支払期限)

別段の合意のない限り、支払期限について以下の規定を適用する。

1. 買主は、売主が物品又は物品に関する証券を引渡した時点で売主へ支払を行わなければならない。
2. 買主は、この法律の第44条の定めに従い合意されている場合、物品の検査を完了できる状態になるまで、支払を行う義務を負わない。

第56条 (物品の受諾)

買主は、契約に従い物品を受諾するとともに、売主が物品を引渡すことを援助するため合理的な措置を講じる義務を負う。

第57条 (引渡場所が特定されている場合の危険負担の移転)

別段の合意のない限り、売主がある特定の場所で買主へ物品を引渡す義務を負う場合、当該物品の紛失又は破損に対する危険負担は、売主が当該物品の所有権を確認する証券を保持する権限を有している場合も、当該物品が買主へ引渡された時点、或いは買主の指定した者が当該場所において当該物品を受諾した時点で買主へ移転される。

第58条 (引渡場所が特定されていない場合の危険負担の移転)

別段の合意のない限り、契約に物品の輸送についての条項があり、売主がある特定の場所で物品を引渡す義務を負わない場合、当該物品の紛失又は破損に対する危険負担は、当該物品が最初の運送人へ引渡された時点で買主へ移転される。

第59条 (運送人以外の引渡受託者へ物品が引渡される場合の危険負担の移転)

別段の合意のない限り、物品が運送人以外の引渡受託者により所持される場合、当該物品の紛失又は破損に対する危険負担は、以下の何れかの時点で買主へ移転される。

1. 買主が当該物品の所有権を確認する証券を受諾した時点。
2. 引渡受託者が当該物品を買主が所有する権利を承認した時点。

第60条 (輸送中の物品の危険負担の移転)

別段の合意のない限り、契約の対象が輸送中の物品である場合、当該物品の紛失又は破損に対する危険負担は、契約締結時点で買主へ移転される。

第61条 (その他の場合における危険負担の移転)

別段の合意のない限り、その他の場合における危険負担の移転について以下の規定を適用する。

1. この法律の第57条、第58条、第59条、又は第60条の規定の何れにも該当しない場合、物品の紛失又は破損に対する危険負担は、買主が当該物品を管理する権利(the right of control of the goods)<sup>6</sup>を得られたにもかかわらず、契約違反により当該物品の受諾を怠った時点で買主へ移転する。
2. 符号、記号或いは輸送証券により、物品を明確に識別できない場合、物品が買主へ通知されていない場合、或いはその他の手段により物品を立証できない場合、当該物品の紛失又は破損に対する危険負担は買主へ移転されない。

第62条 (物品の所有権の移転)

法律により別段の定めのない限り、若しくは当事者間で別段の合意のない限り、物品の所有権は当該物品が引渡された時点で売主から買主へ移転する。

第3節 商品取引所を通じた物品の売買 (purchase and sale of goods)<sup>7</sup>

第63条 (商品取引所を通じた物品の売買)

1. 「商品取引所(Commodity Exchange)を通じた物品の売買」とは、商品取引所で商品取引所の基準に従い、契約締結時点で合意した対価をもって、ある種類の物品をある数量売買することが当事者間で合意され、物品の引渡日時が将来のある時点に特定された商業活動をいう。
2. 政府は、商品取引所を通じた物品の売買に関して詳細な規則を公布する。

第64条 (商品取引所を通じた物品の売買のための契約)

1. 商品取引所を通じた物品の売買のための契約は、先物契約及びオプション契約より成る。

<sup>6</sup>英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:「当該物品の処置方法を決定する権利(the right of determine what to do with the goods)」でも可。

<sup>7</sup>英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:ベトナム語原文では第3条第8項で定義した表現を利用しているため、「物品の売買(purchase and sale of goods)」とした。「商取引(trading of commodities)」でも可。

2. 「先物契約」とは、契約で合意した将来のある時点において、売主が物品を引渡すことを保証し、買主が当該物品を受諾することを保証する契約をいう。

3. 「コールオプション契約又はプットオプション契約」とは、それによりオプションの買主が予め決められた価格（「約定価格」）である[種類の]物品を購入若しくは販売される権利を購入するため、一定の金額（「オプション価格」）の支払義務を負う契約をいう。オプションの買主は、当該物品の買付又は売付を行使する若しくは行使しないことを選択する権利を有する。

第65条 (先物契約当事者の権利及び義務)

1. 買主は、売主が契約に従い物品の引渡を履行した場合、当該物品を受諾しその対価を支払う義務を負う。

2. 買主は、当事者間で物品の受諾に代わり現金での決済<sup>8</sup> (make a cash settlement in lieu of accepting the goods) が合意された場合、契約で合意した価格と契約締結時点で商品取引所より発表された市場価格との差額を売主へ支払わなければならない。

3. 売主は、両当事者間で物品の引渡に代わり現金での決済が合意された場合、契約締結時点で商品取引所より発表された市場価格と契約で合意した価格との差額を買主へ支払わなければならない。

第66条 (オプション契約当事者の権利及び義務)

1. コールオプション又はプットオプションの買主は、当該オプションの保有者となるためオプション価格を支払わなければならない。オプション購入にあたり支払われる金額は当事者間の合意に基づく。

2. コールオプションの保有者は契約に定められた物品を購入する権利を有するが、当該物品を購入する義務を負わない。売主は、コールオプション保有者がオプションの行使(perform the contract)を選択した場合、当該コールオプション保有者へ物品を販売しなければならない。売主は、当該物品を販売しない場合、契約で合意した価格とオプション行使時点で (when the contract is performed)商品取引所より発表された市場価格との差額を当該コールオプション保有者へ支払わなければならない。

3. プットオプションの保有者は契約に定められた物品を販売する権利を有するが、当該物品を販売する義務を負わない。買主は、プットオプション保有者がオプションの行使(perform the contract)を選択した場合、当該プットオプション保有者より物品を購入しなければならない。買主は、当該物品を購入しない場合、契約で合意した価格とオプション行使時点で (when the contract is performed)商品取引所より発表された市場価格との差額を当該プットオプション保有者へ支払わなければならない。

4. 契約の有効期間内にコールオプション保有者又はプットオプション保有者がオプションの行使(perform the contract)を選択しなかった場合、当該契約は自動的に満了となる。

<sup>8</sup>英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:逐語訳では、「現金で支払い、物品を受諾しないこと(make a payment in cash and not accept the goods)」。

第67条 (商品取引所)

1. 商品取引所は以下の機能を持つ。

- (a) 物品の売買としての取引行為に必要な物理的且つ技術的設備の提供。
- (b) 取引活動の実施。
- (c) 流通市場で随時形成される具体的な価格の発表。

2. 政府は、商品取引所の設立条件、権限、責任、並びに運営綱領の承認に関して詳細な規則を公布する。

第68条 (商品取引所で取引される<sup>9</sup>(to be traded) 物品)

商務大臣(Minister of Trade)は、商品取引所で取引[が許可]される物品の一覧を公布する。

第69条 (商品取引所を通じた物品の売買における仲介人 (Broker in purchase and sale of goods via Commodity Exchange)<sup>10</sup>)

1. 商品取引所を通じた物品の売買における仲介人は、法律に定める全ての条件を満たしている場合に限り、商品取引所で業務を行うことを認められる。政府は、商品取引所を通じた物品の売買における仲介人の活動の条件に関して詳細な規則を公布する。

2. 商品取引所を通じた物品の売買における仲介人は、商品取引所を通じた物品の売買における仲介行為のみを行うことを許可され、商品取引所を通じた物品の売買のための契約当事者となることはできない。<sup>11</sup>

3. 商品取引所を通じた物品の売買における仲介人は、物品の売買における仲介より生じる自らの義務の遂行を保証するため、商品取引所へ保証金(deposit)を支払わなければならない。保証金の金額については商品取引所の規定に準拠する。

第70条 (商品取引所を通じた物品の売買における仲介人の禁止行為)

商品取引所を通じた物品の売買における仲介人に対して以下の行為を禁止する。

<sup>9</sup>英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:ベトナム語で「取引を行う(carry out a transaction)」という意味を持つ語句は「取引する(trade)」と訳す。

<sup>10</sup>英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:逐語訳では「商品取引所を通じた物品の売買において仲介人となる商人(Business entities being brokers in purchase and sale of goods via Commodity Exchange)」。

<sup>11</sup>英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:通常、英語では、同様の規定について、「仲介人は他者のための取引を行うことのみを許可され、自らのために取引することはできない(A broker shall only be permitted to trade for the account of others and shall not be permitted to trade for its own account)」と表現される。

1. 損失の全部又は一部の補償を約束し或いは利益を保証することにより顧客を契約へ勧誘すること。
2. 顧客との契約なしに物品を売込むこと或いは仲介を行うこと。
3. 顧客のための仲介において虚偽の価格又はその他詐欺的方法を利用すること。
4. 顧客と合意した契約に従った仲介を拒否すること或いは契約の仲介を不当に遅延させること。
5. この法律の第71条第2項に定めるその他禁止行為。

第71条 (商品取引所を通じた物品の売買における禁止行為)

1. 商品取引所の職員 (personnel) は、商品取引所を通じた物品の売買並びにその仲介を行ってはならない。
2. 商品取引所を通じた物品の売買に関係する者に対して以下の行為を禁止する。
  - (a) 先物契約又はオプション契約で取引される若しくは取引される可能性のある物品の数量に関する詐欺的或いは虚偽的行為、並びに先物契約又はオプション契約における物品の実際価格に関する詐欺的或いは虚偽的行為。
  - (b) 商品取引所を通じて売買される物品の取引又は市場或いは価格に関する紛らわしい情報の提供。
  - (c) 商品取引所における物品市場 (goods market) を混乱させる違法な方法の採用。
  - (d) 法律に定めるその他禁止行為。

第72条 (非常事態における行政措置の実施)

1. 「非常事態」とは、物品市場が混乱し、それにより需要と供給のバランスを反映した商品取引所を通じた取引が不可能となる事態をいう。
2. 商務大臣 (Minister of Trade) は非常事態が発生した場合、以下の措置を実施する権利を有する。
  - (a) 商品取引所における取引の一時停止。
  - (b) 一定の価格又は数量内での物品取引の規制。
  - (c) 取引スケジュールの変更。
  - (d) 商品取引所の運営綱領の変更。
  - (dd) 政府が定めるその他必要な措置。

第73条 (外国の商品取引所を通じて物品の売買を行う権利)

ベトナムの商人は政府の規則に従い外国の商品取引所を通じて物品を売買する権利を有する。

第3章 サービスの提供

第1節 サービスの提供に関する総則

第74条 (サービス契約の形態)

1. サービス契約は、口頭又は書面により明示され、或いは特定の行為をもって決定される。
2. 法律によりサービス契約を書面で作成することが定められている場合、当該法律に準拠しなければならない。

第75条 (サービスを提供又は利用する商人の権利)

1. この法律或いはベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約に別段の定めのない限り、商人は以下の通りサービスを提供する権利を有する。
  - (a) ベトナムの領土内での利用を目的とするベトナム居住者へのサービスの提供。
  - (b) ベトナムの領土内での利用を目的とするベトナム非居住者へのサービスの提供。
  - (c) 外国での利用を目的とするベトナム居住者へのサービスの提供。
  - (d) 外国での利用を目的とするベトナム非居住者へのサービスの提供。
2. この法律或いはベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約に別段の定めのない限り、商人は以下の通りサービスを利用する権利を有する。
  - (a) ベトナムの領土内で提供されたベトナム居住者のサービスの利用。
  - (b) ベトナムの領土内で提供されたベトナム非居住者のサービスの利用。
  - (c) 外国で提供されたベトナム居住者のサービスの利用。
  - (d) 外国で提供されたベトナム非居住者のサービスの利用。
3. 政府は、様々な種類のサービスについての税務政策の実施、及び輸出入の管理目的上適用される居住者及び非居住者の判断基準に関して具体的な規則を公布する。

第76条 (取扱禁止サービス及び取扱規制サービス並びに条件付取扱許可サービス)

1. 政府は、最新の社会経済状況並びにベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約に基づき、その取扱を禁止又は規制するサービス、或いはその取扱について遵守しなければならない条件を付されたサービスの一覧を公布する。

2. 取扱を規制されているサービス或いは取扱について条件が付されているサービスは、当該サービス並びにその提供に關係する当事者が法律に定められた条件を完全に満たした後にのみ、その提供が認められる。

第77条 (サービスの提供及び利用に対する緊急措置の適用)

首相は、必要に応じて、国家安全保障又はその他国家利益を保護するため、また、ベトナムの法律及びベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約を遵守するため、単独又は複数のサービスの提供及び利用の一時的な禁止並びに単独又は複数の市場において一定期間適用されるその他緊急措置を含む、サービスの提供及び利用に対する緊急措置の適用を決定する。

第2節 サービス契約当事者の権利及び義務

第78条 (サービス提供者の義務)

別段の合意のない限り、サービス提供者は以下の義務を負う。

1. [自らが当事者である]合意及びこの法律に従いサービスを提供するとともにその他関連する行為を行う。
2. サービスを実施するために引渡された材料及び設備を保管し、サービス完了後これらを顧客へ返却する。
3. 完全なサービスの提供を保証できない程度に情報および資料が不足し、又は設備が不十分な場合、直ちに顧客へ通知する。
4. そのように合意した場合或いは法律により要求される場合、サービスの提供において知り得た情報の秘密を保持する。

第79条 (成果基準によるサービス提供者の義務)

別段の合意のない限り、提供するサービスの性質上サービス提供者に一定の成果が要求される場合、当該サービス提供者は、サービス提供において、契約に定める条件及び目的に従い適切な成果を達成しなければならない。契約において獲得すべき成果の基準についての条項のない場合、サービス提供者は、サービス提供において、当該サービスの性質に通常適用される基準に従い適切な成果を達成しなければならない。

第80条 (最大努力及び能力基準によるサービス提供者の義務)

別段の合意のない限り、提供するサービスの性質上サービス提供者に目標成果達成のための最大努力が要求される場合、当該サービス提供者は、最大努力及び能力によりサービスを提供する義務を遂行しなければならない。

第81条 (サービス提供者間の協力)

合意に従い若しくは特定の状況において、複数のサービス提供者により共同して或いはその他サービス提供者の協力の下単独のサービス提供者によりサービスが提供される場合、各サービス提供者は以下の義務を負う。

1. 作業の進捗状況及びサービスの提供に関する要件についてその他サービス提供者と情報を交換するとともに、その他サービス提供者の業務の妨げとならない時間及び方法でサービスを提供する。

2. その他サービス提供者と協力するために必要な活動を実施する。

第82条 (サービスの完了期限)

1. サービス提供者は契約で合意した期限内にサービスの提供を完了しなければならない。
2. 契約にサービスの完了期限についての条項のない場合、サービス提供者は、当該サービスの完了期限に関する顧客の具体的な要件を含め、承知しているあらゆる条件及び状況を考慮し、契約締結後合理的な期間内にサービスを完了しなければならない。
3. サービス提供者は、サービスを完了するにあたり、顧客又はその他サービス提供者がある条件を満たすことが要求される場合、当該条件が満たされるまでサービスを完了させる義務を負わない。

第83条 (サービス提供中の顧客の変更要求)

1. サービス提供者は、サービス提供中、合理的な範囲内で顧客の変更要求に応じなければならない。
2. 別段の合意のない限り、顧客は合理的な範囲内で自らの変更要求により発生する費用を負担しなければならない。

第84条 (サービスの完了期限後における継続的なサービスの提供)

サービス提供者は、完了期限までにサービスを完了できず、顧客が異議を申立てない場合、合意した詳細に従い引き続きサービスを提供するとともに、発生した損害を補償しなければならない。

第85条 (顧客の義務)

別段の合意のない限り、顧客は以下の義務を負う。

1. 契約で合意したサービスの対価を支払う。
2. サービスが遅延なく継続的に提供されるために全ての計画及び指示並びにその他詳細を適宜提供する。
3. サービス提供者が適切な方法でサービスを提供できるようにあらゆる方法で協力する。
4. 複数のサービス提供者により共同して或いはその他サービス提供者の協力の下単独のサービス提供者によりサービスが提供される場合、いかなるサービス提供者の作業も妨げられないように全てのサービス提供者の作業を調整する。

第86条 (サービス費用(Service fees)<sup>12</sup>)

サービス費用及びその決定方法についての合意並びにサービス費用に関する指針がない場合、当該サービス費用は、提供方法、提供日、地理的場所、支払方法、並びにその他サービス費用に影響する条件が類似するサービスに基づき決定される。

<sup>12</sup>英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:逐語訳では「サービス価格(service price)」。

第37条 ([サービス費用の]支払期限)

[サービス費用の]支払に関して当事者間で合意及び慣習のない場合、当該サービスに対する支払期限はサービス完了時点とする。

第4章 商業促進活動

第1節 販売促進

第38条 (販売促進)

1. 「販売促進(promotion)」とは、商人が顧客へ特定の便益を与えることにより物品の売買又はサービスの提供の促進を目的とする商業促進活動の一つである商業活動をいう。
2. 商人は、以下の何れかの形態で販売促進を行う。
  - (a) 自らの事業における物品又はサービスについて販売促進を行う。
  - (b) 販売促進サービスを業とし、他の商人との合意に従い当該商人の物品又はサービスの販売促進を行う。

第39条 (販売促進サービス事業)

「販売促進サービス事業」とは、商人が契約に基づき他の商人の物品又はサービスの販売促進を行う商業活動をいう。

第90条 (販売促進サービス契約)

販売促進サービスの提供のための契約は、書面又はそれと同等の有効性を持つ様式によりなされなければならない。

第91条 (販売促進を行う商人の権利)

1. ベトナムの商人又はその支店或いはベトナムにおける外国商人の支店は、自らの物品又はサービスのために販売促進を行うとともに、自らの物品又はサービスの販売促進を販売促進事業を業とする商人へ委託する権利を有する。
2. 商人の駐在員事務所は、代理する商人のためにベトナムにおいて自ら販売促進をしたり、その販売促進を他の商人へ委託してはならない。

第92条 (販売促進の形態)

1. 顧客に無償で物品の見本を提供し又はサービスの見本を利用させる。
2. 顧客に無償で景品として物品を贈呈し又はサービスを提供する。
3. 登録又は発表した一定の販売促進期間中、通常よりも低い価格で物品を販売し或いはサービスを提供する。この形態の対象となる物品又はサービスの価格が国家により管理される場合、政府の規則に従い販売促進を行わなければならない。

4. 物品の販売又はサービスの提供にあたり、顧客が単独又は複数の便益を受領できる物品の購入又はサービスの利用のためのクーポンを付与する。
5. 物品の販売又はサービスの提供に懸賞券を付与し、当選者へ所定の規則に従い賞品を贈呈する。
6. 物品の販売又はサービスの提供にあたり、物品の購入又はサービスの利用と密接に関係するくじ引きへの参加券を付与し、当選者へ所定の規則に従い賞品を贈呈する。
7. 常連顧客に対して購入した物品或いは利用したサービスの数量又は金額を顧客カード又はクーポン或いはその他様式に記録し、その合計に従い賞品を贈呈する。
8. 販売促進を目的として顧客の参加する文化又は芸術或いは娯楽プログラム及びその他イベントを組織する。
9. 商業関連の国家機関の承認するその他販売促進形態。

第93条 (販売促進物品及びサービス)

1. 「販売促進物品及びサービス」とは、商人が物品の販売又はサービスの提供の促進を目的として、販売促進の何れかの形態で利用する物品及びサービスをいう。
2. 販売促進物品及びサービスは、法律上その取引が認められるものでなければならない。

第94条 (販売促進用物品及びサービス並びに販売促進における割引率)

1. 「販売促進用物品及びサービス」とは、商人が景品として利用する或いは顧客へ無償で贈呈する物品又はサービスをいう。
2. 商人は、販売促進用物品又はサービスとして、その事業活動の対象である或いはそれ以外の物品又はサービスを利用することができる。
3. 販売促進用物品及びサービスは、法律上その取引が認められるものでなければならない。
4. 政府は、販売促進活動中の商人に許可される販売促進用物品及びサービスの価値の上限並びに販売促進物品及びサービスの割引率の上限に関して、具体的な規定を公布する。

第95条 (販売促進を行う商人の権利)

販売促進を行う商人は以下の権利を有する。

1. 販売促進の形態及び期間並びに場所、販売促進用物品及びサービスを選択する。
2. この法律の第94条第4項に従い顧客へ付与される具体的な便益を決定する。
3. 販売促進サービスを業とする商人へ自らの販売促進を委託する。

4. この法律の第 92 条に定める販売促進の実施を組織する。

第96条 (販売促進を行う商人の義務)

販売促進を行う商人は以下の義務を負う。

1. 販売促進の実施について法律に定める手順及び手続を厳格に遵守する。
2. この法律の第 97 条に従い顧客へ販売促進活動の詳細 (details)<sup>13</sup>を公表する。
3. 公表通りに販売促進活動を正しく実施し、顧客に行った保証を遵守する。
4. この法律の第 92 条第 6 項に定める販売促進において、当選者のない場合、参加者数に従い公表した賞品の価値の 50%を国家予算(State Budget)へ拠出する。

商務大臣(Minister of Trade)は、本項の適用対象となるくじ引きに該当する販売促進の具体的な形態に関して規則を公布する。

5. 販売促進サービスを業とする商人については、販売促進のための契約における合意事項を遵守する。

第97条 (公表内容の詳細)

1. この契約の第 92 条に定める何れかの形態で販売促進を実施する商人は以下の詳細を公表しなければならない。
  - (a) 販売促進活動の名称。
  - (b) 販売促進物品又はサービスの価格並びにそれらを顧客へ引渡すための関連費用。
  - (c) 販売促進を実施する商人の名称及び住所並びに電話番号。
  - (d) 販売促進活動期間、その開始日及び終了日並びに地域。
  - (dd) 販売促進へ参加することによる便益に特定の条件が附される場合、当該販売促進が条件付であることを明確にするとともに、その条件の詳細を公表しなければならない。

2. 本条第 1 項に定める詳細に加え、販売促進を実施する商人は、販売促進に関する以下の詳細を公表しなければならない。
  - (a) この法律の第 92 条第 2 項に定める販売促進形態において、顧客へ景品として贈呈される物品又はサービスの対価。

<sup>13</sup>英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:逐語訳は「情報内容 (information contents)」だが、本英訳では以下も同様に「詳細 (details)」とする。

- (b) この法律の第 92 条第 3 項に定める販売促進形態において、販売促進以前の通常の販売価格からの割引率。

- (c) この法律の第 92 条第 4 項に定める販売促進形態において、物品の購入又はサービスの利用のためのクーポンにより、顧客の受領する金銭的価値或いは具体的な便益、当該物品の販売場所又はサービスの提供場所、並びに当該物品又はサービスの種類。

- (d) この法律の第 92 条第 5 項又は第 6 項に定める販売促進形態において、賞品の種類及びその価値、プログラムへの参加規則、並びに当選者の選出方法。

- (dd) この法律の第 92 条第 7 項又は第 8 項に定める販売促進形態において、顧客が支払わなければならない或いは負担しなければならない費用。

第98条 (公表方法)

1. この法律の第 97 条に定める物品の販売促進に関する公表は以下の何れかの方法でなされなければならない。
  - (a) 当該物品が販売されている或いは販売のために展示されている場所での公表。
  - (b) 当該物品又はその包装上での公表。
  - (c) その他の方法。但し、当該物品を販売するにあたり公表内容を貼付しなければならない。

2. この法律の第 97 条に定めるサービスの販売促進に関する公表は以下の何れかの方法でなされなければならない。
  - (a) 当該サービスが提供されている場所での公表。
  - (b) その他の方法。但し、当該サービスを提供するにあたり公表内容を提示しなければならない。

第99条 (販売促進プログラム及びその詳細に関する情報の秘密保持義務)

販売促進プログラムの実施にあたり管轄の国家機関の承認が要求される場合、当該国家機関は承認まで当該プログラム並びに商人より提供されたその詳細の秘密を厳格に保持しなければならない。

第100条 (販売促進活動における禁止行為)

以下の販売促進活動を行ってはならない。

1. その取扱を禁止若しくは規制されている物品又はサービス、或いはその流通を許可されていない物品又はその提供を許可されていないサービスに関する販売促進活動。
2. その取扱を禁止若しくは規制されている物品又はサービス、或いはその流通を許可されていない物品又はその提供を許可されていないサービスを販売促進に利用すること。



3. 18歳以下を対象する酒類(Wines)又はビールの販売促進活動或いはそれらを販売促進に利用すること。
4. その形態を問わず、タバコ又はアルコール度数30%以上の酒類(Wines)の販売促進活動。
5. 物品又はサービスについて顧客を欺くことを目的とした虚偽の或いは紛らわしい販売促進活動。
6. 粗悪品、若しくは環境又は人々の健康或いはその他公共の利益を損なう物品を販売するための販売促進活動。
7. 学校、病院、或いは、国家機関、政治組織、社会政治的組織(socio-political organizations)、及び人民軍(people's armed forces)の事務所における販売促進活動。
8. 実際は贈呈されない或いは実際に贈呈されるものと異なる景品又は賞品の贈呈を約束すること。
9. 不正競争を目的とする販売促進活動。
10. この法律の第94条第4項に従い規定される販売促進用物品及びサービスの価値の上限並びに販売促進物品及びサービスの割引率の上限を超える販売促進活動。

第101条 (商業関連の国家機関への販売促進活動の登録及びその結果報告)

1. 商人は、販売促進活動に先立ち、商業関連の国家機関へ登録するとともに、当該活動完了後、その結果を報告しなければならない。
2. 政府は、商人による国家の商業関連の国家機関への販売促進活動の登録及びその結果報告に関して詳細な規定を公布する。

第2節 商業広告

第102条 (商業広告)

「商業広告」とは、商人が顧客へ自らの物品又はサービスを紹介することを目的として行う商業的促進の一つである商業活動をいう。

第103条 (商業広告を行う権利)

1. ベトナムの商人又はその支店或いはベトナム国内で商業活動を行うことを許可されたベトナムにおける外国商人の支店は、自らの事業活動或いは物品又はサービスのために商業広告を行うとともに、商業広告事業を業とする商人へ自らの商業広告を委託する権利を有する。
2. 商人の駐在員事務所は、自ら商業広告を行ってはならない。駐在員事務所は、[親会社である]商人からその権限を付与されている場合、代理する商人のための商業活動を目的として、商業広告を業とする商人と契約を締結する権利を有する。
3. 外国商人は、ベトナムにおいて自らの物品又はサービスに関する事業活動を商業的に宣伝することを希望する場合、それを商業広告を業とするベトナムの商人へ委託しなければならない。

第104条 (商業広告サービス事業)

「商業広告サービス事業」とは、商人が他の商人のために商業広告を行う商業活動をいう。

第105条 (商業広告作品)

「商業広告作品」は、商業広告を含む画像、行動、音声、話し言葉、書き言葉、表象、色彩、或いは照明による情報より成る。

第106条 (商業広告の手段)

1. 「商業広告の手段」とは、商業広告作品を紹介するために利用する媒体をいう。
2. 商業広告の手段は以下のものより成る。
  - (a) 大量伝達媒体(mass media)。
  - (b) 情報伝達媒体。
  - (c) あらゆる種類の印刷物。
  - (d) あらゆる種類の掲示板、看板、横断幕、パネル、ポスター、固定物、輸送手段、或いはその他可動物
  - (dd) その他。

第107条 (商業広告の手段の利用)

1. この法律の第106条に定める商業広告の手段を利用するにあたっては、管轄の国家機関の公布する規則を遵守しなければならない。
2. 商業広告の手段を利用するにあたっては、以下の要件を遵守しなければならない。
  - (a) 文化及びスポーツ活動、並びに商品見本市及び展示会の媒体、出版、情報、並びにプログラムに関する法律の遵守。
  - (b) 広告場所に関する規則の遵守、並びに、景観、環境、交通の秩序及び安全、社会の安全に悪影響を及ぼさないこと。
  - (c) 大量伝達媒体の各手段に適用される規則に従い程度、音量、時点、及び時間量が正当であること。

第108条 (商業広告作品に関する知的所有権の保護)

商人は法律に従い商業広告に関する知的所有権を保護するため登録する権利を有する。

第109条 (禁止される商業広告)

以下に示す商業広告を禁止する。

1. 国家機密を開示する、或いは国家の独立、主権、安全保障、社会の安全、若しくは社会秩序に悪影響を及ぼす広告。
2. ベトナムの歴史的又は文化的或いは倫理的伝統、美風、若しくは法律に反する広告作品又は手段を利用した広告。
3. 国家がその取扱を禁止又は規制或いは宣伝を禁止している物品又はサービスの広告。
4. タバコ又はアルコール度数 30%以上の酒類(Wines)、宣伝時点でベトナム市場での流通を許可されていない物品又は提供を許可されていないサービスの広告。
5. 国家又はその他法人(organizations)或いは個人の利益を損なう広告の濫用。
6. 自らの物品又はサービスと他の商人の同種の物品又はサービスを直接比較する広告。
7. 物品又はサービスの数量、品質、価格、用法、デザイン、原産地、種類、包装、利用方法、或いは保証期間に関して誤った広告。
8. 知的財産所有権を侵害する物品を利用した又はそれを宣伝することによる、或いは他の法人(organization)又は個人の事前の承認なしに当該法人又は個人の肖像を利用した商人(the entity being advertised)の事業活動の広告。
9. 法律に定める不正競争を目的とする広告。

第110条 (商業広告サービス契約)

商業広告サービスのための契約は、書面又はそれと同等の有効性を持つ様式によりなされなければならない。

第111条 (商業広告を委託する者の権利)

別段の同意のない限り、商業広告を委託する者は以下の権利を有する。

1. 商業広告の媒体、方法、内容、手段、範囲、時点、或いは期間を指定する。
2. 商業広告サービス契約の履行を検査及び監視する。

第112条 (商業広告を委託する者の義務)

別段の同意のない限り、商業広告の委託者は以下の義務を負う。

1. 商業広告サービスを提供する者へ物品又はサービスに関する事業活動についての真実且つ正確な情報を提供し、当該情報に対して責任を負う。
2. 商業広告サービスの対価並びに合理的な範囲内のその他費用を支払う。

第113条 (商業広告サービスを提供する者の権利)

別段の同意のない限り、商業広告サービスを提供する者は以下の権利を有する。

1. 商業広告を委託する者に対して、契約に定める合意事項に厳格に従った真実且つ正確な情報の提供を要求する。
2. 商業広告サービスの対価並びに合理的な範囲内のその他費用を受領する。

第114条 (商業広告サービスを提供する者の義務)

別段の同意のない限り、商業広告サービス提供者は以下の義務を負う。

1. 商業広告を委託する者が指定した媒体、方法、内容、手段、範囲、時点、或いは期間に従う。
2. 商業広告を委託する者より提供された情報に従い、物品又はサービスに関する事業活動について真実且つ正確な広告を提供する。
3. 商業広告サービス契約で合意したその他義務を遂行する。

第115条 (商業広告の媒体)

「商業広告の媒体」とは、直接、商業広告作品を出す者をいう。

第116条 (商業広告の媒体の義務)

別段の同意のない限り、商業広告の媒体は以下の義務を負う。

1. この法律の第 107 条に定める商業広告の手段の利用に関する規定を遵守する。
2. 広告の委託者と締結した広告のための契約を履行する。
3. 法律に定めるその他義務を遂行する。

第3節 物品及びサービスの展示紹介

第117条 (物品及びサービスの展示紹介)

「物品及びサービスの展示紹介」とは、商人が顧客への物品又はサービスの紹介を目的として当該物品又はサービス或いはそれらに関する資料を利用する商業的促進の一つである商業活動をいう。

第118条 (物品及びサービスを展示紹介する権利)

1. ベトナムの商人又はその支店或いはベトナムにおける外国商人の支店は、自らの物品又はサービスを展示紹介する権利、当該展示紹介の適切な形態を選択する権利、自ら当該展示紹介を組織する権利、並びに展示紹介サービスを業とする商人へ自らの物品又はサービスの展示紹介を委託する権利を有する。
2. 商人の駐在員事務所は、自らの事務所以外で、代理する商人の物品又はサービスの展示紹介を行ってはならない。駐在員事務所は、[親会社である]商人からその権限を付与されている場合、代理する商人の物品又はサービスの展示紹介を目的として、物品又はサービスの展示紹介を業とする商人と契約を締結する権利を有する。
3. ベトナムでの商業活動を許可されていない外国商人は、ベトナムにおける自らの物品又はサービスの展示紹介を希望す

る場合、それを物品又はサービスの展示紹介を業とするベトナムの商人へ委託しなければならない。

第119条 (物品及びサービスの展示紹介サービス事業)

「物品及びサービスの展示紹介サービス事業」とは、商人が他の商人のために物品又はサービスの展示紹介サービスを提供する商業活動をいう。

第120条 (物品及びサービスの展示紹介の形態)

物品及びサービスの展示紹介の形態には以下のものがある。

1. 物品又はサービスの展示紹介のためのショールームを設置する。
2. 商業センターにおいて、或いは娯楽、スポーツ、文化、又は芸術活動の中で物品又はサービスを展示紹介する。
3. 物品又はサービスの展示紹介を伴うセミナー若しくは会議を開催する。
4. インターネット上若しくは法律に準拠したその他形態で物品又はサービスを展示紹介する。

第121条 (展示紹介される物品又はサービスの条件)

1. 展示紹介される物品又はサービスは合法的な事業活動におけるものでなければならない。
2. 展示紹介される物品又はサービスは法律に定める品質及び標示を有するものでなければならない。

第122条 (展示紹介目的にベトナムへ輸入される物品の条件)

ベトナムにおける展示紹介を目的として輸入される物品は、この法律の第121条に定める規定に加え、以下の条件を満たしていなければならない。

1. 当該物品のベトナムへの輸入が許可されていること。
2. 展示紹介のために一時的に輸入される物品については、展示紹介終了後、一時輸入日より6ヶ月以内に、再輸出されること。当該期限を超過する場合、一時輸入手続を行った税関で延長手続を行うこと。
3. 展示紹介のために一時的に輸入される物品がベトナムにおいて売買される場合は、輸入物品に関するベトナムの法律に準拠しているものであること。

第123条 (禁止される物品及びサービスの展示紹介)

以下の場合、物品及びサービスの展示紹介を禁止する。

1. 国家の安全、社会秩序、社会の安全、景観、環境、又は人々の健康に悪影響を及ぼす物品又はサービスの展示紹介或いはその手段の利用。
2. ベトナムの歴史的又は文化的或いは倫理的伝統、美風に反する物品又はサービスの展示紹介或いはその手段の利用。
3. 国家機密が漏洩される物品又はサービスの展示紹介。

4. 自らの物品との比較を目的に他の商人の物品を展示紹介すること。但し、展示される物品が模造品或いは法律に基づく知的所有権に違反する物品である場合を除く。

5. 品質、価格、用法、デザイン、種類、包装、保証期間、或いはその他品質上の点について、顧客を欺くため実際に取引されているものと異なる見本を展示紹介すること。

第124条 (物品及びサービスの展示紹介サービス契約)

物品及びサービスの展示紹介サービスのための契約は、書面又はそれと同等の有効性を持つ様式によりなされなければならない。

第125条 (物品及びサービスの展示紹介を委託する者の権利)

別段の同意のない限り、物品及びサービスの紹介展示を委託する者は以下の権利を有する。

1. 物品又はサービスの展示紹介サービスを提供する者に対して、契約における合意事項の履行を要求する。
2. 物品又はサービスの展示紹介サービス契約の履行を検査及び監視する。

第126条 (物品及びサービスの展示紹介を委託する者の義務)

別段の同意のない限り、物品及びサービスの展示紹介を委託する者は以下の義務を負う。

1. 契約における合意事項に基づき、展示紹介のための完全な物品又はサービス或いは手段をサービス提供者へ提供する。
2. 展示紹介される物品に関する情報を提供し、当該情報に対して責任を負う。
3. 展示紹介サービスの対価並びに合理的な範囲内のその他費用を支払う。

第127条 (物品及びサービスの展示紹介サービスを提供する者の権利)

別段の同意のない限り、物品及びサービスの展示紹介サービスを提供する者は以下の権利を有する。

1. 契約で合意された日程に従い、展示紹介を委託する者へ物品又はサービスの提供を要求する。
2. 契約における合意に従い、展示紹介を委託する者へ展示紹介される物品又はサービスに関する情報或いはその他必要な設備の提供を要求する。
3. 展示紹介サービスの対価並びに合理的な範囲内のその他費用を受領する。

第128条 (物品及びサービスの展示紹介サービスを提供する者の義務)

別段の同意のない限り、物品及びサービスの展示紹介サービスを提供する者は以下の義務を負う。

1. 契約での合意に従い、物品又はサービスの展示紹介を行う。
2. 展示紹介契約の履行期間中、提供された展示紹介用の物品並びに書類及び設備を管理し、展示紹介終了後、これらを展示紹介の委託者へ返却する。
3. 物品又はサービスの展示紹介を委託する者との合意内容(items)に従い、物品又はサービスの展示紹介を行う。

第4節 商品見本市及び展示会

第129条 (商品見本市及び展示会)

「商品見本市又は展示会」とは、商人が売買契約又はサービス契約の締結のため、一定期間一定の場所で自らの物品又はサービスを展示紹介する商業的促進の一つである商業活動をいう。

第130条 (商品見本市及び展示会サービス事業)

1. 「商品見本市及び展示会サービス事業」とは、商人が商品見本市及び展示会サービスの対価を受領することを目的として他の商人のために商品見本市又は展示会を開催し或いは参加する商業活動をいう。
2. 商品見本市又は展示会の開催若しくは参加サービスのための契約は、書面又はそれと同等の有効性を持つ様式によりなされなければならない。

第131条 (商品見本市又は展示会を開催若しくはこれに参加する権利)

1. ベトナムの商人又はその支店或いはベトナムにおける外国商人の支店は、自らの物品又はサービスに関する商品見本市又は展示会を開催する或いはこれに参加する権利、並びに商品見本市又は展示会の開催或いはそれへの参加を商品見本市又は展示会サービスを提供する商人へ委託する権利を有する。
2. 商人の駐在員事務所は、自ら商品見本市又は展示会を開催せず或いはこれに参加してはならない。駐在員事務所は、[親会社である]商人からその権限を付与されている場合、代理する商人のための商品見本市又は展示会の開催或いはこれへの参加を目的として商品見本市又は展示会サービスを業とする商人と契約を締結する権利を有する。
3. 外国商人は、自ら商品見本市又は展示会に参加し、或いはベトナムの商人へ商品見本市又は展示会への参加を委託する権利を有する。外国商人は、ベトナムにおいて商品見本市又は展示会の開催を希望する場合、それを商品見本市又は展示会サービスを業とするベトナムの商人へ委託しなければならない。

第132条 (ベトナムにおける商品見本市及び展示会の開催)

1. ベトナムで開催される全ての商品見本市及び展示会は開催場所を管轄する省或いは中央管轄の都市の商業関連の国家機関に登録し、書面による承認を得なければならない。
2. 政府は、本条第1項に定めるベトナムでの商品見本市及び展示会の開催についての登録並びに承認取得のための手順及び手続に関して具体的な規則を公布する。

第133条 (外国での商品見本市及び展示会の開催並びにこれへの参加)

1. 商品見本市又は展示会サービスを業としない商人は、自らの物品又はサービスについて外国での商品見本市又は博覧会の開催又はこれへの参加を希望する場合、物品の輸出に関する規則を遵守しなければならない。
2. 商品見本市又は展示会サービスを提供する事業者は、他の事業者が[外国での]商品見本市又は展示会へ参加するための手配を行うにあたり、商務省(Ministry of Trade)に登録しなければならない。
3. 商品見本市又は展示会サービス事業者として登録していない商人は、他の商人が外国での商品見本市又は展示会へ参加するための手配を行ってはならない。
4. 政府は、本条第1項及び第2項に定める外国での商品見本市又は展示会の開催或いはこれへの参加のための手順及び手続に関して具体的な規則を公布する。

第134条 (ベトナムにおける商品見本市又は展示会で展示紹介される物品及びサービス)

1. 以下の物品又はサービスは商品見本市又は展示会への参加を認められない。
  - (a) 法律により取扱が禁止又は規制される或いは流通が認められていない物品又はサービス。
  - (b) 法律において輸入が禁止されている外国の商人<sup>14</sup>からの物品又はサービス。
  - (c) 模造品又は知的所有権に違反する物品。但し、純正品との比較を目的として展示紹介される場合を除く。
2. 商品見本市又は展示会に関する規定の遵守に加え、特殊管理を必要とする物品又はサービスは、それらを対象とする特殊管理に関する規則を遵守しなければならない。
3. ベトナムでの商品見本市又は展示会への参加を目的として一時的に輸入された物品は、当該商品見本市又は展示会終了後30日以内に再輸出されなければならない。
4. ベトナムでの商品見本市又は展示会への参加を目的として一時的に輸入され、再輸出される物品は、ベトナムの関税法及びその他関連法を遵守しなければならない。

第135条 (外国での商品見本市又は展示会に参加する物品及びサービス)

1. 法律により輸出が禁止される場合を除き、全ての物品及びサービスは外国での商品見本市及び展示会への参加を認められる。

<sup>14</sup>英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:逐語訳。本英訳文中の「外国商人 (foreign business entity)」とは別の意味。

2. 輸出が禁止される物品又はサービスは、首相の書面による許可のある場合のみ、外国での商品見本市又は展示会への参加を認められる。

3. 外国での商品見本市又は展示会への参加のための物品の一時輸出期間は一時輸出の日付より1年以内とする。1年以内に再輸入されなかった場合、ベトナムの法律に従い当該物品に対して租税及びその他財務上の義務が課せられる。

4. 外国での商品見本市又は展示会への参加を目的として一時的に輸出され、再輸入される物品は、関連する関税法及びその他法律を遵守しなければならない。

第136条 (ベトナムでの商品見本市又は展示会における物品の販売又は贈呈並びにサービスの提供)

1. ベトナムでの商品見本市又は展示会において展示紹介される物品又はサービスは、当該商品見本市又は展示会にて販売又は贈呈或いは提供することができる。但し、本条第2項に定める場合を除き、輸入物品については税関に登録することを条件とする。

2. 輸入にあたり管轄の国家機関からの許可を必要とする物品は、当該国家機関の書面による承認のある場合に限り、その販売又は贈呈が認められる。

3. この法律の第134条第2項に定める物品を見本市又は展示会において販売又は贈呈するにあたっては、当該物品に適用される特殊輸入管理についての規則を遵守しなければならない。

4. ベトナムでの商品見本市又は展示会において販売又は贈呈された物品並びに提供されたサービスに対しては、法律に従い租税及びその他財務上の義務が課せられる。

第137条 (外国での商品見本市又は展示会におけるベトナムの物品の販売又は贈呈並びにベトナムのサービスの提供)

1. 外国での商品見本市又は展示会に参加したベトナムの物品又はサービスは、本条第2項及び第3項の場合を除き、当該商品見本市又は展示会において販売又は贈呈或いは提供することができる。

2. 外国での商品見本市又は展示会への参加のために一時輸出を許可された輸出禁止物品は、首相の事前の承認のある場合に限り、当該商品見本市又は展示会にて販売又は贈呈することができる。

3. 輸入にあたり管轄の国家機関からの許可を必要とする物品は、当該国家機関の書面による承認のある場合に限り、その販売又は贈呈が認められる。

4. 外国での商品見本市又は展示会において販売又は贈呈された物品並びに提供されたサービスに対しては、法律に従い租税及びその他財務上の義務が課せられる。

第138条 (ベトナムでの商品見本市及び展示会に参加する法人並びに個人の権利及び義務)

ベトナムでの商品見本市及び展示会に参加する法人並びに個人は以下の権利を有するとともに、以下の義務を負う。

1. 商品見本市及び展示会を開催する商人との合意に基づき権利を行使し、義務を遂行する。

2. 法律に従い商品見本市及び展示会において物品を販売又は贈呈し、サービスを提供する。

3. 商品見本市及び展示会での展示を目的として物品並びに物品又はサービスについての資料を一時的に輸入し再輸出する。

4. ベトナムでの商品見本市及び展示会開催についての規則を遵守する。

第139条 (外国での商品見本市及び展示会を開催する又はこれらに参加する商人の権利及び義務)

外国での商品見本市及び展示会を開催するまたはこれらに参加する商人は、以下の権利を有するとともに、以下の義務を負う。

1. 商品見本市及び展示会での展示紹介を目的として物品並びに物品又はサービスについての資料を一時的に輸出し再輸入する。

2. 外国での商品見本市及び展示会の開催に関する規則又はこれらへの参加に関する規則を遵守する。

3. 商品見本市及び展示会での展示物品を販売又は贈呈するにあたり、ベトナムの法律に従い租税の支払及びその他財務上の義務を遂行する。

第140条 (商品見本市及び展示会サービスを業とする商人の権利及び義務)

商品見本市及び展示会サービスを業とする商人は、以下の権利を有するとともに、以下の義務を負う。

1. 開催日に先立ち、商品見本市及び展示会のテーマ及び時間並びに期間を掲載する。

2. 契約での合意事項に従い商品見本市及び展示会サービスの利用者に対して期限通りに商品見本市及び展示会に出品する物品の提供を要求する。

3. 契約での合意事項に従い商品見本市及び展示会サービスの利用者に対して商品見本市及び展示会に出品する物品に関する情報並びにその他必要な設備の提供を要求する。

4. 商品見本市及び展示会サービスの対価並びに合理的な範囲内のその他費用を受領する。

5. 契約での合意事項を厳格に遵守し商品見本市及び展示会を開催する。

第5章 商業的仲介活動

第1節 商人の代理

第141条 (商人の代理)

1. 「商人の代理」とは、商人（「代理人」）が他の商人（「被代理人」）の名の下に、また当該被代理人の指示に従い商業活動を行うことを委任され、それに対する報酬を受領する商業活動をいう。
2. 商人がその職員（personnel）を代理人として行為させる場合、民法が適用される。

別段の合意のない限り、被代理人は以下の義務を負う。

1. 代理人による交渉に基づく契約の締結、代理人により締結された契約の履行、並びに代理人が代理範囲を超えて行った行為の承認又は不承認について、直ちに通知する。
2. 代理人が代理行為を行うために必要な資産及び資料並びに情報を提供する。
3. 代理人へ報酬及び合理的な範囲内でのその他費用を支払う。
4. 代理範囲内の契約の締結又は履行であるが、代理人に代理権を認めない場合は直ちに代理人へ通知する。

第142条 (商人の代理のための契約)

商人の代理のための契約は、書面又はそれと同等の有効性を持つ様式によりなされなければならない。

第143条 (代理の範囲)

商人の代理のための契約当事者は、被代理人の活動範囲内でその商業活動の一部又は全部を代理人が行うことに同意することができる。

第147条 (代理に対する報酬を受領する権利)

1. 代理人は、代理範囲内で契約を締結した場合それに対する報酬を受領する権利を有する。当該代理人の権利は、代理契約において当事者間で合意した時点で発生する。
2. 代理人の報酬について合意のない場合、この法律の第 86 条に従い決定される。

第144条 (商人の代理期間)

1. 代理期間は当事者間による合意に基づく。
2. 当事者間で合意のない場合、代理期間は被代理人が代理人による代理のための契約解除を通知した時点、或いは代理人が被代理人の代理のための契約解除を通知した時点で終了する。
3. 別段の合意のない限り、本条第 2 項における契約解除通知が被代理人より一方的になされた場合、代理人は、被代理人に対して、被代理人を代理した顧客との契約締結に対する報酬並びにその他受領する権利を有する報酬の支払を求める権利を有する。
4. 別段の合意のない限り、本条第 2 項に基づき代理人の要求により代理期間が終了された場合、当該代理人は本来受領する報酬に対する権利を失う。

第148条 (費用の精算)

別段の合意のない限り、代理人は、代理行為を行うために発生した合理的な範囲内での費用を請求する権利を有する。

第149条 (担保権)

別段の合意のない限り、代理人は、支払期日の到達した報酬又は費用の担保として、預けられた資産又は資料を差押える権利を有する。

第 2 節 仲介

第145条 (代理人の義務)

別段の合意のない限り、代理人は以下の義務を負う。

1. 被代理人の名の下に、被代理人の利益のために商業活動を行う。
2. 委任された商業活動に関する機会及び実施結果を被代理人へ通知する。
3. 被代理人の指示が法律に違反しない限り、それを遵守する。
4. 代理範囲内で自ら又は第三者の名の下に商業活動を行わない。
5. 代理期間中並びに代理契約終了後 2 年間に亘り、被代理人の商業活動に関する機密情報を他者へ開示又は提供しない。
6. 代理行為を行うために預けられた資産及び資料を保管する。

第150条 (仲介)

「仲介 (commercial brokerage)」とは、商人（「仲介人」）が仲介契約に基づき物品の売買又はサービスの提供に関する交渉及び契約締結において買主と売主（「被仲介人」）の間で仲介人として行為し、それに対する報酬を受領する商業活動をいう。

第151条 (仲介人の義務)

別段の合意のない限り、仲介人は以下の義務を負う。

1. 仲介行為のために預けられた物品見本又は資料を保管し、仲介行為終了後それらを被仲介人へ返却する。
2. 被仲介人の利益を損なう情報を開示又は提供しない。
3. 被仲介人の法的地位に対して責任を負う。但し、支払能力を除く。

第146条 (被代理者の義務)

4. 被仲介人<sup>15</sup>に権限を与えられた場合を除き、被仲介人との間の契約の履行に参加しない。

第152条 (被仲介人の義務)

別段の合意のない限り、被仲介人は以下の義務を負う。

1. 物品又はサービスに関する必要な情報及び資料並びに設備を提供する。
2. 報酬及びその他合理的な範囲での費用を支払う。

第153条 (仲介が報酬を受領する権利)

1. 別段の合意のない限り、仲介人が報酬を受領する権利は、被仲介人との間で契約を締結した時点で発生する。
2. 仲介人の報酬について合意のない場合、この法律の第86条に従い決定される。

第154条 (仲介行為に関連して発生した費用の精算)

別段の合意のない限り、被仲介人は、仲介行為により得られた結果にかかわらず、仲介行為を行うために発生した合理的な範囲内の費用を支払わなければならない。

第3節 物品の委託売買 (Sale and Purchase of Goods by Authorized Dealers)<sup>16</sup>

第155条 (物品の委託売買)

「物品の委託売買」とは、委託を受けた者が委託者との合意に従い自らの名の下に物品を売買し、それに対する報酬を受領する商業活動をいう。

第156条 (受託者)

「受託者 (authorized dealers)」とは、委託対象である物品に適合した物品を取扱い、委託者との合意に従い物品を売買する商人をいう。

第157条 (委託者)

「委託者 (principals)」とは、受託者へ自らの要求に基づく物品の売買を委託し、それに対する報酬を支払う商人又は商人以外の者をいう。

第158条 (委託対象物品)

合法的に流通している全ての物品は、その売買を委託できる。

第159条 (委託売買契約)

委託売買契約は、書面又はそれと同等の有効性を持つ様式によりなされなければならない。

<sup>15</sup>英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:ベトナム語原文では単数又は複数の別について明確でないが、複数と想定している。

<sup>16</sup>英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:逐語訳では「委任を受けた者による物品の売買 (sale and purchase of goods by a party receiving the authorization)」。

第160条 (第三者への委託)

受託者は、委託者の書面による同意のない限り、物品の委託売買契約の履行を第三者へ委託してはならない。

第161条 (複数の委託者のための委託売買)

受託者は、複数の委託者を代理して物品の委託売買を行うことができる。

第162条 (委託者の権利)

別段の合意のない限り、委託者は以下の権利を有する。

1. 受託者に対して委託契約の履行に関する全ての情報の提供を要求する。
2. この法律の第163条第4項の場合を除き、受託者の法律違反に対して責任を負わない。

第163条 (委託者の義務)

別段の合意のない限り、委託者は以下の義務を負う。

1. 委託契約の履行のために必要な情報及び資料並びに設備を提供する。
2. 受託者へ報酬及び合理的な範囲でその他費用を支払う。
3. 合意事項に厳格に従い支払を行い物品を引渡す。
4. 受託者が委託者に起因する理由により法律に違反した場合、或いは両当事者が故意に法律に違反する行為を行った場合、共同で責任を負う。

第164条 (受託者の権利)

別段の合意のない限り、受託者は以下の権利を有する。

1. 委託者に対して委託契約の履行のために必要な情報及び資料の提供を要求する。
2. 委託売買に対する報酬及び合理的な範囲でその他費用を受領する。
3. 合意に従い委託者へ正しく引渡された物品に対して責任を負わない。

第165条 (受託者の義務)

別段の合意のない限り、受託者は以下の義務を負う。

1. 合意に従い物品の売買を行う。
2. 委託契約の履行内容について受託者へ通知する。
3. 合意事項に合致する委託者の指示に従う。
4. 委託契約の履行のために預けられた資産及び資料を保管する。
5. 委託契約の履行に関する情報の秘密を保持する。

6. 合意に従い支払を行い、物品を引渡す。
7. 受託者の過失による委託者の法律違反に対して共同で責任を負う。

第4節 代理店

第166条 (代理店)

「代理店 (commercial agency)」とは、委託者と代理店の合意により、代理店が自らの名の下に委託者のために物品を売買し或いは顧客へサービスを提供し、それに対する報酬を受領する商業活動をいう。

第167条 (委託者及び代理店)

1. 「委託者 (principals)」とは、代理店へ販売のための物品若しくは物品購入のための金銭の引渡し、或いは代理店へサービスの提供を委託する商人をいう。
2. 「代理店 (agent)」とは、販売のための物品若しくは物品購入のための金銭を受領する、或いはサービスの提供を受託する商人をいう。

第168条 (代理店契約)

代理店契約は、書面又はそれと同等の有効性を持つ様式によりなされなければならない。

第169条 (代理店の形態)

1. 「包括代理店 (off-take agency)」とは、代理店が全ての物品の売買又はサービスの提供を行う代理店形態をいう。
2. 「専属代理店 (exclusive agency)」とは、一定の地域において、委託者がある一つの又は特定の種類の物品の売買又はサービスの提供を一つの代理店へ委託する代理店形態をいう。
3. 「総代理店 (general agency)」とは、代理店が自ら副代理店網を組織し、委託者のための物品の売買又はサービスを提供する代理店形態をいう。  
  
総代理店は副代理店を代表し、副代理店は総代理店の管理の下、総代理店の名において業務を行う。
4. その他当事者間で合意した代理店形態。

第170条 (代理店における所有権)

代理店へ引渡された物品及び金銭の所有権は委託者に帰属する。

第171条 (代理店の報酬)

1. 別段の合意のない限り、代理店の報酬は手数料又は価格差額の形で支払われる。
2. 代理店は、顧客への物品の売買価格又はサービス料金が委託者により定められている場合、これらに対して一定の割合で手数料を受領する権利を有する。

3. 代理店は、顧客への物品の売買価格又はサービス料金が委託者により定められていない場合、価格差額を受領する権利を有する。価格差額は、顧客への物品の売買価格又はサービス料金と委託者により代理店に定められた価格との差異により決定される。

4. 当事者間で代理店の報酬についての合意のない場合、以下の金額が適用される。

- (a) 過去に当事者間で支払われた金額。
- (b) 前号が適用できない場合、同一種類の物品又はサービスについて委託者が他の代理店に支払った金額の平均値。
- (c) 前号の何れも適用できない場合、同一種類の物品又はサービスについて市場における代理店が通常受領する金額。

第172条 (委託者の権利)

別段の合意のない限り、委託者は以下の権利を有する。

1. 顧客に対する物品の売買価格又はサービス料金を決定する。
2. 代理店への販売価格を決定する。
3. 代理店に対して法律に定める安全対策を講じることを要求する。
4. 代理店に対して代理店契約に基づく支払又は物品の引渡を要求する。
5. 代理店による代理店契約の履行を検査及び監視する。

第173条 (委託者の義務)

別段の合意のない限り、委託者は以下の義務を負う。

1. 代理店による代理店契約の履行のための指針及び情報を提供し、契約の履行を円滑にする。
2. 代理店が売買する物品又は提供するサービスの品質に対して責任を負う。
3. 代理店へ報酬及びその他合理的な範囲の費用を支払う。
4. 代理店契約が終了した場合、担保として供されていた資産を代理店へ返還する。
5. 委託者の過失による代理店の法律違反に対して共同で責任を負う。

第174条 (代理店の権利)

別段の合意のない限り、代理店は以下の権利を有する。

1. この法律の第175条第7項に定める場合を除き、複数の委託者と代理店契約を締結する。



2. 委託者に対して、代理店契約に従った支払又は物品の引渡、並びに代理店契約終了後、担保として供されていた資産の返還を要求する。
3. 委託者に対して、代理店契約の履行のための指針及び情報の提供並びにその他条件の遵守を要求する。
4. 包括代理店の場合、顧客への物品の販売価格又はサービス料金を決定する。
5. 報酬を受領し、代理店から生じるその他法的権利及び便益を享受する。

第175条 (代理店の義務)

別段の合意のない限り、代理店は以下の義務を負う。

1. 委託者の定める物品の価格及びサービス料金レベルに基づき、顧客へ物品を売買しサービスを提供する。
2. 物品又は金銭の授受に関する委託者との合意事項を厳格に遵守する。
3. 法律に基づく民事上の義務の遂行に対して担保を差出す。
4. 委託者に対して、販売代理店については、物品の売上代金を支払い、購入代理店については、購入した物品を引渡し、サービス提供代理店については、サービス料金を支払う。
5. 販売代理店については受領した後、購入代理店については引渡まで、物品を保管する。代理店の過失に起因する違反が発生した場合、販売代理店及び購入代理店については物品の品質に対して、サービス提供代理店についてはサービスの品質に対して共同して責任を負う。
6. 委託者の管理及び監視を受けるとともに、代理店としての活動内容を委託者へ報告する。
7. 法律において特定の種類の品目又はサービスについて複数の委託者と代理店契約を締結することが認められない場合、当該法律を遵守しなければならない。

第176条 (代理店における精算)

別段の合意のない限り、物品又はサービスの代金或いは代理店の報酬は、代理店が一定数量の物品を販売又は購入し、或いは一定量のサービスを提供した時点で精算される。

第177条 (代理店契約の期間)

1. 別段の合意のない限り、代理店契約は、合理的な期間経過後終了する。但し、何れかの当事者による他方の当事者への契約解除の通知から少なくとも 60 日が経過しなければならない。
2. 別段の合意のない限り、本条第 1 項において委託者が契約解除の通知を行った場合、代理店は、委託者の代理店として活動していた期間に対する損害賠償を委託者へ求める権利を有する。

上記の損害賠償金は代理店が委託者の代理店として活動していた各年の1ヶ月当たりの平均報酬とする。代理店契約期間が 1 年未満の場合、当該期間中の1ヶ月当たりの平均報酬とする。

3. 代理店は、自らの要求により契約を解除する場合、委託者の代理店として活動していた期間に対する損害賠償を委託者へ求める権利を有しない。

第 6 章 その他商業活動

第 1 節 商業上の加工

第178条 (商業上の加工)

「商業上の加工」とは、加工者が加工を委託する者の要求に従い生産工程のある一つの又は複数の工程を実施することを目的として、当該委託者から供給された原材料又は供給品の一部又は全部を利用し、報酬を受領する商業活動をいう。

第179条 (委託加工契約)

委託加工契約は、書面又はそれと同等の有効性を持つ様式によりなされなければならない。

第180条 (加工される物品)

1. 取扱が禁止される物品を除き、全ての種類の物品を加工することができる。
2. 外国での販売を目的とする外国商人のための物品の加工において、当該物品の取扱又は輸入或いは輸出が禁止されている場合、管轄の国家機関から加工に対する承認を得なければならない。

第181条 (加工を委託する者の権利及び義務)

加工を委託する者は以下の権利を有するとともに、以下の義務を負う。

1. 委託加工契約に厳格に準拠した加工のための原材料及び供給品の一部又は全部を供給し、或いは合意した価格及び品質並びに数量に基づき供給品を購入するための金銭を引渡す。
2. 別段の合意のない限り、委託加工契約終了後 (after liquidation of the processing contract)、全ての加工済物品、無償又は有償の貸与機械及び設備、原材料及び補助材料並びに供給品、廃材を引取る。
3. 合意及び法律に従い、全ての加工済物品、無償又は有償の貸与機械及び設備、余剰原材料及び補助材料並びに供給品、欠陥品及び廃材を現場で<sup>17</sup>売却又は贈呈或いは破壊する。

<sup>17</sup>英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:「売却又は贈呈或いは破壊」の全てに対する修飾語。

4. 加工場所での加工を検査及び監督する代理人並びに生産技術を指導する専門家を指名し、委託加工契約において合意した加工品の品質を調査する。

5. 加工される物品及び原材料、並びに加工における加工者の利用のために引渡された供給品、機械、及び設備に関する知的所有権の合法性に対して責任を負う。

第182条 (加工者の権利及び義務)

1. 数量、品質、技術仕様、及び価格に関する委託者との合意に従い加工のための原材料及び供給品の一部又は全部を提供する。

2. 加工者としての報酬及びその他合理的な範囲での費用を受領する。

3. 外国の個人又は法人 (organizations) のための加工の場合、加工者は、委託者の委託内容に従い、加工品、無償又は有償の貸与機械及び設備、余剰原材料及び補助材料並びに供給品、欠陥品及び廃材を現場より輸出する権利を有する。

4. 外国の個人又は法人 (organizations) のための加工の場合、加工者は、輸入関税に関する法律に従い、加工契約を履行するために期限付で一時的に輸入する機械、設備、原材料、補助材料、及び供給品に対する輸入関税の免除を享受する権利を有する。

5. 加工される物品の取扱或いは輸入又は輸出が禁止される場合、加工の合法性に対して責任を負う。

第183条 (加工者の報酬)

1. 加工者は、加工者としての報酬を現金により或いは加工品又は加工に利用した機械又は設備を対価として受領することができる。

2. [加工者は、]外国の個人又は法人 (organizations) のための加工において、加工者としての報酬を加工品又は加工に利用した機械又は設備を対価として受領した場合、当該物品又は機械或いは設備の輸入に関する規則を遵守しなければならない。

第184条 (外国の法人又は個人のための加工における技術移転)

外国の法人 (organizations) 又は個人のための加工における技術移転は、委託加工契約における合意事項に従い実施され、技術移転に関するベトナムの法律の規定に準拠しなければならない。

第2節 物品の競売

第185条 (物品の競売)

1. 「物品の競売」とは、売主が自ら或いは競売人へ委託して、最も高い価額を提示する買主を選出するため物品を公売する商業活動をいう。

2. 物品の競売は以下の何れかの方法で行われる。

(a) 「上方競売方法 (upward bidding method)」とは、予定競売価格と比較して最も高い価額を提示した競り手が物品の購入権を得る競売方法をいう。

(b) 「下方競売方法 (downward bidding method)」とは、予定競売価格を最初に承諾した又は予定競売価格より低い価額を提示した競り手が物品の購入権を得る競売方法をいう。

第186条 (物品の競売人及び売主)

1. 「競売人」とは、競売サービス事業者として登録している商人或いは競売を行う物品の売主をいう。

2. 「物品の売主」とは、当該物品の所有者、当該物品の所有者よりその販売を委任された者、或いは法律の下に他者の物品を販売する権利を有する者をいう。

第187条 (競売参加者及び競売管理者)

1. 「競売参加者」とは、競売への参加を登録した法人 (organizations) 又は個人をいう。

2. 「競売管理者」とは、競売人又は競売人より競売の管理を委任された者をいう。

第188条 (競売の原則)

商業目的の物品の競売は、公共性、真実性、並びに全ての参加者の権利及び利益の保護を原則として行われる。

第189条 (競売人の権利)

別段の合意のない限り、競売人は以下の権利を有する。

1. 物品の売主に対して、競売される物品に関する完全且つ正確な必要情報を遅延なく提供することを要求する。競売人が物品の売主と異なる場合 (where the auctioneer is a different entity from the seller of goods)<sup>18</sup>、競売される物品の調査及び買主への引渡において、競売人と競売参加者を調整する。

2. 競売人が物品の売主と異なる場合或いは競売人が物品の売主より委任された場合、予定競売価格を決定する。

3. 物品の競売を実施する。

4. 買主へ支払を要求する。

5. この法律の第 211 条に従い売主より支払われた競売サービスに対する報酬を受領する。

第190条 (競売人の義務)

別段の合意のない限り、競売人は以下の義務を有する。

<sup>18</sup>英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:逐語訳では、「競売人が物品の売主でない場合 (where the auctioneer is not the seller of goods)」。

1. 法律に定める原則及び手順並びに物品の売主と合意した競売方法に従い競売を実施する。
2. 競売される物品に関する完全且つ正確な必要情報を公表する。
3. 競売される物品を物品の売主より委託された場合、これを保管する。
4. 競売参加者の検討材料として物品又はその見本若しくはそれを紹介する資料を展示する。
5. 物品の競売証書を作成し、売主及び買主並びにこの法律の第 203 条に定める関係者へ送付する。
6. 競売サービス契約に従い競売された物品を買主へ引渡す。
7. 売主と別段の合意のない限り、法律の要求するところに従い競売された物品の所有権移転を登記する。
8. 合意に従い、この法律の第 204 条第 3 項に基づき提示価格を撤回した入札者から徴収された価格差額を含め、物品の売却代金を売主へ支払い、或いは売却されなかった物品を売主へ返却する。これらに関する合意のない場合、売主への売却代金の支払期限は買主から当該売却代金を受領した後 3 営業日以内、売却されなかった物品の返却期限は競売終了後合理的な期間内とする。

第191条 (競売人でない物品の売主の権利)

別段の合意のない限り、物品の売主は以下の権利を有する。

1. 売却された物品の売却代金並びにこの法律の第 204 条第 3 項に基づき提示価格を撤回した入札者から徴収された価格差額を受領し、或いは競売が成立しなかった場合、売却されなかった物品の返還を受ける。
2. 物品の競売を監視する。

第192条 (競売人でない物品の売主の義務)

別段の合意のない限り、物品の売主は以下の義務を負う。

1. 競売人へ物品を引渡し、競売人及び競売参加者が物品を検査できるように調整し、物品に関する完全且つ正確な必要情報を遅延なく提供する。
2. この法律の第 211 条に従い競売サービスに対する費用を支払う。

第193条 (物品の競売サービス契約)

1. 物品の競売を開催するためのサービス契約(a service contract to hold an auction of goods)<sup>19</sup>は、書面又はそれと同等の有効性を持つ様式によりなされなければならない。

<sup>19</sup>英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:逐語訳。ベトナム語原文は、第 190 条第 6 項の「競売サービス契約(contract for provision of auctioneering services)」と異なる。但し、異なる意味を意図しているか定かでない。

2. 抵当権の付されている物品の競売については、当該物品の競売を開催するためのサービス契約締結にあたり抵当権設定者の承認が要求され、売主は競売参加者へ当該物品に抵当権が付されていることを通知しなければならない。
3. 競売が抵当権設定契約において合意されたにもかかわらず、抵当権設定者が合理的な理由なく物品の競売を開催するためのサービス契約に署名できない或いは署名を拒否した場合、当該契約は抵当権者と競売人との間で締結される。

第194条 (予定競売価格の決定)

1. 物品の売主は予定競売価格を設定しなければならない。競売人は、予定競売価格の設定を委任された場合、競売での公示に先立ち売主へ当該価格を通知しなければならない。
2. 競売される物品に抵当権が付されている場合、予定競売価格について、抵当権者と抵当権設定者間で合意がなされなければならない。
3. 競売が抵当権設定契約において合意されたにもかかわらず、抵当権設定者が合理的な理由なく物品の競売を開催するためのサービス契約に署名できない或いは署名を拒否した場合、抵当権者が予定競売価格を設定することができる。

第195条 (抵当権付物品に関する利益又は義務を有する者への通知)

競売される物品に抵当権が付されている場合、競売人は、当該競売の公表と同時に、競売開催日の少なくとも 7 営業日前までにこの法律の第 197 条に定める特定の利益及び義務を有する者へ通知しなければならない。

第196条 (物品の競売の通知及び掲載期限)

1. 競売人は、競売開催日の少なくとも 7 営業日前までに、この法律の第 197 条に定める詳細と合わせて、競売場所及び物品の展示場所並びに競売人の事務所において当該競売の開催通知を掲示しなければならない。
2. 物品の売主が競売人を兼ねる場合、当該売主は自ら競売の掲載期限を設定しなければならない。

第197条 (物品の競売に関する公示及び通知内容)

物品の競売に関する公示及び通知は以下に示す全ての詳細が含まれていなければならない。

1. 競売の日時及び場所。
2. 競売人の名称及び住所。
3. 物品の売主の名称及び住所。
4. 物品並びにその数量及び品質。
5. 予定競売価格。
6. 物品に関する必要情報。
7. 物品の展示場所及び時間。

- 8. 物品の書類の展示場所及び時間。
- 9. 物品の購買登録場所及び時間。

第198条 (競売への参加が禁止される者)

以下の者は競売への参加を禁止する。

- 1. 民法に従い民事責任を負う能力のない者、その能力を喪失した者又はその能力が不足している者、或いは競売時点において自らの行動に対する自覚のない者又は自らの行動を統制できない者。
- 2. 競売組織に勤務する者、或いはその親、配偶者、又は子供。
- 3. 競売される物品を評価する者、或いはその親、配偶者、又は子供。
- 4. 法律の定めにより競売される物品を購入する権利を持たない者。

第199条 (競売への参加登録)

- 1. 競売人は、競売への参加を希望する者に対して、当該競売の開催前に登録を求めることができる。
- 2. 競売人は、競売への参加を希望する者に対して、競売される物品の予定競売価格の 2%を上限として、事前に保証金の支払を求めることができる。
- 3. 保証金は、競売参加者が競売された物品を購入した場合、販売金額から控除され、競売された物品を購入しなかった場合、競売終了後直ちに払戻される。
- 4. 競売人は、競売への参加を登録し保証金を支払った者が何らかの理由により競売に参加しなかった場合は保証金を保留する権利を有する。

第200条 (競売される物品の展示)

物品、物品見本、物品を紹介する資料、及び当該物品に関するその他必要情報は、競売の通知掲示後、当該通知に記載された場所に展示しなければならない。

第201条 (競売の実行)

競売は以下の手順で実行される。

- 1. 競売管理者が競売への参加を登録した者の出欠をとる。
- 2. 競売管理者が競売される各物品を紹介、その予定競売価格を繰返し、競売参加者からの質問に答えた後、競売参加者に競売を募る。
- 3. 上方競売方式の場合、競売管理者がより高額の競売価格を 30 秒以上の間隔で少なくとも 3 回明確且つ正確に発表する。3 回繰返した後、より高額な競売価格を提示する者のいない場合、当該競売価格を提示した者を競売物品の買主として発表する。

- 4. 下方競売方式の場合、競売管理者が予定競売価格より低額の競売価格を 30 秒以上の間隔で少なくとも 3 回明確且つ正確に発表する。その後直ちに、予定競売価格と同等又はそれより低額の競売価格を承諾した者を競売物品の買主として発表する。

- 5. 上方競売方式において同額の競売価格が同時に複数の競売参加者から提示された場合、或いは下方競売方式において同時に複数の競売参加者から最初の競売価格が提示された場合、競売管理者はこれら競売参加者間で抽選を行い、当選者を競売物品の買主として発表する。

- 6. 競売管理者は、競売が成立しなかった場合も、競売での提示期間中、物品の競売証書を作成する。当該証書は競売管理人及び買主並びに競売参加者の名から選出された 2 名の証人により署名されなければならない。法律により公証人の認証が要求される物品については、当該法律に従い競売証書へ公証人の認証を受けることとする。

第202条 (競売の不成立)

以下の何れかの場合、競売は成立しなかったものと看做される。

- 1. 競売参加者又は競り手のいない場合。
- 2. 上方競売方式の場合、最も高額の提示価格が予定競売価格を下回る場合。

第203条 (物品の競売証書)

- 1. 「物品の競売証書」とは、売買を確認する書類をいう。物品の競売証書には以下の詳細が記載されていなければならない。
  - (a) 競売人の名称及び住所。
  - (b) 競売管理者の名称及び住所。
  - (c) 物品の売主の名称及び住所。
  - (d) 物品の買主の名称及び住所。
  - (dd) 競売の開催日時及び場所。
  - (e) 競売された物品。
  - (g) 物品の売却価格。
  - (h) 証人 2 名の氏名及び住所。

- 2. 物品の競売証書は売主及び買主並びにその他関係者へ送付されなければならない。
- 3. 競売が成立しなかった場合、物品の競売証書に不成立案件として記録し、本条第 1 項の(a)、(b)、(c)、(dd)、(e)、及び(h)を記載することとする。

第204条 (競売価格の撤回)

- 1. 上方競売方式において最高競売価格を提示した者が直ちにそれを撤回した場合、或いは下方競売方式において最初

<p>に価格を承諾した者が直ちにそれを撤回した場合、その直前の価格から競売を再開する。</p> <p>2. 一旦競売価格又は価格の承諾を撤回した者は、その後競売に参加することはできない。</p> <p>3. 最終的な競売物品の売却価格が上方競売方式においては撤回された競売価格、或いは下方競売方式においては撤回された承諾価格を下回る場合、当該撤回した競り手は競売人へ価格差額を支払わなければならない。売却価格が撤回価格を上回る場合、当該価格差額は課せられない。</p> <p>4. 競売が成立しなかった場合、撤回した競り手は競売の費用を負担するとともに、保証金の払戻を受ける権利を失う。</p>	<p>2. 法律により所有権の登録が要求される物品については、競売人は速やかに所有権の移転手続を行い、当該手続完了後直ちに、買主へ物品を引渡すこととする。</p>
<p>第205条 (購入拒否)</p> <p>1. 別段の合意のない限り、競売の終了宣言と同時に、当該競売の買主は購入の義務を負い、その責任を負う。物品の売主の承諾した場合に限り、当該買主は購入を拒否できるが、この場合も競売にかかるとして費用を負担しなければならない。</p> <p>2. 事前に保証金を支払った買主が競売終了後競売の成立した物品の購入を拒否した場合、当該買主は保証金の払戻を受ける権利を失い、当該保証金は売主へ没収される。</p>	<p>第210条 (競売物品の引渡場所)</p> <p>1. 土地に付随する対象物(objects)の場合、当該対象物の所在する場所を競売物品の引渡場所とする。</p> <p>2. 動産(moveable assets)<sup>20</sup>の場合、競売人と買主との間で別段の合意のない限り、競売の開催場所を競売物品の引渡場所とする。</p>
<p>第206条 (所有権の登録)</p> <p>1. 物品の競売証書は、法律により所有権の登録が要求される競売物品について、所有権の移転の証拠としての役割を有する。</p> <p>2. 管轄の国家機関は、物品の競売証書及びその他正当な書類に基づき、法律に従い競売物品の買主の所有権を登録する責任を負う。</p> <p>3. 売主及び競売人は競売物品の所有権を買主へ移転するための手続を行わなければならない。別段の合意のない限り、当該所有権移転手続に係る費用は、物品の売却代金より控除される。</p>	<p>第211条 (物品の競売サービスに対する報酬)</p> <p>物品の競売サービスに対する報酬について合意のない場合、以下の規定を適用する。</p> <p>1. 競売が成立した場合、この法律の第 86 条に従い競売サービスに対する報酬を決定する。</p> <p>2. 競売が成立しなかった場合、売主は本条第 1 項により決定される金額の 50%を競売サービスに対する報酬として支払わなければならない。</p>
<p>第207条 (物品の購入価格の支払期限)</p> <p>物品の購入価格の支払期限は競売人と買主との合意するところに準拠する。当該合意のない場合、この法律の第 55 条に定める期限とする。</p>	<p>第212条 (物品の競売にかかるとしての費用)</p> <p>競売人と売主との間で別段の合意のない限り、物品の競売にかかるとしての費用について以下の規定を適用する。</p> <p>1. 物品の売主は、合意した場所へ物品を輸送する費用、並びに競売される物品を事前に競売人に引渡さなかった場合、その保管費用を負担しなければならない。</p> <p>2. 競売人は、引渡された物品を保管する費用、公示及び通知掲載する費用、競売を開催する費用、並びにその他関連費用を負担する。</p>
<p>第208条 (物品の購入価格の支払場所)</p> <p>物品の購入価格の支払場所は競売人と買主との合意するところに準拠する。当該合意のない場合、競売人の事務所で支払われることとする。</p>	<p>第213条 (公示及び通知掲載に合致しない競売物品に対する責任)</p> <p>1. 買主は、競売物品が公示及び通知掲載に合致しない場合、この法律の第 318 条に定める期限において、競売人へ当該物品を返還し、損害賠償を求める権利を有する。</p> <p>2. 本条第 1 項において、競売人が物品の売主と異なり、公示及び通知掲載の誤った内容が売主の過失による場合、競売人は[売主へ]当該物品を返還し、損害賠償を求める権利を有する。</p>
<p>第209条 (競売物品の引渡期限)</p> <p>競売人と買主との間で別段の合意のない限り、競売物品の引渡期限について以下の規定を適用する。</p> <p>1. 法律により所有権の登録が要求されない物品については、物品の競売証書作成後直ちに競売人より買主へ引渡さなければならない。</p>	<p>第 3 節 物品及びサービスの入札</p> <p>第214条 (物品及びサービスの入札)</p> <p>1. 「物品及びサービスの入札」とは、入札を募集することにより物品又はサービスを購入する者(「入札募集者」)が入札に参加する複数の商人(「入札者」)の中から入札募集者の定</p>

<sup>20</sup>英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:ベトナム語原文では、第 210 条第 1 項の「対象物(objects)」と異なる表現をしている。

める要件に最も適合する商人（「落札者」）を選定し、契約を締結、履行する商業活動をいう。

2. この法律における入札に関する規定は、法律に基づいた公共事業のための物品の調達には適用されない。

第215条 (入札の形態)

1. 物品又はサービスの入札は以下の何れかの形態により行われる。

- (a) 公開入札: 入札募集者が入札者数を制限しない入札形態。
- (b) 指名入札: 入札募集者がある一定数の請負人 (contractors) のみに対して入札への参加を募集する入札形態。

2. 入札募集者は、公開入札又は指名入札の何れかの形態を選択しなければならない。

第216条 (入札方法)

1. 入札方法は、シングルエンベロップ方式 (single envelop method) とデュアルエンベロップ方式 (dual envelop method) より成る。入札募集者は何れかの入札方式を選択する権利を有し、入札者への事前通知により採用する方式を連絡しなければならない。

2. シングルエンベロップ方式が採用された場合、入札者は、入札招請書類において要求されることに従い、技術上及び財務上の提案を一通の封筒に入れて入札し、一回のみ入札開封される。

3. デュアルエンベロップ方式が採用された場合、入札者は、技術上及び財務上の提案を二通の封筒に分けて入札し、二回に亘り入札開封される。この場合、技術上の提案を先に開封することとする。

第217条 (入札者の事前選定)

入札募集者は、自らの定める要件を満たす入札者を選出するため、入札者の事前選定を行うことができる。

第218条 (入札招請書類)

1. 入札招請書類は以下のものより成る。

- (a) 入札招請状 (Tender invitation letter)<sup>21</sup>。
- (b) 入札対象の物品又はサービスに関する要件。
- (c) 入札者の評価、比較、及び分類方法、並びに請負者の選定方法。
- (d) 入札に関するその他指示。

2. 入札募集者は入札招請書類の提供に対する費用を規定しなければならない。

第219条 (入札招請状)

1. 入札招請状には主に以下の項目が記載される。

- (a) 入札募集者の名称及び住所。
- (b) 入札対象物品又はサービスの詳細。
- (c) 入札招請書類の受領期限及び受領場所並びに受領手続。
- (d) 入札期限及び入札場所並びに入札手続。
- (dd) 入札招請状に関する説明。

2. 入札募集者は、公開入札の場合、大量伝達媒体を通じて広く公示し、指名入札の場合、条件を満たす請負者へ入札参加の登録に関する招聘状を送付しなければならない。

第220条 (入札者への指示)

入札募集者は、入札募集期間中、入札者に対して入札参加条件及び適用される手順に関する説明を行うとともに、入札者の質問に回答する義務を負う。

第221条 (入札の管理)

入札募集者は入札を管理する義務を負う。

第222条 (入札参加の担保)

1. 入札参加の担保は、保証金又はエスクロー保証金或いは入札保証状 (tender guarantee) の何れかの方法で提供される。

2. 入札募集者は入札者が入札を行った時点で保証金又はエスクロー保証金の支払或いは入札保証状の差入を求めることができる。入札募集者は入札者の支払う保証金又はエスクロー保証金の割合を定めることができるが、入札対象の物品又はサービスの総見積価額の3%を上限とする。

3. 入札募集者は保証金又はエスクロー保証金の支払或いは入札保証状の差入についての方法及び条件を定めなければならない。保証金及びエスクロー保証金は、入札結果の公示後7営業日以内に、落札者以外に入札者へ返還されることとする。

4. 入札期間終了（「入札締切」）後に入札を撤回した場合、或いは落札者が契約に締結せず又は契約の履行を拒否した場合、入札参加のために支払われた保証金又はエスクロー保証金は返還されない。

5. 入札者の保証人は受益者に対して保証金又はエスクロー保証金と同額の価値を持つ担保を差出す義務を負う。

第223条 (入札情報の秘密保持)

1. 入札募集者は、入札者の秘密を保持しなければならない。

<sup>21</sup>英訳者 (アレン・アーサー・ロビンソン) 脚注: 逐語訳では「入札開催通知 (tender invitation notice)」。

2. 入札の実施、入札者の評価、又は落札者の選定に関する全ての法人 (organizations) 及び個人は入札情報の秘密を保持しなければならない。

第224条 (入札開封)

1. 「入札開封」とは、予め定められた日時に入札を開封することをいう。入札開封の日時が定められていない場合、入札締切後直ちに入札開封を行うこととする。

2. 期限内に提出された全ての入札は入札募集者により公開の席で開封されなければならない。入札者は入札開封に立会う権利を有する。

3. 期限後に提出された入札は受領を拒否され、未開封のまま入札者へ返却される。

第225条 (入札開封における入札者の審査)

1. 入札募集者は入札者の合理性を審査しなければならない。

2. 入札募集者は入札において不明瞭な点について入札者へ説明を要求することができる。当該要求及び説明は全て書面によりなされなければならない。

第226条 (入札開封議事録)

1. 入札開封後、入札募集者及び出席入札者は入札開封議事録に署名しなければならない。

2. 入札開封議事録には以下の項目が記載されていることとする。

- (a) 入札対象の物品又はサービスの名称。
- (b) 入札開封の日時及び場所。
- (c) 入札募集者並びに入札者の名称及び住所。
- (d) 全入札者の入札価格。
- (dd) 上記項目及びその他関連事項の修正又は追加。

第227条 (入札者の評価及び比較)

1. 入札者は、各基準について評価、比較され、全体的な評価がなされる。

入札募集者は入札者を評価するための基準を定めなければならない。

2. 本条第1項に基づき定められる各基準は、得点方式或いは入札開封前に決められた其他方式により評価される。

第228条 (入札書類の修正)

1. 入札者は、入札開封後入札を修正できない。

2. 入札募集者は、入札者の評価及び比較期間中、入札に関する問題について入札者へ説明を要求することができる。こ

の場合の入札募集者による要求及び入札者の説明は全て書面によりなされなければならない。

3. 入札募集者は、入札招請状の内容を変更する場合、入札者が入札を調整できるように、最終入札期限の少なくとも10日前までに全入札者へ書面により当該修正を通知しなければならない。

第229条 (請負者の分類及び選定)

1. 入札募集者は、入札者の評価結果に基づき、予め決められた方法に従い入札者を分類、選定しなければならない。

2. 入札募集者は、複数の入札者が同得点を獲得し、何れも落札者としての基準に達している場合、最終的な落札者を選定する権利を有する。

第230条 (入札結果の通知及び契約締結)

1. 入札募集者は、入札結果確定後直ちに、当該結果を入札者へ通知しなければならない。

2. 入札募集者は、以下の事項について契約を作成し (prepare)<sup>22</sup> 落札者と当該契約を締結する。

- (a) 入札結果。
- (b) 入札招請書類に定める要件。
- (c) 入札内容。

第231条 (契約履行の担保)

1. 両当事者は、契約履行を担保するため落札者が保証金又はエスクロー保証金の支払或いは保証状の差入の義務を負うことに同意することができる。入札募集者は落札者の支払う保証金又はエスクロー保証金の割合を定めることができるが、契約金額の10%を上限とする。

2. 契約履行の担保は、落札者が契約上の義務を完全に遂行するまで有効とする。

3. 別段の合意のない限り、契約履行の担保のために支払われた保証金又はエスクロー保証金は契約終了時点で (upon liquidation of the contract) 落札者へ払戻される。落札者が契約締結後、契約の履行を拒否した場合、契約履行の担保のために支払われた保証金又はエスクロー保証金は払戻されない。

4. [落札者は] 契約履行の担保のために保証金又はエスクロー保証金を支払った後、入札参加の担保のために支払った保証金又はエスクロー保証金を払戻される。

第232条 (入札の再開催)

以下の何れかの場合、入札は再開催される。

1. 入札に関する規定に違反のあった場合。

<sup>22</sup>英訳者(アレク・アーサー・ロビンソン)脚注:逐語訳では「完成し(complete)」。

2. 何れの入札者も入札要件を満たしていなかった場合。

第4節 ロジスティックサービス

第233条 (ロジスティックサービス)

「ロジスティックサービス」とは、商人が顧客との合意に従い、物品の受領、輸送の手配、倉庫業務、保管、通関手続、その他書類作成、コンサルティング業務、梱包、標示の貼付、配送、並びにその他物品に関連する業務を含む、ある一つの又は複数の業務<sup>23</sup>を遂行し、それに対する報酬を受領する商業活動をいう。「ロジスティックサービス」のベトナム語の発音表記は「dich vu lo-gi-stic」である。<sup>24</sup>

第234条 (ロジスティックサービス事業に従事する条件)

1. ロジスティックサービスに従事する商人は法律によりロジスティックサービス事業に要求される全ての条件を満たしていなければならない。
2. 政府はロジスティックサービス事業に要求される条件に関する詳細な規定を公布する。

第235条 (ロジスティックサービス事業に従事する商人の権利及び義務)

1. 別段の合意のない限り、ロジスティックサービス事業に従事する商人は以下の権利を有するとともに、以下の義務を負う。
  - (a) ロジスティックサービスに対する報酬及びその他合理的な範囲での費用を受領する。
  - (b) 契約履行中、顧客の利益が確保される正当な理由のある場合、顧客の指示に反して契約を履行することができる。但し、顧客に即時通知することを条件とする。
  - (c) 顧客の指示の一部又は全部に対する違反をもたらす事由が発生した場合、直ちに顧客へ通告しその後の指示を求めらる。
  - (d) 顧客に対する義務遂行期限について具体的な合意のない場合、合理的な期間内に当該義務を遂行する。
2. ロジスティックサービス事業に従事する商人は、物品の輸送を手配するにあたり、輸送に関する法律及び慣習を遵守しなければならない。

第236条 (顧客の権利及び義務)

別段の合意のない限り、顧客は以下の権利を有するとともに、以下の義務を負う。

<sup>23</sup>英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:逐語訳では「業務項目(work items)」。ある一つの又は一連の行為より成ると思われる。  
<sup>24</sup>英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:英語の「ロジスティック(logistic)」という概念に相当するベトナム語がないため、「dich vu lo-gi-stic」という発音表記が採用されている。

1. 契約の履行を指導、検査、及び監督する。
2. ロジスティックサービス事業に従事する商人へ十分な指示をする。
3. ロジスティックサービス事業に従事する商人へ物品に関する詳細且つ完全な並びに正確な情報を遅延なく提供する。
4. ロジスティックサービス事業に従事する商人が梱包及びマーク付(code mark)を行うことが合意されていない限り、物品売買契約に従い当該業務を実施する。
5. [ロジスティックサービス事業に従事する商人が]顧客の指示を正しく遵守していた場合或いは顧客に過失のある場合、当該商人へ損害賠償金を支払うとともに、当該商人に発生した合理的な範囲内の費用を支払う。
6. ロジスティックサービス事業に従事する商人に対して支払期限が到来した総額を支払う。

第237条 (ロジスティックサービス事業に従事する商人の免責事項)

1. この契約の第 294 条に定める免責事項に加え、ロジスティックサービス事業に従事する商人は、以下の場合に発生する物品の紛失又は破損に対して責任を負わない。
  - (a) 当該紛失又は破損が顧客或いは顧客の委任を受けた者の過失に起因する場合。
  - (b) ロジスティックサービス事業に従事する商人が顧客又は顧客の委任を受けた者の指示を正しく遵守したことにより当該紛失又は破損が発生した場合。
  - (c) 当該紛失又は破損が物品の欠陥に起因する場合。
  - (d) ロジスティックサービス事業に従事する商人が輸送を手配し、輸送に関する法律又は慣習により当該商人が免責される状況で当該紛失又は破損が発生した場合。
  - (dd) ロジスティックサービス事業に従事する商人から受領者へ物品が引渡された後 14 日以内に当該商人へ苦情が申立てられなかった場合。
  - (e) 苦情が申立てられたにもかかわらず、ロジスティックサービス事業に従事する商人が物品の引渡後 9 ヶ月以内に開始された仲裁手続又は裁判所手続に関する通知を受領しなかった場合。
2. ロジスティックサービス事業に従事する商人は、当該商人のロジスティックサービスの遅延或いは誤った住所への提供による顧客が享受するべき利益の損失に対して、それらが自らの過失に因らない限り責任を負わない。

第238条 (責任制限)

第238条 (責任制限)



1. 別段の合意のない限り、ロジスティックサービス事業に従事する商人の責任は、物品の紛失又は破損の損害に関する責任を限度とする。

2. 政府は、法律及び国際慣習に従い、ロジスティックサービス事業に従事する商人の責任制限に関して詳細な規則を公布する。

3. ロジスティックサービス事業に従事する商人は、関連する権利又は利益を有する者により、物品の紛失又は破損或いは物品の引渡遅延がこれらの発生を意図して当該商人の故意の行為又は不作為により生じたこと、若しくはこれらが確実に発生すると認識していたにもかかわらず当該行為又は不作為のあったことが証明された場合、責任制限を主張することができない。

第239条 (物品の留置権及び処分権)

1. ロジスティックサービス事業に従事する商人は、顧客の支払期限が到達した債務の支払を求めため、一定量の物品及びそれらに関する証券を留置する権利を有する。但し、顧客に即時通知することを条件とする。

2. ロジスティックサービス事業に従事する商人は、顧客へ物品及びそれに関する証券の留置権の行使を通知後 45 日を経過しても債務が支払われなかった場合、法律に従い当該物品及びそれに関する証券を処分する権利を有する。但し、物品の劣化が明らかである場合、当該ロジスティックサービス事業に従事する商人の処分権は顧客の債務の支払期限において発生する。

3. ロジスティックサービス事業に従事する商人は、物品の処分に先立ち、当該処分を顧客へ即時通知しなければならない。

4. 物品の留置権及び処分権の行使にかかる全ての費用は顧客の負担とする。

5. ロジスティックサービス事業に従事する商人は、物品の処分による売却代金と顧客の債務及びその他関連経費を相殺する権利を有する。物品の処分による売却代金が債務額を上回る場合、超過分を顧客へ払戻し、それ以後、当該商人は、処分された物品又はそれに関する証券に対して一切の責任を負わない。

第240条 (留置権の行使におけるロジスティックサービス事業に従事する商人の義務)

ロジスティックサービス事業に従事する商人は、この法律の第 239 条に定める留置権を行使後処分権の行使まで以下の義務を負う。

1. 物品を保管、維持する。

2. 留置権を行使した物品の所有者の許可のない限り、当該物品を利用してはならない。

3. この法律の第 239 条に定める物品に対して留置権又は処分権を行使する状況が存在しない場合、当該物品を返還する。

4. 留置権を行使した物品が紛失又は破損した場合、当該物品の所有者に対して損害賠償金を支払う。

第5節 ベトナムの領土を通過する物品の転送及び物品の転送サービス

第241条 (物品の転送)

「物品の転送」とは、外国の法人又は個人の所有する物品がベトナムの領土を通過して転送することをいい、中継、輸送、保管、一括分別(batch separation)、輸送手段の変更、並びに転送期間中のその他業務を含む。

第242条 (物品を転送する権利)

1. 外国の法人又は個人の所有する物品はベトナムの領土を通過して転送されることを許可され、以下の場合を除き、法律に従い輸入地及び輸出地の国境における通関手続のみを要求される。

(a) あらゆる種類の武器、兵器、爆発物、及びその他危険物。但し、首相(Prime Minister)の許可のある場合を除く。

(b) 商務大臣(Minister of Trade)の許可のある場合に限りベトナムの領土を通過する転送を許可される取扱禁止物品或いは輸入又は輸出禁止物品。

2. ベトナムの領土内にある物品の輸出は、当該物品がベトナムへ輸入された際と同じ状態且つ同じ輸送手段で行われなければならない。

3. 本条第 4 項に定める場合を除き、ベトナムの領土を通過する転送を希望する外国の個人又は法人は、それを[物品の]転送サービスを提供するベトナムの商人に委託しなければならない。

4. 外国の個人又は法人は、ベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約に従い、ベトナムの領土を通過する転送を自ら行い、或いはそれを外国商人へ委託することができる。この場合、輸出入(entry and exit)及び交通運輸に関するベトナムの法律を遵守しなければならない。

第243条 (転送経路)

1. 物品の転送は、国境及びベトナムの領土内の所定経路を通じてのみ許可される。

2. 交通運輸大臣(Minister of Transport and Communications)は、ベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約に基づき、転送物品の許可経路に関して詳細な規則を公布する。

3. 物品の転送期間中に経路を変更する場合、交通運輸大臣(Minister of Transport and Communication)の承認を得なければならない。

第244条 (航空会社による転送)

航空会社による転送はベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約に従い行われなければならない。

第245条 (転送物品の監視)

ベトナムの領土を通過する転送物品は、転送期間を通じて、ベトナムの税関による監視を受ける。

第246条 (転送期間)

1. ベトナムの領土を通過する物品の[許容転送期間は、当該物品がベトナム国内に保管され、或いは転送中に破損又は紛失されない限り、輸入通関手続完了日より 30 日以内とする。

2. 転送中にベトナム国内で物品を保管し、或いは破損又は紛失したため、転送期間の延長が要求される場合、転送手続を行った税関、或いは転送にあたり商務大臣(Minister of Trade)の許可を必要とする物品については同大臣の承認のあることを条件として、保管期間若しくは当該破損又は紛失の処理期間に応じて転送期間の延長が認められる。

3. 本条第 2 項に定める物品の保管期間若しくは破損又は紛失の処理期間中、物品及び当該物品の輸送手段はベトナム税関の管轄下にあるものとする。

第247条 (ベトナム国内で販売される転送物品)

1. この法律の第 242 条第 1 項(a)及び(b)に定める転送物品については、ベトナム国内での販売を禁止する。

2. 本条第 1 項に定める物品に加え、転送物品のベトナム国内での販売は、商務大臣(Minister of Trade)の書面による承認のある場合に限り許可される。

3. 転送物品のベトナム国内での販売は、物品の輸入、租税、費用、料金、及びその他財務上の義務に関するベトナムの法律に準拠し行われなければならない。

第248条 (転送中の禁止行為)

物品の転送において以下の行為を禁止する。

1. [実際の]転送物品を物品の転送サービスの報酬とすること。

2. 違法に転送物品を売却すること或いは違法な輸送手段により当該物品を転送すること。

第249条 (物品の転送サービス)

「物品の転送サービス」とは、商人が外国の法人(organization)又は個人の所有する物品をベトナムの領土を通過して転送し、それに対する報酬を受領する商業活動をいう。

第250条 (転送サービス事業を行う条件)

転送サービスを業とする商人はこの法律の第 234 条に従い輸送サービス又はロジスティックサービス事業者として商業登録している企業でなければならない。

第251条 (転送サービス契約)

転送サービスのための契約は、書面又はそれと同等の有効性を持つ様式によりなされなければならない。

第252条 (転送サービスを利用する者の権利及び義務)

1. 別段の合意のない限り、転送サービスを利用する者は以下の権利を有する。

- (a) 転送サービス提供者に対して契約に定められた日時における輸入地点での物品の受領を要求する。
- (b) 転送サービス提供者に対してベトナムの領土を通過する転送期間中に亙り転送物品の状況を遅延なく通知することを要求する。
- (c) 転送サービス提供者に対してベトナムの領土を通過する転送期間中転送物品の紛失又は破損を最小限にするため必要な措置を講じることを要求する。

2. 別段の合意のない限り、転送サービスを利用する者は以下の義務を負う。

- (a) 契約で定められた正確な日時にベトナムの輸入地点へ物品を持込む。
- (b) 転送サービス提供者へ物品に関する全ての必要情報を提供する。
- (c) 転送サービス提供者へ輸出入手続及びベトナムの領土を通過する輸送手続を行うために必要な全ての証票を提出する。
- (d) 転送サービス提供者へ転送サービスに対する報酬及び合理的な範囲でその他費用を支払う。

第253条 (転送サービス提供者の権利及び義務)

1. 別段の合意のない限り、転送サービス提供者は以下の権利を有する。

- (a) 転送サービスを利用する者に対して契約で定められた正確な日時にベトナムの輸入地点へ物品を持込むことを要求する。
- (b) 転送サービスを利用する者に対して物品に関する全ての必要情報の提供を要求する。
- (c) 転送サービスを利用する者に対して輸出入手続及びベトナムの領土を通過する輸送手続を行うために必要な全ての証票を提出することを要求する。
- (d) 転送サービスに対する報酬及び合理的な範囲でのその他費用を受領する。

2. 別段の合意のない限り、転送サービス提供者は以下の義務を負う。

- (a) 契約に定められた日時において輸入地点で物品を受領する。
- (b) 転送物品のベトナムの領土への輸入及びベトナムの領土からの輸出手続を行う。

- (c) ベトナムの領土を通過する転送期間中転送物品に対して責任を負う。
- (d) ベトナムの領土を通過する転送期間中転送物品の紛失又は破損を最小限にするため必要な措置を講じる。
- (dd) ベトナムの法律に従い、転送物品に課される諸費用及び手数料を支払い、これらに対する財務上の義務を遂行する。
- (e) ベトナムの管轄国家机关と協力し、転送物品に関連して生じた問題に対処する。

第6節 評価証明書サービス

第254条 (評価証明書サービス)

「評価証明書サービス」とは、商人が物品の実際の状況、サービスの提供結果、或いは顧客が要求するその他事項を証明するために必要な全ての業務を行う商業活動をいう。

第255条 (評価証明内容)

評価証明内容は、数量、品質、包装、物品の価値、物品の原産地、損失又は損害、安全性、衛生基準、防疫、サービスの提供結果又は提供方法、或いは顧客の要求するその他事項より成る。

第256条 (評価証明書サービスを業とする商人)

評価証明書サービスの提供及び評価証明書の発行は、法律に定める条件を全て満たし且つ評価証明書サービス事業者として商業登録している商人に対してのみ許可される。

第257条 (評価証明書サービスを提供する条件)

評価証明書サービスを業とする商人は以下に示す全ての条件を満たしていなければならない。

1. 法律に従い設立された企業であること。
2. この法律の第 259 条に定める基準を満たす評価査定者を雇用していること。
3. 法律、国際基準、或いは物品又はサービスの評価証明において多くの国で広く適用されている基準に従った評価証明手順及び評価証明方法を実施する能力のあること。

第258条 (評価証明書サービスの業務範囲)

評価証明書サービスを業とする商人の業務範囲は、この法律の第 257 条第 2 項及び第 3 項に定める条件を満たしている分野に限られる。

第259条 (評価査定者の基準)

1. 評価査定者は以下の基準を満たしていなければならない。
  - (a) 評価証明分野の要件に相応しい総合大学又は単科大学の学位を有していること。

- (b) 法律により要求される場合、評価証明分野における職業資格を有していること。
- (c) 物品又はサービスの評価証明分野において少なくとも3年以上の経験のあること。

2. 本条第 1 項に定める基準に従い、評価証明書サービスを業とする商人の取締役は評価査定者を認定し、その決定に対して法律上の責任を負う。

第260条 (評価証明書)

1. 「評価証明書」とは、顧客の要求に従い評価された事項についての物品又はサービスの実際の状況を証明する書類をいう。
2. 評価証明書は、評価証明書サービスを業とする商人の正式に権限を付与された代理人により署名され、評価査定者の氏名及び署名を有しており、且つ管轄機関に登録された印が押印されていなければならない。
3. 評価証明書は評価事項に関してのみ有効とする。
4. 評価証明書サービスを業とする商人は、評価証明書に記載された結果及び結論の正確性に対して責任を負う。

第261条 (評価証明を要請した者に関する評価証明書の有効性)

評価証明書は、評価証明結果が事実に基づいていない又は事実と異なること、或いは評価証明の技術的又は専門的解釈に過失のあることについて、評価証明を要請した者が証明できない限り、法律上有効である (legally binding on)<sup>25</sup>。

第262条 (評価証明を要請した者の契約相手に関する評価証明書の有効性)

1. 評価証明を要請した者の契約相手が特定の評価証明書サービスを業とする商人の発行した評価証明書を利用することに同意した場合、当該証明書の評価証明結果が事実に基づいていない又は事実と異なること、或いは評価証明の技術的又は専門的解釈に過失のあることについて、当該契約相手が証明できない限り、当該証明書は全契約当事者を法律上拘束する。
2. 評価証明を要請した者の契約相手が特定の評価証明書サービスを業とする商人の発行した評価証明書を利用することに同意しない場合、当該証明書は評価証明を要請した者のみを法律上拘束する。その他いかなる契約当事者も再評価を求める権利を有する。
3. 再評価による評価証明書の内容が当初の評価証明書と異なる場合、以下の規定を適用する。
  - (a) 当初の評価証明書を発行した評価証明書サービスを業とする商人が再評価による評価証明書の内容を承認した場合、全契約当事者は当該

<sup>25</sup>英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:逐語訳では「法的に有効とする (legally valid with respect to)」。

	<p>再評価による評価証明書の結果に法律上拘束される。</p> <p>(b) 当初の評価証明書を発行した評価証明サービスを業とする商人が再評価による評価証明書の内容に承認しない場合、全契約当事者は、三度目の評価証明を実施する評価証明サービスを業とする商人の選定について合意し、当該商人による評価証明に法律上拘束される。</p>	<p>第266条 (不正確な評価証明結果に対する罰金及び損害賠償金)</p> <p>1. 評価証明サービスを業とする商人は、自らの過失により、不正確な結果を記載した評価証明書を発行した場合、顧客に対して罰金を支払わなければならない。当該罰金の金額は両当事者間の合意に基づくが、評価証明サービスに対する報酬の総額の10倍を限度とする。</p> <p>2. 評価証明サービスを業とする商人は、意図的に不正確な結果を記載した評価証明書を発行した場合、評価証明を直接要請した顧客に発生した損害を賠償しなければならない。</p> <p>3. 顧客は、評価証明書の結果が不正確であること、並びに評価証明サービスを提供した商人に過失のあったことを証明する義務を負う。</p>
<p>第263条 (評価証明サービスを業とする商人の権利及び義務)</p> <p>1. 評価証明サービスを業とする商人は以下の権利を有する。</p>	<p>(a) 顧客に対して評価証明サービスの提供に必要な、完全且つ正確な資料を遅延なく提供することを要求する。</p> <p>(b) 評価証明サービスに対する報酬及びその他合理的な範囲で費用を受領する。</p>	<p>第267条 (物品及びサービスの評価証明の委託)</p> <p>評価証明サービスを業とする外国の商人は、評価証明サービスの提供を求められたがベトナムでの事業許可を取得していない場合、ベトナムでの事業許可を有している商人へ当該業務を委託できるが、その評価証明結果に対して責任を負わなければならない。</p>
<p>2. 評価証明サービスを業とする商人は以下の義務を負う。</p>	<p>(a) 評価証明サービスに関する法律の基準及びその他規定を遵守する。</p> <p>(b) 評価証明方法及び評価証明手順に従い、誠実且つ客観的に独立して遅延なく評価証明を実施する。</p> <p>(c) 評価証明書を発行する。</p> <p>(d) この法律の第266条に従い罰金及び損害賠償金を支払う。</p>	<p>第268条 (国家機関の要請による評価証明)</p> <p>1. 評価証明サービスを業とする商人は、評価証明を実施するため国家機関の要請に合致する全ての条件及び基準を満たしている場合に限り、当該国家機関のための評価証明を実施できる。</p> <p>2. 評価証明を要請する国家機関は、評価証明サービスを業とする商人との合意に従い市場価格に基づき評価証明サービス費用を支払う義務を負う。</p>
<p>第264条 (顧客の権利)</p>		<p>第7節 物品の賃貸</p>
<p>別段の合意のない限り、顧客は以下の権利を有する。</p> <p>1. 評価証明サービスを業とする商人に対して合意した項目に従い評価証明を実施することを要求する。</p> <p>2. 評価証明サービスを業とする商人が顧客の要求を正確に履行していない、或いは評価証明の技術的又は専門的解釈が客観的又は誠実に若しくは正確になされていないと信じるに足る合理的な理由のある場合、再評価を要求する。</p> <p>3. この法律の第266条に従い違反罰金及び損害賠償の支払を要求する。</p>		<p>第269条 (物品の賃貸)</p> <p>「物品の賃貸」とは、一方の当事者(「貸主」)が特定の期間に亘り他方の当事者(「借主」)へ物品を占有、利用する権利を譲渡し、賃料を受領する商業活動をいう。</p> <p>第270条 (貸主の権利及び義務)</p> <p>別段の合意のない限り、貸主は以下の権利を有するとともに、以下の義務を負う。</p>
<p>第265条 (顧客の義務)</p> <p>別段の合意のない限り、顧客は以下の義務を有する。</p> <p>1. 評価証明サービスを業とする商人へ評価証明サービスの提供に必要な完全且つ正確な資料を遅延なく提供する。</p> <p>2. 評価証明サービスに対する報酬及びその他合理的な範囲で費用を支払う。</p>		<p>1. 賃貸契約における合意に従い借主へ賃貸物品を引渡す。</p> <p>2. 賃貸期間中、借主が賃貸物品を所有、利用する権利にかかわる第三者との係争も付されていないことを保証する。</p> <p>3. 賃貸物品が両当事者の合意した賃貸目的に適していることを保証する。</p> <p>4. 合理的な期間に亘り賃貸物品を保守、修理する。賃貸物品の保守又は修理が借主による当該物品の利用に悪影響を及ぼした場合、賃料を割引き、或いは保守及び修理期間に基づき賃貸期間を延長する。</p>

5. 法律に従う又は合意した賃料を受領する。 において借主又はその指名人が受領した時点で借主へ移転する。
6. 賃貸期間終了後、賃貸物品を引取る。

第271条 (借主の権利及び義務)

別段の合意のない限り、借主は以下の権利を有するとともに、以下の義務を負う。

1. 賃貸契約における合意及び法律に従い賃貸物品を占有、利用する。賃貸物品の利用方法についての具体的な合意のない場合、当該物品の性質上適切な方法でこれを利用する。
2. 賃貸期間中、賃貸物品を管理、維持し、賃貸期間終了後、これを貸主へ返還する。
3. 貸主に対して賃貸物品の保守、修理を要求する。貸主が合理的な期間における当該義務の遂行を怠った場合、借主は自ら賃貸物品を保守、修理することができる。当該借主による保守、修理に関する全ての費用は、合理的な範囲内で貸主の負担とする。
4. 法律に従い合意した賃料を支払う。
5. 賃貸物件を売却又は転貸しない。

第272条 (賃貸物品の現状に対する修理及び変更)

1. 借主は、貸主の承認のない限り、賃貸物品の現状を修理又は変更してはならない。
2. 貸主は、借主が貸主の承認なしに賃貸物品の現状を修理又は変更した場合、貸主へ当該賃貸物品を元の状態に回復し、或いは損害賠償を求める権利を有する。

第273条 (賃貸期間中の紛失又は破損に対する責任)

1. 別段の合意のない限り、貸主は賃貸期間中の賃貸物品の紛失又は破損に対して責任を負う。但し、当該紛失又は破損が借主の過失に起因する場合を除く。
2. 本条第1項に定める場合において、貸主は合理的な期間内に賃貸物品を修理し、借主の目的のために利用できる状態にしなければならぬ。

第274条 (賃貸物品に関する危険負担の移転)

両当事者間で賃貸物品に関する危険負担の移転について合意されているが、具体的な移転時点が定められていない場合、以下の規定を適用する。

1. 賃貸契約に物品の輸送が含まれる場合。
  - (a) 契約により賃貸物品の特定の場所での引渡が要求されない場合、危険負担は第一運送人へ引渡された時点で借主へ移転する。
  - (b) 契約により賃貸物品の特定の場所での引渡が要求される場合、危険負担は当該指定場所に

2. 賃貸物品が運送人以外の受託者により受領される場合、危険負担は当該受託者が当該賃貸物品を借主が占有する権利を承認した時点で借主へ移転する。

3. 本条第1項及び第2項の何れにも該当しない場合、危険負担は借主が賃貸物品を受領した時点で借主へ移転する。

第275条 (契約に合致しない賃貸物件)

[契約において]具体的な合意のない場合、以下の何れかに該当する物品は契約に合致してないと看做される。

1. 同一種類の物品の通常の利用目的に適していない場合。
2. 借主が貸主へ通知した或いは契約締結時点で貸主が知り得た特定の目的に適していない場合。
3. 貸主から借主へ提供された物品見本と同一の品質を有していない場合。

第276条 (物品の受諾拒否)

1. 貸主は物品の検査のため借主へ物品受領後合理的な期間を与えなければならない。
2. 借主は以下の何れかの場合物品の受領を拒否することができる。
  - (a) 貸主が借主へ物品の検査のための状況を整えず、合理的な期間を与えなかった場合。
  - (b) 検査の結果、借主により物品が契約に合致していないことが発見された場合。

第277条 (契約に合致しない物品の処置又は修理)

1. 貸主は、借主より物品が契約に合致しないためその受領を拒否されたが、当該物品の引渡期限に未だ到達していない場合、処置[案]又は修理[案]を遅延なく借主へ通知し、引渡期限までにそれを履行することができる。
2. 借主は、本条第1項に基づき貸主が賃貸物品を処置又は修理した結果、借主に不都合又は不当な経費が生じた場合、貸主に対して当該不都合の救済又は当該経費の支払を求める権利を有する。

第278条 (賃貸物品の受諾)

1. 借主は、賃貸物品の検査のための合理的な機会を与えられ、以下の何れかの行為を行った場合、当該賃貸物品を受諾したものと看做される。
  - (a) 当該賃貸物品の受諾の不拒否。
  - (b) 当該賃貸物品が契約における合意に合致していることへの承諾。

(c) 当該貸貨物品が契約に合致していないにもかかわらず、それを受諾する意思のあることについての確認。

貸貨期間中に貸貨物件の所有権が変更された場合も、賃貸契約の有効性に何ら影響を与えない。

2. 借主は、貸貨物品を受諾した後当該物品が契約に合致しないことを発見した場合も、当該不一致が受諾前の検査により発見可能なものであれば、当該不一致を根拠にその返品を主張することはできない。

第8節 フランチャイズ

第279条 (受諾の撤回)

1. 借主は、貸貨物品の不適合により契約締結の目的を達成できず、以下の何れかに該当する場合、当該貸貨物品への受諾の一部又は全部を撤回することができる。

(a) 貸主がこの法律の第277条に従い適切な方法で処置を実施しなかった場合。

(b) 借主が当該不適合を発見できなかったことが貸主の保証[に対する信用]に起因している場合。

2. 受諾の撤回は、合理的な期間内、即ち、借主が物品を受諾した日より3ヶ月以内になされなければならない。

第284条 (フランチャイズ)

「フランチャイズ」とは、フランチャイザーが以下の条件に従いフランチャイジーへ自らを代理する物品の売買又はサービスの提供を委託、要求する商業活動をいう。

1. 物品の売買又はサービスの提供がフランチャイザーの指定する事業形態 (business organization) に従い、フランチャイザーの商標、商号、ノウハウ、事業目標、ロゴ、及び広告に関連して行われていること。

2. フランチャイザーが事業運営においてフランチャイジーを管理し、助言を与える権利を有すること。

第285条 (フランチャイズ契約)

フランチャイズ契約は書面又はそれと同等の有効性を持つ様式によりなされなければならない。

第280条 (貸貨物品の欠陥に対する責任)

別段の合意のない限り、貸貨物品の欠陥に対する責任について以下の規定を適用する。

1. 貸主は、本条第2項及び第3項に定める場合を除き、貸貨期間中に亘って、貸貨物品の引渡時点で既に存在していた欠陥に対して責任を負う。

2. 貸主は、貸貨物品の引渡時点で既に存在していた欠陥について、契約締結時点で借主が当該欠陥を知っていた又は知り得ていた場合、それに対して責任を負わない。

3. 貸主は、借主による受諾の後に発見された欠陥について、受諾前に適切な検査による発見可能であった場合、それに対して責任を負わない。

4. 貸主は、危険負担移転後に生じた貸主の義務遂行違反を起因とする欠陥に対して責任を負う。

第286条 (フランチャイザーの権利)

別段の合意のない限り、フランチャイジーは以下の権利を有する。

1. ロイヤリティを受領する。
2. フランチャイズシステム及びネットワークに関する宣伝を行う。
3. フランチャイズシステムの統一性並びに物品又はサービスの品質の一貫性を確認するため、定期的又は無作為にフランチャイジーの業務を検査する。

第287条 (フランチャイザーの義務)

別段の合意のない限り、フランチャイジーは以下の義務を負う。

1. フランチャイジーへフランチャイズシステムに関する開示書類 (disclosure document)<sup>26</sup>を提供する。
2. フランチャイジーがフランチャイズシステムに従い[事業を]運営できるよう初期訓練及び継続的な技術援助を提供する。
3. フランチャイジーの費用負担により物品又はサービスの販売店を設計し配置する。
4. フランチャイズ契約に定める目的に関する知的所有権を保証する。
5. フランチャイズシステム内の全フランチャイジーを公平に扱う。

第281条 (転貸)

1. 借主は、貸主の同意のある場合に限り、貸貨物品を転貸できる。貸主と別段の合意のない限り、借主は当該転貸された物品の責任を負う。

2. 貸主は、借主が貸主の同意なしに貸貨物品を転貸した場合、賃貸契約を解除する権利を有する。転借主は直ちに貸主へ当該物品を返還しなければならない。

第288条 (フランチャイジーの権利)

別段の合意のない限り、フランチャイジーは以下の権利を有する。

第282条 (賃貸期間中に生じる便益)

別段の合意のない限り、賃貸期間中に貸貨物品から生じる全ての便益は借主へ帰属する。

第283条 (賃貸期間中の所有権の変更)

<sup>26</sup>英訳者(アレン・アーサー・ロビンソン)脚注:逐語訳では「マニュアル(manual)」又は「手引書(guiding document)」。

1. フランチャイザーに対してフランチャイズシステムに関するあらゆる技術援助を要求する。

2. フランチャイザーに対してフランチャイズシステム内の全フランチャイジーを公平に扱うことを要求する。

第289条 (フランチャイジーの義務)

別段の合意のない限り、フランチャイジーは以下の義務を負う。

1. ロイヤリティ及びフランチャイズ契約において支払義務を負うその他金額を支払う。

2. フランチャイザーより権利及びノウハウの移転を受けるため、必要な資金を調達し設備及び人材へ投資する。

3. フランチャイザーの管理、監督、及び指針に従うとともに、物品又はサービスの販売網に関するフランチャイザーの要件を遵守する。

4. フランチャイズ契約の終了又は解除後であっても、移転されたノウハウの秘密を保持する。

5. フランチャイズ契約が終了又は解除された時点でフランチャイザーの商標、商号、スローガン、ロゴ、及びその他知的所有権、並びにシステムの利用を中止する。

6. フランチャイズシステムに従い「業務を」運営する。

7. フランチャイザーの同意のない限り (without the consent of the franchisor)<sup>27</sup>再フランチャイズをしない。

第290条 (第三者への再フランチャイズ)

1. フランチャイジーはフランチャイザーの同意のある場合、第三者（「再フランチャイジー」）へ再フランチャイズをする権利を有する。

2. 再フランチャイジーはこの法律の第 288 条及び 289 条に定めるフランチャイジーの権利を有するとともに、その義務を負う。

第291条 (フランチャイズ登録)

1. フランチャイザーとなる者はフランチャイズの導入に先立ち商務省 (Ministry of Trade) へ登録しなければならない。

2. 政府はフランチャイズシステムによる事業並びにフランチャイズ登録の手順及び手続に関する詳細な規則を公示する。

第 7 章 商業における救済措置及び商事係争の解決

第 1 節 商業における救済措置

第292条 (商業における救済措置の種類)

<sup>27</sup>英訳者 (アレン・アーサー・ロビンソン) 脚注: 逐語訳では「フランチャイザーが同意しない場合再フランチャイズをしない (Not to sub-franchise in the case where the franchisor does not consent)」。

商業における救済措置 (remedies in commerce) の種類は以下のものより成る。

1. 契約の特定履行 (Specific performance)

2. 罰金

3. 損害賠償 (Damages for loss)<sup>28</sup>

4. 契約履行の中断

5. 契約履行の中止

6. 契約解除

7. 両当事者はその他の救済措置の利用に合意できるが、当該措置がベトナムの法律の基本原則又はベトナム社会主義共和国を加盟国とする国際条約或いは国際的商慣習に反しないことを条件とする。

第293条 (重要でない違反に対する救済措置の適用)

別段の合意のない限り、違反された当事者は当該違反が重要でない場合、契約履行の中断又は中止或いは契約解除の何れの救済措置も利用できない。

第294条 (違反行為に対する免責事由)

1. 違反した当事者 (defaulting party)<sup>29</sup>は、以下の何れかの場合、免責される。

(a) 両当事者間で合意した免責事由が発生した場合。

(b) 不可抗力事由が発生した場合。

(c) 一方の当事者による違反が完全に他方の当事者の過失に起因する場合。

(d) 契約締結時点で両当事者が知り得なかった管轄の国家機関による決定を履行することに因る一方の当事者による違反の場合。

2. 違反した当事者は、免責[となる]事由を証明する義務を負う。

第295条 (違反した当事者が免責事由を主張できる事由の通知<sup>30</sup>)

<sup>28</sup>英訳者 (アレン・アーサー・ロビンソン) 脚注: 逐語訳では「損害補償 (compensation for damages)」。

<sup>29</sup>英訳者 (アレン・アーサー・ロビンソン) 脚注: 逐語訳では「契約違反の当事者 (party in breach of a contract)」。

<sup>30</sup>英訳者 (アレン・アーサー・ロビンソン) 脚注: ベトナム語原文には、本条の表題に「及び証明 (and certification)」という語句が含まれているが、この法律の最終版では、証明に対する規定は削除されている。但し、本条の表題の正式な訂正については未だ公布されていない。

1. 違反した当事者は、免責を主張できる事由並びに当該事由の考えられる結果について、他方の当事者へ書面による即時通知を行わなければならない。
2. 違反した当事者が免責を主張できる事由が終了した場合、当該当事者は他方の当事者へ遅延なくその旨を通知しなければならない。違反した当事者が当該義務を怠った或いはその遂行を遅延した場合、他方の当事者へ損害賠償金を支払うこととする。
3. 違反した当事者は違反された当事者へ自らが免責を主張できる事由を証明する義務を負う。

第296条 (不可抗力発生の際の[契約履行]及び[契約履行拒否]の期限延長)

1. 不可抗力が発生した場合、両当事者は契約上の義務の遂行の期限延長について合意することができる。延長期間について合意のない場合或いは合意に達しなかった場合は、不可抗力の継続期間と当該不可抗力の結果に対する救済に要する期間と同じ期間に亘り延長されるが、以下を超過しない。
  - (a) 物品の引渡期限又はサービスの提供期限が契約締結日より12ヶ月以内の場合、5ヶ月。
  - (b) 物品の引渡期限又はサービスの提供期限が契約締結日より12ヶ月超の場合、8ヶ月。
2. 本条第1項に定める期限経過後、何れの当事者も契約履行を拒否する権利を有し、他方の当事者へ損害賠償を求めことはできない。
3. 契約履行を拒否する当事者は、本条第1項に定める期限から10日以内且つ他方の当事者が契約履行を開始する前に、他方の当事者へ契約履行の拒否を通知しなければならない。
4. 本条第1項に定める契約上の義務の遂行期限の延長は、予め物品の引渡又はサービスの提供期間が定められている契約の場合は適用されない。

第297条 (契約の特定履行)

1. 「契約の特定履行」とは、違反された当事者が違反した当事者に対して、正しく契約を履行させること、或いは契約を履行させるためのその他対策を講じることをいひ、そのための発生した全ての費用は違反した当事者の負担とする。
2. 一方の当事者の引渡した物品又は提供したサービスの全てが契約に合致しない場合、当該当事者は契約条件に従い全ての物品を引渡又はサービスを提供する義務を負う。一方の当事者の引渡した物品又は提供したサービスの品質が劣悪である場合、当該当事者は契約に従い物品又はサービスの欠陥を修正し或いは代替物品を引渡し又は適切なサービスを提供する義務を負い、違反された当事者の同意のない限り、金銭或いは他の種類の物品又はサービスを代替品として利用することはできない。
3. 違反した当事者が本条第2項を遵守しなかった場合、違反された当事者は契約に定められた正しい種類の物品又はサービスを代替品として第三者より購入する権利を有し、そ

れにより発生した価格差額及び関連費用の[全て]は違反した当事者の負担とする。若しくは、違反された当事者は自ら物品又はサービスの欠陥を修正する権利を有し、それにより発生した合理的な範囲での費用は違反した当事者の負担とする。

4. 違反した当事者が本条第2項に定める全ての義務を遂行した場合、違反された当事者は物品又はサービスを受領し、それに対する支払を行わなければならない。

5. 違反した当事者が買主の場合、売主は契約及びこの法律の定めに従い買主へ支払若しくは物品又はサービスの受領を求め、或いはその他義務の遂行を要求する権利を有する。

第298条 (義務遂行期限の延長)

契約の特定履行において、違反された当事者は違反した当事者が義務を遂行するため合理的な期間期限を延長することができる。

第299条 (契約の特定履行とその他救済措置の関係)

1. 別段の合意のない限り、救済措置としての契約の特定履行の適用期間中、違反された当事者は損害賠償及び罰金の支払を要求することができるがこれら以外の救済措置を求めことはできない。
2. 違反された当事者は、違反した当事者が期限内に救済措置としての契約の特定履行を履行しなかった場合、自らの正当な権利を保護するためその他の救済措置を適用することができる。

第300条 (罰金)

「罰金」とは、この法律の第294条に定める免責事由を除き、契約で合意されている場合、違反された当事者が違反した当事者へ違反に対する一定の罰金の支払を求める[救済措置]をいう。

第301条 (罰金の金額)

契約上のある義務の違反或いは複数の違反に対する罰金の総額は、契約において両当事者で合意された金額に基づくが、この法律の第266条に定める場合を除き、違反した契約上の義務の対価の8%を限度とする。

第302条 (損害賠償)

1. 「損害賠償」とは、契約違反した当事者が違反された当事者に発生した損失に対する賠償金を支払うことをいう。
2. 損害賠償金額は、違反された当事者が違反した当事者[の契約違反]により実際に且つ直接被った損害金額、並びに当該違反のない場合違反された当事者が直接獲得したであろう利益より成る。

第303条 (損害賠償責任の根拠)

この法律の第294条に定める免責事由を除き、以下の要因が存在する場合、損害賠償責任が発生する。

1. 契約違反のある場合。
2. 実際に損失が発生している場合。



<p>3. 契約違反が直接の原因となり損失が発生している場合。</p> <p>第304条 (損失の証明義務)</p> <p>損害賠償を請求する当事者は、違反行為による当該損害及びその金額、並びに当該違反のない場合直接獲得したであろう利益[の損失]について証明する義務を負う。</p> <p>第305条 (損害を最小限にする義務)</p> <p>損害賠償を請求する当事者は、違反のない場合獲得したであろう利益の損失を含め、契約違反により生じる損害を最小限にするため適切な対策を講じなければならぬ。</p> <p>第306条 (支払遅延に対して金利を請求する権利)</p> <p>両当事者間で別段の合意のない限り、また、法律に別段の定めのない限り、一方の当事者が物品又はサービス或いはその他合理的な費用の支払に遅延した場合、違反された当事者は支払時点において期限経過済債務に適用される市場平均金利に基づき当該支払遅延期間に対して金利を請求する権利を有する。</p> <p>第307条 (罰金と損害賠償の関係)</p> <p>1. 両当事者間で罰金についての具体的な合意のない場合、違反された当事者は、この法律に別段の定めのない限り、救済措置として損害賠償のみを請求する権利を有する。</p> <p>2. 両当事者間で罰金についての具体的な合意のある場合、違反された当事者は、この法律に別段の定めのない限り、罰金と損害賠償の両方を求める権利を有する。</p> <p>第308条 (契約履行の中断)</p> <p>この法律の第 294 条に定める免責事由を除き、「契約履行の中断」とは、以下の何れかにおいて、一方の当事者が契約の履行を一時的に中止することをいう。</p> <p>1. 両当事者間で契約履行の中断の適用が合意された違反行為のある場合。</p> <p>2. 一方の当事者が契約上の義務について重大な違反を犯した場合。</p> <p>第309条 (契約履行の中断の法的影響)</p> <p>1. 契約履行の中断が適用されている場合も、当該契約は完全に有効であるものと看做される。</p> <p>2. 違反された当事者は、この法律に従い損害賠償を請求する権利を有する。</p> <p>第310条 (契約履行の中止)</p> <p>この法律の第 294 条に定める免責事由を除き、「契約履行の中止」とは、以下の何れかにおいて、一方の当事者が契約の履行を中止することをいう。</p> <p>1. 両当事者間で契約履行の中止の適用が合意された違反行為のある場合。</p>	<p>2. 一方の当事者が契約上の義務について重大な違反を犯した場合。</p> <p>第311条 (契約履行の中止の法的影響)</p> <p>1. 契約履行が中止された場合、当該契約は、一方の当事者が当該中止に関する通知を受領した時点で解除されたものと看做され、何れの当事者も当該契約上の義務を遂行する義務を持たない。義務を遂行していた当事者は、他方の当事者に対して当該遂行された義務に対する支払或いは義務の遂行を要求する権利を有する。</p> <p>第312条 (契約解除)</p> <p>1. 契約解除には、契約の全部解除及び一部解除の両方が含まれる。</p> <p>2. 「契約の全部解除」とは、契約内容全ての義務遂行の破棄をいう。</p> <p>3. 「契約の一部解除」とは、契約内容の一部の義務遂行の破棄をいふ、この場合、当該契約のその他の部分は引き続き完全に有効であるものとする。</p> <p>4. この法律の第 294 条に定める免責事由を除き、以下の何れかの場合、救済措置として契約解除が適用される。</p> <p>(a) 両当事者間で契約解除の適用が合意された違反行為のある場合</p> <p>(b) 一方の当事者が契約上の義務について重大な違反を犯した場合。</p> <p>第313条 (分割された物品の引渡又はサービスの提供における契約解除)</p> <p>1. 両当事者が分割された物品の引渡又はサービスの提供に合意している契約において、一方の当事者が当該物品の引渡又はサービスの提供の義務を怠り、当該不履行が重大な契約違反に該当する場合、他方の当事者は一度のみの違反であっても (as it applies to such single delivery of goods or provision of services) 契約解除を主張する権利を有する。</p> <p>2. 一方の当事者による物品の引渡又はサービスの提供に関する債務不履行が一度のみであっても、当該不履行が他方の当事者にとってその後の物品の引渡又はサービスの提供に対する重大な違反であると主張する根拠となる場合、当該他方の違反された当事者は、その後の物品の引渡又はサービスの提供に関して契約解除を主張する権利を有する。但し、当該違反された当事者は合理的な期間内に当該権利を行使することとする。</p> <p>3. 一方の当事者が一度のみの物品の引渡又はサービスの提供を受領した後契約解除を主張した場合であっても、それぞれの物品の引渡[又はサービスの提供]の関係により引渡された物品又は提供されたサービスが契約締結時点において両当事者が意図していた当初の目的に従い利用できない場合、それらが既に履行されているか否かにかかわらず、当</p>
--	--

該当事者は、その後の物品の引渡又はサービスの提供に  
対する契約解除を主張する権利を有する。

第314条 (契約解除の法的影響)

1. この法律の第 313 条に定める場合を除き、契約が解除され  
た時点をもって当該契約は無効となり、何れの当事者も当該  
契約における義務を遂行する義務を負わない。但し、契約  
解除後の権利及び義務並びに係争解決に関する合意事項  
を除く。
2. 何れの当事者も自らの義務遂行により[他方の当事者が]獲  
得した便益を求める権利を有する。両当事者に対して返済  
の義務が課される場合、両当事者は同時に当該義務を遂行  
しなければならない。自らが獲得した便益と全く同一のものを  
返済することが不可能な場合、当該便益は現金により返済さ  
れる。
3. 違反された当事者はこの法律に従い 損害賠償を請求する権  
利を有する。

第315条 (契約履行の中断及び中止並びに契約解除に関する  
通知)

契約の履行を中断又は中止或いは契約を解除する当事者は、遅延なくそ  
の旨を他方の当事者へ通知しなければならない。当該義務の違反により他  
方の当事者に発生した損害は、契約履行を中断又は中止或いは契約解除  
した当事者により補償される。

第316条 (その他救済措置適用後に損害賠償を請求する権利)

一方の当事者が他方の当事者による契約違反に対して損害賠償を請求  
する権利は、その他救済措置が利用された後も保証される。

第2節 商事係争の解決

第317条 (係争解決の形態)

商事係争解決の形態は以下のものより成る。

1. 当事者間の協議
2. 当事者により調停人として選任された機関又は法人或いは  
個人による当事者間の和解
3. 仲裁人又は裁判所による決定

仲裁人又は裁判所による商事係争解決のための手続は、仲裁又は裁判  
に適用される法律に基づく訴訟手続による。

第318条 (苦情申立期限)

この法律の第 237 条第 1 項(dd)に定める場合を除き、苦情申立期限は当  
事者間による合意に基づく。当該合意のない場合、以下の規定が適用され  
る。

1. 物品の数量に関する苦情については、当該物品の引渡日より  
3ヶ月以内。

2. 物品の品質に関する苦情については、当該物品の引渡日より  
6ヶ月以内、或いは保証付物品の場合保証期間終了日より  
3ヶ月以内。

3. その他違反に関する苦情については、違反した当事者が契  
約に基づき義務を遂行すべきであった日より9ヶ月以内、或  
いは保証付の場合保証期間終了日より9ヶ月以内。

第319条 (訴訟提起期限)

商事係争において適用される訴訟提起期限は、この法律の第 237 条 1 項  
(dd)に定める場合を除き、法律上の権利又は利益に対する違反が発生した  
日より2年以内とする。

第8章 商法違反に対する処分

第320条 (商法違反に該当する行為)

1. 商法違反に該当する行為は以下のものより成る。
  - (a) 商人の事業登記、営業許可並びにベトナムの  
商人又は外国商人の駐在員事務所或いは支  
店の設立若しくは運営に関する商業登記上の  
規定の違反。
  - (b) 国内で取引される物品又はサービス、輸入又  
は輸出された物品又はサービス、再輸出のた  
めに一時輸入された[物品]、再輸入のために  
一時輸出された[物品]、国境を通過する[物品]、  
並びに転送中の[物品]に関する規定の違反。
  - (c) 税制、[並びに]インボイス、証拠書類、会計帳  
簿、又は会計報告に関する規定の違反。
  - (d) 物品又はサービスの価格に関する規定の違反。
  - (dd) 国内で流通する物品或いは輸入又は輸出され  
る物品の標示に関する規定の違反。
  - (e) 密輸、不法に輸入された物品の取扱、模造品  
或いは模造品の製造に利用される原材料又は  
供給品の取引、並びに違法な業務を行うこと。
  - (g) 国内で取引される物品又はサービス或いは輸  
入又は輸出された物品又はサービスの品質に  
関する規定の違反。
  - (h) 物品又はサービスの売買において顧客を欺き  
又は騙すこと。
  - (i) 顧客の権利保護に関する規定の違反。
  - (k) 国内で取引される物品又はサービス或いは輸  
入又は輸出された物品又はサービスについて  
の知的所有権に関する規定の違反。
  - (l) 物品の原産地に関する規定の違反。
  - (m) 法律に定める商業活動におけるその他違反。

2. 政府は本条第 1 項に記載する商法違反に該当する行為に関して詳細な規定を公布する。

第321条 (商法違反に対する処分)

1. 法人 (organizations) 及び個人は、違反の性質及び程度並びに結果に基づき、商法違反に対して以下の何れかの方法により処分される。
- (a) 行政違反処分に関する法律に基づく罰金刑。
  - (b) 違反行為が犯罪としての要素を十分に備えている場合、法律に基づく刑事責任の追及。
2. 違反行為が国家利益、或いは法人 (organizations) 又は個人の法律上の権利若しくは利益に損害を与えた場合、法律に従い当該損害を賠償しなければならない。

第322条 (商業活動における行政違反に対する罰金刑の適用)

政府は商業活動における行政違反に対する罰金刑の適用に関して詳細な規則を公布する。

第9章 施行条項

第323条

この法律は2006年1月1日より効力を発する。

この法律により1997年5月10日付商法は破棄される。

第324条

政府はこの法律の詳細な施行規則及び指針を公布する。

この法律は2005年6月14日付のベトナム社会主義共和国第11期国会、第7回議会により可決された。

国会議長 グエン・ヴァン・アン

この商法の日本語訳は“Allens Arthur Robinson”作成の商法の英訳版を基礎としています。実際の判断をされる場合は、商法のベトナム語原文に基づいた専門家のアドバイスを受けられることをお勧めします。